

## 2 2 - 1 愛媛県防災対策基本条例（防災危機管理課）

平成16年に愛媛県を襲った一連の台風が、26名の尊い命を奪い、県内に甚大な被害をもたらしたことは、県民の記憶に深く刻まれている。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、想定を超える巨大な地震と津波により我が国に甚大な被害をもたらしたばかりでなく、福島第一原子力発電所の事故を引き起こし、私たちは、災害の脅威をあらためて思い知らされたところである。

こうしたことから、近い将来、発生が危惧されている南海トラフを震源とする地震をはじめ、津波災害、土砂災害、原子力災害などの様々な災害から、県民の生命、身体及び財産を守るためには、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町が、平素から最悪の事態を想定し、万全の対策を講ずることの重要性を認識した上で、より一層、防災対策を推進し、地域防災力を向上させることが必要である。

これまで、県及び市町では、災害対策基本法及び地域防災計画等に基づき、防災対策を講じてきたところであるが、被害を最小限に抑える「減災」の考え方を基本とした防災対策を進めるためには、年齢、性別、障害の有無その他支援を要する者の事情に配慮しつつ、行政による防災対策の充実はもとより、県民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠である。

ここに、私たちは、県を挙げて防災に取り組み、災害から命と暮らしを守り、安心して生活することができる地域社会を築くため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、並びに県民、自主防災組織、事業者、県及び市町の責務を明らかにするとともに、災害予防対策、災害応急対策その他の防災対策の基本となる役割を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進して地域防災力を強化し、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- （2）防災 法第2条第2号に規定する防災をいう。
- （3）防災対策 防災のために行う対策をいう。
- （4）地域防災力 地域における防災の能力をいう。
- （5）自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
- （6）要配慮者 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人、旅行者その他の特に配慮を要する者をいう。
- （7）避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

一部改正〔平成28年条例33号〕

（基本理念）

**第3条** 防災対策は、県民が自らの安全は自らで守る自助を実践した上で、地域において互いに助け合う共助に努めるとともに、県及び市町がこれらを補完しつつ公助を行うことを基本として実施されなければならない。

- 2 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。
- 3 防災対策は、災害時において人命を守ることを最も優先させること、及び災害の発生を常に想定し被害の最小化を図る減災の考え方を基本として実施されなければならない。
- 4 防災対策は、あらゆる事態を想定し、防災対策の主体が災害の発生に備えるための措置を優先

的に講ずることを旨として実施されなければならない。

- 5 防災対策は、被災者等の年齢、性別、障害の有無その他の事情に配慮しながら、その時期に応じて適切に実施されなければならない。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(県民の責務)

**第4条** 県民は、前条に定める防災対策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に関する危機意識を持って、自己の安全の確保に努めるとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
- 3 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の責務)

**第5条** 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する知識の普及啓発、地域における安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を実施するよう努めるとともに、避難、救助、初期消火その他の災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

**第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保を始め、災害時において事業を継続することができる体制を整備するよう努めるとともに、地域の防災活動に協力するよう努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、災害応急対策を実施するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

**第7条** 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関等と連携し、防災対策に関する総合的かつ計画的な施策の推進に努めるとともに、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が行う防災対策への支援に努めるものとする。

(市町の責務)

**第8条** 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、県、自主防災組織その他の関係機関等と連携し、当該市町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守るための施策の推進に努めるものとする。

## 第2章 災害予防対策

### 第1節 県民の役割

(防災知識の習得等)

**第9条** 県民は、防災訓練及び研修等に積極的に参加して、災害の種類ごとの特徴、予測される被害、災害時にとるべき行動その他の防災に関する知識を習得するよう努めるものとする。

- 2 県民は、自ら生活する地域において、災害が発生するおそれのある箇所、避難場所、避難経路その他の災害に関する情報を掲載した地図（以下「防災地図」という。）等により、土砂災害、浸水被害、津波被害その他の災害に関する危険箇所を把握するよう努めるとともに、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について、あらかじめ確認しておくよう努めるものとする。
- 3 県民は、地域における過去の災害から得られた教訓を伝承し、防災活動にいかすよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(建築物の安全性の確保等)

**第10条** 建築物の所有者は、当該建築物について、建築に関する法令に基づき耐震性の診断を行うよう努めるとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努めるも

のとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講ずるよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置しようとする者は、当該工作物等の耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行うよう努めるものとする。  
（生活物資の備蓄等）

**第11条** 県民は、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

2 県民は、災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため、消火器その他の必要な資機材を備えるよう努めるものとする。  
（避難行動要支援者からの情報の提供）

**第12条** 避難行動要支援者は、自主防災組織等及び市町に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。  
一部改正〔平成28年条例33号〕

## 第2節 自主防災組織の役割

（防災意識の啓発）

**第13条** 自主防災組織は、地域住民に対し、防災意識の啓発及び高揚を図るための研修等を行うよう努めるとともに、その構成員を、県、市町等が行う災害及び防災に関する講座等に積極的に参加させるよう努めるものとする。

（災害危険箇所の確認等）

**第14条** 自主防災組織は、県、市町等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地域における災害危険箇所並びに災害の発生の危険性及びその態様を確認するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、あらかじめ、防災地図等により、災害の態様に応じた避難場所、避難経路、避難方法等を確認するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

（防災訓練の実施等）

**第15条** 自主防災組織は、少なくとも年1回は、地域住民が主体となった防災訓練を実施するよう努めるとともに、市町等が行う防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

（避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備）

**第16条** 自主防災組織は、避難行動要支援者の生命及び身体を守るため、市町が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備に協力するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

（資機材等の備蓄）

**第17条** 自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努めるものとする。

（市町等との連携等）

**第18条** 自主防災組織は、市町、事業者及び関係機関等と連携しながら、地域の実情に応じた災害予防対策を円滑かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

## 第3節 事業者の役割

（安全を確保するための計画及び事業継続計画）

**第19条** 事業者は、災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）を作成するよう努めるとともに、防災訓練及び研修等を積極的に行うよう努めるものとする。

（災害時における事業継続等）

**第20条** 事業者は、事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努めるものとする。

(建築物の耐震性の確保等)

**第21条** 事業者は、あらかじめ、その所有し、占有し、又は管理する建築物及び工作物等の耐震性又は耐火性を確保するよう努めるとともに、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努めるものとする。

(地域への協力)

**第22条** 事業者は、その所有し、占有し、又は管理する施設の指定緊急避難場所（法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）及び指定避難所（法第49条の7第1項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。）としての提供その他の地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

#### 第4節 県及び市町の役割

(防災意識の啓発等)

**第23条** 市町は、住民、自主防災組織等及び事業者が災害に備え、適切な防災対策を講ずることができるよう、自主防災組織等、事業者及び関係機関等と連携し、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努めるものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するとともに、市町及び関係機関等と連携し、県民の防災意識の普及及び啓発を図るものとする。

3 県及び市町は、関係機関等と連携して、複合型の災害や広域的な災害など様々な災害の発生を想定して、総合的な防災訓練を実施するものとする。

4 県及び市町は、関係機関等と連携して、幼児、児童、生徒及び学生が防災に関する理解を深め、災害時において適切に行動することができるよう、防災教育及び防災訓練の実施に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(災害及び防災に関する情報の提供等)

**第24条** 県及び市町は、県民、自主防災組織等及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を講ずることができるよう、災害の発生原因となる自然現象、災害危険箇所、避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供するものとする。

2 市町は、当該市町の区域内の防災地図を作成するとともに、住民に周知するものとする。

3 県は、前2項の規定による市町の施策の実施を支援するものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(自主防災組織への支援)

**第25条** 市町は、自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織が行う防災活動に対し、必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(防災リーダー等の育成)

**第26条** 県及び市町は、自主防災組織が行う防災活動及びボランティアが行う防災活動（以下「ボランティア活動」という。）が効果的に実施されるよう、防災リーダー（防災士その他の自主防災組織が行う防災活動において中心的な役割を担う者をいう。）及びボランティアコーディネーター（ボランティア活動が円滑に実施されるようボランティア相互間の連絡調整を行う者をいう。）の育成に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(災害時情報収集伝達体制の整備)

**第27条** 市町は、あらかじめ、災害時における災害及び避難に関する情報を住民に提供するとともに、住民からの被害状況、住民の安否その他の必要な情報を入手する手段を講じておくものとする。

2 県及び市町は、孤立地区（災害の発生により通信及び交通が途絶した地区をいう。以下同じ。）の発生に備え、情報収集及び伝達手段の確保に努めるものとする。

3 市町は、あらかじめ、災害の発生により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的

地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

- 4 県は、あらかじめ災害時における気象、被害その他の災害に関する情報を入手し、並びに市町及び関係機関等に提供するための手段を講じておくものとする。
- 5 県及び市町は、災害時における情報の提供について、あらかじめ報道機関と連携を図るものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

（住民避難体制の整備）

**第28条** 市町は、あらかじめ、自主防災組織等と連携して、災害の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

- 2 前項に規定する避難計画には、高齢者等避難等の発表等の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めるものとする。
- 3 市町は、災害時における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者、占有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、居住性、衛生、保健医療サービスその他の生活環境に配慮した運営基準を作成するものとする。
- 4 市町は、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、第1項に規定する避難計画及び前項に規定する運営基準（以下「運営基準」という。）を住民に周知するものとする。
- 5 県及び市町は、孤立地区の発生に備え、輸送手段の確保に努めるものとする。
- 6 市町は、あらかじめ、避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、避難行動要支援者の避難支援等に関する体制を整備するものとする。
- 7 市町は、あらかじめ、関係機関等と連携して、疾病等のために通常の指定避難所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。
- 8 県は、前2項の規定による市町の施策の実施を支援するものとする。
- 9 県及び市町は、他の市町又は他の都道府県への広域的な避難が必要な場合に備え、避難を円滑かつ迅速に行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

（物資等の備蓄及び流通備蓄の促進）

**第29条** 県及び市町は、災害時における応急対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、民間企業等の協力による流通備蓄の促進に努めるものとする。

（事業者等との協定）

**第30条** 県及び市町は、食料、飲料水、医薬品等の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に係る工事の施工その他の災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ他の地方公共団体及び事業者等との協定の締結に努めるものとする。

（広域防災拠点の整備）

**第31条** 県は、大規模な災害が発生した場合において、県内外からの人的支援及び物的支援を円滑に受け入れるための受援計画を作成するとともに、災害応急対策の展開及び物資の中継拠点（以下「広域防災拠点」という。）の整備に努めるものとする。

- 2 県は、広域防災拠点で活動する際に必要な資機材の確保に努めるものとする。

追加〔平成28年条例33号〕

（医療救護体制の整備）

**第32条** 市町は、あらかじめ、医療救護に関する計画を作成し、災害による傷病者の治療の拠点となる病院等を指定するなど、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。

- 2 県は、前項に規定する医療救護体制の整備に対する支援及び広域的な医療救護体制の整備に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

（ボランティア活動への支援等）

**第33条** 県及び市町は、災害が発生した場合において、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携して、ボランティアの受入体制の整備、資機材及び物資の提供その他のボランティア活動の支援に努めるものとする。

- 2 県及び市町は、平常時から、ボランティア活動を目的としている団体等との連携に努めるもの

とする。

- 3 県及び市町は、県民及び事業者等が積極的にボランティア活動に参加するための意識啓発に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(公共施設の整備)

**第34条** 県及び市町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の選定に当たっては、災害による危険性等の考慮に努めるとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されている公共施設の耐震性の確保及び非常用電源設備の整備等に努めるものとする。

- 2 県及び市町は、要配慮者が指定緊急避難場所及び指定避難所を利用する場合を考慮し、必要に応じて、傾斜路等の設置等に努めるものとする。

- 3 県及び市町は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的に点検を行うとともに、計画的な整備に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(研修の実施等)

**第35条** 県及び市町は、研修等の実施等により、職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに防災意識の高揚を図るものとする。

- 2 県及び市町は、あらかじめ、災害時に職員が的確かつ迅速に対処することができるよう危機管理体制の整備を図るとともに、災害時にとるべき行動等を職員に周知するものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

### 第3章 災害応急対策

#### 第1節 県民の役割

(円滑な避難行動)

**第36条** 県民は、災害時において自らの生命及び身体を守るため、災害に関する情報に留意しつつ、災害による危険を回避するための行動をとるとともに、高齢者等避難の発表、避難指示又は緊急安全確保の指示等（以下「避難指示等」という。）があったときは、これに応じて速やかに行動するものとする。

- 2 県民は、災害時において避難するに当たっては、要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う等相互に助け合うよう努めるものとする。

追加〔平成28年条例33号〕

(緊急通行車両の通行の確保等)

**第37条** 県民は、災害時において、法、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の規定に基づき、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。ただし、避難指示等により広域避難の必要がある場合における車両の使用については、当該避難指示等に従って行うものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(指定避難所の運営)

**第38条** 指定避難所に滞在する者は、運営基準に従い、相互に協力して自主的に共同生活を営むとともに、避難指示等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。

- 2 指定避難所の管理者等は、市町及び自主防災組織等と相互に連携を図りながら、男女双方の意向に配慮して、指定避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

追加〔平成28年条例33号〕

#### 第2節 自主防災組織の役割

**第39条** 自主防災組織は、災害時において、市町及び関係機関等と連携して、情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救護、給水及び給食、災害危険箇所の巡視その他の地域における防災活動を積極的に実施するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

#### 第3節 事業者の役割

(災害時の応急対策)

**第40条** 事業者は、災害時において、来所者、従業員等の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行い、地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(帰宅困難者への支援)

**第41条** 事業者は、事業所の周辺地域において、多数の帰宅困難者が発生している場合は、連絡手段及び一時的な滞在施設の提供その他の応急措置に必要な支援に協力するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

#### 第4節 県及び市町の役割

(災害時情報連絡体制の確立)

**第42条** 県及び市町は、災害時において、速やかに情報連絡体制を確立することにより、災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民及び帰宅困難者に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

2 県は、市町が避難指示等を行う場合は、必要な助言を積極的に行うものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(応急体制の確立等)

**第43条** 県及び市町は、災害時において、迅速かつ的確な避難、救助、医療等の災害応急対策が講じられるよう必要な応急体制の速やかな確立に努めるものとする。

2 市町は、県民や自主防災組織、関係機関等と連携して、避難行動要支援者等の避難を円滑に行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとし、県は、これを支援するものとする。

3 県及び市町は、災害時において、関係機関等と連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町は、指定避難所における避難行動要支援者をはじめとする被災者の生活環境の整備に努めるものとし、県は、これを支援するものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(県から市町への応援)

**第44条** 県は、災害時において、市町から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、あらゆる手段の活用を検討し、速やかな対応に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

#### 第4章 復旧及び復興対策

追加〔平成28年条例33号〕

**第45条** 県民は、災害による重大な被害が発生した場合において、国、県、市町、自主防災組織、事業者及び防災関係機関等と協力して、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

2 自主防災組織は、災害による重大な被害が発生した場合において、地域における復旧及び復興対策の実施に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、災害による重大な被害が発生した場合において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、県、市町等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

4 県及び市町は、災害による重大な被害が発生した場合において、住民の参画を図りながら、当該災害からの復旧及び復興に関する計画を策定し、復旧及び復興対策の円滑な実施に努めるものとする。

追加〔平成28年条例33号〕

#### 第5章 防災対策の計画的な推進等

一部改正〔平成28年条例33号〕

(県地域防災計画及び市町地域防災計画)

**第46条** 県は、県民の意見に十分配慮して、この条例の規定に沿って県地域防災計画を定めるものとする。

2 県及び市町は、それぞれの地域防災計画について、必要に応じ、見直しを行うとともに、当該地域防災計画に定められた施策の実効性の確保に努めるものとする。

3 県は、防災対策の推進に必要な財源の確保に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(大規模な地震による被害の軽減対策)

**第47条** 県は、大規模な地震による被害の軽減に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防災に関する施策の実施に関する総合的な計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 地震防災に関する施策の目標

(2) 地震防災に関する施策の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、地震防災対策を計画的に推進するために必要な事項

3 市町は、大規模な地震による被害の軽減に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(消防団による地域防災力の強化)

**第48条** 県及び市町は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第3条に定める基本理念に基づき、消防団の強化、消防団への加入の促進等による地域防災力の強化に努めるものとする。

2 県民及び自主防災組織は、地域防災力の強化に関する施策が円滑に実施されるよう、消防団その他の関係機関等との連携及び協力に努めるものとする。

3 事業者は、従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(えひめ防災の日及びえひめ防災週間)

**第49条** 県民、自主防災組織等及び事業者の防災に関する関心と理解を深めるとともに、防災活動の一層の充実を図るため、えひめ防災の日（以下「防災の日」という。）及びえひめ防災週間（以下「防災週間」という。）を設ける。

2 防災の日は、12月21日とし、防災週間は、同月17日から23日までとする。

3 防災の日及び防災週間においては、県民、自主防災組織等及び事業者は、災害時においてそれぞれの役割を果たせるように防災訓練の実施及びこれへの参加その他の防災対策を一層充実させるよう努めるものとする。

4 防災の日及び防災週間においては、県及び市町は、その趣旨にふさわしい事業の実施に努めるとともに、県民、自主防災組織等及び事業者により当該事業が実施されるよう支援に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成28年3月29日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年10月15日条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。



# 愛媛県地域防災計画（資料編）目次

<b>1 災害に関する記録</b>			
1-1	愛媛県の地震記録	防災危機管理課	1
1-2	愛媛県的主要気象災害	防災危機管理課・松山地方気象台	9
1-3	過去の火災発生状況	消防防災安全課	32
1-4	愛媛県的主要油流出事故	防災危機管理課	33
1-5	愛媛県の地質概要	防災危機管理課	36
1-6	日本付近のプレート、トラフ及び日本の活断層	防災危機管理課	37
1-7	愛媛県内の主要活断層	防災危機管理課	37
<b>2 気象関係</b>			
2-1	松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準	松山地方気象台	39
2-2	特別警報・警報・注意報の伝達系統	松山地方気象台	50
2-3	震度階級表	松山地方気象台	51
2-4	大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容	松山地方気象台	53
2-5	大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波に関する情報の伝達系統図	松山地方気象台	63
2-6	障害時における津波警報、津波注意報の伝達様式	松山地方気象台	64
2-7	震度観測地点一覧表	松山地方気象台	65
2-8	警戒レベルと住民等のとるべき行動について	防災危機管理課	66
<b>3 防災上注意すべき区域等</b>			
3-1	砂防指定地指定箇所一覧表	砂防課	67
3-2	地すべり防止区域指定箇所一覧表	農地整備課・森林整備課・砂防課	68
3-3	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表	砂防課	70
3-4	土砂災害警戒区域等指定一覧表	砂防課	71
3-5	土砂災害危険箇所総括表	砂防課	72
3-6	山地災害危険地区総括表	森林整備課	73
3-7	土木部所管海岸管理者一覧表	港湾海岸課	74
3-8	農林水産部所管海岸管理者一覧表	農地整備課・漁港課	75
3-9	津波災害警戒区域一覧表	技術企画室	77
<b>4 消防水防関係</b>			
4-1	市町消防の現況	消防防災安全課	78
4-2	愛媛県消防広域相互応援協定	消防防災安全課	80
4-3	愛媛県消防広域相互応援計画	消防防災安全課	84
4-4	愛媛県消防団広域相互応援協定	消防防災安全課	90
4-5	重要水防区域総括表	河川課	94
4-6	県水防倉庫資器材保有状況	河川課	95
4-7	林野火災応急対策用の資機材	四国森林管理局・消防防災安全課	97
4-8	ため池箇所一覧表	農地整備課	98

## 愛媛県地域防災計画（資料編）目次

<b>5 情報収集及び広報関係</b>			
5-1	災害情報報告	防災危機管理課	99
5-2	緊急放送要請(災害対策基本法施行令第22条に基づく協定)	防災危機管理課	107
5-3	災害時等における報道要請に関する協定	県警本部	109
5-4	愛媛県震度情報ネットワークシステム	防災危機管理課	110
5-5	全国瞬時警報システム(J-ALERT)の概要	防災危機管理課	111
5-6	大規模災害時における応急対策業務に関する協定 ((一社)愛媛県建設業協会・愛媛県建設産業団体連合会)	技術企画室	112
5-7	大規模災害時における救援支援活動に関する協定 (愛媛県隊友会)	防災危機管理課	115
5-8	大規模災害発生時等の支援に関する協定 (愛媛県警友会連合会)	県警本部	118
5-9	大規模災害に際しての愛媛県警察と陸上自衛隊第14特科隊との相互協力に関する協定	県警本部(陸上自衛隊)	119
5-10	えひめ震災対策アクションプランの概要	防災危機管理課	122
5-11	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定	技術企画室	123
5-12	愛媛県災害情報システムの概要	防災危機管理課	124
5-13	愛媛県地域強化計画の概要	防災危機管理課	125
5-14	災害情報の放送等に関する協定 ((株)エフエム愛媛、南海放送(株))	県警本部	126
5-15	情報提供ネットワーク構築に関する協定	技術企画室・四国地方整備局	128
5-16	大規模災害発生時における技術支援及び共同研究に関する協定	技術企画室	130
5-17	「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領	防災危機管理課	131
5-18	ヘリテレ映像の提供に関する協定	県警本部	132
5-19	大規模災害時等の情報伝達の協力に関する協定(愛媛県CATV協議会)	防災危機管理課	133
5-20	災害時等における無人航空機の協力に関する協定書(えひめドローン安全協議会)	防災危機管理課	135
<b>6 通信関係</b>			
6-1	愛媛県防災通信システム(地上系・衛星系)回線構成図	防災危機管理課	138
6-2	愛媛県非常通信協議会構成員・委員名簿	防災危機管理課	139
6-3	市町の非常通信ルート	防災危機管理課	140
6-4	消防防災用多重無線電話系統図	防災危機管理課	143
6-5	水防用多重無線電話系統図	河川課	143
6-6	災害時におけるアマチュア無線局運用系統図	防災危機管理課	143
6-7	アマチュア無線局用レピーター局設置場所	防災危機管理課	144
6-8	海上保安部通信系統図	第六管区海上保安本部	145
6-9	警察有線電話通信系統図	県警本部	146
6-10	大規模災害時等の通信確保に関する協定 (西日本電信電話(株))	警察本部	147
6-11	大規模災害時等の被災地との通信確保に関する協定 (西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株))	防災危機管理課	148
6-12	総務省の災害対策用移動通信機器の貸与制度	四国総合通信局	153
6-13	総務省の臨時災害放送局用機器の貸与制度	四国総合通信局	154
6-14	総務省の災害対策用移動電源車の貸与制度	四国総合通信局	155

## 愛媛県地域防災計画（資料編）目次

7 医療救護関係一覧			
7-1	救護班の編成と収容施設一覧表	医療対策課	156
7-2	災害時の医療救護に関する協定 ((一社)愛媛県医師会)	医療対策課	159
7-3	災害時の医療救護に関する協定 ((公社)愛媛県看護協会)	医療対策課	165
7-4	災害時の医療救護に関する協定 ((一社)愛媛県歯科医師会)	医療対策課	172
7-5	災害時の医療救護に関する協定 ((一社)愛媛県薬剤師会)	医療対策課	179
7-6	災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定 (愛媛県医薬品卸業協会)	薬務衛生課	186
7-7	災害時の柔道整復師支援活動に関する協定 ((社)愛媛県接骨師会)	医療対策課	188
7-8	日本赤十字社愛媛県支部救護班の編成と資器材保有状況	日本赤十字社愛媛県支部	189
7-9	災害時における被災者支援に関する協定 (愛媛県薬事振興会)	薬務衛生課	190
7-10	災害時における医療ガス等の供給に関する協定 ((一社)日本産業、医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門愛媛県支部)	薬務衛生課	191
7-11	災害時における遺体搬送に関する協定 (愛媛県霊柩自動車協会、(一社)全国霊柩自動車協会)	薬務衛生課	193
7-12	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定 (愛媛県葬祭事業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会)	薬務衛生課	195
7-13	災害時における協力に関する協定 ((一社)全日本冠婚葬祭互助協会)	薬務衛生課	197
7-14	災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定 (愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会)	医療対策課	199
7-15	災害時における医療機器等の供給に関する協定 (愛媛県医療機器販売業協会)	薬務衛生課	201
7-16	災害時における被災者支援に関する協定 (日本チェーンドラッグストア協会愛媛県支部)	薬務衛生課	205
8 ライフライン関係			
8-1	伊方原子力発電所からの通信施設概要図	四国電力(株)	209
8-2	市町等の災害・渇水時応急給水資機材の保有状況	環境政策課	210
8-3	市町別給水能力一覧表	環境政策課	211
8-4	災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定 (愛媛県管工事協同組合連合会)	環境政策課	212
8-5	災害時における飲料水の調達に関する協定 (コカ・コーラボトラーズジャパン(株))	環境政策課	213
8-6	災害時における応急生活物資(L P ガス等)の供給に関する協定 ((一社)愛媛県エルピーガス協会)	消防防災安全課	214
8-7	災害時における応急対策活動に関する協力協定 ((一財)四国電気保安協会)	防災危機管理課	217
8-8	災害時における物資の調達に関する協定 (大塚食品(株))	防災危機管理課	220
8-9	災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書 (四国電力(株)、四国電力送配電(株))	防災危機管理課	221
8-10	災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する覚書 (四国電力(株)、四国電力送配電(株))	防災危機管理課	225
8-11	災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書 (中国電力(株))	防災危機管理課	226
8-12	災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する覚書 (中国電力(株))	防災危機管理課	230
8-13	災害時における電気通信設備の復旧に関する協定書 (西日本電信電話(株)愛媛支店、(株)N T T ドコモ四国支社)	防災危機管理課	231
8-14	災害時における電気通信設備の復旧に関する協定に関する覚書 (西日本電信電話(株)愛媛支店、(株)N T T ドコモ四国支社)	防災危機管理課	234

## 愛媛県地域防災計画（資料編）目次

<b>9 廃棄物等処理関係</b>			
9-1	最終処分場	循環型社会推進課	235
9-2	廃棄物再生利用施設	循環型社会推進課	236
9-3	し尿処理施設	循環型社会推進課	237
9-4	ごみ焼却施設	循環型社会推進課	238
9-5	中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール	都市整備課	239
9-6	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	都市整備課	244
9-7	災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定 （（一社）えひめ産業資源循環協会）	循環型社会推進課	247
9-8	愛媛県災害廃棄物処理計画概要版	循環型社会推進課	248
9-9	市町災害廃棄物処理計画策定ガイドライン	循環型社会推進課	250
9-10	災害時における仮設トイレの供給に関する協定 （日野興業(株)、三好産業有限会社、讃岐リース(株)）	循環型社会推進課	287
9-11	災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協力協定 （（公社）愛媛県浄化槽協会）	循環型社会推進課	288
9-12	大規模災害時における災害廃棄物の仮置場の設置協力に関する協定 （愛媛県砕石工業組合）	循環型社会推進課	289
<b>10 食料等の備蓄、調達関係</b>			
10-1	緊急援護物資	防災危機管理課	290
10-2	緊急援護物資管理及び輸送体制	防災危機管理課	290
10-3	各市町備蓄物資一覧表	防災危機管理課	291
10-4	家畜飼料の取扱業者一覧表	畜産課	292
10-5	米穀の調達に関する協定（（株）ひめライス・（株）あいしよく）	農産園芸課	295
10-6	災害救助に必要な物資の調達に関する協定 （（株）伊予鉄高島屋、ダイキ(株)、（株）フジ、（株）三越松山店）	経営支援課	296
10-7	災害時における自動車の燃料等の調達及び帰宅困難者等の支援に関する協定 （愛媛県石油商業組合）	経営支援課	299
10-8	災害時における生活必需物資の調達に関する協定（（株）ローソン）	防災危機管理課	302
10-9	災害時における生活必需物資の調達に関する協定（愛媛県生活協同組合連合会）	県民生活課	306
10-10	災害時における物資供給に関する協定（NPO法人 コメリ災害対策センター）	防災危機管理課	309
10-11	災害時における食料(パン)の調達に関する協定（（株）四国シキシマパン）	防災危機管理課	311
10-12	災害時における応急生活物資の供給及び帰宅困難者の支援に関する協定 （（株）ファミリーマート）	防災危機管理課	314
10-13	災害時における水輸送の協力に関する協定（愛媛県生コンクリート工業組合）	経営支援課	317
10-14	災害時における物資の調達に関する協定（イオンリテール(株)）	経営支援課	319
10-15	生活衛生関係営業に係る災害時支援協定（（社）愛媛県生活衛生同業組合連合会）	業務衛生課	321
10-16	災害時における救援物資提供に関する協定（グライダー光藤ビレッジ(株)）	防災危機管理課	323
10-17	災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定 （愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合）	業務衛生課	326
10-18	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（（株）アクティオ四国支店）	県警本部	328
10-19	（株）アクティオ四国支店との「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定」に関する覚書 （（株）アクティオ四国支店）	県警本部	329
10-20	災害発生時における物資供給に関する協定（NPO法人 コメリ災害対策センター）	県警本部	330
10-21	災害時における物資の調達に関する協定 （愛媛県パン協同組合、全日本パン協同組合連合会中四国ブロック）	経営支援課	331
10-22	災害時における物資供給及び店舗の営業継続又は早期再開に関する協定 （（株）セブン-イレブン・ジャパン）	経営支援課	334
10-23	災害時における物資の供給及び被災者等への支援に関する協定（四国乳業(株)）	防災危機管理課	337
10-24	災害時における物資(紙製品)の調達に関する協定（（公社）愛媛県紙パルプ工業会）	経営支援課	339
10-25	災害時における物資の調達に関する協定（（株）マルヨシセンター）	経営支援課	341
10-26	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（（株）アクティオ四国支店）	防災危機管理課	344
10-27	災害時における物資供給に関する協定（萩原工業(株)）	防災危機管理課	347

## 愛媛県地域防災計画（資料編）目次

10 食料等の備蓄、調達関係			
10-28	災害時における警察の施設及び自動車の燃料等の調達等に関する協定 (愛媛県石油商業組合)	県警本部	350
10-29	災害時における警察の施設及び自動車の燃料等の調達等に関する覚書 (愛媛県石油商業組合)	県警本部	353
10-30	災害時における建設機材の提供及びオペレーターの派遣に関する協定 (愛媛県建設業協会)	県警本部	354
10-31	災害時における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書 (愛媛トヨタ自動車(株)、愛媛トヨベツ(株)、トヨタカローラ愛媛(株)、ネットヨタ愛媛(株)、ネットヨタ瀬戸内(株)、トヨタモビリティパーツ(株)四国統括支社)	防災危機管理課	355
11 交通・輸送道路関係			
11-1	緊急輸送道路	道路建設課・道路維持課	359
11-2	災害対策自動車班編成表	愛媛運輸支局	366
11-3	自動車出勤計画表	愛媛運輸支局	367
11-4	緊急通行車両の標章並びに通行証	防災危機管理課・県警本部	373
11-5	海上物資輸送計画	愛媛運輸支局	374
11-6	海上人員輸送計画	愛媛運輸支局	374
11-7	海上保安部所属巡視船艇	第六管区海上保安部	375
11-8	海上保安部航空機要目	第六管区海上保安部	376
11-9	海上保安部監視取締艇	第六管区海上保安部	376
11-10	海上保安部災害時優先電話番号等	第六管区海上保安部	376
11-11	愛媛県港湾位置図	港湾海岸課	377
11-12	管理者別港湾の状況	港湾海岸課	377
11-13	係留施設の諸元	港湾海岸課	378
11-14	定期航路	港湾海岸課	379
11-15	災害時における交通誘導及び地域の安全の確保等の業務に関する協定 ((社)愛媛県警備業協会)	県警本部	380
11-16	災害時の物資等の輸送に関する協定 ((一社)愛媛県トラック協会)	交通政策室	381
11-17	災害時の船舶による輸送等に関する協定(物資) (愛媛内航海運組合連合会、日本内航海運組合総連合会)	産業政策課	384
11-18	災害時の船舶による輸送等に関する協定(人員等) (愛媛県旅客船協会)	交通政策室	387
11-19	災害時の人員等の輸送に関する協定 ((一社)愛媛県バス協会)	交通政策室	390
11-20	災害時の人員等の輸送に関する協定 ((一社)愛媛県ハイヤー・タクシー協会)	交通政策室	393
11-21	災害時の物資等の輸送に関する協定 (赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合)	交通政策室	396
11-22	災害時の道路障害物の除去に関する覚書 ((一社)日本自動車連盟四国本部愛媛支部)	県警本部	399
11-23	災害時の船舶による警備部隊等の輸送に関する協定 (石崎汽船(株))	県警本部	400
11-24	災害時における自動車等の提供に関する協定 (愛媛県レンタカー協会)	県警本部	402
11-25	災害時における自動車等の提供に関する協定 (愛媛県レンタカー協会)	防災危機管理課	404
11-26	大規模災害発生時における相互協力に関する協定 (西日本高速道路(株)四国支社)	防災危機管理課	406
11-27	災害時における車両等の排除業務に関する協定 (愛媛県自動車車体整備協同組合)	防災危機管理課・県警本部	412
11-28	災害時における車両等の排除業務に関する細目協定 (愛媛県自動車車体整備協同組合)	防災危機管理課・県警本部	413
11-29	災害時における物資の保管等に関する協定 (愛媛県冷凍協会、愛媛県倉庫協会)	防災危機管理課	415
11-30	愛媛県漁港位置図	漁港課	418
11-31	重要物流道路及びその代替・補完路	道路建設課・道路維持課	419
11-32	災害時等における相互協力に関する協定 (本州四国連絡高速道路(株))	防災危機管理課・道路建設課	422
11-33	緊急確保航路	港湾海岸課	426
11-34	大規模災害発生時の道路啓開に関する協定 ((一社)愛媛県建設業協会)	道路維持課	427
11-35	災害発生時の船舶による警備部隊等の輸送に関する協定 (愛媛県漁業協同組合連合会)	県警本部	429
11-36	愛媛県洪滞対策協議会の概要	道路建設課	430
11-37	災害時における車両等の排除業務に関する協定書 (全日本高速道路レッカー事業協同組合)	防災危機管理課	432
11-38	災害時における船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書 (愛媛県水難救済会)	防災危機管理課	435

## 愛媛県地域防災計画（資料編）目次

<b>1 2 住宅安全性の確保・避難所・被災者支援関係</b>			
1 2 - 1	愛媛県耐震改修促進計画	建築住宅課	438
1 2 - 2	愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱	建築住宅課	451
1 2 - 3	全国被災建築物応急危険度判定協議会規約	建築住宅課	453
1 2 - 4	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定（（一社）プレハブ建築協会）	建築住宅課	455
1 2 - 5	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定 （（一社）全国木造建設事業協会、（一社）日本木造住宅産業協会）	建築住宅課	456
1 2 - 6	災害時における木材の供給に関する協定（愛媛県森林組合連合会）	林業政策課	457
1 2 - 7	災害時における木材の供給に関する協定（（一社）愛媛県木材協会）	林業政策課	458
1 2 - 8	災害時におけるテントの供給等に関する協定	防災危機管理課	459
1 2 - 9	都市公園現況表	都市整備課	461
1 2 - 1 0	愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定 （（公社）愛媛県建築士会）	建築住宅課	462
1 2 - 1 1	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定（住宅金融支援機構）	建築住宅課	463
1 2 - 1 2	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 （①（公社）愛媛県宅地建物取引業協会、②（公社）全日本不動産協会）	建築住宅課	464
1 2 - 1 3	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 （（株）ローソン、（株）デイリーヤマザキ、ミストップ（株）、（株）ポプラ、（株）モスフードサービス、（株）吉野屋、（株）壺番屋、（株）オートバックスセブン、（株）ダスキン）	防災危機管理課	466
1 2 - 1 4	災害時における被災者への支援活動に関する協定（イオンテール（株））	防災危機管理課	467
1 2 - 1 5	災害時における帰宅困難者支援に関する協定（（株）セブン-イレブン・ジャパン）	防災危機管理課	469
1 2 - 1 6	防火地域及び準防火地域の決定状況	都市計画課	471
1 2 - 1 7	愛媛県被災宅地危険度判定協議会規約	都市計画課	472
1 2 - 1 8	愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱	都市計画課	473
1 2 - 1 9	災害時の動物救護活動に関する協定（（公社）愛媛県獣医師会）	薬務衛生課	474
1 2 - 2 0	災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定（（一社）愛媛県中小建築業協会）	建築住宅課	475
1 2 - 2 1	大規模災害時における支援活動に関する協定 （（一社）愛媛ビルメンテナンス協会、愛媛県ビル管理協同組合）	薬務衛生課	476
1 2 - 2 2	災害時等の連携協力に関する協定書 （（株）愛媛銀行、（株）伊予銀行、愛媛県信用農業協同組合連合会）	防災危機管理課	480
1 2 - 2 3	災害時等の連携協力に関する協定書 （愛媛信用金庫、宇和島信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫）	防災危機管理課	481
1 2 - 2 4	災害時における段ボール製品の調達に関する協定（西日本段ボール工業組合）	防災危機管理課	482
1 2 - 2 5	災害時における建築物の汚泥洗浄等応急対策の支援協力に関する協定 （（一社）日本塗装工業会愛媛県支部）	総務管理課	485
1 2 - 2 6	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 （（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会）	建築住宅課	489
1 2 - 2 7	災害時における法律相談業務に関する協定（愛媛弁護士会）	防災危機管理課	490
1 2 - 2 8	大規模災害時における公共建築物の空調衛生設備の応急対策業務に関する協定 （（一社）愛媛県空調衛生設備業協会）	建築住宅課	491
1 2 - 2 9	災害時における協力体制に関する協定書 （社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会、（公社）日本青年会議所四国地区愛媛ブロック協議会）	保健福祉課	492
<b>1 3 災害救助法関係</b>			
1 3 - 1	災害救助法の適用について	保健福祉課	493
1 3 - 2	市町村別災害救助法適用基準表	保健福祉課	495
1 3 - 3	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	保健福祉課	496
1 3 - 4	災害救助基金の概要	保健福祉課	500
<b>1 4 危険物関係</b>			
1 4 - 1	毒物劇物製造・輸入・販売・届出事業者	薬務衛生課	501
1 4 - 2	毒物劇物貯蔵施設等の災害時における緊急通報系統図	薬務衛生課	502
1 4 - 3	毒物劇物の災害時における事故処理要領	薬務衛生課	502

## 愛媛県地域防災計画（資料編）目次

<b>1 5 事故災害関係</b>			
1 5 - 1	松山空港緊急計画	松山空港事務所	503
1 5 - 2	米海兵隊航空基地周辺地域航空事故連絡協議会規約・要綱	中国四国防衛局	511
1 5 - 3	東予地区排出油等防除協議会会則	防災危機管理課	522
1 5 - 4	松山地区排出油等防除協議会会則	防災危機管理課	524
1 5 - 5	宇和海地区排出油等防除協議会会則	防災危機管理課	526
1 5 - 6	備後灘・伊予灘海域排出油等防除協議会連合会会則	防災危機管理課	528
<b>1 6 消防防災ヘリコプター関係</b>			
1 6 - 1	愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱	消防防災安全課	530
1 6 - 2	愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理諸規程体系図	消防防災安全課	533
1 6 - 3	愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理フロー	消防防災安全課	534
1 6 - 4	緊急運航連絡系統図	消防防災安全課	535
1 6 - 5	愛媛県消防防災航空隊	消防防災安全課	536
1 6 - 6	県内飛行場外臨時離着場一覧表	消防防災安全課	537
1 6 - 7	愛媛県内臨時ヘリポート一覧表	消防防災安全課	540
1 6 - 8	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	消防防災安全課	541
1 6 - 9	愛媛県航空運用調整班活動計画	消防防災安全課・防災危機管理課	543
<b>1 7 広域応援関係</b>			
1 7 - 1	災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定	防災危機管理課	547
1 7 - 2	災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づく運用マニュアル	防災危機管理課	549
1 7 - 3	危機事象発生時の四国 4 県広域応援に関する基本協定	防災危機管理課	568
1 7 - 4	危機事象発生時の四国 4 県広域応援に関する基本協定実施細目	防災危機管理課	570
1 7 - 5	危機事象発生時の四国 4 県広域応援に関する基本協定に基づく支援・受援マニュアル	防災危機管理課	572
1 7 - 6	愛媛県広域応援・受援計画	防災危機管理課	597
1 7 - 7	中国・四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定	防災危機管理課	606
1 7 - 8	中国・四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル	防災危機管理課	614
1 7 - 9	関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定	防災危機管理課	644
1 7 - 10	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	防災危機管理課	646
1 7 - 11	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目	防災危機管理課	648
1 7 - 12	全国知事会災害対策本部等設置要綱	防災危機管理課	649
1 7 - 13	四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ	技術企画室	651
1 7 - 14	災害復旧技術専門家派遣制度	河川課	652
1 7 - 15	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定	港湾海岸課	655
1 7 - 16	緊急消防援助隊受援計画	消防防災安全課	659
1 7 - 17	愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画	消防防災安全課	663
1 7 - 18	緊急消防援助隊愛媛県隊応援等実施計画	消防防災安全課	690
1 7 - 19	愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊応援等実施計画	消防防災安全課	711
1 7 - 20	自衛隊派遣要請計画	防災危機管理課	725
1 7 - 21	災害派遣に関する愛媛県と陸上自衛隊第14特科隊との協定	防災危機管理課	727
1 7 - 22	陸上自衛隊災害派遣装備品	陸上自衛隊	732
1 7 - 23	広域防災拠点	防災危機管理課	733
1 7 - 24	愛媛県広域防災活動要領(概要)	防災危機管理課	734
1 7 - 25	広域防災拠点用資機材一覧表	防災危機管理課	736

## 愛媛県地域防災計画（資料編）目次

<b>1 8 組織関係</b>			
1 8 - 1	自主防災組織の現況	防災危機管理課	737
1 8 - 2	婦人・少年・幼年消防クラブの状況	消防防災安全課	738
1 8 - 3	ボランティア養成等事業概念図	保健福祉課	739
1 8 - 4	ボランティア等の応援活動	保健福祉課	740
1 8 - 5	愛媛県山地防災ヘルパー制度の概要	森林整備課	741
1 8 - 6	防災業務に従事する人員の状況	県警本部	742
1 8 - 7	愛媛県警察災害警備用装備資機材一覧表	県警本部	743
<b>1 9 復興・復旧関係</b>			
1 9 - 1	土地区画整理事業実施状況	都市計画課	744
1 9 - 2	災害援護資金貸付制度の概要	保健福祉課	745
1 9 - 3	災害復旧貸付制度の概要	経営支援課	746
1 9 - 4	中小企業振興資金	経営支援課	747
1 9 - 5	災害復旧高度化事業の概要	経営支援課	748
1 9 - 6	日本政策金融公庫災害資金等の概要	農業経済課・林業政策課・漁政課	749
1 9 - 7	天災資金の概要	農業経済課・林業政策課・漁政課	751
1 9 - 8	被災者生活再建支援法の概要	防災危機管理課	753
1 9 - 9	局地激甚災害指定基準	防災危機管理課	754
1 9 - 1 0	大規模災害からの復興に関する法律の概要	防災危機管理課	756
<b>2 0 災害対策本部関係</b>			
2 0 - 1	愛媛県災害対策本部条例	防災危機管理課	757
2 0 - 2	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	防災危機管理課	758
2 0 - 3	災害派遣手当の支給に関する条例	防災危機管理課	758
2 0 - 4	災害派遣手当の額の基準	防災危機管理課	759
2 0 - 5	愛媛県災害対策本部要綱	防災危機管理課	760
2 0 - 6	災害対策本部統括司令部等の応援職員に関する要綱	防災危機管理課	784
2 0 - 7	災害対策本部統括司令部等の応援職員の兼務発令に関する取扱要領	防災危機管理課	785
2 0 - 8	防災・危機管理セルフチェック項目	防災危機管理課	786
<b>2 1 防災会議及び防災関係機関関係</b>			
2 1 - 1	愛媛県防災会議条例	防災危機管理課	788
2 1 - 2	愛媛県防災会議運営内規	防災危機管理課	790
2 1 - 3	愛媛県防災会議の権限に属する事項のうち知事が処理できる委任事項について	防災危機管理課	790
2 1 - 4	愛媛県防災会議委員名簿	防災危機管理課	791
2 1 - 5	災害対策基本法による指定地方公共機関の指定	防災危機管理課	792
2 1 - 6	防災関係機関及び連絡窓口	関係機関	793
2 1 - 7	愛媛県地域防災計画の沿革	防災危機管理課	803
<b>2 2 愛媛県防災対策基本条例</b>			
2 2 - 1	愛媛県防災対策基本条例	防災危機管理課	814



## 1-1 愛媛県の地震記録（西暦 605 年～2023 年）（防災危機管理課）

年月日 (和暦)	文 献 抄 録	西 暦	間 隔
推古天皇 13 年	(大日本地震史料、東宇和郡沿革史、道後温泉誌) 地大いに震ひ温泉（道後）陥没す。	605 年	
推古天皇 36 年	(伊予温古録、温泉伝記) 推古天皇 36 年に大地震にて温泉塞り 3 年を経て舒明天皇 3 年 9 月に再び出ず。	628 年	23 年
天武 12 年 10 月 14 日 (南海)	(大日本地震史料、日本書紀) 12 年冬 10 月巳卯朔、壬辰、逮千人定大地震、举国男女叫唱不知東西、則山崩河湧、諸国郡官舎及百姓倉屋寺塔、神社破壊之類不可勝数、由是人民及六畜多死傷之、時伊予温泉没而不出。古老曰、若是地動未曾有也（以下略）	684 年 11 月 29 日	56 年
明応 3 年 5 月 7 日	(新居郡誌) 大地震ありて損害多し。	1494 年 6 月 19 日	810 年
明応 4 年 8 月 15 日	(新居郡誌) 大地震ありて被害多し。	1495 年 9 月 12 日	1 年
明応 7 年 6 月 11 日	(新居郡誌) 大地震あり、地汙り又は土地陥没の所多く、黒島の如きは一層烈しく土地大に陥没崩壊し面積四分の三を失ひ住民四方に避散せり、当時阿波国の三好郡中庄村に避難移住せしものの子孫今現に三十余戸姓を黒島と称せりと云う(黒島は今の新居浜市にある。)	1498 年 7 月 9 日	3 年
享祿 4 年	(伊予温古録、温泉伝記) 享祿 4 年大地震して悉く湯桁を埋む。河野通直命して更に湯桁を改築し（以下略） (伊予史年表（伊予金石文）) 10 月河野通直道後温泉の浴槽を改造する。	1531 年	33 年
天文 2 年	(伊予温古録、橘新宮神社記) 橘新宮神社新居郡洲之内村字矢倉の下にあり環々杵尊豊大神天大王命を祭る。社記に云う此社地は元と熟田津村に在り現今の西田村宮の窪の鎮座なりしが天文 2 年地震並高潮に潰没し同年 8 月 23 日今の地に遷宮せり(洲之内村、西田村は今の西条市にある。)	1533 年	2 年
天正 13 年 11 月	(新居郡誌) 11 月大地震あり。	1586 年	53 年
文祿 4 年 7 月	(伊予温古録、鶴岡八幡神社記録) 鶴岡八幡神社、周桑郡北条村字五反地に在り(中略) 文祿 4 年 7 月震災のため社殿悉く陥没す。因て村人社地をトし、今の地へ再建せりと。(北条村は現在の東予市にある。)	1595 年	9 年
慶長 1 年 7 月 12 日	(大日本地震史料) 豊後地大に震ひ、府内近傍は津波の襲う所となり、瓜生島の大部沈下して海水に被われ、死者 708 名を生ず。 (伊予温古録、薬師寺記録) 薬師寺、伊予郡保免村字寺ノ東に在り、旧と日照山山医王院長国寺と号す。行基の開基にて古寺なり(中略)慶長元年閏 7 月大地震の時本堂二王門崩るる由いい伝う。(薬師寺は今の松山市余戸)	1596 年 9 月 4 日	1 年
慶長 9 年 12 月 16 日 (東南海)	(大日本地震史料) 東海、南海、西海の諸道地大に震い、大津波を伴い土佐及び阿波穴喰にて溺死するもの夥し、房総半島は 30 余町干潟となれり。	1605 年 1 月 31 日	9 年
慶長 19 年 10 月 25 日	(伊予温古録、温泉伝記) 大地震にて山崩れて泉脈塞がる。 (松山叢談)	1614 年 11 月 26 日	9 年

	慶長 19 年甲寅 10 月 25 日、寛永 2 年乙丑 3 月 18 日共に地震ひて湯出 ず。其後月を越て又出で初の如し。 (大日本地震史料) 伊予国震ひ、道後温泉一時湧出を止む。		
寛永 2 年 3 月 18 日	(松山叢談) 前項に同じ (伊予温古録、温泉伝記) 地震にて塞る。松山城主蒲生忠知命じて湯神社に祈祷す、後旧の如く 湯出ず。	1625 年 4 月 24 日	11 年
寛永 7 年 11 月 5 日	(大日本地震史料、道後温泉誌) 7 年 11 月 5 日地大に震いて泉脈閉塞す。	1630 年 12 月 8 日	5 年
慶安 2 年 2 月 5 日	(大日本地震史料) 伊予、安芸両国地大に震ひ、宇和島、松山の二城石壁崩れ、広島にて は、侍屋敷町家少しく潰れたり。 (寛明日記) 慶安 2 年 2 月 19 日松平隠岐守在所予洲松山より飛脚到来して申云、今 月 5 日、当所大地震に付、城の石垣 20 間、堀 30 間余崩之由也 (中略) 20 日夜伊達遠江守在所予洲宇和島より飛脚到来して云、今月 5 日、当 所大地震、廻りの石垣 116 間、長屋堀 780 間破損仕る由注進あり。	1649 年 3 月 17 日	19 年
貞享 2 年 12 月 4 日	(大日本地震史料) 12 月 4 日大地震道後湯没す。御城郭の内数ヶ所崩る。	1685 年 12 月 29 日	36 年
貞享 2 年 12 月 10 日	(大日本地震史料) 安芸地大に震ひ家屋倒潰するもの多く、死者を生ず。1 月 4 日備後も地 震強く三原城の石垣所々孕出せり、長門及び伊予にも被害あり。 (伊予温古録、温泉伝記) 貞享 2 年 12 月 10 日地震に泥湯湧出後清湯となる。	1686 年 1 月 4 日	0 年
元禄 1 年 5 月 23 日	(大日本地震史料、宇和島御記録抜書、東宇和郡沿革史) 5 月 23 日強震 3 回あり。	1688 年 6 月 20 日	2 年
元禄 7 年 5 月 25 日	(大日本地震史料、野史、続日本王代一覽) 閏 5 月 25 日、伊予国大地震火事	1694 年 7 月 17 日	6 年
宝永 4 年 10 月 4 日 (東南海)	(大日本地震史料) 五畿七道に亘り地大に震ひ、続いて九州の南東部より伊豆に至るまで の沿海の地は悉く津波の襲う所となり。其の余勢大阪湾、播磨、長門 周防に達し、大阪に非常なる災害を生じたり。震災地全部を通じ家潰 29,000 戸、死者 4,900 人に及べり、また土佐にては地形変動を生じ たる処あり。 (伊達家城内日記、宝永 4 年 10 月 12 日) 本月 4 日大地震に付御城内所々破損夫々委記、田 503 町 2 反 1 畝歩 (高 7273 石積り) 家屋其他数々流出、死人 8 人、半死 24 人、沖の島の人死人 2 人御城下の家々破損、死人 2 人、右夫々委記有之公儀へ御届申遣。 (医王寺記録) 宝永 4 年 10 月大地震あり、津浪陸上を浸し、所々破損多く、終日鎮ら ず、藩主宗純公には当寺院に御避難御逗留遊さる。 (谷陵記、土佐国群書類従) (前略) 又隣国の様子 (中略) 宇和島領小破、本町、裏町、新町、弓 町、糺崎迄大潮入、家財悉く流出、吉田浦と云う所は民家 50 軒許流出、 此所の潮の高さ平地より 8.9 尺計上る。今治領、松山領も海辺の郷浦悉 く大潮入けれども大破は無し。 (松山叢談、垂憲録拾遺) 10 月 4 日 8 時より同 6 日迄関西大地震、勢州、紀州、土州別で高潮上 る。道後温泉没、依之於湯神社御祈祷あり。翌年 4 月朔日より湯出る。 (伊予温古録) 仲哀天皇行宮跡、新居郡玉津村字帝に在り、此地往古は一の岡陵にして榊 津岡と称し仲哀天皇南国御巡幸のとき行宮を作り御駐輦あらせられたり。 因て帝と称す。帝は御門なり、行宮の立ちしより人民群集して住居し上永 易という。宝永 4 年 10 月 4 日大地震に岡陵陥没して水湛へ沼となりけり。 故に里民四方に散居す。其の後沼を埋めて水田となせり。	1707 年 10 月 28 日	13 年

享保 1 年 9 月 12 日	(大日本地震史料、宇和島御記録抜書) 元年 9 月 12 日朝強震あり。	1716 年 10 月 26 日	9 年
寛延 2 年 4 月 10 日	(大日本地震史料、宇和島御記録抜書) 2 年 4 月 10 日四ツ時地大に震う。宇和島城楼破損其他被害多し。	1749 年 5 月 25 日	33 年
明和 6 年 7 月 28 日	(大日本地震史料、宇和島御記録抜書) 八ツ時半、強震あり。	1769 年 8 月 29 日	20 年
文化 9 年 3 月 10 日	(大日本地震史料、松山史要) 文化 9 年 3 月 10 日より 15 日まで地大に震ふ。損害多し。	1812 年 4 月 21 日	43 年
天保 12 年 9 月 20 日	(気象台記録) 宇和島城の塀、壁などに損あり。	1841 年 11 月 1 日	29 年
安政 1 年 11 月 5 日 7 日 (南海)	(松山叢談、池内家記) 安政元年 11 月 4 日江戸大地震、同 5 日松山大地震、同 7 日断、松山御城内を始家中並郷町破損左の通、本丸石垣孕 2 ケ所、同所塀屋根瓦壁落、二の丸塀屋根同断、同所石垣孕 1 ケ所、三の丸住居向所々破損家中屋敷潰半潰共 20 軒、土蔵潰半潰共 17 ケ所、組家潰半潰共 114 軒、町家右同断 68 軒、土蔵同断 4 ケ所高札場損し 2 ケ所、百姓家潰半潰共 1,273 軒、土蔵並納屋右同断 1038 軒、郷蔵右同断 101 ケ所、道後村温泉絶(翌年 2 月末より温泉如旧湧出)池堀損並樋痛 8 ケ所、田畑井手道橋痛 202 ケ所、即死人 2 人(男女各 1)斃馬一匹	1854 年 12 月 24 日 26 日	13 年
安政 2 年	(新居郡誌) 地震数回あり	1855 年	1 年
安政 4 年 8 月 25 日	(松山叢談、池内家記) 安政 4 年 8 月 25 日辰下刻松山大地震右御届被差出右に付家中へ出米の内知行 100 石に付 15 俵づつの割合を以御下米有之。 (新居郡誌) 強震息まざる事七昼夜、地方民競々として居に安んぜず家を閉して竹林に避難せるあり。	1857 年 10 月 12 日	2 年
明治 36 年 3 月 21 日	(気象台記録) 震度 松山 2 震源地 安芸灘 大洲付近で落石。	1903 年 3 月 21 日	46 年
明治 38 年 6 月 2 日 (芸予)	(気象台記録) 震度 松山 5 震源地 安芸灘 主なる被害地は松山市、温泉、越智、伊予の各郡、傷者 16 名、家屋全壊 7 戸、半壊 58 戸、破損 231 戸、非住家被害 16 戸、煙突倒壊 7 本、橋梁破損 2 ケ所、堤防破損 153 ケ所	1905 年 6 月 2 日	2 年
明治 42 年 11 月 10 日	(気象台記録) 震度 松山 4 震源地 宮崎県北部 松山市三津浜で負傷 2 名、家屋倒壊 1 戸	1909 年 11 月 10 日	4 年
大正 5 年 8 月 6 日	(気象台記録) 震度 松山 2 震源地 不明 宇摩郡関川村で負傷 1 名、落石あり、林道及び埋立地に細かい亀裂を生じた。	1916 年 8 月 6 日	7 年
昭和 12 年 2 月 27 日	(気象台記録) 震度 松山 4、宇和島 3 震源地 周防灘 松山市で民家の硝子破損。三津浜で煙突倒壊。	1937 年 2 月 27 日	21 年
昭和 16 年 11 月 19 日	(気象台記録) 震度 松山 3、宇和島 4 震源地 日向灘 宇和島で軽微な被害。津波があり、宿毛で最大波高約 1m。	1941 年 11 月 19 日	4 年

昭和 21 年 12 月 21 日 (南海) *1 に詳細	(気象台記録) 震度 松山・宇和島 4 震源地 紀伊半島南方沖 死者 26 人、負傷者 32 人、住家全壊 155 棟、非住家全壊 147 棟、県下 海岸線は地盤沈下の為、平均 40~50cm 沈下、道後温泉湧出止まるこ と半年	1946 年 12 月 21 日	5 年
昭和 35 年 5 月 23 日	(気象台記録) チリ南部沖の地震による津波被害 主な被害地は、御荘町、津島町。床上浸水 5、床下浸水 168、水田流埋 1、水田冠水 31、畑冠水 3、堤防決壊 1 などの被害。	1960 年 5 月 23 日	14 年
昭和 39 年 3 月 28 日	(気象台記録) アラスカ湾の地震による津波被害 御荘湾内で真珠筏に軽微な被害。	1964 年 3 月 28 日	4 年
昭和 43 年 4 月 1 日	(消防防災課調) 震度 松山・宇和島 4 震源地 日向灘 負傷者 3 人、建物の損壊 2,986 棟、被害額 1 億 6 千万円	1968 年 4 月 1 日	4 年
昭和 43 年 8 月 6 日	(消防防災課調) 震度 松山 4、宇和島 5 震源地 豊後水道 負傷者 18 人、建物の損壊 11,296 棟、被害額 宇和島を中心に 9 億 1 千万円	1968 年 8 月 6 日	0 年
昭和 51 年 2 月 2 日	(交通消防課調) 震度 松山・宇和島 2 震源地 安芸灘 港湾被害 2 ケ所、被害額 22,372 千円	1976 年 2 月 2 日	8 年
昭和 52 年 3 月 13 日	(交通消防課調) 震度 宇和島 3 震源地 愛媛県南予 被害額 773 千円	1977 年 3 月 13 日	1 年
昭和 58 年 8 月 26 日	(気象台記録) 震度 松山・宇和島 4 震源地 大分県北部 宇和島市保田の生コン会社で、高圧線ショート被害。	1983 年 8 月 26 日	6 年
昭和 62 年 3 月 18 日	(交通消防課調) 震度 松山 2、宇和島 3 震源地 日向灘 漁港施設被害 1 ケ所、被害額 13,303 千円	1987 年 3 月 18 日	4 年
平成 7 年 1 月 17 日 (兵庫県南部) *2 に詳細	(交通消防課調) 震度 松山 3、宇和島 2 震源地 近大阪湾 県内での被害は特になし。	1995 年 1 月 17 日	8 年
平成 12 年 10 月 6 日 (鳥取県西部) *3 に詳細	(消防防災安全課調) 震度 3 市 7 町 3 村 4 震源地 鳥取県西部 県内での被害は特になし。	2000 年 10 月 6 日	5 年
平成 13 年 3 月 24 日 (芸予) *4 に詳細	(消防防災安全課調) 震度 松山市、今治市等 2 市 14 町 2 村で震度 5 強を記録。 震源地 安芸灘 死者 1 人、重傷 7 人、軽傷 68 人、全壊 2 棟、半壊 40 一部破損 11,196 棟、非住家その他建物被害 3 棟畑埋没 5.36ha、学校被害 273 箇所、 病院被害 28 箇所道路被害 56 箇所、河川被害 8 箇所、港湾被害 13 箇所、 海岸被害 2 箇所、漁港施設被害 14 箇所、公園被害 9 箇所鉄道不通 1 箇 所、断水 190 戸、停電 6,836 戸ため池被害 53 箇所、水路被害 6 箇所、 農道被害 35 箇所揚水機被害 8 箇所、治山被害 2 箇所、林道被害 2 箇所 被害総額 6, 069,803 千円	2001 年 3 月 24 日	1 年

平成 17 年 4 月 20 日 (福岡県北西沖)	(警戒体制調) ※3 月 20 日に発生した本震に係る余震 震度 西予市外 3 震源地 福岡県北西沖 県内での被害は特になし。	2005 年 4 月 20 日	
平成 17 年 5 月 25 日 (豊後水道)	(警戒体制調) 震度 中・南予 3 震源地 豊後水道 県内での被害は特になし。	2005 年 5 月 25 日	
平成 17 年 5 月 27 日 (愛媛県東予)	(警戒体制調) 震度 東予 3 震源地 愛媛県東予 県内での被害は特になし。	2005 年 5 月 27 日	
平成 17 年 9 月 4 日 (伊予灘)	(警戒体制調) 震度 南予 3 震源地 伊予灘 県内での被害は特になし。	2005 年 9 月 4 日	
平成 18 年 2 月 1 日 (伊予灘)	(警戒体制調) 震度 南予 3 震源地 伊予灘	2006 年 2 月 1 日	
平成 18 年 3 月 27 日 (日向灘)	(警戒体制調) 震度 南予 3 震源地 日向灘	2006 年 3 月 27 日	
平成 18 年 4 月 22 日 (豊後水道)	(警戒体制調) 震度 南予 3 震源地 豊後水道 県内での被害は特になし。	2006 年 4 月 22 日	
平成 18 年 6 月 12 日 (大分県西部) *5 に詳細	(災害対策本部調) 震度 今治市、八幡浜市、伊方町、西予市で 5 弱を記録。 震源地 大分県西部 軽傷 1 人、一部破損 1 棟、その他建物被害 1 棟、学校被害 13 箇所、 海岸被害 1 箇所	2006 年 6 月 12 日	
平成 18 年 9 月 26 日 (伊予灘)	(特別警戒体制調) 震度 中・南予 3 震源地 伊予灘 県内での被害は特になし。	2006 年 9 月 26 日	
平成 18 年 11 月 19 日 (愛媛県南予)	(警戒体制調) 震度 南予 3 震源地 愛媛県南予 県内での被害は特になし。	2006 年 11 月 19 日	
平成 19 年 4 月 26 日 (愛媛県東予)	(特別警戒体制調) 震度 4 今治市、西条市、四国中央市、八幡浜市、久万高原町、上島町 震源地 愛媛県東予 県内での被害は特になし。	2007 年 4 月 26 日	
平成 20 年 3 月 8 日 (安芸灘)	(警戒体制調) 震度 東予 3 震源地 安芸灘 県内での被害は特になし。	2008 年 3 月 8 日	
平成 21 年 4 月 21 日 (豊後水道)	(警戒体制調) 震度 南予 3 震源地 豊後水道 県内での被害は特になし。	2009 年 4 月 21 日	
平成 21 年 8 月 5 日 (日向灘)	(警戒体制調) 震度 南予 3 震源地 日向灘 県内での被害は特になし。	2009 年 8 月 5 日	
平成 21 年 12 月 16 日 (土佐湾)	(警戒体制調) 震度 南予 3 震源地 土佐湾 県内での被害は特になし。	2009 年 12 月 16 日	

平成 22 年 4 月 17 日 (南予)	(警戒体制調) 震度 南予 3 震源地 愛媛県南予 県内での被害は特になし。	2010 年 4 月 17 日	
平成 22 年 5 月 13 日 (伊予灘)	(警戒体制調) 震度 南予 3 震源地 伊予灘 県内での被害は特になし。	2010 年 5 月 13 日	
平成 23 年 3 月 11 日 (三陸沖) *6 に詳細	(警戒本部調) 震度 東予・中予 1 震源地 三陸沖 宇和海沿岸に津波警報 瀬戸内海沿岸に津波注意報 県内での被害は特になし	2011 年 3 月 11 日	
平成 26 年 3 月 14 日 (伊予灘) *7 に詳細	(警戒本部調) 震度 5 強 西予市 5 弱 宇和島市、八幡浜市、伊方町、愛南町、松山市、 久万高原町 震源地 伊予灘 軽傷 1 人、一部破損 9 棟、その他建物被害 1 棟、学校被害 3 箇所、 道路被害 2 箇所、崖崩れ 2 箇所、水道被害 77 戸	2014 年 3 月 14 日	
平成 27 年 7 月 13 日 (大分県南部)	(警戒本部調) 震度 5 弱 西予市 4 宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊方町、愛南町 震源地 大分県南部 県内での被害は特になし。	2015 年 7 月 13 日	
平成 27 年 7 月 24 日 (南予)	(警戒体制調) 震度 南予 4 震源地 愛媛県南予 県内での被害は特になし。	2015 年 7 月 24 日	
平成 28 年 4 月 14 日 (熊本県) *8 に詳細	(警戒体制調) 震度 東予・南予 3 震源地 熊本県熊本地方 県内での被害は特になし。	2016 年 4 月 14 日	
平成 28 年 4 月 16 日 (熊本県) *8 に詳細	(警戒本部調) 震度 5 弱 八幡浜市 震度 4 松山市、今治市、宇和島市、西予市、伊方町 震源地 熊本県熊本地方 県内での被害は特になし。	2016 年 4 月 16 日	
平成 28 年 10 月 21 日 (鳥取県中部)	(警戒体制調) 震度 東予 4 震源地 鳥取県中部 県内での被害は特になし。	2016 年 10 月 21 日	
平成 30 年 2 月 19 日 (豊後水道)	(警戒体制調) 震度 4 宇和島市、西予市 震源地 豊後水道 県内での被害は特になし。	2018 年 2 月 19 日	
平成 30 年 4 月 9 日 (島根県西部)	(警戒体制調) 震度 4 今治市、上島町 震源地 島根県西部 県内での被害は特になし。	2018 年 4 月 9 日	
令和元年 5 月 11 日 (日向灘)	(警戒体制調) 震度 4 愛南町 震源地 日向灘 県内での被害は特になし。	2019 年 5 月 11 日	
令和元年 11 月 26 日 (瀬戸内海中部)	(警戒体制調) 震度 4 今治市 震源地 瀬戸内海中部 県内での被害は特になし。	2019 年 11 月 26 日	

令和3年 6月19日 (愛媛県南予)	(警戒体制調) 震度4 宇和島市 震源地 愛媛県南予 県内での被害は特になし。	2021年 6月19日	
令和3年 7月17日 (伊予灘)	(警戒体制調) 震度4 八幡浜市、西予市 震源地 伊予灘 県内での被害は特になし。	2021年 7月17日	
令和4年 1月22日 (日向灘)	(警戒体制調) 震度4 松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、愛南町 震源地 日向灘 県内での被害は特になし。	2022年 1月22日	

## 【詳細の内容】

### \*1 昭和21年(1946) 南海地震の記録

昭和21年12月21日午前4時19分、和歌山県南方沖を震源とする地震(北緯32度56.1分、東経135度50.9分、深さ24km、M8.0)が発生し、中部地方から九州地方の広範囲で震度5(強震)を記録し、局部的には震度6(烈震)を記録したところもある。

この地震により発生した津波は、房総半島から九州までの沿岸地方を襲い、地震発生時から10分もたたないうちに津波が来襲したところもある。

また、宇和島に津波の第1波が到達したのは、地震発生時後約30分であった。愛媛県で観測された津波の高さは、宇和島1.3m、八幡浜0.4m、三崎0.6mであった。

津波により三瓶で床下浸水120戸、宇和島の九島と東宇和郡玉津村(現在の北宇和郡吉田町法花津)で浸水家屋が相当あり、他には南宇和郡東外海村深浦(現在の南宇和郡城辺町深浦)、八幡浜、川之石等で軽微な被害を受けている。

### \*2 平成7年(1995) 兵庫県南部地震の記録

平成7年1月17日午前5時46分、大阪湾を震源とする地震(北緯34度35.9分、東経135度02.1分、深さ16km、M7.3)が発生し、神戸と洲本で震度6を観測したほか、東北地方南部から九州にかけての広い範囲で有感となった。

この地震による被害はきわめて甚大で、平成8年12月26日現在の消防庁の調べによると、人的被害は死者6,425名、行方不明2名、負傷者43,772名にのぼり、110,457棟の家屋が全壊し、ガスの供給停止、断水、停電などのライフラインにも多大な被害を生じた。

### \*3 平成12年(2000) 鳥取県西部地震の記録

平成12年10月6日午後1時30分、鳥取県西部を震源とする地震(北緯35度16.4分、東経133度20.9分、深さ9km、M7.3)が発生し、鳥取県境港市と日野町で震度6強、鳥取県西伯町で震度6弱をはじめとして、関東、中部地方から九州にわたる非常に広い範囲で震度1以上を観測した。

愛媛県では、東予、中予で最大震度4、南予で最大震度3を観測した。

市町村の震度は次のとおり。

震度 4: 今治市、川之江市、波方町、大西町、菊間町、宮窪町、魚島村、弓削町、生名村、岩城村、上浦町、大三島町、松山市、中島町

震度 3: 新居浜市、西条市、新宮村、土居町、小松町、丹原町、朝倉村、玉川町、伯方町、関前村、重信町、久万町、松前町、宇和島市、大洲市、内子町、五十崎町、保内町、伊方町、三瓶町、明浜町、宇和町、吉田町

震度 2: 別子山村、面河村、柳谷村、小田町、砥部町、中山町、双海町、八幡浜市、長浜町、瀬戸町、野村町、城川町、三間町、広見町、松野町、日吉村、城辺町、一本松町

震度 1: 御荘町

### \*4 平成13年(2001) 芸予地震の記録

平成13年3月24日午後3時27分、安芸灘を震源とする地震(北緯34度07.9分、東経132度41.6分、深さ46km、M6.7)が発生し、広島県の一部で6弱を観測したほか、広島、愛媛、山口県の一部で震度5強を観測した。この地震による被害は、主に揺れによるものであった。

愛媛県では、東予、中予、南予ともに最大震度5強を観測し、全域で震度3以上を観測した。

市町村の震度は次のとおり。

震度 5強: 今治市、丹原町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、弓削町、生名村、岩城村、上浦町、大三島町、松山市、久万町、松前町、砥部町、三瓶町、宇和町、吉田町

震度 5弱: 新居浜市、西条市、小松町、朝倉村、玉川町、宮窪町、関前村、重信町、中島町、中山町、宇和島市、大洲市、五十崎町、保内町、伊方町、明浜町、野村町、三間町

震度 4: 川之江市、新宮村、土居町、別子山村、伯方町、魚島村、面河村、柳谷村、小田町、双海町、八幡浜市、

長浜町,内子町,河辺村,瀬戸町,城川町,広見町,松野町,日吉村,津島町,内海村,城辺町,一本松町  
震度 3: 御荘町

また、余震は南北方向に約 20km にわたって分布し、3 月 26 日の最大余震（最大震度 5 強）を含み 3 月末までに M4.0 以上の余震が 7 回発生した。

#### \*5 平成 18 年（2006）大分県西部の地震の記録

平成 18 年 6 月 12 日午前 5 時 1 分、大分県西部を震源とする地震（北緯 33 度 08.1 分、東経 131 度 26.1 分、深さ 145km、M6.2）が発生し、広島県呉市、愛媛、大分県佐伯市で震度 5 弱を観測した。この地震による被害は、主に揺れによるものであった。

愛媛県では、東予、南予で最大震度 5 弱を観測し、中予でも震度 4 を観測した。

市町村の震度は次のとおり。

震度 5 弱: 今治市,八幡浜市,伊方町,西予市

震度 4: 西条市,上島町,松山市,伊予市,松前町,久万高原町,宇和島市,大洲市,内子町,愛南町

#### \*6 平成 23 年（2011）東北地方太平洋沖地震の記録

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分頃、三陸沖を震源とする地震（北緯 38 度 06.2 分、東経 142 度 51.6 分、深さ約 24km、M9.0）が発生し、宮城県栗原市で最大震度 7 を観測したほか、北海道、東北地方から九州にわたる非常に広い範囲で震度 6 強～1 を観測した。この地震による被害は、主に地震後発生した津波によるものであった。

市町の震度は次のとおり。

震度 1: 今治市,西条市,東温市,松前町

宇和海沿岸に津波警報、瀬戸内海沿岸に津波注意報が発令された。

#### \*7 平成 26 年（2014）伊予灘の地震の記録

平成 26 年 3 月 14 日午前 2 時 6 分、伊予灘を震源とする地震（北緯 33 度 41.5 分、東経 131 度 53.4 分、深さ 78km、M6.2）が発生し、西予市で震度 5 強、広島県呉市、大竹市、愛媛県松山市、宇和島市、高知県宿毛市、山口県防府市、大分県佐伯市など、5 県の 19 の市町村で震度 5 弱を観測したほか、中国・四国・九州地方を中心に、関東地方の一部から九州地方にかけて震度 4～1 を観測した。この地震による被害は、主に揺れによるものであった。

市町の震度は次のとおり。

震度 5 強: 西予市

震度 5 弱: 宇和島市、八幡浜市、伊方町、愛南町、松山市、久万高原町

#### \*8 平成 28 年（2016）熊本地震の記録

平成 28 年 4 月 14 日午後 9 時 26 分頃、熊本県熊本地方を震源とする地震（北緯 32 度 44.5 分、東経 130 度 48.5 分、深さ約 11km、M6.5）が発生し、熊本県益城町で震度 7 を観測、平成 28 年 4 月 16 日午前 1 時 25 分頃、同地方を震源とする地震（北緯 32 度 45.2 分、東経 130 度 45.7 分、深さ約 12km、M7.3）が発生し、熊本県益城町及び西原村で震度 7 を観測した。震度 7 の地震が同一地域で連続して発生したのは、観測史上初めてのことであり、熊本県を中心にその他九州地方の各県でも強い揺れを観測した。この地震による被害は、主に揺れによるものであった。

市町の震度は次のとおり。

4 月 14 日

震度 3: 東予、南予

震度 2: 中予

4 月 16 日

震度 5 弱: 八幡浜市

震度 4: 松山市、今治市、宇和島市、西予市、伊方町



## 1-2 愛媛県の主な気象災害(大正元年～令和4年3月)(防災危機管理課・松山地方気象台)

年 月 日	原因(被害地域)	被害概要と気象資料
大正1年 (1912) 9月21～23日	台風 (県下全域)	期間降水量 別子 500.4mm、宇和島 347.7mm、新居浜 330.3mm、西条 330.0mm 最大風速 松山 NW19.6m/s 死者 21人、傷者 4人、家屋全半壊 10戸、家屋流失 28戸、家屋浸水 3,909戸、田畑流失 10町歩、堤防、道路、橋梁 26ヶ所、船舶 7隻
大正3年 (1914) 9月13～14日	台風 (県下全域)	期間降水量 御荘 175.5mm、別子 172.1mm、八幡浜 161.2mm、宇和島 160.7mm 最大風速 松山 NW16.7m/s 死者行方不明 17人、傷者 22人、牛馬死 47頭、家屋全半壊 232戸、家屋流失 97戸、家屋浸水 7,798戸、田畑流失 104町歩、堤防、道路、橋梁 7,979ヶ所、船舶 14隻
大正4年 (1915) 9月6～8日	台風 (県下全域)	期間降水量 別子山 357.0mm、小田町 285.0mm、宇和島 263.3mm、久万 228.5mm 最大風速 松山 E17.2m/s 家屋全半壊 64戸、家屋流失 4戸、家屋浸水 2,256戸、堤防、道路、橋梁 57ヶ所、船舶 3隻
大正7年 (1918) 7月10～12日	台風 (県下全域)	期間降水量 東平 591.2mm、新居浜 355.0mm、宇和島 341.3mm、久万 334.9mm 最大風速 松山 S28.3m/s 死者 7人、傷者 20人、家屋全半壊 305戸、家屋流失 17戸、家屋浸水 5,204戸
昭和9年 (1934) 9月17～21日	室戸台風 (県下全域)	期間降水量 千足山 449.0mm、中津 329.6mm、丹原 308.7mm、西条 303.9mm 最大風速 松山 NNW22.8m/s 死者行方不明 30人、傷者 7人、家屋全半壊 156戸、家屋流失 71戸、家屋浸水 6,314戸、堤防、道路、橋梁 356ヶ所、船舶 409隻、農作物 2割減収 901町歩
昭和10年 (1935) 6月26～30日	霖雨(長雨) (県下全域)	期間降水量 明治村 481.0mm、宇和 345.5mm、下灘 339.0mm、三津浜 337.6mm 死者 4人、家屋全壊 7戸、家屋浸水 363戸、田畑浸水 2,930町歩、堤防、道路、橋梁 97ヶ所、西瓜 200万貫
昭和12年 (1937) 9月8～11日	台風 (県下全域)	期間降水量 日吉 450.0mm、泉村 385.0mm、中津 355.0mm、千足山村 323.0mm 最大風速 松山 NW16.3m/s 死者 4人、傷者 4人、家屋全半壊 229戸、家屋浸水 1,685戸、堤防、道路、橋梁 1,038ヶ所
昭和13年 (1938) 7月27日 ～8月2日	豪雨 (県下全域)	期間降水量 千足山 467.0mm、明治村 336.0mm、日吉 334.0mm、野村 316.0mm 死者 16人、傷者 6人、家屋全壊流失 97戸、家屋浸水 5,438戸、田畑浸水 1,309町歩、田畑流失 174町歩、堤防、道路、橋梁 306ヶ所、船舶 2隻
昭和16年 (1941) 9月28日 ～10月1日	台風 (県下全域)	期間降水量 千足山村 311.0mm、神松名 279.2mm、岩松 278.9mm、角野 278.4mm 最大風速 松山 S11.2m/s 死者行方不明 76人、傷者 7人、家屋全半壊 218戸、家屋浸水 573戸、道路、橋梁、堤防 104ヶ所、船舶 77隻
昭和17年 (1942) 8月26～28日	台風 (県下全域)	期間降水量 下鍵山 284.0mm、吉野 277.9mm、泉 272.8mm、千足山村 268.0mm 最大風速 松山 SE16.3m/s 死者 2人、傷者 2人、家屋全半壊 714戸、家屋流失 17戸、家屋浸水 9,052戸、道路、橋梁、堤防、93ヶ所、船舶 38隻、田畑浸水 376町歩、田畑被害面積 16,061町歩
昭和17年 9月18～21日	台風 (県下全域)	期間降水量 角野 447.6mm、多喜浜 377.5mm、三島 354.3mm、鈍川 346.7mm 最大風速 松山 N11.3m/s、 死者 8人、傷者 7人、家屋全半壊 348戸、家屋浸水 6,592戸、道路、橋梁、堤防、130ヶ所、船舶 10隻、田畑浸水 888町歩
昭和18年 7月21～24日	台風 (県下全域)	期間降水量 宇和島 942.8mm、野村 905.0mm、中津 901.2mm、城辺 869.7mm 死者行方不明 134人、傷者 127人、家屋全半壊 2,585戸、家屋流失 911戸、床上浸水 27,020戸、道路、橋梁、堤防、3,473ヶ所、田畑流失 5,896町歩、田畑浸水 18,290町歩、船舶 88隻、木材流失 9,339石、米流失 1,392俵
昭和18年 9月17～20日	台風 (県下全域)	期間降水量 神松名 489.0mm、伊方 455.0mm、岩松 413.1mm、下鍵山 405.0mm 最大風速 松山 NW15.7m/s 死者行方不明 8人、傷者 3人、家屋全半壊 162戸、家屋流失 61戸、床上浸水 3,773戸、道路、橋梁、堤防、707ヶ所、船舶 119隻、田畑浸水 6,540町歩、田畑流失 324町歩
昭和20年 (1945) 9月16～17日	枕崎台風 (県下全域)	期間降水量 千足山 886.0mm、大洲 470.0mm、泉 469.2mm、角野 434.4mm 最大風速 松山 SSE24.8m/s(最大瞬間 SSE42.1m/s) 死者行方不明 182人、傷者 328人、家屋全半壊 17,898戸、家屋流失 890戸、家屋浸水 15,561戸、橋梁、道路、堤防 1,841ヶ所、田畑流失 701町歩、田畑浸水 3,552町歩
昭和20年 10月7～10日	阿久根台風 (県下全域)	期間降水量 小田町 723.0mm、西条 692.9mm、三島 683.3mm、角野 647.0mm 最大風速 松山 S13.8m/s 死者 15人 傷者 6人、家屋全半壊 123戸、家屋流失 35戸、家屋浸水 9,911戸、橋梁、道路、堤防 276ヶ所、田畑流失 430町歩、田畑浸水 3,764町歩

昭和 21 年 (1946) 7 月 28～30 日	台風 (県下全域)	期間降水量 吉野 405.0 mm、中津 355.5 mm、小田町 290.0 mm、泉 276.7 mm 最大風速 松山 NE12.9m/s 死者行方不明 6 人、家屋全半壊 153 戸、家屋浸水 1,115 戸、橋梁、道路、堤防、鉄道損傷 258 ケ所、田畑浸水 452 町歩
昭和 24 年 (1949) 6 月 18～21 日	デラ台風 (県下全域)	期間降水量 大野原 224.4 mm、吉野 189.5 mm、新宮 180.0 mm、泉 178.0 mm 最大風速 松山 S17.6m/s 死者 46 人、行方不明 188 人、傷者 229 人、家屋全半壊 70 戸、家屋浸水 562 戸、橋梁、道路、堤防 1,692 ケ所、田畑流埋 121 町歩、田畑冠水 220 町歩、船舶 1,655 隻、農林水産破産額 15 億円(日振島の惨事青葉丸の沈没)
昭和 25 年 (1950) 9 月 11～14 日	キジア台風 (県下全域)	期間降水量 下灘 636.0 mm、中津 547.0 mm、小田町 533.0 mm、千定山 509.4 mm 最大風速 松山 SSE14.2m/s、宇和島 SSE18.0m/s 死者行方不明 6 人、傷者 13 人、家屋全半壊 294 戸、家屋浸水 27,121 戸、橋梁、道路、堤防 1,132 ケ所、田畑流埋 204 町歩、田畑冠水 8,156 町歩、山崩 542 ケ所、船舶 112 隻
昭和 26 年 (1951) 10 月 12～14 日	ルース台風 (県下全域)	期間降水量 千定山 427.7 mm、波止浜 323.0 mm、西条 258.2 mm、中津 251.0 mm 最大風速 松山 S20.1m/s、宇和島 SSE26.4m/s 死者行方不明 44 人、傷者 415 人、家屋全半壊 6,280 戸、家屋流失 202 戸、家屋浸水 14,433 戸、橋梁、道路、堤防、山崩 2,739 ケ所、田畑流埋 503 町歩、田畑冠水 7,831 町歩、船舶 3,768 隻
昭和 28 年 (1953) 6 月 25～29 日	梅雨前線 (県下全域)	期間降水量 吉野 456.0 mm、宇和 455.0 mm、大洲 424.9 mm、下鍵山 420.8 mm 死者 2 人、行方不明 2 人、傷者 13 人、家屋全半壊 457 戸、家屋流失 4 戸、家屋浸水 5,630 戸、道路、橋梁堤防損壊 631 ケ所、田畑流失、埋没 281 町歩
昭和 29 年 (1954) 9 月 12～14 日	台風第 12 号 (県下全域)	期間降水量 中津 520.0 mm、小田町 450.4 mm、下鍵山 430.0 mm、石鎚山 413.0 mm 最大風速 松山 ESE20.5m/s、宇和島 E21.1m/s 死者行方不明 3 人、傷者 24 人、家屋全半壊 810 戸、家屋浸水 35,470 戸、橋梁、道路、堤防、山崩 957 ケ所、木材流失 2,701 石、船舶 37 隻
昭和 29 年 9 月 25～26 日	洞爺丸台風 (県下全域)	期間降水量 三島 291.0 mm、新立 165.4 mm、石鎚山 125.1 mm、中津 125.0 mm 最大風速 松山 S24.7m/s、宇和島 SSE27.7m/s 死者行方不明 16 人、傷者 7 人、家屋全半壊 1,917 戸、家屋流失 86 戸、家屋浸水 26,047 戸、橋梁、道路、堤防、山崩 597 ケ所、田畑流埋 89 町歩、田畑冠水 1,518 町歩、船舶 878 隻
昭和 30 年 (1955) 9 月 28～30 日	台風第 22 号 (県下全域)	期間降水量 大森山 426.0 mm、大保木 345.0 mm、下鍵山 300.1 mm、中津 293.0 mm 最大風速 松山 S14.9m/s、宇和島 SSE19.0m/s 傷者 5 人、家屋全半壊流失 117 戸、家屋浸水 9,809 戸、橋梁、道路、堤防山崖崩 249 ケ所、田畑流埋 93 町歩、田畑冠水 1,823 町歩、船舶 118 隻
昭和 32 年 (1957) 9 月 6～7 日	台風第 10 号 (県下全域)	期間降水量 大森山 312.0 mm、富郷 246.5 mm、大保木 229.3 mm、岩松 219.2 mm 最大風速 松山 SW10.8m/s、宇和島 W14.5m/s 家屋被害 627 戸、田畑流失 16 町歩、田畑冠水 266 町歩、道路、橋梁、堤防、山崖崩 69 ケ所、船舶 7 隻
昭和 34 年 (1959) 8 月 6～9 日	台風第 6 号 (県下全域)	期間降水量 大保木 732.5 mm、大森山 606.0 mm、中津 400.4 mm、中山 341.5 mm 最大風速 松山 N12.0m/s、宇和島 WNW15.5m/s 家屋全半壊 15 戸、家屋浸水 2,141 戸、田畑流失 126 町歩、道路、橋梁、堤防、山崖崩 1,373 ケ所、船舶 10 隻
昭和 34 年 9 月 25～26 日	伊勢湾台風 (県下全域)	期間降水量 大保木 237.0 mm、豊岡 198.8 mm、西条 198.3 mm、新居浜 193.2 mm 最大風速 松山 N12.4m/s、宇和島 WNW14.0m/s 死者 2 人、傷者 7 人、家屋全半壊 36 戸、家屋浸水 2,336 戸、田畑の被害面積 4,554 町歩、道路、橋梁、堤防、山崖崩 920 ケ所
昭和 35 年 (1960) 8 月 28～30 日	台風第 16 号 (県下全域)	期間降水量 美川 333 mm、下鍵山 329 mm、大森山 262 mm、大野ヶ原 261 mm 最大風速 松山 WSW11.8m/s、宇和島 WNW16.5m/s 死者 1 人、家屋被害 304 戸、田畑冠水 29 町歩、道路、山崩 11 ケ所、船舶 3 隻
昭和 36 年 (1961) 9 月 14～16 日	第 2 室戸台 風 (県下全域)	期間降水量 大保木 491 mm、美川 480 mm、大森山 471 mm、来見 348 mm、松野 338 mm 最大風速 松山 NW16.7m/s、宇和島 WNW28.2m/s 死者 1 人、傷者 16 人、家屋全半壊 32 戸、家屋浸水破損 1,143 戸、道路、橋梁、堤防、山崖崩 1,388 ケ所、船舶 44 隻
昭和 38 年 (1963) 1～2 月	豪雪 (県下全域)	期間最深積雪 小田深山・大野ヶ原 4m、久万入野 122cm、美川 83cm、小田 75cm、 中山 53cm、下鍵山 50cm、野村 46cm、宇和 43cm、大洲 40cm、 死者 1 人、傷者 3 人、県下全般に交通麻痺、住家全半壊 171 戸、一部破損 7,872 戸、非住家全半壊 3,722 戸、被害額、農林水産を中心に 51 億円
昭和 38 年 4～6 月	長雨 (県下全域)	月降水量 松山 4 月 146.1 mm、5 月 364.7 mm、6 月 253.1 mm 宇和島 4 月 124.0 mm、5 月 290.7 mm、6 月 292.5 mm 日照時間 松山 4 月 156.4 時間、5 月 91.9 時間、6 月 126.7 時間 宇和島 4 月 144.4 時間、5 月 108.1 時間、6 月 141.4 時間 農林水産を中心に被害額 93 億円

昭和 38 年 8 月 8～10 日	台風第 9 号 (県下全域)	期間降水量 宇和、野村 517 mm、卯之町 441 mm、下鍵山 403 mm、小田町 393 mm、 最大風速 松山 NE10.4m/s、宇和島 E17.2m/s 死者 1 人、傷者 10 人、行方不明 1 人、住家全半壊 109 戸、家屋浸水 4,817 戸、家屋一部破 損 3,209 戸、非住家全半壊 462 戸、田畑流失 189ha、田畑冠水 3,320ha、道路 1,326、橋梁 186、堤防 600、山崖崩 581 ケ所、被害総額 37 億円
昭和 39 年 (1964) 9 月 24～25 日	台風第 20 号 (県下全域)	期間降水量 大森山 330 mm、美川 298 mm、富郷 292 mm、大保木 261 mm 最大風速 松山 W16.0m/s、宇和島 W32.7m/s 最大瞬間風速 宇和島 W72.3m/s 死者 1 人、傷者 13 人、住家全半壊 91 戸、家屋浸水 2,957 戸、家屋一部破損 5,784 戸、非住 家全半壊 544 戸、田畑流失 121ha、田畑冠水 889ha、道路 378、橋梁 50、堤防 218、山崖 崩 142 ケ所、被害総額 45 億 6 千万円
昭和 40 年 (1965) 9 月 9～10 日	台風第 23 号 (県下全域、 特に東予)	期間降水量 大保木 301 mm、富郷 291 mm、美川 265 mm、来見 259 mm、大森山 236 mm 最大風速 宇和島 WNW20.8m/s 最大瞬間風速 宇和島 WNW24.0m/s、松山 NNW19.4m/s 死者 1 人、行方不明 1 人、傷者 7 人、住家半壊 2 戸、家屋浸水 3,251 戸、住家一部破損 6 戸、非住家全半壊 6 戸、田畑流失 11ha、田畑冠水 1,113ha、道路 433、橋梁 2、堤防 423、 山崖崩 20 ケ所、被害総額 10 億 9 千万円
昭和 40 年 9 月 14～17 日	台風第 24 号 (県下全域)	期間降水量 富郷 584 mm、美川 489 mm、大森山 488 mm、大保木 441 mm、新立 440 mm 最大風速 宇和島 WNW11.2m/s(最大瞬間風速 NNE23.0m/s) 傷者 18 人、住家全半壊 23 戸、家屋浸水 7,932 戸、住宅一部破損 113 戸、非住家全半壊 97 戸、田畑流失 1,316ha、田畑冠水 4,429ha、道路 442、橋梁 14、堤防 549、山崖崩 319 ケ所、 被害総額 17 億 1 千万円
昭和 41 年 (1966) 9 月 7～9 日	台風第 19 号 (県下全域)	期間降水量 大森山 237 mm、美川 193 mm、宇和島 178.1 mm、近永新町 164 mm 最大風速 宇和島 SSW16.0m/s(最大瞬間風速 S28.3m/s、) 死者 1 人、住家全壊 2 戸、家屋浸水 724 戸、住家一部破損 3 戸、道路 77、橋梁 1、堤防 88 ヶ所、被害総額 5 億 7 千万円
昭和 41 年 9 月 17～18 日	台風第 21 号 (県下全域)	期間降水量 新立 218 mm、鈍川 202 mm、菊間 259 mm、富郷 205 mm 最大風速 宇和島 NE6.7m/s(最大瞬間風速 NE12.3m/s) 家屋浸水 529 戸、道路 250、橋梁 1、堤防 284 ケ所、被害総額 7 億 1 千万円
昭和 41 年 9 月 22～25 日	台風第 24 号 (県下全域)	期間降水量 大森山 371 mm、美川 353 mm、大保木 331 mm、富郷 284 mm、来見 275 mm、 新居浜 264 mm 最大風速 宇和島 WNW11.7m/s(最大瞬間風速 W14.8m/s) 住家半壊 5 戸、住家全壊 7 戸、住家一部破損 62 戸、家屋浸水 3,280 戸、田畑流失 66ha、田 畑冠水 1,521ha、道路 92、橋梁 2、堤防 206 ケ所、被害総額 3 億 3 千万円
昭和 41 年 11 月 13 日	全日空機墜 落事故 (松山空港沖)	全日本空輸株式会社所属 YS-11JA 8658 旅客機(オリンピック)遭難者、乗務員 5 人、乗客 45 人(内男 29 人、女 21 人)
昭和 42 年 (1967) 7 月 8～9 日	梅雨前線 (越智郡島し ょ部、中予山 岳部)	期間降水量 小田町 210 mm、波止浜 200 mm 死者 9 人、傷者 11 人、住家全壊 36 戸、住家半壊 86 戸、家屋浸水 4,721 戸、住家一部破損 579 戸、農地 282ha、農業用施設等 2,147 ケ所、道路、河川等 909 ケ所、被害総額 24 億円
昭和 42 年 6～9 月	干害 (県下全域、 特に南予・中 予)	松山地方気象台始まって以来の異常干天となり、飲料水をはじめ農業用水等の不足は深刻を 極め激甚な被害を被った。 被害総額 255 億 8 千万円 主として農作物(果樹)
昭和 43 年 (1968) 2 月	大雪 (中予・東予)	積雪 久万入野 68 cm、富郷 58 cm、鈍川 48 cm、大保木 42 cm 東中予を中心に交通麻痺。 被害額 農林水産物を中心に 122 億 1 千万円
昭和 43 年 8 月 25～29 日	台風第 10 号 (県下全域)	期間降水量 大森山 393 mm、長浜 304 mm、富郷 266 mm、美川 239 mm、大洲 228 mm、 最大風速 宇和島 W13.3m/s(最大瞬間風速 SSE22.2m/s) 死者 1 人、負傷者 6 人、住家全壊 13 棟、住家半壊 26 棟、住家浸水 1,385 棟、道路 201 ケ 所、橋梁 220 ケ所、被害総額 16 億円
昭和 43 年 9 月 24～25 日	台風第 16 号 (県下全域)	期間降水量 大森山 364 mm、美川 288 mm、大保木 260 mm、来見 234 mm、井内峠 232 mm、 最大風速 宇和島 SSE9.3m/s(最大瞬間風速 SE19.3m/s) 死者 1 人、重傷者 2 人、住家全半壊 4 棟、一部破損 22 棟、住家浸水 81 棟、道路 137 ケ所、 橋梁 9、堤防 135 ケ所、被害総額 9 億 2 千万円
昭和 44 年 (1969) 6 月 25 日 ～7 月 10 日	梅雨前線 (県下全域)	期間降水量 宇和町 872 mm、卯之町 823 mm、野村 731 mm、川上 707 mm 死者 2 人、負傷者 4 人、住家全壊 13 棟、一部破損 214 棟、住家浸水 2,027 棟、道路 607、 橋梁 6、堤防 284 ケ所、被害総額 15 億 8 千万円
昭和 44 年 8～11 月	干害 (南予)	宇和島市、吉田町等主として南予地域において干天が続き、飲料水をはじめ農業用水等が不 足し、甚大な被害を被った。被害総額 40 億 2 千万円(主として果樹)

昭和45年 (1970) 4~6月	長雨、 異常気象 (県下全域)	3月の異常低温、4月の異常高温ならびに4月から6月に及ぶ連続降雨による農産物被害、被害額19億4千万円
昭和45年 6月14日 ~7月6日	梅雨前線、 台風第2号 (県下全域)	期間降水量 大森山516mm、松野468mm、大野ヶ原433mm、井内峠431mm、 富郷422mm、美川413mm 最大風速 宇和島W11.7m/s(最大瞬間風速 WNW15.2m/s) 住家全半壊1棟、一部破損214棟、床下浸水113棟、道路損壊212ヶ所、堤防167ヶ所、 被害総額10億円
昭和45年 8月15~21日	台風第9・10 号 (県下全域)	期間降水量 大保木378mm、小田町376mm、大森山373mm、新立325mm、 最大風速 宇和島WSW30.0m/s、松山NNE23.2m/s 最大瞬間風速 宇和島WSW40.5m/s、松山NNE36.4m/s 死者2人、重傷者168人、住家全半壊1,118棟、一部破損148,976棟、住家浸水9,127棟、 道路破損815ヶ所、堤防破損678ヶ所、被害総額405億円
昭和46年 (1971) 8月3~5日	台風第19号 (県下全域)	期間降水量 大保木570mm、獅子越峠527mm、美川460mm、久万入野318mm、 最大風速 宇和島SSE17.3m/s(最大瞬間風速 SE41.0m/s) 死者5人、重軽傷者34人、住家全半壊7棟、一部破損3,572棟、住家浸水966棟、道路438 ヶ所、堤防218ヶ所、被害総額39億5千万円
昭和46年 8月28~30日	台風第23号 (県下全域)	期間降水量 大保木542mm、下鍵山464mm、獅子越峠390mm、井内峠367mm、 最大風速 宇和島ENE16.3m/s(最大瞬間風速 E38.1m/s) 軽傷者2人、住家全半壊8棟、一部破損400棟、住家浸水295棟、道路306ヶ所、堤防195 ヶ所、被害総額32億円
昭和47年 (1972) 6月6日 ~7月25日	梅雨前線、 台風第9号 (県下全域、 特に中・南予)	期間降水量 美川1,189mm、下鍵山1,133mm、獅子越峠1,036mm、松野1,033mm、 最大風速 宇和島ENE20.7m/s(最大瞬間風速 ENE41.2m/s) 死者2人、重軽傷者7人、住宅浸水4,733棟、道路損壊1,196ヶ所、堤防損壊560ヶ所、一 部破損579棟、住家全半壊28棟、被害総額50億8千万円
昭和47年 9月6~18日	秋雨前線、 台風第20号 (県下全域、 特に東予)	期間降水量 新立719mm、富郷717mm、下鍵山642mm、卯之町532mm 最大風速 宇和島W11.7m/s(最大瞬間風速 W17.0m/s) 死者5人、重軽傷者18人、住家半壊89棟、一部破損169棟、住家浸水9,168棟、道路432 ヶ所、堤防330ヶ所、被害総額95億円
昭和48年 (1973) 5月7~8日	日本海低気 圧 (中予・南予)	期間降水量 下鍵山169mm、野村140mm、卯之町131mm 死者1人、軽傷者1人、住家全半壊9棟、一部破損34棟、住家浸水67棟、道路損壊201 ヶ所、堤防損壊22ヶ所、被害総額4億円
昭和48年 (1973) 6月26~27日	梅雨前線 (県下全域)	期間降水量 菊間184mm、波止浜123mm、松山115.0mm、鈍川113mm 住家全半壊1棟、一部破損7棟、住家浸水491棟、道路損壊185ヶ所、堤防損壊26ヶ所、 被害総額3億6千万円
昭和48年 7月26~28日	熱帯低気圧 (中予・南予)	期間降水量 宇和島157.0mm、下鍵山139mm、野村105mm、御荘101mm 住家浸水10棟、道路損壊107ヶ所、堤防損壊78ヶ所、被害総額2億8千万円
昭和49年 (1974) 4月7~9日	低気圧 (県下全域、 特に東中予)	期間降水量 中山202mm、川上175mm、松山163.5mm、卯之町152mm、宇和町149mm 最大風速 宇和島W8.7m/s(最大瞬間風速 S15.1m/s) 住家全壊2棟、住家半壊1棟、一部破損2棟、床下浸水169棟、非住家4棟、道路損壊237 ヶ所、堤防損壊80ヶ所、漁港損壊2ヶ所、被害総額757,904千円
昭和49年 7月5~7日	台風第8号 (県下全域、 特に東予)	期間降水量 新立311mm、大保木288mm、富郷265mm、伊予三島261mm、西条204mm 最大風速 宇和島S9.7m/s(最大瞬間風速 S17.2m/s) 住家浸水1,453棟、道路損壊95ヶ所、堤防損壊75ヶ所、被害総額1,045,087千円
昭和49年 7月15~17日	梅雨前線	期間降水量 波止浜271mm、菊間203mm、宮浦184mm 住家半壊3棟、一部破損4棟、浸水家屋257棟、道路損壊72ヶ所、堤防損壊30ヶ所、 被害総額200,444千円
昭和49年 9月1日	台風第16号 (県下全域、 特に東予・中 予)	期間降水量 富郷153mm、小田町136mm、久万入野130mm、下鍵山125mm 最大風速 宇和島WNW18.3m/s 最大瞬間風速 宇和島WNW24.3m/s、松山NE23.4m/s 住家全半壊11棟、一部破損69棟、浸水家屋807棟、非住家倒壊44棟、道路損壊236、橋 消失4、堤防損壊377ヶ所、漁港損壊54ヶ所 海岸326ヶ所、死者5人、重軽傷者4人、 被害総額7,376,192千円
昭和49年 9月8~9日	台風第18号 (県下全域)	期間降水量 新立284mm、富郷272mm、大保木259mm、新居浜229mm、 伊予三島227mm 最大風速 宇和島W11.5m/s、最大瞬間風速 松山ENE18.4m/s 住家全半壊12棟、一部破損62棟、浸水家屋3,101戸、非住家倒壊33棟、道路損壊415ヶ 所、堤防損壊310ヶ所、漁港損壊8ヶ所、被害総額3,334,904千円

昭和50年 (1975) 6月4～5日	梅雨前線 (県下全域、 一本松町、西 海町)	期間降水量 御荘128mm、松野78mm 道路損壊22ヶ所、堤防損壊12ヶ所、被害総額117,824千円
昭和50年 6月17～25日	梅雨前線 (県下全域)	期間降水量 宇和町370mm、岩松、久万入野360mm、下鍵山359mm、富郷354mm 住家一部破損10棟、浸水家屋111棟、道路損壊716ヶ所、橋梁流失2ヶ所、堤防損壊333ヶ所、漁港損壊1ヶ所、林道損壊17ヶ所、被害総額3,135,967千円
昭和50年 8月16～18日	台風第5号 (県下全域)	期間降水量 富郷379mm、岩松315mm、新居浜289mm、松野260mm、西条251mm 最大風速 宇和島ENE29.5m/s(最大瞬間風速 ENE53.1m/s) 死者4人、重軽傷者42人、家屋全半壊93棟、一部破損10,937棟、浸水家屋6,843戸、橋流失13ヶ所、非住家倒壊1,165棟、田畑流没143.49ha、道路損壊859ヶ所、堤防損壊592ヶ所、漁港損壊99ヶ所、海岸損壊22ヶ所、林道損壊54ヶ所、被害総額21,372,299千円
昭和50年 8月22～23日	台風第6号 (県下全域)	期間降水量 富郷366mm、大保木229mm 最大風速 宇和島W10.5m/s(最大瞬間風速 W16.7m/s) 住家全壊2棟、一部破損1ヶ所、浸水家屋346棟、非住家4棟、道路損壊189ヶ所、堤防損壊146ヶ所、港湾損壊1ヶ所、漁港損壊9ヶ所、海岸損壊2ヶ所、林道損壊9ヶ所、被害総額1,342,058千円
昭和51年 1月～3月上旬	異常低温 (県下全域、 特に南予)	農産物被害1,542千円、 その他被害24,959,788千円、 被害総額24,961,330千円
昭和51年 (1976) 4月13～14日	低気圧 (県下全域)	期間降水量 宇和町146mm、松野124mm、小田町98mm 住家一部破損2棟、床上浸水1棟、床下浸水29棟、非住家倒壊2棟、田畑冠水36ha、道路損壊175ヶ所、堤防損壊53ヶ所、被害総額615,476千円
昭和51年 (1976) 6月22～25日	梅雨前線 (県下全域)	期間降水量 宇和町244mm、伊方224mm、八幡浜210mm、大洲・久万入野200mm、 住家全壊1棟、一部破損2棟、床下浸水1棟、非住家倒壊4棟、田畑流没2.7ha、冠水176ha、 道路損壊641ヶ所、堤防損壊190ヶ所、林道損壊12ヶ所、被害総額2,496,814千円
昭和51年 7月23～25日	台風第11・ 12号 (県下全域)	期間降水量 富郷197mm、美川150mm、大保木139mm 最大風速 宇和島S8.7m/s(最大瞬間風速 S19.4m/s) 住家半壊1棟、道路損壊67ヶ所、堤防損壊27ヶ所、被害総額258,738千円
昭和51年 9月8～13日	台風第17号、 秋雨前線 (県下全域、 特に東予)	期間降水量 富郷1,174mm、三島1,050mm、新居浜1,042mm、大保木1,011mm 最大風速 松山SSE13.0m/s、最大瞬間風速 宇和島SSE28.4m/s、松山SSE24.3m/s 死者11人、重軽傷者47人、住家全壊57棟、半壊110棟、一部破損308棟、床上浸水2,177棟、 床下浸水16,845棟、非住家倒壊423棟、田畑流没598ha、冠水16,348ha、学校被害16校、 道路損壊3,252ヶ所、堤防損壊2,510ヶ所、漁港損壊24ヶ所、橋梁被害38ヶ所、砂防495ヶ所、 漁港損壊24ヶ所、橋梁被害38ヶ所、砂防495ヶ所、水道11ヶ所、清掃施設被害1ヶ所、崖崩1,694ヶ所、 鉄道不通9ヶ所、船舶被害15隻、通信被害663ヶ所、漁港61ヶ所、海岸39ヶ所、林道損壊595ヶ所、 都市施設被害32ヶ所、被害総額67,483,758千円
昭和52年 (1977) 6月15日 ～7月17日	梅雨前線 (県下全域)	期間降水量 御荘395mm、岩松366mm、下鍵山329mm、久万入野288mm、松野279mm、 伊方271mm、宇和町269mm、八幡浜254mm 住家全壊1棟、半壊1棟、一部破損3棟、床上浸水2棟、床下浸水32棟、非住家倒壊1棟、 田畑流没2ha、道路損壊539ヶ所、河川243ヶ所、砂防28ヶ所、被害総額1,608,559千円
昭和52年 8月22～25日	台風第7号 (県下全域)	期間降水量 松野93mm、御荘84mm、下鍵山78mm 床下浸水1棟、道路損壊38ヶ所、河川69ヶ所、砂防3ヶ所、被害総額172,582千円
昭和52年 9月8～11日	秋雨前線、 台風第9号 (県下全域)	期間降水量 美川170mm、下鍵山168mm、久万入野165mm、富郷157mm、松野157mm、 最大風速 松山ESE5.3m/s(最大瞬間風速 SE9.4m/s) 田畑流没2ha、学校被害1ヶ所、道路損壊284ヶ所、橋梁2ヶ所、河川102ヶ所、砂防11ヶ所、 被害総額1,131,484千円
昭和52年 11月16～17日	南岸低気圧 (県下全域)	期間降水量 富郷138mm、新立126mm、岩松110mm、伊予三島107mm、 田畑流没69ha、学校被害1ヶ所、道路損壊107ヶ所、橋梁1ヶ所、河川65ヶ所、被害総額229,584千円
昭和53年 (1978) 1月9～12日	冬型気圧配 置 (県下全域、 特に瀬戸町)	最大風速 宇和島WNW16.6m/s、最大瞬間風速 宇和島W25.4m/s 道路損壊1ヶ所、河川損壊1ヶ所、港湾損壊8ヶ所、海岸損壊18ヶ所、被害総額369,437千円
昭和53年 6月10～23日	梅雨前線、 台風第3号 (県下全域)	期間降水量 獅子越峠238mm、新居浜194mm、宇和198mm、久万192mm、中山193mm、 最大風速 大三島WNW11m/s、最大瞬間風速 宇和島S21.7m/s 道路損壊153ヶ所、河川損壊69ヶ所、砂防損壊3ヶ所、船舶被害1隻、被害総額229,584千円

昭和53年 8月2～3日	台風第8号 (県下全域)	期間降水量 獅子越峠 188mm、成就社 183mm、富郷 159mm、宇和 138mm、久万 130mm 最大1時間降水量 獅子越峠 46mm 最大風速 丹原 SW12m/s、新居浜 WSW12m/s、最大瞬間風速 宇和島 SW15.9m/s 道路損壊 342ヶ所、河川損壊 123ヶ所、砂防損壊 5ヶ所、海岸損壊 5ヶ所、農林施設被害 21ヶ所、被害総額 1,101,808千円
昭和53年 9月15日	台風第18号 (県下全域、 特に越智郡・中島町)	期間降水量 中山 23mm、成就社 22mm、富郷 19mm 最大風速 丹原 SW13m/s、新居浜 WSW13m/s、最大瞬間風速 松山 S18.0m/s 住家全半壊 5棟、一部破損 174ヶ所、床上浸水 58棟、床下浸水 355棟、非住家被害 14棟、田畑冠水 39ha、文教施設被害 7ヶ所、道路損壊 29ヶ所、港湾損壊 29ヶ所、海岸損壊 27ヶ所、船舶被害 86隻、被害総額 2,700,382千円
昭和54年 (1979) 6月26日 ～7月4日	梅雨前線 (県下全域)	期間降水量 宇和 627mm、獅子越峠 521mm、中山 470mm、松山 437.5mm、近永 436mm 最大1時間降水量 近永 48mm、松山 46.0mm、上林 43mm、宇和島 42.5mm 重軽傷者 11人、住家全壊 12棟、半壊 7棟、一部破損 29棟、床上浸水 257棟、床下浸水 10,771棟、非住家被害 280棟、田畑の流失埋没 28ha、冠水 5,199ha、学校被害 6ヶ所、道路損壊 2,112ヶ所、橋梁損壊 12ヶ所、港湾損壊 5ヶ所、河川損壊 1,481ヶ所、砂防 189ヶ所、清掃施設被害 1ヶ所、崖崩 325ヶ所、鉄道不通 1ヶ所、船舶被害 8隻、通信被害 46ヶ所、被害総額 20,468,084千円
昭和54年 9月3～4日	台風第12号 (県下全域)	期間降水量 近永 200mm、三崎 176mm、成就社 166mm、最大1時間降水量 三崎 40mm 最大風速 宇和島 WSW17.3m/s(最大瞬間風速 WSW30.0m/s) 死者 2人、軽傷者 2人、住家半壊 1棟、一部破損 80棟、床上浸水 8棟、床下浸水 46棟、田畑流没 1.64ha、学校被害 4ヶ所、道路損壊 221ヶ所、港湾損壊 13ヶ所、橋梁損壊 3ヶ所、河川損壊 184ヶ所、砂防 9ヶ所、船舶被害 36隻、被害総額 1,551,558千円
昭和54年 9月30日 ～10月1日	台風第16号 (県下全域)	期間降水量 成就社 279mm、久万 166mm、最大1時間降水量 成就社 48mm 最大風速 新居浜 N17m/s、最大瞬間風速 松山 NNE25.8m/s 軽傷者 3人、住家全壊 1棟、半壊 3棟、一部破損 4棟、床上浸水 15棟、床下浸水 169棟、非住家 42棟、田畑流没 3.92ha、道路損壊 338ヶ所、橋梁損壊 9ヶ所、港湾損壊 33ヶ所、河川損壊 205ヶ所、砂防 17ヶ所、船舶被害 84隻、通信被害 11ヶ所、崖崩 17ヶ所、被害総額 3,938,148千円
昭和54年 10月18～19日	台風第20号 (県下全域)	期間降水量 成就社 423mm、新居浜 340mm、富郷 298mm、丹原 282mm、伊予三島 278mm、玉川 266mm、近永 224mm、上林 203mm、久万 202mm 最大風速 新居浜 ENE12m/s、最大瞬間風速 宇和島 NNW28.9m/s 軽傷者 3人、住家半壊 2棟、一部破損 6棟、床上浸水 744棟、床下浸水 3,758棟、非住家 5棟、田畑流没 15.17ha、田畑冠水 2,120ha、学校被害 33ヶ所、通路損壊 315ヶ所、橋梁損壊 5ヶ所、河川損壊 452ヶ所、港湾 26ヶ所、砂防 50ヶ所、崖崩 42ヶ所、被害総額 3,966,186千円
昭和55年 (1980) 5月20～22日	前線、 台風第3号 (県下全域)	期間降水量 成就社 226mm、富郷 201mm、伊予三島 176mm 最大1時間降水量 中山 41mm 住家半壊 1棟、一部破損 3棟、床上浸水 3棟、床下浸水 232棟、非住家 8棟、河川損壊 173ヶ所、海岸損壊 2ヶ所、道路損壊 333ヶ所、橋梁 1ヶ所、砂防 19ヶ所、被害総額 1,863,574千円
昭和55年 6月30日 ～7月2日	梅雨前線 (県下全域)	期間降水量 久万 192mm、宇和 183mm、中山 180mm 重傷者 1人、住家全壊 1棟、半壊 1棟、一部破損 3棟、床上浸水 4棟、床下浸水 51棟、非住家 3棟、道路損壊 616ヶ所、河川損壊 114ヶ所、砂防 3ヶ所、被害総額 2,389,534千円
昭和55年 7月7～14日	梅雨前線 (県下全域)	期間降水量 大三島 268mm、獅子越峠 258mm、今治 225mm、成就社 242mm、久万 217mm、丹原 215mm、上林 212mm、玉川 205mm、中山 204mm 最大1時間降水量 獅子越峠 46mm、久万 44mm、宇和島 42.5mm 死者 2人、重軽傷者 8人、住家全壊 3棟、半壊 7棟、一部破損 30棟、床上浸水 6棟、床下浸水 362棟、非住家 21棟、河川損壊 96ヶ所、砂防 13ヶ所、道路損壊 363ヶ所、港湾 3ヶ所、水道 1ヶ所、被害総額 3,969,198千円
昭和55年 8月3～6日	停滞前線 (県下全域)	期間降水量 御荘 373mm、近永 304mm、宇和 246mm、宇和島 237.5mm、住家全壊 1棟、一部破損 11棟、床下浸水 17棟、非住家 3棟、河川損壊 81ヶ所、砂防 2ヶ所、道路損壊 542ヶ所、被害総額 2,752,909千円
昭和55年 7～8月	冷夏・長雨 (県下全域)	降水量(平年比) 松山 7月 389.5mm(193%) 8月 321.0mm(351%) 平均気温(平年差) 松山 7月 24.5(-1.5℃) 8月 24.9(-2.0℃) 農作物を中心に被害総額 10,828,188千円
昭和55年 9月10～11日	台風第13号 (県下全域)	期間降水量 獅子越峠 297mm、富郷 288mm、成就社 273mm、久万 238mm、最大風速 近永 SSE16m/s、長浜 SSE14m/s 最大瞬間風速 宇和島 SE37.2m/s、松山 SSE25.5m/s 死者 2人、重軽傷者 23人、住家全壊 1棟、半壊 3棟、一部破損 27棟、床上浸水 9棟、床下浸水 743棟、非住家 45棟、河川損壊 139ヶ所、砂防 13ヶ所、道路損壊 360ヶ所、港湾 7ヶ所、海岸 13ヶ所、被害総額 12,210,798千円

昭和55年 10月12～14日	台風第19号 (県下全域)	期間降水量 御荘209mm、宇和島191.0mm、近永191mm 最大1時間降水量 御荘66mm、宇和島33.0mm 最大風速 長浜N14m/s、最大瞬間風速 松山NNE17.3m/s 軽傷者1人、住家半壊2棟、一部破損3棟、床上浸水35棟、床下浸水617棟、非住家5棟、河川損壊378ヶ所、砂防19ヶ所、道路損壊388ヶ所、港湾2ヶ所、被害総額2,519,988千円
昭和56年 (1981) 1月1日 ～3月1日	異常寒波 (中予、南予)	積雪 宇和46cm、久万35cm、近永26cm 建物損壊3棟(学校施設) 農作物を中心に被害、被害総額29,421,620千円
昭和56年 6月25～27日	梅雨前線 (県下全域)	期間降水量 成就社175mm、松山168.5mm、上林140mm 最大1時間降水量 大三島44mm 住家床上浸水1棟、床下浸水37棟、道路損壊250ヶ所、河川損壊121ヶ所、砂防24ヶ所、被害総額1,497,641千円
昭和57年 (1982) 7月11～25日	梅雨前線 (県下全域)	期間降水量 宇和827mm、御荘624mm、大洲592mm、八幡浜586mm、宇和島576.0mm、三崎570mm、中山502mm、成就社426mm 最大1時間降水量 丹原35mm、宇和31mm 住家半壊1棟、一部破損15棟、床上浸水5棟、床下浸水420棟、道路損壊1,299ヶ所、橋梁3ヶ所、河川損壊682ヶ所、砂防54ヶ所、被害総額6,213,627千円
昭和57年 8月26～27日	台風第13号 (県下全域)	期間降水量 成就社533mm、獅子越峠489mm、久万315mm、近永308mm、 最大1時間降水量 成就社43mm 最大風速 近永SSE15m/s、新居浜S13m/s、最大瞬間風速 宇和島ENE40.2m/s 重傷者4人、軽傷者4人、住家全壊1棟、半壊2棟、一部破損35棟、床上浸水35棟、床下浸水493棟、道路損壊643ヶ所、河川損壊537ヶ所、橋梁損壊5ヶ所、砂防44ヶ所、港湾3ヶ所、被害総額9,738,820千円
昭和57年 9月24～25日	台風第19号 (県下全域)	期間降水量 成就社307mm、玉川235mm、富郷219mm、宇和島214.5mm、獅子越峠212mm 最大風速 宇和島ENE17.5m/s、新居浜ENE16m/s 最大瞬間風速 宇和島ENE36.8m/s、松山NE24.7m/s 死者2人、軽傷者4人、住家全壊2棟、一部破損10棟、床上浸水28棟、床下浸水438棟、道路損壊464ヶ所、橋梁損壊7ヶ所、河川損壊346ヶ所、砂防49ヶ所、港湾17ヶ所、被害総額6,421,581千円
昭和58年 (1983) 8～9月	干害 (県下全域)	降水量(平年比) 7月下旬 8月上旬 8月中旬 8月下旬 9月上旬 9月中旬 松山 3.5mm(14%) 0.0mm(0%) 0.0mm(0%) 17.5mm(39%) 5.5mm(11%) 22.0mm(40%) 農作物被害額 3,203,208千円
昭和58年 9月25～28日	台風第10号 (県下全域)	期間降水量 富郷461mm、伊予三島369mm、成就社293mm、近永289mm、三崎283mm 最大1時間降水量 富郷45mm 最大風速 大三島E9m/s、長浜N9m/s、最大瞬間風速 宇和島SSE18.8m/s 住家半壊2棟、一部破損2棟、床上浸水6棟、床下浸水125棟、道路損壊389ヶ所、橋梁損壊1ヶ所、河川損壊435ヶ所、砂防44ヶ所、被害総額3,525,971千円
昭和59年 (1984) 1月30～31日	南岸低気圧 (県下全域)	積雪 久万72cm、富郷37cm、玉川25cm、伊予三島25cm 農林水産施設を中心に被害、被害総額1,150,082千円
昭和59年 6月8～10日	梅雨前線 (県下全域)	期間降水量 御荘187mm、宇和島163mm、宇和152mm 最大1時間降水量 宇和島55mm、御荘49mm、宇和44mm 建物被害 一部破損2棟、床下浸水17棟、道路損壊204ヶ所、橋梁損壊1ヶ所、河川損壊145ヶ所、砂防8ヶ所、急傾斜地1ヶ所、被害総額1,050,684千円
昭和59年 6月22～23日	梅雨前線 (県下全域)	期間降水量 成就社152mm、長浜145mm、上林137mm 床上浸水2棟、床下浸水10棟、道路損壊164ヶ所、橋梁損壊2ヶ所、河川損壊157ヶ所、砂防25ヶ所、被害総額1,997,122千円
昭和59年 8月21～22日	台風第10号 (県下全域)	期間降水量 富郷165mm、成就社160mm、獅子越峠142mm 最大風速 長浜N12m/s、最大瞬間風速 宇和島S21.9m/s 住家一部破損1棟、道路損壊18ヶ所、河川損壊26ヶ所、砂防2ヶ所、海岸1ヶ所、被害総額155,511千円
昭和60年 (1985) 6月21日 ～7月12日	梅雨前線 (東予・中予)	期間降水量 大三島589mm、獅子越峠513mm、玉川497mm、久万・近永451mm、 住家一部破損9棟、床上浸水17棟、床下浸水232棟、田畑流没0.32ha、学校被害4か所、道路損壊617か所、橋梁損壊4か所、河川損壊319か所、砂防18か所、山腹崩壊52か所、海岸被害6か所、急傾斜地1か所、被害総額5,141,647千円
昭和60年 9月7～8日	寒冷前線 (東予・中予)	期間降水量 伊予三島52mm、久万37mm 道路損壊14か所、被害総額1,648,093千円

昭和 61 年 (1986) 1 月	低温 (県下全域)	月平均気温(平年差) 松 山 3.1(-2.5℃) 宇和島 2.8(-3.5℃) 最低気温 宇和-9.4℃(7 日)-9.1℃(12 日) 道路損壊 505 か所、被害総額 8,384,240 千円
昭和 61 年 7 月 4~13 日	梅雨前線 (県下全域)	期間降水量 久万 228 mm、獅子越峠 243 mm、宇和 165 mm、成就社 164 mm、大洲 160 mm 最大 1 時間降水量 獅子越峠 42 mm 重傷 1 人、住家全壊 2 棟、半壊 1 棟、床下浸水 7 棟、非住家 4 棟、道路損壊 223 か所、河川損壊 68 か所、砂防 4 か所、被害総額 1,328,342 千円
昭和 62 年 (1987) 5 月 12~14 日	南岸低気圧 (県下全域、 特に南予)	期間降水量 宇和 161 mm、長浜 155 mm、成就社 153 mm 田畑流没 2.11ha、道路損壊 213 か所、橋梁損壊 3 か所、河川損壊 197 か所、砂防 26 か所、被害総額 2,466,259 千円
昭和 62 年 7 月 14~20 日	台風第 5 号 梅雨前線	期間降水量 獅子越峠 403 mm、宇和 388 mm、近永 357 mm、御荘 338 mm、宇和島 310 mm、富郷 309 mm 最大 1 時間降水量 宇和 68 mm、獅子越峠 51 mm、松山 43.0 mm、中山 40 mm 最大風速 長浜 SSE9m/s、最大瞬間風速 宇和島 SSE18.0m/s 住家全壊 3 棟、半壊 1 棟、一部破損 14 棟、床上浸水 44 棟、床下浸水 637 棟、非住家 2 棟、田畑流没 45.98ha、道路損壊 824 か所、橋梁損壊 1 か所、河川損壊 689 か所、砂防 21 か所、被害総額 8,302,763 千円
昭和 62 年 8 月 30~31 日	台風第 12 号 (県下全域、 特に東予・中予)	期間降水量 富郷 131 mm、成就社 101 mm 最大風速 新居浜 SSW15m/s、松山 S12.1m/s 最大瞬間風速 宇和島 SSE32.4m/s、松山 S23.9m/s 軽傷 1 人、住家全壊 1 棟、半壊 1 棟、一部破損 5 棟、道路損壊 6 か所、河川損壊 10 か所、漁港施設被害 11 か所、漁港海岸被害 5 か所、被害総額 1,754,188 千円
昭和 62 年 10 月 15~17 日	台風第 19 号 (県下全域)	期間降水量 富郷 407 mm、成就社 336 mm、新居浜 304 mm 最大 1 時間降水量 富郷 54 mm、丹原 54 mm、新居浜 40 mm 最大風速 長浜 N13m/s、最大瞬間風速 宇和島 NW25.6m/s 軽傷 1 人、住家一部破損 12 棟、床上浸水 92 棟、床下浸水 2,411 棟、非住家 21 棟、田畑流没 46.45ha、道路損壊 453 か所、橋梁損壊 10 か所、河川損壊 447 か所、港湾 5 か所、砂防 55 か所、水道 3,796 戸、漁港施設被害 12 か所、漁港海岸被害 5 か所、海岸被害 11 か所、地すべり 1 か所、被害総額 9,796,146 千円
昭和 63 年 (1988) 6 月 1~3 日	低気圧 (南予)	期間降水量 近永 215 mm、宇和 208 mm、長浜・富郷 193 mm 最大 1 時間降水量 大洲 41 mm 住家一部破損 4 棟、床下浸水 82 棟、非住家 1 棟、田畑流没 1.29ha、田畑冠水 13ha、道路損壊 450 か所、橋梁損壊 2 か所、河川損壊 333 か所、砂防 30 か所、被害総額 3,304,257 千円
昭和 63 年 6 月 23~25 日	梅雨前線 台風第 4 号 (南予)	期間降水量 宇和島 284.5 mm、近永 260 mm、宇和 248 mm 最大 1 時間降水量 宇和 60 mm、宇和島 56.0 mm 最大風速 宇和島 E13.5m/s(最大瞬間風速 ENE28.5m/s) 死者 4 人、重傷 2 人、軽傷 17 人、住家全壊 5 棟、半壊 6 棟、一部破損 11 棟、床上浸水 253 棟、床下浸水 996 棟、非住家 62 棟、田畑流没 15.79ha、田畑冠水 878.19ha、道路損壊 839 か所、河川損壊 757 か所、砂防 26 か所、被害総額 8,190,679 千円
平成元年 (1989) 8 月 26~27 日	台風第 17 号 (県下全域、 特に東予)	期間降水量 成就社 345 mm、新居浜 288 mm、富郷 255 mm 最大 1 時間降水量 伊予三島 60 mm、新居浜 44 mm 最大風速 丹原 N13m/s、最大瞬間風速 宇和島 WNW20.1m/s 重傷 1 人、軽傷 2 人、住家全壊 1 棟、一部破損 4 棟、床上浸水 67 棟、床下浸水 1,422 棟、非住家 5 棟、田畑流没 39.33ha、学校被害 1 か所、道路損壊 504 か所、橋梁損壊 2 か所、河川損壊 483 か所、港湾 2 か所、砂防 58 か所、海岸施設被害 5 か所、漁港施設被害 13 か所、治山施設被害 34 か所、被害総額 7,532,214 千円
平成元年 9 月 12~14 日	秋雨前線 台風第 19 号 (南予)	期間降水量 三崎 329 mm、長浜 152 mm、最大 1 時間降水量 長浜 66 mm 住家全壊 1 棟、半壊 1 棟、一部破損 10 棟、床上浸水 138 棟、床下浸水 730 棟、非住家 4 棟、田畑流没 0.28ha、道路損壊 160 か所、河川損壊 136 か所、砂防 22 か所、崖くずれ 1 か所、漁港施設被害 1 か所、治山施設被害 4 か所、被害総額 1,923,814 千円
平成元年 9 月 18~19 日	台風第 22 号 (県下全域)	期間降水量 成就社・宇和 191 mm、伊予三島・御荘 170 mm、大洲 166 mm 最大 1 時間降水量 三崎 79 mm、成就社 47 mm、宇和島 46.0 mm、八幡浜 46 mm 最大風速 長浜 N13m/s、最大瞬間風速 宇和島 W21.8m/s 死者 1 人、住家全壊 1 棟、半壊 6 棟、一部破損 12 棟、床上浸水 29 棟、床下浸水 451 棟、非住家 12 棟、田畑流没 28.53ha、学校被害 1 か所、道路損壊 461 か所、橋梁損壊 2 か所、河川損壊 279 か所、砂防 15 か所、水道 80 戸、治山施設被害 37 か所、被害総額 4,124,652 千円
平成 2 年 (1990) 5 月 7 日	低気圧 (南予)	期間降水量 大洲 66 mm、宇和 62 mm、中山 60 mm、八幡浜 55 mm 被害総額 6,697,000 千円



平成2年 5月18～19日	停滞前線 (南予)	期間降水量 御荘103mm、成就社97mm、宇和89mm 道路損壊17か所、河川損壊13か所、被害総額 3,905,643千円
平成2年 7月1～3日	梅雨前線 (南予)	期間降水量 御荘134mm、近永127mm、三崎116mm、久万113mm 床上浸水22棟、道路損壊91か所、河川損壊86か所、砂防3か所、漁港施設被害2か所、被害総額 1,043,134千円
平成2年 7月7日 ～9月15日	干ばつ (中予)	期間降水量 松山143mm 月平均気温(平年比)松山 7月 29.0(+2.8℃) 8月 28.2(+1.2℃) 9月 24.8(+1.5℃) 被害総額 3,262,024千円
平成2年 8月21～23日	台風第14号 (南予)	期間降水量 成就社305mm、富郷274mm、近永271mm、獅子越峠231mm、宇和222mm 最大1時間降水量 宇和63mm、三崎48mm、近永44mm、御荘40mm 最大風速 新居浜 S17m/s、御荘 ESE14m/s、最大瞬間風速 宇和島 S39.4m/s 重傷5人、軽傷11人、住家全壊6棟、半壊68棟、一部破損137棟、床上浸水3棟、床下浸水142棟、非住家159棟、田畑流没14.48ha、学校被害2か所、道路損壊226か所、橋梁損壊1か所、河川損壊281か所、砂防8か所、漁港施設被害14か所、公園被害2か所、被害総額 10,427,520千円
平成2年 9月17～20日	台風第19号 (県下全域、 城川町)	期間降水量 富郷678mm、成就社538mm、伊予三島507mm 最大1時間降水量 富郷42mm 最大風速 丹原 NNE14m/s、最大瞬間風速 松山 N22.3m/s、宇和島 NNE19.9m/s 死者4人、住家全壊3棟、一部破損3棟、床上浸水3棟、床下浸水290棟、非住家20棟、田畑流没32.72ha、学校被害2か所、道路損壊288か所、橋梁損壊1か所、河川損壊354か所、砂防32か所、漁港施設被害2か所、海岸被害4か所、被害総額 8,696,804千円
平成3年 (1991) 7月4～5日	梅雨前線 (中予・南予)	期間降水量 長浜164mm、中山155mm、上林147mm 最大1時間降水量 中山42mm 死者3人、住家全壊1棟、半壊1棟、一部破損5棟、床下浸水28棟、非住家2棟、田畑流没9.86ha、道路損壊388か所、河川損壊192か所、砂防8か所、被害総額 5,215,235千円
平成3年 9月27～28日	台風第19号 (県下全域)	期間降水量 成就社262mm、富郷222mm 最大風速 新居浜 SSW22m/s、松山 S16.7m/s、長浜 SSE16m/s、宇和島 S15.7m/s 最大瞬間風速 宇和島 S37.7m/s、松山 S35.8m/s 最高潮位 松山275cm、宇和島153cm 死者1人、重傷2人、軽傷47人、住家全壊64棟、半壊158棟、一部破損4,452棟、床上浸水1,251棟、床下浸水4,424棟、非住家1,495棟、学校被害233か所、病院被害10か所、道路損壊97か所、河川損壊51か所、港湾26か所、砂防1か所、清掃施設被害5か所、水道3,002戸、電気116,698戸、漁港施設被害154か所、公園被害1か所、海岸被害67か所、被害総額 51,654,392千円
平成4年 (1992) 8月7～9日	台風第10号 (県下全域)	期間降水量 成就社334mm、富郷272mm、近永241mm 最大1時間降水量 成就社50mm、富郷42mm 最大風速 三崎 W16m/s、新居浜 WSW15m/s 最大瞬間風速 宇和島 S38.7m/s、松山 S27.2m/s 重傷3人、軽傷2人、住家一部破損17棟、床下浸水2棟、非住家9棟、田畑流没3.16ha、学校被害20か所、病院被害2か所、道路損壊186か所、河川損壊137か所、港湾6か所、砂防6か所、水道206戸、電気44,353戸、漁港施設被害41か所、海岸被害2か所、防波堤損壊2か所、被害総額 5,867,759千円
平成4年 8月17～19日	台風第11号 (中予・南予)	期間降水量 成就社420mm、富郷230mm、獅子越峠223mm、御荘216mm 最大1時間降水量 三崎41mm 最大風速 宇和島 ENE10.7m/s(最大瞬間風速 E33.7m/s) 軽傷1人、住家一部破損1棟、床下浸水4棟、田畑流没3.12ha、道路損壊118か所、河川損壊102か所、港湾1か所、砂防13か所、被害総額 1,367,604千円
平成5年 (1993) 6月17～23日	梅雨前線 (南予)	期間降水量 宇和297mm、御荘245mm、宇和島241mm、獅子越峠234mm、久万227mm、 最大1時間降水量 御荘33mm 田畑流没2.35ha、道路損壊184か所、河川損壊61か所、砂防2か所、被害総額 1,800,221千円
平成5年 6月28日 ～7月5日	梅雨前線 (県下全域)	期間降水量 宇和515mm、獅子越峠445mm、成就社432mm、久万431mm、中山421mm 最大1時間降水量 宇和島46.0mm 死者1人、住家全壊1棟、半壊1棟、一部破損9棟、床下浸水16棟、非住家5棟、田畑流没15.35ha、道路損壊385か所、橋梁損壊1か所、河川損壊202か所、砂防14か所、崖くずれ25か所、被害総額 4,824,276千円
平成5年 7月26～30日	台風第5.6号 (県下全域、 特に中予・南 予)	期間降水量 成就社581mm、富郷563mm、近永367mm、新居浜353mm 最大1時間降水量 新居浜39mm、近永37mm、御荘34mm 最大風速 宇和島 SSE11.6m/s(最大瞬間風速 SSE24.6m/s) 軽傷1人、住家全壊2棟、一部破損6棟、床上浸水10棟、床下浸水119棟、田畑流没23.79ha、道路損壊397か所、河川損壊327か所、砂防12か所、崖くずれ27か所、被害総額 7,932,561千円

平成5年 8月9～10日	台風第7号 (県下全域)	期間降水量 成就社 384 mm、富郷 263 mm、宇和島 235 mm 最大1時間降水量 成就社 56 mm、富郷 36 mm、近永 32 mm 最大風速 宇和島 SE19.0m/s、松山 SSE11.0m/s 最大瞬間風速 宇和島 SE37.1m/s、松山 SE25.1m/s 住家半壊1棟、一部破損4棟、床下浸水18棟、非住家1棟、田畑流没1.8ha、学校被害2か所、道路損壊121か所、河川損壊87か所、崖くずれ5か所、漁港施設被害25か所、被害総額 3,478,337千円
平成5年 9月3～4日	台風第13号 (県下全域)	期間降水量 成就社 357 mm、近永 263 mm、久万 236 mm 最大1時間降水量 成就社 59 mm、宇和島 58.5 mm、富郷 58 mm、近永 54 mm 最大風速 宇和島 WSW17.4m/s、丹原 SSW13m/s、御荘 ESE13m/s 最大瞬間風速 宇和島 SE40.2m/s、松山 WSW17.7m/s 最高潮位(東京湾平均海面上) 宇和島 143 cm 死者1人、行方不明者1人、軽傷5人、住家全壊2棟、一部破損11棟、床上浸水129棟、床下浸水1,108棟、非住家3棟、田畑流没56.63ha、学校被害25か所、病院被害3か所、道路損壊521か所、橋梁損壊2か所、河川損壊563か所、港湾11か所、砂防30か所、崖くずれ28か所、水道540戸、漁港施設被害73か所、被害総額 12,840,790千円
平成6年 (1994) 7月～11月	干ばつ (県下全域、 特に中予)	月降水量(平年比) 7月 8月 9月 10月 11月 松山 21.5 mm(14%) 2 mm(2%) 59.5 mm(39%) 79.5 mm(80%) 40.5 mm(61%) 宇和島 84.5 mm(40%) 107.0 mm(54%) 144.5 mm(71%) 54.5 mm(49%) 41.0 mm(51%) 月平均気温(平年差) 7月 8月 9月 10月 11月 松山 29.1(+2.7℃) 28.9(+1.7℃) 24.9(+1.4℃) 19.6(+1.7℃) 14.6(+1.9℃) 宇和島 28.5(+2.7℃) 28.3(+1.7℃) 24.8(+1.5℃) 19.4(+1.5℃) 15.2(+2.3℃) 被害総額 7,094,625千円
平成7年 (1995) 7月3～6日	梅雨前線 (県下全域、 大洲市)	期間降水量 獅子越峠 379 mm、玉川 347 mm、宇和 337 mm、中山 329 mm、成就社 317 mm 最大1時間降水量 松山 44.0 mm、玉川 36 mm、大洲 32 mm 床上浸水298棟、床下浸水350棟、非住家127棟、田畑流没44.5ha、田畑冠水759ha、病院被害1か所、電気178戸、地すべり1か所、被害総額 9,279,794千円
平成8年 (1996) 6月19～21日	梅雨前線 (中予・南予)	期間降水量 獅子越峠 209 mm、最大1時間降水量 中山 31 mm 床下浸水2棟、田畑流出・埋没1.6ha、学校被害88箇所、河川被害72箇所、砂防被害12箇所、林道被害11箇所、地滑り防止施設被害1箇所、被害総額 1,015,121千円
平成8年 7月18～22日	台風第6号 (中予・南予)	期間降水量 成就社 338 mm、宇和 293 mm、近永 285 mm、宇和島 251.0 mm 最大1時間降水量 宇和 38 mm、成就社 37 mm、宇和島 33.5 mm 床上浸水2棟、床下浸水158棟、非住家その他建物被害37棟、田畑流出・埋没6.96ha、鉄道不通2箇所、停電987戸、林道被害27箇所、地滑り防止施設1箇所、被害総額 3,549,354千円
平成8年 8月13～15日	台風第12号 (県下全域)	期間降水量 成就社 357 mm、富郷 256 mm 最大1時間降水量 大洲 47 mm、成就社 40 mm、長浜 36 mm 最大風速 宇和島 SSE20.2m/s、新居浜 WSW15m/s、三崎 W15m/s 最大瞬間風速 宇和島 SSE36.3m/s、松山 SW29.5m/s 死者2人、重傷2人、軽傷4人、一部破損5棟、非住家その他建物被害8棟、田畑流出・埋没4.9ha、道路被害18箇所、河川被害13箇所、港湾被害1箇所、停電54,939戸、海岸被害2箇所、林道被害5箇所、被害総額 3,687,472千円
平成9年 (1997) 9月14～17日	台風第19号 (県下全域)	期間降水量 成就社 422 mm、獅子越峠 273 mm 最大1時間降水量 成就社 52 mm、瀬戸 52 mm、近永 49 mm、獅子越峠 47 mm、富郷 44 mm、長浜 42 mm 最大風速 瀬戸 SW25m/s、最大瞬間風速 宇和島 E28.1m/s 軽傷2人、一部破損4棟、床上浸水45棟、床下浸水1,305棟、田畑流出・埋没23.66ha、道路被害208箇所、河川被害349箇所、砂防被害28箇所、水道断水2戸、停電5,965戸、ブロック塀被害1箇所、海岸被害2箇所、被害総額 5,661,498千円
平成10年 (1998) 7月25～26日	梅雨前線 (中予・南予)	期間降水量 近永 289 mm、御荘 186 mm、獅子越峠 173 mm 最大1時間降水量 御荘 38 mm、近永 33 mm 床下浸水2棟、田畑流出・埋没5.24ha、道路被害95箇所、河川被害77箇所、砂防被害4箇所、被害総額 1,344,333千円
平成10年 9月24～25日	秋雨前線 (中予・南予)	期間降水量 宇和島 213.0 mm、近永 146 mm 最大1時間降水量 宇和島 66.5 mm、長浜 35 mm 床上浸水10棟、床下浸水114棟、道路被害29箇所、河川被害56箇所、砂防被害3箇所、水道断水40戸、停電1,816戸、被害総額 1,001,034千円

平成 10 年 10 月 17～18 日	台風第 10 号 (県下全域)	期間降水量 成就社 360 mm、丹原 284 mm 最大 1 時間降水量 成就社 61 mm、長浜 55 mm、丹原 50 mm 最大風速 宇和島 WNW14.2m/s、新居浜 SW14m/s 最大瞬間風速 宇和島 NW28.0m/s 死者 2 人、重傷 1 人、軽傷 1 人、全壊 5 棟、半壊 2 棟、一部破損 16 棟、床上浸水 163 棟、 床下浸水 2,227 棟、非住家その他建物被害 27 棟、田畑流出・埋没 54.03ha、学校被害 1 箇 所、道路被害 326 箇所、橋りょう 3 箇所、河川被害 323 箇所、砂防被害 59 箇所、断水 17 戸、停電 7,085 戸、漁港被害 10 箇所、公園被害 1 箇所、被害総額 11,296,505 千円
平成 11 年 (1999) 6 月 24 日 ～7 月 3 日	梅雨前線 (県下全域)	期間降水量 中山 363 mm、松山 359.5 mm 最大 1 時間降水量 中山 40 mm、丹原 33 mm、松山 31.0 mm 一部破損 1 棟、床上浸水 6 棟、床下浸水 43 棟、非住家その他建物被害 11 棟、田畑流出・埋 没 6.99ha、道路被害 85 箇所、橋りょう被害 1 箇所、河川被害 61 箇所、砂防被害 13 箇所、 治水施設被害 1 箇所、頭首工被害 13 箇所、ため池被害 10 箇所、水路被害 50 箇所、農道被 害 102 箇所、林道被害 3 箇所、被害総額 2,612,924 千円
平成 11 年 7 月 26～29 日	台風第 5 号 (県下全域)	期間降水量 成就社 899 mm、獅子越峠 536 mm、富郷 432 mm、近永 427 mm 最大 1 時間降水量 成就社 42 mm、獅子越峠 31 mm 最大風速 瀬戸 S20m/s、最大瞬間風速 宇和島 SE22.6m/s 床下浸水 19 棟、田畑流出・埋没 4.92 h a、道路被害 52 箇所、河川被害 36 箇所、砂防被害 4 箇所、停電 1,700 戸、頭首工被害 3 箇所、ため池被害 1 箇所、水路被害 9 箇所、農道被害 19 箇所、林道被害 18 箇所、被害総額 1,292,075 千円
平成 11 年 8 月 1～3 日	台風第 7 号 (県下全域)	期間降水量 成就社 360 mm、近永 311 mm、最大 1 時間降水量 近永 34 mm 最大風速 瀬戸 S14m/s、最大瞬間風速 宇和島 SE18.4m/s 床上浸水 1 棟、床下浸水 6 棟、農道被害 15 箇所、被害総額 1,207,226 千円
平成 11 年 8 月 17～18 日	熱帯低気圧 (南予)	期間降水量 宇和 261 mm、御荘 234 mm、近永 215 mm、宇和島 209.0 mm 最大 1 時間降水量 宇和 47 mm、近永 39 mm、御荘 38 mm 軽傷 3 人、半壊 3 棟、床上浸水 33 棟、床下浸水 275 棟 非住家その他建物被害 3 棟、田畑流出・埋没 3.75ha 学校施設被害 1 箇所、道路被害 71 箇所、橋りょう被害 2 箇所、河川被害 68 箇所、砂防被 害 12 箇所、電話不通 800 回線、停電 2,390 戸、ため池被害 2 箇所、水路被害 28 箇所、農 道被害 36 箇所、林道被害 7 箇所、被害総額 2,008,904 千円
平成 11 年 9 月 14～15 日	台風第 16 号 (県下全域)	期間降水量 成就社 318 mm、富郷 287 mm 最大 1 時間降水量 成就社 127 mm、玉川 66 mm、富郷・新居浜・長浜 63 mm、上林 61 mm 最大風速 宇和島 NW19.5m/s(最大瞬間風速 NW29.2m/s) 軽傷 1 人、半壊 2 棟、一部破損 15 棟、床上浸水 100 棟 床下浸水 917 棟、非住家その他建物被害 14 棟、田畑流失・埋没 60.62ha、橋りょう被害 20 箇所、道路被害 177 箇所、河川被害 217 箇所、砂防被害 51 箇所、断水 652 戸、電話不通 207 回線、停電 2,430 戸、公園被害 5 箇所、治山被害 1 箇所、揚水機被害 2 箇所、頭首工被 害 85 箇所、ため池被害 36 箇所、水路被害 345 箇所、農道被害 257 箇所、林道被害 185 箇 所、被害総額 22,291,227 千円
平成 11 年 9 月 23～24 日	台風第 18 号 (県下全域)	期間降水量 成就社 280 mm、最大 1 時間降水量 瀬戸 41 mm 最大風速 瀬戸 SSE42m/s、宇和島 SSE18.7m/s、新居浜 S17m/s、長浜 SSE15m/s 最大瞬間風速 宇和島 SSE38.4m/s 重傷 2 人、軽傷 7 人、床上浸水 2 棟、床下浸水 7 棟、非住家その他建物被害 2 棟、田畑流失・ 埋没 0.42ha、学校被害 1 箇所、道路被害 23 箇所、河川被害 4 箇所、港湾被害 1 箇所、停電 42,138 戸、漁港被害 4 箇所、水路被害 1 箇所、被害総額 4,772,748 千円
平成 13 年 (2001) 6 月 18 日 ～7 月 1 日	梅雨前線 (県下全域)	期間降水量 松山 342.0 mm、最大 1 時間降水量 松山 47.0 mm、八幡浜 40 mm 死者 1 人、軽傷 8 人、全壊 1 棟、半壊 3 棟、 一部破損 2 棟、床上浸水 125 棟、床下浸水 795 棟、非住家その他建物被害 1 棟、田畑流失・ 埋没 18.63ha、道路被害 152 箇所、橋りょう被害 1 箇所、河川被害 117 箇所、港湾被害 1 箇所、砂防被害 57 箇所、公園被害 5 箇所、鉄道不通 1 箇所、停電 2,407 戸、頭首工被害 11 箇所、ため池被害 39 箇所、水路被害 86 箇所、農道被害 220 箇所、治山被害 28 箇所、林道 被害 22 箇所、農地保全被害 1 箇所、被害総額 5,006,528 千円

平成 14 年 (2002) 8 月 28 日 ～9 月 1 日	台風第 15 号 (県下全域)	期間降水量 成就社 420 mm、富郷 305 mm、近永 228 mm、獅子越峠 198 mm、三島 122 mm 最大 1 時間降水量 富郷 38 mm、成就社 31 mm、三島 27 mm、近永 25 mm、獅子越峠 18 mm 最大風速 瀬戸 SSE24m/s、宇和島 SE11.8m/s(最大瞬間風速 SSE21.4m/s) 田畑流失・埋没 0.58ha、道路被害 15 箇所、河川被害 10 箇所、砂防被害 1 箇所、崖崩れ 1 箇所、頭首工被害 1 箇所、水路被害 5 箇所、農道被害 1 箇所、林道被害 3 箇所、農地保全被害 7 箇所、被害総額 270,396 千円
平成 15 年 (2003) 8 月 8 日 ～8 月 9 日	台風第 10 号 (県下全域)	期間降水量 成就社 327 mm、富郷 313 mm、獅子越峠 229 mm、久万 203 mm、近永 179 mm 最大 1 時間降水量 富郷 57 mm、近永 45 mm、成就社 35 mm、御荘 33 mm、丹原 22 mm 最大風速 長浜 NNE18m/s、宇和島 WNW16.3m/s(最大瞬間風速 SE34.3m/s) 死者 2 人、重傷 1 人、軽傷 1 人、 一部破損 4 棟、非住家公共建物被害 9 棟、その他建物被害 1 棟、田畑流失・埋没 5.88ha、 道路被害 31 箇所、河川被害 31 箇所、港湾被害 2 箇所、海岸被害 7 箇所、漁港施設被害 21 箇所、砂防被害 3 箇所、公園被害 4 箇所、鉄道不通 1 箇所、停電 15,957 戸、水路被害 15 箇所、農道被害 29 箇所、林道被害 31 箇所、被害総額 2,076,889 千円
平成 15 年 (2003) 8 月 14 日	豪雨 (南予)	期間降水量 成就社 115 mm、富郷 115 mm、三島 105 mm、新居浜 101 mm、玉川 94 mm 最大 1 時間降水量 瀬戸 27 mm、富郷 23 mm、三島 22 mm、中山 22 mm、大洲 22 mm、宇和 22 mm 一部破損 1 棟、田畑流失・埋没 0.98ha、道路被害 34 箇所、河川被害 9 箇所、砂防被害 1 箇所、ため池被害 1 箇所、水路被害 6 箇所、農道被害 17 箇所、林道被害 5 箇所、被害総額 403,926 千円
平成 16 年 (2004) 6 月 25 日	梅雨前線 (松山市他)	期間降水量 松山 88 mm、松山南吉田 79 mm、大三島 66 mm、上林 66 mm、成就社 58 mm 最大 1 時間降水量 松山 35 mm、松山南吉田 33 mm、上林 66 mm、成就社 33 mm、丹原 24 mm、 新居浜 24 mm 一部破損 1 棟、床下浸水 27 棟、田畑流失・埋没 0.12ha、道路被害 44 箇所、河川被害 24 箇所、砂防被害 4 箇所、頭首工被害 1 箇所、ため池被害 2 箇所、農道被害 9 箇所、被害総額 416,945 千円
平成 16 年 (2004) 7 月 30 日～ 8 月 2 日	台風第 10 号 (南予他)	期間降水量 富郷 492 mm、成就社 409 mm、近永 340 mm、三島 211 mm、新居浜 207 mm 最大 1 時間降水量 近永 104 mm、大洲 76 mm、八幡浜 51 mm、富郷 49 mm、長浜 41 mm 最大風速 新居浜 NE17m/s、長浜 NNE17m/s、松山 NNE9.4m/s(最大瞬間風速 NNE23.3 m/s) 死者 1 人、軽傷 1 人、半壊 2 棟、一部破損 4 棟、床上浸水 5 棟、床下浸水 182 棟 公共施設建物被害 1 棟、田畑流失・埋没 26.86ha、学校被害 1 箇所、橋りょう被害 2 箇所、 道路被害 141 箇所、河川被害 182 箇所、港湾被害 2 箇所、漁港施設被害 2 箇所、砂防被害 16 箇所、公園被害 5 箇所、崖くずれ 44 箇所、鉄道不通 2 箇所、被害船舶 3 隻、断水 1,075 戸、 治山被害 5 箇所、頭首工被害 13 箇所、ため池被害 11 箇所、水路被害 23 箇所、農道被害 30 箇所、 治山被害 5 箇所、林道被害 48 箇所、被害総額 2,424,991 千円 (被害については台風 11 号による被害を含み 7 月 31 日から 8 月 6 日までの合計である。)
平成 16 年 (2004) 8 月 16 日～ 8 月 19 日	台風第 15 号 (新居浜市他)	期間降水量 富郷 610 mm、三島 337 mm、新居浜 234 mm、成就社 187 mm、近永 131 mm 最大 1 時間降水量 富郷 70 mm、新居浜 56 mm、三島 54 mm、獅子越峠 34 mm 最大風速 瀬戸 S26m/s、松山 S9m/s(最大瞬間風速 S22.7m/s)、宇和島 S11.9m/s(最大瞬間風速 S22.0m/s) 死者 4 人、重傷 1 人、軽傷 1 人、全壊 13 棟、半壊 80 棟、一部破損 52 棟、床上浸水 350 棟、 床下浸水 1,059 棟 公共施設建物被害 1 棟、学校被害 2 箇所、道路被害 30 箇所、河川被害 24 箇所、港湾被害 1 箇所、 砂防被害 14 箇所、公園被害 1 箇所、清掃施設被害 2 箇所、崖くずれ 23 箇所、鉄道不通 25 箇所、 断水 62 戸、頭首工被害 4 箇所、ため池被害 7 箇所、水路被害 78 箇所、農道被害 6 箇所、 林道被害 48 箇所、被害総額 1,033,795 千円
平成 16 年 (2004) 8 月 29 日～ 8 月 31 日	台風第 16 号 (大洲市他)	期間降水量 成就社 507 mm、富郷 364 mm、獅子越峠 314 mm、近永 281 mm、宇和島 257 mm 最大 1 時間降水量 成就社 60 mm、近永 46 mm、八幡浜 45 mm、宇和島 39 mm、大三島 36 mm 最大風速 瀬戸 SSE39m/s、宇和島 SSE20.2、(最大瞬間風速 SSE46.9m/s) 死者 1 人、行方不明 3 人、重傷 2 人、軽傷 11 人、全壊 4 棟、半壊 5 棟、一部破損 299 棟、 床上浸水 426 棟、床下浸水 1,518 棟 田畑流失・埋没 421.08ha、学校被害 52 箇所、道路被害 294 箇所、橋りょう被害 6 箇所、 河川被害 214 箇所、港湾被害 7 箇所、海岸被害 21 箇所、漁港施設 152 箇所、砂防被害 30 箇所、 公園被害 19 箇所、崖くずれ 76 箇所、鉄道不通 8 箇所、被害船舶 26 隻、断水 766 戸、 電話不通 284 回線、停電 474 戸、頭首工被害 20 箇所、ため池被害 8 箇所、水路被害 24 箇所、 農道被害 99 箇所、林道被害 40 箇所、農地保全被害 155 箇所、 被害総額 14,847,719 千円 (被害については 8 月 30 日から 8 月 31 日までの合計である。)

平成 16 年 (2004) 9 月 5 日～ 9 月 7 日	台風第 18 号 (中予他)	<p>期間降水量 成就社 543 mm、富郷 370 mm、近永 216 mm、三島 134 mm、久万 133 mm  最大 1 時間降水量 成就社 46 mm、富郷 28 mm、近永 28 mm、宇和島 20 mm  最大風速 瀬戸 SSE43m/s、宇和島 SSE20.8m/s(最大瞬間風速 S47m/s)、松山 S13.3m/s(最大瞬間風速 SSE37.1m/s)  死者 1 人、重傷 4 人、軽傷 20 人、全壊 1 棟、半壊 17 棟、一部破損 701 棟、床上浸水 54 棟、床下浸水 95 棟  公共施設建物被害 1 棟、田畑流失・埋没 302.44ha、学校被害 10 箇所、道路被害 47 箇所、河川被害 32 箇所、港湾被害 3 箇所、海岸被害 18 箇所、漁港施設 54 箇所、砂防被害 5 箇所、公園被害 4 箇所、清掃施設被害 1 箇所、崖くずれ 1 箇所、鉄道不通 9 箇所、被害船舶 11 隻、頭首工被害 1 箇所、ため池被害 1 箇所、水路被害 7 箇所、農道被害 12 箇所、林道被害 7 箇所、農地保全被害 53 箇所、被害総額 9,511,954 千円</p>
平成 16 年 (2004) 9 月 28 日～ 9 月 30 日	台風第 21 号 (東予東部他)	<p>期間降水量 富郷 396 mm、成就社 366 mm、新居浜 309 mm、丹原 262 mm、三島 253 mm  最大 1 時間降水量 新居浜 84 mm、成就社 71 mm、富郷 69 mm、上林 65 mm、御荘 61 mm  最大風速 松山南吉田 N22m/s、宇和島 NNW17.5m/s(最大瞬間風速 N33.7m/s)、松山 NNW10.8m/s(最大瞬間風速 NW28.6m/s)  死者 14 人、重傷 5 人、軽傷 10 人、全壊 31 棟、半壊 281 棟、一部破損 273 棟、床上浸水 1,628 棟、床下浸水 4,421 棟  公共建物被害 11 棟、その他建物被害 1 棟、田畑流失・埋没 49.65ha、学校被害 7 箇所、道路被害 408 箇所、橋りょう被害 17 箇所、河川被害 301 箇所、港湾被害 7 箇所、海岸被害 2 箇所、漁港施設 22 箇所、砂防被害 87 箇所、公園被害 50 箇所、崖くずれ 178 箇所、鉄道不通 57 箇所、被害船舶 2 隻、断水 2,351 戸、電話不通 14 回線、停電 1,675 戸、頭首工被害 27 箇所、ため池被害 30 箇所、水路被害 137 箇所、農道被害 468 箇所、揚水機被害 1 箇所、林道被害 363 箇所、農地保全被害 65 箇所、被害総額 13,809,447 千円  (被害については 9 月 29 日から 9 月 30 日までの合計である。)</p>
平成 16 年 (2004) 10 月 18 日～ 10 月 21 日	台風第 23 号 (東予東部他)	<p>期間降水量 富郷 542 mm、成就社 427 mm、新居浜 398 mm、三島 374 mm、丹原 372 mm  最大 1 時間降水量 富郷 542 mm、新居浜 46 mm、宇和島 43 mm、三島 38 mm、玉川 36 mm  最大風速 宇和島 NNW17.2m/s(最大瞬間風速 N33.5m/s)  死者 5 人、軽傷 5 人、全壊 7 棟、半壊 8 棟、一部破損 51 棟、床上浸水 82 棟、床下浸水 843 棟  公共建物被害 1 棟、田畑流失・埋没 74.32ha、道路被害 325 箇所、橋りょう被害 4 箇所、河川被害 294 箇所、港湾被害 9 箇所、海岸被害 6 箇所、漁港施設 96 箇所、砂防被害 70 箇所、公園被害 7 箇所、清掃施設被害 1 箇所、崖くずれ 203 箇所、断水 189 戸、停電 594 戸、頭首工被害 12 箇所、ため池被害 38 箇所、水路被害 107 箇所、農道被害 285 箇所、揚水機被害 1 箇所、治山被害 196 箇所、林道被害 97 箇所、農地保全被害 1 箇所、農業用橋りょう被害 1 箇所、被害総額 13,197,161 千円</p>
平成 17 年 (2005) 7 月 3 日	梅雨前線 (松山市他)	<p>期間降水量 獅子越峠 244 mm、久万 243 mm、中山 239 mm、松山南吉田 235 mm、上林 192 mm  最大 1 時間降水量 獅子越峠 73 mm、中山 55 mm、松山南吉田 41 mm、久万 40 mm、上林 32 mm  最大風速 長浜 N9m/s、松山 SE3.1m/s(最大瞬間風速 WSW7.2m/s)、宇和島 WNW2.4m/s(最大瞬間風速 WNW6.7m/s)  死者 1 人、全壊 2 棟、一部破損 2 棟、床上浸水 36 棟、床下浸水 427 棟、  公共建物被害 1 棟、その他建物被害 1 棟、治山被害 22 箇所、被害総額 1,054,330 千円</p>
平成 17 年 (2005) 7 月 9 日～ 7 月 10 日	梅雨前線 (中予他)	<p>期間降水量 宇和 173 mm、獅子越峠 163 mm、瀬戸 158 mm、上林 146 mm、宇和島 143 mm  最大 1 時間降水量 上林 49 mm、瀬戸 42 mm、松山 31.5 mm、松山南吉田 31 mm、中山 27 mm  最大風速 瀬戸 S15m/s、宇和島 S7.9m/s(最大瞬間風速 S13.1m/s)、松山 NW4.4m/s(最大瞬間風速 NW9.4m/s)  全壊 1 棟、床上浸水 2 棟、床下浸水 28 棟  道路被害 37 箇所、河川被害 52 箇所、砂防被害 4 箇所、治山被害 5 箇所、被害総額 716,703 千円</p>
平成 17 年 (2005) 9 月 6 日～ 9 月 7 日	台風 14 号 (県下全域)	<p>期間降水量 成就社 786 mm、宇和島 374 mm、富郷 363 mm、獅子越峠 335 mm、近永 305 mm、  最大 1 時間降水量 成就社 53 mm、近永 41 mm、宇和島 36 mm、富郷 33 mm、八幡浜 31 mm  最大風速 瀬戸 S32m/s、宇和島 SSE18.3m/s(最大瞬間風速 SSE38.9m/s)、松山 ESE8.7m/s(最大瞬間風速 ESE22.7m/s)  重傷 1 人、軽傷 2 人、全壊 2 棟、半壊 2 棟、一部破損 25 棟、床上浸水 165 棟、床下浸水 585 棟  公共建物被害 2 棟、その他建物被害 15 棟、道路被害 156 箇所、橋りょう被害 1 箇所、河川被害 348 箇所、海岸被害 9 箇所、砂防被害 57 箇所、公園被害 3 箇所、治山被害 26 箇所、林道被害 48 箇所、被害総額 6,011,180 千円</p>

平成 18 年 (2006) 6 月 23 日	梅雨前線 (南予北部)	期間降水量 獅子越峠 99 mm、中山 94 mm、長浜 92 mm、大洲 89 mm、上林 85 mm、成就社 85 mm、瀬戸 85 mm 最大 1 時間降水量 獅子越峠 24 mm、瀬戸 24 mm、中山 22 mm、大洲 18 mm、長浜 18 mm 最大風速 長浜 N6m/s、松山南吉田 N6m/s、宇和島 WNW5.6m/s(最大瞬間風速 WSW8.8m/s)、松山 WNW3.4m/s(最大瞬間風速 NW5.8m/s) 軽傷 2 名、床下浸水 4 棟 その他建物被害 1 棟、道路被害 34 箇所、河川被害 42 箇所、砂防被害 17 箇所、治山被害 4 箇所、被害総額 582,225 千円
平成 18 年 (2006) 9 月 17 日～ 9 月 18 日	台風 13 号 (県下全域)	期間降水量 成就社 146 mm、富郷 126 mm、近永 53 mm、御荘 48 mm、獅子越峠 38 mm 最大 1 時間降水量 御荘 36 mm、富郷 35 mm、成就社 26 mm、宇和 22 mm、宇和島 20 mm 最大風速 瀬戸 SSE32m/s、宇和島 SSE17.4m/s(最大瞬間風速 ESE33.1m/s)、松山 SSE11.8m/s(最大瞬間風速 SSE26.7m/s) 軽傷 1 名、一部破損 3 棟 公共建物被害 1 棟、その他建物被害 2 棟、海岸被害 2 箇所、被害船舶 1 隻、治山被害 2 箇所、被害総額 181,388 千円
平成 19 年 (2007) 5 月 17 日	暴風・波浪 (東予東部)	最大風速 四国中央 SSE14m/s、新居浜 WSW13m/s、瀬戸 SSE12m/s、西条 WSW11m/s、松山南吉田 WSW11m/s、大三島 WSW9m/s、宇和島 WNW8.4m/s(最大瞬間風速 NE14.3m/s)、松山 W8.1m/s(最大瞬間風速 WSW17.5m/s) 重傷 1 名、軽傷 1 名 公共建物被害 1 棟、病院被害 1 箇所、被害総額 171,894 千円
平成 19 年 (2007) 7 月 7 日	梅雨前線 (南予南部)	期間降水量 御荘 93 mm、宇和島 50 mm、近永 42 mm、宇和 37 mm、獅子越峠 37 mm 最大 1 時間降水量 御荘 22 mm、獅子越峠 13 mm、長浜 11 mm、大洲 11 mm、宇和 11 mm、瀬戸 11 mm 最大風速 宇和島 NW7m/s(最大瞬間風速 W9.1m/s)、松山 SSW4m/s(最大瞬間風速 SSW6.4m/s) 死者 1 名、床上浸水 1 棟、 田畑流失・埋没 2.14ha、頭首工被害 3 箇所、ため池被害 2 箇所、水路被害 7 箇所、農道被害 7 箇所、被害総額 151,539 千円
平成 19 年 (2007) 7 月 13 日～ 7 月 15 日	台風 4 号 (県下全域)	期間降水量 成就社 532 mm、富郷 398 mm、御荘 307 mm、近永 285 mm、久万 268 mm 最大 1 時間降水量 富郷 66 mm、御荘 44 mm、宇和 41 mm、成就社 38 mm、近永 34 mm 最大風速 宇和島 WNW16m/s(最大瞬間風速 S32.2m/s)、松山 NNE10m/s(最大瞬間風速 NNE19.1m/s) 軽傷 1 名、一部破損 1 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 14 棟 田畑流失・埋没 2.12ha、頭首工被害 2 箇所、ため池被害 2 箇所、水路被害 12 箇所、農道被害 20 箇所、治山被害 5 箇所、林道被害 29 箇所、被害総額 876,285 千円
平成 19 年 (2007) 8 月 2 日～ 8 月 3 日	台風 5 号 (県下全域)	期間降水量 成就社 356 mm、宇和島 214 mm、宇和 186 mm、久万 170 mm、富郷 164 mm 最大 1 時間降水量 成就社 39 mm、宇和 37 mm、久万 33 mm、富郷 33 mm、宇和島 31.5 mm 最大風速 瀬戸 SSE30m/s、宇和島 SE16 m/s(最大瞬間風速 NE33.4m/s)、松山 SE12m/s(最大瞬間風速 ESE24.8m/s) 軽傷 1 名、床下浸水 3 棟、その他建物被害 2 棟、 田畑流失・埋没 0.2ha、海岸被害 2 箇所、頭首工被害 2 箇所、水路被害 3 箇所、農道被害 1 箇所、被害総額 469,642 千円
平成 21 年 (2009) 7 月 1 日	豪雨 (中予)	期間降水量 松山 60.5 mm、獅子越峠 53 mm、松山南吉田 50.5 mm、近永 47 mm、今治 42 mm 最大 1 時間降水量 獅子越峠 37.5 mm、八幡浜 27.5 mm、大洲 27 mm、瀬戸 26.5 mm、宇和 24.5 mm 最大風速 瀬戸 SSE12.4m/s、宇和島 WSW12.3m/s(最大瞬間風速 SW17.9m/s)、松山 SSW7.7m/s(最大瞬間風速 S13.1m/s) 軽傷 1 名 その他建物被害 1 棟、崖くずれ 1 箇所、林道被害 5 箇所、被害総額 44,412 千円
平成 21 年 (2009) 8 月 9 日～ 8 月 10 日	豪雨 (東予東部、 中予、南予)	期間降水量 近永 227.5 mm、富郷 205.5 mm、御荘 183.5 mm、獅子越峠 170 mm、四国中央 168 mm 最大 1 時間降水量 近永 50.5 mm、獅子越峠 34.5 mm、御荘 31 mm、富郷 24.5 mm、成就社 23.5 mm 最大風速 松山南吉田 NNW7.7m/s、宇和島 N5.6m/s(最大瞬間風速 ENE9.5m/s)、松山 SSE4.4m/s(最大瞬間風速 SW6.6m/s) 重傷 1 名、半壊 1 棟、一部破損 2 棟、床下浸水 5 棟 田畑流失・埋没 1.48ha、道路被害 1 箇所、河川被害 46 箇所、砂防被害 3 箇所、崖くずれ 1 箇所、頭首工被害 2 箇所、水路被害 4 箇所、農道被害 5 箇所、林道被害 8 箇所、被害総額 274,194 千円

平成 23 年 (2011) 5 月 29 日～ 5 月 30 日	台風 2 号 (東予)	期間降水量 富郷 278.5 mm、四国中央 248 mm、成就社 214.5 mm、新居浜 195 mm、玉川 148.5 mm 最大 1 時間降水量 富郷 19.5 mm、四国中央 19 mm、新居浜 18 mm、玉川 15.5 mm、西条 15 mm 最大風速 長浜 NNE16.1m/s(最大瞬間風速 NE20.2m/s)、松山南吉田 N14.2m/s(最大瞬間風速 N18.5m/s)、瀬戸 NNW12.9m/s(最大瞬間風速 N23.4m/s) 死者 1 名、床下浸水 1 棟 田畑流失・埋没 1.5ha、道路被害 35 箇所、河川被害 41 箇所、海岸被害 1 箇所、砂防被害 6 箇所、頭首工被害 1 箇所、ため池被害 2 箇所、水路被害 16 箇所、農道被害 21 箇所、治山被害 4 箇所、林道被害 5 箇所、その他被害 3 箇所 被害総額 457,142 千円
平成 23 年 (2011) 7 月 18 日～ 7 月 20 日	台風 6 号 (県内全域)	期間降水量 成就社 382.5 mm、富郷 299.5 mm、獅子越峠 264.5 mm、久万 217 mm、御荘 215 mm 最大 1 時間降水量 近永 33 mm、宇和島 26 mm、成就社 25 mm、富郷 24 mm、獅子越峠 14 mm 最大風速 長浜 NE13.4m/s(最大瞬間風速 NE16.9m/s)、新居浜 NE13.1m/s(最大瞬間風速 N19.5m/s)、御荘 E12.9m/s(最大瞬間風速 E23.0m/s) 重傷 1 名、軽傷 1 名 道路被害 9 箇所、河川被害 25 箇所、港湾被害 1 箇所、林道被害 8 箇所、その他被害 3 箇所 被害総額 142,308 千円
平成 23 年 (2011) 9 月 2 日～ 9 月 4 日	台風 12 号 (県内全域)	期間降水量 成就社 423.5 mm、富郷 377.5 mm、新居浜 254 mm、上林 240.5 mm、西条 220.5 mm 最大 1 時間降水量 新居浜 32.5 mm、成就社 28.0 mm、富郷 27.5 mm、西条 24.0 mm、玉川 16.5 mm 最大風速 長浜 NE15.0m/s(最大瞬間風速 NE19.3m/s)、西条 N14.8m/s(最大瞬間風速 N21.4m/s)、新居浜 NE13.4m/s(最大瞬間風速 NE20.8m/s) 死者 1 名、軽傷 1 名、一部破損 1 棟、床上浸水 10 棟、床下浸水 53 棟、非住家被害 7 棟 田畑流失・埋没 4.36ha、道路被害 67 箇所、河川被害 178 箇所、港湾被害 2 箇所、海岸被害 3 箇所、砂防被害 37 箇所、がけ崩れ 2 箇所、頭首工被害 10 箇所、ため池被害 6 箇所、水路被害 36 箇所、農道被害 25 箇所、治山被害 16 箇所、林道被害 55 箇所、農業用橋りょう被害 1 箇所、その他被害 5 箇所 被害総額 3,769,541 千円
平成 23 年 (2011) 9 月 20 日～ 9 月 21 日	台風 15 号 (県内全域)	期間降水量 成就社 336 mm、獅子越峠 288 mm、近永 268 mm、久万 227.5 mm、中山 220.5 mm 最大 1 時間降水量 宇和島 45.5 mm、近永 41.5 mm、宇和 38.5 mm、獅子越峠 38.5 mm、成就社 32.5 mm 最大風速 長浜 NE13.6m/s(最大瞬間風速 NE17.7m/s)、松山南吉田 N12.0m/s(最大瞬間風速 N15.4m/s)、瀬戸 NNW10.7m/s(最大瞬間風速 NNW19.9m/s) 死者 1 名、全壊 1 棟、一部破損 1 棟、床上浸水 77 棟、床下浸水 113 棟、非住家被害 3 棟 田畑流失・埋没 13.88ha、道路被害 119 箇所、河川被害 174 箇所、砂防箇所 31 箇所、頭首工被害 22 箇所、ため池被害 8 箇所、水路被害 51 箇所、農道被害 77 箇所、治山被害 4 箇所、林道被害 35 箇所、農地保全被害 4 箇所、農業用橋りょう被害 2 箇所、その他被害 6 箇所 被害総額 2,764,243 千円
平成 24 年 (2012) 4 月 2 日～ 4 月 3 日	暴風 (県内全域)	最大風速 大三島 WSW 19m/s(最大瞬間風速 WSW28.5m/s)、新居浜 W15.3m/s(最大瞬間風速 W27.8m/s)、四国中央 W15.9m/s(最大瞬間風速 SW28.2m/s)、松山 W10.2m/s(最大瞬間風速 WSW23.6m/s)、長浜 WSW17.4m/s(最大瞬間風速 E24.2m/s)、久万 NW6.3m/s(最大瞬間風速 NW20.9m/s)、宇和島 WNW20.1m/s(最大瞬間風速 WNW31.9m/s)、御荘 W10.6m/s(最大瞬間風速 W20.8m/s)、西条 SW13.8m/s(最大瞬間風速 WSW29.2m/s)、大洲 WSW13.2m/s(最大瞬間風速 W22.2m/s)、宇和 W12.8m/s(最大瞬間風速 W22.2m/s)、今治 SW9.7m/s(最大瞬間風速 SW19.7m/s)、近永 WNW7.3m/s(最大瞬間風速 WSW20.3m/s)、瀬戸 SSE23m/s(最大瞬間風速 SSE30.3m/s)、松山南吉田 WSW20m/s(最大瞬間風速 WSW25.7m/s) 重傷 2 名、軽傷 4 名一部破損 1 棟、学校被害 2 箇所、道路被害 14 箇所、港湾被害 3 箇所、電気(停電)340 戸、農業道路被害 3 箇所、その他被害 9 箇所、 被害総額 91,417 千円
平成 24 年 (2012) 6 月 21 日～ 6 月 22 日	大雨・洪水 (東予・南予)	期間降水量 四国中央 112.5 mm、獅子超峠 102.5 mm、宇和島 129 mm、御荘 179.5 mm、富郷 131 mm、近永 143.5 mm 最大 1 時間降水量 御荘 22.5 mm、宇和島 15.5 mm、近永 18.0 mm 最大風速 長浜 NE9.4m/s(最大瞬間風速 ENE11.6m/s)、松山南吉田 N9.5m/s(最大瞬間風速 N11.3m/s) 全壊 1 棟、非住家被害(その他)2 箇所、道路被害 12 箇所、河川被害 9 箇所、農業用道路被害 1 箇所、治山被害 2 箇所、林道被害 2 箇所、り災世帯 1 世帯、 被害総額 330,095 千円

平成 24 年 (2012) 10 月 17 日	大雨・洪水 (南予)	期間降水量 八幡浜 81.5 mm、宇和島 84.5 mm、瀬戸 86.5 mm 最大 1 時間降水量 八幡浜 32.0 mm、宇和島 46.0 mm、宇和 31.5 mm 最大風速 瀬戸 NNW10.1m/s(最大瞬間風速 NNW16.4m/s)松山南吉田 NNW 8.4m/s(最大瞬間風速 NW10.3m/s) 死者 1 名、道路被害 2 箇所、 被害総額 4,631 千円
平成 25 年 (2013) 9 月 2 日～ 9 月 4 日	大雨・洪水 (県内全域)	期間降水量 新居浜 338.0 mm、四国中央 297.5 mm、成就社 346.5 mm、富郷 372.0 mm 最大 1 時間降水量 四国中央 61.0 mm、成就社 64.5 mm、八幡浜 57.5 mm、宇和 57.0 mm、富郷 95.0 mm、近永 59.0 mm 最大風速 四国中央 WSW11.4m/s(最大瞬間風速 WSW17.3m/s)、長浜 NE 14.8m/s(最大瞬間風速 NNE19.4m/s)、宇和島 NW 11.5m/s(最大瞬間風速 N16.7m/s)、御荘 E 6.1m/s(最大瞬間風速 NNE15.8m/s)、大洲 NE 7.7m/s(最大瞬間風速 NE15.6m/s) 重傷 1 名、軽傷 1 名、半壊 1 棟、床上浸水 22 棟、床下浸水 163 棟、非住家被害 1 棟 田畑流失・埋没 14.89ha、田冠水 14.80ha、学校被害 18 箇所、道路被害 128 箇所、河川被害 80 箇所、漁港施設被害 2 箇所、砂防被害箇所 17 箇所、清掃施設被害 1 箇所、頭首工被害 7 箇所、ため池被害 4 箇所、水路被害 102 箇所、農道被害 82 箇所、治山被害 1 箇所、林道被害 142 箇所、農地保全被害 2 箇所、その他被害 3 箇所 被害総額 1,191,164 千円
平成 25 年 (2013) 10 月 24 日～ 10 月 25 日	大雨 (県内全域)	期間降水量 新居浜 295.0 mm、成就社 381.5 mm、獅子越峠 273.0 mm、西条 255.5 mm、富郷 311.0 mm、近永 287.5 mm 最大 1 時間降水量 成就社 33.5 mm、獅子越峠 31.5 mm、御荘 32.5 mm、近永 36.0 mm 最大風速 長浜 NNE16.4m/s(最大瞬間風速 NNE21.2m/s)、大洲 NNE 5.5m/s(最大瞬間風速 NNE15.1m/s)、瀬戸 NNE 5.9m/s(最大瞬間風速 NE16.9m/s)、松山南吉田 N 11.7m/s(最大瞬間風速 NNE15.4m/s) 全壊 1 棟、一部破損 2 棟、床下浸水 4 棟、非住家被害 1 棟 田畑流失・埋没 12.30ha、道路被害 34 箇所、河川被害 34 箇所、砂防被害 8 箇所、頭首工被害 2 箇所、ため池被害 7 箇所、水路被害 33 箇所、農道被害 29 箇所、治山被害 1 箇所、林道被害 2 箇所、その他被害 1 箇所 被害総額 639,415 千円
平成 26 年 (2014) 7 月 8 日～10 日	台風 8 号 (県内全域)	期間降水量 成就社 208.5 mm、久万 76.5 mm、獅子越峠 136.5 mm、富郷 133.5 mm、近永 152.5 mm 最大 1 時間降水量 成就社 32.0 mm、御荘 31.5 mm、今治 25.5 mm、富郷 21.0 mm、近永 37.5 mm 最大風速 四国中央 ENE 10.2m/s(最大瞬間風速 E 23.0m/s)、宇和島 SSE 11.9m/s(最大瞬間風速 S 23.8m/s)、御荘 SE 8.8m/s(最大瞬間風速 ESE 17.9m/s)、大洲 W 8.8m/s(最大瞬間風速 W 16.0m/s)、瀬戸 SSE 27.1m/s(最大瞬間風速 S 34.4m/s) 死者 1 名、床上浸水 6 棟、床下浸水 88 棟、田畑流失・埋没 9.54ha、学校被害 5 箇所、道路被害 11 箇所、河川被害 3 箇所、崖くずれ 12 箇所、断水 1 戸、停電 5,902 戸、ため池被害 1 箇所、水路被害 5 箇所、農道被害 17 箇所、その他被害 1 箇所 被害総額 190,283 千円
平成 26 年 (2014) 8 月 8 日～10 日	台風 12 号 (県内全域)	期間降水量 成就社 458.5 mm、富郷 320.5 mm、獅子越峠 296.5 mm、久万 263.5 mm、宇和島 225.0 mm 最大 1 時間降水量 富郷 26.0 mm、宇和島 25.5 mm 最大風速 長浜 ENE16.5m/s(最大瞬間風速 ENE20.6m/s)、宇和島 WNW16.4m/s(最大瞬間風速 NNE21.6m/s)、瀬戸 NNW13.1m/s(最大瞬間風速 NNW23.9m/s) 軽傷 2 名、一部破損 5 棟、床下浸水 1 棟、非住家被害 2 棟、田畑流失・埋没 1.43ha、道路被害 13 箇所、河川被害 13 箇所、港湾被害 11 箇所、砂防被害 4 箇所、崖くずれ 36 箇所、停電 10,568 戸、水路被害 4 箇所、農道被害 3 箇所、治山被害 7 箇所、林道被害 12 箇所、農地保全被害 4 箇所、その他被害 46 箇所 被害総額 742,506 千円
平成 26 年 (2014) 10 月 13 日	台風 19 号 (県内全域)	期間降水量 新居浜 175.0 mm、四国中央 157.5 mm、成就社 290.5 mm、西条 153.0 mm、富郷 241.5 mm 最大 1 時間降水量 新居浜 32.0 mm、四国中央 30.5 mm、成就社 48.5 mm、御荘 47.0 mm、富郷 37.0 mm 最大風速 新居浜 NE 15.1m/s(最大瞬間風速 NE 24.1m/s)、長浜 NE 16.0m/s(最大瞬間風速 NE 22.3m/s)、宇和島 WSW 14.1m/s(最大瞬間風速 NNW 20.3m/s)、今治 ENE 12.4m/s(最大瞬間風速 NE 23.2m/s)松山南吉田 N 14.2m/s(最大瞬間風速 N 18.0m/s) 死者 2 名、重傷 1 名、床上浸水 3 棟、非住家被害 1 棟、田畑流失・埋没 5.41ha、道路被害 8 箇所、河川被害 11 箇所、港湾被害 19 箇所、海岸被害 1 箇所、砂防被害 2 箇所、清掃施設被害 3 箇所、崖くずれ 30 箇所、停電 710 戸、頭首工被害 1 箇所、ため池被害 2 箇所、水路被害 3 箇所、農道被害 5 箇所、治山被害 1 箇所、林道被害 4 箇所、その他被害 7 箇所 被害総額 1,400,812 千円



平成 27 年 (2015) 6 月 11 日	大雨 (土砂災害) (南予)	期間降水量 瀬戸 118.5 mm、宇和島 93.0 mm、御荘 95.5 mm 最大 1 時間降水量 瀬戸 19.0 mm、宇和島 11.5 mm、御荘 11.0 mm 道路被害 2 箇所、河川被害 9 箇所、崖くずれ 1 箇所、治山被害 2 箇所、林道被害 1 箇所 被害総額 89,303 千円
平成 27 年 (2015) 7 月 1 日	大雨 (土砂災害) (南予)	期間降水量 成就社 99.0 mm、久万 90.0 mm、獅子越峠 113.0 mm、宇和 120.0 mm、近永 77.0 mm 最大 1 時間降水量 成就社 26.5 mm、中山 27.0 mm、久万 30.0 mm、獅子越峠 31.5 mm、宇和 30.5 mm 最大風速 瀬戸 SSE 16.1m/s(最大瞬間風速 S 22.0m/s)、松山南吉田 S 10.2m/s(最大瞬間風速 S 13.9m/s) 床上浸水 1 棟、床下浸水 9 棟、田畑流失・埋没 1.10ha、道路被害 9 箇所、河川被害 10 箇所、砂防被害 5 箇所、崖くずれ 5 箇所、ブロック塀等被害 3 箇所、頭首工被害 1 箇所、水路被害 3 箇所、農道被害 2 箇所、治山被害 9 箇所、林道被害 1 箇所、り災世帯 1 世帯 被害総額 231,684 千円
平成 27 年 (2015) 7 月 9 日	大雨 (東予・中予)	期間降水量 玉川 53.5 mm、松山 51.5 mm、宇和島 30.5 mm、今治 30.5 mm、松山南吉田 75.5 mm 最大 1 時間降水量 玉川 35.0 mm、松山 48.0 mm、宇和島 23.0 mm、松山南吉田 66.0 mm 床上浸水 17 棟、床下浸水 144 棟、学校被害 1 箇所、道路被害 9 箇所、崖くずれ 2 箇所、鉄道不通 1 箇所、停電 32 戸、ため池被害 1 箇所、水路被害 1 箇所、農道被害 4 箇所、治山被害 1 箇所、り災世帯 18 世帯 被害総額 26,434 千円
平成 27 年 (2015) 7 月 16 日～ 7 月 17 日	台風 11 号 (県内全域)	期間降水量 成就社 365.5 mm、上林 143.5 mm、中山 109.5 mm、久万 113.5 mm、富郷 138.0 mm 最大 1 時間降水量 松山 12.0 mm、成就社 84.0 mm、中山 25.0 mm、久万 22.5 mm、富郷 32.5 mm 最大風速 新居浜 N 15.4m/s(最大瞬間風速 N 27.9m/s)、宇和島 WNW 16.9m/s(最大瞬間風速 WNW 21.3m/s)、西条 SSW 12.6m/s(最大瞬間風速 SSW 21.7m/s)、瀬戸 NW 12.6m/s(最大瞬間風速 NNW 25.9m/s)松山南吉田 NNE 15.3m/s(最大瞬間風速 N 19.5m/s) 軽傷 1 名、床上浸水 2 棟、床下浸水 1 棟、非住家被害 2 棟、田畑流失・埋没 0.48ha、道路被害 32 箇所、河川被害 19 箇所、港湾被害 2 箇所、海岸被害 3 箇所、漁港施設被害 3 箇所、砂防被害 2 箇所、崖くずれ 1 箇所、停電 1,335 戸、水路被害 5 箇所、農道被害 1 箇所、治山被害 3 箇所、林道被害 8 箇所、り災世帯 2 世帯 被害総額 941,998 千円
平成 27 年 (2015) 8 月 20 日	大雨(土砂災害・浸水害)・洪水 (東予・中予)	期間降水量 玉川 30.0 mm、松山 39.0 mm、松山南吉田 50.5 mm 最大 1 時間降水量 玉川 18.5 mm、松山 21.5 mm、松山南吉田 17.5 mm 停電 407 戸
平成 27 年 (2015) 8 月 25 日	台風 15 号 (県内全域)	期間降水量 富郷 161.5 mm、成就社 205.5 mm、獅子越峠 114.5 mm、近永 173.5 mm 最大 1 時間降水量 富郷 31.0 mm、成就社 42.5 mm、獅子越峠 25.5 mm、近永 31.5 mm 最大風速 今治 ENE 12.0m/s、松山 S 12.0 m/s、松山南吉田 S 15.0 m/s、瀬戸 SSE 30.0 m/s、宇和島 SSE 12.0m/s 一部破損 2 棟、非住家被害 1 棟、道路被害 3 箇所、河川被害 3 箇所、砂防被害 2 箇所、停電 16,966 戸、水路被害 2 箇所、農道被害 1 箇所、治山被害 1 箇所、林道被害 1 箇所 被害総額 239,770 千円
平成 27 年 (2015) 8 月 31 日～ 9 月 2 日	大雨・洪水 (県内全域)	期間降水量 獅子越峠 142.0 mm、宇和島 188.0 mm、御荘 142.5 mm、宇和 145.5 mm、近永 150.0 mm 最大 1 時間降水量 獅子越峠 47.0 mm、宇和島 64.5 mm、御荘 57.0 mm、宇和 41.0 mm、松山南吉田 41.0 mm 最大風速 長浜 W 8.6m/s(最大瞬間風速 W 12.2m/s)、宇和島 WSW 7.2m/s(最大瞬間風速 W 15.3m/s)、今治 WNW 7.9m/s(最大瞬間風速 WNW 11.6m/s)、瀬戸 SSE 11.3m/s(最大瞬間風速 NNW 16.5m/s)松山南吉田 W 9.0m/s(最大瞬間風速 WSW 11.3m/s) 床上浸水 6 棟、床下浸水 55 棟、非住家被害 16 棟、田畑流失・埋没 0.77ha、道路被害 5 箇所、河川被害 8 箇所、海岸被害 1 箇所、漁港施設被害 1 箇所、砂防被害 5 箇所、崖くずれ 11 箇所、ブロック塀等被害 2 箇所、頭首工被害 1 箇所、水路被害 1 箇所、農道被害 11 箇所、治山被害 4 箇所、り災世帯 6 世帯 被害総額 307,787 千円
平成 27 年 (2015) 9 月 24 日	大雨(土砂災害)・洪水 (南予)	期間降水量 大洲 79.5 mm、宇和 91.0 mm、近永 113.5 mm 最大 1 時間降水量 大洲 25.5 mm、宇和 39.0 mm、近永 30.5 mm 床下浸水 2 棟、道路被害 1 箇所、農道被害 1 箇所 被害総額 5,671 千円

平成 27 年 (2015) 12 月 10 日～ 12 月 11 日	大雨(土砂災害・浸水害) (東予・南予)	期間降水量 四国中央 116.0 mm、富郷 170.5 mm、成就社 131.0 mm、瀬戸 134.0 mm、宇和島 104.5 mm、近永 140.0 mm、御荘 132.0 mm 最大 1 時間降水量 四国中央 43.0 mm、富郷 50.0 mm、成就社 20.0 mm、瀬戸 33.0 mm、宇和島 31.5 mm、近永 29.0 mm、御荘 40.5 mm 床下浸水 2 棟、道路被害 1 箇所、河川被害 1 箇所、砂防被害 1 箇所、崖くずれ 1 箇所、停電 1,063 戸、治山被害 1 箇所 被害総額 39,644 千円
平成 28 年 (2016) 1 月 18 日～ 1 月 20 日	暴風雪 (県内全域)	最大風速 大三島 W S W 11.0 m/s、今治 W 11.0 m/s、四国中央 W 12.0m/s、松山南吉田 W 20.0 m/s、長浜 W 16.0 m/s、瀬戸 N N W 12.0 m/s、宇和島 W N W 19.0 m/s 重症 1 名、一部破損 1 棟、停電 4,166 戸 被害総額 2,106 千円
平成 28 年 (2016) 4 月 16 日～ 4 月 17 日	暴風 (東予・南予)	最大風速 新居浜 S 13.0 m/s、松山南吉田 S 12.0 m/s、瀬戸 S S E 22.0 m/s 軽症 1 名、停電 4,350 戸、その他被害 1 箇所 被害総額 67,279 千円
平成 28 年 (2016) 6 月 20 日～ 6 月 25 日	大雨(土砂災害・浸水害) 洪水 (県内全域)	期間降水量 大三島 131.0 mm、玉川 120.5 mm、今治 109.0 mm、西条 127.5 mm、松山 125.0 mm、松山南吉田 121.5 mm、上林 112.0 mm、成就社 171.0 mm、長浜 114.5 mm、中山 139.5 mm、久万 153.0 mm、大洲 177.0 mm、獅子越峠 158.5 mm、瀬戸 208.0 mm、八幡浜 213.5 mm、宇和 211.0 mm、宇和島 209.0 mm、近永 155.5 mm、御荘 135.5 mm 最大 1 時間降水量 大三島 40.5 mm、玉川 17.5 mm、今治 16.0 mm、西条 14.5 mm、松山 11.0 mm、松山南吉田 11.0 mm、上林 14.0 mm、成就社 26.5 mm、長浜 16.5 mm、中山 23.0 mm、久万 23.5 mm、大洲 37.5 mm、獅子越峠 20.0 mm、瀬戸 33.0 mm、八幡浜 48.5 mm、宇和 44.0 mm、宇和島 34.0 mm、近永 21.0 mm、御荘 20.0 mm 軽症 1 名、一部破損 14 棟、床上浸水 4 棟、床下浸水 75 棟、非住家被害 1 棟、田畑流出・埋没 5.6ha、道路被害 29 箇所、河川被害 24 箇所、砂防被害 14 箇所、断水 178 戸、停電 13,410 戸、ため池被害 7 箇所、水路被害 20 箇所、農道被害 119 箇所、治山被害 11 箇所、林道被害 13 箇所、農地保全被害 1 箇所、その他被害 1 箇所、り災世帯 4 世帯 被害総額 1,804,087 千円
平成 28 年 (2016) 6 月 28 日～ 6 月 30 日	大雨(土砂災害) (県内全域)	期間降水量 獅子越峠 149.0 mm、瀬戸 107.5 mm、八幡浜 120.5 mm、宇和 131.0 mm、宇和島 133.0 mm、近永 127.0 mm 最大 1 時間降水量 獅子越峠 41.0 mm、瀬戸 23.5 mm、八幡浜 26.5 mm、宇和 25.0 mm、宇和島 25.0 mm、近永 19.5 mm 一部破損 1 棟、床上浸水 2 棟、田畑流出・埋没 2.2ha、学校被害 1 箇所、道路被害 11 箇所、河川被害 4 箇所、砂防被害 3 箇所、停電 1,520 戸、農道被害 4 箇所、治山被害 6 箇所、 被害総額 813,023 千円
平成 28 年 (2016) 7 月 8 日～ 7 月 9 日	大雨(土砂災害・浸水害)・洪水 (南予)	期間降水量 瀬戸 108.0 mm、近永 115.0 mm 最大 1 時間降水量 瀬戸 20.5 mm、近永 10.5 mm 道路被害 6 箇所、河川被害 3 箇所 被害総額 44,649 千円
平成 28 年 (2016) 8 月 28 日～ 8 月 29 日	大雨(土砂災害・浸水害)・洪水 (東予・中予)	期間降水量 新居浜 47.5 mm、四国中央 64.0 mm、富郷 54.0 mm 最大 1 時間降水量 新居浜 17.0 mm、四国中央 31.0 mm、富郷 25.0 mm 停電 900 戸
平成 28 年 (2016) 9 月 7 日～ 9 月 8 日	大雨(土砂災害・浸水害)・洪水 (東予・南予)	期間降水量 大三島 57.0 mm、今治 34.5 mm 最大 1 時間降水量 大三島 27.0 mm、今治 18.0 mm 田畑流出・埋没 0.20ha、水路被害 1 箇所 被害総額 7,000 千円
平成 28 年 (2016) 9 月 19 日～ 9 月 20 日	台風 16 号 (県内全域)	期間降水量 大三島 129.5 mm、玉川 162.5 mm、今治 131.5 mm、西条 140.5 mm、新居浜 180.0 mm、四国中央 108.0 mm、富郷 167.5 mm、成就社 165.5 mm、獅子越峠 113.5 mm、瀬戸 119.5 mm、宇和島 169.5 mm、近永 157.5 mm、御荘 208.0 mm 最大 1 時間降水量 大三島 17.0 mm、玉川 24.5 mm、今治 21.5 mm、西条 18.0 mm、新居浜 23.0 mm、四国中央 20.0 mm、富郷 25.5 mm、成就社 19.5 mm、獅子越峠 17.5 mm、瀬戸 15.5 mm、宇和島 54.0 mm、近永 25.5 mm、御荘 39.0 mm 軽症 1 名、一部破損 1 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 6 棟、田畑流出・埋没 1.0ha、学校被害 2 箇所、河川被害 14 箇所、砂防被害 1 箇所、停電 7,220 戸、ため池被害 1 箇所、水路被害 6 箇所、農道被害 6 箇所、治山被害 1 箇所、林道被害 4 箇所、り災世帯 1 世帯 被害総額 302,322 千円
平成 28 年 (2016) 9 月 27 日～ 9 月 28 日	大雨(浸水害)・洪水 (中予)	期間降水量 松山 49.5 mm、松山南吉田 57.5 mm 最大 1 時間降水量 松山 24.5 mm、松山南吉田 24.0 mm 床下浸水 6 棟、田畑流出・埋没 0.4ha、道路被害 1 箇所、河川被害 5 箇所、停電 20 戸、ため池被害 1 箇所、水路被害 1 箇所、農道被害 1 箇所 被害総額 43,058 千円

平成 28 年 (2016) 9 月 29 日	大雨(土砂災害、浸水害)・洪水(南予)	期間降水量 獅子越峠 66.5 mm 最大 1 時間降水量 獅子越峠 27.0 mm 一部破損 1 棟
平成 29 年 (2017) 1 月 20 日	暴風雪(中予・南予)	最大風速 松山南吉田 W 16.0 m/s、長浜 W 15.0 m/s、瀬戸 NNW 11.0 m/s、宇和島 W NW 17.0 m/s 重症 1 名
平成 29 年 (2017) 6 月 30 日	大雨(土砂災害、浸水害)・洪水(東予)	期間降水量 大三島 22.0 mm、富郷 19.5 mm 最大 1 時間降水量 大三島 9.5 mm、富郷 11.0 mm 停電 500 戸
平成 29 年 (2017) 7 月 4 日	台風 3 号(東予・南予)	期間降水量 富郷 67.5 mm、獅子越峠 75.5 mm、宇和 80.0 mm、近永 81.5 mm 最大 1 時間降水量 富郷 22.5 mm、獅子越峠 26.5 mm、宇和 32.0 mm、近永 30.5 mm 河川被害 2 箇所、停電 7,300 戸、水路被害 1 箇所、林道被害 11 箇所 被害総額 77,471 千円
平成 29 年 (2017) 7 月 26 日	洪水(中予)	期間降水量 松山 34.0 mm、松山南吉田 39.5 mm 最大 1 時間降水量 松山 14.0 mm、松山南吉田 21.0 mm 治山被害 1 箇所 被害総額 3,000 千円
平成 29 年 (2017) 7 月 31 日	大雨(土砂災害、浸水害)・洪水(南予)	期間降水量 獅子越峠 109.0 mm 最大 1 時間降水量 獅子越峠 58.5 mm 道路被害 5 箇所、河川被害 1 箇所 被害総額 31,611 千円
平成 29 年 (2017) 8 月 6 日～ 8 月 7 日	台風 5 号(県内全域)	期間降水量 新居浜 111.5 mm、富郷 209.5 mm、上林 146.0 mm、成就社 230.5 mm、中山 119.5 mm、久万 124.5 mm、獅子越峠 170.5 mm、御荘 103.5 mm 最大 1 時間降水量 新居浜 18.0 mm、富郷 51.0 mm、上林 26.5 mm、成就社 28.0 mm、中山 23.0 mm、久万 19.0 mm、獅子越峠 21.5 mm、御荘 12.0 mm 田畑流出・埋没 2.0ha、河川被害 5 箇所、砂防被害 7 箇所、停電 4,570 戸、水路被害 7 箇所、農道被害 1 箇所、林道被害 24 箇所 被害総額 171,629 千円
平成 29 年 (2017) 8 月 26 日	洪水(中予)	期間降水量 松山南吉田 23.5 mm、上林 23.0 mm 最大 1 時間降水量 松山南吉田 22.5 mm、上林 20.5 mm 停電 10 戸
平成 29 年 (2017) 9 月 12 日	洪水(中予)	期間降水量 松山 53.5 mm、松山南吉田 37.5 mm、上林 39.0 mm 最大 1 時間降水量 松山 22.0 mm、松山南吉田 13.5 mm、上林 16.0 mm 床下浸水 1 棟、
平成 29 年 (2017) 9 月 17 日～ 9 月 18 日	台風 18 号(県内全域)	期間降水量 玉川 243.5 mm、今治 160.0 mm、西条 225.0 mm、新居浜 293.5 mm、四国中央 179.5 mm、富郷 265.5 mm、松山 187.5 mm、松山南吉田 149.0 mm、上林 260.5 mm、成就社 354.5 mm、中山 158.0 mm、久万 215.0 mm、大洲 179.5 mm、獅子越峠 161.0 mm、瀬戸 174.5 mm、八幡浜 178.5 mm、宇和 125.0 mm、宇和島 107.5 mm、近永 177.0 mm、御荘 101.0 mm 最大 1 時間降水量 玉川 59.0 mm、今治 44.0 mm、西条 55.5 mm、新居浜 68.5 mm、四国中央 52.0 mm、富郷 47.5 mm、松山 40.0 mm、松山南吉田 29.0 mm、上林 54.5 mm、成就社 65.0 mm、中山 32.5 mm、久万 46.5 mm、大洲 41.0 mm、獅子越峠 39.0 mm、瀬戸 36.0 mm、八幡浜 42.0 mm、宇和 35.5 mm、宇和島 22.0 mm、近永 49.5 mm、御荘 30.0 mm 最大風速 西条 NNE 14.0 m/s、新居浜 NE 11.0 m/s、松山南吉田 N 18.0 m/s、長浜 NNE 14.0 m/s、久万 NNW 11.0 m/s、瀬戸 NNW 12.0 m/s、宇和 NNW 12.0 m/s、宇和島 NNW 11.0 m/s 軽症 4 名、全壊 1 棟、半壊 2 棟、一部破損 6 棟、床上浸水 287 棟、床下浸水 1,209 棟、田畑流出・埋没 54.0ha、道路被害 53 箇所、河川被害 182 箇所、港湾被害 1 箇所、砂防被害 77 箇所、停電 9,250 戸、頭首工被害 38 箇所、ため池被害 33 箇所、水路被害 192 箇所、農道被害 279 箇所、揚水機被害 1 箇所、林道被害 164 箇所、農地保全被害 1 箇所、り災世帯 234 世帯 被害総額 6,247,997 千円

平成 29 年 (2017) 10 月 22 日～ 10 月 23 日	台風 21 号 (県内全域)	期間降水量 大三島 146.0 mm、玉川 194.0 mm、今治 175.0 mm、西条 212.5 mm、新居浜 209.5 mm、四国中央 244.0 mm、富郷 296.5 mm、松山 118.0 mm、上林 157.5 mm、成就社 220.0 mm、中山 155.0 mm、久万 173.5 mm、大洲 112.5 mm、獅子越峠 194.0 mm、瀬戸 108.5 mm、八幡浜 116.0 mm、宇和 126.5 mm、宇和島 146.5 mm、近永 161.0 mm、御荘 118.5 mm 最大 1 時間降水量 大三島 10.0 mm、玉川 12.5 mm、今治 9.5 mm、西条 10.5 mm、新居浜 10.5 mm、四国中央 12.0 mm、富郷 14.0 mm、松山 7.5 mm、上林 7.5 mm、成就社 12.5 mm、中山 13.0 mm、久万 8.5 mm、大洲 9.5 mm、獅子越峠 12.0 mm、瀬戸 12.5 mm、八幡浜 11.5 mm、宇和 9.0 mm、宇和島 23.5 mm、近永 11.5 mm、御荘 8.5 mm 最大風速 松山 ENE 14.0 m/s、松山南吉田 NE 12.0 m/s、長浜 NE 18.0 m/s、久万 NNW 12.0 m/s、大洲 NE 10 m/s、瀬戸 NNE 10.0 m/s、宇和 NNW 11.0 m/s、宇和島 N 11.0 m/s 全壊 2 棟、一部破損 7 棟、道路被害 13 箇所、河川被害 40 箇所、砂防被害 4 箇所、停電 21,390 戸、ため池被害 4 箇所、水路被害 3 箇所、農道被害 4 箇所、林道被害 11 箇所、り災世帯 2 世帯 被害総額 2,171,294 千円
平成 29 年 (2017) 10 月 29 日	台風 22 号 (県内全域)	期間降水量 新居浜 116.5 mm、四国中央 108.5 mm、富郷 106.0 mm、御荘 108.5 mm 最大 1 時間降水量 新居浜 13.5 mm、四国中央 15.0 mm、富郷 15.0 mm、御荘 17.0 mm 最大風速 松山南吉田 NNE 11.0 m/s、長浜 NE 13.0 m/s、宇和島 NW 10.0 m/s 道路被害 3 箇所、河川被害 1 箇所、停電 870 戸、 被害総額 22,102 千円
平成 30 年 (2018) 3 月 5 日	洪水 (中予)	期間降水量 松山 48.5 mm、松山南吉田 49.5 mm、上林 48.0 mm、中山 48.5 mm、久万 46.5 mm 最大 1 時間降水量 松山 30.5 mm、松山南吉田 29.0 mm、上林 26.5 mm、中山 24.5 mm、久万 14.0 mm 床下浸水 1 棟
平成 30 年 (2018) 4 月 24 日～ 4 月 25 日	大雨(浸水 害)、洪水 (中予)	期間降水量 松山 93.5 mm、松山南吉田 87.5 mm、中山 82.0 mm 最大 1 時間降水量 松山 21.5 mm、松山南吉田 21.5 mm、中山 15.5 mm 軽症 1 名、道路被害 1 箇所、河川被害 3 箇所、砂防被害 1 箇所 被害総額 65,459 千円
平成 30 年 (2018) 5 月 7 日	大雨(土砂災 害) (南予)	期間降水量 長浜 82.5 mm、大洲 86.5 mm、獅子越峠 100.0 mm、瀬戸 80.0 mm 最大 1 時間降水量 長浜 22.5 mm、大洲 13.5 mm、獅子越峠 14.0 mm、瀬戸 20.5 mm 道路被害 4 箇所、河川被害 2 箇所 被害総額 60,422 千円
平成 30 年 (2018) 7 月 3 日～ 7 月 4 日	台風 7 号 (県内全域)	期間降水量 四国中央 155.5 mm、富郷 240.0 mm、成就社 298.0 mm、近永 165.5 mm 最大 1 時間降水量 四国中央 32.0 mm、富郷 48.5 mm、成就社 25.0 mm、近永 14.5 mm 崖崩れ 4 箇所、停電 4,590 戸 被害総額 34,932 千円
平成 30 年 (2018) 7 月 5 日～ 10 月 31 日	平成 30 年 7 月豪雨 (県内全域)	※ 詳細は「平成 30 年 7 月豪雨災害における初動・応急対応に関する検証報告書」をご覧ください。
平成 30 年 (2018) 9 月 4 日	台風 21 号 (県内全域)	期間降水量 富郷 150.5 mm、成就社 106.5 mm、久万 81.0 mm 最大 1 時間降水量 富郷 47.5 mm、成就社 18.5 mm、久万 14.0 mm 最大風速 西条 N 11.0 m/s、松山南吉田 NNW 12.0 m/s、瀬戸 NNW 10.0 m/s 停電 4,100 戸
平成 30 年 (2018) 9 月 8 日～ 9 月 10 日	大雨(土砂災 害・浸水害)、 洪水 (県内全域)	期間降水量 大三島 157.0 mm、玉川 180.5 mm、今治 174.0 mm、西条 188.5 mm、新居浜 164.5 mm、四国中央 160.5 mm、富郷 197.5 mm、松山 198.0 mm、松山南吉田 172.5 mm、上林 182.0 mm、成就社 208.0 mm、長浜 147.5 mm、中山 179.5 mm、久万 189.5 mm、大洲 132.5 mm、獅子越峠 209.0 mm、瀬戸 135.0 mm、八幡浜 141.5 mm、宇和 172.5 mm、宇和島 148.5 mm、近永 206.5 mm、御荘 140.5 mm 最大 1 時間降水量 大三島 24.0 mm、玉川 18.0 mm、今治 19.5 mm、西条 26.0 mm、新居浜 19.5 mm、四国中央 28.5 mm、富郷 19.0 mm、松山 34.5 mm、松山南吉田 26.5 mm、上林 21.0 mm、成就社 26.5 mm、長浜 21.5 mm、中山 22.0 mm、久万 21.5 mm、大洲 12.5 mm、獅子越峠 35.5 mm、瀬戸 16.5 mm、八幡浜 20.0 mm、宇和 24.5 mm、宇和島 26.0 mm、近永 37.5 mm、御荘 28.5 mm 床下浸水 1 棟、道路被害 6 箇所、河川被害 16 箇所、砂防被害 2 箇所 被害総額 306,956 千円

平成30年 (2018) 9月30日～ 10月1日	台風24号 (県内全域)	期間降水量 玉川 160.0 mm、今治 125.5 mm、西条 321.5 mm、新居浜 369.0 mm、四国中央 203.0 mm、富郷 372.0 mm、松山 122.5 mm、松山南吉田 114.0 mm、上林 234.5 mm、成就社 421.0 mm、中山 164.5 mm、久万 221.5 mm、大洲 146.5 mm、獅子越峠 215.5 mm、八幡浜 116.0 mm、宇和 117.5 mm、宇和島 156.0 mm、近永 165.5 mm、御荘 126.0 mm 最大1時間降水量 玉川 26.5 mm、今治 24.0 mm、西条 45.0 mm、新居浜 72.5 mm、四国中央 30.5 mm、富郷 60.5 mm、松山 16.0 mm、松山南吉田 14.0 mm、上林 38.5 mm、成就社 47.5 mm、中山 26.5 mm、久万 28.5 mm、大洲 17.0 mm、獅子越峠 33.0 mm、八幡浜 19.5 mm、宇和 17.5 mm、宇和島 24.5 mm、近永 22.5 mm、御荘 24.0 mm 最大風速 今治 NNW 11.0 m/s、西条 N 13.0 m/s、新居浜 NE 10.0 m/s、松山南吉田 N 21.0 m/s、長浜 NE 18.0 m/s、大洲 N 11 m/s、瀬戸 NNW 12.0 m/s、宇和 N 12.0 m/s、宇和島 NNW 19.0 m/s、御荘 NW 10 m/s 半壊1棟、一部破損4棟、床上浸水28棟、床下浸水99棟、非住家2棟、田畑流出・埋没1.0ha、学校被害5箇所、道路被害36箇所、河川被害103箇所、砂防被害29箇所、被害船舶8隻、停電1,610戸、り災世帯29世帯 被害総額 5,370,484千円
令和元年 (2019) 5月20日～ 5月21日	大雨(土砂災害) (南予)	期間降水量 近永 68.5 mm、御荘 56.5 mm 最大1時間降水量 近永 23.5 mm、御荘 12.0 mm 河川被害6箇所、砂防被害1箇所 被害総額 37,031千円
令和元年 (2019) 6月15日	洪水 (中予)	期間降水量 松山 70.5 mm、上林 78.0 mm 最大1時間降水量 松山 11.0 mm、上林 12.5 mm 道路被害1箇所 被害総額 45,841千円
令和元年 (2019) 6月30日～ 7月2日	大雨(土砂災害)、洪水 (南予)	期間降水量 大洲 138.0 mm、獅子越峠 156.0 mm、瀬戸 122.5 mm、八幡浜 136.0 mm、宇和 168.0 mm、宇和島 110.5 mm、近永 113.5 mm、御荘 127.0 mm 最大1時間降水量 大洲 24.5 mm、獅子越峠 20.5 mm、瀬戸 29.0 mm、八幡浜 23.5 mm、宇和 22.0 mm、宇和島 10.0 mm、近永 11.0 mm、御荘 11.5 mm 道路被害2箇所、河川被害9箇所、砂防被害3箇所、崖崩れ3箇所 被害総額 191,177千円
令和元年 (2019) 7月18日～ 7月19日	大雨(土砂災害・浸水害)、洪水 (県内全域)	期間降水量 玉川 97.5 mm、西条 91.0 mm、松山 122.0 mm、松山南吉田 117.0 mm、瀬戸 90.5 mm、御荘 142.5 mm 最大1時間降水量 玉川 40.5 mm、西条 24.0 mm、松山 35.0 mm、松山南吉田 36.5 mm、瀬戸 38.0 mm、御荘 59.0 mm 床上浸水4棟、床下浸水67棟、非住家8棟、河川被害6箇所、り災世帯4世帯 被害総額 94,033千円
令和元年 (2019) 7月21日	大雨(土砂災害) (東予)	期間降水量 四国中央 24.5 mm、富郷 65.0 mm 最大1時間降水量 四国中央 10.5 mm、富郷 20.5 mm 道路被害16箇所、河川被害1箇所、砂防被害2箇所 被害総額 87,244千円
令和元年 (2019) 8月14日～ 8月16日	台風10号 (県内全域)	期間降水量 新居浜 111.0 mm、富郷 171.0 mm、上林 156.5 mm、成就社 348.0 mm、中山 120.0 mm、久万 281.5 mm、大洲 113.0 mm、獅子越峠 350.0 mm、宇和 181.5 mm、宇和島 216.5 mm、近永 198.0 mm 最大1時間降水量 新居浜 10.0 mm、富郷 17.0 mm、上林 32.0 mm、成就社 32.0 mm、中山 16.5 mm、久万 40.0 mm、大洲 13.0 mm、獅子越峠 30.5 mm、宇和 20.0 mm、宇和島 22.5 mm、近永 29.0 mm 最大風速 今治 ENE 13.0 m/s、松山南吉田 SW 10.0 m/s、長浜 ENE 10.0 m/s 重症1名、一部破損3棟、田畑流出・埋没1.45ha、田畑冠水7.0ha、道路被害23箇所、河川被害29箇所、港湾被害1箇所、砂防被害12箇所 被害総額 780,231千円
令和元年 (2019) 8月24日～ 8月26日	大雨(土砂災害) (南予)	期間降水量 宇和島 35.0 mm、御荘 78.5 mm 最大1時間降水量 宇和島 7.0 mm、御荘 20.5 mm 道路被害1箇所 被害総額 49,729千円
令和元年 (2019) 9月22日～ 9月23日	台風17号 (県内全域)	期間降水量 新居浜 78.0 mm、富郷 181.5 mm、成就社 239.5 mm、近永 86.5 mm 最大1時間降水量 新居浜 15.0 mm、富郷 28.0 mm、成就社 37.0 mm、近永 17.0 mm 最大風速 大三島 WSW 11.0 m/s、新居浜 S 11.0 m/s、松山 SSE 12.0 m/s、松山南吉田 S 16.0 m/s、長浜 SW 10.0 m/s、瀬戸 SSE 25.0 m/s、宇和 SSE 10.0 m/s、宇和島 S 12.0 m/s 学校被害1箇所、道路被害2箇所 被害総額 58,760千円

令和2年 (2020) 1月27日～ 1月28日	大雨(土砂災害) (南予)	期間降水量 獅子越峠 40.0 mm、宇和島 50.0 mm、近永 80.0 mm、御荘 67.0 mm 最大1時間降水量 獅子越峠 10.0 mm、宇和島 24.5 mm、近永 45.5 mm、御荘 43.0 mm 重症3名、軽症13名、半壊1棟、一部破損64棟、床下浸水1棟、非住家被害3棟、道路被害2箇所、り災世帯1世帯 被害総額 242,787千円
令和2年 (2020) 4月13日	暴風 (南予)	最大風速 瀬戸 NNW 10.0 m/s、宇和 NW 9.0 m/s、宇和島 NW 9.0 m/s 被害総額 1,452千円
令和2年 (2020) 5月18日～ 5月19日	大雨(土砂災害)、洪水 (南予)	期間降水量 近永 71.5 mm、御荘 149.5 mm 最大1時間降水量 近永 12.0 mm、御荘 37.5 mm 道路被害1箇所 被害総額 14,965千円
令和2年 (2020) 6月18日～ 6月19日	大雨(土砂災害)、洪水 (県内全域)	期間降水量 大三島 111.5 mm、玉川 155.5 mm、今治 126.5 mm、西条 123.5 mm、上林 101.5 mm、成就社 109.0 mm、長浜 100.5 mm、中山 122.0 mm、久万 127.5 mm、大洲 144.5 mm、獅子越峠 163.5 mm、瀬戸 111.5 mm、八幡浜 116.5 mm 最大1時間降水量 大三島 26.5 mm、玉川 26.0 mm、今治 15.0 mm、西条 15.0 mm、上林 14.0 mm、成就社 14.0 mm、長浜 18.0 mm、中山 19.5 mm、久万 16.5 mm、大洲 26.5 mm、獅子越峠 23.0 mm、瀬戸 17.0 mm、八幡浜 17.0 mm 田畑流出・埋没 3.95ha、道路被害1箇所、河川被害11箇所、砂防被害5箇所、崖崩れ1箇所、水路被害1箇所、農業用道路被害2箇所 被害総額 811,811千円
令和2年 (2020) 7月3日～ 7月4日	大雨(土砂災害)、洪水 (南予)	期間降水量 獅子越峠 74.5 mm、宇和 80.5 mm、御荘 129.0 mm 最大1時間降水量 獅子越峠 14.0 mm、宇和 21.0 mm、御荘 24.5 mm 床下浸水1棟、道路被害23箇所、河川被害91箇所、砂防被害48箇所 被害総額 2,751,584千円
令和2年 (2020) 7月5日～ 7月14日	令和2年7月 豪雨災害 (県内全域)	期間降水量 大三島 315.0 mm、玉川 307.0 mm、今治 286.5 mm、西条 279.5 mm、新居浜 223.0 mm、四国中央 207.0 mm、富郷 266.5 mm、松山 442.5 mm、松山南吉田 403.5 mm、上林 414.5 mm、成就社 386.5 mm、長浜 406.5 mm、中山 464.0 mm、久万 352.5 mm、大洲 353.0 mm、獅子越峠 442.5 mm、瀬戸 381.5 mm、八幡浜 381.0 mm、宇和 551.0 mm、宇和島 266.0 mm、近永 283.0 mm、御荘 363.0 mm 最大1時間降水量 大三島 20.0 mm、玉川 29.0 mm、今治 27.0 mm、西条 27.5 mm、新居浜 23.0 mm、四国中央 28.5 mm、富郷 23.5 mm、松山 29.0 mm、松山南吉田 28.5 mm、上林 46.5 mm、成就社 28.5 mm、長浜 33.0 mm、中山 32.0 mm、久万 19.5 mm、大洲 20.0 mm、獅子越峠 30.5 mm、瀬戸 20.0 mm、八幡浜 22.0 mm、宇和 39.0 mm、宇和島 34.0 mm、近永 33.5 mm、御荘 29.5 mm 死者2名、軽症1名、全壊1棟、半壊2棟、一部破損33棟、床上浸水5棟、床下浸水64棟、非住家3棟、田畑流出・埋没 15.23ha、道路被害103箇所、河川被害17箇所、崖崩れ18箇所、鉄道不通1箇所、被害船舶2隻、頭首工被害8箇所、ため池被害41箇所、水路被害71箇所、農業用道路被害311箇所、その他被害12箇所、り災世帯8世帯 被害総額 9,690,060千円
令和2年 (2020) 9月6日～ 9月7日	台風10号 (南予)	期間降水量 獅子越峠 159.0 mm、宇和島 140.0 mm、近永 184.5 mm 最大1時間降水量 獅子越峠 21.0 mm、宇和島 20.0 mm、近永 37.5 mm 最大風速 瀬戸 S 28.0 m/s、宇和 ESE 11.0 m/s、宇和島 SE 15.0 m/s、御荘 ESE 11.0 m/s 軽症1名、一部破損2棟、道路被害5箇所、河川被害7箇所、砂防被害3箇所、断水114戸 被害総額 351,197千円
令和2年 (2020) 9月11日～ 9月12日	大雨(土砂災害)、洪水 (南予)	期間降水量 瀬戸 111.0 mm、八幡浜 61.0 mm、御荘 85.0 mm 最大1時間降水量 瀬戸 32.5 mm、八幡浜 18.0 mm、御荘 42.5 mm 非住家3棟 被害総額 1,422千円
令和2年 (2020) 10月22日	大雨(浸水害)・洪水 (中予)	期間降水量 松山 68.0 mm、上林 67.0 mm、中山 77.0 mm 最大1時間降水量 松山 17.0 mm、上林 17.0 mm、中山 22.5 mm 道路被害1箇所、河川被害17箇所、砂防被害7箇所 被害総額 318,440千円
令和3年 (2021) 5月20日～ 5月21日	大雨(土砂災害) (南予)	期間降水量 大洲 152.0 mm、獅子越峠 178.5 mm、瀬戸 109.5 mm、八幡浜 135.5 mm、宇和 201.5 mm、宇和島 137.0 mm、近永 144.0 mm、御荘 141.0 mm 最大1時間降水量 大洲 17.0 mm、獅子越峠 21.0 mm、瀬戸 14.5 mm、八幡浜 10.0 mm、宇和 18.5 mm、宇和島 23.5 mm、近永 28.5 mm、御荘 26.0 mm 一部破損1棟、田畑冠水 79.6ha、道路被害2箇所、河川被害26箇所、砂防被害10箇所 被害総額 944,043千円
令和3年 (2021) 7月12日	大雨(浸水害) (東予)	期間降水量 新居浜 49.0 mm、富郷 31.0 mm 最大1時間降水量 新居浜 40.5 mm、富郷 24.5 mm 停電 200戸

令和3年 (2021) 7月17日～ 7月19日	大雨(土砂災害・浸水害)、 洪水 (中予・南予)	期間降水量 上林 110.5 mm、中山 133.5 mm、久万 114.5 mm、大洲 105.5 mm、獅子越峠 174.5 mm、八幡浜 103.5 mm、宇和 109.0 mm、宇和島 163.0 mm、近永 162.5 mm、御荘 222.0 mm 最大1時間降水量 上林 35.0 mm、中山 39.0 mm、久万 22.5 mm、大洲 22.5 mm、獅子越峠 39.5 mm、八幡浜 24.0 mm、宇和 27.5 mm、宇和島 49.5 mm、近永 51.5 mm、御荘 50.5 mm 床上浸水4棟、床下浸水25棟、田畑冠水4.20ha、道路被害17箇所、河川被害28箇所、砂防被害9箇所、断水278箇所、農業用道路被害4箇所、林道被害4箇所、り災世帯4世帯 被害総額 610,348 千円
令和3年 (2021) 8月8日～ 8月9日	台風9号 (県内全域)	期間降水量 富郷 100.5 mm、成就社 178.5 mm、大洲 106.0 mm、獅子越峠 137.0 mm、瀬戸 103.0 mm、八幡浜 118.5 mm、宇和 131.0 mm、宇和島 113.0 mm、近永 177.5 mm 最大1時間降水量 富郷 21.5 mm、成就社 65.0 mm、大洲 30.0 mm、獅子越峠 27.5 mm、瀬戸 31.5 mm、八幡浜 27.0 mm、宇和 20.5 mm、宇和島 21.0 mm、近永 45.0 mm 軽症1名、一部破損4棟、床上浸水3棟、非住家被害1棟、道路被害4箇所、河川被害4箇所、停電1,300戸、り災世帯3世帯 被害総額 133,462 千円
令和3年 (2021) 8月12日～ 8月20日	大雨(土砂災害) (県内全域)	期間降水量 大三島 311.5 mm、玉川 252.5 mm、今治 240.5 mm、西条 239.5 mm、新居浜 301.0 mm、四国中央 195.0 mm、富郷 335.5 mm、松山 271.0 mm、松山南吉田 244.0 mm、上林 230.0 mm、成就社 307.5 mm、長浜 256.0 mm、中山 297.5 mm、久万 307.5 mm、大洲 235.0 mm、獅子越峠 351.0 mm、瀬戸 322.0 mm、八幡浜 291.5 mm、宇和 368.5 mm、宇和島 268.0 mm、近永 287.0 mm、御荘 420.5 mm 最大1時間降水量 大三島 27.0 mm、玉川 20.0 mm、今治 19.0 mm、西条 15.5 mm、新居浜 30.0 mm、四国中央 18.5 mm、富郷 25.0 mm、松山 25.5 mm、松山南吉田 30.5 mm、上林 31.5 mm、成就社 21.0 mm、長浜 35.0 mm、中山 22.0 mm、久万 29.0 mm、大洲 21.5 mm、獅子越峠 18.0 mm、瀬戸 30.0 mm、八幡浜 17.5 mm、宇和 19.5 mm、宇和島 22.5 mm、近永 19.0 mm、御荘 31.5 mm 一部破損2棟、床上浸水3棟、床下浸水3棟、非住家被害1棟、道路被害9箇所、河川被害15箇所、砂防被害7箇所、ため池被害1箇所、農業用道路被害2箇所、林道被害2箇所、農地保全被害2箇所、り災世帯3世帯 被害総額 605,206 千円
令和3年 (2021) 9月3日～ 9月4日	大雨(土砂災害) (東予・中予)	期間降水量 大三島 80.0 mm、玉川 76.0 mm、今治 81.0 mm 最大1時間降水量 大三島 14.5 mm、玉川 21.0 mm、今治 21.0 mm 全壊1棟、り災世帯1世帯
令和3年 (2021) 9月17日～ 9月18日	大雨(土砂災害)・洪水 (県内全域)	期間降水量 富郷 128.0 mm、成就社 100.5 mm、久万 86.0 mm、獅子越峠 91.5 mm、宇和 85.0 mm、近永 91.5 mm、御荘 92.5 mm 最大1時間降水量 富郷 41.0 mm、成就社 16.0 mm、久万 23.5 mm、獅子越峠 19.5 mm、宇和 25.0 mm、近永 18.0 mm、御荘 26.5 mm 一部破損1棟、道路被害5箇所、河川被害6箇所 被害総額 132,607 千円
令和4年 (2022) 3月26日	暴風 (南予)	最大風速 長浜 SSE 30.4 m/s、瀬戸 S 31.7 m/s、宇和 SE 19.6 m/s 一部破損3棟 被害総額 2,000 千円

※ 期間降水量は日付に示した期日の日降水量を合計したものである。

※ 日降水量の日界は、1952年以前は10時、1953～1963年は9時、1964年以後は24時である。

※ 平成17年以降の雨量、風速のデータについては気象庁「気象統計情報」より引用している。

1-3 過去の火災発生状況（消防防災安全課）

項目 年	出火件数						損害額(単位:千円)							死傷者数		建物焼損	建物焼損	建物焼損	林野焼損	り災世帯数	り災人員数
	建物	林野	車両	船舶	その他	計	建物	林野	車両	船舶	その他	爆発	計	死者	負傷者	棟数	床面積(m <sup>2</sup> )	表面積(m <sup>2</sup> )	面積(a)		
4	465	28	51	8	69	621	1,629,933	1,188	98,561	115,053	15,165		1,859,900	36	96	704	27,464		373	430	1,194
5	450	44	44	1	72	611	2,488,364	121,847	23,753	323	60,558		2,694,845	32	80	651	25,561		19,256	434	1,174
6	452	84	53	1	202	792	1,572,284	6,423	50,935	500	63,097		1,693,239	27	94	725	27,532		1,385	417	1,195
7	447	96	69	3	140	755	2,295,511	49,806	16,904	819	13,866	37,420	2,414,326	27	103	701	39,473	6,052	16,823	435	1,175
8	463	66	74	6	99	708	1,351,587	35,594	32,872	17,926	8,210	1,507	1,447,696	31	106	675	22,494	1,534	10,414	440	1,268
9	435	51	59	3	111	659	1,592,621	28,843	17,935	3,340	12,563	227	1,655,529	29	91	620	23,147	1,507	2,594	354	955
10	405	29	56	4	71	565	1,726,066	9,933	24,797	855	7,013	116	1,768,780	26	79	592	19,631	1,487	1,487	376	1,006
11	438	27	83	4	104	656	1,493,670	11,875	27,583	3,344	11,184	0	1,547,656	38	82	632	22,681	2,813	1,161	376	994
12	448	25	58	4	91	626	1,458,112	1,418	22,193	1,224	11,655	21,195	1,515,797	27	92	656	22,599	1,606	261	415	1,108
13	441	29	78	5	107	660	1,537,022	572	20,633	13,973	13,074	10,387	1,595,661	26	94	651	25,476	1,657	465	438	1,132
14	452	67	69	3	185	776	1,359,295	4,662	24,146	1,465	14,002	515	1,404,085	34	122	710	25,732	1,997	2,012	462	1,190
15	415	23	59	4	129	630	987,428	12,319	16,709	835	73,316	104	1,090,711	38	99	624	19,743	1,497	1,126	368	980
16	420	28	56	3	120	627	1,442,440	4,295	16,010	2,541	16,058	879	1,482,223	33	121	621	22,713	1,706	360	413	1,023
17	425	35	60	6	127	653	2,278,331	267,956	27,754	6,807	103,610	508	2,684,966	39	102	645	24,547	1,989	13,784	411	1,006
18	389	15	58	7	111	580	1,021,626	325	16,285	13,080	166,476	1	1,217,793	30	77	556	15,493	1,118	130	323	805
19	365	24	60	5	165	619	936,009	667	14,455	2,807	28,890	1	982,829	39	83	564	18,845	1,650	154	360	827
20	365	15	43	6	153	582	1,020,183	19,867	12,444	2,311	7,786	9,971	1,072,562	32	101	532	18,650	1,196	11,092	336	839
22	346	24	58	0	147	575	1,063,956	297	18,937	45	17,019	4,030	1,104,284	23	110	553	21,263	1,926	1,534	329	798
23	293	29	53	7	157	539	906,228	552	24,996	14,356	9,255	305	955,692	23	74	466	17,793	1,242	734	288	667
24	340	7	48	3	125	523	846,760	62,164	27,136	5,200	23,902	40	965,202	32	74	498	18,739	1,607	237	273	627
25	301	22	50	1	162	536	1,023,038	917	11,549	113	9,587	9	1,045,213	30	116	450	16,299	1,228	278	283	595
26	281	18	49	6	113	467	1,478,876	2,306	34,129	4,729	21,731	3,152	1,544,923	35	98	410	23,233	1,022	507	263	577
27	269	10	43	5	95	422	626,980	778	8,529	39,685	21,148	10	697,130	24	59	408	15,037	1,068	103	244	551
28	252	5	25	3	104	389	424,482	13	88,623	901	15,143	1,611	530,773	22	76	390	13,061	1,109	59	233	499
29	249	26	43	2	98	418	792,137	858	22,173	6,400	4,542	70	826,180	22	79	390	22,589	2,013	262	211	463
30	256	14	30	2	109	411	801,699	263	14,016	22	58,218	3,234	877,452	18	56	429	18,652	1,361	175	230	519
R元	233	14	29	1	118	395	591,638	4,381	11,245	2,742	60,904	0	670,910	23	48	386	14,889	1,442	3,143	222	497
R2	215	15	26	2	114	372	995,642	1,705	13,796	473	69,939	0	1,081,555	18	70	354	16,331	1,192	405	183	380
R3	228	21	41	4	94	388	754,693	643	36,083	34,974	18,359	27	844,779	29	85	376	16,282	1,250	197	219	463



## 1-4 愛媛県の主な油流出事故（防災危機管理課）

年月日	原因	被害地域	被害概要
48. 6. 24	神興丸油流出事故	宇和海村沿岸一帯	<p>6月24日13時20分頃北宇和郡宇和海村戸島の沖通称フブシノ瀬戸で座礁。 燃料重油70k1、マテリアルオイル250k1が流出す。</p> <p>人員 2,849名            漁船 659隻 巡視船 9隻            飛行機ヘリコプター各1機            オイルフェンス 3,540m            油吸着材 13,900枚            空ドラム缶 11本            ビニール袋 1,450枚            被害総額 117,474,670円</p>
49. 4. 26	カティーナM号油流出事故	波方町大角鼻北1,800mの来島海峡を中心とした燧灘西部水域一帯	<p>4月26日午前0時50分頃波方町大角鼻2,200mに来島海峡西口附近で濃霧のため天晴丸と衝突、原油770k1流出する。</p> <p>出動人員 12,883名            船舶 1,935隻            航空機 31機            車両 98台            油処理剤 1,015缶            回収用袋 43,699枚            被害総額 482,869,000円</p>
49. 10. 19	日興丸油流出事故		<p>10月19日午前4時2分頃温泉郡中島町忽那島灯台南々西通称釣島水道東口附近で操船を誤り菊光丸と衝突1～2番タンクより、C重油267k1が流出する。</p> <p>出動人員 1,177名            船艇 176隻            航空機 15機            オイルフェンス 260m            油吸着材 600kg            油処理剤 7,381缶(181入)            むしろ 10枚            被害総額 564,657,000円</p>
50. 1. 22	第三岩陽丸油流出事故	瀬戸町伊予灘沿岸	<p>1月22日午前2時35分頃西宇和郡瀬戸町赤崎鼻南々東700m海岸座礁2～3番タンクよりC重油167k1流出す。</p> <p>出動人員 3,381名            船舶 391隻            航空機 18機            車両 98台            オイルフェンス 2,300m            油吸着材 8,632kg            油処理剤 122缶(181入)            ドラム缶 1,361本            ナイロン袋 25,050枚            その他            被害総額 288,837,000円</p>

50. 4. 17	第三みつ丸油流出事故	中島町 松山市 双海町 長浜町 瀬戸町 各沿岸	4月17日午前2時10分頃北条市波妻ノ鼻灯台北北東3,900m附近で濃霧のため第18日丸と衝突しC重油81klが流出す。 出動人員 2,976名 〃 船艇 759隻 航空機 23機 車 両 39台 オイルフェンス 3,340m 油吸着剤 4,899缶 ドラム缶 853本 ビニール袋 11,650枚 その他 被害総額 798,290,000円
52. 4. 6	アストロレオ号油流出炎上事故	松山市 北条市 中島町 長浜町	4月6日午後9時25分頃中島町睦月島市崎南方1,800mで操船の誤りにより幾春丸と衝突し、原油約1,200klが流出炎上す。 出動人員 2,979名 〃 船艇 243隻 航空機 21機 車 両 23台 オイルフェンス 400m 油吸着材 1,420kg 油処理剤 1,016缶(181入) ドラム缶 38本 消火器 1,700 1 ビニール袋 9,784枚 その他 被害総額 671,778,000円
52. 6. 22	天孝丸油流出事故	松山市 中島町	6月22日午前2時25分頃松山市釣島灯台北方1,800mで操船の誤りにより、フェリー第24阪丸と衝突し、C重油約20klが流出す。 出動人員 568名 〃 船艇 65隻 航空機 4機 車 両 10台 オイルフェンス 180m 油吸着材 510kg 油処理剤 1,618缶(181入) ドラム缶 57本 その他 被害総額 99,904,000円
61. 5. 2	鮮魚運搬船 第参拾七富栄丸 299.85トン  (座礁)	高井神島西岸	5月2日午後11時頃高井神島に乗揚げ、自力離礁したが、燃料タンクに破口が生じ、A重油1klが流出した。 船 艇 2隻 作業員 6名
61. 5. 11	貨物船 CHUN H1 1,592.66トン (ふえにくすと衝突沈没)	来島海峡	5月11日午後3時16分頃来島海峡において、ふえにくすと衝突・沈没し、燃料であるA及びB重油約3.0klが流出した。 吸着剤 41ケース 船 艇 30隻 作業員 74人

62. 6. 15	ケミカルタンカー SOUTHERN EAGLE 4,461トン (GOOD FAITHと衝突)	佐田岬沖合	6月15日午後11時52分頃佐田岬沖合にてGOODFAITHと衝突、燃料タンクに破口が生じ、C重油約9k1が流出した。 オイルフェンス 900m 吸着剤 3,280kg 船艇 22隻 作業員 57人
62. 11. 28	ケミカルタンカー 親泉丸 140.97トン (第21浜幸丸と衝突沈没)	新居浜港沖合	11月28日午前2時50分頃新居浜港沖にて第21浜幸丸と衝突、沈没、A重油約0.06k1が流出した。 船艇 4隻 作業員 8人
H1. 5. 2	自動車運搬船 ORANGE CORAL 7,623トン (タンカーサムロックオーチョと衝突沈没)	九十九島南東沖合	5月2日午前9時5分頃視界制限状態の中を航行中、タンカー・サムロックオーチョと衝突・沈没、燃料油等のC重油約27.3k1が流出した。 オイルフェンス 280m 吸着剤 4.304kg 船艇 64隻 作業員 223人
H2. 6. 24	貨物船第23隆山丸 499トン (ケミカルタンカーヘッグと衝突、沈没)	佐田岬西南沖合	6月24日午前11時45分頃ケミカルタンカーヘッグと衝突・沈没、燃料油のA重油が若干量流出し、長さ3マイル、幅1マイルに渡り拡散した。 吸着剤 3箱 処理剤 161缶 作業員 36人
H4. 5. 2	ケミカルタンカー MAASDIJK 20,471トン (座礁)	釣島水道 フグリ岩付近	5月2日午後8時頃座礁、積荷のスチレンモノマー260k1及びC重油2.5k1が流出した。 船艇 2隻
H8. 2. 26	セメントタンカー 第18龍丸610トン (タンカーTORINITと衝突、沈没)	喜多郡沖伊予灘	2月26日午前6時16分頃タンカーTORINITと衝突、船首部が大破したため沈没、燃料油のA重油及び潤滑油約34k1が流出した。 オイルフェンス 80m 吸着剤 17箱 作業船 15隻
H8. 6. 24	自動車運搬船 第二光洋丸 1,327トン (貨物船クレストユニティと衝突、沈没)	波方町梶取ノ鼻 沖合(来島海峡)	6月24日午後8時頃貨物船クレストユニティと衝突・沈没し、燃料油及び潤滑油が湧出した。
H10. 10. 15	韓国船籍貨物船 チュンイル号 2,831トン (座礁・沈没)	西海町高茂岬沖 (沖ノ磯付近)	10月15日午前1時40分頃座礁、船底燃料タンク等に亀裂が発生し、燃料油が流出した。 搭載燃料 A重油 39k1 C重油 66k1 また、折からの台風10号の影響により沈没した。 作業人員 約1,580人 作業船艇 約132隻 吸着マット 約64,000枚 被害総額 約160,000,000円
H24. 6. 4	フッシャーバージ船 フッシャー:翔洋丸 121トン バージ:ちゃぱりと (貨物船第5天光丸と衝突、沈没)	松山沖(松山市二神島の西南約1.5km)	6月4日午後10時10分頃貨物船第5天光丸と衝突・沈没し、燃料油のA重油約86k1及び潤滑油等約12k1が流出した。

# 1-5 愛媛県の地質概要

図1 地質図

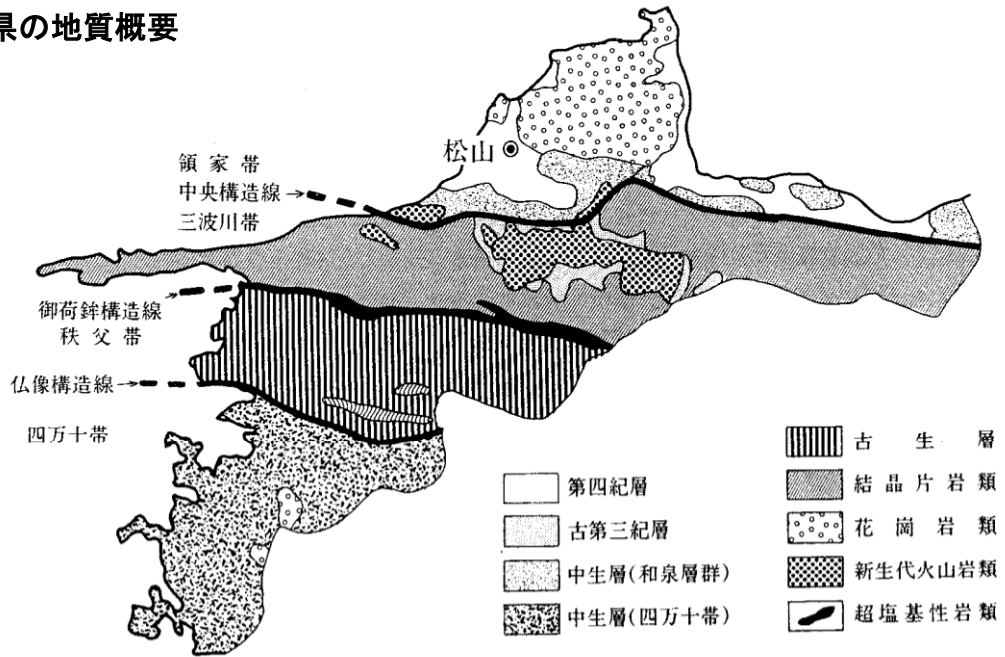
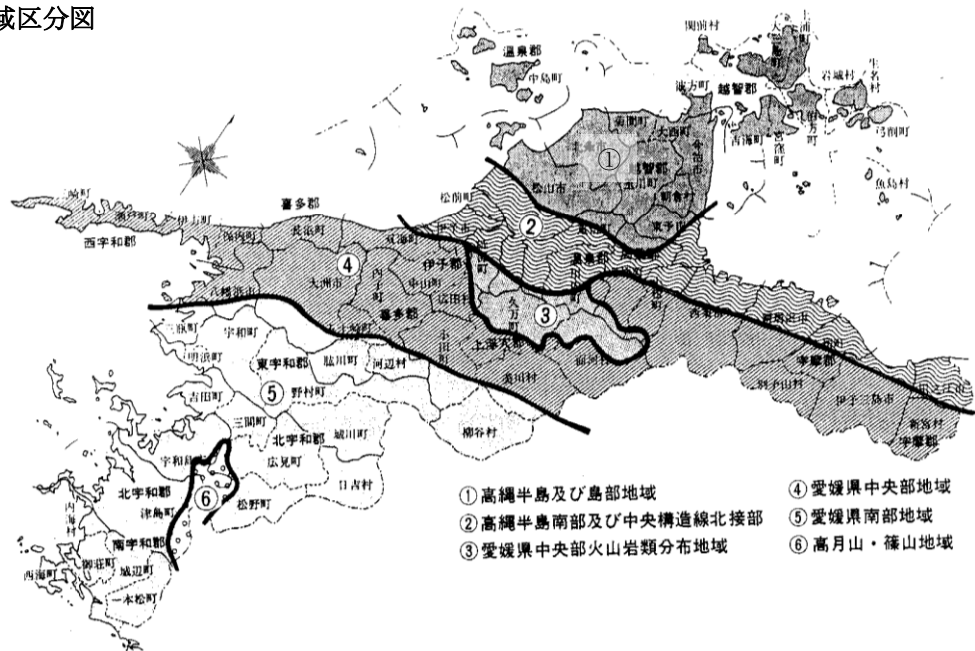


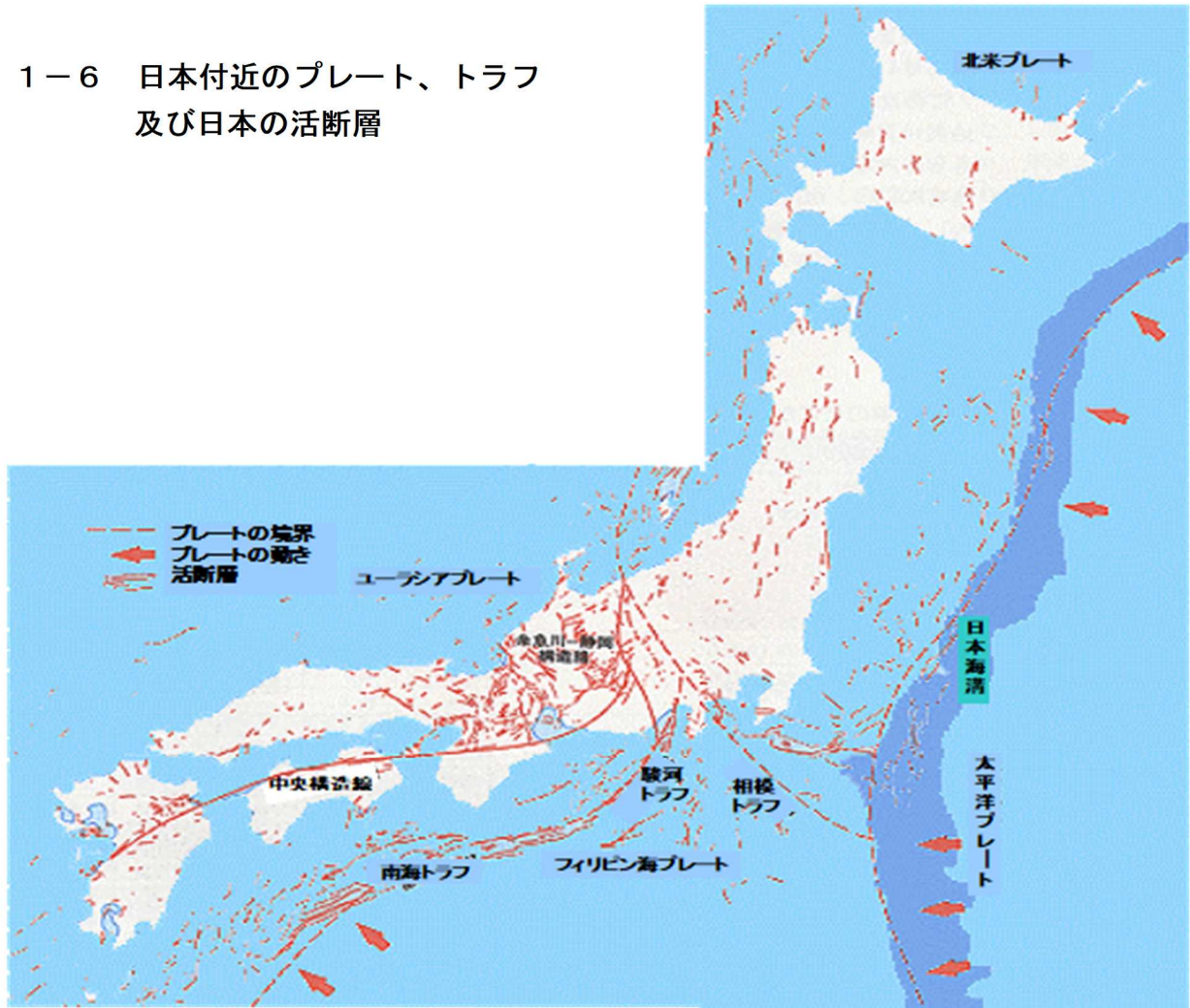
図2 地質地域区分図



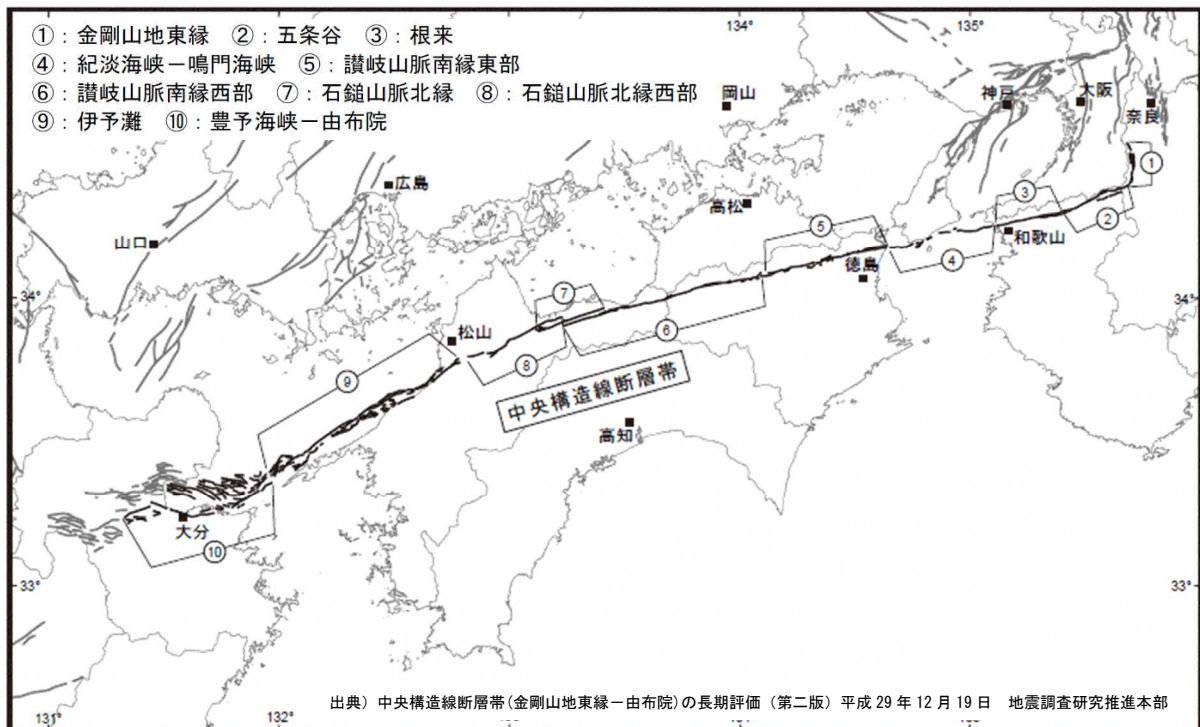
地質構造分帯並びに構造岩類からの区分をもとに、地域区分することができることから、各地域ごとにその特徴は以下のとおり。

- (1) 高縄半島及び島しょ部  
領家帯に属し、広く花崗岩が分布する地域で、豪雨時には、風化を受けた花崗岩類での崩壊及び土砂流出が発生しやすく、土砂災害を起こしやすい地質にあたる。なお、花崗岩類に接する部分では、古生層が変成した接触変成岩が分布し、一般には花崗岩類よりも風化に強いので、地質的には、残丘性山頂地形を示している。
- (2) 高縄半島南部及び中央構造線北接部  
中央構造線以北のうち、上記(1)の地域を除く地域で、中生代の和泉層群が基盤岩類として分布し、低地部は、沖積層が広く分布している。また、東予と中予の重信川右岸山腹等に第三紀層の地層が一部分布している。
- (3) 県中央部地域  
外帯の内の三波川帯及び御荷鉾緑色岩類の分布する地域からなり、三波川結晶片岩類が広く分布する地域で、大中起伏山地からなり、大規模崩壊、地すべり等土砂災害上問題となる現象が多発する地域である。
- (4) 県中央部火山岩類分布地域  
上浮穴郡河村北部及び久万町北部を中心に東西約30kmにわたり安山岩類を主体とした火山岩類が分布し、その周辺部に第三紀層の久万層群が分布する地域である。
- (5) 県南部地域  
御荷鉾緑色岩類の分布南限を北の境とし、北部は、秩父中古生層の分布する秩父帯、南部は、中生層の四万十帯からなる地域である。
- (6) 高月山・篠山地域  
高月山から篠山にかけて分布する花崗岩類からなる地域で、周辺の地層はホルンフェルス化されている。

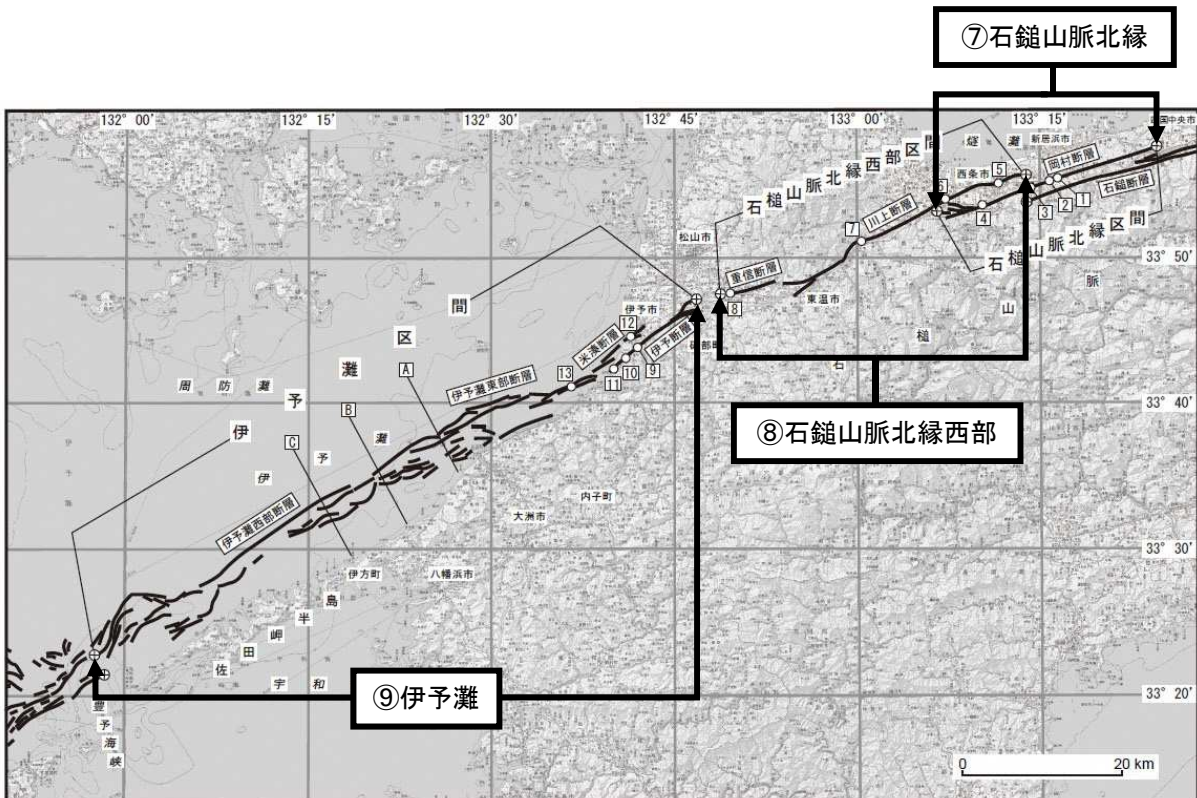
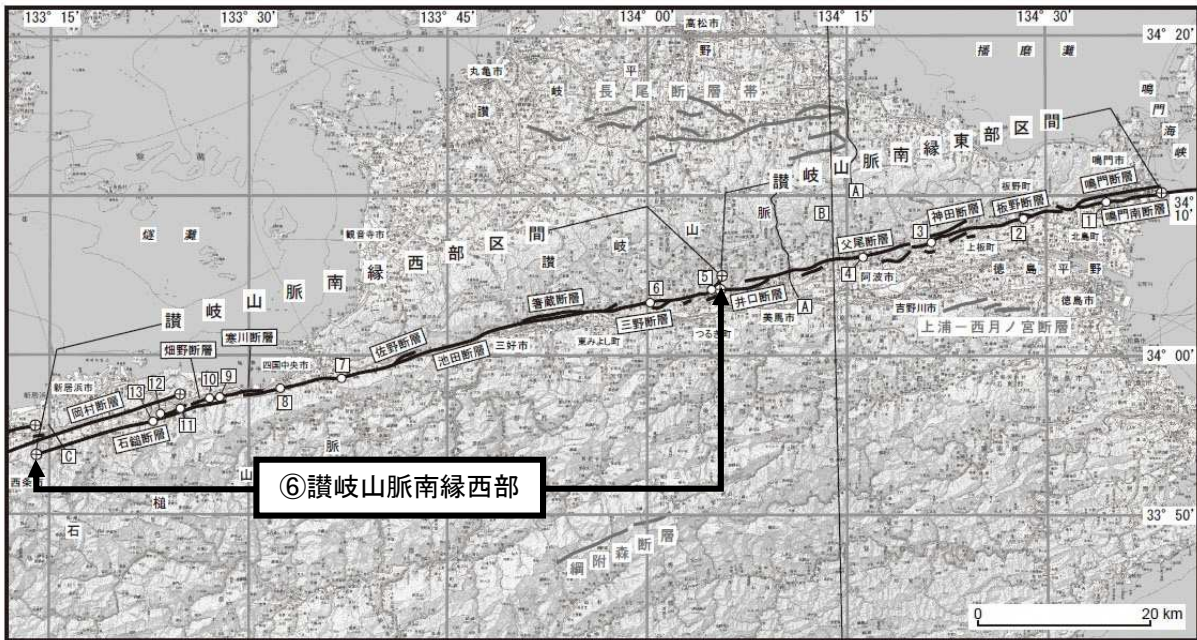
1-6 日本付近のプレート、トラフ  
及び日本の活断層



1-7 愛媛県内の主な活断層（中央構造線断層帯のセグメント区分）  
（1）中央構造線断層帯の全体図



## (2) 中央構造線断層帯の愛媛県内図



## 2-1 松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

(松山地方気象台)

### 松山地方気象台が発表する警報・注意報の種類及び発表基準一覧表の見方

- (1) 警報・注意報名の欄の（）内は基準として用いる気象要素を、記録的短時間大雨情報の（）内は基準を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等（以下、市町）をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。たとえば、警報の欄の「暴風（平均風速）」は、「暴風警報の基準は10分間の平均風速を用いる」ということを意味する。また、「波浪（有義波高）」は、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高いほうから順に全体の1/3の個数の波（例えば20分間で100個の波が観測されれば、大きい方の33個の波）を選び、これらの波高および周期を平均したもの、「高潮（潮位：標高）」は東京湾平均海面からの高さを基準として用いていることを意味する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の標記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (3) 基準一覧表においては、「山地」、「平地」など本文中で用いる区域名で基準値を記述する場合がある。山地とは標高が概ね200m以上の地域、平地とは山地以外の地域である。
- (4) 大地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが、適切でない状態になることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (5) この基準は令和4年5月26日現在のものである。

松山地方気象台が発表する警報・注意報の種類及び発表基準一覧表

府県予報区		愛媛県				
一次細分区域		東予		中予	南予	
市町をまとめた地域		東予東部	東予西部		南予北部	南予南部
警報	暴風(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s			陸上 20 m/s <sup>**1</sup> , 伊予灘 25 m/s, 宇和海 25 m/s	陸上 20 m/s, 海上 25 m/s
	暴風雪(平均風速)	陸上 20 m/s, 海上 25m/s 雪を伴う			陸上 20 m/s <sup>**1</sup> , 伊予灘 25 m/s, 宇和海 25 m/s 雪を伴う	陸上 20 m/s, 海上 25 m/s 雪を伴う
	波浪(有義波高)	3.0m			伊予灘 4.0m, 宇和海 4.0m	4.0m
	高潮	区域内の市町で別表 5 の基準に到達することが予想される場合				
	大雨	区域内の市町で別表 1 の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町で別表 2 の基準に到達することが予想される場合				
	大雪	平地 12 時間降雪の深さ 10cm, 山地 12 時間降雪の深さ 30cm				
注意報	強風(平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s			陸上 12 m/s <sup>**2</sup> , 伊予灘 15 m/s, 宇和海 15 m/s	陸上 12 m/s, 海上 15 m/s
	風雪(平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う			陸上 12 m/s <sup>**2</sup> , 伊予灘 15 m/s, 宇和海 15 m/s 雪を伴う	陸上 12 m/s, 海上 15 m/s 雪を伴う
	波浪(有義波高)	1.5m			伊予灘 2.0m, 宇和海 2.0m	2.0m
	高潮	区域内の市町で別表 5 の基準に到達することが予想される場合				
	大雨	区域内の市町で別表 3 の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町で別表 4 の基準に到達することが予想される場合				
	大雪	平地 12 時間降雪の深さ 5cm, 山地 12 時間降雪の深さ 15cm				
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%				
	濃霧(視程)	陸上 100m, 海上 500m			陸上 100m, 伊予灘 500m, 宇和海 500m	陸上 100m, 海上 500m
	霜	3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 3℃以下				
	なだれ	①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨 <sup>**3</sup>				
	低温	平地 最低気温-4℃以下 山地 最低気温-8℃以下				
	着雪	24 時間降雪の深さ:20cm 以上, 気温:-1℃~2℃				
	着氷					
融雪						
記録的短時間大雨情報(1 時間雨量)		100mm				

※1 瀬戸(アメダス)の観測値(風向が南東~南西)は 25 m/s を目安とする。

※2 瀬戸(アメダス)の観測値(風向が南東~南西)は 15 m/s を目安とする。

※3 気温は松山地方気象台の値。



## 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 別表 1 及び別表 3 の表面雨量指数基準及び土壌雨量指数基準については、各市町内における基準値の最低値を示している。
- (2) 流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表 2 及び別表 4 の流域雨量指数基準には、主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- (3) 別表 2 及び別表 4 の「○○川流域=30」は「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (4) 別表 2 の複合基準は、表面雨量指数と流域雨量指数による基準を示す。例えば、○○川流域= (9, 26) であれば、表面雨量指数 9 以上かつ○○川流域の流域雨量指数 26 以上を意味する。
- (5) 「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (6) 土壌雨量指数基準、表面雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないもの、及び高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町等についてはその欄を“－”で示している。

### 【参考】

#### 土壌雨量指数

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

#### 表面雨量指数

表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかをタンクモデルを用いて数値化したもの。タンクモデルによる流出量に地形補正係数を乗じて、1 km 四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

#### 流域雨量指数

流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

別表 1

## 大雨警報基準

市町をまとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東予東部	新居浜市	24	117
	西条市	20	122
	四国中央市	22	136
東予西部	今治市	16	103
	上島町	12	111
中予	松山市	18	125
	伊予市	16	136
	東温市	16	133
	久万高原町	17	147
	松前町	19	—
	砥部町	15	136
南予北部	八幡浜市	16	167
	大洲市	11	118
	西予市	13	155
	内子町	15	130
	伊方町	12	145
南予南部	宇和島市	18	105
	松野町	17	196
	鬼北町	16	167
	愛南町	17	172

別表 2

## 洪水警報基準

市町をまとめた地域	市町	流域雨量指数基準	複合基準※ <sup>1</sup>	指定河川洪水予報による基準
東予東部	新居浜市	阿島川流域=10.4, 国領川流域=24.4, 尻無川流域=10.9, 東川流域=13.2, 渦井川流域=12, 客谷川流域=8.5	東川流域= (8, 12.4)	—
	西条市	加茂川流域=43.2, 渦井川流域=20.8, 中山川流域=31.5, 大明神川流域=9.6, 室川流域=8.6	渦井川流域= (7, 19.9), 中山川流域= (17, 29.4), 大明神川流域= (7, 8.6), 室川流域= (7, 7.7)	—
	四国中央市	金生川流域=19.6, 契川流域=7.2, 赤之井川流域=6.9, 西谷川流域=6.4, 関川流域=27.5	金生川流域= (9, 19.2)	—
東予西部	今治市	頓田川流域=17.5, 蒼社川流域=28, 浅川流域=8.9, 山之内川流域=6.9, 菊間川流域=11.3	浅川流域= (8, 8)	—
	上島町		—	—
中予	松山市	石手川流域=27.5, 内川流域=10.6, 小野川流域=8.4, 立岩川流域=14.6, 河野川流域=8.8, 大川流域=8.8, 久万川流域=3.8, 宮前川流域=4.9	内川流域= (16, 9.9), 立岩川流域= (8, 13.1), 久万川流域= (12, 3.6)	重信川 [出合]
	伊予市	中山川流域=12.8, 森川流域=15.5, 上灘川流域=12.5, 豊田川流域=8.4	豊田川流域= (8, 7.5)	重信川 [出合]
	東温市	内川流域=6.7, 表川流域=24.4, 滑川流域=13.6	—	重信川 [出合]
	久万高原町	仁淀川流域=7, 久万川流域=29.3	—	—
	松前町	国近川流域=5.9, 長尾谷川流域=4.5	長尾谷川流域= (8, 4)	重信川 [出合]
	砥部町	砥部川流域=16.4, 玉谷川流域=8.3	砥部川流域= (5, 14.7), 玉谷川流域= (5, 7.4)	重信川 [出合]

市町をまとめた地域	市町	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
南予北部	八幡浜市	宮内川流域=7.2, 喜木川流域=13.5, 五反田川流域=15.6, 千丈川流域=9.5	宮内川流域= (7, 6.4) , 喜木川流域= (7, 11.7) , 五反田川流域= (7, 14) , 千丈川流域= (7, 9.4)	—
	大洲市	矢落川流域=14.4, 久米川流域=10.9, 嵩富川流域=11.9, 河内川流域=4.1, 和田川流域=6, 深部川流域=4, 都谷川流域=7.1, 野田本川流域=7.5	矢落川流域= (5, 11.5) , 久米川流域= (5, 9.8) , 都谷川流域= (5, 6.2)	肱川 [大洲第二]
	西予市	肱川流域=37.7, 岩瀬川流域=11.8, 西川流域=5.6, 谷道川流域=6.2, 皆江大川流域=6.6	—	—
	内子町	小田川流域=35.4, 麓川流域=14.1, 中山川流域=19, 田渡川流域=17.8	小田川流域= (6, 34.7) , 田渡川流域= (6, 16)	—
	伊方町		—	—
南予南部	宇和島市	三間川流域=18.1, 須賀川流域=16.3, 来村川流域=14, 岩松川流域=20.9	来村川流域= (10, 12) , 岩松川流域= (10, 18.8)	—
	松野町	黒川流域=16.6, 広見川流域=47.6	—	—
	鬼北町	広見川流域=43, 三間川流域=26.7, 奈良川流域=15.1	—	—
	愛南町	僧都川流域=18.8, 惣川流域=11	僧都川流域= (10, 16.9) , 惣川流域= (10, 9.9)	—

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

## 大雨注意報基準

市町をまとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東予東部	新居浜市	10	86
	西条市	11	90
	四国中央市	14	100
東予西部	今治市	10	76
	上島町	8	82
中予	松山市	10	86
	伊予市	10	93
	東温市	10	91
	久万高原町	10	101
	松前町	11	100
	砥部町	8	93
南予北部	八幡浜市	9	123
	大洲市	6	87
	西予市	9	114
	内子町	8	96
	伊方町	9	107
南予南部	宇和島市	13	75
	松野町	11	141
	鬼北町	11	120
	愛南町	13	123

別表 4

## 洪水注意報基準

市町をまとめた地域	市町	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
東予東部	新居浜市	阿島川流域=8.3, 国領川流域=19.5, 尻無川流域=8.7, 東川流域=10.5, 渦井川流域=9.6, 客谷川流域=5.2	国領川流域=(5, 19.5), 尻無川流域=(5, 8.7), 東川流域=(5, 8.1), 渦井川流域=(5, 9.6)	—
	西条市	加茂川流域=34.5, 渦井川流域=16.6, 中山川流域=25.2, 大明神川流域=7.6, 室川流域=6.8	加茂川流域=(7, 27.6), 渦井川流域=(5, 16.6), 中山川流域=(5, 25.2), 大明神川流域=(7, 6.1), 室川流域=(5, 6.8)	—
	四国中央市	金生川流域=15.6, 契川流域=5.7, 赤之井川流域=5.5, 西谷川流域=5.1, 関川流域=22	金生川流域=(9, 11.2), 西谷川流域=(8, 5.1), 関川流域=(10, 17.6)	—
東予西部	今治市	頓田川流域=14, 蒼社川流域=22.4, 浅川流域=7.1, 山之内川流域=5.5, 菊間川流域=7.9	頓田川流域=(5, 13.6), 蒼社川流域=(8, 17.9), 浅川流域=(5, 6.3), 山之内川流域=(5, 5.5), 菊間川流域=(7, 7.1)	—
	上島町		—	—
中予	松山市	石手川流域=22, 内川流域=8.4, 小野川流域=6.7, 立岩川流域=11.6, 河野川流域=7, 大川流域=7, 久万川流域=3, 宮前川流域=2.8	石手川流域=(5, 20), 内川流域=(5, 8.4), 小野川流域=(9, 5.3), 立岩川流域=(8, 9.3), 大川流域=(7, 7), 久万川流域=(9, 2.6), 宮前川流域=(8, 2.8)	重信川 [出合]
	伊予市	中山川流域=10.2, 森川流域=7.8, 上灘川流域=10, 豊田川流域=6.7	中山川流域=(5, 10.2), 豊田川流域=(8, 5.4)	—
	東温市	内川流域=5.3, 表川流域=19.5, 滑川流域=10.8	内川流域=(8, 5.3), 表川流域=(8, 15.6)	重信川 [出合]
	久万高原町	仁淀川流域=5.6, 久万川流域=23.4	仁淀川流域=(5, 5.1), 久万川流域=(5, 17)	—
	松前町	国近川流域=4.7, 長尾谷川流域=3.6	国近川流域=(5, 3.5), 長尾谷川流域=(7, 2.2)	重信川 [出合]
	砥部町	砥部川流域=13.1, 玉谷川流域=6.6	砥部川流域=(5, 12.1), 玉谷川流域=(5, 6.6)	重信川 [出合]

市町をまとめた地域	市町	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
南予北部	八幡浜市	宮内川流域=5.7, 喜木川流域=10.8, 五反田川流域=12.4, 千丈川流域=7.6	宮内川流域= (7, 4.6) , 喜木川流域= (5, 10.5) , 五反田川流域= (5, 12.4) , 千丈川流域= (7, 4.4)	—
	大洲市	矢落川流域=11.5, 久米川流域=5.7, 嵩富川流域=9.5, 河内川流域=3.2, 和田川流域=4.8, 深部川流域=3.2, 都谷川流域=5.6, 野田本川流域=6	矢落川流域= (5, 9.9) , 久米川流域= (5, 4.6) , 嵩富川流域= (5, 9.5) , 河内川流域= (5, 3.2) , 和田川流域= (5, 3.7) , 都谷川流域= (5, 4.1)	肱川 [大洲第二]
	西予市	肱川流域=30.1, 岩瀬川流域=9.3, 西川流域=4.4, 谷道川流域=4.9, 皆江大川流域=5.2	肱川流域= (7, 24.1) , 岩瀬川流域= (7, 6.9) , 西川流域= (5, 4.4) , 谷道川流域= (5, 4.9) , 皆江大川流域= (5, 5.2)	—
	内子町	小田川流域=28.3, 麓川流域=11.2, 中山川流域=15.2, 田渡川流域=14.2	小田川流域= (6, 27.1) , 中山川流域= (5, 15.2) , 田渡川流域= (6, 11.4)	—
	伊方町		—	—
南予南部	宇和島市	三間川流域=14.4, 須賀川流域=13, 来村川流域=11.2, 岩松川流域=16.7	三間川流域= (6, 14.4) , 須賀川流域= (10, 11.2) , 来村川流域= (10, 9) , 岩松川流域= (10, 16.7)	—
	松野町	目黒川流域=13.2, 広見川流域=38	目黒川流域= (5, 13.2) , 広見川流域= (9, 30.4)	—
	鬼北町	広見川流域=34.4, 三間川流域=21.3, 奈良川流域=12	広見川流域= (9, 27.5) , 三間川流域= (9, 21.3) , 奈良川流域= (5, 11.2)	—
	愛南町	僧都川流域=15, 惣川流域=8.8	僧都川流域= (8, 12.6) , 惣川流域= (10, 8.8)	—

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。



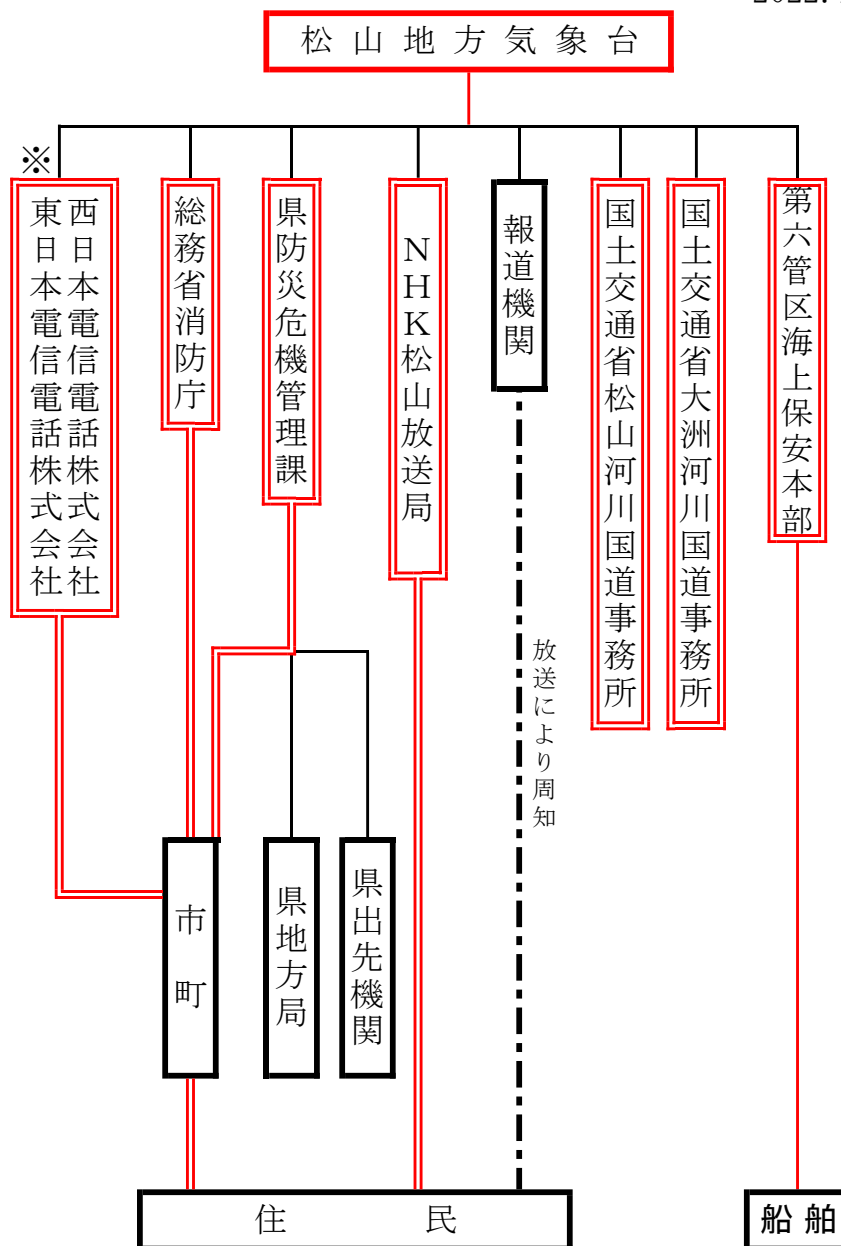
別表 5

## 高潮警報・注意報基準

市町をまとめた地域	市町	潮位	
		警報	注意報
東予東部	新居浜市	2.7m	2.2m
	西条市	2.7m	2.2m
	四国中央市	2.8m	2.3m
東予西部	今治市	2.5m	2.2m
	上島町	2.5m	2.2m
中予	松山市	2.6m	2.2m
	伊予市	2.6m	2.2m
	東温市	—	—
	久万高原町	—	—
	松前町	2.6m	2.2m
	砥部町	—	—
南予北部	八幡浜市	伊予灘側 2.4m 宇和海側 1.7m	伊予灘側 2.0m 宇和海側 1.5m
	大洲市	2.4m	2.0m
	西予市	1.7m	1.4m
	内子町	—	—
	伊方町	伊予灘側 2.6m 宇和海側 1.7m	伊予灘側 2.2m 宇和海側 1.5m
南予南部	宇和島市	1.7m	1.4m
	松野町	—	—
	鬼北町	—	—
	愛南町	1.7m	1.5m

## 2-2 特別警報・警報・注意報の伝達系統図（松山地方気象台）

2022. 12. 14現在



※印は警報のみ。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

## 2-3 震度階級表（松山地方气象台）

### ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計が記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下り物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下り物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下り物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものも倒れることがある。	まわりの窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が倒れることがある。据付が不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが閉かなくなることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はたは動くことができない。揺れにまろろされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが倒れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

### ●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物に傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。まわりに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構造の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

### ●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まわりに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安全確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況（ふくそう）が起ることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管帯装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ●大規模構造物への影響

長周期地震動 <sup>*</sup> による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いので、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内容液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることもある。

## 2-4 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容 (松山地方気象台)

### 1 津波関係

#### (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

##### ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 <sup>(注1)</sup> や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <sup>(※2)</sup>
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <sup>(※3)</sup>

(※1) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(※2) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	1 m 超	数値で発表
	1 m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（注））の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

注) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
  - ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
  - ・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
  - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
  - ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
  - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
  - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
  - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

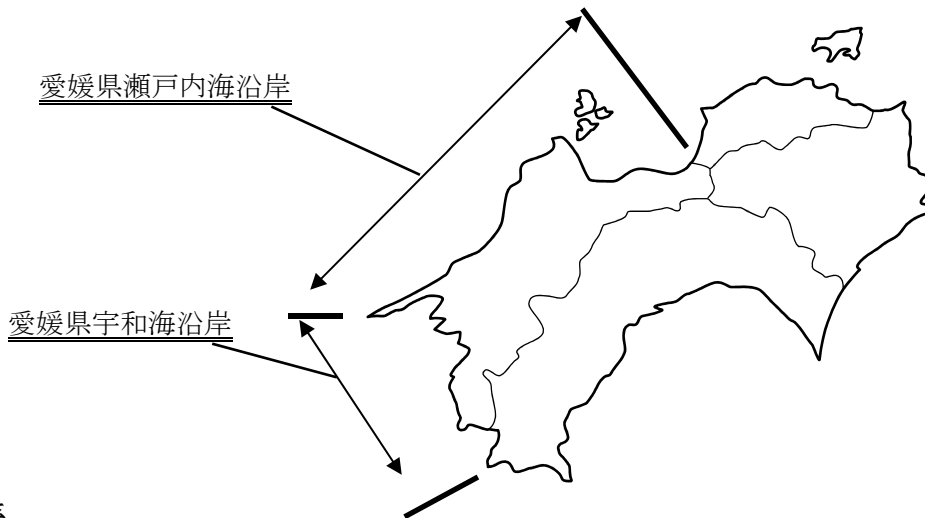
気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

#### (4) 津波予報区

津波予報は、全国の海岸線を 66 の区域に分け、都道府県単位もしくは更に細かい地域で発表する。これを津波予報区といい、愛媛県では次の図に示す「愛媛県瀬戸内海沿岸」と「愛媛県宇和海沿岸」で発表する。



## 2 地震関係

### (1) 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く、強い揺れが来ることをお知らせする情報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

緊急地震速報には、テレビやラジオ、携帯電話等で入手できる緊急地震速報（警報）と受信端末等を利用して個々の利用者のニーズに合わせて利用できる緊急地震速報（予報）の 2 種類がある。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度 6 弱以上の揺れを予想した場合は特別警報に位置付けられる。

緊急地震速報（警報）の発表条件、発表内容、区域名称

緊急地震速報（警報）	発表条件	地震波が 2 点以上の地震観測点で観測され、最大震度が 5 弱以上と予想された場合
	発表内容	地震の発生時刻、震央地名、震源、震度 4 以上が予想される地域名（具体的な予測震度と猶予時間は発表しない）
区域の名称		地域単位：愛媛県東予・愛媛県中予・愛媛県南予、県単位：愛媛、 地方単位：四国

緊急地震速報（予報）の発表条件、発表内容

緊急地震速報（予報）	発表条件	いずれかの地震観測点において、P 波または S 波の振幅が 100 ガル以上となった場合 地震計で観測された地震波を解析した結果、マグニチュードが 3.5 以上、または最大予測震度が 3 以上である場合
	発表内容	地震の発生時刻、震央地名、震源と ・予測される最大震度が震度 3 以下のときは、最大予測震度 ・予測される最大震度が震度 4 以上のときは、地域名に加えて、震度 4 以上と予測される地域の震度とその地域への大きな揺れの到達予測時刻

注) 緊急地震速報（予報）は、地震を検知してから数秒～1分程度の間回数(5～10回程度)発表される。第1報は迅速性を優先し、その後提供する情報の精度は徐々に高くなり、ほぼ精度が安定したと考えられる時点で最終報を発表する。



(2) 地震情報等の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度 3 以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約 20~30 分後に気象庁ホームページ上に掲載)。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表

### (3) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び大阪管区气象台、松山地方气象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・ 地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・(担当地域で)震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版）上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版）上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・ 地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。

## 4 火山関係

### (1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁及び大阪管区气象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」に居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、河口付近に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」とする。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

### (2) 噴火予報

気象庁及び大阪管区气象台が火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合等に発表する。

### (3) 噴火警戒レベル

気象庁及び大阪管区気象台が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

なお、愛媛県内には2022年1月1日現在、対象となる活火山は無い。

噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表  
(噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)

名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	レベル4 (高齢者等避難)
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い 範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3 (入山規制)
	火口から少し離れた 所までの火口 周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2 (火口周辺 規制)
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	レベル1 (活火山である ことに留意)

(噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)

名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域 厳重警戒
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	入山危険
	火口から少し離れた 所までの火口 周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺 危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	活火山である ことに留意

(海底火山)

名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
噴火警報 (周辺海域)	周辺海域	海底火山の周辺海域に影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	周辺海域警戒
噴火予報	直上	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、変色水等が見られることがある。	活火山であることに留意

(4) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

① 降灰予報 (定時)

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により住民等に影響を及ぼす降灰の予想される場合に定期的(3時間ごと)に発表。
- ・ 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

② 降灰予報 (速報)

- ・ 噴火が発生した火山に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5~10分程度で発表。
- ・ 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

③ 降灰予報 (詳細)

- ・ 噴火が発生した火山に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生後20~30分程度で発表。
- ・ 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

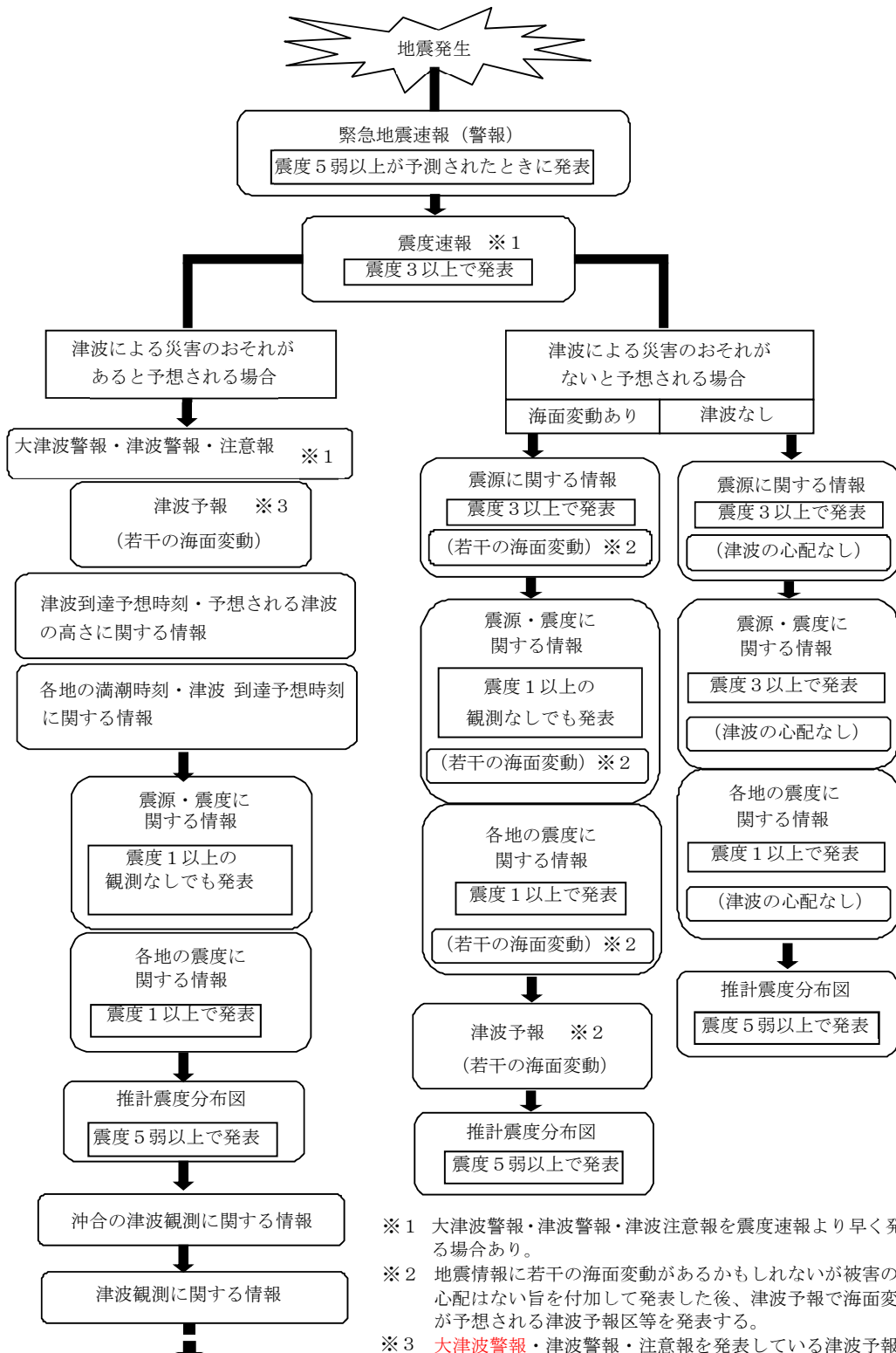
降灰量階級と取るべき行動等

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ 路面 視界	人	道路	
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる 視界不良となる	<u>外出を控える</u> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫等)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	<u>運転を控える</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ ≤ 1mm 【注意】	白線が見えにくい 明らかに降っている	<u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	<u>徐行運転する</u> 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1~0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始)	稲等の農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる 降っているのがようやくわかる	<u>窓を閉める</u> 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	<u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※1

※1 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による設定

## 5 情報等の流れ図

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報、地震情報等の一連の流れ図を下記に示す。



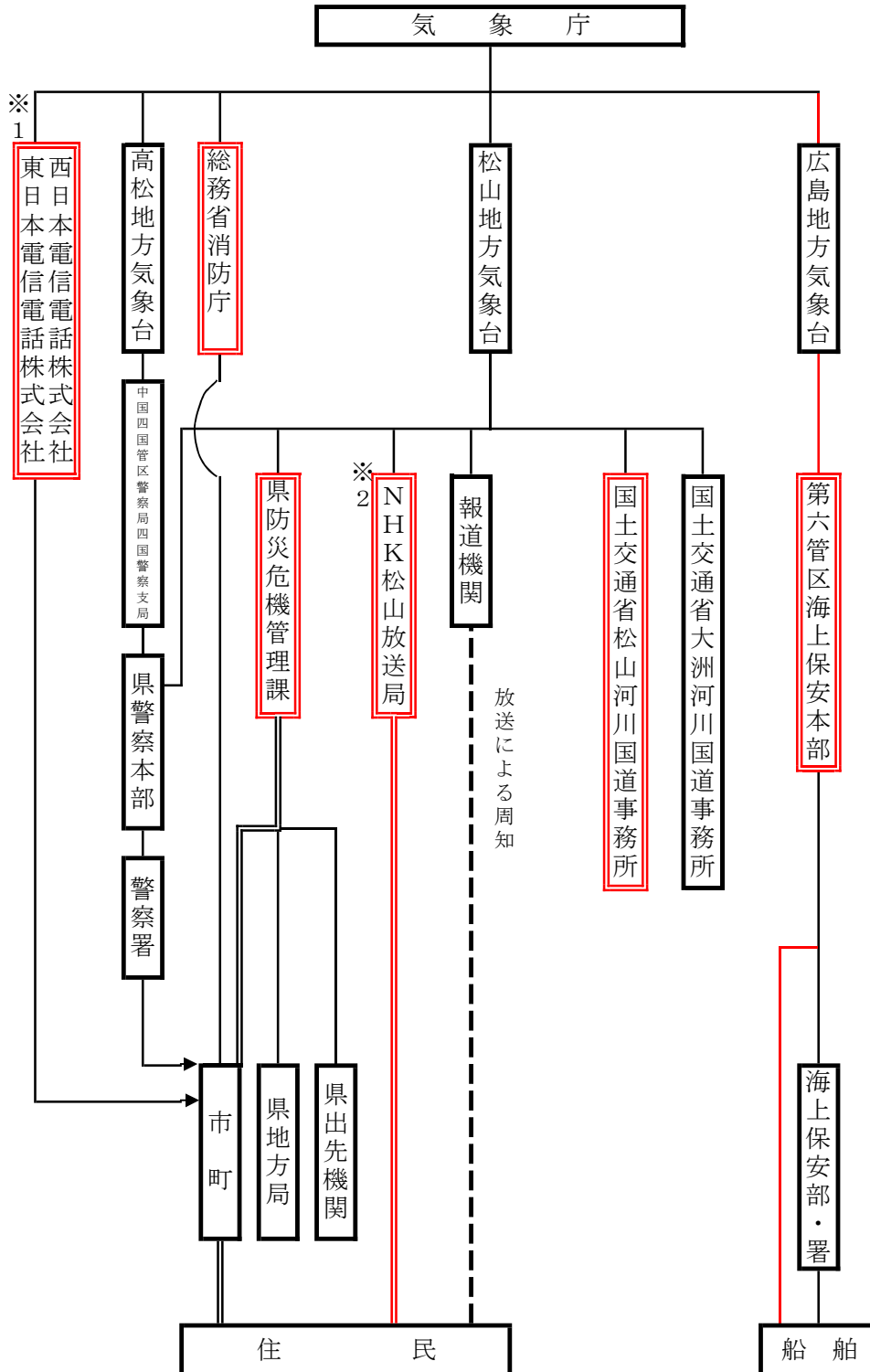
- ※1 大津波警報・津波警報・津波注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 **大津波警報**・津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

## 6 地震情報に使用される用語の解説

用語	説明
震度	ある地点での地震動の強さをいう。 「計測震度計」により観測される。地震が起こったとき、地震が同じ加速度で揺れたとしても、揺れの周期により人体の感じ方は違う。このため、計測震度計は測定した加速度を周期及び揺れの継続時間により補正し、計測震度を算出している。
震度観測点	計測震度計が設置されている場所をいい、原則として市町に1箇所程度設置されている。
地域震度	全国を188地域に分け、その地域内ごとの震度観測点で観測された最大震度をいう。 愛媛県では、愛媛県東予、中予、南予の3地域に分けて発表する。
震源要素	発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）
震源	地震発生の際に、地球内部の岩石の破壊が開始した地点をいう。
震央	震源の真上にあたる地表の地点をいい、震源地ともいう。
マグニチュード	地震の規模の大きさを表す指数で一般には「M」という記号により示される。
群発地震	本震と呼べるような、とび抜けて大きな地震を含まず、観測される地震の数が多地震をいう。ある程度活動規模が大きく、単位時間当たりの発生頻度が高い場合に使用する。

2-5 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波に関する情報の伝達系統図  
(松山地方気象台)

2022. 12. 14現在



※ 1 : 津波警報の発表、解除のみ。  
 ※ 2 : 警報はEWS（緊急警報放送システムの略）により放送する。  
 注 1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先。  
 注 2) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

2-6 障害時における津波警報、津波注意報の伝達様式（松山地方气象台）

# 津波警報・注意報

平成 年 月 日 時 分 気象庁 発表

\*\*\*\*\* 津波警報・注意報 \*\*\*\*\*

大津波警報・津波警報の 発表・切替・解除 をお知らせ  
します

<大津波警報>

愛媛県瀬戸内海沿岸

愛媛県宇和海沿岸

-----  
<津波警報>

愛媛県瀬戸内海沿岸

愛媛県宇和海沿岸  
-----

津波注意報の 発表・切替・解除 をお知らせします

<津波注意報>

愛媛県瀬戸内海沿岸

愛媛県宇和海沿岸

\*\*\*\*\* 解説 \*\*\*\*\*

<大津波警報>

3 m以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください

<津波警報>

1 m～3 mの津波が予想されますので、警戒してください

<津波注意報>

1 mの津波が予想されますので、注意してください

※ この用紙は、システム障害時に音声またはカタカナ電文しか受信できない時使用する。



# 2-7 震度観測地点一覧表

設置機関	観測点数
■ 気象庁	9
● 自治体	53
● 防災科学技術研究所	15
合計	77



地域名称 愛媛県南予			
市町村名	震度観測点名称	所属	備考
大洲市	大洲市大洲*	自治体	
	大洲市豊茂	気象庁	多機能
	大洲市長浜*	防科研	
	大洲市肱川町*	防科研	
	大洲市河辺町*	自治体	
	大洲市内子*	自治体	
内子町	内子町内子*	自治体	
	内子町小田*	自治体	
	内子町平岡*	自治体	
八幡浜市	八幡浜市広瀬	気象庁	分岐
	八幡浜市五反田*	防科研	
	八幡浜市保内町*	自治体	
伊方町	伊方町湊浦*	自治体	
	伊方町三机*	自治体	
西予市	伊方町三崎*	防科研	
	西予市三瓶町*	自治体	
	西予市明浜町*	自治体	
	西予市宇和町*	自治体	
	西予市野村町	気象庁	分岐
宇和島市	西予市城川町*	自治体	
	宇和島市住吉町	気象庁	
	宇和島市丸穂*	防科研	
	宇和島市吉田町*	自治体	
	宇和島市津島町*	自治体	
愛媛鬼北町	宇和島市三間町*	自治体	
	宇和島市御荘*	自治体	
	宇和島市城辺*	自治体	
松野町	宇和島市一本松	自治体	
	宇和島市船越*	防科研	
	愛媛鬼北町近永*	自治体	
愛媛鬼北町	愛媛鬼北町下鍵山*	自治体	
	愛媛鬼北町成川	気象庁	多機能
	松野町松丸*	自治体	
愛南町	愛南町柏*	自治体	
	愛南町御荘*	自治体	
	愛南町城辺*	自治体	
	愛南町一本松*	自治体	
	愛南町船越*	防科研	

地域名称 愛媛県中予			
市町村名	震度観測点名称	所属	備考
松山市	松山市北持田町	気象庁	
	松山市富久町*	防科研	
	松山市北条辻*	防科研	
	松山市中島大浦*	自治体	
	東温市見奈良*	自治体	
東温市	東温市南方*	防科研	
	伊予市下吾川*	防科研	
伊予市	伊予市中山町*	自治体	
	伊予市双海町*	自治体	
	愛媛松前町	愛媛松前町筒井*	自治体
砥部町	砥部町宮内*	自治体	
	砥部町総津*	防科研	
久万高原町	久万高原町久万*	自治体	
	久万高原町洪草*	自治体	
	久万高原町東川*	防科研	
	久万高原町柳井川*	自治体	

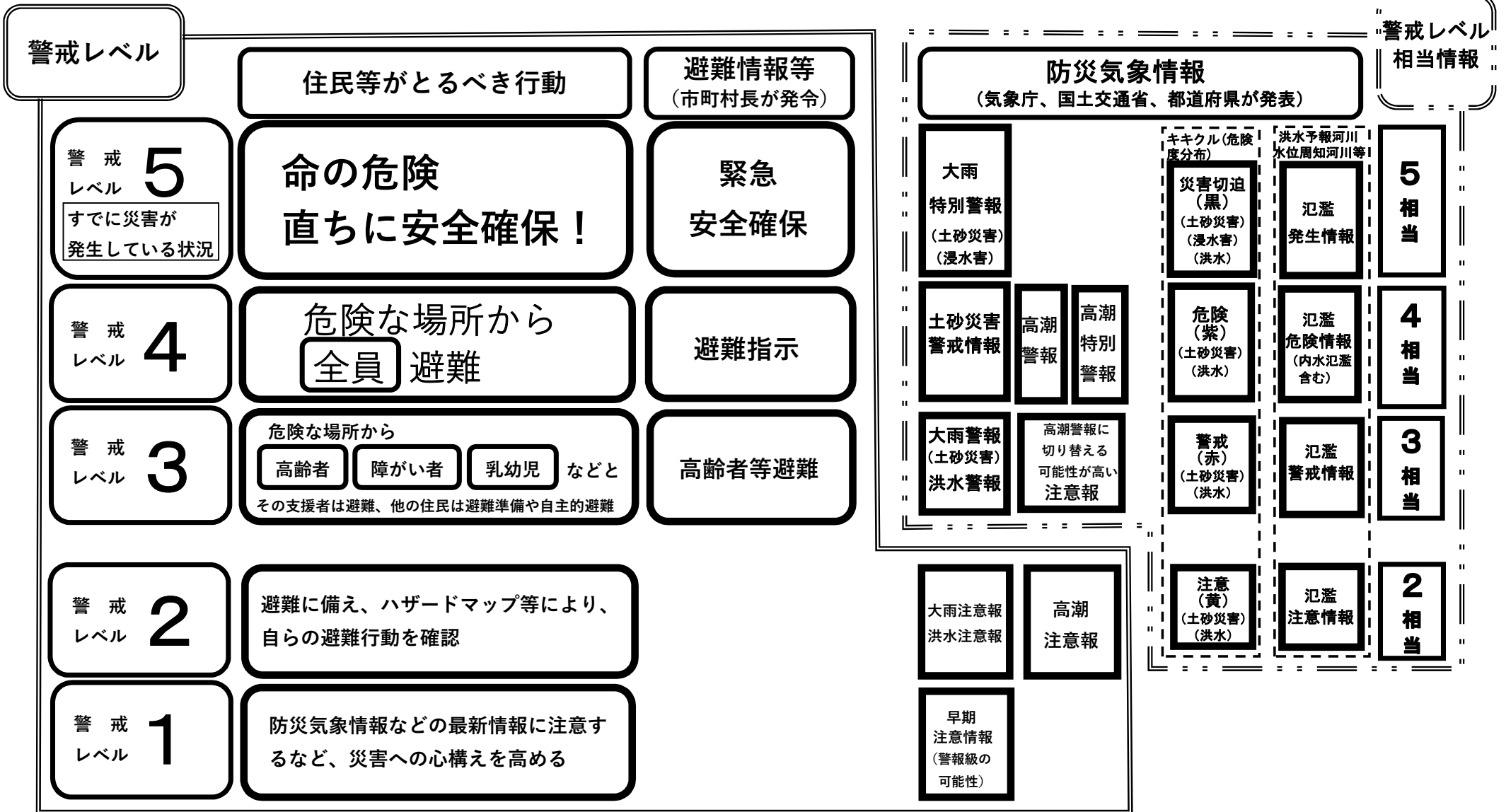
「分岐」は、愛媛県への分岐を示します。  
 「多機能」は、多機能型地震計観測点を示します。

\*印は、自治体もしくは防災科学技術研究所の震度観測点を表しています。

地域名称 愛媛県東予			
市町村名	震度観測点名称	所属	備考
四国中央市	四国中央市金生町*	自治体	
	四国中央市中曾根町*	防科研	
	四国中央市新宮町*	自治体	
	四国中央市土居町*	自治体	
新居浜市	新居浜市別子山*	自治体	
	新居浜市一宮町	気象庁	分岐
西条市	新居浜市中筋町*	防科研	
	西条市新田*	自治体	
	西条市小松町*	自治体	
今治市	西条市周布*	防科研	
	西条市丹原町鞍瀬	気象庁	多機能
	西条市丹原町池田*	自治体	
	今治市南宝来町二丁目	気象庁	分岐
	今治市朝倉北*	自治体	
今治市	今治市玉川町*	自治体	
	今治市波方町*	自治体	
	今治市大西町*	自治体	
	今治市菊間町*	自治体	
	今治市吉海町*	自治体	
	今治市宮窪町*	自治体	
	今治市伯方町*	自治体	
	今治市上浦町*	自治体	
	今治市大三島町*	自治体	
	今治市関前岡村*	自治体	
	上島町	上島町魚島*	自治体
上島町弓削*		自治体	
上島町生名*		自治体	
上島町岩城*		自治体	

## 愛媛県内の震度観測点・担当津波予報区

## 2-8 警戒レベルと住民等のとるべき行動について



## 3-1 砂防指定地指定箇所一覧表(砂防課)

R4.4.1現在

市町名	箇所数	溪流数	面積(ha)
四国中央市	145	98	451.95
新居浜市	85	58	353.33
西条市	199	109	2788.05
今治市	271	269	4841.49
上島町	31	28	46.63
松山市	163	145	1038.36
伊予市	91	67	339.72
東温市	134	86	1248.19
松前町	0	0	0.00
砥部町	61	40	184.88
久万高原町	133	103	698.17
大洲市	176	125	849.95
内子町	74	71	710.96
八幡浜市	76	60	251.55
伊方町	64	57	110.03
西予市	216	180	1116.45
宇和島市	184	163	661.18
松野町	25	20	158.11
鬼北町	64	56	582.90
愛南町	84	72	350.07
合計	2,276	1,807	16,781.97

3-2-1 地すべり防止区域指定箇所一覧表(砂防課)

R4.4.1現在

旧市町村名	箇所数		面積(ha)		人家数	
	国土交通省所管	国土交通省所管	国土交通省所管	国土交通省所管	国土交通省所管	国土交通省所管
四国中央市	26		577.12		262	
新居浜市	4		98.25		29	
西条市	9		401.08		115	
今治市	0		0		0	
上島町	0		0		0	
松山市	0		0		0	
東温市	5		72.80		69	
伊予市	7		206.78		77	
松前町	0		0		0	
砥部町	4		97.77		49	
久万高原町	22		609.71		499	
内子町	19		519.73		321	
大洲市	21		407.88		389	
八幡浜市	23		509.68		879	
伊方町	9		223.83		628	
西予市	11		232.39		322	
宇和島市	3		17.53		10	
鬼北町	0		0		0	
松野町	0		0		0	
愛南町	0		0		0	
県計	163		3,974.55		3,649	

3-2-2 地すべり防止区域指定箇所一覧表(森林整備課)

R4.3.31現在

市町村名	林野庁所管	
	箇所数	面積(ha)
四国中央市	3	115.79
新居浜市	2	46.28
西条市	5	168.78
今治市	0	0
上島町	0	0
松山市	0	0
東温市	0	0
伊予市	1	46.27
松前町	0	0
砥部町	1	10.00
久万高原町	16	832.10
内子町	3	143.23
大洲市	3	41.10
八幡浜市	3	339.88
伊方町	3	93.35
西予市	1	17.18
宇和島市	0	0
鬼北町	0	0
松野町	0	0
愛南町	0	0
県計	41	1,853.96

3-2-3 地すべり防止区域指定箇所一覧表(農地整備課)

R4.3.31現在

市町名	農林水産省農村振興局所管		
	箇所数	面積 (ha)	人家数
四国中央市	4	156.19	87
新居浜市	1	67.70	20
西条市	7	396.40	191
今治市	0	0.00	0
上島町	0	0.00	0
松山市	2	91.06	0
東温市	2	102.40	8
伊予市	23	1,965.48	739
松前町	0	0.00	0
砥部町	14	395.01	129
久万高原町	38	1,375.40	609
内子町	35	1,847.15	851
大洲市	14	613.95	342
八幡浜市	20	834.63	922
伊方町	15	559.25	351
西予市	10	313.48	168
宇和島市	0	0.00	0
鬼北町	1	77.60	43
松野町	0	0.00	0
愛南町	1	10.07	1
計	187	8,805.77	4,461

## 3-3 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表(砂防課)

R4.4.1現在

市町名	箇所数	面積(ha)	保全人家戸数
四国中央市	18	24.96	334
新居浜市	27	44.97	687
西条市	8	15.76	104
今治市	101	159.07	2,237
上島町	28	28.59	596
松山市	60	76.53	1,555
伊予市	20	28.57	369
東温市	4	5.07	40
松前町	0	0.00	0
砥部町	21	33.68	431
久万高原町	46	98.20	718
大洲市	95	167.39	1,923
内子町	28	51.63	422
八幡浜市	52	83.12	2,052
伊方町	36	48.33	942
西予市	85	121.19	1,866
宇和島市	280	488.72	7,925
松野町	11	15.63	170
鬼北町	10	15.09	127
愛南町	75	121.89	1,974
合計	1,005	1,628.39	24,472

3-4 土砂災害警戒区域等指定箇所一覽表(砂防課)

R4.4.1現在

土砂災害警戒区域等の指定状況									
	市町名	指定箇所数						合計	
		急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり			
		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
既指定箇所数	四国中央市	124	124	196	160	68		388	284
	新居浜市	158	158	209	144	15		382	302
	西条市	192	191	229	193	35		456	384
	今治市	982	937	937	653	23		1,942	1,590
	上島町	126	119	65	52	5		196	171
	松山市	427	414	145	128	22		594	542
	東温市	665	645	753	556	14		1,432	1,201
	伊予市	312	310	290	245	47		649	555
	砥部町	157	157	125	112	21		303	269
	久万高原町	252	252	289	230	91		632	482
	大洲市	1,364	1,348	623	548	118		2,105	1,896
	内子町	394	391	274	232	95		763	623
	伊方町	262	260	277	225	119		658	485
	八幡浜市	204	204	183	141	88		475	345
	西予市	760	747	585	487	66		1,411	1,234
	宇和島市	1,104	1,100	1,116	932	16		2,236	2,032
	松野町	197	197	370	331	15		582	528
	鬼北町	260	259	129	113	1		390	372
	愛南町	355	349	359	282	2		716	631
	合計	8,295	8,162	7,154	5,764	861	0	16,310	13,926

### 3-5 土砂災害危険箇所総括表（砂防課）

R4.4.1現在

市 町	土石流危険渓流				急傾斜地崩壊危険箇所				地すべり 危険箇所	合計
	ランクⅠ	ランクⅡ	ランクⅢ	計	ランクⅠ	ランクⅡ	ランクⅢ	計		
四国中央市	116	29	9	154	55	62	8	125	60	339
新居浜市	102	40	44	186	93	54	13	160	14	360
西条市	126	52	7	185	72	103	78	253	38	476
今治市	511	261	37	809	352	622	74	1,048	0	1,857
上島町	47	14	0	61	60	69	2	131	0	192
松山市	348	181	42	571	264	420	21	705	4	1,280
東温市	54	76	0	130	25	273	298	596	21	747
久万高原町	116	144	3	263	104	144	11	259	32	554
伊予市	129	59	15	203	145	171	4	320	21	544
松前町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
砥部町	55	44	2	101	65	88	8	161	4	266
大洲市	317	163	11	491	301	1,111	8	1,420	54	1,965
内子町	110	124	2	236	137	279	0	416	39	691
八幡浜市	162	46	28	236	106	152	9	267	100	603
伊方町	129	19	0	148	128	78	0	206	64	418
西予市	309	162	23	494	205	565	10	780	34	1,308
宇和島市	525	254	109	888	440	668	5	1,113	10	2,011
鬼北町	133	144	35	312	30	171	0	201	10	523
松野町	35	78	0	113	33	230	0	263	1	377
愛南町	216	80	0	296	135	165	83	383	0	679
県 計	3,540	1,970	367	5,877	2,750	5,425	632	8,807	506	15,190

(注)ランクⅠ：保全対象人家5戸以上等の箇所

ランクⅡ：保全対象人家1～4戸の箇所

ランクⅢ：保全対象人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所



3-6 愛媛県 山地災害危険地区総括表（令和4年3月31日現在）(森林整備課)

市町名	山腹崩壊危険地区	崩壊土砂流出危険地区	地すべり危険地区	合計
四国中央市	114	343	3	460
新居浜市	98	109	2	209
西条市	183	237	5	425
今治市	122	264	0	386
上島町	11	14	0	25
東温市	87	122	0	209
松山市	264	140	0	404
伊予市	159	91	1	251
砥部町	74	58	1	133
久万高原町	167	217	17	401
大洲市	156	204	3	363
内子町	111	141	3	255
八幡浜市	70	77	3	150
伊方町	70	69	3	142
西予市	191	392	1	584
宇和島市	220	140	0	360
鬼北町	77	107	1	185
松野町	45	27	0	72
愛南町	92	171	0	263
合計	2,311	2,923	43	5,277

### 3-7 土木部所管海岸管理者一覧表 (港湾海岸課)

237海岸 (県管理) 208海岸

水管理・国土保全局所管 (186海岸)												港湾局所管 (51海岸)	
海岸名	管理者	海岸名	管理者	海岸名	管理者	海岸名	管理者	海岸名	管理者	海岸名	管理者	海岸名	管理者
満倉海岸	愛媛県	名取西海岸	愛媛県	沖浦海岸	愛媛県	上怒和海岸	愛媛県	武者泊海岸	愛媛県	重要港湾	三島川之江港海岸	愛媛県	
鹿島海岸	愛媛県	サザエ海岸	愛媛県	沢津海岸	愛媛県	長崎海岸	愛媛県	成川海岸	愛媛県		東予港海岸	愛媛県	
船越海岸	愛媛県	正野谷海岸	愛媛県	多喜浜新田海岸	愛媛県	吉木海岸	愛媛県	荒樫海岸	愛媛県		松山港海岸	愛媛県	
長崎海岸	愛媛県	仁田の浜海岸	愛媛県	阿島海岸	愛媛県	池の淵海岸	愛媛県	成浦海岸	愛媛県		宇和島港海岸	愛媛県	
成磐海岸	愛媛県	明神海岸	愛媛県	荷内西海岸	愛媛県	睦月海岸	愛媛県	狩津海岸	愛媛県		新居浜港海岸	新居浜港務局	
平山西海岸	愛媛県	二名津海岸	愛媛県	荷内海岸	愛媛県	野忽那北海岸	愛媛県	二及海岸	愛媛県		今治港海岸	今治市	
港海岸	愛媛県	田部北海岸	愛媛県	荷内東海岸	愛媛県	明神海岸	愛媛県	白浦海岸	愛媛県		八幡浜港海岸	八幡浜市	
菊川室手海岸	愛媛県	大江海岸	愛媛県	磯浦海岸	愛媛県	来島海岸	愛媛県	尾原海岸	愛媛県		長浜港海岸	愛媛県	
柏海岸	愛媛県	松ノ浜海岸	愛媛県	蕪崎天満海岸	愛媛県	鶴島海岸	愛媛県	小浦東海岸	愛媛県		寒川港海岸	愛媛県	
大浜海岸	愛媛県	柿ヶ谷海岸	愛媛県	藤原海岸	愛媛県	西部海岸	愛媛県	森上海岸	愛媛県		波方港海岸	愛媛県	
須ノ川海岸	愛媛県	伊方越海岸	愛媛県	東宮海岸	愛媛県	赤石海岸	愛媛県	西浦海岸	愛媛県	菊間港海岸	愛媛県		
家串海岸	愛媛県	広早海岸	愛媛県	寒川西海岸	愛媛県	掛の浦海岸	愛媛県			北条港海岸	愛媛県		
船越海岸	愛媛県	喜木津海岸	愛媛県	寒川海岸	愛媛県	暮坂海岸	愛媛県	11海岸		松前港海岸	愛媛県		
魚神山海岸	愛媛県	磯崎海岸	愛媛県	中之庄海岸	愛媛県	後新開海岸	愛媛県			伊予港海岸	愛媛県		
大日堤海岸	愛媛県	出海海岸	愛媛県	二名海岸	愛媛県	大江海岸	愛媛県			波止浜港海岸	愛媛県		
北灘海岸	愛媛県	櫛生海岸	愛媛県	宗方海岸	愛媛県	生名東海岸	愛媛県			三崎港海岸	愛媛県		
岩松海岸	愛媛県	沖浦海岸	愛媛県	下長瀬海岸	愛媛県	上弓削海岸	愛媛県			川之石港海岸	愛媛県		
福浦海岸	愛媛県	喜多灘海岸	愛媛県	上長瀬海岸	愛媛県	浜都海岸	愛媛県			玉津港海岸	愛媛県		
島津海岸	愛媛県	下灘西海岸	愛媛県	台海岸	愛媛県					岩松港海岸	愛媛県		
繁浦海岸	愛媛県	下灘東海岸	愛媛県	大見海岸	愛媛県					御荘港海岸	愛媛県		
小池海岸	愛媛県	上灘西海岸	愛媛県	肥海海岸	愛媛県					伯方港海岸	愛媛県		
石心海岸	愛媛県	上灘東海岸	愛媛県	五反田海岸	愛媛県	18海岸				弓削港海岸	愛媛県		
大福浦海岸	愛媛県	森西海岸	愛媛県	シリカタ海岸	愛媛県					宮浦港海岸	愛媛県		
赤松海岸	愛媛県	森海岸	愛媛県	泊海岸	愛媛県					吉海港海岸	愛媛県		
君浦海岸	愛媛県	北山崎海岸	愛媛県	戸板海岸	愛媛県					中島港海岸	愛媛県		
鶴間海岸	愛媛県	下吾川海岸	愛媛県	瀬戸崎海岸	愛媛県					森上港海岸	今治市		
牛川海岸	愛媛県	新川海岸	愛媛県	出走海岸	愛媛県					堀江港海岸	松山市		
龍王鼻海岸	愛媛県	塩屋海岸	愛媛県	野々江坂海岸	愛媛県					三机港海岸	伊方町		
筋海岸	愛媛県	堀江西海岸	愛媛県	ワキイ海岸	愛媛県					吉田港海岸	宇和島市		
大浦海岸	愛媛県	堀江東海岸	愛媛県	丸山海岸	愛媛県					伊方港海岸	伊方町		
渡江海岸	愛媛県	河原海岸	愛媛県	福田海岸	愛媛県					三瓶港海岸	西予市		
枝浦海岸	愛媛県	鹿峰海岸	愛媛県	泊北海岸	愛媛県					立石港海岸	上島町		
本浦海岸	愛媛県	柳原海岸	愛媛県	北浦北海岸	愛媛県					生名港海岸	上島町		
宮浦海岸	愛媛県	新開海岸	愛媛県	早川海岸	愛媛県					長江港海岸	上島町		
下泊南海岸	愛媛県	立岩海岸	愛媛県	余所国海岸	愛媛県					小漕港海岸	上島町		
皆江西海岸	愛媛県	大浦海岸	愛媛県	戸代海岸	愛媛県					西部港海岸	上島町		
皆江北海岸	愛媛県	浅海海岸	愛媛県	久米海岸	愛媛県					古江港海岸	今治市		
有網代海岸	愛媛県	田之尻海岸	愛媛県	大崎海岸	愛媛県					北浦港海岸	今治市		
周木北海岸	愛媛県	北浜海岸	愛媛県	北浦海岸	愛媛県					前浜港海岸	今治市		
北井海岸	愛媛県	北浜東海岸	愛媛県	森海岸	愛媛県					熊口港海岸	今治市		
真網代海岸	愛媛県	葉山海岸	愛媛県	竹田海岸	愛媛県					枝越港海岸	今治市		
岡ノ鼻海岸	愛媛県	高城海岸	愛媛県	古江海岸	愛媛県					有津港海岸	今治市		
向灘海岸	愛媛県	西別府海岸	愛媛県	瀬戸浜海岸	愛媛県					上浦港海岸	今治市		
西町海岸	愛媛県	新田海岸	愛媛県	沖浦海岸	愛媛県					大見港海岸	今治市		
貝越海岸	愛媛県	大井海岸	愛媛県	川之江海岸	四国中央市					岡村港海岸	今治市		
川永田海岸	愛媛県	南九王海岸	愛媛県							大下港海岸	今治市		
豊の浦海岸	愛媛県	九王西海岸	愛媛県	153海岸						田ノ浦港海岸	今治市		
石見海岸	愛媛県	九王海岸	愛媛県	(うち県管理152海岸)						早川港海岸	今治市		
塩成海岸	愛媛県	西浦北海岸	愛媛県							四坂港海岸	今治市		
塩成西海岸	愛媛県	大浦海岸	愛媛県							西中港海岸	松山市		
川之浜海岸	愛媛県	波止浜海岸	愛媛県							桜井河口港海岸	愛媛県		
大久東海岸	愛媛県	富田海岸	愛媛県										
大久西海岸	愛媛県	古国分海岸	愛媛県										
名取海岸	愛媛県	桜井海岸	愛媛県										
												51海岸	
												(うち県管理 23海岸)	



### 3-8-2 農林水産部所管海岸管理一覽表(漁港課)

※は離島

水産庁所管(190海岸)【第四種漁港:2海岸 第三種漁港:3海岸 第二種漁港:22海岸 第一種漁港:163海岸】																	
海岸名		管理者	海岸名		管理者	海岸名		管理者	海岸名		管理者						
佐田岬漁港海岸	愛媛県		八幡浜漁港海岸	八幡浜市		※大島(大島)漁港海岸	新居浜市		二名漁港海岸	四国中央市		※津和地漁港海岸	松山市		赤松漁港海岸	宇和島市	
	※本浦漁港海岸	愛媛県		中浦漁港海岸	愛南町		河原津漁港海岸	西条市		豊岡漁港海岸	四国中央市		※二神漁港海岸	松山市		大小浜漁港海岸	宇和島市
第四種漁港			深浦漁港海岸	愛南町		大浜漁港海岸	今治市		長津漁港海岸	四国中央市		※由利漁港海岸	松山市		小池漁港海岸	宇和島市	
						小部漁港海岸	今治市		蕪崎漁港海岸	四国中央市		※饒漁港海岸	松山市		蕨漁港海岸	宇和島市	
						宮窪漁港海岸	今治市		天満漁港海岸	四国中央市		森漁港海岸	伊予市		船隠漁港海岸	宇和島市	
						上灘漁港海岸	伊予市		沢津漁港海岸	新居浜市		高野川漁港海岸	伊予市		大内漁港海岸	宇和島市	
						豊田漁港海岸	伊予市		垣生漁港海岸	新居浜市		喜多漁港海岸	大洲市		津の浦漁港海岸	宇和島市	
						櫛生漁港海岸	大洲市		桜井漁港海岸	今治市		肱川口漁港海岸	大洲市		矢ヶ浜漁港海岸	宇和島市	
						豊の浦漁港海岸	伊方町		※來島漁港海岸	今治市		沖浦漁港海岸	大洲市		大島(蔭淵)漁港海岸	宇和島市	
						三瓶漁港海岸	西予市		※小島漁港海岸	今治市		須沢漁港海岸	大洲市		蔦淵漁港海岸	宇和島市	
						狩浜漁港海岸	西予市		※馬島漁港海岸	今治市		出海漁港海岸	大洲市		大池漁港海岸	宇和島市	
						石心漁港海岸	宇和島市		波方漁港海岸	今治市		※青島漁港海岸	大洲市		神崎漁港海岸	宇和島市	
						平浦漁港海岸	宇和島市		亀岡漁港海岸	今治市		磯崎漁港海岸	八幡浜市		島津漁港海岸	宇和島市	
						九島漁港海岸	宇和島市		田の尻漁港海岸	今治市		喜木津漁港海岸	八幡浜市		狩津漁港海岸	宇和島市	
						魚泊漁港海岸	宇和島市		※篠塚漁港海岸	上島町		西町漁港海岸	八幡浜市		※郡漁港海岸	宇和島市	
						結出漁港海岸	宇和島市		※高井神漁港海岸	上島町		川之石漁港海岸	八幡浜市		※明海漁港海岸	宇和島市	
						※嘉島漁港海岸	宇和島市		※江ノ島漁港海岸	上島町		伊方越漁港海岸	伊方町		※能登漁港海岸	宇和島市	
						柏崎漁港海岸	愛南町		※弓削漁港海岸	上島町		島津漁港海岸	伊方町		北福浦漁港海岸	宇和島市	
						西浦漁港海岸	愛南町		※岩城漁港海岸	上島町		大成漁港海岸	伊方町		尻貝漁港海岸	宇和島市	
						福浦漁港海岸	愛南町		北浦(伯方)漁港海岸	今治市		田之浦漁港海岸	伊方町		牛之浦漁港海岸	宇和島市	
						船越漁港海岸	愛南町		友浦漁港海岸	今治市		九丁漁港海岸	伊方町		木浦松漁港海岸	宇和島市	
									余所国漁港海岸	今治市		伊方漁港海岸	伊方町		国永漁港海岸	宇和島市	
									泊(大山)漁港海岸	今治市		足成漁港海岸	伊方町		鶴の浜漁港海岸	宇和島市	
									椋名漁港海岸	今治市		西小島漁港海岸	伊方町		大日提漁港海岸	宇和島市	
									下田水漁港海岸	今治市		田部漁港海岸	伊方町		小日提漁港海岸	宇和島市	
									南浦漁港海岸	今治市		四ツ浜漁港海岸	伊方町		田ノ浜(下灘)漁港海岸	宇和島市	
									志津見漁港海岸	今治市		塩成漁港海岸	伊方町		田蔵漁港海岸	宇和島市	
									※津島漁港海岸	今治市		釜木漁港海岸	伊方町		泥目水漁港海岸	宇和島市	
									盛漁港海岸	今治市		平磯漁港海岸	伊方町		鼠鳴漁港海岸	宇和島市	
									肥海漁港海岸	今治市		明神漁港海岸	伊方町		柿の浦(下灘)漁港海岸	宇和島市	
									台漁港海岸	今治市		松漁港海岸	伊方町		曲島漁港海岸	宇和島市	
									野野江漁港海岸	今治市		三崎漁港海岸	伊方町		平井漁港海岸	宇和島市	
									口総漁港海岸	今治市		名取漁港海岸	伊方町		漁家漁港海岸	宇和島市	
									宗方漁港海岸	今治市		舌田漁港海岸	八幡浜市		成漁港海岸	宇和島市	
									城谷漁港海岸	今治市		川名津漁港海岸	八幡浜市		須下漁港海岸	宇和島市	
									※小大下漁港海岸	今治市		大釜漁港海岸	八幡浜市		後漁港海岸	宇和島市	
									浅海漁港海岸	松山市		真網代漁港海岸	八幡浜市		鑿網代漁港海岸	宇和島市	
									大浦漁港海岸	松山市		穴井漁港海岸	八幡浜市		※竹ヶ島漁港海岸	宇和島市	
									柳原漁港海岸	松山市		※大島(真穴)漁港海岸	八幡浜市		網代漁港海岸	愛南町	
									磯河内漁港海岸	松山市		周木漁港海岸	西予市		魚神山漁港海岸	愛南町	
									小川漁港海岸	松山市		長早漁港海岸	西予市		油袋漁港海岸	愛南町	
									※安居島漁港海岸	松山市		二及漁港海岸	西予市		家串漁港海岸	愛南町	
									堀江漁港海岸	松山市		垣生(二木生)漁港海岸	西予市		平婆漁港海岸	愛南町	
									高浜漁港海岸	松山市		有太刀漁港海岸	西予市		御荘漁港海岸	愛南町	
									※泊漁港海岸	松山市		皆江漁港海岸	西予市		成川漁港海岸	愛南町	
									※御手洗漁港海岸	松山市		下泊漁港海岸	西予市		赤水漁港海岸	愛南町	
								※鷺ヶ巣漁港海岸	松山市		田の浜(高山)漁港海岸	西予市		高畑漁港海岸	愛南町		
								※北浦漁港海岸	松山市		高山漁港海岸	西予市		左右水漁港海岸	愛南町		
								※馬磯漁港海岸	松山市		渡江漁港海岸	西予市		猿鳴漁港海岸	愛南町		
								※釣島漁港海岸	松山市		狭津漁港海岸	西予市		武者泊漁港海岸	愛南町		
								※長師漁港海岸	松山市		大良漁港海岸	宇和島市		中玉漁港海岸	愛南町		
								※神ノ浦漁港海岸	松山市		奥浦漁港海岸	宇和島市					
								※睦月漁港海岸	松山市		南君漁港海岸	宇和島市					
								※野忽那漁港海岸	松山市		玉津漁港海岸	宇和島市					
								※上怒和漁港海岸	松山市		立目漁港海岸	宇和島市					
								※元怒和漁港海岸	松山市		浅川漁港海岸	宇和島市					

3-9 津波災害警戒区域一覧表（技術企画室）

地方局	沿岸市町一覧表						沿岸市町
東予	<input type="checkbox"/> 四国中央市	<input type="checkbox"/> 新居浜市	<input type="checkbox"/> 西条市	<input type="checkbox"/> 今治市	<input type="checkbox"/> 上島町		5
中予	<input type="checkbox"/> 松山市	<input type="checkbox"/> 松前町	<input type="checkbox"/> 伊予市				3
南予	<input type="checkbox"/> 大洲市	<input type="checkbox"/> 八幡浜市	<input type="checkbox"/> 伊方町	<input type="checkbox"/> 西予市	<input type="checkbox"/> 宇和島市	<input type="checkbox"/> 愛南町	6

（注）□の市町は津波災害警戒区域の指定があった市町

## 4-1 市町消防の現況（消防防災安全課）

### 1 常備消防の現況

（令和3年4月1日現在）

区分 消防本部	消防本部・消防署・出張所			消防吏員数(その他職員除く。)						消防自動車等保有数															
	本部	署	出張所	計	司令長以上	司令	司令補	士長以下	条例定数	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	自はしこ付消防自動車	消防折はしこ付自動車	大型高所放水車	泡原液搬送車	化学消防自動車	救急自動車	指揮車	消防艇	電源・照明車	救助工作車	小型動力ポンプ			
																						積載ポンプ車	小型ポンプ車	なしいしもの積載車両	手引動力ポンプ
県計	14	25	36	1,847	73	233	472	1,069	1,913	64	26	14	1	3	3	12	95	20	2	0	20	17	20	0	
松山市	1	4	7	475	20	34	135	286	458	10	9	3	1	1	1	2	17	5	1			4	4		
今治市	1	3	5	213	8	35	47	123	220	10	1	2		2	2	1	11	1	1			2		1	
新居浜市	1	2	1	138	5	30	32	71	164	5	2	2				2	6	1				2		5	
西条市	1	2	4	154	7	24	36	87	155	4	2	1				2	9	2				2		4	
四国中央市	1	1	4	131	2	21	39	69	142	7	2	1				1	7	1				1	2	6	
西予市	1	1	3	70	1	9	7	53	72	3							6	1				1		2	
東温市	1	1		50	1	7	5	37	52	1	1	1					4	2				1	1		
上島町	1	1		26	1	3	4	18	35	1							3	1				1	2	1	
久万高原町	1	1	1	44	1	7	11	25	45		2						4	1				1	1		
愛南町	1	1		43	1	6	8	28	50	2	1						3	1				1	2		
八幡浜地区施設事務組合	1	1	3	106	5	11	47	43	107	4	1	1				1	5	1				1	1		
伊予消防等事務組合	1	3	3	157	8	20	36	93	157	7	2	1				1	7	2				1	1		
宇和島地区広域事務組合	1	2	2	134	7	17	33	77	139	6	1	1				1	7					1	3		
大洲地区広域消防事務組合	1	2	3	106	6	9	32	59	117	4	2	1				1	6	1				1		1	

## 2 市町消防団及び水利の現況

(令和3年4月1日現在)

市 町	区 分	消防団員				消防自動車等保有台数				消防水利			
		団	分団	団員	条例定数	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ			消火栓(公設)	防火水槽		
							小型動力ポンプ付積載車	車両に積載していないもの	手引動力ポンプ		100立方m以上	40立方m～100立方m未満	20立方m～40立方m未満
県計		20	365	19,470	21,438	216	968	170	9	25,306	143	3,180	2,767
消防本部設置市町	松山市	1	41	2,443	2,551	24	90	23		6,181	38	376	290
	今治市	1	51	2,090	2,308	33	110	19	8	5,082	27	410	196
	新居浜市	1	17	718	792	23	26	2		2,315	19	62	283
	西条市	1	28	1,518	1,748	18	62	23		1,149		346	295
	四国中央市	1	25	1,247	1,367	36	41	5		2,033	10	231	534
	西予市	1	26	1,682	1,752	16	78	13	1	237	6	386	120
	東温市	1	6	601	638	5	32	12		451		150	116
	上島町	1	11	355	390	4	25	7		256	3	34	6
	久万高原町	1	12	605	717	3	44			604	2	129	92
	愛南町	1	18	939	1,030	9	44	10		453	3	10	13
	計	10	235	12,198	13,293	171	552	114	9	18,761	108	2,134	1,945
八幡浜地区 合事務組	八幡浜市	1	13	712	757	14	30	4		264	1	78	163
	伊方町	1	11	490	544	7	40	0		1,014	17	54	14
	計	2	24	1,202	1,301	21	70	4	0	1,278	18	132	177
伊予消防等 事務組合	伊予市	1	10	783	825	6	39	4		377	2	251	47
	松前町	1	9	302	310	1	22			234	1	69	4
	砥部町	1	14	281	305	2	15	1		246		77	68
	計	3	33	1,366	1,440	9	76	5	0	857	3	397	119
宇和島地区 広域合域	宇和島市	1	27	2,027	2,184		107	23		2,578	7	99	61
	松野町	1	3	155	200	1	9			181		76	12
	鬼北町	1	6	415	567	2	32			654	1	60	7
	計	3	36	2,597	2,951	3	148	23	0	3,413	8	235	80
大洲消防地区 広域合域	大洲市	1	23	1,351	1,603	8	72	22		525	4	179	382
	内子町	1	14	756	850	4	50	2		472	2	103	64
	計	2	37	2,107	2,453	12	122	24	0	997	6	282	446

## 4-2 愛媛県消防広域相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、愛媛県内の消防広域相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内の市町及び消防一部事務組合（以下「市町等」という。）における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域及び対象）

第2条 この協定の実施区域は、愛媛県全域とする。

（災害の種別及び規模）

第3条 この協定の対象とする災害は、被災地の市町等の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模で、次に掲げる災害とする。

- （1）大規模な地震、風水害等の自然災害
- （2）林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
- （3）航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- （4）前3号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

（応援要請）

第4条 前条各号に掲げる災害が発生した場合は、被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に応援消防隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要な部隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた応援側の長は、その管轄する区域の消防業務に支障のない範囲内において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

3 応援側の市町等の長が、近隣市町等の境界付近に発生した火災、救急救助事故等（以下「近隣火災等」という。）を覚知し、応援隊を派遣した場合は、これを第1項の規定による要請に基づく応援とみなす。

4 前項に規定する場合において、応援側の市町等の長が派遣する応援隊の数は、原則1隊（消防ポンプ自動車等1台及び必要な資機材）とする。ただし、近隣火災等の規模により適宜応援隊を増強することができるものとする。

（応援要請方法等）

第5条 応援の要請方法等は、愛媛県消防広域相互応援計画に基づくものとする。

（応援の体制）

第6条 応援の体制は、次に掲げるものとする。

- （1）第1次広域応援体制 第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね30分以内に被災地に到着できるもの



(2) 第2次広域応援体制 第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね60分以内に被災地に到着できるもの

(3) その他の広域応援体制 前2号に掲げるもののほか、被害の状況に応じ、その都度要請に基づき派遣するもの

(応援隊の派遣)

第7条 応援側の長は、受援側の長から第1次広域応援、第2次広域応援等の要請を受けたときは、第13条に定める消防力に基づき直ちに必要な応援隊を派遣しなければならない。この場合において、応援側の長は、次に掲げる事項を明確にして受援側の長に通報するものとする。

(1) 応援隊の長(職・氏名)

(2) 応援隊の出発日時及び到着(予定)日時

(3) 応援隊の出動場所

(4) 応援隊の人員、車両及び資機材の種別及び数量

(5) その他必要な事項

2 応援隊を派遣した応援側の長は、事後、速やかに前項各号に掲げる事項を明記した文書を受援側の長に提出しなければならない。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

(報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援隊の応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援に要した人件費(応援隊員の手当、旅費、日当、宿泊費等)、車両及び資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等(消火薬剤を含む。)で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の食料、燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。

(2) 応援隊員の公務災害補償費、事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。

(3) 応援隊員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(4) 応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担と

する。

(5) 前各号に定めるもののほか、応援に要する経費の負担については、その都度当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

(情報等の交換)

第11条 市町等は、この協定の効率的な運用を図るため、毎年4月1日現在の消防力に関する必要な情報等を別に定める様式に取りまとめ、同月20日までに他の市町等と相互に交換するものとする。

(改廃)

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

(運用)

第13条 この協定に定めるもののほか、応援隊の消防力等必要な事項については、愛媛県消防長会において協議の上、決定する。

附則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月1日付けで締結した愛媛県消防広域相互応援協定書は、令和2年3月31日をもって廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月31日

愛媛県

愛媛県知事 中村時広

松山市

松山市長 野志克仁

今治市

今治市長 菅 良 二

宇和島市

宇和島市長 岡 原 文 彰

八幡浜市

八幡浜市長 大 城 一 郎

新居浜市

新居浜市長 石 川 勝 行

西条市

西条市長 玉 井 敏 久

大洲市

大洲市長 二 宮 隆 久

伊予市

伊予市長 武 智 邦 典

四国中央市

四国中央市長 篠原 実

西予市

西予市長 管家 一夫

東温市

東温市長 加藤 章

上島町

上島町長 宮脇 馨

久万高原町

久万高原町長 河野 忠康

松前町

松前町長 岡本 靖

砥部町

砥部町長 佐川 秀紀

内子町

内子町長 稲本隆壽

伊方町

伊方町長 高門清彦

松野町

松野町長 坂本浩

鬼北町

鬼北町長 兵頭誠亀

愛南町

愛南町長 清水雅文

宇和島地区広域事務組合

組合長 岡原文彰

八幡浜地区施設事務組合

組合長 大城一郎

大洲地区広域消防事務組合

組合長 二 宮 隆 久

伊予消防等事務組合

組合長 武 智 邦 典

## 4-3 愛媛県消防広域相互応援計画

### 第1章 総則

#### 1 目的

この計画は、愛媛県内の市町において地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生した場合の愛媛県消防広域相互応援協定に基づく応援について必要な事項を定めるものとする。

#### 2 用語の定義

この計画において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 災害発生市町長等

大規模災害又は特殊災害が発生した県内市町長（消防の一部事務組合長を含む。）をいう。

(2) 災害発生地消防本部

災害発生地を管轄する消防本部（局）をいう。

(3) 代表消防機関

松山市消防局をいう。ただし、松山市が被災等により、県内の消防機関の連絡調整を行うことができない場合は、代表消防機関代行がその任にあたる。

(4) 代表消防機関代行

新居浜市消防本部及び宇和島地区広域事務組合消防本部をいう。

(5) ブロック幹事

県内の消防機関を東・中・南予の各ブロックに分け、それぞれのブロックに幹事を置く。なお、各ブロックの構成消防機関及び幹事は、次のとおりとする。

○東予ブロック ・四国中央市消防本部

・新居浜市消防本部

・西条市消防本部

・今治市消防本部（幹事）

・上島町消防本部

○中予ブロック ・松山市消防局

・伊予消防等事務組合消防本部（幹事）

・久万高原町消防本部

・東温市消防本部

○南予ブロック ・大洲地区広域消防事務組合消防本部

・八幡浜地区施設事務組合消防本部

・西予市消防本部

・宇和島地区広域事務組合消防本部（幹事）

・愛南町消防本部

## 第2章 県内応援実施体制の確立

### 1 応援の要請

#### (1) 災害発生市町からの応援要請連絡

災害発生市町長等は、大規模な災害等に際し、愛媛県消防広域相互応援を受ける必要があると判断したときは、別記様式1-1により速やかに知事に連絡するものとする。

ただし、知事に連絡をとることができない場合は、別記様式1-2により代表消防機関又は、ブロック内幹事に連絡するものとする。

#### (2) 応援部隊が出動するまでに必要な情報

災害発生市町長等は、別記様式2により、知事等に対する第1報要請時に必要な情報を連絡後、引き続き必要な情報を速やかに連絡するものとする。

#### (3) 情報の共有化

知事は、災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、代表消防機関、代表消防機関代行及び各ブロック幹事に連絡するものとする。

また、代表消防機関が災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、知事、代表消防機関代行及び各ブロック幹事に連絡するものとし、ブロック内幹事が災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、知事、代表消防機関、代表消防機関代行及び他のブロック幹事に連絡するものとする。

### 2 応援の実施

#### (1) 愛媛県消防広域応援調整本部運営員

大規模災害が発生した場合の初動時における情報収集体制の強化及び県と代表消防機関との情報の共有化を図るため、愛媛県消防広域応援調整本部運営員（以下「県運営員」という。）及び代表消防機関消防広域応援調整本部運営員（以下「代表消防機関運営員」という。）を置くこととし、災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、県内応援の実施、緊急消防援助隊の出動の要否等について協議するものとし、運営員が必要と認めた場合には、代表消防機関代行及びブロック幹事の意見を聴くことができる。

運営員には、愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課長及び松山市消防局警防課長をもって充てる。

なお、運営員に変更があった場合は、相互に通知する。

#### (2) 愛媛県消防広域応援調整本部の設置

県運営員は、愛媛県消防広域相互応援協定に基づく応援部隊（以下「県内応援部隊」という。）の出動が決定された場合には、愛媛県消防広域応援調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、関係災害対策本部、県内応援部隊を派遣した消防機関等との連絡調整等を行うものとする。

なお、調整本部は、県運営員及び代表消防機関運営員をもって組織することとし、県運営員を本部長とする。



また、本部長は、必要に応じ、災害発生市町、代表消防機関代行及びブロック幹事に、調整本部への参加を求めることができる。

(3) 調整本部の運営

調整本部の運営等については、愛媛県緊急消防援助隊受援計画「消防応援活動調整本部」の規定を準用する。

なお、緊急消防援助隊の出動が決定され、消防応援活動調整本部が設置された場合には、当該消防広域応援調整本部がその機能を果たすことができる。

3 県内応援部隊の編成

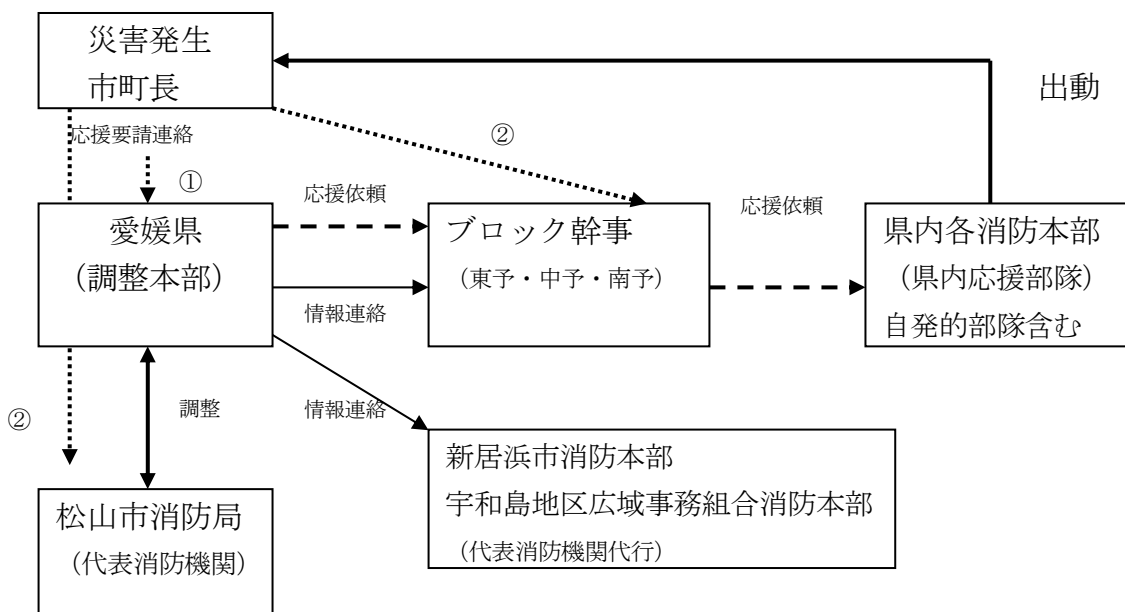
(1) 県内応援部隊は、各消防機関が応援可能な部隊により編成するものとし、災害発生市町長等の要請に基づき調整本部が調整し、ブロック幹事を通じ各消防本部に応援依頼を連絡する。

なお、各消防本部は、業務に重大な支障がない限り応援依頼連絡を受けた部隊を直ちに出勤させなければならない。

(2) 災害発生地が各ブロック境界付近の場合は、ブロックにとらわれることなく応援を実施するものとする。

(3) 消防団に係る県内応援部隊の編成については、災害発生市町長等の要請に基づき、その都度、調整本部が関係市町と調整する。

応援部隊への情報連絡図



- 応援要請連絡ルート ..... (Dotted line)
- 応援依頼ルート - - - - - (Dashed line)
- 情報連絡ルート \_\_\_\_\_ (Solid line)
- 調整・出勤ルート \_\_\_\_\_ (Thick solid line)

#### 4 集結場所

- (1) 災害発生地消防本部は、応援依頼を受けた県内応援部隊の集結場所（航空部隊、水上部隊を除く。）として、地理的条件がよく、大部隊が集結できる場所（避難場所とは異なる場所）を確保し、速やかに調整本部へ連絡する。
- (2) 自発的に応援を決定した部隊については、現地に集結する。
- (3) 災害発生地消防本部は、誘導員を県内応援部隊の道案内のため、適宜配置する。
- (4) 県内応援部隊のうち、集結場所への参集の際、地理的な理由等から、直接、災害現場に出動する部隊や交通渋滞等の理由で集合時間に遅れる部隊については、その旨を調整本部に報告し指示を受ける。

#### 5 指揮体制

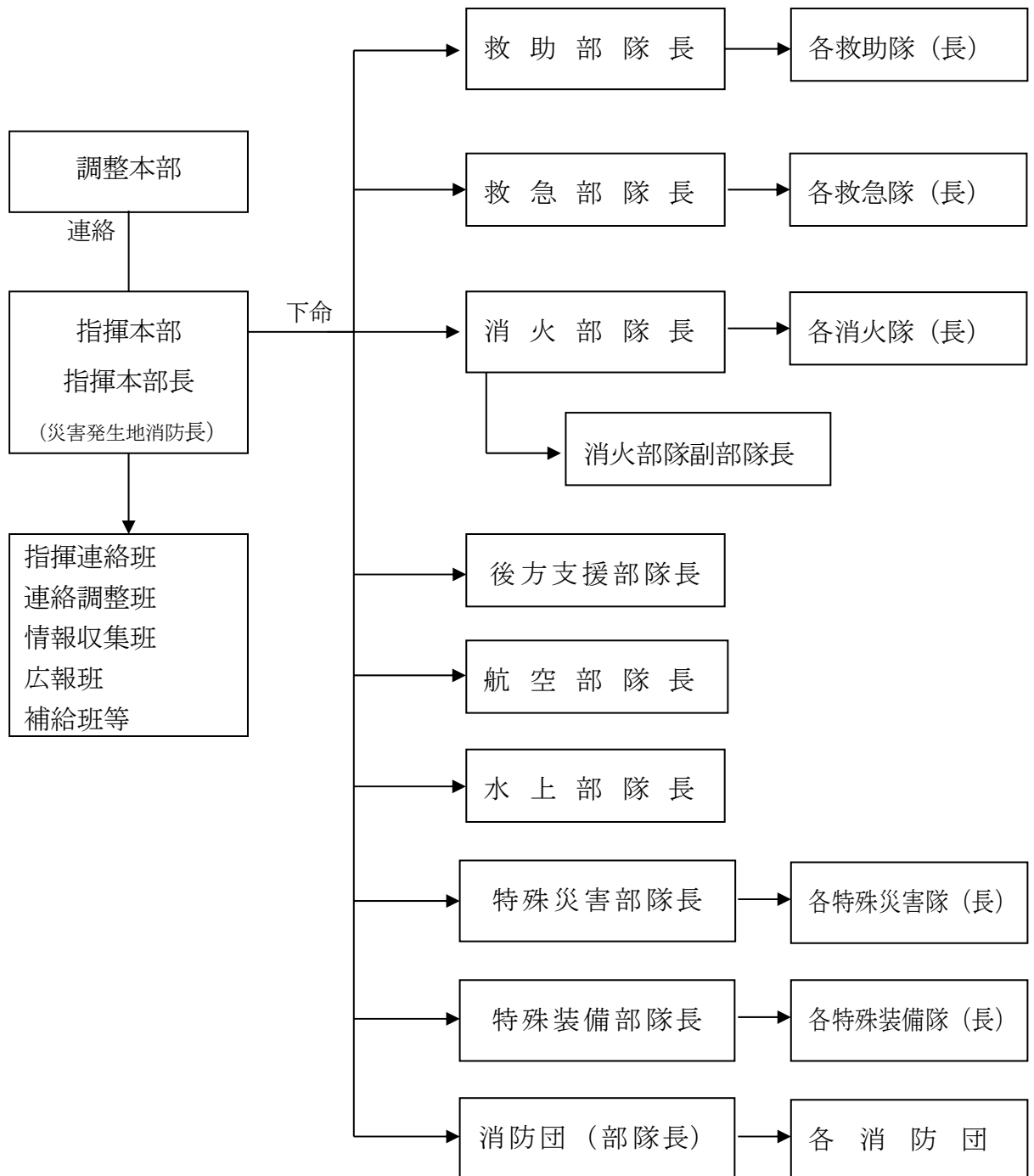
- (1) 指揮本部の設置
  - ① 災害発生地消防本部は県内応援部隊を円滑に運用し、消防活動を有効に行うため、管轄内に指揮本部を設置するものとする。
  - ② 指揮本部には、指揮連絡班・連絡調整班・情報収集班・広報班・補給班等を配置するものとし、指揮本部要員については応援部隊からの受入れも考慮しておくものとする。
- (2) 指揮系統
  - ① 指揮本部長は、災害発生地消防本部の長とする。
  - ② 県内応援部隊の指揮は、指揮本部長が県内応援部隊の指揮者に行う。
  - ③ 県内応援部隊内の指揮は、指揮本部長の指揮内容に基づき県内応援部隊の指揮者が行う。
- (3) 県内応援部隊の運用
  - ① 県内応援部隊の運用は、応援側消防機関単位で運用する。
  - ② 指揮本部長は、県内応援部隊の増強、交代等に備え、予備隊の確保に努める。

#### 6 情報連絡体制

愛媛県内の情報連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 情報連絡の手段は、原則として電話又はファクシミリ（有線又は衛星回線）によるものとするが、これらが途絶している場合には、主運用波、地域衛星通信ネットワーク等により対応するものとする。
- (2) 情報連絡内容は次のとおりとする。
  - ① 災害の発生日時
  - ② 災害の発生場所
  - ③ 災害の種別（地震、風水害、林野火災、コンビナート火災、航空機災害等）
  - ④ 災害の状況
  - ⑤ 応援要請の状況（他の協定による消防機関の応援等）
  - ⑥ 被害の状況（人的、物的）
  - ⑦ その他必要な事項

## 指揮系統



## 7 無線運用体制

県内応援部隊活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については次のとおりとする。

- (1) 統制波は、緊急消防援助隊の出動に備え、基本的に使用しない。
- (2) 県内応援部隊と調整本部、災害発生地消防本部及びブロック幹事との通信は、主運用波を使用し、統制は県内応援部隊が行う。
- (3) 県内応援部隊内の通信は、各消防本部保有の無線機等により、各部隊内で同一の

周波数が確保できるよう努めることとする。

- (4) 災害発生地消防本部内の通信は、災害発生地消防本部の活動波を使用する。
- (5) 災害現場の状況により、上記によりがたい無線の運用を行う必要がある場合は、調整本部において調整するものとする。

## 8 資機材に関する事項

応援可能資機材は、緊急消防援助隊愛媛県隊応援等実施計画の規定のとおりである。

## 9 応援活動の報告

愛媛県消防広域相互応援協定第7条第2項の規定による報告は、別記様式3により行うものとする。

# 第3章 受援体制の確立

## 1 情報収集体制

ブロック幹事は、災害発生地消防本部に情報収集の余裕がないと判断した場合は、自ら職員を派遣し、あるいは、ブロック内の他の消防本部に職員派遣を要請するなどして情報収集にあたり、別記様式2により調整本部に報告するものとする。

## 2 消防本部単位の受援体制

- (1) 各消防本部は、この計画に基づき、県内応援部隊の応援を受ける場合に必要な次の事項について、市町防災担当部局と協議の上、受援に必要な情報等の収集整理を行うものとする。

(消防本部単位の確立すべき内容)

- ① 応援要請手続き
- ② 現地指揮本部の指揮者、要員及び設置場所
- ③ 消防本部と市町との連絡体制
- ④ 調整本部との連絡体制
- ⑤ その他受援に必要な事項

(受援に必要な情報等)

- ① 消防水利の情報
  - ア 水利種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
  - イ 水利の所在地
  - ウ 管口径、貯水容量
  - エ 水利地図（広域地図・住宅地図）
- ② 医療機関の一覧表及び地図
- ③ 野営場所の一覧表及び地図
- ④ 燃料、食料、建設機械等の調達先の一覧表及び地図
- ⑤ その他受援に必要な事項

- (2) 県内応援部隊の出動決定の連絡を受けた災害発生地消防本部は、この計画に基づき直ちに受援体制を整える。

### 3 応援等サポート本部の設置

- (1) 県内応援部隊の出動決定の連絡を受けた災害発生地のブロック幹事は、被災状況等から判断し最も適当と認める消防本部内に、応援等サポート本部を設置するとともに、ブロック内消防本部からの派遣職員による応援等サポート部隊を編成する。

応援等サポート本部の本部長は、ブロック幹事消防長とし、指揮本部と連携・協力しながら県内応援部隊の活動のサポート体制を確立する。

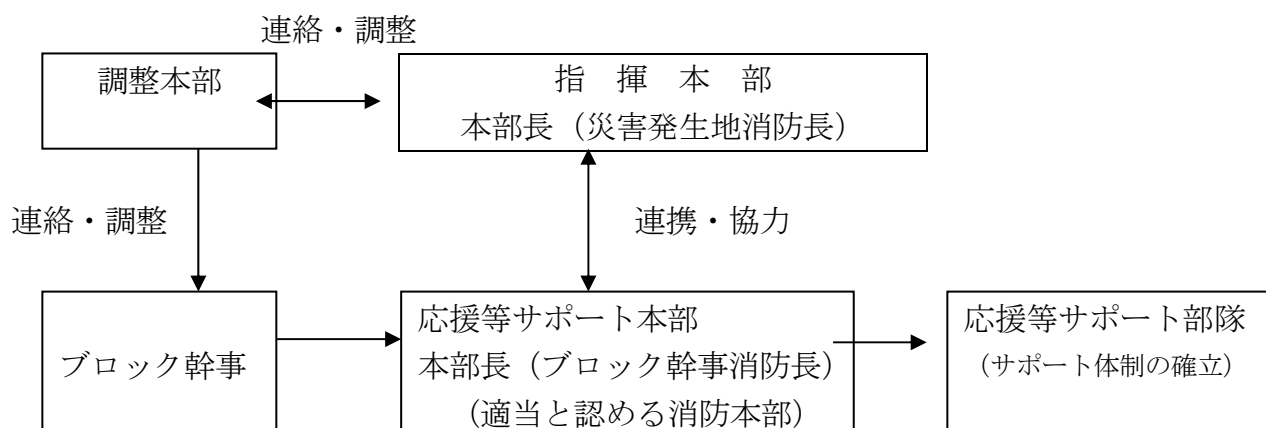
(応援等サポート本部の任務)

- ① 集結場所への誘導及び集結場所の現地整理
- ② 集結場所から活動場所への通行路の確保及び誘導
- ③ 緊急通行路、消防水利等に関する情報の提供
- ④ 燃料、食料、建設機械等に係る調達先の確保及び手配
- ⑤ 野営場所の設置、運営
- ⑥ 後方支援部隊のサポート

- (2) ブロック幹事が、管内災害対応等のため応援等サポート本部を設置することができないときは、調整本部において設置する消防本部を決定する。

- (3) ブロック幹事は、応援等サポート本部の設置・運営等について計画を策定するとともに、ブロック内消防本部の受援に関する計画及び情報等を整理保管し、県内応援部隊に速やかに提供できる体制を構築しておくものとする。

### 応援等サポート体制



### 4 補給体制

各消防本部は、災害活動が長期に及ぶ場合に備えて、次により県内応援部隊に対する食料、燃料等補給物資の円滑な補給体制を市町等と協議し、確立しておくものとする。

- (1) 指揮本部長は、消防活動が長期に及ぶと判断した場合、補給班に補給隊の編成を命じ、補給物資の調達、支給を行わせる。
- (2) 補給隊は、災害発生地消防本部の職員で編成する。

- (3) 緊急性のある補給物資から優先的に支給する。
- (4) 消防活動が長期化した場合に備えて、県内応援部隊の宿泊施設として、学校、体育館等多数の人員を収容することができる施設の確保を図るものとする。

#### 5 愛媛県職員の派遣

調整本部は、必要と認めた場合には、下記の事項に対処させるため、進出拠点あるいは現地指揮本部に、県職員を派遣する。

- (1) 調整本部との連絡調整
- (2) 消防庁との連絡調整
- (3) 関係災害対策本部との連絡調整
- (4) その他必要な事項

#### 6 緊急交通路の確保

調整本部は、愛媛県警察本部から緊急交通路に関する情報を入手し、県内応援部隊が通行する路線を決定のうえ、県内応援部隊、災害発生地消防本部、応援等サポート本部に連絡するとともに、愛媛県警察本部に対し、必要な交通規制等を依頼する。

### 第4章 その他

- 1 この計画に定めのない事項については、調整本部において協議の上、決定する。

#### 附 則

- 1 この計画は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成7年10月1日付けで策定した「愛媛県消防広域応援実施計画」（旧計画）は、平成18年3月31日をもって廃止する。

#### 附 則

- 1 この計画は、平成21年3月31日から施行する。

#### 附 則

- 1 この計画は、令和2年4月1日から施行する。

# 愛媛県消防広域応援要請連絡表

第	報
年 月 日	

(あて先)  
愛 媛 県 知 事

〇 〇 市 町 長

## 愛媛県消防広域応援要請連絡について

次のとおり応援要請連絡を行います。

災害発生日時	年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的 被害の状況					
応援要請日時	年 月 日 時 分				
必要応援部隊  (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特殊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 部 隊			N災害対応隊	
	救 急 部 隊		災害	B災害対応隊	
	航 空 部 隊			C災害対応隊	
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特 に 指 定 な し		部 隊	密閉空間火災等対応隊	
		特殊 装 備 部 隊	遠 距 離 大 量 送 水 隊		
			その他の部隊		
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡責任者	区 分	担 当 課	職	氏 名	電 話 ・ F A X 番 号
	市 町				TEL - - FAX - -

# 愛媛県消防広域応援要請連絡表

第	報
年	月 日

(あて先) 松山市消防局長

(あて先) ブロック幹事消防長

○ ○ 市 町 長

## 愛媛県消防広域応援要請連絡について

次のとおり応援要請連絡を行います。

災害発生日時	年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的 被害の状況					
応援要請日時	年 月 日 時 分				
必要応援部隊  (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特殊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 部 隊			N災害対応隊	
	救 急 部 隊		災害 部隊	B災害対応隊	
	航 空 部 隊			C災害対応隊	
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特 に 指 定 な し		特殊 装備 部隊	密閉空間火災等対応隊	
		遠距離大量送水隊			
			その他の部隊		
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡責任者	区 分	担 当 課	職	氏 名	電 話 ・ FAX 番 号
	市町				TEL - - FAX - -



代表消防本部  
ブロック幹事消防本部 御中  
愛媛県消防主管課

第 報 ( 消防本部)
----------------

### 災 害 状 況 報 告 書

(記入欄が不足する場合等は、別紙で記入すること。様式は任意でよい)

報告日時	年 月 日 時 分	
重大な被害が 発生している 地 域	地 区 の 説 明 (住所又は国道〇〇号沿い、〇〇駅周辺等)	被 害 の 状 況 (該当する被害に〇印を入れること。)
		建物倒壊多数 市街地火災 林野火災 地滑り 洪水 津波 毒劇物災害 その他 ( )
		建物倒壊多数 市街地火災 林野火災 地滑り 洪水 津波 毒劇物災害 その他 ( )
		建物倒壊多数 市街地火災 林野火災 地滑り 洪水 津波 毒劇物災害 その他 ( )
		建物倒壊多数 市街地火災 林野火災 地滑り 洪水 津波 毒劇物災害 その他 ( )
市域全体の 建物被害状況 (該当するものに〇印)	鉄筋建造物の倒壊 (極めて多数・多数・何件か確認できる・少数・未確認) 一般家屋の倒壊 (極めて多数・多数・何件か確認できる・少数・未確認) 今後の被害予測 (拡大する見込み・拡大の見込みは少ない・不明)	
火災の発生 状 況 (該当するものに〇印)	火災状況 (市街地大規模火災・同時多発火災・規模不明・未発生・未確認) 焼損面積 (概算) _____ 今後の被害予測 (拡大する見込み・拡大の見込みは少ない・不明)	
人 的 被 害 (該当するものに〇印)	死傷者予測 (5万人以上・1万人以上・5千人以上・千人以上・不明) 現時点での死傷者数 死者 _____ 負傷者 _____ 今後の被害予測 (拡大する見込み・拡大の見込みは少ない・不明)	
現 在 の 対 応 状 況		
そ の 他 (どのようなことでもよいので災害に関する情報を記入すること)		

様

印

## 愛媛県消防広域応援活動報告書について

次のとおり報告します。

## 記

災害の種別			
災害の発生日時	年	月	日 時 分
災害の発生場所			
要 請 者 名			
応援要請受信日時	年	月	日 時 分
応援隊の出動種別			
応援隊の出発日時	年	月	日 時 分
応援隊の到着(予定)日時	年	月	日 時 分
応援隊の出動場所			
応援隊の長(職・氏名)			
応援隊の人員、車両及び 資機材の種別・数量	応援隊数、隊員名		
	車両の種別台数		
	資機材の種別数量		
	活動開始時刻	引揚げ時刻	
	時 分	時 分	
	帰署時刻	走行距離	
時 分	k m		
応援隊の活動状況			
そ の 他 必 要 な 事 項			

## 4-4 愛媛県消防団広域相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、愛媛県内消防団の広域相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内消防団の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

### （協定等の運用）

第2条 被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）及び他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）は、次の各号の段階ごとに災害の規模、態様、危険性等を勘案し、この協定のほか、別に市町間で定める応援協定等の効果的な運用を図るものとする。

- (1) 第1段階 近隣市町の応援
  - ア 別に市町間で定める協定等
  - イ 第4条第2項に定める応援隊の派遣
- (2) 第2段階 東予・中予・南予各ブロック内の応援
  - ア 別に各ブロック内で定める協定等
  - イ 第4条に定める応援隊の派遣
- (3) 第3段階 東予・中予・南予各ブロック間の応援
  - ア 第4条に定める応援隊の派遣

### （応援・受援の要件及び対象）

第3条 消防団の応援・受援は、次の各号に掲げる要件を全て満たした場合に行うものとする。

- (1) 受援側の長において、管内消防力及び常備消防等の応援をもってもなお消防力の不足が見込まれるとき。
  - (2) 応援側の長において、要請内容が公務として認められること。
  - (3) 応援側消防団において、対応可能であり、かつ、日帰りを基本とする活動であること。
- 2 応援対象とする災害は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
  - (2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
  - (3) 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
  - (4) その他応援を要する特殊な災害事故

### （応援要請）

第4条 受援側の長は、応援側の長に次の各号に基づき、人員、車両、装備等の応援消防

団（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

- (1) 応援隊は、応援隊の車両に搭乗可能な人数で編成し、そのうち1人は応援隊の指揮が可能な者とする。
  - (2) 応援隊の車両は、消防ポンプ自動車若しくは小型動力ポンプ付積載車又はその他市町等の管理の下で運用する車両とする。
  - (3) 携行する装備・資機材は、操作に必要な資格等を有する応援隊の消防団員（以下「応援消防団員」という。）が、安全かつ有効に操作できるものとする。
- 2 応援側の長が、近隣市町の境界付近に発生した火災等を覚知し応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援（以下「みなし緊急応援」という。）とみなす。

#### （応援要請方法）

第5条 受援側の長が、この協定による応援を受ける必要があると判断したときは、みなし緊急応援の場合を除き、別記様式1により愛媛県知事（以下「知事」という。）に連絡し、知事は応援側の長に対し別記様式1-1により応援を要請するものとする。

#### （応援の通知）

第6条 応援側の長は、みなし緊急応援の場合を除き、被害の状況に応じて、その都度この協定に基づく応援隊派遣の可否を判断し、派遣する場合には別記様式2により知事及び受援側の長に通知するものとする。

#### （応援隊の派遣）

第7条 応援側の長は、消防団長、消防長等と協議し、管轄する地域の消防の任務を果たすために必要な体制の確保に留意した上で、応援隊を派遣するものとする。

2 愛媛県消防広域相互応援協定に基づく愛媛県消防広域相互応援計画（以下「県応援計画」という。）に定める愛媛県消防広域応援調整本部は、被災の規模及び応援活動の状況に応じ、受援側の長、応援側の長、県応援計画に定めるブロック幹事等と連携し、計画的な応援の実施に努めるものとする。

#### （応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

#### （報告）

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を、被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

#### （経費の負担）

第10条 応援隊の応援に要する費用の負担は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費（報酬・手当・旅費・日当・宿泊費等）、車両・資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む。）で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
- (2) 応援消防団員の公務災害補償費、賞じゅつ金及び事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
- (3) 応援消防団員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについてはこの限りでない。
- (4) 応援消防団員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費については、その都度、当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

（情報交換及び訓練）

第11条 愛媛県、市町及び消防一部事務組合は、この協定の実施に必要な情報交換及び訓練に関し、相互に協力するものとする。

（改廃）

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

（雑則）

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、当事者間の協議により決定する。

附 則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この協定を締結したことを証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町長及び消防一部事務組合長が記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年3月31日

愛媛県		久万高原町
知事	中村時広	町長 河野忠康
松山市		松前町
市長	野志克仁	町長 岡本靖
今治市		砥部町
市長	菅良二	町長 佐川秀紀
宇和島市		内子町
市長	岡原文彰	町長 稲本隆壽
八幡浜市		伊方町
市長	大城一郎	町長 高門清彦
新居浜市		松野町
市長	石川勝行	町長 坂本浩
西条市		鬼北町
市長	玉井敏久	町長 兵頭誠亀
大洲市		愛南町
市長	二宮隆久	町長 清水雅文
伊予市		宇和島地区広域事務組合
市長	武智邦典	組合長 岡原文彰
四国中央市		八幡浜地区施設事務組合
市長	篠原実	組合長 大城一郎
西予市		大洲地区広域消防事務組合
市長	管家一夫	組合長 二宮隆久
東温市		伊予消防等事務組合
市長	加藤章	組合長 武智邦典
上島町		
町長	宮脇馨	

第 号  
年 月 日

### 応援出動要請書

愛媛県知事 殿

受援側の長

愛媛県消防団広域相互応援協定第5条に定める応援を要請します。

災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害の種類	<input type="checkbox"/> 大規模な地震、風水害等の自然災害 <input type="checkbox"/> 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災 <input type="checkbox"/> 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故 <input type="checkbox"/> その他応援を要する特殊な災害事故
＜要請したい内容＞	
所要人数	
機械器具等の種類及び数量	
到着希望日時	年 月 日 時 分
集結場所	
＜その他＞	
主として応援を求めたい活動	<input type="checkbox"/> 火災の鎮圧に関する業務 <input type="checkbox"/> 火災の予防及び警戒に関する業務 <input type="checkbox"/> 救助に関する業務 <input type="checkbox"/> 災害時における住民の避難誘導等に関する業務 <input type="checkbox"/> 地域住民等に対する指導・協力・支援 <input type="checkbox"/> その他地域の実情に応じて必要とされる業務
担当部署(氏名)	
連絡方法	固定電話 携帯電話
その他 (対応状況等)	

第 年 月 日 号

### 応援出動要請書

応援側の長

殿

愛媛県知事

愛媛県消防団広域相互応援協定第5条に定める応援を要請します。

災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害の種類	<input type="checkbox"/> 大規模な地震、風水害等の自然災害 <input type="checkbox"/> 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災 <input type="checkbox"/> 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故 <input type="checkbox"/> その他応援を要する特殊な災害事故
＜要請したい内容＞	
所要人数	
機械器具等の種類及び数量	
到着希望日時	年 月 日 時 分
集結場所	
＜その他＞	
主として応援を求めたい活動	<input type="checkbox"/> 火災の鎮圧に関する業務 <input type="checkbox"/> 火災の予防及び警戒に関する業務 <input type="checkbox"/> 救助に関する業務 <input type="checkbox"/> 災害時における住民の避難誘導等に関する業務 <input type="checkbox"/> 地域住民等に対する指導・協力・支援 <input type="checkbox"/> その他地域の実情に応じて必要とされる業務
担当部署 (氏名)	
連絡方法	固定電話 携帯電話
その他 (対応状況等)	



第 年 月 日  
号 日

### 応援出動（自主・要請）通知書

愛媛県知事 殿  
受援側の長

殿

応援側の長

愛媛県知事の要請を受け、愛媛県消防団広域相互応援協定第6条に定める応援出動を通知します。

＜災害等の覚知＞	
覚知方法	1 要 請                      2 その他（                      ）
覚知日時	年      月      日              時      分
覚知場所等	
＜出動する応援隊＞	
人員	応援隊の長（職、氏名）（                      ）以下      人
機械器具等の種類 及び数量	
出発日時	年      月      日              時      分
現地到着予定日時	年      月      日              時      分
現地引揚予定日時	年      月      日              時      分
帰着予定日時	年      月      日              時      分
その他 必要事項	※使用無線機の種類（チャンネル）：  ※応援隊の長の携帯電話番号（任意）：
担当部署（氏名）	
連絡方法	固定電話 携帯電話

## 4-5 重要水防箇所総括表（河川課）

（令和4年4月1日現在）

地方局建設部 土木事務所名	河川・ 海岸の別	重要水防箇所			
				特に危険な箇所	
		箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
東予地方局 四国中央土木事務所	河川	15	3,235	0	0
	海岸	0	0	0	0
東予地方局 建設部	河川	42	33,569	6	1,663
	海岸	0	0	0	0
東予地方局 今治土木事務所	河川	19	8,754	0	0
	海岸	0	0	0	0
中予地方局 建設部	河川	38	18,390	6	660
	海岸	4	2,208	0	0
国土交通省 松山河川国道事務所	河川	63	27,901	24	10,085
	海岸	0	0	0	0
中予地方局 久万高原土木事務所	河川	0	0	0	0
	海岸	0	0	0	0
南予地方局 大洲土木事務所	河川	9	25,163	0	0
	海岸	0	0	0	0
国土交通省 大洲河川国道事務所	河川	88	28,649	16	6,518
	海岸	0	0	0	0
南予地方局 八幡浜土木事務所	河川	12	9,035	1	250
	海岸	0	0	0	0
南予地方局 西予土木事務所	河川	14	15,620	0	0
	海岸	3	345	0	0
南予地方局 建設部	河川	19	15,905	1	50
	海岸	1	170	0	0
南予地方局 愛南土木事務所	河川	3	810	0	0
	海岸	15	8,786	0	0
国土交通省関係計	河川	151	56,550	40	16,603
	海岸	0	0	0	0
	計	151	56,550	40	16,603
県関係計	河川	171	130,481	14	2,623
	海岸	23	11,509	0	0
	計	194	141,990	14	2,623
総計	河川	322	187,031	54	19,226
	海岸	23	11,509	0	0
	計	345	198,540	54	19,226

## 4-6 県水防倉庫資器材保有状況（河川課）（1/2）

1 県

（令和4年4月1日現在）

品名	倉庫名	本部	四国中央	西条	周桑	今治
	所在地 単位	松山市森松	四国中央市 土居町北野	西条市中野	西条市壬生川	今治市宅間
かます	枚		850	1,860		120
むしろ	〃		394		410	60
麻袋	〃	10,300		800		120
ビニール土のう袋	〃	4,100	3,700	13,665	44,700	19,000
杭・丸太 1 m	本	310	205	340	1,037	50
〃 2 m	〃	240	428	900	291	550
〃 3 m	〃	90	86	296	60	50
〃 4 m	〃	30	41	40	50	50
〃 5 m	〃	13	15	56	5	
縄	巻		59	196	36	6
鉄線	kg	100	400	870	810	325
ロップ	巻	28	13	27	12	19
釘	kg					
かすがい	本	800	246	2,000		100
つるはし	丁	22	15	5	1	7
スコップ	〃	86	29	21	50	52
くわ	〃		4	16		10
雁爪	〃	16				
じょれん	〃	33	8			37
掛矢	〃	29	5	10	10	17
ハンマー	〃	12	6	14		10
ペンチ	〃	2	3	2		10
チェーンソー	台	2	3			1
鎌	丁	45	6	12	3	10
鋸	〃	30	2	9	2	6
おの・なた	〃	18	2	8		13
羽口	〃	9		7		
クリッパー	〃	5	3	5		4
ざるかご	ヶ		3			31
照明灯	〃	3	10	1		2
発電機	台	2	1			1
マイク	〃	2	1			1
水防マット	組					
防水ビニールシート	枚	56	32	33		40
たたみ	〃					
手箕	ヶ	29				
その他		救命胴衣 10 大型土のう160 ヘッドライト 10 一輪車 12 懐中電灯 6 鋼杭 122本 たこ 4 脚立 2 しの 13 塩ビパイプ1本 シート 2枚 フック付ロープ 3 携行缶 2 LED照明 5 電工ドラム 1	救命胴衣 10 大型土のう 80 一輪車 3 水中ポンプ 1 バケツ他 4 竹 1束 梯子 40 コーン 40 コーンバー 40 コンウェイト 40 LED合図灯 10 舗装補修材 15 オイル吸着剤 7 コートリール 1 危険杭 20	合羽 6 救命胴衣 30 竹 4束 大型土のう105 一輪車 5 しの 3 懐中電灯 10 はしご 5 吸水土のう 51	救命胴衣 6 大型土のう760 ヘッドライト 10 一輪車 13 懐中電灯 28 脚立 1 バケツ 2 オイルフェンス 40m 吸着マット 1,000 竹 1束 コーン 20 コーンバー 10	

4-6 県水防倉庫資器材保有状況（河川課）（2/2）

（令和4年4月1日現在）

大洲	八幡浜	西予	宇和島	愛南	計
大洲市中村	八幡浜市 保内町宮内	西予市 宇和町卯之町	北宇和郡 鬼北町大字奈良	愛南町 城辺甲	10箇所
		150	30	270	3,280
	30	120	30	6	1,050
			250	300	11,770
5,600	8,700	7,950	3,000	5,100	115,515
111	60	100	400	400	3,013
200	265	90	400	232	3,596
	125	60		117	884
58	50			33	352
					89
	10	28	10	43	388
50	50	25	100	50	2,780
22	7	9	17	22	176
			10	20	30
			40		3,186
10	10	21	20	3	114
71	70	64	30	35	508
2		6	10	8	56
15	3	18	20	7	79
23		20	3	3	127
19	20	13	2	4	129
18		12	6	1	79
8		9	5		39
	3	1	2	4	16
43		24	15	20	178
9	4	18	10	6	96
11	4	7	11	6	80
					16
4		2	2	2	27
40					74
6	1	1	2	1	27
2	1	1	1	1	10
			2	1	7
			3	2	5
20	20	35	15	28	279
					0
	20	23	25	7	104
救命胴衣 217	救命胴衣 14	救命胴衣 18	救命胴衣 10	救命胴衣 28	
大型土のう 77	大型土のう 110	1 t 土のう 100	大型土のう 50	大型土のう 115	
ヘッドライト 21	ヘッドライト 10	2 t 土のう 100	ヘッドライト 20	ヘッドライト 27	
一輪車 3	一輪車 10	ヘッドライト 10	一輪車 4	一輪車 5	
懐中電灯 15	懐中電灯 13	一輪車 5	懐中電灯 15	懐中電灯 24	
草刈機 1	鋼杭 50	LED発光ベスト 3	鋼杭 50	しの 10	
ガソリン缶 1	二人用たこ 1	吸水土のう 80	しの 3	吸着マット 500	
脚立 1	とび口 6	オイルフェンス 9	脚立 1	コーン 9	
しの 7	フラッシュパト 14	吸着マット 805	吸着マット 200	胴長 8	
金槌 7	リヤカー 2	コーン 30	延長コード 2	コードリール 1	
とび口 15	メガホン 6	コーンパー 9	バール 6		
担棒 10	水中ポンプ 3	懐中電灯 6	オイルフェンス 2		
	フルハーネス 4	コードリール 2	雨合羽 10		
		ガソリン缶 2			
		脚立 1			

## 4-7 林野火災応急対策用の資機材

### 1 空中消火機材貯蔵基地（四国森林管理局）

令和4年11月24日現在

森林管理署	場	所
愛媛森林管理署	上浮穴・川内、面河森林事務所 久万土場	愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 1069

### 2 貯蔵機材の内訳表（四国森林管理局）

品名	数量	摘要
散布装置	5台	バケツ型（700リットル）
水槽	4個	布製（500リットル1・1, 000リットル3）
バッテリー	5個	2個1セット
ポンプ	2台	p265
ホース	6本	40mm×20m
消化剤	32缶	クラスA泡消化剤19リットル入（2001年6月製造）
消火液着色染剤	6	10kg×2箱、5kg×4缶 容器のブリキ缶の一部に腐食あり

### 3 県の資機材の整備状況（消防防災安全課）

消火資機材名	規格	数量		
		松山市消防局 西消防署西部支署 松山市防災備蓄倉庫 常置数	新居浜市 消防本部 北消防署 常置数	陸上自衛隊 第14旅団 北徳島分屯地 第14飛行隊 常置数
バンビ バケツ	モデル1518 (6800)	2	1	1
キャリング バッグ	布製収納バッグ	2	1	1
ファイヤー ソック		2	1	1
カーゴフック 固縛用ロープ	ロープセット	2	1	1
専用リレー ボックス	UH-1 運用仕様	2	1	1

4-8 ため池箇所一覧表（農地整備課）

令和2年3月末日現在

地域	市町名	箇所数	地域別箇所数
東予	四国中央市	53	1,184
	新居浜市	67	
	西条市	192	
	今治市	828	
	上島町	44	
中予	松山市	668	1,006
	東温市	97	
	伊予市	162	
	松前町	2	
	砥部町	57	
	久万高原町	20	
南予	内子町	96	957
	大洲市	102	
	八幡浜市	30	
	伊方町	0	
	西予市	292	
	宇和島市	181	
	鬼北町	105	
	松野町	56	
	愛南町	95	
計		3,147	

## 5-1 災害情報報告（防災危機管理課）

災害報告は、県における災害応急対策を決定し、災害復旧を行うための基礎となるものであるから迅速かつ的確でなければならないので、これに対応するための災害情報報告計画は、次のとおり定めるものとする。

### 1 報告すべき災害の範囲

報告すべき災害の範囲は、災害対策基本法第2条第1号規定により定められた災害とする。

### 2 報告責任者

県関係機関の長及び市町長は、災害報告のためあらかじめ報告責任者を指定しておくものとする。

### 3 報告の方法

報告は次の方法により行うものとする。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

- (1) 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- (2) 電話
- (3) 災害情報システム
- (4) インターネット

### 4 報告の内容と時期

#### (1) 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、市町及び県機関並びに防災関係機関が災害を覚知したとき直ちに即報するものとする。

なお、報告にあたっては、迅速を旨とし、概況を様式1に示す事項について報告することとし、特に人及び家屋被害を優先して報告する。

#### (2) 中間報告

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、様式2に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時限を明らかにするものとする。

なお、報告にあたっては、警察署等と緊密な連絡をとりながら行うものとする。

#### (3) 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を災害応急対策終了後10日以内に、様式2により行うものとする。

#### (4) その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、市町等は直ちに報告するものとする。

ア 市町災害対策本部（水防本部等を含む）を設置又は解散したとき。

イ 市町長が自ら災害に関する警報を発したとき。

ウ 避難の指示を行ったとき。

### 5 災害情報の収集及び報告

#### (1) 発見者の通報義務

災害の発生又は災害の発生が予測される異状現象を発見した者は、市町長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

(2) 市町

ア 被害情報の収集は、関係機関、諸団体及び住民組織等に応援を求めて実施する。

特に、初期の情報は区長、組長等を通じ直ちに市町長に通報されるよう市町地域防災計画において体制を整えておくものとする。

イ 災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成するなどして、情報収集にあたるものとする。

ウ 被害が甚大な市町において情報の収集及び状況調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県又は関係機関の応援を求めて実施するものとする。

エ 情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と充分連絡をとるものとする。

オ 市町は、収集した情報を、前述の4の(1)、(2)及び(3)の段階に応じて、所定の様式1又は様式2により、県支部に対して報告するものとする。

なお、報告にあたっての被害認定基準については、別表の基準によるものとする。

(3) 県支部

ア 支部長は災害の発生を覚知したときは、各班長を通じて積極的に情報収集にあたらせるものとし、必要に応じ、調査班を編成する等、総合的な被害調査に努めるものとする。

イ 支部長は、管内市町から情報収集及び状況調査について応援を求められたときは速やかに職員を派遣して、応援協力するものとする。

ウ 支部長は、管内市町長からの災害即報を様式2によりとりまとめ、迅速に県本部に対し報告するものとする。

(4) 県災害対策本部

ア 各対策部総括班長は、部内各班で収集した情報を、様式2にとりまとめ、事務局に通知するものとする。また必要に応じて、収集した情報を各班に関係する指定地方行政機関に通報するものとする。

イ 本部事務局は、各対策部、各支部及び関係機関からの情報をとりまとめ、本部長、各対策部及び関係機関に対し、逐次報告又は通報するものとする。

ウ 本部事務局は、収集した災害情報を、災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、別紙様式2の(1)により、逐次、内閣府（中央防災会議）及び消防庁に対して報告するものとする。

(5) 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれの防災業務計画に定めるところにより、災害情報を状況に応じ県及びその他の関係機関に対し通報するものとする。

特に、運輸、通信、電力、ガス等の事業者は、運行不能、不通、供給停止等の事態が発生したとき又は応急復旧したとき、県災害対策本部事務局へ通報するものとする。



## 別表

## 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取扱う。	
	全壊、全焼または流失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。報告については棟数ならびに世帯数及び人員とする。	
	半壊または半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が畳をこえた程度のもをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。	
	一部破損	損壊の程度が半壊焼にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のもとする。ただし窓ガラス2～3枚が割れた程度のもを除く。	
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの	
田畑等	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	
その他被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町道（道路法第2条第1項に規定する道路、以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう流失	市町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。	
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用もしくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。	
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。	
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。	
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。		

分類	用語	被害程度の判定基準
その他被害	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被世帯被害数	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で全壊半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災者	被災世帯の構成員をいう。
火災発生	火災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵そうその他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第11条に起因する市町長等が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの
その他の公用語の解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

# 災 害 発 生 報 告

市(町村)  
 月 日 時 分  
 受 信 時 刻  
 発 信 者  
 受 信 者

1	災害発生の日時	年	月	日	時	分
2	災害発生場所					
3	災害発生原因					
4 災 害 の 概 況	(1) 状 況					
	(2) 死 傷 者	氏名	年齢	職業	住所	備考
	(3) 被 害 家 屋	世帯主	年齢	職業	所在地	被害状況
5 災 害 に 対 し て 取 ら れ た 措 置	(1) 主な措置					
	(2) 避 難 状 況	地区名	世帯数	人員	避難先	命令、自主の別、その他
	(3) 消防機関の活動状況					
	ア 出動人員 消防職員_____名、消防団員_____名、計_____名					
	イ 主な活動内容(使用した機材を含む)					

中間報告・最終報告(共用)

発信機関				区 分			被 害	区 分			被 害		
報 告 第 報				11	(1) 流失、埋没	h a		34	公共文教施設	千円			
番号( 月 日 時現在)					田	(2) 冠水	h a		35	農林水産業施設	千円		
報告者名						畑	(1) 流失、埋没	h a		36	公共土木施設	千円	
受領者名					12		(2) 冠水	h a		37	その他の公共施設	千円	
区 分			被 害			13	文教施設	箇所		38	小 計	千円	
人 的 被 害	1 死者	人			そ の 他	14	病院	箇所		39	公共施設被害市町村数	団体	
	2 行方不明者	人				15	道路	箇所		そ の 他	40	農産被害	千円
	3 (1) 重症	人				16	橋りょう	箇所			41	林産被害	千円
	負傷者(2) 軽症	人				17	河川	箇所			42	畜産被害	千円
住 家 被 害	4 全壊	棟				18	港湾	箇所			43	水産被害	千円
		世帯		19		砂防	箇所		44		商工被害	千円	
	人		20	清掃施設		箇所							
5 半壊	棟		21	崖くずれ		箇所							
	世帯		22	鉄道普通		箇所		45	その他	千円			
人		23	被害船舶	隻			46	被害総額	千円				
6 一部破損	棟		24	水道	戸		人的被害者の住所氏名等						
	世帯		25	電話	回線								
	人		26	電気	戸								
	棟		27	ガス	戸								
7 床上浸水	世帯		28	ブロック塀等	箇所								
	人						今後の見とおし						
	棟		29	り災世帯数	世帯								
8 床下浸水	世帯		30	り災者数	人		消防機関の活動状況						
	人		火 災 発 生	31	建物	件							
非 住 家	9 公共建物	棟			32	危険物	件						
	10 その他	棟			33	その他	件						

災 害 名							
発 生 年 月 日							
発 生 場 所							
災害の概要							
47 市町村災害対策本部の設置状況							
48 災害救助法の適用状況							
避難状況							
応急措置及び救助活動の状況							
出動状況	49 消防団	人	51 警察官	人	53 自衛隊	人	
	50 消防吏員	人	52 その他の応援者	人	計	人	
文教施設・公共建物の名称、被害程度			不通道路橋りょう名				

被害状況内訳書

Table with columns: 区分, 符号, 被害量, 被害額(千円), 備考. Rows include categories like 人的被害, 住家被害, 非住家被害, 農有施設, 市町村有施設, 社会福祉施設, 医療施設, 環境衛生施設, 中小企業, 鉦工業, 観光施設.

被害状況内訳書

Table with columns: 区分, 符号, 被害量, 被害額(千円), 備考. Rows include categories like 施設関係, 農畜産物関係, 農林関係被害, 水産関係, 耕地関係, 林業関係.

被害状況内訳書

Table with columns: 区分, 符号, 被害量, 被害額(千円), 備考. Rows include categories like 土木関係被害, 文教関係被害, 総合計.

## 5-2 緊急放送要請（防災危機管理課）

災害対策基本法第57条及び第61条の3に規定する災害時における放送要請に関して愛媛県知事と日本放送協会松山放送局長は、同法施行令第22条の規定に基づき次のとおり協定する。

### 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第1条 愛媛県知事（以下「甲」という。）が災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条（法第61条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき、日本放送協会松山放送局（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときは、本協定の定めるところによるものとする。

第2条 甲は、法第55条の規定に基づく通知若しくは要請又は法第60条第6項の規定に基づく避難の指示等について、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信ができない場合又は著しく困難な場合において、その通信のための特別の必要があるときに、乙に対し放送を行うことを求めることができるものとする。

第3条 甲は、愛媛県内の市町長から、法第56条の規定に基づく警報の伝達若しくは警告又は法第60条第1項及び第3項の規定に基づく避難の指示等に係る放送要請の依頼を受けたときは、前条の規定に準じ、乙に対し放送を行うことを求めることができるものとする。

2 市町長は、真にやむを得ない事情により、甲を通じて前項の要請を行うことができないときは、本協定に定める手続きを準用して、直接乙に対し放送を行うことを求めることができるものとする。

第4条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

1. 放送要請の理由
2. 放送事項
3. その他必要な事項

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど自主的に決定するものとする。

第6条 第4条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出しておくものとする。

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は甲及び乙が協議して定めるものとする。

第8条 この協定の成立を証するため当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

付 則

1. 本協定は、昭和39年12月1日から施行する。
2. 本協定は、平成27年2月13日から施行する。

平成27年2月13日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県  
知 事 中 村 時 広

松山市堀之内五番地

乙 日本放送協会松山放送局  
松山放送局長 原 田 達 也

(注) 同様の協定を以下の5放送局(会社)と締結している。

放送局名	協定締結年月日 (当初締結年月日)	協定締結者
南海放送株式会社	平成27年2月13日 (昭和52年8月1日)	代表取締役社長 田中 和彦
株式会社テレビ愛媛	平成27年2月13日 (昭和52年8月1日)	代表取締役社長 羽牟 正一
株式会社あいテレビ	平成27年2月13日 (平成4年10月1日)	代表取締役社長 左納 和宜
株式会社愛媛朝日テレビ	平成27年2月13日 (平成7年4月1日)	代表取締役社長 福田 正史
株式会社エフエム愛媛	平成27年2月13日 (昭和57年6月25日)	代表取締役社長 砂野 孝明



放送要請様式

受信者 (所属) (氏名) 発信者 (所属) (氏名)

件名 「災害対策基本法57条・第61条の3に基づく放送要請について」

平成 年 月 日 時 災害対策本部 発第 号

1 要請理由

- (1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため
- (2) 災害時の混乱を防止するため
- (3) \_\_\_\_\_ (市、町) から要請があったため
- (4) その他 ( )

2 放送事項

3 その他

貴局におかれましては、放送日時等について、速やかに下記までご連絡ください。

連絡先

### 5-3 災害時等における報道要請に関する協定（県警本部）

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県知事が愛媛県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、愛媛県が行う災害応急対策についての報道に関し、愛媛県公安委員会（以下「甲」という。）と株式会社愛媛新聞社（以下「乙」という。）との間の必要な事項を定める目的とする。

（報道の要請）

第2条 甲は、災害時等における災害の防止と被害拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- （1）警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- （2）消防、水防その他の応急措置に関すること
- （3）被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- （4）被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- （5）施設又は設備の応急の復旧に関すること
- （6）保健衛生に関すること
- （7）交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- （8）前各号に掲げるもののほか、災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

（要請の手續）

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- （1）報道要請の理由
- （2）必要な報道の内容
- （3）その他の必要な事項

（報道の実施）

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、愛媛県警察本部交通部交通規制課長及び愛媛新聞社編集局長をもってこれに充てる。

（適用）

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

（協議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙の二者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲・乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成8年12月1日

（甲）愛媛県公安委員長

山泉 眞也 印

（乙）株式会社 愛媛新聞社

代表取締役社長 今井 瑠璃男 印

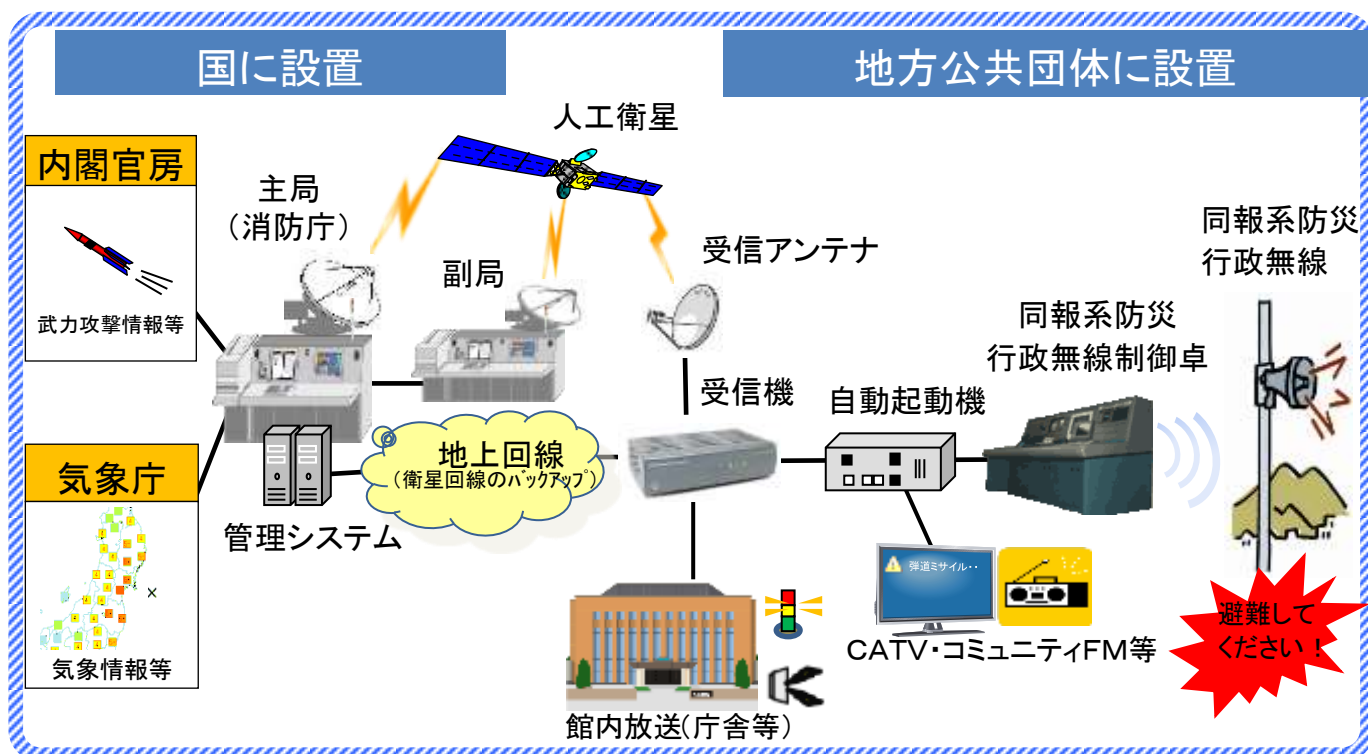
#### 5-4 愛媛県震度情報ネットワークシステム（防災危機管理課）

No	市町名 (旧市町村名)	震度観測点名称 (気象庁発表名称)	観測点所在地 (感震器設置場所)	震度計 種別
1	松山市	松山市富久町	松山市富久町277〔西消防署西部支署〕	防科研
2	旧北条市	松山市北条辻	松山市北条辻1170-6〔中央消防署北条支署〕	防科研
3	旧中島町	松山市中島大浦	松山市中島大浦1626〔中島支所〕	県
4	今治市	今治市南宝来町二丁目	今治市南宝来町2-1-1〔今治市消防本部〕	気象庁
5	旧朝倉村	今治市朝倉北	今治市朝倉北甲397〔朝倉支所〕	県
6	旧玉川町	今治市玉川町	今治市玉川町三反地甲10〔玉川支所〕	県
7	旧波方町	今治市波方町	今治市波方町樋口甲253〔波方支所〕	県
8	旧大西町	今治市大西町	今治市大西町宮脇甲506-1〔大西支所〕	県
9	旧菊間町	今治市菊間町	今治市菊間町浜822〔菊間支所〕	県
10	旧吉海町	今治市吉海町	今治市吉海町八幡137〔吉海支所〕	県
11	旧宮窪町	今治市宮窪町	今治市宮窪町宮窪2668〔宮窪支所〕	県
12	旧伯方町	今治市伯方町	今治市伯方町木浦甲1235〔伯方支所〕	県
13	旧上浦町	今治市上浦町	今治市上浦町井口6605〔上浦支所〕	県
14	旧大三島町	今治市大三島町	今治市大三島町宮浦5708〔大三島支所〕	県
15	旧関前村	今治市関前岡村	今治市関前岡村甲732〔関前支所〕	県
16	宇和島市	宇和島市丸穂	宇和島市丸穂甲978〔天神小学校〕	防科研
17	旧吉田町	宇和島市吉田町	宇和島市吉田町西小路7番地〔吉田支所〕	県
18	旧三間町	宇和島市三間町	宇和島市三間町宮野下835〔三間支所〕	県
19	旧津島町	宇和島市津島町	宇和島市津島町岩松甲471〔津島支所〕	県
20	八幡浜市	八幡浜市広瀬	八幡浜市広瀬3-889	気象庁
21	旧保内町	八幡浜市保内町	八幡浜市保内町宮内1番耕地260番地〔保内庁舎〕	県
22	新居浜市	新居浜市一宮町	新居浜市一宮町1-5-1〔新居浜市消防本部〕	気象庁
23	旧別子山村	新居浜市別子山	新居浜市別子山甲347-1〔別子山支所〕	県
24	西条市	西条市新田	西条市新田183-1〔西条市消防本部〕	県
25	旧東予市	西条市周布	西条市周布349-1〔西条市民会館〕	防科研
26	旧小松町	西条市小松町	西条市小松町新屋敷甲496〔小松総合支所〕	県
27	旧丹原町	西条市丹原町池田	西条市丹原町池田1733-1〔丹原総合支所〕	県
28	大洲市	大洲市大洲	大洲市大洲690-1〔大洲市役所〕	県
29	旧長浜町	大洲市長浜	大洲市長浜町沖浦丙2254〔沖浦公園〕	防科研
30	旧肱川町	大洲市肱川町	大洲市肱川町山鳥坂274-1	防科研
31	旧河辺村	大洲市河辺町	大洲市河辺町植松548〔河辺支所〕	県
32	伊予市	伊予市下吾川	伊予市下吾川950-3〔伊予消防本部〕	防科研
33	旧中山町	伊予市中山町	伊予市中山町出淵2番耕地138-1〔中山地域事務所〕	県
34	旧双海町	伊予市双海町	伊予市双海町上灘甲5821-6〔双海地域事務所〕	県

No	市町名 (旧市町村名)	震度観測点名称 (気象庁発表名称)	観測点所在地 (感震器設置場所)	震度計 種別
35	四国中央市(旧 伊予三島市)	四国中央市中曾根町	四国中央市中曾根町500	防科研
36	旧 川之江市	四国中央市金生町	四国中央市金生町下分791-2〔川之江文化センター〕	県
37	旧 新宮村	四国中央市新宮町	四国中央市新宮町新宮461〔新宮総合支所〕	県
38	旧 土居町	四国中央市土居町	四国中央市土居町入野178〔土居総合支所〕	県
39	西予市(旧 宇和町)	西予市宇和町	西予市宇和町卯之町3-434〔西予市役所〕	県
40	旧 明浜町	西予市明浜町	西予市明浜町高山甲3420〔明浜支所〕	県
41	旧 三瓶町	西予市三瓶町	西予市三瓶町朝立1番耕地360-1〔三瓶総合支所〕	県
42	旧 野村町	西予市野村町	西予市野村町阿下7-147〔野村中学校〕	気象庁
43	旧 城川町	西予市城川町	西予市城川町下相945〔城川総合支所〕	県
44	東温市(旧 重信町)	東温市見奈良	東温市見奈良530-1〔東温市役所〕	県
45	旧 川内町	東温市南方	東温市南方281-3	防科研
46	上島町(旧 弓削町)	上島町弓削	越智郡上島町弓削下弓削210〔弓削総合支所〕	県
47	旧 魚島村	上島町魚島	越智郡上島町魚島1番耕地1362-1〔魚島総合支所〕	県
48	旧 生名村	上島町生名	越智郡上島町生名621-1〔生名総合支所〕	県
49	旧 岩城村	上島町岩城	越智郡上島町岩城1427-2〔岩城総合支所〕	県
50	久万高原町(旧 久万町)	久万高原町久万	上浮穴郡久万高原町久万212〔久万高原町役場〕	県
51	旧 面河村	久万高原町洪草	上浮穴郡久万高原町洪草2431〔面河支所〕	県
52	旧 美川村	久万高原町東川	上浮穴郡久万高原町東川428	防科研
53	旧 柳谷村	久万高原町柳井川	上浮穴郡久万高原町柳井川923〔柳谷支所〕	県
54	松前町	愛媛松前町筒井	伊予郡松前町大字筒井631〔松前町役場〕	県
55	砥部町	砥部町宮内	伊予郡砥部町宮内1392〔砥部町役場〕	県
56	旧 広田村	砥部町総津	伊予郡砥部町総津1124	防科研
57	内子町(旧 五十崎町)	内子町平岡	喜多郡内子町平岡甲168〔内子町役場〕	県
58	旧 内子町	内子町内子	喜多郡内子町内子1515〔内子分庁〕	県
59	旧 小田町	内子町小田	喜多郡内子町小田81番地〔小田支所〕	県
60	伊方町	伊方町湊浦	西宇和郡伊方町湊浦1993-1〔伊方町役場〕	県
61	旧 瀬戸町	伊方町三机	西宇和郡伊方町三机乙3003-6〔瀬戸総合支所〕	県
62	旧 三崎町	伊方町三崎	西宇和郡伊方町三崎1881	防科研
63	松野町	松野町松丸	北宇和郡松野町大字松丸343〔松野町役場〕	県
64	鬼北町(旧 広見町)	愛媛鬼北町近永	北宇和郡鬼北町大字近永1214〔鬼北町防災センター〕	県
65	旧 日吉村	愛媛鬼北町下鍵山	北宇和郡鬼北町大字下鍵山463〔日吉支所〕	県
66	愛南町(旧 城辺町)	愛南町城辺	南宇和郡愛南町城辺甲2420〔愛南町役場〕	県
67	旧 内海村	愛南町柏	南宇和郡愛南町柏497〔内海支所〕	県
68	旧 御荘町	愛南町御荘	南宇和郡愛南町御荘平城3063〔御荘支所〕	県
69	旧 一本松町	愛南町一本松	南宇和郡愛南町広見3535〔一本松支所〕	県
70	旧 西海町	愛南町船越	南宇和郡愛南町船越1289-1〔西海支所〕	防科研

## 5-5 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の概要(防災危機管理課)

弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報などの緊急情報を、人工衛星を通じて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市区町村防災行政無線(同報系)等を自動的に起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することが可能なシステム。



### 【J-ALERTで配信される情報一覧】

	情報の種別	同報無線等を自動起動するもの	市町村の設定により同報無線等を自動起動できるもの
1	弾道ミサイル情報	○	
2	航空攻撃情報	○	
3	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	○	
4	大規模テロ情報	○	
5	その他の国民保護情報	○	
6	緊急地震速報	○	
7	津波警報(※)	○	
8	津波警報	○	
9	噴火警報(居住地域)(※)	○	
10	噴火警報	○	
11	気象等の特別警報(※)	○	
12	東海地震予知情報		○
13	東海地震注意情報		○
14	震度速報		○
15	津波注意報		○
16	噴火警報(火口周辺)		○
17	気象等の警報		○
18	土砂災害警戒情報		○
19	竜巻注意情報		○
20	記録的短時間大雨情報		
21	指定河川洪水予報		
22	東海地震に関連する調査情報		
23	震源・震度に関する情報		
24	噴火予報		
25	気象等の注意報		

(※)特別警報

## 5-6 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書（技術企画室）

### 【(一社)愛媛県建設業協会】

愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県建設業協会（以下「乙」という。）は、大規模な地震・風水害等（以下「大規模災害」という。）が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時に、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

(1) 公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告。

(2) 障害物の除去及び応急復旧。

(3) その他甲が必要とする業務。

（応急対策業務施工者）

第4条 乙は、応急対策業務を実施する必要がある区域又は区間について、あらかじめ応急対策業務施工者（以下「応急業務施工者」という。）を選定しておくものとする。

（応急対策業務の指示）

第5条 応急業務施工者は、応急対策業務の施工箇所を所管する地方局長（以下「所管地方局長」という。）の指示を受けて業務を行うものとする。

ただし、必要な場合は、応急業務施工者の自主的判断により実施することができるものとする。

（応急対策業務の報告）

第6条 応急業務施工者が応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務内容等を記載した報告書を所管地方局長に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した経費のうち、(2)及び(3)については甲が負担するものとし、(1)については甲は負担しないものとする。

（補償）

第8条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対

する損害補償に関する条例（昭和 38 年愛媛県条例第 27 号）」を適用する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合。
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合。
- (3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合。

2 第 3 条に規定する応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は応急業務施工者の資機材等に損害が生じた場合は、応急業務施工者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により所管地方局長に報告し、その処置について双方協議するものとする。

(細目)

第 9 条 この協定に基づく応急対策業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 16 年 9 月 14 日

松山市一番町 4 丁目 4 番地 2

甲 愛媛県

知 事 加 戸 守 行

松山市二番町 4 丁目 4 番地 4

乙 社団法人愛媛県建設業協会

会 長 有 光 和 雄

**【愛媛県建設産業団体連合会】**

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県建設産業団体連合会（以下「乙」という。）は、大規模な地震・風水害等（以下「大規模災害」という。）が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時に、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（応急対策業務及び対象団体）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

(1) 公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告

(2) 障害物の除去及び応急復旧

(3) 応急復旧に係る調査、測量及び設計

(4) 応急対策に必要な資材及び機材の提供

(5) その他甲が必要とする業務

2 本協定の対象となる乙の加盟団体（以下「対象団体」という。）及び具体的な応急対策業務は、別表のとおりとする。

（応急業務施工者）

第4条 乙は、応急対策業務を実施する必要がある区域又は区間について、あらかじめ応急対策業務施工者（以下「応急業務施工者」という。）を選定しておくものとする。

（応急対策業務の指示）

第5条 応急業務施工者は、応急対策業務の施工箇所を所管する地方局長（以下「所管地方局長」という。）の指示を受けて業務を行うものとする。

ただし、必要な場合は、応急業務施工者の自主的判断により実施することができるものとする。

（応急対策業務の報告）

第6条 応急業務施工者が応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務内容等を記載した報告書を所管地方局長に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条第1項に規定する応急対策業務の実施に要した費用のうち、第2号から第5号に係るものについては甲が負担するものとし、第1号に係るものについて甲は負担しないものとする。



(補償)

第8条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）」を適用する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合。
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合。
- (3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合。

2 第3条に規定する応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は応急業務施工者の資機材等に損害が生じた場合は、応急業務施工者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により所管地方局長に報告し、その処置について双方協議するものとする。

(細目)

第9条 この協定に基づく応急対策業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年3月19日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 加戸守行

愛媛県松山市二番町四丁目4番地4

乙 愛媛県建設産業団体連合会

会長 浅田毅

別表（第3条関係）

対象団体及び応急対策業務

団体名	応急対策業務
（社）愛媛県測量設計業協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告並びに応急復旧に係る調査、測量及び設計</li> <li>○その他甲が必要とする業務</li> </ul>
四国地質調査業協会 愛媛支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告並びに応急復旧に係る調査、設計及びボーリング関連工事に係る応急復旧</li> <li>○その他甲が必要とする業務</li> </ul>
（社）愛媛県電設業協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共土木施設の照明設備、電光掲示設備、排水ポンプ設備、その他電気設備等に関する被害情報の収集及び甲に対する報告並びに障害物の除去及び応急復旧</li> <li>○応急対策に必要な発電機、投光器等電気関係資機材の提供</li> <li>○その他甲が必要とする業務</li> </ul>
（社）日本造園建設業協会愛媛県支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共土木施設の樹木、緑地、修景施設等に関する被害情報の収集及び甲に対する報告並びに倒木等障害物の除去及び応急復旧</li> <li>○その他甲が必要とする業務</li> </ul>
（社）全国道路標識・標示業協会四国支部 愛媛県協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共土木施設の標識、防護柵、その他交通安全施設等に関する被害情報の収集及び甲に対する報告並びに障害物の除去及び応急復旧</li> <li>○応急対策に必要な標識、防護柵、その他交通安全資機材等の提供</li> <li>○その他甲が必要とする業務</li> </ul>
（社）全国特定法面保護協会四国地方支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共土木施設の法面災害等に関する被害情報の収集及び甲に対する報告並びに浮石、落石、倒木等障害物の除去及び応急復旧</li> <li>○その他甲が必要とする業務</li> </ul>
愛媛県法面工事業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共土木施設の法面災害等に関する被害情報の収集及び甲に対する報告並びに浮石、落石、倒木等障害物の除去及び応急復旧</li> <li>○その他甲が必要とする業務</li> </ul>

（注）ここでいう公共土木施設とは、甲が管理する道路、河川、港湾、海岸、砂防、地すべり、急傾斜地、都市公園に係る施設及び区域をいう。

## 5-7 大規模災害時における救援支援活動に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県隊友会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時に必要な救援支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時における、住民の安全を確保するため、甲が乙に対して、災害救援に関し協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があると認められるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法ともって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1） 災害応急対策物資等の輸送支援活動
- （2） 負傷者等の救出・救護支援活動
- （3） 避難所の運営支援活動
- （4） その他災害応急対策支援活動

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、要請業務を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を様式第2号により甲に提出するものとする。

2 甲は、第2条の規定により救援活動を要請したときは、関係市町、警察、消防等関係機関にその旨を通知するものとする。

（費用の負担）

第5条 第4条の規定により、乙が実施した業務に要した燃料費及びその他の経費は、甲が負担する。ただし、人件費は除くものとする。

2 前項の費用は、当該地域における通常の実費とし、甲乙協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(免責事項)

第7条 乙の業務実施により生じた乙の事故等に対しては乙の責に帰するものとし、甲は、その責を負わない。

(救援活動可能能力の報告)

第8条 乙は、毎年4月1日現在の人員等救援活動可能能力を甲に報告するものとする。

(担当者等の報告)

第9条 甲と乙は、様式第3号により、この協定に係る担当者及び連絡先等を協定締結後、速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成17年11月17日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年11月17日

松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 加戸守行

松山市三番町8丁目352-1

自衛隊愛媛地方連絡部内

乙 愛媛県隊友会

会長 重松恵三

様式第1号

派遣要請書

第 号

平成 年 月 日

愛媛県隊友会

会長

殿

愛媛県知事

大規模災害時における救援支援活動の要請について

「大規模災害時における救援支援活動に関する協定」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第4条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する救援支援活動

要請する期間	活動区域及び活動内容	派遣規模

様式第2号

措 置 状 況 報 告 書

平成 年 月 日

愛媛県知事

殿

愛媛県隊友会  
会長

「大規模災害時における救援支援活動に関する協定」第4条の規定に基づき、当会の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

救援支援活動実施状況

活動可能期間	活動区域及び活動内容	派遣規模

様式第3号

担当者連絡先報告書

平成 年 月 日

殿

「大規模災害時における救援支援活動に関する協定」第8条の規定に基づき、担当者名及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

順位	所 属	担当者名	電話 (FAX) 番号
1			TEL FAX
2			TEL FAX
3			TEL FAX

(注) 電話 (FAX) 番号は、緊急時に連絡可能なものを記載



## 5－8 大規模災害発生時等の支援に関する協定

愛媛県警察本部（以下「甲」という。）と愛媛県警友会連合会（以下「乙」という。）は、大規模災害、大規模警衛警護警備を要する事案その他警察職員の大量動員を要する事案の発生時（以下「大規模災害発生時等」という。）における警察業務の円滑な推進を確保するための支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時等において乙から支援を得ることで、甲の警察業務をより円滑に推進することを目的とする。

（支援の要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時等において、必要があると認めるときは、乙に対し支援を要請するものとする。

2 前項の規定による支援要請は、支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等によることができる。

3 甲は、第1項の規定による支援要請について変更が生じたとき又はその必要がなくなったときは、その都度、乙に通知するものとする。

（支援員の選定）

第3条 前条第1項の規定による支援要請を受けた乙は、原則として愛媛県警察安全協力員運用要綱（平成20年12月26日付け例規警第1606号、生企第1595号、交企第398号、備第566号。以下「要綱」という。）に規定する愛媛県警察安全協力員（以下「警察安全協力員」という。）の中から支援員を選定し、甲に通知するものとする。

（その他）

第4条 要綱に基づく警察安全協力員の運用については、従前のおりとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から起算して30日前までに、甲及び乙のいずれからも特別の意思表示がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 8月 1日

甲 愛媛県警察本部長  
警視長 川邊 俊一

乙 愛媛県警友会連合会  
会長 渡邊 滋夫

別記様式（第2条関係）

年 月 日

愛媛県警友会会長 殿

愛媛県警察本部長

支援要請書

事 案 名	
活 動 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
活 動 場 所	
必 要 人 員	
活 動 内 容	
備 考	

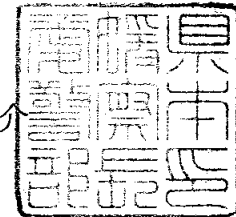
## 大規模災害に際しての愛媛県警察と陸上自衛隊第14特科隊との相互協力に関する協定

愛媛県警察(以下「県警察」という。 )と陸上自衛隊第14特科隊(以下「第14特科隊」という。 )は、大規模災害(県警察及び第14特科隊の相互の協力が必要となるその他の事態を含む。 以下同じ。 )に際し、迅速かつ円滑な応急対策の実施等に資するため、県警察と第14特科隊の相互協力に関し、次のとおり協定する。

平成18年4月3日

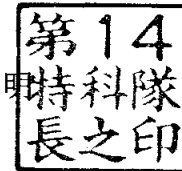
愛媛県警察本部長

警視長 栗野友介



陸上自衛隊第14特科隊長

1等陸佐 幸野英明



### (協定の目的)

第1条 この協定は、大規模災害に際し、県警察及び第14特科隊がその任務を遂行するため、相互の連絡調整並びに警察官等(県警察職員及び県警察装備をいう。 )及び第14特科隊の大規模災害の発生地その他の目的地(以下「被災地等」という。 )への迅速な移動に係る協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (大規模災害に際しての協力の内容)

第2条 この協定に定める相互協力の内容は、「情報交換」、「連携のための調整」及び「移動のための協力」とする。

#### 1 情報交換

- (1) 県警察及び第14特科隊は、速やかに大規模災害に係る情報を収集し、相互に提供するものとする。
- (2) 第14特科隊は、県警が情報を収集するに当たり、県警察職員の自衛隊の航空機への同乗及びその他の必要な協力を行うものとする。
  - ア 県警察は、県警察職員の自衛隊の航空機への同乗及びその他の協力を必要とするときは、様式1により第14特科隊に依頼するものとする。
  - イ 第14特科隊は、前項の依頼内容を適当と認めたときは、速やかに様式2により県警察に回答するものとする。

## 2 連携のための調整

- (1) 県警察及び第14特科隊は、被災地等における人命救助及びその他の救助活動又は事態への対応(以下「救援活動等」という。)をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整を行うものとする。
- (2) 連携のための調整は、県警察及び第14特科隊で現地調整機関等を設け、原則として県警察の施設における調整のための会議により行うものとする。

## 3 移動のための協力

(1) 第14特科隊は、救援活動等を行うことを命ぜられた警察官等の愛媛県内の被災地等への迅速な移動を確保するため、当該警察官等の輸送協力を行うものとする。

ア 県警察は、上記移動にかかわる協力を必要とするときは、様式1により第14特科隊に依頼するものとする。

イ 第14特科隊は、前項の依頼内容を適当と認めたときは、速やかに様式2により県警察に回答するものとする。

(2) 県警察は、災害派遣を命ぜられた第14特科隊が愛媛県内において移動する際に、先導その他当該部隊の被災地等への迅速な移動を確保するために必要な協力を行うものとする。

ア 第14特科隊は、上記移動にかかわる協力を必要とするときは、様式3により県警察に依頼するものとする。

イ 県警察は、前項の依頼内容を適当と認めたときは、速やかに様式4により第14特科隊に回答するものとする。

## 4 緊急を要する場合の協力依頼

第2条1(2)、第2条3(1)及び(2)に規定する協力については、文書によるいとまがないときは口頭により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(平素の連絡調整)

第3条 県警察と第14特科隊は、大規模災害に際し、迅速かつ適切にその任務を遂行することができるように、平素から連絡調整を行うものとする。

(協議)

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、及びこの協定に定めのない事項については、その都度、県警察と第14特科隊で協議するものとする。

## 附 則

- 1 この協定は、平成18年4月3日から実施する。
- 2 大規模災害に際しての愛媛県警察と陸上自衛隊第2混成団特科大隊との相互協力に関する協定(平成9年5月12日付け協定)は、廃止する。

様式 1

備 第 号  
年 月 日

陸上自衛隊第14特科隊長 殿

愛媛県警察本部長 印

大規模災害発生に伴う警察活動への協力について(依頼)  
「大規模災害に際しての愛媛県警察と陸上自衛隊第14特科隊との相互協力に関する協定」に基づき、次のとおり警察活動への協力を依頼します。

協力種別	<input type="checkbox"/> 情報収集のための自衛隊航空機への同乗						
	<input type="checkbox"/> 警察官等の移動のための協力						
日 時	年 月 日 時 分から 時 分までの間						
種 別	<input type="checkbox"/> ヘリコプター <input type="checkbox"/> その他 ( )						
区 間							
(コース)							
搭乗者等 ( 名 )	所 属	職名(階級)	氏 名	年齢	血液型	連 絡 先 等	
備 考							

様式 2

14特第 号  
年 月 日

愛媛県警察本部長 殿

陸上自衛隊第14特科隊長 印

大規模災害発生に伴う警察活動への協力について(回答)

「大規模災害に際しての愛媛県警察と陸上自衛隊第14特科隊との相互協力に関する協定」に基づき、 年 月 日付けで依頼のあった件について、次のとおり協力することとしたので回答します。

第特長

協力種別	<input type="checkbox"/> 情報収集のための自衛隊航空機への同乗 <input type="checkbox"/> 警察官等の移動のための協力			
日時	年 月 日 時 分から 時 分までの間			
種別	<input type="checkbox"/> ヘリコプター <input type="checkbox"/> その他 (                    )			
区間 (コース)				
人員	所	属	職名(階級)	氏 名
				以下 名
備考 (条件等)				

14特第 号  
年 月 日

愛媛県警察本部長 殿

陸上自衛隊第14特科隊長 印

大規模災害発生に伴う自衛隊部隊への協力について(依頼)  
「大規模災害に際しての愛媛県警察と陸上自衛隊第14特科隊との相互協力に関する協定」に基づき、次のとおり自衛隊部隊への協力を依頼します。

協力種別	<input type="checkbox"/> 自衛隊部隊の先導等				
日時	年 月 日 時 分から 時 分までの間				
区間					
(コース)					
部隊規模	部隊名				
	責任者	以下 名			
	車 両	大 型	台	そ の 他	台
		中 型	台	計	台
小 型		台			
備 考 (条件等)					

様式 4

備 第 号  
年 月 日

陸上自衛隊第14特科隊長 殿

愛媛県警察本部長

印

大規模災害発生に伴う自衛隊部隊への協力について(回答)

「大規模災害に際しての愛媛県警察と陸上自衛隊第14特科隊との相互協力に関する協定」に基づき、 年 月 日付けで依頼のあった件について、次のとおり協力することとしたので回答します。

第特長

協力種別	<input type="checkbox"/> 自衛隊部隊の先導等				
日 時	年 月 日 時 分から 時 分までの間				
区 間					
(コース)					
自衛隊の 部隊規模	部隊名				
	責任者	以下 名			
	車 両	大 型	台	そ の 他	台
		中 型	台	計	台
小 型		台			
責 任 者	所 属				
	階 級	氏 名			
	車 両	パトカー	台	計	台
白バイ		台			
備 考 (条件等)					



策定の背景

○東日本大震災の教訓

- ・命を守ることを最優先に「減災」の考え方を基本とし、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせることが必要
- ・「想定外」を繰り返さないよう、あらゆる可能性を考慮して対策を講じることが必要

○国の動き

- ・災害対策基本法の改正
- ・防災基本計画の修正
- ・南海トラフ巨大地震を対象とした地震被害想定
- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の策定

○本県の対応

- ・地震被害想定調査の実施

◆想定地震

- ・南海トラフ巨大地震
- ・安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（芸予地震）
- ・讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震
- ・石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震
- ・石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）の地震

◆想定結果（南海トラフ巨大地震）

〔地震動〕 県内ほぼ全域で震度6弱以上、13市町で最大震度7  
 〔津波〕 各市町を代表する港の最高津波水位は、  
 宇和海沿岸で7～9m程度、瀬戸内海沿岸で3～4m程度  
 県内の最高津波水位は21.3m（伊方町名取西海岸）  
 県全体の浸水面積は11,995ha

◆被害推計（南海トラフ巨大地震）

〔死者数〕 16,032人  
 〔全壊・焼失棟数〕 243,628棟  
 〔経済被害〕 16.2兆円

- ・愛媛県地域防災計画の修正  
 東日本大震災の教訓や他の災害から得られた知見等を反映
- ・各種防災・減災対策の実施

アクションプランの内容

○想定地震

南海トラフ巨大地震

○策定の目的

東日本大震災の教訓や南海トラフ地震に対する国の対策、本県の地震被害想定調査の結果などを踏まえ、本アクションプランを策定し、防災・減災対策を計画的かつ着実に推進していくことにより、近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震の被害から県民の生命を守り、被害を最小限に抑える。

○施策の柱

I 被害軽減対策の推進

～ 地震・津波から県民の生命を守るために ～

II 災害応急体制の確立

～ 発災後の被害拡大を防ぐために ～

III 復旧・復興体制の確立

～ 県民の生活を速やかに再建するために ～

○計画期間

平成27年度から令和6年度までの10年間

中間見直しとして令和2年3月に修正

○減災目標

想定される死者数を10年間で概ね8割減少させる

○施策体系

減災目標の達成に向け、3つの施策の柱のもと8つの基本政策、36の施策項目、181の実施項目に体系化、各実施項目は具体的な施策内容と年度計画を明示、可能な限り数値目標を設定

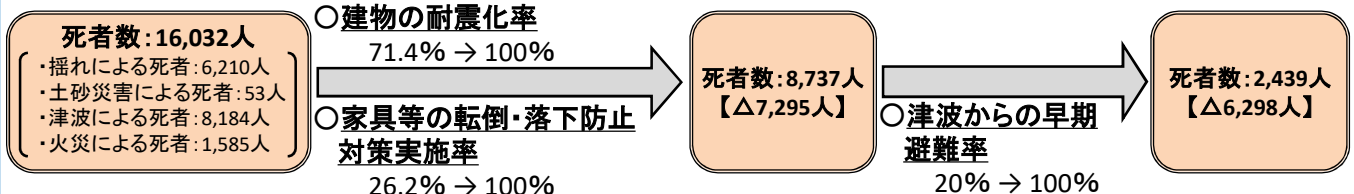
○数値目標

減災目標を達成するため124の数値目標を設定



(参考) 減災効果例

本県の地震被害想定調査では、人的被害が最大となる南海トラフ巨大地震において、仮に下図の対策を講じた場合、死者が16,032人から2,439人まで「約85%」軽減できると推計している。



## 5-1 1 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

(技術企画室)

国土地理院と愛媛県は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び愛媛県が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに県勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

### (地理空間情報の提供及び物品の貸与)

第3条 国土地理院及び愛媛県は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

### (災害対応等における協力)

第4条 国土地理院及び愛媛県は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

### (技術支援)

第5条 国土地理院及び愛媛県は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

### (窓口の設置)

第6条 国土地理院及び愛媛県は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

### (有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び愛媛県のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年2月21日

茨城県つくば市北郷一番  
国土交通省国土地理院長

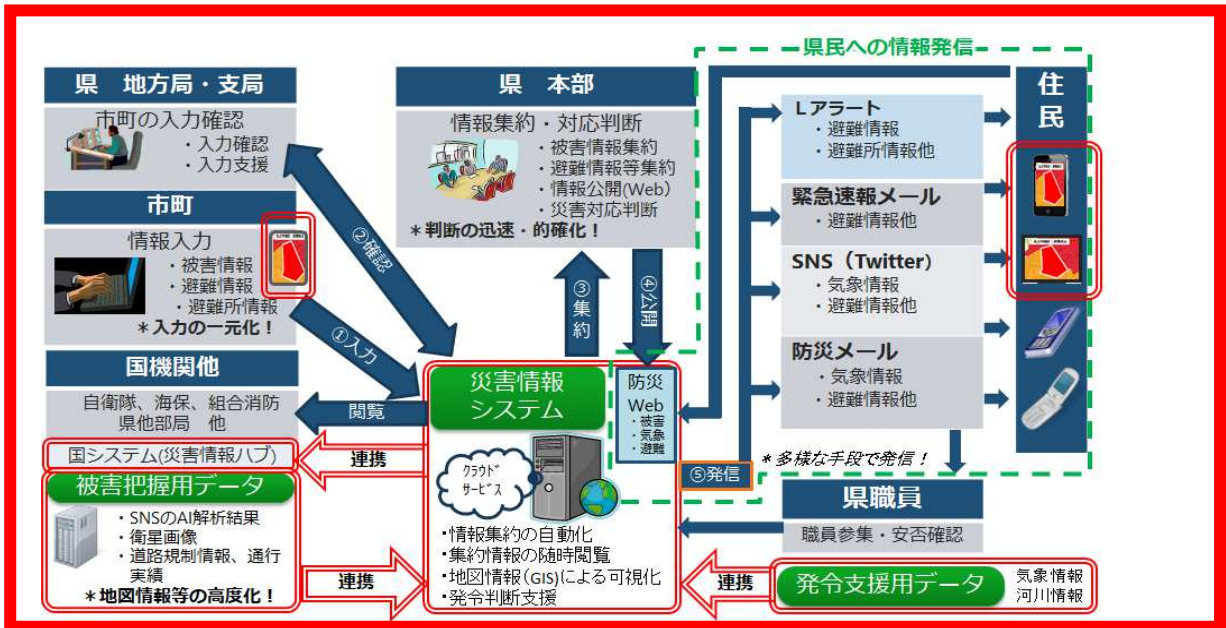
岡本 博

愛媛県松山市一番町4丁目4-2  
愛媛県知事

中村 時広

## 5-12 愛媛県災害情報システムの概要（防災危機管理課）

災害時において、市町等から被害情報等を迅速に集約し、関係者で共有するとともに、住民へ多様な手段で確実に伝達するシステム



### 【システムの機能】

#### ◆ 情報集約の迅速・可視化

迅速に集約された地図情報などの可視化された被害の詳細情報を関係者で共有し、的確・迅速な災害対応判断が可能

- ・被害情報の集約、取りまとめ資料作成
- ・地図情報（GIS）や県内市町の被害状況一覧での災害情報の共有
- ・市町が発令する避難指示等の避難情報や避難所開設情報等の管理 等

#### ◆ 住民への確実・迅速な伝達

現在の防災メールやホームページ、SNSなどにスマートフォンアプリも加え、伝達手段の多様化を図り、確実・迅速に伝達

## 1 基本理念

国土強靱化の趣旨を踏まえ、防災・減災対策を中心とした活力のある地域づくりを図ることにより、『強く、しなやかで、美しい「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」』を目指し、計画を策定する。

## 2 基本目標

1の基本理念を達成するため、次の4項目を基本目標として掲げる。

- ① すべての人命の確保が最大限図られること
- ② 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ すべての被害の迅速な復旧復興が図られること

## 3 計画期間

本計画は、「えひめ震災対策アクションプラン」と連携して推進することとし、計画期間は、同プランと同様、令和6年度までとするほか、毎年度進捗管理を行うとともに、必要に応じ見直しを実施する。

## 4 対象とする自然災害（リスク）

本県の地域特性を踏まえ、甚大な被害が発生する可能性のある次の2つの自然災害を対象とする。

- (1) 南海トラフ地震
- (2) 台風、集中豪雨等による風水害（水害、土砂災害等も含む）

## 5 脆弱性の評価

4つの基本目標を達成するため、8つの「事前に備えるべき目標」と33の「起きてはならない最悪の事態」を設定して、脆弱性の評価を実施した。

## 6 強靱化の推進方針

脆弱性の評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」ごとの強靱化の推進方針を84項目に整理するとともに、施策の達成度・進捗状況を把握するため、項目ごとに203の重要業績指標（再掲を含む）を設定した。

## 7 施策の重点化

限られた資源で効率的かつ効果的に強靱化を進めるため、「起きてはならない最悪の事態」のうち15項目を重点化プログラムとして設定した。

## 8 計画の推進

PDCAサイクルにより、計画の進捗管理や見直しを実施していく。

## 9 その他

国の国土強靱化関係交付金・補助金の重点配分・優先採択等に対応するため、事業名等を明記した取組一覧を令和元年度末の中間見直し時に整理し、毎年度の国予算の状況に応じて更新していく。

## 5-14 災害情報の放送等に関する協定（県警本部）

株式会社エフエム愛媛（以下「甲」という。）と愛媛県警察本部（以下「乙」という。）は、災害情報の放送及び通信に関する協定を次のとおり締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲および乙が災害に関する情報を広く県民に提供し、災害から県民を守ることを目的とする。

### （放送等による情報提供）

第2条 乙は、県民の生命・身体の安全を確保するため、災害対策本部が設置されるような事象が発生し、かつ甲の放送や通信による情報提供が必要と認められる場合は、甲に対してラジオ放送等を通じて情報発信を依頼するものとする。

2 甲は、乙から発信を依頼された前項の情報に関し自主的判断に基づき放送・発信するものとする。

### （県民からの情報）

第3条 甲は、電話やメール等を通じて、甲に寄せられた地域の異常や被災に関する情報を必要に応じて、乙に確認を求めることとする。

2 乙は、甲から寄せられた情報の事実確認を行い、必要があれば第2条に従い、甲に情報発信を依頼するものとする。

### （配意事項）

第4条 第2条により、情報提供する内容については、乙がその責任を負うものとする。ただし、甲が当該内容と異なるものを放送・発信した場合は、甲がその責任を負うものとする。

2 甲および乙は、この協定を通じて知り得た個人に関する情報を第三者に漏らしてはならない。

### （その他）

第5条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が署名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

付 則

この協定は、平成 27 年 9 月 4 日から施行する。

平成 27 年 9 月 4 日

甲 株式会社エフエム愛媛

代表取締役社長 砂野 孝明

乙 愛媛県警察本部

本部長 伊藤 昇一

## 5-14 災害情報の放送等に関する協定（県警本部）

南海放送株式会社（以下「甲」という。）と愛媛県警察本部（以下「乙」という。）は、災害情報の放送及び通信に関する協定を次のとおり締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲および乙が災害に関する情報を広く県民に提供し、災害から県民を守ることを目的とする。

### （放送等による情報提供）

第2条 乙は、県民の生命・身体の安全を確保するため、災害対策本部が設置されるような事象が発生し、かつ甲の放送や通信による情報提供が必要と認められる場合は、甲に対してラジオ放送のほか、ホームページやスマートフォンアプリ、SNS等での情報発信を依頼するものとする。

2 甲は、乙から発信を依頼された前項の情報に関し自主的判断に基づき放送・発信するものとする。

### （県民からの情報）

第3条 甲は、電話やメール、スマートフォンアプリ等を通じて、甲に寄せられた地域の異常や被災に関する情報を必要に応じて、乙に確認を求めることとする。

2 乙は、甲から寄せられた情報の事実確認を行い、必要があれば第2条に従い、甲に情報発信を依頼するものとする。

### （配意事項）

第4条 第2条により、情報提供する内容については、乙がその責任を負うものとする。ただし、甲が当該内容と異なるものを放送・発信した場合は、甲がその責任を負うものとする。

2 甲および乙は、この協定を通じて知り得た個人に関する情報を第三者に漏らしてはならない。

### （その他）

第5条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が署名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。



付 則

この協定は、平成 27 年 9 月 4 日から施行する。

平成 27 年 9 月 4 日

甲 南海放送株式会社

代表取締役社長 田中 和彦

乙 愛媛県警察本部

本部長 伊藤 昇一

5-15

情報提供ネットワーク構築に関する協定

平成24年1月

## 情報提供ネットワーク構築に関する協定

国土交通省四国地方整備局（以下「甲」という。）と徳島県、香川県、愛媛県又は高知県のうちいずれか一の県（以下「乙」という。）は、情報提供ネットワークにより、甲が管理する映像情報等の提供及び国（内閣府）の災害対策本部又は警戒本部若しくは現地対策本部（以下「内閣府」という。）が収集した映像情報等の共有に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が総合的防災体制の強化・効率化を図ることを目的として、情報提供ネットワークを利用し、甲が管理する映像情報等を提供及び内閣府が収集した映像情報等を甲と乙が共有する場合の基本的事項を定めるものである。

### （提供する映像情報等）

第2条 この協定に基づき、甲が提供する映像情報等の種類は、別途定める細目協定によるものとする。

### （共有する映像情報等）

第3条 この協定に基づき、甲と乙が共有する内閣府が収集した映像情報等の種類は、別途定める細目協定によるものとする。

### （映像情報等の活用）

第4条 この協定に基づき甲が提供する映像情報等は、乙が活用できるものとする。ただし、第1条に規定する目的以外のために活用する場合には、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。なお、内閣府が収集した映像情報等の活用については、別途定める細目協定によるものとする。

### （費用負担）

第5条 この協定に基づく甲の映像情報等の提供及び内閣府が収集した映像情報等の共有に必要な施設（以下「施設」という。）の設置に要する甲及び乙の費用負担については、施設の責任分界点に基づくことを原則とし、別途定める細目協定によるものとする。

2 前項の費用負担の原則を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

### （財産の帰属）

第6条 施設の財産権は、甲の設置するものにあつては甲に帰属し、乙の設置するものにあつては乙に帰属するものとする。

2 この協定に基づき甲が提供する映像情報等について、乙が複製等を必要とする場合においては、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(映像情報等の提供及び共有に係る責任)

第7条 甲又は乙は、次に掲げる事由により甲の映像情報等の提供及び内閣府が収集した映像情報等の共有を一時的に停止することができるものとし、停止した場合にあっても、乙又は甲にその責任を問わないものとする。

- 一 天災その他の不可抗力による甲又は乙の施設の故障
- 二 甲又は乙の施設の保守又は点検

(ネットワークセキュリティの確保)

第8条 乙は、甲が設置する施設に接続する施設等について、ネットワークセキュリティの確保に万全を期するものとする。なお、乙にセキュリティ上の問題が発生した場合は、甲は問題が解決するまで情報提供ネットワークを切断出来るものとする。

(第三者への映像情報等の提供)

第9条 甲から提供を受けた映像情報等を乙が第三者に提供する場合の扱いについては、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成24年1月31日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がないときは、引き続きこの協定の有効期間を1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

附 則

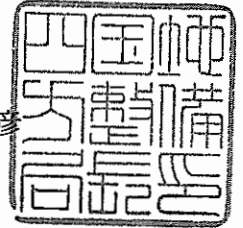
1. この協定は、平成18年2月17日から施行する。
2. この協定は、平成24年1月31日に改定する。

この協定締結の証として、本書5通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年1月31日

甲 高松市サンポート3番33号  
国土交通省四国地方整備局長

川崎正彦



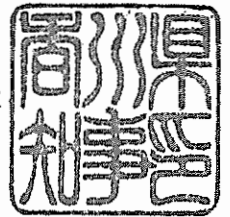
乙 徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県知事

飯泉嘉門



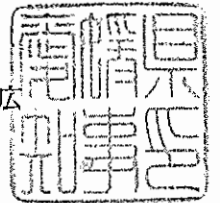
乙 高松市番町4丁目1番10号  
香川県知事

浜田恵造



乙 松山市一番町4丁目4番地2号  
愛媛県知事

中村時広



乙 高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県知事

尾崎正直



## 5-16 大規模災害発生時における技術支援及び共同研究に関する協定

### 【特定非営利活動法人 愛媛県建設技術支援センター】

愛媛県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人愛媛県建設技術支援センター（以下「乙」という。）とは、愛媛県内において地震、津波及び豪雨等により大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、迅速かつ適切な災害応急対策等を行うことを目的として、乙が有する人材・資機材・専門的な知識を活用し、乙が甲に対して技術的な支援（以下、「技術支援」という。）を実施するため、及び愛媛県に限らず他の都道府県（以下、「他県」という。）で大規模災害が発生した場合、被災地の公共土木施設の被災・復旧状況等を調査・分析し、愛媛県に適用可能な災害応急対策方法等を共同研究するため、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙に対して技術支援を求める時に必要な事項及び共同研究に必要な事項を定めるものとする。

#### （技術支援の協力要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時に、乙に対して技術支援の協力を要請することができるものとする。なお、要請は文書により行うものとするが、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、甲に対して速やかに文書にて支援の可否を回答し、派遣が可能な技術者を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により回答し、その後速やかに文書により行うものとする。

#### （提供可能な技術等）

第3条 乙は、提供可能な技術等について、あらかじめ選定しておくものとする。

#### （技術支援）

第4条 甲が乙に対し協力を要請する技術支援は、次に示す事項とする。

- (1) 公共土木施設の災害応急対策等に関する事項
- (2) 被災宅地危険度判定等の有資格業務に関する事項
- (3) その他、甲が必要とする技術支援に関する事項

#### （共同研究）

第5条 甲及び乙は、次の研究について共同で実施する。なお、実施にあたっては、甲乙協議により決定するものとする。

- (1) 他県において大規模災害が発生した場合における、被災地の公共土木施設の被災・復旧状況等の調査・分析及び愛媛県に適用可能な災害応急対策方法等についての研究

#### （費用の負担）

第6条 第4条及び第5条の実施に要する経費については、原則として乙が負担するものとする。ただし、第4条の事務実施に要する事務機器、現地調査のための車両及び執務室に要する費用について並びに第5条の甲に要する費用については、甲が負担するものとする。

(守秘義務)

第7条 乙は、この協定に基づき技術支援及び共同研究を行う場合において知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(細目)

第8条 この協定に基づく技術支援を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年3月27日

松山市一番町4丁目4番地2  
甲 愛媛県

知 事

松山市一番町4丁目1番地2  
乙 特定非営利活動法人  
愛媛県建設技術支援センター

理事長

「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領

本要領は、平成 29 年 4 月 11 日付け総行市第 26 号、消防災第 51 号「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について（以下「通知」という。）」の具体的な取り扱いを定めたものである。

### 1 本県の担当部署について

県の担当部署については、別添 1、市町の担当部署については、別添 2 のとおり

### 2 報告の流れについて

震度 6 弱以上の地震を観測した市町は、別紙 1 の様式により管轄の地方本部（支部）へ、報告を受けた地方本部（支部）は、県本部へ報告するものとする。

### 3 報告にあたっての留意事項

#### （1）市町

震度 6 弱以上の地震を観測した市町は、1 の担当部署から 1 に示す管轄の地方本部（支部）へ災害情報システムの文書フォルダ機能を利用して報告する。

なお、停電等により災害情報システムが使用できない場合は、FAX を用い、FAX が使用できない場合は、電話等によって報告する。

#### （2）地方本部（支部）

報告を受けた地方本部（支部）は、災害情報システムの文書フォルダ機能により県本部へ報告する。その際、管轄の市町の報告が全て揃うのを待つことなく、その都度報告する。

通知 II 1 の職員の現地派遣等の担当については、愛媛県災害時情報収集職員派遣要領第 5 条第 2 項の指名職員が行う。なお、市町からの連絡を確認できないということは、情報通信手段を喪失し、当該市町に甚大な被害の発生が想定されることから、職員を派遣することとした場合は、災害情報システム、電話等によって県本部に確実にその旨を伝達する。

#### （3）県本部

震度 6 弱以上の地震が発生した場合、県本部統括司令部統括調整・指令室情報システム運用班は、災害情報システムの設定に併せ、市町からの報告様式の提出先となる文書フォルダを作成する。

フォルダ名及び階層

行政機能確保確認

| \_\_ 1 地方本部（支部）→県

| \_\_ 2 市町→地方本部（支部）



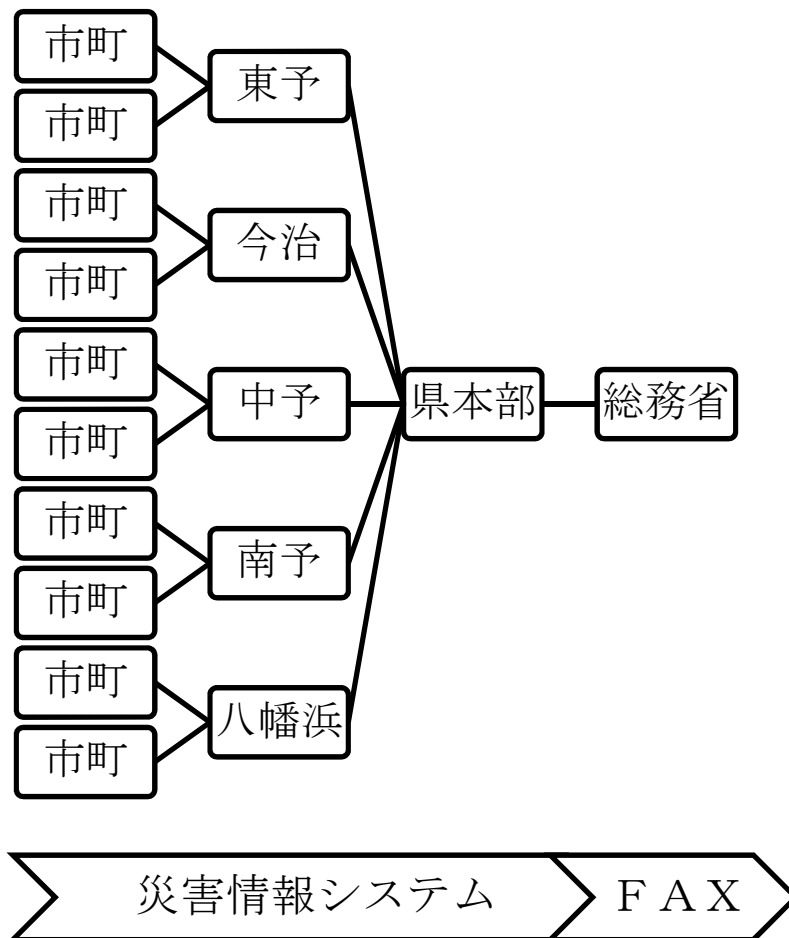
県本部統括司令部統括調整・指令室情報収集・連絡班は、発災後 12 時間までは、地方本部（支部）から報告のあった案件をまとめて、12 時間を超えてからは報告のあったその都度、総務省市町村課へ F A X を用いて報告する。

F A X が使用できない場合は、電話等により報告する。

総務省市町村課 F A X 03-5253-5592

T E L 03-5253-5516

参考 フロー図



### ヘリテレ映像の提供に関する協定

災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策に資するため、愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県警察本部（以下「乙」という。）との間で、愛媛県警察ヘリコプターテレビ伝送システム映像（以下「ヘリテレ映像」という。）の提供に関し、次のとおり協定する。

（要請及び提供）

第1条 甲は、ヘリテレ映像の提供を要請する場合は、乙に対して必要性及び場所を明示するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、支障のない限りにおいてヘリテレ映像を提供するものとする。

（映像の取扱い要件）

第2条 甲は、乙に許可なく、ヘリテレ映像（ビデオテープその他の映像記録媒体によるものも含む。）を報道機関その他の機関に提供してはならない。

2 甲は、前項の規定に反した場合は、一切の責任を負うものとする。

（協議）

第3条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲、乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成17年9月1日

甲 愛媛県知事

加 戸 守 行

乙 愛媛県警察本部長

栗 野 友 介

## 大規模災害時等の情報伝達の協力に関する協定

愛 媛 県

愛媛県CATV協議会

## 大規模災害時等の情報伝達の協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県CATV協議会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法で規定する災害、武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態等、その他の重大な事件・事故等が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）における情報伝達の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害時等において、乙及びその会員企業等が保有する通信機材及び通信網等を活用して情報伝達を行うことにより、甲の情報収集体制の確保に協力し、もって県民の安全確保に寄与することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 乙は、前条の情報収集体制の確保のため、甲の要請に基づき、次の各号に掲げる事項について、業務に支障をきたさない範囲で協力するものとする。

- （1）甲が応急対応のため必要とする映像等の伝送に係る優先的な対応
- （2）前号の対応の実施にあたって必要となる人員の派遣及び資機材の提供
- （3）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

2 前項の項目は、甲乙間で協議のうえ、追加又は変更することができる。

3 乙が行う協力の具体的内容は、その都度、甲及び乙が協議のうえ決定する。

### （要請）

第3条 甲は、前条第1項に規定する事項について協力を求める必要があると判断したときは、乙に対し、文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

### （甲の支援）

第4条 甲は、乙が第2条第1項に掲げる事項を実施する場合、乙に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- （1）映像等の伝達の実施にあたって必要となる関係機関との調整
- （2）人員を派遣する場所への通行路の確保に関する関係機関との調整

### （報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき実施した業務を完了したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

(訓練)

第6条 乙は、本協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する総合防災訓練等において、情報伝達に係る訓練の実施に努めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく協力を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知しなければならない。連絡責任者に変更があったときも同様とする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙から廃止または変更の申し出がないときは、本協定はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 本協定の履行に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、双方署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和4年3月23日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県  
知事 中村 時広

乙 愛媛県松山市大手町1丁目11-4  
愛媛県CATV協議会  
会長 宮内 隆

## 災害時等における無人航空機の協力に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）とえひめドローン安全協議会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）で規定する災害、その他重大な事件・事故等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における無人航空機（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 22 項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、災害時等において、甲から乙に対して行う、無人航空機の活用に係る協力要請に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力要請）

第 2 条 甲は、災害時等で必要があると認めるときは、乙に対して、無人航空機による協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、協力の内容、期間等を明らかにし、「協力要請書（様式第 1 号）」により行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがない場合は、電話等により要請を行うものとし、後日、速やかに「協力要請書」を提出するものとする。

### （協力業務）

第 3 条 甲が、乙に対して協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 無人航空機による静止画・動画の撮影
- (2) (1) による情報収集・データの提供
- (3) その他甲が必要と認めるもの

### （協力業務の実施）

第 4 条 乙は、第 2 条第 1 項の規定による協力要請を受けたときは、可能な範囲で、協力業務に必要な無人航空機及び人員を出動させ、甲が指定する現場指揮者の指示に従って業務を実施するものとする。

### （協力業務の報告）

第 5 条 乙は、協力業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を「協力業務実施報告書（様式第 2 号）」により、甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 協力業務に要した費用については、当該災害時等の発生直前の適正な価格を基準として、甲乙協議の上で決定し、甲が負担するものとする。

(保険の加入等)

第7条 乙は、協力業務の実施に当たり、必要な保険（損害保険等）に加入している無人航空機を使用するものとする。

2 乙の保有する無人航空機が協力業務中に破損、損失した等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。

(事故発生時の責任負担)

第8条 この協定に基づく協力業務に係る事故発生時の責任は乙が負い、乙の名で、誠実に処理することとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、この協力業務の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、協力業務上で知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(訓練等の実施)

第10条 乙は、平時より、甲が本協定に基づく災害時等を想定した訓練等への参加に努め、本協定の実効性の向上に努めるものとする。

(連絡責任者の報告)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、「連絡責任者届（様式第3号）」により協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定の定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から文書による協定終了の意思表示がない限り、同一の条件で更に1年間継続するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年10月24日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県  
知事 中村時広

乙 愛媛県松山市問屋町6-21  
えひめドローン安全協議会  
会長 大野茂



様式第1号（第2条関係）

## 協 力 要 請 書

年 月 日

（被要請者）

様

（要請者）

「災害時等における無人航空機の協力に関する協定書」第2条第2項に基づき、下記のとおり協力要請します。

### 記

#### 1 協力要請を必要とする状況

#### 2 必要とする協力の内容

必要とする協力の内容	期間	場所	備考

#### 3 問合せ先

（組織名称・担当者名）

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以 上

## 協力業務実施報告書

年 月 日

（要請者）

様

（被要請者）

「災害時等における無人航空機の協力に関する協定書」第5条に基づき、年 月 日付で協力要請があった件について、下記のとおり履行しましたので報告します。

### 記

#### 1 履行した内容

協力の内容	期間	場所	備考

#### 2 問合せ先

（組織名称・担当者名）

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以 上

## 連絡責任者届

### 【 愛 媛 県 】

#### 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

#### 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

#### 3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

### 【 えひめドローン安全協議会 】

#### 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

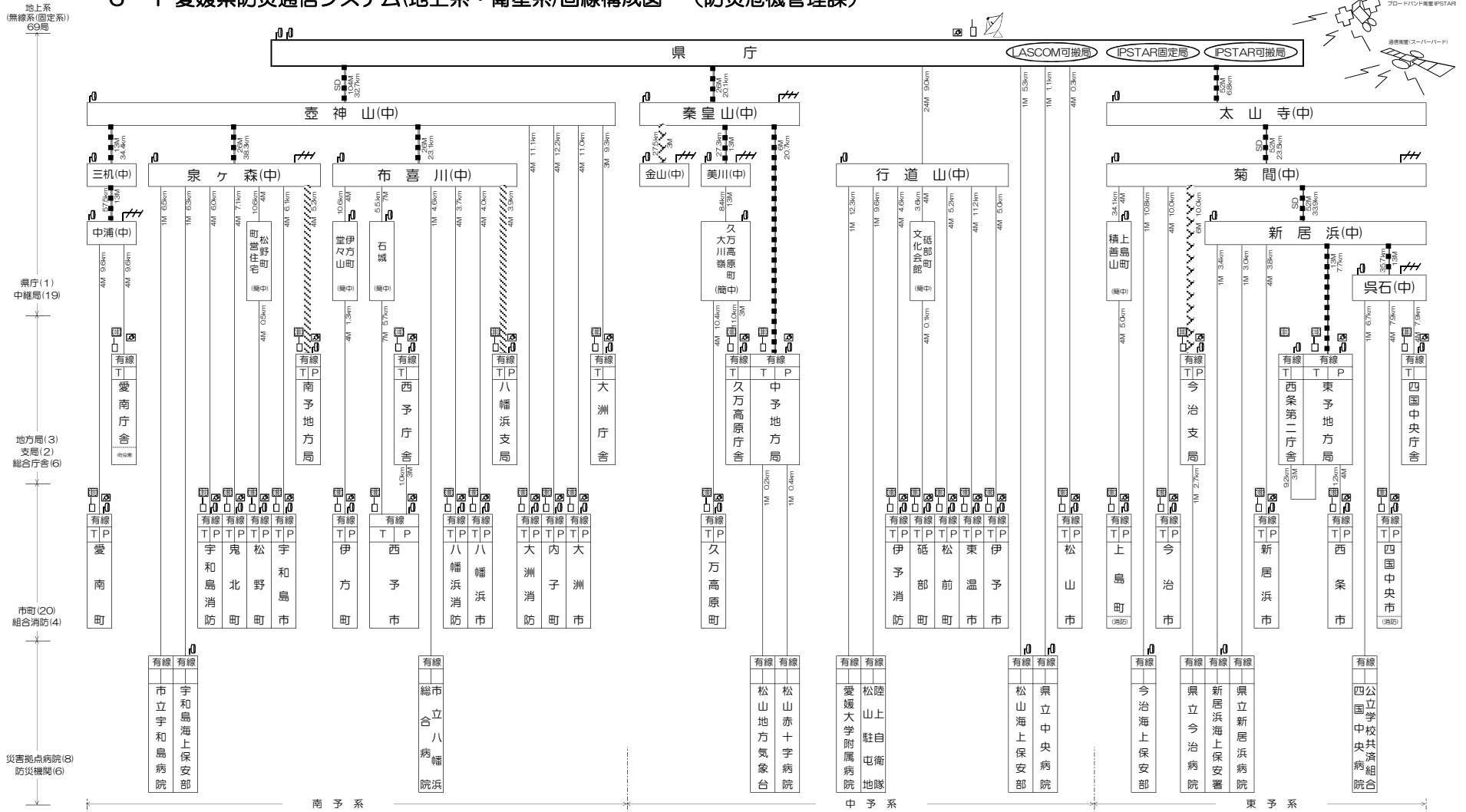
#### 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

#### 3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

# 6-1 愛媛県防災通信システム(地上系・衛星系)回線構成図 (防災危機管理課)



地上系(無線系(固定系))未接続局 12局

有線	有線	有線	有線	有線	有線	有線	有線	有線	有線	有線	有線
南宇和病院	山財ダ	須賀川ダ	面河ダ	台タ	玉川ダ	黒瀬ダ	鹿森ダ	松山発工水	銅山川発電	消防学校	伊予国電力所

凡例

【地上系】	
固定系	無線系
移動系	有線系
機能	

【局別】参照

有線(プロードバンド)接続局	58局
遠隔制御ネットワークカメラ	36局
テレビ会議システム	35局

【衛星系】参照

有線(プロードバンド)接続局	62
遠隔制御ネットワークカメラ	58局
テレビ会議システム	36局
一斉指令発令端末	35局

【地上系(無線系(固定系))内訳】

固定局 (7.5Ghz帯・12Ghz帯)	18
5Ghz帯無線アクセス基地局 (FB)	48
無線系(移動系)内訳	55
基地局 (FB)	7
全県移動局 (ML)	123
内里観測機	17
旗携帯市町・組合消防	56
伊予発電所	48
全県移動 (150MHz帯単体回線) 陸上移動局 (ML)	2

【衛星系内訳】

県庁	1
地方局・支局	5
消防組合庁舎	6
消防・発電所・消防学校・消防(災害拠点病院等)	11
市町・組合消防	24
防災機	15

【衛星系】

システム	局別	系統	局数	合計
LASCOM	地球局	県庁	1	38
	可搬局	地方局・支局	5	
	TVRO局	消防組合庁舎	6	
		市町・組合消防	24	
IPSTAR	可搬局	県庁	1	30
	固定局	地方局・支局	5	
		市町・組合消防	24	
		合計	31	

## 6-2 愛媛県非常通信協議会構成員名簿（防災危機管理課）

令和4年10月1日現在

構成員（機関名・団体名）	委員	所在地及び電話番号	備考
愛媛県	防災安全統括部長	(790-8570) 松山市一番町4-4-2	(089)941-2111 (内2318) 会長
四国総合通信局	無線通信部長	(790-8795) 松山市味酒町2-14-4	(089)936-5066
中国四国管区警察局 四国警察支局愛媛情報通信部	部長	(790-8573) 松山市南堀端町2-2	(089)934-0110 (内6077)
松山海上保安部	部長	(791-8058) 松山市海岸通2426-5	(089)951-1197
松山地方気象台	台長	(790-0873) 松山市北持田町102	(089)941-0012
四国電力送配電株式会社 松山支社	電力部長	(790-0012) 松山市湊町6-6-2	(089)946-9943
日本放送協会の 松山放送局	(技術)専任部長	(790-8501) 松山市堀之内5	(089)921-1126
一般社団法人日本アマチュア無線連盟 愛媛県支会	支部長	(790-0912) 松山市畑寺町830-24	(089)977-8259
愛媛県町村会	事務局長	(790-0001) 松山市一番町4-1-2 愛媛県自治会館3階	(089)941-7598 監査委員
株式会社伊予銀行	総務部長	(790-0006) 松山市南堀端町1	089-907-1047 監査委員
愛媛県警察本部	警備課長	(790-8573) 松山市南堀端町2-2	(089)934-0110 (内5751)
四国地方整備局 松山河川国道事務所	所長	(790-0056) 松山市土居田町797-2	(089)972-0034 (内283)
南海放送株式会社	技術統括部長	(790-8510) 松山市本町1-1-1	(089)915-3811
公益財団法人愛媛県消防協会	事務局長	(790-0864) 松山市築山町1-35	(089)921-8517
日本銀行松山支店	総務課長	(790-0003) 松山市三番町4-10-2	(089)933-2211
日本赤十字社愛媛県支部	事務局長	(790-0854) 松山市岩崎町2-3-40	(089)945-6792
愛媛新聞社	システム部長	(790-8511) 松山市大手町1-12-1	(089)935-2275
西日本電信電話株式会社 四国支店	設備部長	(790-0061) 松山市南江戸町1283-1 (NTT西日本 松山研修センタービル A棟2F)	(089)909-6033
愛媛県市長会	事務局長	(790-0001) 松山市一番町4-1-2 愛媛県自治会館5階	089-993-6202
宇和島自動車株式会社	運輸課長	(798-0034) 宇和島市錦町3-22	(0895)22-2200
瀬戸内運輸株式会社	総務部長	(794-0033) 今治市東門町1-2-1	(0898)23-3711
愛媛県自動車無線協会	会長	(790-0067) 松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル3F	(089)943-5354
今治海上保安部	部長	(794-0027) 今治市南大門町1-3-1	(0898)22-0118
伊予鉄道株式会社	施設課長	(790-0807) 松山市平和通6-140	(089)948-3182
株式会社テレビ愛媛	技術部長	(790-8537) 松山市真砂町119	(089)943-1698
株式会社エフエム愛媛	放送部長	(790-8565) 松山市竹原町1-10-7	(089)945-1111
宇和島海上保安部	部長	(798-0003) 宇和島市住吉町3-1-3	(0895)22-1256
株式会社あいテレビ	技術部長	(790-8529) 松山市竹原町1-5-25	(089)921-2121
株式会社NTTドコモ 四国支社愛媛支店	支店長	(790-0065) 松山市宮西2-9-33	(089)923-5050
株式会社愛媛朝日テレビ	技術部長	(790-8525) 松山市和泉北1-14-11	(089)946-9607
松山刑務所	処遇部長	(791-0293) 東温市見奈良1243-2	(089)964-3355

## 6-3 市町の非常通信ルート（防災危機管理課）

①：通常通信ルート ②以降：非常通信ルート

愛媛県	<b>防災危機管理課</b> 県 防 電話：地上特番-500-0-2318 F A X：地上特番-500-201～203 地上特番-500-211～214 地上特番-500-221～223 地上特番-500-231～234
	N T T 電話：089-912-2318 F A X：089-941-2160 089-912-2335

松山市	<b>防災・危機管理課</b> 県 防 電話：地上特番-601-0-6795 F A X：地上特番-601-21 N T T 電話：089-948-6795 F A X：089-934-1813
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

今治市	<b>防災危機管理課</b> 県 防 電話：地上特番-602-0-30603 F A X：地上特番-602-21 N T T 電話：0898-36-1558 F A X：0898-32-2765
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②——今治警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③——今治市消防本部——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課） ④——四国電力(株)松山支店今治営業所～～四国電力(株)松山支店……愛媛県庁（防災危機管理課） ⑤……今治海上保安部——松山海上保安部……愛媛県庁（防災危機管理課） ⑥……南海放送(株)今治支局——南海放送(株)……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

### 【関係機関連絡先】

- 今治警察署（警備課） 電話：0898-34-0110
- 今治市消防本部 電話：0898-32-2773
- 四国電力(株)松山支店今治営業所（お客さまセンター） 電話：0898-22-9860
- 今治海上保安部（警備救難課） 電話：0898-22-0118
- 南海放送(株)今治支局（技術計画部） 電話：0898-25-1232

宇和島市	<b>危機管理課</b> 県 防 電話：地上特番-603-0-451 F A X：地上特番-603-21 N T T 電話：0895-49-7006 F A X：0895-24-6094
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……宇和島警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③……宇和島地区広域事務組合消防本部——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課） ④……四国電力(株)宇和島支店～～四国電力(株)松山支店……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

### 【関係機関連絡先】

- 宇和島警察署（警備課） 電話：0895-22-0110
- 宇和島地区広域事務組合消防本部 電話：地上特番-624-0-311 0895-22-7500
- 四国電力(株)宇和島支店（情報通信課） 電話：0895-22-2500

八幡浜市	<b>総務課 危機管理・原子力対策室</b> 県 防 電話：地上特番-604-0-1323 F A X：地上特番-604-21 N T T 電話：0894-22-5997 F A X：0894-24-0610 ①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……八幡浜警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③……八幡浜地区施設事務組合消防本部——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）
------	---

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 八幡浜警察署（警備課） 電話：0894-22-0110
- 八幡浜地区施設事務組合消防本部 電話：地上特番-623-0-300～623-0-304 0894-22-0119

新居浜市	<b>危機管理課</b> 県 防 電話：地上特番-605-0-2384 F A X：地上特番-605-21 N T T 電話：0897-65-1282 F A X：0897-33-5180 ①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……新居浜警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③……新居浜市消防本部——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課） ④……四国電力送配電(株)新居浜支社～～四国電力(株)松山支店……愛媛県庁（防災危機管理課）
------	--

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 新居浜警察署（警備課） 電話：0897-35-0110
- 新居浜市消防本部 電話：0897-34-0119
- 四国電力送配電(株)新居浜支店（情報通信課） 電話：0897-37-4313

西条市	<b>危機管理課</b> 県 防 電話：地上特番-606-0-3122 F A X：地上特番-606-21 N T T 電話：0897-56-5151 F A X：0897-52-1725 ①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……西条警察署——県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③——西条市消防本部（東消防署）——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課） ④——西条市消防本部（西消防署）——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）
-----	---

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 西条警察署（警備課） 電話：0897-56-0110
- 西条市消防本部  
   東消防署（通信指令室） 電話：0897-55-0119  
   西消防署（通信指令室） 電話：0898-68-0119

大洲市	<b>危機管理課</b> 県 防 電話：地上特番-607-0-358 F A X：地上特番-607-21 N T T 電話：0893-24-1742 F A X：0893-24-2122 ①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……大洲警察署——県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③……大洲消防署——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課） ④……四国電力(株)八幡浜営業所～～四国電力(株)松山支店……愛媛県庁（防災危機管理課）
-----	---

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 大洲警察署（警備課） 電話：0893-25-1111
- 大洲地区広域消防事務組合消防本部（警防課）  
   電話：地上特番-622-22～622-24 0893-24-0119
- 四国電力(株)八幡浜営業所（お客様センター） 電話：0898-22-5578

伊予市	危機管理課
	県 防 電話：地上特番-608-0-1351 F A X：地上特番-608-21
	N T T 電話：089-982-1218 F A X：089-983-3681
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……伊予警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③——伊予消防署——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 伊予警察署（警備課） 電話：089-982-0110
- 伊予消防等事務組合消防本部（通信指令課）  
電話：地上特番-621-0-240 089-982-0119

四国中央市	四国中央市消防本部
	県 防 電話：地上特番-609-21 F A X：地上特番-609-21
	N T T 電話：0896-28-9119 F A X：0896-23-6614
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……四国中央警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 四国中央警察署（警備課） 電話：0896-24-0110

西予市	危機管理課
	県 防 電話：地上特番-610-0-1513 F A X：地上特番-610-21
	N T T 電話：0894-62-6491 F A X：0894-62-6514
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……西予警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③……西予市消防本部——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 西予警察署（警備係） 電話：0894-62-0110
- 西予市消防本部西予市消防署  
電話：0894-62-4558

東温市	危機管理課
	県 防 電話：地上特番-611-22 F A X：地上特番-611-21 ～611-24
	N T T 電話：089-964-4483 F A X：089-964-1609
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……松山南警察署重信交番～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③——東温市消防署——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課） ④……伊予鉄道(株)見奈良駅～～伊予鉄道(株)松山市駅……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 松山南警察署重信交番 電話：089-964-2231
- 東温市消防署 電話：089-964-5210
- 伊予鉄道(株)鉄道部 電話：089-948-3323



上 島 町	上島町消防本部 消防防災課	
	県 防 電話：地上特番-612-22	F A X：地上特番-612-21
	~612-23	
	N T T 電話：0897-77-3116	F A X：0897-77-4111
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……伯方警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）	

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

□伯方警察署（警備係） 電話：0897-72-0110

久 万 高 原 町	総務課 危機管理室	
	県 防 電話：地上特番-613-22	F A X：地上特番-613-21
	~613-24	
	N T T 電話：0892-21-1111	F A X：0892-21-2860
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……久万高原警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③～～久万高原町消防本部——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）	

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

□久万高原警察署（警備係） 電話：0892-21-0110

□久万高原町消防本部 電話0892-21-2411

松 前 町	危機管理課	
	県 防 電話：地上特番-614-0-2331	F A X：地上特番-614-21
	N T T 電話：089-989-5103	F A X：089-984-6272
		①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……伊予警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③……松前消防署——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

□伊予警察署（警備課） 電話：089-982-0110

□伊予消防等事務組合松前消防署（消防係） 電話：089-984-3404

砥 部 町	総務課	
	県 防 電話：地上特番-615-0-215	F A X：地上特番-615-21
	N T T 電話：089-962-6110	F A X：089-962-4277
		①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……松山南警察署砥部交番～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③——伊予消防等事務組合砥部出張所——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

□松山南警察署砥部交番 電話：089-962-2135

□伊予消防等事務組合砥部消防署 電話：089-962-2119

内子町	総務課
	県 防 電話：地上特番-616-0-318 F A X：地上特番-616-21
	N T T 電話：0893-44-2111 F A X：0893-44-4300
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……大洲警察署内子交番～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③……内子消防署——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 大洲警察署内子交番 電話：0893-43-0110  
大洲地区広域消防事務組合内子消防署 電話：0893-43-0119

伊方町	総務課 危機管理係
	県 防 電話：地上特番-617-0-212 F A X：地上特番-617-21
	N T T 電話：0894-38-0211 F A X：0894-38-1373
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……伊方駐在所——県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③……八幡浜地区施設事務組合消防署第二分署——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 八幡浜警察署伊方駐在所 電話：0894-38-1194  
八幡浜地区施設事務組合消防署第二分署 電話：0894-36-3119

鬼北町	危機管理課
	県 防 電話：地上特番-619-0-235 F A X：地上特番-619-21
	N T T 電話：0895-45-1111 F A X：0895-45-1119
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……宇和島警察署鬼北交番～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③……宇和島地区広域事務組合鬼北消防署——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 宇和島警察署鬼北交番 電話：0895-45-1144  
宇和島地区広域事務組合鬼北消防署 電話：0895-45-2461

松野町	防災安全課
	県 防 電話：地上特番-618-0-220 F A X：地上特番-618-21
	N T T 電話：0895-42-1110 F A X：0895-42-1102
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……宇和島警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③……宇和島地区広域事務組合鬼北消防署——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 宇和島警察署松野駐在所 電話：0895-42-0042  
宇和島地区広域事務組合鬼北消防署 電話：0895-45-2461

愛南町

愛南町消防本部

県 防 電話：地上特番-620-22 F A X：地上特番-620-21  
 ～620-23  
 N T T 電話：0895-72-0131 F A X：0895-73-1119

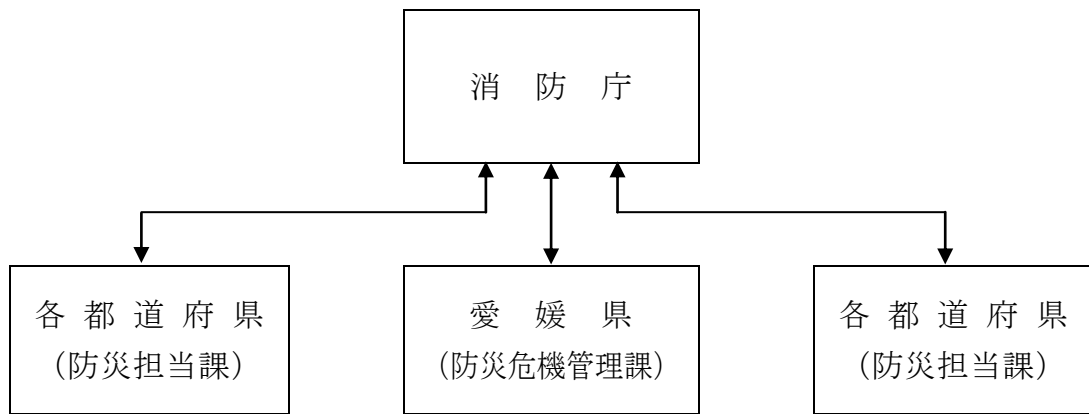
- ①——愛媛県庁（防災危機管理課）
- ②……愛南警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課）
- ③……愛南町消防本部——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）
- ④……宇和島自動車(株)城辺営業所——宇和島自動車(株)松山営業所……愛媛県庁（防災危機管理課）
- ⑤……四国電力(株)城辺営業所～～四国電力(株)松山支店……愛媛県庁（防災危機管理課）
- ⑥……愛南町消防本部(衛星携帯電話)——愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

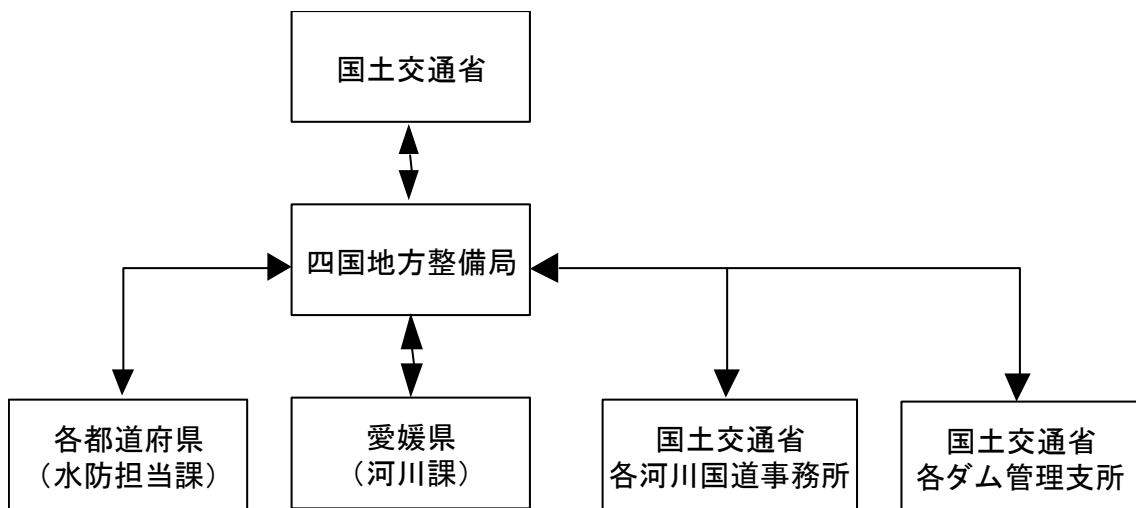
【関係機関連絡先】

- 愛南警察署（警備係） 電話：0895-72-0110
- 愛南町消防本部 衛星携帯電話：090-8976-9778
- 愛南町役場（総務課） 衛星携帯電話：090-6886-7951
- 宇和島自動車(株)城辺営業所 電話：0895-72-0772
- 四国電力(株)城辺営業所（お客様センター） 電話：0895-72-0004

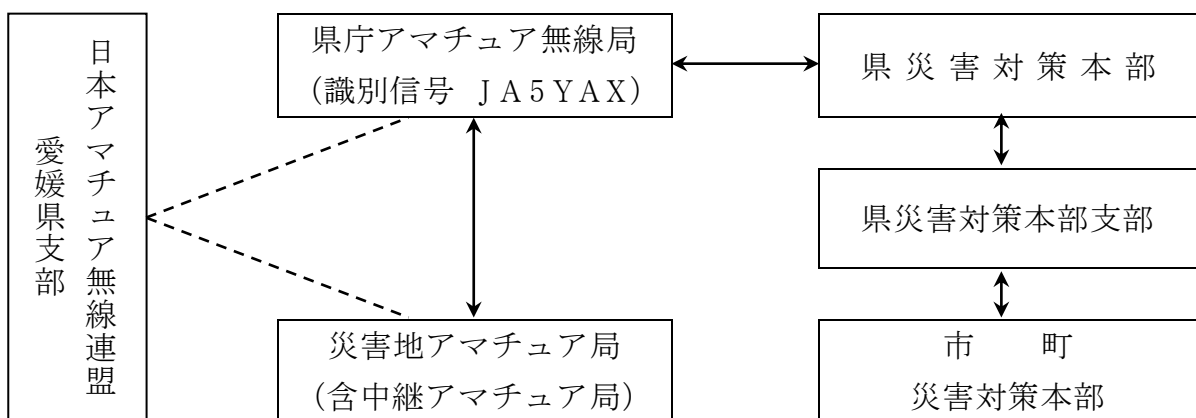
6-4 消防防災用多重無線電話系統図（防災危機管理課）



6-5 水防用多重無線電話系統図（河川課）



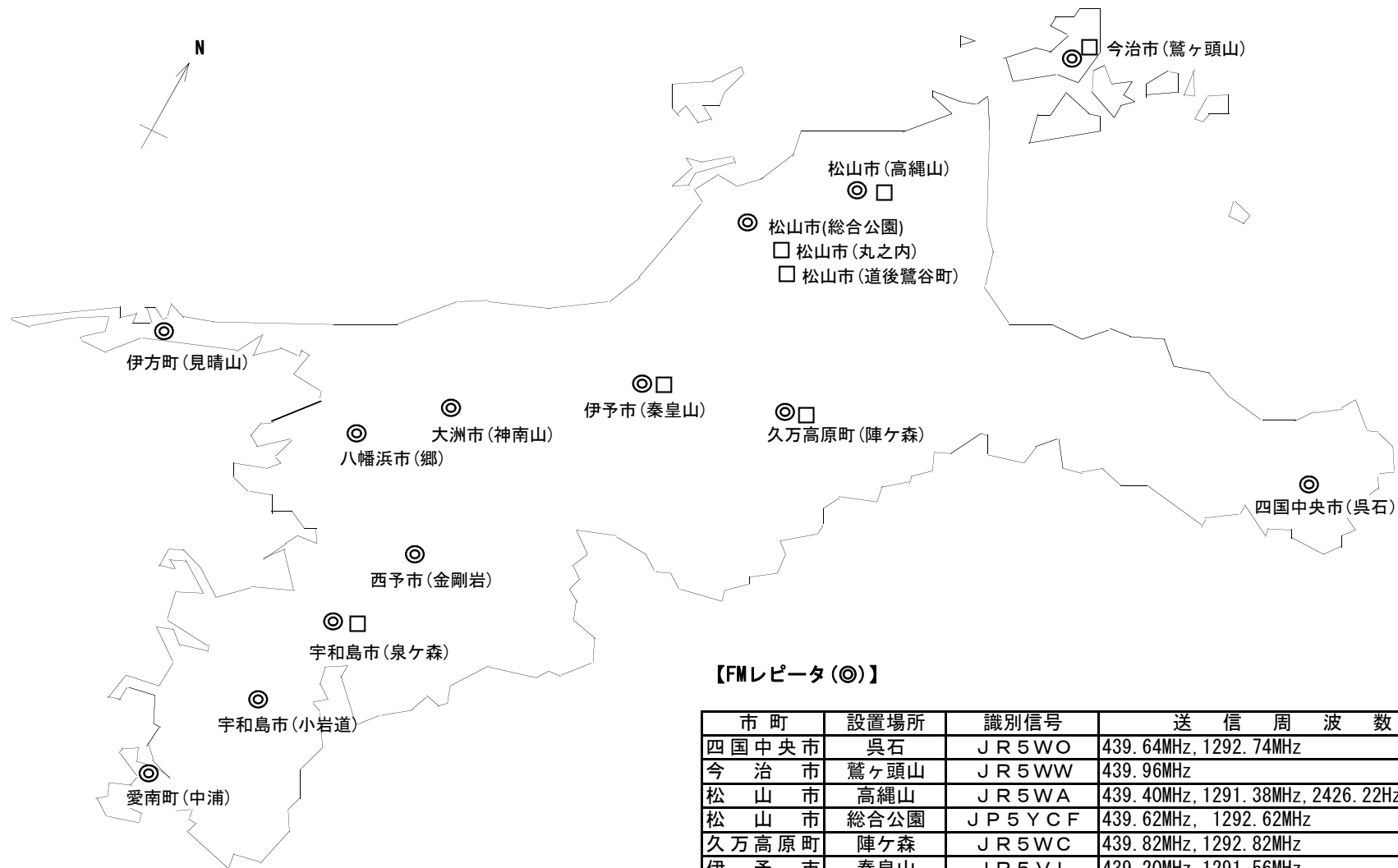
6-6 災害時におけるアマチュア無線局運用系統図（防災危機管理課）



凡 (日本アマチュア無線連盟 愛媛県支部組織系統) -----

例 (情報伝達収集 達収集) <----->

## 6-7 アマチュア無線局用レピーター局設置場所（防災危機管理課）



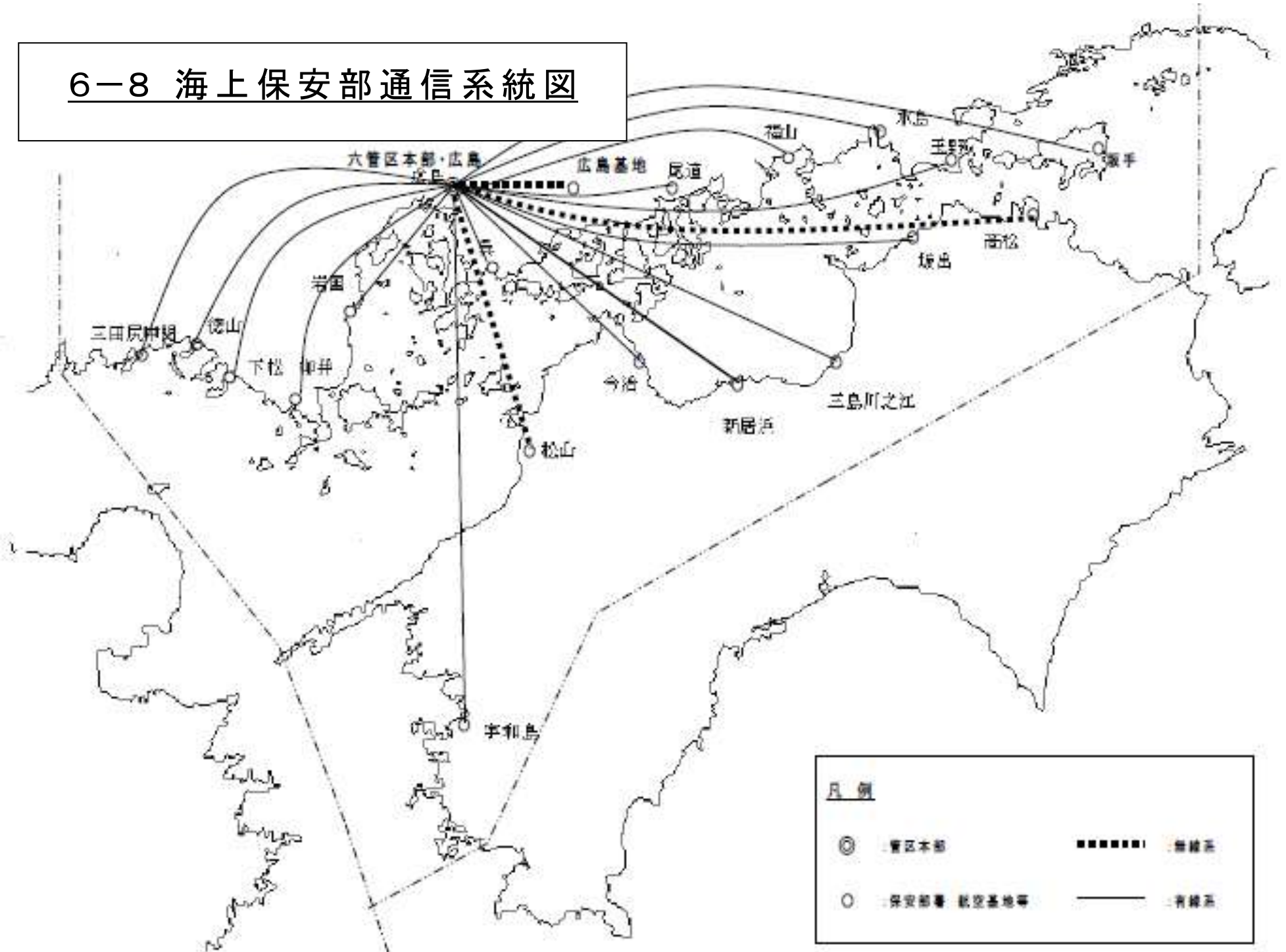
【D-STARレピーター(□)】

市町	設置場所	識別信号	送信周波数
松山市	道後鷺谷町	JP5YCO	音声: 439.13MHz, 1291.67MHz データ: 1270.875MHz
松山市	丸之内	JP5YCU	音声: 439.45MHz
松山市	高縄山	JP5YDA	音声: 439.03MHz
今治市	鷲ヶ頭山	JR5WW	音声: 439.27MHz
久万高原町	陣ヶ森	JR5WC	音声: 439.01MHz
伊予市	秦皇山	JR5VL	音声: 439.47MHz
宇和島市	泉ヶ森	JR5WS	音声: 439.17MHz

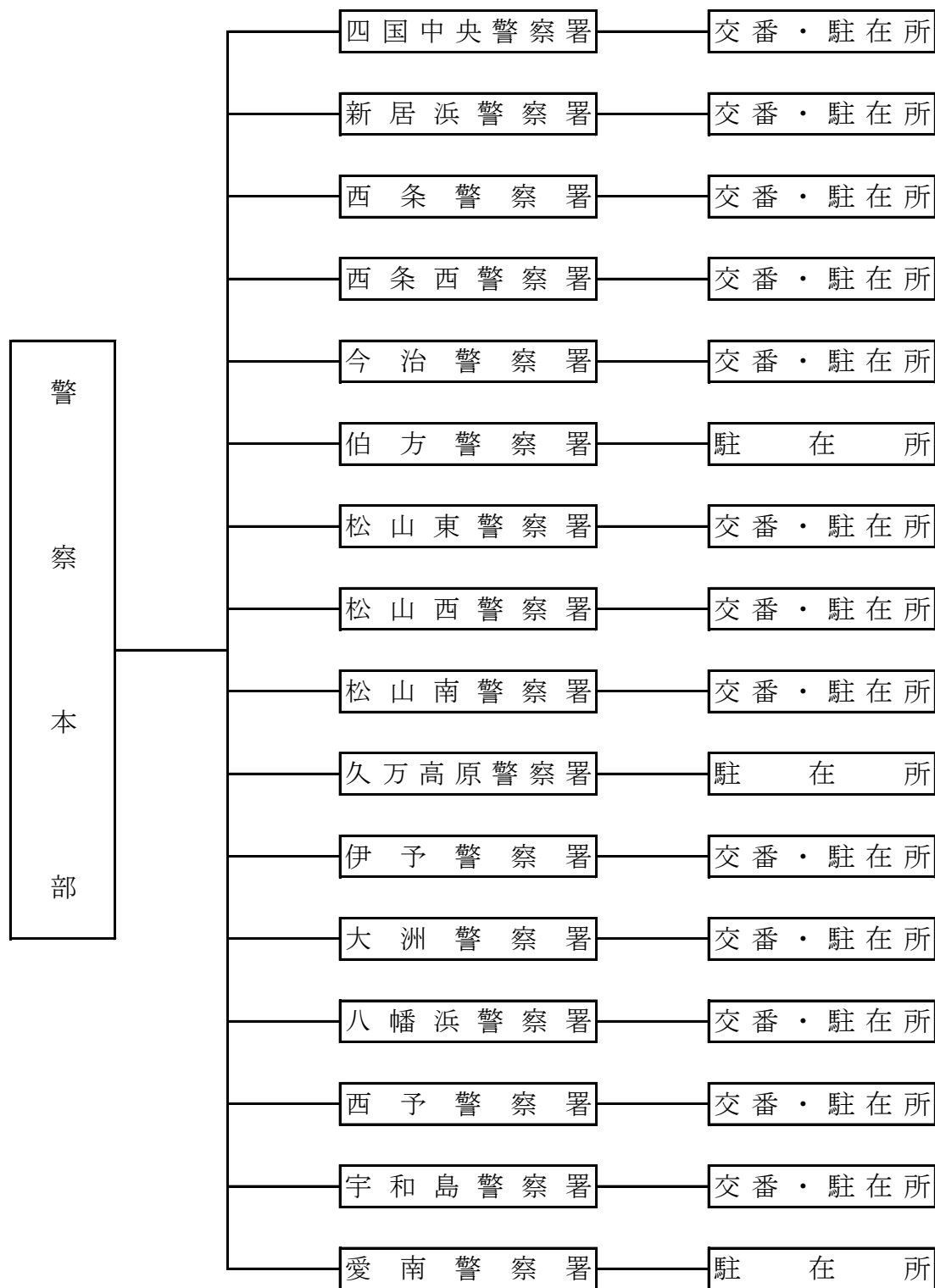
【FMレピーター(◎)】

市町	設置場所	識別信号	送信周波数
四国中央市	呉石	JR5WO	439.64MHz, 1292.74MHz
今治市	鷲ヶ頭山	JR5WW	439.96MHz
松山市	高縄山	JR5WA	439.40MHz, 1291.38MHz, 2426.22Hz
松山市	総合公園	JP5YCF	439.62MHz, 1292.62MHz
久万高原町	陣ヶ森	JR5WC	439.82MHz, 1292.82MHz
伊予市	秦皇山	JR5VL	439.20MHz, 1291.56MHz
大洲市	神南山	JR5WR	439.88MHz, 1292.22MHz
八幡浜市	郷	JP5Y CJ	1292.02MHz
伊方町	見晴山	JR5WX	439.52MHz, 1292.66MHz
西予市	金剛岩	JP5YCI	439.70MHz
宇和島市	泉ヶ森	JR5WS	439.56MHz
宇和島市	小岩道	JR5WK	439.76MHz
愛南町	中浦	JR5WY	439.62MHz

# 6-8 海上保安部通信系統圖



6-9 警察有線電話通信系統図 (県警本部)



ダイヤル即時回線

## 6-10 大規模災害時等の通信確保に関する協定書

愛媛県警察本部（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社 愛媛支店（以下「乙」という。）は、大規模地震等の発生時において、甲の通信確保について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等の災害及び事故により愛媛県警察本部の通信手段が途絶等した場合、機動隊庁舎（東温市）に災害警備本部を設営することに伴い、機動隊庁舎（東温市）において、甲が応急対応のため必要とする通信手段の確保を目的とする。

### （通信手段の確保）

第2条 乙は、前条の通信手段を確保するため、甲の要請に基づき、甲が設置する災害警備本部（機動隊庁舎〔東温市〕）に必要とする次の措置を事前に講じるものとする。また、既設回線が被災した場合は、次のとおり回線構築に優先的な対応をする。

- (1) 災害警備本部に加入電話回線6回線を用意する。
- (2) 受援・補給等対策室（機動隊庁舎〔東温市〕）に加入電話回線12回線を用意する。
- (3) 通信指令課別室（機動隊庁舎〔東温市〕）に110番通報用回線11回線を用意する。

### （通信手段確保の条件）

第3条 回線を確保するための条件は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号及び第2号については、甲が、乙に工事着手するまでに回線相当の利用休止回線を提示するものとする。
- (2) 前条第3号については、乙が、事前に松山東警察署、松山南警察署、宇和島警察署、西条西警察署にある110番通報用回線を通信指令課別室に移設するものとする。なお、移設の時期については通信指令課別室の準備が整った後、甲乙協議のうえ日程調整するものとする。

### （利用料金等）

第4条 甲は乙に対し、協議の上、次のとおり工事料及び利用料等を支払うものとする。



- (1) 第2条第1号及び第2号の回線については、開設当初の工事料及びその後利用の都度利用料金を支払うものとする。
- (2) 第2条第3号の回線に係る工事料及び利用料は、無償とする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から起算して30日前までに、甲及び乙のいずれからも書面による特別の意思表示が無い場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年11月1日

甲 愛媛県松山市南堀端町2番地2  
愛媛県警察本部  
本部長 林 学

乙 愛媛県松山市一番町四丁目3番地  
西日本電信電話株式会社  
愛媛支店長 三ッ矢 高 章

## 6-1-1 大規模災害時等の被災地との通信確保に関する協定書(防災危機管理課)

愛媛県（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社 四国事業本部、並びに株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 四国支社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法で規定する災害、武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態等、その他の重大な事件・事故等により、愛媛県内で大規模な通信の途絶等が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）において、甲が応急対応のため必要とする被災地との通信手段の確保を目的とする。

### (通信手段の確保)

第2条 乙は、第1条の通信手段を確保するため、甲の要請に基づき、甲が設置する災害対策本部等に社員を派遣し、甲と協議のうえ、次の措置を講じるものとする。

- (1) 甲が応急対応のため必要とする通信手段の確保について関係法令を踏まえた優先的な対応
- (2) 甲が設置する災害対策本部等の要請による、緊急連絡及び復旧活動に必要な衛星携帯電話、携帯電話の貸与  
尚、乙から甲へ貸与する衛星携帯電話、携帯電話の貸出条件、及び利用料の扱いについては、甲と乙の間で別途協議する。  
(本項は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 四国支社の対応とする。)
- (3) 甲及び甲の通信相手先の施設への移動基地局車や移動電源車等の災害対策機器の投入、及び当該施設周辺の被災した携帯基地局設備や伝送路の応急復旧

### (通信復旧作業の支援)

第3条 甲は、乙が前条第3号の復旧作業を実施する場合、乙に対し、次の支援を行うものとする。

- (1) 復旧作業を実施する場所への通行路の確保に関する関係機関との調整
- (2) 復旧作業に必要な資材置場等の確保に関する関係機関との調整
- (3) 復旧作業に必要な電気、伝送路、電柱の復旧に関する関係機関との調整
- (4) 移動電源車の発電用燃料等の調達が困難な場合における燃料調達に関する関係機関との調整

(訓練)

第4条 甲及び乙は、平時より、甲が実施する総合防災訓練等において、本協定書に基づく大規模災害時等を想定した通信手段の確保に係る訓練を実施し、実効性の向上に努めるものとする。

(協議)

第5条 本協定書の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定書の有効期間は、締結日より平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙から内容の変更または継続しない旨の申し出がないときは、同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定書締結の証として本書3通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年7月26日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県  
知事 中村時広

乙 愛媛県松山市一番町四丁目3番地  
西日本電信電話株式会社  
四国事業本部長 清水哲司

乙 香川県高松市サンポート2-1  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 執行役員  
四国支社長 須藤章二

## 大規模災害時等の被災地との通信確保に関する覚書

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 四国支社（以下「乙」という。）は、大規模災害時等の被災地との通信確保に関する協定（以下「協定」という。）第2条の規定に基づき、乙から甲へ貸与する衛星携帯電話、携帯電話の貸出条件、及び利用料の扱いについて、次のとおり覚書を交換するものとする。

第1条 協定第2条第2号の規定に基づき乙から甲へ貸与する衛星携帯電話、携帯電話については、貸与料、通信料を無料とすることを原則とする。

第2条 提供する衛星携帯電話、携帯電話の機能は、原則として通話機能のみとする。

第3条 貸与要請のあった災害対策本部等が解散した場合は、甲は貸与された衛星携帯電話、携帯電話を速やかに返納する。

第4条 この覚書を改定する場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第5条 この覚書の交換を証するため、覚書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年7月26日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県  
県民環境部長 上甲俊史

乙 香川県高松市天神前9-1  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 四国支社  
ネットワーク部長 山地則昭

## 大規模災害時等の被災地との通信確保に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）とKDDI株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法で規定する災害、武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態等、その他の重大な事件・事故等により、愛媛県内で大規模な通信の途絶等が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）において、甲が応急対応のため必要とする被災地との通信手段の確保を目的とする。

### （通信手段の確保）

第2条 乙は、第1条の通信手段を確保するため、甲と協議のうえ、次の各号に定める措置（以下「通信手段確保措置」という。）を講じるものとする。ただし、甲から乙に対し、第3条の支援措置が行われることを条件とする。

- （1） 甲が応急対応のため必要とする通信手段の確保に係る優先的な対応
- （2） 甲が設置する災害対策本部等への社員の派遣
- （3） 甲への衛星携帯電話、携帯電話の無償貸与及び貸与期間中の通信料金の無料扱い
- （4） 甲の施設への移動基地局車や移動電源車の投入及び当該施設周辺の被災した携帯基地局設備や伝送路の応急復旧

### （甲の支援）

第3条 甲は、乙が前条の通信手段確保措置を実施するために、乙に対し、次の各号に定める支援措置を行うものとする。

- （1） 通信手段確保措置を実施する場所への通行路の確保に関する関係機関との調整
- （2） 通信手段確保措置を実施するために必要な資材置場等の確保に関する関係機関との調整
- （3） 通信手段確保措置を実施するために必要な電気、伝送路、電柱の復旧に関する関係機関との調整
- （4） 移動基地局車や移動電源車その他乙が通信手段確保措置を実施するために必要な車両等の燃料の調達が困難な場合における燃料調達に関する関係機関との調整

(訓練)

第4条 甲及び乙は、平時より、甲が実施する総合防災訓練等において、通信手段確保措置に係る訓練を実施し、実効性の向上に努めるものとする。

(協議)

第5条 本協定書の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定書の有効期間は、締結日より平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙から内容の変更または継続しない旨の申し出がないときは、同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年7月26日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県  
知事 中村時広

乙 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号  
KDDI株式会社  
代表取締役社長 田中孝司

# 大規模災害時等の被災地との通信確保に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）とソフトバンクモバイル株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法で規定する災害、武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態等、その他の重大な事件・事故等により、愛媛県内で大規模な通信の途絶等が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）において、甲が応急対応のため必要とする被災地との通信手段の確保を目的とする。

## （通信手段の確保）

第2条 乙は、第1条の通信手段を確保するため、甲の要請に基づき、甲が設置する災害対策本部等に社員を派遣し、甲と協議のうえ、次の措置を講じるものとする。

- （1） 甲が応急対応のため必要とする通信手段の確保に係る優先的な対応
- （2） 甲及び甲の通信相手先への携帯電話の無償貸与及び貸与期間中の通信料金の無料扱い
- （3） 甲及び甲の通信相手先の施設への移動基地局車や移動電源車の投入及び当該施設周辺の被災した携帯基地局設備や伝送路の応急復旧

## （通信復旧作業の支援）

第3条 甲は、乙が前条第3号の復旧作業を実施する場合、乙に対し、次の支援を行うものとする。

- （1） 復旧作業を実施する場所への通行路の確保に関する関係機関との調整
- （2） 復旧作業に必要な資材置場等の確保に関する関係機関との調整
- （3） 復旧作業に必要な電気、伝送路、電柱の復旧に関する関係機関との調整
- （4） 移動電源車の発電用燃料等の調達が困難な場合における燃料調達に関する関係機関との調整

## （訓練）

第4条 甲及び乙は、平時より、甲が実施する総合防災訓練等において、本協定書に基づく大規模災害時等を想定した通信手段の確保に係る訓練を実施し、実効性の向上に努めるものとする。

(協議)

第5条 本協定書の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定書の有効期間は、締結日より平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙から内容の変更または継続しない旨の申し出がないときは、同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年7月26日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県  
知事 中村時広

乙 東京都港区東新橋1-9-1  
ソフトバンクモバイル株式会社  
代表取締役社長 孫正義



# 大規模災害時等の被災地との通信確保等に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と楽天モバイル株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法で規定する災害、武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態等、その他の重大な事件・事故等により、愛媛県内で大規模な通信の途絶等が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）において、甲が応急対応のため必要とする被災地との通信手段の確保等を目的とする。

## （通信手段の確保）

第2条 乙は、前条の通信手段を確保するため、甲の要請に基づき、甲が設置する災害対策本部等に社員を派遣し、甲と協議のうえ、次の措置を講じるものとする。

- （1） 甲が応急対応のため必要とする通信手段の確保に係る優先的な対応
- （2） 甲及び甲の通信相手先への携帯電話の無償貸与及び貸与期間中の通信料金の無料扱い
- （3） 甲及び甲の通信相手先の施設への移動基地局車や移動電源車の投入及び当該施設周辺の被災した携帯基地局設備や伝送路の応急復旧

## （通信復旧作業の支援）

第3条 甲は、乙が前条第3号の復旧作業を実施する場合、乙に対し、次の支援を行うものとする。

- （1） 復旧作業を実施する場所への通行路の確保に関する関係機関との調整
- （2） 復旧作業に必要な資材置場等の確保に関する関係機関との調整
- （3） 復旧作業に必要な電気、伝送路、電柱の復旧に関する関係機関との調整
- （4） 移動電源車の発電用燃料等の調達が困難な場合における燃料調達に関する関係機関との調整

## （情報収集等の支援）

第4条 甲は、災害情報の収集等に必要な場合、乙に対し、乙のグループ会社のドローン技術を活用した協力を要請することができる。乙の協力の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

(訓練)

第5条 甲及び乙は、平時より、甲が実施する総合防災訓練等において、本協定に基づく大規模災害時等を想定した通信手段の確保等に係る訓練を実施し、実効性の向上に努めるものとする。

(協議)

第6条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日より令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙から内容の変更または継続しない旨の申し出がないときは、同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月27日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県  
知事 中村時広

乙 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号  
楽天クリムゾンハウス  
楽天モバイル株式会社  
代表取締役社長 矢澤俊介

## 6-1-2 総務省の災害対策用移動通信機器の貸与制度

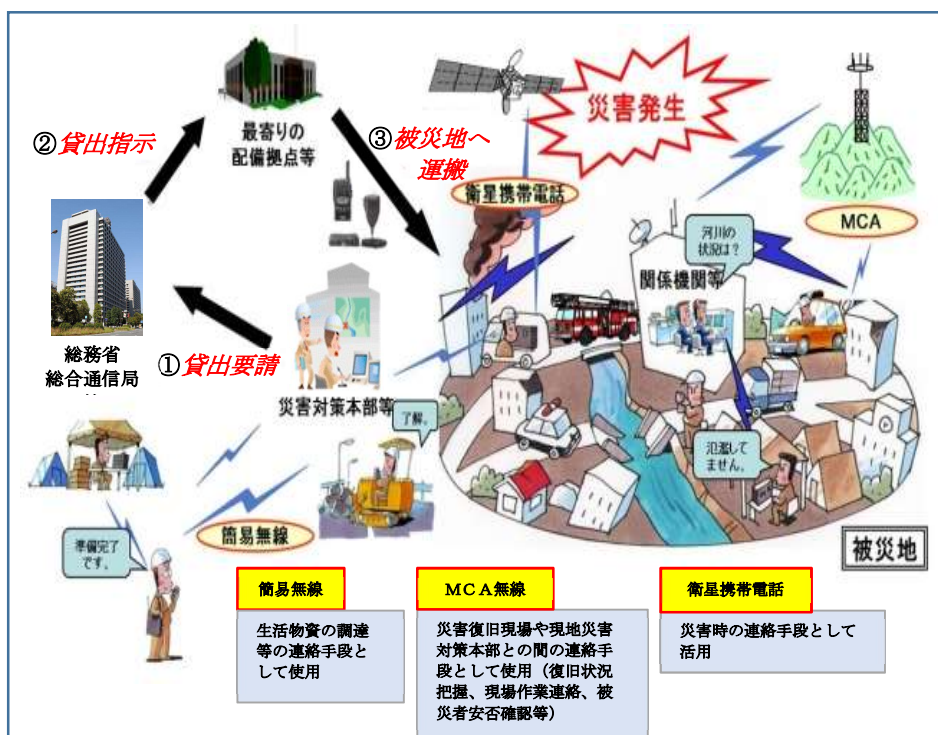
### 1 無償貸与の概要

非常災害時に、初動期の被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速・円滑な遂行に必要な通信の確保を図るため、総務省では、地方公共団体及び災害復旧関係者に貸与する移動通信機器（衛星携帯電話、MCA、簡易無線）を全国11か所に分散備蓄しています。

四国総合通信局等において申込みを受け付け、貸与します。

<b>&lt;災害対策用移動無線機器に係る連絡先&gt;</b>	
<b>四国総合通信局 無線通信部 陸上課</b>	
電話	089-936-5066 (直通)
	〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4
<b>総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹通信課 重要無線室</b>	
電話	03-5253-5888 (直通)
	〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2

### 2 災害対策用移動通信機器の貸与イメージ



衛星携帯電話



MCA無線 簡易無線

## 6-1-3 総務省の臨時災害放送局用機器の貸与制度

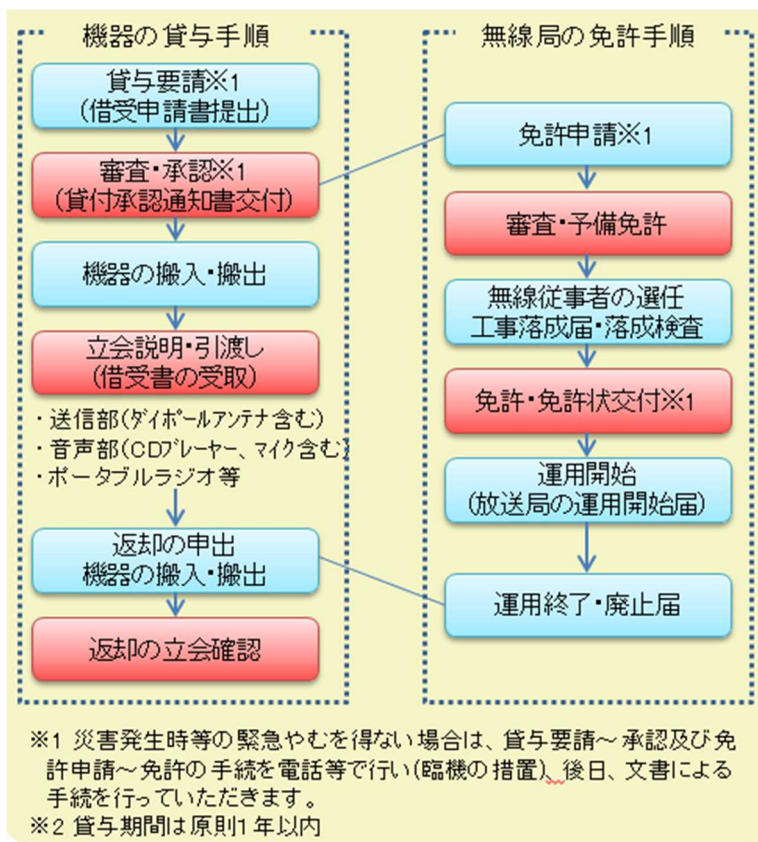
### 1 無償貸与の概要

非常災害時において、被害情報や避難情報等を地域住民に確実に提供するため、総務省では、地方公共団体等に貸与する臨時災害放送局用機器を全国の各総合通信局に分散配備しています。

非常災害時に、四国総合通信局において申込みを受け付け、貸与します。

<b>&lt;臨時災害放送局用機器に係る連絡先&gt;</b>
<b>四国総合通信局 情報通信部 放送課</b>
電話 089-936-5037 (直通)
〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4

### 2 臨時災害放送局用機器の貸与等手順



#### << 臨時災害放送局とは… >>

地方公共団体等が臨時かつ一時の目的(暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事、その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと)のために開設するFMラジオ放送局。

【関係の規定】放送法第8条、放送法施行規則第7条第2項第二号

※無線設備の操作には、第2級陸上無線技術士以上の無線従事者資格が必要です。

## 6-14 総務省の災害対策用移動電源車の貸与制度

### 1 無償貸与の概要

非常災害時に停電が発生しても通信・放送設備が機能停止することのないよう電源供給することを目的に、総務省では、地方公共団体、電気通信事業者又は放送事業者に貸与する移動電源車を全国の総合通信局に分散配備しています。

非常災害時に、四国総合通信局において申込みを受け付け、貸与します。(地方公共団体：無償、民間事業者：有償)

<p style="text-align: center;">＜災害対策用移動電源車に係る連絡先＞</p>
<p style="text-align: center;">四国総合通信局 総務部 総務課</p>
<p style="text-align: center;">電話 089-936-5010 (直通) 〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4</p>

### 2 移動電源車の概要

	小型移動電源車	中型移動電源車
車両外観	 <p style="text-align: center;">4WDオフロードタイプ</p>	 <p style="text-align: center;">2tトラックタイプ</p>
車両	<p>全長 4.70m 全幅 1.80m 全高 1.90m</p>	<p>全長 4.85m 全幅 1.80m 全高 2.40m</p>
発電	<p>出力：5.5kVA 端子：100V 稼働：36時間(満タン、1/2負荷)</p>	<p>出力：100kVA 端子：100V・200V 稼働：10時間(満タン、1/2負荷)</p>
燃料	<p>無鉛レギュラーガソリン ※燃料タンクは車両・発電機共用</p>	<p>軽油 ※燃料タンクは車両・発電機共用</p>
配備	<p>北海道、東北、信越、北陸、東海、近畿、<b>四国</b>の各総合通信局</p>	<p>東海、中国、九州の各総合通信局</p>

7-1 救護班の編成と収容施設一覧表(医療対策課)

医療圏域	番号	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	救護 班数	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院◎ 救護病院等○
宇摩	1	公立学校共済組合四 国中央病院	799-0193	四国中央市 川之江町2233	0896-58-3515	275 (229)	○	2	◎ ○
宇摩	2	長谷川病院	799-0111	四国中央市 金生町下分1249-1	0896-58-5666	160 (100)	—	1	○
宇摩	3	石川記念会HITO病 院	799-0121	四国中央市 上分町788-1	0896-58-2222	257 (253)	—	2	○
宇摩	4	西岡病院	799-0421	四国中央市 三島金子2-7-22	0896-24-5511	60 (60)	—	1	○
宇摩	5	豊岡台病院	799-0435	四国中央市 豊岡町長田字桶ノ 上603-1	0896-25-0088	194 (82)	—	1	○
宇摩	6	公立学校共済組合三 島医療センター	799-0422	四国中央市 中之庄町1684-2	0896-23-2515	70 (66)	—	1	○
宇摩	7	栗整形外科病院	799-0422	四国中央市 中之庄町398-1	0896-24-5550	40 (40)	—	1	○
宇摩	8	四国中央市立国民健康 保険新宮診療所	799-0303	四国中央市 新宮町新宮50	0896-72-2131	—	—	1	—
宇摩	9	松風病院	799-0712	四国中央市 土居町入野970	0896-74-2001	199 (23)	—	1	○
宇摩	10	恵康病院	799-0724	四国中央市 土居町蕪崎253-1	0896-74-7600	60 (60)	—	1	○
新居浜 ・西条	11	財団新居浜病院	792-0828	新居浜市 松原町13-47	0897-43-6151	415 (0)	—	1	○
新居浜 ・西条	12	十全ユリノキ病院	792-0844	新居浜市 角野新田町1-1-28	0897-41-2222	306 (0)	—	1	○
新居浜 ・西条	13	愛媛労災病院	792-8550	新居浜市 南小松原町13-27	0897-33-6191	296 (296)	○	2	○
新居浜 ・西条	14	県立新居浜病院	792-0042	新居浜市 本郷3-1-1	0897-43-6161	208 (203)	○	2	▲ ◎ ○
新居浜 ・西条	15	十全総合病院	792-8586	新居浜市 北新町1-5	0897-33-1818	350 (350)	○	2	○
新居浜 ・西条	16	新居浜山内病院	792-0022	新居浜市 徳常町6-13	0897-37-0022	32 (32)	—	1	○
新居浜 ・西条	17	住友別子病院	792-8543	新居浜市 王子町3-1	0897-37-7111	360 (360)	○	2	○
新居浜 ・西条	18	新居浜協立病院	792-0017	新居浜市 若水町1-7-45	0897-37-2000	99 (99)	—	1	○
新居浜 ・西条	19	岩崎病院	792-0045	新居浜市 中萩町2-5	0897-41-6030	50 (50)	—	1	○
新居浜 ・西条	20	循環器科林病院	792-0834	新居浜市 中西町6-46	0897-43-8383	76 (76)	—	1	○
新居浜 ・西条	21	立花病院	792-0826	新居浜市 喜光地町1-13-29	0897-41-4118	60 (60)	—	1	○
新居浜 ・西条	22	西条道前病院	793-0010	西条市 飯岡地蔵原3290-1	0897-56-2247	260 (0)	—	1	○
新居浜 ・西条	23	西条中央病院	793-0027	西条市 朔日市804	0897-56-0300	242 (240)	○	2	○
新居浜 ・西条	24	村上記念病院	793-0030	西条市 大町739	0897-56-2300	199 (199)	—	1	○
新居浜 ・西条	25	西条愛寿会病院	793-0035	西条市 福武字蔵尾甲158- 1	0897-55-2300	180 (180)	—	1	○
新居浜 ・西条	26	西条市民病院	799-1104	西条市 小松町妙口甲1521	0898-72-4111	101 (101)	—	1	○
新居浜 ・西条	27	済生会西条病院	793-0027	西条市 朔日市字榎ヶ坪 269-1	0897-55-5100	150 (150)	—	1	○
新居浜 ・西条	28	西条市立周桑病院	799-1341	西条市 壬生川131	0898-64-2630	185 (185)	○	1	○
新居浜 ・西条	29	共立病院	799-1353	西条市 三津屋南9-10	0898-64-2662	86 (86)	—	1	○
新居浜 ・西条	30	渡部病院	799-1371	西条市 周布331-1	0898-64-1200	52 (52)	—	1	○
新居浜 ・西条	31	横山病院	799-1101	西条市 小松町新屋敷甲 286	0898-72-2121	36 (36)	—	1	○
新居浜 ・西条	32	福田医院	791-0502	西条市 丹原町願連寺278	0898-68-7243	19 (19)	—	1	○
今治	33	正光会今治病院	799-1598	今治市 高市甲786-13	0898-48-2560	293 (0)	—	1	○
今治	34	今治市医師会市民病 院	794-0026	今治市 別宮町7-1-40	0898-22-7611	55 (51)	—	1	○
今治	35	白石病院	794-0041	今治市 松本町1-5-9	0898-32-4135	100 (100)	—	1	○

## 7-1 救護班の編成と収容施設一覧表(医療対策課)

医療 圏域	番号	機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	救護 班数	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院◎ 救護病院等 ○
今治	36	今治第一病院	794-0052	今治市 宮下町1-1-21	0898-23-1650	90 (90)	—	1	○
今治	37	三木病院	794-0057	今治市 泉川町1-3-45	0898-32-4680	30 (30)	—	1	○
今治	38	きら病院	794-0028	今治市 北宝来町1-3-5	0898-31-5711	30 (30)	○	1	○
今治	39	放射線第一病院	794-0054	今治市 北日吉町1-10-50	0898-23-3358	110 (110)	—	1	○
今治	40	美須賀病院	794-0037	今治市 黄金町3-4-8	0898-32-1212	99 (99)	—	1	○
今治	41	菅病院	794-0056	今治市 南日吉町2-3-21	0898-32-5092	40 (40)	—	1	○
今治	42	吉野病院	794-0038	今治市 末広町1-5-5	0898-32-0323	90 (90)	—	1	○
今治	43	木原病院	794-0026	今治市 別宮町3-7-8	0898-23-0634	73 (73)	—	1	○
今治	44	瀬戸内海病院	794-0028	今治市 北宝来町2-4-9	0898-23-0655	97 (97)	—	1	○
今治	45	消化器科久保病院	799-2116	今治市 内堀1-1-19	0898-41-3233	39 (39)	—	1	○
今治	46	光生病院	794-0022	今治市 室屋町3-2-10	0898-22-0468	51 (51)	—	1	○
今治	47	村上病院	794-0015	今治市 常盤町5-3-37	0898-22-8833	22 (22)	—	1	○
今治	48	山内病院	794-0063	今治市 片山3-1-40	0898-32-3000	50 (50)	—	1	○
今治	49	済生会今治病院	799-1592	今治市 喜田村7-1-6	0898-47-2500	191 (191)	—	1	○
今治	50	今治南病院	794-0862	今治市 四村103-1	0898-22-7300	63 (63)	—	1	○
今治	51	高山内科病院	794-0025	今治市 大正町3-5-8	0898-22-7720	31 (31)	—	1	○
今治	52	県立今治病院	794-0006	今治市 石井町4-5-5	0898-32-7111	320 (270)	○	2	◎ ○
今治	53	整形外科藤井病院	794-0015	今治市 常盤町5-3-38	0898-24-1000	39 (39)	—	1	○
今治	54	広瀬病院	799-1504	今治市 喜田村6-5-1	0898-47-0100	57 (57)	—	1	○
今治	55	内科・消化器科羽鳥 病院	794-0043	今治市 南宝来町3-2-3	0898-22-2898	33 (33)	—	1	○
今治	56	高木眼科病院	794-0028	今治市 北宝来町2-3-1	0898-31-7500	30 (30)	—	1	○
今治	57	鈴木病院	794-0026	今治市 別宮町2-1-5	0898-23-0500	36 (36)	—	1	○
今治	58	済生会今治第二病院	794-0054	今治市 北日吉町1-7-43	0898-23-0100	30 (30)	—	1	○
今治	59	波方中央病院	799-2102	今治市 波方町大字樋口甲 1683-1	0898-41-5911	37 (37)	—	1	○
今治	60	大三島中央病院	794-1304	今治市 大三島町宮浦5318	0897-82-1111	28 (28)	—	1	○
今治	61	岡村診療所	794-1101	今治市 関前岡村甲18-2	0897-88-2118	2 (2)	—	1	○
今治	62	上島町魚島国民健康 保険診療所	794-2540	越智郡 上島町 魚島1番耕地124-3	0897-78-0231	—	—	1	—
松山	63	増田病院	791-8013	松山市 山越3-5-24	089-924-7804	54 (54)	—	1	○
松山	64	栗林病院	791-0101	松山市 溝辺町甲331	089-977-3311	124 (124)	—	1	○
松山	65	松山記念病院	791-8022	松山市 美沢1-10-38	089-925-3211	693 (0)	—	1	○
松山	66	真光園	791-1112	松山市 南高井町1491	089-975-2000	204 (0)	—	1	○
松山	67	久米病院	790-0924	松山市 南久米町723	089-975-0503	173 (19)	—	1	○
松山	68	堀江病院	799-2652	松山市 福角町甲1582	089-978-0783	200 (0)	—	1	○
松山	69	国立病院機構四国が んセンター	791-0245	松山市 南梅本町甲160	089-999-1111	368 (368)	—	2	○
松山	70	松山まどんな病院	790-0802	松山市 喜与町1-7-1	089-936-2461	78 (78)	○	1	○

## 7-1 救護班の編成と収容施設一覧表(医療対策課)

医療圏域	番号	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	救護 班数	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院◎ 救護病院等○
松山	71	松山赤十字病院	790-8524	松山市 文京町1	089-924-1111	585 (582)	○	2	◎ ○
松山	72	松山市民病院	790-0067	松山市 大手町2-6-5	089-943-1151	399 (399)	—	2	○
松山	73	松山協和病院	790-0966	松山市 立花5-1-53	089-932-1712	54 (0)	—	1	○
松山	74	野本記念病院	790-0003	松山市 三番町5-12-1	089-943-0151	99 (99)	—	1	○
松山	75	奥島病院	790-0843	松山市 道後町2-2-1	089-925-2500	184 (184)	—	1	○
松山	76	松山笠置記念心臓血管病院	790-0023	松山市 末広町18-2	089-941-2288	48 (48)	—	1	○
松山	77	松山城東病院	790-0915	松山市 松末2-19-36	089-943-7717	90 (90)	—	1	○
松山	78	佐藤実病院	790-0811	松山市 本町6-3-1	089-925-5544	68 (68)	—	1	○
松山	79	おおぞら病院	791-8021	松山市 六軒家町4-20	089-989-6620	108 (108)	—	1	○
松山	80	土橋共立病院	790-0032	松山市 土橋町3-1	089-931-1804	55 (55)	—	1	○
松山	81	松山リハビリテーション病院	791-1111	松山市 高井町1211	089-975-7431	326 (326)	—	2	○
松山	82	県立子ども療育センター	791-0212	東温市 田窪2135	089-955-5533	100 (100)	—	1	○
松山	83	南松山病院	790-0952	松山市 朝生田町1-3-10	089-941-8255	242 (242)	—	2	○
松山	84	県立中央病院	790-0024	松山市 春日町83	089-947-1111	827 (824)	○	2	▲ ● ○
松山	85	牧病院	799-2648	松山市 菅沢町甲1151-1	089-977-3351	182 (0)	—	1	○
松山	86	梶浦病院	790-0003	松山市 三番町4-4-5	089-943-2208	50 (50)	—	1	○
松山	87	天山病院	790-0951	松山市 天山2-3-30	089-946-1555	160 (160)	—	1	○
松山	88	南高井病院	791-1112	松山市 南高井町333	089-976-7777	300 (300)	—	2	○
松山	89	道後温泉病院	790-0858	松山市 道後姫塚乙21-21	089-933-5131	224 (224)	—	2	○
松山	90	松山ベテル病院	790-0833	松山市 祝谷6-1229	089-925-5000	155 (155)	—	1	○
松山	91	鷹の子病院	790-0925	松山市 鷹子町525-1	089-976-5551	72 (72)	—	1	○
松山	92	福角病院	799-2652	松山市 福角町乙69-1	089-979-5561	114 (114)	—	1	○
松山	93	愛媛生協病院	791-1102	松山市 来住町1091-1	089-976-7001	88 (88)	—	1	○
松山	94	東明病院	791-1123	松山市 東方町甲1026-1	089-963-3333	91 (91)	—	1	○
松山	95	済生会松山病院	791-8026	松山市 山西町880-2	089-951-6111	199 (199)	—	1	○
松山	96	渡辺病院	791-0054	松山市 空港通7-13-3	089-973-0111	47 (47)	—	1	○
松山	97	中川病院	791-0245	松山市 南梅本町甲58	089-976-7811	40 (40)	—	1	○
松山	98	松山第一病院	791-8016	松山市 久万ノ台282-2	089-924-6878	70 (70)	—	1	○
松山	99	貞本病院	790-0052	松山市 竹原町1-6-1	089-945-1471	60 (60)	—	1	○
松山	100	松山西病院	791-8034	松山市 富久町360-1	089-972-3355	102 (102)	—	1	○
松山	101	平成脳神経外科病院	791-1105	松山市 北井門2-7-28	089-905-0011	65 (65)	—	1	○
松山	102	和ホスピタル	799-2434	松山市 柳原739	089-992-0700	120 (0)	—	1	○
松山	103	北条病院	799-2438	松山市 河野中須賀288-5	089-993-1200	60 (60)	—	1	○
松山	104	なかじま中央病院	791-4501	松山市 中島大浦3081-1	089-997-1171	50 (50)	—	1	○
松山	105	愛媛大学医学部附属病院	791-0295	東温市 志津川	089-964-5111	644 (602)	○	2	▲ ◎ ○



7-1 救護班の編成と収容施設一覧表(医療対策課)

医療圏域	番号	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	救護 班数	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院◎ 救護病院等○
松山	106	国立病院機構愛媛医療センター	791-0281	東温市 横河原366	089-964-2411	380 (360)	—	2	○
松山	107	愛媛十全医療学院附属病院	791-0385	東温市 南方561	089-966-5011	97 (97)	—	1	○
松山	108	久万高原町立病院	791-1201	上浮穴郡 久万高原町 久万65	0892-21-1120	77 (77)	—	1	○
松山	109	久万高原町国民健康保険 面河診療所	791-1701	上浮穴郡 久万高原町 洪草2474	0892-58-2016	9 (9)	—	1	○
松山	110	伊予病院	799-3101	伊予市 八倉906-5	089-983-2222	290 (290)	—	2	○
松山	111	佐礼谷診療所	791-3201	伊予市 中山町佐礼谷甲 816-1	089-968-0021	—	—	1	—
松山	112	くろだ病院	791-3161	伊予郡 松前町 大字神崎586	089-984-1201	153 (0)	—	1	○
松山	113	松前病院	791-3120	伊予郡 松前町 大字筒井1592-1	089-984-1300	56 (56)	—	1	○
松山	114	砥部病院	791-2114	伊予郡 砥部町 麻生40-1	089-957-5511	213 (100)	—	1	○
松山	115	砥部町国民健康保険 診療所	791-2205	伊予郡 砥部町 総津396	089-969-2020	6 (6)	—	1	○
八幡浜 ・大洲	116	平成病院	795-0011	大洲市 柚木811-1	0893-24-2138	256 (0)	—	1	○
八幡浜 ・大洲	117	大洲中央病院	795-8507	大洲市 東大洲5	0893-24-4551	182 (182)	—	1	○
八幡浜 ・大洲	118	加戸病院	791-3301	喜多郡 内子町 内子771	0893-44-5500	92 (92)	—	1	○
八幡浜 ・大洲	119	喜多医師会病院	795-0064	大洲市 東大洲1563-1	0893-25-0535	199 (199)	—	1	○
八幡浜 ・大洲	120	大洲記念病院	795-0061	大洲市 徳森1512	0893-25-2022	95 (95)	—	1	○
八幡浜 ・大洲	121	市立大洲病院	795-8501	大洲市 西大洲字ヤスバ甲 570	0893-24-2151	150 (142)	—	1	○
八幡浜 ・大洲	122	石村病院	799-3401	大洲市 長浜甲176	0893-52-0275	22 (22)	—	1	○
八幡浜 ・大洲	123	大洲市国民健康保険 河辺診療所	797-1601	大洲市 河辺町植松428	0893-39-2010	—	—	1	—
八幡浜 ・大洲	124	八幡浜医師会立双岩 病院	796-8035	八幡浜市 若山4番耕地160-1	0894-22-4355	174 (0)	—	1	○
八幡浜 ・大洲	125	市立八幡浜総合病院	796-8502	八幡浜市 大平1-638	0894-22-3211	256 (254)	○	2	◎ ○
八幡浜 ・大洲	126	広瀬病院	796-0088	八幡浜市 昭和通1280-9	0894-22-2600	76 (76)	—	1	○
八幡浜 ・大洲	127	宇都宮病院	796-0088	八幡浜市 1536-118	0894-22-0163	120 (120)	—	1	○
八幡浜 ・大洲	128	真網代くじらリハビリ テーション病院	796-8053	八幡浜市 真網代甲229-5	0894-28-1123	186 (89)	—	1	○
八幡浜 ・大洲	129	伊方町国民健康保険 串診療所	796-0822	西宇和郡 伊方町 串466	0894-56-0032	—	—	1	—
八幡浜 ・大洲	130	伊方町国民健康保険 九町診療所	796-0421	西宇和郡 伊方町 九町1-597-1	0894-39-1050	—	—	1	—
八幡浜 ・大洲	131	伊方町国民健康保険瀬 戸診療所	796-0502	西宇和郡 伊方町 三机乙2587	0894-29-8811	19 (19)	—	1	○
八幡浜 ・大洲	132	三瓶病院	796-0907	西予市 三瓶町朝立2番耕 地1	0894-33-1200	47 (47)	—	1	○
八幡浜 ・大洲	133	西予市立西予市民病 院	797-0029	西予市 宇和町永長147-1	0894-62-1121	152 (152)	—	1	○
八幡浜 ・大洲	134	西予市立野村病院	797-1212	西予市 野村町野村9-53	0894-72-0180	104 (104)	—	1	○
八幡浜 ・大洲	135	西予市国民健康保険 土居診療所	797-1701	西予市 城川町土居578	0894-83-0031	—	—	1	—
宇和島	136	正光会宇和島病院	798-0027	宇和島市 柿原1280	0895-22-5622	266 (0)	—	1	○
宇和島	137	市立宇和島病院	798-8510	宇和島市 御殿町1-1	0895-25-1111	435 (426)	○	2	▲ ◎ ○
宇和島	138	地域医療機能推進機 構宇和島病院	798-0053	宇和島市 賀古町2-1-37	0895-22-5616	199 (199)	—	1	○
宇和島	139	鎌野病院	798-0051	宇和島市 広小路2-49	0895-24-6611	36 (36)	—	1	○
宇和島	140	宇和島徳洲会病院	798-0003	宇和島市 住吉町2-6-24	0895-22-2811	300 (300)	—	2	○

7-1 救護班の編成と収容施設一覧表(医療対策課)

医療圏域	番号	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	救護 班数	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院◎ 救護病院等 ○
宇和島	141	宇和島市立吉田病院	799-3701	宇和島市 吉田町北小路甲 217	0895-52-0611	100 (100)	○	1	○
宇和島	142	宇和島市立津島病院	798-3393	宇和島市 津島町高田丙15	0895-32-2011	100 (100)	—	1	○
宇和島	143	旭川荘南愛媛病院	798-1393	北宇和郡 鬼北町 永野市1607	0895-45-1101	132 (132)	—	1	○
宇和島	144	鬼北町立北宇和病院	798-1300	北宇和郡 鬼北町 近永445-1	0895-45-3400	100 (100)	—	1	○
宇和島	145	鬼北町国民健康保険 日吉診療所	798-1502	北宇和郡 鬼北町 大字下鍵山299	0895-44-2250	17 (17)	—	1	○
宇和島	146	松野町国民健康保険 中央診療所	798-2102	北宇和郡 松野町 大字延野々1406-4	0895-42-0707	15 (15)	—	1	○
宇和島	147	愛南町国保一本松病 院付属内海診療所	798-3701	南宇和郡 愛南町 柏434-1	0895-85-0341	—	—	1	—
宇和島	148	西本病院	798-4110	南宇和郡 愛南町 御荘平城4289-1	0895-73-2121	38 (38)	—	1	○
宇和島	149	県立南宇和病院	798-4131	南宇和郡 愛南町 城辺甲2433-1	0895-72-1231	199 (199)	○	1	○
宇和島	150	国保一本松病院	798-4408	南宇和郡 愛南町 一本松5056-2	0895-84-2255	60 (60)	—	1	○
計	150	医療機関 (医療救護班設置)		宇 摩 : 10 新居浜・西条 : 22 今 治 : 31 松 山 : 53 八幡浜・大洲 : 20 宇 和 島 : 15				172	三次救急医療施設: 4 災害基幹拠点病院: 1 災害拠点病院: 7 救護病院等: 142

## 7-2 災害時の医療救護に関する協定 (一般社団法人 愛媛県医師会) (医療対策課)

愛媛県(以下「甲」という。)と市町村(以下「乙」という。)と社団法人愛媛県医師会(以下「丙」という。)とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産(以下「医療救護」という。)の実施について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害基本法(昭和36年法律第223号)第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための救護班(以下「救護班」という。)の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

(医療救護計画)

第3条 丙は、甲又は乙の救護班の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画(以下「医療救護計画」という。)を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 救護班の編成計画
- (2) 救護班の医療救護活動計画
- (3) 郡市医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する班数
- (5) 救護班の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 事項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(救護班の派遣の方法)

第5条 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

(要請によらない救護班の派遣)

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(救護班に対する指揮)

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(救護班の業務)

第8条 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所(以下「救護所」という。)において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度判断
- (2) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産活動
- (6) 死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録及び市町村災害対策本部への収容状況等の報告

(薬剤等の供給)

第9条 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(救護班の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合(第6条の規定による報告があった場合を含む。)における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

(1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用

(2) 救護班の編成及び派遣に要する費用

(3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班(第6条の規定による報告に係るものを含む。)の班員として医療救護活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従いその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成8年2月1日から同年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 市町村と郡市医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結している場合は、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日

甲 愛媛県知事 伊賀 貞雪

乙

松山市長

今治市長

宇和島市長

八幡浜市長

新居浜市長

西条市長

大洲市長

川の江市長

伊予三島市長

伊予市長

北条市長

東予市長

新宮村長

土居町長

別子山村長

小松町長

丹原町長

朝倉町長

玉川町長

波方町長

大西町長

菊間町長

吉海町長

宮窪町長

伯方町長

魚島村長

弓削町長

生名村長

岩城村長

上浦町長

大三島町長

関前村長

重信町長

川内町長

中島町長

久万町長

面河村長

美川村長

柳谷村長

小田町長

松前町長

砥部町長

広田村長

中山町長

双海町長

長浜町長

内子町長

五十崎町長

肱川町長

河辺村長

保内町長

伊方町長

瀬戸町長

三崎町長

三瓶町長

明浜町長

宇和町長

野村町長

城川町長

吉田町長

三間町長

広見町長

松野町長

日吉村長

津島町長

内海村長

御荘町長

城辺町長

一本松町長

西海町長

丙 社団法人愛媛県医師会 会長 村上 郁夫

## 災害時の医療救護に関する協定実施細則（一般社団法人愛媛県医師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県医師会（以下「丙」という。）とは、平成8年2月1日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき救護班を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該救護班の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第1号）
- (2) 救護班員名簿（様式第2号）
- (3) 薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定第13条に規定する場合には、丙は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行規則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表第1及び別表第2の規定の例により算出した額とする。

- 2 丙は、指定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第4条 協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養保証金、休業補償金、障害補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

- 2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

- 3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金 休業補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書 (1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断士書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

(支払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償または損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日

甲 愛媛県知事 伊賀 貞雪

乙

松山市長

今治市長

宇和島市長

八幡浜市長

新居浜市長

西条市長

大洲市長

川之江市長

伊予三島市長

伊予市長

北条市長

東予市長

新宮村長

土居町長

別子山村長

小松町長

丹原町長

朝倉町長

玉川町長

波方町長

大西町長

菊間町長

吉海町長

宮窪町長

伯方町長

魚島村長

弓削町長

生名村長

岩城村長

上浦町長

大三島町長

関前村長

重信町長

川内町長

中島町長

久万町長

面河村長

美川村長

柳谷村長

小田町長

松前町長

砥部町長

広田村長

中山町長

双海町長

長浜町長

内子町長

五十崎町長

肱川町長

河辺村長

保内町長

伊方町長

瀬戸町長

三崎町長

三瓶町長

明浜町長

宇和町長

野村町長

城川町長

吉田町長

三間町長

広見町長

松野町長

日吉村長

津島町長

内海村長

御荘町長

城辺町長

一本松町長

西海町長

丙 社団法人愛媛県医師会 会長 村上 郁夫

医療救護活動報告書

班名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況			
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数		件	
			移送		件	
			死体処理		件	
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数		件	
			移送		件	
			死体処理		件	
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数		件	
			移送		件	
			死体処理		件	
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数		件	
			移送		件	
			死体処理		件	
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数		件	
			移送		件	
			死体処理		件	





### 薬 剂 等 使 用 報 告 書

班 名 : \_\_\_\_\_

1 薬剂及び治療材料

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額

2 医療器具の破損等

品 名	規 格	金 額	破損の状況

注) 破損の状況は、具体的に記載すること。

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので、報告します。

年 月 日

殿

社団法人愛媛県医師会  
会長

印

別紙

### 事故死亡（傷病）者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先		班名	
傷病名				程度	重症・中等症・軽症
外来・入院（月 日）		診療（入院）医療機関名			
受傷（発病）日時	年 月 日		時 分		
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年 月 日		時 分		
死亡場所					
受傷（発病）・死亡時の状況					

費用弁償請求書

年 月 日

殿

住 所  
氏 名 社団法人愛媛県医師会  
会長

印

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、年 月 日から 年 月 日までにおける  
災害時の医療救護活動に対する費用弁償

内訳 別紙のとおり

別紙

経 費	支出区分	金 額	説 明
薬剤及び治療材料並び に医療器具の破損等 (協定第 12 条第 1 号)			
救護班の編成及び派遣 (協定第 12 条第 2 号)			
上記以外 (協定第 12 条第 3 号)			
計			

注) 支出区分欄には、旅費、役務費、需用費等を記載すること。

損害補償支給申請書

年 月 日

殿

住 所  
氏 名

印

負傷・疾病 又は死亡 した者の 状況	氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所					
	職 種		勤務先		救護班名	
	傷病名		受傷(発病)年月日		年 月 日	
	死 亡 原 因		死亡年月日		年 月 日	
障害級別		療養開始年月日		年 月 日		
休業日数	年 月 日 ~		年 月 日		日間	
休業期間中における業務上の収入	有 ( 円 ) ・ 無					
損害補償支給基礎額 (災害救助法施行令 (昭和22年政令第225号)第14条第2項 号該当)						
備 考						

### 7-3 災害時の医療救護に関する協定（公益社団法人 愛媛県看護協会）（医療対策課）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛看護協会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための看護師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 医療従事者の編成計画
- (2) 医療従事者の医療救護活動計画
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 医療従事者の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する医療従事者数
- (5) 医療従事者の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(医療従事者の業務)

第8条 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急看護及び看護
- (2) 傷病者の救護所、救護病院等への収容
- (3) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第9条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日



甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙	松山市長	中村 時広	乙	久万町長	玉水 壽清
乙	今治市長職務代理者		乙	面河村長	梅木 正一
	今治市助役	白石 哲朗	乙	美川村長	木下 久敬
乙	宇和島市長	石橋 寛久	乙	柳谷村長	鶴井 國夫
乙	八幡浜市長	高橋 英吾	乙	小田町長	大塚 雅教
乙	新居浜市長	佐々木 龍	乙	松前町長	白石 勝也
乙	西条市長	伊藤 宏太郎	乙	砥部町長	中村 剛志
乙	大洲市長	榊田 與一	乙	広田村長	三好 晃二
乙	川之江市長	石津 隆敏	乙	中山町長	市田 勝久
乙	伊予三島市長	篠永 善雄	乙	双海町長	丸山 勇三
乙	伊予市長	中村 佑	乙	長浜町長	西田 洋一
乙	北条市長	井手 順二	乙	内子町長	河内 紘一
乙	東予市長	青野 勝	乙	五十崎町長	宮岡 廣行
乙	新宮村長	法橋 信一	乙	肱川町長	久保田 仁之
乙	土居町長	藤田 勝志	乙	河辺村長	稲田 秀一
乙	小松町長	塩出 皓治	乙	保内町長	二宮 通明
乙	丹原町長	渡部 高尚	乙	伊方町長	中元 清吉
乙	朝倉村長	清水 俊光	乙	瀬戸町長	井上 善一
乙	玉川町長	村上 忠美	乙	三崎町長	杉山 陽三郎
乙	波方町長	片上 修二郎	乙	三瓶町長	井伊 敏郎
乙	大西町長	門田 迪郎	乙	明浜町長	酒井 正直
乙	菊間町長	白石 隆彦	乙	宇和町長	宇都宮 象一
乙	吉海町長	村上 哲司	乙	野村町長	大塚 功
乙	宮窪町長	矢野 勝俊	乙	城川町長	河野 泰成
乙	伯方町長	岡田 哲也	乙	吉田町長	清家 文男
乙	魚島村長	佐伯 真登	乙	三間町長	太宰 仁三
乙	弓削町長	木下 良一	乙	広見町長	松浦 甚一
乙	生名村長	田尾 一紀	乙	松野町長	柳野 大和
乙	岩城村長	稲本 一功	乙	日吉村長	山本 雅之
乙	上浦町長	小野 功	乙	津島町長	曾根 貞義
乙	大三島町長	奥本 忠孝	乙	内海村長	加幡 仁一
乙	関前村長	池田 深	乙	御荘町長	山下 英雄
乙	重信町長	和田 治樹	乙	城辺町長	谷口 長治
乙	川内町長	大西 勉	乙	一本松町長	菊地 信武
乙	中島町長	武田 満幸	乙	西海町長	中田 廣

丙 社団法人愛媛看護協会  
会長 廣田 玲子

## 災害時の医療救護に関する協定実施細則（公益社団法人 愛媛看護協会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛看護協会（以下「丙」という。）とは、平成15年4月9日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき医療従事者を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該医療従事者の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第1号）
- (2) 医療従事者名簿（様式第2号）
- (3) 薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定第13条に規定する場合には、丙は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表1及び別表2の規定の例により算出した額とする。

- 2 丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第4条 協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

- 2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

- 3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

(支払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙 松山市長 中村 時広  
乙 今治市長職務代理者  
今治市助役 白石 哲朗  
乙 宇和島市長 石橋 寛久  
乙 八幡浜市長 高橋 英吾  
乙 新居浜市長 佐々木 龍  
乙 西条市長 伊藤 宏太郎  
乙 大洲市長 梶田 與一  
乙 川之江市長 石津 隆敏  
乙 伊予三島市長 篠永 善雄  
乙 伊予市長 中村 佑  
乙 北条市長 井手 順二  
乙 東予市長 青野 勝  
乙 新宮村長 法橋 信一  
乙 土居町長 藤田 勝志  
乙 小松町長 塩出 皓治  
乙 丹原町長 渡部 高尚  
乙 朝倉村長 清水 俊光  
乙 玉川町長 村上 忠美  
乙 波方町長 片上 修二郎  
乙 大西町長 門田 迪郎  
乙 菊間町長 白石 隆彦  
乙 吉海町長 村上 哲司  
乙 宮窪町長 矢野 勝俊  
乙 伯方町長 岡田 哲也  
乙 魚島村長 佐伯 真登  
乙 弓削町長 木下 良一  
乙 生名村長 田尾 紀  
乙 岩城村長 稲本 一  
乙 上浦町長 小野 功  
乙 大三島町長 奥本 忠孝  
乙 関前村長 池田 深  
乙 重信町長 和田 治樹  
乙 川内町長 大西 勉  
乙 中島町長 武田 満幸

乙 久万町長 玉水 壽清  
乙 面河村長 梅木 正一  
乙 美川村長 木下 久敬  
乙 柳谷村長 鶴井 國夫  
乙 小田町長 大塚 雅教  
乙 松前町長 白石 勝也  
乙 砥部町長 中村 剛志  
乙 広田村長 三好 晃二  
乙 中山町長 市田 勝久  
乙 双海町長 丸山 勇三  
乙 長浜町長 西田 洋一  
乙 内子町長 河内 紘一  
乙 五十崎町長 宮岡 廣行  
乙 肱川町長 久保田 仁之  
乙 河辺村長 稲田 秀一  
乙 保内町長 二宮 通明  
乙 伊方町長 中元 清吉  
乙 瀬戸町長 井上 善一  
乙 三崎町長 杉山 陽三郎  
乙 三瓶町長 井伊 敏郎  
乙 明浜町長 酒井 正直  
乙 宇和町長 宇都宮 象一  
乙 野村町長 大塚 功  
乙 城川町長 河野 泰成  
乙 吉田町長 清家 文男  
乙 三間町長 太宰 仁三  
乙 広見町長 松浦 甚一  
乙 松野町長 柳野 大和  
乙 日吉村長 山本 雅之  
乙 津島町長 曾根 貞義  
乙 内海村長 加幡 仁一  
乙 御荘町長 山下 英雄  
乙 城辺町長 谷口 長治  
乙 一本松町長 菊地 信武  
乙 西海町長 中田 廣

丙 社団法人愛媛看護協会  
会長 廣田 玲子

医療救護活動報告書

医療従事者名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件



薬 剤 等 使 用 報 告 書

医療従事者名：\_\_\_\_\_

1 薬剤及び治療材料

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額

2 医療器具の破損等

品 名	規 格	金 額	破 損 の 状 況

注) 破損の状況は、具体的に記載すること。

様式第4号（第2条関係）事故報告書

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので報告します。

年 月 日

殿

社団法人愛媛看護協会  
会長

印

別紙

### 事故傷病（死亡）者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先			
傷病名				程度	重症・中等症・軽症
外来・入院（月日）		診療(入院)医療機関名			
受傷(発病)日時	年 月 日		時 分		
受傷(発病)場所					
死亡原因					
死亡日時	年 月 日		時 分		
死亡場所					
受傷(発病)・死亡時の状況					



費用弁償請求書

年 月 日

殿

住 所  
氏 名 社団法人愛媛看護協会  
会長

印

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、年 月 日から 年 月 日までにおける  
災害時の医療救護活動に対する費用弁償

内訳 別紙のとおり

別紙

経 費	支出区分	金 額	説 明
薬剤及び治療材料並び に医療器具の破損等 (協定第 12 条第 1 号)			
医療従事者の 編成及び派遣 (協定第 12 条第 2 号)			
上 記 以 外 (協定第 12 条第 3 号)			
計			

注) 支出区分欄には、旅費、役務費、需用費等を記載すること。

損害補償支給申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

負傷・疾病 又は死亡 した者の 状況	氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所					
	職 種		勤 務 先			
	傷病名		受傷（発病）年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	死 亡 原 因		死亡年月日	年 月 日	療養開始年月日	年 月 日
障害級別		治癒年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
休業日数	年 月 日 ～ 年 月 日 日間					
休業期間中における業務上の収入		有（ 円） ・ 無				
損害補償支給基礎額（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第14条第2項 号該当）						
備 考						

## 7-4 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人 愛媛県歯科医師会）（医療対策課）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県歯科医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の救護班派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 救護班の編成計画
- (2) 救護班の医療救護活動計画
- (3) 郡市歯科医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する班数
- (5) 救護班の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない救護班の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(救護班の業務)

第8条 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への移送の要否及び移送順位の決定
- (3) 災害時における死体の個別判別、検案等への協力
- (4) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第9条 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(救護班の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第6条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙又は郡市歯科医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙	松山市長	中村 時広	乙	久万町長	長	玉水 壽清
乙	今治市長職務代理者		乙	面河村長	長	梅木 正一
	今治市助役	白石 哲朗	乙	美川村長	長	木下 久敬
乙	宇和島市長	石橋 寛久	乙	柳谷村長	長	鶴井 國夫
乙	八幡浜市長	高橋 英吾	乙	小田町長	長	大塚 雅教
乙	新居浜市長	佐々木 龍	乙	松前町長	長	白石 勝也
乙	西条市長	伊藤 宏太郎	乙	砥部町長	長	中村 剛志
乙	大洲市長	梶田 與一	乙	広田村長	長	三好 晃二
乙	川之江市長	石津 隆敏	乙	中山町長	長	市田 勝久
乙	伊予三島市長	篠永 善雄	乙	双海町長	長	丸山 勇三
乙	伊予市長	中村 佑	乙	長浜町長	長	西田 洋一
乙	北条市長	井手 順二	乙	内子町長	長	河内 紘一
乙	東予市長	青野 勝	乙	五十崎町長	長	宮岡 廣行
乙	新宮村長	法橋 信一	乙	肱川町長	長	久保田 仁之
乙	土居町長	藤田 勝志	乙	河辺村長	長	稲田 秀一
乙	小松町長	塩出 皓治	乙	保内町長	長	二宮 通明
乙	丹原町長	渡部 高尚	乙	伊方町長	長	中元 清吉
乙	朝倉村長	清水 俊光	乙	瀬戸町長	長	井上 善一
乙	玉川町長	村上 忠美	乙	三崎町長	長	杉山 陽三郎
乙	波方町長	片上 修二郎	乙	三瓶町長	長	井伊 敏郎
乙	大西町長	門田 迪郎	乙	明浜町長	長	酒井 正直
乙	菊間町長	白石 隆彦	乙	宇和村長	長	宇都宮 象一
乙	吉海町長	村上 哲司	乙	野川町長	長	大塚 功成
乙	宮窪町長	矢野 勝俊	乙	城川町長	長	河野 泰文
乙	伯方町長	岡田 哲也	乙	吉田町長	長	清家 文男
乙	魚島村長	佐伯 真登	乙	三間町長	長	太宰 仁三
乙	弓削町長	木下 良一	乙	広見町長	長	松浦 甚一
乙	生名村長	田尾 紀	乙	松野町長	長	柳野 大和
乙	岩城村長	稲本 一	乙	日吉村長	長	山本 雅之
乙	上浦町長	小野 功	乙	津島町長	長	曾根 貞義
乙	大三島町長	奥本 忠孝	乙	内海村長	長	加山 仁雄
乙	関前村長	池田 深	乙	内御莊町長	長	山谷 口
乙	重信町長	和田 治樹	乙	城辺町長	長	谷口 長治
乙	川内町長	大西 勉	乙	一本松町長	長	菊地 信武
乙	中島町長	武田 満幸	乙	西海町長	長	中田 廣

丙 社団法人 愛媛県歯科医師会  
会長 須之内 淳二

## 災害時の医療救護に関する協定実施細則（一般社団法人 愛媛県歯科医師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県歯科医師会（以下「丙」という。）とは、平成15年4月9日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき救護班を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該救護班の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第1号）
- (2) 救護班員名簿（様式第2号）
- (3) 薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定第13条に規定する場合においては、丙は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表1及び別表2の規定の例により算出した額とする。

- 2 丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第4条 協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

- 2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

- 3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

(支払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙 松山市長 中村 時広  
乙 今治市長職務代理者  
乙 今治市助役 白石 哲朗  
乙 宇和島市長 石橋 寛久  
乙 八幡浜市長 高橋 英吾  
乙 新居浜市長 佐々木 龍  
乙 西条市長 伊藤 宏太郎  
乙 大洲市長 梶田 與一  
乙 川之江市長 石津 隆敏  
乙 伊予三島市長 篠永 善雄  
乙 伊予市長 中村 佑  
乙 北条市長 井手 順二  
乙 東予市長 青野 勝  
乙 新宮村長 法橋 信一  
乙 土居町長 藤田 勝志  
乙 小松町長 塩出 皓治  
乙 丹原町長 渡部 高尚  
乙 朝倉村長 清水 俊光  
乙 玉川町長 村上 忠美  
乙 波方町長 片上 修二郎  
乙 大西町長 門田 迪郎  
乙 菊間町長 白石 隆彦  
乙 吉海町長 村上 哲司  
乙 宮窪町長 矢野 勝俊  
乙 伯方町長 岡田 哲也  
乙 魚島村長 佐伯 真登  
乙 弓削町長 木下 良一  
乙 生名村長 田尾 紀  
乙 岩城村長 稲本 一  
乙 上浦町長 小野 功  
乙 大三島町長 奥本 忠孝  
乙 関前村長 池田 深  
乙 重信町長 和田 治樹  
乙 川内町長 大西 勉  
乙 中島町長 武田 満幸

乙 久万町長 玉水 壽清  
乙 面河村長 梅木 正一  
乙 美川村長 木下 久敬  
乙 柳谷村長 鶴井 國夫  
乙 小田町長 大塚 雅教  
乙 松前町長 白石 勝也  
乙 砥部町長 中村 剛志  
乙 広田村長 三好 晃二  
乙 中山町長 市田 勝久  
乙 双海町長 丸山 勇三  
乙 長浜町長 西田 洋一  
乙 内子町長 河内 紘一  
乙 五十崎町長 宮岡 廣行  
乙 肱川町長 久保田 仁之  
乙 河辺村長 稲田 秀一  
乙 保内町長 二宮 通明  
乙 伊方町長 中元 清吉  
乙 瀬戸町長 井上 善一  
乙 三崎町長 杉山 陽三郎  
乙 三瓶町長 井伊 敏郎  
乙 明浜町長 酒井 正直  
乙 宇和町長 宇都宮 象一  
乙 野村町長 大塚 功  
乙 城川町長 河野 泰成  
乙 吉田町長 清家 文男  
乙 三間町長 太宰 仁三  
乙 広見町長 松浦 甚一  
乙 松野町長 柳野 大和  
乙 日吉村長 山本 雅之  
乙 津島町長 曾根 貞義  
乙 内海村長 加幡 仁一  
乙 御荘町長 山下 英雄  
乙 城辺町長 谷口 長治  
乙 一本松町長 菊地 信武  
乙 西海町長 中田 廣

丙 社団法人 愛媛県歯科医師会  
会長 須之内 淳二



医療救護活動報告書

班 名	災害発生場所	医療救護活動場所	活 動 状 況			
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数			件
			移 送			件
			死体処理			件
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数			件
			移 送			件
			死体処理			件
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数			件
			移 送			件
			死体処理			件
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数			件
			移 送			件
			死体処理			件
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数			件
			移 送			件
			死体処理			件



## 薬 剤 等 使 用 報 告 書

班 名：\_\_\_\_\_

### 1 薬剤及び治療材料

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額

### 2 医療器具の破損等

品 名	規 格	金 額	破損の状況

注) 破損の状況は、具体的に記載すること。

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので、報告します。

年 月 日

殿

社団法人愛媛県歯科医師会  
会長

印

別紙

事故傷病（死亡）者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先		班名	
傷病名				程度	重症・中等症・軽症
外来・入院（月 日）		診療(入院)医療機関名			
受傷(発病)日時	年 月 日		時 分		
受傷(発病)場所					
死亡原因					
死亡日時	年 月 日		時 分		
死亡場所					
受傷(発病)・死亡時の状況					

費用弁償請求書

年 月 日

殿

住 所  
氏 名 社団法人愛媛県歯科医師会  
会長



次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、年 月 日から 年 月 日までにおける  
災害時の医療救護活動に対する費用弁償

内訳 別紙のとおり

別紙

経 費	支出区分	金 額	説 明
薬剤及び治療材料並び に医療器具の破損等 (協定第 12 条第 1 号)			
救護班の編成及び派遣 (協定第 12 条第 2 号)			
上 記 以 外 (協定第 12 条第 3 号)			
計			

注) 支出区分欄には、旅費、役務費、需用費等を記載すること。

損害補償支給申請書

年 月 日

殿

住 所  
氏 名

印

負傷・疾病 又は死亡 した者の 状況	氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所					
	職 種		勤務先		班 名	
	傷病名		受傷（発病）年月日		年 月 日	
	死 亡 原 因		死亡年月日		年 月 日	
障害級別		療養開始年月日		年 月 日		
休業日数	年 月 日 ～ 年 月 日 日間					
休業期間中における業務上の収入		有（ 円） ・ 無				
損害補償支給基礎額（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第14条第2項 号該当）						
備 考						



## 7-5 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人 愛媛県薬剤師会）（医療対策課）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための薬剤師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 医療従事者の編成計画
- (2) 医療従事者の医療救護活動計画
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 医療従事者の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する医療従事者数
- (5) 医療従事者の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(医療従事者の業務)

第8条 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤業務
- (2) 救護所における医薬品等の管理
- (3) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第9条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(調剤費)

第11条 救護所における調剤費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙	松山市長	中村 時広	乙	久万町長	玉水 壽清
乙	今治市長職務代理者		乙	面河村長	梅木 正一
	今治市助役	白石 哲朗	乙	美川村長	木下 久敬
乙	宇和島市長	石橋 寛久	乙	柳谷村長	鶴井 國夫
乙	八幡浜市長	高橋 英吾	乙	小田町長	大塚 雅教
乙	新居浜市長	佐々木 龍	乙	松前町長	白石 勝也
乙	西条市長	伊藤 宏太郎	乙	砥部町長	中村 剛志
乙	大洲市長	梶田 與一	乙	広田村長	三好 晃二
乙	川之江市長	石津 隆敏	乙	中山町長	市田 勝久
乙	伊予三島市長	篠永 善雄	乙	双海町長	丸山 勇三
乙	伊予市長	中村 佑	乙	長浜町長	西田 洋一
乙	北条市長	井手 順二	乙	内子町長	河内 紘一
乙	東予市長	青野 勝	乙	五十崎町長	宮岡 廣行
乙	新宮村長	法橋 信一	乙	肱川町長	久保田 仁之
乙	土居町長	藤田 勝志	乙	河辺村長	稲田 秀一
乙	小松町長	塩出 皓治	乙	保内町長	二宮 通明
乙	丹原町長	渡部 高尚	乙	伊方町長	中元 清吉
乙	朝倉村長	清水 俊光	乙	瀬戸町長	井上 善一
乙	玉川町長	村上 忠美	乙	三崎町長	杉山 陽三郎
乙	波方町長	片上 修二郎	乙	三瓶町長	井伊 敏郎
乙	大西町長	門田 迪郎	乙	明浜町長	酒井 正直
乙	菊間町長	白石 隆彦	乙	宇和町長	宇都宮 象一
乙	吉海町長	村上 哲司	乙	野村町長	大塚 功成
乙	宮窪町長	矢野 勝俊	乙	城川町長	河野 泰文
乙	伯方町長	岡田 哲也	乙	吉田町長	清家 男三
乙	魚島村長	佐伯 真登	乙	三間町長	太宰 仁一
乙	弓削町長	木下 良一	乙	広見町長	松浦 甚一
乙	生名村長	田尾 紀	乙	松野町長	柳野 大和
乙	岩城村長	稲本 一	乙	日吉村長	山本 雅之
乙	上浦町長	小野 功	乙	津島町長	曾根 貞義
乙	大三島町長	奥本 忠孝	乙	内海村長	加幡 仁一
乙	関前村長	池田 深	乙	御荘町長	山下 英雄
乙	重信町長	和田 治樹	乙	城辺町長	谷口 長治
乙	川内町長	大西 勉	乙	一本松町長	菊地 信武
乙	中島町長	武田 満幸	乙	西海町長	中田 廣

丙 社団法人 愛媛県薬剤師会  
会長 澤田 乙吉

## 災害時の医療救護に関する協定実施細則 （一般社団法人 愛媛県薬剤師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、平成15年4月9日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき医療従事者を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該医療従事者の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第1号）
- (2) 医療従事者名簿（様式第2号）
- (3) 薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定第13条に規定する場合には、丙は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表1及び別表2の規定の例により算出した額とする。

- 2 丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第4条 協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

- 2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

- 3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

(支払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙 松山市長 中村 時広  
乙 今治市長職務代理者  
乙 今治市助役 白石 哲朗  
乙 宇和島市長 石橋 寛久  
乙 八幡浜市長 高橋 英吾  
乙 新居浜市長 佐々木 龍  
乙 西条市長 伊藤 宏太郎  
乙 大洲市長 梶田 與一  
乙 川之江市長 石津 隆敏  
乙 伊予三島市長 篠永 善雄  
乙 伊予市長 中村 佑  
乙 北条市長 井手 順二  
乙 東予市長 青野 勝  
乙 新宮村長 法橋 信一  
乙 土居町長 藤田 勝志  
乙 小松町長 塩出 皓治  
乙 丹原町長 渡部 高尚  
乙 朝倉村長 清水 俊光  
乙 玉川町長 村上 忠美  
乙 波方町長 片上 修二郎  
乙 大西町長 門田 迪郎  
乙 菊間町長 白石 隆彦  
乙 吉海町長 村上 哲司  
乙 宮窪町長 矢野 勝俊  
乙 伯方町長 岡田 哲也  
乙 魚島村長 佐伯 真登  
乙 弓削町長 木下 良一  
乙 生名村長 田尾 紀  
乙 岩城村長 稲本 一  
乙 上浦町長 小野 功  
乙 大三島町長 奥本 忠孝  
乙 関前村長 池田 深  
乙 重信町長 和田 治樹  
乙 川内町長 大西 勉  
乙 中島町長 武田 満幸

乙 久万町長 玉水 壽清  
乙 面河村長 梅木 正一  
乙 美川村長 木下 久敬  
乙 柳谷村長 鶴井 國夫  
乙 小田町長 大塚 雅教  
乙 松前町長 白石 勝也  
乙 砥部町長 中村 剛志  
乙 広田村長 三好 晃二  
乙 中山町長 市田 勝久  
乙 双海町長 丸山 勇三  
乙 長浜町長 西田 洋一  
乙 内子町長 河内 紘一  
乙 五十崎町長 宮岡 廣行  
乙 肱川町長 久保田 仁之  
乙 河辺村長 稲田 秀一  
乙 保内町長 二宮 通明  
乙 伊方町長 中元 清吉  
乙 瀬戸町長 井上 善一  
乙 三崎町長 杉山 陽三郎  
乙 三瓶町長 井伊 敏郎  
乙 明浜町長 酒井 正直  
乙 宇和町長 宇都宮 象一  
乙 野村町長 大塚 功  
乙 城川町長 河野 泰成  
乙 吉田町長 清家 文男  
乙 三間町長 太宰 仁三  
乙 広見町長 松浦 甚一  
乙 松野町長 柳野 大和  
乙 日吉村長 山本 雅之  
乙 津島町長 曾根 貞義  
乙 内海村長 加幡 仁一  
乙 御荘町長 山下 英雄  
乙 城辺町長 谷口 長治  
乙 一本松町長 菊地 信武  
乙 西海町長 中田 廣

丙 社団法人愛媛県薬剤師会  
会長 澤田 乙吉

医療救護活動報告書

医療従事者名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況
			<p>月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件</p>
			<p>月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件</p>
			<p>月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件</p>
			<p>月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件</p>
			<p>月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件</p>



### 薬 剤 等 使 用 報 告 書

医療従事者名：\_\_\_\_\_

#### 1 薬剤及び治療材料

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額

#### 2 医療器具の破損等

品 名	規 格	金 額	破損の状況

注) 破損の状況は、具体的に記載すること。



事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので報告します。

年 月 日

殿

社団法人愛媛県薬剤師会  
会長

印

別紙

### 事故傷病（死亡）者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先			
傷病名				程度	重症・中等症・軽症
外来・入院（月日）		診療(入院)医療機関名			
受傷(発病)日時	年 月 日		時 分		
受傷(発病)場所					
死亡原因					
死亡日時	年 月 日		時 分		
死亡場所					
受傷(発病)・死亡時の状況					

費用弁償請求書

年 月 日

殿

住 所  
氏 名 社団法人愛媛県薬剤師会  
会長

印

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、年 月 日から 年 月 日までにおける  
災害時の医療救護活動に対する費用弁償

内訳 別紙のとおり

別紙

経 費	支出区分	金 額	説 明
薬剤及び治療材料並び に医療器具の破損等 (協定第 12 条第 1 号)			
医療従事者の 編成及び派遣 (協定第 12 条第 2 号)			
上 記 以 外 (協定第 12 条第 3 号)			
計			

注) 支出区分欄には、旅費、役務費、需用費等を記載すること。

損害補償支給申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

負傷・疾病 又は死亡 した者の 状況	氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所					
	職 種		勤 務 先			
	傷病名		受傷（発病）年月日	年 月 日		
	死 亡 原 因		死亡年月日	年 月 日		
障害級別		療養開始年月日	年 月 日			
休業日数	年 月 日 ~		年 月 日	日間		
休業期間中における業務上の収入		有（ 円） ・ 無				
損害補償支給基礎額（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第14条第2項 号該当）						
備 考						

## 7-6 災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定（薬務衛生課）

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県医薬品卸業協会（以下「乙」という。）とは、災害時において被災者の救助のため必要な医薬品等の調達について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙又は乙に加盟する協会員（以下「乙等」という。）に対し、その保有する医薬品等の供給を要請することができる。

（供給医薬品等の範囲）

第2条 乙等は、甲から要請のあった医薬品等について、その保有する範囲内において供給に応ずるものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は書面（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙等は甲の意思を確認（薬務衛生課長とする。）のうえ、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙等の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙等はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、医薬品等供給措置状況報告書（様式第2号）を第3条第2項に掲げる者に提出するものとする。

（引渡し）

第5条 医薬品等の引渡し日時、場所等については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者が医薬品等を確認のうえ引取るものとする。ただし、甲が指定する方法による引渡しが不可能である場合には、乙等はその旨を甲に連絡するものとする。

（価格等）

第6条 医薬品等の価格は、災害発生前の平常時において通常取引きされている価格とする。ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲、乙等協議して定める。

2 乙は、供給した医薬品等の代金を請求しようとするときは、医薬品等代金請求書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲は、第6条第2項の規定による医薬品等代金の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに乙に対し、これを支払うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後も又同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛媛県  
知事 加戸 守行

松山市三番町7丁目6の9

乙 愛媛県医薬品卸業協会  
会長 藤田 皓二









## 7-7 災害時の柔道整復師支援活動に関する協定（社団法人 愛媛県接骨師会）（医療対策課）

愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県接骨師会（以下「乙」という。）とは、災害時における柔道整復師支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県において災害が発生した場合、甲が行う災害支援活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害支援活動の実施にあたり、必要があると認めるときは、乙に協力要請するものとする。

2 前項の協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（災害支援）

第3条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編成、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

（業務）

第4条 災害支援班の業務は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された柔道整復業務とする。

（指揮）

第5条 災害支援班に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（災害支援班の輸送）

第6条 甲は、災害支援活動が円滑に実施できるよう、災害支援班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（施術費）

第7条 第3条に規定する活動場所における被災者の施術費は、無料とする。

（費用弁償等）

第8条 甲の協力要請に基づき、乙が災害支援活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（1）災害支援班の編成、派遣に要する経費

（2）災害支援班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費

（3）災害支援班員が支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく政令及び規則並びに「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和38年愛媛県条例第27条）の例による。

（連絡責任者等の報告）

第9条 協力要請等の手続きを円滑に行うため、乙は、協定締結後速やかに連絡責任者及び連絡先等を甲に文書で報告するものとする。

（活動報告）

第10条 乙は、災害支援活動を実施したときは、活動終了後速やかに様式第1号を甲に提出するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、平成19年3月19日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年3月19日

松山市一番町四丁目4番地2  
甲 愛媛県  
知事 加戸守行

松山市一番町一丁目14-10  
乙 社団法人愛媛県接骨師会  
会長 金村清文

## 7-8 日本赤十字社愛媛県支部救護班の編成と資器材保有状況

- 日本赤十字社愛媛県支部常備救護班数 8班

救護班編成基準 1班 6名

(※班長(医師) 1名、救護看護師長 1名、救護看護師 2名、救護主事 2名)

- 救護資器材保有状況

(令和4年4月1日現在)

品目	数量	品目	数量	品目	数量
発電機	7	業務用無線装置(150MHZ)	一式	A E D	6
折畳寝台	97	業務用無線装置(415MHZ)	一式	救護員携行バック	50
担架台	6	アマチュア無線	一式	防災ボランティア用ゼッケン	100
担架	45	DMA T用無線	12	救護用机	10
救護員防寒着	45	トランシーバー	8	救護用椅子	18
雨合羽	30	医療セット	5	寝袋	80
救護員作業着	305	携帯医療セット	1	エアーマット	10
救護用編上靴	162	エアーテント	2	ノーパンクリヤカー	2
携帯拡声器	3	ドラッシュテント	3	イーバックチェア	1
ヘルメットセット	50	除染テントセット	一式	背負子	9
救急車	1	テント	13	ラップ式トイレ	13
通信指令車	1	トイレ用テント	5	炊飯セット	4
災害救援車	3	寝具セット	10	LED ランタン	12
災害対策本部車	1	救護所表示電光板	一式	バルーン投光機	5
マルチハウス	3	救護員携帯用ローラーバック	40	救護員携帯用ヒップバック	40
レインポンチョ	50	トリアージシートセット	3	骨盤固定具	5
折りたたみ二輪台車	5	臨場バインダーバッグ	10	ジャンクショナルターニケット	3
エアーストレッチャー	2	衛星電話	5		

## 7-9 災害時における被災者支援に関する協定書（薬務衛生課）

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県薬事振興会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙の会員である薬事衛生関係団体（以下「団体」という。）が実施する支援業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における被災者の救助及び支援のため必要な医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等（以下「医薬品等」という。）の提供ならびにその他被災者支援活動に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、医薬品等の提供、その他被災者支援活動に関し、乙に対して協力を要請する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（業務及び対象団体）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

(1) 医薬品等の提供及び甲が指定する場所への搬送

(2) 避難所及び物資拠点の提供

(3) 救護所、避難所、及び物資拠点へのボランティア要員の派遣（医薬品等に関し、専門的知識を持つ薬剤師・登録販売者等）

(4) 上記以外の業務であって、乙から協力の申し出があった支援業務

2 本協定の対象となる団体及び具体的な業務は別表のとおりとする。

（業務の提供及び報告）

第4条 乙は、甲から第2条に定める要請があったときは、団体間の調整を行ったうえで、業務の提供を行う団体を決定するものとする。

2 前項で決定された団体は、可能な限り、医薬品等の提供及びその他被災者支援活動に関する業務の提供を行うものとする。

3 前項の業務の提供を行った団体は、業務が完了したときは、速やかに業務実施状況を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙の業務の提供に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、甲又は各市町等支援を受ける者が別途負担を認めたものについてはこの限りでない。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないかぎり、その効力を継続する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年6月18日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
甲 愛媛県  
知事 中村 時広

愛媛県松山市三番町七丁目6番地9  
乙 愛媛県薬事振興会  
会長 澤田 乙吉

別表（第3条関係）

対 象 団 体 及 び 業 務

社団法人 愛媛県薬剤師会	医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 避難所、物資拠点の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
社団法人 愛媛県薬業協会	医薬品・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
社団法人 愛媛県医薬品配置協会	医薬品・医薬部外品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県医薬品卸業協会	医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 避難所、物資拠点の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県医薬品小売商業協会	医薬品・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県製薬協会	医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 避難所、物資拠点の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県化粧品小売協同組合	化粧品・医薬部外品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
北四国衛生紙綿協同組合	医薬部外品・衛生材料等の提供 避難所、物資拠点の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県医療機器販売業協会	医療機器・医薬部外品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県ジェネリック販社協会	医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
一般社団法人 愛媛県登録販売者協会	医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 避難所、物資拠点の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣

## 7-10 災害時における医療ガス等の供給に関する協定書（薬務衛生課）

（趣旨）

愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門愛媛県支部（以下「乙」という。）は、愛媛県内及び四国4県において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害救助に必要な医療ガス等の供給に関し次の通り協定を締結する。

（要請）

第一条 甲は、次に掲げる場合において、医療ガス等を調達する必要があると認めた時は、乙に加入する医療ガス販売業者（以下「会員会社」という。）の所有する医療ガス等の供給について、乙に対して協力を要請することが出来る。

（1）愛媛県内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）愛媛県以外の災害救助等のため、国又は関係都道府県知事から供給を要請されたとき。

（医療ガス等の範囲）

第二条 甲が乙に供給を要請する医療ガス等は、次に掲げるもののうち乙の会員会社が保有する医療ガス等とする。

（1）医療用酸素、医療用亜酸化窒素、医療用窒素、医療用二酸化炭素  
医療用液化酸素、医療用液化窒素、滅菌ガス

（2）医療用ガス配管設備、在宅酸素療法等、甲が指定するガス供給機器等

（要請の方法）

第三条 第一条に定める要請は、別紙1の緊急用医療ガス等供給要請書により行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる。

2. 甲から乙への要請経路（連絡）は、別紙2により行うものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第四条 乙が第一条に定める要請を受けた時は、乙は、乙の会員会社の所有する医療ガス等を、甲に優先的に供給するよう積極的に努めるものとする。

2. 乙から甲への報告は、別紙2により行うものとする。

（価格）

第五条 医療ガス等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上、定めるものとする。

（引渡し）

第六条 医療ガス等の取引場所は、甲が指定するものとし、当該医療ガスの搬送は甲又は乙の指定するものが行うものとする。

2. 乙は甲の要請により会員会社に車両等で搬送させる場合は、必要により甲に誘導車両の派遣及び車両通行許可証等を依頼できるものとする。

3. 前項の場合において、甲は、甲の指定する取引場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、医療ガス等を確認した上で引き取るものとする。但し、県外への搬送を要請した場合は除く。

（連絡責任者及び連絡方法等）

第七条 第一条に定める要請に関する連絡の責任者として、甲は、愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課長を、乙は一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門愛媛県支部長をそれぞれ指定するものとする。

2. 甲及び乙は、それぞれの連絡責任者との間で連絡が取れない場合に備えて、第三条2の要請経路（連絡）に基づいて協議し、定めておくものとする。

3. 乙は、前項の要請経路（連絡先及び医療ガス等の供給体制並びに会員会社連絡網）について、年一回見直した上で、毎年、甲に提出するものとする。

4. 甲及び乙は、連絡用機器（災害時優先電話等）について協議し、迅速に連絡し合える手段の確保に努めるものとする。

（代金の支払い）

第八条 甲が引き取った医療ガス等の代金は、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに乙

に支払うものとする。

(連絡員の派遣)

第九条 大規模な災害のため、電話等による通信が困難な場合等は、甲の要請により乙は、甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣するものとする。

(連絡協議会への参加)

第十条 甲が災害対策等の協議会を設置した場合は、甲の要請により乙は参加するものとする。

(防災訓練への参加)

第十一条 乙は、甲が行う防災訓練等に関し、甲の要請に基づき参加協力するものとする。

(協議)

第十二条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第十三条 この協定の有効期間は、協定締結の日から一年間とする。

2. 前項の期間満了日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも協定終了の意思表示がない場合には、さらに一年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定を成立する証のため、本書二通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自一通を保有する。

平成24年3月26日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県知事 中村 時広

乙 愛媛県伊予郡松前町北川原塩屋西2041  
一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部  
医療ガス部門愛媛県支部 支部長 齋藤 公司

緊急用医療ガス等供給要請書

平成 年 月 日

愛媛県知事

一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部  
医療ガス部門愛媛県支部 支部長 殿

「災害時における医療ガス等の供給に関する協定書」に基づき、下記の通り  
医療ガス等の供給を要請します。

記

1. (供給先)

名称	
所在地	
先方担当者	
電話／連絡先	
県担当立会者	

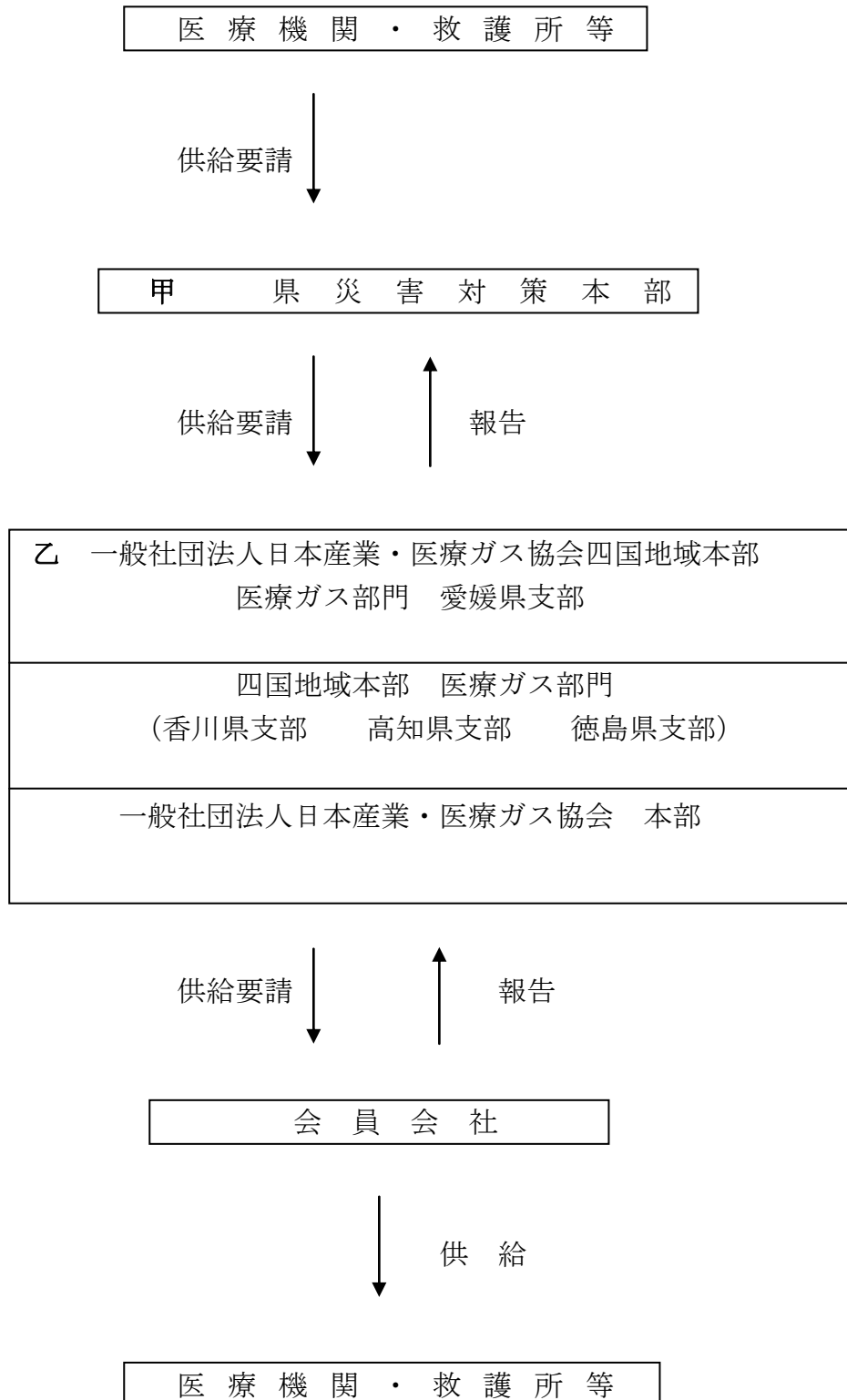
注意 供給先の地図を添付

2. (必要な医療ガス等)

品名	規格	数量	備考



災害時医療ガス等の要請経路



## 7-11 災害時における遺体搬送に関する協定 (薬務衛生課)

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県霊柩自動車協会（以下「乙」という。）及び一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「丙」という。）は、災害時における遺体搬送に関して、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、愛媛県において地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の死者が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲から乙及び丙に協力を要請し、遺体搬送を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

### (協力の要請)

第2条 甲は、第1条の目的を達成するために、次の業務について必要が生じた場合は、乙に対して協力を要請するものとする。ただし、乙が対応できない場合には、甲は丙に対し直接協力を要請するものとする。

(1) 霊柩自動車等による遺体搬送

(2) その他、甲の要請により乙が応じられる事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

### (業務の実施)

第3条 乙及び丙は、前条の要請を受けたときは、できうる範囲で要請業務を実施するものとする。

2 乙及び丙は、業務の実施にあたり、業務内容、方法等について、業務実施先の市町と打ち合わせ、確認を行うものとする。

### (業務の報告)

第4条 乙及び丙は、第2条各号の協力を実施したときは、速やかに別記様式2により甲に報告を行うものとする。

### (経費の負担)

第5条 乙及び丙がこの協定に基づき実施した業務に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、地方運輸局への届出運賃を基準とし、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

### (経費の請求)

第6条 乙及び丙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

### (経費の支払い)

第7条 甲は、前条の規定により乙又は丙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

### (連絡責任者)

第8条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課長、乙にあつては愛媛県霊柩自動車協会会長、丙にあつては一般社団法人全国霊柩自動車協会会長とする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙及び丙は、この協定に基づく業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙及び丙は、この協定に基づく業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲乙丙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年6月27日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県  
知事 中村 時広

乙 愛媛県松山市錦町2番地30 玉井ビル2階

愛媛県霊柩自動車協会  
会長 結城 旬

丙 東京都新宿区四谷四丁目14番地 東昭ビル3階

一般社団法人全国霊柩自動車協会  
会長 一柳 鏞

別記様式 1

番 号  
年 月 日

(協力要請先の長) 様

愛 媛 県 知 事

協 力 要 請 書

災害時における遺体搬送に関する協定第 2 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所 属 職 名 ・ 氏 名 電 話 番 号
電 話 ・ フ ァ ク シ ミ リ 等 に よ る 要 請 の 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 頃
要 請 理 由	
要 請 内 容 〔 搬 送 距 離 ( 区 間 ) 及 び 遺 体 数 、 そ の 他 〕	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期 日 : 年 月 日 期 間 : 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

別記様式 2

年 月 日

愛媛県知事 様

(協力要請先の長)

業 務 実 施 報 告 書

災害時における遺体搬送に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

報告担当者	所属 職名、氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等 による要請の日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
文書要請日、文書番号	年 月 日付 第 号
要 請 内 容 ( 搬送距離(区間)及び 遺体数、その他 )	
従 事 者 氏 名	会社名 従事者氏名 電話番号
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

## 7-12 災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定（薬務衛生課）

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、棺及び葬祭用品の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、愛媛県において地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の死者が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲から乙及び丙に協力を要請し、棺及び葬祭用品の供給等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、第1条の目的を達成するために、次の業務について必要が生じた場合は、乙に対して協力を要請するものとする。ただし、乙が対応できない場合には、甲は丙に対し直接協力を要請するものとする。

- （1） 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- （2） 遺体を安置する施設の提供
- （3） その他甲の要請により乙及び丙が応じられる事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

### （業務の実施）

第3条 乙及び丙は、前条の要請を受けたときは、できうる範囲で要請業務を実施するものとする。

2 乙及び丙は、業務の実施にあたり、業務内容、方法等について、業務実施先の市町と打ち合わせ、確認を行うものとする。

### （業務の報告）

第4条 乙及び丙は、第2条各号の協力を実施したときは、速やかに別記様式2により甲に報告を行うものとする。

### （経費の負担）

第5条 乙及び丙がこの協定に基づき実施した業務に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法に基づく基準額を基準とし、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

### （経費の請求）

第6条 乙及び丙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

### （経費の支払い）

第7条 甲は、前条の規定により乙又は丙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

### （連絡責任者）

第8条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課長、乙にあつては愛媛県葬祭事業協同組合理事長、丙にあつては全日本葬祭業協同組合連合会会長とする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙及び丙は、この協定に基づく業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙及び丙は、この協定に基づく業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲乙丙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年6月27日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県  
知事 中村 時広

乙 愛媛県松山市錦町2番地30 玉井ビル2階  
愛媛県葬祭事業協同組合  
理事長 菅 啓三

丙 東京都港区港南二丁目4番12号 港南YKビル4階

全日本葬祭業協同組合連合会  
会長 松井 昭憲

別記様式 1

番 号  
年 月 日

(協力要請先の長) 様

愛 媛 県 知 事

協 力 要 請 書

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所属 職名・氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等 による要請の日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容 〔供給用品名及び数量、 その他〕	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	



別記様式 2

年 月 日

愛媛県知事 様

(協力要請先の長)

業 務 実 施 報 告 書

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

報告担当者	所属 職名、氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等による要請の日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
文書要請日、文書番号	年 月 日付 第 号
要 請 内 容 〔供給用品名及び数量、 その他〕	
従事者氏名	会社名 従事者氏名 電話番号
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

### 7-13 災害時における協力に関する協定 (薬務衛生課)

愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、愛媛県において地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の死者及び被災者が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲から乙に協力を要請し、迅速かつ円滑な応急対策を行うことを目的とする。

#### (協力の要請)

第2条 甲は、第1条の目的を達成するために、次の業務について必要が生じた場合は、乙に対して協力を要請するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) 帰宅困難者に対する避難場所の提供（結婚式場等）
- (5) 避難所における被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- (6) その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

#### (業務の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙のできる範囲で要請業務を実施するものとする。

2 乙は、業務の実施にあたり、業務内容、方法等について、業務実施先の市町と打ち合わせ、確認を行うものとする。

#### (業務の報告)

第4条 乙は、第2条各号の協力を実施したときは、別記様式2により甲に報告を行うものとする。

#### (経費の負担)

第5条 乙がこの協定に基づき実施した業務に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法に基づく基準額を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### (経費の請求)

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

#### (経費の支払い)

第7条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

#### (連絡責任者)

第8条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課長、乙にあつては一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会四国ブロック愛媛地区本部長とする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、この協定に基づく業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、この協定に基づく業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年6月27日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県

知事 中村 時広

乙 東京都港区新橋一丁目18番16号  
日本生命新橋ビル9階

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会  
会長 杉山 雄吉郎

別記様式 1

番 号  
年 月 日

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長 様

愛 媛 県 知 事

協 力 要 請 書

災害時における協力に関する協定第 2 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所属 職名・氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等による要請の日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容 ( 供給用品名及び数量、 搬送区間(距離)及び 遺体数、安置施設及 び期間、その他 )	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

別記様式 2

年 月 日

愛媛県知事 様

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長

業 務 実 施 報 告 書

災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

報告担当者	所属 職名、氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等による要請の日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
文書要請日、文書番号	年 月 日付 第 号
要 請 内 容 ( 供給用品名及び数量、 搬送区間(距離)及び 遺体数、安置施設及 び期間、その他 )	
従事者氏名	会社名 従事者氏名 電話番号
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

## 7-14 災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定

(医療対策課)

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会（以下「乙」という。）とは、災害時において、乙の加盟団体である災害リハビリテーション関係団体（以下「団体」という。）が実施する災害リハビリテーション支援活動（以下「災害リハ支援活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、愛媛県において災害が発生した場合、甲が行う災害リハ支援活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害リハ支援活動の実施にあたり、必要があると認めたときは、乙に協力要請するものとする。

2 前項の協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(災害支援)

第3条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、災害リハビリテーション支援チーム（以下「災害リハチーム」という。）を編成、派遣し、甲が指示する場所において災害リハ支援活動を実施するものとする。

(業務)

第4条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に係るリハビリテーション対象者の判断及び情報収集
- (2) 避難所等の環境アセスメントの実施
- (3) 被災者の生活不活発病等の予防を目的とした運動指導の実施
- (4) 被災後の救命救急から生活再建に向けたリハビリテーションの実施
- (5) その他甲が必要とする業務

(指揮)

第5条 災害リハチームに対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

(災害リハチームの輸送)

第6条 甲は、災害リハ支援活動が円滑に実施できるよう、災害リハチームの輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費等)

第7条 第3条に規定する活動場所における被災者の医療費等は、無料とする。

(費用の負担)

第8条 甲の協力要請に基づき、乙が災害リハ支援活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 災害リハチームの編成、派遣に要する経費

(2) 災害リハチームが携行した衛生材料等を使用した場合の実費

2 前項に規定する費用の額については、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく政令及び規則の例による。

(補償)

第9条 甲の協力要請に基づき乙が派遣した災害リハチーム員が、災害リハ支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年愛媛県条例第27号)」を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(連絡責任者等の報告)

第10条 協力要請等の手続きを円滑に行うため、乙は、協定締結後速やかに連絡責任者及び連絡先等を甲に文書で報告するものとする。

(活動報告)

第11条 乙は、災害リハ支援活動を実施したときは、活動終了後速やかに様式第1号を甲に提出するものとする。

(団体名簿の提出)

第12条 乙は、乙の加盟団体名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、平成28年2月14日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年2月14日

甲 松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県

知事 中村時広

乙 松山市文京町1番地  
愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会

会長 藤田正明



様式第1号（第11条関係）

災害リハビリテーション支援活動報告書

年 月 日

愛媛県知事

様

愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会  
会長 印

災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定第11条の規定に基づき、活動状況を次のとおり報告します。

記

報告担当者	所属 職名、氏名 電話番号
文書要請日 ・文書番号	年 月 日付 第 号
電話・ファクシミリ等による要請の日時	年 月 日（ ） 時 分頃
要請内容	
従事者氏名	従事者氏名 電話番号
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備考	

## 7-15 災害時における医療機器等の供給に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県医療機器販売業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療機器等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医療機器等を調達する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の会員が保有する医療機器等の供給を要請することができる。

### （医療機器等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する医療機器等は、乙の会員において供給可能な品目及び数量で、次に掲げるものとする。

- (1) カテーテル、注射器、ダイアライザー等の医療機器
- (2) その他甲が指定するもの

### （要請の方法）

第3条 第1条の要請は、書面（様式第1号）により行うものとする。ただし、書面により要請することができないときは、口頭により要請し、その後、速やかに書面を交付するものとする。

2 甲は、やむを得ない事情により乙との連絡が困難な場合には、直接乙の会員に対し要請することができるものとし、その後、速やかに乙へ書面を交付するものとする。

### （要請に基づく措置）

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、医療機器等供給措置状況報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

### （医療機器等の引渡し）

第5条 医療機器等の引渡し日時及び場所は、甲が指定するものとし、当該場所で甲の職員又は甲の指定する者が品目及び数量を確認のうえ、乙又は乙の会員から引渡しを受けるものとする。

(医療機器等の価格)

第6条 甲が引渡しを受けた医療機器等の価格は、災害発生前における適正な価格（引渡しのための搬送を行った場合は、その搬送費を含む。）を基準として、甲乙協議して定める。

(費用の負担)

第7条 この協定に基づき供給された医療機器等について、その供給に要した費用は、災害救助法に基づく救助に使用した場合は甲が、それ以外の場合にあっては、供給を受けた者が負担するものとする。

2 乙は、供給した医療機器等の代金を甲へ請求しようとするときは、医療機器等代金請求書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

(連絡責任者等の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者、連絡手段等を締結後速やかに相手方に報告するものとする。また、変更があった場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

(搬送態勢の確保)

第9条 医療機器等の搬送は、乙又は乙の会員が行うものとし、甲は、搬送の用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、成立の日から1年間その効力を発生するものとし、有効期限満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年11月6日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県知事 中村 時広

乙 愛媛県東温市北野田343番地8  
愛媛県医療機器販売業協会  
会長 野本 政孝

様式第1号

医療機器等供給要請書

災害時において被災者の救助のため、医療機器等の調達が必要となりましたので、別紙のとおり医療機器等の供給を要請いたします。

年 月 日

愛媛県医療機器販売業協会  
会長

様

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県知事 印





様式第3号

医療機器等代金請求書

愛媛県知事

様

住所

氏名 愛媛県医療機器販売業協会  
会長

印

次の金額を請求します。

金額

円

ただし、 年 月 日から 年 月 日までにおける  
災害時の医療機器等の供給に対する代金

内訳 別紙のとおり





## 7-16 災害時における被災者支援に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と日本チェーンドラッグストア協会愛媛県支部（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における愛媛県内又は甲が必要と認める近隣の被災者の救助及び支援のために必要な医薬品、医療機器、医薬部外品、化粧品又は衛生材料等（以下「医薬品等」という。）の提供並びにその他被災者支援活動（以下「業務」という。）に関し、甲が乙に対して協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、乙に対して業務の提供に関する協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、文書（別添様式第1号）で行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

### （業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等の提供及び甲が指定する場所への搬送
- (2) 救護所、避難所又は物資拠点へのボランティア要員の派遣（医薬品等に関し、専門的知識を持つ薬剤師、登録販売者等）
- (3) 上記のほか、甲が必要と認める業務

### （業務の提供及び報告）

第4条 乙は、甲から第2条に定める要請があったときは、乙に加盟する協会員とともに、可能な限り、業務の提供を行うものとする。

2 乙は、前項の業務が完了したときは、速やかに業務実施状況（別添様式第2号）を甲に報告するものとする。

### （費用の負担等）

第5条 前条に基づき乙又は乙に加盟する協会員が提供する業務に要する経費は、原則として災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合に限り、甲が負担するものとする。ただし、甲又は各市町等支援を受ける者が別途負担を認めたものについてはこの限りでない。

2 医薬品等の価格は、災害発生前の平常時において通常取引されている価格とする。ただし、災害発生後において、乙又は乙に加盟する協会員の仕入価格又は運搬

等の流通経費が著しく変動した場合には、甲乙が協議して定める。

3 乙又は乙に加盟する協会員は、業務の提供に要する経費を請求しようとするときは、請求書（別添様式第3号）を甲に提出するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないかぎり、その効力を継続する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年3月13日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
甲 愛媛県  
知事 中村 時広

愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号  
乙 日本チェーンドラッグストア協会愛媛県支部  
支部長 白石 明生

様式第1号

医薬品等供給要請書

災害時において被災者の救助のため、医薬品等の調達が必要となりましたので、別紙のとおり医薬品等の供給を要請いたします。

年 月 日

日本チェーンドラッグストア協会愛媛県支部  
支部長 様

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県知事 印





様式第3号

医薬品等代金請求書

愛媛県知事

様

住所

氏名 日本チェーンドラッグストア協会愛媛県支部  
支部長 印

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、 年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医薬品等の供給に対する代金

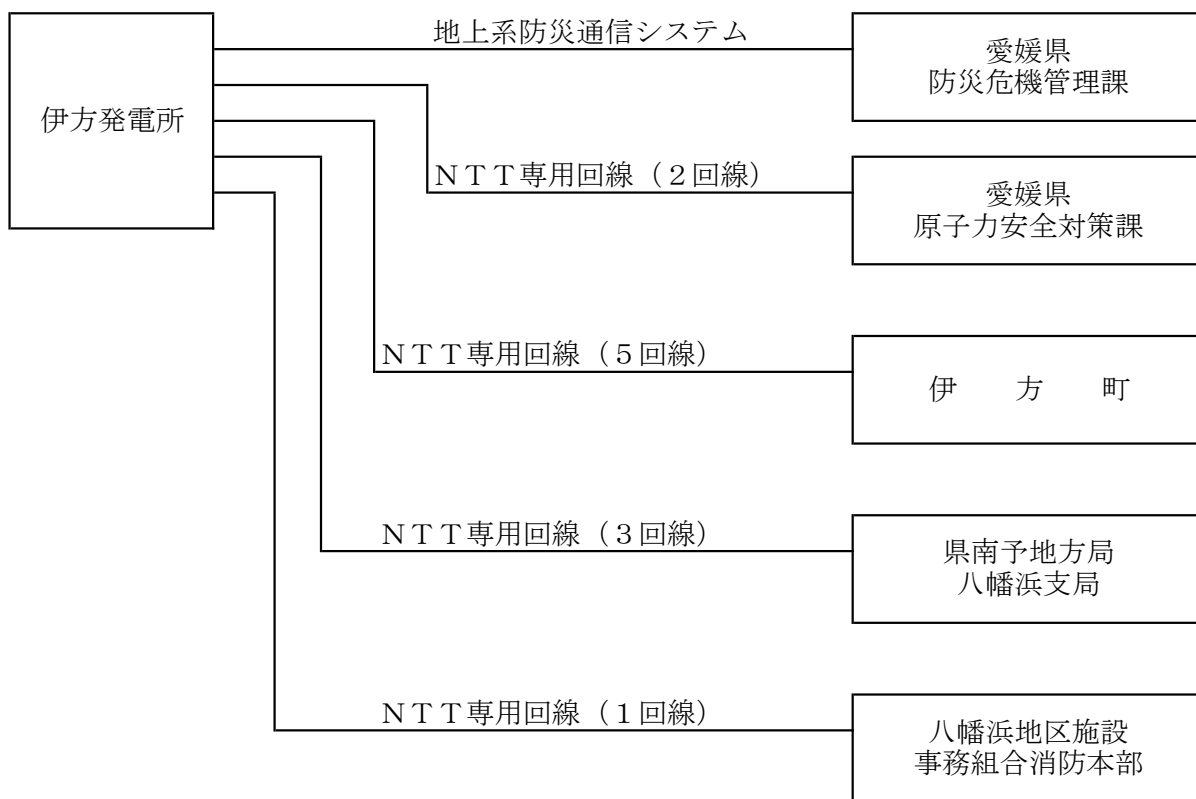
内訳 別紙のとおり



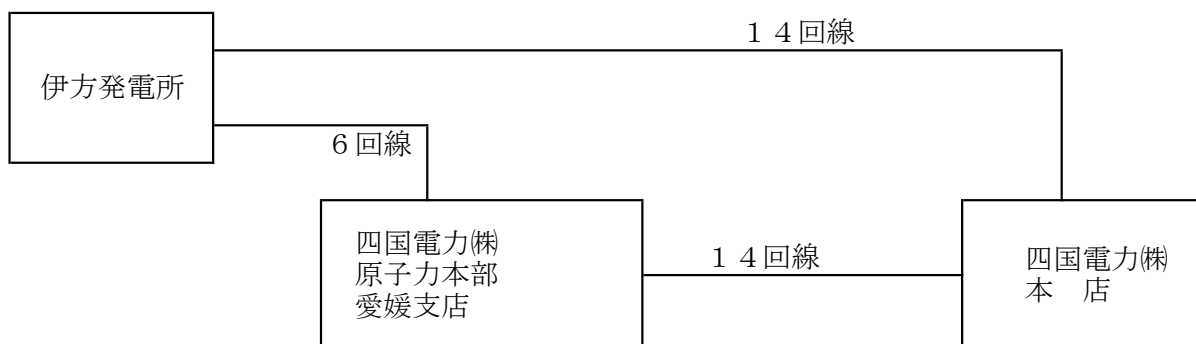


## 8-1 伊方原子力発電所からの通信施設概要図（四国電力株）

### 1 伊方発電所から県、伊方町などへの通信施設



### 2 四国電力の保安用電話回線網（伊方発電所—愛媛支店—本店）



注) このほか、伊方発電所、本店、支店を結ぶ専用回線がある。

8-2 市町等の災害・渇水時応急給水資機材の保有状況(環境政策課)

(令和4年3月31日現在)

区 分	給水車(台)										トラック (台)	仮設水槽 (基) 1.0㎡	給水タンク (基)			ポリ容器 (個) 5~30L	ポリ袋 (個) ~20L	応急給水 装置 (基)	発電機 (台)	非常用 飲料水 (個)
	加圧有					加圧無							~999L	1,000~1,499L	1,500L					
	1.5㎡	1.6㎡	1.7㎡	2.0㎡	3.0㎡	1.0㎡	1.6㎡	3.7㎡	5.0㎡											
松山市	保有数量				2						1	43	1	21	160	33,000	8	4	25,000	
	初期応援可能数				2						1	43		21	160	33,000	8	4	16,000	
今治市	保有数量				1			2			2	56	19	6	3	281	15,100		9	
	初期応援可能数				1			1			10	11			71	5,000				
宇和島市	保有数量				1						5		3	30	2	1,000	7,000		5	4,000
	初期応援可能数										2			6	1	2,000			1,200	
八幡浜市	保有数量										2		1	10	54	3,000			2	
	初期応援可能数										1		1	10	54	3,000				
新居浜市	保有数量	1										5	2		1	200	4,500		4	
	初期応援可能数	1										5	2		1	200	4,500		4	
西条市	保有数量												50	1	3	473	815	6		
	初期応援可能数												20	1	1	200	400	2		
大洲市	保有数量		1								1		6	3		8,420				
	初期応援可能数												6	2		5,000				
伊予市	保有数量										1			6	1	22	1,240	3	1	4,723
	初期応援可能数										1			6	1	20	1,200		1	
四国中央市	保有数量			1	1						1	23	6		2	80	7,040	3		
	初期応援可能数			1	1						1	23	6		2	80	7,040	3		
西予市	保有数量	1									8		9	6	1	36	800		7	
	初期応援可能数	1									5		9	4	1	36	800		7	
東温市	保有数量												8	2	29	2,400	6	2	20,328	
	初期応援可能数												8	2	29	2,400	6	2	20,328	
上島町	保有数量								1				4		41	169			2	
	初期応援可能数								1				4		41	169			2	
久万高原町	保有数量									1			5	2	19	200			2	
	初期応援可能数												5	2	19	150			2	
松前町	保有数量												10			1,000	11			
	初期応援可能数												3			300	3			
砥部町	保有数量												10		112	2,000				
	初期応援可能数												2		20	800				
内子町	保有数量												6		10	800			1	
	初期応援可能数												6		10	800			1	
伊方町	保有数量										2			2		889				
	初期応援可能数										2			2		889				
松野町	保有数量																		1	
	初期応援可能数																		1	
鬼北町	保有数量										4		5		1	30	6,180		8	1,926
	初期応援可能数										2		2		10	1,200		1	100	
愛南町	保有数量					1						1	2	4	10	1,272			1	
	初期応援可能数					1						1	2	2	10	500			1	
南予水道企業団	保有数量										1		1	2					2	
	初期応援可能数												1	2					2	
津島水道企業団	保有数量																			
	初期応援可能数																			
合 計	保有数量	2	1	1	5	1	0	2	1	1	28	128	148	95	14	2,557	95,825	37	51	55,977
	初期応援可能数	2	0	1	4	1	0	1	1	0	15	82	88	60	7	960	69,148	22	28	37,628

### 8-3 市町別給水能力一覧表（環境政策課）

令和3年3月31日現在

区 分	水道施設数	行政区域 域内人口	現在給水 人 口	人口対比 普及 率	年 間 総給水量	1日平均 給 水 量
		人	人	%	千m3	m3
平成18年度	377	1,486,333	1,372,568	92.3	190,645	522,316
19	375	1,478,363	1,368,437	92.6	188,473	514,953
20	372	1,470,968	1,360,075	92.5	185,554	508,367
21	364	1,464,486	1,353,759	92.4	181,848	498,214
22	362	1,455,910	1,348,745	92.6	185,181	507,346
23	356	1,445,647	1,341,467	92.8	181,123	494,872
24	347	1,440,628	1,336,065	92.7	178,157	488,101
25	344	1,428,227	1,328,732	93.0	177,663	486,748
26	334	1,421,477	1,318,946	92.8	175,223	480,063
27	322	1,410,547	1,312,068	93.0	175,354	479,109
28	299	1,399,568	1,301,889	93.0	176,802	484,389
29	280	1,387,257	1,292,360	93.2	175,219	480,052
30	268	1,374,950	1,281,704	93.2	173,700	475,890
令和元	268	1,362,958	1,272,277	93.3	152,193	416,967
2	246	1,350,436	1,261,054	93.4	151,451	414,934
市 計	217	1,226,294	1,143,621	93.3	135,386	427,558
町 計	29	124,142	117,433	94.6	16,065	44,014
松山市	56	508,371	495,373	97.4	50,653	138,775
今治市	16	155,422	151,367	97.4	18,439	50,518
宇和島市	2	72,374	72,830	100.6	9,886	27,085
八幡浜市	8	32,285	31,797	98.5	4,244	11,627
新居浜市	13	117,439	114,172	97.2	14,321	39,236
西条市	66	107,503	55,825	51.9	6,960	19,068
大洲市	1	41,683	37,721	90.5	5,968	16,351
伊予市	8	36,301	33,806	93.1	4,305	11,795
四国中央市	5	85,145	83,485	98.1	11,443	31,351
西予市	35	36,340	34,257	94.3	5,048	13,830
東温市	7	33,431	32,988	98.7	4,119	11,285
上島町	2	6,455	6,048	93.7	710	1,945
久万高原町	15	7,828	6,102	78.0	941	2,578
松前町	3	30,491	30,338	99.5	3,483	9,542
砥部町	2	20,613	19,546	94.8	2,644	7,244
内子町	1	15,969	14,011	87.7	2,042	5,595
伊方町	2	8,817	8,651	98.1	1,219	3,340
松野町	2	3,792	3,787	99.9	735	2,014
鬼北町	1	9,877	9,575	96.9	1,279	3,504
愛南町	1	20,300	19,375	95.4	3,012	8,252

注①. 端数処理により計が一致しないことがある。

注②. 年間総給水量には、水道用水供給事業（南予水道企業団及び津島水道企業団）による分水を含まない。  
また、統計調査項目の見直しにより、元年度の年間総給水量（1日平均給水量）に専用水道分は含まない。

## 8-4 災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震災害等(以下「災害等」という。)が発生した場合に、災害等によって被害が生じた水道施設の復旧作業に関し、愛媛県地域防災計画に基づき実施する応急対策(以下「応急対策」という。)について、愛媛県(以下「甲」という。)と愛媛県管工事協同組合連合会(以下「乙」という。)との協力事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害等発生時において、被災市町村もしくは水道事業者(以下「市町村等」という。)からの要請に応じ、乙に対し、応急対策について協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行うことがある。

- (1) 協力要請市町村等
- (2) 災害が発生した場所
- (3) 被害の状況
- (4) 応急対策の内容
- (5) 必要な資機材及び人員
- (6) 協力が必要な期間
- (7) その他、協力に関して必要な事項

3 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに応急対策を行うための体制を確立の上、可能な限り甲に協力するものとする。

4 前項の規定により出動した乙の会員及び所属員は、市町村等が設置する現地災害対策本部の指示により応急対策に従事するものとする。

(報告)

第3条 乙は、応急対策が終了した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第4条 第2条の要請に基づき乙が実施した応急対策に要した費用については、災害等発生直前における適正な価格を基準として、原則として市町村等が負担するものとする。

(災害補償)

第5条 第2条の要請に基づき乙が実施した応急対策により生じた災害補償については、乙と市町村等で協議するものとする。

(被災した他の都道府県への応援)

第6条 甲が、被災した他の都道府県からの要請に応じ水道施設の復旧作業に係る応急の応援を行うため、乙に協力を要請した場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(連絡体制等)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては愛媛県県民環境部環境局環境政策課、乙においては愛媛県管工事協同組合連合会事務局とする。

2 甲及び乙は、協力活動に係る情報伝達を正確に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年12月25日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 加戸 守行

愛媛県松山市宮西一丁目5番11号

乙 愛媛県管工事協同組合連合会

会長 田村 征夫

## 8-5 災害時における飲料水の調達に関する協定（環境政策課）

愛媛県（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な飲料水（以下「飲料水」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、飲料水を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その製造又は調達が可能な飲料水の供給を要請することができる。

（1）愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）愛媛県以外の災害について、国又は関係都道府県知事から飲料水の調達のあっせんを要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

（要請の方法）

第2条 第1条の要請は、飲料水発注書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 第1条の要請に基づき、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

（飲料水の運搬、引渡し）

第4条 飲料水の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの飲料水の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、飲料水を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引取りを市町に代行させることができる。

4 甲は、当該場所への飲料水運搬を乙の指定業者が行うことをあらかじめ承諾する。

（費用負担）

第5条 乙が供給した飲料水の対価は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、乙が引渡し場所への運搬終了後に提出する出荷確認書等に基づく災害発生直前時の販売価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品

配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第6条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第7条 甲と乙は、担当者連絡先報告書(別紙3)により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が飲料水を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年11月17日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲

愛媛県知事 加戸 守行

香川県高松市春日町1378番地

乙

四国コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 橋本 建夫

## 8-6

### 災害時における応急生活物資（LP ガス等）の供給に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県エルピーガス協会（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な応急生活物資（LP ガス等）（以下「LP ガス等」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、LP ガス等を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能な LP ガス等の供給を要請することができる。

- (1) 愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 愛媛県以外の災害について、国又は関係都道府県知事から LP ガス等の調達のあっせんを要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

#### （要請の方法）

第2条 第1条の要請は、LP ガス等発注書（別紙1）をもっておこなうものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

#### （要請に基づく乙の措置）

第3条 第1条の要請に基づき、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

#### （LP ガス等の指定）

第4条 この協定の対象となる LP ガス等は、LP ガス、容器（LP ガスを供給するための配管等を含む。）及び燃焼器具等とし、これらの設置工事を含むものとする。

#### （LP ガス等の運搬、引渡し）

第5条 LP ガス等の引渡し場所及び運搬については、甲乙協議のうえ決定する。



2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、LP ガス等を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町に代行させることができる。

(費用負担)

第6条 乙が供給したLP ガス等の対価は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、乙が引渡し場所への運搬終了後に提出する出荷確認書等に基づく通常卸価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 甲と乙は、担当者連絡先報告書(別紙3)により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車輛の通行)

第9条 甲は、乙がLP ガス等を運搬する際には、車輛を緊急又は優先車輛として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月19日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 加 戸 守 行

愛媛県松山市三番町四丁目10番1 愛媛県三番町ビル

乙 社団法人 愛媛県エルピーガス協会

会 長 高 須 賀 秀 行

別紙1

物 資 発 注 書

第 号  
平成 年 月 日

社団法人 愛媛県エルピーガス協会  
会長 様

愛媛県知事

災害時における生活必需物資の調達の要請について

「災害時における生活必需物資（LP ガス等）の調達に関する協定」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第3条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する物資

調達要請期間	調達要請物資	調達要請数量	引渡し希望場所
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

問い合わせ先 部 課

担当

TEL

FAX

E-mail

別紙2

措 置 状 況 報 告 書

平成 年 月 日

愛媛県知事

様

社団法人 愛媛県エルピーガス協会  
会長

「災害時における生活必需物資（LP ガス等）の調達に関する協定」第3条の規定に基づき、当協会の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量等

調達可能期間	調達可能物資	調達可能数量	引渡し場所
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

2 物資の引渡し場所及び方法（いずれかに○をつける）

- ① 愛媛県の引渡し希望場所まで協会が搬入する。
- ② 協会が指定する場所で愛媛県に引き渡す。
- ③ その他

運搬方法（陸路、空路、海路）

担当者氏名

TEL

FAX

E-mail

別紙3

担当者連絡先報告書

平成 年 月 日

様

「災害時における生活必需物資（LP ガス等）の調達に関する協定」第8条の規定に基づき、担当者名及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

順位	所 属	担当者名	電話(F A X)番号
1			TEL FAX
2			TEL FAX
3			TEL FAX

(注)電話(F A X)番号は、緊急時に使用するものです。

## 8-7 災害時における応急対策活動に関する協力協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と財団法人四国電気保安協会（以下「乙」という。）とは、愛媛県内に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、県民の生命と財産を守り県民生活の安定を図るため、愛媛県地域防災計画に基づき、相互に協力して災害応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

### （協力要請）

第1条 甲は、大規模災害に際して甲のみで応急対策活動が実施できないと認めるときには、乙に対し、電気施設等の応急復旧活動等災害の状況に応じた応急対策活動の実施について、協力を要請することができるものとする。

### （協力）

第2条 乙は、甲から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、職員を派遣して、甲の指定する施設に係る電気施設等の応急復旧における保安確保のために、電力復旧の可否の判定（電力復旧のための軽易な作業を含む。）並びに電力復旧工事の管理、監督、指導及び検査その他の必要な協力を行うものとする。

### （活動要請手続）

第3条 甲は、乙に対し応急対策活動を要請するときには、日時、場所、活動業務を指定して、文書（別紙1）又は電話等の方法により要請を行うものとする。

2 甲は、災害状況により前項の活動要請が直接できない場合には、乙に対し、公共放送等を通じて要請を行うものとする。

### （活動の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき活動要請を受けたときは、直ちに指定場所に職員を派遣し、甲の職員の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を開始するものとする。

2 乙は、指定場所に職員を派遣したときは、速やかに現場責任者、出勤時間、保安用資機材等を文書（別紙2）により甲に報告するものとする。

3 乙は、応急対策活動が完了したときは、速やかに活動状況の概要を文書（別紙3）により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 乙が応急対策活動に要した費用は、甲が負担する。

2 甲は、乙の応急対策活動終了後、これを検査又は確認したときは、乙の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡先の提出)

第6条 乙は、毎年1回、事業所の連絡先を記載した災害時連絡体制図を甲に対し提出するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、本協定の期間満了の日の1ヵ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施について必要な事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年3月15日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 加 戸 守 行

香川県高松市福岡町三丁目31番15号

乙 財団法人四国電気保安協会

理 事 長 溝 渕 昌 弘

別紙1（第3条関係）

第 号  
平成 年 月 日

財団法人 四国電気保安協会  
支部長 様

愛媛県知事

災害時の応急対策活動の要請について

題記について、次のとおり要請します。

1 災害の種類及び状況	
2 希望する活動業務内容	
3 派遣を希望する日時	
4 派遣を希望する場所	
5 派遣を希望する期間	
6 派遣先の責任者、連絡先	
7 その他必要な事項	

連絡担当課  
連絡者氏名  
電話番号 ○○-○○○○



愛媛県知事 様

財団法人 四国電気保安協会  
支部長

災害時の応急対策活動状況の実施について

このことについて、次のとおり報告します。

1 活動開始日時	
2 実施活動業務内容	
3 活動業務に従事する人員数	
4 活動業務時に使用する資機 材等の種類及び数量	
5 活動完了見込	
6 現場責任者、連絡先	
7 その他必要な事項	

連絡機関名

連絡者氏名

電話番号 ○○-○○○○

愛媛県知事 様

財団法人 四国電気保安協会  
支部長

災害時の応急対策活動状況の完了について

このことについて、次のとおり報告します。

1 活動業務に従事した日時	
2 実施活動業務内容	
3 活動業務に従事した人員数	
4 活動業務時に使用した資機 材等の種類及び数量	
5 現場責任者、連絡先	
6 その他必要な事項	

連絡機関名  
連絡者氏名  
電話番号 ○○-○○○○

## 8-8 災害時における物資の調達に関する協定（防災危機管理課）

愛媛県（以下「甲」という。）と大塚食品株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な飲料水及びレトルト食品（以下「物資」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その製造又は調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（1）愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）愛媛県以外の災害について、国又は関係都道府県知事から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

（要請の方法）

第2条 第1条の要請は、物資発注書（別紙1）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 第1条の要請に基づき、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引取りを市町に代行させることができる。

4 甲は、当該場所への物資運搬を乙の指定業者が行うことをあらかじめ承諾する。

（費用負担）

第5条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、乙が引渡し場所への運搬終了後に提出する出荷確認書等に基づく災害発生直前時の販売価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品

配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第6条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第7条 甲と乙は、担当者連絡先報告書(別紙3)により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年6月8日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県  
知事 中村 時広

乙 広島市西区楠木町一丁目14番地31  
大塚食品株式会社  
広島支店長 高橋 清治

## 8-9 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書 (防災危機管理課)

愛媛県（以下「甲」という。）と四国電力株式会社（以下「乙」という。）及び四国電力送配電株式会社（以下「丙」という。）は、地震、津波、台風、豪雨、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に伴う広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生した場合において、電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

**第1条** 本協定は、大規模停電が発生した時に、甲、乙及び丙が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、それぞれがもつ資源を効果的に投入することにより、電力供給設備等の保安・復旧（以下「復旧作業」という。）及び復旧作業の支障となる樹木、土砂などの障害物の除去等の作業（以下「除去作業」という。）を、法令を遵守しつつ迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

(電力供給設備等の復旧)

**第2条** 乙及び丙は、大規模停電が発生した時は、丙の供給区域内における被害状況の総合的な判断に基づき、優先順位を設定し、医療救護活動を実施する災害拠点病院等の医療機関、災害復旧対応の中核となる官公庁及び多くの住民が集まる避難所等への復旧作業を可能な限り優先して実施するものとする。

2 甲、乙及び丙は、前項の復旧作業において電源車等を優先して設置する施設について、事前に調整しておくものとする。

(道路啓開)

**第3条** 甲は、甲が管理する道路が災害等により使用不能となり、乙又は丙の復旧作業に支障を来すこととなった時は、迅速な啓開に努めるものとする。

(支援及び協力)

**第4条** 乙及び丙は、迅速な復旧作業のために必要と認められるときは、甲に対して、次の協力を要請できるものとする。

(1) 復旧作業の支援

(2) 除去作業

(3) 復旧作業に必要な拠点、資材置場、駐車場及びヘリポート等の確保

(4) 乙丙以外の電力会社等からの応援部隊の受入れ支援

2 甲は、迅速な道路啓開等のために必要と認められるときは、乙又は丙に対して、次の協力を要請できるものとする。

(1) 除去作業の支援

(2) 道路啓開の妨げとなる倒壊した電柱などの電力供給設備の除去等

3 本条第1項及び第2項に定める要請は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

4 甲、乙及び丙は、本条第1項及び第2項の協力要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、支援又は協力を迅速に実施するものとする。

(道路等の使用)

**第5条** 甲は、乙又は丙が復旧作業のため、甲の管理する道路等の土地に、仮設電柱や配電線等を設置する必要がある場合は、これを承諾するものとする。

2 乙又は丙が緊急に復旧作業を要する場合において、乙又は丙が甲に対する許認可申請書類を提出するいとまがないと甲が認めるときは、乙又は丙がその旨を口頭等の簡易な方法により甲に連絡することにより許認可の申請をすることができる。この場合、乙又は丙は事後速やかに許認可申請書類を提出するものとする。

3 本条第1項の仮設電柱や配電線等は、甲による復旧作業の支障となる場合、乙及び丙が実施する復旧の進捗により不要となった場合、又は本条第2項に定める乙又は丙による事後の申請が不許可になった場合は、乙及び丙の負担により原状に復するものとする。

(報告)

**第6条** 甲、乙及び丙は、第4条第1項及び第2項に定める相手方からの要請に対して実施した措置の内容を報告書(別記様式第2号)により相手方に提出するものとする。

(費用の負担)

**第7条** この協定に基づき、甲が実施した復旧作業の支援並びに乙及び丙が実施した除去作業の支援に要した費用の負担については、災害発生直前時における適正な価格(災害発生前の取引については取引時の適正な価格)を基準として、甲、乙及び丙協議のうえ決定するものとする。

(連絡責任者の報告)

**第8条** 甲、乙及び丙は、本協定にかかる連絡責任者を、本協定締結後、速やかに連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(秘密の保持)

**第9条** 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

(覚書)

**第10条** この協定に基づく業務を行うために必要な細部の事項については、別に覚書を交換するものとする。

(協定期間)

**第11条** この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

**第 12 条** この協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 5 通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 6 月 29 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県松山市湊町 6 丁目 6 番地 2

乙 四国電力株式会社

執行役員 愛媛支店長 塩 梅 和 彦

愛媛県松山市湊町 6 丁目 6 番地 2

丙 四国電力送配電株式会社

松山支社長 船 上 憲 久

愛媛県宇和島市鶴島町 1 番 2 8 号

四国電力送配電株式会社

宇和島支社長 宮 崎 浩 一

愛媛県新居浜市繁本町 9 番 3 2 号

四国電力送配電株式会社

新居浜支社長 松 本 耕 輔

別記

様式1 (第4条関係)

協力要請書

令和 年 月 日

(被要請者)

様

(要請者)

災害時における協力要請について

「災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害及び協力要請を必要とする状況

2 必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

問い合わせ先

電話	—	—
FAX	—	—
担当		



様式第2号（第6条関係）

報告書

令和 年 月 日

（要請者）

様

（被要請者）

「災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書」第6条に基づき、履行した内容を下記のとおり報告します。

記

履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

問い合わせ先

電話 - -  
FAX - -  
担当

様式第3号（第8条関係）

連絡責任者届

【 愛 媛 県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 四国電力株式会社 愛媛支店 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 四国電力送配電株式会社 松山支店 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 担当連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 四国電力株式会社 宇和島支社 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 担当連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 四国電力送配電株式会社 新居浜支社 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 担当連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

災害時における電力供給設備等の復旧に係る  
相互協力に関する覚書

愛媛県（以下「甲」という。）と四国電力株式会社（以下「乙」という。）及び四国電力送配電株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定第10条に基づき、次のとおり覚書を交換するものとする。

- 1 協定第3条における道路とは、県が管理する国道、県道、及び災害対策基本法第68条に基づき県が市町長から災害応急対策の要請を受けた市町道とする。
- 2 協定第5条における道路等とは、県が管理する国道、県道、河川とする。

この覚書の交換を証するため、覚書5通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 6月29日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲

愛媛県知事 中村時広

愛媛県松山市湊町6丁目6番地2

乙 四国電力株式会社

執行役員 愛媛支店長 塩梅和彦

愛媛県松山市湊町6丁目6番地2

丙 四国電力送配電株式会社

松山支社長 船上憲久

愛媛県宇和島市鶴島町1番28号

四国電力送配電株式会社

宇和島支社長 宮崎浩一

愛媛県新居浜市繁本町9番32号

四国電力送配電株式会社

新居浜支社長 松本耕輔

## 8-11 (防災危機管理課)

### 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）は、地震、津波、台風、豪雨、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に伴う広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生した場合において、電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 本協定は、大規模停電が発生した時に、甲及び乙が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、それぞれがもつ資源を効果的に投入することにより、電力供給設備等の復旧（以下「復旧作業」という。）及び復旧作業の支障となる樹木、土砂などの障害物の除去等の作業（以下「除去作業」という。）を、法令を遵守しつつ迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

#### (中国電力ネットワーク株式会社との協働)

第2条 乙は、本協定に定める復旧作業にあたり中国電力ネットワーク株式会社（以下「中国電力NW」という。）と協働してこれを実施することとし、この場合、乙の責任において本協定の内容を中国電力NWに遵守させるものとする。

2 甲は、乙が本協定の履行のために必要な範囲内で、本協定に基づいて知り得た情報を中国電力NWに開示することに同意するものとする。

#### (電力供給設備等の復旧)

第3条 乙は、大規模停電が発生した時は、中国電力NWの供給区域内における被害状況の総合的な判断に基づき、甲と調整のうえ病院等の医療機関、官公庁及び住民が集まる避難所等への復旧作業を可能な限り優先して実施するものとする。

#### (道路啓開)

第4条 甲は、甲が管理する道路が災害等により使用不能となり、乙の復旧作業に支障を来すこととなった時は、迅速な啓開に努めるものとする。

#### (支援及び協力)

第5条 乙は、迅速な復旧作業のために必要と認められるときは、甲に対して、次の協力を要請できるものとする。

- (1) 復旧作業の支援
- (2) 除去作業
- (3) 復旧作業に必要な拠点、資材置場、駐車場及び船舶等の確保
- (4) 乙以外の電力会社等からの応援部隊の受け入れ支援

2 甲は、迅速な道路啓開等のために必要と認められるときは、乙に対して、次の協力を要請できるものとする。

(1) 除去作業の支援

(2) 道路啓開の妨げとなる倒壊した電柱などの電力供給設備の除去等

3 本条第1項及び第2項に定める要請は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

4 甲及び乙は、本条第1項及び第2項の協力要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、支援又は協力を迅速に実施するものとする。

（道路等の使用）

第6条 甲は、乙が復旧作業のため、甲の管理する道路等の土地に、仮設電柱や配電線等を設置する必要が生じた場合は、これを承諾するものとする。

2 乙が緊急に復旧作業を要する場合において、乙が甲に対する許認可申請書類を提出するいとまがないと甲が認めるときは、乙がその旨を口頭等の簡易な方法により甲に連絡することにより許認可の申請をすることができる。この場合、乙は事後速やかに許認可申請書類を提出するものとする。

3 本条第1項の仮設電柱や配電線等が、甲の災害復旧活動の支障となる場合、乙が実施する復旧の進捗により不要となった場合、又は本条第2項に定める乙による事後の申請が不許可になった場合は、乙の負担により原状に復するものとする。

（報告）

第7条 甲及び乙は、第5条第1項及び第2項に定める相手方からの要請に対して実施した措置の内容を報告書（別記様式第2号）により相手方に提出するものとする。

（費用の負担）

第8条 本協定に基づき、甲が実施した復旧作業の支援並びに乙が実施した除去作業の支援に要した費用の負担については、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡責任者の報告）

第9条 甲及び乙は、本協定にかかる連絡責任者を、本協定締結後、速やかに連絡責任者届（別記様式第3号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

(覚書)

第11条 本協定に基づく業務を行うために必要な細部の事項については、別に覚書を交換するものとする。

(協定期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年2月4日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

甲

愛媛県知事

中村 時 広

広島市中区小町4番33号

乙

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 清水 希 茂

別記

様式第1号（第5条関係）

## 協力要請書

令和 年 月 日

（被要請者）

様

（要請者）

### 災害時における協力要請について

「災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書」  
第5条に基づき、下記のとおり要請します。

#### 記

- 1 災害及び協力要請を必要とする状況
- 2 必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

問い合わせ先

電話 — —  
FAX — —  
担当



報告書

令和 年 月 日

(要請者)

様

(被要請者)

「災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書」  
第7条に基づき、履行した措置の内容を下記のとおり報告します。

記

履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

問い合わせ先

電話	—	—
FAX	—	—
担当		

## 連絡責任者届

### 【愛媛県】

#### 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

#### 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		
メールアドレス		

#### 3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

### 【中国電力株式会社】

#### 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

#### 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		
メールアドレス		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

【中国電力ネットワーク株式会社】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		
メールアドレス		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

8-12 (防災危機管理課)

災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する覚書

愛媛県（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）は、令和4年 月 日に締結した「災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定」（以下「協定」という。）第11条に基づき、次のとおり覚書を交換するものとする。

- 1 協定第4条における道路とは、甲が管理する国道、県道、及び災害対策基本法第68条に基づき甲が市町長から災害応急対策の要請を受けた市町道とする。
- 2 協定第6条における道路等とは、甲が管理する国道、県道、河川とする。

この覚書の交換を証するため、覚書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 2月 4日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

甲

愛媛県知事

中 村 時 広

広島市中区小町4番33号

乙

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 清 水 希 茂

## 災害時における電気通信設備の復旧に係る 相互協力に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社 愛媛支店（以下「乙」という。）及び株式会社NTTドコモ 四国支社（以下「丙」という。）は、地震、津波、台風、豪雨、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に伴う広範囲の長時間通信障害（以下「大規模通信障害」という。）が発生した場合において、電気通信設備の復旧に係る相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、大規模通信障害が発生した時に、甲、乙及び丙が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、それぞれがもつ資源を効果的に投入することにより、電気通信設備の保安・復旧（以下「復旧作業」という。）及び復旧作業の支障となる樹木・土砂などの障害物の除去等の作業（以下「除去作業」という。）を、法令を遵守しつつ迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

### （連絡体制）

第2条 甲、乙及び丙は、大規模通信障害が発生した時又は発生するおそれがある場合は、復旧作業の連携等のための連絡体制を確立するとともに、災害等の情報を互いに提供し、共有するものとする。

### （電気通信設備の復旧）

第3条 乙及び丙は、大規模通信障害が発生した時は、乙及び丙の電気通信サービス管轄区域内における被害状況の総合的な判断に基づき、甲と調整のうえ、医療救護活動を実施する災害拠点病院等の医療機関、災害復旧対応の中核となる官公署等への復旧作業を可能な限り優先して実施するものとする。

### （道路啓開）

第4条 甲は、甲が管理する道路が災害等により使用不能となり、乙及び丙の復旧作業に支障を来すこととなった時は、迅速な啓開に努めるものとする。

2 乙及び丙は、迅速な道路啓開のため甲から協力要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、除去作業に協力するものとする。

### （早期復旧のための協力）

第5条 乙及び丙は、迅速な復旧作業のために必要と認められるときは、甲に対して、次の協力を要請できるものとする。

- (1) 復旧作業の支援
- (2) 除去作業
- (3) 復旧作業に必要な拠点、資材置場、駐車場及びヘリポート等の確保
- (4) 復旧作業車の燃料等の支援

- 2 甲は、迅速な道路啓開等のために必要と認められるときは、乙及び丙に対して、復旧の妨げとなる倒壊した電柱などの通信設備の除去を要請する。乙及び丙は自ら除去することが困難な場合、技術員を派遣したうえで、甲へ除去の実施を要請するものとする。
- 3 前2項に定める要請は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
- 4 甲は、本条第1項及び第2項の要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、協力をするものとする。

#### （道路等の使用）

第6条 甲は、乙及び丙が復旧作業のため、甲の管理する道路等の土地に、仮設電柱や通信ケーブル等を設置する必要があると判断した場合は、これを承諾するものとする。

- 2 乙又は丙が緊急に復旧作業を要する場合において、乙又は丙が甲に対する許認可申請書類を提出するいとまがないと甲が認めるときは、乙又は丙がその旨を口頭等の簡易な方法により甲に連絡することにより許認可の申請をすることができる。この場合、乙又は丙は事後速やかに許認可申請書類を提出するものとする。
- 3 本条第1項の仮設電柱や通信ケーブル等は、甲による復旧作業の支障となる場合、乙及び丙が実施する復旧の進捗により不要となった場合、又は本条第2項に定める乙又は丙による事後の申請が不許可になった場合は、乙及び丙の負担により原状に復するものとする。

#### （報告）

第7条 甲、乙及び丙は、第5条第1項及び第2項に定める相手方からの要請に対して実施した措置の内容を報告書（別記様式第2号）により相手方に提出するものとする。

#### （費用の負担）

第8条 この協定に基づき、協力に要した費用の負担については、甲、乙及び丙協議のうえ決定するものとする。

#### （秘密の保持）

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

#### （連絡責任者）

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を、連絡責任者届（別記様式第3号）により、相互に報告するものとする。

- 2 甲、乙及び丙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(覚書)

第 11 条 この協定に基づく業務を行うために必要な細部の事項については、別に覚書を交換するものとする。

(協定期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間が満了する 1 か月前までに、甲、乙及び丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に 1 年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 13 条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲 愛媛県

愛媛県知事 中村 時広

愛媛県松山市一番町四丁目 3 番地

乙 西日本電信電話株式会社愛媛支店

支店長 前田 克哉

香川県高松市天神前 9 番 1 号

丙 株式会社 N T T ドコモ

執行役員 四国支社長 三ヶ尻 哲也

別記

様式第1号（第5条関係）

協力要請書

令和 年 月 日

（被要請者）

様

（要請者）

災害時における協力要請について

「災害時における電気通信設備の復旧に係る相互協力に関する協定書」第5条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害及び協力要請を必要とする状況

2 必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

問い合わせ先

電話 — —  
FAX — —  
担当



報告書

令和 年 月 日

（要請者）

様

（被要請者）

「災害時における電気通信設備の復旧に係る相互協力に関する協定書」第7条に基づき、履行した内容を下記のとおり報告します。

記

履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

問い合わせ先

電話 - -  
FAX - -  
担当

## 連絡責任者届

## 【 愛 媛 県 】

## 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

## 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

## 3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

## 【 西日本電信電話株式会社 愛媛支店 】

## 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

## 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

## 3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

## 【 株式会社NTTドコモ 四国支社 】

## 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

## 2 担当連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

## 3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

(令和4年4月1日)

	設置主体	処分場名	郵便番号	所在地	電話番号	埋立開始年月日	遮水工	水処理施設	埋立面積㎡	埋立容量m <sup>3</sup>
1	新居浜市	新居浜市最終処分場	792-0801	新居浜市菊本町2丁目817-2地先	(0897)37-5300	平成20年4月	不透水性地盤	下水放流	24,000	363,116
2	西条市	東部一般廃棄物最終処分場	793-0004	西条市船屋甲1-1	(0897)53-4354	平成24年5月	シート	有 (場内散水)	4,225	58,700
3	西条市	船屋一般廃棄物最終処分場	793-0005	西条市船屋乙16番地	(0897)53-4354	昭和46年6月	無	無	5,600	20,545
4	西条市	東予一般廃棄物最終処分場	799-1314	西条市河之内甲32-1	(0898)66-0290	平成6年4月	シート	有	13,600	70,000
5	西条市	丹原一般廃棄物最終処分場	791-0541	西条市丹原町鞍瀬辛566-2	(0898)73-2806	平成12年3月	シート	有	4,600	16,000
6	今治市	波方一般廃棄物最終処分場	799-2103	今治市波方町小部乙2-1	(0898)41-8202	平成10年4月	シート	有	10,118	54,000
7	今治市	大島一般廃棄物最終処分場(泊)	794-2102	今治市吉海町泊102番地	(0897)74-0311	平成13年4月	シート	有	6,800	50,300
8	上島町	佐島不燃物処理地	794-2520	越智郡上島町弓削佐島1430番地1	無	昭和59年4月	無	無	1,100	5,000
9	上島町	先田名後最終処分場	794-2410	越智郡上島町岩城97番地	無	平成2年4月	無	無	3,500	8,000
10	上島町	佐島一般廃棄物最終処分場	794-2520	越智郡上島町弓削佐島1962	無	令和3年4月	シート	有	2,700	9,000
11	松山市	横谷埋立センター	791-0104	松山市食場町乙6番地1	(089)977-5235	平成15年4月	シート	有	40,000	550,000
12	松山市	大西谷埋立センター	799-2458	松山市大西谷乙129番地	(089)977-0929	平成5年4月	シート	有	20,200	150,000
13	砥部町	千里埋立処分場	791-2143	伊予郡砥部町川登3558-1	無	平成5年6月	シート	有	11,000	60,000
14	大洲市	大洲市不燃物処理地	795-0004	大洲市長谷30番地	(0893)24-7053	昭和47年4月	無	無	22,250	211,300
15	八幡浜市	一般廃棄物最終処分場	796-0204	八幡浜市保内町喜木津1-38	(0894)35-0095	平成10年4月	シート	有	2,300	11,000
16	伊方町	一般廃棄物最終処分場	796-0421	西宇和郡伊方町九町字アラカヤ2番耕地212番地2	(0894)39-0121	平成25年4月	シート	有	4,300	19,700
17	宇和島市	宇和島市一般廃棄物最終処分場	798-0077	宇和島市保田乙541	(0895)27-1399	平成6年10月	シート	有	21,000	132,000
18	宇和島市	是能不燃物処理場	798-1105	宇和島市三間町是能1486-2	(0895)58-3171	昭和55年4月	無	ハッキ洗殿	5,300	18,550
19	愛南町	環境衛生センター最終処分場	798-4347	南宇和郡愛南町大浜1-26	(0895)72-6955	平成11年9月	シート	有	9,700	55,000
合 計									212,293	1,862,211

## 9-2

## 廃棄物再生利用施設(循環型社会推進課)

(令和4年4月1日)

	事業主体名	施設の名称	規模 (t/日)	処理 内容	竣工 年月	郵便番号	所在地	電話番号	施工会社
1	四国中央市	リサイクルプラザ	32	選別資源化	H9. 3	799-0422	四国中央市中之庄町 字浜之前1670-3	(0896)28-6080	クボタ
2	新居浜市	リサイクル推進 施設	20.7	選別資源化	H21. 10	792-0851	新居浜市観音原町乙 122-1	(0897)41-4225	メタウォーター ほか
3	今治市	クリーンセンター	41	選別資源化	H30.3	799-1514	今治市町谷甲394	(0898)48-3601	タクマ
4	松山市	中島リサイクル センター	3	選別資源化	H16.11	791-4501	松山市中島大浦22	(089)997-5911	内海プラント
5	内子町	内子町リサイクル センター	1.7	圧縮資源化	H20. 4	791-3351	喜多郡内子町五百木 269	(0893)44-4574	タクマ
6	八幡浜市	リサイクルプラザ	11	選別資源化	H9. 3	796-8035	八幡浜市若山9-40	(0894)23-0053	タクマ
7	伊方町	伊方町リサイクル センター	1.2	選別資源化	H22. 3	796-0421	西宇和郡伊方町九町 字アラカヤ2番耕地107 番地1	(0894)39-0114	堀田建設・井上 建設特定建設 工事共同企業
8	宇和島地区 広域事務組合	リサイクルセン ター	20	選別資源化	H29.9	798-0078	宇和島市祝森甲3799 番地	(0895)49-5040	タクマ
合 計			130.6						

(令和4年4月1日)

	事業主体名	施設名	規模 kL/日	処理 方式	設置 年月	施工 会社	関係 市町	郵便 番号	施設 所在地	電話 番号	
1	四国中央市	アイ・クリーン	35	高負 膜分	H5.11	栗田工業		799-0101	四国中央市川之 江町4086-1	(0896)28- 6265	
2	四国中央市	エコトピアひう ち	33	高負 膜分	H12.4	荏原製作所		799-0704	四国中央市土居 町津根4249-2	(0896)28- 6378	
3	新居浜市	衛生センター	140	標脱	H2.4	住友重機械		792-0896	新居浜市阿島2- 20-5	(0897)45- 3077	
4	西条市	ひうちクリーン センター	72	浄化槽 高負	R2.3	三井E&S環境		793-0075	西条市氷見戊75	(0897)66- 8625	
5	今治市	今治衛生 センター	80	高負 膜分	H27.3	水ing・渡辺 共同企業体		794-0032	今治市天保山1- 2-1	(0898)24- 1431	
6	松山衛生 事務組合	松山衛生eco センター	373	標脱	R2.4	水ingエンジニアリング	松山市、東温市 砥部町(旧広田村 を除く)	791-8041	松山市北吉田町 77-31	(089)972- 1933	
7	伊予市松前町 共立衛生組合	塩美園	68	高負 膜分	H12.4	東レエンジ	伊予市(旧双海町、 中山町を除く)、松 前町	791-3120	伊予郡松前町大 字筒井1795-10	(089)984- 5602	
8	大洲・喜多 衛生事務組合	清流園	100	標脱	H12.4	住友重機械	大洲市、伊予市(旧 双海町、旧中山 町)、砥部町(旧広田 村)、内子町	795-0042	大洲市米津乙1-2	(0893)26- 0200	
9	八幡浜地区施 設事務組合	一楽園	52	標脱	S61.2	荏原イン	八幡浜市、伊方町	796-0111	八幡浜市保内町 喜木1-5-2	(0894)36- 1020	
10	西予市	衛生センター	45	高負 膜分	H29.4	クボタ		797-0013	西予市宇和町稲 生163番地	(0894)89- 1716	
11	宇和島地区 広域事務組合	汚泥再生処理 センター	220	高負 膜分	H27.8	三井造船環 境エンジニア リング株式会 社	宇和島市、松野町、 鬼北町、愛南町	798-0087	宇和島市坂下津 乙69番地1	(0895)28- 6331	
合 計			1,218								

	事業主体名	施設の名称	規模 (t/日)	炉 数	処理 方法	排ガス 処理方式	竣工 年月	施工 会社	関係 市町	郵便 番号	所在地	電話 番号
1	四国中央市	クリーン センター	150	3	全連	バグ	H12.4	荏原製作所		799-0422	四国中央市中之庄町 字浜之前1670-3	(0896)28- 6015
2	新居浜市	清掃センター	201	3	全連	バグ	H15.3	住友重機械		792-0851	新居浜市観音原町乙 122-1	(0897)41- 4225
3	西条市	道前クリーン センター	200	2	全連	バグ	H3.11	石川島播磨		799-1106	西条市小松町大頭甲 1200	(0898)72- 3843
4	今治市	クリーンセン ター	174	2	全連	バグ	H30.3	タクマ		799-1514	今治市町谷甲394	(0898)48- 3601
5	上島町	上島クリーン センター	9	1	機バ	バグ	H20.3	内海プラント		794-2513	越智郡上島町弓削大 谷88	(0897)77- 4505
6	松山市	西クリーン センター	420	3	全連	バグ	H25.3	日立造船		791-8057	松山市大可賀3-525-6	(089)953- 1153
7	松山市	南クリーン センター	300	3	全連	バグ	H6.3	荏原イン	久万高原町	790-0948	松山市市坪西町1000- 1	(089)971- 8862
8	伊予地区ごみ処 理施設管理組合	伊予地区清掃 センター	80	2	准連	バグ	S52.4	タクマ	伊予市、松前町	799-3124	伊予市三秋1433	(089)982- 1287
9	八幡浜市	環境センター	84	2	全連	バグ	H9.4	タクマ	西予市(旧野村町、 旧城川町を除く)、伊 方町	796-8035	八幡浜市若山9-40	(0894)23- 0053
10	大洲市	大洲市環境 センター	90	2	准連	バグ	H3.4	JFEエンジ ニアリング		795-0041	大洲市八多喜町乙 1263	(0893)26- 1615
11	内子町	内子町クリー ン センター	21	2	准連	バグ	H10.12	荏原製作所		791-3351	喜多郡内子町五百木 297	(0893)44- 4574
12	宇和島地区 広域事務組合	環境衛生セン ター	120	2	全連	バグ	H29.9	タクマ	宇和島市、鬼 北町、松野町、 愛南町	798-0078	宇和島市祝森甲3799 番地	(0895)49- 5040
合 計			1,849.0	27								

## 9-5 中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール

平成9年2月6日決定

平成11年5月25日一部改正

平成13年6月1日一部改正

平成20年7月18日一部改正

平成26年7月17日一部改正

平成30年2月28日一部改正

大規模地震等の災害により、被災自治体では対応がとれない下水道施設の災害が発生した場合に備えて、中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定等を踏まえ、中国・四国地方における災害時相互支援体制を整備することとし、その組織及び運用等について、次のとおりルールを定める。

### 1 下水道対策本部の設置

県の下水道所管課長は、次に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(1) 震度6弱以上の地震が発生した場合

(2) 震度5強以下の地震又はその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体（一部事務組合を含む。）から支援要請を受けた場合

(3) その他災害が発生し、県が下水道施設の災害による被災状況等を勘案し、中国・四国ブロックの幹事県下水道所管課長（以下「幹事課長」という。）と調整の上、必要と判断した場合

2 下水道事業を実施している市町村（一部事務組合を含む。）は、災害により下水道施設が被災したときは、その状況について県に報告を行う。

3 下水道事業を実施している市町村（一部事務組合を含む。）は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

4 県は、対策本部を設置する場合、幹事課長及び地方整備局を經由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡する。

5 対策本部は、県の本庁舎所在地に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺に設置することができる。

6 対策本部を設置した場合、対策本部長は、災害時緊急連絡網に基づき、別紙2によりブロック連絡会議構成員（以下「構成員」という。）及び他ブロック連絡会議幹事へ設置について連絡するものとし、別紙3により第9に基づく総合調整の上、必要と判断した本部員へ参集について連絡するものとする。

## 7 対策本部の組織

(1) 対策本部の組織は、次に掲げる者をもって構成する。

ア 対策本部長（以下「本部長」という。）

原則として、被災した区域を所管する県の下水道担当課長をもって充てる。ただし、当該課長に事故があるときは、当該課長の職務を代理する者をもって充てる。

イ 対策本部員（以下「本部員」という。）

別紙1のとおり。

ウ 対策特別本部員

別紙1のとおり。

(2) ブロック内では対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合、第9に基づく総合調整の上、本部長は次に掲げる者を本部員に追加する。

ア 他ブロックの連絡会議幹事課長

イ 大都市窓口(大阪市)

ウ 災害時支援活動の経験を有する都市（以下、「アドバイザー都市」という。）の下水道担当課長

(3) 本部長は、被災状況等を踏まえ、他ブロックからの支援調整等の対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第9に基づく総合調整の上、対策本部内に支援調整隊を設置することができる。

なお、その隊長は、対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

(4) 対策本部の事務を処理するため、対策本部内に事務局を置く。対策本部の事務局員は、対策本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお、本部長は、対策本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

(5) 対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。



## 8 対策本部の業務

(1) 対策本部の業務は、次に掲げるものとし、第9に基づく総合調整の上、本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。

なお、対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

ア 対策本部の設置に関すること。

イ 被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。

ウ 支援計画の立案に関すること。

エ 大都市ルールとの調整に関すること。

オ ブロック内の自治体への支援調整に関すること。

カ 被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。

キ 応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第13に規定する現地応援総括者の指名に関すること。

ク 災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等に係る支援・調整に関すること。

ケ 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。

コ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。

サ 被災状況の他ブロック連絡会議幹事及び大都市連絡窓口への情報提供に関すること。

シ 対策本部の解散に関すること。

ス その他支援の実施に必要な事項。

(2) 他ブロックの広域支援が必要な場合、次に掲げる業務を追加するものとする。

ア 本部員への参加要請に関すること。

イ 他ブロックからの支援調整に関すること。

ウ 大都市からの支援調整に関すること。

エ その他広域的な支援の実施に必要な事項。

## 9 国土交通省の役割

国土交通省は、対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

## 10 支援体制の確立

(1) 対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、ブロック内の県を通じてブロック内の自

治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

- (2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに県を通じて対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。
- (3) 対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、第9に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。

なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請を行うものとする。

また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (4) 広域支援を実施する場合、対策本部は、第9に基づく総合調整の上、他ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して、広域支援体制を確立するものとする。

## 11 応援活動

- (1) 応援する自治体は、中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定に準じ必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。
- (2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、対策本部とも緊密に連絡を取りながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

## 12 前線基地の設置

- (1) 対策本部は、被災した自治体と調整の上、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。
- (2) 前線基地は、被災した自治体地内の終末処理場等に設置することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。

## 13 前線基地の組織

- (1) 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、前線基地に、現地応援総括者を置く。
- (2) 同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、本部長が現地応援総括者を指名

する。

#### 14 前線基地及び現地応援総括者の業務

- (1) 前線基地の業務は、対策本部の業務の内、本部長からの指示の範囲とする。
- (2) 現地応援総括者は、対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮する。

#### 15 応援隊

- (1) 応援隊は、各自治体（一部事務組合を含む。）ごとに編成することを原則とする。
- (2) 各県は、応援に参加する自県及び所管する自治体の応援隊を取りまとめ、本部長に報告を行う。

#### 16 被災した自治体の役割

被災した自治体は、対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊の活動が円滑に行われるよう、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。

#### 17 費用負担

応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。

#### 18 連絡体制

- (1) 各構成員は連絡窓口を定め、すべての連絡はこの窓口を通すものとする。
- (2) 各構成員は、毎年4月1日現在の連絡窓口を幹事課長に報告するとともに、変更が生じた場合には、速やかに幹事課長に通知することとする。
- (3) 対策本部設置時等の連絡体制については支援連絡会議で定める。

#### 19 政令市が被災自治体の場合

政令市が被災自治体の場合の支援は、原則として大都市ルールにより行うものとする。この場合、大都市の情報連絡総括都市担当課長は本部員の一員となる。

#### 20 他ブロック等からの支援要請

他ブロックの下水道対策本部から支援要請を受けた幹事課長は、ブロック内の県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告を求め、その調整結果を他ブロックの下水道対策本部に連絡する。

#### 21 対策本部の解散

- (1) 第1(1)(3)の場合は、被害調査等により本部長が判断した場合に解散する。
- (2) 第1(2)の場合は、支援を要請した自治体(一部事務組合を含む。)からの解散依頼により解散する。

## 22 支援連絡会議（ブロック連絡会議）等

- (1) 年1回（第2四半期中）構成員を召集して支援連絡会議を開催し、支援に必要な連絡調整を行うとともに、運営に関することを協議する。また、構成員の要請に応じて臨時に開催することができる。
- (2) 支援連絡会議の事務は開催県が所掌する。
- (3) 幹事課長、第2幹事課長、支援連絡会議開催県下水道所管課長（以下「事務局課長」という。）は、代表者連絡会議に参加し、事務局課長は、会議内容を構成員に報告する。

## 23 支援連絡会議構成員の選・解任

- (1) 幹事課長、第2幹事課長及び構成員は、支援連絡会議で選・解任する。
- (2) 任期は3年とし、再任を妨げない。

## 24 訓練、机上演習等

事務局課長は必要に応じ訓練対策本部を設置し、災害を想定した訓練、机上演習等を実施することができる。また、幹事課長は第18(2)により、各構成員から毎年4月1日現在の連絡窓口の報告があった後、速やかに、その窓口に対して連絡訓練を行う。

## 25 支援資機材

構成員は、支援に係わる資機材を整理し、数量及び所在を把握しておくものとする。

## 26 相互協力

構成員は、支援活動が実効あるものとするため、相互に協力するとともに、平素から連帯、情報交換に努め、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努める。

## 27 自治体指導等

- (1) ブロック内の県下水道所管課長は、管下の自治体に対し、このルールを周知する。
- (2) ブロック内の県下水道所管課長は、管下の自治体に対し、支援を受けるに必要な下水道台帳や管内住宅地図等を複数箇所に保管する等、災害に対する心がけを指導する。

## 28 その他

本ルールに定めのない事項、及び内容に疑義を生じた場合は、支援連絡会議で協議し定める。ただし、本ルールに定めのない事項で緊急に措置する必要があるときは、本部長の判断で決定することができる。

対策本部長	被災県下水道所管課長
対策本部員	<p>(1) ブロック内の県下水道所管課長</p> <p>(2) ブロック内の政令指定都市担当課長</p> <p>(3) 各県1市の下水道所管部局長</p> <p>(4) 日本下水道事業団の内、中国・四国地区の代表窓口として事業団から指名された者。</p> <p>(5) (公社) 日本下水道協会の内、中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。</p> <p>(6) (一社) 全国上下水道コンサルタント協会員の内、中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。</p> <p>(7) (一社) 日本下水道施設業協会員の内、中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。</p> <p>(8) (公社) 日本下水道管路管理業協会員の内、中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。</p> <p>(9) (一社) 日本下水道施設管理業協会員の内、中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。</p> <p>(10) 全国管工事業協同組合連合会員の内、中国・四国地区の代表窓口として連合会から指名された者。</p> <p>(11) (公財) 日本下水道新技術機構の内、中国・四国地区の代表窓口として機構から指名された者。</p> <p>(12) 対策本部長が必要と認めた者。</p>
対策特別本部員	国土交通省（水管理・国土保全局下水道部又は地方整備局）

※ 政令指定都市のある県については、対策本部員（3）の選出は不要とする。

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長 様

下水道対策本部構成団体 各位

関係地方整備局建政部都市・住宅整備課長 様

各ブロック幹事都道府県下水道所管課長 様

中国・四国ブロック下水道対策本部長

中国・四国ブロック下水道対策本部設置報告書

次のとおり中国・四国ブロック下水道対策本部を設置したので報告します。

下水道対策本部設置日		平成 年 月 日	
下水道対策本部設置場所			
下水道対策本部連絡方法	NTT回線	電話	
		FAX	
	国土交通省 マイクロ回線	電話	
		FAX	
	地域衛星通信 ネットワーク	電話	
		FAX	
支援の依頼元自治体		県	
被害の状況・概要			
支援の希望内容			
特記事項			

別紙3

〇〇年〇〇月〇〇日

下水道対策本部員 様

下水道対策特別本部員 様

中国・四国ブロック下水道対策本部長

(〇〇県下水道所管課長)

中国・四国ブロック下水道対策本部への参集について (依頼)

中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール第6に基づき次のとおり参集をお願いします。

- 1 日 時 : 〇〇年〇〇月〇〇日 ( ) 〇〇 : 〇〇～
- 2 場 所 :
- 3 連 絡 先 :
- 4 特記事項 :

## 9-6 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）及び県内17市町（乙1から乙17まで）（以下、乙1から乙17までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部（以下「丙」という。）は、乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象によるものとする。

### （技術支援協力の範囲）

第3条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成等、乙が要請する業務とする。

### （技術支援協力の要請）

第4条 乙の丙に対する技術支援協力の要請は、様式第1により第10条に規定する甲の事務局を経由して行うこととし、甲の事務局は、乙の要請をとりまとめた上で、様式第2により第10条に規定する丙の事務局へ要請することとする。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、乙自らが丙の事務局へ要請することができることとする。

2 丙は、前項による要請があった場合、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を様式第3により甲又は乙へ通知することとする。

3 甲及び乙は、前項による通知があった場合、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により選任し、甲は、様式第4により丙へ通知することとする。

4 丙が会員に協力要請する際に、大規模災害等により相当の時間を要すると認められる場合は、技術支援協力の実施は甲、乙及び丙による協議の上で決定することとする。

### （費用）

第5条 乙と業務実施者は、前条第3項による通知後、業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結することとする。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた乙の個々による負担とし、個々に業務実施者と協議することとする。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙へ請求することとし、乙は、業務実施者の請求に応じて、所定の手続により費用を支払うこととする。



(業務の実施)

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

2 甲及び乙は、業務実施者に不備がある場合、支援協力者の中から新たな業務実施者を選定することができることとし、第4条第3項に準じて丙へ通知することとする。

(報告)

第7条 業務実施者は、技術支援協力終了後、速やかに様式第5及び6により乙へ報告することとする。

(広域の被災)

第8条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定することとする。

(労災及び損害補償など)

第9条 支援業務において労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用することとする。

2 業務実施者は、技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲及び乙へ報告しなければならない。

3 甲及び乙は、前項による報告を受けた場合、その措置について業務実施者と協議し、決定することとする。

4 甲又は乙は、業務実施者が行った技術支援協力において瑕疵があった場合、業務実施者へ修補等を請求することができることとする。

5 前項の請求は、乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくこととし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲、乙及び業務実施者が協議して定めることとする。

(事務局及び連絡体制)

第10条 技術支援に係る甲及び丙の事務局及び連絡先は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、愛媛県土木部道路都市局都市整備課とする。

(2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部とする。

(3) 甲、乙及び丙の連絡先は、別表に掲げるとおりとする。

(4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更して、乙及び丙へ伝えることとする。

(情報の共有と保護)

第11条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を円滑に行うために必要な連絡先等の情報を、相互に共有することとする。

2 業務の実施にあたっては、公益社団法人日本下水道協会、公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び日本下水道事業団とも災害支援に関する情報を共有することがある。

3 甲、乙及び丙は、個人情報及び行政情報を取り扱う場合、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第12条 甲、乙及び丙は、必要に応じて情報伝達訓練等の合同訓練を行うこととする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有することとし、有効期間は令和2年3月31日までとする。

2 この協定の終了1か月前までに、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、さらに1年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(相互協力)

第14条 この協定に基づく支援の実施にあたっては、県内の被災状況を踏まえて、甲、乙及び丙が相互に協力して対応することとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。

2 甲、乙及び丙は、いずれかがこの協定に違反した場合、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができることとする。

本協定の締結を証するため、本書19通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月22日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県知事 中村 時 広

乙1 松山市二番町四丁目7番地2

松山市長 野 志 克 仁

乙2 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市長 菅 良 二

- 乙3 宇和島市曙町1番地  
宇和島市長 岡原文彰
- 乙4 八幡浜市北浜一丁目1番1号  
八幡浜市長 大城一郎
- 乙5 新居浜市一宮町一丁目5番1号  
新居浜市長 石川勝行
- 乙6 西条市明屋敷164番地  
西条市長 玉井敏久
- 乙7 大洲市大洲690番地の1  
大洲市長 二宮隆久
- 乙8 伊予市米湊820番地  
伊予市長 武智邦典
- 乙9 四国中央市三島宮川4丁目6番55号  
四国中央市長 篠原実
- 乙10 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1  
西予市長 管家一夫

- 乙11 東温市見奈良530番地 1  
東温市長 加 藤 章
- 乙12 越智郡上島町弓削下弓削210番地  
上島町長 宮 脇 馨
- 乙13 上浮穴郡久万高原町久万212番地  
久万高原町長 河 野 忠 康
- 乙14 伊予郡松前町大字筒井631番地  
松前町長 岡 本 靖
- 乙15 伊予郡砥部町宮内1392番地  
砥部町長 佐 川 秀 紀
- 乙16 喜多郡内子町平岡甲168番地  
内子町長 稲 本 隆 壽
- 乙17 西宇和郡伊方町湊浦1993番地 1  
伊方町長 高 門 清 彦
- 丙 広島県広島市西区南観音 7 丁目13番14号  
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 中国・四国支部  
中国・四国支部長 山 地 芳 和

## 9-7 災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定（循環型社会推進課）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町（以下「乙」という。）と一般社団法人えひめ産業資源循環協会（以下「丙」という。）とは、災害廃棄物等の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県内において災害が発生した場合に、生活環境の保全及び速やかな復旧・復興を図るため、災害廃棄物等の処理等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物等 大規模な災害の発生により生じた廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物をいう。
- (3) 処理等 撤去、収集、運搬、分別、保管、処分及び仮置場の管理並びにこれらに必要な業務をいう。

### （協力体制）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく災害時における具体的な協力の内容について継続的に協議を行い、実効性のある協力体制を構築していくものとする。

- 2 甲及び乙は、丙に対して、地域防災計画や災害廃棄物処理計画を提供するものとする。
- 3 丙は、災害時における災害廃棄物等の円滑な処理等が図られるよう、平時から丙の会員における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるとともに、災害時においては、丙の会員等の被災状況の把握に努めるものとする。
- 4 丙は、災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるように、災害時に協力可能な丙の会員が保有する人員、車両及び資機材等の数量を把握し、甲及び乙にあらかじめ報告するものとし、変更が生じた場合は、その旨を報告するものとする。

### （協力要請）

第4条 乙は、災害時に、丙に対して災害廃棄物等の処理等の実施について協力を要請することができる。

2 前項の協力の要請は、丙に対し、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は、口頭で要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物等の処理等を行う場所
- (3) 災害廃棄物等の処理等の内容
- (4) 災害廃棄物等の処理等の期間
- (5) その他必要な事項

3 前2項の規定は、甲が乙から要請を受けて丙に対して当該協力を要請する場合について準用する。

### （情報提供）

第5条 甲及び乙は、災害廃棄物等の処理等に円滑な協力が得られるよう、丙に被災、復旧の状況等の必要な情報を適宜提供するものとする。

### （災害廃棄物等の処理等の実施）

第6条 丙は、第4条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。第11条第1項において同じ。）の要請を受けたときは、丙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材等を調達し、乙の指示に従い、次に掲げる事項に留意し、可能な限り災害廃棄物等の処理等を実施するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

2 丙は、災害廃棄物等の処理等を終了したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、乙に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理等を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物等の処理等の内容
- (3) 災害廃棄物等の処理等に要した人員、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物等の処理等を実施した期間
- (5) その他必要な事項

### （費用負担）

第7条 前条第1項の災害廃棄物等の処理等に要した費用については、原則として乙が負担する。

2 前項の費用の額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、乙と丙が協議の上、決定するものとする。

### （費用の請求及び支払）

第8条 乙は、第6条第2項の書面の提出があった場合は、速やかに関係書類を精査するとともに、必要に応じて現地を確認し、適当と認めるときは、前条第2項の規定により決定した金額を丙の請求に基づき支払うものとする。

### （損害補償）

第9条 第6条第1項の規定による災害廃棄物等の処理等に伴い、当該処理等の従事者に損害が生じ、又は第三者に損害を及ぼした場合の補償については、乙と丙が協議して誠実に対応するものとする。ただし、丙の責めに帰すべき理由により損害が生じたときは、丙の責任と費用負担をもって誠実に対応するものとする。

### （調整）

第10条 甲は、この協定による災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるよう、乙及び丙との間並びに関係機関・団体との調整に努めるものとする。

(協力会員)

第11条 第6条第1項の規定にかかわらず、丙は、第4条第1項の要請を受けたときに、丙の会員に災害廃棄物等の処理等の実施を行わせることができる。この場合においては、丙は、災害廃棄物等の処理等の実施を行わせる会員（以下「協力会員」という。）を乙に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合等は、協力会員が乙に報告するものとする。

2 第6条から前条までの規定は、協力会員が災害廃棄物等の処理等の実施を行う場合について準用する。この場合において、第6条第1項中「丙は、第4条第1項の要請を受けたときは、丙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材を調達し、」とあるのは「第11条第1項に規定する協力会員（以下「協力会員」という。）は、」と、同条第2項及び第7条から前条までの規定中「丙」とあるのは「協力会員」と読み替えるものとする。

(事務委任等)

第12条 第4条（第3項を除く。）、第6条から第9条まで及び前条の規定は、甲が乙から地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく事務委任を受けて災害廃棄物等を処理する場合その他必要な場合について準用する。

(連絡窓口)

第13条 この協定に関する連絡窓口は、甲及び乙においては災害廃棄物主管課、丙においては一般社団法人えひめ産業資源循環協会事務局とする。

(有効期間)

第14条 この協定は、令和元年 月 日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、効力を持続する。

(前協定の廃止)

第15条 甲と丙とが平成15年4月9日に締結した「災害時における廃棄物処理の協力に関する協定」は、廃止する。

(他被災都道府県への応援)

第16条 甲が、他の都道府県における災害廃棄物等の処理等について応援を行うため、丙に協力要請を行った場合においても、丙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書22通を作成し甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年6月24日

松山市一番町四丁目4番地2  
甲 愛媛県知事 中村 時広

松山市二番町四丁目7番地2  
乙 松山市市長 野志 克仁  
(他19市町長)

松山市花園町7番地3  
丙 一般社団法人えひめ産業資源循環協会  
会長 西山 周

## 愛媛県災害廃棄物処理計画（令和4年9月改定）の概要

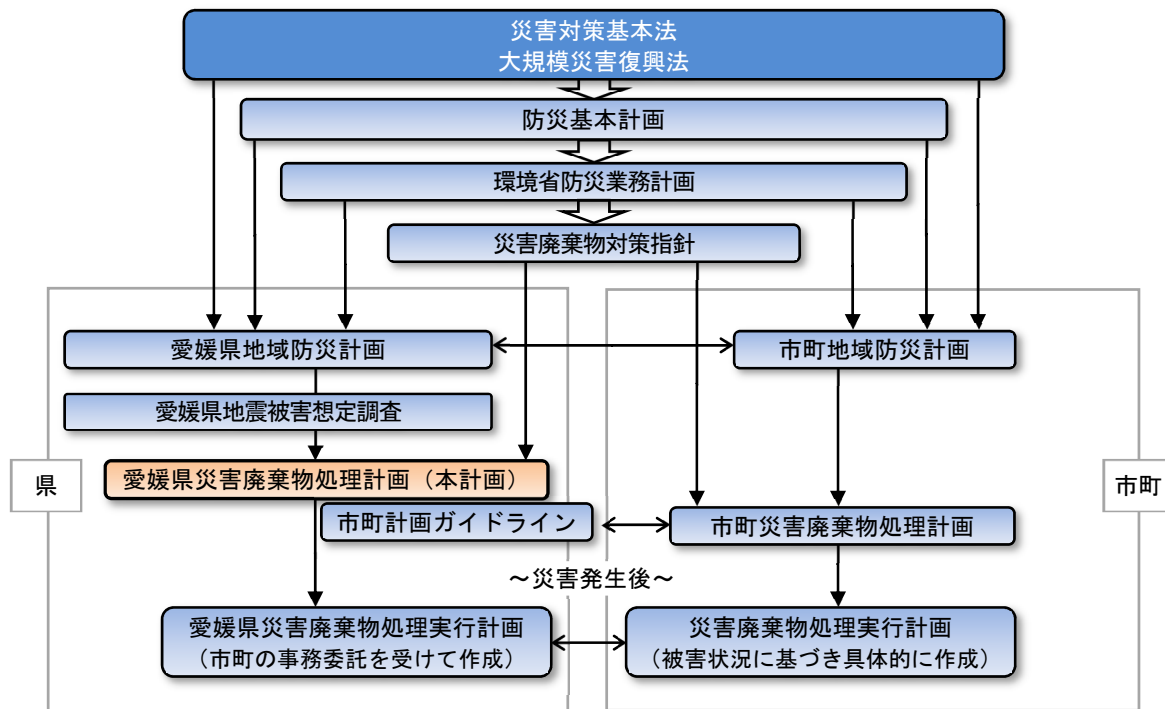
### 計画の目的

- ▶ 南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合における災害廃棄物を復旧・復興の妨げとならないよう、適正かつ迅速に処理
- ▶ 近年多発する気象災害（水害や土砂災害）によって発生する災害廃棄物の特性を把握し、適正かつ迅速に処理
- ▶ 災害発生後の災害廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にとどめ、県民の生活環境の保全と円滑な復旧・復興を推進

### 基本的事項

#### 計画の位置付け

- ▶ 国の災害廃棄物対策指針に基づき、愛媛県地域防災計画及び愛媛県地震被害想定調査結果等の内容を踏まえて策定



#### 基本的な考え方

- ▶ 県の災害廃棄物処理に関する実行計画策定のための考え方と、主に県及び市町が実施すべき事項等について整理
- ▶ 県の災害廃棄物処理に関する地域特性を十分に把握し、災害廃棄物処理についての新たな知見や他県・他都市の計画の動向を見据え、実効性の高い計画を策定
- ▶ 国の災害廃棄物対策指針に基づき、愛媛県地域防災計画及び愛媛県地震被害想定調査等を踏まえ、本県の特徴を反映

#### 対象とする災害

- ▶ 地震災害、水害、その他自然災害

#### 想定災害の規模

- ▶ 国の災害廃棄物対策指針及び県の地域防災計画を踏まえ、発生すれば甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震（基本ケース、陸側ケース）を想定
- ▶ 水害については災害廃棄物発生量の事前推計方法が確立されていないため、災害発生後の被害把握・推計方法を提示

#### 対象とする災害廃棄物

- ▶ 災害廃棄物とは、地震災害、水害及びその他自然災害によって一時的かつ大量に発生する廃棄物をいい、本計画では津波堆積物も含む
  - ・ 災害によって発生する廃棄物（コンクリートがら、木質系廃棄物、津波堆積物など）
  - ・ 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（避難所ごみ、仮設トイレのし尿など）

## 計画の特長

### 災害廃棄物処理計画の内容

- 3つの段階に応じた的確な計画事項の選定ができるよう、**平常時、応急対応時、復旧・復興時**で整理

#### 平常時（災害予防）

発災時における混乱を避けるため、情報収集・連絡体制や協力支援体制の整備、職員の教育訓練、気候変動適応策等、平常時に行う作業について整理

#### 応急対応時

**発災前（災害発生懸念時）** 情報収集・連絡体制の確認等、発災前の事前対応について整理

**発災直後～数日間** 人命救助、被災者の健康確保を優先的に行う必要があるとともに、被害状況の全貌が明らかとなっていないため、初動期の緊急性の高い作業について整理

**数日後～3か月程度** 被災状況の全貌が明らかとなり、避難所生活が本格化し、災害廃棄物の処理が徐々に始まるため、本格的な処理に向け、作業が必要な事項について整理

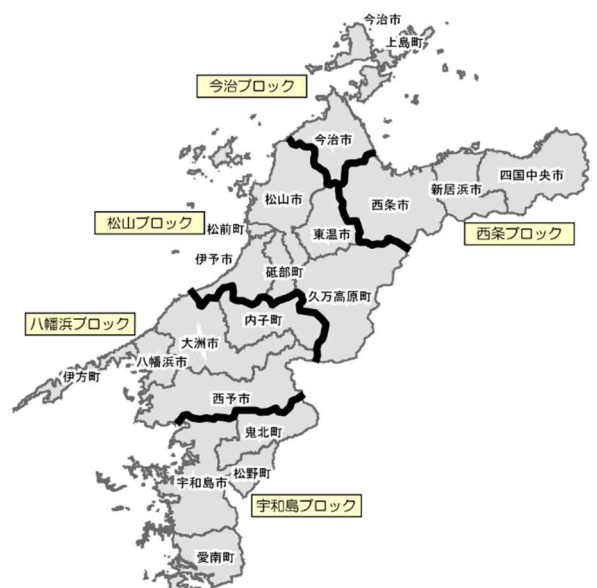
#### 復旧・復興時（3か月以降～目標期間）

本格的な処理を進めるため、被災状況を基に、平常時に作成した災害廃棄物処理計画等を見直し、作業の実施状況や災害廃棄物推計量等の見直し事項、災害廃棄物処理実行計画への反映事項について整理

計画の見直し

- 県内を**5つの広域ブロック**に分け、災害廃棄物の処理にあたっては、それぞれの**地域特性**を十分に考慮
- 災害廃棄物処理の実施方法について、**組織体制・指揮命令系統、管理体制や民間事業者との連携強化内容**を整理
- 処理期間は、**3年間**を基本としながら、柔軟に検討
- 多様なケースに対応できるよう、適切な災害廃棄物発生規模の検討ケースを設定（①災害廃棄物発生量の試算、②既存処理施設能力の推計、③仮置場必要面積の推計）

### 県内の広域ブロック



#### 災害廃棄物発生量の試算

「愛媛県地震被害想定調査報告書」にある建物被害棟数、津波浸水面積等の被害データを使用し、国の災害廃棄物対策指針に示される計算方法を用いて、市町別、県内広域ブロック別に災害廃棄物発生量を詳細に試算

対象とする災害の規模	災害廃棄物発生想定量
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	<b>1,172万トン</b>
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	<b>3,513万トン</b>

#### 既存処理施設能力の推計

既存廃棄物処理施設の有効処理能力（焼却：10万トン/年、破砕：154万トン/年、最終処分：50万トン/年）  
復旧・復興段階での有効に機能する廃棄物処理施設の把握

#### 仮置場必要面積の推計

対象とする災害の規模	仮置場必要面積(ha) <sup>※1</sup>		
	一次仮置場 <sup>※2</sup>	二次仮置場 <sup>※3</sup>	計
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	308	342	650
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	938	1,042	1,980

※1 一次仮置場への混合集積、二次仮置場での比較的大規模の処理を行う場合

※2 一次仮置場：災害廃棄物の発生箇所ですぐそばで、主に一時的な仮置きを行う仮置場

※3 二次仮置場：比較的面積が大きく、主に災害廃棄物の破砕・選別、焼却処理等を行う仮置場

- 5つの県内広域ブロック別に、各想定災害規模での処理フローを提示することにより、**地域の実状に即した体制の構築促進**
- 災害廃棄物発生量の推計及び県下の廃棄物処理施設的能力算定により、基本ケース以上の災害規模の場合は**県内仮設処理の設置又は広域処理、災害規模に応じて、県内広域ブロック内での相互協力、県内での相互協力、四国ブロック内での相互協力**
- 国の支援制度や災害廃棄物対策四国ブロック協議会の相互協力など広域連携の活用
- 定期的な訓練や過去の被災経験を通して実効性があるものに改善できるよう、**計画見直し**の考え方を提示



9 - 9

# **市町災害廃棄物処理計画 策定ガイドライン**

**平成 28 年 4 月**

**愛媛県**



# 【目次】

はじめに.....	1
(1) 市町災害廃棄物処理計画策定ガイドラインについて.....	1
(2) 市町災害廃棄物処理計画の構成.....	1
(3) 策定ガイドラインの使用方法.....	3
1 基本的事項.....	4
(1) 背景及び目的.....	4
(2) 処理計画の位置付け.....	6
(3) 対象とする災害.....	7
(4) 対象とする業務と災害廃棄物.....	7
2 平常時（災害予防）.....	9
2-1 組織体制.....	9
(1) 内部組織と指揮命令系統.....	9
(2) 情報収集と連絡体制.....	11
(3) 協力・支援体制.....	13
(4) 職員への教育訓練.....	15
2-2 一般廃棄物処理施設.....	16
(1) 一般廃棄物処理施設の災害対策.....	16
(2) 一般廃棄物処理施設の事業継続計画.....	17
(3) 仮設トイレ等し尿処理.....	18
(4) 避難所ごみ.....	20
2-3 災害廃棄物処理.....	22
(1) 発生想定量と施設処理可能量.....	22
(2) 処理方針.....	25
(3) 処理フロー.....	26
(4) 仮置場.....	27
(5) 収集運搬.....	29
(6) 環境対策と環境モニタリング.....	30
(7) 仮設中間処理施設.....	31
(8) 損壊家屋等の解体・撤去.....	33
(9) 分別・処理・再資源化.....	35
(10) 最終処分.....	36
(11) 広域的処理・処分.....	37
(12) 有害物・危険物・処理困難物等の対策.....	37
(13) 津波堆積物.....	39
(14) 思い出の品.....	40
(15) 許認可の取扱い.....	40
(16) 住民等への啓発・広報.....	41
3 応急対応時.....	42
3-1 初動期（発災直後～数日間）.....	42
(1) 仮設トイレの設置.....	42
(2) し尿の収集・運搬.....	43
(3) ごみ処理施設の被害状況把握.....	43

(4) 自衛隊等との連携 .....	44
(5) 道路上の災害廃棄物の撤去 .....	44
(6) 有害物・危険物・適正処理困難物等の把握 .....	45
(7) 相談窓口の設置 .....	45
(8) 住民への啓発・広報 .....	46
3-2 応急対応（数日後～3カ月程度） .....	47
(1) 災害廃棄物発生量・施設処理可能量の推計 .....	48
(2) 収集運搬体制の確保 .....	49
(3) 仮置場の確保 .....	49
(4) 倒壊の危険のある建物の撤去 .....	51
(5) 有害物・危険物・適正処理困難物の撤去 .....	52
(6) 一般廃棄物処理施設の補修及び稼働 .....	52
(7) 避難所ごみ等生活ごみの処理 .....	53
(8) 腐敗性廃棄物の優先処理 .....	53
(9) 仮設トイレの管理 .....	54
4 復旧・復興時 .....	55
4-1 災害廃棄物処理 .....	55
(1) 処理フローと処理スケジュール .....	56
(2) 収集運搬の実施 .....	56
(3) 仮置場の管理・運営 .....	57
(4) 環境モニタリングの実施 .....	59
(5) 被災自動車、船舶等 .....	59
(6) 選別・破碎・焼却処理施設の設置 .....	61
(7) 最終処分受入先の確保 .....	61
(8) 災害廃棄物処理実行計画 .....	62
4-2 その他注意事項 .....	64
(1) 復興資材の活用 .....	65
(2) 土壌汚染対策法 .....	66
(3) 生活環境影響調査 .....	66
(4) 災害等廃棄物処理事業費補助金 .....	67
(5) 廃棄物処理法による再委託 .....	68
(6) 産業廃棄物処理事業者の活用 .....	68
(7) 腐敗性廃棄物等の海洋投棄 .....	69
(8) 地元雇用 .....	70

#### 【参考資料】

- 1 広域応援及び災害廃棄物関係支援協定一覧
- 2 災害時の仮設トイレ対応
- 3 避難所ごみへの対応
- 4 仮置場の設置・撤去手続き
- 5 仮設廃棄物処理施設設置の手続き
- 6 損壊家屋等の解体撤去
- 7 有害物・危険物・適正処理困難物等への対応
- 8 思い出の品の取扱い

## (1) 市町災害廃棄物処理計画策定ガイドラインについて

市町災害廃棄物処理計画（以下「市町処理計画」という。）は、国が示した「災害廃棄物対策指針」に基づいて策定する計画で、今後想定される大規模地震等の災害で発生する災害廃棄物処理を円滑に実施するために、必要な基本的事項を示すものです。

市町災害廃棄物処理計画策定ガイドライン（以下「策定ガイドライン」という。）は、できるだけ簡便に作成方法を示すことで、各市町での災害廃棄物処理計画の円滑な作成が行われることを目的としています。

## (2) 市町災害廃棄物処理計画の構成

市町処理計画は、「災害廃棄物対策指針」を参考に、「愛媛県災害廃棄物処理計画」（以下「県処理計画」という。）や「市町地域防災計画」と整合を図り作成します。

「平常時」、「応急対応時」、「復旧・復興時」の各段階において必要となる基本的事項を取りまとめるとともに、周辺をはじめとする市町等に対し協力・支援を行うことも想定し、必要事項を取りまとめます。

### 市町災害廃棄物処理計画の構成

#### 1 基本的事項

- (1) 背景及び目的
- (2) 処理計画の位置付け
- (3) 対象とする災害
- (4) 対象とする業務と災害廃棄物

#### 2 平常時(災害予防)

##### 2-1 組織体制

- (1) 内部組織と指揮命令系統
- (2) 情報収集と連絡体制
- (3) 協力・支援体制
- (4) 職員への教育訓練

##### 2-2 一般廃棄物処理施設等

- (1) 一般廃棄物処理施設の災害対策（施設概要と耐震化状況）
- (2) 一般廃棄物処理施設の事業継続計画
- (3) 仮設トイレ等し尿処理
- (4) 避難所ごみ

##### 2-3 災害廃棄物処理

- (1) 発生想定量と施設処理可能量
- (2) 処理方針（期間、費用、最終処分方法）
- (3) 処理フロー
- (4) 仮置場
- (5) 収集運搬
- (6) 環境対策と環境モニタリング
- (7) 仮設中間処理施設
- (8) 損壊家屋等の解体・撤去

- (9) 分別・処理・再資源化
- (10) 最終処分
- (11) 広域的処理・処分
- (12) 有害廃棄物・処理困難物対策
- (13) 津波堆積物
- (14) 思い出の品
- (15) 許認可の取扱い
- (16) 住民等への啓発・広報

### **3 応急対応時**

#### **3-1 初動期（発災直後～数日間）**

- (1) 仮設トイレの設置（必要基数の確保等）
- (2) し尿の収集・運搬（受入施設の確保）
- (3) ごみ処理施設の被害状況把握
- (4) 自衛隊等との連携
- (5) 道路上の災害廃棄物の撤去
- (6) 有害物・危険物・適正処理困難物の把握
- (7) 相談窓口の設置
- (8) 被災者への啓発・広報

#### **3-2 応急対応（発災～3か月程度）**

- (1) 災害廃棄物発生量・施設処理可能量の推計
- (2) 収集運搬体制の確保
- (3) 仮置場の確保
- (4) 倒壊の危険のある建物の撤去
- (5) 有害物・危険物・適正処理困難物等の撤去
- (6) 一般廃棄物処理施設の補修及び稼働
- (7) 避難所ごみ等生活ごみの処理
- (8) 腐敗性廃棄物の優先処理
- (9) 仮設トイレの管理

### **4 復旧・復興時**

#### **4-1 災害廃棄物処理**

- (1) 処理フローと処理スケジュール
- (2) 収集運搬の実施
- (3) 仮置場の管理・運営
- (4) 環境モニタリングの実施
- (5) 被災自動車、船舶等
- (6) 選別・破碎・焼却処理施設の設置
- (7) 最終処分受入先の確保
- (8) 災害廃棄物処理実行計画

#### **4-2 その他注意事項**

- (1) 復興資材の活用
- (2) 土壌汚染対策
- (3) 生活環境影響調査
- (4) 災害等廃棄物処理事業費補助金
- (5) 廃棄物処理法による再委託
- (6) 産業廃棄物処理事業者の活用
- (7) 腐敗性廃棄物等の海洋投棄
- (8) 地元雇用

### (3) 策定ガイドラインの使用方法

策定ガイドラインは、市町処理計画作成に関する解説及び、具体的な記載例を記述しています。また、重要な項目については、より詳細な対応方法等や事例等を記載した参考資料を作成しています。

これらを参考として、県処理計画に示す地域特性を踏まえて市町処理計画を作成してください。

#### 【解説】

その項の内容を説明しています。市町処理計画を作成するに当たり、必要となる考え方等を記載しています。

#### 【記載例】

具体的な記載内容を例示しています。記載例を参考に地域特性等を考慮して作成してください。

#### 【参考資料】

- 1 広域応援及び災害廃棄物関係支援協定一覧
- 2 災害時の仮設トイレ対応
- 3 避難所ごみへの対応
- 4 仮置場の設置・撤去手続き
- 5 仮設廃棄物処理施設設置の手続き
- 6 損壊家屋等の解体撤去
- 7 有害物・危険物・適正処理困難物等への対応
- 8 思い出の品の取扱い

## 1 基本的事項

市町処理計画の基本的事項について、以下の事項を整理し、示します。

- (1) 背景及び目的
- (2) 処理計画の位置付け
- (3) 対象とする災害
- (4) 対象とする業務と災害廃棄物

### 解説

#### (1) 背景及び目的

・市町においては、以下の内容を参考に「背景及び目的」を記載してください（県処理計画1頁参照）。

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの教訓に加え、各市町の地域防災計画に示される災害の特徴を考慮しながら、防災的観点から発災前に可能な限り対策を講じておくことが重要です。
- 地方公共団体が発災前に準備するための国の指針として、「災害廃棄物対策指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、平成26年3月）」が示されています。
- この指針では、「地方公共団体は、本指針に基づき都道府県地域防災計画及び市町地域防災計画と整合を取りながら、処理計画の作成を行うとともに、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行う」ことが求められています。
- 市町処理計画は、国が策定した「災害廃棄物対策指針」を参考に、県処理計画や市町地域防災計画と整合を取り、災害廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的としてとりまとめます。
- 併せて、市町が被災市町になることを想定し、災害予防、災害応急対策、復旧・復興等に必要となる事項とともに、支援側となった場合に想定される事項も合わせ、基本的事項を取りまとめる必要があります。
- 今後、国等から示される計画・データや、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行ってください。



## 1. 基本的事項

### (1) 背景及び目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災からの教訓に加え、各市町の地域防災計画に示される災害の特徴を考慮しながら、防災的観点から発災前に可能な限り対策を講じておくことが重要である。

地方公共団体が発災前に準備するための国の指針として、「災害廃棄物対策指針（環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部、平成 26 年 3 月）」が示されており、この指針では、「地方公共団体は、本指針に基づき都道府県地域防災計画及び市町地域防災計画と整合を取りながら、処理計画の作成を行うとともに、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行う」ことが求められている。

「〇〇市災害廃棄物処理計画」（以下「市町処理計画」という。）は、「災害廃棄物対策指針」を参考に、県処理計画や〇〇市地域防災計画と整合を取り、災害廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的としてとりまとめたものである。

また、市町が被災市町になることを想定し、災害予防、災害応急対策、復旧・復興等に必要となる事項とともに、支援側となった場合に想定される事項も合わせ、基本的事項を取りまとめている。

なお、今後国等から示される計画・データや、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行っていくこととする。

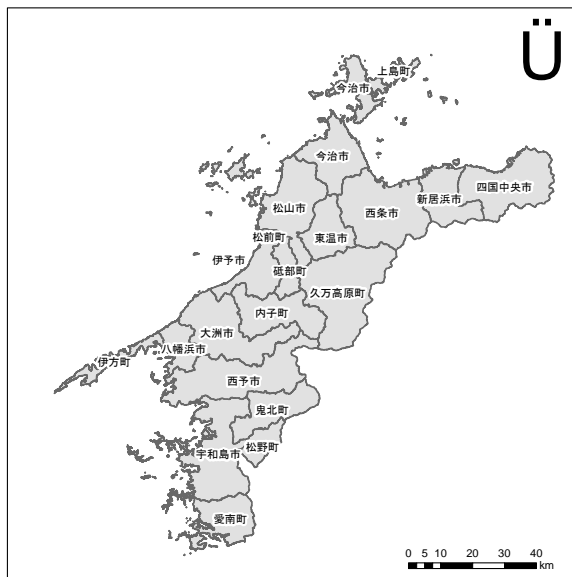


図 1 〇〇市位置図

## 解説

### (2) 処理計画の位置付け

- 「災害廃棄物対策指針」及び県処理計画を踏まえ、市町としての対応や役割が明確になる計画としてください（県処理計画 1、2 頁参照）。
- 災害廃棄物は一般廃棄物とされていますので、第一義的な処理の責任は市町が負うこととなりますが、市町単独での処理が困難と想定される場合には、その場合の対応方針も策定する計画に盛り込んでください。
- 計画の実効性を確保するため、計画は適宜見直しを行うよう配慮してください。

## 記載例

### (2) 処理計画の位置付け

市町処理計画の位置付けは、図 2 のとおりである。

計画の基本的な考え方は、以下のとおりである。

- ・国の「災害廃棄物対策指針」及び県処理計画を踏まえた内容とする。
- ・災害廃棄物は一般廃棄物とされており、第一義的な処理の責任は市町が負うことになるが、本市単独での処理が困難と想定される場合には、その場合の対応方針も盛り込んだ計画とする。
- ・実効性を確保するため、計画は定期的に見直しを行う。

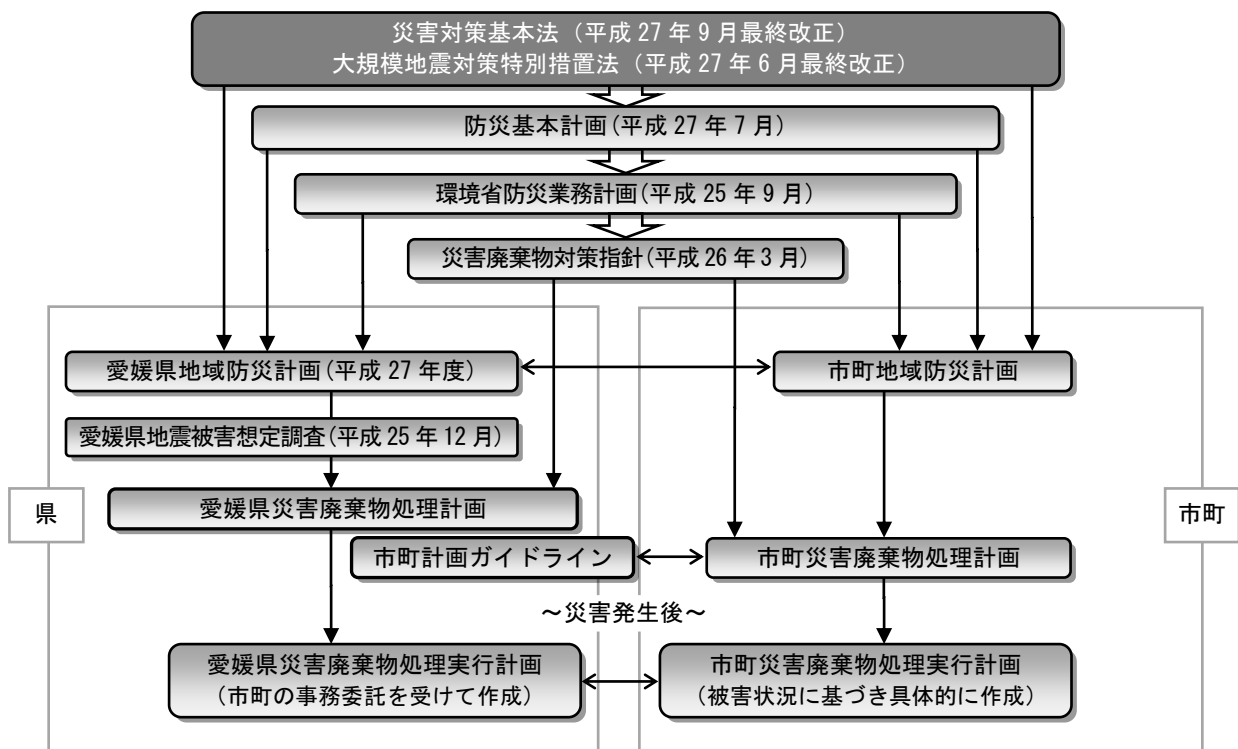


図 2 市町災害廃棄物処理計画の位置付け

## ▶▶▶ 解説

### (3) 対象とする災害

- 市町処理計画においては、市町地域防災計画又は県処理計画に基づき想定するとともに、地域状況に応じて考慮して下さい（県処理計画 3～5 頁参照）。
- 県処理計画との整合を図るため、基本的には被害想定を県と同じ南海トラフ巨大地震のうち、基本ケース、陸側ケースの 2 ケース（以下それぞれ「基本ケース」、「陸側ケース」という。）とすることが望ましいが、2 ケースの廃棄物発生想定量が類似している場合や、2 ケース以外の地震の被害が大きい場合等、各市町の地域の実情に応じた被害を想定してください。

## ■ 記載例

### (3) 対象とする災害

市町処理計画においては、市町地域防災計画に基づき、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波として南海トラフ巨大地震（基本ケース、陸側ケース）を想定する。

## ▶▶▶ 解説

### (4) 対象とする業務と災害廃棄物

- 対象とする業務は、一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分だけでなく、「二次災害の防止」や作業の一貫性と迅速性の観点から、「個人及び中小企業の損壊家屋・事業所等の解体・撤去」等も含まれます。
- 「災害廃棄物対策指針」を参考に記述してください。
- 対象とする災害廃棄物は、県処理計画を参考に記述してください。なお、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は市町処理計画の対象としません。また、道路や鉄道等の公共施設等からの廃棄物の処理については、管理者が行うのが基本です（県処理計画 6 頁参照）。

## ■ 記載例

### (4) 対象とする業務と災害廃棄物

市町処理計画において対象とする業務は、以下のとおり、一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分だけでなく、「二次災害の防止」や作業の一貫性と迅速性の観点から、「個人及び中小企業の損壊家屋・事業所等の解体・撤去」等も含むものとする。

- ・撤去
- ・解体・撤去
- ・収集・運搬
- ・再資源化（リサイクルを含む）
- ・中間処理（破碎、焼却等）・最終処分

- ・二次災害（強風による災害廃棄物の飛散、ハエなどの害虫の発生、発生ガスによる火災、感染症の発生、余震による建物の倒壊など）の防止
- ・進捗管理
- ・広報
- ・上記業務のマネジメント及びその他廃棄物処理に係る事務等

市町処理計画において対象とする災害廃棄物は、表1及び表2に示すとおりである。なお、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は市町処理計画の対象としない。また、道路や鉄道等の公共施設等からの廃棄物の処理については、管理者が行うのが基本である。

表1 対象とする廃棄物（災害によって発生）

種 類	備 考
不燃性混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等
可燃性混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等
木質系廃棄物（木くず）	家屋の柱材・角材、家具、流木、倒壊した自然木
コンクリートがら	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等の金属片
廃家電*	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、被災により使用できなくなったもの
廃自動車*	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
廃船舶	被災により使用できなくなった船舶
思い出の品	写真、賞状、位牌、貴重品等
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
その他	腐敗性廃棄物（畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等）、有害物（石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、CCA・有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等）、危険物（消火器、ボンベ類等）、漁具、石膏ボード、タイヤ、海中ごみ等

※リサイクル可能なものは各リサイクル法に基づき処理を行う。

表2 対象とする廃棄物（被災者や避難者の生活に伴い発生）

種 類	備 考
生活ごみ	被災により家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ、使用済簡易トイレ等
仮設トイレのし尿	避難所等から排出される汲み取りし尿

※平常時に排出される生活に係るごみは対象外とする。

## 2 平常時（災害予防）

### 2-1 組織体制

災害時において、迅速に適切な初期活動を行うことは極めて重要であるため、事前に組織体制について、以下の事項を整理し、示します。

- (1) 内部組織と指揮命令系統
- (2) 情報収集と連絡体制
- (3) 協力・支援体制
- (4) 職員への教育訓練

#### ▶▶▶ 解説

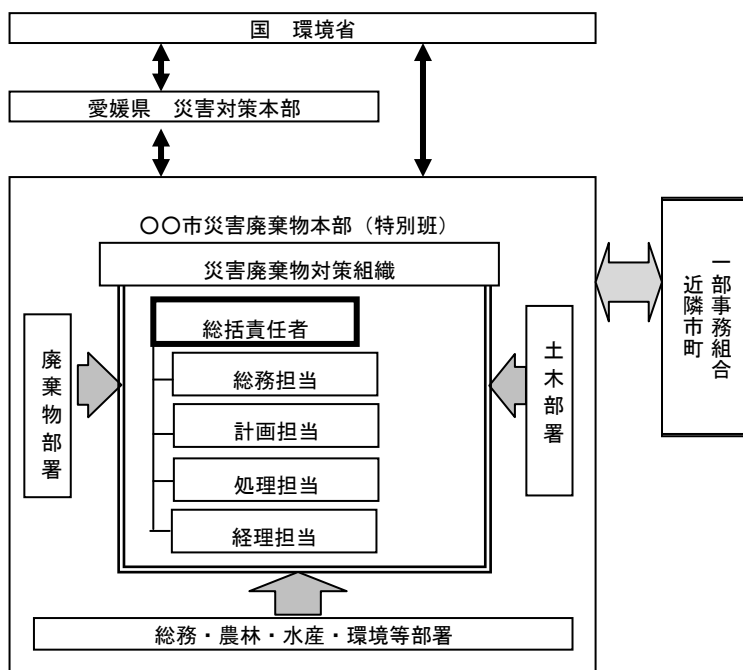
##### (1) 内部組織と指揮命令系統

- 事前に体制や指示系統を整理し、各部署や関係者との調整を含めた組織体制・指揮系統を構築することが重要となります（県処理計画 11 頁参照）。
- 災害廃棄物処理を担当する組織として、総括、指揮を行う意思決定部門、土木・建築計画者の確保、災害対策経験者の受け入れ等の視点を検討するとともに、市町の実情にあった組織体制を構築してください。

2-1 組織体制

(1) 内部組織と指揮命令系統

被災時における内部組織体制として、本市の地域防災計画に基づき、「災害対策本部」を設置する。災害廃棄物対策における内部組織体制は、図3を基本とする。



出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアル（一般社団法人廃棄物資源循環学会、平成24年5月）に加筆

図3 災害廃棄物対策における内部組織体制

内部組織体制構築に当たり考慮すべき点は、表3のとおりである。

表3 内部組織体制構築に当たり考慮すべき点

ポイント	内容
統括責任者が意思決定できる体制	正確な情報収集と指揮を速やかに行うため、総括責任者を決め、ある程度の権限を確保する。
土木・建築職経験者の確保	家屋解体や散乱物の回収は、土木・建築工事が中心であり、その事業費を積算し設計書等を作成する必要があるため、土木・建築職の経験者を確保する。
災害対策経験者の受け入れ	円滑な災害対応を進めるため、東日本大震災や阪神・淡路大震災を経験した地方公共団体の職員に応援を要請し、アドバイザーとして各部署に配置する。

## ▶▶▶ 解説

### (2) 情報収集と連絡体制

- 災害対策を迅速かつ的確に実施するため、職員に対する情報連絡体制の充実強化、関係行政機関、関係地方公共団体、民間事業者団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図るようにしてください。連絡先については、別紙にリストアップしてください（県処理計画 12、13 頁参照）。
- 市町が収集すべき情報例を「災害廃棄物処理に係る広域体制の手引き」（環境省、平成 22 年 3 月）や国のホームページ等を参考に示し、定期的な情報収集を行ってください（表 4 参照）。

- ・関係行政機関、関係地方公共団体、民間事業者団体等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化
- ・職員及び所管施設等に対する情報連絡体制の明確化
- ・迅速かつ的確な災害情報の収集のため、民間事業者団体等からの多様な災害関連情報等の収集体制の構築

表 4 活用できる災害廃棄物処理データベース

データベース名	照会先
環境省災害廃棄物対策指針 情報ウェブサイト	<a href="http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/index.html">http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/index.html</a>
(国研) 国立環境研究所 災害廃棄物情報プラットフォーム	<a href="http://dwasteinfo.nies.go.jp/index.html">http://dwasteinfo.nies.go.jp/index.html</a>
廃棄物資源循環学会 「災害廃棄物対策・復興タスクチーム」	<a href="http://eprc.kyoto-u.ac.jp/saigai/index.html">http://eprc.kyoto-u.ac.jp/saigai/index.html</a>
JW 災害廃棄物処理支援システム	<a href="http://www.jwnet.or.jp/jwnet/saigai/index.html">http://www.jwnet.or.jp/jwnet/saigai/index.html</a>
災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)	<a href="http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/d_waste_net.html">http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/d_waste_net.html</a>

## 記載例

### (2) 情報収集と連絡体制

災害対策を迅速かつ的確に実施するため、職員に対する情報連絡体制の充実強化、関係行政機関、関係地方公共団体、民間事業者団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図る。関係機関の連絡先は、別紙のとおりである。

本市が収集すべき情報例を表5に示す。これらの情報は、時間経過とともに更新されるため、定期的な情報収集を行う。

表5 災害時の情報共有項目例

項目	内容	応急対応時	復旧・復興時
職員・施設被災	職員の参集状況	○	○
	廃棄物処理施設の被災状況	○	○
	廃棄物処理施設の復旧計画／復旧状況	○	○
災害用トイレ	上下水道及び施設の被災状況	○	○
	上下水道及び施設の復旧計画／復旧状況	○	○
	災害用トイレの配置計画と設置状況	○	○
	災害用トイレの支援状況	○	○
	災害用トイレの撤去計画・撤去状況	—	○
	災害用トイレ設置に関する支援要請	○	○
し尿処理	収集対象し尿の推計発生量	○	○
	し尿収集・処理に関する支援要請	○	○
	市町等のし尿処理計画	○	○
	し尿収集・処理の進捗状況	○	○
	し尿処理の復旧計画・復旧状況	○	○
生活ごみ処理	ごみの推計発生量	○	○
	ごみ収集・処理に関する支援要請	○	○
	市町等のごみ処理計画	○	○
	ごみ収集・処理の進捗状況	○	○
	ごみ処理の復旧計画・復旧状況	○	○
災害廃棄物処理	家屋の倒壊及び焼失状況	○	—
	災害廃棄物の推計発生量及び要処理量	○	○
	災害廃棄物処理に関する支援要請	○	○
	災害廃棄物処理実施計画	○	○
	解体撤去申請の受付状況	○	○
	解体業者への発注・解体作業の進捗状況	○	○
	解体業者への支払業務の進捗状況	○	○
	仮置場の配置・開設準備状況	○	—
	仮置場の運用計画	○	—
	再利用・再資源化／処理・処分計画	○	○
	再利用・再資源化／処理・処分の進捗状況	—	○

出典：災害廃棄物処理に係る広域体制の手引き（環境省、平成22年3月）に加筆



### (3) 協力・支援体制

#### 参考資料 1 広域応援及び災害廃棄物関係支援協定一覧

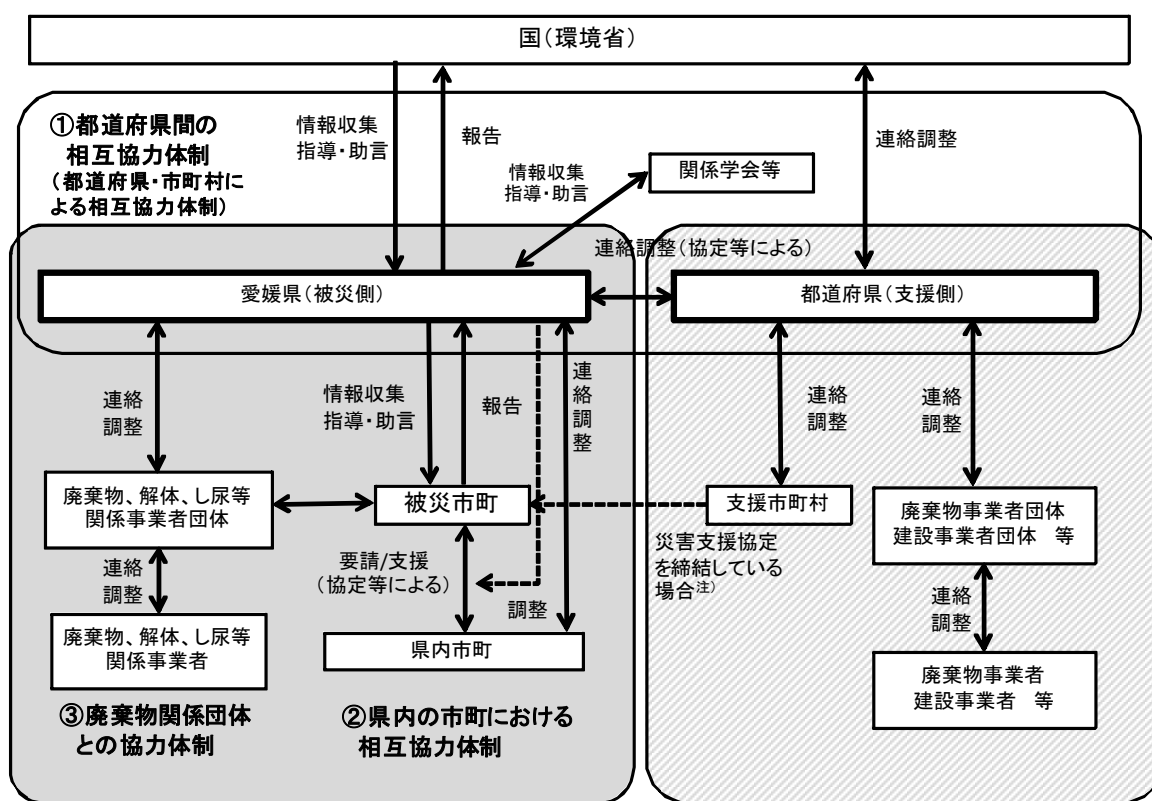
- 県処理計画の被災時における外部との協力体制は、広域的な相互協力を視野に入れた体制としています（県処理計画 14、15 頁参照）。
- 県内市町の連絡体制は市町が個別に調整することを原則としており、県域を越えた広域体制については、「危機事象発生時の四国 4 県広域応援に関する基本協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等が締結されており、その協定等に基づき、県が具体的な協力要請を行うこととしています。
- 県において、「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」、「災害時における廃棄物処理の協力に関する協定」、「災害時における仮設トイレの供給に関する協定」及び「災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協力協定」等により、各団体等との協力体制が円滑に機能するように、訓練等を通じた連絡体制の確認を継続して行うこととしています。
- 市町では、県に被災状況を報告するとともに、県に対し災害廃棄物処理等に必要な人員の派遣や機材等の提供を要請します。また、支援する側に立った体制も検討する必要があります。
- 県から情報収集、支援・助言を受けながら、自衛隊や警察、消防、周辺の地方公共団体、一般廃棄物事業者団体及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の連絡体制・相互協力体制の構築、災害支援協定の締結を図るようにしてください。

(3) 協力・支援体制

市町処理計画の被災時における外部との協力体制は、図4のとおり広域的な相互協力を視野に入れた体制とする。

平常時から、自衛隊や警察、消防、周辺の地方公共団体、一般廃棄物事業者団体及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の連絡体制・相互協力体制の構築、災害支援協定の締結を図る。

また、県内市町の連絡体制は市町が個別に調整することが原則とされているが、市が被災し、単独での災害廃棄物処理が困難な場合には、広域応援及び災害廃棄物関係支援協定に基づき、県に具体的な協力要請を行う。その場合、県に被災状況を報告するとともに、県から情報収集、指導・助言を受けながら、災害廃棄物処理を進める。



※政令指定都市間や姉妹都市関係にある市町間では、直接協力・支援が行われる場合がある。  
 出典：災害廃棄物対策指針（環境省、平成26年3月）に加筆

図4 県内及び県外との協力・支援体制

## ▶▶▶ 解説

### (4) 職員への教育訓練

- 策定した処理計画の記載内容について、平常時から職員に周知するとともに、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育訓練を継続的に行ってください（県処理計画 15 頁参照）。
- 県・市町・関係団体等が参加して情報交換等を行う連絡会、災害廃棄物や産業廃棄物処理技術に関する知識・経験を有する専門家等の講師を交えた研修会（セミナー等）の開催又は参加等により、人材の育成を図ってください。
- 処理計画の内容が適切に運用・実施されるよう発災後数日程度が経過した時点を想定した訓練を行い、課題の抽出と改善策を検討してください。

## ■ ■ 記載例

### (4) 職員への教育訓練

本市は、処理計画の記載内容について、平常時から職員に周知するとともに、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育訓練を継続的に行っていく。

また、県・市町・関係団体等が参加して情報交換等を行う連絡会、災害廃棄物や産業廃棄物処理技術に関する研修会等への参加等により、人材の育成を図る。

さらに、処理計画の内容が適切に運用・実施されるよう、発災時を想定した訓練を行い、課題の抽出と改善策を検討し、処理計画へ適宜反映する。

## 2-2 一般廃棄物処理施設

災害に強い一般廃棄物処理施設とするため、(1)一般廃棄物処理施設の災害対策、(2)一般廃棄物処理施設の事業継続計画、(3)仮設トイレ等し尿処理、(4)避難所ごみについて検討し、対策等を示します。

### 解説

#### (1) 一般廃棄物処理施設の災害対策

- 地震（津波を含む）及び水害に強い一般廃棄物処理施設とするため、既存の施設については耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃（難燃）堅牢化、浸水対策等を図り、新設の処理施設は耐震性・浸水対策及び地域防災拠点化等を考慮した施設づくりに努めてください（県処理計画 15、16 頁参照）。
- 廃棄物処理施設へのライフラインの耐震性の向上や、必要に応じ予備冷却水の確保、焼却施設の運転に必要な薬剤などの確保、再稼働時に必要な非常用発電機の設置等を検討してください。
- 廃棄物処理に係る災害等応急体制を整備するため、一般廃棄物処理施設等の補修に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制構築を検討してください。
- 上記を検討するため、また、災害廃棄物の広域的処理・処分における受入側になることも検討するため、保有する施設の概要と耐震化の状況をあらかじめ調査・整理することが必要です。
- 被災し一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成してください。

### 記載例

#### (1) 一般廃棄物処理施設の災害対策

本市の保有する一般廃棄物処理施設の概要と災害対策計画を表6に示す。

〇〇ごみ焼却場については、運転に必要な薬剤の確保、再稼働時に必要な非常用発電機の設置等を行う。また、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を構築する。〇〇粗大ごみ処理施設及び〇〇最終処分場については、補修に必要な資機材の備蓄等を行う。〇〇し尿処理施設については、今後耐震化調査を実施の予定である。

また、被災し一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

表6 一般廃棄物処理施設の災害対策計画

施設名	供用開始年度	施設規模	災害対策計画
〇〇ごみ焼却場	平成〇年	〇〇トン/日	薬剤の確保、非常用発電機の設置等
〇〇粗大ごみ処理施設	平成〇年	〇〇トン/日	必要な資機材の備蓄
〇〇最終処分場	平成〇年	〇〇〇〇m <sup>3</sup>	必要な資機材の備蓄
〇〇し尿処理施設	平成〇年	〇キリットル/日	今後耐震化調査を実施予定

### (2) 一般廃棄物処理施設の事業継続計画

- 事業継続計画（BCP）とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急事業及び継続性の高い通常事業（以下「非常時優先事業」という。）を特定するとともに、非常時優先事業の事業継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害時にあっても、適切な事業執行を行うことを目的とした計画となります（県処理計画 16 頁参照）。
- 内閣府（防災担当）では、地方公共団体における地震発災時を想定した事業継続体制に係る検討を支援することを目的として、事業継続の検討に必要な事項及び手法等を取りまとめた「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説(平成 22 年 4 月)」を策定したほか、廃棄物処理施設整備計画(平成 25 年 5 月 31 日閣議決定)においては、施設の耐震化、浸水対策等を推進し廃棄物処理システムの強靱化を確保することが求められており、国土強靱化基本計画(平成 26 年 6 月 3 日閣議決定)に基づく国土強靱化アクションプラン 2014 では、大規模自然災害発生後においても、再建・回復できる条件を整備することとされています。
- したがって、市町が保有する一般廃棄物処理施設は災害廃棄物処理の拠点となるべき施設であり、これらの観点からも、事業継続計画の策定が必要となります。

## 記載例

### (2) 一般廃棄物処理施設の事業継続計画

事業継続計画（BCP）とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急事業及び継続性の高い通常事業（以下「非常時優先事業」という。）を特定するとともに、非常時優先事業の事業継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害時にあっても、適切な事業執行を行うことを目的とした計画である。

本市の廃棄物処理施設は災害廃棄物処理の拠点となるべき施設であり、これらの観点からも、廃棄物処理施設の事業継続計画について、〇〇までに策定する。

### (3) 仮設トイレ等し尿処理

☞ 参考資料 2 災害時の仮設トイレ対応

- 被災の初期段階では、断水や避難者の集中によりトイレが不足することから、多くの仮設トイレが必要になると想定され、仮設トイレの設置により、新たにし尿の処理が必要になると想定されます（県処理計画 17～23 頁参照）。
- そのため、仮設トイレの必要数を想定した上で地区別の配置計画を策定するとともに、し尿処理体制の構築を検討する必要があります。

#### ⇒想定必要数

「1 (3) 対象とする災害」で想定した被害規模から、仮設トイレの必要数を推計してください。

#### ⇒地区別配置計画

市町地域防災計画等に基づき、大規模災害発生時における避難場所、避難者数等を整理し、地区別に必要な仮設トイレの配置方法を検討してください。なお、備蓄で不足する分については、広域的な調達手段等も含めて検討する必要があります。

#### ⇒し尿処理体制

し尿の収集・運搬、処理等について市町単独での対応が困難で、県や周辺市町、事業者団体等からの支援が必要な場合が想定されるため、災害支援協定を締結するなどの必要なし尿処理体制を構築してください。

## 記載例

### (3) 仮設トイレ等し尿処理

被災の初期段階では、断水や避難者の集中によりトイレが不足することから、多くの仮設トイレが必要になると想定され、仮設トイレの設置により、新たにし尿の処理が必要になると想定される。

そのため、仮設トイレの必要数を想定した上で地区別の配置計画を策定するとともに、し尿処理体制を構築する。

#### 【想定必要数】

「1 (3) 対象とする災害」で想定した被害規模から、仮設トイレの必要数を推計した結果は表7のとおりである。

表7 仮設トイレの必要数

被害想定	仮設トイレ必要数(基)		
	南海トラフ 巨大地震 (基本ケース、 陸側ケース別に作成)	仮設・簡易トイレを活用 した場合	自市町のみで対応した場合
余剰備蓄量の半分を他市町に拠出した場合			○
仮設・簡易・マンホール トイレを活用した場合		自市町のみで対応した場合	○
		余剰備蓄量の半分を他市町に拠出した場合	○

#### 【地区別配置計画】

本市地域防災計画等に基づき、大規模災害発生時における避難場所、避難者数等を整理し、地区別に必要な仮設トイレの配置方法を検討すれば、表8のとおりである。備蓄で不足する分については、広域的な調達ルートを整備・確保する。

表8 仮設トイレの地区別配置計画

被害想定	仮設トイレ活用条件		地区名	避難者数(人)	避難数の割合(%)	仮設トイレ必要数(基)
南海トラフ巨大地震 (基本ケース、陸側ケース別に作成)	仮設・簡易トイレを活用した場合	自市町のみで対応した場合	〇〇地区	○	○	○
			〇〇地区	○	○	○
			〇〇地区	○	○	○
			計	○	○	○
		余剰備蓄量の半分を他市町に拠出した場合	〇〇地区	○	○	○
			〇〇地区	○	○	○
			〇〇地区	○	○	○
			計	○	○	○
	仮設・簡易・マンホールトイレを活用した場合	自市町のみで対応した場合	〇〇地区	○	○	○
			〇〇地区	○	○	○
			〇〇地区	○	○	○
			計	○	○	○
		余剰備蓄量の半分を他市町に拠出した場合	〇〇地区	○	○	○
			〇〇地区	○	○	○
			〇〇地区	○	○	○
			計	○	○	○

#### 【し尿処理体制】

し尿の収集・運搬、処理等について、本市単独での対応が困難で、県や周辺市町、事業者団体等からの支援が必要な場合が想定されるため、災害支援協定を締結するなどの必要なし尿処理体制を構築する。

## ▶▶ 解説

### (4) 避難所ごみ

### ☞ 参考資料3 避難所ごみへの対応

- 避難所ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設で処理を行うことを基本としてください（県処理計画 24～26 頁参照）。
- 各避難所から排出される生活系廃棄物の保管・集積場所・処理方法、収集運搬ルート等を検討してください。
- 平常時にごみ収集を委託している市町においては、既定の委託業者が収集を実施できなくなった場合を想定し、複数の委託業者の所在等をあらかじめ把握し代替委託業者候補を抽出しておくなどの対策を検討してください。

#### ⇒避難所開設場所

避難所開設場所周辺に一時的な保管場所を確保するようにしてください。

#### ⇒ごみ発生見込み量

避難者数に発生原単位を乗じて、発生量を推計してください。発生量原単位は、収集実績に基づき設定してください。

#### ⇒ごみ処理体制

避難所ごみの収集・運搬、処理等について市町単独での対応が困難で、県や周辺市町、事業者団体等からの支援が必要な場合が想定されるため、災害支援協定を締結するなどの必要な避難所ごみ処理体制を構築してください。



## 記載例

### (4) 避難所ごみ

避難所ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設で処理を行う。

各避難所から排出される生活系廃棄物の保管・集積場所・処理方法、収集運搬ルート等を検討する。

#### 【避難所開設場所】

避難所開設場所周辺に一時的な保管場所を確保する。

#### 【ごみ発生見込み量】

「1 (3) 対象とする災害」で想定した被害の場合の避難者数を基に、避難所ごみ発生見込み量を推計すれば、表9のとおりである。

表9 避難所ごみ発生見込み量の推計

被害想定	地区名	避難者数 (人)	避難数の割合 (%)	ごみ発生量 (トン/日)
南海トラフ巨 大地震 (基本ケース、 陸側ケース別に作成)	〇〇地区	〇	〇	〇
	〇〇地区	〇	〇	〇
	〇〇地区	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇

#### 【ごみ処理体制】

避難所ごみの収集・運搬、処理等について、本市単独での対応が困難で、県や周辺市町、事業者団体等からの支援が必要な場合が想定されるため、災害支援協定を締結するなどの必要な避難所ごみ処理体制を構築する。

## 2-3 災害廃棄物処理

廃棄物処理に係る災害等応急体制を整備するため、事前に以下の事項について整理を行い、災害廃棄物の一次保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物の処理・処分計画等を作成します。

- (1)発生想定量と施設処理可能量
- (2)処理方針
- (3)処理フロー
- (4)仮置場
- (5)収集運搬
- (6)環境対策と環境モニタリング
- (7)仮設中間処理施設
- (8)損壊家屋等の解体・撤去
- (9)分別・処理・再資源化
- (10)最終処分
- (11)広域的処理・処分
- (12)有害物・危険物・適正処理困難物対策
- (13)津波堆積物
- (14)思い出の品
- (15)許認可の取扱い
- (16)住民等への啓発・広報

### 解説

#### (1) 発生想定量と施設処理可能量

- 災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画の策定等の検討を行うための基礎的な資料となります。そのため、「1 (3) 対象とする災害」で想定した被害規模に基づき推計してください（県処理計画 27～36 頁参照）。
- 災害廃棄物の発生量とともに、その組成について、県処理計画等を参考に設定してください。
- 既存施設での災害廃棄物の処理可能量及び広域的処理・処分における受入可能量をあらかじめ把握しておいてください。この処理可能量の把握は、「災害廃棄物対策指針 資料編【技 1-11-2 災害廃棄物の処理可能量の試算方法】」や「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間とりまとめ（環境省、平成 26 年 3 月）」を参考にしてください。

### 【焼却処理施設処理可能量の試算方法】

➤ 焼却処理施設処理可能量＝年間処理量（実績）×分担率

高位シナリオ、中位シナリオの2つのシナリオを用いて試算。

・低位シナリオ：現状の稼働状況に対する負荷を考慮し安全性を重視したシナリオ

・高位シナリオ：災害廃棄物処理を最大限行うと想定したシナリオ

稼働年数の制約なし、処理能力が 30 トン以上、かつ処理能力に対する  
余裕分<sup>※1</sup>の制約なし（ゼロの場合は除外）、分担率<sup>※2</sup>を 20 パーセント

・中位シナリオ：高位シナリオと低位シナリオの中間のシナリオ

稼働年数が 30 年以上で処理能力が 50 トン以上、かつ処理能力に対する  
余裕分の割合が 10 パーセント以上の施設を対象、分担率 10 パーセント

※1 年間処理能力（公称能力）から年間処理量（実績）を引いた値

※2 通常時の一般廃棄物との混焼での受入れを想定したときの、年間処理量（実績）に対する災害廃棄物量の割合

### 【埋立処分可能量の試算方法】

➤ 埋立処分可能量＝年間埋立処分量（実績）×分担率

高位シナリオ、中位シナリオの2つのシナリオを用いて試算。

高位シナリオ：残余年数が 10 年以上の施設だけを対象、分担率 40 パーセント

中位シナリオ：残余年数が 10 年以上の施設だけを対象、分担率 20 パーセント

(1) 発生想定量と処理可能量

本市における災害廃棄物発生想定量は、表 10 のとおりである。

表 10 災害廃棄物発生想定量

被害想定	災害廃棄物等発生量 (千トン)			災害廃棄物等発生量 (千 m <sup>3</sup> )		
	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
南海トラフ 巨大地震 (基本ケース、 陸側ケース別に作成)						

災害廃棄物の種類別割合は、「災害廃棄物対策指針」より、表 11 のとおりとする。

表 11 災害廃棄物の組成の設定

項目	液状化 揺れ 津波	火災	
		木造	非木造
可燃物	18.0%	0.1%	0.1%
不燃物	18.0%	65.0%	20.0%
コンクリートがら	52.0%	31.0%	76.0%
金属くず	6.6%	4.0%	4.0%
柱角材	5.4%	0.0%	0.0%

本市における既存施設での災害廃棄物の処理可能量は、表 12 及び表 13 のとおりである。

表 12 既存ごみ焼却施設の処理可能量

施設名	年間 処理量 (トン/年 度)	稼働 年数 (年)	処理 能力 (トン/ 日)	年間 処理 能力 (トン/年)	処理能力に 対する余裕 分の割合 (%)	処理可能量 (トン/年度)	
						高位 シナリオ	中位 シナリオ
〇〇ごみ焼却場							

表 13 既存最終処分場の処理可能量

施設名	埋立容量 (覆土含む) (m <sup>3</sup> /年度)	残余容量 (m <sup>3</sup> )	残余 年数 (年)	埋立処分可能量 (m <sup>3</sup> /年度)	
				高位シナリオ	中位シナリオ
〇〇最終処分場					

## 解説

### (2) 処理方針

- 災害廃棄物の処理を行うに当たっては、はじめに処理期間、処理費用、処理方法等を処理方針として明確にすることが必要です（県処理計画 39～44 頁参照）。
- 処理期間は、市町の災害廃棄物発生量と処理可能量等を基に、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（環境省、平成 23 年 5 月）」、東日本大震災の事例等を参考にして検討してください。
- 処理費用は、廃棄物処理法に基づき市町（一部事務組合・広域連合を含む）が行う災害等廃棄物処理事業費補助金を活用することになります。
- 災害廃棄物の処理に当たっては、3R の観点から、できるだけ一次仮置場、二次仮置場においてリサイクルを進めて、焼却処理量、最終処分量を少なくすることが基本です。
- 処理方針に沿って、仮置場の面積や運営方法、分別精度、仮設廃棄物処理施設、地元雇用、処理フロー等が決定されていきますが、実際の作業としては、最終的にどうするかという観点から逆算して全体スケジュールとフローを構築してください。

## 記載例

### (2) 処理方針

本市の処理方針は、以下のとおりとする。

**【処理期間】** ⇒ 3 年間を目標

本市の災害廃棄物発生量と処理可能量等を基に、東日本大震災の事例から 3 年を目標とするが、処理の進捗状況や仮置場確保の状況等から、適宜、処理期間の見直しを行う。

**【処理費用】** ⇒ 災害等廃棄物処理事業費補助金等を活用

廃棄物処理法に基づく災害等廃棄物処理事業費補助金等を活用する。

**【処理方法等】** ⇒ リサイクルの推進による焼却処理量、最終処分量の抑制

災害廃棄物の処理に当たっては、3R の観点から、できるだけ一次仮置場、二次仮置場においてリサイクルを進めて、焼却処理量、最終処分量を少なくすることを基本とする。

## 解説

### (3) 処理フロー

- 市町は、災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、県処理計画等を参考にして、災害廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れで示した処理フローを作成してください（県処理計画 39～44 頁参照）。
- 平常時、想定される災害廃棄物の量及び種類について、処理フローを設定するとともに、具体的作業工程について情報収集を行ってください。
- 発災後、災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化などに応じ、処理フローは随時見直してください。
- 資源を有効利用する 3R の観点から、最終処分量を発生量に対して数%まで削減できる処理フローの選択を目標としてください。

## 記載例

### (3) 処理フロー

本市の災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、県処理計画等を参考にして、災害廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れで示した処理フローと概略工程を図5のとおりとする。

二次仮置場での分別処理を優先する。一次仮置場では、混合集積し、重機選別による粗選別（粒度選別等）を主体として行う。二次仮置場において粗選別、破碎、精選別（種類組成別の選別、異物や処理困難物の除去等）、焼却（仮設焼却炉を別所に設ける場合を除く）等の処理を集中的に行う。

平常時、想定される災害廃棄物の量及び種類について、処理フローを設定するとともに、具体的作業工程について情報収集を行う。

発災後、災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化などに応じ、処理フローは随時見直すこととする。

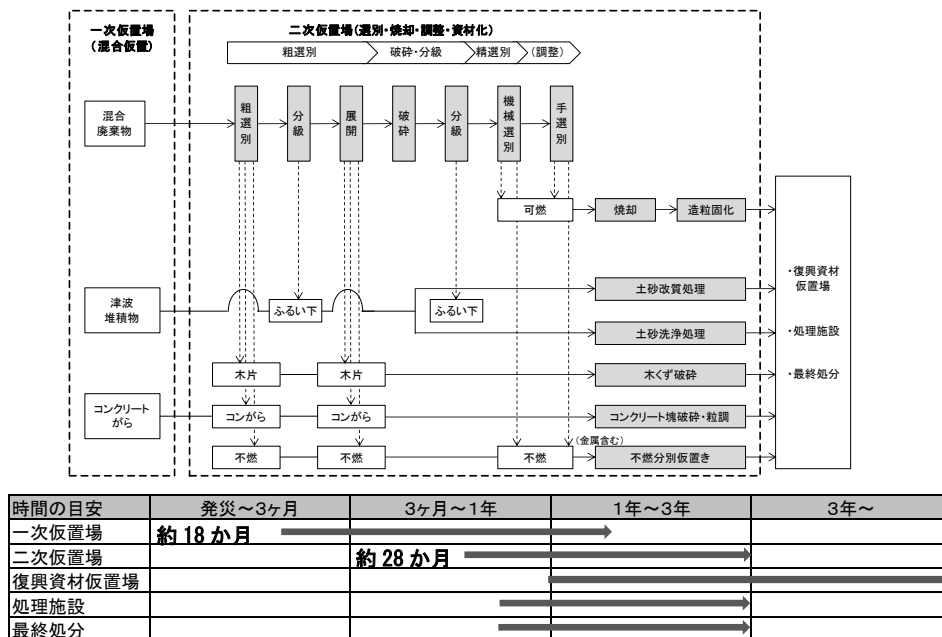


図5 基本処理フロー

## 解説

### (4) 仮置場

#### ☞ 参考資料4 仮置場の設置・撤去手続き

- 市町は、県処理計画の被害想定を考慮して、仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を事前に設定します。設定に当たっては、仮置場、破砕作業用地・焼却施設用地、保管用地等の利用方法も同時に検討する必要があります（県処理計画 45～49 頁参照）。
- 仮置場の必要面積の推計方法、仮置場の選定方法、仮置場の確保と配置計画及び運用に当たっての留意事項等については、県処理計画及び「参考資料4 仮置場の設置・撤去手続き」等を参考にしてください。
- 災害規模の大きさを勘案して、仮置場の必要面積に対して出来るだけ、全体箇所で余裕のある面積を確保してください。
- 公有地の場合、個別に事前調整しておきます。私有地の場合、仮置場の貸与・返却時のルールを、事前に定めておく必要があります。
- 発災後、具体的に設置するに当たっては、自衛隊の野营地、仮設住宅、被災自動車の保管場所などへの利用も想定されるため、十分な調整が必要となります。
- 仮置場については、3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の改変の場合、土壤汚染対策法に基づく届出が必要になるほか、仮置場としての使用では、土壤汚染のおそれがあるので、事前に土壤調査をしておく必要があります。

## 記載例

### (4) 仮置場

本市の最大ケースの災害廃棄物発生想定量を考慮して、仮置場の必要面積を算定すれば、表 14 のとおりである。

表 14 仮置場の必要面積

被害想定	仮置場	災害廃棄物発生量 (千トン)				仮置場必要面積 (千 m <sup>2</sup> )			
		可燃物	不燃物	津波堆積物	計	可燃物	不燃物	津波堆積物	計
南海トラフ巨大地震 (基本ケース、 陸側ケース別に作成)	一次仮置場								
	二次仮置場								

$$\text{仮置場の必要面積} = \text{集積量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

$$\text{仮置量} = \text{災害廃棄物発生量} - \text{年間処理量}$$

$$\text{年間処理量} = \text{災害廃棄物発生量} \div \text{処理期間}$$

$$\text{見かけ比重} : \text{可燃物 } 0.4/\text{m}^3, \text{不燃物 } 1.1 \text{ t}/\text{m}^3, \text{津波堆積物 } 1.46 \text{ t}/\text{m}^3$$

$$\text{積み上げ高さ} : 5\text{m} \quad \text{処理期間} : 3 \text{年} \quad \text{作業スペース割合} : 0.8 \sim 1$$

$$\text{仮置廃棄物量} = \text{可燃系} + \text{不燃系} + \text{津波堆積物}$$

一次仮置場

可燃物：可燃混合物＋木くず

不燃物：不燃混合物＋コンクリートがら＋金属くず＋その他

津波堆積物：津波堆積物

二次仮置場

可燃物：可燃物＋木くず

不燃物：コンクリートがら＋金属くず＋その他

津波堆積物：津波堆積物＋ふるい下土砂

土地利用や公有地等の資料から、仮置場候補地を選定した結果は表 15 及び図 6 のとおりである。実際の仮置場の確保と配置計画及び運用に当たっては、以下の点に留意する。

- 二次災害のおそれがないこと
- 災害廃棄物の効率的な搬出入ルートが確保できること
- 周辺住民及び周辺環境への影響が少ないこと

なお、仮置場としての使用では、土壌汚染のおそれがあるため、事前に土壌調査を行う。

表 15 仮置場候補地

仮置場候補地	所在地	敷地面積 (千 m <sup>2</sup> )	仮置可能量 (千 m <sup>3</sup> )	備考

(位置図)

図 6 仮置場候補地位置図



## ▶▶▶ 解説

### (5) 収集運搬

- 市町は、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート、必要資材、連絡体制・方法について、あらかじめ検討する必要があります。広域的処理・処分における受入れも考慮する必要があります（県処理計画 50～53 頁参照）。
- 道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ収集・運搬体制の見直しを行う必要があります。
- 災害廃棄物の収集運搬は、対応時期によって異なるため、災害予防、発災時・初動期、仮置場・再資源化施設・処理処分先等への運搬時に分けて考える必要があります。そこで、県処理計画の時期ごとの収集運搬車両の確保とルート計画を検討するに当たっての留意事項等を参考に検討を行ってください。

## ■ 記載例

### (5) 収集運搬

災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集・運搬の方法やルート、必要機材、連絡体制・方法について、広域的処理・処分における受入れも考慮し、平常時に具体的に検討を行う。また、道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ収集・運搬体制の見直しを行う。

## 解説

### (6) 環境対策と環境モニタリング

- 労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、建物の解体・撤去現場や仮置場において、発災後、環境モニタリングを実施する必要があります（県処理計画 55、56 頁参照）。
- 環境モニタリングは、法令等により測定が義務付けられている項目のほか、実施場所での作業内容や周辺環境等を考慮して、適切な項目、適切な頻度を設定した上で実施してください。

## 記載例

### (6) 環境対策と環境モニタリング

環境モニタリングを行う項目は、廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

建物の解体現場及び災害廃棄物処理において考慮すべき環境影響と環境保全対策の概要は、表 16 に示すとおりである。

表 16 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	環境保全対策
大気質	<ul style="list-style-type: none"><li>・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散</li><li>・石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散</li><li>・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・定期的な散水の実施</li><li>・保管、選別、処理装置への屋根の設置</li><li>・周囲への飛散防止ネットの設置</li><li>・フレコンバッグへの保管</li><li>・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制</li><li>・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄</li><li>・収集時分別や目視による石綿分別の徹底</li><li>・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視</li><li>・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制</li></ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"><li>・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動</li><li>・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・低騒音・低振動の機械、重機の使用</li><li>・処理装置の周囲等に防音シートを設置</li></ul>
土壌等	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・敷地内に遮水シートを敷設</li><li>・PCB等の有害廃棄物の分別保管</li></ul>
臭気	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害廃棄物からの悪臭・腐敗性廃棄物の優先的な処理</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等</li></ul>
水質	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・敷地内に遮水シートを敷設</li><li>・敷地内で発生する排水、雨水の処理、水たまりの解消</li></ul>

出典：災害廃棄物対策指針資料編【技 1-14-7】環境対策、モニタリング、火災防止対策 環境省 平成 26 年 3 月

(7) 仮設中間処理施設

☞ 参考資料 5 仮設廃棄物処理施設設置の手続き

- 市町は、災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、災害廃棄物の減量化及び再生利用を目的として、表 17 に示すポイントに留意し、仮設焼却炉や破碎・選別機等の必要性及び必要能力や機種等をあらかじめ把握しておく必要があります(県処理計画 57 頁参照)。
- 仮設焼却炉を設置する場合、設置場所の決定後は、県処理計画等を参考に環境影響評価又は生活環境影響調査、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進めることになります。
- 仮設焼却炉の配置に当たっては、周辺住民への環境上の影響を防ぐよう検討する必要があります。設置に当たっては、県処理計画等を参考に制度を熟知したうえで手続きの簡易化に努め、工期の短縮を図ります。

表 17 中間処理方針を定めるためのポイント

- ・生ごみや畳等は腐敗が早く、臭気が発生したり、空気の供給がなくなるとメタンガスが発生し火災を誘発したりする可能性がある。そのため、有機系の廃棄物は速やかに搬出して中間処理施設で焼却処理する必要がある。
- ・木質廃棄物も多く発生し、チップ化を前提とした用途への利用も想定されるが、チップ化された木くずを長期間仮置きすると生ごみと同じ状況になる。そのため、一次集積所でチップ化する場合は搬出が決まった段階で行うか、搬出先で行うことが必要である。
- ・津波廃棄物等は塩分を含み、津波堆積物や土砂混じりとなるため、一次集積所で一定期間雨水にさらして洗浄することや選別機で土砂をふるい落とすことが必要となる。
- ・金属の売却は比較的速やかに実施できることから、早い段階で引き取り業者と委託契約を結び、仮置場や一次集積所から搬出するのが望ましい。
- ・コンクリート、アスファルト、瓦等は、壊れた道路や陥没した道路の路盤材として利用できる可能性があることから、仮置場に破碎機等を設置し、活用することを検討する。ただし、短期間で多量の処理・処分が必要な場合等は、中間処理業者に委託して現地や外部(施設)にて中間処理を進めることになる。なお、東日本大震災では、海岸部が1メートル以上地盤沈下した場所等も多いことから、仮置場への接続道路の路盤材や浸水した道路の嵩上げに使われた。
- ・災害廃棄物の中間処理は、市町や一般廃棄物処理業者で対応できないこともあるため、産業廃棄物処理業者への委託も視野に入れ、事前に事業者リストを備えておいたり、協定等を結んでおいたりすることが重要である。

出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて（一般社団法人廃棄物資源循環学会、平成 24 年 5 月）に加筆

## 記載例

### (7) 仮設中間処理施設

災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、災害廃棄物の減量化及び再生利用を目的として、仮設焼却炉や破碎・選別機等の仮設中間処理施設を表 18 のとおり計画する。

施設規模は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領改訂版 2006（社団法人全国都市清掃会議、平成 18 年 6 月）」から、以下のとおり算出した。

#### 【施設規模】

施設規模（トン/日）＝ 処理量（万トン）×10,000÷稼働率<sup>※1</sup>（18 月）÷（25 日/月）÷調整稼働率<sup>※2</sup>

※1：処理期間 3 年、実処理期間 18 箇月、月 25 日稼働

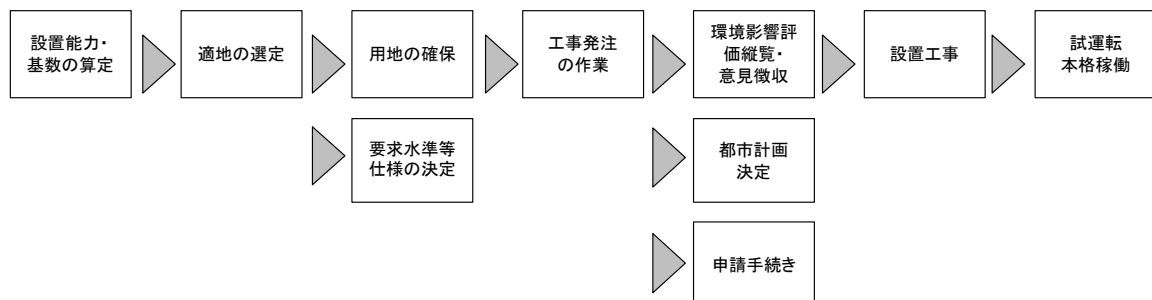
※2：故障の修理、やむを得ない一時休止等のために考慮。一般的な 0.96 を使用。

表 18 仮設中間処理施設計画

仮置場	施設	対象廃棄物	施設規模 (トン/日)	備考
一次仮置場	粗選別	混合廃棄物＋木くず粗選別搬入分		
	コンクリート破碎	コンクリートがら		
二次仮置場	破碎選別	粗選別-コンクリート選別分-木くず選別分-可燃物選別分		
	焼却	破碎可燃物＋木くず分別分		ストーカ炉又はキルン炉
	灰処理	主灰		造粒固化
	コンクリート破碎	コンクリートがら		
	土壌	津波堆積物＋ふるい下土砂		

仮設焼却炉を設置する場合、設置場所の決定後は、県処理計画等を参考に環境影響評価又は生活環境影響調査、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進める（図 7 参照）。

仮設焼却炉の配置に当たっては、周辺住民への環境上の影響を防ぐよう検討する。設置に当たっては、県処理計画等を参考に制度を熟知した上で手続きの簡易化に努め、工期の短縮を図る。



出典：災害廃棄物対策指針 環境省 平成 26 年 3 月

図 7 仮設焼却炉の設置フロー（例）

## 解説

### (8) 損壊家屋等の解体・撤去

### 参考資料6 損壊家屋等の解体撤去

- 市町は、県処理計画に基づいて損壊家屋等の数量を算出してください。損壊家屋等の解体・撤去においては、関係部局と連携して作業を行う必要があります（県処理計画 54 頁参照）。
- 重機による作業があるため、設計、積算、現場管理等に土木・建築職を含めた人員が必要となります。
- 「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」（平成 23 年 3 月 25 日、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知）により、損壊家屋に対する国の方針が出されています。この指針や「参考資料 損壊家屋等の解体撤去」等を参考にして検討を行ってください。

## 記載例

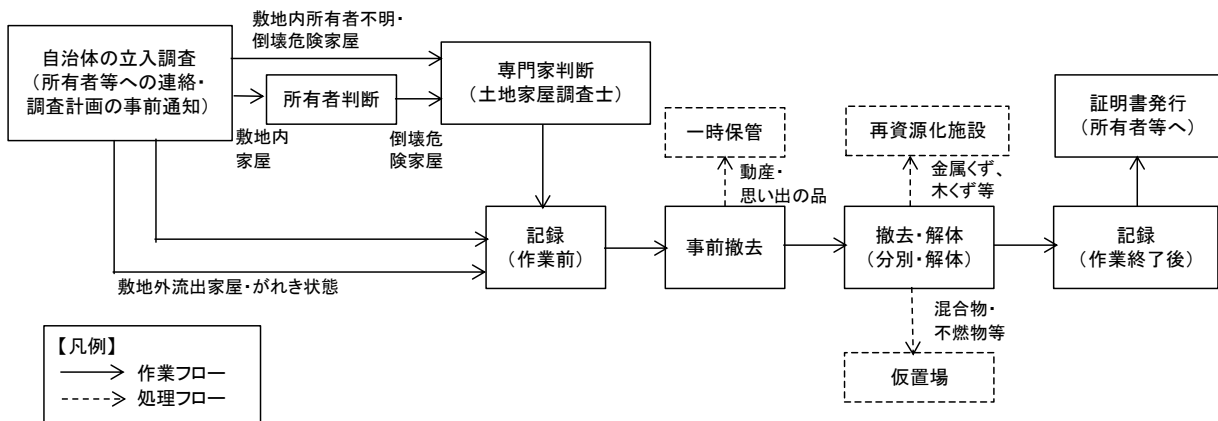
### (8) 損壊家屋等の解体・撤去

県処理計画に基づき、損壊家屋等の数量を算出すれば、表 19 のとおりである。

表 19 建物棟数及び損壊家屋等（全壊・焼失）の数量

被害想定	木造（棟）	非木造（棟）	計（棟）
南海トラフ巨大地震 （基本ケース、陸側ケース別に作成）			

損壊家屋等の作業フロー及び廃棄物処理フロー等は、図 8 に示すとおりである。重機による作業があるため、設計、積算、現場管理等に土木・建築職を含めた人員の確保を図る。



出典：災害廃棄物対策指針【技 1-15-1】損壊家屋等の解体・撤去と分別に当たっての留意事項 環境省 平成 26 年 3 月

図 8 損壊家屋等の作業フロー及び廃棄物処理フロー

「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」（平成 23 年 3 月 25 日、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知）により、損壊家屋に対する国の方針が出されている。

この指針の概要と損壊家屋等の解体・撤去と分別に当たっての留意点は、表 20 のとおりである。

表 20 損壊家屋等の撤去等に関する指針と解体・撤去と分別に当たっての留意点

項目	損壊家屋等の撤去等に関する指針と解体・撤去と分別に当たっての留意点
損壊家屋等の撤去等に関する指針の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倒壊してがれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、地方公共団体が所有者など利害関係者の連絡承諾を得て、又は連絡が取れず承諾がなくても撤去することができる。</li> <li>・ 一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、関係者へ連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物の価値がないと認められたものは、解体・撤去できる。その場合には、現状を写真等で記録する。</li> <li>・ 建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し所有者等に引き渡す機械を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。また、上記以外のものについては、撤去・廃棄できる。</li> </ul>
解体・撤去と分別に当たっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知した上で被災物件の立ち入り調査を行う。</li> <li>・ 一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。</li> <li>・ 撤去・解体の作業開始前及び作業終了後に、動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成する。</li> <li>・ 撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。</li> <li>・ 廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。</li> </ul>

## 解説

### (9) 分別・処理・再資源化

- 市町は、災害廃棄物の種類ごとの処理方法・再資源化方法を把握し、災害時における処理方針・手順をあらかじめ検討する必要があります。災害廃棄物ごとの再生資材の例は、表 21 のとおりです（県処理計画 58 頁参照）。
- 災害時には様々な種類の災害廃棄物が発生することから、平常時に処理できる事業者を廃棄物の種類・処理区分ごとに把握しておいてください。

表 21 災害廃棄物ごとの再生資材の例

災害廃棄物	再生資材
コンクリートがら	路盤材、骨材、埋め戻し材等
アスファルトがら	骨材、路盤材等
解体大型木材（柱材、角材）	パーティクルボード、木炭、その他リユース材、燃料等
大型生木（倒木、流木）	製紙原料、木炭、その他リユース材、燃料等
木くず	燃料等
津波堆積物	骨材、路盤材等
タイヤ	チップ化（補助燃料）、セメント原料等
金属くず	金属スクラップ
廃家電（家電リサイクル法対象外）	金属、廃プラスチック

出典：東日本大震災により発生した被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録（環境省東北地方環境事務所、一般財団法人日本環境衛生センター、平成 26 年 9 月）

## 記載例

### (9) 分別・処理・再資源化

災害廃棄物等の種類ごとの分別・処理方法・再資源化量及び方法例は、表 22 のとおりである。

表 22 分別・処理・再資源化量及び方法例

仮置場	災害廃棄物等	処理方法	再資源化量※ (千トン)	再資源化方法例
一次仮置場	木くず	分別、粗選別、手選別、 破砕		木くずチップ
	金属くず	分別		金属スクラップ
	コンクリートがら	破砕、粒調		再生砕石
二次仮置場	可燃物、木くず	主灰造粒固化		復興資材
	金属くず	破砕、分級、選別		金属スクラップ
	コンクリート破砕	破砕、粒調		再生砕石
	津波堆積物、ふる い下土砂	改質処理、洗浄処理		復興資材

## 解説

### (10) 最終処分

- 市町は、災害廃棄物の受け入れ可能な最終処分場をあらかじめ検討する必要があります（県処理計画 59 頁参照）。
- 経済的な手段・方法で運搬できる最終処分場のリストを作成し、広域的な最終処分が行えるよう、所有する民間事業者や周辺市町等とあらかじめ協定を結ぶことも検討してください。

## 記載例

### (10) 最終処分

災害廃棄物の最終処分量は、表 23 のとおりである。

東日本大震災においては、埋め立てる災害廃棄物量を大幅に減らすことができた例もあることから、市町処理計画における最終処分量についても、資源を有効利用する 3R の観点から、発生量に対して数パーセントまで削減できる処理フローの選択を目標とする。

表 23 最終処分量

(単位：千トン)

被害想定	ばいじん	不燃物	廃タイヤ	危険物等	その他	計
南海トラフ 巨大地震 (基本ケース、陸側ケース 別に作成)						

既存最終処分場の受け入れ可能量については、以下のとおり設定する。ここで、既存最終処分場の残余容量は、計画時点の残余容量から 10 年間必要となる一般廃棄物の推定埋立容量（10 年後残余容量という）を差し引いた容量とする。

#### 【既存最終処分場の受け入れ可能量】

既存最終処分場の受け入れ可能量＝残余容量\*－災害廃棄物最終処分量

\*計画時点の残余容量から 10 年間必要となる一般廃棄物の推定埋立容量を差し引いた容量

表 24 に既存最終処分場の受け入れ可能量算出結果を示す。受け入れ可能量がマイナスになった場合は、既存最終処分場において、受け入れが困難となるため、県と調整の上、広域的処分等を行う。

表 24 既存最終処分場の受け入れ可能量

(単位：m<sup>3</sup>)

被害想定	計画時点の 残余容量	①10 年後 残余容量	②災害廃棄物 最終処分場	受け入れ可能容量 ①－②
南海トラフ 巨大地震 (基本ケース、陸側 ケース別に作成)				



## ▶▶▶ 解説

### (11) 広域的処理・処分

- 市町は、円滑で効率的な災害廃棄物の処理のため、災害廃棄物の広域的処理・処分に関する手続き方法や契約書の様式等を、平時に検討・準備しておく必要があります。また、民間事業者が広域的処理・処分の受け入れに協力する際の手続き方法や契約書の様式等の検討・準備も必要です（県処理計画 60～63 頁参照）。
- 発災後の迅速な対応のため、被災側・支援側の両方の契約書様式を検討してください。

## ■ 記載例

### (11) 広域的処理処分

円滑で効率的な災害廃棄物の処理のため、災害廃棄物の広域的処理・処分に関する手続き方法や契約書の様式等を被災側・支援側の両方について準備する。また、民間事業者が広域的処理・処分の受け入れに協力する際の手続き方法や契約書の様式等も検討・準備する。

## ▶▶▶ 解説

### (12) 有害物・危険物・処理困難物等の対策

#### ☞ 参考資料 7 災有害物・危険物・適正処理困難物等への対応

- 有害物質が漏洩等により災害廃棄物に混入すると、災害廃棄物の処理に支障をきたすことになるため、市町は、有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対応を講ずるよう協力を求めることとなります（県処理計画 10、55、56 頁参照）。
- 有害性・危険性がある廃棄物のうち、産業廃棄物に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について住民に広報する必要があります。
- 有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルートの整備等の対策を講じ、適正処理を推進することが重要であり、関連業者へ協力要請を行ってください。
- 有害性・危険物の収集方法や処理フロー等については、「参考資料 7 有害物・危険物・適正処理困難物等への対応」を参照してください。

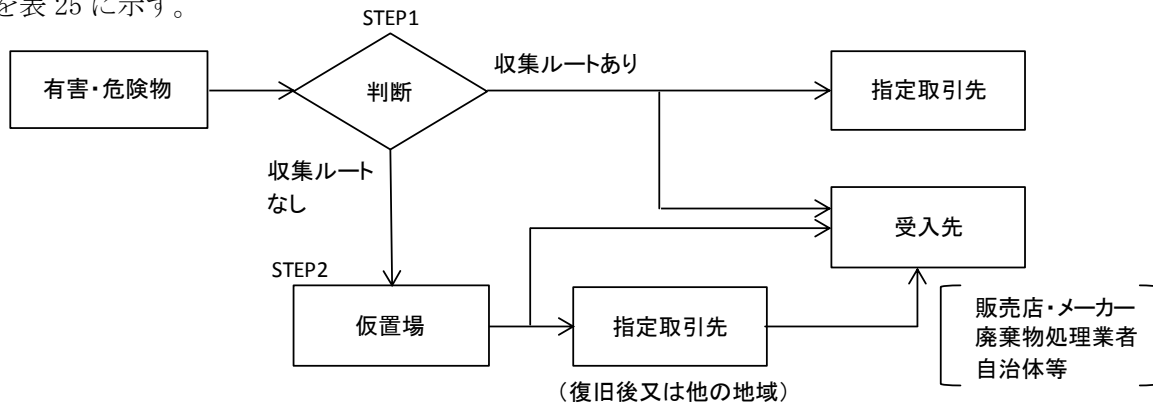
## ■ 記載例

### (12) 有害物・危険物・処理困難物等の対策

有害性・危険性がある廃棄物のうち、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について住民に広報する。

有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルートの整備等の対策を講じ、関連業者へ協力要請を行い、適正処理を推進する。

有害・危険物処理フローは、図9のとおりである。また、対象とする有害・危険製品の収集・処理方法を表25に示す。



出典：災害廃棄物対策指針【技 1-20-15】個別有害・危険製品の処理 環境省 平成26年3月

図9 有害・危険物処理フロー

表25 対象とする有害・危険製品の収集・処理方法

区分	項目	収集方法	処理方法	
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	中和、焼却	
	塗料、ペンキ		焼却	
	廃電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収（箱）へ	破碎、選別、リサイクル
		ボタン電池	電器店等の回収（箱）へ	
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破碎、選別、リサイクル（金属回収）
	廃蛍光灯	回収（リサイクル）を行っている事業者へ	破碎、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）	
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル	
	有機溶剤（シンナー等）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却	
	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル	
	カセットボンベ・スプレー缶	使い切ってから排出する場合は、穴をあけて燃えないごみとして排出	破碎	
	消火器	購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破碎、選別、リサイクル	
（家庭） （家） （庭） （感） （染） （性） （廃）	使用済み注射器針、使い捨て注射器等	地域によって自治体で有害ごみとして収集指定医療機関での回収（使用済み注射器針回収薬局等）	焼却・熔融、埋立	

※以下の品目については、該当する技術資料等を参照のこと。

- ・アスベスト：【技1-20-14】石綿の処理
- ・PCB含有廃棄物電気機器：PCB含有廃棄物について（第一報：改訂版）（国立環境研究所）
- ・フロンガス封入機器（冷蔵庫、空調機等）：【技1-20-6】家電リサイクル法対象製品の処理

出典：災害廃棄物対策指針【技 1-20-15】個別有害・危険製品の処理 環境省 平成26年3月

## 解説

### (13) 津波堆積物

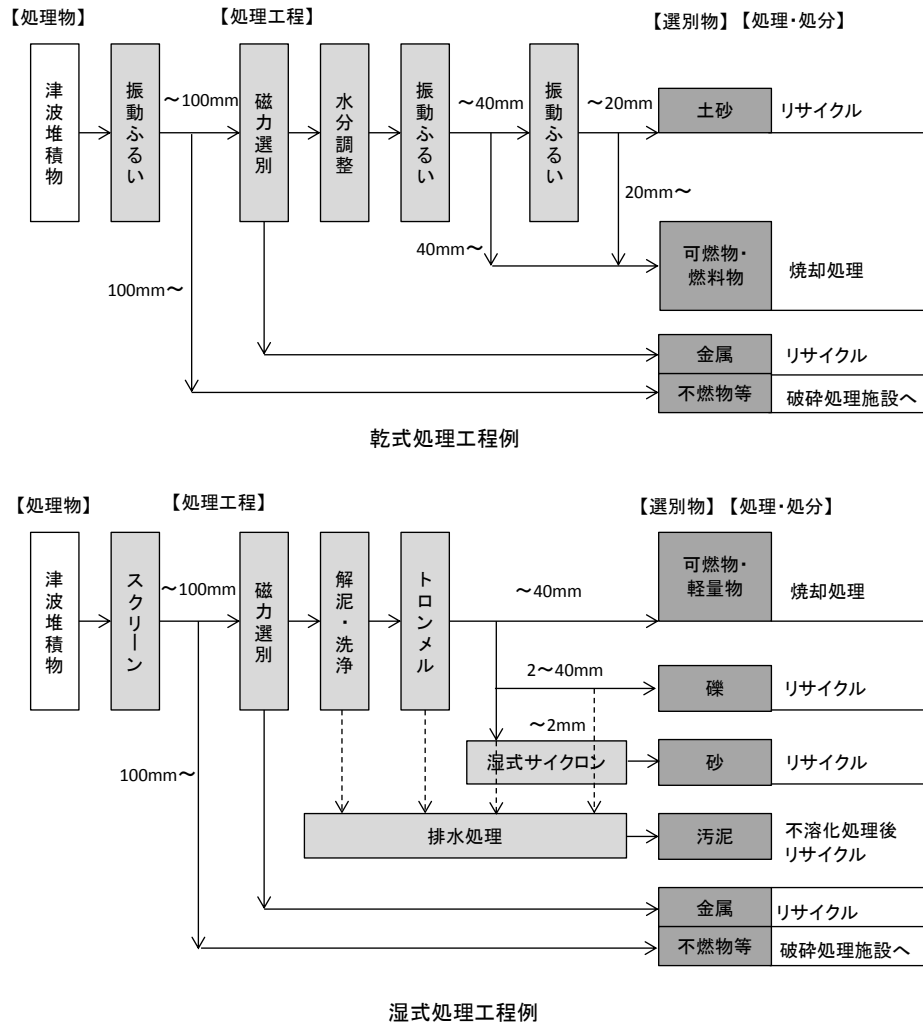
- 市町は、津波堆積物の性状（土砂へドロ汚染物など）に応じて適切な処理方法（回収方法や収集運搬車両の種類等）を選択し、県、関係団体等と連携して再資源化の可能性について検討してください。
- 東日本大震災では、膨大な津波堆積物が陸上へうちあげられたが、可能な限り復興資材等として再資源化を行い、最終処分量を削減することができました。

## 記載例

### (13) 津波堆積物

津波堆積物の性状（土砂へドロ汚染物など）に応じて適切な処理方法（回収方法や収集運搬車両の種類等）を選択し、県、関係団体等と連携して再資源化を目指す。

津波堆積物処理フロー例を図 10 に示す。



出典：東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録  
環境省東北地方環境事務所、一般財団法人日本環境衛生センター 平成26年9月

図 10 津波堆積物処理フロー例

## 解説

### (14) 思い出の品

#### 参考資料 8 思い出の品の取扱い

- 市町は、建物の解体など災害廃棄物を撤去する場合は、「参考資料 8 思い出の品の取扱い」を参考に、思い出の品や貴重品を取り扱う必要があることを前提として、取扱ルールをあらかじめ検討してください。
- 思い出の品の取扱ルールとしては、思い出の品の定義、持ち主の確認方法、回収方法、保管方法、返却方法等が考えられます。
- 貴重品については、警察へ届け出る必要があるため、あらかじめ必要な書類様式を作成することで円滑な作業を図ることができます。
- 回収対象としては、位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、ハンコ、貴金属類、パソコン、ハードディスク、携帯電話、ビデオ、デジカメ等が想定されます。

## 記載例

### (14) 思い出の品

建物の解体など災害廃棄物を撤去する場合は、思い出の品や貴重品を取り扱う必要があることを前提として、取扱ルールをあらかじめ定める。基本的事項は、以下のとおりである。

- ・所有者等が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察に届ける。
- ・所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、廃棄に回さず、市等で保管し、可能な限り所有者に引渡す。なお、個人情報も含まれるため、保管・管理には十分に配慮する。

## 解説

### (15) 許認可の取扱い

- 市町は、関係法令の目的を踏まえ、必要な手続きを精査し、担当部署と手続等を調整しておいてください（県処理計画 64、65 頁参照）。
- 仮設焼却施設を設置する場合は、環境影響評価（50 トン/日以上）又は生活環境影響調査を行う必要があります。
- 焼却施設以外の災害廃棄物処理に係る中間処理施設を、市町又は一部事務組合が設置する場合には、生活環境影響調査書を添えた一般廃棄物処理施設設置の届出を行う必要があります。

## 記載例

### (15) 許認可の取扱い

関係法令の目的を踏まえ、必要な手続きを精査し、担当部署と手続等を調整しておく。

## ▶▶▶ 解説

### (16) 住民等への啓発・広報

- 適正な災害廃棄物処理を進める上で、住民や事業者の理解は欠かせないため、平時の分別意識が災害時にも生きてくることとなります。
- そのため、市町は、以下の事項について住民の理解を得られるよう日頃からの啓発・広報等を継続的に実施することが重要です。

- ・仮置場への搬入に際しての分別方法
- ・腐敗性廃棄物等の排出方法
- ・便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄及び野外焼却等の不適正な処理の禁止

- 市町は、避難所の被災者に対する災害廃棄物の処理に関する啓発・広報について、庁内の広報担当と調整し、広報誌やマスコミ、避難所等への広報手法・内容等を確認しておくとともに、情報の一元化を図る必要があります。

## ■ 記載例

### (16) 住民等への啓発・広報

本市は、以下の事項について住民の理解を得られるよう日頃からの啓発・広報等を継続的に実施する。

- ・仮置場への搬入に際しての分別方法
- ・腐敗性廃棄物等の排出方法
- ・便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄及び野外焼却等の不適正な処理の禁止

また、避難所の被災者に対する災害廃棄物の処理に関する広報について、庁内の広報担当と調整し、広報誌やマスコミ、避難所等への啓発・広報手法・内容等を確認しておくとともに、情報の一元化を図る。

## 3 応急対応時

### 3-1 初動期(発災直後～数日間)

発災直後から数日間は、人命救助、被災者の健康確保を優先的に行う必要があるとともに、被害状況の全貌が明らかとなっていない時期です。初動期の緊急性の高い作業として、以下の事項について整理し、示します。

- (1) 仮設トイレの設置
- (2) し尿の収集・運搬
- (3) ごみ処理施設の被害状況把握
- (4) 自衛隊等との連携
- (5) 道路上の災害廃棄物の撤去
- (6) 有害物・危険物・適正処理困難物等の把握
- (7) 相談窓口の設置
- (8) 住民への啓発・広報

#### ▶▶▶ 解説

##### (1) 仮設トイレの設置

☞ 参考資料2 災害時の仮設トイレ対応

○市町は、避難所における避難者の生活に支障が生じないように必要な数の仮設トイレ（簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等を含む）を確保し、設置してください。設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行います。

○必要基数の確保は、平常時に備蓄している仮設トイレを優先利用します。不足する場合は、災害支援協定に基づいて建設事業者団体やレンタル事業者団体等から協力を得てください。

#### ■ 記載例

##### (1) 仮設トイレの設置

平常時に策定した仮設トイレ配置計画を基に、仮設トイレ（簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等を含む）を確保し、設置するとともに、不足する場合は、災害支援協定に基づいて、建設事業者団体やレンタル事業者団体等から協力を得て補充する。

## ▶▶▶ 解説

### (2) し尿の収集・運搬

- し尿の収集・運搬は、発災後に最も急がれる対応の1つです。東日本大震災では、市町が事業者団体と締結している災害支援協定においては、市町の要請によりし尿収集すること等を定めており、発災後速やかに自治体から避難所等のし尿や浄化槽汚泥等の収集運搬が要請されました。
- 発災後、生活圏内の公衆衛生を確保するため、下水道、浄化槽（みなし浄化槽を含む）、汲み取り便槽、し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む）等について、速やかに緊急措置を講ずる必要があります。
- 被災により下水道施設・し尿処理施設等への移送が困難な場合は、状況に応じて適正に保管、消毒、仮設沈殿池による一次処理、非被災地域や稼働可能な受入施設への広域移送等を行う必要があります。

## ■ 記載例

### (2) し尿の収集・運搬

災害支援協定に基づき、速やかに事業者団体等への収集運搬要請を図るものとする。被災により下水道施設・し尿処理施設等への移送が困難な場合は、状況に応じて適正に保管、消毒、仮設沈殿池による一次処理、非被災地域や稼働可能な受入施設への広域移送等を行う。

## ▶▶▶ 解説

### (3) ごみ処理施設の被害状況把握

- 市町は災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行う観点から、ごみ処理施設の被害状況の把握を行ってください。

## ■ 記載例

### (3) ごみ処理施設の被害状況把握

災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行う観点から、以下のごみ処理施設の被害状況の把握を行う。

- ・ 自区内の一般廃棄物処理施設（焼却施設、リサイクル施設、最終処分場、し尿処理施設等）
- ・ 自区内の産業廃棄物処理施設（焼却施設、リサイクル施設、最終処分場等）

## 解説

### (4) 自衛隊等との連携

- 市町は、自衛隊・警察・消防及び所管主体に配慮し、連携して災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去を行う必要があります。特に、初動期での災害廃棄物の撤去、倒壊した建物の解体・撤去は、人命救助の要素も含まれるため丁寧に行う必要があります。
- 情報の一元化の観点から災害対策本部と調整したうえで、自衛隊・警察・消防と連携してください。

## 記載例

### (4) 自衛隊等との連携

災害対策本部と調整した上で、自衛隊・警察・消防と連携して災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去を行う。特に、初動期での作業時には、人命救助の要素も含まれることに留意する。

## 解説

### (5) 道路上の災害廃棄物の撤去

- 放置車両等により道路が遮断されていることも想定されるため、市町は自衛隊・警察・消防等に収集運搬ルートを示し、協力が得られる体制を確保する必要があります。
- 災害廃棄物等を撤去する際には、石綿や硫酸などの有害物質や危険物質が混在する可能性があるため、市町はその旨を自衛隊・警察・消防等へ伝えるとともに安全確保に努めてください。また、釘やガラス等が散乱するため、安全靴やゴーグルなど必要な防具をつける必要があります。

## 記載例

### (5) 道路上の災害廃棄物の撤去

放置車両等により道路が遮断された場合は、本市が、自衛隊・警察・消防等に収集運搬ルートを示し、道路上の災害廃棄物の撤去への協力を要請する。撤去の際には、有害物質や危険物質が混在する可能性や釘やガラス等の散乱があるため、本市はその旨を自衛隊・警察・消防等へ伝えるとともに、作業の安全確保に努める。



## 解説

### (6) 有害物・危険物・適正処理困難物等の把握

☞ 参考資料 7 有害物・危険物・適正処理困難物等への対応

○市町は、生活環境保全のため、有害物質の保管場所等について PRTR（化学物質排出移動量届出制度）等に基づいてあらかじめ作成した地図等を基に有害物・危険物の種類と量及び拡散状況を把握してください。

## 記載例

### (6) 有害物・危険物・適正処理困難物等の撤去

生活環境保全のため、有害物質の保管場所等について PRTR（化学物質排出移動量届出制度）等に基づいて、あらかじめ作成した地図等を基に有害物・危険物の種類と量及び拡散状況を把握する。

## 解説

### (7) 相談窓口の設置

- 市町は、被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理してください。
- 被災者から自動車や船舶などの所有物や思い出の品・貴重品に関する問い合わせや発災直後であっても建物解体・撤去や基礎撤去の要望等が寄せられることが考えられます。その他、有害物質（石綿含有建材の使用有無など）の情報や生活環境への要望等が寄せられることも想定されます。

## 記載例

### (7) 相談窓口の設置

被災者相談窓口を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理する。

## 解説

### (8) 住民への啓発・広報

○市町は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行います。

○啓発・広報の手段としては、市町広報誌や新聞、インターネット及び避難所等への掲示などがあります。啓発・広報として次の内容が考えられます。

- ①災害廃棄物の収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等）
- ②収集時期及び収集期間
- ③住民が持込みできる集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
- ④仮置場の場所及び設置状況
- ⑤ボランティア支援依頼窓口
- ⑥市町への問合せ窓口
- ⑦便乗ごみの排出、不法投棄、野外焼却等の禁止

○市町は、便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえたパトロールの実施や啓発・広報の強化地域を設定する必要があります。

○発災直後は、他の優先情報の周知の障害、情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、情報の一元化に努め、必要な情報を発信する必要があります。

## 記載例

### (8) 住民への啓発・広報

被災者に対して、広報誌や新聞、インターネット及び避難所等への掲示などで、以下の災害廃棄物に係る必要な啓発・広報を行う。

- ①災害廃棄物の収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等）
- ②収集時期及び収集期間
- ③住民が持込みできる集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
- ④仮置場の場所及び設置状況
- ⑤ボランティア支援依頼窓口
- ⑥市町への問合せ窓口
- ⑦便乗ごみの排出、不法投棄、野外焼却等の禁止

### 3-2 応急対応(数日後～3カ月程度)

発災から数日後には、被災状況の全貌が明らかとなり、避難所生活が本格化し、災害廃棄物の処理が徐々に始まります。本格的な処理に向け、作業が必要な事項について示します。

- (1)災害廃棄物発生量・施設処理可能量の推計
- (2)収集運搬体制の確保
- (3)仮置場の確保
- (4)倒壊の危険のある建物の撤去
- (5)有害物・危険物・適正処理困難物の撤去
- (6)廃棄物処理施設の補修及び稼働
- (7)避難所ごみ等生活ごみの処理
- (8)腐敗性廃棄物の優先処理
- (9)仮設トイレの管理

## 解説

### (1) 災害廃棄物発生量・施設処理可能量の推計

- 発災後における実行計画の作成、処理体制の整備のため、市町は、まず第一に、実際の被害状況を踏まえた災害廃棄物の発生量・施設処理可能量を推計してください。
- 災害廃棄物発生量は、県処理計画等を参考にして、建物の被害棟数等を把握することにより推計してください。
- 施設処理可能量は、一般廃棄物処理施設等の被害状況等を踏まえ推計してください。
- 処理しなければならない量（処理見込み量）は、建物所有者の解体意思や海域へ流出した災害廃棄物の取扱いなどにより異なります。処理を進めていく上で選別・破碎や焼却の各工程における処理見込み量を把握する必要があります。

## 記載例

### (1) 災害廃棄物発生量・処理可能量の推計

発災後における実行計画の作成、処理体制の整備のため、まず、実際の被害状況を踏まえた災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計する。

災害廃棄物発生量は、建物の被害棟数等を把握することにより推計する（表 26 参照）。

表 26 災害廃棄物発生量の推計

種類	被害数		災害廃棄物発生量	
	災害廃棄物	全壊（棟）		全壊（トン）
半壊（棟）			半壊（トン）	
津波堆積物	浸水面積（㎡）		浸水面積（トン）	
			合計（トン）	

処理可能量は、一般廃棄物処理施設等の被害状況等を踏まえ推計する。

処理しなければならない量（処理見込み量）は、建物所有者の解体意思や海域へ流出した災害廃棄物の取扱いなどにより異なる。処理を進めていく上で選別・破碎や焼却の各工程における処理見込み量を把握する必要がある。

## ▶▶▶ 解説

### (2) 収集運搬体制の確保

- 市町は、収集運搬体制を整備します。整備に当たっては、平常時に検討した内容を参考とします。
- 災害廃棄物に釘やガラスなどが混入している場合があるため、防護服・安全靴・ゴーグルなど必要な防具を装着する必要があります。
- 火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流出などの可能性があることから、他の廃棄物と混合せずに収集運搬を行う必要があります。
- 廃棄物処理に当たっては季節によって留意する事項が異なるため、地域によっては台風や積雪等による収集運搬への影響を考慮する必要があります。

## ■ 記載例

### (2) 収集運搬体制の確保

収集運搬体制の整備に当たっては、平常時に検討した内容を参考とする。

災害廃棄物に釘やガラスなどが混入している場合があるため、防護服・安全靴・ゴーグルなど必要な防具を装着する。

火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流出などの可能性があることから、他の廃棄物と混合せずに収集運搬を行う。

廃棄物処理に当たっては、季節によって留意する事項が異なるため、台風等による収集運搬への影響を考慮する。

## ▶▶▶ 解説

### (3) 仮置場の確保

#### ☞ 参考資料4 仮置場の設置・撤去手続き

- 市町は、被害状況を反映した発生量を基に必要面積の見直しを行います。
- 仮置場の確保に当たっては、平常時に選定している仮置場を候補地としますが、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直してください。
- 仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握してください。
- 津波堆積物がある湾岸エリアなどをやむを得ず仮置場として利用する際は、津波堆積物中に災害廃棄物が埋没していないか確認した上で仮置場とする必要があります。

(3) 仮置場の確保

被害状況を反映した発生量を基に必要面積の見直しを行う。

表 27 仮置場の必要面積の見直し

仮置場	災害廃棄物発生量 (千トン)				仮置場必要面積 (千 m <sup>2</sup> )			
	可燃物	不燃物	津波 堆積物	計	可燃物	不燃物	津波 堆積物	計
一次仮置場								
二次仮置場								

仮置場の確保に当たっては、平常時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。

表 28 仮置場候補地の見直し

仮置場候補地	所在地	敷地面積 (千 m <sup>2</sup> )	仮置可能量 (千 m <sup>3</sup> )	備考

(位置図)

図 11 仮置場候補地見直し位置図

### (4) 倒壊の危険のある建物の撤去

📖 参考資料 6 損壊家屋等の解体撤去

- 市町は、通行上支障がある災害廃棄物を撤去した後、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去します。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わないこととしてください。
- 建物の優先的な解体・撤去については、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定します。市町は所有者の解体意思を確認するため申請方法を被災者へ広報し、解体申請窓口を設置します。解体を受け付けた建物については、図面等で整理を行い、倒壊の危険度や効率的な重機の移動を実現できる順番などを勘案し、解体・撤去の優先順位を検討してください。
- 被災市町は解体申請受付（建物所有者の解体意思確認）と並行して、解体事業の発注を行います。発災直後は、解体・撤去の対象を倒壊の危険性のある建物に限定することも考えられます。
- 解体事業者が決定次第、建設リサイクル法に基づく届出を行った後に、解体・撤去の優先順位を指示することになります。解体・撤去の着手に当たっては、建物所有者の立会いを求め、解体範囲等の最終確認を行うことになります。
- 解体・撤去が完了した段階で解体事業者から報告を受け、解体物件ごとに現地立会い（申請者、市町、解体業者）を行い、履行を確認することになります。
- 損壊家屋については、石綿等の有害物質、LPガスボンベ、ハイブリッド車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意が必要です。

## 記載例

### (4) 倒壊の危険のある建物の撤去

建物の優先的な解体・撤去については、所有者の意思、現地調査による危険度判定や効率的な重機の移動等を踏まえ、解体・撤去及びその優先順位を決定する。所有者の解体意思を確認するため、解体申請窓口を設置するとともに、被災者へ申請方法の周知を行う。解体・撤去に当たっては、建物所有者の立会いの下、解体範囲等の確認、作業完了後の現地確認を行う。

なお、家屋の解体・撤去作業時に当たっては、分別を考慮するとともに、建物内やその周辺における有害物質や危険物の存在に留意した対策を講じる。

## ▶▶▶ 解説

### (5) 有害物・危険物・適正処理困難物の撤去

☞ 参考資料 7 有害物・危険物・適正処理困難物等への対応

- 市町は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行います。
- PCB 等の適正処理が困難な廃棄物は、平常時と同様に排出事業者へ引き渡すなど適切な処理を行います。

## ■ 記載例

### (5) 有害物・危険物・適正処理困難物の撤去

有害物、危険物は飛散や事故防止のため回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行う。適正処理困難物は、排出事業者へ引き渡すなど適切な処理を行う。

## ▶▶▶ 解説

### (6) 一般廃棄物処理施設の補修及び稼働

- 市町は、一般廃棄物処理施設について、被害内容を確認するとともに、安全性の確認を行うこととなります。
- 安全性の確認は、平常時に作成した点検手引きに基づき行います。点検の結果、補修が必要な場合は、平常時に検討した補修体制を参考に必要資機材を確保し、補修を行ってください。

## ■ 記載例

### (6) 一般廃棄物処理施設の補修及び稼働

一般廃棄物処理施設について、被害内容を確認するとともに、安全性の確認を行う。安全性の確認に当たっては、平常時に作成した点検手引きに基づき行い、点検の結果、補修が必要な場合は、平常時に検討した補修体制を参考に必要資機材を確保し、補修を行う。



## 解説

### (7) 避難所ごみ等生活ごみの処理

☞参考資料3 避難所ごみへの対応

- 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設での処理が基本となります。
- 市町は、次の事項を勘案して、避難所ごみの計画的な収集運搬・処理を行う必要もあります。
  - ・避難所ごみの一時的な保管場所の確保（焼却等の処理前に保管が必要な場合）
  - ・支援市町等からの応援を含めた収集運搬・処理体制の確保

## 記載例

### (7) 避難所ごみ等生活ごみの処理

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設での処理を行うことを原則とするが、次の事項を勘案して、避難所ごみの計画的な収集運搬・処理を行う。

- ① 避難所ごみの一時的な保管場所の確保（焼却等の処理前に保管が必要な場合）
- ② 支援市町等からの応援を含めた収集運搬・処理体制の確保

## 解説

### (8) 腐敗性廃棄物の優先処理

- 腐敗性のある水産廃棄物への対応（優先順位）は、表 29 のとおりです。
- 発生量が多く、腐敗が進むような場合は、緊急的な対応としては、【3】及び【5】、【6】が現実的です。腐敗性のある廃棄物が付着した紙製容器の量が多い場合には、【7】も検討する必要があります。

表 29 水産廃棄物への対応策の例

最優先	【0】 利用可能な焼却施設や最終処分場まで輸送して処分する。
次善	【1】 腐敗物のみ：なるべく細かく砕いてし尿処理施設等（下水管が沈下して水が流れないので下水道投入は不可）に投入する。 【2】 汚れたがれき類等：海中や池で洗浄する。
緊急時	【3】 石灰（消石灰）を散布する。段ボールを下に敷いて水分を吸収させる。 【4】 ドラム缶等に密閉する。 【5】 海洋投棄する（漁網等に包んで外洋に置いておく）。 【6】 粘土質の土地又は底部をビニールシートで覆った穴に処分（一時保管）する。 【7】 市街地から離れた場所で野外焼却する。

## 記載例

### (8) 腐敗性廃棄物の優先処理

腐敗性のある水産廃棄物への対応（優先順位）は、表 30 のとおりとする。

表 30 水産廃棄物への対応策

最優先	【0】利用可能な焼却施設や最終処分場まで輸送して処分する。
次善	【1】腐敗物のみ：なるべく細かく砕いてし尿処理施設等（下水管が沈下して水が流れないので下水道投入は不可）に投入する。 【2】汚れたがれき類等：海中や池で洗浄する。
緊急時	【3】石灰（消石灰）を散布する。段ボールを下に敷いて水分を吸収させる。 【4】ドラム缶等に密閉する。 【5】海洋投棄する（漁網等に包んで外洋に置いておく）。 【6】粘土質の土地又は底部をビニールシートで覆った穴に処分（一時保管）する。 【7】市街地から離れた場所で野外焼却する。

## 解説

### (9) 仮設トイレの管理

☞ 参考資料 2 災害時の仮設トイレ対応

○仮設トイレの設置後、市町は次の事項を勘案して計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行う必要があります。

- ・仮設トイレの衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保・供給
- ・支援市町やし尿処理事業者等からの応援を含めたし尿の収集・処理体制の確保
- ・仮設トイレの悪臭や汚れへの対策として、仮設トイレの使用方法、維持管理方法等について衛生担当部署による継続的な指導・啓発

## 記載例

### (9) 仮設トイレの管理

仮設トイレの設置後、仮設トイレの衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保・供給するとともに、使用方法、維持管理方法等について衛生担当部署による継続的な指導・啓発を行う。また、継続して、支援市町やし尿処理事業者等からの応援を含めたし尿の収集・処理体制を確保する。

#### 4-1 災害廃棄物処理

復旧・復興時には本格的な処理を進めるため、被災状況を基に、平常時に作成した災害廃棄物の処理・処分計画等を見直します。作業の実施状況や災害廃棄物推計量などを見直し、その結果を災害廃棄物処理実行計画に反映させます。

- (1) 処理フローと処理スケジュール
- (2) 収集運搬の実施
- (3) 仮置場の管理・運営
- (4) 環境モニタリングの実施
- (5) 被災自動車、船舶等への対応
- (6) 選別・破碎・焼却処理施設の設置
- (7) 最終処分受入先の確保
- (8) 災害廃棄物処理実行計画

## ▶▶▶ 解説

### (1) 処理フローと処理スケジュール

- 災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化などに応じ、災害応急対策時に作成した処理フローの見直しを行うこととなります。
- 処理・処分先が決定次第、処理フローへ反映させます。また、災害廃棄物の処理見込み量の見直しが行われた場合には、適宜処理フローの見直しを行う必要があります。
- 処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員数、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況等を踏まえ処理スケジュールの見直しを行う必要があります。場合によっては、広域的処理・処分や仮設焼却施設の必要性が生じることも想定します。

## ■ 記載例

### (1) 処理フローと処理スケジュール

災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化などに応じ、災害応急対策時に作成した処理フローの見直しを行う。

処理・処分先が決定次第、処理フローへ反映させる。また、災害廃棄物の処理見込み量の見直しが行われた場合には、適宜処理フローの見直しを行う。

処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員数、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況等を踏まえ、広域的処理・処分や仮設焼却施設の必要性が生じることも想定した上で、処理スケジュールの見直しを行う。

## ▶▶▶ 解説

### (2) 収集運搬の実施

- 市町は、道路の復旧状況や周辺の生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ、収集運搬方法の見直しを行う必要があります。
- 収集運搬は水路を利用することもあるため、場合によっては、港湾や航路の復旧状況についても確認が必要となります。

## ■ 記載例

### (2) 収集運搬の実施

道路の復旧状況や周辺の生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ、収集運搬方法の見直しを行う。  
水路を利用した収集運搬を行う場合は、港湾や航路の復旧状況についても確認する。

(3) 仮置場の管理・運営

📖 参考資料 4 仮置場の設置・撤去手続き

- 設定した処理期間内に、既存施設で災害廃棄物処理が完了できない場合、市町は仮設による破碎や焼却処理を行う仮置場の設置や広域的処理・処分が必要となります。
- 設置に当たっては、効率的な受入・分別・処理ができるよう分別保管し、また周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬入導線等を検討します。
- 機械選別や焼却処理等を行う仮置場の配置計画に当たっての注意事項は、以下のとおりです。
  - ▶ 木材・生木等が大量の場合は、搬出又は減容化のため、木質系対応の破碎機や仮設焼却炉の設置を検討する。
  - ▶ がれき類等の災害廃棄物が大量の場合、コンクリート系の破碎機の設置を検討する。
  - ▶ PCB 及びアスベスト、その他の有害・危険物の分別や管理には注意する。
  - ▶ 仮置場の災害廃棄物の種類や量は時間経過とともに変動するため、時間経過を考慮した設計を行う必要がある。
  - ▶ 市街地の仮置場や集積所には、対象となる廃棄物以外の不要（便乗）ごみが排出されやすく、周囲にフェンスを設置し、出入口に警備員を配置するなど防止策をとると同時に、予定より処理・保管量が増える可能性を念頭に置いておく。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できる。
- 市町は、適切な仮置場の維持・管理のために次の人員・機材の配置が必要となります。
  - ① 仮置場の管理者
  - ② 十分な作業人員、車両誘導員、夜間警備員
  - ③ 廃棄物の積上げ・積下しの重機
  - ④ 場内運搬用のトラック（必要に応じ）
  - ⑤ 場内作業用のショベルローダー、ブルドーザーなどの重機
- 市町はトラックスケールを設置し、持ち込まれる災害廃棄物の収集個所、搬入者、搬入量を記録し、重量管理を行うとともに、災害時の不法な便乗投棄等による廃棄物の混入防止を図る必要があります。
- 市町は、仮置場の返却に当たり、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努めてください。

### (3) 仮置場の管理・運営

効率的な受入・分別・処理ができるよう分別保管に努めるとともに、周辺住民への環境影響に配慮した設置場所・レイアウト・搬入導線等を決定の上、仮置場を設置する。

なお、機械選別や焼却処理等を行う仮置場の配置計画に当たっては、以下の事項について注意する。

- ・木材・生木等が大量に発生する場合を想定した搬出又は減容化のための木質系の破砕機や仮設焼却炉の設置
- ・がれき類等の災害廃棄物が大量に発生する場合を想定したコンクリート系の破砕機の設置
- ・PCB 及びアスベスト、その他の有害・危険物の分別や管理
- ・仮置場の災害廃棄物の種類や量が時間経過により変動することを考慮した設計
- ・想定量以上に処理・保管量が増える可能性を考慮した設計
- ・便乗ごみの排出及び不法投棄の防止、騒音・振動等の防止及び景観対策としての周囲フェンスの設置
- ・便乗ごみの排出及び不法投棄の防止策としての警備員の配置

適切な仮置場の維持・管理を行うために、次の人員・機材を配置する。

- ① 仮置場の管理者
- ② 十分な作業人員、車両誘導員、夜間警備員
- ③ 廃棄物の積上げ・積下しの重機
- ④ 場内運搬用のトラック（必要に応じ）
- ⑤ 場内作業用のショベルローダー、ブルドーザーなどの重機

また、トラックスケールを設置し、持ち込まれる災害廃棄物の収集個所、搬入者、搬入量を記録し、重量管理を行うとともに、便乗ごみの投棄等による廃棄物の混入防止を図る。

仮置場の返却に当たっては、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努める。

## 解説

### (4) 環境モニタリングの実施

- 市町は、労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、建物の解体・撤去現場や仮置場において環境モニタリングを実施する必要があります。
- 環境モニタリングを行う項目は、平常時の検討内容を参考にし、被害状況に応じて決定します。災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて環境調査項目の追加等を行ってください。
- 市町は、メタンガス等の可燃性ガスのガス抜き管の設置等により仮置場における火災を未然に防止するとともに、二次災害の発生を防止するための措置を継続して実施する必要があります。
- 仮置場においては、温度監視、一定温度上昇後の可燃ガス濃度測定を継続して実施することになります。

## 記載例

### (4) 環境モニタリングの実施

労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、建物の解体・撤去現場や仮置場において環境モニタリングを実施する。

環境モニタリングを行う項目は、平常時の検討内容を参考にし、被害状況に応じて決定する。災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて環境調査項目の追加等を行う。

メタンガス等の可燃性ガスのガス抜き管の設置等により仮置場における火災を未然に防止するとともに、仮置場においては、温度監視、一定温度上昇後の可燃ガス濃度測定を継続し、二次災害の発生を防止するための措置を継続して実施する。

## 解説

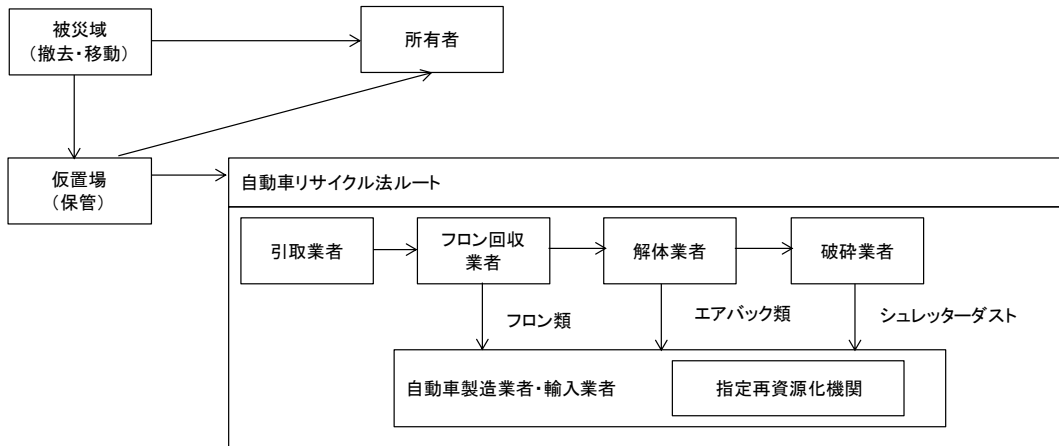
### (5) 被災自動車、船舶等

☞ 参考資料7 有害物・危険物・適正処理困難物等への対応

- 市町は、被災自動車の状況を確認し、所有者の引き取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引取業者へ引き渡すこととなります。
- 被災自動車の状況確認と被災域による撤去・移動、所有者の照会、仮置場における保管、東日本大震災の事例については、「参考資料7 有害物・危険物・適正処理困難物等への対応」を参照してください。
- 被災船舶の処理については、大型の船舶の場合、現場で解体作業を行うケースもありますが、「参考資料7 有害物・危険物・適正処理困難物等への対応」を参照してください。

(5) 被災自動車、船舶等

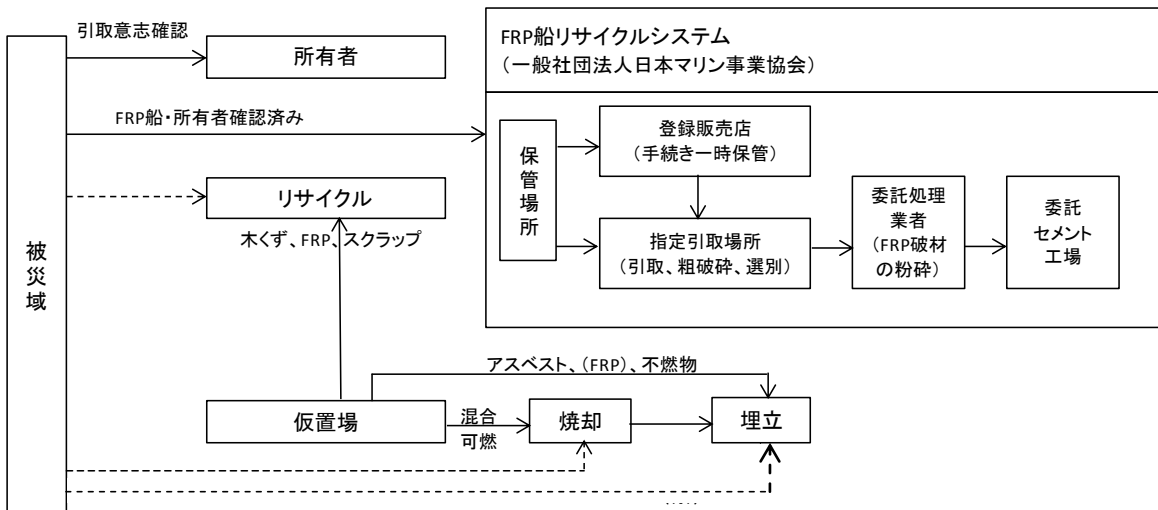
被災自動車の状況を確認し、所有者の引き取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引取業者へ引き渡す。なお、処理ルートを図 12 に示す。



出典：災害廃棄物対策指針【技 1-20-8】廃自動車の処理（環境省、平成 26 年 3 月）

図 12 被災自動車の処理フロー

被災船舶の処理フローを図 13 に示す。



出典：災害廃棄物対策指針【技 1-20-10】廃船舶の処理（環境省、平成 26 年 3 月）

図 13 被災船舶の処理フロー



## 解説

### (6) 選別・破碎・焼却処理施設の設置

☞参考資料5 仮設廃棄物処理施設設置の手続き

- 市町は、災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、破碎・選別施設や仮設焼却施設等の必要性及び必要能力や機種等を検討してください。
- 仮設焼却施設を設置する場合、設置場所の決定後は、環境影響評価又は生活環境影響調査、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進めることになります。
- 仮設焼却施設の配置に当たっては、周辺住民への環境上の影響を防ぐ検討が必要です。
- 設置に当たっては、制度を熟知したうえで手続きの簡易化に努め、工期の短縮を図る必要があります。

## 記載例

### (6) 選別・破碎・焼却処理施設の設置

災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、破碎・選別施設や仮設焼却施設等の必要性及び必要能力や機種等を決定する。

仮設焼却施設を設置する場合、設置場所の決定後は、環境影響評価又は生活環境影響調査、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進める。

設置に当たっては、制度を熟知した上で手続きの簡易化に努め、工期の短縮を図る。

## 解説

### (7) 最終処分受入先の確保

- 市町は、再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の確保が重要です。処分先が確保できない場合は、広域処理となり、協定により利用できる最終処分場が確保できている場合は、搬送開始に向けた手続きを行うことになります。
- 最終処分場を確保できていない場合には、経済的な手段・方法で災害廃棄物を一時的に搬送できる保管場所を確保する必要があります。

## 記載例

### (7) 最終処分受入先の確保

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の確保が重要である。処分先が確保できない場合は、広域処理となるが、協定により利用できる最終処分場が確保できている場合は、搬送開始に向けた手続きを行う。

最終処分場を確保できていない場合には、県と協議の上、経済的な手段・方法で災害廃棄物を一時的に搬送できる保管場所を確保する。

### (8) 災害廃棄物処理実行計画

- 市町は、環境省で作成する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を基本として、地域の実情に配慮した基本方針を作成する必要があります。
- 市町は、発災前に作成した処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を作成することになります。
- 発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともありますが、市町は災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要があります、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う必要があります。
- 実行計画の具体的な項目例は、以下を参考にしてください。
  - 1) 概要と方針
  - 2) 災害廃棄物推計
  - 3) 災害廃棄物の組成
  - 4) 処理期間とスケジュール
  - 5) 処理フロー
  - 6) 処理費用と財源
  - 7) 焼却処理施設
  - 8) 最終処分
  - 9) 分別方法
  - 10) 処理の進め方

### (8) 災害廃棄物処理実行計画

環境省で作成する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を基本として、地域の実情に配慮した基本方針を作成する。

発災前に作成した処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を作成する。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるが、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要がある、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

実行計画の具体的な項目例は、以下のとおりである。

#### 【災害廃棄物処理実行計画項目例】

1. 概要と方針
  - (1) 処理主体
  - (2) 処理期間
  - (3) 処理費用の財源
2. 災害廃棄物推計
  - (1) 一般家屋から発生した災害廃棄物
  - (2) 事業所から発生した災害廃棄物
  - (3) 堆積物
3. 災害廃棄物の組成
  - (1) 可燃物、不燃物の割合
  - (2) 塩分の影響
  - (3) 不燃物中の塩分
  - (4) 有害廃棄物
  - (5) 処理困難物
4. 災害廃棄物の組成
5. 処理フロー
6. 処理費用と財源
7. 焼却処理施設
  - (1) 廃棄物処理施設の余剰能力の把握
  - (2) 市町以外の廃棄物処理施設の余剰能力
  - (3) リサイクル方法
  - (4) 県外の廃棄物処理施設
  - (5) 仮設焼却炉の必要性
  - (6) 処理施設の選択
8. 最終処分
  - (1) 一般廃棄物処理施設の余剰能力の把握
  - (2) 産業廃棄物処理施設の余剰能力
  - (3) 埋立予想量
  - (4) リサイクル方法
  - (5) 県外の産業廃棄物処理施設の把握
  - (6) 処理施設の選択
9. 分別方法
  - (1) 一次仮置場での分別
  - (2) 二次仮置場での分別
  - (3) 二次仮置場の配置
10. 処理の進め方
  - (1) プロポーザルと分別作業の発注
  - (2) 処理予定

## 4-2 その他注意事項

復旧・復興時における災害廃棄物処理の際、配慮すべき以下の事項について整理し、示します。

- (1)復興資材の活用
- (2)土壌汚染対策
- (3)生活環境影響調査
- (4)災害等廃棄物処理事業費補助金
- (5)廃棄物処理法による再委託
- (6)産業廃棄物処理事業者の活用
- (7)海洋投棄
- (8)地元雇用

## ▶▶▶ 解説

### (1) 復興資材の活用

- 最終処分量を極力削減するために、津波堆積物、コンクリートがら、混合廃棄物等を可能な限り復興資材として活用することを基本とします。
- 東日本大震災では、復興資材や再生資材の受入先が決まらないため、利用が進まない状況が多く見られました。また、利用に当たっては、要求品質を定める必要があります。したがって、復興資材や再生資材の利用については、受入先の確保と要求品質への対応等が必要になります。

## ■ 記載例

### (1) 復興資材の活用

最終処分量を極力削減するために、津波堆積物、コンクリートがら、混合廃棄物等を可能な限り復興資材として活用することを基本とする。災害廃棄物と再生資材例は表 31 のとおりである。

表 31 災害廃棄物ごとの再生資材の例

災害廃棄物	再生資材
コンクリートがら	路盤材、骨材、埋め戻し材等
アスファルトがら	骨材、路盤材等
解体大型木材（柱材・角材）	パーティクルボード、木炭、その他リユース材、燃料等
大型生木（倒木、流木）	製紙原料、木炭、その他リユース材、燃料等
木くず	燃料等
津波堆積物	骨材、路盤材等
タイヤ	チップ化（補助燃料）、セメント原料等
金属くず	金属スクラップ
廃家電（家電リサイクル法対象外）	金属、廃プラスチック

出典：東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録（環境省東北地方環境事務所、一般財団法人日本環境衛生センター、平成26年9月）

## 解説

### (2) 土壌汚染対策法

☞ 参考資料 5 仮設廃棄物処理施設設置の手続き

- 仮置場については、3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の改変の場合、土壌汚染対策法に基づく届出が必要になります。また、仮置場としての使用では、土壌汚染のおそれがあるので、事前に土壌調査をしておく必要があります。詳細は「参考資料 5 仮置場の設置・撤去手続き」を参照してください。

## 記載例

### (2) 土壌汚染対策法

仮置場については、3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の改変の場合、土壌汚染対策法に基づく届出を行う。また、仮置場としての使用では、土壌汚染のおそれがあるので、事前に土壌調査を行う。

## 解説

### (3) 生活環境影響調査

☞ 参考資料 5 仮設廃棄物処理施設設置の手続き

- 生活環境影響調査は、設置を要する廃棄物処理施設について実施が義務付けられるもので、施設の設置者は、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていくとするものです。
- 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月 4 日、環廃対 060904002 号）は、この生活環境影響調査が、より適切で合理的に行われるよう、生活環境影響調査に関する技術的な事項を現時点の科学的知見に基づきとりまとめたものです。
- 廃棄物処理施設の設置手続き及び生活環境影響調査の内容については、「参考資料 5 仮設廃棄物処理施設の設置手続き」を参照してください。

## 記載例

### (3) 生活環境影響調査

災害廃棄物処理のために、仮設廃棄物処理施設を設置する場合は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成 18 年 9 月 4 日、環廃対 060904002 号）」等に基づき、施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を講ずるものとする。

## 解説

### (4) 災害等廃棄物処理事業費補助金

- 災害等廃棄物処理事業の目的は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町を財政的に支援することです。
- その概要は、以下のとおりです。

#### 【災害等廃棄物処理事業費補助金 概要】

- ①事業主体  
市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
- ②対象事業  
市町村が災害（暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害）その他の事由（災害に起因しないが、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条に定める海岸保全区域以外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害）のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく避難所の開設期間内のもの。
- ③補助率 2分の1
- ④補助根拠  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）  
第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）  
第25条 法第22条の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用の2分の1以内の額について行うものとする。  
（参考）災害等廃棄物処理事業の沿革  
・清掃法（昭和29年法律第72号、廃棄物処理法の前身）第18条に国庫補助の趣旨が規定  
・廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）の制定に伴い第22条に趣旨が規定  
・平成19年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加（災害等廃棄物処理事業の「等」に該当）
- ⑤その他  
本補助金の補助うら分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。

## 記載例

### (4) 災害等廃棄物処理事業費補助金

災害等廃棄物の処理に係る費用については、災害等廃棄物処理事業費補助金等を活用する。

## ▶▶▶ 解説

### (5) 廃棄物処理法による再委託

- 廃棄物処理法では、市町が一般廃棄物処理を委託した場合、受託者の再委託は禁止されていますが、東日本大震災において、再委託について時限的に特例措置がとられ、災害廃棄物の迅速な処理に役立った経緯等を踏まえ、平成 27 年 7 月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」が改正され、非常災害時には一定の要件を満たす者に再委託することが可能となりました（県処理計画 2、62、63 頁参照）。

## ■ 記載例

### (5) 廃棄物処理法による再委託

廃棄物処理法では、市町が一般廃棄物処理を委託した場合、受託者の再委託は禁止されているが、非常災害時には一定の要件を満たす者に再委託することが可能となっていることから、市内の一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者のみでの処理・処分が困難な場合は、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理のため、廃棄物処理法の非常災害時の特例措置を活用する。

## ▶▶▶ 解説

### (6) 産業廃棄物処理事業者の活用

- 災害廃棄物の性状は、産業災害廃棄物である建設業に係る廃棄物に相当するものが多く、それらの廃棄物を扱っている事業者の経験、能力の活用も検討してください。
- 市町は、自区内の産業廃棄物事業者が所有する前処理や中間処理で使用する選別・破碎施設及び焼却施設、最終処分場などの種類ごとの施設数・能力、並びに災害時に使用できる車種ごとの車両保有台数などの調査を行い平常時に継続的に更新するとともに、協力・支援体制を構築することを検討してください。

## ■ 記載例

### (6) 産業廃棄物処理事業者の活用

市内の産業廃棄物事業者が所有する中間処理施設、最終処分場などの種類ごとの施設数・能力、並びに災害時に使用できる車種ごとの車両保有台数などの調査を行い平常時に継続的に更新するとともに、協力・支援体制を構築する。



## 解説

### (7) 腐敗性廃棄物等の海洋投棄

○腐敗性のある水産廃棄物への対応として、緊急度に応じて、限定的な海洋投棄等の方法を、関連法令に留意し、衛生環境を確保しながら行う必要があります。

○海洋投棄の具体的な方法としては、プラスチックや紙等の容器をできるだけ分離した当該廃棄物を、輸送途中で流出しにくく、かつ外洋で海水が入るようにするため、漁網等の用具を用いて海洋投棄します。

(例) 防波堤の外(外海)にトロール網や底引き網のような大きな網で囲んだスペースを作り、その中に重機で踏んで破袋した廃棄物を、分別せずにショベルローダー等で投入し、網ごと外洋に持っていき定置網のようにしておく。

#### 【東日本大震災における「海洋汚染防止法の特例」としての緊急告知】

- ・海洋汚染防止法第10条2項6号において、緊急に処分する必要があると認めて環境大臣が指定する廃棄物の排出であって、排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準に従ってするものについては、海洋投入が禁止される廃棄物から除外されている。
- ・東日本大震災においては、宮城県及び岩手県に対して環境省から、指定された条件下での緊急的な海洋投入処分を認める告示「緊急的な海洋投入処分に関する告示(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第6号の規定に基づき環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準)」が交付された。

## 記載例

### (7) 腐敗性廃棄物等の海洋投棄

腐敗性のある水産廃棄物を海洋投棄する場合は、緊急度に応じて、限定的な海洋投棄等の方法について関連法令に留意の上、県及び国と協議を行い、衛生環境を確保しながら行う。

## ▶▶▶ 解説

### (8) 地元雇用

- 東日本大震災の各地域の災害廃棄物処理業務においては、建設業、廃棄物事業者、運搬業者などの地元企業が大きな貢献をしました。また、積極的に地元雇用が行われました。
- 特に、一次仮置場への災害廃棄物の運搬や一次仮置場の管理、建物の解体など早期に取り組む必要がある業務については、地域の企業による速やかな対応が必要です。このため、災害廃棄物処理計画においては、自治体と地元企業、団体等との協力体制を事前に整備することが重要となります。
- 地元雇用は、被災による失業対策としても有効でしたが、地域の復旧復興を願う地元住民の協力は災害廃棄物処理業務に必要不可欠となっていました。
- 以上から、地元企業、団体等との協力体制の構築と処理業務における積極的な地元雇用について推進していきます。

## ■ ■ ■ 記載例

### (8) 地元雇用

地元企業、団体等との協力体制の構築を図るとともに、処理業務における積極的な地元雇用について推進する。

## 9-10 災害時における仮設トイレの供給に関する協定（循環型社会推進課）

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震災害等が発生した場合（以下「災害等」という。）に、愛媛県地域防災計画に基づき被災者等に対して行う仮設トイレの供給に関して、愛媛県（以下「甲」という。）と日野興業株式会社松山営業所（以下「乙」という。）との協力事項について定めるものとする。

（供給要請の手続き）

第2条 災害時において、被災市町村（以下「市町村」という。）から仮設トイレの供給の要請を受けた甲は、乙に対し、その供給について協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができないときは口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（供給等）

第3条 乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、仮設トイレの優先的供給、運搬、設置及びその他の事項に積極的に協力するものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、仮設トイレの供給方法等を甲に連絡するものとする。

3 前項の連絡を受けた甲は、市町村にその旨を連絡するとともに、仮設トイレの引渡・設置場所等について市町村と調整のうえ決定するものとする。

4 甲または市町村は、仮設トイレの引渡・設置場所に職員を派遣し、仮設トイレの設置を確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第4条 前条の規定により、乙が供給した仮設トイレの賃借料及び運搬・設置に要した費用については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、原則として市町村が負担するものとする。

（協議）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、平成15年4月23日からこの効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成15年4月23日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番2号  
愛媛県知事 加戸 守行

乙 愛媛県松山市久米窪田町278番地  
日野興業 株式会社 所長 水田 要

（注）同様の協定を以下の2社と締結している。

会社名	締結年月日	協定締結者
三好産業有限会社	平成15年4月23日	代表取締役 三好 武志
讃岐リース株式会社松山営業所	平成15年4月23日	所 長 魚瀬 浩三

## 9-11 災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協力協定（循環型社会推進課）

愛媛県（以下「甲」という。）と公益社団法人愛媛県浄化槽協会（以下「乙」という。）とは、愛媛県地域防災計画に基づき、災害時における浄化槽の緊急点検・応急復旧等（以下「点検・復旧」という。）に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に対し災害時における浄化槽の点検・復旧に関する協力を要請することについて必要な事項を定め、もって公共用水域等の水質保全と被災浄化槽の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「協力」とは、次に掲げる業務をいう。

- (1) 浄化槽の緊急点検及び実態調査に関すること
- (2) 浄化槽の部品交換及び補修工事等、応急復旧等に係わる乙の会員の斡旋
- (3) 前2号に掲げるもののほか、浄化槽の点検・復旧に関する必要な業務

（協力要請）

第3条 甲は、被災市町から浄化槽の点検・復旧に関する要請があったときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 前項の規定による乙への協力の要請は、原則として「災害時における浄化槽の点検・復旧業務協力要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）」により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等により要請できるものとし、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、協力の要請を受けたときは、可能な範囲でこれに応ずるものとする。

（被災市町との協議）

第5条 被災市町と乙は、協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

（協力のための通行）

第6条 甲は、乙の活動が円滑に実施できるよう、道路等の通行につき、必要な措置を講ずるものとする。

（実績報告）

第7条 乙は、第2条に規定する業務を完了したときは、速やかに「災害時における浄化槽の点検・復旧業務実績報告書（様式第2号）」により甲に報告するものとする。

（経費負担）

第8条 浄化槽の点検・復旧に要する経費は、協力を要請した市町が負担するものとする。なお、その額は適正価格とし、当該点検・復旧を実施した乙及び乙の会員と当該市町が協議のうえ、決定するものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定に伴う事務は、甲においては愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課、乙においては公益社団法人愛媛県浄化槽協会事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の浄化槽を所管する組織を充てるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年2月6日

甲 松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県知事 中村 時広

乙 松山市辻町2番31号  
公益社団法人愛媛県浄化槽協会会長 寺井 政博

## 9-12

### 大規模災害時における災害廃棄物の仮置場の設置協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と 愛媛県砕石工業組合（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における災害廃棄物の仮置場の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害時（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害で、大規模な災害が発生した時をいう。以下同じ。）において、乙の土地を災害廃棄物の仮置場として利用すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (仮置場のあっせん及び平常時の連携)

第2条 乙は、この協定の定めるところにより、災害廃棄物の仮置場として、乙の会員の事業場又は砕石置場等の土地の提供をあっせんするものとする。

2 乙は、災害時における災害廃棄物等の円滑な処理等が図られるよう、平常時から乙の会員における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

#### (協力要請)

第3条 甲は大規模災害時に、市町から前条に規定する土地の提供について要請を受けたときは、乙に対しその提供について書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、甲に対し承諾の可否について書面により回答するものとする。

3 甲は、前項の回答を受けたときは、その内容を市町に通知するものとする。

#### (設置期間)

第4条 仮置場の設置期間は、大規模災害のあった日から原則1年間とし、必要に応じて市町（仮置場の提供について、甲から第3条第3項の通知を受けた市町をいう。以下同じ。）が乙の会員の同意を得て延長できるものとする。

#### (搬入する災害廃棄物の種類)

第5条 搬入する災害廃棄物は、コンクリートくず等のがれき類並びに金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず等の不燃性廃棄物を原則とする。

2 焼却灰や有害廃棄物は、搬入しないこととする。

#### (賃借料)

第6条 市町が乙に支払うべき賃借料は、仮置場の供用開始後、国が定める災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱に基づき、近隣地域又は類似地域の貸付水準を考慮して決定するものとする。

#### (周辺住民への周知)

第7条 仮置場の設置に当たっては、整備工事、搬入導線、開設時間等の周辺住民への周知を市町が行うものとする。

#### (仮置場の整備工事等)

第8条 仮置場の供用開始に当たっては、路盤整備、排水溝等の必要な工事を市町が実施するものとする。

2 仮置場返還時のトラブルを回避するため、供用開始前に、甲、乙及び市町の立会いの下、仮置場の設置場所の土壌をサンプリングするものとする。

(仮置場の管理等)

第9条 労働災害及び地域住民の生活環境の保全上の支障を防止するための散水等の粉じん対策及び不法投棄等の防犯対策等は、市町が行うものとする。

2 必要に応じて、市町が、大気質、騒音、振動、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、乙及び周辺住民に情報を提供するものとする。

3 災害廃棄物を由来とする悪臭や害虫が発生した場合には、市町が、消臭剤、脱臭剤若しくは殺虫剤の散布又はシートによる被覆等の最善の対応を行うものとする。

(施設の原状復旧等)

第10条 仮置場の返還に当たっては、市町がガラス破片等の除去を行うとともに、仮置場供用開始にあたって乙の施設の撤去又は設備の破損等を生じさせていた場合には、市町が原状復旧を行うものとする。

2 甲及び市町は、乙からの求めがあった場合には、第8条第2項に基づいて、供用開始前に採取した土壌と現状の土壌を比較することにより、土地の安全性を確認するものとする。

3 前項の調査の結果、災害廃棄物の仮置場としての使用による土壌汚染が確認された場合は、甲、乙及び市町協議のうえ、市町が土壌入替等の土壌汚染対策を講じるものとする。

(施設の返還)

第11条 乙が前条に基づく土地の原状復旧の完了を確認したときは、書面により市町に通知するものとする。

2 前項の確認を受けた後、市町が書面により、土地の返還を乙に通知するとともに、甲に連絡するものとする。

(事務委任等)

第12条 第3条、第4条及び第6条から前条までの規定は、甲が市町から地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく事務委任を受けて災害廃棄物等を処理する場合その他必要な場合について準用する。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項若しくはこの協定に定めのない事項が生じ、又は疑義が生じたときは、甲及び乙協議のうえ、その都度決定する。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の3か月前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、同一条件で1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年8月24日

甲 松山市一番町四丁目4-2  
愛媛県  
愛媛県知事 中村時広

乙 松山市三番町四丁目4番地7  
愛媛県砕石工業組合  
理事長 岡 寛

## 10-1 緊急援護物資（防災危機管理課）

(R4.12.1現在)

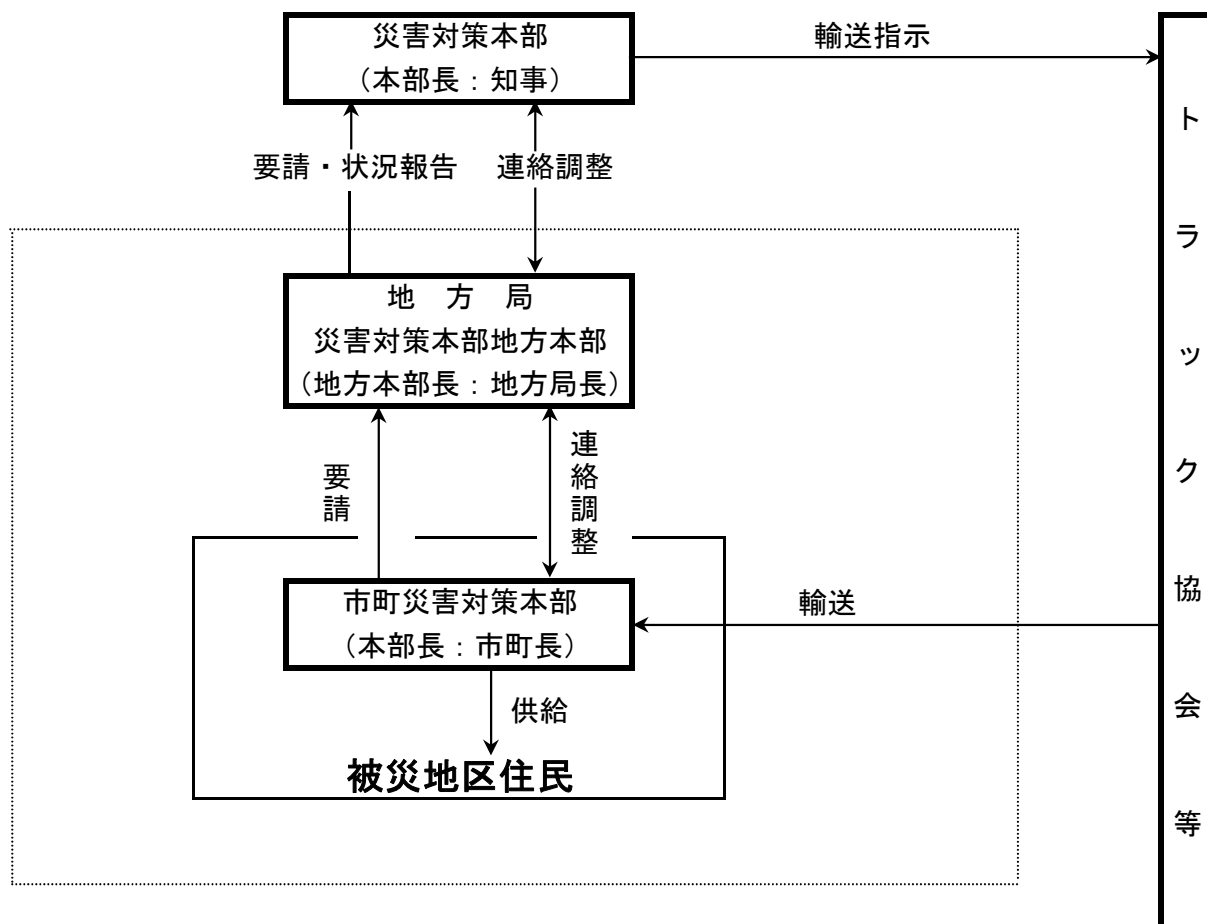
資 機 材 名	数 量
アルファ米（アレルギー対応）	20,000食
粉ミルク（アレルギー対応）	12kg
哺乳ボトル	500本
毛布	7,330枚
日用品セット	1,000セット
担架	50台
ポータブルトイレ及びプライベートスクリーン	50組
抗菌シート	30枚
医薬品	10セット
医療資機材	10セット

※上記掲載物資のほか、避難所等での感染症対策のため、消毒液、非接触式体温計、消毒用オートディスペンサー、有症状者隔離用テント、キャンピングベッド、感染症対策用ガウンセット、段ボールベッド、段ボールパーティション、サーモゲート等を備蓄。

## 10-2 緊急援護物資管理及び輸送体制（防災危機管理課）

[基本的な考え方]

- 被災者に対する物資の供給は、一次的には市町の役割であり、県の備蓄物資は、これに緊急的に応援するもの
- 物資の供給は、市町等から要請があり県災害対策本部長（知事）が必要と認めた場合に行う







10-4 家畜飼料の取扱業者一覧表(畜産課)

	業者名	所在地	取扱飼料	電話番号
1	森井キナコ(株)	四国中央市中曾根町1275	単体飼料	0896232214
2	エヌ・エヌ・エフ・フーズシステムズ株式会社	四国中央市川之江町番外683-53	混合飼料	0896588333
3	株式会社サガネ物流	四国中央市長田中洲1681	混合飼料	0662023231 (本社)
4	住友化学(株)愛媛工場	新居浜市惣開町5番1号	飼料添加物	0897371711
5	アサヒビール(株)四国工場	西条市ひうち2番地6	混合飼料ほか	0897532200
6	(株)植松食糧	今治市松本町5丁目1-20	単体飼料	0898325590
7	伯方果汁(株)	今治市伯方町木浦甲4515-8	単体飼料	0897722825
8	(株)リサイクル加藤	今治市喜田村7丁目2-1	単体飼料	0898350749
9	長崎工業(株)	今治市徳重8番地	単体飼料	0898230404
10	カネミ倉庫(株)	松山市内宮町2004	単体飼料	0899780928
11	(有)サンピオ	松山市緑町1丁目4-8	配合飼料ほか	0899877545
12	(株)えひめ飲料	松山市安城寺町478番地	単体飼料	0899231511
13	(株)中温	松山市小栗1丁目2-28	混合飼料	0899435211
14	(株)程野商店	松山市高岡町285-1	単体飼料	0899713233
15	水口酒造(株)	松山市道後喜多町3-23	混合飼料	0899246616
16	㈱一六本舗	松山市東石井2-22-13	単体飼料	0899635716
17	愛麵(株)	松山市高岡町81-1	単体飼料	0899728100
18	(株) Mizkan	松山市朝生田町2-10-31	単体飼料	0899335438
19	(株)愛南リベラシオ	松山市東野6丁目1-25	水産用混合飼料ほか	0895820023
20	(株)クリピオ	松山市空港通二丁目12-5	混合飼料	0899929810
21	日本ユニプロ株式会社	松山市河原町4番地15	単体飼料	0899454550
22	愛媛県漁業協同組合	松山市二番町4丁目6番地2	水産用混合飼料ほか	0899338879 (代表)
23	有限会社四国フード	松山市今在家3丁目5-24	単体飼料	不明
24	有限会社八木食品	松山市上野町甲1560-1	単体飼料	不明
25	佐々木食品株式会社	松山市西垣生町386-2	単体飼料	不明
26	萩井司郎	松山市中野町甲419-2	単体飼料	不明
27	有限会社北川製館所	松山市末広町5-12	単体飼料	不明
28	有限会社光田商店	松山市福音寺町548-1	単体飼料	不明
29	株式会社クリイジャパン	松山市鷹子町794番地2	単体飼料	不明
30	株式会社純緑農業	松山市朝生田町7-9-22 シェレナ朝生田305号	単体飼料	不明
31	(有)ベンダーサービス	伊予郡松前町北川原1760番地	動物園飼料	0899848866
32	(有)あぐり	伊予郡松前町北川原79-1	混合飼料	0899843617
33	デリカサラダボーイ(株)えひめ工場	伊予郡松前町北川原1101-1	単体飼料	0899852200
34	(株)世起	伊予郡松前町北川原1240-1	単体飼料	0899846658
35	全国農業協同組合連合会	伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷771-18	単体飼料	不明
36	ヤマキテクノロジーズ株式会社	伊予市米湊1698-6	単体飼料	0899823421
37	有限会社谷岡米穀店	伊予市下吾川1380-4	単体飼料	不明
38	株式会社四国シキシマパン	松山工場(伊予郡砥部町岩谷口110番地)	単体飼料	不明
39	株式会社タカキベーカリー	伊予郡砥部町重光7-2(松山工場)	単体飼料	不明
40	(株)マテラ	東温市河之内乙858-2	単体飼料	0899664611
41	(有)中川食品	大洲市大洲253-2	単体飼料	0893242881
42	矢野味噌(有)	大洲市中村544-1	単体飼料	0893242404
43	直本豆腐店	大洲市若宮228	単体飼料	0893243610
44	(株)あわしま堂	八幡浜市保内町川之石1-237-53	単体飼料	0894362177
45	朝日共販(株)	西予市和郡伊方町川之浜652-1	単体飼料	0894530776
46	東宇和農業協同組合	西予市宇和町卯之町二丁目462番地	配合飼料ほか	0894621211
47	(株)グリーンヒル	西予市野村町阿下6号380番地	混合飼料	0894720555
48	(株)ダイニチ	宇和島市丸徳甲1064-2	水産用配合飼料	0895273200
49	東海シープロ(株)宇和島工場	宇和島市下波4797番地1	水産用配合飼料	0895290309
50	(株)ヨコイ	宇和島市弁天町1-1-15	水産用配合飼料	0895254666
51	(株)南予ビージョイ	宇和島市弁天町2丁目1番3号	水産用配合飼料	0895252800
52	イヨスイ(株)	宇和島市住吉町3丁目1番8号	水産用配合飼料	0895245665
53	(株)ヨンキョウ	宇和島市築地町2丁目318-235	水産用配合飼料ほか	0895240001
54	秀長水産(株)	宇和島市築地町2-6-24	水産用配合飼料	0895253305
55	辻水産(株)	宇和島市恵美須町2-3-1	水産用配合飼料	0895246161
56	宇和島養魚飼料(株)	宇和島市坂下津字向山381番地95	水産用配合飼料	0895233001
57	J A 西日本くみあい飼料(株)宇和島工場	宇和島市坂下津字向山381	配合飼料	0895224710
58	農事組合法人 増穂生産組合	宇和島市津島町増穂丙1456-1	単体飼料	不明
59	愛工房㈱	宇和島市吉田町立間2-146	単体飼料	0895521121
60	(有)中田水産	宇和島市坂下津甲3	水産用混合飼料	0895280305
61	農事組合法人ばぶら愛南	南宇和郡愛南町広見2732	単体飼料	0895842929
62	沢近豆腐店	南宇和郡愛南町垣内522-2	単体飼料	0895720961
1	北辰商事(株)	四国中央市川之江町4069	配合飼料	0896580351
2	うま農業協同組合	四国中央市三島金子2丁目4-23	配合飼料ほか	0869245500
3	ソカサ微研㈱	四国中央市金生町山田井乙266-3	配合飼料ほか	0896587010
4	イオンリテール(株)	四国中央市妻島町上樋之上1795-1	配合飼料ほか	不明
5	住友商事(株)	新居浜市新田町3丁目2番27号	配合飼料ほか	0897335181
6	えひめ未来農業協同組合	新居浜市田所町3-63	配合飼料ほか	0897371110
7	(株)藤田精麦	西条市洲ノ内甲638番地	単体飼料	0897562095
8	マルノー物産(株)	西条市ひうち6番地19	配合飼料ほか	0897532159
9	(株)アサヒビールフィード	西条市ひうち2番6	混合飼料ほか	0897569531
10	周桑農業協同組合	西条市丹原町池田1701番地1	配合飼料ほか	0898687800
11	(有)サイキ開発	西条市丹原町田野上方481番地1	配合飼料	0898683001

	業者名	所在地	取扱飼料	電話番号
12	サカイ商事 (株)	西条市飯岡1918	配合飼料ほか	0897552722
13	ブーキートレーディング (株)	西条市飯岡1918	配合飼料ほか	0897552722
14	酒井商店 (株)	今治市小泉3-1-3	配合飼料	0898325500
15	遠山商店 (株)	今治市中日吉町3丁目4番12号	配合飼料ほか	0898220546
16	(有) 日清食材	今治市北日吉町3-2-13	配合飼料	0898337275
17	(株) カネカサンスパイス四国支店	今治市南宝来町2丁目2-1	混合飼料	0898253060
18	門田鋼材 (株)	今治市東門町4丁目3-52	単体飼料	0898221917
19	(有) 越智巧商店	今治市上浦町井口6656	配合飼料	0897872015
20	越智今治農業協同組合	今治市北宝来町1丁目1番地5	配合飼料	0898341800
21	今治立花農業協同組合	今治市北鳥生町3-3-14	配合飼料ほか	0898230246
22	(有) もりかわ	今治市北鳥生町3丁目1番6号	配合飼料ほか	0898225504
23	(株) ベット真木	今治市共栄町1丁目4番地14	配合飼料	0898311025
24	近藤久	今治市常盤町6丁目5-15	配合飼料ほか	0898224425
25	(株) コメリ	大西店 (今治市大西町脇甲838)	配合飼料	0898362220
26	(有) 自然環境エヒメ	今治市阿方甲182-7	混合飼料	0898250140
27	(株) 波止浜スーパー	今治市地堀2-3-7	混合飼料	0898419454
28	榊竹宝	今治市玉川町三反地甲30-4	単体飼料	0898554000
29	愛媛飼料産業 (株)	松山市枝松5丁目8-30	配合飼料ほか	0899453311
30	四国糧油 (株)	松山市内宮町2004	単体飼料	0899780986
31	南海物産 (株)	松山市古三津3-20-38	単体飼料	0899521230
32	東海澱粉 (株)	松山市北吉田町1012-4	配合飼料	0899651171
33	村上産業 (株)	松山市本町1丁目2番地1	配合飼料	0899473111
34	(株) リックコーポレーション	松山久米店 (松山市久米窪田町1164-1)	配合飼料	0899556500
35	(株) グリナーズ	松山市津吉町1217	混合飼料	0899631030
36	エコマリンインターナショナル (株)	松山市宮野1635	水産用混合飼料	0899975311
37	松山市農業協同組合	松山市三番町八丁目325-1	配合飼料ほか	0899461611
38	えひめ中央農業協同組合	松山市千舟町8丁目128番地1	配合飼料ほか	0899432121
39	コスモ産業 (株)	松山市中野町甲185-8	混合飼料ほか	0899631171
40	(株) 愛媛洋行	松山市平井町甲1243番地3	動物園飼料ほか	0899757311
41	義野商店	松山市北条780番地	配合飼料ほか	0899920048
42	西村ジョイ (株)	松山市朝生田町4丁目4-32	単体飼料ほか	0899242277
43	(株) マルナカ	松山市下灘波甲227番2	配合飼料ほか	0899357000
44	コーナン商事 (株)	松山市大可賀3丁目670-11	愛玩用飼料	0899921200
45	(有) モンド	松山市湯の山東1-3-4	単体飼料	0899770671
46	三浦工業 (株)	松山市堀江町7番地	単体飼料	0899791111
47	グローバルペットケア (株)	松山営業所 (松山市空港通7-15-12空ビルNAKAYA2F)	愛玩用飼料ほか	不明
48	(有) イー・エー・エス・イー	松山市久万の台948-1	単体飼料	0899277283
49	(株) シンツ	松山市空港通2-12-5	配合飼料ほか	0899748005
50	愛媛県農業共済組合	松山市二番町4丁目4-2	混合飼料ほか	0899418135
51	国土交通省大阪航空局 (松山空港)	松山市南吉田町	単体飼料	不明
52	(株) アミーゴ	松山市久米窪田町1164-1	愛玩用飼料ほか	0899556500
53	高知食糧 (株)	松山市余戸東1丁目4-11	配合飼料	0888405000 (本社)
54	讃岐塩販売株式会社	松山営業所 (松山市南吉田町1681番地1)	単体飼料	0877474640 (本社)
55	鶴崎商事株式会社	松山市本町3丁目1-19	単体飼料	不明
56	株式会社DCM	松山市美沢1丁目9番1号	配合飼料	0899271111
57	(株) エーツーレジャー	伊予郡松前町北川原1760番地	配合飼料	不明
58	(株) ひごベツトフレンドリー	伊予郡松前町筒井850	配合飼料	0899616525
59	松田医薬品株式会社	松山営業所 (伊予市下吾川1221-2)	配合飼料ほか	0899948080
60	藤掛愛奈	伊予市下吾川1123-46	配合飼料	不明
61	MPアグロ㈱	松山支店 (伊予郡砥部町八倉158-1)	混合飼料ほか	0899690252
62	愛媛県酪農協同組合連合会	東温市南方955-1	配合飼料	0899661400
63	日本ディーアルシステム (株)	東温市北方甲3102番地	配合飼料ほか	0899661231
64	(株) サンダイコー	松山営業所 (東温市南方2295-1)	配合飼料ほか	0899663560
65	田井牧場 田井喜美香	東温市松瀬川鳥ノ子861	単体飼料	不明
66	愛媛たいき農業協同組合	大洲市東大洲508	配合飼料ほか	0893244181
67	(株) マテラプラス	大洲市平野町野田乙888-1	単体飼料	不明
68	岩木屋商店	八幡浜市本町57	配合飼料	0894223344
69	愛媛マルハ (株)	八幡浜市1079番地	配合飼料ほか	0894220007
70	(株) マルミ	八幡浜市1522番地18	水産用配合飼料	0894222811
71	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市大字向灘2351-2	配合飼料ほか	0894230300
72	(有) 中江	八幡浜市穴井3-756-2	水産用配合飼料ほか	0894280789
73	西宇和農業協同組合	八幡浜市江戸岡1丁目12-10	配合飼料ほか	0894241111
74	井上ベツトショップ	八幡浜市大黒町1-2	愛玩用飼料	0894225021
75	西南開発 (株)	八幡浜市保内町宮内1-300-1	単体飼料	894360651
76	四国フィードワン販売㈱	八幡浜市産業通1-25	配合飼料ほか	不明
77	ソジ糖化工業株式会社	八幡浜市天神通1479の2	単体飼料ほか	不明
78	伊方サービス (株)	西宇和郡伊方町九町宇浦安1-1349-1	単体飼料	0894390880
79	土居商店 (有)	西予市宇和町卯之町5-247-1	配合飼料ほか	0894621197
80	農事組合法人南予畜産組合	西予市三瓶町朝立1番耕地310-20	配合飼料	0894332316
81	(有) トップ	西予市三瓶町朝立6番耕地128番地1	配合飼料ほか	0894331446
82	(株) マルキョ	西予市宇和町卯之町2丁目404	単体飼料	0894627533
83	愛媛酪農機販売㈱	西予市野村町野村11-394-1	混合飼料	0894720568
84	農事組合法人JRB	西予市宇和町伊崎426番地	単体飼料	不明
85	日清丸紅飼料 (株) 宇和島水産倉庫	宇和島市坂下津甲381-130	配合飼料ほか	不明

販  
売  
業  
者

	業者名	所在地	取扱飼料	電話番号
86	(株) マスタニ	宇和島市寄松甲1001番地の1	単体飼料	0895270740
87	(株) 三瀬商店	宇和島市吉田町魚棚72	配合飼料ほか	0895522201
88	坂本飼料(株)	宇和島市弁天町1-1-13	水産用配合飼料	0895233325
89	三原産業(株)	宇和島市寿町2丁目9-12	配合飼料ほか	0895225656
90	(株) ニチモウマリカルチャー	宇和島市丸之内4丁目1番19号	水産用配合飼料ほか	0895253656
91	(有) 四国サブリ	宇和島市保田甲647番地23	水産用配合飼料ほか	0895203256
92	日本農産工業(株)	水産飼料部宇和島営業所(宇和島市住吉町1丁目7-1)	配合飼料ほか	0895238260
93	伊藤忠飼料(株)四国営業課	宇和島市坂下津字向山381	水産用配合飼料	0895254070
94	富士産業(株)愛媛営業所	宇和島市坂下津甲407-170	水産用配合飼料ほか	0895241255
95	(株) ヒガシマル四国営業所	宇和島市築地町2丁目7番11号	配合飼料ほか	0895243173
96	(有) 宇和島食糧	宇和島市朝日町1丁目6番24号	単体飼料	0895225285
97	(有) ツムラ薬品	宇和島市御徒町1-6	水産用配合飼料ほか	0895243672
98	えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港3丁目303番地	配合飼料ほか	0895228111
99	宇和島水産餌料(株)	宇和島市坂下津甲381	水産用配合飼料ほか	0895223210
100	(有) モリスイ	宇和島市高串2-1285	水産用配合飼料ほか	0895259300
101	(有) 丸広水産	宇和島市築地町2丁目5-22	水産用配合飼料	0895256336
102	板崎商店	宇和島市津島町上畑地甲1578-2	水産用配合飼料ほか	0895325117
103	(有) 宇和島製核	宇和島市三間町戸雁1027番地	水産用配合飼料ほか	0895584372
104	一万田商店	宇和島市朝日町3丁目3-20	水産用配合飼料ほか	0895232919
105	(有) アクアプラス	宇和島市築地町2丁目2-7	配合飼料ほか	0895265577
106	清家興業(有)	宇和島市寄松甲1000-1	配合飼料ほか	0895273184
107	㈱レオリン	宇和島倉庫(宇和島市坂下津甲381-241)	配合飼料ほか	不明
108	ダイレックス㈱	伊予津島店(宇和島市津島町高田内128)	配合飼料	0895208560
109	㈱バイオニア通商	宇和島営業所(宇和島市高串1-494-1)	水産用配合飼料ほか	0895238864
110	(株) タイチ	宇和島市小池1679番地2	水産用混合飼料	0895280248
111	㈱近藤公久商店	宇和島市伊吹町487	水産用配合飼料ほか	0895287888
112	日本シープロ(株)	宇和島市坂下津381-126	水産用配合飼料ほか	不明
113	フィード・ワン(株)	宇和島市坂下津字向山381	配合飼料ほか	0453112361(本社)
114	(株) 宇和島プロジェクト	宇和島市坂下津甲94-13	配合飼料ほか	0895280180
115	株式会社 UTAKICHI	宇和島市遊子2946番地	配合飼料	不明
116	株式会社 ジースリー	宇和島市寄松甲212番地9	配合飼料	不明
117	(有) 広見鶏卵	北宇和郡鬼北町大字出目2147-1	配合飼料	0895452751
118	バイオ科学販売(株)	南宇和郡愛南町御荘平城186	水産用配合飼料ほか	0895725599
119	(有) 丸孝水産	南宇和郡愛南町御荘長洲1311-12	水産用配合飼料ほか	0895731888
120	松下水産	南宇和郡愛南町城辺2185	水産用配合飼料ほか	0895726238
121	久良漁業協同組合	南宇和郡愛南町久良1200番地2	水産用配合飼料ほか	0895721225
122	岡長水産(有)	南宇和郡愛南町垣内511番地1	水産用単体飼料	0895720318
123	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町舗越166-3	配合飼料ほか	0895721135
124	キョクヨーフーズ株式会社	北宇和郡松野町延野々830	単体飼料	不明
125	株式会社マリンパース	北宇和郡松野町大字延野々775(ナンレイ株式会社 松野工場)	水産用配合飼料	不明
1	輸 阿川食品(株)	伊予市上野955番地	単体飼料	0899825101
2	入 バイオ科学販売(株)	南宇和郡愛南町御荘平城186	水産用配合飼料ほか	0895725599

## 10-5 米穀の調達に関する協定書

愛媛県知事 加戸守行（以下「甲」という。）と株式会社ひめライス 代表取締役 重川 鐵（以下「乙」という。）の間に、災害発生時における米穀の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における米穀の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する米穀の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、米穀の調達について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（調達要請の方法）

第3条 第1条の調達要請は、原則として文書（別紙様式）によるものとする。ただし、文書によって要請するいとまのないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（米穀の価格）

第4条 米穀の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（米穀の引取）

第5条 米穀の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達した米穀を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

3 甲が引取った米穀の代金は、引取後、速やかに支払うものとする。

（協議事項）

第6条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期限）

第7条 この協定は、平成15年4月1日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。ただし、乙が廃業したときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成15年4月1日

甲 松山市一番町4丁目4番地2  
愛媛県知事 加戸 守行

乙 伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷771番25  
株式会社ひめライス  
代表取締役 重川 鐵

## 米穀の調達に関する協定書

愛媛県知事 加戸守行（以下「甲」という。）と株式会社あいしょく 代表取締役 長井隆文（以下「乙」という。）の間に、災害発生時における米穀の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における米穀の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する米穀の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、米穀の調達について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（調達要請の方法）

第3条 第1条の調達要請は、原則として文書（別紙様式）によるものとする。ただし、文書によって要請するいとまのないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（米穀の価格）

第4条 米穀の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（米穀の引取）

第5条 米穀の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達した米穀を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

3 甲が引取った米穀の代金は、引取後、速やかに支払うものとする。

（協議事項）

第6条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期限）

第7条 この協定は、平成19年6月22日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。ただし、乙が廃業したときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年6月22日

甲 松山市一番町4丁目4番2号  
愛媛県知事 加戸 守行

乙 東温市南方2222番地3  
株式会社 あいしょく  
代表取締役 長井 隆文

## 10-6 災害救助に必要な物資の調達に関する協定（経営支援課）

愛媛県知事 加戸守行（以下「甲」という。）と株式会社伊予鉄高島屋 代表取締役社長 石川富治郎（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 愛媛県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、物資調達要請文書（別紙1）の文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又はファクシミリ、電子メール等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認の上、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

（費用）

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、集積場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

（代金の支払）

第7条 甲が引き取った物資の代金は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

（調達可能数量の報告）

第8条 乙は、この協定の成立の日及び毎年9月1日現在の物資の調達可能数量及び県内搬入方法を物資調達可能数量報告書（別紙3）により甲に報告するものとする。

（担当者等の報告）

第9条 甲と乙は、この協定にかかる担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（市町村長協定との調整）

第10条 乙が県内市町村長と同様の協定を締結している場合は、市町村長との協定を優先するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第12条 この協定は、平成15年4月9日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げるすべての物資を扱わなくなったときは、この協定は効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成15年4月9日

松山市一番町4丁目4番地2  
甲 愛媛県  
知事 加戸守行

松山市湊町5丁目1番地1  
乙 株式会社伊予鉄高島屋  
代表取締役社長 石川 富治郎

（注）同様の協定を以下の3社と締結している。

※株式会社三越松山店は平成22年4月に株式会社松山三越に承継

会社名	協定締結年月日	協定締結者
ダイキ株式会社	平成15年4月9日	代表取締役社長 山下 雄輔
株式会社フジ	平成15年4月9日	代表取締役社長 時任 紀邦
株式会社三越松山店	平成15年4月9日	店長 武井 俊比古

## 別 表

### 調達物資の範囲

#### 1 食料及び飲料

おにぎり 弁当 パン 缶詰 水 飲料 牛乳 粉ミルク カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果実	米穀 野菜 食肉 魚類 漬物 佃煮 味噌醤油 塩
--	---

#### 2 生活必需品等

毛布 テント シャツ 下着類 作業着、トレーニングウェア タオル 軍手 サラシ 雨具 おむつ（紙） おむつカバー 生理用品 石鹸、洗剤、 ちり紙 なべ	ハンゴ やかん バケツ ポリ袋 皿、茶碗 ハシ、スプーン 哺乳ビン マッチ、ライター ローソク 懐中電灯 乾電池 運動靴 卓上コンロ、卓上ボンベ LPガス、LPガス器具
---	---

（法人名）

（代表者） 殿

愛媛県知事

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害救助に必要な物資の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置について、協定第4条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する物資

要 請 期 間	要 請 品 目	要 請 数 量	搬 入 希 望 場 所
月 日 ～ 月 日			

注 要請数量は、一日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課

担当

電話

E-mail



別紙2 措置状況報告書（第4条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事 殿

(法人名)  
(代表者名)

災害救助に必要な物資の調達に関する協定第4条により、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置の状況

実施年月日	出荷品目	出荷数量	搬入場所

愛媛県知事 殿

(法人名)

(代表者名)

災害救助に必要な物資の調達に関する協定第8条により、当社の物資調達可能数量を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量

品 目	数 量	品 目	数 量

2 搬入場所及び方法

- ① 県の指定場所まで当社が搬入する。
- ② 当社指定場所で県に引渡し（ 県 市・町・村）
- ③ その他（ ）  
搬入方法（ ）

3 災害時の当社連絡先（不通の場合を想定し、できるだけ多く記入する。）

順位	所 在 地	担当部署	担当者名	電話番号,メールアドレス等
1				
2				
3				

4 その他連絡事項

( )

愛媛県と愛媛県石油商業組合とは、平成17年2月14日及び平成28年12月27日に締結した「災害時における自動車の燃料等の調達に関する協定」の全部を変更し、次のとおり協定する。

変更後の協定は、平成29年3月31日から効力を有するものとする。

## 10-7 災害時における自動車の燃料等の調達及び帰宅困難者等の支援に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県石油商業組合（以下「乙」という。）とは、災害時の対策に必要な自動車の燃料等（以下「燃料等」という。）の調達及び帰宅困難者等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、愛媛県内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、燃料等の調達又は帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）の支援の必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる業務について協力を要請することができる。

- (1) 甲が指定する自動車等への燃料の優先供給
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所等のほか、医療機関、社会福祉施設等（各施設が費用を負担することを前提として、甲が特に必要と認めたものに限る。）への燃料の優先供給
- (3) 乙が取り扱う物資（前2号に規定する燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 帰宅困難者等に対する給油所（乙の組合員が営業するものに限る。以下同じ。）の一時休憩所としての開放（水道水、トイレ等の提供を含む。）
- (5) 給油所での帰宅困難者等に対する災害情報、通行可能な道路情報及び近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 給油所での傷病者である帰宅困難者等に係る救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項第1号から第3号までに掲げる業務（以下「燃料等調達業務」という。）については、県は、愛媛県以外の災害について、国若しくは関係都道府県知事から支援を要請された場合又は支援の必要が認められる場合において燃料等を調達する必要があると認めるときも、乙に対し協力を要請することができる。

3 甲及び乙は、帰宅困難者等の支援に関し、第1項第4号から第6号までに掲げる業務（以下「帰宅困難者等支援業務」という。）以外の事項についても、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（要請の方法）

第2条 燃料等調達業務に係る前条第1項及び第2項の要請は燃料等調達要請文書（別紙1）を、帰宅困難者等支援業務に係る同条第1項の要請は帰宅困難者等支援要請文書（別紙2）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 燃料等調達業務に係る第1条第1項又は第2項の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を措置状況報告書（別紙3）により甲に報告するものとする。

2 帰宅困難者等支援業務に係る第1条第1項の要請を受けたときは、乙は可能な範囲内において支援を実施するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないとみられるときは、甲の要請を待たずに、帰宅困難者等支援業務を実施するよう努めるものとする。

(燃料等の対価)

第4条 燃料等調達業務に係る第1条第1項及び第2項の要請に基づき供給された燃料等の対価及びその運搬費用は、甲（第1条第1項第2号の医療機関、社会福祉施設等に供給した場合にあっては、当該医療機関、社会福祉施設等。次項及び次条において同じ。）が負担するものとする。

2 前項の費用は、燃料等の供給後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

3 帰宅困難者等支援業務の実施に要した費用は、当該業務を実施した者が負担するものとする。

(代金の支払)

第5条 甲が供給を受けた燃料等の代金は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙は、燃料等調達業務に係る第1条第1項及び第2項の要請に基づく燃料等の供給に際し、やむを得ない事由が発生したことにより供給を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(協力体制の構築等)

第7条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するため、平常時から防災に関し、必要な対策について協議し、その実施等について協力するものとする。

2 乙は、この協定に基づいて燃料等を供給することができる県内の給油取扱所の一覧（別紙4）を作成し、この協定の成立の日及び記載内容に変更があった場合に、甲に報告するものとする。

3 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

4 甲は、災害時等に乙が燃料等の供給能力を十分に発揮できるよう、内閣が閣議決定する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に留意するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成17年2月14日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 3月31日

松山市一番町4丁目4番地2  
甲 愛媛県  
知事 中村 時 広

松山市愛光町1番24号  
乙 愛媛県石油商業組合  
理事長 三原 英 人

愛媛県石油商業組合  
理事長 殿

愛媛県知事

災害時における自動車の燃料等の調達の要請について

災害時における自動車の燃料等の調達及び帰宅困難者等の支援に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置について、協定第3条第1項に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する燃料等

要 請 期 間	要請する油種又は物資	要 請 数 量	対象給油取扱所
月 日 ～ 月 日			

注 要請数量は、一日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課  
担当  
電話  
E-mail

愛媛県石油商業組合  
理事長 殿

愛媛県知事

災害時における帰宅困難者等の支援の要請について

災害時における自動車の燃料等の調達及び帰宅困難者等の支援に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請する帰宅困難者等の支援内容

2 要請期間

3 対象地域

4 問い合わせ先

部 課

担当

電話

E-mail

愛媛県知事 殿

愛媛県石油商業組合  
理事長

災害時における自動車の燃料等の調達及び帰宅困難者等の支援に関する協定第3条第1項により、  
当組合の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

該当給油取扱所に対する燃料等の供給要請状況

供給可能年月日	対象油種又は物資	供給可能数量	給油取扱所

別紙4 給油取扱所一覧（第7条関係）

給 油 取 扱 所 一 覧

（ 年 月 日現在）

給油所の名称	所 在 地	電話番号（FAX）

注 既存の資料をもって、この様式に替えることができるものとする。



## 10-8 災害時における生活必需物資の調達に関する協定

(防災危機管理課)

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その製造又は調達が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 愛媛県以外の災害について、国又は関係都道府県知事から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が製造又は調達可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、物資発注書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、

乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを市町に代行させることができる。
- 4 甲は、当該場所への物資運搬を乙の指定業者が行うことをあらかじめ承諾する。

(費用負担)

第6条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する額は、乙が引渡し場所への運搬終了後に提出する出荷確認書等に基づく災害発生直前時の販売価格とする。
- 3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 甲と乙は、担当者連絡先報告書(別紙3)により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(その他)

第10条 乙は、自己の加盟店又は配送業者等の関係者に最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるものとするが、甲は、乙がフランチャイズ契約等の制限から関係者に協定の履行を強制することが困難な場合があることを承認する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた

事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(効力)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年2月14日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛 媛 県  
知 事

大阪府吹田市豊津町9番1号

乙 株式会社ローソン  
代表取締役社長

別 表

確保が必要な物資

期間	発災直後	発災後3～4日まで	3～4日以降
想定	ライフラインストップ	電気・水道復旧	電気・水道復旧
食料	(調理不要の食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 飲 料 (水・お茶) 牛 乳 その他	(主食+副食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 飲 料 (水・お茶等) 果 実 牛 乳 その他	(自炊の為の食材) 米 穀 野 菜 果 実 食 肉 魚 類 漬 物 佃 煮 味噌醤油 塩 マヨネーズ 牛 乳 その他
物資	日用品 下着類、タオル、軍手、雨具、オムツ (紙)、生理用品、石鹼、洗剤、 ちり紙、箸、スプーン、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、 カセットボンベ、ローソク、携帯ラジオ、携帯電話用充電器、その他		

※ 上記以外に必要な物資については、打ち合わせる事。

別紙1

物 資 発 注 書

第 号  
平成 年 月 日

(法人名)  
(代表者) 殿

愛媛県知事

災害時における生活必需物資の調達の要請について

「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」第1条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第4条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する物資

調達要請期間	調達要請物資	調達要請数量	引渡し希望場所
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

(注) 調達要請数量は、1日あたりの数量とする。

問い合わせ先 部 課

担当

TEL

E-mail

FAX

別紙2

措置状況報告書

平成 年 月 日

愛媛県知事

殿

(法人名)

(代表者)

「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」第4条の規定に基づき、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量等

調達可能期間	調達可能物資	調達可能数量	引渡し場所
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

2 物資の引渡し場所及び方法（いずれかに○をつける）

- ① 愛媛県の引渡し希望場所まで当社が搬入する。
- ② 当社が指定する場所で愛媛県に引き渡す。
- ③ その他

運搬方法（陸路、空路、海路）

担当者氏名

TEL

FAX

E-mail

## 担当者連絡先報告書

平成 年 月 日

殿

「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」第8条の規定に基づき、担当者名及び連絡先を下記のとおり報告します。

## 記

順位	所 属	担当者名	電話(FAX)番号
1			TEL FAX
2			TEL FAX
3			TEL FAX

(注)電話(FAX)番号は、緊急時に使用するものです。

愛媛県と愛媛県生活協同組合連合会とは、平成17年2月14日に締結した「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」の全部を変更し、次のとおり協定する。  
変更後の協定は、平成30年3月27日から効力を有するものとする。

## 10-9 災害時における生活必需物資の調達等に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達、運搬、輸送及び保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認められるときには、乙に対し、次条に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 愛媛県以外の災害について、国又は関係都道府県知事から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

### （協力内容）

第2条 甲が乙に協力を要請できる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 乙が調達可能な物資の供給
- (2) 乙に加盟する消費生活協同組合（以下「会員生協」という。）の車両による物資の輸送
- (3) 会員生協の施設における物資の受入、仕分け、保管・管理及び出庫等（以下「保管等」という。）
- (4) 災害対策本部における物資供給業務に関する助言等

### （協力範囲）

第3条 前条第1号の規定に基づき甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうちから、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

### （協力実施）

第4条 乙は、第2条に掲げる業務について甲から協力要請を受けたときは、会員生協を通じ、当該業務への協力等に積極的に努めるものとする。

### （要請の方法等）

第5条 第2条に掲げる業務の要請は、協力要請文書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第6条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

2 乙は、乙と会員生協との連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来たさないよう常に点検・改善に努めるものとする。



#### (物資の運搬、引き渡し)

- 第7条 第2条第1号の規定に基づく物資の引き渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引き渡し場所までの物資の運搬は、原則として会員生協が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。
- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。
  - 3 甲は、前項による引き取りを市町に代行させることができる。

#### (費用負担)

- 第8条 第2条第1号の規定により、会員生協が供給した商品の対価及び会員生協が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用は、引き渡し場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。
  - 3 第2条第2号及び第3号の規定により実施した物資の輸送及び保管等に係る費用は、甲が負担するものとし、金額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。
  - 4 第2条第4号の規定により実施した業務に係る費用に関する甲の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### (代金等の支払)

- 第9条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた代金等を速やかに支払うものとする。

#### (担当者等の報告)

- 第10条 甲と乙は、この協定にかかる担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

#### (協議)

- 第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

#### (有効期間)

- 第12条 この協定は、平成30年3月27日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年3月27日

松山市一番町4丁目4番地2  
甲 愛媛県  
知事 中村 時 広

松山市朝生田町3丁目1番12号  
乙 愛媛県生活協同組合連合会  
会長理事 松 本 等

## 別 表

### 調達物資の範囲

#### 1 食料及び飲料

おにぎり 弁当 パン 缶詰 水 飲料 牛乳 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果実	米穀 野菜 食肉 魚類 漬物 佃煮 味噌・醤油 塩 粉ミルク
--	--

#### 2 生活必需品等

タオル 雨具 おむつ（紙） おむつカバー 生理用品 石鹼、洗剤 ちり紙、ティッシュペーパー トイレットペーパー ポリ袋 皿、茶碗 はし、スプーン マッチ、ライター ローソク 懐中電灯 乾電池  蚊取線香（夏期） 使い捨てカイロ（冬期）	軍手 サラシ なべ やかん バケツ 哺乳ビン 毛布 テント シャツ 下着類 作業着、トレーニングウェア 飯合 運動靴 卓上コンロ、卓上ボンベ LP ガス、LP ガス器具
--	--

別紙1 協力要請文書（第5条関係）

第 号  
平成 年 月 日

愛媛県生活協同組合連合会  
会長 殿

愛媛県知事

災害時における生活必需物資の調達等の要請について  
災害時における生活必需物資の調達等に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。  
なお、本要請に対する措置について、協定第6条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

1 物資の供給業務（第2条第1号関係）

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日			

注 調達要請数量は、1日あたりの数量とする。

2 物資の輸送業務（第2条第2号関係）

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで

3 物資の保管等の業務（第2条第3号関係）

主な保管品目	数量	保管期間	保管施設を要する地域名
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	

4 災害対策本部における物資供給業務に関する助言等の業務（第2条第4号関係）

業務内容	人数	派遣期間	派遣場所
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	

問い合わせ先 部 課  
担当  
電話  
E-mail

別紙2 措置状況報告書（第6条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事

殿

愛媛県生活協同組合連合会  
会長

災害時における生活必需物資の調達等に関する協定第6条により、当連合会の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 物資の供給業務（第2条第1号関係）

供給期間	供給物資	供給数量	引渡し場所

2 物資の輸送業務（第2条第2号関係）

輸送業務実施日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事者量数
			地先から 地先まで			

3 物資の保管等の業務（第2条第3号関係）

物資の保管等を行う会 員生協名			
保管施設の所在地・名 称・面積	所在地	名称	面積
保管期間・保管品目・ 数量	保管期間	保管品目	数量

※保管等を行った物資の内容は別様式により報告

4 災害対策本部への派遣職員

派遣する者の所属	氏名	派遣期間	派遣場所
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	

## 10-10 災害時における物資供給に関する協定書（防災危機管理課）

愛媛県（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、災害時における物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙から物資を調達するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。
- 3 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかにそ

の実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 費用は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 費用は、乙からの請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成20年12月18日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 加 戸 守 行

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO法人コメリ災害対策センター

理事長 捧 賢 一

別 表

災害時における緊急対応可能な物資（第3条第1号に規定する物資）

分 類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイール、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係	救急ミニトイレ



## 10-11 災害時における食料（パン）の調達に関する協定

愛媛県(以下「甲」という。)と株式会社四国シキシマパン(以下「乙」という。)とは、災害時に必要な食料(パン)(以下「食料」という。)の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、食料を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その製造又は調達が可能な食料の供給を要請することができる。

- (1) 愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 愛媛県以外の災害について、国又は関係都道府県知事から食料の調達のあっせんを要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

(要請の方法)

第2条 第1条の要請は、食料発注書(別紙1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第3条 第1条の要請に基づき、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書(別紙2)により甲に提出するものとする。

(食料の運搬、引渡し)

第4条 食料の引渡し場所及び運搬については、甲乙協議のうえ決定する。

- 2 甲は、引渡し場所に職員を派遣し、食料を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引取りを市町に代行させることができる。

(費用負担)

第5条 乙が供給した食料の対価は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する額は、乙が引渡し場所への運搬終了後に提出する出荷確

認書等に基づく通常卸価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第6条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第7条 甲と乙は、担当者連絡先報告書(別紙3)により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が食料を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年8月22日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県  
知 事

愛媛県伊予郡砥部町岩谷口110番地

乙 株式会社四国シキシマパン  
代表取締役社長

別紙 1

食 料 発 注 書

第 号  
平成 年 月 日

株式会社四国シキシマパン

代表取締役社長

様

愛媛県知事

災害時における食料（パン）の調達の要請について

「災害時における食料（パン）の調達に関する協定」第1条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第3条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する食料

調達要請期間	調達要請数量	引渡し希望場所
年 月 日	個	

(注) 調達要請数量は、1日あたりの数量とする。

別紙2

措置状況報告書

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

株式会社四国シキシマパン  
代表取締役社長

「災害時における食料（パン）の調達に関する協定」第3条の規定に基づき、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量等

調達可能期間	調達可能数量	引渡し場所
年 月 日	個	

2 物資の引渡し場所及び方法（いずれかに○をつける）

- ① 愛媛県の引渡し希望場所まで当社が搬入する。
- ② 当社が指定する場所で愛媛県に引き渡す。
- ③ その他

運搬方法（陸路・空路・海路）

担当者連絡先報告書

平成 年 月 日

様

「災害時における食料（パン）の調達に関する協定」第7条の規定に基づき、担当者名及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

順位	所属	担当者名	電話（FAX）番号
1			TEL FAX
2			TEL FAX
3			TEL FAX

(注) 電話（FAX）番号は、緊急時に使用するものです。

## 10-12 災害時における応急生活物資の供給及び 帰宅困難者の支援に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給及び交通が途絶等により帰宅が困難となった通勤者、通学者等（以下「帰宅困難者」という。）の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が行う被災地等への物資調達及び供給等の活動並びに交通が途絶した場合における帰宅困難者の支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （物資の範囲）

第2条 この協定に係る物資とは、原則として食料品、飲料水、日用品及び生活雑貨とし、別表に定めるもののうち、甲から乙に対する要請時点で、乙が調達及び製造可能な物資とする。

### （協力要請）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資の調達が必要と認められる際の物資の供給
- （2） 乙の店舗における、帰宅困難者に対する、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報等の提供
- （3） 乙の店舗における、帰宅困難者に対する、水道水、トイレ等の提供

2 前項に係る要請は、甲から乙に対し文書をもって行うもの

とする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- 3 第1項第2号及び第3号に規定する店舗は、愛媛県内にあり、かつ、同項の事項の全部又は一部について協力可能な店舗とする。
- 4 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

(要請に伴う措置)

第4条 乙は、前条第1項の規定により同項第1号の事項について甲から協力要請を受けたときは、可能な範囲において物資の供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

- 2 前項の規定による協力の範囲は、乙による物資の調達、製造、運搬及び供給のほか、連絡員として甲が設置する災害対策本部への乙による人員派遣も含むものとする。
- 3 乙は、前条第1項の規定により同項第2号及び第3号の事項について甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において帰宅困難者への支援を実施するものとする。ただし、同項第2号及び第3号の支援を実施しようとする場合であつて、甲が乙に対し、通信の途絶により要請を行うことができないときは、乙は甲の要請を待たないで支援を実施することができる。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 第3条第1項の要請に基づく被災地への物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、乙は、その都度甲の指定する場所で甲の指定する者へ物資を引き渡すものとする。

- 2 乙による被災地への物資の運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。



(実績報告)

第6条 乙は、本協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、別に定める様式により実績報告を行うものとする。

(費用負担)

第7条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたる等、運搬に係る費用が乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

3 乙が行った人員派遣に係る費用は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

4 第3条第1項第2号及び第3号に規定する支援に要した経費は、乙が負担するものとする。

(体制の整備)

第8条 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、物資供給及び帰宅困難者への支援に支障を来さないよう、常に点検、改善に努めるものとする。

(実施要領)

第9条 この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、実施要領として別に定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定及び前条の実施要領に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定める

ものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成19年5月22日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 加 戸 守 行

東京都豊島区東池袋4-26-10

乙 株式会社ファミリーマート

専務取締役 総合企画本部長 播磨真一郎

別表（第2条に規定する物資）

物資区分	区 分	品 名
食 料 品	主 食	おにぎり、弁当
	副 食	缶詰、カップみそ汁、カップラーメン、レトルト食品
	飲 料	水、茶
日用品及 び生活雑 貨	衣料等	下着類、軍手、タオル
	日用品	紙オムツ、石鹼、洗剤、ティッシュ、ライター、カップ、生理用品、割り箸、スプーン、懐中電灯、乾電池
そ の 他	上記に定めのないもののうち、災害状況に応じて甲が緊急に指定する物資で乙が調達又は製造可能な物資	

## 10-13 災害時における水輸送の協力に関する協定（経営支援課）

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県生コンクリート工業組合（以下「乙」という。）とは、災害時の対策に必要な水の輸送（以下「水輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、水輸送の必要があると認められるときは、乙に対し、乙の組合員が保有する輸送車（ミキサー車等をいう。以下同じ。）による水輸送について協力を要請することができる。

(1) 愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 愛媛県以外の災害について、国又は関係都道府県知事から支援を要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

（要請の方法）

第2条 前条の要請は、水輸送要請文書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（輸送する水）

第3条 乙は、第1条の要請を受け、災害現場等の保全対策や復旧作業のために使用する水（飲料水を除く。）を輸送車で輸送するものとする。

2 輸送する水は、乙が確保する。

（経費の負担）

第4条 輸送車の運行のための経費及び乙が輸送する水を確保するための経費は、乙の負担とする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、措置の終了後、措置状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

（担当者等の報告）

第6条 甲と乙とは、この協定に係る担当者、連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第8条 この協定は、平成18年8月23日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年8月22日

松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛媛県  
知事 加戸守行

松山市天山3丁目8番20号

乙 愛媛県生コンクリート工業組合  
理事長 中井市蔵

愛媛県生コンクリート工業組合  
理事長 様

愛媛県知事

災害時における水輸送の協力に関する要請について  
災害時における水輸送の協力に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。  
なお、本要請に対する措置が終了した場合には、協定第5条に定める措置状況報告書により報告願  
います。

記

要請期間	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	～ 年 月 日	～ 年 月 日	～ 年 月 日
輸送先 (所在地、名称)			
輸送水の量 ※希望量	k l	k l	k l
その他 留意事項			

問い合わせ先 部 課  
担当  
電話  
E-mail

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

愛媛県生コンクリート工業組合  
理事長

災害時における水輸送の協力に関する協定第5条の規定に基づき、当組合の措置状況を下記のとおり報告します。

記

輸送期間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
輸送先 (所在地、名称)			
輸送水の量	k l	k l	k l
輸送車の 輸送回数 (運行実台数・ 協力組合員数)	延べ 回 (運行実台数 台) (協力組合員数 社)	延べ 回 (運行実台数 台) (協力組合員数 社)	延べ 回 (運行実台数 台) (協力組合員数 社)
その他 報告事項			

## 10-14 災害時における物資の調達に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における物資の調達に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、物資調達要請文書（別紙1）をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に物資調達要請文書を交付するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書（別紙2）を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（改正又は廃止）

第9条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第10条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年8月21日

	愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
甲	愛媛県
	知事
	中村時広
	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
乙	イオンリテール株式会社
	支社長
	中四国カンパニー
	末次綱三

別表

■ 災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
<p>食料品</p> <p>おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、 粉ミルク、缶詰(イージーオープン)</p> <p>生活必需品</p> <p>毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、 ウェットティッシュ、ゴミ袋 蚊取り線香(夏季) 使い捨てカイロ(冬季)</p>	<p>食料品</p> <p>精米、即席麺、食パン、レトルト食品 漬物、梅干、野菜、調味料、肉類、 菓子類、果物、お茶</p> <p>生活必需品</p> <p>タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、 カセットボンベ、石鹼、歯ブラシ ティッシュペーパー、常備薬 救急セット、防水シート</p>



別紙1 物資調達要請文書（第5条関係）

第 号  
平成 年 月 日

（法人名）  
（代表者）様

愛媛県知事

災害救助に必要な物資の調達の要請について  
災害救助に必要な物資の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日			

注 要請数量は、1日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課  
担当  
電話  
ファックス  
メール

別紙2 出荷確認書（第6条関係）

平成 年 月 日

（法人名）  
（代表者）様

愛媛県知事

災害時における物資の調達に関する協定第6条に基づき、下記のとおり提出します。

記

確認の状況

実施年月日	確認品目	確認数量	搬入場所

問い合わせ先 部 課  
担当  
電話  
ファックス  
メール

## 10-15 生活衛生関係営業に係る災害時支援協定（薬務衛生課）

愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県生活衛生同業組合連合会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙の会員である生活衛生同業組合（以下「組合」という。）が実施する支援業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における避難者の生活衛生の向上を図るために必要な業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（業務及び対象組合）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 避難所等での理容、美容、クリーニングのボランティアの実施
- (2) 炊き出しのボランティアとしての人員の派遣
- (3) 避難所等としての施設の提供
- (4) 入浴施設の開放、入浴の便宜供与
- (5) 救援物資の提供

2 本協定の対象となる組合及び具体的な業務は別表のとおりとする。

（業務の提供及び報告）

第4条 乙は、甲から第2条に定める要請があったときは、組合間の調整を行ったうえで、業務の提供を行う組合を決定するものとする。

2 前項で決定された組合は、可能な限り、避難所又は組合員の営業施設等において業務の提供を行うものとする。

3 前項の業務の提供を行った組合は、業務が完了したときは、速やかに業務実施状況を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙の業務の提供に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、甲が別途負担すると認めたものについてはこの限りでない。

(有効期間)

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないかぎり、その効力を継続する。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年11月2日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 中 村 時 広

愛媛県松山市本町7丁目2

乙 社団法人愛媛県生活衛生同業組合連合会

会 長 大 森 利 夫

別表（第3条関係）

対 象 組 合 及 び 業 務

組 合 名	業 務
愛媛県理容生活衛生同業組合	避難所等での理容ボランティア
愛媛県美容業生活衛生同業組合	避難所等での美容ボランティア
愛媛県クリーニング業生活衛生同業組合	被災者の毛布、衣料等の洗濯ボランティア
愛媛県興行生活衛生同業組合	簡易避難所としての場所の提供
愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合	入浴施設の開放、被災者に対する入浴の便宜供与
愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合	避難所等としての施設の提供
愛媛県食肉商業生活衛生同業組合	救援物資の提供
愛媛県中華料理生活衛生同業組合	救援物資の提供、炊き出しのボランティアの派遣
愛媛県料飲業生活衛生同業組合	救援物資及び施設の提供、炊き出しのボランティアの派遣
愛媛県すし商生活衛生同業組合	救援物資の提供、炊き出しのボランティアの派遣
愛媛県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	救援物資の提供
愛媛県喫茶業生活衛生同業組合	救援物資の提供、炊き出しのボランティアの派遣
愛媛県社交飲食業生活衛生同業組合	救援物資の提供

## 10-16 災害時における救援物資提供に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）とイー・ドリンコ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 愛媛県内に大規模災害等の人命にかかわる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は、次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、次のものを別途書面で定めた方法により甲に無償提供するものとする。

- （1） 別途書面にて特定する災害救援ベンダー（自動販売機）の機内在庫の製品
- （2） 災害救援ベンダー（自動販売機）1台につき、設置場所に備蓄するビスケット160食、アルファ米50食、水2ℓペットボトル120本

（要請の手続き）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（別紙）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙い

ずれかから協定解消の申出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年3月15日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 加 戸 守 行

東京都港区芝三丁目8番2号

乙 イー・ドリンコ株式会社

代表取締役社長 尾 崎 恵 二

※業務体制の変更等により、平成23年2月にダイードリンコ株式会社  
に承継、平成24年4月に株式会社光藤に承継、令和3年1月に  
ダイドー光藤ビバレッジ株式会社に承継

別紙（第4条関係）

救援物資提供要請書

イー・ドリンコ株式会社

代表取締役社長

様

愛媛県知事

貴社の所有する下記の災害救援ベンダー（自動販売機）の機内在庫製  
品及びビスケット 160 食、アルファ米 50 食、水 20 ペットボトル 120  
本について無償提供を要請します。

記

災害救援ベンダー設置場所

---



災害時における救援物資提供に関する協定書の一部を改正する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社光藤（以下「乙」という。）は、平成22年3月15日に締結した災害時における救援物資提供に関する協定書の一部を次のとおり改正し、平成27年1月28日から適用する。

第3条（2）中「ビスケット160食」を「乾パン24食、ビスケット24食、クラッカー24食」に改める。

別紙中「ビスケット160食」を「乾パン24食、ビスケット24食、クラッカー24食」に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年1月28日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 中 村 時 広

愛媛県今治市立花三丁目1番16号

乙 株式会社光藤

代表取締役 光 藤 貴 志

## 災害時における救援物資提供に関する協定書の一部を改正する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）とダイドー光藤ビバレッジ株式会社（以下「乙」という。）は、平成 22 年 3 月 15 日に締結した災害時における救援物資提供に関する協定書の一部を次のとおり改正し、令和 4 年 6 月 15 日から適用する。

1 第 3 条を次のとおり改める。

第 3 条 乙は、前条の要請を受けたときは、別途書面で定めた方法により、災害救援ベンダー（自動販売機）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

2 第 5 条を次のとおり改める。

第 5 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 か月前までに甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって更に 1 年間継続するものとし、以降も同様とする。

3 別紙（第 4 条関係）を次のとおり改める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 4 年 6 月 15 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲 愛 媛 県

知 事 中村 時広

愛媛県今治市立花三丁目 1 番 16 号

乙 ダイドー光藤ビバレッジ株式会社

代表取締役社長 岩田 章男

別紙（第4条関係）

救援物資提供要請書

ダイドー光藤ビバレッジ株式会社  
代表取締役社長 様

愛媛県知事

貴社の所有する下記の災害救援ベンダー（自動販売機）の機内在庫製品について無償提供を要請します。

記

災害救援ベンダー設置場所

---

## 10-17 災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等に対する入浴支援等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、愛媛県において地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の被災者が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲から乙に一定期間協力を要請し、入浴支援や生活用水等の提供等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、第1条の目的を達成するために、次の業務について必要が生じた場合は、乙に対して一定期間協力を要請するものとする。

- （1）被災者等に対する入浴支援
- （2）被災者等に対する生活用水の提供
- （3）生活支援物資の置場提供
- （4）その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

### （業務の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、できうる範囲で要請業務を実施するものとする。

2 乙は、業務の実施にあたり、業務内容、方法等について、業務実施先の市町と打ち合わせ、確認を行うものとする。

### （業務の報告）

第4条 乙は、第2条各号の協力を実施したときは、速やかに別記様式2により甲に報告を行うものとする。

### （経費の負担）

第5条 乙がこの協定に基づき実施した業務に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法に基づく基準額を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （経費の請求）

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

### （経費の支払い）

第7条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

### （連絡責任者）

第8条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課長、乙にあつては愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長とする。

### （災害時の情報提供）

第9条 乙は、この協定に基づく業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するもの

とする。

(守秘義務)

第 10 条 乙は、この協定に基づく業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年6月12日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県

知事 中村 時広

乙 愛媛県松山市萱町2丁目2-10

愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合

理事長 尾原 譲

別記様式 1

番 号  
年 月 日

(協力要請先の長) 様

愛 媛 県 知 事

協 力 要 請 書

災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定第 2 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所属 職名・氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等 による要請の日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容 〔提供内容及び数量、 その他〕	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

別記様式 2

年 月 日

愛媛県知事 様

(協力要請先の長)

業 務 実 施 報 告 書

災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定第 4 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

報告担当者	所属 職名、氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等による要請の日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
文書要請日、文書番号	年 月 日付 第 号
要 請 内 容 〔提供内容及び数量、 その他〕	
従事者氏名	公衆浴場名 従事者氏名 電話番号
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

## 10-18 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

愛媛県警察本部及び四国管区警察局愛媛県情報通信部（以下「甲」という）と株式会社アクティオ（以下「乙」という）は、地震、津波、風水害等による災害時におけるレンタル機材の提供に関して次の通り協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県内に地震、津波、風水害等の災害が発生若しくは発生する恐れのある場合及び甚大な被害が発生した都道府県への派遣が見込まれる場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有する非常用電源、照明機器その他のレンタル機材（以下「機材」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において機材を要する時は、乙に対し機材の提供について協力を要請することが出来る。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行う時は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は電話等による口頭又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

### （協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、機材の優先的な提供及び運搬による協力を行うものとする。

2 乙は、前項の協力的に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。

3 乙は、協力を行う際、道路不通等により提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

### （機材の引き渡し）

第4条 機材の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認のうえ引き渡しを受けるものとする。

### （費用負担）

第5条 甲は、乙が提供した機材の対価及び乙が行った運搬に係る費用について



負担するものとする。

2 機材の対価及び運搬にかかる費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議事項)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議し定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲、乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

2 前項の解消の申し出は、30日前までに相手方に文書で申し出るものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年12月24日

甲 愛媛県警察本部  
本部長 川 邊 俊 一

四国管区警察局愛媛県情報通信部  
情報通信部長 大 森 栄 治

乙 株式会社アクティオ 四国支店  
支店長 浜 田 喜 代 己

株式会社アクティオ四国支店との「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書」に関する覚書

この覚書は、平成26年12月24日付で、愛媛県警察本部（以下「甲」という）と株式会社アクティオ四国支店（以下「乙」という）との間で締結した「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書」に関し、より実効的な協定とするため、次のとおり細部事項を定め、覚書を締結する。

- 1 夜間及び休日等において、大規模な災害の発生が予想される場合、甲は乙に対し、あらかじめ関係社員の待機、同社員への連絡方法及び連絡内容等について協議できるものとする。
- 2 甲は、緊急の救出救助活動が予想される場合、1に定める乙社員に連絡し、救出救助活動に必要なレンタル機材（以下「機材」という）の提供を要請できるものとし、乙は甲の要請に応じ必要な機材を準備するものとする。
- 3 機材の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は当該引き渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認のうえ引き渡しを受けるものとする。
- 4 甲は、乙から機材の引き渡しを受けた場合、救出救助活動がなく、機材を使用しなかった場合でも、その対価及び乙が行った運搬に係る費用について負担するものとする。
- 5 機材の対価及び運搬に係る費用は、引き渡しを受ける直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 6 この覚書の実施に関し必要な事項又はこの覚書に定めのない事項については、その都度甲乙が協議し定めるものとする。

7 この覚書は、平成30年9月1日からその効力を有するものとし、両者いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力は継続する。

8 この覚書は、3部を正文として作成し、両者がそれぞれ1部ずつ保有するものとする。

平成30年9月1日

甲 愛媛県警察本部  
本部長

松下 整

四国管区警察局愛媛県情報通信部  
情報通信部長

笥 博文

乙 株式会社アクティオ 四国支店  
支店長

武川 大介

## 災害発生時における物資供給に関する協定

愛媛県警察本部（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、地震その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給（貸与を含む。以下同じ。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙から物資を調達するために必要な事項を定めるものとする。

（物資の供給の協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができるものとする。

- (1) 愛媛県の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 愛媛県の区域外において災害が発生し、当該区域を管轄する都道府県警察への派遣が見込まれる場合

（調達物資の範囲）

第3条 本協定により、甲が乙に対し供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の規定による要請は、物資調達要請文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を措置状況報告書（様式第2号）により甲に通知するものとする。

（物資の引渡し等）

第6条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬できない

場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

2 甲は、物資の引渡しに当たっては、当該物資を検査するものとし、当該検査に合格した物資について引渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議の上速やかに決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制、物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から起算して30日前までに、甲及び乙のいずれからも特別の意思表示がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年1月27日

甲 愛媛県警察本部長  
警視長 伊藤 昇 一

乙 NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧 雄 一 郎

## 10-21 災害時における物資の調達に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県パン協同組合（以下「乙」という。）及びその上部団体である全日本パン協同組合連合会中四国ブロック（以下「丙」という。）は、災害時に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請できるものとする。ただし、乙が被災等で供給が不可能な場合には、乙を通じて、又は甲が直接丙に供給を要請できるものとする。

- （1）愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）愛媛県以外への物資の供給のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は供給の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙又は丙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙又は丙が保有又は調達可能な物資とする。

- （1）パン
- （2）米飯
- （3）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、物資調達要請文書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙又は丙は甲の意思を確認の上、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙又は丙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙又は丙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲、乙又は丙が協議の上定めるものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は丙が行うものとする。ただし、乙又は丙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができる。

（費用）

第6条 第2条の調達物資の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、引渡し場所への運搬終了後、乙又は丙の提出する出荷確認書等に基

づき、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲、乙又は丙が協議して定める。

(代金の支払)

第7条 甲が引き取った物資の代金は、乙又は丙からの請求後、速やかに支払うものとする。

(担当者等との報告)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定にかかる担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相互に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相互に報告するものとする。

(市町長協定との調整)

第9条 乙又は丙が県内市町長と同様の協定を締結している場合は、市町長との協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲、乙及び丙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年3月19日

松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 中村 時広

松山市本町6丁目6番7号ロータリー本町919

乙 愛媛県パン協同組合

理事長 篠崎 清栄

徳島県板野郡板野町吹田平山60番4号有限会社東條文明堂内

丙 全日本パン協同組合連合会中四国ブロック

ブロック長 木内 千春

全日本パン協同組合連合会中四国ブロック 所属組合

所在地 鳥取県鳥取市南安長 1 丁目 1 6 番 5 号  
名 称 鳥取県パン協同組合  
代表者 理事長 三島 美博

所在地 島根県松江市矢田町 2 5 0 番 2 0 号 株式会社マツヤ神戸屋内  
名 称 島根県パン工業組合  
代表者 理事長 長谷川 豊

所在地 岡山県岡山市北区西古松 2 丁目 9 番 7 号  
名 称 岡山県パン協同組合  
代表者 理事長 妹尾 光雄

所在地 広島県広島市南区比治山町 1 番 2 4 号  
名 称 広島県パン工業協同組合  
代表者 理事長 越智 行雄

所在地 広島県尾道市土堂 2 丁目 1 0 番 3 号 尾道商工会議所内  
名 称 広島県東部パン協同組合  
代表者 理事長 廣川 徹

所在地 山口県山陽小野田市鴨ノ庄 9 3 番 1 号  
名 称 山口県パン工業協同組合  
代表者 理事長 岩本 秀行

所在地 徳島県板野郡板野町吹田平山 6 0 番 4 号 有限会社東條文明堂内  
名 称 徳島県製パン協同組合  
代表者 理事長 木内 千春

所在地 香川県高松市八坂町 2 番 2 0 号  
名 称 香川県パン協同組合  
代表者 理事長 森 嗣喜

所在地 愛媛県松山市本町 6 丁目 6 番 7 号ロータリー本町 9 1 9  
名 称 愛媛県パン協同組合  
代表者 理事長 篠崎 清栄

所在地 高知県高知市大川筋 1 丁目 3 番 3 9 号土佐建材ビル 2F  
名 称 高知県製パン協同組合  
代表者 理事長 辻 永晃



別紙1 物資調達要請文書（第3条関係）

第 号  
平成 年 月 日

(組合名)  
(代表者) 様

愛媛県知事

災害時における物資の調達の要請について

災害時における物資の調達に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。  
なお、本要請に対する措置について、協定書第4条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日			

注 要請数量は、一日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課  
担当  
電話  
E-mail

別紙2 措置状況報告書（第4条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

(組合名)

(代表者名)

災害時における物資の調達に関する協定書第4条により、当組合の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置の状況

実施年月日	出荷品目	出荷数量	搬入場所

災害時における物資供給及び店舗の営業継続又は早期再開に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他災害（以下総称して「災害」という。）が発生した場合における被災住民等を支援するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びに乙が直営方式又はフランチャイズ方式により展開するコンビニエンスストア「セブン-イレブン店」（以下総称して「セブン-イレブン店」という。）の営業継続又は早期再開に関して次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、甲及び近隣県等において災害が発生又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（調達可能物資の照会）

第3条 甲は必要がある場合に、乙に対し、供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。ただし、乙が実際に甲に供給する物資の範囲、個数、日時等は、甲から乙に対して要請された時点で乙が対応可能なものに限るものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資要請書」（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙が甲より第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「措置状況報告書」（別紙2）により甲に提出するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(費用負担)

第7条 甲からの要請に基づき乙が供給した物資の対価は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の対価は、引渡し場所への運搬終了後、乙の所定の納品書等に基づいた数量、災害発生直前の乙の店舗での販売価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 前条の規定により乙が行った運搬等に係る費用は甲の負担とする。

(費用の支払い)

第8条 甲又は甲の指定する地方自治体は、乙から引渡しを受けた物資の対価及び乙が行なった運搬等の費用について、乙からの請求後、速やかに乙指定口座へ振込みにて支払うものとする。

(店舗の営業継続又は早期再開)

第9条 甲は、県民の生活安定を確保するため、乙に対して災害発生時におけるセブン-イレブン店の営業継続又は早期再開を要請することができる。

2 乙は、甲の前項の要請に対し、乙の経営する直営店舗の営業継続又は早期再開に努めるとともに、フランチャイズ加盟店の店舗の営業継続又は早期再開を支援し、もって被災地域内における物資の安定供給に最大限努めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙のフランチャイズ方式による店舗展開を十分に理解していることから、乙がフランチャイズ加盟店に対し営業の継続又は早期再開を強制できるものではないことを了承する。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第11条 甲は、乙が、甲の要請に基づき、物資の運搬及び供給を行うために必要な車両及び店舗の営業継続又は早期再開を行うために必要な車両について、緊急通行車両等として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(その他)

第12条 乙は、セブン-イレブン店の関係者（配送業者等）に最大限の努力をもってこの協定の履行に協力するよう求めるが、各々独立した事業者であることから、実施することが困難な事情がありうることを、甲は予め承諾する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期限は、協定締結日から1年間とする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第14条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除する日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合については、その都度、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月9日

甲 愛媛県松山市一番町4丁目4-2  
愛媛県  
知事 中村時広

乙 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役社長 井阪隆一

別紙1 物資要請書（第4条関係）

年 月 日

株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
（代表者） 様

愛媛県知事

物資要請書

災害時における物資供給及び店舗の営業継続又は早期再開に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、同協定書第5条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

供給を要請する物資

要請期間	品目	数量	指定供給先	備考

別紙2 措置状況報告書（第5条関係）

年 月 日

愛媛県知事 殿

株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
(代表者)

措置状況報告書

災害時における物資供給及び店舗の営業継続又は早期再開に関する協定書第5条の規定により、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置状況

措置期間	品目	数量	搬送先	備考

## 10-23 災害時における物資の供給及び被災者等への支援に関する協定書 (防災危機管理課)

愛媛県（以下「甲」という。）と四国乳業株式会社（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給及び被災者、帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### (協力要請)

第1条 甲は、乙に対し、災害時に次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙の保有又は調達可能な乳、乳製品、清涼飲料水、飲料水等（以下「物資」という。）の供給
  - (2) 被災者等に対する、乙の製品の販売店（以下「販売店」という。）が設置する自動販売機内の物資の無償提供（機内在庫が無くなった場合の無償補給を含む。）
  - (3) 被災者等に対する、乙の所有又は管理する事業所・駐車場等（以下「事業所等」という。）の一時避難場所・一時休憩所としての開放（水道水、トイレ等の提供を含む。）
  - (4) 乙の所有又は管理する事業所等における被災者等に対する災害情報、通行可能な道路情報及び近隣の避難所に関する情報等の提供
- 2 甲及び乙は、前項に掲げる事項のほか、可能な範囲で相互に協力を要請することができる。

### (要請の方法)

第2条 前条の規定による要請は、物資供給等要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

### (要請に伴う措置)

- 第3条 乙は、第1条第1項第1号に掲げる事項について甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において物資の供給及び運搬に協力するものとする。
- 2 乙は、第1条第1項第2号から第4号までに掲げる事項について甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において被災者等への支援を実施するものとする。ただし、甲が乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は甲の要請を待たないで支援を実施することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1条第1項第2号に掲げる事項は、本協定の趣旨に賛同する販売店の同意と協力が得られた場合に限り、実施するものとする。

### (物資の運搬)

- 第4条 被災地への物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、乙は、その都度甲の指定する場所で甲の指定する者へ物資を引き渡すものとする。
- 2 乙による被災地への物資の運搬が困難な場合は、状況に応じて、物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

### (実績報告)

第5条 乙は、甲からの協力の要請により、物資を供給したときは、措置状況報告書（別紙2）により、甲に対し実績報告を行うものとする。



(費用負担)

- 第6条 甲からの協力の要請により、乙が供給した物資の対価については、甲が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとし、その代金は適法な支払請求書を受理してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。
- 2 乙が行った物資の運搬に係る費用については、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたる等、運搬に係る費用が乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。
- 3 第1条第1項第2号から第4号までに掲げる事項に要した費用については、乙が負担するものとする。
- 4 第1条第2項の要請により、乙が協力を要した費用については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(情報の交換)

- 第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(疑義等の決定)

- 第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

(協定の有効期間)

- 第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年2月3日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県  
知事 中村 時 広

乙 愛媛県東温市南方955-1  
四国乳業株式会社  
代表取締役社長 三好 晶 夫

別紙1 物資供給等要請書（第2条関係）

平成 年 月 日  
第 号

四国乳業株式会社  
代表取締役社長 様

愛媛県知事 

災害時における物資の供給等に係る協力要請について

「災害時における物資の供給及び被災者等への支援活動に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第5条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

1 協力を要請する事由

2 要請する物資

要請期間	要請物資	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日			

注 要請数量は、1日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課

担 当  
TEL  
FAX  
Mail

別紙2 措置状況報告書（第5条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

四国乳業株式会社  
代表取締役社長

印

「災害時における物資の供給及び被災者等への支援活動に関する協定」第5条の規定に基づき、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置の状況

実施年月日	出荷品目	出荷数量	搬入場所

問い合わせ先 部 課

担 当  
TEL  
FAX  
Mail

## 10-24 災害時における物資（紙製品）の調達に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な物資（紙製品）（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、調達が可能な物資の供給を要請することができる。

- （1）愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）愛媛県以外の災害について、国若しくは関係都道府県知事から支援を要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

### （物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）トイレットペーパー
- （2）ティッシュペーパー
- （3）ウェットティッシュ
- （4）その他甲が指定する物資

2 前項に掲げる物資以外の物資についても、乙は、関係者（紙産業関連企業）を通じた調達に積極的に協力するものとする。

### （要請の方法）

第3条 第1条の要請は、物資要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第4条 乙が甲から第1条の要請を受けたときは、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

### （物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

### （費用の負担）

第6条 甲からの要請に基づき乙が供給した物資の対価及び運搬に要した費用は、甲又は甲の指定する者が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害が発生する直前における適

正な卸価格によるものとする。

(費用の支払)

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬する際には、必要に応じて、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月7日

松山市一番町四丁目4番地2  
甲 愛媛県  
知事 中村 時 広

四国中央市川之江町4084番1  
乙 公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会  
会長 服部 正

別紙1 物資要請書（第3条関係）

第 号  
年 月 日

公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会  
会長 様

愛媛県知事

災害時における物資（紙製品）の調達の要請について

災害時における物資（紙製品）の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置について、協定第4条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請する物資	要請数量	引渡し希望場所
年 月 日～ 年 月 日			

注 要請数量は、一日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課  
担当  
電話  
E-mail

別紙2 措置状況報告書（第4条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会  
会長

災害時における物資（紙製品）の調達に関する協定第4条により、当会の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量等

調達可能期間	調達する物資	調達可能数量	引渡し場所
年 月 日～ 年 月 日			

2 物資の引渡し場所及び方法（いずれかに○をつける）

- ① 愛媛県の引渡し希望場所まで当会が搬入する。
- ② 当会が指定する場所で愛媛県に引き渡す。
- ③ その他

## 10-25 災害時における物資の調達に関する協定（経営支援課）

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社マルヨシセンター（以下「乙」という。）は、災害時に必要な物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、調達可能な物資の供給を要請することができる。

- （1）愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）愛媛県以外の災害について、国若しくは関係都道府県知事から支援を要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

### （物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物資のうち、乙が調達可能なものとする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第3条 第1条の要請は、物資要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、可能な範囲において、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

### （物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難なときは、物資の運搬方法及び引渡場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

### （費用の負担）

第6条 甲からの要請に基づき乙が供給した物資の対価及び運搬に要した費用は、甲



又は甲の指定する者が負担するものとし、その費用の額は、引渡場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払)

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定に係る担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月7日

松山市一番町4丁目4番地2  
甲 愛媛県  
知事 中村時広

香川県高松市南新町4番地の6  
乙 株式会社マルヨシセンター  
代表取締役 佐竹克彦

別表（第2条関係）

要請物資一覧表

食料品	米、小麦粉、パン、漬物、缶詰、レトルト食品、インスタント麺、果物、粉ミルク、味噌、しょう油、塩、上白糖、食用油、容器入り飲料水
日用品	肌着、靴下、軍手、運動靴、長靴、タオル、雨具、刃物、なべ、やかん、ポリバケツ、飲料用ポリタンク、紙コップ、紙皿、はし、スプーン、ほ乳びん、ラップ、洗剤、石けん、歯ブラシ、歯磨き粉、ちり紙、トイレトペーパー、生理用品、紙おむつ、ごみ袋、ガムテープ、マッチ、ライター、ろうそく、乾電池、懐中電灯、蚊取り線香、使い捨てカイロ、救急絆創膏、ノートブック
燃料等	カセット式ガスコンロ、カートリッジガスボンベ

別紙1 物資要請書（第3条関係）

第 号  
年 月 日

株式会社マルヨシセンター  
（代表者） 様

愛媛県知事

災害時における物資の調達の要請について

災害時における物資の調達に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置について、同協定書第4条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	引渡希望場所	備考
月 日 ～ 月 日				

注 要請数量は、一日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課  
担当  
電話

E-mail

別紙2 措置状況報告書（第4条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

株式会社マルヨシセンター  
(代表者名)

災害時における物資の調達に関する協定書第4条の規定により、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置の状況

実施年月日	出荷品目	出荷数量	引渡場所	備考

## 10-26 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害等による災害時におけるレンタル機材等の提供に関して次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県内に地震、津波、風水害等の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有する建設用機械、照明機器その他のレンタル機材等（以下「機材等」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（調達機材等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する機材等は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な機材等とする。

- (1) 別表に掲げる機材等
- (2) その他甲が指定する機材等

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において機材等を要する時は、乙に対し機材等の提供について協力を要請することが出来る。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行う時は、愛媛県救援物資供給マニュアルに定める物資要請発注票（以下「発注票」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は電話等による口頭又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに発注票を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、機材等の優先的な提供及び運搬による協力を可能な限り行うものとする。

- 2 乙は、前項の協力に的確に対応するため、保有機材等の供給可能な体制を保持するものとする。
- 3 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するため、平常時から防災に関し、必要な対策について協議し、その実施等について協力するものとする。
- 4 乙は、協力を行う際、道路不通等により提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

（機材等の引き渡し）

第5条 機材等の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材等を確認のうえ引き渡しを受ける

ものとする。

- 2 乙は、物資等の供給を実施したときは、その供給終了後、遅滞なく甲に報告書（別紙1）を提出する。ただし、報告書をもって報告するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が提供した機材等の対価及び乙が行った運搬に係る費用について負担するものとする。

- 2 機材等の対価及び運搬にかかる費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡責任者の報告）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、連絡責任者名簿（別紙2）により協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

- 2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

（協議事項）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議し定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲、乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、30日前までに相手方に文書で申し出るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 31 年 1 月 25 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
甲 愛媛県  
知 事 中 村 時 広

東京都中央区日本橋 3 - 12 - 2  
朝日ビルヂング 7 階  
乙 株式会社アクティオ  
代表取締役社長 小 沼 直 人

別表

災害時における緊急対応可能な物資（第2条第1号に規定する物資）

分類	主な品目
作業機器類	ダンプ・クレーン付トラック・トラック・高所作業車・バックホー・タイヤショベル・不正地運搬車・洗浄機・ポンプ・コンプレッサー等
仮設用品	仮設現場ハウス・仮設トイレ・仮設倉庫・仮設シャワーユニット・仮設倉庫・暖房/冷房用機器・等
電源・照明関係	各種照明器具・エンジン式投光機・仮設発電機（ガソリン・ディーゼル・100V/200V）等各種
作業関係（販売品）	作業シート・標識ロープ・ヘルメット・防塵マスク・長靴・軍手・ゴム手袋・皮手袋・雨具・土嚢袋・ガラ袋・スコップ・ホースリール等



別紙1（第5条関係）

報告書

年 月 日

愛媛県知事 殿

株式会社アクティオ  
（代表者名）

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定第5条により、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置の状況

実施年月日	出荷品目	出荷数量	搬入場所

## 連 絡 責 任 者 届

## 【 愛 媛 県 】

## 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

## 2 担当連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

## 【 株式会社アクティオ 】

## 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

## 2 担当連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

## 10-27 災害時における物資供給に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と萩原工業株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）において、甲が乙から物資を調達するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その供給が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。

- （1）ブルーシート・土嚢袋などの乙が製造及び販売する各種シート及び袋類
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、愛媛県救援物資供給マニュアルに定める物資要請発注票（以下「発注票」という。）をもって行うものとする。ただし、発注票をもって要請するいとまがないときは、電話又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに発注票を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。
- 3 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給終了後、遅滞なく甲に報告書（別紙1）を提出する。ただし、報告書をもって報告するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 費用は、原則、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準とし、災害により著しく原材料価格が高騰する等のやむを得ない事情があれば、これを踏まえ、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 費用は、乙からの請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、連絡責任者名簿（別紙2）により協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めない事項及びこの協議に疑問が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、協定締結の日から1年間効力を有するものとする。ただし、有効期限満了日の1ヶ月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、同一条件で1年更新され、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 31 年 1 月 25 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
甲 愛媛県  
知 事 中 村 時 広

岡山県倉敷市水島中通一丁目 4 番地  
乙 萩原工業株式会社  
代表取締役社長 浅 野 和 志

別紙1（第6条関係）

報告書

年 月 日

愛媛県知事 殿

萩原工業株式会社  
(代表者名)

災害時における物資供給に関する協定第6条により、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置の状況

実施年月日	出荷品目	出荷数量	搬入場所

## 連絡責任者届

【 愛 媛 県 】

### 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

### 2 担当連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【 萩原工業株式会社 】

### 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

### 2 担当連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

## 10-28 災害時における警察の施設及び自動車の燃料等の調達等に関する協定

愛媛県警察（以下「甲」という。）と愛媛県石油商業組合（以下「乙」という。）とは、災害時の対策に必要な警察の施設及び自動車等の燃料等（以下「燃料等」という。）の調達に関し次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、愛媛県内及びその周辺で地震・洪水等の自然現象及びその他の原因による災害が発生、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、燃料等の調達の必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる業務について協力を要請することができる。

- (1) 甲が指定する自動車等への燃料の優先供給
- (2) 甲が指定する警察施設（甲が特に必要と認めたものに限る。）への燃料の優先供給
- (3) 燃料等の供給の過程において乙が知り得た災害情報、通行可能な道路情報及び近隣の避難所に関する災害情報等の提供

2 前項第1号から第3号までに掲げる業務（以下「燃料等調達業務」という。）については、甲は、愛媛県以外の災害について、国若しくは関係都道府県警察から応援を要請された場合又は応援の必要が認められる場合において燃料等を調達する必要があると認めるときも、乙に対し協力を要請することができる。

### （要請の方法）

第2条 燃料等調達業務に係る前条第1項及び第2項の要請は燃料等調達要請文書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第3条 燃料等調達業務に係る第1条第1項又は第2項の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

### （燃料等の対価）

第4条 燃料等調達業務に係る第1条第1項及び第2項の要請に基づき供給された燃料等の対価及びその運搬費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、燃料等の供給後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。



(代金の支払)

第5条 甲が供給を受けた燃料等の代金は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙は、燃料等調達業務に係る第1条第1項及び第2項の要請に基づく燃料等の供給に際し、やむを得ない事由が発生したことにより供給を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(協力体制の構築等)

- 第7条 甲及び乙は、この協定を円滑かつ効果的に推進するため、平常時から防災・減災に関し、必要な対策について協議し、その実施等について協力するものとする。
- 2 乙は、この協定に基づいて燃料等を供給することができる県内の給油取扱所の一覧(別紙3)を作成し、この協定の成立の日及び記載内容に変更があった場合に、甲に報告するものとする。
- 3 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。
- 4 甲は、災害時等に乙が燃料等の供給能力を十分に発揮できるよう、内閣が閣議決定する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に留意するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定は、令和元年10月31日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年10月31日

松山市南堀端町2番地2  
甲 愛媛県警察本部  
本部長 篠原 英樹

松山市愛光町1番地24号  
乙 愛媛県石油商業組合  
理事長 三原 英人

別紙1 燃料調達要請文書（第2条関係）

第 号  
年 月 日

愛媛県石油商業組合  
理事長 殿

愛媛県警察本部長

災害時における自動車等燃料の調達の要請について

災害時における自動車等の燃料の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。  
なお、本要請に対する措置について、協定第3条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する燃料

要 請 期 間	要請する油脂	要 請 数 量	対象給油取扱所
月 日 ～ 月 日			

注 要請数量は、一日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課  
担当  
電話  
E-mail

別紙2 措置状況報告書（第3条関係）

年 月 日

愛媛県警察本部長 殿

愛媛県石油商業組合  
理事長

災害時における自動車等の燃料に関する協定第3条により、当組合の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

該当給油取扱所に対する燃料の供給要請状況

供給可能年月日	対 象 油 脂	供給可能数量	給油取扱所

別紙3 給油取扱所一覧（第7条関係）

給 油 取 扱 所 一 覧

（ 年 月 日現在）

給油所の名称	所 在 地	電話番号（FAX）

注 既存の資料をもって、この様式に替えることができるものとする。

## 10-29 災害時における警察の施設及び自動車の燃料等の供給等に関する覚書

愛媛県警察（以下「甲」という。）と愛媛県石油商業組合（以下「乙」という。）は、災害時の対策に必要な警察の施設及び自動車の燃料等（以下「燃料等」という。）の優先的な供給に関し、次のとおり覚書を締結する。

### （趣旨）

第1条 この覚書は、愛媛県内及び周辺で地震、洪水等の自然現象及びその他の原因による災害が発生、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が要請する燃料等の優先的な供給の実施に関して、給油場所及び給油方法等について必要な事項を定めるものとする。

### （優先供給の実施）

第2条 災害時において、甲が乙に対して燃料の優先的な供給を要請した場合には、乙は、可能な限りその要請に応じるものとする。

### （給油場所及び給油方法）

第3条 甲が、乙に対し、燃料等の優先的な供給を要請した場合には、原則として乙は、乙が選定する災害対応型中核給油所及び組合SSにおいて供給が行えるようにするほか、可能な限りにおいて、乙が推薦する小口燃料配送拠点において、重要施設等への燃料等の配送を行うこととする。

### （情報の提供等）

第4条 乙は甲に対し、災害時に燃料等の優先的な供給の実施に関連して知り得た災害情報等の提供を行うものとする。

### （連携の強化）

第5条 甲及び乙は、大規模災害時を想定した燃料等の調達及び配送訓練の実施や情報共有のための意見交換を双方の求めに応じ実施することとする。

2 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、給油所等の指定を受けた乙の組合員に対し、可能な範囲内において燃料の優先的な供給を実施するよう指導す

るものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう必要の都度給油所等の所在地、電話番号、連絡責任者等の情報交換を相互に行うものとする。

(有効期間)

第7条 本覚書は、本書締結日から効力を生じ、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(守秘義務)

第8条 乙及び乙に加盟する組合員は、災害時において配送等の活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。その活動が終了した後といえども同様とする。

(付則)

第9条 本覚書に定めのない事項または、疑義が生じた場合は、甲及び乙は、その都度誠意をもって協議し、速やかに解決するものとする。

以上、この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年10月31日

甲

松山市南堀端町2番地2  
愛媛県警察本部  
本部長 篠原 英樹

乙

松山市愛光町1番地24号  
愛媛県石油商業組合  
理事長 三原 英人

災害時における建設機材の提供及びオペレーターの派遣に関する協定書

愛媛県警察本部（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時（地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）に人命救助のため迅速な救出救助活動が必要な場合における機材提供及び同機材を操作するオペレーターの派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県内における災害時の人命救助において、甲の要請に応じ、乙が保有する機材提供及びオペレーターの派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に機材を使用する救出救助活動が必要な場合は、乙に対し、機材提供及びオペレーターの派遣について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等による口頭又はその他の方法により要請することができ、後日速やかに書面を提出するものとする。

3 甲は、乙に対し、あらかじめ緊急時の連絡窓口、連絡方法等について協議することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、優先的に機材の提供及び運搬並びにオペレーターの派遣による協力を行うものとする。

2 乙は、前項の協力的に対応するため、可能な限り保有機材等の供給可能な体制を保持するものとする。

3 乙は、協力を行う際、道路不通等により機材の提供及び運搬に支障が生じた場合又はオペレーターの派遣が困難な場合は、その対策について甲と協議するものとする。

4 乙は、救出救助活動を迅速かつ効果的に行うため、甲の要請に応じて甲の指定する場所に入り、甲と連携して必要な作業を行うものとする。

（機材の引渡し）

第4条 やむを得ずオペレーターが派遣できず、機材提供のみを行う場合は、引渡し場所等必要な事項について甲乙協議の上、決定するものとし、甲は、当該引渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が提供した機材提供に係る対価及び燃料代、乙が行った運搬に係る費用並びにオペレーターの派遣に係る費用について負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第6条 第2条の規定により救出救助活動に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和63年愛媛県条例第26号）を適用する。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) その他救出救助活動の実施に起因しない負傷等、補償することが適当でない場合

2 第3条に規定する協力実施に伴い、乙が第三者に損害を及ぼした場合又は乙が提供した機材に損害が生じた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議するものとする。

(雑則)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定解消の申出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

2 前項の解消の申出は、30日前までに、相手方に文書により申し出るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年12月21日

甲 松山市南堀端町2番地2  
愛媛県警察本部

本部長 松下 整

乙 松山市二番町四丁目4番地4  
一般社団法人愛媛県建設業協会

会長 中畑 健右



## 10-31 (防災危機管理課)

### 災害時における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛トヨタ自動車株式会社、愛媛トヨペット株式会社、トヨタカローラ愛媛株式会社、ネットトヨタ愛媛株式会社、ネットトヨタ瀬戸内株式会社、トヨタモビリティパーツ株式会社四国統括支社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、愛媛県内において災害が発生した場合に、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、甲が必要と認める施設等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

#### (外部給電可能な車両の種類)

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- (1) 燃料電池自動車
- (2) 電気自動車
- (3) プラグイン・ハイブリッド自動車
- (4) ハイブリッド自動車

#### (協力の要請と協力内容)

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙のうち幹事店（以下、「乙幹事店」という。）に対し、書面（様式第1号）で要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、保有する外部給電可能な車両、装備等の範囲内で、可能な限り貸与するよう努めるものとする。

3 乙は、災害による停電の発生時、甲より要請がない場合でも、販売店店舗等において、近隣住民への給電協力を努めるものとする（携帯の充電等へのニーズへの対応）。

4 乙幹事店は、甲の要請する車両台数に対して、乙の提供できる車両台数が不足する場合、トヨタ自動車に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努める。

#### (外部給電可能な車両の引渡し)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、車両燃料を満タンの状態にして貸与するよう努めるものとする。

2 乙は、避難所等、甲の指定する場所までの車両の搬送、使用方法の説明を行うものとする。ただし、災害等の状況により、車両の搬送が困難な場合は、甲、乙両方で協議し、引渡しの方法を調整するものとする。

(車両の通行)

第5条 甲は、乙が外部給電可能な車両を運搬し、及び提供する場合には、当該車両に対し、必要に応じて「緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両についての確認に係る標章」の交付手続きを速やかに行うなど可能な範囲で支援するものとする。

(貸与期間)

第6条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から3日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第7条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し速やかに書面(様式第2号)を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第8条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を返却する際は、車両の燃料を満タンにして返却するものとする。ただし、乙から甲へ貸与する際に燃料が満タンの状態でなかった車両については、甲乙両方で協議し、対応方法を調整するものとする。

2 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び返却場所については、甲、乙両方で協議のうえ、決定するものとする。

(費用負担)

第9条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中に係る経費(実費負担額)については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。

2 前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第10条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第11条 この協定に基づく業務期間中に生じた以下の損害の補償については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。ただし、自動車保険が適用される場合の取扱いは、第12条の規定によるものとする。また、責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

- (1) この協定に基づき業務に従事したものが、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合
- (2) 事故等により、第三者に物的あるいは人的損害を与えた場合

(車両保険の扱い)

第12条 乙は、外部給電可能な車両の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用に際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(故障等)

第13条 乙の提供した車両その他周辺機器等が故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、甲は速やかに乙幹事店に連絡するとともに、乙は当該車両を交換する等して、業務を継続できるように努める。

(使用上の留意事項)

第14条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、電力供給を目的として、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、愛媛県内、甲が指定する場所で使用する。
- (3) 使用者は、甲の責任の元、使用する

(連絡責任者)

第15条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め書面(様式第3号)、により報告するものとする。また、毎年4月1日に相互に最新情報を報告し、途中で当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第16条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

(訓練等)

第17条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(普及・周知活動)

第18条 甲、乙は、県民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や、災害時の車中泊の周知について、協力して取り組む。

(協議)

第 19 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 20 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 7 通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 4年 2月 9日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知 事 中村 時広

---

愛媛県松山市宮田町109-1

乙 愛媛トヨタ自動車株式会社

代表取締役社長 大城戸 圭一

---

愛媛県松山市空港通5-7-9

愛媛トヨペット株式会社

代表取締役社長 横田 知明

---

愛媛県松山市中央1-16-5

トヨタカローラ愛媛株式会社

代表取締役社長 松田 卓恵

---

愛媛県松山市空港通2-6-33

ネッツトヨタ愛媛株式会社

代表取締役社長 玉置 竜

---

愛媛県松山市中央1-19-32

ネッツトヨタ瀬戸内株式会社

代表取締役社長 平松 龍一

---

愛媛県松山市高岡町458-1

トヨタモビリティパーツ株式会社

四国統括支社長 中村 利浩

---

外部給電可能な車両の提供協力要請書

様

愛媛県

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容

(1) 外部給電場所及び車両等の情報

	搬送場所 (自治体名・ 庁舎住所)	外部給電予定 場所 (施設名・ 住所)	提供期間	台数 (台)	使用自治体担当者 (連絡先・役職 ・氏名)
1			自： 月 日 至： 月 日		
2			自： 月 日 至： 月 日		
3			自： 月 日 至： 月 日		
4			自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

(2) その他特記事項

--

3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
役職・氏名	
連絡先	

## 外部給電可能な車両の提供協力受書

愛媛県 様

会社名

代表者名

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、車両を提供しましたので、第7条の定めにより、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 外部給電可能な車両の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (自治体名・庁舎住所)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
2	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
3	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
4	月 日		自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

## 2 報告に係る連絡先担当者

会社名		
役職・氏名		
連絡先		

災害時における連絡責任者届

団体名【  】

連絡先（窓口責任者）

	第1連絡先
担当部署	<input style="width: 98%; height: 20px;" type="text"/>
役職・氏名	<input style="width: 98%; height: 20px;" type="text"/>
電話番号	<input style="width: 98%; height: 20px;" type="text"/>
F A X	<input style="width: 98%; height: 20px;" type="text"/>
Eメールアドレス	<input style="width: 98%; height: 20px;" type="text"/>

	第2連絡先
担当部署	<input style="width: 98%; height: 20px;" type="text"/>
役職・氏名	<input style="width: 98%; height: 20px;" type="text"/>
電話番号	<input style="width: 98%; height: 20px;" type="text"/>
F A X	<input style="width: 98%; height: 20px;" type="text"/>
Eメールアドレス	<input style="width: 98%; height: 20px;" type="text"/>

（目的外使用禁止）

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」に記載する事項以外には利用しないこと。



# 11-1 緊急輸送道路（道路建設課・道路維持課）

緊急輸送路の確保とともに、これらと交通拠点を有機的に連結させた緊急輸送ネットワークの形成

- (1) 一次緊急輸送道路
  - ・ 主要な都市間及び他県と連絡する広域的な幹線道路
  - ・ 諸活動の拠点と上記の道路を結ぶ道路及び拠点を相互に連絡する道路
- (2) 二次緊急輸送道路
  - ・ 一次緊急輸送道路を補完する道路

## 一次緊急輸送道路（1/5）

番号	管理区分	路線名	区間	備考(主な事業中区間、他路線名)
I	西日本高速 国	四国横断自動車道	香川県境～川之江JCT～高知県境 宇和島北IC～大洲北只IC	
II	西日本高速	四国縦貫自動車道	徳島県境～川之江JCT～大洲IC	
III	西日本高速	今治小松自動車道（196号）	今治湯ノ浦IC～いよ小松IC	
IV	本四高速 国	西瀬戸自動車道（317号）	広島県境～今治IC	
α	国 県・市	松山外環状道路 【自動車専用道路部】33号・56号	松山JCT～余戸南IC	事業中区間 【空港線】（余戸南IC～松山空港IC(仮称)） 【インター東線】（国道11号～松山JCT）
		【一般道路部】（一）久米垣生線 他	松山市北井門2丁目～松山市南吉田町	（主）伊予松山港線、（市）余土205号線、（市）余土206号線、（市）石井392号線、（市）石井393号線
A	国	一般国道11号	香川県境～松山市二番町4丁目	事業中区間【川之江三島BP、新居浜BP、小松BP】
B	国	一般国道33号	高知県境～松山市小坂5丁目	
C	国	一般国道56号	高知県境～松山市二番町4丁目	事業中区間【宿毛内海道路、津島道路】 （高知県境～一本松IC(仮称)、 御荘IC(仮称)～津島岩松IC）
D	国	一般国道192号	徳島県境～四国中央市北新町	
E	国	一般国道196号	松山市大手町1丁目～西条市小松町新屋敷	事業中区間【今治道路】 （今治IC～今治湯ノ浦IC）
1	県	一般国道194号	高知県境～西条市中野甲	
2	県	一般国道197号	高知県境～伊方町三崎	事業中区間【大洲西道路・夜基道路・八幡浜道路】 （大洲北只JCT(仮称)～八幡浜IC）
3	県	一般国道317号	松山市勝山町1丁目～今治市上浦町井口	
4	県	一般国道319号	四国中央市新宮町新宮～四国中央市新宮町新宮	
5	県	一般国道320号	宇和島市坂下津～鬼北町下鍵山	
6	県	一般国道378号	伊予市下吾川～大洲市長浜町長浜	
7			八幡浜市江戸岡1丁目～八幡浜市矢野町	
8			西予市明浜町高山～西予市明浜町俵津	
9	県	一般国道379号	宇和島市吉田町立間尻～宇和島市吉田町立間尻	
10	県	一般国道379号	砥部町大南～内子町内子	
11	県	一般国道380号	内子町吉野川～久万高原町露峰	
12	県	一般国道381号	高知県境～鬼北町永野市	
13	県	一般国道437号	松山市中央2丁目～松山市三津1丁目	
14	県	一般国道440号	久万高原町東明神～松山市久谷町	
15	県	一般国道441号	西予市野村町河西～西予市城川町田穂	
16	県	一般国道441号	鬼北町近永～鬼北町出目	
17	県	一般国道494号	久万高原町洪草～久万高原町東川	
18	県	（主）宿毛津島線	宇和島市津島町高田～宇和島市津島町高田	
19	県	（主）川之江大豊線	四国中央市金田町半田～四国中央市新宮町馬立	
20			四国中央市金生町下分～四国中央市金生町下分	
21	県	（主）高知伊予三島線	新居浜市別子山瀬場～新居浜市別子山保土野	
22	県	（主）宿毛城辺線	愛南町垣内～愛南町蓮乗寺	
23	県	（主）新居浜角野線	新居浜市繁本町～新居浜市西喜光地町	
24	県	（主）西条久万線	久万高原町東川～久万高原町七島	
25			久万高原町菅生～久万高原町久万	
26	県	（主）壬生川新居浜野田線	西条市小松町新屋敷～西条市下島山甲	
27			西条市船屋甲～新居浜市多喜浜	
28			西条市明屋敷～西条市樋ノ口	
29	県	（主）今治港線	今治市片原町2丁目～今治市別宮町1丁目	
30	県	（主）大西波止浜港線	今治市大西町星浦～今治市中堀1丁目	
31	県	（主）松山伊予線	松山市和泉北1丁目～伊予市上野	
32	県	（主）松山空港線	松山市南吉田町～松山市北藤原町	
33			松山市南吉田町～松山市空港通2丁目	
34	県	（主）松山港線	松山市高浜町2丁目～松山市三杉町	
35			松山市中央2丁目～松山市大手町1丁目	
36			松山市高浜町6丁目～松山市高山町	
37			松山市古三津2丁目～松山市古三津2丁目	

一次緊急輸送道路（2 / 5）

番号	管理区分	路線名	区間	備考(主な事業中区間、他路線名)
38	県	(主) 松山北条線	松山市勝山町2丁目～松山市道後喜多町	
39	県	(主) 大三島上浦線	今治市大三島町宮浦～今治市上浦町井口	
40	県	(主) 伊予松山港線	伊予市下吾川～松山市三津3丁目	
41	県	(主) 伊予川内線	伊予市下吾川～東温市南方	
42	県	(主) 大洲長浜線	大洲市若宮～大洲市長浜町長浜	
43	県	(主) 八幡浜宇和線	八幡浜市矢野町～西予市宇和町上松葉	
44	県	(主) 八幡浜三瓶線	八幡浜市布喜川～西予市三瓶町朝立	
45	県	(主) 八幡浜港線	八幡浜市沖新田～八幡浜市中深	
46			西予市宇和町卯之町～西予市野村町河西	
47	県	(主) 宇和野村線	西予市野村町野村～西予市野村町栗木	
48			西予市宇和町卯之町～西予市宇和町卯之町	
49	県	(主) 宇和三瓶線	西予市宇和町下松葉～西予市三瓶町朝立	
50	県	(主) 宇和三間線	宇和島市三間町務田～宇和島市三間町務田	
51			宇和島市三間町務田～宇和島市三間町菅根	
52	県	(主) 肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂～大洲市肱川町山鳥坂	
53			内子町平岡～内子町知清	
54	県	(主) 宇和島停車場線	宇和島市錦町～宇和島市錦町	
55	県	(主) 平城高茂岬線	愛南町御荘平城～愛南町船越	
56	県	(主) 野村城川線	西予市城川町田穂～西予市城川町嘉喜尾	
57	県	(主) 今治波方港線	今治市長沢～今治市旭町1丁目	
58	県	(主) 松山港内宮線	松山市高浜6丁目～松山市内宮町	
59	県	(主) 松山東部環状線	松山市鷹子町～松山市久米窪田町	
60	県	(主) 中島環状線	松山市中島大浦～松山市中島大浦	
61	県	(主) 長浜中村線	大洲市若宮～大洲市若宮	
62			大洲市中村～大洲市中村	
63	県	(主) 宇和明浜線	西予市宇和町卯之町～西予市宇和町伊賀上	
64			西予市宇和町伊賀上～西予市明浜町俵津	
65	県	(主) 宇和島城辺線	愛南町城辺甲～愛南町城辺甲	
66	県	(主) 新居浜別子山線	新居浜市喜光地町1丁目～新居浜市別子山瀬場	
67			新居浜市船木～新居浜市船木	
68	県	(主) 壬生川丹原線	西条市三津屋東～西条市丹原町志川	
69			西条市周布～西条市周布	
70	県	(主) 大島環状線	今治市宮窪町宮窪～今治市宮窪町宮窪	
71	県	(主) 伯方島環状線	今治市伯方町木浦～今治市伯方町木浦	
72	県	(主) 大三島環状線	今治市大三島町宮浦～今治市大三島町宗方	
73			今治市上浦町井口～今治市上浦町井口	
74	県	(主) 大平砥部線	砥部町上原町～砥部町上原町	
75	県	(主) 串内子線	内子町内子～内子町内子	
76	県	(主) 小田河辺大洲線	大洲市河辺町植松～大洲市肱川町山鳥坂	
77	県	(主) 内子河辺野村線	内子町五十崎～内子町五十崎	
78			内子町内子～内子町内子	
79	県	(主) 広見三間宇和島線	宇和島市三間町務田～宇和島市伊吹町	
80	県	(一) 川之江停車場線	四国中央市川之江町～四国中央市川之江町	
81	県	(一) 川之江港線	四国中央市川之江町～四国中央市川之江町	
82	県	(一) 上分三島線	四国中央市中曾根町～四国中央市三島宮川4丁目	
83	県	(一) 伊予三島停車場線	四国中央市三島中央3丁目～四国中央市三島中央4丁目	
84	県	(一) 国領高木線	新居浜市船木～新居浜市東田	
85	県	(一) 西条港線	西条市樋之口～西条市大町	
86	県	(一) 壬生川港小松線	西条市今在家～西条市水見甲	
87	県	(一) 東予港三津屋線	西条市北条～西条市三津屋東	
88	県	(一) 寺尾重信線	東温市横河原～東温市横河原	
89	県	(一) 今治停車場線	今治市高部波止浜停車場～今治市高部	
90	県	(一) 朝倉伊予桜井停車場線	今治市朝倉北～今治市長沢	
91	県	(一) 波方環状線	今治市波方町樋口～今治市波方町馬刀湯	
92	県	(一) 菊間停車場線	今治市菊間町浜～今治市菊間町浜	
93	県	(一) 弓削島循環線	上島町弓削下弓削～上島町弓削日比 上島町弓削下弓削～上島町弓削下弓削	
94	県	(一) 横浜生名港線	上島町生名～上島町生名	
95	県	(一) 岩城環状線	上島町岩城～上島町岩城	
96	県	(一) 大下白湯線	今治市関前岡村～今治市関前岡村	
97	県	(一) 六軒家石手線	松山市中央1丁目～松山市道後喜多町	
98			松山市道後湯之町～松山市石手3丁目	
99	県	(一) 道後公園線	松山市道後町1丁目～松山市道後町2丁目	
100	県	(一) 久米垣生線	松山市余戸東4丁目～松山市余戸南3丁目	
101	県	(一) 松山市停車場線	松山市湊町5丁目～松山市千舟町5丁目	
102	県	(一) 森松重信線	東温市牛淵～東温市横河原 松山市森松町～松山市森松町	
103			砥部町高尾田～砥部町高尾田	
104	県	(一) 久谷森松停車場線	松山市森松町～松山市森松町	
105			砥部町高尾田～砥部町高尾田	
106	県	(一) 美川松山線	東温市下林～東温市田窪 東温市牛淵～東温市牛淵	
107			東温市牛淵～東温市牛淵	
108	県	(一) 東川上黒岩線	久万高原町東川～久万高原町上黒岩	
109	県	(一) 八倉松前線	松前町筒井～松前町浜	
110	県	(一) 砥部伊予松山線	松前町西高柳～松山市余戸南4丁目	
111	県	(一) 広田双海線	伊予市双海町上灘～伊予市双海町上灘	
112	県	(一) 鳥首五十崎線	内子町五十崎～内子町五十崎	
113	県	(一) 伊予大洲停車場線	大洲市若宮～大洲市若宮	
114	県	(一) 鳥坂宇和線	西予市宇和町卯之町～西予市宇和町卯之町4丁目	
115	県	(一) 内子停車場線	内子町内子～内子町内子	
116	県	(一) 八幡浜保内線	八幡浜市大平～八幡浜市西近江町	
117			八幡浜市保内町宮内～八幡浜市保内町宮内	

一次緊急輸送道路 (3 / 5)

番号	管理区分	路線名	区間	備考(主な事業中区間、他路線名)
118	県	(一) 三机港線	伊方町三机～伊方町塩成	
119	県	(一) 鳥井喜木津線	伊方町九町～伊方町九町	
120	県	(一) 宇和島港線	宇和島市築地町2丁目～宇和島市寿町2丁目	
121	県	(一) 伊予宮野下停車場務田線	宇和島市三間町宮野下～宇和島市三間町迫目	
122	県	(一) 下鍵山松野線	鬼北町下鍵山～鬼北町下鍵山	
123	県	(一) 広見吉田線	宇和島市三間町務田～宇和島市三間町宮野下	
124	県	(一) 久良城辺線	愛南町御荘平城～愛南町城辺甲	
125	県	(一) 深浦港線	愛南町深浦～愛南町垣内	
126	県	(一) 一本松城辺線	愛南町一本松～愛南町一本松	
127	県	(一) 宮崎波方線	今治市波方町宮崎～今治市波方町馬刀湯	
128	県	(一) 松山松前伊予線	松山市土居田町～松山市余戸東4丁目	
129	県	(一) 松山松前伊予線	松山市余戸南3丁目～松山市余戸南4丁目	
130	県	(一) 松山松前伊予線	松前町西高柳～松前町西古泉	
131	県	(一) 柳谷美川線	久万高原町日野浦～久万高原町中黒岩	
132	県	(一) 三島川之江港線	四国中央市妻島町～四国中央市妻島町	
133	県	(一) 松山川内線	松山市鷹子町～東温市西岡	
134	県	(一) 松山川内線	東温市北方～東温市則之内	
135	県	(一) 岩城弓削線	上島町生名～上島町弓削日比	
136	県	(一) 岩城弓削線	上島町生名～上島町岩城	
137	県	(一) 平田北条線	松山市平田町～松山市内宮町	
ア	県	(臨港道路) 川之江5号臨港道路	四国中央市川之江町～四国中央市川之江町	
イ	県	(臨港道路) 金子ふ頭線	四国中央市三島中央1丁目～四国中央市三島中央1丁目	
ウ	県	(臨港道路) 村松西線	四国中央市村松町～四国中央市村松町	
エ	県	(臨港道路) 村松東④線	四国中央市村松町～四国中央市村松町	
オ	県	(臨港道路) 村松東⑦線	四国中央市村松町～四国中央市村松町	
カ	県	(臨港道路) 村松東⑧線	四国中央市村松町～四国中央市村松町	
キ	県	(臨港道路) 東予港臨港道路	西条市北条～西条市今在家	
ク	県	(臨港道路) 中央臨港道路	西条市今在家～西条市今在家	
ケ	県	(臨港道路) 富田臨港線	今治市喜田村3丁目～今治市富田新港1丁目	
コ	県	(臨港道路) 弓削港臨港道路A	上島町弓削下弓削～上島町弓削下弓削	
サ	県	(臨港道路) 松山観光港臨港線	松山市高浜町6丁目～松山市高浜町2丁目	
シ	県	(臨港道路) 中央埠頭地区臨港道路	松山市中島大浦～松山市中島大浦	
ス	県	(臨港道路) 吉田浜臨港線(1)	松山市北吉田～松山市北吉田	
セ	県	(臨港道路) 外港新ふ頭線	松山市北吉田～松山市大可賀3丁目	
ソ	県	(臨港道路) 三津浜停車場線	松山市三津ふ頭～松山市三津ふ頭	
タ	県	(臨港道路) 三崎臨港道路	伊方町三崎～伊方町三崎	
チ	県	(臨港道路) 榑崎第9号臨港道路	宇和島市住吉町2丁目～宇和島市住吉町2丁目	
ツ	県	(臨港道路) 榑崎第2号臨港道路	宇和島市住吉町2丁目～宇和島市住吉町3丁目	
テ	県	(臨港道路) 新内港第4号臨港道路	宇和島市弁天町2丁目～宇和島市弁天町1丁目	
ト	県	(臨港道路) 坂下津第4号臨港道路	宇和島市坂下津～宇和島市坂下津	
ナ	県	(臨港道路) 坂下津第3号臨港道路	宇和島市坂下津～宇和島市坂下津	
ニ	県	(臨港道路) 坂下津第2号臨港道路	宇和島市坂下津～宇和島市坂下津	
ヌ	県	(臨港道路) 坂下津第5号臨港道路	宇和島市坂下津～宇和島市坂下津	
a	市	(市) 中曾根神之元線	四国中央市中曾根町～四国中央市宮川1丁目	
b	市	(市) 中村山田井線	四国中央市金生町下分～四国中央市妻島町	
c	市	(市) 川之江山田井線	四国中央市川之江町～四国中央市川之江町	
	市	(市) ふれあい通り線	四国中央市三島宮川4丁目～四国中央市三島宮川4丁目	
	市	(市) 西土居入野線	四国中央市土居町入野～四国中央市土居町入野	
	市	(市) 公園通り西線	四国中央市中之庄町～四国中央市中之庄町	
	市	(市) 金子豊岡海岸線	四国中央市中之庄町～四国中央市中之庄町	
	市	(市) 運動公園南線	四国中央市中之庄町～四国中央市中之庄町	
	市	(市) 城北9号線	四国中央市川之江町～四国中央市川之江町	
	市	(市) 新瀬川線	四国中央市新宮町～四国中央市新宮町	
	市	(市) 笹尾地谷線	四国中央市新宮町～四国中央市新宮町	
d	市	(市) 港通井地線	四国中央市川之江町～四国中央市川之江町	
	市	(市) 国道海岸線	四国中央市三島金子1丁目～四国中央市三島金子1丁目	
	市	(市) 中之庄埋立3号線	四国中央市三島金子1丁目～四国中央市三島金子1丁目	
	市	(市) 下具定線	四国中央市具定町～四国中央市具定町	
	市	(市) 取芽矢線	四国中央市寒川町～四国中央市寒川町	
	市	(市) 取芽矢支線	四国中央市寒川町～四国中央市寒川町	
	市	(市) 畑野東道線	四国中央市土居町畑野～四国中央市土居町畑野	
e	市	(市) 港町繁本東筋線	新居浜市港町～新居浜市繁本町	
	市	(市) 宮北通り線	新居浜市繁本町～新居浜市繁本町	
f	市	(市) 東港東浜筋線	新居浜市多喜浜6丁目～新居浜市黒島1丁目	
	市	(市) 沖浜中通り線	新居浜市黒島1丁目～新居浜市黒島1丁目	
g	市	(市) 西原東須賀線	新居浜市港町～新居浜市西原町2丁目	
	市	(市) 松木東城線	新居浜市松木町～新居浜市坂井町3丁目	
	市	(市) 下泉本郷線	新居浜市坂井町3丁目～新居浜市坂井町3丁目	
	市	(市) 駅裏角野線	新居浜市坂井町3丁目～新居浜市坂井町3丁目	
	市	(市) 北新町江口線	新居浜市江口町～新居浜市北新町	
	市	(市) 新田松神子線	新居浜市北新町～新居浜市新田町1丁目	
	市	(市) 磯浦中新田線	新居浜市新田町1丁目～新居浜市新田町3丁目	
	市	(市) 東浜北通り線	新居浜市多喜浜6丁目～新居浜市多喜浜6丁目	
	市	(市) 本郷西筋線	新居浜市本郷3丁目～新居浜市本郷3丁目	
	市	(市) 端出場1号線	新居浜市立川町～新居浜市立川町	
	市	(市) 北浜西筋線	新居浜市多喜浜6丁目～新居浜市多喜浜6丁目	
	市	(市) 西条20号線	西条市神拝～西条市明屋敷	
	市	(市) 西条16号線	西条市明屋敷～西条市明屋敷	
	市	(市) 丹原池田線	西条市丹原町池田～西条市丹原町池田	

一次緊急輸送道路（4 / 5）

番号	管理区分	路線名	区間	備考(主な事業中区間、他路線名)
	市	(市) 国道朔日市線	西条市朔日市～西条市ひうち	
	市	(市) 河原津新田線	西条市楠～西条市河原津新田	
	市	(市) 河原津新田支線2	西条市河原津新田～西条市河原津新田	
	市	(市) 西条駅前干拓地線	西条市神拝～西条市大町	
	市	(市) 清楽寺線	西条市小松町新屋敷～西条市小松町新屋敷	
	市	(市) 川原谷大日線	西条市小松町新屋敷～西条市小松町新屋敷	
	市	(市) 川原谷岡村線	西条市小松町新屋敷～西条市小松町新屋敷	
	市	(市) ハイウェイオアシス線	西条市小松町新屋敷～西条市小松町新屋敷	
	市	(市) 中央公園西線	西条市小松町新屋敷～西条市小松町新屋敷	
h	市	(市) 富田縦貫線	今治市高市～今治市喜田村	
	市	(市) 常盤町一号线	今治市常盤町4丁目～今治市常盤町4丁目	
	市	(市) 旭町日吉線	今治市常盤町4丁目～今治市常盤町4丁目	
	市	(市) 門樋多々良線	今治市波方町樋口～今治市波方町樋口	
	市	(市) 大西宮脇2号線	今治市大西町宮脇～今治市大西町宮脇	
	市	(市) 上町・本通線	今治市菊間町浜～今治市菊間町浜	
	市	(市) 宮窪中央線	今治市宮窪町宮窪～今治市宮窪町宮窪	
	市	(市) 大道線	今治市宮窪町宮窪～今治市宮窪町宮窪	
	市	(市) 胡ヶ浜東線	今治市上浦町井口～今治市上浦町井口	
	市	(市) 上浦大池多々羅線	今治市上浦町井口～今治市上浦町井口	
	市	(市) 川岸端線	今治市伯方町木浦～今治市伯方町木浦	
	市	(市) 恵美須鯉池町線	今治市旭町3丁目～今治市旭町2丁目	
	市	(市) 青木川3号線	今治市別宮町2丁目～今治市南大門町2丁目	
	市	(市) 大西丸山本線	今治市大西町宮脇～今治市大西町宮脇	
	市	(市) 今治駅天保山線	今治市旭町3丁目～今治市天保山町2丁目	
	市	(市) 今治市道	今治市宮窪町宮窪～今治市宮窪町宮窪	
	市	(市) 高地矢田線	今治市高地町1丁目～今治市矢田	
	市	(市) 喜田村松木線	今治市喜田村2丁目～今治市喜田村2丁目	
	市	(市) 辰の口・岩谷線	今治市菊間町種～今治市菊間町種	
	市	(市) 中浦線	今治市波方町宮崎～今治市波方町宮崎	
	市	(市) 石井岡ノ内線	今治市石井町4丁目～今治市石井町4丁目	
i	市	(市) 鳥生大浜八町線	今治市東鳥生2丁目～今治市八町東3丁目	
	町	(町) 井ノ頭・大木線	上島町魚島～上島町魚島	
	町	(町) 上島町道	上島町弓削日比～上島町下弓削	
j	市	(市) 大可賀道後松山港線	松山市祓川1丁目～松山市松江町	
k	市	(市) 松山環状線北部	松山市東長戸4丁目～松山市中央2丁目	
l	市	(市) 松山環状線西部	松山市和泉北2丁目～松山市中央2丁目	
m	市	(市) 松山環状線南部	松山市枝松5丁目～松山市和泉北1丁目	
n	市	(市) 松山環状線東部	松山市岩崎町2丁目～松山市枝松5丁目	
o	市	(市) 梅津寺高岡線	松山市高山町～松山市古三津2丁目	
p	市	(市) 千舟町古川線 他2路線	松山市湊町5丁目～松山市古川南3丁目	(市) 石井252号線、(市) 石井413号線
q	市	(市) 千舟町高岡線 他1路線	松山市千舟町1丁目～松山市南江戸3丁目	(市) 新玉62号線
r	市	(市) 中央循環線	松山市本町3丁目～松山市平和通1丁目	
	市	(市) 東西140号線	松山市勝山町2丁目～松山市勝山町2丁目	
	市	(市) 東雲22号線	松山市勝山町2丁目～松山市北持田町	
	市	(市) 北条中西線	松山市中西内～松山市北条辻	
	市	(市) 北条鴻之坂線	松山市北条辻～松山市北条辻	
	市	(市) 東西145号線	松山市勝山町2丁目～松山市勝山町2丁目	
	市	(市) 東雲38号線	松山市勝山町2丁目～松山市北持田町	
	市	(市) 小栗鷹場線	松山市大手町1丁目～松山市味酒町1丁目	
	市	(市) 東西90号線	松山市竹原町1丁目～松山市竹原町1丁目	
	市	(市) 南北68号線	松山市宮田町～松山市宮田町	
	市	(市) 中之川通線	松山市宮田町～松山市南江戸1丁目	
	市	(市) 大可賀東西9号線	松山市湊町6丁目～松山市湊町4丁目	
	市	(市) 新玉49号線	松山市須賀町～松山市須賀町	
	市	(市) 東雲43号線	松山市北藤原町～松山市竹原町1丁目	
	市	(市) 鮎屋町護国神社前線	松山市岩崎町2丁目～松山市岩崎町2丁目	
	市	(市) 味生136号線	松山市平和通1丁目～松山市文京町	
	市	(市) 小野64号線	松山市大可賀2丁目～松山市大可賀2丁目	
	市	(市) 久谷163号線	松山市南梅本町～松山市南梅本町	
	市	(市) 浮穴51号線	松山市上野町～松山市上野町	
	市	(市) 余土142号線	松山市森松町～松山市森松町	
s	市	(市) 稲荷中村線	松山市保免西4丁目～松山市保免西4丁目	
	市	(市) 尾崎中村線	伊予市中村八幡～伊予市中村八幡	
	市	(市) 旗屋楠ノ木2号線	伊予市尾崎～伊予市森	
	市	(市) 八倉下線	伊予市上三谷～伊予市上三谷	
	市	(市) 志津川医大線	伊予市八倉～伊予市八倉	
t	市	(市) 牛淵上村線	東温市志津川～東温市志津川	
	町	(町) 総津町中線	東温市牛淵古屋敷～東温市村上字横田	
	町	(町) 町裏線	砥部町総津～砥部町総津	
	町	(町) 宮内千足線	砥部町総津～砥部町総津	
	町	(町) 住安線	砥部町宮内～砥部町宮内	
	町	(町) 病院線	久万高原町久万～久万高原町久万	
	町	(町) 宮の前明神線	久万高原町久万～久万高原町菅生	
	町	(町) 宮の前明神支線	久万高原町菅生～久万高原町菅生	
	町	(町) 御山線	久万高原町菅生～久万高原町菅生	
	町	(町) 緑ヶ丘線	久万高原町日野浦～久万高原町日野浦	
	町	(町) 西谷線	久万高原町久万～久万高原町久万	
	町	(町) 立野線	久万高原町柳井川～久万高原町柳井川	

一次緊急輸送道路（5 / 5）

番号	管理区分	路線名	区間	備考(主な事業中区間、他路線名)
u	市	(市) 若宮慶雲寺線	大洲市若宮～大洲市若宮	
	市	(市) 鹿野川橋新町線	大洲市肱川町山鳥坂～大洲市肱川町山鳥坂	
	市	(市) 大洲停車場南線	大洲市中村～大洲市中村	
	市	(市) 離宮線	大洲市中村～大洲市中村	
	市	(市) 北只線	大洲市北只～大洲市北只	
	市	(市) 中村堤防線	大洲市中村～大洲市中村	
	市	(市) 運動公園線	大洲市平野町野田～大洲市平野町野田	
	市	(市) 北只団地1号線	大洲市北只～大洲市北只	
	町	(町) 町村線	内子町寺村～内子町小田	
	町	(町) 役場前四国電力線	内子町小田～内子町小田	
	町	(町) 柿原本線	内子町平岡～内子町平岡	
	町	(町) 植松線	内子町内子～内子町内子	
	町	(町) 内子喜多山線	内子町内子～内子町内子	
v	市	(市) 矢野町大平線	八幡浜市西近江町～八幡浜市西近江町	
	市	(市) 山崎清水線	八幡浜市保内町宮内～八幡浜市保内町宮内	
	市	(市) 広瀬本町築港線	八幡浜市～八幡浜市広瀬2丁目	
	市	(市) 広瀬横断線	八幡浜市広瀬2丁目～八幡浜市広瀬2丁目	
	市	(市) 駅前通り線	八幡浜市松柏～八幡浜市松柏	
w	市	(市) 布喜川若山線	八幡浜市布喜川～八幡浜市若山	
	市	(市) 北浜4号線	八幡浜市北浜1丁目～八幡浜市北浜1丁目	
	市	(市) 大平市立病院線	八幡浜市大平～八幡浜市大平	
	市	(市) 病院前通り線	八幡浜市大平～八幡浜市大平	
	市	(市) 市立病院横通り線	八幡浜市大平～八幡浜市大平	
x	町	(町) 伊方宮内線 他2路線	伊方町湊浦～伊方町湊浦	(町) 伊方八幡浜線、(町) 湊浦横田線
y	町	(町) 九町九町越線	伊方町九町～伊方町九町	
	町	(町) 三机地区内1号線	伊方町三机～伊方町三机	
	町	(町) 須賀上線	伊方町三崎～伊方町三崎	
	市	(市) 湯の川・くらぬき線	西予市明浜町高山～西予市明浜町高山	
	市	(市) 昭和線	西予市野村町野村～西予市野村町野村	
	市	(市) 坂本中組線	西予市城川町下相～西予市城川町下相	
	市	(市) 朝立53号線	西予市三瓶町朝立～西予市三瓶町朝立	
	市	(市) 朝立55号線	西予市三瓶町朝立～西予市三瓶町朝立	
	市	(市) 旧町地区223号線	西予市宇和町卯之町4丁目～西予市宇和町卯之町4丁目	
	市	(市) 2級路線24号線	西予市宇和町卯之町4丁目～西予市宇和町卯之町3丁目	
	市	(市) 旧町地区175号線	西予市宇和町卯之町3丁目～西予市宇和町卯之町3丁目	
	市	(市) 曙町弁天町線	宇和島市弁天町1丁目～宇和島市弁天町1丁目	
	市	(市) 寿町住吉線	宇和島市弁天町1丁目～宇和島市弁天町2丁目	
	市	(市) 和霊町16号線	宇和島市天神町～宇和島市天神町	
	市	(市) 西小路中央線	宇和島市吉田町西小路～宇和島市吉田町東小路	
	市	(市) 築地町12号線	宇和島市築地町2丁目～宇和島市築地町2丁目	
	市	(市) 築地本線	宇和島市築地町2丁目～宇和島市築地町2丁目	
	市	(市) 朝日町築地線	宇和島市築地町1丁目～宇和島市築地町2丁目	
	市	(市) 鶴島町錦町線	宇和島市錦町～宇和島市鶴島町	
	市	(市) 丸穂町9号線	宇和島市丸穂～宇和島市丸穂町	
	市	(市) 丸穂線	宇和島市丸穂町～宇和島市丸穂町	
	市	(市) 丸穂町7号線	宇和島市丸穂町～宇和島市丸穂	
	市	(市) 御殿内鶴間線	宇和島市吉田町立間房～宇和島市吉田町鶴間	
	市	(市) 坂下津44号線	宇和島市坂下津～宇和島市坂下津	
	市	(市) 弁天町5号線	宇和島市栄町港3丁目～宇和島市寿町2丁目	
	市	(市) 寿町栄町港線	宇和島市栄町港3丁目～宇和島市栄町港2丁目	
	市	(市) 伊吹町国道線	宇和島市伊吹町～宇和島市伊吹町	
	市	(市) 丸之内桜町線	宇和島市丸之内1丁目～宇和島市堀端町	
	市	(市) 本町追手御殿町線	宇和島市堀端町～宇和島市御殿町	
	町	(町) 幸田線	鬼北町大字下鍵山～鬼北町大字下鍵山	
	町	(町) 森の三角ぼうし線	鬼北町大字永野市～鬼北町大字永野市	
	町	(町) 武士狩野線	鬼北町近永～鬼北町近永	
	町	(町) 出日本町永野市線	鬼北町永野市～鬼北町永野市	
	町	(町) 永野市豊岡線	鬼北町永野市～鬼北町永野市	
	町	(町) 松丸中央線	松野町松丸～松野町松丸	
z	町	(町) 太郎谷線 他3路線	愛南町城辺甲～愛南町深浦	(町) 鮪越線、(町) 深浦鮪越線、(町) 深浦9号線
	町	(町) 役場線	愛南町一本松～愛南町一本松	
	町	(町) 船越中道線	愛南町船越～愛南町船越	
	町	(町) 船越久家線	愛南町船越～愛南町船越	
	町	(町) 平畑線	愛南町増田～愛南町増田	
	町	(町) 伊勢町線	愛南町城辺～愛南町城辺	
	町	(町) 大森城山線	愛南町城辺～愛南町城辺	
あ	市	港湾臨港道路1号線 他1路線	八幡浜市西近江町～八幡浜市沖新田	漁港臨港道路2号線
い	市	(臨港道路) 垣生線	新居浜市多喜浜3丁目～新居浜市垣生3丁目	
う	市	(臨港道路) 天保山大浜線	今治市天保山町2丁目～今治市天保山町6丁目	
え	町	(臨港道路) 弓削港臨港道路	上島町弓削下弓削～上島町弓削下弓削	

二次緊急輸送道路

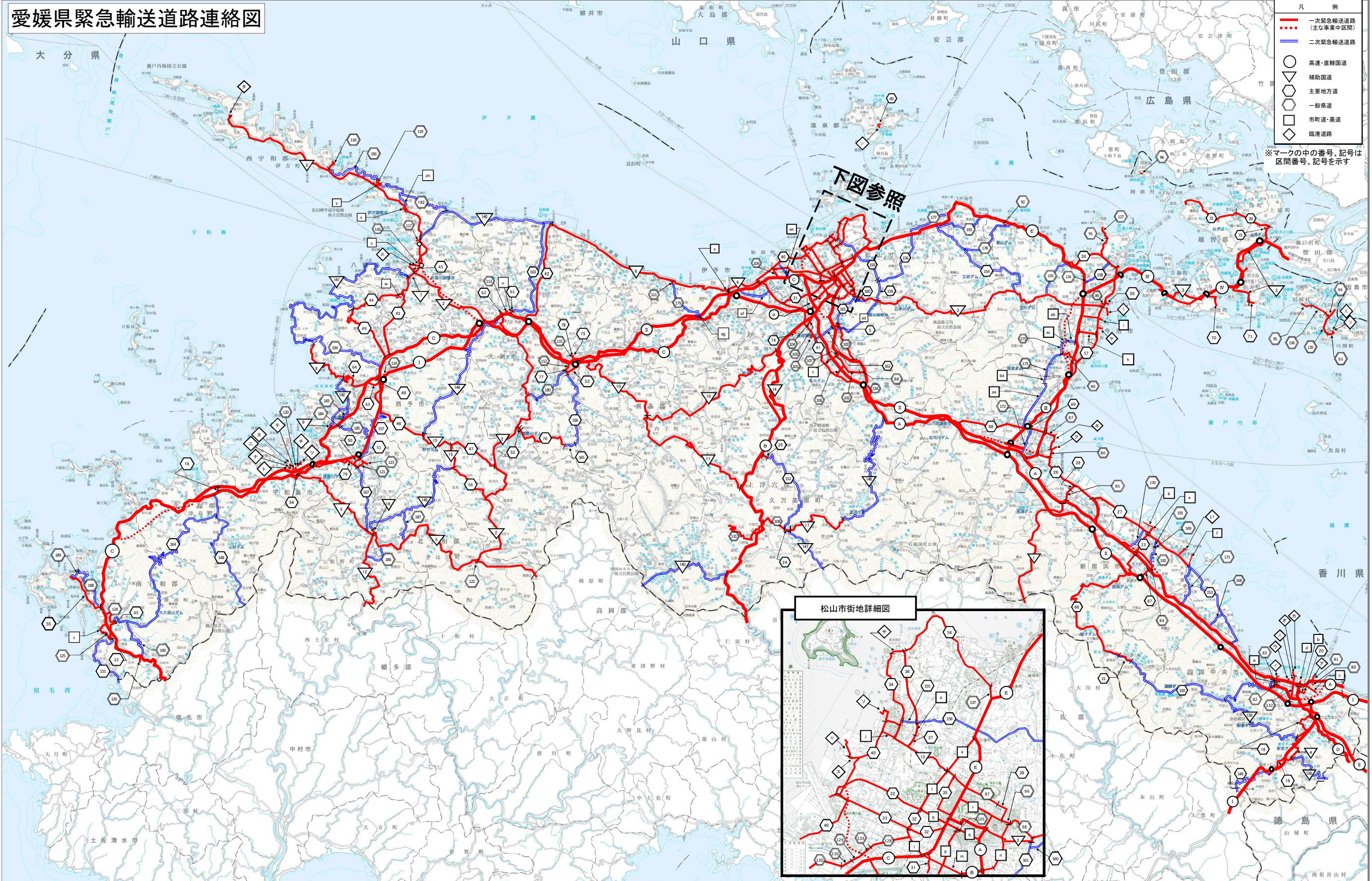
番号	管理区分	路線名	区間	備考(主な事業中区間、他路線名)
138 139	県	一般国道319号	徳島県境～四国中央市新宮町新宮 四国中央市新宮町新宮～四国中央市三島金子二丁目	
140 141 142	県	一般国道378号	大洲市長浜町長浜～八幡浜市保内町宮内 八幡浜市矢野町～西予市明浜町高山 西予市明浜町儀津～宇和島市吉田町立間尻	
143	県	一般国道440号	久万高原町柳井川～高知県境	
144 145	県	一般国道441号	大洲市大洲～西予市野村町河西 西予市城川町田穂～鬼北町近永	
146 147	県	一般国道494号	東温市則之内～久万高原町洗草 久万高原町東川～高知県境	
148	県	(主) 宿毛津島線	高知県境～宇和島市津島町岩松	
149	県	(主) 川之江大豊線	四国中央市新宮町馬立～高知県境	
150	県	(主) 高知伊予三島線	新居浜市別子山保土野～四国中央市金砂町平野山	
151	県	(主) 宿毛城辺線	高知県境～愛南町垣内	
152	県	(主) 西条久万線	久万高原町七島～久万高原町菅生	
153	県	(主) 壬生川新居浜野田線	新居浜市多喜浜～四国中央市土居町野田	
154	県	(主) 北条玉川線	松山市中西内～今治市玉川町竜岡下	
155	県	(主) 松山港線	松山市高山町～松山市三杉町	
156	県	(主) 松山北条線	松山市下伊台町～松山市久保	
157	県	(主) 宇和三間線	西予市宇和町下川～宇和島市三間町務田	
158	県	(主) 今治波方港線	今治市波方町樋口～今治市延喜	
159 160 161 162	県	(主) 松山東部環状線	松山市三津1丁目～松山市末町 松山市石手1丁目～松山市東野1丁目 松山市石手2丁目～松山市鷹子町 松山市久米窪田町～松山市小村町	
163	県	(主) 長浜中村線	大洲市長浜町沖浦～大洲市若宮	
164	県	(主) 宇和島城辺線	宇和島市津島町岩淵～愛南町城辺甲	
165	県	(主) 小田河辺大洲線	大洲市河辺町植松～大洲市河辺町植松	
166	県	(主) 内子河辺野村線	内子町五十崎～大洲市河辺町植松	
167	県	(主) 広見三間宇和島線	鬼北町永野市～宇和島市三間町務田	
168	県	(一) 蕪崎土居線	四国中央市土居町蕪崎～四国中央市土居町中村	
169	県	(一) 多喜浜泉川線	新居浜市郷～新居浜市郷	
170	県	(一) 新居浜港線	新居浜市一宮町～新居浜市中荻町	
171	県	(一) 新居浜土居線	新居浜市阿島～四国中央市土居町上野	
172	県	(一) 南川壬生川停車場線	西条市小松町南川～西条市周布	
173	県	(一) 東予玉川線	今治市朝倉上～今治市朝倉上	
174 175	県	(一) 今治丹原線	今治市延喜～今治市神宮 今治市古谷～今治市朝倉上	
176	県	(一) 鈍川伊予大井停車場線	今治市玉川町大野～今治市大西町脇	
177	県	(一) 湯山北条線	松山市粟井～松山市下難波	
178	県	(一) 才之原菊間線	松山市才之原～今治市菊間町	
179	県	(一) 広田双海線	伊予市双海町上灘～伊予市双海町上灘	
180	県	(一) 鳥首五十崎線	大洲市成能～内子町五十崎	
181 182	県	(一) 鳥井喜木津線	伊方町三机～伊方町九町 伊方町九町～八幡浜市保内町喜木津	
183	県	(一) 玉津港線	宇和島市吉田町白浦～宇和島市吉田町立間	
184	県	(一) 河内立間停車場線	宇和島市吉田町立間～宇和島市吉田町立間	
185	県	(一) 西谷吉田線	宇和島市三間町則～宇和島市吉田町立間	
186	県	(一) 下鍵山松野線	鬼北町興野々～松野町延野々	
187	県	(一) 小倉三間線	鬼北町小倉～鬼北町清水	
188	県	(一) 猿鳴平城線	愛南町中浦～愛南町御荘平城	
189	県	(一) 中浦西海線	愛南町中浦～愛南町船越	
190	県	(一) 一本松城辺線	愛南町広見～愛南町城辺緑乙	
191 192	県	(一) 新居浜東港線	新居浜市郷～新居浜市郷 新居浜市郷～新居浜市東田	事業中区間(観音原～東田)
193	県	(一) 粟井浅海線	松山市中西内～松山市浅海本谷	
194	県	(一) 宇和山線	西予市宇和町卯之町～西予市明浜町宮野浦	
aa	市	(市) 安用実報寺線 他3路線	西条市丹原町願連寺～西条市実報寺	(市)茂敷新町線、(市)茂敷東線、(市)周布吉岡線
ab	市	(市) 上徳町谷線	今治市高市～今治市町谷	
ac	市	(市) 宮ノ窪尾ノ端線	今治市朝倉南～今治市古谷	
ad	市	(市) 平井食場線 他5路線	松山市平井町～松山市末町	(市)湯山50,75,127号線、(市)小野159,160号線
ae	町	(町) 筒井徳丸線	松前町筒井～松前町恵久美	
af	市	(市) 稲荷下三谷線 他1路線	伊予市上三谷～伊予市稲荷	(市)下三谷楠木線
ag	市	(市) 粒野上線	伊予市双海町上灘～伊予市双海町上灘	
ah	町	(町) 湊浦伊方越線	伊方町湊浦～伊方町伊方越	
ba	市	広域営農団地周桑今治地区農道(周越農道)	今治市朝倉上～今治市朝倉上	

(参考) 緊急輸送道路候補路線

以下の高規格道路については、事業化にあわせて緊急輸送道路に位置付ける予定としている。

- ・松山外環状道路 松山空港～国道196号間
- ・一般国道56号 御荘IC(仮称)～一本松IC(仮称)

# 愛媛県緊急輸送道路連絡図



※ 縮尺の都合上、市町管理道路の一部路線については記載を省略している。

# 11-2 災害対策自動車班編成表（愛媛運輸支局）

（令和4年9月1日現在）

自愛媛運輸支局長  
089  
956-1563

<b>貨物支班長</b> (一社)愛媛県トラック協会 会長 御手洗 安 089-957-1069	四国中央地区 分隊長	トーヨー・ロジテック(株) 代表取締役 西岡 齊	0896-24-2700	
	新居浜地区 分隊長	明星運輸(株) 代表取締役 明星 元	0897-46-3444	
	今治地区 分隊長	四國陸運(株) 代表取締役 門田 大	0898-32-5252	
	松山地区 分隊長	伊予商運(株) 代表取締役 中村 仁	089-985-1381	
	八幡浜地区 分隊長	保内運送(有) 代表取締役 竹井 伸夫	0894-36-0921	
	東宇和地区 分隊長	(有)明浜運送 代表取締役 高間 登	0894-64-0126	
	宇和島地区 分隊長	伊豫貨物自動車(株) 代表取締役 土居 大輔	0895-22-5345	
	東予地区 分隊長	(有)佐々木葬祭 代表取締役 佐々木 孝一	0897-55-3210	
	中予地区 分隊長	(有)鶴岡 代表取締役 結城 旬	089-956-0019	
	南予地区 分隊長	(有)田村商店 代表取締役 田村 芳久	0895-32-2221	
	<b>霊柩支班長</b> 愛媛県霊柩自動車協会 会長 清水 健吉 0895-62-4155	松山地区 分隊長	伊予鉄バス(株) 代表取締役 清水 一郎	089-948-3140
		今治地区 分隊長	瀬戸内運輸(株) 代表取締役 渡邊 和秀	0898-23-3450
宇和島地区 分隊長		宇和島自動車(株) 代表取締役 村重 敦	0895-22-2202	
八幡浜地区 分隊長		伊予鉄南予バス(株) 代表取締役 松本 真一	0894-22-3200	
新居浜地区 分隊長		瀬戸内運輸(株)新居浜営業所 代表取締役 渡邊 和秀	0897-33-9166	
大三島地区 分隊長		瀬戸内海交通(株) 代表取締役 門田 正孝	0897-82-0076	
<b>乗合支班長</b> (一社)愛媛県バス協会 会長 清水 一郎 089-931-4094	宇摩地区 分隊長	宇田タクシー(株) 代表取締役 宇田 直器	0896-24-2525	
	新居浜・西条 地区分隊長	渡部タクシー(株) 代表取締役 渡部 光男	0897-56-0222	
	周桑地区 分隊長	(有)周桑丹原タクシー 代表取締役 渡部 光男	0898-64-2313	
	今治地区 分隊長	河南タクシー(有) 代表取締役 平野 勇夫	0898-32-0011	
	松山地区 分隊長	伊予鉄タクシー(株) 代表取締役 芳野 雅郎	089-948-3151	
	中予地区 分隊長	(有)ソバメハイヤー 代表取締役 伊藤 秀人	089-994-0017	
	大洲・喜多 地区分隊長	(有)脇南タクシー 代表取締役 得村 悠	0893-24-0260	
	八西地区 分隊長	(株)富士タクシー 代表取締役 甲野 恵三	0894-23-1000	
	南予地区 分隊長	宇和島ハイヤー(株) 常務取締役 弓削 利明	0895-22-4544	
	<b>乗用支班長</b> (一社)愛媛県ハイヤー タクシー協会 会長 渡部 光男 089-941-7481			



11-3 自動車出勤計画表（四国運輸局愛媛運輸支局）

（令和3年9月1日現在）

地区名	包含 都市別	事業 種別	事業者名	電話番号	出勤車数						備考		
					第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤			合計	
					大	小	大	小	大	小		大	小
四国中央	四国中央市	一般	トーヨー・ロジテック株式会社	0896-24-2700	1				1			2	
	"		金生運輸株式会社	0896-58-4356	1				1			2	
	"		南流勢運輸株式会社	0896-25-3060	1				1			2	
	"		三島運輸株式会社	0896-24-2049	1				1			2	
	"		大一運送株式会社	0896-58-4396				1		1		2	
	"		川之江港湾運送株式会社	0896-58-1230				1		1		2	
	"		株式会社寒川港湾荷役	0896-25-1366				1		1		2	
	"		真鍋産業株式会社	0896-25-1811				1		1		2	
	"		四国福山通運株式会社四国中央営業所	0896-25-2921				1		1		2	
	"		丸福運送株式会社	0896-58-4428				1		1		2	
	"		大西物流株式会社	0896-25-0222				1		1		2	
	"		タイカワ運輸株式会社	0896-25-2335				1		1		2	
	"		丸調運輸株式会社	0896-56-5581				1		1		2	
	"		四国興産有限公司	0896-58-6148				1		1		2	
	"		日本興運株式会社	0896-24-2550				1		1		2	
		計			4		11		15		30		
東予 新居浜 西条	新居浜市	一般	明星運輸株式会社	0897-46-3444	1				1			2	
	"		一宮運輸株式会社	0897-33-0138	1				1			2	
	"		桑原運輸株式会社	0897-35-1111	1				1			2	
	"		宝運送株式会社	0897-32-5871				1		1		2	
	"		森実運輸株式会社	0897-37-0111				1		1		2	
	"		森実エクスプレス株式会社	0897-37-3350				1		1		2	
	"		日本通運株式会社新居浜支店	0897-46-2294				1		1		2	
	"		三豊運送株式会社新居浜営業所	0897-46-3143				1		1		2	
	"		株式会社小川運送	0897-46-1133				1		1		2	
	"		浜栄倉庫株式会社	0897-33-3161				1		1		2	
	"		株式会社アトラス	0897-46-3477				1		1		2	
	"		四国梱包運送株式会社	0897-45-2000				1		1		2	
	"		住化ロジスティクス株式会社	0897-33-2171				1		1		2	
	西条市		高瀬運送株式会社	0897-56-2196		1				1		2	
	"		株式会社あじふく	0898-72-2222		1				1		2	
	"		是則西条運輸株式会社	0897-56-0330				1		1		2	
	"		有限会社宇佐美運輸	0897-56-2380				1		1		2	
	"		黒川運送有限公司	0897-57-9621				1		1		2	
"	宮雅運輸有限公司	0897-55-8009				1		1		2			
"	周桑運送株式会社	0898-64-3120				1		1		2			
"	丹下建設工業株式会社	0898-65-5568				1		1		2			
"	株式会社丹下興産	0898-68-7738				1		1		2			
"	庄内陸運有限公司	0898-64-4587				1		1		2			
"	道前運送株式会社	0898-64-5115				1		1		2			
		計			5		19		24		48		
今治	今治市	一般	四國陸運株式会社	0898-32-5252	1				1			2	
	"		株式会社大西運送	0898-53-3220	1				1			2	
	"		伊豫運送株式会社	0898-32-5171	1				1			2	
	"		渦潮運送株式会社	0898-48-5505	1				1			2	
	"		一宮運輸株式会社四国支社今治支店	0898-48-3366				1		1		2	
	"		株式会社大西運輸	0898-53-3377				1		1		2	
	"		有限会社小川商事	0897-87-2238				1		1		2	
	"		越智急送有限公司	0897-87-4074				1		1		2	
	"		くるしま運送有限公司	0898-23-1149				1		1		2	
	"		四国西濃運輸株式会社今治支店	0898-32-2600				1		1		2	
	"		四国福山通運株式会社今治支店	0898-48-2222				1		1		2	
	"		伸栄産業株式会社	0898-22-5550				1		1		2	
	"		成功開発株式会社	0897-86-3537				1		1		2	
	"		株式会社正和運輸	0898-52-2711				1		1		2	
	"		株式会社せとうち総業	0898-48-5111				1		1		2	
"	津倉産業株式会社	0897-72-1565				1		1		2			
"	日本通運株式会社今治支店	0898-48-6900				1		1		2			
"	株式会社吉忠本社	0898-35-2270				1		1		2			
"	青鬼運送株式会社	0898-32-0557				1		1		2			
		計			4		15		19		38		
	小	計			13		45		58		116		

地区名	包含 都市別	事業 種別	事業者名	電話番号	出勤車数				備考				
					第1次出勤		第2次出勤			第3次出勤		合計	
					大	小	大	小		大	小	大	小
中予	松山	一般	株式会社大西運送松山営業所	089-979-4822	1				1		2		
			城北運送株式会社	089-979-0011	1				1		2		
			愛媛合同物流株式会社	089-979-0056	1				1		2		
			四国名鉄運輸株式会社	089-972-1231	1				1		2		
			有限会社向南運送	089-962-7125	1				1		2		
			日本通運株式会社松山支店	089-941-5112	1				1		2		
			伊予運輸有限公司	089-975-0227			1		1		2		
			大原運送有限公司	089-945-8586			1		1		2		
			四国総合流通株式会社	089-973-0801			1		1		2		
			四国福山通運株式会社松山支店	089-972-3333			1		1		2		
			重松倉庫株式会社	089-921-3085			1		1		2		
			中島運送有限公司	089-997-0066			1		1		2		
			有限会社西川運送	089-957-4448			1		1		2		
			日進海運株式会社	089-972-1941			1		1		2		
			大栄海運株式会社	089-951-2288			1		1		2		
			西原資源株式会社	089-905-7810			1		1		2		
			伊予商運株式会社	089-946-8001			1		1		2		
			有限会社大野ヶ原物流	089-960-3657					1		2		
			伊予市	株式会社入本物流	089-967-5065				1		2		
			東温市	カネサ運輸株式会社	089-982-0113				1		2		
		四国西濃運輸株式会社	089-951-3111					1		2			
		計			12		9		21		42		
	小	計			12		9		21		42		
南予	八幡浜 大洲	一般	保内運送有限公司	0894-36-0921	1				1		2		
			株式会社フジ物流	0893-23-0381			1		1		2		
			丸回企業株式会社	0894-22-4133			1		1		2		
			だいたい運送株式会社	0894-36-1145			1		1		2		
			大洲市	渡辺興業株式会社	0893-52-1143	1				1		2	
			伊豫海運株式会社	0893-52-3131			1		1		2		
			宇和島自動車運送株式会社八幡浜営業所	0894-22-0056			1		1		2		
			城戸運送有限公司	0893-25-0224			1		1		2		
			四国西濃運輸株式会社大洲営業所	0893-24-4170			1		1		2		
			四国福山通運株式会社大洲営業所	0893-25-3700			1		1		2		
			四国名鉄運輸株式会社大洲支店	0893-25-5511			1		1		2		
			中央建設株式会社	0893-24-3556			1		1		2		
			富士運輸有限公司	0893-25-2729			1		1		2		
			日本通運株式会社西予支店	0893-59-1777			1		1		2		
			有限会社五郎陸運	0893-25-0324			1		1		2		
			内子町	福田運送有限公司	0893-44-2648	1				1		2	
			新興運輸株式会社	0893-44-3133			1		1		2		
			御祓運送有限公司	0893-43-0726			1		1		2		
			西予市	有限会社大一運送	0894-33-0045	1				1		2	
					計			4		15		19	
東宇和	西予市	一般	有限会社明浜運送	0894-64-0126	1				1		2		
			愛媛急配株式会社	0894-72-0062	1				1		2		
			野村運送有限公司	0894-72-3398			1		1		2		
			有限会社石田運送	0894-62-0359			1		1		2		
			有限会社大野ヶ原運送	0894-76-0856			1		1		2		
			河辺運送有限公司	0894-62-0817			1		1		2		
			三興運輸有限公司	0894-62-1164			1		1		2		
			有限会社西川商運	0894-69-1266			1		1		2		
			株式会社西建設	0894-77-0321			1		1		2		
			大東建設株式会社	0894-62-5501			1		1		2		
			太陽運送株式会社	0894-62-0322			1		1		2		
			株式会社野村貨物	0894-75-0303			1		1		2		
			東和運送株式会社	0894-66-0621			1		1		2		
					計			2		11		13	
宇和島	宇和島市	一般	伊予貨物自動車株式会社	0895-22-5345	1				1		2		
			南豫通運株式会社	0895-23-0030	1				1		2		
			宇和島自動車運送株式会社	089-973-6161	1				1		2		
			末光運送株式会社	0895-22-0717	1				1		2		
			宇和島倉庫株式会社	0895-23-0936			1		1		2		
			有限会社宇和海運輸	0895-25-3011			1		1		2		
			愛媛砂利株式会社	0895-25-2244			1		1		2		
			株式会社ガイヤエクスプレス	0895-49-6888			1		1		2		
			下波運送株式会社	0895-27-2660			1		1		2		
			南予名鉄急配株式会社	0895-22-1441			1		1		2		
			有限会社坂口運送	0895-52-0112			1		1		2		
			梶原運送有限公司	0895-32-6652			1		1		2		
			有限会社勝山運送	0895-44-3020			1		1		2		
			有限会社中江運送	0895-52-1531			1		1		2		
			マルニ運送有限公司	0895-49-6854			1		1		2		
			北宇和郡	松丸陸運有限公司	0895-42-0072			1		1		2	
			吉興株式会社	0895-72-0214			1		1		2		
			南宇和郡	有限会社滝野産業	0895-72-0214			1		1		2	
	御荘陸運株式会社	0895-72-0098			1		1		2				
		計			4		15		19		38		
	小	計			10		41		51		102		
	合	計			35		95		130		260		

地区名	包含 都市別	事業 種別	事業者名	電話番号	出勤車数								備考	
					第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤		合計			
					大	小	大	小	大	小	大	小		
地区名	包含 都市別	事業 種別	事業者名	電話番号	出勤車数								備考	
					第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤		合計			
					大	小	大	小	大	小	大	小		
東予	新居浜 今治 大三島	新居浜市 今治市 "	乗合 貸切	瀬戸内運輸株式会社新居浜営業所	0897-46-6820			1		1		2		
				" 今治営業所	0898-23-3881	1		1		1		3		
				瀬戸内海交通株式会社	0897-82-0076		2						2	
				小計		1	2	2		2		5	2	
中予	松山	松山市	乗合 貸切	伊予鉄バス株式会社松山室町営業所	089-941-3574	1		1		4		6		
				" 松山斎院営業所	089-972-2516	1		1		1		3		
				J R 四国バス株式会社松山支店	089-943-5015			3	1			3	1	
				小計		2		5	1	5		12	1	
南予	大洲 八幡浜 " 宇和島 城辺	大洲市 八幡浜市 " 宇和島市 南宇和郡	乗合 貸切	宇和島自動車株式会社大洲営業所	0893-24-2171	1		1		1		3		
				伊予鉄南予バス道株式会社八幡浜営業所	0894-22-3200	1		1		1		3		
				宇和島自動車株式会社八幡浜営業所	0894-22-2400	1		1				2		
				" 宇和島営業所	0895-22-4696	1		2		2		5		
				" 城辺営業所	0895-72-0772	1		1				2		
				小計		5		6		4		15		
合計		8	2	13	1	11		32	3					

(注) 第1次出勤・・・命令受領と同時に出勤  
第2次出勤・・・命令受領後1時間以内に出勤  
第3次出勤・・・命令受領別に指示するときに出勤

地区名	包含 都市別	事業 種別	事業者名	電話番号	出 勤 車 数						備 考					
					第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤			合 計				
					大	小	大	小	大	小		大	小			
東 予	四国中央市 " "	霊柩	(株)コスモス 篠原 一志 0896-58-6889				1				1					
			(有)宇摩公益社 相澤 裕二 0896-23-3478				1				1					
			三島公益センター(株) 伊藤 誠史 0896-23-5176						1			1				
	西条市 " "		(有)佐々木葬祭 佐々木 孝一 0897-55-3210				1		1			2				
			西条環境整備(株) 稲井 和久 0897-55-3244						1			1				
			えひめ未来農業協同組合 加藤 尚 0897-37-1004		1								1			
	今治市 " " " "			周桑農業協同組合 山内 謙治 0898-68-7800				1					1			
				(有)菅公益社 菅 主浩 0898-33-4444						1			1			
				池内葬儀社 池内 哲郎 0898-22-1749							1			1		
				今治互助センター(株) 青野 忠正 0898-22-3535		1		1						2		
				(株)ジェイエイ越智今治 曾我 治元 0898-33-5580		2		1				1		4		
	" " "			大三島葬儀社 菅 加津江 0897-82-0182							1		1			
				(有)大島葬儀社 馬越 美鈴 0897-86-2168								1		1		
小 計					4		6		8			18				
中 予	松山市 " " " " " " " "	霊柩	(有)せとまる 瀬戸丸 掬 089-993-4949				1		1			2				
			(有)てらだ 寺田 明 089-993-0413						1			1				
			(株)村田 結城 旬 089-941-4444		2		1		1				4			
			(有)鶴岡 結城 旬 089-956-0019		1								1			
			(株)松山公益社 兵頭 和之 089-933-1200							1			1			
			(有)高須賀公益葬祭 高須賀 至 089-946-4040								1		1			
			(株)小倉葬祭社 小倉 早織 089-933-3008		1					1			2			
			(株)かいそう会館 宮内 三郎 089-923-6555							1			1			
			(株)愛礼 二宮 悟 089-968-2366		1		1			1			3			
			(株)公益社 福岡 正人 089-982-4242		1		1			2			4			
	伊予市		(株)ジェイエイえひめ中央 白石 仁志 089-905-1040					1				1				
	伊予郡 砥部町		四国西濃運輸(株) 川上 和則 089-951-3311							1		1				
東温市		小 計		6		5		11		22						
南 予	大洲市	霊柩	水都開発(有) 菊地 秀明 0893-59-4900						1			1				
			(株)ジェイエイにしうわ 都築 雅秀 0894-24-1935						1			1				
	八幡浜市		(有)清水葬儀社 清水 健吉 0894-62-4155		1				1			2				
			川田仏具店 川田 寛 0894-72-0225						1			1				
	西予市 " "		(有)野村葬儀社 岡田 周三 0894-72-0081						1			1				
			東宇和農業協同組合 石野 満章 0894-62-7570					1		1		2				
	宇和島市 " " " "				(有)宇都宮葬儀社 宇都宮 一善 0895-22-2311							1		1		
					(有)田村商店 田村 芳久 0895-32-2221		1		1					2		
					(有)佐久間葬儀社 佐久間 豊志 0895-52-0469							1			1	
					ハラダ協同サービス(株) 原田 宗一郎 0895-45-3610							1			1	
北宇和郡 鬼北町		倉田葬儀社 倉田 栄一 0895-72-0669					1		1		2					
南宇和郡 愛南町		小 計		2		3		10		15						
合 計						12		14		29		55				

(注) 第1次出勤・・・命令受領と同時に出勤  
第2次出勤・・・命令受領後1時間以内に出勤  
第3次出勤・・・命令受領別に指示するときに出勤

地区名	包含 都市別	事業 種別	事業者名	電話番号	出 勤 車 数								備 考		
					第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤		合 計				
					大	小	大	小	大	小	大	小			
東 予	宇 摩	乗 用	丸ハタタクシー株式会社	0896-58-2121		1				1		2			
			川之江タクシー株式会社	0896-58-1188				1			1		1		
			宇田タクシー株式会社	0896-24-2525		2			1			1		4	
			三島交通株式会社	0896-24-5455		2					2		4		
			まるみタクシー株式会社	0896-23-2323				1					1		
			計			5		3		4		12			
	新居浜 西 条	乗 用	あかがねタクシー株式会社	0897-45-0181						1		1			
			愛媛近鉄タクシー株式会社新居浜営業所	0897-37-3070		1				1		2			
			有限会社日新タクシー	0897-32-2764				1				1			
			株式会社駅前タクシー	0897-37-2308		1				1		2			
			有限会社光タクシー	0897-43-7563				1			1		1		
	西条市	乗 用	渡部タクシー株式会社	0897-56-0222		1				1		2			
			瀬戸タクシー株式会社	0897-56-1130				1				1			
			計			3		3		4		10			
	周 桑	乗 用	有限会社小松タクシー	0898-72-2124					1			1			
			有限会社周桑丹原タクシー	0898-68-7222		1				2		3			
			計			1		1		2		4			
	今 治 越 智	乗 用	瀬戸内タクシー株式会社	0898-32-6115		2		1				3			
			常盤タクシー株式会社	0898-32-0011		1				1		2			
			河南タクシー有限会社	0898-22-6237						2		2			
株式会社大西運輸			0898-53-3349						1		1				
有限会社波方タクシー			0898-52-2358						1		1				
有限会社別所タクシー			0898-55-3001						1		1				
上浦交通有限会社			0897-87-2400				1		1		2				
		有限会社おおしまタクシー	0897-84-2629					1		1					
		計			3		2		8		13				
		小 計			12		9		18		39				
東 温	乗 用	有限会社北条栗井交通	089-993-1290		1						1				
		有限会社栗井タクシー	089-994-0017					1			1				
東温市	乗 用	川上タクシー 黒瀬 眞壽	089-966-2035		1					1					
		計			2		1		0		3				
中 予 松 山	乗 用	有限会社森松交通	089-956-2255				1				1				
		有限会社城南タクシー	089-957-5565				1				1				
		松山タクシー株式会社	089-924-8676		3		1		1		5				
		伊予鉄タクシー株式会社	089-948-3151		6		2		1		9				
		愛媛近鉄タクシー株式会社	089-924-8112		5		2		1		8				
		銀座タクシー株式会社	089-971-1515		1		1				2				
		東洋タクシー株式会社	089-931-5905		1				1		2				
		瀬戸内タクシー有限会社	089-915-1221		1				1		2				
		有限会社富士第一交通	089-924-4122		1		1				2				
		前道後タクシー有限会社	089-978-0981				1				1				
		有限会社城北タクシー	089-925-0124						1		1				
		松山西第一交通株式会社	089-972-1215						1		1				
		株式会社仔馬タクシー	089-975-6001						1		1				
		関西タクシー株式会社	089-951-0261		1						1				
		株式会社南海東道後タクシー	089-951-1538						1		1				
日の丸タクシー有限会社	089-932-5656				1				1						
大和交通株式会社	089-931-1795						1		1						
		有限会社二神タクシー	089-951-0063					1		1					
		計			19		11		11		41				

地区名	包含 都市別	事業 種別	事業者名	電話番号	出 勤 車 数								備 考	
					第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤		合 計			
					大	小	大	小	大	小	大	小		
中 予	伊予 上浮穴郡		有限会社ツバメハイヤー	089-982-0456						1		1		
			有限会社郡中タクシー	089-982-0369		1		1				2		
			株式会社伊予観光タクシー	089-982-0123				1				1		
			どるばハイヤー有限公司	089-986-0022				1				1		
			有限会社砥部タクシー	089-958-3311				1				1		
			有限会社松前交通タクシー	089-984-1017		1						1		
			面河タクシー有限公司	0892-21-1220		1		1				2		
			有限会社奥元タクシー	0892-52-2442							1		1	
	美川タクシー有限公司	0892-56-0001							1		1			
	計						3		5		3		11	
小 計						24		17		14		55		
予	大 洲	乗 用	有限会社内子タクシー	0893-44-2311				1				1		
			池田タクシー株式会社	0893-44-2191		1					1		2	
			鹿野川タクシー 岩田 良一	0893-34-2619							1		1	
			有限会社大洲タクシー	0893-24-3262		1							1	
			有限会社安全タクシー	0893-25-1122		1							1	
			有限会社肱南タクシー	0893-24-0260						1			1	
	計						3		2		2		7	
	八幡浜 西宇和	乗 用	アトムタクシー株式会社	0894-22-0777		1		1					2	
			株式会社すみれタクシー	0894-22-0250		1		1					2	
			株式会社富士タクシー	0894-23-1000		1		2					3	
			有限会社三崎自動車	0894-54-0016		1							1	
			みかめ観光株式会社	0894-33-2115							1		1	
	計						4		4		1		9	
	東宇和	乗 用	有限会社卯之町タクシー	0894-62-0510		1		1			1		3	
			有限会社土居どろんこタクシー	0894-83-0323							1		1	
			有限会社惣川	0894-76-0006							1		1	
	計						1		1		3		5	
	北宇和 南宇和 宇和島	乗 用	有限会社日吉タクシー	0895-44-2324		1							1	
			近永タクシー有限公司	0895-45-0065		1							1	
有限会社松野タクシー			0895-42-1108							1		1		
南予タクシー有限公司			0895-32-2321				1					1		
有限会社広見タクシー			0895-45-1231							1		1		
南予タクシー有限公司			0895-82-1181							1		1		
井上タクシー 井上 浩治			0895-72-1238				1					1		
有限会社みなみ交通			0895-72-0034				1					1		
有限会社御荘タクシー			0895-72-0350		1							1		
四国自動車交通株式会社			0895-22-2345		1		1			1		3		
有限会社宮脇タクシー	0895-22-1500		1		1			1		3				
宇和島ハイヤー株式会社	0895-22-4544		4		2			3		9				
計						9		7		8		24		
小 計						17		14		14		45		
合 計						53		40		46		139		

# 11-4 緊急通行車両の標章並びに通行証（防災危機管理課、県警本部）

## 緊急通行車両の標章

災害対策基本法施行規則（別記様式第3）

別記様式第3（第6条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第2様下）



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を吟色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 通行車両の証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	Ⓜ
		公安委員会	Ⓜ
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考：用紙は日本工業規格A5とする。

11-5 海上物資輸送計画（愛媛運輸支局）

（令和4年4月1日現在）

種別 地区	輸送協力 班名	住 所	所 有 船 舶				確保可能 船 舶
			事業 者数	隻数	G/T	D/T	
中予	松山地方 海運組合	松山市海岸通1455-1	14	29	74,892	128,782	災害の種類 及程度に 応じ、別 に定める 計画によ る。
	中予地区 海運組合	松山市海岸通1455-1	25	36	19,328	46,645	
	長浜内航 海運組合	大洲市長浜甲1030-3	10	19	17,153	34,344	
	北条市船 海運組合	北条市辻1461	2	5	4,490	10,753	
東予	今治地区 海運組合	今治市片原町1-100-3	114	194	257,941	452,932	
	新居浜地区 海運組合	新居浜市西原町2-7-21	38	41	49,946	71,976	
南予	南予内航 海運組合	宇和島市住吉町2-7-14	20	29	35,249	72,887	
	合 計		223	353	458,999	818,319	

11-6 海上人員輸送計画（愛媛運輸支局）

（令和4年4月1日現在）

下段( )・・・予備船(正数に含まない)

協 力 班 事業者名称等	住 所	航 路 名	保 有 船 舶			確保可能 船 舶
			隻数	G/T	定員	
新居浜市	新居浜市 一宮町1-5-1	大島/黒島	2	207	315	
住 鋳 物 流 (株)	新居浜市 西原町3-5-3	四阪/新居浜	1	459	151	
芸 予 汽 船 (株)	今治市片原町1-100-3	今治/土生	2	99	194	
大三島ブルー ライン (株)	今治市片原町1-100-3	今治/ 木江・大三島・岡村	1	224	190	
脩 くるしま	今治市波止浜3-6-22	馬島/波止浜	1	19	58	
四 国 開 発 フェリー (株)	今治市共栄町2-3-1	東予/新居浜/ 神戸/大阪	3	45,250	1,256	
シーセブン(脩)	今治市伯方町 木浦甲2779-5	宮窪/尾浦	1	19	35	
今 治 市	今治市別宮町1-4-1	津島/幸	1	19	30	
今 治 市	今治市別宮町1-4-1	岡村/今治	2	198	175	
津島渡船(脩)	今治市片原町1-100-3	津島/今治	1	19	30	
上 島 町	越智郡上島町 弓削下弓削210	魚島/弓削/土生	1	52	82	
上 島 町	越智郡上島町 弓削下弓削210	立石/長崎	1 (1)	194 (146)	150 (120)	
岩 城 汽 船 (株)	越智郡上島町岩城610	海原/船越/土生	1 (1)	18 (19)	90 (90)	
(株)小松商店	今治市菊間町浜88	菊間港/菊間沖	2	26	85	
愛媛県漁業 協同組合	松山市二番町4丁目6-2	宮窪能島周辺 海域周遊	3	15.2	134	
(株)しまなみ	今治市大浜町1-丙-232-	来島海域周遊	3 (4)	28.8 (58.9)	154 (214)	
(株)イマダイ コーポレーション	今治市常盤町4-2-8	今治/四阪島	1	253	230	



協 力 班 事業者名称等	住 所	航 路 名	保 有 船 舶			確保可能 船 舶
			隻数	G/T	定員	
松 山 市	松山市二番町4-7-2	中須賀/鹿島	2	36	110	
(有) 新 喜 峰	松山市北条341-1	安居島/北条	1	19	35	
中島汽船(株)	松山市高浜町5-2259-1	三津浜/中島	4 (2)	1,318 (724)	1,001 (578)	
石崎汽船(株)	松山市高浜町5-2259-1	松山/宇品	4	2,124	912	
松 山・小 倉 フェリー(株)	松山市高浜町5-2259-1	松山/小倉	2	8,515	962	
(株) ご ご し ま	松山市由良町1234	由良・泊/高浜	2	316	290	
青 島 海 運(有)	大洲市長浜甲1030-3	青島/長浜	1	19	34	
九 四 オ レ ン ジ フェリー(株)	八幡浜市沖新田1586	八幡浜/臼杵	2	5,842	970	
田 中 輸 送(有)	八幡浜市字沖新田1581-23	大島/八幡浜	1 (1)	56 (15)	78 (43)	
宇和島運輸(株)	宇和島市住吉町3-2-18	八幡浜/別府 八幡浜/臼杵	4	10,164	2277	
盛 運 汽 船(株)	宇和島市 栄町港2-600-15	日振/宇和島	3	291	231	
愛 南 町	南宇和郡愛南町城辺甲2420	船越/鹿島	1 (1)	16 (19)	50 (67)	
(株) あ さ 屋	西予市三瓶町朝立 1番耕地548-2	奥地湾周遊	1	18	59	
濱 崎 又 男	宇和島市石応86-4	宇和海諸島周遊	1	9.1	35	
三 好 春 樹	宇和島市坂下津甲97-5	宇和海諸島周遊	1	10	33	
濱 宏 行	宇和島市日振島3315	宇和海諸島周遊	1	12	37	
大 岩 幸 男	西宇和郡伊方町正野26	佐田岬漁港	1	7.9	30	

### 11-7 海上保安部所属巡視船艇（第六管区海上保安本部）

(令和2年9月2日現在)

所 属	船艇名	船艇型	総トン数	乗員	備 考
松 山 海上保安部	いよ	PM500t	599	24	電話、レーダー、方探、VHF、放水銃 高速機動艇
	おきなみ	PC 23m	64	8	電話、レーダー、VHF、放水銃
	いよざくら	CL 20m	26	5	電話、レーダー、VHF、放水銃
今 治 海上保安部	いよなみ	PC 35m	113	9	電話、レーダー、VHF、放水銃
	せとぎり	PC 35m	113	9	電話、レーダー、VHF、放水銃
	いまかぜ	CL 20m	26	5	電話、レーダー、VHF、放水銃
新居浜 海上保安署	はまぎく	CL 20m	26	5	電話、レーダー、VHF、放水銃
宇和島 海上保安部	たかつき	PS130t	114	9	電話、レーダー、方探、放水銃、 高速機動艇、VHF
	おいつかぜ	CL 20m	26	5	電話、レーダー、VHF、放水銃

### 11-8 海上保安部航空機要目（第六管区海上保安本部）

（令和3年4月1日現在）

所属	型式	番号	愛称	速力(kt)
広島航空 基地	アグスタAW139型	MH962	せとわし1号	167
	アグスタAW139型	MH963	せとわし2号	167
	シコルスキー 76D型	MH921	せとたか	145

（注）各海上保安部からの派遣要請により随時派遣される。

### 11-9 海上保安部監視取締艇（第六管区海上保安本部）

（令和2年1月1日現在）

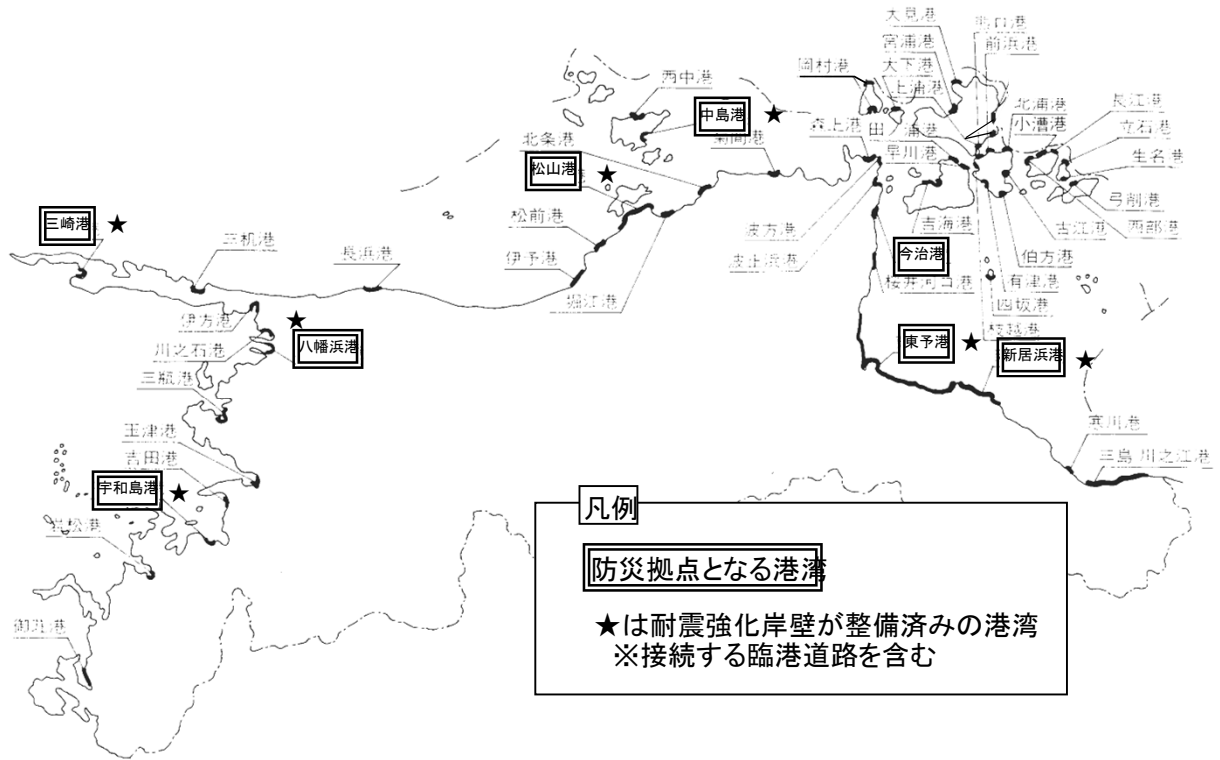
所属	船艇名	備考
松山海上 保安部	でねぶ	
今治海上 保安部	りべら	
新居浜海上 保安署	ふれあです	
宇和島海上 保安部	けんたうるす	

### 11-10 海上保安部災害時優先電話番号等（第六管区海上保安本部）

（令和2年9月1日現在）

松山海上 保安部	優先番号 089-951-1197	FAX番号 089-951-7796
今治海上 保安部	優先番号 0898-22-0118	FAX番号 0898-22-0118
新居浜海上 保安署	優先番号 0897-32-0118	FAX番号 0897-33-4999
宇和島海上 保安部	優先番号 0895-22-1591	FAX番号 0895-22-1591

### 1 1 - 1 1 愛媛県港湾位置図（港湾海岸課）



### 1 1 - 1 2 管理者別港湾の状況（港湾海岸課）

管理者名	分類	数	港 湾 名		
			瀬戸内海	豊後水道	島しょ部
県	重要港湾	4	三島川之江港 東予港、松山港	宇和島港	
	地方港湾	18	長浜港、寒川港 波方港、菊間港 北条港、松前港 伊予港 波止浜港	三崎港 川之石港 玉津港 岩松港 御荘港	伯方港 弓削港 宮浦港 吉海港 中島港
	小計	22	11	6	5
市町	重要港湾	1	今治港		
	地方港湾	26	森上港 堀江港 三机港	八幡浜港 吉田港 伊方港 三瓶港	立石港、生名港 長江港、小漕港 西部港、古江港 北浦港、前浜港 熊口港、枝越港 有津港、上浦港 大見港、岡村港 大下港、田ノ浦港 早川港、四坂港 西中港
	小計	27	4	4	19
港務局	重要港湾	1	新居浜港		
	小計	1	1		
その他	公告水域	1	桜井河口港		
	小計	1	1		
合計	重要港湾	6	5	1	
	地方港湾	44	11	9	24
	公告水域	1	1		
	合計	51	17	10	24

### 11-13 係留施設の諸元 (港湾海岸課)

大型船係留施設(岸壁)の標準寸法

種類	対象船舶	バースの長さ	バースの水深	エプロン幅
貨物船	載貨重量トン数(DWT)			
	1,000 トン	80 m	4.5 m	15 m
	2,000	100	5.5	15
	3,000	110	6.0	15
	5,000	130	7.0	20
	10,000	160	9.0	20
	12,000	170	9.0	20
	18,000	190	11.0	20
	30,000	230	12.0	20
	40,000	250	13.0	20
	55,000	270	15.0	20
	70,000	280	16.0	20
	90,000	310	17.0	20
	120,000	340	19.0	20
	150,000	360	20.0	20
コンテナ船	載貨重量トン数(DWT)			
	10,000 トン	170 m	9.0 m	50~80 m
	20,000	220	11.0	
	30,000	250	13.0	
	40,000	290	13.0	
	50,000	330	14.0	
100,000	350	15.0		
RORO船	載貨重量トン数(GT)			
	3,000 トン	150 m	6.5 m	15 m
	5,000	180	7.5	20
	10,000	220	9.0	20
	20,000	240	10.0	20
	40,000	250	11.0	20
60,000	270	12.0	20	

種類	対象船舶	バースの長さ	バースの水深	エプロン幅
旅客船	総トン数(GT)			
	3,000 トン	130 m	5.0 m	15 m
	5,000	150	5.5	15
	10,000	180	7.0	20
	20,000	220	8.0	20
	30,000	260	8.0	20
	50,000	310	9.0	20
	70,000	340	9.0	20
	100,000	360	10.0	20
自動車専用船	総トン数(GT)			
	3,000 トン	150 m	5.5 m	15 m
	5,000	170	7.0	15
	12,000	180	7.5	20
	20,000	200	8.0	20
	30,000	230	9.0	20
タンカー	載貨重量トン数(DWT)			
	1,000 トン	80 m	4.5 m	15 m
	2,000	100	5.5	15
	3,000	110	6.5	15
	5,000	130	7.5	20
	10,000	170	9.0	20
	15,000	190	10.0	20
	20,000	210	11.0	20
	30,000	230	12.0	20
	50,000	260	14.0	20

小型船係留施設(物揚場)の標準寸法

種類	対象船舶	バースの長さ	バースの水深	エプロン幅
小型船	載貨重量トン数(DWT)			
	500 トン	60 m	4.0 m	10 m
	700	70	4.0	10

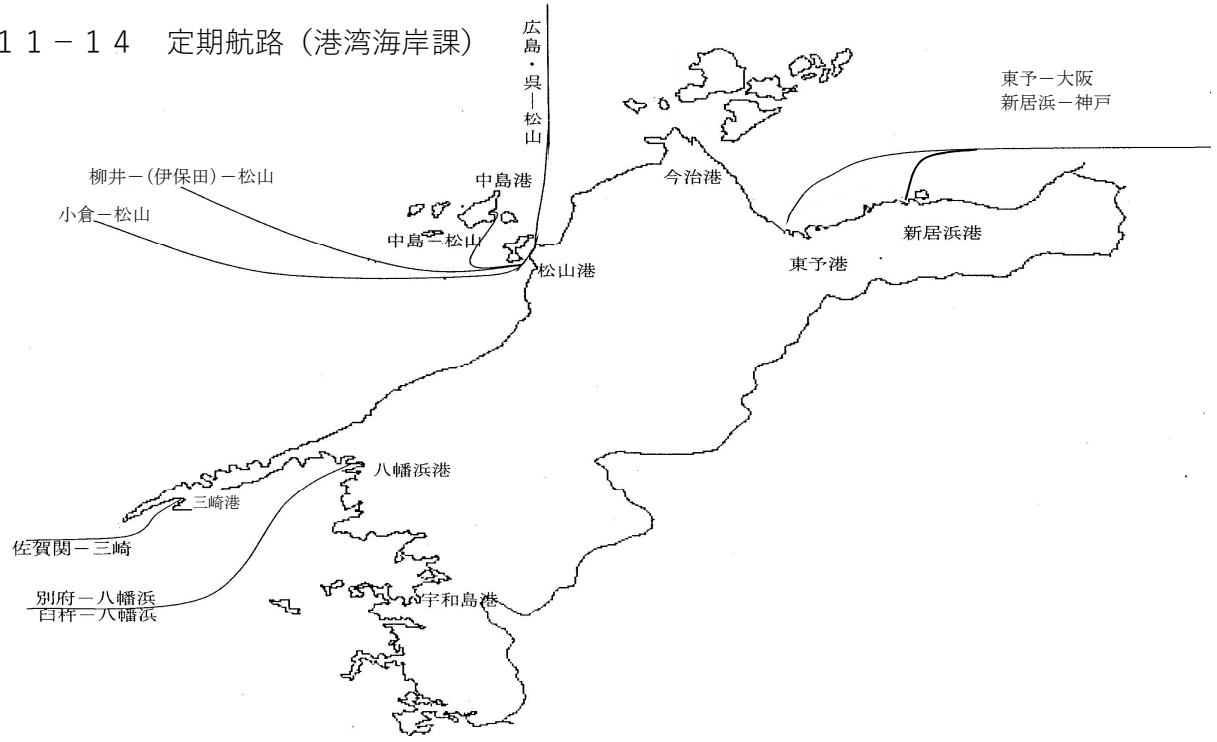
中短距離フェリー(航海距離300km未満)

対象船舶 総トン(GT)	船首尾係船岸のある場合		
	船首尾係船岸長(m)	バースの長さ(m)	バースの水深(m)
400	20	60	3.5
700	20	80	4.0
1,000	25	90	4.5
3,000	25	130	5.5
7,000	30	170	7.0
10,000	30	200	7.5
13,000	35	220	8.0

長距離フェリー(航海距離300km以上)

対象船舶 総トン(GT)	船首尾係船岸のない場合	船首尾係船岸のある場合		
	バースの長さ(m)	船首尾係船岸長(m)	バースの長さ(m)	バースの水深(m)
6,000	190	30	170	7.5
10,000	220	30	200	7.5
15,000	250	40	230	8.0
20,000	260	40	250	9.0

11-14 定期航路 (港湾海岸課)



## 11-15 災害時における交通誘導及び地域の安全の確保等の業務に関する協定（県警本部）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県警備業協会（以下「乙」という。）との間の災害発生時における業務要請に関し、必要な手続等を定めるものとする。

（災害の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、自然災害又は人為的災害で、警察機関のみでは十分な対処ができない大規模災害をいう。

（業務の要請及び提供）

第3条 甲は、愛媛県内において被害が生ずる災害が発生した場合において、災害の状況により必要があると認めるときは、愛媛県警察本部長（以下「警察本部長」という。）を経由して乙に対し、交通誘導並びに被災地及び避難場所等の警戒活動等被災地域の安全を確保する警備業務（以下「業務」という。）を要請するものとする。

2 甲は、前項の業務を要請するときは、当該業務の内容、要請の期間、場所及び出動警備人員等を明示して行うものとする。

3 乙は、甲からこの協定に基づく業務の要請を受けたときは、災害の状況、可動能力等に応じて業務を提供するものとし、警察本部長が別途指定する基準を満たす警備業者に連絡し、警備員を出動させるものとする。

4 出動警備員は、所属警備業者の指揮に基づき、甲の指定する業務に従事するものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づき乙が提供した業務に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額については、労働省発表の最新の賃金構造統計調査結果等を基礎に警備員の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条に定める検定資格取得の有無を考慮して算出された人件費及びその他の必要経費を積算して決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第5条 乙は、業務終了後、警察本部長を経由して甲に対し、出動した警備業者を代表して費用の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を出動した警備業者に支払うものとする。

（出動警備員の災害補償）

第6条 この協定に基づく業務に従事した警備員が負傷し、又は死亡した場合の災害保障は、当該警備員の使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

（損害の賠償）

第7条 業務に従事した警備員が、当該業務の実施に伴い、第三者に損害を与えた場合の損害の賠償は、使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

（訓練等）

第8条 乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、平素から災害時を想定した教養訓練に努めるものとする。

（広域支援体制の整備等）

第9条 乙は、この協定に基づき、出動を要請された警備員の人員が確保できるよう、愛媛県以外を事業区域とする警備業協会と連携を強化し、協会相互間における広域支援協定を締結するなど体制の整備に努めなければならない。

（協議等）

第10条 この協定の解釈、運用等に疑義を生じたとき、及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成9年9月1日から効力を生ずるものとする。

甲と乙とは、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年8月25日

甲 愛媛県代表者 知事

伊 賀 貞 雪

乙 社団法人愛媛県警備業協会会長

坪 田 守 雄

## 災害時における交通誘導及び地域の安全の確保等の業務に関する細目協定

愛媛県警察本部長（以下「甲」という。） 社団法人愛媛県警備業協会会長（以下「乙」という。）は災害時における交通誘導及び地域の安全の確保等の業務に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、業務の細目的事項に関し、次のとおり協定する。

（業務の内容及び警備計画書の提出）

第1条 協定第3条第1項の交通誘導警備に関する業務は、甲が指定した道路等において実施するものとし、当該業務に従事する警備員は、原則として、警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条に定める交通誘導警備に関する検定に合格している者を充てるものとする。

2 協定第3条第1項の警戒活動等に関する業務は、甲が指定した警戒場所及び区域において実施するものとする。

3 乙は、前2項の業務を実施するため、甲と協議の上、緊急交通路確保要員配置表及び避難場所等警戒活動要員配置表を作成し、毎年度当初に甲に提出するものとする。

4 前項の規定により作成した緊急交通路確保要員配置表及び避難場所等警戒活動要員配置表の全部又は一部を変更するときは、その都度、甲と乙が協議するものとする。

（出動可能人員表の備付け）

第2条 乙は、警察署の管轄区域を単位として、協定に定める業務を提供し得る県内警備業者ごとの可動警備員数等を記載した出動可能人員表を備え付けておかなければならない。

2 乙は、前項の出動可能人員表を、毎年度当初に、甲に提出しなければならない。

第3条 協定第3条第2項の出動の要請は、文書又は電話等の方法により行うものとする。

2 協定に基づく業務の委託を受けた警備業者は、乙及び指定された配置箇所を管轄する警察署長（以下「署長」という。）と緊密な連携を図るものとする。

（業務の実施）

第4条 協定に基づき業務に従事する警備業者は、警備員の現場責任者の氏名、出動時間及び使用装備資器材等を署長に報告するものとする。

2 甲は、乙の出動後における具体的業務について指示する場合は、要請業務の実施区域を管轄する警察署長を通じて行うものとする。

（業務の完了）

第5条 警備業者は、業務が完了したときは、直ちに署長に報告するものとする。

（災害及び損害の報告）

第6条 乙は、協定に基づく業務の実施により被災し、又は損害が生じたときは、速やかに事案の概要を甲に報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、平成9年9月1日から効力を生じるものとする。

甲と乙とは、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年8月28日

甲 愛媛県警察本部長 篠原 渉

乙 社団法人愛媛県警備業協会会長 坪田 守雄

## 11-16 災害時の物資等の輸送に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県トラック協会（以下「乙」という。）は、次の条項により、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等の提供、救援物資の輸送の協力、物流専門家の派遣及び救援物資の保管等を行う施設の開設を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力等を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) 物流専門家によるアドバイザー業務
- (4) 必要な救援物資の受け入れ、仕分け、保管・管理及び出庫等（以下「物資の保管等」という。）の業務
- (5) その他甲が必要とする応急対策業務

（保管施設等の選定及び報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づく要請に対し、速やかに次に掲げる事項を決定し、様式第2号により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 物資の保管等を行う事業者名（対応できる事業者がないときはその旨）、



保管施設の所在地、名称、面積、保管期間、保管品目及び数量

(2) 物流専門家として派遣する者の所属、氏名、派遣期間及び派遣場所

(3) その他参考となる事項

(事故等)

第5条 乙の提供した貨物自動車は、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該貨物自動車を交換してその輸送を継続しなければならない。

2 事故の発生等により第3条第4号の事業者による物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は、速やかに他の保管施設の提供その他の措置を講じ、物資の保管等の継続に努めるものとする。

3 乙は、第3条の業務に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(業務報告)

第6条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第3号により業務実施内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条第1号、第2号及び第5号の業務に要した費用は、甲が負担することとし、その算出方法については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第11条に基づき貨物自動車運送事業者が届け出している運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

2 第3条第3号の業務に要した費用に関する甲の負担については、甲乙双方が協議して決定するものとする。

3 第3条第4号の業務に要した費用は、甲が負担するものとする。なお、費用の算出方法については、災害発生直前の愛媛県の事業者が定める料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償)

第9条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）

を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(会員名簿の提出)

第10条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成26年3月18日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 26 年 3 月 18 日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事

愛媛県松山市井門町1081番地1

乙 一般社団法人愛媛県トラック協会

会 長

一般社団法人愛媛県トラック協会  
会長 様

愛媛県知事



災害時における物資等の輸送の業務への協力要請について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定第2条第2項の規定により次のとおり貴団体による協力を要請します。

なお、協力要請業務終了後、速やかにその実施状況を様式第3号により報告願います。

記

1 災害の状況及び協力要請を要する理由

2 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数 量	輸送活動期間	輸送区間	備 考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

3 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数 量	輸送活動期間	輸送区間	備 考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

4 物流専門家によるアドバイザー業務

業務内容	人 数	派遣期間	派遣場所	備 考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		

5 物資の保管等業務

主な保管品目	数 量	保管期間	保管施設を要する地域名	備 考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		

6 その他の応急対策業務

業 務 内 容	輸送期間	輸送区間	備 考
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

7 その他

愛媛県知事 様

一般社団法人愛媛県トラック協会  
会長 印

災害時における物資等の輸送の業務に係る保管施設等の選定について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 物資の保管等業務

物資の保管等を行う事業者名			
保管施設の 所在地・名称・面積	所在地	名称	面積
保管期間・保管品目・数量	保管期間	保管品目	数量

## 2 物流専門家によるアドバイザー業務

派遣する者の所属	氏名	派遣期間	派遣場所

## 3 その他参考となる事項

愛媛県知事 様

一般社団法人愛媛県トラック協会  
会長 印

災害時における物資等の輸送の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定第6条の規定により次のとおり報告します。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務実施日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日			地先から 地先まで				

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送業務実施日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日			地先から 地先まで				

3 物流専門家によるアドバイザー業務

業務期日	業務内容	派遣場所	派遣人員数・所属氏名	備考
平成 年 月 日				

4 物資の保管等業務

別紙「保管等業務管理表」のとおり

5 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から 地先まで			

(注) 別紙「保管等業務管理表」を添付すること

# 11-17-1 災害時の船舶による輸送等に関する協定（産業政策課）

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛内航海運組合連合会（以下「乙」という。）とは、大規模地震その他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「大規模災害時」という。）における船舶による輸送等に対し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。  
ただし、緊急を要する場合は、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する組合員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙の組合員が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は甲が負担する。

- 2 前項の費用は、当該地域における通常の実費とし、甲乙協議して定める。
- 3 第1項に規定する甲が負担する費用は、乙の組合員が第4条に規定する業務に従事するため、業務開始前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙の組合員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（組合員名簿の提出）

第8条 乙は、所属する組合員のうち、船舶を所有する者の名簿を、毎年1回提出するものとする。

（雑則）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、平成15年4月9日から、その効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年4月9日

松山市一番町4丁目4番地2  
甲 愛媛県  
知事 加戸 守行

松山市湊町6丁目6の2  
乙 愛媛内航海運組合連合会  
会長 真木 克朗

愛媛内航海運組合連合会会長 氏名 殿

愛媛県知事 氏名

船舶による輸送等の業務への協力要請について

このことについて、災害時の船舶による輸送等に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

2 災害応急対策のために必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

3 その他の応急対策業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

愛媛県知事 氏 名 殿

愛媛内航海運組合連合会会長 氏 名

船舶による輸送等の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の船舶による輸送等に関する協定書第 5 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から	回	人	隻	

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から	回	人	隻	

3 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	従事人員	従事船舶数	備考
月 日		地先	人	隻	



## 11-17-2 災害時の船舶による輸送等に関する協定（産業政策課）

愛媛県(以下「甲」という。)と日本内航海運組合総連合会(以下「乙」という。)とは、大規模地震その他の大規模な災害(以下「大規模災害」という。)発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「大規模災害時」という。)における船舶による輸送等に対し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、乙に対し、物資等の緊急輸送を要請することができるものとする。

- (1) 県内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (2) 県外において災害が発生したとき
- (3) その他甲が必要と認めるとき

(業務の内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な救援物資等の貨物輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

(要請の方法)

第4条 第2条の規定による要請は、次に掲げる事項を明示した文書によるものとする。ただし、文書により要請するいとまがない緊急の場合には電話等により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 緊急輸送を必要とする事由
- (2) 日時、場所、用途、輸送物資等
- (3) その他参考となる事項

(業務の実施)

第5条 乙は、第2条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙の会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

2 甲は、前条に規定する業務を円滑に進めるため、現場責任者を置くものとし、乙及び乙の会員に通知するものとする。

3 現場における業務の指示は、前項の現場責任者が行うものとし、乙の会員はその指示に従うものとする。

(業務報告)

第6条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、甲に対しその状況を電話等により報告し、後日文書により報告するものとする。

(連絡体制)

第7条 甲と乙は、災害時に円滑な協力が図れるよう連絡体制を確立するものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては産業政策課長とし、乙にあっては調査企画部長とする。

(費用負担)

第8条 甲の要請により、乙の会員が実施した、第3条の業務の遂行に要した費用は甲が負担する。

2 前項の費用は、乙の会員が第3条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(費用の請求及び支払い)

第9条 乙の会員は、甲の認定を受けた当該業務の実施に要した前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(情報提供)

第10条 乙の会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

(従事者の災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務の実施により当該業務に従事した者が、その者の責に帰することができない事由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）」を準用し、甲がその損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

（協議）

第12条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、平成26年2月21日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成26年2月21日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 中 村 時 広

東京都千代田区平河町2丁目6番4号

乙 日本内航海運組合総連合会

会 長 上 野 孝

## 1 1 - 1 8 災害時の船舶による輸送等に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県旅客船協会（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における船舶による輸送等に対し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- (3) 他に手段がない場合における災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (4) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

(業務報告)

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙の会員が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域における通常の実費とし、甲乙協議して定める。

3 第1項に規定する甲が負担する費用は、乙の会員が第3条に規定する業務に従事するため、業務開始前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙の会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(会員名簿の提出)

第8条 乙は、所属する会員のうちこの協定に基づく輸送業務に協力できるものの名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成17年2月14日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年2月14日

松山市一番町4丁目4番地2  
甲 愛 媛 県  
知 事

松山市三津1丁目4番9号  
乙 愛媛県旅客船協会  
会 長

愛媛県旅客船協会会長 氏 名 殿

愛媛県知事 氏 名

## 船舶による輸送等の業務への協力要請について

このことについて、災害時の船舶による輸送等に関する協定書第 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式第 2 号により報告願います。

## 記

## 1 被災者等の輸送業務

輸 送 人 員 数	輸 送 活 動 期 間	輸 送 区 間	備 考
人	(自) 月 日	地先から	
	(至) 月 日	地先まで	

## 2 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

輸送者 (物)	輸送数	輸 送 活 動 期 間	輸 送 区 間	備 考
輸送者	人	(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	
輸送物		(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	

## 3 他に手段がない場合における災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	輸送数	輸 送 活 動 期 間	輸 送 区 間	備 考
		(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	

## 4 その他の応急対策業務

業 務 内 容	業 務 期 間	業 務 場 所	備 考
	(自) 月 日		
	(至) 月 日		

愛媛県知事 氏 名 殿

愛媛県旅客船協会会長 氏 名

## 船舶による輸送等の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の船舶による輸送等に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 被災者等の輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日	人	地先から	回	人	隻	

## 2 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

	輸送業務期日	輸送者(物)	輸送数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
輸送者	月 日		人	地先から	回	人	隻	
	月 日							
輸送物	月 日			地先から	回	人	隻	
	月 日							

## 3 他に手段がない場合における災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	輸送数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から	回	人	隻	

## 4 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日		地先	回	人	隻	

## 11-19 災害時の人員等の輸送に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県バス協会（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における人員等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の人員等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等の輸送業務
- (2) ボランティアの輸送業務
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- (4) その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第2号によりその状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。



(費用の負担)

第6条 第3条の業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2に基づき、乙の会員が届け出ている運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償)

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(会員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成24年8月10日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のう  
え、各1通を保有する。

平成24年8月10日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2  
甲 愛 媛 県

知 事

愛媛県松山市大手町1丁目7番地4  
乙 一般社団法人愛媛県バス協会

会 長

社団法人愛媛県バス協会  
会長 様

愛媛県知事



災害時における人員等の輸送の業務への協力要請について

このことについて、災害時の人員等の輸送に関する協定書第2条第2項の規定により、次のとおり協力を要請します。

なお、協力要請業務終了後、速やかにその実施状況を様式第2号により報告願います。

記

1 被災者等の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

2 ボランティアの輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

3 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

輸送者(物)	輸送数	輸送活動期間	輸送区間	備考
輸送者	人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	
輸送物		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

4 その他の応急対策業務

業務内容	業務期間	業務場所	備考
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

5 その他

愛媛県知事 様

社団法人愛媛県バス協会  
会長



災害時における人員等の輸送の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の人員等の輸送に関する協定書第5条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 被災者等の輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

2 ボランティアの輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

3 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

輸送業務期日	輸送者(物)	輸送数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
輸送者 平成 年 月 日			地先から				
輸送物 平成 年 月 日			地先から				

4 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

## 1 1 - 2 0 災害時の人員等の輸送に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県ハイヤー・タクシー協会（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における人員等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の人員等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等の輸送業務
- (2) ボランティアの輸送業務
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- (4) その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第2号によりその状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条の業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3に基づき、乙の会員が認可を受けている運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償)

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(会員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成24年8月10日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のう  
え、各1通を保有する。

平成24年8月10日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2  
甲 愛 媛 県

知 事

愛媛県松山市大手町1丁目7番地4  
乙 愛媛県ハイヤー・タクシー協会

会 長

愛媛県ハイヤー・タクシー協会  
会長 様

愛媛県知事



災害時における人員等の輸送の業務への協力要請について

このことについて、災害時の人員等の輸送に関する協定書第2条第2項の規定により、次のとおり協力を要請します。

なお、協力要請業務終了後、速やかにその実施状況を様式第2号により報告願います。

記

1 被災者等の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

2 ボランティアの輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

3 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

輸送者(物)	輸送数	輸送活動期間	輸送区間	備考
輸送者	人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	
輸送物		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	


4 その他の応急対策業務

業務内容	業務期間	業務場所	備考
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

5 その他



愛媛県知事 様

愛媛県ハイヤー・タクシー協会  
会長 

## 災害時における人員等の輸送の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の人員等の輸送に関する協定書第5条の規定により、次のとおり報告します。

## 記

## 1 被災者等の輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

## 2 ボランティアの輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

## 3 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

輸送業務期日	輸送者(物)	輸送数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
輸送者 平成 年 月 日			地先から				
輸送物 平成 年 月 日			地先から				

## 4 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

## 1 1 - 2 1 災害時の物資等の輸送に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第2号により業務実施内容を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条の業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、乙の組合員が届け出ている運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償)

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年愛媛県条例第27号)を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(組合員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の組合員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成24年8月10日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年8月10日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事

愛媛県松山市高岡町391番地

乙 赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合

理 事 長

様式第1号

第 年 月 日

赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合  
理事長 様

愛媛県知事



災害時における物資等の輸送の業務への協力要請について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定書第2条第2項の規定により、次のとおり協力を要請します。

なお、協力要請業務終了後、速やかにその実施状況を様式第2号により報告願います。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

3 その他の応急対策業務

業務内容	業務期間	業務場所	備考
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

4 その他

様式第2号

第 年 月 日

愛媛県知事 様

赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合

理事長



災害時における物資等の輸送の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定書第5条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日			地先から				

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日			地先から				

3 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

# 11-22 覚書

愛媛県警察本部長（以下「甲」という。）及び社団法人日本自動車連盟四国本部愛媛支部長（以下「乙」という。）は、災害等が発生した場合の緊急車両等の通行の妨害となっている放置自動車等の道路障害物の除去に関する警察官の措置命令等（以下「警察官の措置命令等」という。）の権限の行使に関し、下記のとおり了承する。

## 記

### 第1 協力要請

甲は、警察官の措置命令等の権限行使に関し、必要がある場合、次の事項を乙に通知して、緊急通行車両等の通行の妨害となっている車両等の排除活動について、協力要請するものとする。

- 1 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- 2 通行妨害車両等の種別及び台数等
- 3 現場指揮官の官職及び氏名
- 4 連絡方法、その他必要な事項

### 第2 排除活動

乙は、甲から協力要請があった場合、現場指揮官の指示に従い、所有する車両及び装備の範囲内で通行妨害車両等の排除活動を行うものとする。

### 第3 費用

活動に関する費用については、乙の負担とする。

### 第4 補償

第2の規定により、排除活動に従事した者が、これに従事したことにより死亡し、負傷または疾病等にかかった場合においては、当該職員の使用者たる乙の責任において補償を行うものとする。

### 第5 疑義の協議

この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

#### 附 則

- 1 この覚書は、平成17年4月22日から適用する。
- 2 この覚書を証とするため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成17年4月22日

甲 愛媛県警察本部長

栗野友介

乙 社団法人日本自動車連盟

四国地方本部愛媛支部長

平松昇

## 1 1 - 2 3 災害発生時の船舶による警備部隊等の輸送に関する協定書

愛媛県警察本部(以下「甲」という。)と石崎汽船株式会社(以下「乙」という。)は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)における船舶による警備部隊等の輸送に対し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、海上における警備部隊等の緊急輸送を確保するため、甲が乙に対して船舶による輸送に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請することができるものとする。

(業務の内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 県内及び県外の警備部隊並びに災害対策のため必要な資機材等の緊急輸送業務
- (2) 被災者等の緊急輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

(業務の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

(業務報告)

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域における通常の実費とし、甲乙協議して定める。

3 第1項に規定する甲が負担する費用は、業務開始前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(雑則)

第8条 この規定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その



都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成23年8月24日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年 8月 24日

松山市南堀端町2番地2

甲 愛媛県警察本部

本部長

岸 本

吉 生

松山市三津一丁目4番9号

乙 石崎汽船株式会社

代表取締役社長

一 色

昭 造

様式第1号

備 第 号  
平成 年 月 日

石崎汽船株式会社  
代表取締役社長 氏 名 殿

愛媛県警察本部長

船舶による警備部隊等の輸送業務への協力要請について  
みだしのことについて、災害時の船舶による警備部隊等の輸送に関する協定書第2  
条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 警備部隊の輸送業務

輸送人員数	輸 送 活 動 期 間	輸 送 区 間	備 考
人	(自) 月 日 (至) 月 日	から まで	

2 警備部隊の輸送に帯同する資機材等の輸送

車 両	備考(車両の区分等)
台	

3 被災者等の輸送

輸送人員数	輸 送 活 動 期 間	輸 送 区 間	備 考
人	(自) 月 日 (至) 月 日	から まで	

4 その他の応急対応業務

業務内容	業 務 期 間	業 務 場 所	備 考
	(自) 月 日 (至) 月 日		

様式第2号

第 号  
平成 年 月 日

愛媛県警察本部長 殿

石崎汽船株式会社  
代表取締役社長  
氏 名

船舶による警備部隊等の輸送業務の実施状況の報告について  
みだしのことについて、災害時の船舶による警備部隊等の輸送に関する協定書第5  
条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 警備部隊の輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	従事人員	船舶数	延べ輸送回数
月 日から 月 日まで	人	から まで	人	隻	回

2 警備部隊の輸送に帯同する資機材等の輸送

車 両	備考(車両の区分等)
台	

3 被災者等の輸送

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	従事人員	船舶数	延べ輸送回数
月 日から 月 日まで	人	から まで	人	隻	回

4 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	従事人員	船舶数	延べ輸送回数
月 日から 月 日まで			人	隻	回

## 1 1 - 2 4 災害時における自動車等の提供に関する協定書

愛媛県警察本部（以下「甲」という。）と愛媛県レンタカー協会（以下「乙」という。）は次の条項により、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における自動車等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の乗用自動車、貨物自動車、マイクロバス及び建設機械等（以下「自動車等」という。）の提供に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し自動車等の提供を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により自動車等の種別、台数、提供期間及び場所、運転者等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力等を要請する業務は、災害応急対策実施のために必要な自動車等の提供とする。なお、甲は、乙から自動車等の提供を受けるときは、当該自動車等に係る運転者の運転免許証を乙に提示するものとする。

（事故等）

第4条 乙の提供した自動車等が、故障その他の理由により運行等ができなくなったときは、乙は、速やかに当該自動車等を交換してその運行等を継続できるようにしなければならない。

（業務完了確認）

第5条 乙は、第3条の業務を完了したときは、当該業務の完了後、速やかに様式第2号により業務実施内容について甲に確認を求めるものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の業務に要した費用は、甲が負担することとし、その算出方法については、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱について」（平成18年3月30日付け、国自旅第286号）に基づきレンタカー事業者が届け出している貸渡料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、自動車等の提供の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（補償）

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(会員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関しての疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成24年2月23日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限りその効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年2月23日

愛媛県松山市南堀端町2番地2  
甲 愛媛県警察本部

本部長 岸本吉生

愛媛県松山市森松町1145番地  
乙 愛媛県レンタカー協会

会長 尾崎義彦

愛媛県レンタカー協会  
会長 様

愛媛県警察本部長 印

## 災害時における自動車等の提供の協力要請について

このことについて、災害時における自動車等の提供に関する協定第2条第2項の規定により次のとおり貴団体による協力を要請します。

なお、協力要請業務終了後、速やかにその実施状況について様式第2号を提出願います。

## 記

- 1 災害の状況及び協力要請を要する理由
- 2 災害応急対策実施のために必要な自動車等

## (1)乗用自動車

乗用自動車の種類	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

## (2)貨物自動車

積載量 (t)	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

## (3)マイクロバス

定員 (人)	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

## (4)建設機械等

建設機械等の種類	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

- 3 その他  
提供を受ける時に運転者の免許証を提示します。

愛媛県警察本部長 様

愛媛県レンタカー協会  
会長 印

災害時における自動車等の提供の実施状況の報告について

このことについて、災害時における自動車等の提供に関する協定第5条の規定により次のとおり確認してください。

記

1 提供した自動車等

(1)乗用自動車

乗用自動車の種類	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

(2)貨物自動車

積載量 ( t )	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

(3)マイクロバス

定員 ( 人 )	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

(4)建設機械等

建設機械等の種類	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

2 その他

## 11-25 災害時における自動車等の提供に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県レンタカー協会（以下「乙」という。）は次の条項により、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における自動車等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の乗用自動車、貨物自動車、マイクロバス及び建設機械等（以下「自動車等」という。）の提供に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し自動車等の提供を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により自動車等の種別、台数、提供期間及び場所、運転者等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力等を要請する業務は、災害応急対策実施のために必要な自動車等の提供とする。なお、甲は、乙から自動車等の提供を受けるときは、当該自動車等に係る運転者の運転免許証を乙に提示するものとする。

（事故等）

第4条 乙の提供した自動車等が、故障その他の理由により運行等ができなくなったときは、乙は、速やかに当該自動車等を交換してその運行等を継続できるようにしなければならない。

（業務完了確認）

第5条 乙は、第3条の業務を完了したときは、当該業務の完了後、速やかに様式第2号により業務実施内容について甲に確認を求めるものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の業務に要した費用は、甲が負担することとし、その算出方法については、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱について」（平成18年3月30日付け、国自旅第286号）に基づきレンタカー事業者が届け出している貸渡料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、自動車等の提供の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（補償）

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合



(会員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関しての疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成24年2月23日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限りその効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年2月23日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事

愛媛県松山市森松町1145番地

乙 愛媛県レンタカー協会

会長

愛媛県レンタカー協会  
会長 様

愛媛県知事 印

## 災害時における自動車等の提供の協力要請について

このことについて、災害時における自動車等の提供に関する協定第2条第2項の規定により次のとおり貴団体による協力を要請します。

なお、協力要請業務完了後、速やかにその実施状況について様式第2号を提出願います。

## 記

- 1 災害の状況及び協力要請を要する理由
- 2 災害応急対策実施のために必要な自動車等

## (1)乗用自動車

乗用自動車の種類	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

## (2)貨物自動車

積載量 (t)	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

## (3)マイクロバス

定員 (人)	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

## (4)建設機械等

建設機械等の種類	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

- 3 その他  
提供を受ける時に運転者の免許証を提示します。

愛媛県知事 様

愛媛県レンタカー協会  
会長 印

災害時における自動車等の提供の実施状況の確認について

このことについて、災害時における自動車等の提供に関する協定第5条の規定により次のとおり確認してください。

記

1 提供した自動車等

(1)乗用自動車

乗用自動車の種類	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

(2)貨物自動車

積載量 ( t )	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

(3)マイクロバス

定員 (人)	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

(4)建設機械等

建設機械等の種類	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

2 その他

## 11-26 大規模災害発生時における相互協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害発生時における災害対策の実施に当たり、相互協力に必要な事項を定め、もって災害対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 大規模災害発生時の相互協力は、次の各号に掲げる内容とし、協力要請された甲又は乙は、関係機関と協議のうえ、自らが行う業務に支障のない範囲において応じるものとする。

- （1）高速道路施設の拠点等としての活用
- （2）緊急開口部を活用した緊急車両の通行
- （3）災害対策等に係る資機材、物資の提供
- （4）災害情報及び道路情報の共有、道路利用者への提供
- （5）調査・復旧に関する技術的支援
- （6）相互の道路機能の活用
- （7）地域の安全性向上に関する取組み
- （8）その他必要と認められる事項

（協力要請）

第3条 協力を要請する甲又は乙は、第2条に定める協力内容を明らかにし、口頭又は電話等で協力を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（費用負担）

第4条 第3条に基づく協력에要する費用は、原則として協力を要請した甲又は乙が負担するものとする。

（情報連絡体制）

第5条 甲及び乙は、大規模災害発生時の協力が円滑に実施されるために、担当部局の名称及び連絡先を相互に交換するものとする。

(防災訓練等への相互参加)

第6条 甲及び乙は、平常時よりこの協定に基づく大規模災害発生時の災害対策を円滑に実施するため、相互に企画・立案する防災訓練等へ積極的に参画するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、調印の日から平成29年3月31日までとし、期間満了1月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、5年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年5月31日

愛媛県知事

中村 時広

西日本高速道路株式会社  
四国支社長

畑村 雄二

## 「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」に関する細目協定

愛媛県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社（以下「乙」という。）は、平成24年5月31日付けで締結した「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」（以下「協定書」という。）に基づき、次のとおり細目協定を締結する。

（大規模災害の定義）

第1条 「大規模災害」とは、甲において災害対策本部が設置された災害及び乙において非常体制を構築した災害をいう。

（高速道路施設）

第2条 協定書第2条第1号に定める高速道路施設は、乙が管理する別紙1の施設とする。

（緊急開口部）

第3条 協定書第2条第2号に定める緊急開口部は、乙が管理する別紙2の箇所とする。なお、ここでいう緊急車両とは法律、その他政令、又は県知事により定められた車両をいう。

（資機材、物資）

第4条 協定書第2条第3号に定める資機材、物資は、甲と乙の間で提供可能な資機材、物資について、情報交換するものとする。

（災害情報及び道路情報の共有、道路利用者への提供）

第5条 協定書第2条第4号に定める災害情報及び道路情報は、次の項目とする。

- (1) 施設被災の情報
  - (2) 道路交通規制の状況
  - (3) ヘリコプター等により確認した被災状況
  - (4) 避難勧告、避難指示情報
  - (5) その他災害対策に必要な情報
- 2 災害情報及び道路情報の共有のため、甲又は乙が相手方の災害対策本部等に人員派遣が必要と判断した場合は、事前に了承を得て派遣することができるものとする。
- 3 共有した災害情報及び道路情報の道路利用者への提供については、甲及び乙が各々で実施の判断、提供方法の検討を行うものとする。

(調査・復旧に関する技術的支援)

第6条 協定書第2条第5号に定める調査・復旧については、甲が管理する公共土木施設の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模構造物並びに公共建築施設の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対し、乙が技術的に支援するものとする。

(相互の道路機能の活用)

第7条 協定書第2条第6号に定める相互の道路機能の活用にあたっては、緊急車両等輸送路を早期に確保するために、甲、乙相互の管理区分に縛られることなく柔軟に対応するものとする。

(地域の安全性向上に関する取組み)

第8条 協定書第2条第7号に定める地域の安全性向上について、甲及び乙は平時から連携協力し、必要な取組みの実施に努めるものとする。また、大規模災害発災時における道路啓開等の緊急対応についても、甲及び乙は、自己の業務に支障のない可能な範囲で、支援、協力を行うものとする。

(その他必要と認められる事項)

第9条 協定書第2条第8号に定めるその他必要と認められる事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(協力要請)

第10条 協定書第3条に規定する文書は、別記様式第1号のとおりとする。

2 要請を受けた甲又は乙は協力要請に対する回答を口頭又は電話で行い、後日速やかに別記様式第2号の文書を送付するものとする。

3 要請に基づく措置の実施にあたっては、実施内容、実施範囲について相互に十分調整を行うものとする。

4 要請を受けた甲又は乙が、要請に基づく措置を完了した場合は、別記様式第3号により相手方に報告するものとする。

(情報連絡体制)

第11条 甲及び乙は協定書第5条に規定に基づき、担当部局の名称及び連絡先を協定書締結後速やかに別記様式第4号により報告するものとし、変更が生じた場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第12条 本細目協定の有効期間は、平成29年3月31日までとし、期間満了1月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、5年間有効期間を延長するものとする。その後もまた同様とする。

(その他)

第13条 この細目協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。

(施行)

第14条 この細目協定は、平成24年5月31日から施行する。

この細目協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙を統括する職のものが記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成24年5月31日

甲 愛媛県 県民環境部長

上甲 俊史

乙 西日本高速道路株式会社四国支社  
保全サービス事業部長

瀬戸山 聡



## 別紙1

道路名	施設名	住所	備考
高知自動車道	馬立パーキングエリア（上り）	愛媛県四国中央市新宮町馬立字辺地床向2	
松山自動車道	上分パーキングエリア（上り）	愛媛県四国中央市上分町字松ノ谷866番2	
松山自動車道	上分パーキングエリア（下り）	愛媛県四国中央市上分町字松ノ谷乙17番68	
松山自動車道	入野パーキングエリア（上り）	愛媛県四国中央市土居町入野301-6	
松山自動車道	入野パーキングエリア（下り）	愛媛県四国中央市土井町浦山96	
松山自動車道	石鎚山サービスエリア（上り）	愛媛県西条市小松町大字新屋敷字藍刈乙34-98	
松山自動車道	石鎚山サービスエリア（下り）	愛媛県西条市小松町大字新屋敷字藍刈乙34-4	
松山自動車道	桜三里パーキングエリア（上り）	愛媛県東温市大字松瀬川字船窪乙36番16	
松山自動車道	桜三里パーキングエリア（下り）	愛媛県東温市大字松瀬川字船窪甲1588番3	
松山自動車道	伊予灘サービスエリア（上り）	愛媛県伊予市宮下2804-1	
松山自動車道	伊予灘サービスエリア（下り）	愛媛県伊予市宮下2517-1	
松山自動車道	内子パーキングエリア（上り）	愛媛県喜多郡内子町字城廻2801番3	
松山自動車道	内子パーキングエリア（下り）	愛媛県喜多郡内子町字五百木20番3	

## 別紙2

道路名	所在地	備考
松山自動車道	本線（下り）117.3K P	幅 5m
松山自動車道	桜三里パーキングエリア（上り）	幅 4m
松山自動車道	本線（下り）169.5K P	幅 4m
松山自動車道	本線（下り）171.3K P	幅 5m
松山自動車道	本線（下り）182.5K P	幅 4m
松山自動車道	本線（上り）193.1K P	幅 5m
松山自動車道	本線（下り）195.9K P	幅 5m
松山自動車道	本線（上り）199.8K P	幅 4m
高知自動車道	本線（上り）60.7K P	幅 4m
高知自動車道	本線（下り）60.7K P	幅 4m
高知自動車道	本線（下り）65.5K P	幅 4m
高知自動車道	本線（下り）71.0K P	幅 4m
徳島自動車道	本線（上り）92.0K P	幅 6m
徳島自動車道	本線（上り）94.4K P	幅 6m

別記

様式第1号

## 協力要請書

平成 年 月 日

(被要請者)

様

(要請者)

「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」に関する細目協定第10条第1項に基づき、下記のとおり協力要請します。

### 記

- 1 協力要請を必要とする状況
- 2 必要とする協力の内容

必要とする協力の内容	数量	場所	備考

- 3 問合せ先

(組織名称・担当者名)

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以上

別記  
様式第2号

## 協力要請回答書

平成 年 月 日

(要請者)

様

(被要請者)

「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」に関する細目協定第10条第2項に基づき、平成 年 月 日付で協力要請のあった件について、下記のとおり協力します。

### 記

#### 1 協力の内容

協力の内容	数量	場所	備考

#### 2 問合せ先

(組織名称・担当者名)

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以 上

別記

様式第3号

## 協力要請履行報告書

平成 年 月 日

(要請者)

様

(被要請者)

「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」に関する細目協定第10条第4項に基づき、平成 年 月 日付で協力要請があった件について、下記のとおり履行しましたので報告します。

### 記

#### 1 履行した内容

協力の内容	数量	場所	備考

#### 2 問合せ先

(組織名称・担当者名)

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以 上

別記  
様式第4号

## 連絡体制報告書

平成 年 月 日

(被報告者)

様

(報告者)

「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」の細目協定第11条に基づき、連絡体制について、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 時間外及び休日以外の連絡先

所属・役職	連絡先	
	電話番号	
	携帯電話	
	F A X	
	メールアドレス	

#### 2 時間外及び休日の連絡先 (時間外 ○:○○~○:○○)

##### (1) 第1連絡先

所属・役職	連絡先	
	電話番号	
	携帯電話	
	F A X	
	メールアドレス	

##### (2) 第2連絡先

所属・役職	連絡先	
	電話番号	
	携帯電話	
	F A X	
	メールアドレス	

以 上

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県自動車車体整備協同組合（以下「乙」という。）は次の条項により、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件及び一般交通の用に供する道路における車両の通行の妨害となる車両その他の物件の排除業務（以下「車両等排除業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第70条第1項、第2項及び第73条第1項の規定に基づき甲が実施する車両等排除業務並びに同法第76条の3第2項の規定に基づき警察官が実施する車両等排除業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、車両等排除業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により次の事項を通知して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (2) 協力を必要とする場所
- (3) 妨害となっている車両等（以下「妨害車両等」という。）の種類及び台数
- (4) 現場指揮官の所属、職及び氏名
- (5) 連絡方法
- (6) その他必要な事項

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、乙の組合加入者が所有する車両、装備等の範囲内で車両等排除業務に協力するものとする。この場合において、妨害車両等の移動は前条第2項第4号の現場指揮官の立ち会いのもと行うものとする。

2 乙は、車両等排除業務を開始するときは、開始時間、責任者並びに出動員氏名及び車両数を甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条の車両等排除業務に要した費用は、乙の負担とする。ただし、緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件以外の車両その他の物件の排除業務に要した費用のうち、甲が乙に当該業務を要請した日から起算して7日を経過した日以後に行った業務に関する費用については、甲が負担することとし、その算出方法は、実費相当額を勘案して甲乙双方が協議して定めるものとする。

（補償）

第5条 第2条の規定により車両等排除業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中

「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
  - (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
  - (3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合
- 2 車両等排除業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は車両等排除業務実施者の資機材等に損害が生じた場合は、車両等排除業務実施者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について双方協議するものとする。

(細目)

第6条 この協定に基づく車両等排除業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月7日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
甲 愛媛県

知事 中村 時 広

愛媛県松山市森松町1075番地の2  
乙 愛媛県自動車車体整備協同組合

理事長 重松 昭



## 11-28-1 災害時における車両等の排除業務に関する細目協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県自動車車体整備協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における車両等の排除業務に関する協定（以下「基本協定」という。）の細目に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動業者への直接要請）

第1条 通信が途絶した場合等不測の事態が生じた場合、又は早急に妨害となっている車両等（以下「妨害車両等」という。）を移動する必要がある場合には、基本協定第2条第2項の規定にかかわらず、甲は出動業者（基本協定前文「車両等排除業務」に従事する事業者をいう。以下同じ。）に直接要請することができるものとする。

2 甲から直接要請を受けた出動業者は、要請内容、出動者の氏名及び出動車両を書面又は口頭で速やかに乙へ報告しなければならない。

（業務終了の報告）

第2条 車両等排除業務を終了した出動業者は、乙に対し、車両等排除業務報告書を提出するとともに、口頭又はその他の方法で甲に業務終了の通知をするものとする。

2 乙は、前項の報告をまとめ、業務の結果を一括して甲に対し報告するものとする。

（要請された業務の優先）

第3条 乙は、甲の車両等排除業務要請が他の機関又は民間からの出動依頼と重複したときは、甲の要請をできる限り優先するものとする。ただし、甲の要請が他の機関又は民間の出動依頼の後でなされたときは、甲と乙が協議の上、優先順位を決定するものとする。

（業務費用及び請求方法）

第4条 基本協定第4条の実費相当額は燃料費及び食料費とし、乙は、甲から要請された業務の終了後に、甲に請求するものとする。

（破損に係る通知）

第5条 乙は、甲から要請のあった車両等排除業務を実施する場合において、現場指揮官の指示により妨害車両等の移動措置をするため、やむを得ない限度において妨害車両等を破損したときは、甲に対して速やかにその状況を通知するものとする。

（組織体制等の報告）

第6条 乙は、事務局の所在地、体制、規約、役員、組合加入者及び連絡方法を記載した書面を甲に提出するものとする。

2 乙は、組合加入者ごとの出動可能人数・車両を記載した一覧表及び緊急時の連絡体制表を作成し、事務局に備え付けるとともに、甲に提出するものとする。

3 乙は、第1項及び第2項に定める書面の内容に変更が生じたときは、甲に対し、速やかに書面で通知するものとする。

（平時の措置）

第7条 乙は、車両等排除業務が円滑に実施されるよう、平時から車両の維持管理及び加入保険の確認等を行うとともに、技能の向上に努めるものとする。

（疑義の解決）

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月7日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県

知事 中村 時 広

乙 愛媛県松山市森松町1075番地の2  
愛媛県自動車車体整備協同組合

理事長 重松 昭

## 11-28-2 災害時における車両等の排除業務に関する細目協定書

愛媛県警察（以下「甲」という。）と愛媛県自動車車体整備協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における車両等の排除業務に関する協定（以下「基本協定」という。）の細目に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 基本協定第2条のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の3第2項の規定に基づく警察官が実施する車両等排除業務に係る協力要請は、愛媛県に代わり甲が乙に行うものとする。

（出動業者への直接要請）

第2条 通信が途絶した場合等不測の事態が生じた場合、又は早急に妨害となっている車両等（以下「妨害車両等」という。）を移動する必要がある場合には、基本協定第2条第2項の規定にかかわらず、甲は出動業者（基本協定前文「車両等排除業務」に従事する事業者をいう。以下同じ。）に直接要請することができるものとする。

2 甲から直接要請を受けた出動業者は、要請内容、出動者の氏名及び出動車両を書面又は口頭で速やかに乙へ報告しなければならない。

（業務実施時の立会い）

第3条 出動業者が、車両等排除業務を実施しようとする場合には、妨害車両等の在る現場において警察官の立会いにより、その指示の下に行うものとする。

（業務終了の報告）

第4条 車両等排除業務を終了した出動業者は、乙に対し、車両等排除業務報告書を提出するとともに、口頭又はその他の方法で甲に業務終了の通知をするものとする。

2 乙は、前項の報告をまとめ、業務の結果を一括して甲に対し報告するものとする。

（要請された業務の優先）

第5条 乙は、甲の車両等排除業務要請が他の機関又は民間からの出動依頼と重複したときは、甲の要請をできる限り優先するものとする。ただし、甲の要請が他の機関又は民間の出動依頼の後でなされたときは、甲と乙が協議の上、優先順位を決定するものとする。

（業務費用及び請求方法）

第6条 基本協定第4条の実費相当額は燃料費及び食料費とし、乙は、甲から要請された業務の終了後に、愛媛県に請求するものとする。

（破損に係る通知）

第7条 乙は、甲から要請のあった車両等排除業務を実施する場合において、現場警察官の指示により妨害車両等の移動措置をするため、やむを得ない限度において妨害車両等を破損したときは、甲に対して速やかにその状況を通知するものとし、甲は、当該事実の発生について愛媛県に通知するものとする。

（組織体制等の報告）

第8条 乙は、事務局の所在地、体制、規約、役員、組合加入者及び連絡方法を記載した書面を甲に提出するものとする。

2 乙は、組合加入者ごとの出動可能人数・車両を記載した一覧表及び緊急時の連絡体制表を作成し、事務局に備え付けるとともに、甲に提出するものとする。

する。

3 乙は、第1項及び第2項に定める書面の内容に変更が生じたときは、甲に対し、速やかに書面で通知するものとする。

(平時の措置)

第9条 乙は、車両等排除業務が円滑に実施されるよう、平時から車両の維持管理及び加入保険の確認等を行うとともに、技能の向上に努めるものとする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月7日

甲 愛媛県松山市南堀端町2番地2

愛媛県警察本部

本部長 川邊 俊一

乙 愛媛県松山市森松町1075番地の2

愛媛県自動車車体整備協同組合

理事長 重松 昭

## 11-29 災害時における物資の保管等に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県冷凍協会（以下、「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における必要な救援物資の受け入れ、仕分け、保管・管理及び出庫等（以下「物資の保管等」という。）及び物流専門家の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の物資の保管等及び物流専門家の派遣に関し、甲が乙に対して協力を要請するときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、物資の保管等を行う施設の開設又は物流専門家の派遣の必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、様式1により要請する。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出する。

（1）災害の状況及び協力を要請する事由

（2）物資の保管等に係る保管施設を必要とする地域の名称、保管期間、主な保管品目及び数量

（3）物流専門家の派遣に係る業務内容、派遣人数、派遣期間及び派遣場所

（4）その他参考となる事項

2 市町（独自に乙と協定を締結している市町を除く。）が物資の保管等又は物流専門家の派遣を必要とするときは、市町の要請に基づき、甲は乙に対し、市町に代わって前項の規定による要請を行うことができる。

3 乙は、甲から前二項の規定に基づく要請があったときは、可能な限り協力し、物資の保管等及び物流専門家の派遣を行うものとする。

（保管施設等の選定及び報告）

第3条 乙は、前条の規定に基づく要請に対し、速やかに次に掲げる事項を決定し、様式2により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（1）物資の保管等を行う事業者名（対応できる事業者がないときはその旨）、保管施設の所在地、名称、面積、保管期間、保管品目及び数量

（2）物流専門家として派遣する者の所属、氏名、派遣期間及び派遣場所

（3）その他参考となる事項

（実施状況の報告）

第4条 乙は、本協定に基づく業務を完了したときは、甲に対し、様式3により実施状況を報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が物資の保管等に要した費用は、甲又は甲に要請した市町が負担するものとする。なお、費用の算出方法については、災害発生直前の愛媛県の事業者が定める料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙が物流専門家の派遣に要した費用は、甲乙協議して決定し、甲又は甲に要請をした市町が負担するものとする。

3 乙は、前二項に基づく費用の決定をする前に、第3条第1号の事業者及び同条第2号の派遣する者の同意を得なければならない。

4 費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲に要請した市町から支払うものとする。

（事故発生時の取扱い）

第6条 事故の発生等により第3条第1号の事業者による物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は、速やかに他の保管施設の提供その他の措置を講じ、物資の保管継続に努めるものとする。

2 乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(災害補償)

第7条 本協定により業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年愛媛県条例第27号)を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、乙又は当該従事者が締結した損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(関係市町との連絡)

第8条 本協定に基づく業務の実施に当たり、関係市町との連絡調整は、原則として甲が実施する。

(担当窓口の報告等)

第9条 甲及び乙は、担当者の氏名、連絡先について、互いに報告を行うものとする。なお、報告内容に異動があった際には、その都度、報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年3月7日

松山市一番町4丁目4番地2  
甲 愛媛県

知事 中村 時 広

松山市千舟町4丁目5番地4  
松山千舟454ビル5階  
乙 愛媛県冷凍協会

会長 神野 洋 一

(注) 同様の協定を次の団体と締結している。

団体名	協定締結年月日	協定締結者
愛媛県倉庫協会	平成26年3月18日	会長 廣江 和男

愛媛県冷凍協会  
会長 様

愛媛県知事



災害時における物資の保管等に係る協力要請について

このことについて、災害時における物資の保管等に関する協定第2条の規定に基づき、下記のとおり貴団体による協力を要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する事由

2 物資の保管等業務

保管施設を必要とする 地域の名称	保管期間	主な保管品目	数量

3 物流専門家の派遣業務

業務内容	派遣人数	派遣期間	派遣場所

4 その他参考となる事項

愛媛県知事 様

愛媛県冷凍協会  
会長

印

災害時における物資の保管等に係る保管施設等の選定について

このことについて、災害時における物資の保管等に関する協定第3条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 物資の保管等業務

物資の保管等を行う事業者名			
保管施設の 所在地・名称・面積	所在地	名称	面積
保管期間・保管品目・数量	保管期間	保管品目	数量

2 物流専門家の派遣業務

派遣する者の所属	氏名	派遣期間	派遣場所

3 その他参考となる事項



愛媛県知事 様

愛媛県冷凍協会  
会長



災害時における物資の保管等に関する協定に係る業務の実施について

このことについて、災害時における物資の保管等に関する協定第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 物資の保管等業務の実施状況  
別紙「保管等業務管理表」のとおり

- 2 物流専門家の派遣業務の実施状況

業務期日	業務内容	派遣場所	派遣人員数・所属氏名	備考

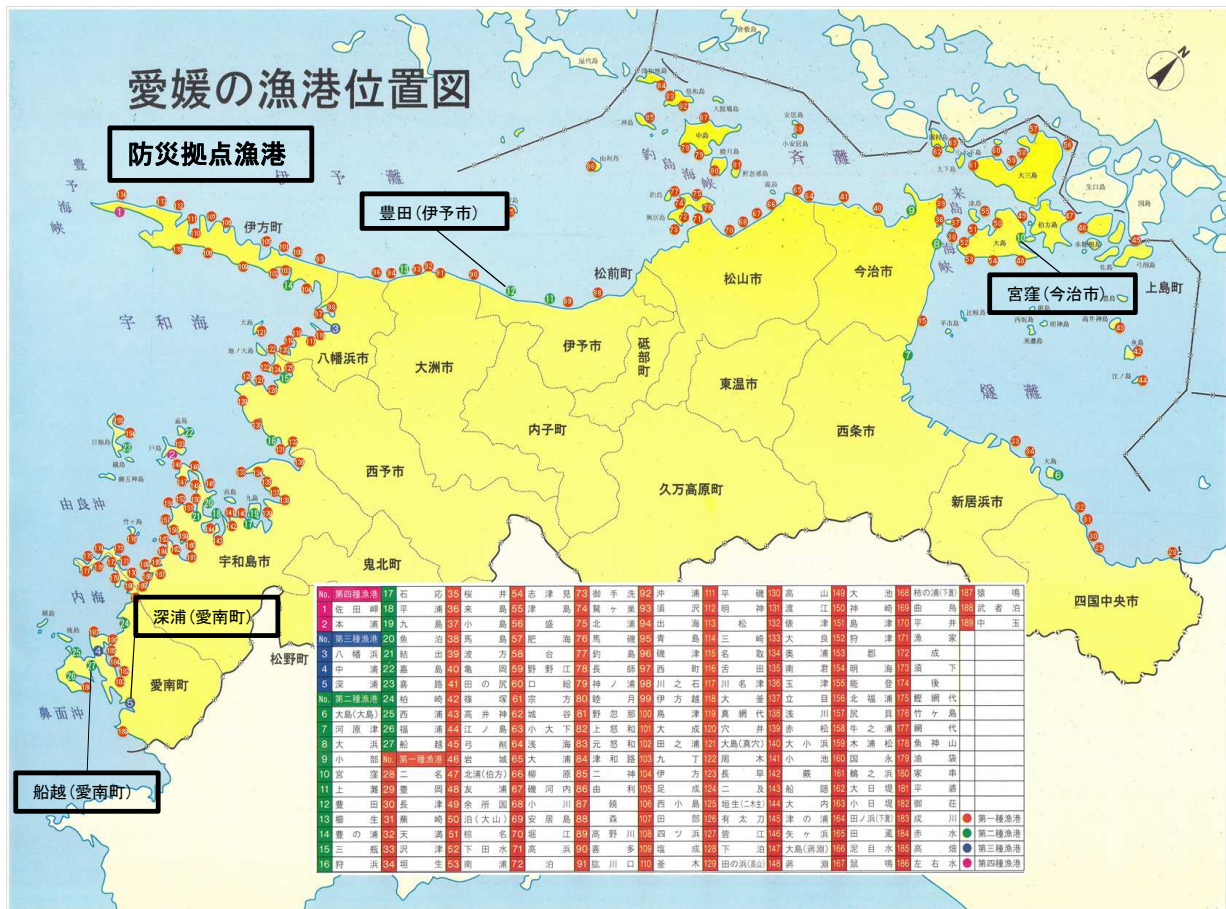
（注）別紙「保管等業務管理表」を添付すること

# 保管等業務管理表

品目	日時	担当者	搬入		搬出		保管量
			数量	搬送元	数量	搬送先	
月	日	時 (分)	時点集計				
月	日	時 (分)	時点集計				
月	日	時 (分)	時点集計				

(注)時点集計欄には、搬入、搬出の合計数量及び集計時点での保管量を記載すること

11-30 愛媛県漁港位置図（漁港課）



分類	燧灘	伊予灘	豊後水道	計	備考
第4種漁港	—	—	(1) 2	(1) 2	離島その他辺地にあつて、漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの
第3種漁港	—	—	(0) 3	(0) 3	利用範囲が全国的なもの
第2種漁港	(1) 4	(0) 4	(2) 14	(3) 22	利用範囲が第1種漁港より広く第3種漁港に属さないもの
第1種漁港	(10) 34	(18) 46	(5) 82	(33) 162	利用範囲が地元の漁業を主とするもの
計	(11) 38	(18) 50	(8) 101	(37) 189	

※（上段）：離島分で内数  
 ※県管理漁港：第4種（佐田岬、本浦）

# 11-31 重要物流道路及びその代替・補完路(道路建設課・道路維持課)

- ・重要物流道路  
 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網として指定する路線。
- ・代替・補完路  
 重要物流道路の脆弱区間の代替路及び災害拠点(備蓄基地・総合病院等)への補完路で国土交通大臣が指定する路線。

## 重要物流道路(計画区間、事業区間、供用区間)

令和4年4月1日に国土交通大臣が指定した重要物流道路の路線名および指定区間は以下のとおり。(国土交通省報道発表資料より愛媛県関係を抜粋)

### (計画区間)

路線名	指定区間
四国横断自動車道	愛媛県南宇和郡愛南町中川付近 ～ 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城付近

### (事業区間)

路線名	指定区間
一般国道十一号	東かがわ市伊座字池繁三五一番一から同市白鳥字甲中にある一般国道三百八十八号との交点まで、東かがわ市中山にある香川県道十号との交点から同市小砂四七〇番一まで、四国中央市川之江町字畑山二八〇番三から同市上分町字乗安にある愛媛県道五号との交点まで、新居浜市船木字長野二二〇番一から同市東田三丁目にある愛媛県道三十四号との交点まで、新居浜市西宮龍地町にある愛媛県道十一号との交点から同市本郷一丁目にある愛媛県道百三十六号との交点まで、西条市小松町新屋敷字靴か内甲一六九番一から同市小松町南川にある愛媛県道百四十四号との交点まで及び西条市小松町妙口字島森甲八五三番三から同市小松町妙口字鶴来ヶ元甲二九九番二地先まで
一般国道三十三号	高知県高岡郡越知町越知にある高知県道八号との交点から同郡同町越知字ケ谷口四四二〇番一地先まで及び松山市北土居町にある一般国道三十三号との交点から同市東住町にある一般国道十一号との交点まで
一般国道五十六号	四方十町中央インターチェンジから四方十町西インターチェンジまで、黒潮拳ノ川インターチェンジから四方十町東インターチェンジまで、宿毛新港インターチェンジ(仮称)から一本松インターチェンジ(仮称)まで、御荘インターチェンジ(仮称)から津島岩松インターチェンジまで及び糸戸南インターチェンジから松山市北百四町にある愛媛県道八十八号との交点まで
一般国道九十六号	今治インターチェンジから今治港ノ浦インターチェンジまで
一般国道九十七号	大洲市北只にある一般国道五十六号との交点から八幡浜インターチェンジまで

### (供用区間)

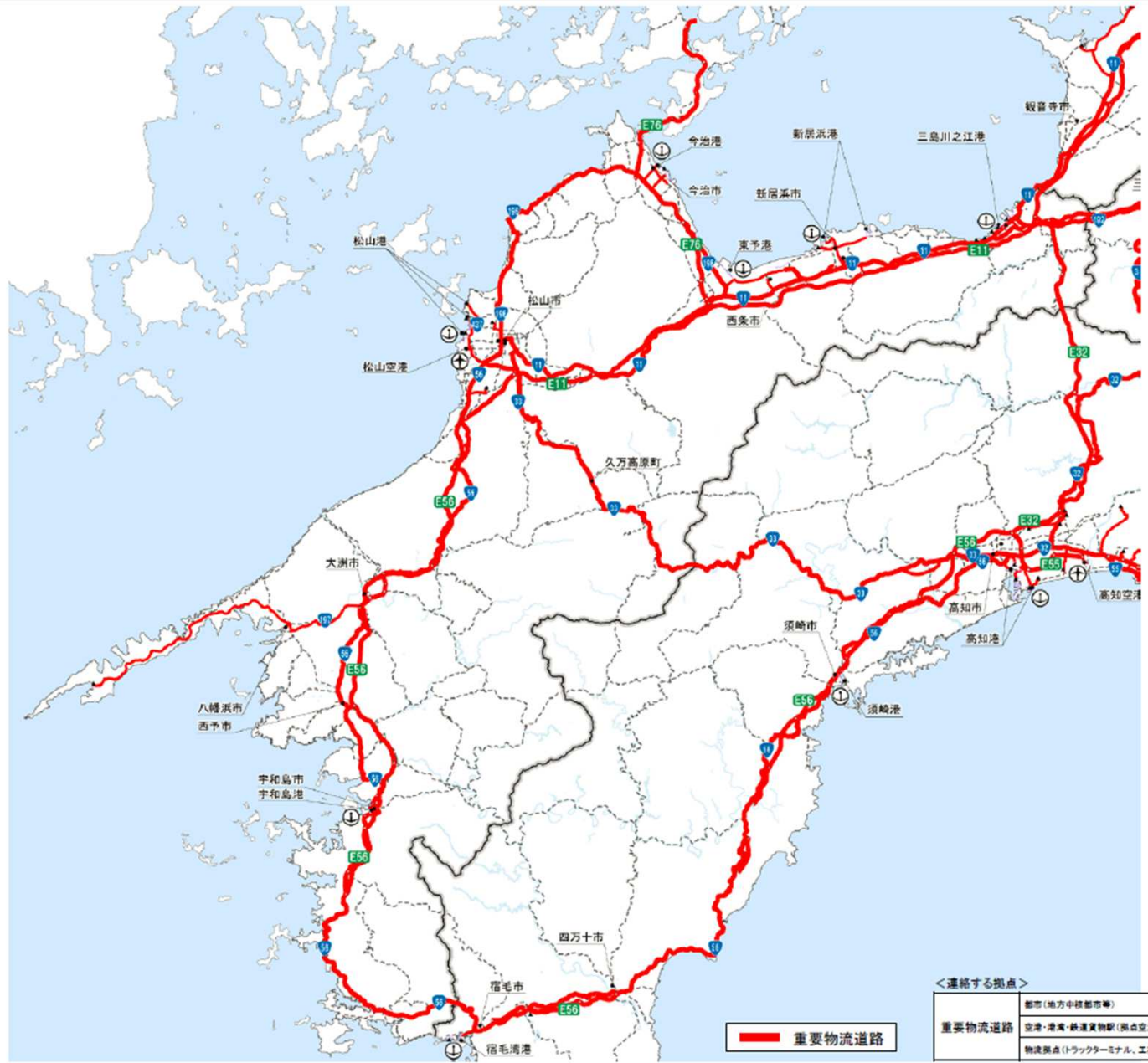
路線名	指定区間
四国縦貫自動車道	徳島インターチェンジから大洲インターチェンジまで(川之江東ジャンクションから川之江ジャンクションまでを除く。)
四国横断自動車道阿南四方十線	徳島津田インターチェンジから四方十町中央インターチェンジまで(須崎東インターチェンジから須崎西インターチェンジまでを除く。)
四国横断自動車道愛南大洲線	宇和島北インターチェンジから大洲北インターチェンジまで
一般国道十一号	徳島市からどき橋一丁目にある一般国道五十五号との交点から松山市二番町四丁目にある一般国道五十六号との交点まで
一般国道三十三号	高知市本町五丁目にある一般国道三十二号との交点から松山市小坂五丁目にある一般国道十一号との交点まで
一般国道五十六号	高知市知寄町一丁目にある一般国道三十二号との交点から松山市二番町四丁目にある一般国道十一号との交点まで
一般国道百九十二号	四国中央市川之江町にある一般国道十一号との交点から徳島市徳島本町一丁目にある一般国道十一号との交点まで(三好市池田町白地にある一般国道三十二号との交点から同市井川町西井川にある一般国道三十二号との交点までを除く。)
一般国道百九十六号	松山市大手町一丁目にある一般国道五十六号との交点から西条市小松町新屋敷にある一般国道十一号との交点まで及び今治湯ノ浦インターチェンジからいよ小松ジャンクションまで
一般国道百九十七号	大洲市北只千二百番二にある一般国道五十六号との交点から愛媛県西宇和郡伊方町三崎千七百番六にある愛媛県道二百五十六号との交点まで及び大分市大手町にある大分市道遊歩公園東線との交点から同市中央町にある一般国道十号との交点まで及び同市大字久土にある大分市道城原久土線との交点から同市大字宮内にある大分県道大分白桦線との交点まで(八幡浜市大平一番耕地三百七十七番五から八幡浜市保内町須川を経て八幡浜市保内町喜木までを除く。)
一般国道三百十七号	西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまで及び今治市片山二丁目にある一般国道百九十六号との交点から同市別宮町一丁目にある愛媛県道十四号との交点まで
一般国道三百二十号	宇和島市坂下津甲四百七番百二十五地先にある一般国道五十六号との交点から宇和島市築町港三丁目千番六にある一般国道五十六号との交点まで
一般国道四百三十七号	松山市古三津二丁目千八百八十五番三にある愛媛県道十九号との交点から松山市古三津六丁目千九百九十三番二まで及び松山市三津三丁目四百九番地先にある愛媛県道二十二号との交点から松山市三津一丁目千四百番地先まで
愛媛県道四号	宇和島市津島町高田にある一般国道五十六号との交点から同市津島町高田にある津島高田インターチェンジとの交点まで
愛媛県道十二号	新居浜市繁本町七百四十四番二にある愛媛県道三十三号との交点から新居浜市松原町甲四百七十八番七番五にある一般国道十一号との交点まで
愛媛県道十三号	西条市小松町新屋敷字三ノ坪甲百五十二番七にある一般国道百九十六号との交点から西条市下島山字井ノ上甲千三百四十五番一地先にある一般国道十一号との交点まで及び新居浜市江口町七百七十九番二から新居浜市多喜渡一丁目千二百三十四番二まで
愛媛県道十四号	今治市片原町一丁目千番一から今治市別宮町一丁目千番九地先にある一般国道三百十七号との交点まで
愛媛県道十八号	松山市南吉田町二千七百五十五番五地先から松山市南吉田町千七百二十八番一地先にある愛媛県道三十三号との交点まで
愛媛県道十九号	松山市高浜町六丁目千六百五番三から松山市内浜町二十番六地先にある愛媛県道四十号との交点まで及び松山市古三津二丁目千三百六十八番一にある愛媛県道百八十六号との交点から松山市古三津二丁目千二百八十八番十四にある一般国道四十三号との交点まで及び松山市中央二丁目二十三番二にある一般国道四百三十七号との交点から松山市中央一丁目八百八十二番二にある愛媛県道百八十七号との交点まで
愛媛県道二十二号	松山市南吉田町三百八十九番五地先から松山市南吉田町四百六十六番一地先にある愛媛県道十八号との交点まで及び松山市南吉田町千六百八十二番七にある愛媛県道十八号との交点から松山市三津三丁目千三百四十二番二地先にある一般国道四十三号との交点まで及び松山市南吉田町千三百八十八番八から松山市南吉田町千三百七十三番四まで
愛媛県道三十一号	宇和島市三間町務田にある愛媛県道二百八十三号との交点から同市三間町曾根にある三間インターチェンジとの交点まで
愛媛県道二十九号	西予市宇和町卯之町四丁目五百二十番四にある一般国道五十六号との交点から同市宇和町卯之町五丁目にある西予宇和インターチェンジとの交点まで
愛媛県道三十八号	今治市喜田村二丁目千四百二十二番四から今治市常盤町四丁目一番一地先にある一般国道三百十七号との交点まで
愛媛県道四十七号	新居浜市船木字櫛之端甲四百四十四番七五番七にある一般国道十一号との交点から新居浜市船木字船木甲四百五十二番一にある新居浜インターチェンジとの交点まで
愛媛県道百四十三号	西条市今在家千四百三十八番地から西条市水見字塩蔵茂九十七番二にある愛媛県道十三号との交点まで
愛媛県道百五十七号	今治市別宮町一丁目千番一から今治市別宮町一丁目千番二にある一般国道三百十七号との交点まで
愛媛県道百八十七号	松山市中島一丁目八百八十一番二にある愛媛県道十七号との交点から松山市本町一丁目千番七地先にある一般国道百九十六号との交点まで
愛媛県道百九十九号	松山市余吾二丁目千四百一十四番二にある一般国道五十六号との交点から松山市余吾一丁目千三百三十一番一まで
愛媛県道二百四十九号	八幡浜市大平一番耕地三百六十七番七にある一般国道百九十七号との交点から八幡浜市宇白坂千五百三十六番一地先まで
愛媛県道二百五十六号	愛媛県西宇和郡伊方町三崎千七百番六から愛媛県西宇和郡伊方町三崎千七百番六にある一般国道百九十七号との交点まで
愛媛県道二百六十九号	宇和島市築地町二丁目千番一から宇和島市寿町二丁目千番一にある一般国道五十六号の交点まで
愛媛県道三百三十三号	四国中央市妻鳥字江ノ西三二番二から四国中央市妻鳥字甲足船千七百七十四番二にある一般国道十一号との交点まで
愛媛県道三十三号	伊予市下青川にある一般国道五十六号との交点から伊予市上三谷にある伊予市道旗屋橋ノ木二号線との交点まで
松山市道梅津寺高岡線	松山市六地先から松山市津津一丁目一番一地先まで
松山市道大可賀後道松山港線	松山市若葉町八番一地先から松山市松江町三番二地先まで
松山市道松山環状線北部	松山市中央二丁目七十六番七地先から松山市久乃ノ三番八十八番一地先まで
松山市道余十二百五号線	松山市余吾西一丁目千九百八十三番一地先から松山市南吉田町三百七十四番四地先まで
松山市道余十二百六号線	松山市余吾西二丁目千三百三十一番一地先から松山市南吉田町三百二十三番五地先まで
今治市道吉生坂大内町線	今治市中央二丁目千七百九十二番一から今治市大町東二丁目四百四十八番一まで
今治市道喜田村松木線	今治市喜田村一丁目千三百八十八番一から今治市喜田村一丁目千三百八十八番一まで
宇和島市道朝日町線	宇和島市築地町一丁目五百七番地先から宇和島市築地町一丁目五百十六番地先まで
宇和島市道築地町二丁目線	宇和島市築地町二丁目五百七番地先から宇和島市築地町二丁目五百十六番地先まで
宇和島市道築地町二丁目線	宇和島市築地町二丁目五百七番地先から宇和島市築地町二丁目五百十五番地先まで
宇和島市道寿町町線	宇和島市寿町一丁目四百一番一地先から宇和島市弁天町一丁目六百一十九番一地先まで
宇和島市道壽町弁天町線	宇和島市弁天町一丁目三百八十八番九地先から宇和島市弁天町一丁目三百四十四番一まで
八幡浜市道矢野町大平線	八幡浜市北浜一丁目千五百二十六番五から八幡浜市宇白坂千五百七十九番十まで
八幡浜市道北浜四号線	八幡浜市北浜一丁目千五百九十九番一から八幡浜市北浜一丁目千五百九十九番一まで
新居浜市道北九十六号港町繁本東筋線	新居浜市港町八番二十三番一地先から新居浜市繁本町二番一号地先まで
新居浜市道北九十六号西原東須線	新居浜市西原二丁目七番三十八号地先から新居浜市港町八番二十三番一号地先まで
新居浜市道四十七号北新町江口線	新居浜市北新町一番二十九号地先から新居浜市江口町四百三十七号地先まで
新居浜市道二十号新田松神子線	新居浜市新田町一丁目千番二地先から新居浜市北新町一番二十九号地先まで
新居浜市道二号織浦中新田線	新居浜市新田町三丁目一番一十九号地先から新居浜市新田町一丁目千番二地先まで
新居浜市道六百六十四号松木東城線	新居浜市松木町二番三十号地先から新居浜市坂井町三丁目二番二十九号地先まで
新居浜市道五百二十八号下泉郷線	新居浜市坂井町三丁目二番二十九号地先から新居浜市坂井町三丁目七番二十五号地先まで
新居浜市道三百三十三号野原角野線	新居浜市坂井町三丁目三番五十九号から新居浜市坂井町三丁目七番二十五号地先まで
四国中央市道港浦井線	四国中央市川之江町三百三十番一から四国中央市川之江町四百八十五番一まで
四国中央市道道海線	四国中央市二島金子一丁目一番六から四国中央市二島金子一丁目千四百四十五番七まで
四国中央市道中之庄埋立三号線	四国中央市二島金子一丁目千四百四十五番七から四国中央市二島金子一丁目千四百四十五番八まで
四国中央市道具足町線	四国中央市具足町四百五十四番三から四国中央市具足町六百二十三番二まで
四国中央市道金ヶ子豊浦海岸線	四国中央市具足町六百二十三番二から四国中央市築川町四千七百九十五まで
四国中央市道道登矢線	四国中央市築川町三千八百八十四番一から四国中央市築川町四千七百六十五番十九まで
四国中央市道道登矢線	四国中央市築川町三千八百八十四番一から四国中央市築川町三千八百八十四番一まで
久万高原町道緑ヶ丘線	愛媛県上窪久万高原町久万一丁目一番一から愛媛県上窪久万高原町久万二丁目二番一まで
伊予市道日尾野引線	伊予市双海町上瀬字高見甲二千三百六十八人にある一般国道五十六号との交点から同市双海町上瀬字後口山二丁目五百五十六にある中山スマートインターチェンジとの交点まで
伊予市道旗屋橋ノ木二号線	伊予市上三谷にある愛媛県道二十三号との交点から伊予市上三谷甲四十四番三まで

代替・補完路

令和4年4月1日に国土交通大臣が指定した重要物流道路の代替・補完路の路線名および指定区間は以下のとおり。(国土交通省報道発表資料より愛媛県関係を抜粋)

路線名	指定区間
一般国道百九十四号	高知県香川郡いの町字羽根三三十四番二にある一般国道三十三号との交点から西条市中野字楠甲四百七十番九地先にある一般国道十一号との交点まで
一般国道百九十七号	須崎市下分字中島甲二百六十二番一から大洲市菅田町菅田甲三千五百番六にある一般国道五十六号との交点まで及び大分市公園通り西にある大分県道松岡日園線との交点から同市大字片島にある一般国道十号との交点まで
一般国道三百七十七号	松山市勝山町二丁目一番地先にある一般国道十一号との交点から今治市小泉三丁目三百八十六番十七にある一般国道百九十六号との交点まで及び今治市別宮町二丁目一番地先にある愛媛県道百五十七号との交点から今治市高部字駒合甲四百四十二番十七にある今治北インターチェンジとの交点まで及び今治市吉海町名三六二一番三にある大島南インターチェンジとの交点から今治市宮窪町宮窪四八八番二にある大島北インターチェンジとの交点まで
一般国道三百二十号	宇和島市栄町港三丁目千番六にある一般国道五十六号との交点から宇和島市丸穂町一丁目甲二百八十五番四地先まで及び愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市六百四十番三にある愛媛県道五十七号との交点から愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市五百五十二番二にある一般国道三百八十一号との交点まで
一般国道三百七十八号	伊予市下吉川字馬塚九百八十五番十五にある一般国道五十六号との交点から伊予市米津字安広八百二十番一地先まで
一般国道三百七十九号	愛媛県伊予郡砥部町大南百四十八番四地先にある一般国道三十三号との交点から愛媛県喜多郡内子町内子二千四百五十八番地先にある一般国道五十六号との交点まで
一般国道三百八十一号	高知県高岡郡四万町古市町百七番二にある一般国道五十六号との交点から愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市二百七十五番にある一般国道三百二十号との交点まで
一般国道四百三十七号	松山市中央二丁目二番三二にある愛媛県道十九号との交点から松山市古三津二丁目千二百八十五番三にある愛媛県道十九号との交点まで及び山口県大島郡周防大島町大字伊保田にある山口県道田港線との交点から岩国市玖珂野口下にある一般国道二号との交点まで
一般国道四百四十号	愛媛県上浮穴郡久万高野町柳井川字落出七百七十二番二にある一般国道三十三号との交点から高知県高岡郡桺原町桺原千六百五十八番四にある一般国道百九十七号との交点まで
一般国道四百四十一号	愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永千二百三十五番地先から愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市七百七番二まで及び四万市西土佐江川崎字下宮地八十番十二にある一般国道三十八号との交点から四万市中中京町五丁目一番二地先にある一般国道四百三十九号との交点まで
愛媛県道四号	宇和島市津島町岩洞甲二百二番一地先にある愛媛県道四十六号との交点から宇和島市津島町高田甲二千七百四十四番二地先にある一般国道五十六号との交点まで
愛媛県道十三号	西条市神拝字出口甲四百七十番七地先にある愛媛県道百四十一号との交点から西条市明屋敷字八千代巷二百八十一番四地先まで及び新居浜市多喜浜一丁目二百三十四番二から新居浜市阿島二丁目甲千五百番三三番地先まで
愛媛県道十八号	松山市南吉田町二千七百五十番十一から松山市南江戸三丁目九百八番一地先にある松山市道千寿町高岡線との交点まで
愛媛県道二十号	松山市勝山町二丁目三番三三番地先にある一般国道十一号との交点から松山市平通一丁目六番一地先まで
愛媛県道二十三号	伊予市八倉字三ツ又九百九十九番三三番地先から愛媛県伊予郡砥部町砥部町三十四番四にある一般国道三十三号との交点まで
愛媛県道二十九号	西予市宇和町稲生五十番四にある西予市和インターチェンジとの交点から西予市宇和町稲生百七番一地先まで
愛媛県道三十一号	宇和島市三間町務田百八十三番三から宇和島市三間町務田九百三十三番一にある愛媛県道五十七号との交点まで
愛媛県道四十六号	宇和島市津島町岩洞甲千九百三十三番二にある愛媛県道四号との交点から愛媛県南宇和郡愛南町蓮乗寺百三十八番一地先にある一般国道五十六号との交点まで
愛媛県道四十七号	新居浜市喜光地町一丁目甲四百七十四番十六にある一般国道十一号との交点から新居浜市立川町五百六十九番五まで
愛媛県道五十三号	愛媛県伊予郡砥部町上原町二百七十九番五にある一般国道三十三号との交点から愛媛県伊予郡砥部町上原町七十八番三まで
愛媛県道五十六号	愛媛県喜多郡内子町五十崎甲千七百一十一番一にある一般国道五十六号との交点から愛媛県喜多郡内子町五十崎甲千六百九十二番四地先にある愛媛県道二百二十九号との交点まで及び愛媛県喜多郡内子町五十崎甲千三百四十番四にある愛媛県道二百二十九号との交点から愛媛県喜多郡内子町平岡甲百六十八番地先まで
愛媛県道五十七号	愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市六百四十四番三にある一般国道三十三号との交点から宇和島市三間町務田九百二十七番二にある愛媛県道三十一号との交点まで
愛媛県道百二十四号	四国中央市曾根町字下松五百一十一番一にある一般国道十一号との交点から四国中央市三島宮川四丁目字五反地八百九十一番六まで
愛媛県道百四十一号	西条市神拝字出口甲四百七十二番二地先にある愛媛県道十三号との交点から西条市大町字本郷千二百五番二地先にある一般国道十一号との交点まで
愛媛県道百九十三号	松山市森松町七百三十番五地先にある一般国道三十三号との交点から松山市森松町五百二十九番二地先にある愛媛県道百九十四号との交点まで及び東温市牛車津字千田八百三十三番一地先にある愛媛県道百九十九号との交点から東温市見奈良長字陣屋五百二十三番二まで
愛媛県道百九十四号	松山市森松町四百六十一番三十七番地先から松山市森松町六百三十一番五地先にある愛媛県道百九十三号との交点まで
愛媛県道二百九十九号	東温市牛淵字千田八百三十三番一地先にある愛媛県道百九十三号との交点から東温市牛淵字砂子地千五百五十七番三三番地先にある一般国道十一号との交点まで
愛媛県道二百四十四号	愛媛県伊予郡松前町大字筒井字外側九百二十番一地先にある一般国道五十六号との交点から愛媛県伊予郡松前町大字筒井字上又九百五十六番一地先まで
愛媛県道二百二十九号	愛媛県喜多郡内子町五十崎甲千九百九十五番一地先にある愛媛県道五十六号との交点から愛媛県喜多郡内子町五十崎甲千六百九十四番九地先にある愛媛県道五十六号との交点まで
愛媛県道二百六十八号	宇和島市寿町二丁目千番一にある一般国道五十六号との交点から宇和島市寿町二丁目千番一まで
愛媛県道三百二十四号	松山市北梅本町甲百七十七番二から東温市西園字木原甲九十八番二にある一般国道十一号との交点まで
松山市道中央橋線	松山市本町四丁目一番一地先から松山市平通一丁目六番一地先まで
松山市道船屋町愛国神社前線	松山市平和通一丁目八番一地先から松山市京町一番一地先まで
松山市道味生百一十六号線	松山市大内町二丁目六百三十三番一地先から松山市大内町二丁目六百三十三番一地先まで
松山市道松山環状線南前	松山市和泉北一丁目七百三十七番一地先から松山市大内町二丁目六百三十三番一地先まで
松山市道千寿町高岡線	松山市千寿町七丁目一番一地先から松山市南江戸三丁目九百八番一地先まで
松山市道中之川通線	松山市湊町六丁目一番二地先から松山市湊町五丁目一番九地先まで
松山市道千寿町古川線	松山市末広町十八番九地先から松山市末広町一番一地先まで
松山市道浮穴五十一号線	松山市森松町四百六十一番一三番一地先から松山市森松町四百六十四番一地先まで
松山市道余土百四十二号線	松山市保免西四丁目八百七十七番一地先から松山市保免西四丁目八百九十九番五地先まで
松山市道小野六十四号線	松山市南梅本町乙九百一十番一地先から松山市南梅本町乙八百八十六番地先まで
今治市道石井岡ノ内線	今治市石井町四丁目六百九十九から今治市石井町四丁目三百三十一番一まで
宇和島市道弁天町五号線	宇和島市栄町港三丁目七百二番一地先から宇和島市寿町二丁目五百五番三三番地先まで
宇和島市道寿町栄町港線	宇和島市栄町港三丁目七百二番一地先から宇和島市栄町港三丁目六百八番地先まで
宇和島市道丸之内桜町線	宇和島市丸之内一丁目五百八番地先から宇和島市堀端町四番二番地先まで
宇和島市道本町通字御殿町線	宇和島市堀端町四番二番地先から宇和島市御殿町一番一番地先まで
宇和島市道丸穂町線	宇和島市丸穂町一丁目三番一三番一地先から宇和島市丸穂町一丁目七十九番一地先まで
宇和島市道丸穂町七号線	宇和島市丸穂町一丁目三番一三番一地先から宇和島市丸穂町一丁目五十三番三三番地先まで
宇和島市道丸穂町九号線	宇和島市丸穂町一丁目甲二百八十五番一地先から宇和島市丸穂町一丁目七十九番一地先まで
八幡浜市道大平市立病院線	八幡浜市大平一番番地七百八十二番五九から八幡浜市大平一番番地七百七十六番八まで
新居浜市道二百六十二号東港東浜筋線	新居浜市多喜浜六丁目九番四十六号地先から新居浜市多喜浜六丁目一番三十四号地先まで
新居浜市道三百七十四号本郷西筋線	新居浜市本郷三丁目五番三十五号地先から新居浜市本郷三丁目五番二十八号地先まで
新居浜市道六百八十号東浜北通り線	新居浜市多喜浜六丁目九番二十三号地先から新居浜市多喜浜六丁目九番四十六号地先まで
新居浜市道六百六十九号端出場一号线	新居浜市立川町五百六十九番五地先から新居浜市立川町七百三十三番四地先まで
西条市道西条二十号線	西条市明屋敷二百三十五番十番地先から西条市明屋敷百六十四番一地先まで
伊予市道人倉下線	伊予市八倉二百一十番一から伊予市八倉百六十五まで
四国中央市道川之江山田井線	四国中央市川之江町四千六百四十四番四から四国中央市川之江町二千二百三十三番一まで
西予市道旧地区二百二十三号線	西予市宇和町卯之町四丁目六百六十八番八地先から西予市宇和町卯之町四丁目六百四十四番地先まで
東温市道志津川医大線	東温市志津川字片山甲十一番一三番一地先から東温市志津川字雨田甲六百六十五番三番地先まで
久万高原町道西谷線	愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川九百一十一番四から愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川九百九十九番三まで
砥部町道宮内千足線	愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川九百二十三番三から愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川九百二十三番一地先まで
伊方町道伊方八幡線	愛媛県伊予郡砥部町宮内千四百四番地から伊予郡砥部町宮内千三百九十二まで
伊方町道伊方宮内線	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦九百九十三番四地先から愛媛県西宇和郡伊方町湊浦八百六十六番地先まで
伊方町道湊浦線	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦八百六十五番一地先から愛媛県西宇和郡伊方町湊浦六百十五番一地先まで
松野町道松丸中央線	愛媛県北宇和郡松野町大字松丸九百七十九番二番地先から愛媛県北宇和郡松野町大字松丸三百四十三番地先まで
城北町道武土野線	愛媛県北宇和郡東北町永千二百三十五番一から愛媛県北宇和郡城北町北町五丁目二百四十一番一地先まで
城北町道出自本町永野市線	愛媛県北宇和郡東北町永野市二百七十三番二地先から愛媛県北宇和郡東北町永野市七百七十四番地先まで
愛南町道大森城山線	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲二千四百二十番一から愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲二千五百九十三番三まで
愛南町道伊勢町線	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲二千五百九十三番三から愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲二千八百五十一番三まで

# 重要物流道路 供用区間【愛媛県】



【出典】国土交通省報道発表資料

## 1 1-3 2 災害時等における相互協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と本州四国連絡高速道路株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、次に掲げる場合における応急対策及び復旧業務の実施にあたり相互協力を必要な事項を定め、これらの業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態が発生した場合
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合

### （協力の内容）

第2条 甲及び乙は、西瀬戸自動車道沿線等の甲の管理する道路（以下「甲管理道路」という。）及び西瀬戸自動車道の乙の管理する道路（以下「乙管理道路」という。）において、前条に定める災害等が起こった場合に、次の各号に掲げる措置について相手方から要請されたときは、自らが行う業務に支障のない範囲でこれに応じるものとする。

- （1） 公共土木施設の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模構造物の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対する技術的支援
- （2） 甲又は乙が通行止めの段階的、部分的な解除等被災地の早期復旧及び交通手段の確保等を第一義として実施する措置
- （3） 甲又は乙が通行止め区間及び別表1に示す緊急開口部を活用した通行を相手方に要請した車両（以下「要請車両」という。）の通行
- （4） 甲管理道路又は乙管理道路の通行規制情報等の提供及び派遣連絡員の受け入れ
- （5） 応急対策及び復旧業務を実施するために必要となる敷地、施設及び資材の提供
- （6） 通行止め時の流出IC等における利用者への周辺道路情報等の提供
- （7） 甲及び乙が所有する土質調査結果等、予防保全に関する情報共有
- （8） その他必要と認められる措置

2 前項第3号に規定する「要請車両」は次の車両とし、要請車両の通行については原則として通行者の責により実施するものとする。

- （1） 災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両で、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車以外の車両
- （2） 甲管理道路若しくは乙管理道路の沿道又はその近傍において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する車両

3 第1項第2号及び第3号の措置に必要な公安委員会等関係機関への意見聴取又は協議は、被要請者が行うものとし、要請者は必要に応じ被要請者に協力するものとする。

4 第1項第5号に規定する「資材」の提供を円滑に行うため、甲及び乙は、双方が保有する資材の種類及び所在を相互に通知するものとする。

5 第1項第1号、第2号及び第4号から第7号までの措置については、原則として被要請者の責により実施するものとする。

### （協力の要請）

第3条 前条第1項に定める要請は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を

交付するものとする。

(要請に基づく措置)

第4条 甲及び乙は、要請に応じた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書(別記様式第2号)により相手方に提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として要請者が負担するものとする。ただし、第2条第1項第4号に定める協力のうち、甲管理道路又は乙管理道路の通行規制情報等の提供の実施に係る費用については被要請者が負担するものとし、第2条第1項第2号、第3号、第6号及び第7号の実施に係る費用については、実施措置の内容を踏まえ、甲及び乙の協議により負担割合を定めるものとする。

(連絡責任者の報告)

第6条 甲及び乙は、本協定にかかる連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(防災訓練における連携)

第7条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、防災訓練の同時実施や相手方の防災訓練への参加など連携に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 元年 10月 25日

甲 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2  
愛媛県知事

乙 兵庫県神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号  
本州四国連絡高速道路株式会社  
代表取締役社長



別表 1 (緊急開口部の所在)

路線名	所在地	備考(接続道路の制約等)
西瀬戸自動車道	上浦 PA(下り線)	幅員狭小 駐車場からバスレーンへの誘導及び、門扉の解錠が必要
〃	来島海峡 SA(上り線)	幅員狭小 開口部の解錠が必要
〃	来島海峡 SA(下り線)	上り線への開口部解錠が必要

別記

様式第 1 号（第 3 条関係）

協力要請書

令和 年 月 日

（被要請者）

様

（要請者）

災害時等における協力要請について

「災害時等における相互協力に関する協定」第 3 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 災害等及び協力要請を必要とする状況
- 2 必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

※ 第 2 条第 1 項第 3 号及び第 2 項に規定する「要請車両」に関しては、別記添付資料を付するものとする。

（ 問い合わせ先  
電話 — —  
FAX — —  
担当 ）



報告書

令和 年 月 日

（要請者）

様

（被要請者）

「災害時等における相互協力に関する協定」第4条に基づき、履行した措置の内容を下記のとおり報告します。

記

履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

（ 問い合わせ先  
電話 — —  
FAX — —  
担当 ）

## 連絡責任者届

【 愛媛県 】

### 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

### 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

### 3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 本州四国連絡高速道路株式会社 】

### 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

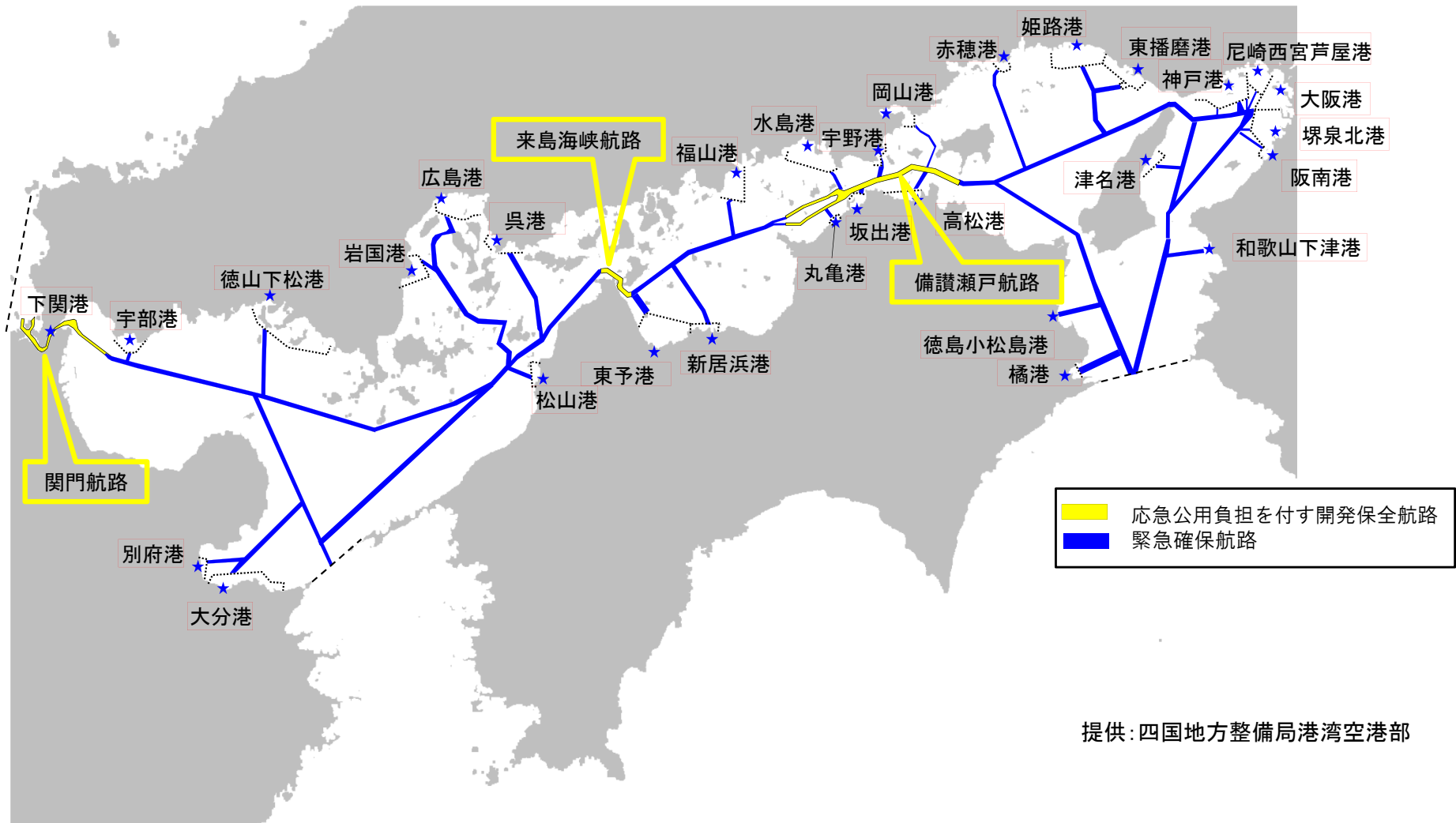
### 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

### 3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

# 11-33 緊急確保航路(港湾海岸課)



## 1 1 - 3 4 大規模災害発生時の道路啓開に関する協定（道路維持課）

国土交通省四国地方整備局（以下「甲」という。）、愛媛県（以下「乙」という。）と、一般社団法人愛媛県建設業協会（以下「丙」という。）は、南海トラフ地震等の大規模災害発生時の愛媛県内における道路啓開の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、南海トラフ地震等の大規模災害発生時に、甲、乙及び丙が連携し、道路啓開（以下「業務」という。）を迅速かつ効率的に実施することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

一 南海トラフ地震等

南海トラフ沿いを震源として発生すると想定される地震及びその他愛媛県内で大規模な被害が想定される地震

二 道路啓開

南海トラフ地震等の大規模災害発生時に救援、救助活動等を行う緊急通行車両等の通行が可能となるよう、迅速かつ効率的にガレキ処理や簡易な段差すり付け等を行い、必要最小限の通行幅員を確保すること。

（業務の対象道路）

第3条 業務の対象道路は、愛媛県道路啓開計画に定める啓開路線とする。

（業務の内容）

第4条 業務の内容は、次のとおりとする。

一 対象道路に関する被災情報の収集及び提供

二 道路啓開作業の実施

三 その他甲又は乙が必要と認める作業

（業務の施工者）

第5条 前条に定める業務の施工者については、愛媛県道路啓開計画により定めた区域ごとに丙の会員から道路啓開担当会社を定めるものとする。なお、甲、乙又は丙から道路啓開担当会社の変更について申し出があった場合は、甲、乙及び丙にて協議を行い、道路啓開担当会社を定めるものとする。

（業務の実施方法）

第6条 甲及び乙は、第3条に定める範囲において必要と認める場合には、第4条に定める業務を丙に要請することができるものとする。

なお、乙の管理道路における業務については、乙と丙が締結している「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき実施するものとする。

2 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

3 要請があった場合、丙は、特別の理由がない限り協力するものとし、愛媛県道路啓開計画に基づき、業務を実施するものとする。

4 甲、乙及び丙は、それぞれが収集した被災状況や業務の進捗等の情報を3者で共有し、連携して業務を遂行することとする。

5 丙の支部管内で震度5強以上の地震が観測された場合、丙は、甲及び乙からの要請があったものとみなし、当該支部内の道路啓開担当会社の自主的判断により業務を実施することができるものとする。

(平時の準備)

第7条 甲及び乙は、愛媛県道路啓開計画に変更が生じた場合は、速やかに丙に通知するものとする。

2 丙は、会員との連絡体制の構築及び道路啓開担当会社の出動が可能な人員及び資機材の状況把握に努め、年度当初に甲及び乙の出先機関の長に連絡系統、人員及び資機材の確保状況を報告するものとする。また、上記の内容に変更があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

ただし、別の協定等において、甲又は乙に対する同種の報告がある場合は、当項に規定する報告を省略できるものとする。

(費用の負担)

第8条 甲及び乙が第6条に基づき丙に要請し実施する業務に要した費用については、甲又は乙が負担するものとする。

ただし、甲及び乙が要請し実施する業務のうち、第4条第一号に要した経費については、甲及び乙は負担しないものとする。

(契約の締結)

第9条 甲、乙の出先機関の長は、第6条に基づく業務について、可能となった時点で遅滞なく第5条の業務の施工者と契約を締結するものとする。

(業務の完了)

第10条 業務の施工者は、業務が完了した場合、直ちに甲又は乙の出先機関の長に対し、口答及び書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により報告するものとする。

(損害の負担)

第11条 第6条の規定により実施した業務に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は業務の施工者の建設資機材等に損害が生じた場合は、業務の施工者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は乙の出先機関の長に報告し、その処理について双方協議するものとする。

2 第6条の規定により業務を要請した甲又は乙は、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったとき（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用があるとき及び次に掲げるときを除く。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第12条の扶助金の支給の例により、当該その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償する。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失によるとき。

(2) 当該死亡、負傷又は疾病若しくは障害が、第三者の行為によるとき。

(3) その他業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でないとき。

(有効期間)

第12条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかから文書による終了の意思表示がなされた場合を除き、その効力を継続する。



(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年2月21日

甲 国土交通省四国地方整備局

局 長 平 井 秀 輝

乙 愛 媛 県

知 事 中 村 時 広

丙 一般社団法人 愛媛県建設業協会

会 長 米 谷 方 利

## 11-35 災害発生時の船舶による警備部隊等の輸送に関する協定書

愛媛県警察本部（以下「甲」という。）と愛媛県漁業協同組合連合会（以下「乙」という。）は、災害時（地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）に人命救助のため迅速な救出救助活動が必要な場合における船舶による警備部隊等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時の人命救助において、陸路等の輸送手段がなく、海上における警備部隊等の緊急輸送が必要な場合であって、甲が乙に対して船舶による輸送に関し協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があると認める場合は、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対し、あらかじめ緊急時の連絡窓口、連絡方法等について協議することができる。

### （業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 県内及び県外の警備部隊並びに災害対策のため必要な資機材等の緊急輸送業務
- (2) 被災者等の緊急輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

### （業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けた場合は、甲が必要とする業務を可能な範囲で実施するものとする。

2 乙は、警備部隊等の人員を輸送する場合は、小型船舶の検査を受けた船舶を使用するものとする。

### （業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施した場合は、当該業務の終了後速やかに、船舶による警備部隊等の輸送業務実施状況報告書（別記様式）によりその状況を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭等により報告し、その後速やかに船舶による警備部隊等の輸送業務実施状況報告書を送付するものとする。

### （費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙が実施した業務に係る対価、燃料代及びその他の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、当該地域における通常の実費とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第1項に規定する甲が負担する費用は、業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合は、内容を確認し、その費用を支払うものとする。

(補償)

第8条 第2条の規定により業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和63年愛媛県条例第26号)を適用する。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) その他救出救助活動の実施に起因しない負傷等、補償することが適当でない場合

2 第4条に規定する協力実施に伴い、乙が第三者に損害を及ぼした場合又は乙の船舶等に損害が生じた場合は、乙がその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議するものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成31年4月4日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年4月4日

甲 松山市南堀端町2番地2  
愛媛県警察本部

本部長 松下 整

乙 松山市二番町四丁目6番地2  
愛媛県漁業協同組合連合会

代表理事会長 平井 義則

## 11-36 愛媛県渋滞対策協議会の概要(道路建設課)

### 愛媛県渋滞対策協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、愛媛県渋滞対策協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、愛媛県における交通渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、施設整備計画及び輸送効率の向上や、交通需要の時間的平準化等の交通マネジメント施策等の計画の策定・推進及びフォローアップを行う。また、災害発生時において被災状況を踏まえた交通マネジメントを行うことを目的とする。

(調整事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討を行う。

- (1) 渋滞箇所とその原因の把握
- (2) 渋滞対策に関する意見調整
- (3) 渋滞箇所の解消に向けた計画及び対策の策定及び公表
- (4) 策定した計画のフォローアップ
- (5) その他

(構 成)

第4条 協議会は、愛媛大学、国土交通省四国地方整備局道路部、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所、国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局、西日本高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、愛媛県警察本部、愛媛県、松山市、新居浜市及び議長が必要と認める機関の議員により構成する。

(協 議 会)

- 第5条
- 1 協議会には議長を置き、議長は国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長とする。
  - 2 議長は、協議会を総括し、協議会を招集する。
  - 3 議長に事故等があるときは、議長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
  - 4 協議会の構成は、別表-1のとおりとする。ただし、必要に応じ議長が指名するものを議員又はオブザーバーとして参加させることができる。

(部 会)

- 第6条
- 1 協議会の中に協議会の承認により部会を設けることができる。
  - 2 部会には、部会長を置き、部会長は松山河川国道事務所長とする。
  - 3 部会の構成は、別表-2のとおりとする。ただし、必要に応じ部会長が指名するものを部会員として参加させることができる。
  - 4 部会長は、部会を統括し、部会を招集する。
  - 5 事務局は、愛媛県土木部道路都市局道路建設課、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所計画課に置く。ただし、必要に応じ部会長が指名するものを事務局として置くことができる。

(事 務 局)

第7条 事務局は、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所計画課、愛媛県

土木部道路建設課に置く。

(細 則)

第8条 この規約に定めるものの他、協議会に必要な事項は、協議会に諮って定めるものとする。

(附 則) この規約は、平成5年6月23日から施行する。

(附 則) この規約は、平成6年8月11日から施行する。

(附 則) この規約は、平成9年8月21日から施行する。

(附 則) この規約は、平成12年9月6日から施行する。

(附 則) この規約は、平成13年7月10日から施行する。

(附 則) この規約は、平成21年7月28日から施行する。

(附 則) この規約は、平成22年1月7日から施行する。

(附 則) この規約は、平成22年3月24日から施行する。

(附 則) この規約は、平成22年11月5日から施行する。

(附 則) この規約は、平成24年7月17日から施行する。

(附 則) この規約は、平成25年6月24日から施行する。

(附 則) この規約は、平成27年3月26日から施行する。

(附 則) この規約は、平成28年4月28日から施行する。

(附 則) この規約は、平成28年8月31日から施行する。

(附 則) この規約は、平成29年8月1日から施行する。

(附 則) この規約は、令和元年7月29日から施行する。

(附 則) この規約は、令和2年2月26日から施行する。

(附 則) この規約は、令和2年8月7日から施行する。

(附 則) この規約は、令和3年7月15日から施行する。

愛媛県渋滞対策協議会名簿 別表－1

機 関 名	役職名
愛媛大学 大学院理工学研究科	教授
〃	准教授
〃	特任講師
国土交通省四国地方整備局	松山河川国道事務所 所長
〃	道路部道路計画課 課長
〃	松山河川国道事務所 副所長（道路）
〃	〃 事業対策官
〃	〃 計画課長
〃	〃 調査課長
〃	〃 道路管理第二課長
〃	大洲河川国道事務所 所長
〃	〃 副所長（道路）
〃	〃 計画課長
〃	〃 道路管理課長
国土交通省四国運輸局	愛媛運輸支局 総務・企画観光部門 首席運輸企画専門官
西日本高速道路（株）	四国支社 企画調整課 課長
〃	四国支社 愛媛高速道路事務所 事務所長
〃	四国支社 愛媛工事事務所 事務所長
本州四国連絡高速道路（株）	しまなみ今治管理センター 所長
愛媛県土木部道路都市局	高速道路推進監
〃	道路建設課長
〃	道路維持課長
〃	都市計画課長
〃	都市整備課長
愛媛県警察本部	交通規制課長
〃	交通管制官
松山市都市整備部	部長
〃	コンパクト・プラス・ネットワーク推進官
新居浜市建設部	部長

愛媛県渋滞対策協議会部会名簿 別表－2

機 関 名	役職名
愛媛大学 大学院理工学研究科	教授
〃	准教授
〃	特任講師
国土交通省四国地方整備局	松山河川国道事務所 所長
〃	〃 副所長（道路）
〃	〃 事業対策官
〃	〃 計画課長
〃	〃 調査課長
〃	〃 道路管理第二課長
〃	大洲河川国道事務所 副所長（道路）
〃	〃 計画課長
〃	〃 道路管理課長
国土交通省四国運輸局	愛媛運輸支局 総務・企画観光部門 首席運輸企画専門官
愛媛県土木部道路都市局	高速道路推進監
〃	道路建設課長
〃	道路維持課長
〃	都市計画課長
〃	都市整備課長
愛媛県警察本部	交通規制課長
〃	交通管制官
松山市都市整備部	道路河川管理課長
〃	都市・交通計画課長

## 11-37 災害時における車両等障害物除去業務に関する協定書（防災危機管理課）

愛媛県（以下「甲」という。）と全日本高速道路レッカー事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における復旧活動の阻害となる車両その他の物件等の除去等（以下「障害物除去等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第70条第1項及び第2項の規定に基づき災害時において甲が実施する障害物除去等に関し、甲が乙に対して協力を要請するための必要な事項を定め、被害の拡大防止及び早期復旧に資することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時に障害物除去等を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 甲が乙に対し前項の規定による要請を行う場合は、「応援業務要請書（様式第1号）」により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、その後速やかに文書を送付するものとする。

### （業務内容）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、乙の組合加入者と調整を行い、乙の組合加入者の保有する車両、装備等の範囲内で障害物除去等の業務に、必要な協力を行うものとする。

2 乙は、応援業務を完了したときは、「応援業務実施報告書（様式第2号）」により、甲に報告するものとする。

### （費用の負担）

第4条 第3条の規定による障害物除去等の業務に要する費用については甲の負担とし、当該地域における通常の実費として甲乙協議して費用を定める。費用の算出については、災害発生直前時における適正な価格を基準として行うものとする。

2 乙は、甲から要請された業務の終了後に、甲に請求するものとする。

### （災害補償）

第5条 第3条の規定により障害物除去等の業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、



又は死亡した場合には、乙の責において補償するものとする。

(損害補償)

第6条 第3条の規定による業務の実施において、障害物除去等業務実施者の車両、装備等に損害が生じた場合は、障害物除去等業務実施者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について双方協議する。

2 第3条の規定による業務の実施において、自己の責に帰すべき事由により乙の組合員が第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報提供)

第7条 甲及び乙は、それぞれ知りえた災害に関する情報を必要に応じて適切に相互提供するように努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、「連絡体制報告書(様式第3号)」により協定締結後に速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対して、書面により協定の終了の通知をしない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県

知事 中村 時 広

乙 東京都港区赤坂八丁目7番15号  
全日本高速道路レッカー事業協同組合

理事長 亀山 善之

様式第1号（第2条関係）

## 応援業務要請書

年 月 日

（被要請者）

様

（要請者）

「災害時における車両等障害物除去業務に関する協定書」第2条第1項に基づき、下記のとおり協力要請します。

### 記

#### 1 協力要請を必要とする状況

#### 2 必要とする協力の内容

必要とする協力の内容	数量	場所	備考

#### 3 問合せ先

（組織名称・担当者名）

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以 上

様式第2号（第3条関係）

## 応援業務実施報告書

年 月 日

（要請者）

様

（被要請者）

「災害時における車両等障害物除去業務に関する協定書」第3条第2項に基づき、  
年 月 日付で協力要請があった件について、下記のとおり履行しましたので報告  
します。

### 記

#### 1 履行した内容

協力の内容	数量	場所	備考

#### 2 問合せ先

（組織名称・担当者名）

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以 上

様式第3号（第8条関係）

## 連絡体制報告書

年 月 日

（被報告者）

様

（報告者）

「災害時における車両等障害物除去業務に関する協定書」第8条に基づき、連絡責任者等の連絡体制について、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 時間外及び休日以外の連絡先

所属・役職	連絡先	
	電話番号	
	携帯電話	
	F A X	
	メールアドレス	

#### 2 時間外及び休日の連絡先（時間外 ○：○○～○：○○）

##### （1）第1連絡先

所属・役職	連絡先	
	電話番号	
	携帯電話	
	F A X	
	メールアドレス	

##### （2）第2連絡先

所属・役職	連絡先	
	電話番号	
	携帯電話	
	F A X	
	メールアドレス	

以 上

## 11-38 災害時における船舶による緊急輸送に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県水難救済会（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の船舶による緊急輸送の災害応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲から乙に対して行う船舶による緊急輸送の協力要請に関する必要事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害応急対策の実施に乙の協力が必要であると認めるときは、業務の内容及び期間等を指定し、文書（様式第1号）により緊急輸送の協力を要請することができる。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、保有する船舶、装備等の範囲内で可能な限り実施するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に協力を要請する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者の緊急輸送業務
- (2) 災害応急対策に必要な要員の緊急輸送業務
- (3) 救援物資の緊急輸送業務
- (4) 災害応急対策の実施のために必要な資機材の緊急輸送業務

（業務の報告）

第4条 乙は、前条の業務を実施したときは、甲に対し、当該業務の終了後速やかに文書（様式第2号）によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、口頭又は電話等で報告し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づく第3条の業務の実施に要した燃料費その他の経費（実費負担額）は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該地域における通常の実費（災害発生直前における適正価格を基準）とし、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第6条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について、文書（様式第3号）により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、乙に速やかに支払うものとする。

(災害の補償)

第7条 この協定に基づき業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、日本水難救済会災害補償規則に定めるところによるものとする。

(損害の負担)

第8条 乙は、この協定に基づく第3条の業務の実施に伴い第三者に損害を与えたときは、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その処理について甲及び乙が協議するものとする。

2 乙は、業務の実施に際し、乙の責めに帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(定期的な訓練の実施)

第9条 甲及び乙は、本協定を効果的に実施するため、定期的な訓練の実施に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は「連絡責任者届(様式第4号)」により、協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 中 村 時 広

愛媛県松山市港山町6-8(株)ブルーエンジェル内

乙 愛媛県水難救済会

会長 友 澤 節 男

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

愛媛県水難救済会 会長 様

愛 媛 県 知 事

船舶による緊急輸送の協力要請について

このことについて、災害時における船舶による緊急輸送に関する協定書第2条の規定により、以下のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式2号により報告願います。

1 被災者・救助要員等の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
名	(自) 月 日	地先から  地先まで	
	(至) 月 日		

2 救助物資・資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日	地先から  地先まで	
		(至) 月 日		

3 その他



愛媛県知事 様

愛媛県水難救済会 会長

船舶による緊急輸送の実施状況の報告について

このことについて、災害時における船舶による緊急輸送に関する協定書第4条の規定により、以下のとおり報告します。

1 被災者・救助要員等の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
名	(自) 月 日 (至) 月 日	地先から  地先まで	

2 救助物資・資機材等の輸送業務

輸送業務 完了日	輸送 物資	数量	輸送区間	延べ 輸送回数	従事 人数	従事 船舶数	備考
月 日			地先から  地先まで	回	人	隻	

3 その他

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

愛媛県水難救済会 会長

実 費 弁 済 請 求 書

緊急輸送の要請を受け、これを実施しましたので、以下の金額を請求します。

金 \_\_\_\_\_ 円也

(算出基礎)

輸送 年月日	輸送区間	輸送内容 (人員) (物資)	数量 (人) (トン)	運賃 (実費)	請求額 (円)
	地先から 地先まで				
	地先から 地先まで				
	地先から 地先まで				

※請求額に消費税及び地方消費税を含む。

(銀行口座)

連絡責任者届

【 愛媛県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 愛媛県水難救済会 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

## 1 2 - 1 愛媛県耐震改修促進計画

### 第1 基本方針

#### 1 目的

愛媛県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）は、「愛媛県防災対策基本条例」（平成28年条例第33号、以下「条例」という。）、「愛媛県地域防災計画」及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に基づき、地震災害に対する予防対策及び地震発生時における応急対策の促進を目的とする。

##### (1) 予防対策

県内の住宅及び建築物の耐震性能を確保するため、耐震性能の把握を目的とした耐震診断と、その結果に基づく耐震改修を促進することによって、耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して県民の生命及び財産の保護を図る。

##### (2) 応急対策

被災した住宅及び建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、県民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制を整備する。

#### 2 予防対策の推進

県内のストックの状況及び被害が生じた際の利用者及び周辺への影響を鑑み、耐震化の促進を図る住宅及び建築物は次のものとし、法の積極的運用及び国庫補助事業等の活用により推進を図る。

##### (1) 昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手した旧耐震基準の住宅

##### (2) 法第14条第1号から第3号に掲げる建築物であって、昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手した旧耐震基準のもの（以下「特定建築物」という。）

法第14条第1号：多数の者が利用する建築物  
法第14条第2号：危険物を貯蔵又は処理する用途に供する建築物  
法第14条第3号：県計画及び市町計画に記載された道路の沿道建築物  
(第5第6項関係)

なお、次に掲げる建築物については、重点的に耐震化の推進を図るものとする。

##### (1) 木造戸建て住宅

##### (2) 法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（第5第4項関係）

##### (3) 法第5条第3項第1号の規定により県計画に記載する要安全確認計画記載建築物（第5第5項関係）

【資料編】1：耐震基準について

### 3 応急対策の推進

応急対策は、県計画に定めるもののほか、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアルに基づき県、市町及び「愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会」（以下「協議会」という。）が迅速かつ的確に実施するものとする。

#### 【資料編】 2：被災建築物応急危険度判定について

## 第2 想定される地震の規模、想定される被害の状況等

### 1 愛媛県の特徴

#### (1) 地形・地質

愛媛県は四国の北西部に位置し、四国の中央部を東西に走る四国山地と、瀬戸内海（燧灘、安芸灘、伊予灘）から豊後水道にまたがる海岸線に囲まれた細長い区域と、瀬戸内海、豊後水道に点在する大小 200 あまりの島々などによって形成されている。

また、本県の地質は、東西を走る中央構造線を境に、北側に平野が、南側に四国山地が連なっており、この構造線の北側を内帯、南側を外帯と呼んでいる。

内帯には、領家帯と呼ばれる領家変成岩類・領家花崗岩類・広島花崗岩類が北部に、中生代の和泉層群と呼ばれる堆積岩からなる地層が南部に分布している。外帯には、北から順に三波川帯、秩父帯、四万十帯が帯状構造で分布する。このうち、三波川帯は、結晶片岩類からなる地層で構成されている。秩父帯は、中・古生代の地層からなり、主に砂岩、頁岩、粘板岩、チャート、石灰岩、玄武岩質凝灰岩層からなっている。また、四万十帯は、秩父帯の南側に位置し、砂岩、頁岩の地層からなっている。

#### (2) 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する長大な断層帯である。県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。

全体として長さは約 290kmで、連続的に分布しており、過去には、複数の区間（セグメント）で同時又は分かれて活動したと推定されているが、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。

#### (3) 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

南海トラフで発生する地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、

その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面が沈み込むことに伴って、これら2つのプレートの境界面が破壊する（ずれる）ことによって発生する。また、震源域全体がすべることで発生する地震が、「最大クラスの巨大地震（南海トラフ巨大地震）」であり、この震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9 クラスとなる。

南海トラフでは、歴史記録によると白鳳（天武）地震（684年）から現在までの1,400年間に、M8 クラスの大地震が少なくとも9回起きていることが分かっており、既往の最大規模の地震としては、宝永地震（1707）と安政南海地震（1854）のマグニチュード8.4があげられる。

#### (4) 安芸灘～伊予灘～豊後水道

安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部がずれることによってM6.7～7.4の大地震が発生する可能性がある。1649年以降にM6.7～M7.4の地震が領域内で6回発生しており、代表的な地震は1905年の芸予地震（M7.2）、2001年の芸予地震（M6.7）である。

## 2 想定する地震

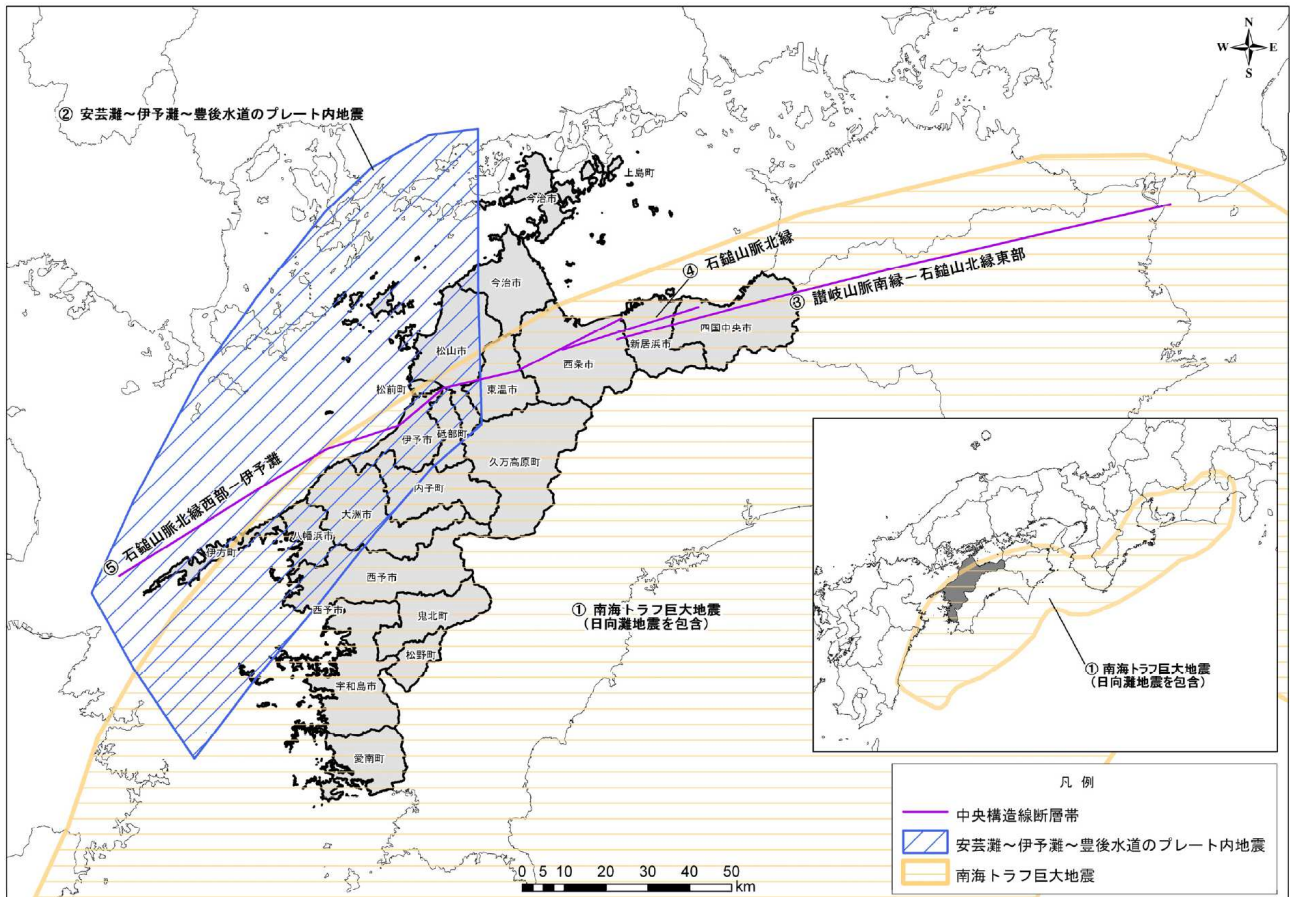
愛媛県においては、南海トラフを震源域とする南海地震が有史以来100年から150年間隔で発生しているほか、伊予灘・日向灘周辺では過去に大規模な地震が発生している。また、愛媛県を横断する中央構造線断層帯は、国内最大規模の断層であることから、中央構造線断層帯での地震にも留意する必要がある。このことから、愛媛県地域防災計画では、想定する地震を【表2-1】及び【図2-1】としている。

【表2-1】 想定地震

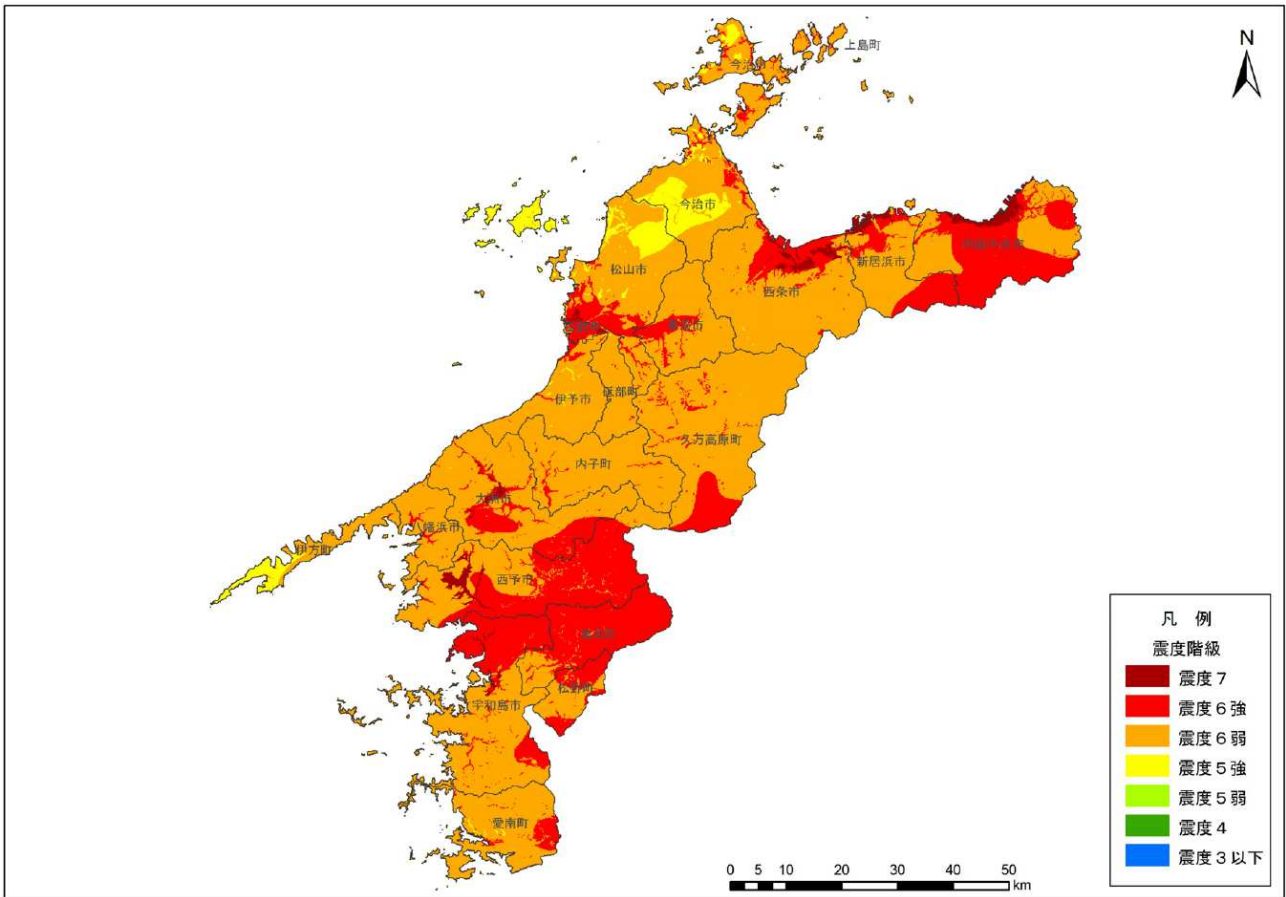
種類	名称	マグニチュード	地震動
海溝型地震	①南海トラフ巨大地震	9.0	一部を除く県全域で震度6弱以上になり、低地では震度6強以上となると想定される。特に、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、松前町、伊方町、鬼北町、愛南町の平野部の一部で、震度7になると想定される。
	②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース）	7.4	松山市、今治市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、松前町、伊方町の低地で震度6弱以上になり、特に、松山市の一部では震度6強になると想定される。

	②' 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース)		松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、松前町、伊方町、愛南町の低地で震度6弱以上になる、特に、八幡浜市、西予市、伊方町の一部では震度6強になると想定される。
内陸型地震	③ 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震	8.0	松山市、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町の低地において広い範囲で震度6弱以上になり、特に、新居浜市、四国中央市の一部では、震度7になると想定される。
	④ 石鎚山脈北縁の地震	7.3	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市の低地は震度6弱以上になり、特に、新居浜市の一部は震度7になると想定される。
	⑤ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震	8.0	松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町で震度6弱以上になり、特に、西条市、伊方町の一部では震度7になると想定される。

【図2-1】 想定地震の発生領域



【図 2-2】 南海トラフ巨大地震の震度分布



### 3 想定される被害の状況

想定地震の揺れによって想定される建築物等の被害については、地域防災計画において被害想定(「愛媛県地震被害想定調査結果(最終報告)」(平成 25 年 12 月))が示されており、その内容は【表 2-2】のとおり。

【表2-2】 被害想定結果

地震名		①南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震(北側ケース)	②' 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震(南側ケース)
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速		強風	強風	強風
建物全壊棟数	建物総数	916,685棟	916,685棟	916,685棟
	揺れ	107,554棟	466棟	335棟
	液状化	10,642棟	5,339棟	4,442棟
	土砂災害	662棟	170棟	172棟
	津波	27,413棟	0棟	0棟
	火災	97,357棟	53棟	44棟
	合計	243,628棟	6,029棟	4,994棟



屋外転倒・落下物	ブロック塀等	33,868箇所	4,831箇所	1,715箇所
	自動販売機	389箇所	54箇所	5箇所
	屋外落下物	141,651件	235件	39件
死者数	建物倒壊	6,210人	27人	5人
	屋内収容物移動等	うち364人	うち11人	うち2人
	土砂災害	53人	14人	16人
	津波	8,184人	0人	0人
	火災	1,585人	0人	0人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時3人)	0人(冬18時1人)	0人(冬18時0人)
	合計	16,032人	41人	21人
	負傷者数	建物倒壊	46,048人	1,513人
屋内収容物移動等	うち5,584人	うち306人	うち111人	
土砂災害	66人	17人	20人	
津波	412人	0人	0人	
火災	944人	0人	0人	
ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時111人)	0人(冬18時23人)	0人(冬18時6人)	
合計	47,470人	1,531人	544人	
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数	18,516人	138人	11人
避難者数(避難所内外)	1日後	436,750人	10,493人	4,740人
	1週間後	466,888人	18,150人	8,238人
	1ヶ月後	558,902人	13,894人	5,616人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	60,013世帯	1,861世帯	893世帯
エレベーター内閉じ込め	閉じ込め者数	894人	865人	841人
	台数	1,901台	1,816台	1,785台
人工造成地による建物被害	全壊棟数	97棟	1棟	0棟
重要施設	使用可能	869施設	2,188施設	2,608施設
	一部制限	1,014施設	567施設	240施設
	支障有	1,024施設	152施設	59施設
経済被害額	直接被害額	16.15兆円	1.14兆円	0.59兆円
	建物被害額	うち11.13兆円	うち0.54兆円	うち0.26兆円
地震名		③讃岐山脈南縁-石 鎚山脈北縁東部の地 震	④石鎚山脈北縁の地 震	⑤石鎚山脈北縁西部 -伊予灘の地震
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬 18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬 18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬 18時
風速		強風	強風	強風
建物全壊棟数	建物総数	916,685棟	916,685棟	916,685棟
	揺れ	28,851棟	15,926棟	19,571棟
	液状化	4,627棟	3,295棟	6,573棟
	土砂災害	50棟	30棟	296棟
	津波	0棟	0棟	0棟
	火災	23,682棟	19,228棟	35,326棟
	合計	57,210棟	38,478棟	61,766棟
屋外転倒・落下物	ブロック塀等	8,818箇所	6,189箇所	15,923箇所
	自動販売機	96箇所	59箇所	252箇所

	屋外落下物	44,635件	22,749件	18,413件
死者数	建物倒壊	1,618人	930人	1,139人
	屋内収容物移動等	うち113人	うち63人	うち84人
	土砂災害	4人	2人	24人
	津波	0人	0人	0人
	火災	751人	558人	39人
	ブロック塀の倒壊等	0人（冬18時1人）	0人（冬18時1人）	0人（冬18時2人）
	合計	2,374人	1,491人	1,202人
負傷者数	建物倒壊	10,939人	6,492人	15,686人
	屋内収容物移動等	うち1,765人	うち975人	うち1,452人
	土砂災害	5人	3人	30人
	津波	0人	0人	0人
	火災	279人	273人	41人
	ブロック塀の倒壊等	0人（冬18時34人）	0人（冬18時26人）	0人（冬18時65人）
	合計	11,223人	6,705人	15,757人
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数	5,513人	3,136人	3,943人
避難者数（避難所内外）	1日後	4,740人	42,642人	77,155人
	1週間後	8,238人	69,538人	165,917人
	1ヶ月後	5,616人	85,093人	157,962人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	893世帯	9,851世帯	16,835世帯
エレベーター内閉じ込め	閉じ込め者数	841人	778人	873人
	台数	1,785台	1,360台	1,820台
人工造成地による建物被害	全壊棟数	0棟	23棟	17棟
重要施設	使用可能	2,608施設	2,582施設	1,777施設
	一部制限	240施設	206施設	667施設
	支障有	59施設	119施設	463施設
経済被害額	直接被害額	0.59兆円	2.52兆円	5.02兆円
	建物	うち0.26兆円	1.69兆円	うち3.18兆円

【資料編】 3：想定される地震の規模、想定される被害の状況等

### 第3 耐震化の現状

#### 1 住宅

平成15年住宅・土地統計調査によると、居住世帯のある住宅約55万7千戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約25万3千戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、県内の住宅の耐震化の状況は約67.4%と、全国平均（約75%）を下回る水準であった。

また、平成20年住宅・土地統計調査によると、居住世帯のある住宅約57万4千戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約23万9千戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、県内における住宅の耐震化の状況は約71.4%と、全国平均（約79%）を下回る水準であった。

同様に、平成25年住宅土地統計調査によると、居住世帯のある住宅約57万9千戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約21万5千戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、県内における住宅の耐震化率の状況は約75.0%と、全国平均（約82%）を下回る水準であった。

平成30年住宅土地統計調査によると、居住世帯のある住宅約58万1千戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約18万2千戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、県内における住宅の耐震化率の状況は【表3-1】のとおりであり、約81.3%と、全国平均（約87%）を下回る水準となっている。

【表3-1】住宅の耐震化の推計（平成30年度央）

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有 ③			
木造戸建	219,129	142,471	361,600	267,635	74.0%
		48,506			
共同住宅等	180,252	39,548	219,800	204,976	93.3%
		24,723			
合計	399,381	182,019	581,400	472,611	81.3%
		73,229			

#### 2 多数の者が利用する建築物等

平成17年度に実施した建築物の状況調査の結果によると、県内における法第14条第1号及び第2号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物等」という。）の耐震化の状況は、全体の6,685棟のうち昭和56年5月以前に建築されたものは2,969棟あり、そのうち耐震性があるとされるものは325棟と、1割程度に過ぎず、昭和56年6月以降に建築された3,716棟と合わせて、耐震性があるとされるものは4,041棟、耐震化率は60.4%と全国平均（約75%）を下回っていた。

また、平成21年度に実施した建築物の状況調査の結果によると、多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況は、全体の7,058棟のうち昭和56年5月以前に建

築されたものは2,996棟あり、そのうち耐震性があるとされるものは579棟と、2割程度に過ぎず、耐震化率は65.7%と全国平均（約80%）を下回っていた。

同様に、平成27年度に実施した建築物の状況調査の結果によると、多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況は、全体の7,041棟のうち昭和56年5月以前に建築されたものは2,722棟あり、そのうち耐震性があるとされるものは1,011棟と、約4割弱で、耐震化率は75.7%と全国平均（約85%）を下回っていた。

令和2年度末時点における、多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況は【表3-2】及び【表3-3】のとおりであり、全体の7,358棟のうち昭和56年5月以前に建築されたものは2,515棟あり、そのうち耐震性があるとされるものは1,091棟と、平成27年度末時点に比べると、耐震化はある程度進んでいるものの、耐震化率は80.6%に留まっており、県内の法第14条第1号に掲げる多数の者が利用する建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）に限っても、耐震化率は82.4%と、全国平均（約89%）を下回る水準となっている。

【表3-2】多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（令和2年度末）

区分	昭和56年6月以降の建築物棟数 ①	昭和56年5月以前の建築物棟数②		建築物数棟数 ④ (①+②)	耐震性有建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有 ③				
法第14条第1号	4,413	2,254		6,667	5,492	82.4%
		1,079				
法第14条第2号	430	261		691	442	64.0%
		12				
合計	4,843	2,515		7,358	5,934	80.6%
		1,091				

【表3-3】 多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（所有者別）（令和2年度末）

区分	昭和56年6月以降の建築物棟数 ①	昭和56年5月以前の建築物棟数②		建築物棟数 ④ (①+②)	耐震性有建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有 ③				
法第14条第1号(公共)	1,308	1,000		2,308	2,143	92.9%
		835				
法第14条第1号(民間)	3,105	1,254		4,359	3,349	76.8%
		244				
小計	4,413	2,254		6,667	5,492	82.4%
		1,079				
法第14条第2号(公共)	6	1		7	6	85.7%
		0				
法第14条第2号(民間)	424	260		684	436	63.7%
		12				
小計	430	261		691	442	64.0%
		12				
合計	4,843	2,515		7,358	5,934	80.6%
		1,091				

### 3 耐震診断義務付け対象建築物

法第7条に規定にする要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）の耐震化の状況は、【表3-4】のとおりであり、令和2年度末時点の耐震化率は79.5%となっている。

【表3-4】 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状（令和2年度末）

区分	耐震性有 ①	耐震性不十分 ②	建築物棟数 ③ (①+②)	現状の耐震化率 (%) ①/③
耐震診断義務付け対象建築物	171	44	215	79.5%

## 第4 耐震化の目標

### 1 減災対策の効果

減災効果がある防災への取組は多数あるが、愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）では、県内で人的被害が最大となる南海トラフ巨大地震（陸側ケース）を例とし、今後の防災への取組がどの程度の減災効果を及ぼすかを試算している。（想定シーンは、人的被害以外を冬18時強風、人的被害を冬深夜強風）

#### (1)住宅及び建築物の耐震性の強化

県内の住宅の耐震化率は、現状（平成30年度末）で約81.3%となっている。旧耐震基準の住宅及び建築物が、建て替えや耐震化により全て耐震性が強化された場合には、揺れによる全壊棟数は107,554棟から10,831棟に軽減され、約10分の1となる。さらに、耐震化を行えば、住宅及び建築物の倒壊による火気器具・電熱器具からの出火を防ぐことができるほか、倒壊して自力脱出が困難となることや、延焼拡大時に避難路を防ぎ避難を困難となることも防ぐことができることから、倒壊・火災による死者数は7,431人から401人に軽減され、約19分の1となる。

加えて、住宅及び建築物の被害が減ることにより、地震後も自宅に留まることが可能となり、1日後の避難所における避難者も277,786人から173,755人に軽減され、約5分の3となる。

#### (2)家具等の転倒・落下防止対策の強化

全国の家具等の転倒・落下防止対策実施率である約26.2%を基に被害を想定し、この実施率を100%にすることで、死者数は364人から99人に軽減され、約7分の2となる。さらに、屋外に迅速に避難することも可能となることから、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要となる。

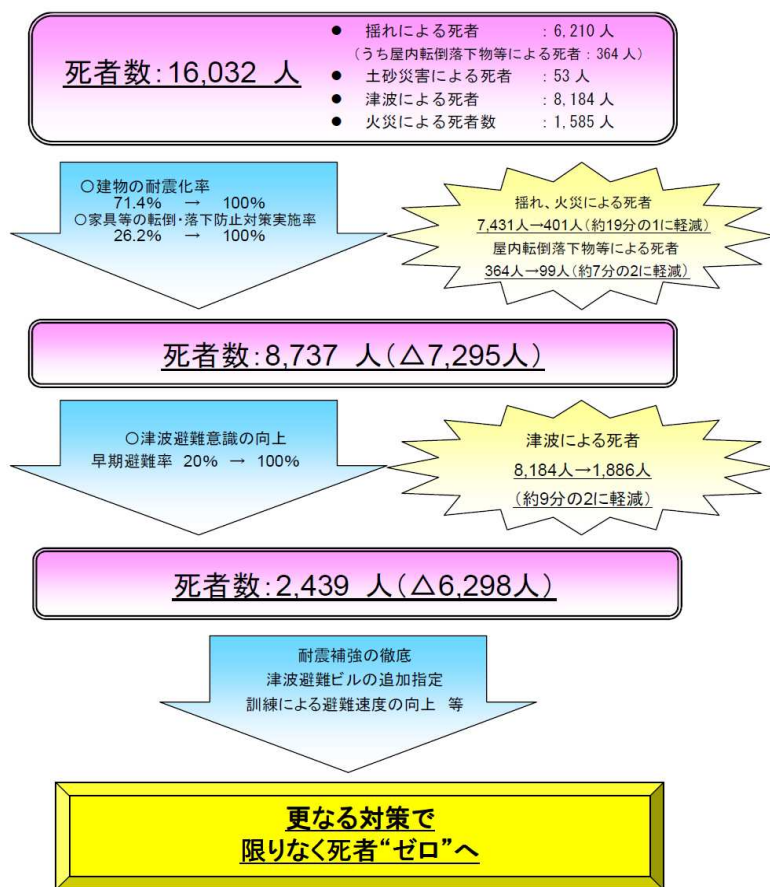
#### (3)津波避難の迅速化

地震発生後、全員が迅速に避難すれば、20%の人が迅速に避難する場合と比較すると、死者数は約9分の2に軽減できる。

#### (4)直接被害額の軽減

住宅及び建築物の耐震化率を100%とすれば、全壊棟数、半壊棟数が軽減することによる直接被害額の軽減の減災効果が及び、直接被害額は16.2兆円から8.1兆円に軽減され、約2分の1となる。

(5)建物耐震化、津波避難意識向上による被害軽減イメージ



【資料編】 4 : 防災・減災の評価

2 目標の設定

南海トラフ巨大地震が発生すれば、これまでに経験したことがない規模の被害を受けることとなるが、耐震化や早期避難等、対策を講じることによって被害は激減することを十分理解し、平時からしっかり備えることが必要である。

また、施設等や経済的な被害については、被害ゼロを目標にすることは現実的でなく、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう各々が対応できることを見極め備えておくことが重要である。

このことから、住宅及び多数の者が利用する建築物、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化における目標は、現在の耐震化の状況を鑑みて【表 3-5】、【表 3-6】、【表 3-7】のとおりとする。

住宅の耐震化率については、将来の既存住宅の滅失及び新規住宅建設の推移や耐震診断結果及び耐震改修実績による既存住宅の耐震性能確保戸数の推計、また、耐震改修実績から推計する今後の施策効果等を踏まえ、現状の耐震化率約81.3%を令和7年度末には90%、令和12年度末には95%とすることを目標とする。(「愛

媛県住生活基本計画」（令和4年3月策定）による）

また、多数の者が利用する建築物については、現状の耐震化率 82.4%を令和7年度末には90%とすることを目標とする。

さらに、耐震診断義務付け対象建築物については、現状の耐震化率 79.5%を令和7年度末には90%とすることを目標とする。

これらの目標の達成には、耐震改修、改築、除却等の方法により耐震化の推進が望まれる。耐震性の無い住宅については各年度7千戸程度、多数の者が利用する建築物については各年度100棟程度、耐震診断義務付け対象建築物については、各年度5棟程度の耐震化を図ることが必要となる。

特に、多数の者が利用する建築物のうち、学校、病院、庁舎等については、地震災害が発生した場合において避難場所になるなど、防災上重要な公共的建築物であるが、現況の耐震化率は【表3-8】1から3のとおりとなっている。また、公営住宅の現況の耐震化率は【表3-8】の4のとおりとなっている。

【表3-5】住宅の耐震化の目標

区分	計画策定時 (H15年度末)	過去の状況 (H25年度末)	現状 (H30年度末)	耐震化の目標 (R7年度末)	耐震化の目標 (R12年度末)
住宅 総数	557,100 戸	579,000 戸	581,400 戸	585,000 戸	587,400 戸
うち耐震性有	375,300 戸 (67.4%)	434,200 戸 (75.0%)	472,611 戸 (81.3%)	526,500 戸 (90.0%)	558,030 戸 (95.0%)
うち耐震性無 (未確認を含む)	181,800 戸 (32.6%)	144,800 戸 (25%)	108,789 戸 (18.7%)	58,500 戸 (10.0%)	29,370 戸 (5.0%)

【表3-6】多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

区分	計画策定時 (H17年度末)	過去の状況 (H27年度末)	現状 (R2年度末)	耐震化の目標 (R7年度末)
法第14条第1号 総数	6,127 棟	6,349 棟	6,667 棟	6,985 棟
うち耐震性有	3,777 棟 (61.6%)	4,900 棟 (77.2%)	5,492 棟 (82.4%)	6,286 棟 (90.0%)
うち耐震性無 (未確認を含む)	2,350 棟 (38.4%)	1,449 棟 (22.8%)	1,175 棟 (17.6%)	699 棟 (10.0%)

【表3-7】耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標

区分	現状 (R2年度末)	耐震化の目標 (R7年度末)
耐震診断義務付け対象建築物 総数	215 棟	215 棟
うち耐震性有	171 棟 (79.5%)	194 棟 (90.0%)
うち耐震性無	44 棟 (20.5%)	21 棟 (10.0%)



【表3-8】 法第14条第1号のうち各用途別公共的建築物の耐震化の現状（棟ベース）

施設名	計画策定時 (H17年度末)	過去の状況 (H27年度末)	現状 (R2年度末)
1 学校	45.2%	88.8%	94.0%
2 病院	60.5%	69.4%	79.1%
3 庁舎、公益上必要な建築物	53.2%	73.5%	82.7%
4 公営住宅	80.1%	91.8%	96.3%

## 第5 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 住宅及び建築物の所有者等、県、市町の役割等

住宅及び建築物の所有者等、県、市町の役割等については、条例に定めるもののほか、次のとおりとする。

#### (1) 住宅及び建築物の所有者等（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）の役割

住宅及び建築物の耐震化は、倒壊した場合にその居住者のみならず周囲の敷地及び沿道にも被害をもたらす危険性を取り除く地域防災対策であり、まずは住宅・建築物の所有者等が、それを自らの問題、地域の問題として認識し取り組む。

#### (2) 県の役割

県は、住宅及び建築物の所有者等の取組みや市町の取組みを支援するため、耐震診断、耐震改修を行いやすい環境整備等を行い、必要に応じ、市町が実施する耐震診断及び耐震改修等に対する補助事業に対して助成を行う。

また県、市町、公益社団法人愛媛県建築士会、一般社団法人愛媛県建築士事務所協会、一般社団法人愛媛県建設業協会、一般社団法人愛媛県中小建築業協会及び株式会社愛媛建築住宅センター（以下「建築関係団体等」という。）で組織する「協議会」において、地震災害に対する予防対策及び応急対策の推進を図る。加えて、県が管理する施設については、県有財産管理推進本部のもと、計画的に耐震化を進め、自ら耐震性の確保に努めることとする。

#### (3) 市町の役割

市町は、住民にもっとも身近な行政主体として、住宅及び建築物の計画的な耐震化を推進するため、市町耐震改修促進計画（以下、「市町計画」という。）に、地域の実情に応じた施策を定めることとし、必要に応じて、耐震診断、耐震改修等に対する助成を行い、耐震化を推進する。

また、自主防災組織や地域住民と連携した取組みの展開が期待される。加えて、市町が管理する施設について、計画的に耐震化を進め、自ら耐震性の確保に努めることとする。

#### (4) 県、市町及び協議会の連携

協議会の構成員である県、市町及び建築関係団体等は、「県計画」の実施にあたっては、連絡調整を図りながら協力して効果的な推進を図るものとする。

## 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

### (1) 住宅の耐震化の促進について

- ・ 市町は、国庫補助事業等を活用して、耐震診断及び耐震改修等に対する助成を行い、住宅の耐震化を推進する。また、県と協力して、別に定める住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（県及び市町共同策定）に基づく取組みを実施する。
- ・ 県は、既存住宅の耐震診断及び耐震改修等の普及を図るため建築関係団体等と協力し毎年講習会を開催し、耐震診断技術者等の育成を図るとともに、県内500事務所程度を目標に、耐震診断事務所の登録を行う。
- ・ 県及び協議会は、市町が「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づく「木造住宅耐震診断事業」及び「愛媛県木造住宅耐震改修マニュアル」に基づく「木造住宅耐震改修事業」等を実施する場合、技術的な支援を行う。
- ・ 協議会は、補助事業を活用して行われた耐震改修等の事例集の作成等を行い、補助事業の利用促進に努めることとする。
- ・ 県は老朽木造住宅に対して、地域材を利用した木造住宅の建設・購入資金に対し利子補給を行い、建替えによる住宅の耐震化を推進する。

【資料編】 5：木造住宅の耐震改修方法について

【資料編】 6：木造住宅の耐震化への支援

#### 【参考】

※木造住宅の耐震化について

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/taishin/taishin.html>

※耐震改修事例集（民間木造住宅耐震化促進事業）

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/taishin/jirei.html>

※地域材利用木造住宅利子補給制度について

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/rishihokyu/rishihokyu.html>

### (2) 建築物の耐震化の促進について

- ・ 法第2条第3項に規定する所管行政庁（以下「所管行政庁」という。）は、法に基づき、所管する特定建築物に対する耐震診断及び耐震改修の現状の把握並びに指導等を行う。
- ・ 県及び市町は、県計画及び市町計画に位置付けられた特定建築物及び避難所等、災害時に重要な機能を果たす建築物、災害時に多数の者に危険が及ぶ

おそれのある建築物について、国庫補助事業等を活用し、耐震化を促進する。

- ・ 市町は、国庫補助事業等を活用して、法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断及び耐震改修等に対して助成を行い、耐震化を推進する。
- ・ 県は、既存建築物の耐震診断及び耐震改修等の普及を図るため建築関係団体等と協力し、講習会を開催するなど、耐震診断技術者等の育成を図る。

#### 【資料編】 7：要緊急安全確認大規模建築物の耐震化への支援

#### 【参考】

※建築物の耐震化について

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/taishin/taishin-top.html>

### 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

#### (1) 愛媛県住宅リフォーム支援事業

県は、金融機関、リフォーム事業者と連携し、県民の円滑な住宅リフォームを支援するため、リフォームかし保険を利用した工事を行う際の資金について、優遇措置を講じる金融機関を紹介する「リフォーム融資紹介事業」及び「リフォーム相談・情報提供サービス」の2つの事業を柱とする「住宅リフォーム支援事業」を実施する。

#### (2) 暮らしと住まいフェア開催事業

県は、安全で快適な生活ができる住まいづくりを進め、良質なストックの形成や良好な住環境の整備を図ることを目的に、住宅に関する情報提供や啓発を内容とした「暮らしと住まいフェア」を開催する。

#### (3) 住まいの地震対策講座・戸別訪問

県は、住宅の地震対策、県民の防災意識向上のために各市町が開催する自主防災研修会や防災フェア、地区公民館等に出向き、過去の地震被害のことや住宅の耐震診断及び耐震補強工事の方法等の住まいの地震対策について講習を実施するとともに、住宅の耐震化を緊急的に促進するため、市町や建築関係団体等と連携し、県内全市町において、戸別訪問を実施し、耐震化の重要性等について直接説明を行う。

#### 【参考】

※愛媛県住宅リフォーム支援事業

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/reform/index.html>

※えひめ暮らしと住まいフェア

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/housing-fair/top.html>

#### 4 要緊急安全確認大規模建築物に関する事項

##### (1) 耐震診断の義務

法附則第3条第1項の規定により、要緊急安全確認大規模建築物の所有者等は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果を平成27年末までに所管行政庁に報告し、耐震診断の結果、耐震性がないとされたものについては、耐震改修を行うように努める必要がある。

##### (2) 耐震診断の結果の公表

所管行政庁は、要緊急安全確認大規模建築物の所有者等から報告を受けた当該建築物の耐震診断の結果について、インターネット等により公表している。

※愛媛県所管分については、平成28年10月31日に愛媛県ホームページで公表を行っている。

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/taishin/kouhyou.html>

※県内の所管行政庁も、それぞれのホームページにて公表している。

#### 5 要安全確認計画記載建築物に関する事項

##### (1) 指定及び耐震診断の義務

愛媛県地域防災計画では、災害対策拠点・交通拠点・災害拠点病院等の災害対応を円滑に実施するための交通輸送路として緊急輸送道路を定めているが、この緊急輸送道路については、発災後、計画的に交通輸送を確保（啓開）するために策定している「愛媛県道路啓開計画」において、連絡する施設の災害対応の重要度に応じて、ステップⅠ・Ⅱ・Ⅲの三段階で啓開する順番を定めている。

上記、道路啓開計画において、早期に啓開される路線に接続する施設は、当然、災害時の支援や救援の指揮系統において重要となる施設であり、交通輸送が確保されたとしても、施設が損傷すれば災害対応に多大な影響を与えることから、地震に対する安全性を確保する必要がある。

このことから、道路啓開計画のステップⅠ及びⅡで啓開される路線で結ばれる次に掲げる用途の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして令第3条に規定する建築物に限るものとし、要緊急安全確認大規模建築物であるものを含むものとする。）を、法第5条第3項第1号に規定する要安全確認計画記載建築物に指定し、その所有者等は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果を平成30年3月31日（要緊急安全確認大規模建築物にあつては、平成27年末）までに所管行政庁に報告しなければならない。ただし、報告期限内に当該建築物の解体が実施された場合等は、その旨を報告することにより、耐震診断結果の報告は不要とする。

また、耐震診断の結果、耐震性がないとされたものについては、耐震改修を

行うように努める。

- 一 県庁舎
- 二 市役所・町役場
- 三 市町総合支所
- 四 国土交通省事務所
- 五 警察庁舎
- 六 消防庁舎
- 七 災害拠点病院

【資料編】 8：要安全確認計画記載建築物一覧

【資料編】 9：愛媛県道路啓開計画

## (2) 耐震診断の結果の公表

所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者から報告を受けた当該建築物の耐震診断の結果について、インターネット等により公表する。

また、県は(1)に掲げる用途の建築物の耐震化の状況について、インターネット等により公表している。

※愛媛県所管分については、平成30年11月30日に愛媛県ホームページで公表を行っている。

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/youanzen-sindankekkka.html>

※県内の所管行政庁も、それぞれのホームページにて公表している。

## 6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

緊急輸送道路は、主要な都市間及び他県と連絡する広域的な幹線道路等である一次緊急輸送道路と一次緊急輸送道路を補完する道路である二次緊急輸送道路に分けられるが、これら一次緊急輸送道路及び二次緊急輸送道路は、沿道の建築物が地震によって倒壊することにより、交通輸送が妨げられ、市町の区域を越える相当多数の者の円滑な避難が困難となること等を防止する必要があることから、法第5条第3項第3号に基づく道路に指定し、沿道建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

また、発災後、早期に啓開すべき路線である愛媛県道路啓開計画のステップⅠ及びⅡ（高速道路を除く。）の路線に接する敷地内にある法14条第1項第1号の特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

【資料編】 10：緊急輸送道路

## 7 地震時の総合的な安全対策に関する事項

### (1) 家具の転倒対策

県及び市町は、タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等、家庭における防災対策に関する知識等を周知、指導する。

(2) 窓ガラス・外壁等落下危険物等の飛散・落下防止

県及び市町は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス・落下危険物等の飛散・落下の危険性のある建築物の所有者等に対し、事故の防止及び安全対策等を周知、指導する。(参考：条例第10条第2項)

(3) ブロック塀の倒壊・自動販売機の転倒防止

地震によりブロック塀が崩壊した場合、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動に支障が出る可能性があることから、県及び市町は、ブロック塀の設置者又は管理者に対し、安全なブロック塀の築造方法、既存ブロック塀の補強方法及びフェンスや生垣への転換等について周知、指導を行うこととし、別に定める災害時の重要な避難路等については、ブロック塀の安全確保を推進することとする。

また、同様に自動販売機についても、安全な設置方法について、周知、指導する。

(参考：条例第10条第3項)

(4) 既設エレベーターの防災対策

地震時における閉じ込めや戸開走行事故に対する既設エレベーターの安全確保を図るため、重点的に取り組む区域として県内全域を指定し、建築基準法第2条に規定する特定行政庁（以下「特定行政庁」という。）は、建築基準法によるエレベーターの定期調査報告の機会等をとらえ、現行基準に適合しないエレベーターが設置された建築物の所有者等に対して、事故のリスク等を周知し、安全性の確保を指導すると共に、地震の初期微動を感知して最寄りの階に停止する装置（P波感知型地震時管制運転装置）の設置、主要機器の耐震補強措置、及び戸開走行保護装置の設置の導入促進に取り組む。

(5) 天井脱落防止対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場などの大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含め、脱落する被害が多くみられたことから、特定行政庁は、建築基準法による定期調査報告等を活用して状況把握に努め、劇場、避難所等震災時の安全確保・機能確保が特に必要な施設等について、天井の脱落防止対策の促進に取り組む。

(6) 屋根ふき材の脱落防止対策

地震時に屋根ふき材が脱落・飛散した場合に、周辺建築物や通行人に被害を及ぼす可能性があることから、基準風速（※）3.4 m/s の地域を重点的に取り組む区域として指定し、県及び市町は、当該地域における屋根ふき材の脱落防止対策を推進することとする。

(※) 平成12年建設省告示第1454号第2に規定する基準風速

## 【参考】

※すまいのしおり

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/shiori/shiori.html>

※自宅の家具転倒防止対策について

<https://www.pref.ehime.jp/h15350/7258/chair/index-chair3.html>

※既設昇降機への安全装置（戸開走行保護装置・地震時管制運転装置）の設置に関するお願いについて

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/syoukouki.html>

## 8 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による住宅・建築物の被害を防止するため、安全な場所への移転や、造成された宅地の崩壊防止対策を推進する。

### (1) がけ地近接等危険住宅移転事業

市町は、危険ながけ付近に建築された住宅の所有者等に対し、「がけ地近接等危険住宅移転事業の周知・啓発を行い、移転等を促進する。

### (2) 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

大規模地震等により宅地が被害を受け、緊急輸送道路を閉塞させるなどの土砂災害を起すおそれが認められる場合は、「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業」の活用を検討する。

## 第6 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

### 1 地震ハザードマップについて

愛媛県では、想定できる地震が発生した場合の人的被害や建物倒壊被害、火災被害などについて予測を行い、地震による地域の危険性を事前に把握するとともに、今後の防災対策の推進に反映させることを目的に、「愛媛県地震被害想定調査」が行われ、想定地震動による想定震度分布図などがインターネットによって公開されている。

なお、市町においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度な地震防災マップの作成に努め、作成した際は、遅滞なく、インターネット等により公開することが望まれる。

## 【参考】

※愛媛県地震被害想定調査結果（第一次報告）（平成25年6月10日）

<https://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei24.html>

※愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）（平成25年12月26日）

<https://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei25.html>

### 2 相談体制の整備及び情報提供について

#### (1) 法の普及・啓発

県及び市町は、建築技術者や建築物の所有者等に対し、法の周知に努めるとともに、既存建築物の耐震診断と改修に関する普及・啓発に努めることとする。

#### (2) 相談窓口の設置

県及び市町は、既存建築物の耐震診断と改修について、県民に正しい情報を提供するため、相談窓口を開設することとする。

### 3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

県は、愛媛県住宅リフォーム支援事業を推進するとともに、暮らしと住まいフェアの開催によるリフォーム相談の機会などを活用し、リフォーム時における耐震改修の誘導に努める。

また、平成12年以前に建築された住宅の中には、筋かいの端部や柱頭、柱脚の固定が不十分な場合があることから、リフォームで壁仕上げをはがすときは、既存の筋かい、柱頭・柱脚の接合部の仕様を確認し、固定が不十分な場合は補強する等、リフォーム時における耐震改修の誘導について、事業者向け講習会、県民向け耐震講座等様々な機会を利用し普及・啓発に努める。

### 4 自主防災組織等との連携

県及び市町は、建築物防災週間等の機会を活用し、自主防災組織や住民等に対する周知、啓発及び連携に努める。

## 第7 所管行政庁による指導、助言及び指示並びに特定行政庁との連携

### 1 耐震改修促進法による指導等について

#### (1) 耐震診断義務付け対象であることの周知

耐震診断義務付け対象建築物については、所管行政庁は、その所有者等に対して、所有又は管理する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図る。

#### (2) 指示対象であることの周知

所管行政庁は、法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）の所有者等に対して、所有又は管理する建築物が指示対象である旨の周知を図る。

#### (3) 指導・助言

所管行政庁は、耐震既存不適格建築物の所有者等に、パンフレットの配布、インターネットによる情報発信等により、耐震診断、耐震改修の必要性に関する啓発を行い、これらの対策を行うよう指導する。



あわせて、対策の実施方法について、相談窓口等で相談に応じる方法で助言を行う。

#### (4) 耐震診断義務付け対象建築物及び指示対象建築物に関する指示

所管行政庁は、耐震診断義務付け対象建築物及び指示対象建築物の所有者等に対し、状況に応じ法第13条第1項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）及び第15条第4項に基づく安全性に関しての報告の請求及び立入検査を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ耐震診断を行うよう指示を行う。

また、耐震診断の結果、十分な耐震性が確保されていない場合については、耐震改修を行うよう指示を行う。

指示の方法は、原則として口頭による耐震診断、耐震改修の実施の指示を行う。これに対し、実施を促しても相当期間協力が得られない場合、実施すべき事項を明示した文書を交付する。

#### (5) 指示に従わない場合の公表

所管行政庁は、耐震診断義務付け対象建築物及び指示対象建築物の所有者等が、耐震診断や耐震改修の実施に関する文書による指示に従わない場合、当該所有者等に対し事情聴取を行う。これにより、正当な理由がないと判断された場合、法第12条第2項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第15条第2項に基づき、指示に従わない旨の公表を行うことを当該所有者等に通知し、公表することが妥当と判断された場合、所管行政庁は、ホームページ等で公表を行う。

この場合の正当な理由とは、除却や用途廃止の計画がある場合や、耐震診断・耐震改修の実実施計画が策定され計画的な実施が見込まれる場合等、やむを得ないと認められる場合とし、当該実施計画等を検討し判断する。

## 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

特定行政庁は、所管行政庁が法第12条第2項及び法第15条第2項に基づく公表を行ったにも関わらず、当該建築物の所有者等が耐震改修等を行わない場合で、かつ建築物の敷地及び構造耐力上主要な部分がそのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合については、建築基準法第10条の規定に基づく勧告及び命令等の措置を行う。

## 第8 その他必要な事項

### 1 市町が定める耐震改修促進計画に関する事項

市町は、法第6条第1項の規定により、市町計画の策定に努めることとなっているが、住宅及び建築物の計画的な耐震化を図る上では、市町計画の策定が必要である。このため県は、市町による市町計画の早期策定を促進するため、助言や

情報提供等の支援を行うこととする。

市町には、平成18年1月25日国土交通省告示第184号「国の基本方針」及び県計画を勘案し、地域固有の状況を配慮し、平成17年3月に中央防災会議において決定された地震防災戦略を踏まえ、下記の内容等を勘案した市町計画を策定することが望まれる。

なお、平成20年4月までに全ての市町で計画が策定されたが、市町は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町計画の見直しを行い、遅滞なく、これを公表する。

- (1) 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化目標の設定
- (2) 地震防災マップの作成
- (3) 自主防災組織等を活用した地域住民との連携による啓発活動等
- (4) 県計画と連携した緊急輸送道路及び市町地域防災計画を踏まえた避難路等の指定

## 2 「被災建築物応急危険度判定」の実施計画

### (1) 目的

地震により多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

### (2) 定義

この実施計画において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

#### ①被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、危険度の判定、表示等を行うことをいう。

#### ②応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

前項の判定業務に従事する者として、各都道府県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱に基づき知事の認定を受けた者をいう。

#### ③応急危険度判定コーディネーター

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関係団体等に属する者をいう。

### (3) 震前対策

- ① 市町は、判定の的確な実施を図るため、実施計画、判定実施本部業務マニュアルにおいて次の事項を定めるものとする。

- (イ) 判定実施の決定
- (ロ) 判定実施本部の設置
- (ハ) 判定の実施に関する県との連絡調整等
- (ニ) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
- (ホ) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等
- (ヘ) 県に対する支援要請に関する事項
- (ト) 判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- (チ) 判定資機材の調達、備蓄
- (リ) その他必要な事項
- ② 県は、市町が地域防災計画を踏まえて震前に計画する判定に関する事項について、必要な助言をすることができる。
- ③ 県は、的確な支援が行えるよう、市町があらかじめ定めた事項について取りまとめておくものとする。
- ④ 県は、建築関係団体と協力して、判定士等の養成を行うものとする。
- ⑤ 県は、市町と協力して、所定の判定用資機材を備蓄するものとする。

#### (4) 判定実施の事前準備

- ① 市町は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、災害対策本部や避難所等の優先的に判定を実施する必要のある施設、区域及び判定対象建築物の基準を整備しておくものとする。
- ② 市町は判定実施本部の体制について、また、県は判定支援本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

#### (5) 判定の実施

- ① 市町は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断した時は判定の実施を決定し、直ちに判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。
- ② 市町は、判定の実施のための支援を県に要請することができる。
- ③ 県は、市町から支援の要請があったときは、判定支援本部を設置し必要な支援を行うものとする。
- ④ 県及び市町は、判定の実施を決定した場合は、建築関係団体等の協力を得て必要な判定士等の速やかな確保に努めるものとする。
- ⑤ 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、当該市町に代わってこれを調達するものとする。

#### (6) 県と市町間の連絡調整等

- ① 市町は、判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに報告するものとする。
- ② 判定実施本部は、県が判定支援本部を設置したときは、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告

するものとする。

(7) 国及び他都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

- ① 県は、県内の地震被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、国土交通大臣及び広域支援本部、他都道府県知事に対し、必要な支援を要請するものとする。
- ② 県は、国土交通大臣及び広域支援本部、他都道府県知事から判定に対する支援要請があった場合は、支障のない限り必要な支援に努めるものとする。

(8) その他

- ① 県及び市町と建築関係団体等は、協議会を通じ情報交換を行い、判定実施に際し円滑な運用が図れるよう努めるものとする。
- ② 県は、この実施計画が市町の実施計画制定等の目安となるよう、常に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- ③ この実施計画の施行に関し必要な事項は、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアル等に定める。

## 第9 実施期間

令和3年度から令和7年度を重点実施期間とし、進捗状況を勘案しながら継続して実施するものとする。

## 第10 計画の見直し

県計画は随時、耐震化の状況や目標、施策などを見直すこととする。また、重点実施期間経過後は、計画の実施状況等に関する評価を行い、必要に応じて見直すこととする。

### 附則

この計画は、平成19年3月27日から施行する。

なお、「愛媛県既存建築物耐震改修促進計画」（平成9年4月1日制定）及び「愛媛県既存建築物耐震改修促進実施計画」（平成9年4月1日制定）については、平成19年3月26日をもって廃止する。

### 附則

この計画は、平成27年3月26日から施行する。

### 附則

この計画は、平成29年4月21日から施行する。

附則

この計画は、平成31年3月22日から施行する。

附則

この計画は、令和2年1月31日から施行する。

附則

この計画は、令和4年3月8日から施行する。

## 12-2 愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱

### 第1 目的

この要綱は、地震による被災建築物の応急の危険度の判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の認定制度を定めることにより、余震等による人的被害の防止を図ることを目的とする。

### 第2 定義

この要綱において「判定士」とは、知事の認定を受け、地方公共団体等の依頼により応急危険度判定を行う者をいう。

### 第3 認定の申請

第2の知事の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第1号）1通に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

ただし、電子情報処理組織（愛媛県の使用に係る電子計算機と当該認定制度要綱に基づく手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下、同じ。）を使用する方法（愛媛県がインターネットの利用その他の方法により公表するものに限る。）により行う場合は、この限りではない。

#### (1) 次のイからハのいずれかに掲げる書類

イ 建築士の免許証の写し

ロ 建築施工管理技士に係る技術検定合格証明書の写し

ハ 実務経験証明書（様式第2号）（第4第1項第1号ハに該当する者に限る。）

#### (2) 愛媛県に在住し、又は在勤していることを証する書類

（住民票、運転免許証の写し又は身分証明証の写し等）

#### (3) 写真2枚（1枚は、申請書に貼付）

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた手続は、愛媛県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に愛媛県に到達したものとみなす。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により手続をする者は、当該手続を書面等（書面、書類、その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により行うときに提出すべきこととされている書面等に記載すべきこととされている事項その他愛媛県が定める事項を、手続をする者の使用に係る電子計算機から入力して、手続を行わなければならない。

#### 第4 判定士の認定の基準等

知事は、申請者が次の各号に掲げる要件のすべてに該当すると認めるときは、これを判定士として認定するものとする。

(1) 次のイからハのいずれかに該当する者又は知事がこれと同等以上の知識及び能力を有すると認める者であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士

ロ 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建築施工管理技術検定に合格した者（2級の種別で躯体、仕上げを除く）

ハ 地方公共団体の職員で、建築に関する実務（令和2年3月1日改正前の建築士法施行規則第10条に規定する実務の経験をいう。）の経験年数が3年以上の者で、所属長が建築士と同等の知識及び技能を有する者と認めた者

(2) 愛媛県内に在住し、又は在勤する者であること。

(3) 知事が指定する地震被災建築物の応急危険度判定講習（以下「指定講習」という。）を修了した者であること。

ただし、他都道府県の被災建築物応急危険度判定士の登録を受けた者については、この限りではない。

2 知事は、前項の規定による判定士としての認定をしたときは、判定士認定台帳（以下「台帳」という。）に登録の上、判定士登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

3 知事は、第1項の認定をしなかったときは、その理由を付して、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

4 第1項による認定の有効期間は、認定の日から5年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、申請により更新することができるものとする。

5 第3の規定は、更新の認定の申請について準用する。この場合において、第3第1号から第3号に掲げる書類については、登録証の添付をもってこれらに代えることができるものとする。

#### 第5 登録証の携帯義務等

判定士は、応急危険度判定の作業中は、常時、登録証を携帯しなければならない。

2 知事は、次の各号に該当すると認めるときは、判定士の申請により登録証の再交付を行うものとする。

(1) 登録証の記載事項に変更が生じたとき。

(2) その他知事がやむを得ないと認めたとき。

3 前項の申請は、登録証再交付申請書（様式第4号）によらなければならない

い。ただし、第3第1項ただし書きの電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、この限りでない。

- 4 第4第4項に規定する認定の有効期間が更新なく経過したとき、又は第7の規定により認定を取り消されたときは、判定士であった者は、その登録証を速やかに知事に返還しなければならない。

## 第6 変更の届出

判定士は、認定申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、申請事項変更届（様式第5号）を知事に届け出なければならない。

ただし、第3第1項ただし書きの電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による届け出があった場合は、台帳の記載事項を修正するものとする。

## 第7 認定の辞退

判定士は、第4第4項の認定を辞退しようとするときは、様式第6号による辞退届に登録証を添付して、速やかに知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、台帳から抹消するものとする。
- 3 第1項の規定による届出がなく、判定士が死亡している事実が判明したときは、第2項の規定によらず台帳から抹消するものとする。

## 第8 認定の取消し

知事は、第2の認定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、その認定を取り消すことができる。この場合、知事は当該認定を取り消した者にその旨を通知するものとする。

- (1) 建築士法に規定する建築士でなくなったとき。
  - (2) 建設業法施行令に規定する建築施工管理技士の合格取消しを受けたとき。
  - (3) その他知事が判定士として不適任と認めたとき。
- 2 前項の規定により、認定の取り消しを行った場合は、台帳から抹消するとともに、登録証を返納させるものとする。

## 第9 関係機関への通知

知事は、台帳の登録を行ったときは、「判定士の招集に関する協定」に基づき、その内容を速やかに関係機関に通知するものとする。

- 2 前項の規定は、台帳の抹消又は変更を行った場合に準用する。



## 第10 その他

この要綱に定めるもののほか、愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月14日から施行する。

2 改正前の愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱（以下「旧要綱」という。）第4第4項の規定により交付されている登録証の認定の有効期間を5年までとしている登録証については、旧要綱の規定にかかわらず、登録証の有効期間を、認定の日から5年を経過した日の属する年度の3月31日までと読み替える。

附 則

この要綱は、平成28年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月23日から施行する。

## 1 2 - 3 全国被災建築物応急危険度判定協議会規約（建築住宅課）

平成8年4月5日設立制定  
平成21年5月20日改訂（い）  
平成24年5月11日改訂（ろ）

### 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、地震による被災建築物の応急危険度判定をより迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の方法、都道府県相互の支援等に関して事前に会員間の調整を行うことにより、応急危険度判定の実施体制の整備を行い、もって地震後の二次災害からの国民の安全確保に寄与することを目的とする。（い）

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 応急危険度判定の方法等の標準化
- 二 応急危険度判定に係る都道府県間の相互支援の体制の整備
- 三 応急危険度判定従事者に対する補償制度の整備
- 四 応急危険度判定の普及及び啓発
- 五 被災建築物の被災度調査の方法の整備
- 六 その他協議会の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会員

（会員の資格）

第4条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同して入会した国、都道府県、特殊法人、公益法人又はこれに類する団体その他応急危険度判定体制の整備のために参画が必要と考えられる法人とする。

（入会）

第5条 協議会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

（負担金）

第6条 会員は、協議会に必要な通信連絡費、会議費等の費用として、別に定める負担金を協議会に納入することとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条における国及び応急危険度判定体制の整備のために本協議会への参画が必要と考えられる団体等は、幹事会の承認を得て負担金を免除することができるものとする。（ろ）

（会員資格の喪失）

第7条 会員は、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 会員である法人が消滅したとき

（退会）

第8条 会員は、幹事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（届出）

第9条 会員は、第5条の入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を協議会に届け出なければならない。

### 第3章 役員

（種別及び定数）

第10条 協議会に、次の役員を置く。

- |     |                         |
|-----|-------------------------|
| 会長  | 1名                      |
| 副会長 | 3名                      |
| 幹事  | 10名以上20名以内（会長及び副会長を含む。） |
| 監事  | 2名                      |

（選任等）

第11条 幹事及び監事は、総会において会員の代表者又は代表者から委任を受けた者のうちから選任する。

2 幹事は、互選により、会長及び副会長を選任する。

3 幹事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第12条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 幹事は、幹事会を組織し、規約及び総会の議決に基づき会務を執行する。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行わなければならない。

(報酬等)

第14条 役員は無給とする。

(補欠選任)

第15条 役員に欠員が生じたときは、第11条の規定に基づき選任するものとする。

(解任)

第16条 役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決を経て、役員を解任することができる。

(顧問)

第17条 協議会に、顧問を置く。

2 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会長に対して意見を述べることができる。

3 顧問は、会員以外の者で建築に関する学識経験を有するもののうちから会長が委嘱する。

## 第4章 会議

(会議)

第18条 会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第19条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後、2ヶ月以内にこれを開催する。

3 臨時総会は、会長若しくは幹事会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき、これを開催する。

(総会の招集及び議長)

第20条 総会は、会長がこれを召集する。

2 総会の召集は、開催の日の10日前までに、日時、場所及びその目的である事項を記載した書面により、会員に通知して行う。

3 総会は、会員数の3分の1以上の出席をもって成立する。

4 総会の議長は、その総会において、出席会員の代表者又はその代理人のうちから選出する。

(総会の議決事項)

第21条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

一 事業計画及び収支予算の決定

二 事業報告及び収支決算の承認

三 規約の変更

四 その他協議会の運営に関する重要な事項

(議決権)

第22条 総会における会員の議決権は、1会員につき1個とする。

2 議決権は、会員の代表者又はその代理人が総会に出席して、これを行使するものとする。

3 欠席会員は、他の出席会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合には当該会員は、出席したものとみなす。

(議決の方法)

第23条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(特別議決)

第24条 次の事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

一 規約の改正

二 協議会の解散

(議事録)

第25条 議長は、総会の議事について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2名以上が、内容を確認の上、押印するものとする。

(幹事会)

第26条 幹事会は、幹事をもって組織し、会長が召集する。

2 幹事会は、この規約に別に定めるもののほか、総会に付議すべき事項、総会の議決した事項の執行に関する事項その他協議会の運営上必要な事項を審議する。

3 監事は、幹事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

4 幹事会の議長は、その幹事会において、出席会員の代表者又はその代理人の中から選出する。

5 幹事会の議長は、幹事会の議事について、議事録を作成しなければならない。

6 第22条及び第23条の規定は、幹事会の議決について準用する。この場合において、これらの規定中、「総会」とあるのは「幹事会」と、「会員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

## 第5章 部会

(部会)

第27条 協議会は、協議会の運営及び事業の遂行のため、部会を置くことができる。

2 部会の設置及び委員等の選任は、幹事会がこれを行う。

3 部会の運営に関して必要な事項は、幹事会の議決を経て、会長がこれを定める。

## 第6章 会計

(事業年度)

第28条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産)

第29条 協議会の財産は、負担金及び雑収入をもって構成する。なお、負担金の額は、総会において別に定める。

2 協議会の財産は、幹事会の定める方法により、会長が管理する。

3 協議会が解散する場合の財産の処分については、総会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第30条 協議会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業報告及び収支決算)

第31条 会長は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

## 第7章 事務局

(事務局)

第32条 協議会に、協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、財団法人日本建築防災協会に置くものとし、協議会はこのための事務局経費を支弁することができるものとする。(い)

## 第8章 雑則

(細則)

第33条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が幹事会の議決を経て、別に定める。

(附則)

1 この会則は、設立総会のあつた日(平成8年4月5日)から施行する。

2 協議会の設立当初において幹事会が発足するまでは、入会申込書を会長に提出することをもって入会したものとみなす。

3 協議会の設立当初の役員は、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会において選任するものとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

4 協議会の設立初年度の事業年度は、第28条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成9年3月31日までとする。

(附則)

1 この規約は、平成21年5月20日から施行する。

(附則)

1 この規約は、平成24年5月11日から施行する。

## 12-4 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（建築住宅課）

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県地域防災計画（昭和38年8月2日策定）に基づく災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、愛媛県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、住宅の建設に関して乙に協力を要請しようとするときは、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を記載した書面により乙に連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話その他の方法によることができる。この場合において、甲は、速やかに、前項の書面を乙に提出しなければならない。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者のあっせんを行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

（費用）

第5条 乙のあっせんを受けた住宅建設業者（以下「業者」という。）が甲の要請に基づき行う住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、検査の上、前項の住宅建設が適正に実施されていることを確認したときは、業者の請求により、速やかに、前項の費用を支払うものとする。

（窓口）

第6条 この協定の実施に関する業務の窓口は、甲においては愛媛県土木部都市局建築住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会業務第一部とする。

（報告）

第7条 乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対して随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第8条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年5月1日

甲 松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県知事 伊賀貞雪

乙 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号  
社団法人 プレハブ建築協会  
会長 石橋 毅一

## 1 2 - 5 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（建築住宅課）

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県地域防災計画（昭和38年8月2日策定）に基づく災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、愛媛県（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、住宅の建設に関して乙に協力を要請しようとするときは、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、書面により乙に連絡するものとする。  
2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話その他の方法によることができる。この場合において、甲は、速やかに、前項の書面を乙に提出しなければならない。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である建設業者（以下「建設業者」という。）の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条 乙の斡旋を受けた建設業者は、甲（甲が住宅建設業務を市町の長に委任した場合は、当該市町の長。以下、次条に同じ。）の指示に従い住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 建設業者が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。  
2 甲は、建設業者の住宅建設完了後に検査をし、適正に実施されていることを確認したときは、建設業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の実施に関する業務の窓口は、甲においては愛媛県土木部都市局建築住宅課とし、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会担当部とする。

（報告）

第8条 乙は、住宅建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、1年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報

告するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第 11 条 この協定は、平成 25 年 2 月 6 日から適用する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

平成 25 年 2 月 6 日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県

知 事 中村 時広

乙 東京都中央区八丁堀三丁目 4 番地 10

京橋北見ビル東館 6 階

一般社団法人全国木造建設事業協会

代表者 理事長 青木 宏之

(注) 同様の協定を以下の 1 団体と締結している。

団体名	協定締結年月日	協定締結者
一般社団法人 日本木造住宅産業協会	平成 31 年 3 月 26 日	会 長 市川 晃

## (趣旨)

第1条 この協定は、災害時における木材の供給に関して、愛媛県（以下「甲」という。）が愛媛県森林組合連合会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

## (対象とする木材)

第2条 この協定において木材とは、災害時において次の用途に使用する木材をいう。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅に使用する木材
- (2) 土木工事用資材として使用する木材
- (3) 被災した住宅や庁舎等の復旧に使用する木材
- (4) その他の木材（原木として加工に供する丸太等）

## (協力要請)

第3条 甲は、災害時における木材の確保を図るため、必要があると判断したときは、乙に対し、指定する者への木材の供給を要請するものとする。

## (協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、所属する組合の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

## (木材供給)

第5条 乙及び乙に所属する組合は、甲の指定する者に木材供給を行うものとする。

## (措置状況の報告)

第6条 乙は、第3条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、措置状況について甲に報告するものとする。

## (費用の負担)

第7条 乙及び乙に所属する組合が甲の要請を受けて行う木材の供給に要した費用（引渡しまでの運賃を含む。）は、木材の供給を受けた者が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生の直前における適正な価格とする。

## (名簿等の提供)

第8条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に所属する組合の名簿を1年に1回甲に提供するものとし、担当者又は組合に異動があったときは、その都度甲に報告



するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成25年2月6日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成25年2月6日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県

知 事

中村 将



乙 愛媛県松山市三番町四丁目4番地1  
愛媛県森林組合連合会

代表理事会長

高山 康



## 12-7 災害時における木材の供給に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害時における木材の供給に関して、愛媛県（以下「甲」という。）が社団法人愛媛県木材協会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (対象とする木材)

第2条 この協定において木材とは、災害時において次の用途に使用する木材をいう。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅に使用する木材
- (2) 土木工事用資材として使用する木材
- (3) 被災した住宅や庁舎等の復旧に使用する木材
- (4) その他の木材（原木として加工に供する丸太等）

### (協力要請)

第3条 甲は、災害時における木材の確保を図るため、必要があると判断したときは、乙に対し、指定する者への木材の供給を要請するものとする。

### (協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、所属する会員の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

### (木材供給)

第5条 乙の会員は、甲の指定する者に木材供給を行うものとする。

### (措置状況の報告)

第6条 乙は、第3条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、措置状況について甲に報告するものとする。

### (費用の負担)

第7条 乙の会員が甲の要請を受けて行う木材の供給に要した費用（引渡しまでの運賃を含む。）は、木材の供給を受けた者が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格とする。

(名簿等の提供)

第8条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙の会員の名簿を1年に1回甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成25年2月6日から適用する。

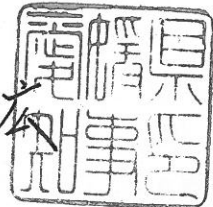
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成25年2月6日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県

知 事

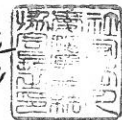
中村 時彦



乙 愛媛県松山市本町七丁目2番地  
社団法人愛媛県木材協会

会 長

井 関 和 彦



## 12-8 災害時におけるテントの供給等に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という）と愛媛レンタルテント協同組合（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）におけるテントの供給、設営、供用及び撤収（以下「テントの供給等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時のテントの供給等に関し、甲が乙に対して協力を要請するときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、テントの供給等の必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、様式1により要請する。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出する。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事由
- （2）テントの供給等を必要とする場所及び期間
- （3）その他参考となる事項

2 市町（独自に乙と協定を締結している市町を除く。）がテントの供給等を必要とするときは、市町の要請に基づき、甲は乙に対し、市町に代わって前項の規定による要請を行うことができる。

3 乙は、甲から前二項の規定に基づく要請があったときは、可能な限り協力し、テントの供給等を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条の規定に基づく要請に対し、速やかに次に掲げる事項を決定し、様式2により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）テントの供給等を行う事業者の名称、担当者の氏名及び連絡先（対応できる事業者がないときはその旨）
- （2）供給するテントの種類及び数量
- （3）テントの設営の完了予定日時
- （4）その他参考となる事項

（実施状況の報告）

第4条 乙は、本協定に基づくテントの設営が完了し、供用を開始できる状態となったとき、及び供用終了後、テントの撤収を完了したときは、甲に対し報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が実施したテントの供給等の費用は、甲又は甲に要請した市町が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な単価により算出した人件費相当額に、燃料費及び食料費の実費相当額を加えた金額を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲に要請した市町から支払うものとする。

（事故発生時の取扱い）

第6条 乙は、テントの供給等の実施に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）

第7条 本協定により業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」

と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、乙又は当該従事者が締結した損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(関係市町との連絡)

第8条 本協定に基づく業務の実施に当たり、関係市町との連絡調整は、原則として甲が実施する。

(担当窓口の報告等)

第9条 甲及び乙は、担当者の氏名、連絡先について、互いに報告を行うものとする。なお、報告内容に異動があった際には、その都度、報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年8月22日

松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 中村 時広

松山市来住町1178番地5

乙 愛媛レンタルテント協同組合

代表理事 宮道 享

様式1（第2条関係）

第 年 月 日  
号

愛媛レンタルテント協同組合  
代表理事 様

愛媛県知事



災害時におけるテントの供給等に係る協力要請について

このことについて、災害時におけるテントの供給等に関する協定第2条の規定に基づき、下記のとおり貴団体による協力を要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する事由

2 テントの供給等を必要とする場所及び期間

場 所	期 間

3 その他参考となる事項

愛媛県知事 様

愛媛レンタルテント協同組合  
代表理事 印

災害時におけるテントの供給等に係る報告について

このことについて、災害時におけるテントの供給等に関する協定第3条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 テントの供給等を行う者の名称等

事業者名称	担当者氏名	連絡先

2 供給するテントの種類及び数量

テントの種類	数量

3 テントの設営の完了予定日時

4 その他参考となる事項

# 12-9 都市公園現況表（都市計画区域）（都市整備課）

（令和3年3月31日）

市町村名	都市計画 区域人口 (千人)	都市計画 区域面積 (ha)	1人当り 公園面積 (㎡/人)	住区基幹公園						都市基幹公園				大規模公園				特殊公園								国営公園		緩衝緑地		都市緑地		都市林		広場公園		緑道		都市公園合計					
				街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園		レクリエーション都市		風致公園		動植物公園		歴史公園		墓園		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
				箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)																				
合計	1,199	132,467.20	12.94	347	74.65	47	62.03	24	128.08	21	430.73	8	157.81	1	78.00	3	218.09	12	205.01	1	8.64	7	20.00	3	21.54	0	0.00	3	9.70	131	133.68	0	0.00	9	2.67	1	1.37	618	1,552.00				
松山市	498	21,447.00	7.90	202	41.86	14	13.55	1	6.97	4	170.85	1	37.86	0	38.76	0	0.00	3	32.73	0	0.00	1	0.48	0	0.00	0	0.00	1	0.40	105	49.73	0	0.00	0	0.00	0	0.00	332	393.19				
今治市	130	14,662.10	13.74	56	12.64	6	7.36	7	32.08	4	74.87	1	7.64	0	0.00	0	0.00	1	4.82	1	8.64	2	8.01	1	12.77	0	0.00	0	0.00	9	8.14	0	0.00	2	1.62	0	0.00	90	178.59				
宇和島市	55	13,900.69	35.55	8	1.87	5	5.62	2	4.90	1	4.33	1	27.94	0	0.00	1	72.02	1	70.35	0	0.00	2	8.51	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	21	195.54				
八幡浜市	27	7,640.00	4.72	1	0.28	1	1.64	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	9.20	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	1.62	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	12.74				
新居浜市	120	10,004.00	11.91	15	4.34	5	6.07	0	0.00	1	10.10	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	76.39	0	0.00	1	0.60	1	5.50	0	0.00	0	0.00	2	39.36	0	0.00	2	0.61	0	0.00	30	142.97				
西条市	106	17,760.00	10.29	24	5.80	6	10.17	3	13.65	2	33.26	2	33.65	0	0.00	0	0.00	1	1.08	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	9.30	5	0.78	0	0.00	0	0.00	1	1.37	46	109.06				
大洲市	32	4,296.00	35.57	1	0.08	2	2.66	3	24.78	1	44.96	1	27.27	0	0.00	0	0.00	1	0.93	0	0.00	1	2.40	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	10.74	0	0.00	0	0.00	0	0.00	11	113.82				
伊予市	27	3,041.00	10.06	3	0.62	0	0.00	1	3.70	1	13.33	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	9.51	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6	27.16				
四国中央市	83	13,612.00	7.03	8	1.31	3	6.78	2	12.68	2	20.42	1	13.45	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	3.27	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	5	0.44	0	0.00	22	58.35		
西予市	24	7,088.00	14.62	1	0.17	2	2.50	2	11.44	2	20.97	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	7	35.08				
東温市	29	2,380.00	12.12	15	2.75	0	0.00	0	0.00	1	14.16	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6	18.23	0	0.00	0	0.00	0	0.00	22	35.14				
久万高原町	4	4,325.31	39.13	0	0.00	0	0.00	1	5.97	1	9.68	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	15.65				
松前町	31	2,041.00	4.67	8	1.95	2	4.24	1	4.40	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	3.90	0	0.00	0	0.00	0	0.00	12	14.49						
砥部町	8	630.00	49.05	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	39.24	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	39.24				
内子町	9	978.00	20.42	4	0.87	0	0.00	1	7.51	0	0.00	1	10.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6	18.38				
鬼北町	5	2,687.00	32.84	0	0.00	1	1.44	0	0.00	1	13.80	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	1.18	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	16.42						
愛南町	11	5,975.10	132.89	1	0.11	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	146.07	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	146.18						



## 12-10 愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

### 愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震災害時における愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の招集に関し、愛媛県（以下「甲」という。）が、愛媛県地域防災計画に基づき、社団法人愛媛県建築士会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「判定士」とは、愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成11年4月1日制定）第2条に定める愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士のうち県及び市町村等の職員を除く民間の判定士をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、判定士を招集する際、乙に協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請を文書で行うものとするが、緊急を要するときは、口頭等により要請することができる。この場合においては、後日、改めて要請文書を乙に送付するものとする。

3 乙は、前項の規定による要請があったときは、乙の会員のうち判定士に該当する者に対して、甲の要請する内容を速やかに伝えるものとする。

(県への報告)

第4条 乙は、要請に応じることが可能な乙の会員の判定士を取りまとめ、速やかに甲に報告するものとする。

(協力のための準備)

第5条 甲は、判定士の登録者名簿を乙に交付するとともに、新規登録、更新又は登録事項の変更があった場合は、遅滞なくその氏名等を乙に通知するものとする。

2 乙は、平常時から、判定士に該当する会員に対して甲の要請内容を円滑に伝達するための連絡系統（以下「連絡網」という。）を整備し、地震災害時に備えるものとする。

3 平常時の準備、及び地震災害時の活動等は、被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき行うものとする。

4 乙は、年度当初に甲に対して連絡網を報告するものとする。

(訓練)

第6条 甲が、訓練のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙はこれに協力するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、協定締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成16年 9月14日

甲 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2  
愛媛県  
愛媛県知事 加戸 守行

乙 愛媛県松山市二番町4丁目1番地5号  
社団法人愛媛県建築士会  
会 長 濱本 貞雄

愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書第7条の規定に基づき  
必要な事項を定める件

平成16年9月14日付けで締結した愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書（以下「協定書」という。）第7条の規定に基づき、愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関し必要な事項として次のことを定める。

第1条 市町の長は、災害対策本部や避難所等の防災対策に必要な施設の判定を行う場合その他緊急を要する場合、甲に代わり、判定士の招集について乙に協力を要請することができる。

第2条 前条の規定により市町の長が乙に協力を要請する場合、協定書第3条及び第4条の規定を準用する。この場合において、協定書第3条及び第4条中「甲」とあるのは、「当該市町の長」と読み替えるものとする。

平成26年10月6日

甲 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2  
愛媛県

知事 中村 時広

乙 愛媛県松山市二番町4丁目1番地5号  
公益社団法人愛媛県建築士会

会長 寺尾 保仁

## 12-11 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、風水害、地震、津波等の災害時における被災した県民の住宅の早期復興を支援するために、愛媛県地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （情報の交換）

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した県民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時的確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

### （住宅相談窓口開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

### （職員の派遣）

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

### （住宅ローン返済中の県民への支援）

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

### （周知）

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の市町の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

(施策実施上の課題等の調整)

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲が施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

(適用等)

第9条 この協定は、平成28年2月29日から適用する。なお、愛媛県知事と住宅金融公庫四国支店長との間で締結した平成16年2月9日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年2月29日

甲 愛媛県  
愛媛県知事 中村 時広

乙 独立行政法人住宅金融支援機構  
理事長 加藤 利男

## 12-12 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定①

愛媛県（以下「甲」という。）及び公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、愛媛県において災害が発生した場合において、甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、賃貸型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

### （協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、賃貸型応急住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲に可能な限り協力するものとする。

### （甲の役割）

第4条 甲は、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 賃貸型応急住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 賃貸型応急住宅の借上げに関すること
- 三 賃貸型応急住宅入居者の入居許可及び退去に関すること
- 四 賃貸型応急住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

### （乙の役割）

第5条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 賃貸型応急住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する賃貸型応急住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

- 二 賃貸型応急住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事
- 三 賃貸型応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- 四 甲からの委託を受けた業務に関する事
- 五 その他関係者との調整に関する事

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

(雑則)

第7条 この協定は、令和2年3月16日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年3月16日

愛媛県松山市一番町四丁目4-2

甲 愛媛県

愛媛県知事

愛媛県松山市平和通六丁目5-1

乙 公益社団法人 愛媛県宅地建物取引業協会

会 長

## 12-12 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定②

愛媛県（以下「甲」という。）及び公益社団法人全日本不動産協会愛媛県本部（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、愛媛県において災害が発生した場合において、甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、賃貸型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

### （協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、賃貸型応急住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲に可能な限り協力するものとする。

### （甲の役割）

第4条 甲は、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 賃貸型応急住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 賃貸型応急住宅の借上げに関すること
- 三 賃貸型応急住宅入居者の入居許可及び退去に関すること
- 四 賃貸型応急住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

### （乙の役割）

第5条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 賃貸型応急住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する賃貸型応急住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

- 二 賃貸型応急住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事
- 三 賃貸型応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- 四 甲からの委託を受けた業務に関する事
- 五 その他関係者との調整に関する事

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

(雑則)

第7条 この協定は、令和2年3月16日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年3月16日

愛媛県松山市一番町四丁目4-2

甲 愛媛県

愛媛県知事

愛媛県松山市小坂二丁目6番34号

乙 公益社団法人 全日本不動産協会愛媛県本部

本部長



## 12-13 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書（防災危機管理課）

（目的）

第1条 愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（支援ステーションの設置）

第2条 甲は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、愛媛県内に所在する乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下併せて「店舗」という。）に対し支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（1）乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（2）乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報等、ラジオ等で知った通行可能な道路等に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。

ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第5条 乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を店舗前面の利用者の見やすい位置に掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定書締結日から1年間とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年10月24日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県  
知 事

東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎イーストタワー  
乙 株式会社ローソン  
代表取締役社長

(注) 1 同様の協定を以下の8社と締結している。

2 (株)オートボックスセブンについては、第3条第1項第2号から第5号を、次のとおりとする。

(2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、ラジオの音声による災害関連情報を提供するとともに、地図等による道路情報及び近隣の避難場所に関する情報を提供すること。

(3) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、一時的に休憩の場を提供すること。

(4) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、充電機の使用による携帯電話の充電を行わせること。

(5) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、使用済みのダンボール等を提供すること。

3 (株)ダスキンの場合は、第2条第1項中「乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗」を、「乙が直営する及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されているミスタードーナツ店舗」と読み替えることとする。

会社名	協定締結年月日
(株)デイリーヤマザキ	平成23年10月24日
ミニストップ(株)	平成23年10月24日
(株)ポプラ	平成23年10月24日
(株)モスフードサービス	平成23年10月24日
(株)吉野家	平成23年10月24日
(株)壺番屋	平成23年10月24日
(株)オートボックスセブン	平成23年10月24日
(株)ダスキン	平成24年11月1日

## 12-14 災害時における被災者への支援活動に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における被災者への支援活動に関する協定を締結する。

### （主旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、災害時に次の事項について、協力を要請することが出来る。

- （1）乙の所有または管理する駐車場を、一時避難場所として被災者に提供すること。
  - （2）乙の店舗において、被災者に対し、水道水（井戸水）、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
  - （3）乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害関連情報を可能な範囲で提供すること。
  - （4）乙の店舗において、被災者に対し、食料・生活物資等を可能な範囲で提供すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

### （要請の方法）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

### （連絡責任者の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、連絡責任者名簿（別紙）により協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

### （費用の負担）

第5条 第2条第1項第4号及び第2条第2項に規定する防災協力の実施に要した費用の負担については、甲及び乙が協議して決定するものとする。物資の価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適法な支払請求書を受領してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。

### （情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

### （協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヵ月前までに、甲及び乙が協議し更新拒絶の意思表示

がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年8月21日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県  
知事 中村時広

広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

乙 イオンリテール株式会社 中四国カンパニー  
支社長 末次綱三

別紙

連絡責任者名簿

平成 年 月 日現在

防災活動協力に関する協定書

【愛媛県】

1 連絡責任者

〒、住所	
部 課 名	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 担当連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
携 帯		
T E L		
E-mail		

【イオンリテール株式会社】

1 連絡責任者

〒、住所	
部 課 名	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 担当連絡先

項 目		
役職・氏名		
携 帯		
T E L		
E-mail		

## 12-15 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（防災危機管理課）

### （目的）

第1条 愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、地震等の発生時（以下「災害時」という。）に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する多数の通勤者、通学者、観光客等のうち、帰宅が困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援する災害時帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置などについて、必要な事項を定めるため、この協定を締結するものとする。

### （対象店舗）

第2条 甲は、乙が、直営店方式又はフランチャイズ方式による年中無休24時間営業のコンビニエンスストアセブン-イレブン店（以下「セブン-イレブン店」という。）を展開し、フランチャイズ方式においては、乙と別途独立した経営主体（以下「オーナー」という。）がセブン-イレブン店を経営していることを理解するものとする。

2 この協定は、愛媛県内における乙の直営店、及びオーナーが経営する店舗のうち支援ステーションの設置に賛同し、第4条各号の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「対象店舗」という。）を対象とするものとする。

### （支援ステーションの設置）

第3条 甲は、災害時に、乙に対し、支援ステーションの設置を依頼することができるものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、オーナーに対し、最大限の努力をもって支援ステーションの設置を推奨するものとする。

3 乙は、セブン-イレブン店ごとの支援ステーションの設置の可否について、甲に情報提供するものとする。

### （支援の内容）

第4条 甲は、乙に対し、災害時に、対象店舗が次の各号に掲げる協力を支援ステーションとして実施することを要請することができるものとする。

(1) 対象店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 対象店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができるものとする。

### （支援の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、前条に規定する支援を実施するものとする。ただし、通信の途絶等の事由により、甲が乙に要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに、対象店舗に対し、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援

を実施することを求めることができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 乙は、対象店舗に対し、住民に対する支援ステーションとしての取組みの周知と防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」(以下「本件ステッカー」という。)の掲出を求めるものとする。

2 甲は、対象店舗へ掲出中の本件ステッカーの劣化等を鑑みて、毎年2月1日までに、本件ステッカーの次年度の更新数を乙に確認し、必要数を提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 本件ステッカーを作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換等)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙いずれかがこの協定を解除しようとするときは、解除しようとする日の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 3月 9日

甲 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

愛媛県知事 中 村 時 広

乙 東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役社長 井 阪 隆 一



## 12-16 防火地域及び準防火地域の決定状況（都市計画課）

### (1) 防火地域決定状況（令和4年3月31日現在）

都市計画区域名	都 市 名	面積 (ha)	当初決定		最終変更	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号
松山広域	松山市	77.7	S27.11.10	建告第1377号	R1.6.24	市告第 276号
今治広域	今治市	7.1	S35.12.9	建告第2604号	S37.8.10	建告第1950号
合 計	2市	84.8				

### (2) 準防火地域決定状況（令和4年3月31日現在）

都市計画区域名	都 市 名	面積 (ha)	当初決定		最終変更	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号
松山広域	松山市	915.8	S24.10.13	建告第 847号	R1.6.24	市告第 276号
	伊予市	5.8	H28.2.29	市告第 29号		
今治広域	今治市	152.0	S24.10.13	建告第 849号	H8.5.31	市告第 91号
新居浜	新居浜市	114.0	S26.5.23	建告第 434号		
西 条	西条市	40.0	S43.10.23	建告第3174号	H21.1.13	市告第 7号
四国中央	四国中央市	70.7	H6.2.1	市告第1号(旧川之江)	H27.7.3	市告第 116号
			H4.4.1	市告第44号(旧伊予三島)		
八幡浜	八幡浜市	52.7	S47.8.1	市告第 33号	S57.2.23	市告第 11号
宇和島	宇和島市	85.0	S24.10.13	建告第 848号	H9.12.24	市告第 46号
合 計	8市	1,436.0				

## 1 2 - 1 7 愛媛県被災宅地危険度判定協議会規約（都市計画課）

（目的）

第1条 本会は、大規模な地震等により被災した宅地の危険度判定を行う被災宅地危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、県と市町相互の連絡・支援体制など被災宅地危険度判定制度を整備することにより、被災時における住民の安全を確保することを目的とする。

（名称）

第2条 本会は、愛媛県被災宅地危険度判定協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（所管事務）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 被災宅地危険度判定の実施に関すること
- (2) 被災宅地危険度判定に使用する資機材の備蓄に関すること
- (3) 被災宅地危険度判定士の養成及び登録への協力に関すること
- (4) 調査、研究及び情報収集に関すること
- (5) 地元住民への周知に関すること
- (6) その他目的達成に必要な事項に関すること

（構成）

第4条 協議会は、愛媛県及び県内の市町で構成する。

2 協議会の委員は、被災宅地危険度判定の担当課長とする。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 会長は、愛媛県土木部道路都市局都市計画課長とし、副会長は、委員の中から会長が選任する。

（総会の招集等）

第6条 総会は委員をもって組織する。

- 2 総会は毎年度1回開催するほか、会長が必要に応じ招集する。
- 3 総会は、書面によって表決する総会とすることができる。
- 4 総会の議長は会長が務める。

（総会の権能）

第7条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約及び要綱の制定並びに改正
- (2) 事業計画
- (3) その他協議会運営に関する重要な事項

（定足数及び議決の方法）

第8条 総会は委員の過半数の出席により成立する。

- 2 総会の議事は出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 書面によって表決する総会においては、表決した委員は、総会に出席したものとみ

なす。

(特別決議)

第9条 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前条第2項の規定にかかわらず、出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(1) 規約及び要綱の制定並びに改正

(2) 協議会の解散

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、愛媛県土木部道路都市局都市計画課に置く。

(負担金)

第12条 委員は、協議会の運営に必要な費用として、別に定める負担金を協議会に納入することとする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成16年2月19日から施行する。
- 2 この規約は、平成16年8月2日から施行する。
- 3 この規約は、平成16年12月8日から施行する。
- 4 この規約は、平成17年4月25日から施行する。
- 5 この規約は、平成17年9月7日から施行する。
- 6 この規約は、平成27年5月14日から施行する。

## 12-18 愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱（都市計画課）

愛媛県被災宅地危険度判定協議会

### （目的）

第1条 この要綱は、市町において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を防止し又は軽減して住民の安全の確保を図ることを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び被災宅地危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 被災宅地危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 宅地判定士 被災宅地危険度判定を実施する者として、愛媛県被災宅地危険度判定士登録要綱に基づき登録した者をいう。

### （事前準備）

第3条 県は、被災宅地危険度判定に関し、県内の市町、関係団体等との調整を行うとともに、国土交通省、他の都道府県等と連携して、被災宅地危険度判定の円滑な実施を支援する体制を整備する。

- 2 市町は、被災宅地危険度判定を円滑に実施することができる体制を整備する。
- 3 県及び市町は、被災宅地危険度判定について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

### （被災宅地危険度判定の責任体制等）

第4条 この要綱による被災宅地危険度判定は、被災した市町が行うものとする。

- 2 宅地判定士の派遣を要請した市町は、当該宅地判定士が実施する被災宅地危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。
- 3 宅地判定士の派遣を要請した市町及び県は、原則として、被災宅地危険度判定の実施に係る経費を負担するものとする。ただし、派遣を要請された市町及び都道府県と十分協議するものとする。

### （被災宅地危険度判定の実施）

第5条 市町は、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると認めるときは被災

宅地危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、宅地判定士の協力のもとに、被災宅地危険度判定を実施する。

2 市町は、被災宅地危険度判定の実施のための支援を県に要請することができる。その場合、県は、宅地判定士に協力を要請する等の措置を講じる。

(被災宅地危険度判定結果の表示等)

第6条 市町は、二次災害を防止し、又は軽減するために、被災宅地危険度判定の結果を当該宅地に表示する等の措置を講じる。

(他の都道府県等に対する支援要請)

第7条 県は、市町から第5条第2項の規定による要請を受けた場合において、必要があると認めるときは、国土交通省、他の都道府県等に対し被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請する。

(資機材の調達及び備蓄)

第8条 県及び市町は、被災宅地危険度判定に必要な資機材の調達及び備蓄に努める。

(他の都道府県に対する支援)

第9条 県は、他の都道府県から被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請された場合には、宅地判定士の派遣等の措置を講じる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は愛媛県被災宅地危険度判定協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月19日から施行する。

この要綱は、平成17年4月25日から施行する。

この要綱は、平成20年4月18日から施行する。

## 12-19 災害時の動物救護活動に関する協定（薬務衛生課）

愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県獣医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における動物の救護活動の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画に基づき、甲が行う動物救護に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 救護活動の対象となる動物は、犬及び猫とする。

2 前項に定めのない動物を救護活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、動物救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに動物救護活動を行うものとする。

3 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行うことができる。

4 乙は、前項の規定により、動物救護活動を行った場合は、このことを甲に報告するものとする。

（協力要請の手続）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動を行う場所
- (3) 活動を行う日時
- (4) その他必要な事項

（動物救護活動の場所）

第5条 乙は、甲もしくは乙が設置する被災動物救護センター、市町が開設する避難所又は甲が適当と認める施設において、動物救護活動を実施するものとする。

（動物救護活動の内容）

第6条 甲が乙に協力を要請する動物救護活動の内容は次のとおりとする。

- (1) 負傷した動物への応急手当に関すること
- (2) 被災動物の一時保管に関すること
- (3) 被災動物にかかる情報提供に関すること
- (4) 動物救護施設の管理運営に関すること
- (5) 施設、設備及び物資の提供その他必要な災害応急業務に関すること

（連絡体制）

第7条 この協定の運用等に関しての連絡窓口は、甲にあつては保健福祉部健康衛生局薬務衛生課、乙にあつては乙の事務局とする。

2 甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。

(動物救護活動の履行)

第8条 甲及び乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

2 甲と乙は活動を円滑かつ効果的に遂行するため、適宜、情報交換を行うものとする。  
(費用負担)

第9条 甲は、可能な限り、乙が動物救護活動のために必要とする用地、施設、設備その他を提供する。

2 乙は、ボランティアの活用、寄附金の利用並びに企業、団体及び個人による寄付物品を用いるなどの方法で、経費を最小限にするよう努めるものとする。

(損害補償)

第10条 甲は、この協定に基づき乙が行った動物救護活動に係わる従事者の損害補償については、乙と協議の上、補償するものとする。

(動物救護活動の停止)

第11条 乙は、救護活動が極めて困難又は不可能と認める場合は、甲に対して救護活動の要請の解除を申し入れることができるものとする。

2 甲は、前項の申し入れがあった場合は、乙と協議の上、救護活動の要請を解除することができるものとする。

(活動の終了)

第12条 甲は、災害が終息し救護活動を継続する必要がないと認められる場合は、乙と協議して、救護活動を終了するものとする。

(協議)

第13条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第14条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月13日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4-2  
愛媛県知事 中村 時広

愛媛県松山市三番町四丁目4-7  
乙 社団法人愛媛県獣医師会  
会長 寺町 光博

## 12-20 災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定書

(建築住宅課)

(趣旨)

第1条 この協定は、愛媛県地域防災計画（昭和38年8月2日策定。以下「県計画」という。）に基づく被災住宅の応急修理等（次条に掲げる災害応急対策業務をいう。以下同じ）に関して、愛媛県（以下「甲」という。）が一般社団法人愛媛県中小建築業協会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定における災害応急対策業務は次に掲げるものとする。

- 一 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定する応急修理
- 二 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第1項第2号に規定する住居等に流入した土石等障害物の除去
- 三 前各号に必要なとなる建築資機材の調達及び建設業者の斡旋
- 四 住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等に関する建築相談

(協力要請)

第3条 甲（災害救助法第13条の規定に基づき、甲が応急修理等を市町の長に委任した場合は、当該市町の長。以下次条から第6条まで同じ。）は、応急修理等に関して乙に協力を要請しようとするときは、住宅の被災状況、応急修理等の実施方針その他必要な事項を書面により乙に連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話その他の方法によることができる。この場合において、甲は、速やかに、前項の書面を乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙及び乙の会員（以下「乙等」という。）は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

(応急修理等)

第5条 乙等は、甲の指示に従い応急修理等を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 乙等が応急修理等（第2条第1項第三号のうち建設業者の斡旋及び同条第四号を除く。）に要した費用（災害救助法施行細則別表1に定める限度額の範囲内に限る。）は、甲が負担するものとし、支払いの方法は甲乙協議によるものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては愛媛県土木部都市局建築住宅課とし、乙においては一般社団法人愛媛県中小建築業協会事務局とする。

(会員名簿等の提供)

第8条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。



(市町長協定との調整)

第9条 乙等が県内市町長と同様の協定を締結している場合は、市町長との協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成27年 5月19日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県

知 事 中 村 時 広

乙 愛媛県松山市勝山町二丁目3番地1  
一般社団法人愛媛県中小建築業協会

会 長 菊 池 完 二

## 12-21 大規模災害時における支援活動に関する協定書（薬務衛生課）

愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛ビルメンテナンス協会（以下「乙」という。）及び愛媛県ビル管理協同組合（以下「丙」という。）は、地震等の大規模災害発生時における避難所等の建物清掃及び消毒等の環境衛生に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県内において地震等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙及び丙に避難所等建築物の清掃及び消毒等の協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、「避難所等建築物」とは、地方公共団体が管理又は指定する災害時の避難所や資機材の備蓄場所など、災害応急上重要な施設をいう。

### （協力の要請）

第3条 甲は、災害時において必要と認めるときは、又は市町（一部事務組合を含む。）から要請があったときは、次の各号の業務（以下「協力業務」という。）について、乙及び丙に協力を要請することができるものとする。

（1）避難所等建築物の環境衛生に関する被害調査及び対処方法の甲に対する報告

（2）避難所等建築物の応急的措置

ア 清掃及び消毒等環境衛生の応急的措置（人員の支援、機材の支援、薬剤の提供等）

イ その他甲が必要と認める業務

2 前項の甲の乙及び丙に対する要請は、避難所等建築物の対処方法等報告要請書（別記様式1）及び避難所等建築物の応急的措置要請書（別記様式2）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又はその他の方法をもって行うこととする。

3 乙及び丙は、この協定に基づく協力業務が円滑に行われるよう、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

4 乙及び丙は、前項に基づく報告の内容に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

- 5 乙及び丙は、第1項の要請があったときは、協力業務に可能な限り協力するものとする。
- 6 乙及び丙は、協力業務を実施したときは、避難所等建築物の対処方法等報告書（別記様式3）及び避難所等建築物の応急的措置完了報告書（別記様式4）により甲に報告するものとする。

#### （費用の負担）

第4条 前条第1項第1号に規定する被害状況及び対処方法の報告に要する費用は、乙及び丙の負担とする。

- 2 前条第1項第2号に規定する応急的措置に要する費用のうち、人件費、旅費交通費及び機材損耗費等業務に伴う諸経費については、無償を基本とする。ただし、乙及び丙の通常の業務を超えた旅費交通費が要する場合は、甲（甲が市町からの要請に基づき乙及び丙に協力を要請したときは市町）と乙及び丙で協議するものとする。
- 3 前条第1項第2号に規定する応急的措置に要する費用のうち、実費相当額（薬剤費、材料費）は、甲（甲が市町からの要請に基づき乙及び丙に協力を要請したときは市町）の負担とする。
- 4 前項の実費相当額は、災害発生直前における通常の単価より算出した額を基準として、甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

#### （第三者に対する損害）

第5条 第3条第1項の業務の処理に関し発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、当該業務を処理する乙及び丙の会員が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、この限りではない。

#### （派遣される社員等の身分）

第6条 派遣される社員等は、乙及び丙の会員からの依頼により、業務に従事するものとする。ただし、愛媛県知事が災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第71条第1項の規定に基づく従事命令を発した場合は、同法の規定に基づくものとする。

#### （有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙いずれ

からも文書による終了の意思表示がないかぎり、その効力を継続する。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結の証とするため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月28日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県

知事 中村 時広

乙 愛媛県松山市本町七丁目2番地

一般社団法人 愛媛ビルメンテナンス協会

会長 武智 健

丙 愛媛県松山市本町七丁目2番地

愛媛県ビル管理協同組合

理事長 八石 昌明

様式1 (第3条第2項関係)

避難所等建築物の対処方法等報告要請書

平成 年 月 日

一般社団法人

愛媛ビルメンテナンス協会

会長

様

愛媛県ビル管理協同組合

理事長

様

愛媛県知事

大規模災害時における支援活動に関する協定第3条第2項の規定に基づき、次の施設について被害状況及び対処方法の報告を要請します。

○ 対象施設

施設名	所在地	連絡先

様式2 (第3条第2項関係)

避難所等建築物の応急的措置要請書

平成 年 月 日

一般社団法人

愛媛ビルメンテナンス協会

会長

様

愛媛県ビル管理協同組合

理事長

様

愛媛県知事

大規模災害時における支援活動に関する協定第3条第2項の規定に基づき、次のとおり応急的措置を要請します。

1 要請内容

(1) 避難所等建築物の施設名及び所在地

(2) 避難所等建築物の規模

(3) 清掃・消毒等の要請日

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(4) 要請人員

名

(5) 機材等の要請

① 自動床洗浄機	台	② ウェットバキューム	台
③ ドライバキューム	台	④ 高圧洗浄機	台
⑤ 消毒用機材		⑥ 清掃道具	式

2 清掃に関する連絡先

3 その他

様式3 (第3条第6項関係)

避難所等建築物の対処方法等報告書

平成 年 月 日

愛媛県知事

様

一般社団法人  
愛媛ビルメンテナンス協会  
会長

〔愛媛県ビル管理協同組合  
理事長〕

大規模災害時における支援活動に関する協定第3条第6項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 施設名

2 被害状況及び対処方法等

場 所	被害状況及び対処方法 (現状、今後の被害拡大の 見通し及び対処方法等)	備 考

3 その他 (添付書類、状況写真等)

様式4（第3条第6項関係）

避難所等建築物の応急的措置完了報告書

平成 年 月 日

愛媛県知事

様

一般社団法人  
愛媛ビルメンテナンス協会

会長

〔愛媛県ビル管理協同組合

理事長〕

大規模災害時における支援活動に関する協定第3条第6項の規定に基づき、次のとおり報告します。

(応急的措置の実施内容)

- 1 避難所等建築物の施設名及び所在地
- 2 清掃・消毒等の実施日
- 3 支援人員
- 4 内容
- 5 その他（添付書類、業務状況写真等）



# 協 定 書

愛 媛 県

一般社団法人愛媛ビルメンテナンス協会

愛 媛 県 ビ ル 管 理 協 同 組 合

## 12-22 災害時等の連携協力に関する協定書（防災危機管理課）

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社愛媛銀行（以下「乙」という。）は、平常時における地域防災力の向上や地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における救援等において、乙が実施する業務の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、平常時における防災意識の普及啓発活動や災害時における被災者への支援及び救助活動等を行うために必要な業務に関し、甲及び乙が連携協力するために必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 乙が甲と連携協力して実施する業務は、次のとおりとする。

- (1) 防災対策サポーター（仮称）等による防災意識の普及啓発活動
- (2) 行員の自主防災組織への加入や防災訓練への参加
- (3) 災害時における情報の共有
- (4) 災害時における被災者への支援
- (5) 災害時における所有施設等の活用
- (6) 災害時における金融活動に関する円滑な対応

（協力の要請等）

第3条 乙は、平常時において、前条第1号及び第2号の業務について甲と連携して取り組むものとする。

- 2 甲は、災害時に必要があると認めたときは、乙に前条第3号から第6号までに規定する業務について協力を要請することができる。
- 3 乙は、前項の要請を受けたときは、当該要請のあった業務について可能な範囲内において協力するものとする。
- 4 前2項の規定は、乙が自主的な判断に基づき協力することを妨げるものではない。

（経費の負担）

第4条 第2条の活動に要する費用は、原則として乙が負担するものとする。ただし、甲が別途負担すると認めたものについては、この限りでない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに甲乙いずれからもこの協定を解除する旨の意思表示がないときは、この協定は、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の条項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年10月21日

愛媛県松山市一番町四丁目4-2  
甲 愛 媛 県

知 事 中村 時広

愛媛県松山市勝山町2丁目1番地  
乙 株式会社 愛媛銀行

頭 取 本田 元広

(注) 同様の協定を以下の2社と締結している。

会社名	協定締結年月日	協定締結者
株式会社伊予銀行	平成27年10月21日	取締役頭取 大塚 岩男
愛媛県信用農業協同組合連合会	平成27年10月21日	代表理事理事長 関谷 幸男

## 12-23 災害時等の連携協力に関する協定書（防災危機管理課）

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛信用金庫（以下「乙」という。）は、平常時における地域防災力の向上や地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における救援等において、乙が実施する業務の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、平常時における防災意識の普及啓発活動や災害時における被災者への支援及び救助活動等を行うために必要な業務に関し、甲及び乙が連携協力するために必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 乙が甲と連携協力して実施する業務は、次のとおりとする。

- (1) 防災対策サポーター（仮称）等による防災意識の普及啓発活動
- (2) 行員の自主防災組織への加入や防災訓練への参加
- (3) 災害時における情報の共有
- (4) 災害時における被災者への支援
- (5) 災害時における所有施設等の活用
- (6) 災害時における金融活動に関する円滑な対応
- (7) その他この協定の趣旨にふさわしい業務

（協力の要請等）

第3条 乙は、平常時において、前条第1号、第2号及び第7号の業務について甲と連携して取り組むものとする。

- 2 甲は、災害時に必要があると認めたときは、乙に前条第3号から第7号までに規定する業務について協力を要請することができる。
- 3 乙は、前項の要請を受けたときは、当該要請のあった業務について可能な範囲内において協力するものとする。
- 4 前2項の規定は、乙が自主的な判断に基づき協力することを妨げるものではない。

（経費の負担）

第4条 第2条の活動に要する費用は、原則として乙が負担するものとする。ただし、甲が別途負担すると認めたものについては、この限りでない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに甲乙いずれからもこの協定を解除する旨の意思表示がないときは、この協定は、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の条項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月22日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 中村 時広

愛媛県松山市二番町四丁目2番地11

乙 愛媛信用金庫

理事長 弓山 慎也

(注) 同様の協定を以下の3金庫と締結している。

会社名	協定締結年月日	協定締結者
宇和島信用金庫	平成29年3月22日	理事長 村尾 明弘
東予信用金庫	平成29年3月22日	理事長 横川 明英
川之江信用金庫	平成29年3月22日	理事長 高原 達也

愛媛県（以下「甲」という。）と西日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）とは、災害発生時における段ボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な段ボール製品の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾等）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、物資供給要請書（別紙1）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たすものを選定する。

- (1) 被災地の最寄りの場所に事業所を有するもの
- (2) 生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの
- (3) 甲の要請に優先的に対応することが可能なもの

3 乙は、前項の条件を満たす組合員を選定し、当該組合員の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- (1) 組合員の名称及び所在地
- (2) 連絡窓口及び連絡方法
- (3) 物資の種類、数量及び提供可能時期
- (4) その他必要な事項

4 乙から前項の連絡を受けた後、甲は、前項の承諾をした乙の組合員（以下「組合員」という。）と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) 段ボール製簡易トイレ
- (5) その他乙の組合員の取扱商品

（物資の引渡し）

第4条 組合員は、甲の指定する場所に物資を搬送し引き渡すものとし、その際に、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。ただし、組合員による被災地への物資の搬送が困難な場合は、状況に応じて、物資の搬送方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

2 組合員は、できる限り物資の組立等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めることとする。

3 組合員は、搬送終了後、速やかに措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

（物資の回収）

第5条 乙は、納品した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

（経費等の負担及び請求等）

第6条 甲の要請により組合員が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という）は、災害時の直近の価格を基準とし、甲及び組合員が協議の上決定するものとする。

2 前項の経費等については、災害対策基本法第91条又は第92条の規定に基づき、相当額を甲が負担する。

- 3 組合員は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。
- 4 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、30日以内に支払いを行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、連絡担当者届(別紙3)により相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも、同様とする。

(情報の共有等)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の生産能力及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。
- 3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等についての組合員の理解を深めるよう努力するものとする。

(災害時に備えた訓練への協力)

第9条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、甲又は乙が別に締結し、又は既に締結している協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度関係者で協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成29年5月11日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県知事 中村 時広

乙 大阪市中央区森之宮中央1丁目16番16号  
西日本段ボール工業組合

理事長 大坪 清

別紙1 物資供給要請書（第2条関係）

平成 年 月 日  
第 号

西日本段ボール工業組合  
理事長 様

愛媛県知事



災害時における物資の供給等に係る協力要請について

「災害時におけるダンボール製品の調達に関する協定」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第4条第3項に定める措置状況報告書により報告願います。

記

1 災害及び応援を必要とする状況

2 応援を必要とする物資の内容等

要請期間	要請物資	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日			

※注 要請数量は、1日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課

担 当

T E L

F A X

E - m a i l



別紙2 措置状況報告書（第4条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

西日本段ボール工業組合  
理事長 印

「災害時におけるダンボール製品の調達に関する協定」第4条第3項の規定に基づき、当組合の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置の状況

実施年月日	出荷物資	出荷数量	搬入場所

問い合わせ先

担 当

TEL

FAX

E-mail

別紙3 連絡担当者届 (第7条関係)

連 絡 担 当 者 届

【 愛媛県 】

1 連絡担当者

役職・氏名	
電話番号	— —
携帯電話番号	— —
FAX番号	— —

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話番号	— —	— —
携帯電話番号	— —	— —
FAX番号	— —	— —

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：8：30～17：15
- ・休日：土日祝日、年末年始

【 西日本段ボール工業組合 】

1 連絡担当者

役職・氏名	
電話番号	— —
携帯電話番号	— —
FAX番号	— —

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話番号	— —	— —
携帯電話番号	— —	— —
FAX番号	— —	— —

3 勤務時間及び休日

- ①勤務時間：9：00～17：00
- ②休日：土日祝日、盆、年末年始

## 災害時における建築物の汚泥洗浄等応急対策の支援協力に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本塗装工業会愛媛県支部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合における甲が所有する建築物の汚泥等洗浄応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が所有する建築物に被害が発生した場合における応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して支援協力を得るに当たり必要な事項を定め、甲が所有する建築物の早期復旧を図ることを目的とする。

### （支援協力の要請）

第2条 甲は、応急対策業務のために乙の会員の有する技術、労力及び資機材が必要であると認めるときは、乙に対し支援協力を要請することができるものとする。

2 要請は支援要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行い、後日速やかに支援要請書を送付するものとする。

3 乙は前項の要請があったときは、可能な限り協力するものとし、協力する場合は応急対策業務応諾書（様式第2号）を甲に送付するものとする。

### （支援協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、速やかに応急対策業務を実施するものとする。ただし、応急対策業務の実施により発生した廃棄物の処理については、甲の施設管理者が行うものとする。

2 応急対策業務の対象は甲が所有する建築物を原則とするが、甲乙の協議により、市町が所有する建築物を対象とすることを妨げないものとする。

### （甲の責務）

第4条 甲は、乙の支援協力が無償による社会貢献活動であることを理解し、その作業内容に十分配慮しなければならない。

### （乙の責務）

第5条 乙は、甲から支援協力の要請を受けたときは、応急対策業務に当たる会員の編成、現場での作業の遂行について、乙の責任において迅速かつ効果的に実施できるよう努めなければならない。

2 乙及び乙の会員は、支援協力に参加したことをもって、甲に対し、工事の受注を求めてはならない。

(経費の負担)

第6条 乙が実施した応急対策業務に要する費用は、乙が負担するものとする。

(報告)

第7条 乙は応急対策業務を完了した場合は、応急対策業務完了報告書(様式第3号)により速やかに甲に報告する。

(支援協力の連絡体制)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく支援協力の連絡体制を定めるものとする。

2 前項の連絡体制を定めた場合又はそれに変更が生じた場合には、甲及び乙は、連絡責任者届(様式第4号)により速やかに相互に報告するものとする。

(災害情報の提供)

第9条 乙は、応急対策業務実施中に覚知した災害等の情報を積極的に甲に提供する。

(災害補償)

第10条 応急対策業務に従事した者が、当該応急対策業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行う。

(有効期限)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

(雑則)

第12条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

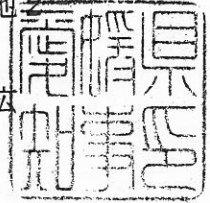
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 31 年 3 月 18 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲 愛媛県  
知事

中村 時 広



愛媛県松山市福音寺町 230 番地

乙 一般社団法人日本塗装工業会愛媛県支部  
支部長

池田 昭 大



(様式第1号)

支 援 要 請 書

年 月 日

一般社団法人日本塗装工業会愛媛県支部長 様

愛媛県知事

災害時における汚泥等洗浄応急対策の協力に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり応急対策業務を要請します。

記

- 1 応急対策業務を必要とする建築物及びその所在地
  - (1) 名称及び施設管理担当者
  - (2) 所在地
  - (3) 連絡先
- 2 被害の状況
- 3 その他

(様式第2号)

応急対策業務応諾書

年 月 日

愛媛県知事 様

一般社団法人日本塗装工業会愛媛県支部長

災害時における汚泥等洗浄応急対策の協力に関する協定書第2条第3項の規定により、下記のとおり応急対策業務を応諾します。

記

1 応急対策業務を必要とする建築物及びその所在地

(1) 名称及び施設管理担当者

(2) 所在地

(3) 連絡先

2 被害の状況

3 その他

(様式第3号)

応急対策業務完了報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

一般社団法人日本塗装工業会愛媛県支部長

災害時における汚泥洗浄等応急対策に関する協定第7条の規定により、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 応急対策業務を実施した建築物及びその所在地

(1) 名称及び施設管理担当者

(2) 所在地

(3) 連絡先

2 現場写真

別添のとおり

3 その他



(様式第4号)

年 月 日現在

連絡責任者届

【 愛 媛 県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 担当連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【 一般社団法人 日本塗装工業会 愛媛県支部 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 担当連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		



## 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、愛媛県において災害が発生した場合において、甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

### （協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲に可能な限り協力するものとする。

### （甲の役割）

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退去に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

### （乙の役割）

第5条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

- 二 応急借上げ住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- 四 甲からの委託を受けた業務に関する事
- 五 その他関係者との調整に関する事

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

(雑則)

第7条 この協定は、平成30年7月20日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年7月20日

甲 愛媛県知事 中村 時広 印

乙 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会  
会長 三好 修 印

大規模災害時における法律相談業務に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛弁護士会（以下「乙」という。）とは、災害時における法律相談業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して要請する法律相談業務に関し、必要な事項を定める。

（協議）

第2条 甲は、災害時における県民の不安解消のため、緊急に法律相談を行う必要が生じたときは乙と協議の上、法律相談会を開催するものとする。

2 諸般の事情から乙において緊急に法律相談を行う必要が生じたと認め、乙から甲に対し、その旨の告知があり、甲がその必要性を認めたときも、前項の例による。

3 法律相談会の開催について県内市町から要請があった場合には、甲、乙及び当該市町で協議し、必要な調整を行うものとする。

（法律相談担当者の連絡）

第3条 乙は、前条記載の協議の結果、法律相談を行う場合には、速やかに法律相談担当者を選出し、甲へ法律相談担当者名簿を提出する。ただし、緊急を要するなど事前に名簿を提出することができない場合は、これを省略することができる。

2 法律相談担当者は、乙の会員弁護士であることを原則とする。ただし、諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合は、乙の会員でない弁護士を派遣することができる。

（報告）

第4条 乙は、実施した法律相談の件数、対象者、相談内容について随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（相談業務に関する調整）

第5条 第2条第1項及び第2項の規定に基づく法律相談会の実施に当たり必要な広報及び会場の確保は、原則として甲において実施する。

2 第2条第3項の協議により、市町において法律相談会を実施する場合においては、必要な広報及び会場の確保は、原則として当該市町に依頼する。

（経費の負担）

第6条 甲と乙は、この協定に基づく法律相談業務について、県民に対して無償で提供することを相互に確認する。

2 甲は、乙に対し、この協定に基づく法律相談業務に要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

(平時における準備)

第7条 甲と乙は、この協定が想定する事態に備え、平時において、情報交換や相談窓口の連絡先等の提供に努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく法律相談業務に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して解決するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申し出がないときは、更に1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年3月14日

甲 愛媛県松山市一番町4丁目4-2  
愛媛県  
知事 中村 時 広

乙 愛媛県松山市三番町4丁目8-8 愛媛弁護士会館  
愛媛弁護士会  
会長 高橋 直 人

## 大規模災害時における公共建築物の空調衛生設備の応急対策業務 に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県空調衛生設備業協会（以下「乙」という。）は、大規模な地震・風水害等（以下「大規模災害」という。）が発生した場合の空調衛生設備の応急対策に関する業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲の管理する建築物（以下「公共建築物」という。）における大規模災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

ただし、甲乙の協議により、市町が管理する建築物を対象とすることは妨げないものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時に、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

### （応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共建築物の設備の被害情報の収集及び甲に対する報告
- (2) 設備の破損に対する応急修繕、点検
- (3) 応急復旧に係る調査及び設計
- (4) 応急対策に必要な資材及び機材の提供
- (5) その他甲が必要とする業務

### （応急対策業務の指示）

第4条 応急対策業務を施工する者（以下「応急業務施工者」という。）は、甲の指示を受けて業務を行うものとする。

ただし、必要な場合は、応急業務施工者の自主的判断により実施することができるものとする。

### （応急対策業務の報告）

第5条 応急業務施工者が応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務内容等を記載した報告書を甲に提出するものとする。

### （費用の負担）

第6条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した費用のうち、第2号から第5号に

係るものについては原則甲が負担するものとし、第1号に係るものについて甲は負担しないものとする。

(補償)

第7条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）」を適用する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合

2 第3条に規定する応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は応急業務施工者の資機材等に損害が生じた場合は、応急業務施工者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について双方協議するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和元年12月12日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
甲 愛 媛 県  
知 事 中 村 時 広

愛媛県松山市宮田町188番地8  
乙 一般社団法人愛媛県空調衛生設備業協会  
会 長 土 居 仁



## 災害時における協力体制に関する協定書

愛媛県(以下「甲」という。)、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会(以下「乙」という。)及び公益社団法人日本青年会議所四国地区愛媛ブロック協議会(以下「丙」という。)は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、愛媛県内における災害時において、効果的な災害ボランティア活動支援等を行うため、相互に連携・協力する際に必要な事項を定めるものとする。

### (協力要請)

第2条 甲及び乙は、災害時において、次条に掲げる支援の必要があるときは、丙に対し、協力を要請することができる。

2 丙は、前項の規定による甲及び乙からの要請にできる限り応じるよう努めるものとする。

### (支援の内容)

第3条 甲及び乙が丙に協力を要請する支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災市町の社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターの活動に対する人的・物的支援
- (2) 乙が行う被災市町の災害ボランティアセンターの後方支援活動に対する人的・物的支援
- (3) 甲及び乙並びに被災市町が設置する災害救援ボランティア支援本部の活動に対する人的・物的支援(情報共有会議への参画を含む。)
- (4) 災害ボランティア活動のための資機材等の調達、仕分け及び搬送
- (5) 被災状況や災害ボランティア活動支援に関する情報等の収集及び提供又は発信
- (6) 甲が実施する被災市町の被災者支援活動に対する後方支援に係る人的・物的支援(避難所等への支援物資の提供等を含む。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙が必要と認めた活動

### (協力体制の整備)

第4条 丙は、前条の支援を円滑かつ実効的に行うため、平常時から次の事項に努めるものとする。

- (1) 青年会議所の全国ネットワーク等を活用した円滑で迅速な被災地支援体制の整備
- (2) 各青年会議所の会員又は関係機関の従業員等の消防団、自主防災組織への加入促進
- (3) 災害時等に備えた各青年会議所の会員間の緊急連絡体制の整備
- (4) 各青年会議所の会員及び関係機関に対する本協定の普及及び啓発

### (情報の提供)

第5条 甲及び乙は、被災地支援活動に必要な情報を丙に提供するものとする。

(情報の交換等)

第6条 甲、乙及び丙は、災害時における活動が円滑に遂行できるよう、平常時から必要に応じて情報の交換、会議、研修等の開催を行うものとする。

(経費の負担)

第7条 本協定により丙が実施する活動に係る費用は、原則として丙の負担とする。ただし、活動に係る費用が特段必要な場合には、丙の要望により、甲、乙及び丙間で費用割合について誠実に協議するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲、乙及び丙は、災害時において、本協定が円滑に活用されるよう、連絡責任者を定め、連絡先を相手方に連絡するものとするとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

(協議)

第9条 本協定の実施に関し疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、その都度甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間が満了する30日前までに甲、乙及び丙いずれからも特段の意思表示がないときは、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年12月27日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県知事 中村 時広

乙 愛媛県松山市持田町三丁目8番15号  
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会  
会長 河田 正道

丙 愛媛県松山市大手町二丁目5の7 松山商工会館  
公益社団法人日本青年会議所  
四国地区 愛媛ブロック協議会  
会長 野口 和範

### 1 3 - 1 災害救助法の適用について（保健福祉課）

一定規模以上の災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的に、災害救助法の適用をすることができる。

災害救助法が適用されると、救助に要する費用は、国及び県が支弁する。

災害救助法の概要は次のとおりである。

#### 災害救助法の概要

##### 1 実施体制

災害救助法による救助は、県知事が行い、市町村長が補助する。（事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。）

##### 2 適用基準

###### 【災害が発生するおそれがある場合の適用基準】

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、その所管区域の都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村の区域を単位に実施される。

###### 【災害が発生した場合の適用基準】

災害救助法による救助は、市町村の区域を単位に、原則として同一の原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ現に救助を要する状態にあるときに実施される。

##### (1) 住家等への被害が生じた場合

① 住家が滅失した世帯数が、当該市町村の区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること。

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 //
15,000 //	30,000 //	50 //
30,000 //	50,000 //	60 //
50,000 //	100,000 //	80 //
100,000 //	300,000 //	100 //
300,000 //		150 //

- ② 愛媛県の区域内で住家が滅失した世帯数が、1,500世帯以上であって当該市町村の区域内の住家が滅失した世帯数が次の世帯数の数以上であること。

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

- ③ 住家の滅失した世帯の数か県内合計で7,000世帯以上であって、当該市町村において多数の住家が滅失した場合であること。  
 ④ 当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。

※内閣府令に定める特別の事情  
 被災者に対する食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当すること。

※内閣府令で定める基準

- ① 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。  
 ② 被災者に対する食品の給与等に特殊の給与方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

3 救助の種類及び期間等

(1) 救助の種類

- ①避難所及び応急仮設住宅の  
 供与  
 ②炊き出しその他による食品  
 の給与及び飲料水の供給  
 ③被災した住宅の応急修理  
 ④学用品の給与  
 ⑤埋葬  
 ⑥死体の捜索及び処理

- ③被服、寝具その他生活必需品 ⑩住居又はその周辺の障害物の  
 給与又は貸与 ⑩の除去
- ④医療及び助産
- ⑤被災者の救出

※災害が発生するおそれがある段階においては、避難所の供与のみ

(2) 救助の程度、期間等

内閣総理大臣が定める基準により、県知事が定める。

4 強制権の発動

迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

5 経費の支弁及び国庫負担

都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

国庫負担：費用が100万円以上の場合、その額の都道府県の普通  
 税収入見込額の割合に応じ、国が負担

- ・ 普通税収入見込額の2/100以下の部分 50/100
- ・        "        2/100をこえ4/100以下の部分 80/100
- ・        "        4/100をこえる部分 90/100

### 13-2市町別災害救助法適用基準表（保健福祉課）

（人口は令和2年10月1日の国勢調査による確定数である。）

市町村名	人口	1号適用 世帯数	2号適用 世帯数	市町村名	人口	1号適用 世帯数	2号適用 世帯数
松山市	511,569	150	75	東温市	33,917	60	30
今治市	151,756	100	50	上島町	6,510	40	20
宇和島市	70,820	80	40	久万高原町	7,413	40	20
八幡浜市	31,995	60	30	松前町	29,646	50	25
新居浜市	116,005	100	50	砥部町	20,491	50	25
西条市	104,879	100	50	内子町	15,333	50	25
大洲市	40,566	60	30	伊方町	8,401	40	20
伊予市	35,161	60	30	松野町	3,681	30	15
四国中央市	82,849	80	40	鬼北町	9,685	40	20
西予市	35,411	60	30	愛南町	19,606	50	25

（注） 住家の滅失についての換算率

全壊、流失、全焼・・・1、 半壊、半焼・・・1/2、 床上浸水・・・1/3

災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条）

災害救助法による救助は、市町村の区域単位を原則として同一原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を求める状態にあるとき行われる。

○1号適用

住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、上表の世帯数以上であること。

○2号適用

住家の滅失した世帯の数が県内合計1,500世帯以上であって、当該市町村において上表の世帯数以上であること。

### 13-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について（保健福祉課）

令和3年10月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (災害救助法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合当においては、避難所に避難しているものの健康上の配慮当により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
避難所の設置 (災害救助法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害救助法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、災害救助法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議の上、特別基準を設定する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 最高2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借り上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 災害により現に炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全全壊 全流焼 全失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半半壊 半床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600		
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 ① ②以外の世帯 1世帯当たり 595,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり 300,000円以内	災害発生の日から 3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)						



救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による学用品の喪失又は損傷等により使用することができず、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり4,500円 中学校生徒 1人当たり4,800円 高等学校生徒 1人当たり5,200円	災害発生日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生日から10日以内	災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、縫合、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検 救護班以外は慣行料金案の額以内	災害発生日から10日以内	1 検察は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（災害救助法第4条第1項）	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（災害救助法第4条第2項）	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実 費 弁 償	1 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	1 人1日当たり 医師、歯科医師 22,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、 臨床検査技師、臨床工学技士、 歯科衛生士 15,600円以内 保健師、助産師、看護師、 准看護師 15,700円以内 救急救命士 13,700円以内 土木技術、建築技術者 15,300円以内 大工 21,200円以内 左官 21,800円以内 とび職 21,600円以内 業者のその地域における慣 行料金による支出実績に手数料 としてその100分の3の 額を加算した額以内とすること。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

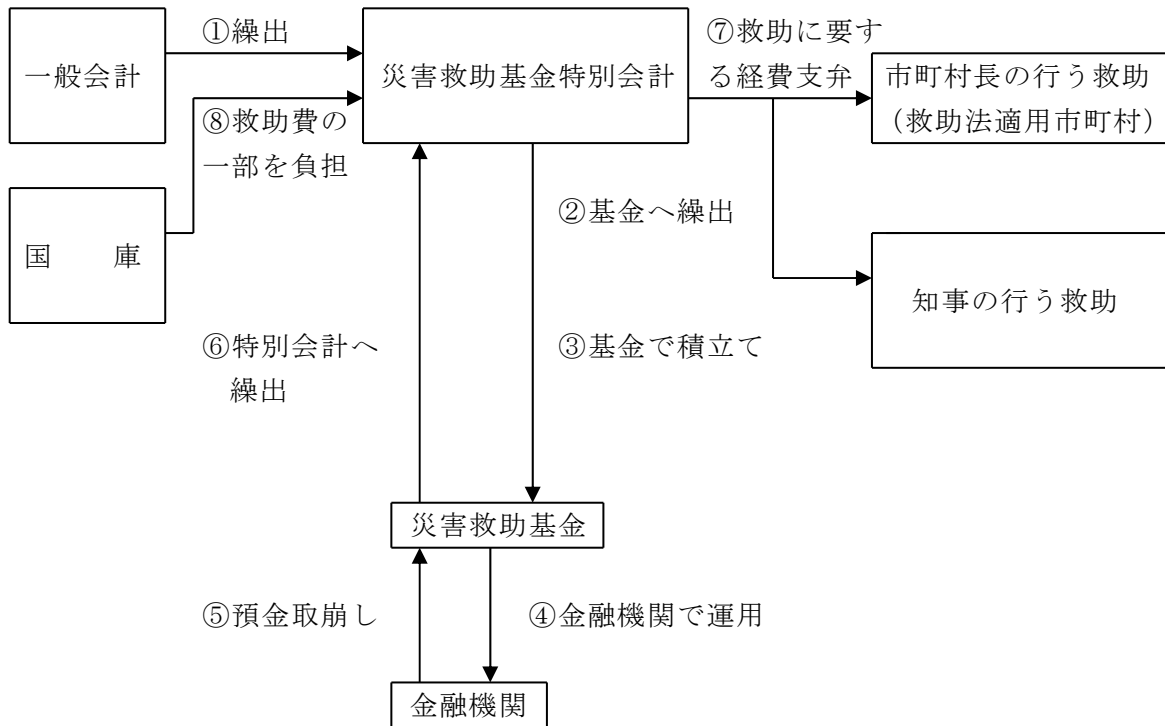
※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、愛媛県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

### 13-4 災害救助基金の概要（保健福祉課）

県は、災害救助法の規定に基づき、救助に要する費用等の支弁の財源に充てるため、令和4年3月31日現在において、877,687,096円を災害救助基金として積み立てている。

（参考）

#### 災害救助基金事務の流れ



（通常処理）

- ① 一般会計から特別会計へ繰出
- ② 特別会計から基金へ繰出
- ③ 基金で積立て
- ④ 金融機関で運用

（災害発生時）

- ⑤ 預金の取崩し
- ⑥ 基金から特別会計へ繰出
- ⑦ 特別会計から市町村又は県の費用として救助費用を支弁
- ⑧ 国庫が救助費の一部を負担

費用が100万円以上の場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、国が負担		
・ 普通税収入見込額の 2/100 以下の部分		50/100
・ " 2/100 をこえ 4/100 以下の部分		80/100
・ " 4/100 を超える部分		90/100

14-1 毒物劇物製造・輸入・販売・届出事業者（薬務衛生課）

（平成31年4月1日現在）

1 製造業

所轄保健所	製造業者(22)
四国中央保健所	三ツ輪化学工業株式会社 株式会社サガネ物産 四国工場
西条保健所	住友化学株式会社 愛媛工場 新居浜地区 住友化学株式会社 愛媛工場 菊本地区 住友化学株式会社 愛媛工場 大江地区 住友金属鉱山株式会社 東予工場 住友金属鉱山株式会社 東予工場 精銅課 住友金属鉱山株式会社 磯浦工場 住化コベストロウレタン株式会社 新居浜工場 株式会社四国機器サービス 新居浜電子株式会社
今治保健所	太陽石油株式会社 四国事業所 株式会社藤本商店倉庫
中予保健所	株式会社大阪ソーダ 松山工場 サンヨーファイン株式会社 松山工場 コスモ松山石油株式会社 松山工場 村上産業株式会社 大可賀倉庫 株式会社三興化学工業所 光洋通商株式会社 三浦アクアテック株式会社 北条工場 三浦アクアテック株式会社 北条第2工場 株式会社シーズテック

2 輸入業

所轄保健所	輸入業者(2)
四国中央保健所	株式会社猪川商店
西条保健所	日泉化学株式会社

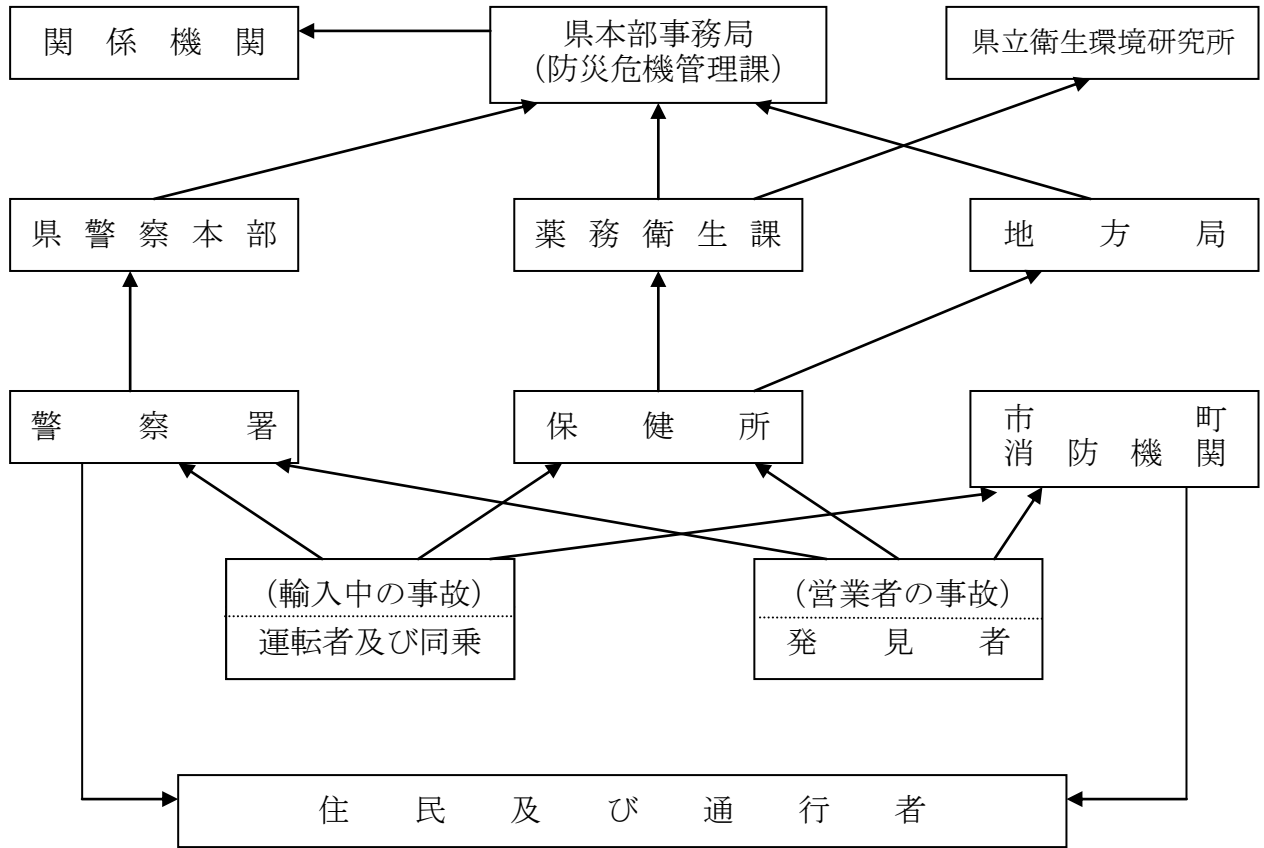
3 販売業

販売業	一般	農業用品目	特定品目	計
登録者	486	301	29	816

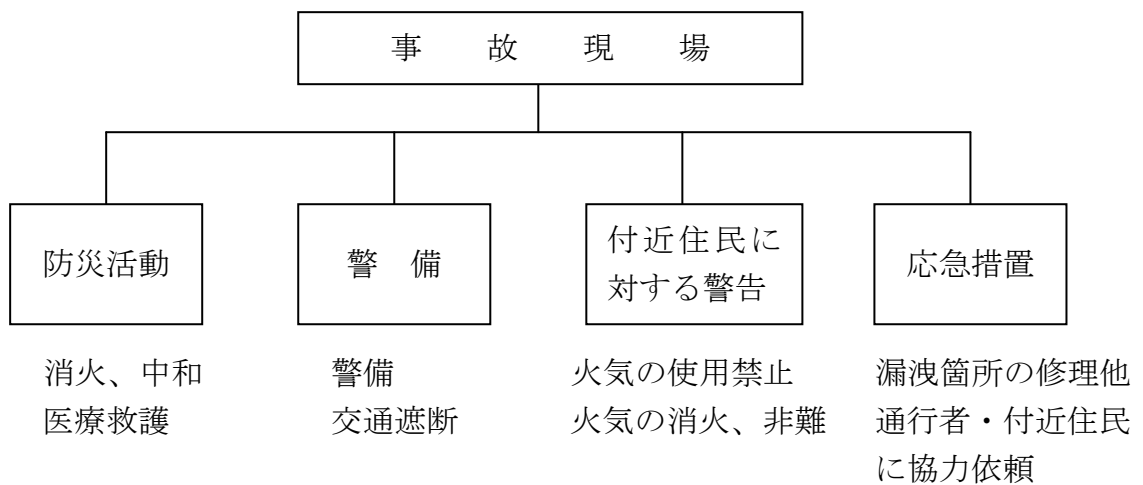
4 届出事業（業務上取扱者）

電気めっき事業	金属熱処理事業	毒物劇物運送事業
7	3	11

14-2 毒物劇物貯蔵施設等の災害時における緊急通報系統図（薬務衛生課）



14-3 毒物劇物の災害時における事故処理要領（薬務衛生課）



# 15-1 松山空港緊急計画

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 「松山空港緊急計画（以下「緊急計画」という。）」は、「国際民間航空条約第14附属書」に規定された国際標準及び勧告方式並びに同書に基づき策定された関係マニュアルに準拠するとともに、「松山空港機能管理規程（セイフティ編）（令和2年9月23日適用）」に基づき定めるものとし、松山空港（以下「空港内」という。）及びその周辺（以下「空港外」という。）において航空機事故が発生した場合に、当該事態の対応にあたり、関係各機関が実施すべき活動内容を定め、迅速かつ適切な対応によりその被害を最小限に留めることを目的とする。

### (適用)

- 第2条 この緊急計画は、第3条の航空機事故が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、空港内及び空港外に所在する関係機関（以下「構成機関」という。）に適用される。ただし、この緊急計画に定める範囲外で航空機事故が発生した場合は、必要に応じて適用することを妨げない。
- 2 構成機関は、別紙1「松山空港緊急計画構成機関一覧表」のとおりとする。
  - 3 この緊急計画で定めた事項は、国土交通省航空局等が定める規定及び愛媛県等地方自治体が定める地域防災計画等並びに関係機関に個別に適用される法令、条例、規程並びに協定等が定める事項と可能な限り整合性を図るものとする。

### (航空機事故の種類)

- 第3条 この緊急計画において対象とする航空機事故の種類は、次のとおりとする。
- (1) 航空機事故（空港内）
  - (2) 航空機事故（空港外：陸上）
  - (3) 航空機事故（空港外：海上）
  - (4) 上記（1）から（3）に準じて対応すべきであると認められる事態

### (用語の定義)

第4条 この緊急計画において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

#### (1) 航空機事故

松山空港に離着陸する航空機が、空港内又は空港外において墜落、衝突

又は飛行中の火災若しくは駐機中の火災により、多数の死傷者が発生する事故をいう。

(2) グリッドマップ

消火救難及び救急医療活動等を迅速かつ適切に実施するため、空港内及び空港外に所在する施設の地理状況を格子（グリッド）状に区分して作成した地図をいう。

この緊急計画においては、国土交通省大阪航空局松山空港事務所（以下「空港事務所」という。）が作成する。

ア 「グリッドマップー松山空港」

滑走路、誘導路、エプロン、貯水槽、旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビル及び消防庁舎並びに緊急ゲート等

イ 「グリッドマップー松山空港周辺」

幹線道路、河川、鉄道、病院、学校、消防署、警察署及び県庁並びに市役所等

(3) 空港内

「グリッドマップー松山空港」において、赤色の実線で標示する制限区域の範囲内及びその直近をいう。

(4) 空港外

「グリッドマップー松山空港周辺」で標示する区域とし、空港内を除く、松山空港の標点から概ね半径9キロメートル圏内の範囲をいう。

(5) 制限区域

「空港管理規則（昭和27年7月3日付運輸省令第44号）第5条」に基づき、国土交通省大阪航空局松山空港事務所長（以下「空港長」という。）が表示する区域をいう。

空港管理規則第5条(制限区域)抜粋

第5条 滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロン、管制塔、格納庫その他空港事務所長が標示する制限区域には、左に掲げる者を除き、立ち入ってはならない。

- 一 その場に立ち入ることについて空港事務所長の承認を受けた者
- 二 航空機に乗降する航空機乗組員及び旅客

(6) 事故応急対策本部

航空機事故が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、初期の対応にあたり、国土交通省航空局の現地対策本部として、空港長が設置する対

策本部をいう。

(7) 合同対策本部

航空機事故の対応にあたり、関係する機関が合同で全ての情報を集約し、消火救難及び救急医療活動、災害派遣要請、航行不能航空機の撤去、事故調査、広報活動及びその他必要と認められる事項について調整を図り、決定するため、空港長が設置する対策本部をいう。

(8) 現地情報収集室

合同対策本部構成機関以外の構成機関が、合同対策本部より必要な情報を収集するため、空港長が設置するものをいう。

(9) 現場合同指揮所

航空機事故の対応にあたり、各構成機関が実施する現場活動を合同で指揮するとともにその状況を集約し、合同対策本部への報告と必要な情報を求めるため、空港長が設置する指揮所をいう。

(10) 緊急ゲート

航空機事故の対応にあたり、各構成機関が制限区域内に立入る場合に使用するゲートをいう。

(11) 陸上交通規制区域

航空機事故が発生した場合に、愛媛県警察が、警戒警備及び治安維持のため、航空機事故発生場所（以下「事故現場」という。）に通じる主要な交差点及び公共用道路（空港管理区域を含む）等の交通を規制する区域をいう。

(12) 海上における船舶交通の制限等

空港外の海上において航空機事故が発生した場合に、海上保安庁第六管区海上保安本部松山海上保安部（以下「松山海上保安部」という。）が、海上における消火救難活動等を円滑に実施するため、事故現場付近を航行する船舶等の交通を制限することをいう。

(13) 現場指揮者

空港内において航空機事故が発生した場合に、空港消防を指揮する者をいう。

(14) 松山空港消火救難隊

空港内において航空機事故が発生した場合に、空港消防及び消防機関等が実施する消火救難及び救急医療活動等を支援するため、空港事務所及び空港関連事業所の職員で編成される組織をいう。

(15) 消火救難活動

航空機事故の対応にあたり、人命救助を目的として実施する消火及び救助活動をいう。

(16) 空港消防



航空法等関係法令に基づき空港に設置する消火救難設備を運用する空港事務所及び空港消防業務請負者が行う消火救難活動並びにその組織の総称をいう。

- (17) DMAT (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム)  
大規模災害時や事故などの被災地に迅速に駆けつけ、急性期(概ね48時間以内)に活動できる機動性を有し、専門的な訓練を受けた医療チームをいう。
- (18) 医療救護班  
愛媛県等地方自治体が定める地域防災計画に基づき、各医療機関等の医師及び看護師等で編成され、空港長又は愛媛県の要請により事故現場に派遣される医療チームをいう。
- (19) 遺体安置場所  
死者が発生した場合に、事故現場又は仮遺体安置場所から遺体を搬送し、医療機関及び愛媛県警察による検視、身元確認及び遺族等への引き渡しを行う施設をいう。
- (20) 仮遺体安置場所  
死者が発生した場合に、遺体安置場所に搬送するまでの間、事故現場付近又は空港内の適した施設に一時的に遺体を安置する場所をいう。
- (21) 医療救護班緊急出動合流地点  
航空機事故が発生した場合に、医療救護班が、警察車両の先導により迅速に事故現場に参集することができるように、前もって指定される合流場所をいう。
- (22) 搭乗者陸揚げ地点  
空港外の海上において航空機事故が発生した場合に、松山海上保安部等によって救助された搭乗者を集結させる場所をいう。

## 第2章 即応体制の整備

### (相互援助協定の締結)

第5条 空港長は、航空機事故が発生した場合に、消火救難及び救急医療活動等を迅速かつ適切に実施するため、前もって、空港内及び空港外を管轄する消防機関の長、医療機関の代表者及び空港内事業所の代表者と相互援助協定を締結する。

【別添1「松山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」】

【別添2「松山空港医療救護活動に関する協定書」】

【別添3「松山空港の消火救難活動に関する協定書」】

### (松山空港消火救難隊の編成及び活動)

第6条 空港事務所及び空港関連事業所は、空港内及び空港外で航空機事故が発生した場合に、消防機関等が実施する消火救難及び救急医療活動を支援するため、松山空港消火救難隊（以下「消火救難隊」という。）を編成する。

2 消火救難隊の活動は、別途定める業務要領に基づくものとする。

【別添4「松山空港消火救難隊業務要領」】

### (通報体制の確立)

第7条 空港長は、航空機事故が発生した場合は、各構成機関へ迅速かつ適切に通報するため、緊急連絡系統図を作成し、各構成機関へ配布する。

2 空港長は、前項にあたり、次の事項に留意し、各構成機関と調整を図るものとする。

- (1) 緊急連絡系統図に記載される各構成機関の連絡先は、土、日曜日及び祝日を問わず常に通報可能なものとし、昼間及び夜間の時間帯ごとに記載する。
- (2) 各構成機関は、連絡先を変更した場合は、空港事務所へ連絡する。
- (3) 空港事務所は、上記(2)について連絡を受けたならば、緊急連絡系統図を修正し、各構成機関へ配布する。
- (4) 各構成機関は、緊急連絡系統図に明記する連絡先について、可能な限り「災害時優先電話」とするなど、災害時に通報が可能な体制を構築できるように努めるものとする。

3 空港長は、空港内及び空港外において航空機事故が発生するおそれがある場合は、必要に応じて、以下の構成機関に対し、出動要請又は事前の通報として情報提供を実施する。

(1) 出動要請又は情報提供

- ア 松山市消防局（以下「松山消防」という。）
- イ 伊予消防等事務組合消防本部（以下「伊予消防」という。）
- ウ 愛媛県警察

(2) 情報提供

- ア 愛媛県（防災危機管理課・消防防災安全課・医療対策課）
- イ 松山海上保安部
- ウ 防衛省陸上自衛隊第14旅団中部方面特科隊（以下「中部方面特科隊」という。）

※空港内又は空港外の陸上において航空機事故が発生するおそれがある場合に限る。

- エ 防衛省海上自衛隊呉地方総監部（以下「呉地方総監部」という。）

※空港外の海上において航空機事故が発生するおそれがある場合に限る。

- オ その他必要と認められた構成機関

4 前項にあたり、空港事務所より情報提供を受けた構成機関は、必要に応じて、出動できる体制を執るものとする。

【別添5「松山空港緊急連絡系統図」】

【別添6「松山空港事務所と愛媛県警察との直通電話の運用に関する申し合わせ」】

【別添7「松山空港事務所と松山市消防局との直通電話運用に関する申し合わせ」】

（空港内及び空港外のグリッドマップ）

第8条 空港長は、航空機事故の発生に備え、消火救難及び救急医療活動等を迅速かつ適切に実施するため、グリッドマップを作成し、各構成機関に配布する。

【別図1「グリッドマップー松山空港」】

【別図2「グリッドマップー松山空港周辺」】

（訓練の実施及び評価）

第9条 空港事務所は、各構成機関と連携し、空港内又は空港外において航空機事故が発生した場合を想定し、次の訓練を計画し実施する。

(1) 図上訓練

空港事務所及び各構成機関が実施すべき活動について、机上で訓練する。

図上訓練は、少なくとも半年ごとに一度実施する。

(2) 総合訓練

主として、空港内において航空機事故が発生した場合を想定し、緊急通

報、消火救難及び救急医療活動並びに後方搬送に至る一連の活動を総合的に訓練する。

総合訓練は、原則として、隔年ごとに一度実施する。ただし、総合訓練を実施しなかった場合は、翌年に実施するものとする。

(3) 部分訓練

総合訓練実施後、課題とされた事項の解消を図るため、必要と認められる事項について、部分的に訓練する。

部分訓練は、総合訓練を実施した年の翌年に実施する。

2 前項に掲げる訓練の項目は次のとおりとし、図上訓練及び部分訓練の実施にあたっては、一部を抜粋して実施する。

(1) 現場実働訓練

- ア 初動出動訓練（空港消防・消火救難隊・各構成機関）
- イ 事故現場への誘導訓練
- ウ 消火救難活動訓練
- エ 自力脱出者避難誘導訓練
- オ 担架搬送訓練
- カ 応急救護所等設営訓練
- キ トリアージ（負傷者選別）訓練
- ク 応急救護訓練
- ケ 後方搬送訓練（救急車両等・ヘリコプター）
- コ 事故現場付近の警戒・警備訓練
- サ 現場合同指揮所設置・参集・運用訓練
- シ 搭乗者陸揚げ訓練

(2) 対策本部運用訓練

- ア 事故応急対策本部参集・設置訓練
- イ 合同対策本部参集・設置訓練
- ウ 現地連絡調整室参集・設置訓練
- エ 合同対策本部等運用訓練

3 空港事務所及び各構成機関は、前項に基づき実施した訓練について、「松山空港緊急時対応計画検討委員会」において評価する。

(消火救難体制等の情報共有)

第 10 条 空港長は、空港内及び空港外の消火救難体制を把握し、情報の共有を図るものとする。

2 空港長は、空港外に所在する後方医療機関の体制を把握し、情報の共有を図るものとする。

### 第3章 航空機事故の対応

(事故応急対策本部の設置及び運用)

第11条 空港長は、航空機事故が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、空港事務所危機管理室に事故応急対策本部を設置する。

事故応急対策本部の構成は、別途定める空港事務所の規定に基づくものとする。

2 事故応急対策本部及び第12条に定める合同対策本部の本部長は、空港長とする。ただし、空港長が不在又はその職務に支障がある場合は、代行者がその職務を行う。代行者は、空港事務所の職員とし、以下に掲げる者とする。

- 第1順位 総務課長
- 第2順位 前任航空管制運航情報官
- 第3順位 前任航空管制技術官
- 第4順位 前任航空管制官
- 第5順位 環境・地域振興課長
- 第6順位 前任施設運用管理官

3 前項にあたり、代行者が不在又はその職務に支障がある場合は、その他の空港事務所職員が一時的にその職務を代行する。

(合同対策本部の設置及び運用)

第12条 空港長は、事故応急対策本部を設置後、空港事務所危機管理室に合同対策本部を設置し、事故応急対策本部の運用について、合同対策本部へ移行する。

合同対策本部及び第13条に定める現地情報収集室並びに第14条に定める現場合同指揮所の構成は、別途定めるものとする。

(現場情報収集室の設置及び運用)

第13条 空港長は、航空機事故が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、空港事務所会議室に現地収集室を設置し、空港事務所職員を派遣する。

各構成機関は、必要に応じて、現地情報収集室を派遣して、情報収集にあたらせるものとする。

(現場合同指揮所の設置及び運用)

第14条 空港長は、空港内において航空機事故が発生した場合は、現場指揮者に対し、現場合同指揮所の設置及び運用を指示する。

この緊急計画においては、現場指揮者は、空港事務所主任保安専門官とし、主任保安専門官が不在又は職務に支障がある場合は、保安専門官がその職務を代行する。

(消火救難活動等の指揮)

第 15 条 現場指揮者は、空港内において航空機事故が発生した場合は、初期段階における消火救難活動等を指揮するとともに、事故現場付近に現場合同指揮所を設置する。

2 現場指揮者は、現場合同指揮所を設置後、松山消防の現場最高責任者へ指揮権を移譲するとともに、現場活動における構成機関間の総合調整、合同指揮及び情報集約を図るものとする。

3 空港外の陸上において航空機事故が発生した場合は、当該事故現場を管轄する消防機関が、消火救難活動等を指揮するものとする。

4 空港外の海上において航空機事故が発生した場合は、松山海上保安部が中心となって消火救難活動等を実施し、搭乗者陸揚げ地点等における救急医療活動については、松山消防が指揮するものとする。

(空港事務所職員の現地派遣)

第 16 条 空港長は、空港外の陸上において航空機事故が発生した場合は、情報収集及び連絡調整を図るため、可能な限り、事故現場に空港事務所職員を派遣する。

2 空港長は、空港外の海上において航空機事故が発生した場合は、情報収集及び連絡調整を図るため、可能な限り、松山海上保安部又は搭乗者陸揚げ地点に空港事務所職員を派遣する。

(通信手段の確保)

第 17 条 空港長は、第 11 条から第 13 条に定める対策本部等の設置及び運用にあたり、前もって、通信手段の確保に努める。

2 通信事業者は、空港内及び空港外において航空機事故が発生した場合は、可能な限り、速やかに事故現場に参集し、通信機器の設置に努めるものとする。

(情報管理)

第 18 条 空港事務所及び各構成機関は、航空機事故の対応にあたり、第 11 条から第 16 条に定めるところにより収集した情報について、情報の錯綜又は不足により消火救難及び救急医療活動等に支障を及ぼすことがないように、迅速かつ適切な情報の集約及び共有に努めるものとする。

(松山空港制限区域内への立入り制限)

第 19 条 空港長は、空港内及び空港外において航空機事故が発生した場合は、迅速かつ適切に対応するため、原則として、この緊急計画の適用を受ける構成機関を除き、松山空港制限区域内への立入りを制限するものとする。

ただし、当該事態の対応にあたり必要と認められる場合は、この限りではない。

(緊急ゲートの指定)

第 20 条 空港長は、10番ゲートを各構成機関が松山空港制限区域内へ立入るために使用する緊急ゲートとして指定し、必要に応じて、その他のゲートを指定する。

(陸上交通規制区域の設定及び規制)

第 21 条 愛媛県警察は、空港内及び空港外において航空機事故が発生した場合は、必要に応じて、事故現場に通じる主要な交差点（以下「交通規制ポイント」という。）に警察官を配置し、陸上交通規制区域を設定する。

2 愛媛県警察は、前項にあたり、構成機関に所属する者及び車両等を除き、原則として、陸上交通規制区域内への通行を規制するものとする。ただし、当該事態の対応にあたり必要と認められる場合は、この限りではない。

(陸上交通規制区域内への通行)

第 22 条 空港長は、空港事務所職員及び各構成機関に所属する者並びに車両等が、迅速に陸上交通規制区域内を通行することができるように、その通行方法について、愛媛県警察と調整を図るものとする。

2 空港事務所職員及び各構成機関に所属する者は、陸上交通規制区域内の通行にあたり交通規制ポイントに配置された警察官に対し、自身の身分を証明するものとする。なお、緊急車両に乗車する者においてはこの限りではない。

3 愛媛県警察は、前項にあたり、身分を確認したならば、一般車両による渋滞等を考慮して、可能な限り、速やかに通行させるものとする。

4 陸上交通規制区域内の通行にあたっては、緊急走行の有無にかかわらず、可能な限り安全な方法で進行するものとする。

(海上における船舶交通の制限等)

第 23 条 松山海上保安部は、空港外の海上において航空機事故が発生した場合は、当該海域の船舶の安全を確保するため、必要に応じて、船舶交通の制限等にかかる所用の措置を講ずる。ただし、消火救難及び救急医療活動にあたる船舶はこの限りではない。

(構成機関集合場所)

第 24 条 航空機事故が発生した場合の各構成機関の集合場所は、対策本部にあっては、空港事務所危機管理室及び会議室とし、事故現場にあっては、次のとおりとする。

- (1) 空港内又は空港外の近傍において航空機事故が発生した場合は、第 20 条において指定された緊急ゲートに集合するものとする。
- (2) 空港外の陸上において航空機事故が発生した場合は、当該事故現場付近の交通規制ポイントに集合するものとする。
- (3) 空港外の海上において航空機事故が発生した場合は、搭乗者陸揚げ地点に集合するものとする。

(警察車両の先導による D M A T 及び医療救護班の緊急出動)

第 25 条 愛媛県警察は、D M A T 及び医療救護班が迅速かつ適切に事故現場へ出動することができるように、可能な限り、DMAT の所属する医療機関及び医療救護班緊急出動合流地点並びに合同対策本部が指定する場所に警察車両を配置し、事故現場まで先導するものとする。

(医療救護班緊急出動合流地点の指定)

第 26 条 空港長は、医療救護班が、迅速かつ適切に事故現場に出動することができるように、愛媛県警察及び関係機関と協議し、医療救護班緊急出動合流地点を指定するものとする。

(搭乗者陸揚げ地点の指定)

第 27 条 空港長は、空港外の海上において航空機事故が発生した場合に、迅速かつ適切に救助及び搬送活動を実施するため、構成機関等と協議し、搭乗者陸揚げ地点を指定するものとする。

(災害派遣要請)

第 28 条 空港長は、航空機事故の対応にあたり、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、自衛隊法第 83 条第 1 項並びに自衛隊法施行令第 105 条及び第 106 条等に基づき、陸上自衛隊松山駐屯地司令（中部方面特科隊長）又は海上自衛隊呉地方総監へ災害派遣を要請する。

- 2 空港長は、前項の実施にあたっては、次の事項を明らかにし、原則として、別紙 2-1「自衛隊災害派遣要請書（松山駐屯地司令）」又は別紙 2-1「自衛隊災害派遣要請書（呉地方総監）」により、書面で要請する。



- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
  - (2) 派遣を必要とする期間
  - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (4) その他参考となるべき事項
- 3 空港長は、前項にあたり事態が急迫している場合は、口頭又は電信若しくは電話により要請することができる。ただし、その場合は、事後において速やかに、前項に定める書面を提出する。
  - 4 空港長は、自衛隊法第 83 条第 2 項に基づき、中部方面特科隊が自主派遣により災害派遣を実施する場合は、派遣部隊の長と協力して事態に対応するものとする。
  - 5 空港長は、航空機事故の対応が収拾したならば、各構成機関の代表者及び中部方面特科隊の派遣部隊の長又は呉地方総監部の派遣部隊の長と協議し、別紙 3-1「自衛隊災害派遣撤収要請書（松山駐屯地指令）」又は別紙 3-2「自衛隊災害派遣撤収要請書（呉地方総監）」により、書面で災害派遣の撤収を要請する。
  - 6 空港長は、空港外の海上で発生した航空機事故の対応にあたり、災害派遣を要請する場合は、松山海上保安部長と調整し、必要に応じて、海上自衛隊へ災害派遣を要請する。

(遺体安置場所の選定及び設置)

第 29 条 遺体安置場所の選定及び設置は、愛媛県等地方自治体が定める地域防災計画に基づくものとする。

(遺体の収容及び搬送)

- 第 30 条 空港長は、空港内において航空機事故が発生した場合は、遺体の収容及び搬送について、愛媛県警察に協力を要請する。
- 2 空港外の陸上において航空機事故が発生した場合は、事故現場を管轄する地方自治体の長は、遺体の収容及び搬送について、愛媛県警察に協力を要請する。
  - 3 空港長は、空港外の海上において航空機事故が発生した場合は、遺体の収容及び搬送について、海上保安庁及び愛媛県警察へ協力を要請するものとする。
  - 4 空港長は、遺体の収容及び搬送について、必要と認められる場合は、災害派遣要請の活動内容の一つとして、中部方面特科隊へ協力を要請するものとする。

(仮遺体安置場所の選定及び設置)

第 31 条 空港長は、空港内における航空機事故の対応にあたり、必要と認められる場合は、空港内の施設に仮遺体安置場所を設置するものとする。

仮遺体安置場所の選定は、愛媛県警察及び空港関連事業所と協議して決定する。

(国際線旅客の対応)

第 32 条 法務省高松出入国在留管理局松山出張所 (以下「入管松山出張所」という。)、財務省神戸税関松山税関支署 (以下「松山税関支署」という。) 及び厚生労働省広島検疫所松山出張所 (以下「検疫松山出張所」という。) は、空港内又は空港外において航空機事故が発生し、当該事故航空機が国際線就航航空機である場合は、所管する法令等に基づき適切に対応するため、必要に応じて、各構成機関に対し指示を行う。

2 空港関連事業所 (航空会社) は、前項にあたり、入管松山出張所、松山税関支署及び検疫松山出張所と協力して、当該事態の対応にあたるものとする。

3 当該事故航空機が国際線チャーター便である場合は、第 1 項及び第 2 項に準じて、各構成機関の協力により対応する。

(松山空港未就航航空会社による事故の対応)

第 33 条 松山空港未就航航空会社により航空機事故が発生した場合は、空港関連事業所 (航空会社) は、当該事態に対し、可能な限り協力して対応するものとする。

(航行不能航空機の撤去)

第 34 条 空港内又は空港外における航空機事故の対応にあたり実施する航行不能航空機の撤去作業は、原則として、当該事故航空機の運航者 (航空会社) 又は所有者が実施するものとする。ただし、当該事故航空機の運航者等が実施できない場合は、空港長が実施することができる。

(航空機事故現場の保存及び事故等調査の援助)

第 35 条 空港事務所及び愛媛県警察は、協力して事故現場の保存にあたるものとする。

2 空港事務所は、運輸安全委員会より事故等調査の援助要請があった場合は、事故等調査の援助を行う。

3 第 1 項及び第 2 項の実施にあたり、各構成機関は、空港事務所及び愛媛県警察が実施する活動に支障を及ぼすことがないように配慮するものとする。

(広報対応)

第 36 条 この緊急計画において、航空機事故の対応にあたり実施する広報は、原則として、空港事務所及び当該航空会社の広報担当者が実施するものとする。ただし、各構成機関の個別の対応に関わる事項については、この限りではない。

- 2 空港事務所及び当該航空会社の広報担当者は、広報の内容について、可能な限り調整を図り、情報の錯綜及び不一致の防止に努めるものとする。

(携行資料集の作成)

第 37 条 空港長は、第 11 条から第 36 条に定めるもののほか、事故の対応にあたり必要な情報を資料としてとりまとめ、「松山空港緊急計画携行資料集」を作成し、各構成機関へ配布する。

- 2 携行資料集の構成は、以下のとおりとする。
  - (1) 携行資料集 第一部 (空港内)
  - (2) 携行資料集 第二部 (空港外：陸上)
  - (3) 携行資料集 第三部 (空港外：海上)

## 第4章 災害補償及び費用

### (災害補償制度)

第38条 この緊急計画において適用される災害補償は、以下に掲げる制度等に定めるところによるものとし、必要に応じて協議する。

- (1) 空港救急医療従事者障害補償制度
- (2) 松山空港医療救護活動に関する協定
- (3) 松山空港の消火救難活動に関する協定書
- (4) 労働者災害補償保険法
- (5) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律
- (6) 海上保安官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律
- (7) 災害対策基本法
- (8) 災害救助法
- (9) その他関係法令

### (費用の負担)

第39条 この緊急計画に基づく活動により支出した費用の負担については、空港事務所及び各構成機関において、その都度協議して決定する。

## 第5章 協議

(松山空港緊急時対応計画検討委員会における協議)

第40条 空港事務所は、この緊急計画の策定又は改正にあたり、「松山空港緊急時対応計画検討委員会」において、その有効性について協議し、必要に応じて、見直しを図るものとする。

【別添8 「松山空港緊急時対応計画検討委員会規約」】

(疑義)

第41条 空港長及び各構成機関の長は、この緊急計画に定めがない事項について疑義が生じた場合は、その都度協議し、疑義の解消に努めるものとする。

## 15-2 米海兵隊航空基地周辺地域航空事故連絡協議会規約・要綱

(中国四国防衛局)

### 米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会規約

制定 昭和54年4月24日  
改正 平成元年2月13日  
平成3年2月6日  
平成19年2月1日  
平成20年2月15日  
平成24年11月13日

(目的)

第1条 この協議会は、米海兵隊岩国航空基地の周辺地域においてアメリカ合衆国軍隊（以下「米軍」という。）又は海上自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は民間の航空機にかかる航空事故及び航空事故に伴う災害（以下「航空事故」という。）が発生した場合の関係機関相互間の連絡調整体制を整備し、総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(構成)

第3条 協議会は、別表の関係機関をもって構成するものとする。

(機能)

第4条 協議会は、航空事故等が発生した場合において必要な応急対策を迅速、かつ、的確に実施するため、別に定める緊急措置要綱により円滑な運営を図るものとする。

(会議の開催)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、定例会議と臨時会議とし、中国四国防衛局が招集する。

2 定例会議は、原則として年1回（10月）開催するものとし、臨時会議は関係機関の要請があった場合又はその必要がある場合に開催することができる。

(会議の運営及び決定事項)

第6条 会議の運営は、中国四国防衛局が関係機関と調整の上、会議に必要な諸事項を定めて行うものとし、会議の決定事項は協定の締結又は会議録をもって確認するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の機関に限って適用される協定等の締結については、当該関係機関の協議により定めるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、中国四国防衛局企画部業務課が行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会で定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 元年2月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成 3年2月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年2月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年11月13日から施行する。

## 米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会・関係一覧表

### (広島県)

番号	機関名	〒	所在地	電話番号
1	中国管区警察局災害対策官	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-6411 (内 5860)
2	広島県危機管理課	730-8511	広島市中区基町 10-52	082-513-2786
3	広島県警察本部警備課	730-0011	広島市中区基町 9-42	082-228-0110 (内 5710)
4	大竹市総務課	739-0692	大竹市小方 1-11-1	0827-59-2120
5	大竹警察署警備課	739-0613	大竹市本町 1-8-10	0827-53-0110 (内 460)
6	大竹市消防本部	739-0605	大竹市立戸 1-2-10	0827-53-7708
7	大竹市消防署	〃	大竹市立戸 1-2-10	0827-54-0119
8	第六管区海上保安本部救難課	734-8560	広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎	082-251-5115 (内 3250)
9	広島海上保安部警備救難課	〃	広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎	082-253-3111 (内 3750)
10	中国四国防衛局業務課	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	082-223-7142

### (山口県)

番号	機関名	〒	所在地	電話番号
11	山口県防災危機管理課 岩国基地対策室交通政策課	753-8501	山口市滝町 1-1	083-933-2370 083-933-2349 083-933-2522
12	山口県警察本部警備課	753-8504	山口市滝町 1-1	083-933-0110 (内 5710)
13	岩国市危機管理課 基地対策課	740-8585	岩国市今津町 1-14-51	0827-29-5119 0827-29-5024
14	和木町企画総務課	740-0061	和木町和木 1-1-1	0827-52-2136
15	岩国警察署警備課	740-0018	岩国市麻里布町 6-15-20	0827-24-0110 (内 460)
16	岩国地区消防組合警防課	740-0017	岩国市今津町 6-2-24	0827-22-1321
17	岩国地区消防組合中央消防署	〃	岩国市今津町 6-2-24	0827-22-0119
18	岩国地区消防組合西消防署	741-0061	岩国市錦見 1-4-28	0827-22-0119
19	岩国海上保安署	740-0002	岩国市新港町 3-9-57	0827-21-6118
20	柳井海上保安署	742-0021	柳井市大字柳井字岸の下 134-126	0820-23-2250
21	柳井市危機管理室	742-8714	柳井市南町 1-10-2	0820-22-2111 (内 430)
22	柳井警察署警備課	742-0031	柳井市南町 2-4-18	0820-23-0110 (内 460)

23	柳井地区広域消防組合 警防救急課	742-0031	柳井市南町 5-4-1	0820-23-7773
24	柳井地区広域消防組合 柳井消防署	742-0031	柳井市南町 5-4-1	0820-22-0040
25	周防大島町総務課	742-2192	周防大島町大字小松 126-2	0820-74-1000
26	米海兵隊岩国航空基地報道部	740-0025	岩国市三角町 2 丁目	0827-79-5551
27	大阪航空局岩国空港事務所	740-0024	岩国市旭町 3 - 1 5 - 2	0827-24-8221
28	海上自衛隊第 3 1 航空群	740-0025	岩国市三角町 2 丁目	0827-22-3181 (内 6213)
29	岩国防衛事務所	740-0027	岩国市中津町 2-15-7	0827-21-6195

(愛媛県)

番号	機関名	〒	所在地	電話番号
30	愛媛県防災危機管理課	790-8570	松山市一番町 4-4-2	089-912-2319
31	愛媛県警察本部地域課	790-8573	松山市南堀端町 2-2	089-934-0110 (内 3560)

(香川県)

番号	機関名	〒	所在地	電話番号
32	高松防衛事務所	760-0068	高松市松島町 1-17-33	087-831-6336



# 米海兵隊岩国航空基地周辺地域 航空事故に関する緊急措置要綱

制定	昭和54年	4月24日
改正	平成元年	2月13日
	平成3年	2月6日
	平成19年	2月1日
	平成20年	2月15日
	平成24年	11月13日
	平成31年	4月26日

米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会は、協議会規約第4条の規定に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、米軍、自衛隊又は民間の航空機にかかる航空事故が発生した場合の関係機関の緊急連絡通報及び人命の救助、消火活動、現場管理の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

(情報収集の協力)

第2条 関係機関は、航空事故の発生に際し、迅速、かつ、的確な情報の収集及び伝達を行うため、平素から相互に緊密な連携を保持するものとする。

(連絡責任者及び補助者の指定)

第3条 関係機関は、緊急時における相互間の緊密、かつ、適切な連絡調整を図るため、あらかじめ勤務時間内及び夜間、休日等の勤務時間外の連絡責任者及び補助者(以下「連絡責任者等」という。)を指定しておくものとする。

2 前項の連絡責任者等の指定を行った場合又は変更を生じた場合は、速やかに中国四国防衛局(企画部業務課)に通知するものとし、中国四国防衛局はその旨を関係機関に通知するものとする。

3 連絡責任者等職名指定名簿は、別表1によるものとする。

(事故発生時の緊急通報)

第4条 米軍、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所の連絡責任者等は、航空事故の発生を知ったときは相互間に通報後、直ちに岩国防衛事務所に通報するとともに事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関に通報するものとする。

2 事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関の連絡責任者等は、航空事故の発生を知ったときは、直ちに岩国防衛事務所、自衛隊及び大阪航空局岩国空港事務所に通報するものとする。

3 航空事故の発生時における通報の細部は、別表2-1、2-2「緊急連絡通報系統図(第1報)」によるものとする。

(緊急連絡通報の内容)

第5条 前条の規定による緊急通報は、次の各号に掲げる事項について、判明の都度行うものとする。

ただし、前条第1項の米軍又は自衛隊が通報を行う場合、次の(7)の事項についてはこの限りではない。

- (1) 事故の種類(墜落、不時着、器物・危険物の落下又は投棄)
- (2) 事故発生の日時、場所
- (3) 事故機の種別、乗員数及び危険物積載の有無
- (4) 事故現場の状況
- (5) 搭載燃料の概算量
- (6) 救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類に関する
- (7) 救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類に関する

情報

- (7) 死亡者及び負傷者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍及び傷害の程度、収容先並びに財産被害の状況
- (8) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報
- (9) その他必要事項

2 緊急連絡通報は、別表3に掲げる記録事項にしたがって行うものとする。

(現場連絡所の設置等)

第6条 中国四国防衛局、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所は、航空事故により住民に被害が生じた場合には、関係機関との有機的な連絡調整を図り被害者の救護等に万全を期するため、必要に応じて、現地に現場連絡所を設置するものとする。

2 前項の現場連絡所を設置する場合、関係の県、市、町又は海上保安部等の関係機関は、現場連絡所の設置に必要な建物等施設の確保又は提供に協力するものとする。

3 関係機関は、中国四国防衛局、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所から所要の措置について要請があったときは、これに協力するものとする。

(関係機関の任務分担)

第7条 航空事故が発生した場合の関係機関の主な任務分担は、別表4から6に掲げるとおりとする。

(米軍の援助協力)

第8条 米軍は、航空事故が発生した場合の所要措置について関係機関から援助の要請があったときは、速やかに協力するものとする。

(自衛隊又は米軍の消防隊が派遣された場合の消防活動等)

第9条 自衛隊又は米軍の消防隊が災害現場に派遣された場合の消防活動等については、次によるものとする。

(1) 自衛隊及び消防又は海上保安部等の関係機関は、緊密な連携のもとに迅速、かつ、効率的な消防活動等を実施するものとする。この場合、消防又は海上保安部等の関係機関の長は、自衛隊の派遣部隊の長と作業内容、担当部署等について調整するものとする。

(2) 自衛隊の派遣部隊の長は、災害現場に到着したときは、消防又は海上保安部等の関係機関の長に対し、装備の種類、数量、人員等について通報するとともに、支援活動が完了した場合においてもその状況を通報するものとする。

2 米軍消防隊の消防活動等については、米軍と消防機関との間で消防に関する相互援助協定等が締結されている場合のほかは、前項に準じて活動するものとする。

(警察又は海上保安部等の関係機関の協力)

第10条 警察又は海上保安部等の関係機関は、米軍の航空機による航空事故の被害調査のため、中国四国防衛局が現場の立入りを必要とする場合においては、捜査上支障とならない範囲で協力するものとする。

(細目事項の規定)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な細目については、協議会において別に定めるものとする。

附 則

この緊急措置要綱は、平成元年2月13日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成3年2月6日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成20年2月15日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成24年11月13日から施行する。

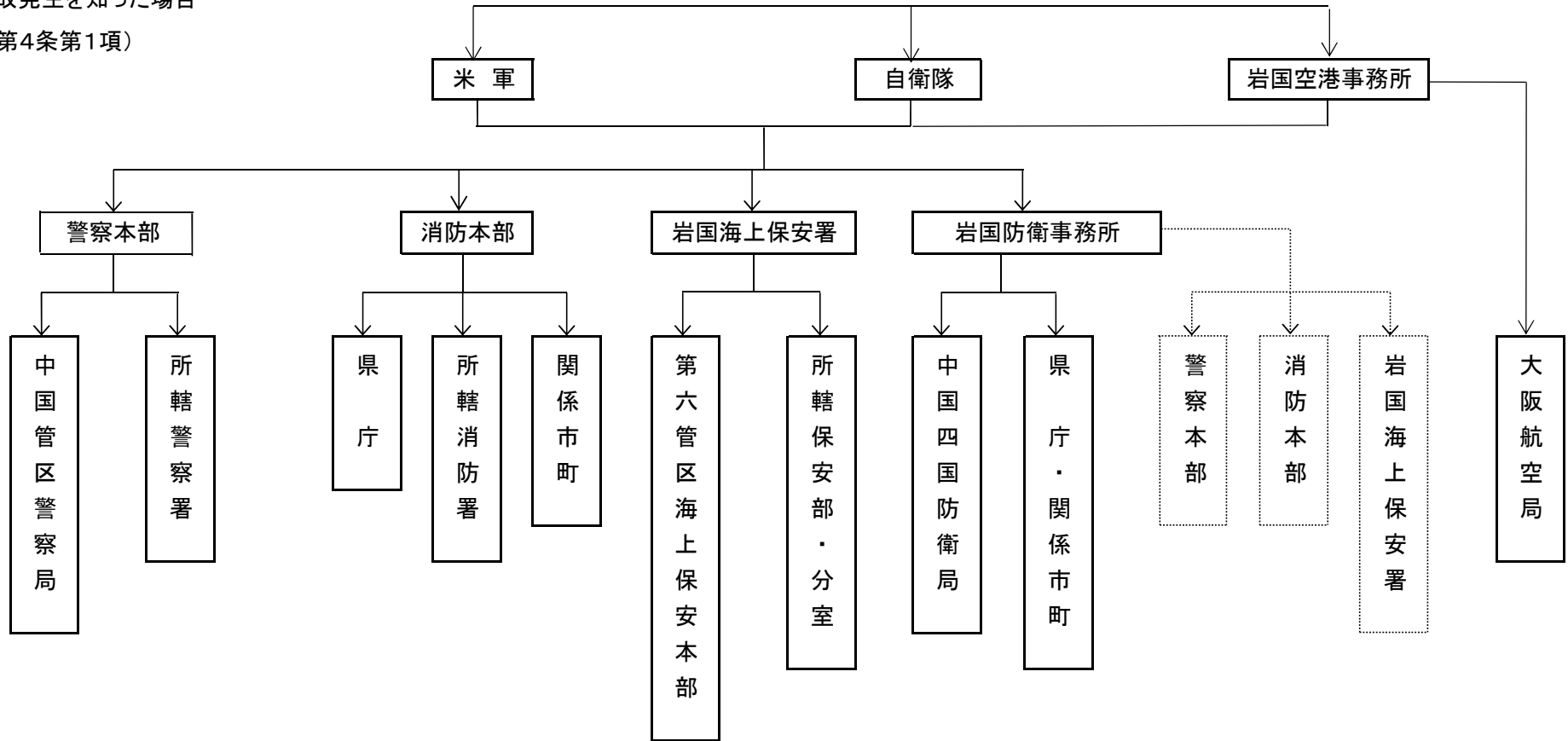
附 則

この緊急措置要綱は、平成31年5月1日から施行する。

### 緊急連絡通報系統図 (第1報)

米軍・自衛隊・大阪航空局岩国空港事務所  
が事故発生を知った場合

(第4条第1項)



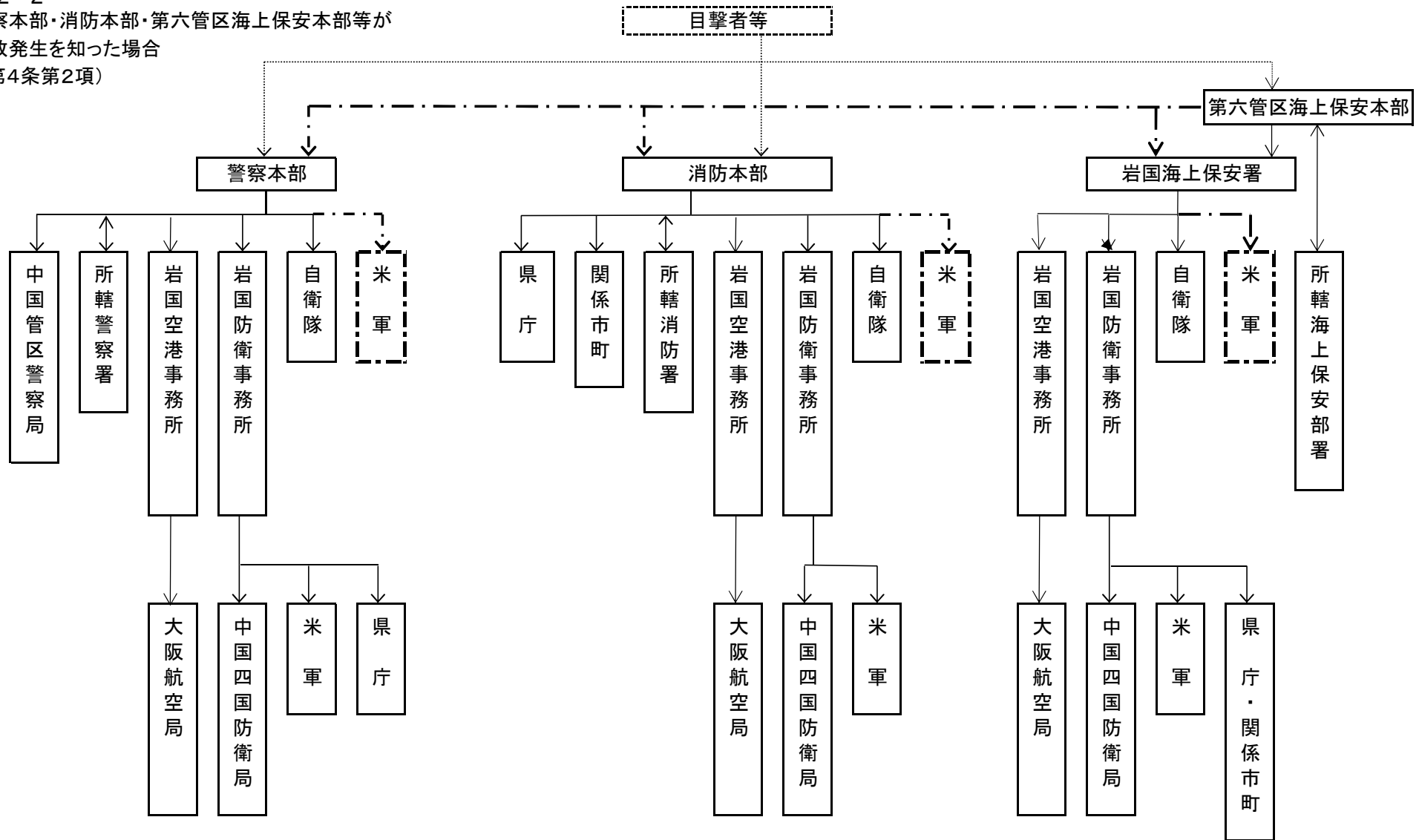
(注) ..... 米軍からの情報伝達を確認するための通報経路

# 緊急連絡通報系統図

(第1報)

別表2-2

警察本部・消防本部・第六管区海上保安本部等が  
事故発生を知った場合  
(第4条第2項)



(注) - - - - - 必要に応じ通報する通報経路

## 航空機事故発生通報記録表

機関名：

(整理番号 No. )

発信年月日及び時刻： 令和 年 月 日 ( 時 分)

受信年月日及び時刻： 令和 年 月 日 ( 時 分)

発信者官職氏名：

受信者官職氏名：

- (1) 事故の種類 (墜落、不時着、器物・危険物の落下、投棄)
- (2) 事故発生の日時： 年 月 日 ( 時 分)  
" 場所： ( )
- (3) 事故機の種別、乗員数及び危険物積載の有無  
米軍機 ( ) 乗員数 ( )  
自衛隊機 ( ) 搭載燃料の概算量 ( )  
民間機 ( )  
救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類  
種類 ( ), 数量 ( )
- (4) 事故現場の状況 : 陸上 (市街地、住宅密集地、山林、田、畑、河川、その他)  
海上 (漁船、客船、フェリー、タンカー、貨物船、その他)
- (5) 死亡者及び負傷者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍、傷害の程度並びに収容先
- (6) 財産被害者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍及び被害の状況
- (7) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報
- (8) その他必要な事項

別表 4

## 米軍航空事故にかかる関係機関の任務分担表

事項内容	内 容	機 関	県	市	消	警	海	航	防	米	自	適 用
				町	防	察	保	空	衛	軍	衛	
人身被害	被災死亡者の処置	(1) 住民等（他地域者を含む）		◎	○	◎			○	○	○	
		(2) 乗員等（事故機又は船舶の場合を含む）		○	○	◎	◎		○	◎	○	
	負傷者の救急活動	(1) 住民等（上記(1)に同じ）		○	◎	◎			○	○	○	
		(2) 乗員等（上記(2)に同じ）		○	◎	◎	◎			◎	○	
		(3) 救急病院の引受け確認		○	◎				○			
		(4) より適切な病院への転院		○	○				◎			
		(5) 負傷者の応急手当		◎	○		◎					
財産被害	消 防 活 動	(1) 陸上			◎					○	○	
		(2) 海上		○	○		◎					
	消防活動の統制	(1) 陸上		○	◎	○						
		(2) 海上					◎					
現場対策	警 備 活 動	(1) 現場保存				◎	◎			◎		
		(2) 立入制限				◎	◎			◎		
		(3) 財産保護、警備		○		◎	◎					
		(4) 現場交通規制及び交通整理				◎	◎					
		(5) 残置財産保全		○		○	○		◎			
救護対策	財産被害者の救援及び協力	(1) 仮住居の斡旋、提供		○					◎			
		(2) 生活必需品の支給							◎	○		

注：1 ◎印は、主務機関を示す。

2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。

3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

別表5

## 自衛隊航空事故にかかる関係機関の任務分担表

事項内容	内容	機 関	県	市	消	警	海	航	防	米	自	適 用
				町	防	察	保	空	衛	軍	衛	
人身被害	被災死亡者の処置	(1) 住民等 (他地域者を含む)		◎	○	◎				○	○	
		(2) 乗員等 (事故機又は船舶の場合を含む)		○	○	◎	◎			○	◎	
	負傷者の救急活動	(1) 住民等 (上記(1)に同じ)		○	◎	◎				○	○	
		(2) 乗員等 (上記(2)に同じ)		○	◎	◎	◎			○	◎	
		(3) 救急病院の引受け確認		○	◎						○	
		(4) より適切な病院への転院										
		(5) 負傷者の応急手当		◎	○		◎				◎	
財産被害	消 防 活 動	(1) 陸上			◎					○	○	
		(2) 海上		○	○		◎				○	
	消防活動の統制	(1) 陸上		○	◎	○						
		(2) 海上					◎					
現場対策	警 備 活 動	(1) 現場保存				◎	◎				○	
		(2) 立入制限				◎	◎				○	
		(3) 財産保護、警備		○		◎	◎				○	
		(4) 現場交通規制及び交通整理				◎	◎					
		(5) 残置財産保全		○		○	○				◎	
救護対策	財産被害者の救援及び協力	(1) 仮住居の斡旋、提供		○							◎	
		(2) 生活必需品の支給									◎	

注：1 ◎印は、主務機関を示す。

2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。

3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

別表6

民間航空事故にかかる関係機関の任務分担表

事項内容	内容	機 関	県	市	消	警	海	航	防	米	自	適 用
				町	防	察	保	空	衛	軍	衛	
人身被害	被災死亡者の処置	(1) 住民等 (他地域者を含む)		◎	○	◎		○		○	○	
		(2) 乗員等 (事故機又は船舶の場合を含む)		○	○	◎	◎	◎		○	○	
	負傷者の救急活動	(1) 住民等 (上記(1)に同じ)		○	◎	◎		○		○	○	
		(2) 乗員等 (上記(2)に同じ)		○	◎	◎	◎	◎		○	○	
		(3) 救急病院の引受け確認		○	◎			○				
		(4) より適切な病院への転院										
		(5) 負傷者の応急手当		◎	○		◎	◎				
財産被害	消 防 活 動	(1) 陸上			◎					◎	○	
		(2) 海上		○	○		◎					
	消防活動の統制	(1) 陸上		○	◎	○						
		(2) 海上					◎					
現場対策	警 備 活 動	(1) 現場保存				◎	◎	○				
		(2) 立入制限				◎	◎	○				
		(3) 財産保護、警備		○		◎	◎	○				
		(4) 現場交通規制及び交通整理				◎	◎					
		(5) 残置財産保全		○		○	○	◎				
救護対策	財産被害者の救援及び協力	(1) 仮住居の斡旋、提供		○				◎				
		(2) 生活必需品の支給						◎				

注：1 ◎印は、主務機関を示す。

2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。

3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。



### 15-3 東予地区排出油等防除協議会会則（防災危機管理課）

#### （目的）

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第43条の6第1項の協議会として、東予地区（今治海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域）において、大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の油の防除活動についてあらかじめ必要な事項を協議し、事故発生時において、それぞれの立場で相互に連携しかつ、その連携を推進すること及び広域防除活動の連携を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

#### （会の名称）

第2条 会の名称を「東予地区排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」）という。

#### （地区協議会の業務）

第3条 地区協議会は、次の業務を行う。

- （1）排出油等防除マニュアルの作成
  - イ 情報の共有
  - ロ 人員、施設、器材の動員、輸送
  - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
  - ニ その他必要事項
- （2）排出油等防除に必要な施設、器材の整備推進
- （3）排出油等防除に関する研修及び訓練
- （4）排出油等防除活動の連携の推進
- （5）排出油等の処理剤の使用に関する事項
- （6）その他排出油等の防除に必要な事項

#### （組織）

第4条 地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、今治海上保安部長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を統理する。
- 4 会員は、今治海上保安部管轄区域内において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又は、その指名する職員をもってあてる。
- 5 地区協議会に、排出油等の防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。
- 6 技術専門委員会の委員は、会員の推薦するもののうちから会議の同意を得て会長が委嘱する。

#### （会議）

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議として会長が招集する。

- 2 定例会議は、原則として年1回開催する。

3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(資料の提出)

第6条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回(3月末日現在)会長に提出するものとする。

なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、その都度会長に通報するものとする。

- (1) 施設、器材の整備、保有状況
- (2) 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号等)
- (3) その他必要事項

2 会長は、前項の資料をとりまとめのうえ、各会員に提供するものとする。

(情報提供)

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

(排出油等防除活動の実施)

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法41条の2の規程による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

4 各会員の防除活動は、それぞれの機関の個有の指揮系統のもと実施するものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第10条 地区協議会は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、東予地区(今治海上保安部管轄区域内海域およびその隣接海域)に係る同法第43条の5第1項に基づく排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(訓練)

第 11 条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年 1 回以上訓練（図上演習を含む）を行うものとする。

(求償事務)

第 12 条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(災害補償)

第 13 条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し、負傷し、もしくは、病気にかかり、又は廃失となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

(経費)

第 14 条 この会の運営に必要な経費は、会員が協議のうえ徴収するものとする。

(協議)

第 15 条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(庶務)

第 16 条 地区協議会の庶務は、今治海上保安部警備救難課において行う。

付則

この会則は、昭和 50 年 1 月 29 日から施行する。

平成 8 年 9 月 25 日改正

(協議会名、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく協議会とするため等の改正)

平成 10 年 6 月 13 日改正

(第 7 条、出動要請の改正)

平成 19 年 6 月 19 日改正

(排出油等の防除に関する協議会の設置及び運営についての改正)

## 15-4 松山地区排出油等防除協議会会則（防災危機管理課）

### （目的）

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第1項の協議会として、松山地区（松山海上保安部担任水域）及び備後灘・伊予灘海域（今治・呉及び尾道海上保安部の担任水域の水域をいう。以下同じ。）並びにその周辺海域において大量の油若しくは有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、その連携を推進すること及び広域防除体制の連携を推進する機関として役割を果たすことを目的とする。

### （会の名称）

第2条 会の名称を「松山地区排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」という。）という。

### （地区協議会の業務）

第3条 地区協議会は次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除計画の策定
  - イ 情報の共有
  - ロ 人員、施設、機材の動員、輸送
  - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
  - ニ その他必要事項
- (2) 排出油等の防除に必要な施設、機材の整備の推進
- (3) 排出油等の防除に関する研修又は訓練
- (4) 排出油等の防除活動の連携の推進
- (5) 排出油等の処理剤の使用に関する事項
- (6) その他排出油等の防除に必要な事項

### （排出油等防除計画に係る意見の提出）

第4条 地区協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、第1条の松山地区に係る同法第43条の5第1項の排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

### （組織）

第5条 地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、松山海上保安部長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を統理する。
- 4 会員は、松山海上保安部管轄区域内において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又は、その指名する職員をもってあてる。
- 5 地区協議会に、排出油等の防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。
  - 1 技術専門委員会の委員は、会員の推せんする者のうちから会議の同意を得て会長が委嘱

する。

#### (会 議)

第6条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

- 2 定例会議は、年1回開催する。
- 3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

#### (資料の交換)

第7条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回（3月末日）会長に提出するものとする。

会長は、これを取りまとめ、会員に周知する。

なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、そのつど会長に通報するものとする。

- ・ 施設、機材の整備、保有状況
- ・ 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
- ・ その他必要な事項

#### (情報提供)

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会長は会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

#### (排出油等の防除活動の実施)

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

- 2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資器材メーカー、漁業団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施するものとする。

#### (総合調整本部の設置及び活動の調整)

第10条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに地区協議会の総合調整本部を設け情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

なお、連合会の総合調整本部が設置された場合は、地区協議会の総合調整本部は設置しないものとし、会員は連合会会長の活動の調整を受けるものとする。

2 第8条の防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を地区協議会又は連合会の総合調整本部に派遣するものとする。

(訓 練)

第 11 条 排出油等の事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年 1 回以上訓練(図上演習を含む。)を行うものとする。

(求償事務)

第 12 条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(災害補償)

第 13 条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

(経 費)

第 14 条 この会の運営に必要な経費は、会員が協議のうえ徴収するものとする。

(会計年度)

第 15 条 地区協議会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

(監 事)

第 16 条 地区協議会に監事 2 人を置くものとする。

2 監事は会員の互選により選出する。

3 監事の任期は 2 年とし再選を妨げない。

(協 議)

第 17 条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(事務局)

第 18 条 地区協議会の事務局は、松山海上保安部警備救難課に置く。

附 則

この会則は、昭和 49 年 6 月 25 日から施行する。

昭和 53 年 6 月 30 日一部改正

附 則 (平成 7 年 11 月 7 日一部改正)

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律 (平成 7 年法律第 90 号) が施行する日 (平成 8 年 1 月 17 日) から施行する。

附 則

この会則は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 10 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年 6 月 14 日法律第 68 号）が施行する日（平成 19 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。
- 2 第 14 条の経費は、一口 3,000 円とする。

附 則

- 1 この会則は、平成 26 年 8 月 28 日から施行する。
- 2 第 14 条の経費は、一口 2,000 円とする。

## 15-5 宇和海地区大量排出油等防除協議会会則（防災危機管理課）

### （目的）

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第43条の6（排出油の防除に関する協議会）の規定に基づき、宇和島海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域（以下「宇和海地区」という。）において、大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）排出事故が発生した場合の防除活動について、あらかじめ必要な事項を協議し、事故発生時において、それぞれの立場で相互に連携を推進すること及び広域防除活動の実施を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

### （会の名称）

第2条 会の名称を「宇和海地区大量排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」という。）とする。

### （地区協議会の業務）

第3条 地区協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除マニュアルの作成
  - イ 情報の共有
  - ロ 人員、施設、機材の動員、輸送
  - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
  - ニ その他必要な事項
- (2) 排出油等防除に必要な施設、機材の整備の推進
- (3) 排出油等防除に関する研修又は訓練
- (4) 排出油等防除活動の連携の推進
- (5) 排出油等処理剤の使用に関する事項
- (6) その他排出油等防除に必要な事項

### （組織）

第4条 地区協議会は、会員（会長1名、幹事若干名、会計監事1名を含む。）をもって組織する。

- 2 会員は、宇和海地区における、排出油等防除に関係ある機関とする。
- 3 会長は、宇和島海上保安部長をもって当てる。
- 4 会長は、会務を統理する。
- 5 幹事及び会計監事は、会員の互選により選出し、任期は2年とし再選を妨げない。
- 6 幹事は、会長を補佐する。また、会計監事は、地区協議会の会計を監査する。
- 7 排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、地区協議会に技術専門委員会を置くことができる。
- 8 技術専門委員会の委員は、会長の推薦するもののうちから定例会議又は臨時会議において協議し決定する。



(会 議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は、年1回開催する。

3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

4 会長及び幹事をもって構成する役員会は、必要がある場合に開催する。

(資料の交換)

第6条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料を年1回(3月末日現在)会長に提出する。

なお、防除施設、機材に大きな変更があった場合は、その都度会長に通報する。

(1) 施設、機材の整備及び保有状況

(2) 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号等)

(3) その他必要な事項

2 会長は、前項の資料を取りまとめのうえ、広域防災活動に活用する。

(情報提供)

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会員に対し速やかに事故に関する情報を提供する。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第8条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、直ちに総合調整本部を設置し、情報の共有、防除措置状況等の周知に努めるとともに、会員がそれぞれの立場で相互に連携を推進し、迅速、的確な防除活動を実施するための必要な活動の調整を行う。

2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣する。

(排出油等防除活動の実施)

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者、又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施する。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施する。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施する。

4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施する。

(求償事務)

第10条 防除活動に要した費用の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(訓 練)

第 1 1 条 地区協議会は、排出油等事故発生時における会員の防除活動を訓練するため、毎年 1 回以上訓練（図上訓練を含む。）を行う。

(災害補償)

第 1 2 条 防除活動を実施したものが、そのために死亡し負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めのあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関が当たるものとする。

(経 費)

第 1 3 条 地区協議会の運営に必要な経費は、原則として会議の決議に基づき会員が負担する。

ただし、国、県、警察及び消防の各機関たる会員は、その負担を免除する。

(会計年度)

第 1 4 条 地区協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

(協 議)

第 1 5 条 本会則に疑義が生じた場合、又は本会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、定例会議又は臨時会議において協議し決定する。

(排出油等防除計画にかかる意見の提出)

第 1 6 条 地区協議会は、海防法第 4 3 条の 6 第 2 項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合には、宇和海地区に係る海防法第 4 3 条の 5 第 1 項に基づく排出油防除計画について、海上保安庁に対し意見を述べるものとする。

(庶 務)

第 1 7 条 地区協議会の庶務は、宇和島海上保安部が行う。

附 則

- 1 本会則は昭和 5 6 年 1 0 月 6 日から施行する。
- 2 第 1 3 条の負担は、市 3 万円、町村 2 万円、その他の会費は 1 万円とする。  
ただし、他の地区における排出油防除協議会にも加入する会員にあっては、この金額の範囲内において別途会長が定める。
- 3 第 1 条の一部を改正し、平成 8 年 1 月 1 7 日から施行する。
- 4 会則の一部を改正し、平成 1 0 年 6 月 1 7 日から施行する。
- 5 第 1 3 条の負担は、1 会員につき 6 千円とする。
- 6 会則の一部を改正し、平成 1 2 年 5 月 3 0 日から施行する。
- 7 会則の一部を改正し、平成 1 9 年 7 月 2 0 日から施行する。

## 15-6 備後灘・伊予灘海域排出油等防除協議会連合会会則（防災危機管理課）

### （目的）

第1条 備後灘・伊予灘海域（今治、松山、呉及び尾道海上保安部の担任水域をいう。以下同じ。）において、大量の油又は有害液体物質の排出事故（油又は有害液体物質が排出されるおそれがある場合を含む。以下同じ。）による汚染又は汚染のおそれのある海域が、備後地区大量排出油等防除協議会、東予地区排出油等防除協議会、呉地区大量排出油等防除協議会及び松山地区排出油等防除協議会（以下「地区協議会」という。）のうち、二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合の防除活動を総合的に調整し、地区協議会会員がそれぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ適確な防除活動の実施に資することを目的とする。

### （名称）

第2条 会の名称は「備後灘・伊予灘海域排出油等防除協議会連合会」（以下「連合会」という。）とする。

### （業務）

第3条 連合会は、次の業務を行う。

- （1）防除活動の連携の推進に関すること。
- （2）排出油等防除に係る自主基準（マニュアル）の作成に関すること。
- （3）排出油等防除に関する研修及び訓練の実施に関すること。
- （4）その他排出油等防除に関すること。

### （組織）

第4条 連合会の会員は、各地区協議会とする。

- 2 連合会会長は、第六管区海上保安本部長とする。
- 3 連合会会長は、連合会を代表し会務を統理する。
- 4 連合会の事務局は、第六管区海上保安本部警備救難部環境防災課に置く。

### （会議）

第5条 連合会の会議は、連合会会長、各地区協議会の会長（以下「地区会長」という。）及び同会長が指名する各地区協議会の代表者により構成するものとする。

なお、地区会長が指名する者は、原則として、地方自治体、民間企業及び漁業協同組合連合会からそれぞれ1名とする。

- 2 連合会会長は、前項に定めるほか会議に必要な者の出席を求めることができるものとする。
- 3 会議は、原則として、年1回開催するものとする。
- 4 会議は、次に掲げる事項を協議する。
  - （1）防除活動の連携の推進に関すること。
  - （2）連合会の事業計画に関すること。
  - （3）その他連合会の重要事項に関すること。

### （訓練）

第6条 連合会は、連携した防除活動を演練するため、原則として、年1回訓練を行うものとする。

2 前項の訓練は、海上における実働訓練又は机上訓練とする。

(情報提供)

第7条 連合会会長は、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が、二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、地区会長に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

2 連合会会長から通知を受けた地区会長は、地区会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置等)

第8条 連合会会長は、前条第1項の情報提供を行い必要と認める場合にあっては、備後灘・伊予灘海域排出油等防除協議会連合会総合調整本部（以下「総合調整本部」という。）を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な防除活動の調整を行うものとする。

なお、この場合にあっては、地区協議会の総合調整本部は設置しない。

2 総合調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、連合会会長又は同会長が指名する者とする。

3 総合調整本部の本部員は、各地区会長、広島県及び愛媛県の職員並びに防除活動を実施する地区会員が所属する機関の幹部職員とする。

4 連合会会長は、前項に定めるほか必要な者を本部員とすることができるものとする。

5 連合会会長は、総合調整本部を存続させる必要がなくなったと認める場合は、速やかに総合調整本部を解散するものとする。

(防除活動の実施等)

第9条 地区会員である船舶所有者、石油関係企業等は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

2 地区会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 地区会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(他の排出油等防除協議会連合会への応援依頼)

第10条 連合会会長は、備後灘・伊予灘海域において大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が、他の排出油等防除協議会連合会（以下「他の連合会」という。）の管轄海域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、他の連合会に対し排出事故の概要及びその他必要な事項を明らかにして、人員、資材及び船舶の現場派遣並びに施設の提供による応援の調整を求めることができる。

2 応援を行う他の連合会会員の防除活動に要した経費の求償及び防除活動のために受けた災害の補償については、所属の連合会会則に定めるところによる。

(備後灘・伊予灘海域外への応援のための出動調整)

第11条 連合会会長は、備後灘・伊予灘海域外において発生した大量の油等排出事故に関し、他の排出油等防除協議会等から応援の調整依頼を受け協力が必要と認めた場合には、地区協議会に対し必要な協力のための出動を調整するものとする。

2 連合会会長は、前項の規定により出動調整を行った場合、応援協力を求めた排出油等防除協議会等と調整を行うとともに、活動状況を把握し、その状況を各地区協議会に連絡するものとする。

(指揮系統)

第12条 地区会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

(求償及び災害補償)

第13条 防除活動に要した経費の求償及び防除活動に伴って生じた災害補償については、地区協議会の会則に定めるところによる。

附則

この会則は、平成10年6月13日から施行する。

附則

この会則は、平成19年7月3日から施行する。

## 16-1 愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 運航管理（第4条—第12条）
- 第3章 安全管理（第13条）
- 第4章 教育訓練等（第14条）
- 第5章 事故に対する措置等（第15条—第17条）
- 第6章 雑則（第18条・第19条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この要綱は、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理について必要な事項を定めることにより、航空機の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

##### （他の法令との関係）

第2条 航空機の運航管理については、他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

##### （総括管理者、運航管理責任者、運航責任者、運航安全管理者及び運航指揮者）

第3条 航空機の運航管理を総括する者（以下「総括管理者」という。）は、防災安全統括部長とする。

- 2 航空機の運航管理を行う者（以下「運航管理責任者」という。）は、消防防災安全課長とする。
- 3 航空機の運航指示を行う者（以下「運航責任者」という。）は、防災航空事務所長とする。
- 4 航空機による消防防災業務の指揮を行う者（以下「運航指揮者」という。）は、消防防災航空隊長（消防防災航空隊長が航空機に搭乗しないときにあつては、運航管理責任者が当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選任する者）とする。
- 5 航空機の運航等に関する助言を行う者（以下「運航安全管理者」という。）は、航空機の操縦等の運航管理業務を委託する運航会社において、航空機の運航等の専門的な知見を有する者とする。

#### 第2章 運航管理

##### （運航基準）

第4条 航空機は、次に掲げる活動であつて、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められるものを行う場合に運航するものとする。

- （1）災害応急対策活動
- （2）救急活動

- (3) 救助活動
  - (4) 火災防御活動
  - (5) 広域航空消防防災応援活動
  - (6) 災害予防対策活動
  - (7) 消防防災訓練活動
  - (8) 県の一般行政活動
  - (9) その他知事が必要と認める活動
- 2 航空機の運航は、午前8時30分から午後5時15分までの間に行うものとする。ただし、次条第1項に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、点検整備その他航空機の運航に支障があるときは、航空機の運航は行わない。

(緊急運航)

- 第5条 前条第1項第1号から第5号までに掲げる活動のための航空機の運航（以下「緊急運航」という。）は、運航の要請に基づき行うものとする。
- 2 運航管理責任者は運航要請の可否を決定し、周囲の気象、地形の状況など必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うことができる。
- 3 運航責任者は消防防災ヘリコプターの出発の承認、周囲の気象、地形の状況など必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うことができる。
- 4 運航指揮者による「当該航空消防活動の目的」「内容」「現場の状況等」に係る情報周知後に出発を行うものとする。
- 5 緊急運航のうち、前条第1項第1号及び第5号に掲げる活動のためのものは、災害の規模等に照らし緊急を要し、かつ運航の要請を待ついとまがないと認められる場合にあっては、前項の規定にかかわらず、運航の要請を待たずに行うことができる。
- 6 緊急運航は、前条第1項第6号から第9号までに掲げる活動のための航空機の運航（以下「通常運航」という。）に優先する。
- 7 通常運航中に緊急運航の必要が生じたときは、運航責任者は直ちに緊急運航に移行する旨、運航指揮者に指示しなければならない。
- 8 運航責任者は、緊急運航を行ったときは、運航管理責任者にその旨を報告しなければならない。
- 9 運航管理責任者は、前項の報告を受けたときは、総括管理者にその旨を報告しなければならない。

(通常運航)

- 第6条 通常運航は、次条第1項に規定する運航計画に基づき行うものとする。

(運航計画)

- 第7条 通常運航の運航計画は、運航管理責任者が年間運航計画（様式第1号）及び月間運航計画（様式第2号）により定めるものとする。
- 2 通常運航による航空機の使用を予定している者は、使用を予定している年度の前年度の2月末日まで及び使用を予定している月の前々月の末日までに、消防防災ヘリコプター使用年間（月間）予定表（様式第3号）を運航管理責任者に提出しなけ

ればならない。

(通常運航による航空機の使用の承認)

第8条 通常運航による航空機の使用をしようとする者は、使用日の90日前までに消防防災ヘリコプター使用承認申請書(様式第4号)に事業計画書を添えて運航管理責任者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の規定による使用の承認の申請があった場合において、使用が適当と認めるときは、使用の承認を決定し、当該申請をした者に対し、消防防災ヘリコプター使用承認書を交付するものとする。

(搭乗員の指定)

第9条 航空機の運航に当たり航空機に搭乗し消防防災業務に従事する者は、消防防災航空隊員(消防防災航空隊の隊長、副隊長及び隊員をいう。以下同じ。)のうちから、運航管理責任者が指定するものとする。

2 運航管理責任者は、前項に規定する者のほか、航空機による消防防災業務に必要な者を航空機に搭乗させることができる。

(報告)

第10条 運航指揮者は、航空機の搭乗中に重要な情報を得たときは、逐次これを運航管理責任者に報告するものとする。

2 運航指揮者は、緊急運航を行ったときは飛行報告書(様式第5号)及び緊急運航報告書(様式第6号)を、通常運航を行ったときは飛行報告書を作成し、速やかに運航管理責任者に提出するものとする。

(維持管理)

第11条 運航管理責任者は、航空機及び消防防災業務用装備品を適正に管理し、常にこれらの性能を最大限発揮できる状態にしておくものとする。

(飛行場外離着陸場等)

第12条 運航管理責任者は、市町と協議し航空法(昭和27年法律第231号)第79条ただし書きの規定に基づく飛行場外離着陸場及び同法第81条の2の規定に基づく緊急離着陸場を確保するものとする。

2 消防防災航空隊長は、前項の飛行場外離着陸場及び緊急離着陸場について、常にその実態把握に努めるものとする。

### 第3章 安全管理

第13条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策の確立に努めるものとする。

2 運航管理責任者は、航空機による消防防災業務の遂行に当たり、消防防災航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するとともに、航空事故防止対策等を講ずるものとする。

3 運航責任者は、航空機の安全運航、消防防災航空隊員の安全確保及び消防防災業務の効率的かつ安全に遂行できるよう努めるものとする。

4 運航指揮者は、航空機による消防防災業務の遂行に当たり、当該業務が効果的か



つ安全に遂行できるよう努めるものとする。

- 5 運航安全管理者は、航空機の安全運航管理体制の確保に努めるとともに、安全管理の徹底を図るほか、航空機の運航の安全を確保する観点から、運航管理責任者、機長その他関係者に対する航空機の運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認められる事項に関する助言を行う。
- 6 航空機の安全かつ効率的な運航に必要な実施要領については、「愛媛県消防防災航空隊CRM(クルー・リソース・マネージメント)実施要領」によるものとする。
- 7 運航中の航空機における周囲の監視、消防防災航空隊員と機長等との連携及び機長の注意を喚起するための実施要領については、「愛媛県消防防災航空隊機内交話要領(ボイス・プロシージャール)」によるものとする。

#### 第4章 教育訓練等

第14条 総括管理者は、消防防災航空隊員の訓練体制の整備を図り、消防防災航空隊員の資質の向上に努めるものとする。

- 2 運航管理責任者は、航空機による消防防災業務を効率的に行うため、市町及びその他関係機関との連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。
- 3 運航管理責任者は、「教育訓練等基本計画及び教育訓練等実施計画」を立案しなければならない。
- 4 運航管理責任者等は、操縦士の効率的な養成及び安全かつ確実な消防防災業務に資するため、毎年操縦士の操縦技能の確認を行うものとする。
- 5 前項に定めるもののほか、消防防災航空隊長は、計画的に消防防災航空隊の訓練を行わなければならない。

#### 第5章 事故に対する措置等

(捜索救難体制の確立)

第15条 総括管理者は、航空機又は搭乗者の危難が生じた場合又は危難が生ずるおそれがあると認める場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておくものとする。

(危難の場合の措置)

第16条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機又は搭乗者の危難が生じた場合又は危難が生じるおそれがあると認めた場合は、危難の防止に必要な手段を尽くすとともに、直ちにその状況を運航管理責任者に連絡するものとする。

- 2 運航責任者は、前項の連絡を受けた場合又は航空機若しくは搭乗者の危難に関する情報を入手した場合は、直ちに捜索救難活動を開始するとともに、その旨を運航管理責任者に報告しなければならない。
- 3 運航管理責任者は、前項の連絡を受けた場合又は航空機若しくは搭乗者の危難に関する情報を入手した場合は、直ちに捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第17条 総括管理者は、航空機の事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等に

ついて調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

## 第6章 雑則

(記録及び報告)

第18条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、航空機による消防防災業務に関する記録を整理しておくものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、航空機の運航管理に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

平成8年10月1日 施行

平成22年3月17日 改定

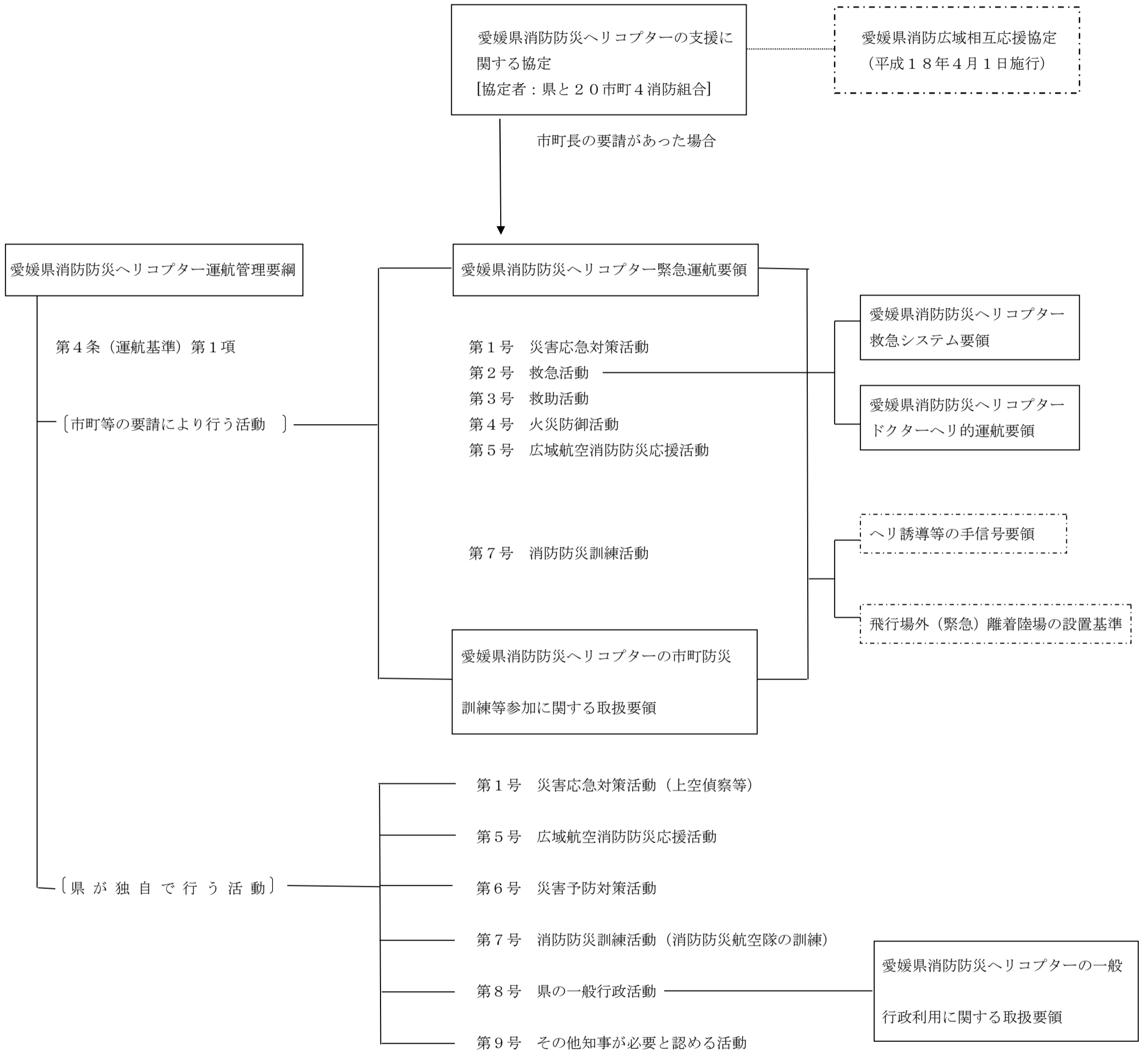
平成26年1月24日 改定

令和3年3月31日 改定

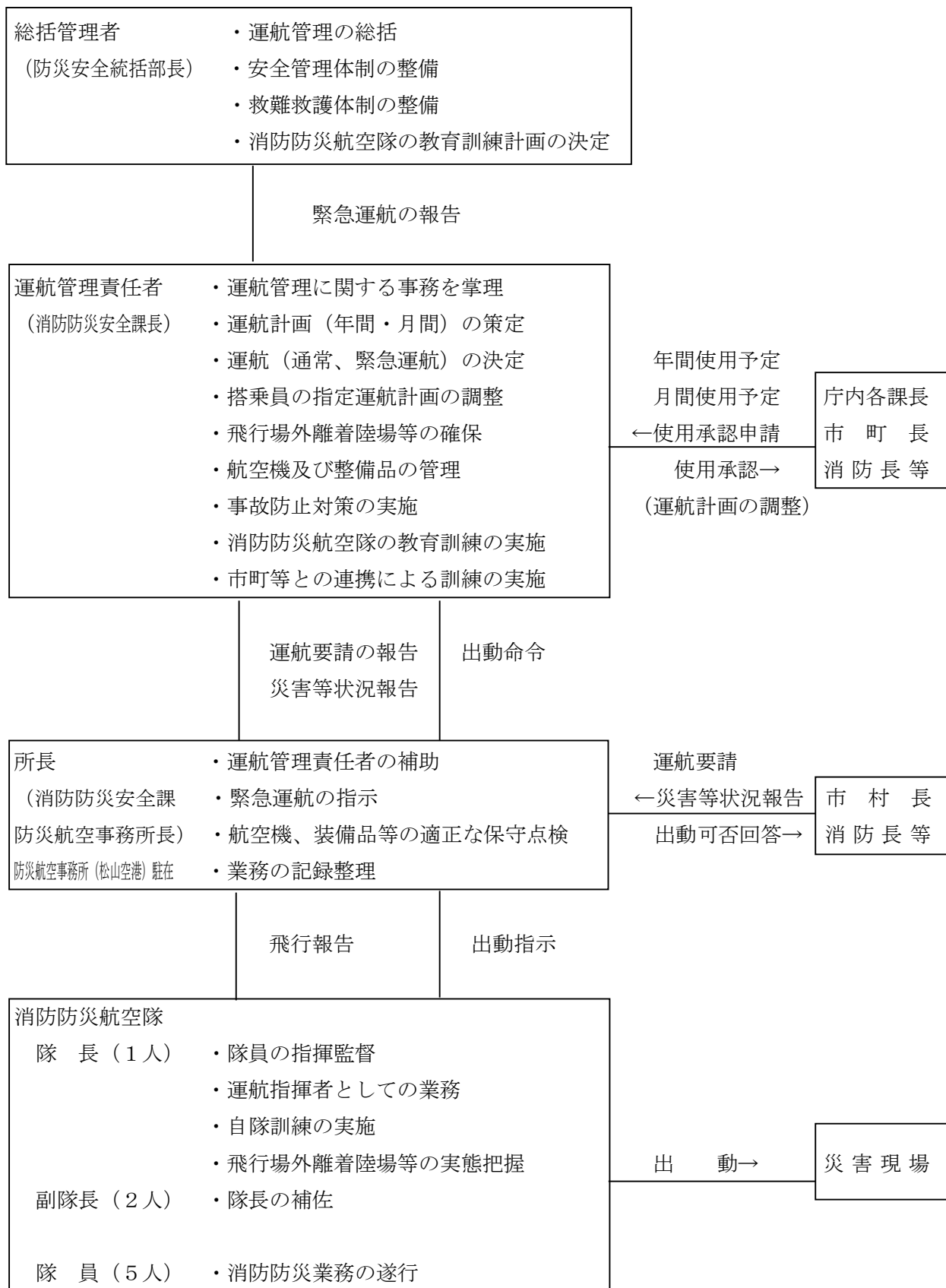
令和4年3月31日 改定

16-2 愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理諸規程体系図（消防防災安全課）

○ 運航開始平成8年10月1日

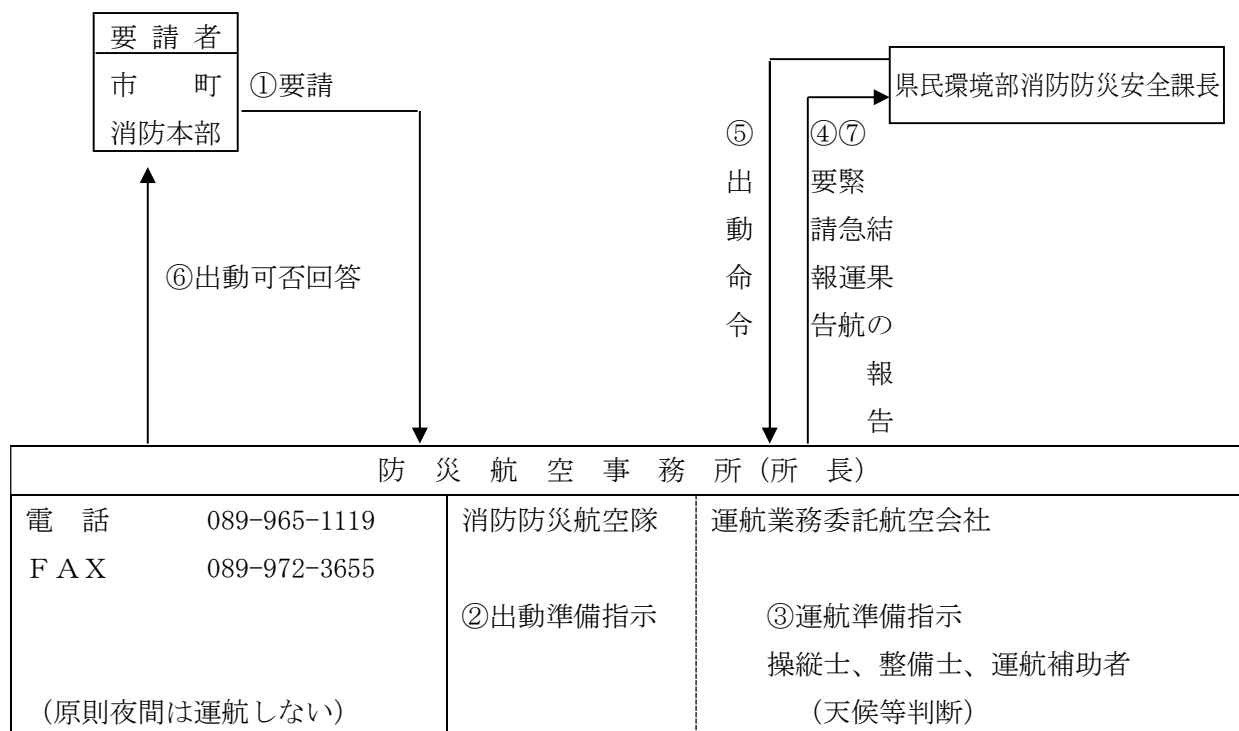


### 16-3 愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理フロー(消防防災安全課)

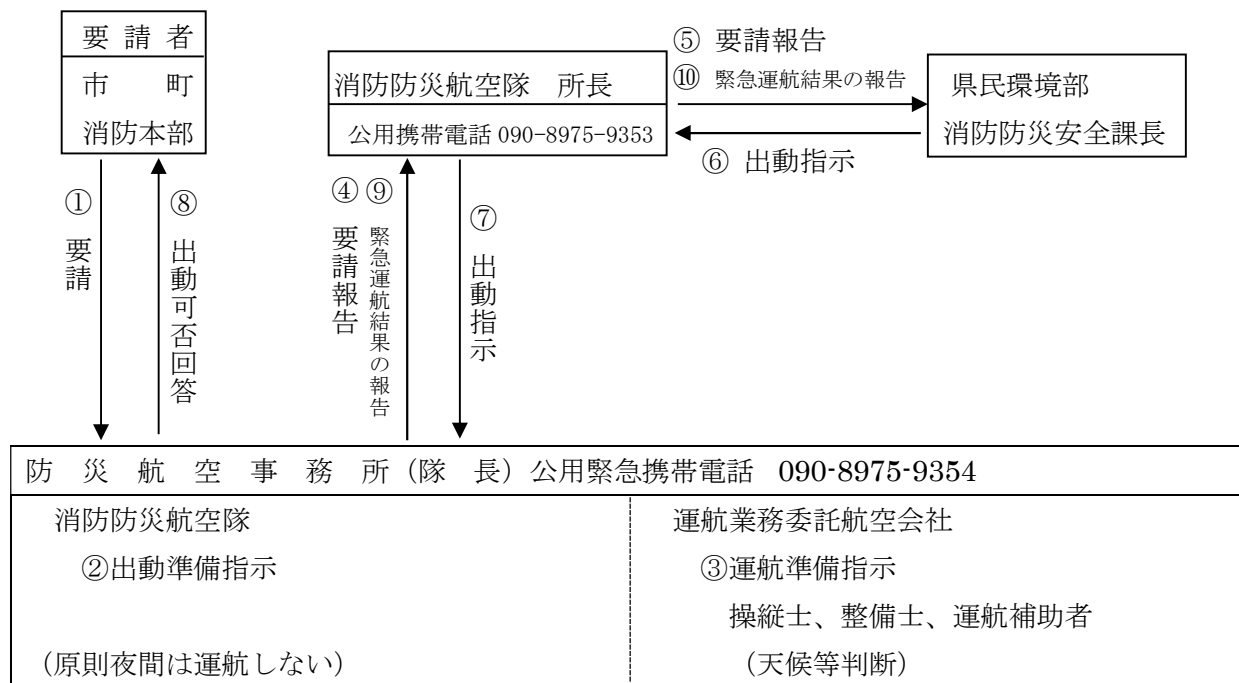


## 16-4 緊急運航連絡系統図(消防防災安全課)

### ○ 執務時間内緊急運航連絡系統図



### ○ 執務時間外緊急運航連絡系統図



(夜間の場合) 災害が発生し、翌朝、日の出とともに運航を希望する場合は、災害等の状況を隊長に連絡し、隊長は関係者に連絡する。(携帯電話等による)

16-5 愛媛県消防防災航空隊〔運航体制等〕（消防防災安全課）

1 航空隊の編成

隊長	1名	隊内総括、搭乗指揮
副隊長	2名	隊長の補佐（搭乗指揮）
隊員	5名	搭乗
計	8名	

2 運航基地

松山空港内に消防防災ヘリコプターの運用関連施設を確保し、航空隊が常駐する事務所を設置する。

3 運航体制 航空隊員が土日、祝日、年末年始を問わず、365日勤務し、常時運航できる体制をとる。

4 運航時間 8時30分から17時15分までの間であるが、緊急の場合には日の出から日没までの間も運航する。  
原則として夜間運航はしない。

5 活動種別 ①災害応急対策活動 ②救急活動 ③救助活動 ④火災防御活動  
⑦は県職員対応 ⑤広域航空消防防災応援活動 ⑥消防防災訓練活動 ⑦一般行政活動

6 災害別活動内容

	活 動 内 容
災害 対策 活動	1 被災状況の偵察及び情報収集活動
	2 救援物資、人員、資機材等の搬送
	3 災害に関する情報、警報等の伝達活動
	4 その他応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動
救急 活動	1 交通遠隔地（離島、山村等）からの傷病者の搬送
	2 傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送
	3 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
	4 その他救急活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動
救助 活動	1 高層建物火災における救助
	2 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助
	3 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出
	4 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
	5 その他救助活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動
火災 防御 活動	1 林野火災等における空中消火
	2 消火活動のための人員、資機材等の搬送
	3 その他火災防御上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

7 災害時の緊急運航要件

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。  
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合。)
- (3) 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。  
(既存の資機材等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。)

16-6 県内飛行場外臨時離着陸場一覧表

中予地区

番号	市町	名称	所在地	区分	駐機数		位置(緯度)			位置(経度)		
					中型機	大型機	緯度	経度	経度			
1	松山市	陸上競技場	松山市上野町乙46番地内	広域拠点	4	2	北緯 33 度 46 分 05 秒	東経 132 度 47 分 50 秒				
2	松山市	補助競技場			4	2	北緯 33 度 45 分 57 秒	東経 132 度 47 分 44 秒				
3	松山市	多目的広場			2	—	北緯 33 度 45 分 57 秒	東経 132 度 47 分 49 秒				
4	松山市	球技場			4	2	北緯 33 度 46 分 07 秒	東経 132 度 47 分 58 秒				
5	松山市	自由広場			3	1	北緯 33 度 46 分 04 秒	東経 132 度 48 分 05 秒				
6	松山市	県営総合運動公園	松山市上野町乙46番地内	緊急(適地)	4	2	北緯 33 度 45 分 58 秒	東経 132 度 47 分 47 秒				
7	松山市	野外活動センター多目的グラウンドA	松山市普沢町乙280	緊急(適地)	2	—	北緯 33 度 54 分 53 秒	東経 132 度 48 分 35 秒				
8	松山市	北条スポーツセンター	松山市大浦168	緊急(適地)	2	—	北緯 33 度 59 分 43 秒	東経 132 度 46 分 23 秒				
9	松山市	県魚連タンク施設横駐車場	松山市野忽那甲11-2	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 24 秒	東経 132 度 41 分 17 秒				
10	松山市	鹿島	松山市北条辻	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 21 秒	東経 132 度 45 分 57 秒				
11	松山市	立岩川水辺広場	松山市庄	緊急(適地)	2	—	北緯 33 度 58 分 13 秒	東経 132 度 47 分 58 秒				
12	松山市	二神診療所東空地(二神漁港)	松山市二神甲459-16	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 56 分 00 秒	東経 132 度 32 分 24 秒				
13	松山市	睦月埋立地	松山市睦月甲2194-24	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 57 分 23 秒	東経 132 度 39 分 56 秒				
14	松山市	中島港湾緑地公園	松山市中島小浜	緊急(適地)	2	1	北緯 33 度 58 分 15 秒	東経 132 度 37 分 51 秒				
15	松山市	馬橋漁港	松山市門田町	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 55 分 22 秒	東経 132 度 41 分 47 秒				
16	松山市	河野別府公園	松山市河野別府921番地	緊急(適地)	2	—	北緯 33 度 57 分 29 秒	東経 132 度 46 分 45 秒				
17	松山市	釣島漁港荷揚場	松山市泊町	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 53 分 40 秒	東経 132 度 38 分 21 秒				
18	松山市	津和地漁港南空地	松山市津和地599-2	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 51 秒	東経 132 度 30 分 46 秒				
19	松山市	中島南小学校跡へりポート	松山市宮野1651	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 57 分 24 秒	東経 132 度 36 分 46 秒				
20	松山市	天谷小学校跡へりポート	松山市吉木甲77-3	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 33 秒	東経 132 度 35 分 43 秒				
21	松山市	奥道後ゴルフクラブ練習場	松山市八反地乙102番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 57 分 27 秒	東経 132 度 48 分 04 秒				
22	松山市	北条カントリー倶楽部10番ホール	松山市才之原乙76番地2	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 04 秒	東経 132 度 49 分 30 秒				
23	松山市	チサンカントリークラブ北条1番ホール	松山市萩原乙396番地2	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 59 分 41 秒	東経 132 度 49 分 50 秒				
24	松山市	サンセットヒルズカントリークラブ練習グリーン	松山市庄乙360番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 52 秒	東経 132 度 48 分 49 秒				
25	松山市	エニエルゴルフ倶楽部1番ホール	松山市柳谷町45番1	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 55 分 13 秒	東経 132 度 49 分 04 秒				
26	松山市	道後ゴルフ倶楽部2番ホール	松山市下伊台町乙115番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 52 分 16 秒	東経 132 度 47 分 10 秒				
27	松山市	陸上自衛隊松山駐屯地	松山市南梅本町乙115	緊急(準適地)	2	1	北緯 33 度 48 分 05 秒	東経 132 度 50 分 54 秒				
28	松山市	久谷中学校	松山市浄瑠璃町940	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 45 分 31 秒	東経 132 度 49 分 05 秒				
29	松山市	県農業大学校	松山市下伊台町1553	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 52 分 41 秒	東経 132 度 48 分 05 秒				
30	松山市	門田公園	松山市門田町地内	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 54 分 15 秒	東経 132 度 41 分 19 秒				
31	松山市	堀江小学校	松山市福角町甲1409-2	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 54 分 06 秒	東経 132 度 45 分 28 秒				
32	松山市	重信川大橋下流右岸河川敷	松山市井門町地先	緊急(準適地)	6	—	北緯 33 度 47 分 40 秒	東経 132 度 46 分 36 秒				
33	松山市	愛媛県消防学校大規模訓練場	松山市勝岡町1163-8	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 54 分 15 秒	東経 132 度 43 分 07 秒				
34	松山市	市民運動広場	松山市別府町621-3	緊急(準適地)	3	—	北緯 33 度 50 分 51 秒	東経 132 度 43 分 02 秒				
35	松山市	愛媛大学山越運動場	松山市山越4丁目11-10	緊急(準適地)	3	—	北緯 33 度 51 分 44 秒	東経 132 度 45 分 17 秒				
36	松山市	北条南中学校	松山市河野別府12	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 56 分 46 秒	東経 132 度 46 分 49 秒				
37	松山市	北条小学校	松山市北条辻64	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 30 秒	東経 132 度 46 分 42 秒				
38	松山市	浅海小学校	松山市浅海本谷甲728	緊急(準適地)	1	—	北緯 34 度 00 分 35 秒	東経 132 度 48 分 11 秒				
39	松山市	北条北中学校	松山市北条辻365	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 58 分 15 秒	東経 132 度 46 分 56 秒				
40	松山市	北条公園法橋運動広場	松山市下灘波甲18-10	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 59 分 00 秒	東経 132 度 46 分 25 秒				
41	松山市	安岡遊藝地	松山市安岡甲64	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 56 分 00 秒	東経 132 度 46 分 28 秒				
42	松山市	文化の森公園	松山市河野別府921	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 57 分 26 秒	東経 132 度 46 分 48 秒				
43	松山市	中島中学校	松山市長師817	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 57 分 26 秒	東経 132 度 46 分 52 秒				
44	松山市	怒和小学校	松山市元怒和甲8-2	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 22 秒	東経 132 度 32 分 56 秒				
45	松山市	津和地小学校	松山市津和地1588-1	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 31 秒	東経 132 度 30 分 30 秒				
46	松山市	睦月小学校	松山市睦月甲1068-6	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 57 分 27 秒	東経 132 度 39 分 52 秒				
47	松山市	野忽那小学校	松山市野忽那甲1540-1	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 31 秒	東経 132 度 41 分 21 秒				
48	松山市	松山北高島分校	松山市中島大浦3100-1	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 24 秒	東経 132 度 37 分 35 秒				
49	松山市	西中港グラウンド	松山市鏡甲147-1	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 59 分 03 秒	東経 132 度 36 分 19 秒				
50	松山市	上怒和グラウンド	松山市上怒和甲1215	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 58 分 59 秒	東経 132 度 33 分 23 秒				
51	松山市	二神小学校	松山市二神甲227	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 56 分 06 秒	東経 132 度 32 分 39 秒				
52	松山市	安養寺前空地	松山市二神甲640-2	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 56 分 00 秒	東経 132 度 32 分 13 秒				
53	松山市	睦月地区多目的広場	松山市睦月甲451	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 57 分 34 秒	東経 132 度 39 分 55 秒				
1	伊予市	伊予市民球場	伊予市森甲91-1	地域拠点	2	1	北緯 33 度 44 分 44 秒	東経 132 度 41 分 05 秒				
2	伊予市	栗の里公園	伊予市中山町中山戊29-1	地域拠点	1	—	北緯 33 度 37 分 57 秒	東経 132 度 42 分 15 秒				
3	伊予市	ウエルビア伊予	伊予市下三谷1761-1	緊急(適地)	2	—	北緯 33 度 46 分 05 秒	東経 132 度 43 分 00 秒				
4	伊予市	伊予小学校	伊予市上野2270番地	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 46 分 13 秒	東経 132 度 44 分 29 秒				
5	伊予市	南山崎小学校	伊予市大平甲942番地	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 42 分 53 秒	東経 132 度 42 分 26 秒				
6	伊予市	長沢グラウンド	伊予市中山町中山甲1号4	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 40 分 15 秒	東経 132 度 41 分 54 秒				
7	伊予市	山中中学校	伊予市中山町出淵2-165	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 38 分 37 秒	東経 132 度 42 分 40 秒				
8	伊予市	ふたみ湖風ふれあい公園潮風みどりの広場	伊予市双海町高岸甲923	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 40 分 58 秒	東経 132 度 38 分 06 秒				
9	伊予市	双海中学校	伊予市双海町上灘甲5286-1	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 41 分 07 秒	東経 132 度 38 分 49 秒				
10	伊予市	下灘グラウンド	伊予市双海町串3670-12	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 39 分 09 秒	東経 132 度 34 分 49 秒				
11	松前町	松前中学校	松前町浜963	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 47 分 07 秒	東経 132 度 42 分 29 秒				
12	松前町	岡田小学校	松前町西高柳156	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 48 分 17 秒	東経 132 度 43 分 15 秒				
13	松前町	松前町サッカー公園	松前町鶴吉118-1	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 46 分 42 秒	東経 132 度 44 分 37 秒				
14	松前町	松前公園	松前町筒井638番地	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 47 分 18 秒	東経 132 度 42 分 48 秒				
15	砥部町	重信川河川敷	砥部町八倉 重信川河川敷	緊急(適地)	2	—	北緯 33 度 47 分 30 秒	東経 132 度 46 分 33 秒				
16	砥部町	田ノ浦町長広場	砥部町田ノ浦555-2	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 45 分 51 秒	東経 132 度 46 分 17 秒				
17	砥部町	広田へりポート	砥部町総津1799	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 38 分 25 秒	東経 132 度 48 分 01 秒				
18	砥部町	砥部小学校	砥部町大南1039	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 44 分 08 秒	東経 132 度 47 分 24 秒				
19	砥部町	砥部中学校	砥部町千足68	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 44 分 50 秒	東経 132 度 47 分 27 秒				
20	砥部町	宮内小学校	砥部町宮内640	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 45 分 10 秒	東経 132 度 47 分 13 秒				
21	砥部町	藤生小学校	砥部町高尾田760	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 46 分 44 秒	東経 132 度 47 分 28 秒				
22	砥部町	砥部町総合公園	砥部町千足400	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 44 分 46 秒	東経 132 度 47 分 49 秒				
23	砥部町	広田町民グラウンド	砥部町総津386	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 37 分 51 秒	東経 132 度 47 分 52 秒				
1	久万高原町	久万ラグビー場メイングラウンド	久万高原町菅生3番耕地589番地5	地域拠点	3	1	北緯 33 度 39 分 10 秒	東経 132 度 54 分 33 秒				
2	久万高原町	美川中学校	久万高原町上黒岩2890	地域拠点	2	—	北緯 33 度 36 分 56 秒	東経 132 度 58 分 25 秒				
3	久万高原町	柳谷小学校	久万高原町柳井川3542	地域拠点	1	—	北緯 33 度 32 分 17 秒	東経 133 度 00 分 04 秒				
4	久万高原町	面河ダム	久万高原町笠方1261番地他	地域拠点	1	—	北緯 33 度 44 分 12 秒	東経 133 度 01 分 13 秒				
5	久万高原町	笹ヶ滝ラグビー場	久万高原町上野尻甲970-3	地域拠点	2	—	北緯 33 度 39 分 01 秒	東経 132 度 54 分 04 秒				
6	久万高原町	久万公園グラウンド	久万高原町菅生2番耕地1644-1	地域拠点	1	—	北緯 33 度 39 分 52 秒	東経 132 度 54 分 23 秒				
7	久万高原町	石籠山土小屋第2駐車場	西条市西之川元山国林1023林班乙小班	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 45 分 30 秒	東経 133 度 08 分 43 秒				
8	久万高原町	美川スキー場	久万高原町日野浦大谷4381	地域拠点	2	1	北緯 33 度 35 分 06 秒	東経 132 度 56 分 50 秒				
9	久万高原町	砥部運動場	久万高原町西谷8117番地	緊急(適地)	2	—	北緯 33 度 28 分 04 秒	東経 132 度 57 分 47 秒				
10	久万高原町	久万高原町消防本部へりポート	久万高原町下野尻甲33番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 38 分 27 秒	東経 132 度 54 分 35 秒				
11	久万高原町	父二峰へりポート	久万高原町霞峰378番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 36 分 48 秒	東経 132 度 53 分 14 秒				
12	久万高原町	休庵へりポート	久万高原町中津1739番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 32 分 24 秒	東経 133 度 03 分 16 秒				
13	久万高原町	川成へりポート	久万高原町西谷7271番地	緊急(適地)	1	1	北緯 33 度 29 分 33 秒	東経 132 度 55 分 51 秒				
14	久万高原町	中久保へりポート	久万高原町西谷5553番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 29 分 40 秒	東経 132 度 56 分 43 秒				
15	久万高原町	二鏡へりポート	久万高原町黒藤川6332番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 36 分 08 秒	東経 133 度 00 分 38 秒				
16	久万高原町	日野浦へりポート	久万高原町日野浦3376番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 35 分 17 秒	東経 132 度 59 分 20 秒				
17	久万高原町	黒藤川へりポート	久万高原町黒藤川1086番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 34 分 31 秒	東経 133 度 00 分 22 秒				
18	久万高原町	相ノ峰へりポート	久万高原町相ノ峰	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 41 分 36 秒	東経 133 度				

番号	市町	名称	所在地	区分	駐機数		位置(緯度)		位置(経度)	
					中型機	大型機	北緯	東経	北緯	東経
24	久万高原町	山村広場	久万高原町東川428	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 38 分 25 秒	東経 133 度 00 分 29 秒		
25	久万高原町	四国電力ヘリポート	久万高原町西谷13287-13295	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 31 分 51 秒	東経 132 度 58 分 35 秒		
1	東温市	東温消防前	東温市横河原1376番地先	地域拠点	3	—	北緯 33 度 48 分 02 秒	東経 132 度 53 分 10 秒		
2	東温市	東温総合公園	東温市西岡1284-1	地域拠点	1	—	北緯 33 度 48 分 34 秒	東経 132 度 52 分 02 秒		
3	東温市	愛媛大学医学部運動場	東温市志津川2154	緊急(適地)	2	—	北緯 33 度 48 分 00 秒	東経 132 度 52 分 45 秒		

### 東予地区

1	四国中央市	新田公園	四国中央市柴生町宇山瀬乙169	地域拠点	1	—	北緯 33 度 59 分 35 秒	東経 133 度 36 分 59 秒				
2	四国中央市	三島運動公園	四国中央市中之庄町1678-5	地域拠点	4	2	北緯 33 度 58 分 43 秒	東経 133 度 31 分 35 秒				
3	四国中央市	やまじ風公園	四国中央市土居町大字畑野1637番地	地域拠点	3	2	北緯 33 度 56 分 47 秒	東経 133 度 24 分 43 秒				
4	四国中央市	三島ヘリポート	四国中央市中之庄町1670-4	地域拠点	1	1	北緯 33 度 58 分 51 秒	東経 133 度 31 分 32 秒				
5	四国中央市	土居ヘリポート	四国中央市土居町土居海通橋北東開川河川内	地域拠点	1	—	北緯 33 度 58 分 10 秒	東経 133 度 25 分 48 秒				
6	四国中央市	浜公園多目的広場	四国中央市川之江町4109-3	緊急(適地)	3	1	北緯 34 度 01 分 07 秒	東経 133 度 33 分 56 秒				
7	四国中央市	翠波峰駐車場	四国中央市具定町重石乙66-54	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 56 分 21 秒	東経 133 度 32 分 15 秒				
8	四国中央市	スカイフィールド富郷	四国中央市富郷町寒川山字上長瀬151	緊急(適地)	3	—	北緯 33 度 55 分 14 秒	東経 133 度 30 分 47 秒				
9	四国中央市	新宮ヘリポート	四国中央市新宮町新瀬川403	緊急(適地)	3	1	北緯 33 度 55 分 11 秒	東経 133 度 38 分 39 秒				
10	四国中央市	富郷ダムヘリポート	四国中央市富郷町津根山乙353-2	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 52 分 59 秒	東経 133 度 28 分 38 秒				
11	四国中央市	川之江ヘリポート	四国中央市金生町下分2081-1地先	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 59 分 59 秒	東経 133 度 35 分 09 秒				
12	四国中央市	旧新宮小中学校	四国中央市新宮村新宮105	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 56 分 53 秒	東経 133 度 38 分 22 秒				
1	新居浜市	国領川河川敷	新居浜市東雲町3丁目 国領川河川敷	地域拠点	1	—	北緯 33 度 57 分 36 秒	東経 133 度 17 分 57 秒				
2	新居浜市	新居浜病院	新居浜市本郷3-1-1	地域拠点	1	—	北緯 33 度 56 分 02 秒	東経 133 度 16 分 46 秒				
3	新居浜市	国領川多目的広場	新居浜市南小松原町国領川河川敷	地域拠点	1	—	北緯 33 度 58 分 14 秒	東経 133 度 17 分 32 秒				
4	新居浜市	新居浜病院屋上	新居浜市本郷3-1-1	地域拠点	1	—	北緯 33 度 55 分 57 秒	東経 133 度 16 分 50 秒				
5	新居浜市	山根公園	新居浜市角野新宮町3-10	緊急(適地)	2	—	北緯 33 度 55 分 25 秒	東経 133 度 18 分 42 秒				
6	新居浜市	マリンパーク新居浜イベント広場	新居浜市垣生3丁目乙324番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 59 分 25 秒	東経 133 度 19 分 52 秒				
7	新居浜市	市営サッカー場	新居浜市観音原町乙109番地	緊急(適地)	4	—	北緯 33 度 57 分 20 秒	東経 133 度 18 分 55 秒				
8	新居浜市	大滝広場	新居浜市別子山甲122	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 51 分 30 秒	東経 133 度 25 分 34 秒				
9	新居浜市	山根市民グラウンド	新居浜市角野新田町3-2822-9	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 55 分 20 秒	東経 133 度 18 分 35 秒				
10	新居浜市	マリンパーク新居浜多目的広場	新居浜市垣生3丁目乙324番地	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 59 分 24 秒	東経 133 度 19 分 55 秒				
1	西条市	西条運動公園	野外ステージ広場	西条市西ひうち1番の2	広域拠点	2	—	北緯 33 度 56 分 09 秒	東経 133 度 11 分 11 秒			
2	西条市		野球場			3	1	北緯 33 度 56 分 09 秒	東経 133 度 11 分 04 秒			
3	西条市		陸上競技場			4	2	北緯 33 度 56 分 03 秒	東経 133 度 11 分 07 秒			
4	西条市		レクリエーション広場			2	—	北緯 33 度 56 分 08 秒	東経 133 度 11 分 15 秒			
5	西条市		サッカー場			4	1	北緯 33 度 57 分 49 秒	東経 133 度 04 分 28 秒			
6	西条市	東予運動公園	野球場	西条市河原津新田甲157番地	広域拠点	3	1	北緯 33 度 57 分 55 秒	東経 133 度 04 分 28 秒			
7	西条市	西条運動公園	西条市西ひうち1番の2			地域拠点	2	—	北緯 33 度 56 分 09 秒	東経 133 度 11 分 09 秒		
8	西条市	加茂川河川敷	西条市大町大南 加茂川河川敷			地域拠点	3	—	北緯 33 度 53 分 57 秒	東経 133 度 11 分 31 秒		
9	西条市	西条西署	西条市周布1684番地			地域拠点	1	—	北緯 33 度 55 分 02 秒	東経 133 度 04 分 28 秒		
10	西条市	東予運動公園	西条市河原津新田甲157番地			地域拠点	2	—	北緯 33 度 57 分 49 秒	東経 133 度 04 分 28 秒		
11	西条市	丹原文化会館	西条市丹原町田野上方2131番地1	地域拠点	4	1	北緯 33 度 53 分 06 秒	東経 133 度 02 分 54 秒				
12	西条市	クラレ西条グラウンド	西条市朔日市818番地	緊急(適地)	2	—	北緯 33 度 55 分 49 秒	東経 133 度 11 分 00 秒				
13	西条市	市民公園グラウンド	西条市大町457	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 55 分 00 秒	東経 133 度 11 分 33 秒				
14	西条市	西部公園	西条市水見乙608	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 53 分 56 秒	東経 133 度 08 分 01 秒				
15	西条市	小松中央公園	西条市小松町新屋敷甲2427	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 53 分 19 秒	東経 133 度 06 分 33 秒				
16	西条市	石根ふれあい公園	西条市小松町大頭甲614	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 52 分 38 秒	東経 133 度 04 分 10 秒				
17	西条市	丹原総合公園グラウンド	西条市丹原町久妙寺甲244	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 53 分 59 秒	東経 133 度 02 分 45 秒				
1	今治市	今治球場	今治市大新田町5丁目1-17	地域拠点	2	1	北緯 34 度 04 分 43 秒	東経 132 度 59 分 22 秒				
2	今治市	多々羅公園	今治市上浦町井口7074番地20	地域拠点	2	1	北緯 34 度 15 分 37 秒	東経 133 度 02 分 53 秒				
3	今治市	藤山公園	今治市大西町宮脇乙579番地1	地域拠点	2	1	北緯 34 度 03 分 38 秒	東経 132 度 55 分 47 秒				
4	今治市	吉海パラ公園	今治市吉海町福田1290番地	地域拠点	1	—	北緯 34 度 09 分 15 秒	東経 133 度 02 分 25 秒				
5	今治市	関前	今治市関前岡村甲1013番地4	地域拠点	1	—	北緯 34 度 10 分 42 秒	東経 132 度 52 分 52 秒				
6	今治市	西部丘陵公園	今治市高地町2丁目乙429番地1	地域拠点	2	1	北緯 34 度 04 分 27 秒	東経 132 度 58 分 23 秒				
7	今治市	今治北署	今治市伯方町叶浦1667番地4	地域拠点	1	—	北緯 34 度 12 分 16 秒	東経 133 度 04 分 25 秒				
8	今治市	菊間分署	今治市菊間町浜1500番地17	地域拠点	1	1	北緯 34 度 02 分 40 秒	東経 132 度 51 分 00 秒				
9	今治市	糸山公園	今治市砂場町2丁目8	緊急(適地)	1	—	北緯 34 度 06 分 39 秒	東経 132 度 58 分 43 秒				
10	今治市	伯方ふるさと歴史公園	今治市伯方町木浦甲546番地	緊急(適地)	1	—	北緯 34 度 12 分 29 秒	東経 133 度 07 分 11 秒				
11	今治市	緑のふるさと公園	今治市朝倉下乙258番地1	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 59 分 57 秒	東経 133 度 00 分 24 秒				
1	上島町	弓削港	上島町弓削下弓削1035番地	地域拠点	2	—	北緯 34 度 15 分 34 秒	東経 133 度 12 分 00 秒				
2	上島町	岩城漁港物揚場	上島町岩城1414番地先	地域拠点	1	—	北緯 34 度 14 分 38 秒	東経 133 度 08 分 45 秒				
3	上島町	サウンド波間田	上島町生名2798番地	地域拠点	1	—	北緯 34 度 16 分 53 秒	東経 133 度 10 分 02 秒				
4	上島町	生名立石港多目的広場	上島町生名1881番地3	地域拠点	2	2	北緯 34 度 16 分 35 秒	東経 133 度 10 分 41 秒				
5	上島町	魚具干場	上島町魚島松の浦地先	緊急(適地)	1	—	北緯 34 度 10 分 47 秒	東経 133 度 19 分 07 秒				
6	上島町	弓削商船高等専門学校	上島町弓削下弓削1000	緊急(適地)	4	2	北緯 34 度 15 分 14 秒	東経 133 度 12 分 26 秒				
7	上島町	豊島コミュニティセンター	上島町豊島46	緊急(適地)	1	—	北緯 34 度 15 分 50 秒	東経 133 度 15 分 24 秒				
8	上島町	高井神漁港	上島町魚島2番耕地436番地	緊急(適地)	1	—	北緯 34 度 11 分 31 秒	東経 133 度 16 分 26 秒				
9	上島町	鎌田海岸町有地	上島町弓削鎌田336	緊急(適地)	1	—	北緯 34 度 14 分 26 秒	東経 133 度 12 分 11 秒				
10	上島町	篠塚漁港東護岸	上島町魚島1番耕地1362番地地先	緊急(適地)	1	—	北緯 34 度 10 分 50 秒	東経 133 度 19 分 22 秒				
11	上島町	弓削高等学校	上島町弓削明神305	緊急(準適地)	1	—	北緯 34 度 15 分 44 秒	東経 133 度 12 分 04 秒				
12	上島町	旧佐島小学校	上島町弓削佐島583	緊急(準適地)	1	—	北緯 34 度 15 分 08 秒	東経 133 度 11 分 18 秒				
13	上島町	弓削小・中学校	上島町弓削引野1228-1	緊急(準適地)	1	—	北緯 34 度 16 分 00 秒	東経 133 度 12 分 01 秒				
14	上島町	佐島農村運動公園	上島町弓削佐島2598	緊急(準適地)	1	—	北緯 34 度 15 分 04 秒	東経 133 度 11 分 45 秒				
15	上島町	ふ頭用地	上島町生名4566	緊急(準適地)	1	—	北緯 34 度 15 分 49 秒	東経 133 度 11 分 11 秒				
16	上島町	岩城小学校	上島町岩城2263-1	緊急(準適地)	1	—	北緯 34 度 14 分 41 秒	東経 133 度 08 分 25 秒				
17	上島町	岩城総合運動場	上島町岩城5585	緊急(準適地)	1	—	北緯 34 度 15 分 57 秒	東経 133 度 09 分 41 秒				



番号	市町	名称	所在地	区分	駐機数		位置(緯度)	位置(経度)
					中型機	大型機		
<b>南予地区</b>								
1	大洲市	大洲防災センター	大洲市若宮1869-1	地域拠点	1	—	北緯 33 度 31 分 43 秒	東経 132 度 33 分 43 秒
2	大洲市	緑地公園グラウンド	大洲市中村地先 河川敷内	緊急(適地)	2	—	北緯 33 度 30 分 49 秒	東経 132 度 32 分 29 秒
3	大洲市	八幡浜・大洲地区運動公園陸場競技場	大洲市平野町野田乙1644番地	緊急(適地)	2	1	北緯 33 度 29 分 10 秒	東経 132 度 31 分 12 秒
4	大洲市	青島キャンプ場	大洲市長浜町青島	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 44 分 10 秒	東経 132 度 29 分 28 秒
5	大洲市	明ふれあい広場	大洲市上須成1316番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 32 分 32 秒	東経 132 度 30 分 26 秒
6	大洲市	戒川ふれあい広場	大洲市戒川乙903番地3	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 35 分 39 秒	東経 132 度 32 分 03 秒
7	大洲市	喜多漁港	大洲市長浜町今坊 今坊浜	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 38 分 04 秒	東経 132 度 31 分 28 秒
8	大洲市	喜多遊ふれあい広場	大洲市長浜町今坊甲1154番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 37 分 45 秒	東経 132 度 31 分 18 秒
9	大洲市	河川敷グラウンド	大洲市若宮地先 河川敷内	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 31 分 21 秒	東経 132 度 32 分 46 秒
10	大洲市	中村多目的グラウンド	大洲市中村地先 河川敷内	緊急(準適地)	4	1	北緯 33 度 30 分 57 秒	東経 132 度 32 分 29 秒
11	内子町	小田川河川敷	内子町平岡甲220番地	地域拠点	4	2	北緯 33 度 31 分 45 秒	東経 132 度 39 分 27 秒
12	内子町	城の台公園	内子町小田420番地	地域拠点	1	—	北緯 33 度 34 分 07 秒	東経 132 度 48 分 28 秒
13	内子町	内子運動公園野球場	内子町内子172番地	緊急(準適地)	2	1	北緯 33 度 32 分 58 秒	東経 132 度 38 分 27 秒
14	内子町	ソルファ小田スキーゲレンデ第2駐車場	内子町中川小田深山	緊急(準適地)	3	—	北緯 33 度 32 分 40 秒	東経 132 度 50 分 00 秒
15	内子町	旧小田中学校グラウンド	内子町寺村2814番地	緊急(準適地)	1	1	北緯 33 度 34 分 04 秒	東経 132 度 47 分 54 秒
1	八幡浜市	若山	八幡浜市若山9番耕地45番地	地域拠点	1	—	北緯 33 度 25 分 36 秒	東経 132 度 27 分 08 秒
2	八幡浜市	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1番耕地638番地	地域拠点	1	—	北緯 33 度 28 分 06 秒	東経 132 度 25 分 28 秒
3	八幡浜市	神越グラウンド	八幡浜市保内町喜木1番耕地18番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 28 分 48 秒	東経 132 度 24 分 16 秒
4	八幡浜市	王子の森スタジアム	八幡浜市五反田1番耕地6-9	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 26 分 57 秒	東経 132 度 26 分 00 秒
5	八幡浜市	八幡浜市大島	八幡浜市大島	緊急(適地)	1	1	北緯 33 度 23 分 08 秒	東経 132 度 20 分 29 秒
6	八幡浜市	宮内小学校	八幡浜市保内町宮内5-46	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 29 分 29 秒	東経 132 度 23 分 49 秒
7	八幡浜市	創価学会八幡浜平和会館	八幡浜市保内町川石1番耕地236-35	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 28 分 30 秒	東経 132 度 23 分 59 秒
8	八幡浜市	八幡浜市民スポーツパーク	八幡浜市双岩山甲1番地	緊急(準適地)	3	1	北緯 33 度 25 分 28 秒	東経 132 度 27 分 01 秒
9	伊方町	瀬戸球場	伊方町三机乙3340番地1	地域拠点	2	—	北緯 33 度 26 分 59 秒	東経 132 度 15 分 11 秒
10	伊方町	三崎中学校	伊方町三崎908	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 23 分 19 秒	東経 132 度 07 分 28 秒
11	伊方町	伊方町民グラウンド	伊方町川永田乙43番地	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 28 分 48 秒	東経 132 度 19 分 34 秒
1	西予市	宇和運動公園陸上競技場	西予市宇和町卯の町3丁目517番地	地域拠点	2	—	北緯 33 度 21 分 31 秒	東経 132 度 30 分 33 秒
2	西予市	宇和キャンパ	西予市明浜町高山甲461-1番地	地域拠点	1	—	北緯 33 度 18 分 53 秒	東経 132 度 26 分 34 秒
3	西予市	野村球場	西予市野村町野村113号366番地	地域拠点	2	—	北緯 33 度 22 分 41 秒	東経 132 度 38 分 10 秒
4	西予市	城川運動公園	西予市城川町土居30-2	地域拠点	2	—	北緯 33 度 22 分 51 秒	東経 132 度 45 分 56 秒
5	西予市	愛媛県オアシスセンター	西予市宇和町明石乙256-2	地域拠点	1	—	北緯 33 度 21 分 59 秒	東経 132 度 31 分 07 秒
6	西予市	惣川臨時ヘリポート	西予市野村町惣川1367	緊急(適地)	2	—	北緯 33 度 28 分 26 秒	東経 132 度 47 分 11 秒
7	西予市	大野ヶ原ヘリポート	西予市野村町大野ヶ原399番地、513番2	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 28 分 36 秒	東経 132 度 53 分 05 秒
8	西予市	明浜運動場	西予市明浜町徳津8番耕地316	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 19 分 27 秒	東経 132 度 29 分 11 秒
9	西予市	狩江小学校	西予市明浜町狩江2番耕地1350	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 19 分 11 秒	東経 132 度 27 分 57 秒
10	西予市	宇和球場	西予市宇和町卯の町五丁目118番地	緊急(準適地)	2	1	北緯 33 度 21 分 38 秒	東経 132 度 31 分 23 秒
11	西予市	大野ヶ原小学校	西予市野村町大野ヶ原217	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 28 分 47 秒	東経 132 度 52 分 15 秒
12	西予市	野村中筋グラウンド	西予市野村町野村23	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 24 分 41 秒	東経 132 度 38 分 18 秒
13	西予市	野村貝吹グラウンド	西予市野村町鎌田613	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 24 分 20 秒	東経 132 度 40 分 58 秒
14	西予市	野村横林グラウンド	西予市野村町予子林5557	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 25 分 33 秒	東経 132 度 43 分 13 秒
15	西予市	浜筋小学校	西予市野村町鳥鹿野870	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 24 分 15 秒	東経 132 度 35 分 15 秒
16	西予市	野村畜産総合振興センター	西予市野村町阿下6-126	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 23 分 18 秒	東経 132 度 39 分 07 秒
17	西予市	野井川農村広場	西予市城川町野井川2868-2	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 26 分 14 秒	東経 132 度 47 分 18 秒
18	西予市	川津南高齢者等生活支援促進施設	西予市城川町川津南2027-1	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 22 分 53 秒	東経 132 度 49 分 11 秒
1	宇和島市	丸山公園 野球場 運動広場ソフトボール場 多目的グラウンドサッカー場 ふれあい広場 陸上競技場	宇和島市和重町555-1	広域拠点	3	1	北緯 33 度 13 分 45 秒	東経 132 度 34 分 33 秒
2	宇和島市				2	—	北緯 33 度 13 分 43 秒	東経 132 度 34 分 28 秒
3	宇和島市				4	—	北緯 33 度 13 分 39 秒	東経 132 度 34 分 42 秒
4	宇和島市				1	—	北緯 33 度 13 分 39 秒	東経 132 度 34 分 47 秒
5	宇和島市				4	2	北緯 33 度 13 分 44 秒	東経 132 度 34 分 45 秒
6	宇和島市	丸山公園運動広場ソフトボール場	宇和島市和重町555-1	地域拠点	2	—	北緯 33 度 13 分 43 秒	東経 132 度 34 分 28 秒
7	宇和島市	津島公園	宇和島市津島町近家1717番地の1	地域拠点	1	—	北緯 33 度 07 分 19 秒	東経 132 度 30 分 37 秒
8	宇和島市	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	地域拠点	1	—	北緯 33 度 12 分 55 秒	東経 132 度 33 分 54 秒
9	宇和島市	丸山公園ふれあい広場	宇和島市和重町555-1	地域拠点	1	—	北緯 33 度 13 分 39 秒	東経 132 度 34 分 47 秒
10	宇和島市	嘉島ヘリポート	宇和島市戸島4173.4174番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 13 分 27 秒	東経 132 度 21 分 45 秒
11	宇和島市	宮下ふれあい広場	宇和島市宮下乙2605	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 12 分 17 秒	東経 132 度 32 分 37 秒
12	宇和島市	旧宇和海中学校	宇和島市下波2952-1	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 10 分 15 秒	東経 132 度 27 分 54 秒
13	宇和島市	戸島小学校	宇和島市戸島2335	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 12 分 09 秒	東経 132 度 21 分 38 秒
14	宇和島市	大入キャンプ場	宇和島市日振島	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 10 分 21 秒	東経 132 度 17 分 08 秒
15	宇和島市	吉田球場	宇和島市吉田町鶴間字浦田新63	緊急(準適地)	2	1	北緯 33 度 17 分 03 秒	東経 132 度 31 分 57 秒
16	宇和島市	三間町運動公園	宇和島市三間町黒井地1542	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 18 分 36 秒	東経 132 度 35 分 48 秒
17	宇和島市	吉田公園自由広場	宇和島市吉田町鶴間字浦田新63	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 16 分 58 秒	東経 132 度 32 分 06 秒
18	宇和島市	奥南公民館グラウンド	宇和島市吉田町奥浦甲1-1	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 16 分 13 秒	東経 132 度 29 分 31 秒
19	宇和島市	喜佐方公園	宇和島市吉田町河内甲72-1	緊急(準適地)	2	1	北緯 33 度 17 分 31 秒	東経 132 度 31 分 17 秒
20	宇和島市	玉津小学校グラウンド	宇和島市吉田町法花津7-333	緊急(準適地)	2	1	北緯 33 度 19 分 07 秒	東経 132 度 31 分 13 秒
21	鬼北町	奈良川河川敷	鬼北町近永 奈良川河川敷	緊急(適地)	2	—	北緯 33 度 15 分 21 秒	東経 132 度 41 分 10 秒
22	鬼北町	三島小学校	鬼北町延川43-1	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 18 分 17 秒	東経 132 度 44 分 40 秒
23	鬼北町	川口集会所	鬼北町父野川下1232番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 19 分 25 秒	東経 132 度 49 分 21 秒
24	鬼北町	愛治小学校	鬼北町清水351番地	緊急(準適地)	2	1	北緯 33 度 18 分 08 秒	東経 132 度 41 分 10 秒
25	鬼北町	鬼北総合公園	鬼北町永野市1290-1	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 14 分 46 秒	東経 132 度 40 分 58 秒
26	鬼北町	日吉農村広場	鬼北町上鍵山734	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 20 分 25 秒	東経 132 度 47 分 05 秒
27	鬼北町	喜母里	鬼北町大字父野川上98番地	緊急(準適地)	2	—	北緯 33 度 19 分 25 秒	東経 132 度 52 分 04 秒
28	松野町	松野豊岡ヘリポート	松野町大字豊岡4606番地	緊急(適地)	1	—	北緯 33 度 13 分 29 秒	東経 132 度 42 分 17 秒
29	松野町	松野南小学校	松野町大字目黒1460番地	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 09 分 35 秒	東経 132 度 41 分 50 秒
1	愛南町	僧都川河川敷	愛南町城辺甲2433-1番地先	地域拠点	2	—	北緯 32 度 57 分 53 秒	東経 132 度 35 分 04 秒
2	愛南町	城辺球技場	愛南町蓮乗寺298-1	地域拠点	1	—	北緯 32 度 57 分 02 秒	東経 132 度 35 分 11 秒
3	愛南町	僧都川右岸河川敷	愛南町城辺乙509番地先	緊急(適地)	1	—	北緯 32 度 57 分 42 秒	東経 132 度 34 分 22 秒
4	愛南町	福浦埋立地	愛南町福浦981-2	緊急(適地)	1	—	北緯 32 度 55 分 03 秒	東経 132 度 29 分 52 秒
5	愛南町	内海運動公園グラウンド	愛南町柏366	緊急(準適地)	1	—	北緯 33 度 01 分 05 秒	東経 132 度 29 分 45 秒
6	愛南町	第3号南レク都市公園多目的広場	愛南町蓮乗寺295	緊急(準適地)	4	2	北緯 32 度 57 分 11 秒	東経 132 度 35 分 00 秒
7	愛南町	組合立篠山小学校	愛南町正木1276	緊急(準適地)	1	—	北緯 32 度 59 分 49 秒	東経 132 度 41 分 05 秒

## 16-7 県内の孤立の恐れがある地区内における臨時ヘリポート一覧

番号	市町名	臨時ヘリポート名称	所在地	位置(緯度)	位置(経度)
1	新居浜市	大島港	新居浜市大島甲1541番地先	北緯 33 度 59 分 41 秒	東経 133 度 21 分 59 秒
2	新居浜市	大島埋め立て地	新居浜市大島甲1601番地先	北緯 33 度 59 分 25 秒	東経 133 度 21 分 40 秒
3	新居浜市	成運動公園	新居浜市別子山乙304-8	北緯 33 度 51 分 46 秒	東経 133 度 26 分 31 秒
4	新居浜市	池田公園広場	新居浜市船木1533	北緯 33 度 56 分 14 秒	東経 133 度 20 分 30 秒
5	新居浜市	あかがねの里東平	新居浜市立川町653-1	北緯 33 度 52 分 33 秒	東経 133 度 18 分 58 秒
6	久万高原町	榎谷分校跡	久万高原町菅生5番耕地484-2	北緯 33 度 39 分 10 秒	東経 132 度 57 分 14 秒
7	久万高原町	大成神社	久万高原町大成633	北緯 33 度 41 分 56 秒	東経 133 度 03 分 59 秒
8	大洲市	大駄馬ふれあい広場	大洲市肱川町予子林119番地	北緯 33 度 26 分 45 秒	東経 132 度 41 分 41 秒
9	大洲市	河辺中学校	大洲市河辺町河都375番地	北緯 33 度 30 分 07 秒	東経 132 度 45 分 13 秒
10	八幡浜市	八幡浜市古谷	八幡浜市松柏丁139番地1	北緯 33 度 28 分 34 秒	東経 132 度 27 分 13 秒
11	八幡浜市	八幡浜市古藪	八幡浜市川之内3番耕地261番地	北緯 33 度 27 分 11 秒	東経 132 度 29 分 22 秒
12	西予市	城川自然ロッジ	西予市城川町窪野2560	北緯 33 度 24 分 25 秒	東経 132 度 47 分 34 秒

## 16-8 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第2号の規定に基づき、愛媛県がその区域内の市町（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の要請に応じ、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いて当該市町の消防を支援（以下「支援」という。）する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の範囲)

第2条 愛媛県知事（以下「知事」という。）が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動

(支援の要請)

第3条 支援を必要とする市町長（市町長の委任を受けた消防長を含む。以下同じ。）は、愛媛県防災航空事務所に対し、電話等により、次の事項を明らかにして要請を行うものとする。

- (1) 災害等の発生日時、場所
- (2) 活動種別、状況
- (3) 発生現場の気象状況
- (4) 航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制
- (5) 現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 支援に要する資機材の種別・数量
- (7) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 知事は、市町長の要請に基づき、航空機が活動可能な場合で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められる場合には、消防防災航空隊を派遣する。

2 市町長の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町長に連絡するものとする。

(支援の始期及び終期並びに消防防災航空隊員の指揮)

第5条 支援は、市町長の要請により、航空機が定置場を出発したときに始まり、定置場に帰着したときに終わるものとする。ただし、航空機が定置場以外の場所にある場合に、市町長の要請により活動目的を変更すべき命令があったときは、そのときから支援が始まり、支援活動中に愛媛県の業務に復帰

する命令があったときは、そのときをもって支援が終わるものとする。

- 2 前条第1項の規定により支援する場合において、被災地における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町長の定める現場最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している消防防災航空隊長（消防防災航空隊長が航空機に搭乗していないときにあつては、当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選任された者）が、航空機の活動に重大な支障があると認めたときは、その旨現場最高指揮者に通告するものとする。

（経費負担）

- 第6条 この協定に基づく航空機の運航経費は、愛媛県が負担するものとする。  
（市町の職員派遣）

- 第7条 消防防災航空隊を編成するため、市町は、別に定める職員派遣計画に基づき、市町の消防職員を県に派遣するものとする。

- 2 派遣職員に係る人件費（航空手当、休日給及び超過勤務手当を除く。）については、別に定める職員派遣に関する協定書に基づき、派遣元の市町が負担するものとする。

（活動補助要員の確保等）

- 第8条 知事に支援要請を行った市町長は、消防防災航空隊と緊密な連携をとるとともに、次の事項を処理するものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手段の確保
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他航空機の活動に必要な事項

- 2 航空機の活動が長期間にわたり、また、長期間にわたることが予想される場合には、消防防災航空隊員の疲労を軽減するため、知事は、支援要請を行った市町長に対し、活動補助要員の確保を要請することができる。

- 3 知事からの要請を受けた市町長は、愛媛県消防広域相互応援協定（以下「応援協定」という。）に基づき、他の市町長に対し、消防防災航空隊員の経験を有する職員等の派遣を要請することができる。

- 4 派遣要請を受けた市町長は、業務に特段の支障がない限り、職員を派遣しなければならない。

- 5 前項の派遣に要する経費の負担については、応援協定の定めるところによる。

（協定市町の変更に伴う取扱い）

- 第9条 市町の合併、消防体制の変更等により協定市町に変更が生じた場合においても、特段の申し出がない限り、変更後の市町がこの協定を継承するものとする。

（協定の改廃及び疑義）

- 第10条 この協定の改廃、あるいは協定に関する疑義については、その都度、愛媛県及び市町が協議のうえ決定するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成8年10月1日付けで締結した「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」は、平成18年3月31日をもって廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、知事及び市町長が記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成18年3月1日

愛媛県

愛媛県知事 加戸守行  
今治市  
今治市長 越智忍  
八幡浜市  
八幡浜市長 高橋英吾  
西条市  
西条市長 伊藤宏太郎  
伊予市  
伊予市長 中村佑  
西予市  
西予市長 三好幹二  
上島町  
上島町長 上村俊之  
松前町  
松前町長 白石勝也  
内子町  
内子町長 河内紘一  
松野町  
松野町長 岡武男  
愛南町  
愛南町長 谷口長治  
八幡浜地区施設事務組合  
組合長 高橋英吾  
伊予消防等事務組合  
組合長 中村佑

松山市

松山市長 中村時広  
宇和島市  
宇和島市長 石橋寛久  
新居浜市  
新居浜市長 佐々木龍  
大洲市  
大洲市長 大森隆雄  
四国中央市  
四国中央市長 井原巧  
東温市  
東温市長 高須賀功  
久万高原町  
久万高原町長 玉水寿清  
砥部町  
砥部町長 中村剛志  
伊方町  
伊方町長職務代理者 助役 清水博義  
鬼北町  
鬼北町長 松浦甚一  
宇和島地区広域事務組合  
組合長 石橋寛久  
大洲地区広域消防事務組合  
組合長 大森隆雄

# 愛媛県航空運用調整班活動計画

平成30年4月

愛媛県

# 愛媛県航空運用調整班活動計画

## 1 目的

この計画は、愛媛県内で、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害等が発生し、複数機関のヘリコプター又は固定翼機（以下「ヘリ等」という。）が災害対策活動に従事する必要がある場合において、愛媛県災害対策本部（以下「本部」という。）におけるヘリ等の安全かつ効率的な航空運用調整を迅速に行うため、愛媛県地域防災計画に規定する愛媛県航空運用調整班（以下「運用調整班」という。）について必要な事項を定める。

なお、この計画は、運用調整班に参画する主たる本部関係部（以下「関係部」という。）及び協力機関（以下「参画機関等」という。）が独自に行う災害対策活動を妨げない。

## 2 運用調整班の設置

- (1) 県は、県内で大規模災害等が発生し、本部要綱に基づき本部を設置した場合において、複数のヘリ等が災害対策活動に従事し、安全運航及び効率的な運用調整を迅速に行う必要があるとき、災害対策本部統括司令部統括調整・司令室広域応援・救助班内に運用調整班を設置する。
- (2) 運用調整班設置の決定は、副統括司令（防災安全統括部長）が行う。
- (3) 運用調整班は、班長及び班長補佐並びに別紙1の関係部から派遣された要員（以下「調整班員」という。）で構成するものとする。
- (4) 運用調整班の班長は、消防防災安全課防災航空事務所長をもって充てる。ただし、班長に事故等がある場合は、本部長が指名した者をもって充てる。
- (5) 班長補佐は、愛媛県消防防災航空隊隊長又は副隊長をもって充てる。
- (6) 消防防災航空隊員は、原則として、松山空港にヘリベースを開設する。  
また、受援体制が整った後、必要な情報の提供等、運用調整班の補助を行う。
- (7) 運用調整班は、別紙2の協力機関から派遣された要員（以下「協力要員」という。）を通じ、協力機関と連携を図る。
- (8) 運用調整班は、「大規模災害時のドクターヘリ運用体制構築に係る指針（厚生労働省）」の趣旨を踏まえる。

## 3 運用調整班の任務

- (1) ヘリ等を必要とする災害状況の把握及び出動ヘリの調整
- (2) ヘリ等の安全運航に関する調整
- (3) ヘリ等の参集場所（空港、場外離着陸場）及び活動拠点等の調整
- (4) 燃料補給体制の調整
- (5) 場外離着陸場及び活動拠点等での地上支援活動の調整
- (6) その他必要な事項

## 4 調整班員及び協力要員の参集等

- (1) 本部は、運用調整班を設置した場合には、参画機関等に対して運用調整班の設置を通知するとともに、調整班員及び協力要員（以下「調整班員等」という。）の参集を

要請するものとする。

(2) 参画機関等は、調整班員等の参集の可否を本部に報告するとともに、次に掲げる情報等を必要に応じ、提供するものとする。

- ① 収集した災害情報及び映像
- ② 既の実施した災害対策活動状況
- ③ 今後予定している災害対策活動及び飛行計画
- ④ ヘリ等の性能・装備情報及び整備までの飛行残時間情報
- ⑤ 使用予定駐機場所及び場外離着陸場
- ⑥ 燃料給油計画
- ⑦ その他必要な事項

## 5 災害対策活動

参画機関等は、本部の活動方針に基づき、次の任務を行うものとする。

- (1) 情報収集活動
- (2) 消火活動
- (3) 救助活動
- (4) 救急活動
- (5) 緊急人員（部隊）搬送
- (6) 緊急物資輸送
- (7) その他ヘリ等による活動が有効と認められる活動（ヘリベース、SCU等の後方支援活動及び避難誘導等の広報活動等）

## 6 ヘリ等の運用

(1) 要請事案の割振調整

- ① ヘリ等の出動要請の要否については運用調整班において企画立案し、災害対策本部統括司令部統括調整・司令室作戦司令グループ長が意思決定し、副統括司令まで報告する。
- ② 運用調整班は、被害状況を踏まえ、参画機関等と調整の上、要請事案のうち、優先すべき事案からヘリ等の割振りを行う。事案の割振りは、各参画機関等に対して行い、各機体への任務付与は、各機関において行う。
- ③ 運用調整班は、多数の要請が集中した場合は、参画機関等と協議の上、担当する区域分け又は任務割、時間割等の調整を行う。
- ④ 運用調整班は、災害対策本部統括司令部統括調整・司令室作戦司令グループ等本部と適宜情報共有を図る。

(2) 重視する運用

① 情報収集、人命救助

- ア 被害状況が確認されていない地域（情報空白域）に対する情報収集
- イ 陸路到達困難区域での空からの消火・救助・救急活動のためのヘリ等の配分
- ウ 人命救助のための部隊の輸送及びDMA T参集のためのヘリ等の活用

② 医療搬送

広域医療搬送のためのヘリ等の活用（傷病者の発生状況やSCUへの患者の搬送状況を踏まえたヘリ等の追加配分を含む）



## 7 安全対策

運用調整班は、ヘリ等の運航に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 安全運航確保のための航空情報（ノータム）やサイレントタイムの発出
- (2) 飛行計画及び災害対策活動に係る高度区分
- (3) 使用航空波その他の無線運用の調整
- (4) ヘリコプター動態管理システムによる機体管理及び情報共有
- (5) フライトサービスの開設
- (6) 参画機関等以外（報道関係機関等）のヘリ等の活動状況の把握及び調整（救助現場、松山空港等周辺の飛行の自粛要請、松山空港への離着陸・給油の自粛要請）
- (7) その他安全運航に関する事項

## 8 受援体制

- (1) 松山空港（ヘリベース）における受援体制

運用調整班は、ヘリ等が松山空港に集結する場合は、県消防防災航空隊に対して次の事項の調整を指示するものとする。

- ① 駐機場所の調整
- ② 夜間及び空港運用時間外の運航に係る調整
- ③ 燃料の確保及び給油方法
- ④ 応援航空隊員等の待機場所の確保
- ⑤ その他必要な事項

- (2) 場外離着陸場（フォワードベース、ランディングポイント及び活動拠点等）における受援体制

運用調整班は、ヘリ等が場外離着陸場に集結又は活動拠点として使用する場合は、県消防防災航空隊に対して次の事項の調整を指示するものとする。

- ① 駐機可能機数
- ② 管轄消防本部等の支援
- ③ 連絡可能な無線及び周波数
- ④ 燃料の確保及び給油方法
- ⑤ 応援航空隊員等の待機場所の確保
- ⑥ その他必要な事項

## 9 運用調整班の活動終了

本部は、災害の推移等により、ヘリ等の災害対策活動等の調整を要しないこととなった場合は、運用調整班を解散する。

## 10 その他

県は、本部の設置に至らない災害発生時においても、参画機関等が保有するヘリ等が県内で災害対策活動に従事する可能性がある場合には、本計画を準用する。

### 附 則

この計画は、平成30年4月1日から施行する。

## 愛媛県航空運用調整班 主たる災害対策本部関係部 一覧

統括司令部（県防災危機管理課、県消防防災安全課）  
災害医療対策部（県医療対策課、県県立病院課（県DMAT調整本部を含む。））  
公安警備対策部（県警察本部）

※ 災害規模等に応じ、拡大・縮小する

## 愛媛県航空運用調整班 協力機関 一覧

陸上自衛隊 第14旅団 第14特科隊  
第六管区海上保安本部  
同松山海上保安部（代表）  
同今治海上保安部  
同宇和島海上保安部  
代表消防機関（松山市消防局 警防課）  
大阪航空局 松山空港事務所

※ 災害規模等に応じ、拡大・縮小する。

海上保安庁については、主として松山海上保安部が担当し、松山海上保安部の対応が困難な場合、他の海上保安部が担当する。

## 用語の解説

### ● 広域医療搬送

被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うため関係機関の協力の下で行う活動であり、自衛隊機等による航空搬送時の診療、SCUにおける診療、SCUの運営等を含む。広域医療搬送は、被災地域及び被災地域外の民間や自衛隊の空港等に広域医療搬送拠点を設置して行う。

### ● サイレントタイム

要救助者の発する声や物音を聞くため、飛行を中止又は静かな状態にする時間。

### ● ノータム（航空情報）

国土交通大臣が航空機乗組員に対して提供する航空機の運航のために必要な情報をいう。

### ● フォワードベース（FB）

被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全にかつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。

被災地近傍において、航空活動を安全かつ効率的に行うことを目的として設置する補給点・給油点などに使用する臨時離着陸場を対象とする。

### ● フライトサービス

ヘリ等が安全・円滑に活動できるよう局地的にその周辺空域に関する情報提供を行うため場外離着陸場に設置される情報提供所。

周辺空域に関する情報とは、気象、他機の活動状況及び離着陸に係る支援情報等。フライトサービスを設置する場合には、航空情報（ノータム）により周知を行う。

### ● ヘリベース（HB）

災害の終始を通じて、ヘリコプター運用に関する指揮（指示・任務付与）を実施し、かつ駐機、給油、装備及び宿泊（近隣宿泊を含む）が可能な拠点及び航空隊の進出拠点（集結場所）をいう。

通常は、空港、ヘリポート、自衛隊基地等に設置し、状況により公園、河川敷等の野外に設置することもある。

### ● ランディングポイント（LP）

ヘリベース（HB）、フォワードベース（FB）以外で、救助者や緊急物資の陸上部隊引継ぎなどの災害対応のための離着陸を行う地点をいう。

### ● DMAT

災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム（医師、看護師、業務調整員）。

● SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）

航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、必要に応じて被災地域及び被災地域外の航空搬送拠点に広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

# 17-1

## 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書

愛媛県（以下「県」という。）及び愛媛県内の市町（以下「市町」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市町において災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定による応援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災市町に代行しての情報の発信
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 災害の状況
  - (2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等）
  - (3) 応援を求める期間及び場所
  - (4) その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、県に応援を要請するいとまがないときは、他の市町に直接要請できるものとし、事後において速やかに県に報告するものとする。
- 3 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ、災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。
- 4 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨を通知するものとする。

（要請を受けた県及び市町の役割）

第4条 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や応急措置に必要な物資等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するものとする。

- 2 要請を受けた市町は、速やかに、被災市町に応援を行うものとする。

(経費の負担等)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

2 被災市町において応援に要した費用を支弁するいとまがない場合その他やむを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(補則)

第6条 この協定は、愛媛県消防広域相互応援協定その他の災害時の応援に関する協定を妨げるものではない。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県及び各市町が協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成28年2月17日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を21通作成し、愛媛県知事及び各市町長が署名押印して、各自その1通を保有する。

平成28年2月17日

愛媛県知事	中村 時広
松山市長	野志 克仁
今治市長	菅 良二
宇和島市長	石橋 寛久
八幡浜市長	大城 一郎
新居浜市長	石川 勝行
西条市長	青野 勝
大洲市長	清水 裕
伊予市長	武智 邦典
四国中央市長	篠原 実
西予市長	三好 幹二
東温市長	高須賀 功
上島町長	上村 俊之
久万高原町長	高野 宗城
松前町長	岡本 靖
砥部町長	佐川 秀紀
内子町長	稲本 隆壽
伊方町長	山下 和彦
松野町長	阪本 壽明
鬼北町長	甲岡 秀文
愛南町長	清水 雅文

## 別 紙

### 応 援 経 費 の 負 担 等 基 準

#### 1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項の経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。

ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、応援市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が、賠償の責めに任ずる。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定める。

#### 2 経費の一時繰替支弁等

(1) 応援市町は、第5条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被災市町に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号及び第2号に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第3号に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号に係るもの	1に定める経費
第2条第5号に係るもの	借上料
第2条第6号及び第7号に係るもの	実施に要した経費

(2) (1)の請求は、応援市町の市町長名による請求書により、被災市町に請求するものとする。

(3) (1)及び(2)により難いときは、被災市町及び応援市町が協議して定める。

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定  
に基づく運用マニュアル

平成28年8月



# 目 次

## 第1章 基本的な考え方

## 第2章 応援要請等の手続

- (1) 被災市町の所属するブロック内の市町が、県を通して応援する場合 . . . . . 2
- (2) 被災市町の所属するブロック以外の市町が、県を通して応援する場合 . . . . . 4
- (3) 被災市町を所管する地方局等が被災し、調整が行うことができない場合 . . . . . 7
- (4) 被災市町からの要請を待たず、県が調整を行い、応援する場合 . . . . . 9
- (5) 被災市町が県を通さず、他の市町に応援要請し、市町が直接応援する場合 . . . . . 11
- (6) 被災市町からの応援要請を待たず、市町が直接応援する場合 . . . . . 13

### 【様式】

- (様式1号) 応援要請書 . . . . . 15
- 応援要請(計画)内訳書 . . . . . 16
- (様式2号) 応援通知書 . . . . . 19
- (様式3号) 応援要請報告書 . . . . . 20
- (様式4号) 応援実施通知書 . . . . . 21
- (様式5号) 応援調整書 . . . . . 22
- (様式6号) 応援調整回答書 . . . . . 23
- (様式7号) 応援実施要請書 . . . . . 24
- (様式8号) 応援活動報告書 . . . . . 25
- (様式9号) 応援経費請求書 . . . . . 26

### 【別記】

- 別記様式 応援要請連絡窓口一覧表 . . . . . 27

### 【資料】

- 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定 . . . . . 30
- 愛媛県災害時情報収集職員派遣要領 . . . . . 33

## 第1章 基本的な考え方

- (1) 災害等が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では、十分な応急措置等が実施できない場合、市町相互の応援措置等を迅速かつ的確に実施するため、「災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定」に基づき、被災市町の応援要請手続方法や手続きに関する様式等を記載したマニュアルを定める。
- (2) 本マニュアルは、合同訓練等を通じた検証や県、市町などの防災関係機関との協議等の結果を踏まえ、随時見直しを行う。
- (3) 県内で多数の市町が同時に被災した大規模広域災害時については、四国4県の応援協定や、全国知事会の協定等に基づく調整の下で広域支援・受援を行うことになるが、本マニュアルに定める応援・受援に係る標準的な体制・活動手順等を基本に、柔軟に対応することとする。
- (4) 本マニュアルに定める諸手続きは、書面による実施を前提としているが、書面を作成するいとまがない場合は、電話等により必要事項を伝達し、事後速やかに書面を提出するものとする。
- (5) 本マニュアルでは、基本的な応援体制を県地方局・支局毎の市町で組織することとし、県内市町を下記のとおりブロック分けをするものとする。

愛媛県地方局・支局（ブロック）	所管市町
東予地方局	新居浜市、西条市、四国中央市
東予地方局今治支局	今治市、上島町
中予地方局	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
南予地方局	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
南予地方局八幡浜支局	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町

- (6) 県及び市町は、応援要請に関する連絡窓口を、あらかじめ（別記様式）応援要請連絡窓口一覧により定めておくものとする。
- (7) 本マニュアルと内容が重なる個別の協定、要領、計画等がある場合は、本マニュアルの内容によりその効力を妨げないものとする。

## 第2章 応援要請等の手続

### (1) 被災市町の所属するブロック内の市町が、県を通して応援する場合

被災市町に、被災市町を所管する愛媛県地方局(支局)(以下「県地方局等」という。)から連絡員が派遣されている場合、県地方局等と被災市町とのやりとりは、原則連絡員を通して行うこととする。

#### ■手順1 被災市町からの応援要請

応援を要請しようとする被災市町は、応援要請書(様式第1号)及び応援要請(計画)内訳書を、県本庁(被災市町を所管する県地方局等を経由)に提出するものとする。

#### ■手順2 応援市町の調整(県地方局等→市町)

県地方局等は、県本庁への報告後、速やかに応援要請のあった被災市町以外のブロック内の市町の被害状況等を確認の上、応援調整書(様式第5号)を送付し、応援実施の検討を依頼する。なお送付に際しては、被災市町から提出を受けた応援要請書(様式第1号)及び応援要請(計画)内訳書を添付するものとする。

#### ■手順3 応援市町の調整(市町→県地方局等)

手順2による依頼を受けた市町は、応援調整回答書(様式第6号)及び応援要請(計画)内訳書により、応援の可否及び内容を県地方局等に回答するものとする。その際、応援要請(計画)内訳書の様式に記入できない場合は、任意の様式を添付して回答するものとする。

#### ■手順4 応援市町の決定

手順3による回答を受けた県地方局等は、速やかにその内容を県本庁に報告し、応援可能な市町及び応援内容を協議した上で、県本庁が応援市町を決定するものとする。

#### ■手順5 応援市町への応援要請

県本庁は、手順4により応援市町と応援内容を決定し次第、応援実施要請書(様式第7号)及び応援要請(計画)内訳書を応援市町に送付し、被災市町に対する応援要請を行うものとする。

その際、応援要請(計画)内訳書の様式に記入できない場合は、任意の様式で要請するものとする。

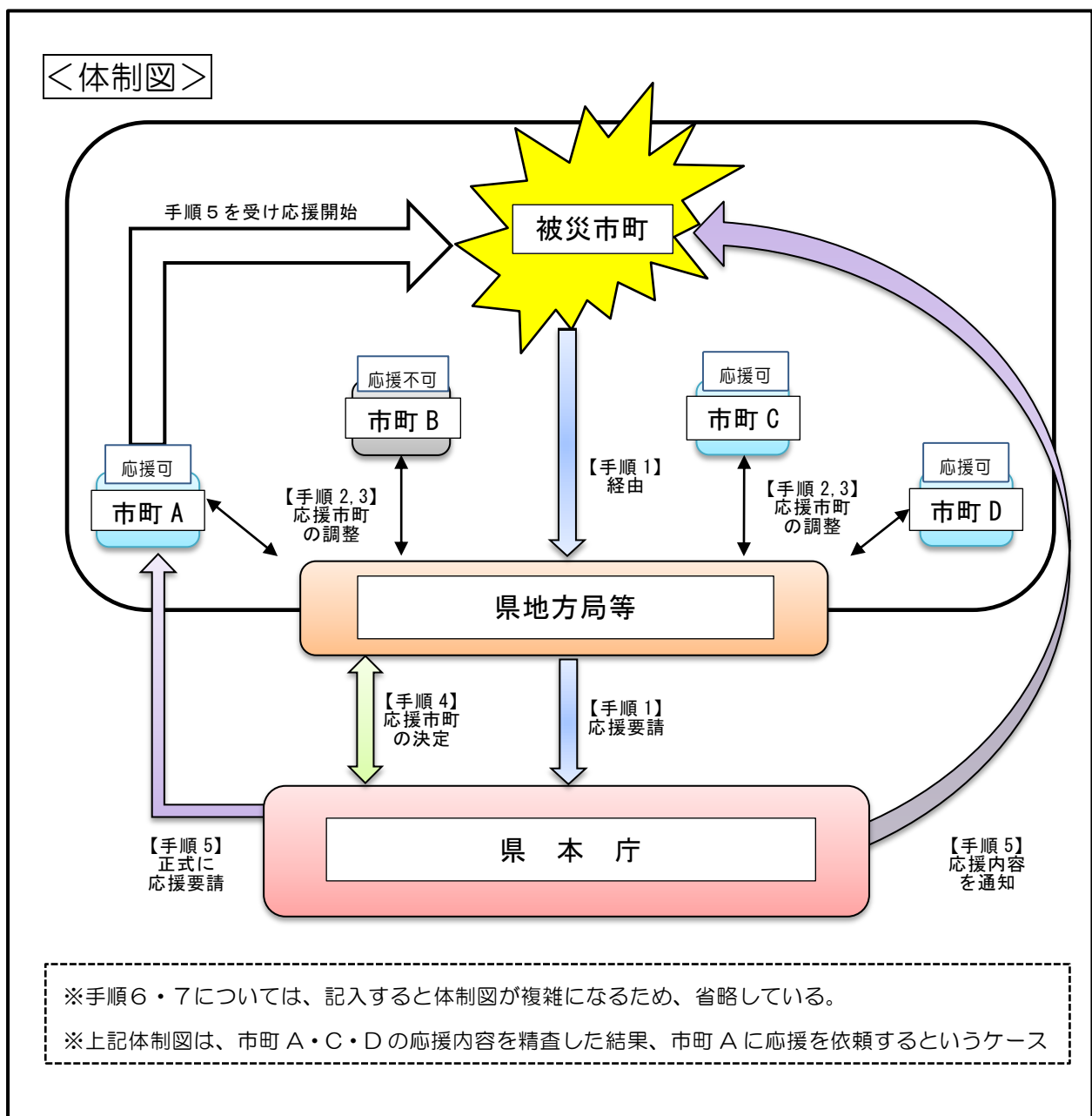
また、県本庁は上記の要請を行った後、速やかに応援通知書(様式第2号)及び応援要請(計画)内訳書を被災市町に送付し、応援内容等を通知するものとする。

## ■手順6 応援活動の報告

応援を行った市町は、応援活動報告書（様式第8号）を被災市町及び県本庁（被災市町を所管する県地方局等を経由）に提出し、応援した内容等を報告するものとする。

## ■手順7 応援経費の請求手続

応援市町は、被災市町の要請により、応援費用の一時繰替支弁を行った場合、応援経費請求書（様式第9号）により被災市町に対し、費用の請求を行うものとする。



## (2) 被災市町の所属するブロック以外の市町が、県を通して応援する場合

被災市町に、被災市町を所管する県地方局等から連絡員が派遣されている場合、県地方局等と被災市町とのやりとりは、原則連絡員を通して行うこととする。

### ■手順1 被災市町からの応援要請

応援を要請しようとする被災市町は、応援要請書（様式第1号）及び応援要請（計画）内訳書を、県本庁（被災市町を所管する県地方局等を経由）に提出するものとする。

### ■手順2 応援市町の調整（県地方局等→市町）

県地方局等は、県本庁への報告後、速やかに応援要請のあった被災市町以外のブロック内の市町の被害状況等を確認の上、応援調整書（様式第5号）を送付し、応援実施の検討を依頼する。なお送付に際しては、被災市町から提出を受けた応援要請書（様式第1号）及び応援要請（計画）内訳書を添付するものとする。

また、県地方局等は、応援が可能な市町を確認した上で、ブロック内での応援が不可能又は不十分であると判断した場合、他ブロックの市町による応援を調整するよう、県本庁に要請する。その際、県地方局等は、不足する応援内容を応援要請（計画）内訳書に記入し、県本庁に報告するものとする。

### ■手順3 他ブロックの市町への応援調整依頼

手順2による報告を受けた県本庁は、他ブロックを所管する県地方局等に連絡し、当該ブロック内の市町の応援の可否を確認するよう指示するものとする。その際、手順1で提供された応援要請書（様式第1号）及び手順2で提出された応援要請（計画）内訳書を送付するものとする。

### ■手順4 他ブロックの市町への応援調整

手順3による指示を受けた県地方局等は、速やかにブロック内の市町の被害等の有無を確認の上、応援調整書（様式第5号）をブロック内の市町に送付し、応援の可否を依頼するものとする。その際、手順3で提供を受けた応援要請書（様式第1号）及び応援要請（計画）内訳書を添付するものとする。

### ■手順5 応援市町の調整（市町→県地方局等）

手順4による依頼を受けた市町は、応援調整回答書（様式第6号）及び応援要請（計画）内訳書により、応援の可否及び内容を県地方局等に回答するものとする。その際、応援要請（計画）内訳書の様式に記入できない場合は、任意の様式を添付し回答するものとする。

## ■手順6 応援市町の決定

手順5による回答を受けた県地方局等は、速やかにその内容を県本庁に報告し、応援可能な市町及び応援内容を協議した上で、県本庁が応援市町を決定するものとする。

決定した内容は、県本庁から、被災市町を所管する県地方局等に情報提供するものとする。

## ■手順7 応援市町への応援要請

県本庁は、手順6により、応援市町と応援内容を決定し次第、応援実施要請書（様式第7号）及び応援要請（計画）内訳書を応援市町に送付し、要請を行うものとする。

その際、応援要請（計画）内訳書の様式に記入できない場合は、任意の様式で要請するものとする。

また、県本庁は上記の要請を行った後、速やかに、応援通知書（様式第2号）及び応援要請（計画）内訳書を被災市町に送付し、応援内容等を通知するものとする。

## ■手順8 応援活動の報告

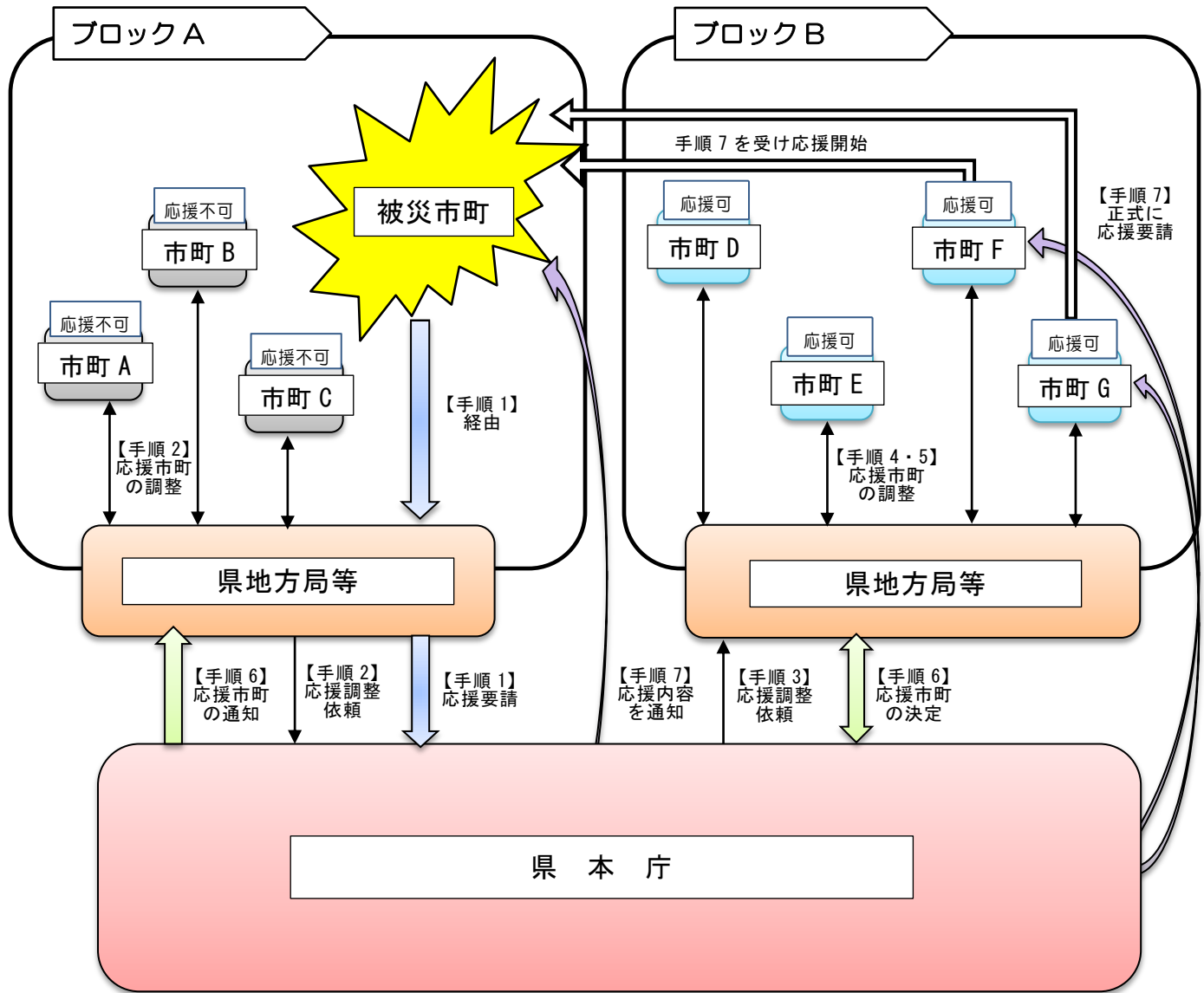
応援を行った市町は、応援活動報告書（様式第8号）を被災市町及び県本庁（応援市町を所管する県地方局等を経由）に提出し、応援した内容等を報告するものとする。

また、県本庁は、被災市町を所管する地方局等に写しを送付するものとする。

## ■手順9 応援経費の請求手続

応援市町は、被災市町の要請により、応援費用の一時繰替支弁を行った場合、応援経費請求書（様式第9号）により被災市町に対し、費用の請求を行うものとする。

<体制図>



※手順8・9については、記入すると体制図が複雑になるため、省略している。  
 ※上記体制図は、ブロック A 内の市町が応援できないため、ブロック B の市町に応援要請を行い、応援内容を精査した結果、市町 F、G に応援を依頼するというケース

### (3) 被災市町を所管する地方局等が被災し、調整を行うことができない場合

手順3において被災市町が所属するブロック内の市町の応援では対応が不可能又は不十分と判断した場合は、(2)の手順の3以降の手順を踏襲するものとする。

#### ■手順1 被災市町からの応援要請

応援を要請しようとする被災市町は、応援要請書(様式第1号)及び応援要請(計画)内訳書を県本庁に提出し、要請するものとする。

#### ■手順2 応援市町の調整(県本庁→市町)

県本庁は、速やかに応援要請のあった被災市町以外のブロック内の市町の被害状況等を確認の上、応援調整書(様式第5号)を送付し、応援実施の検討を依頼する。なお送付に際しては、被災市町から提出を受けた応援要請書(様式第1号)及び応援要請(計画)内訳書を添付するものとする。

#### ■手順3 応援市町の調整(市町→県本庁)

手順2による依頼を受けた市町は、応援調整回答書(様式第6号)及び応援要請(計画)内訳書により、応援の可否及び内容を県本庁に回答するものとする。

その際、応援要請(計画)内訳書の様式に記入できない場合は、任意の様式を添付し回答するものとする。

#### ■手順4 応援市町の決定及び応援市町への応援要請

手順3による回答を受けた県本庁は、速やかに、応援可能な市町及び応援内容を決定し、応援実施要請書(様式第7号)及び応援要請(計画)内訳書を応援市町に送付し、要請を行うものとする。その際、応援要請(計画)内訳書の様式に記入できない場合は、任意の様式で要請するものとする。

また、県本庁は上記の要請を行った後、速やかに応援通知書(様式第2号)を被災市町に送付し、応援内容等を通知するものとする。

#### ■手順5 応援活動の報告

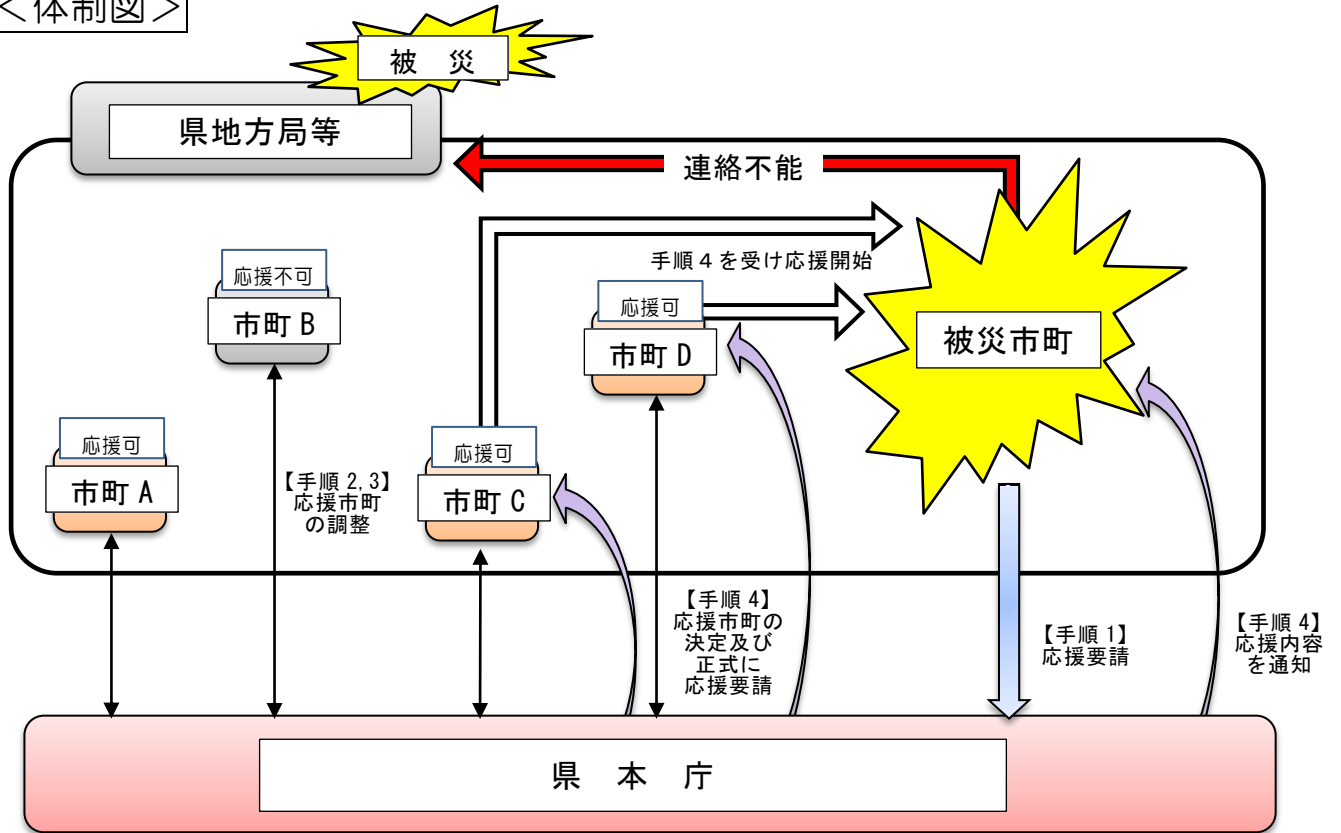
応援を行った市町は、応援活動報告書(様式第8号)を被災市町及び県本庁(応援市町を所管する県地方局等を経由)に提出し、応援した内容等を報告するものとする。

#### ■手順6 応援経費の請求手続

応援市町は、被災市町の要請により、応援費用の一時繰替支弁を行った場合、応援経費請求書(様式第9号)により被災市町に対し、費用の請求を行うものとする。



<体制図>



※手順5・6については、記入すると体制図が複雑になるため、省略している。

※上記体制図は、被災市町を所管する地方局等が被災したため、県本庁が応援市町の調整を行ったケース

#### (4) 被災市町からの要請を待たず、県が調整を行い、応援する場合

以下の手順は、被災市町との通信が断絶しており、愛媛県災害時情報収集職員派遣要領に基づき、被災市町を所管する県地方局等から、被災市町に連絡員が派遣されていることを前提とする。また、手順3において被災市町が所属するブロック内の市町の応援では対応が不可能又は不十分と判断した場合は、(2)の手順3以降の手順を踏襲するものとする。

##### ■手順1 連絡員の要請事項調査

県地方局等は、派遣した連絡員から被災市町の情報を収集し、被災市町への応援の要否を確認し、応援が必要であると判断した場合は、連絡員に応援要請(計画)内訳書を作成させ、県本庁(被災市町を所管する県地方局等を経由)に報告するものとする。

##### ■手順2 県本庁から県地方局等への応援調整指示

手順1による報告を受けた県本庁は、県地方局等にブロック内の市町に応援調整を行うよう、指示するものとする。

##### ■手順3 応援市町の調整(県地方局等→市町)

手順2の指示を受けた県地方局等は、速やかにブロック内の市町の被害状況等を確認の上、応援調整書(様式第5号)を送付し、応援実施の検討を依頼する。なお送付に際しては、被災市町から提出を受けた応援要請書(様式第1号)及び応援要請(計画)内訳書を添付するものとする。

##### ■手順4 応援市町の調整(市町→県地方局等)

手順3による依頼を受けた市町は、応援調整回答書(様式第6号)及び応援要請(計画)内訳書により、応援の可否及び内容を県地方局等に回答するものとする。その際、応援要請(計画)内訳書の様式に記入できない場合は、任意の様式を添付し回答するものとする。

##### ■手順5 応援市町の決定

手順4による回答を受けた県地方局等は、速やかに、その内容を県本庁に報告し、応援可能な市町及び応援内容を協議し、県本庁が応援市町を決定するものとする。

##### ■手順6 応援市町への応援要請

県本庁は、手順5により応援市町と応援内容を決定し次第、応援実施要請書(様式第7号)及び応援要請(計画)内訳書を応援市町に送付して要請を行い、地方局等は、派遣している連絡員を経由し、被災市町に応援要請(計画)内訳書を送付するものとする。その際、応援要請(計画)内訳書の様式に記入できない場合は、任意の様式で要請するものとする。

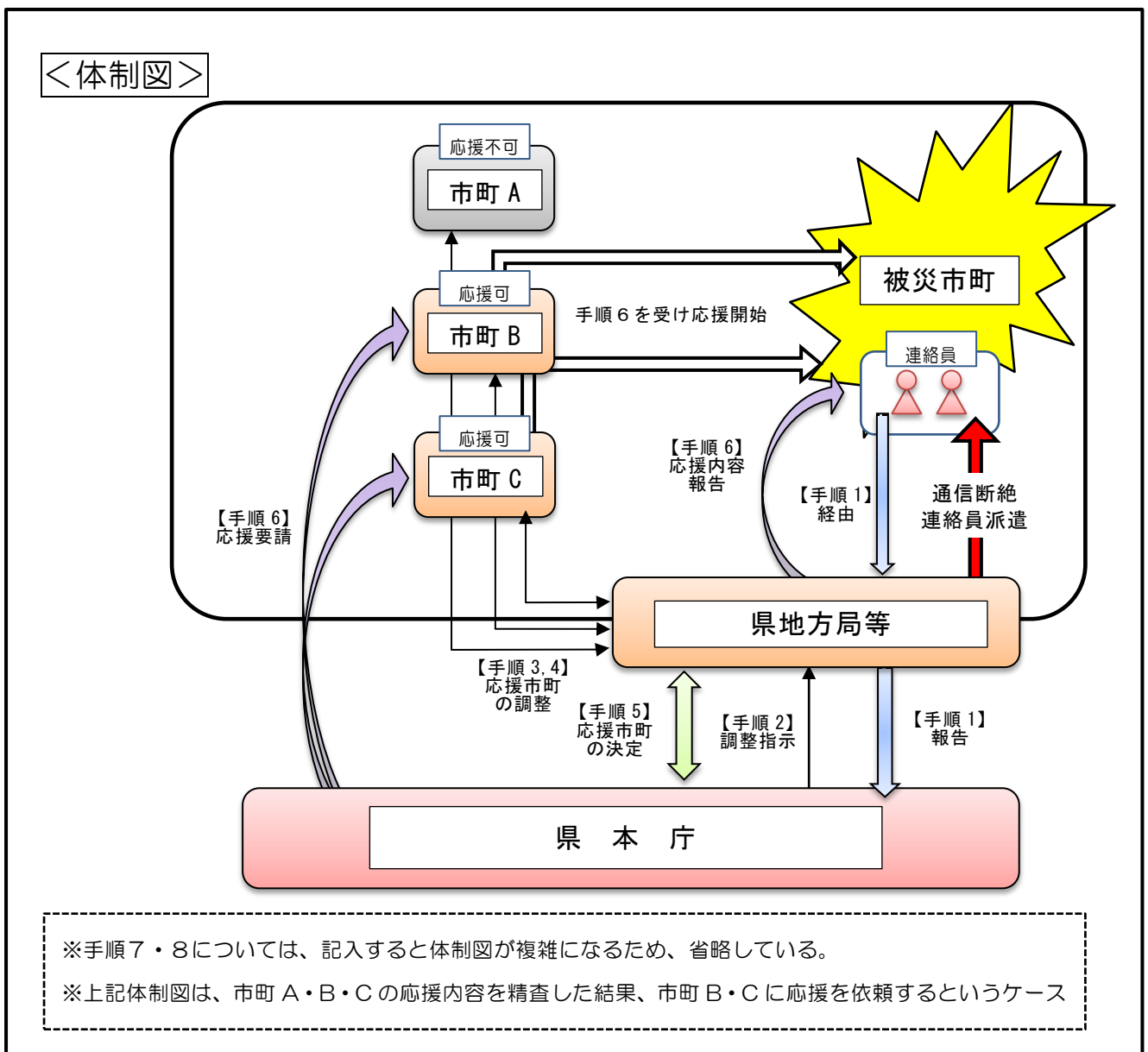
### ■手順7 応援活動の報告

応援を行った市町は、応援活動報告書（様式第8号）を被災市町及び県本庁（応援市町を所管する県地方局等を経由）に報告するものとする。

なお、被災市町が所属するブロック以外の市町に応援要請を行った場合、県本庁は、被災市町を所管する地方局等に写しを送付するものとする。

### ■手順8 応援経費の請求手続

応援市町は、応援費用の一時繰替支弁を行った場合、応援経費請求書（様式第9号）により被災市町に対し、費用の請求を行うものとする。



## (5) 被災市町が県を通さず、他の市町に応援要請し、市町が直接応援する場合

### ■手順1 被災市町からの応援要請

応援を要請しようとする被災市町は、応援要請書（様式第1号）及び応援要請（計画）内訳書を、要請先の市町に提出し要請するものとする。なお、事後において被災市町は、応援要請報告書（様式第3号）を県本庁（応援市町を所管する県地方局等を經由）に提出するものとする。

なお、被災市町が所属するブロック以外の市町に応援要請を行った場合は、上記の報告を受けた県本庁から、応援市町が所属する地方局等に連絡するものとする。

### ■手順2 応援市町から被災市町への通知

応援要請を受けた市町は、応援が可能な場合、応援通知書（様式第2号）及び応援要請（計画）内訳書を被災市町に送付し、応援内容等を通知するものとする。

### ■手順3 応援活動の報告

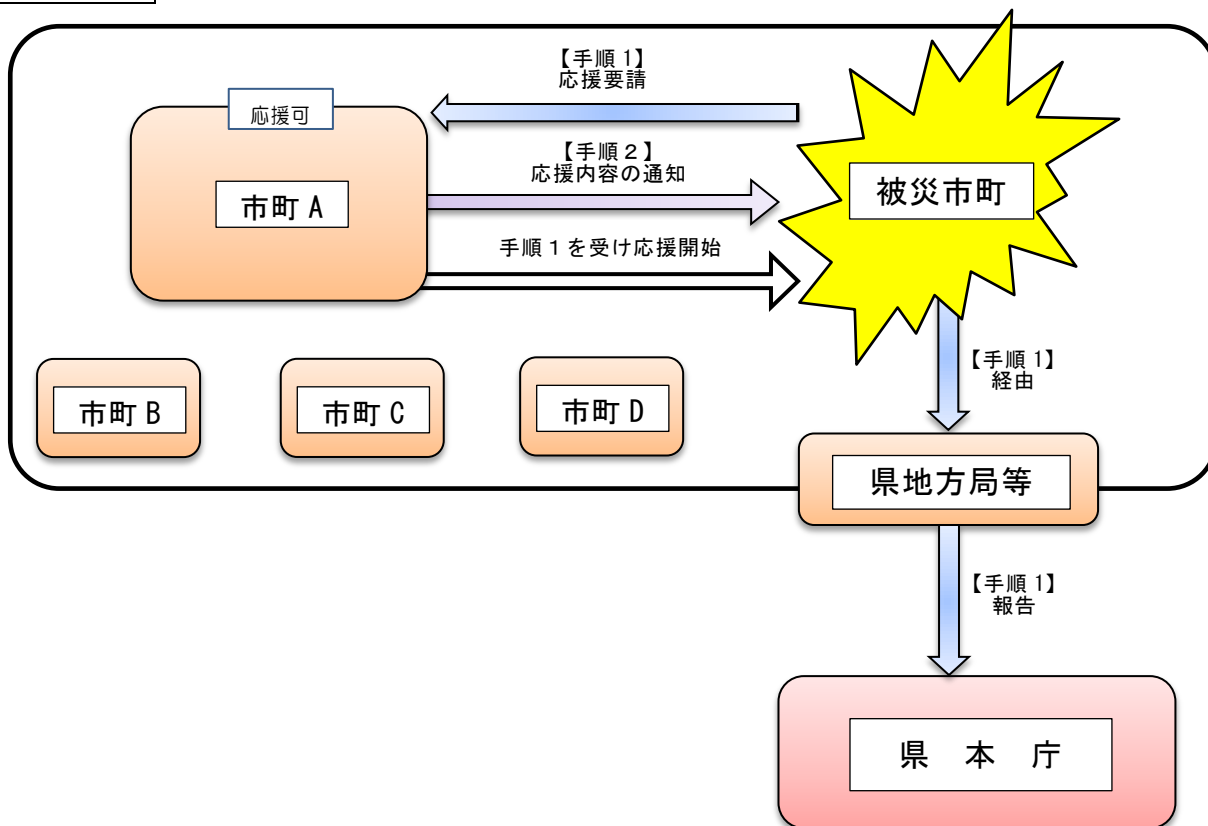
応援を行った市町は、応援活動報告書（様式第8号）を被災市町及び県本庁（応援市町を所管する県地方局等を經由）に提出し、応援した内容等を報告するものとする。

なお、被災市町が所属するブロック以外の市町に応援要請を行った場合は、県本庁は、被災市町を所管する地方局等に写しを送付するものとする。

### ■手順4 応援経費の請求手続

応援市町は、被災市町の要請により、応援費用の一時繰替支弁を行った場合、応援経費請求書（様式第9号）により被災市町に対し、費用の請求を行うものとする。

<体制図>



※手順 3・4については、記入すると体制図が複雑になるため、省略している。  
※上記体制図は、被災市町が同一ブロック内の市町 A に応援要請を行った場合のケース

## (6) 被災市町からの応援要請を待たず、市町が直接応援する場合

本ケースについては、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、更に、地方局等も被災するなど、連絡員の派遣等地方局等としての機能が停止している場合等に適用されるものとする。

### ■手順1 応援市町による連絡員の派遣

応援市町は、被災市町の被害状況やニーズ調査のため、被災市町に連絡員を派遣するものとする。

### ■手順2 連絡員の要請事項調査

手順1により、被災市町のニーズを把握した応援市町は、実施可能な応援内容を確認し、応援を行うものとする。その際には、応援実施通知書（様式第4号）を県本庁へ提出するものとする。

また、応援市町が被災市町と異なるブロックに所属している場合、県本庁は、被災市町が所属するブロックの県地方局等に写しを送付するものとする。

### ■手順3 応援活動の報告

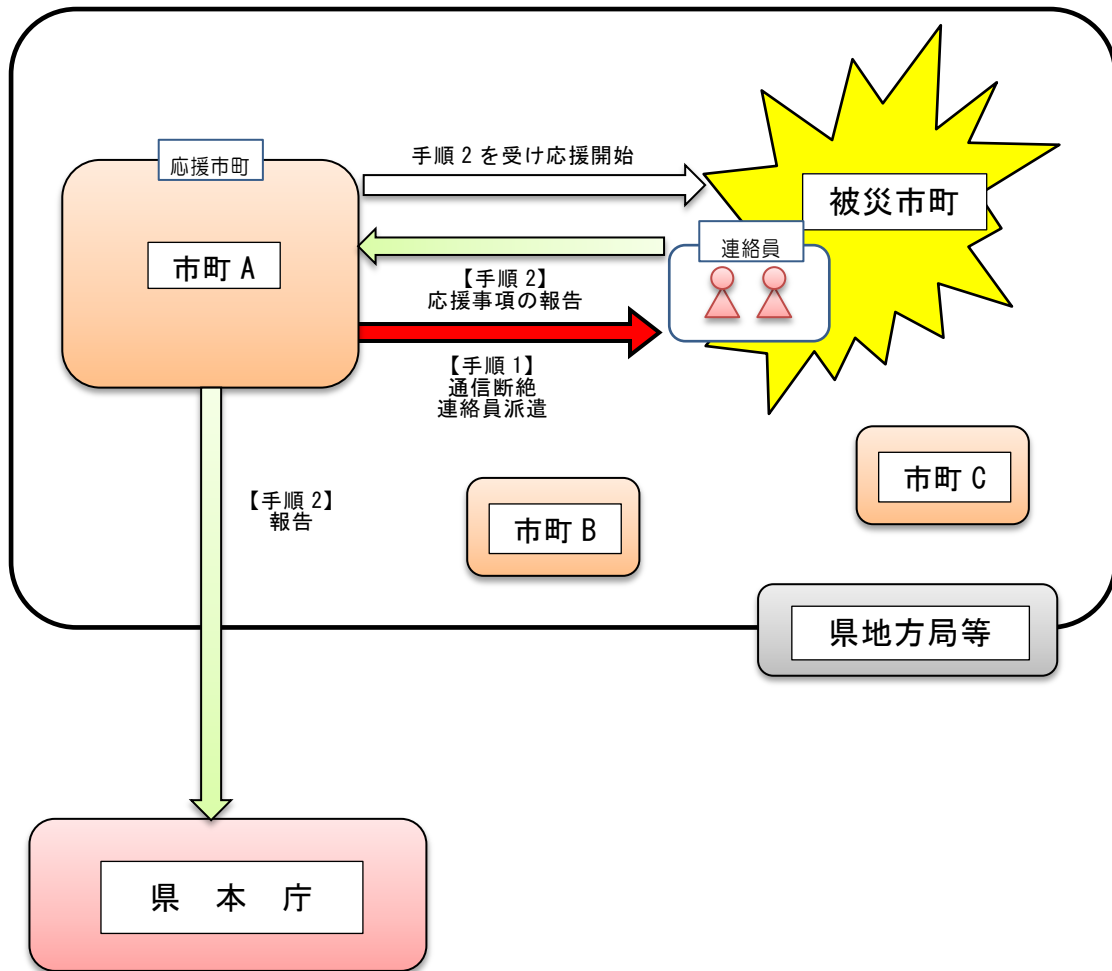
応援を行った市町は、応援活動報告書（様式第8号）を被災市町及び県本庁（応援市町を所管する県地方局等を經由）に提出し、応援した内容等を報告するものとする。

なお、被災市町が所属するブロック以外の市町に応援要請を行った場合は、県本庁は、被災市町を所管する地方局等に写しを送付するものとする。

### ■手順4 応援経費の請求手続

応援市町は、応援費用の一時繰替支弁を行った場合、応援経費請求書（様式第9号）を被災市町に提出し、費用の請求を行うものとする。

<体制図>



※手順 3・4 については、記入すると体制図が複雑になるため、省略している。

※上記体制図は、市町 A が被災市町の応援を独自に行った場合のケース

（知事名又は要請先市町長名）

（被災市町長名）

### 応 援 要 請 書

災害時における愛媛縣市町相互応援に関する協定第3条第1項又は第2項の規定に基づき、下記のとおり、応援を要請します。

#### 記

- 1 災害の状況
  - （1）災害名等
  - （2）発生日時
  - （3）発生場所
  - （4）被害状況
  - （5）他機関の応援状況
- 2 要請の内容  
別記応援要請（計画）内訳書のとおり。
- 3 特記事項

【担 当】  
所 属：  
氏 名：  
電 話：  
F A X：



### 応援要請(計画)内訳書1(物資・資機材の提供)

記入者	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災市町						
愛媛県						
応援市町						

応援要請内訳(被災市町 記入欄)							応援計画内訳(愛媛県・応援市町 記入欄)										
作成日時	必要時期	品目	品目・用途	数量		場所	輸送手段	連絡先 (担当者名 電話/FAX E-mail)	応援 市町名	発送時期	品目	規格	数量		場所	交通 手段	連絡先 (担当者名 電話/FAX E-mail)
				単位									単位				

(注)

- 1 可能な限り場所の分かる地図等を添付すること。
- 2 輸送手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港湾等)を記入すること。
- 3 可能な限り内容を明記すること。
- 4 随時更新し提出すること。(充足した品目は削除し、不足している品目のみ記載すること。)
- 5 この様式は、必要に応じて適宜修正できるものとする。

### 応援要請(計画)内訳書2(職員派遣)

記入者	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災市町						
愛媛県						
応援市町						

応援要請内訳(被災市町 記入欄)							応援計画内訳(愛媛県・応援市町 記入欄)						
作成日時	職種	活動内容	人数	期間	場所	交通手段	連絡先 (担当者名 電話/FAX E-mail)	応援 市町名	人員	期間	場所	交通 手段	連絡先 (担当者名 電話/FAX E-mail)

- (注)
- 1 可能な限り場所の分かる地図等を添付すること。
  - 2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港湾等)を記入すること。
  - 3 可能な限り内容を明記すること。
  - 4 随時更新し提出すること。(充足した人員は削除し、不足している人員のみ記載すること。)
  - 5 この様式は、必要に応じて適宜修正できるものとする。

### 応援要請(計画)内訳書3(その他)

記入者	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災市町						
愛媛県						
応援市町						

応援要請内訳(被災市町 記入欄)					応援計画内訳(愛媛県・応援市町 記入欄)							
作成日時	内容	要請元等	期間	備考	連絡先 〔担当者名 担当部署名 電話/FAX E-mail〕	応援 市町名	発送時期	内容	受入先等	期間	備考	連絡先 〔担当者名 担当部署名 電話/FAX E-mail〕

(注)

- 1 可能な限り内容を明記すること。
- 2 随時更新し提出すること。(充足した内容は削除し、不足している内容のみ記載すること。)
- 3 この様式は、必要に応じて適宜修正できるものとする。

（被災市町長名）

（知事名又は要請先の市町長名）

### 応 援 通 知 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第3条第1項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号で要請された応援については、下記のとおり実施することとしたので通知します。

#### 記

- 1 応援実施市町名（県が調整した場合）
- 2 応援の内容  
別記応援要請（計画）内訳書のとおり。
- 3 特記事項

#### 【担 当】

所 属 :

氏 名 :

電 話 :

F A X :

注 別記応援要請（計画）内訳書は、様式第1号の別記様式応援要請（計画）内訳書によること。

（知事名）

（被災市町長名）

応 援 要 請 報 告 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第3条第2項の規定に基づき、市（町）に対し、別添のとおり、応援要請を行いましたので、報告します。

【担 当】

所 属 :

氏 名 :

電 話 :

F A X :

注 被災市町からの応援要請書（様式第1号）及び別記応援要請（計画）内訳書を添付する。

（知事名）

（応援市町長名）

応 援 実 施 通 知 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第3条第3項の規定に基づく応援を実施いたしますので、同条第4項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 応援の内容  
別記応援要請（計画）内訳書のとおり。
  
- 2 特記事項

【担 当】

所 属 :

氏 名 :

電 話 :

F A X :

注 別記応援要請（計画）内訳書は、様式第1号の別記様式応援要請（計画）内訳書によること。

（調整先市町長名）

（知事名、地方局長名又は支局長名）

応 援 調 整 書

市（町）から、別添のとおり、災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第 3 条第 1 項の規定に基づく応援の要請があったので、同協定第 4 条第 1 項の規定により、応援の実施の可否を照会しますので、至急回答願います。

【担 当】

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

注 被災市町からの応援要請書（様式第 1 号）及び別記応援要請（計画）内訳書を添付する。

（知事名）

（調整先市町長名）

応 援 調 整 回 答 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第 4 条第 1 項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号で照会のあった応援については、下記の内容で実施することが可能です。

記

- 1 応援可能の内容  
別記応援要請（計画）内訳書のとおり。
  
- 2 特記事項

【担 当】

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

注 別記応援要請（計画）内訳書は、様式第 1 号の別記様式応援要請（計画）内訳書によること。



（要請先市町長名）

（知事名）

### 応 援 実 施 要 請 書

年 月 日付け 第 号で 市（町）から要請のあった応援については、災害時における愛媛縣市町相互応援に関する協定第4条第1項の規定により、貴市（町）に対して応援の実施を要請します。

#### 記

- 1 要請及び応援の内容  
別記応援要請（計画）内訳書のとおり。
- 2 特記事項

#### 【担 当】

所 属 :

氏 名 :

電 話 :

F A X :

注 別記応援要請（計画）内訳書は、様式第1号の別記様式応援要請（計画）内訳書によること。

（知事名又は被災市町長名）

（応援市町長名）

### 応 援 活 動 報 告 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり、応援を実施しましたので、報告します。

#### 記

- 1 要請の受理日
- 2 応援活動場所
- 3 応援活動期間
- 4 応援活動組織等（指揮者・人員・車両等）
- 5 応援活動の内容
- 6 使用器材及び消費物品等
- 7 特記事項

【担 当】  
所 属：  
氏 名：  
電 話：  
F A X：

（被災市町長名）

（応援市町長名）

応 援 経 費 請 求 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づき、応援を実施しましたので、下記のとおり、応援経費を請求します。

記

経費区分	請求金額（円）	積算根拠
協定第2条第1号及び第2号に係るもの		
購入費		
輸送費		
協定第2条第3号に係るもの		
借上料		
燃料費		
輸送費		
維持管理費		
修理費		
協定第2条第4号に係るもの		
旅費		
諸手当		
協定第2条第5号に係るもの		
借上料		
協定第2条第6号及び第7号に係るもの		
実施に要した経費		
合 計		

注 この表は、必要に応じて、適宜修正できるものとする。

【担 当】

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

(別記様式)

応援要請連絡窓口 一覧

応援要請窓口		連絡先		
県 本 庁		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
県 地 方 局 等	東予地方局	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	東予地方局 今治支局	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	中予地方局	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	南予地方局	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
南予地方局 八幡浜支局	課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
	担当者名	時間外連絡先	E-mail	
市 町	松山市	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	今治市	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	宇和島市	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	八幡浜市	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	新居浜市	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail

応援要請窓口			連絡先		
市町	西条市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	大洲市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	伊予市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	四国中央市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
西予市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
		担当者名	時間外連絡先	E-mail	
東温市		課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
		担当者名	時間外連絡先	E-mail	
上島町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
		担当者名	時間外連絡先	E-mail	
久万高原町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
		担当者名	時間外連絡先	E-mail	
松前町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
		担当者名	時間外連絡先	E-mail	
砥部町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
		担当者名	時間外連絡先	E-mail	
内子町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
		担当者名	時間外連絡先	E-mail	

応援要請窓口			連絡先		
市 町	伊方町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	松野町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
	鬼北町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX
			担当者名	時間外連絡先	E-mail
愛南町		課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
		担当者名	時間外連絡先	E-mail	

## 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書

愛媛県（以下「県」という。）及び愛媛県内の市町（以下「市町」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市町において災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定による応援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災市町に代行しての情報の発信
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 災害の状況
  - (2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等）
  - (3) 応援を求める期間及び場所
  - (4) その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、県に応援を要請するいとまがないときは、他の市町に直接要請できるものとし、事後において速やかに県に報告するものとする。
- 3 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ、災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。
- 4 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨を通知するものとする。

（要請を受けた県及び市町の役割）

第4条 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や応急措置に必要な物資等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するものとする。

- 2 要請を受けた市町は、速やかに、被災市町に応援を行うものとする。

(経費の負担等)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

2 被災市町において応援に要した費用を支弁するいとまがない場合その他やむを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(補則)

第6条 この協定は、愛媛県消防広域相互応援協定その他の災害時の応援に関する協定を妨げるものではない。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県及び各市町が協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成28年2月17日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を21通作成し、愛媛県知事及び各市町長が署名押印して、各自その1通を保有する。

平成28年2月17日

愛媛県知事	中村 時広
松山市長	野志 克仁
今治市長	菅 良二
宇和島市長	石橋 寛久
八幡浜市長	大城 一郎
新居浜市長	石川 勝行
西条市長	青野 勝
大洲市長	清水 裕
伊予市長	武智 邦典
四国中央市長	篠原 実
西予市長	三好 幹二
東温市長	高須賀 功
上島町長	上村 俊之
久万高原町長	高野 宗城
松前町長	岡本 靖
砥部町長	佐川 秀紀
内子町長	稲本 隆壽
伊方町長	山下 和彦
松野町長	阪本 壽明
鬼北町長	甲岡 秀文
愛南町長	清水 雅文



別 紙

応 援 経 費 の 負 担 等 基 準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項の経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。

ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、応援市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が、賠償の責めに任ずる。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

(1) 応援市町は、第5条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被災市町に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号及び第2号に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第3号に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号に係るもの	1に定める経費
第2条第5号に係るもの	借上料
第2条第6号及び第7号に係るもの	実施に要した経費

(2) (1)の請求は、応援市町の市町長名による請求書により、被災市町に請求するものとする。

(3) (1)及び(2)により難いときは、被災市町及び応援市町が協議して定める。

## 愛媛県災害時情報収集職員派遣要領

### (目的)

- 第1条 この要領は、愛媛県災害対策本部要綱第11条に基づき、被災した市町（以下、「被災市町」という）の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、愛媛県災害対策本部等に報告するため、地方本部又は支部（以下「地方本部等」という。）から被災市町へ情報収集職員（以下「連絡員」という。）を派遣する際に必要な事項を定める。
- 2 この要領は、訓練結果や最新の知見等を踏まえ、必要に応じて変更するものとする。

### (派遣先)

- 第2条 連絡員の派遣先は、被災市町の災害対策本部とする。

### (活動範囲)

- 第3条 連絡員の活動範囲は、地方本部等から派遣される被災市町の災害対策本部までの経路及び被災市町内とする。

### (活動内容)

- 第4条 連絡員の活動内容は、次のとおりとする。
- (1) 地方本部等から被災市町までの経路における被害情報の収集及び報告。
  - (2) 被災市町における被害情報の収集及び報告。
  - (3) 被災市町からの要請事項等の伝達及び調整。
  - (4) 活動終了後、地方本部長に対する活動記録の提出。

### (指名及び報告)

- 第5条 連絡員は、地方本部長が、年度当初、市町ごとに派遣順位を決め、複数名指名する。
- 2 地方本部長は、連絡員を指名したときは、速やかに連絡員指名者名簿（様式第1号）より統括司令部副統括司令（防災安全統括部長）に報告する。

### (班の編成)

- 第6条 連絡員は、安全面等を考慮し、2名を1班として派遣する。
- 2 班は、交替で派遣することも想定し、市町ごとに2班以上編成する。

### (派遣基準)

- 第7条 連絡員の派遣基準は、次のとおりとする。
- (1) 所管する市町から、連絡員の派遣要請があった場合。
  - (2) 所管する市町との連絡が途絶し、被災したことが明らかな場合。
  - (3) 前2号に定める場合のほか、連絡員の派遣が必要であると地方本部長が認めた

場合。

(派遣期間)

第8条 連絡員の派遣期間は、原則3日間以内とする。

2 引き続き、派遣が必要な場合は、交替で班を派遣することとする。なお、交替に際しては、派遣先において引継ぎを行う。

(地方本部等の活動)

第9条 地方本部等では、連絡員を派遣した時は、次の業務を行う。

- (1) 派遣した連絡員の活動の把握及び必要な支援。
- (2) 派遣した連絡員からの現地情報等の収集・分析及び必要な措置の実施。
- (3) 統括司令部や関係機関等への報告。

(訓練)

第10条 地方本部等では、連絡員の円滑な派遣等を図るため、訓練の実施に努める。

(補足)

第11条 この要領に定めるもののほか、連絡員の派遣に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この要領は、平成25年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

平成 年度情報収集職員指名者名簿

地方局名	
------	--

派遣市町名	派遣順位	所属	職	氏名	年齢	住所	連絡先 (携帯電話等)	備考
	1							
	2							
	1							
	2							
	1							
	2							
	1							
	2							
	1							
	2							

### 17-3 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「四国4県」という。）は、南海地震等自然災害はもとより、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態その他県民や滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる危機事象の発生時における応援・協力体制を構築し、応急対策、応急復旧等を円滑に行うため、広域応援に関する協定（平成7年10月20日締結）を発展的に見直し、この協定を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、四国4県のいずれかにおいて、南海地震をはじめとして、次の各号に掲げる事態（以下「危機事象」という。）が発生し、危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、危機事象発生県からの要請に基づき、四国内での広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（応援幹事県の決定等）

第2条 危機事象発生県以外の県は、速やかに連絡を取り合い、危機事象発生県の広域応援計画の立案や広域応援活動を中心となって行う県（以下「応援幹事県」という。）を決定し、広域応援体制の調整を行うものとする。

2 各県は、あらかじめ広域応援に関する連絡担当部局を定めるなど、連絡体制を整備し、危機事象発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（自主的応援出動）

第3条 震度6以上の地震が観測された場合又は県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県以外の県は、危機事象発生県からの広域応援の要請がなくとも、速やかに情報収集活動をはじめ、必要な応急措置をとるものとする。

(情報の共有)

第4条 四国4県は、広域応援を行う場合における提供可能な物資及び資機材の品目及び数量、救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

(広域応援の種類等)

第5条 広域応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資及び資機材の提供
- (2) 施設、設備及び機器の使用又は貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) 試験検査等の実施その他の役務の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項各号に掲げる応援が速やかに行われるよう、各県は平素から関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

3 具体的な広域応援内容等については、必要に応じて危機事象ごとに別に定めるものとする。

(広域応援の要請の手続等)

第6条 広域応援が円滑に実施できるよう、あらかじめ広域応援の要請手続、活動の内容等については、別に定めるものとする。

(広域応援の経費の負担等)

第7条 広域応援に要した経費は、原則として、広域応援を受けた県の負担とする。

2 広域応援を受けた県が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、広域応援を受けた県から要請があった場合には、広域応援をした県は、一時繰替え支弁するものとする。

3 第3条の自主的応援出動を行う県については、広域応援の要請があったものとみなし、自主的応援出動に要した経費の負担については前2項に準じて取り扱うものとする。ただし、危機事象の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費は、広域応援を行う県の負担とする。

(物資等の携行)

第8条 広域応援をする県は、危機事象発生県の要請又は第3条の自主的応援出動により職員の派遣をする場合には、派遣職員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換等)

第9条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、毎年4月1日現在の地域防災計画、国民保護計画、危機事象ごとの担当部局一覧その他広域応援活動に必要な資料を相互に交換するものとする。

(訓練)

第10条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策等に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議が必要なものが生じた場合には、その都度四国4県が協議して定めるものとする。

(施行)

第12条 この協定は、平成19年2月5日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書4通を作成し、各県の知事が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成19年2月5日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

香川県知事 真 鍋 武 紀

愛媛県知事 加 戸 守 行

高知県知事 橋 本 大二郎

## 17-4 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広域応援の要請及び実施の手続等)

第2条 広域応援の要請及び実施の手続等については、「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定に基づく支援・受援マニュアル」(平成27年11月策定)に定めるところによる。

(広域応援の経費の負担等)

第3条 広域応援に要する経費の負担等については、協定第7条に定めるところによるほか、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における広域応援に要する経費については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第165条に定めるところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定による職員の派遣の経費の負担等については、同法に定めるところによる。

(資料の内容等)

第4条 協定第9条に定める広域応援活動に必要な資料のうち、災害応急活動に必要な資料については、次のとおりとし、その内容に重要な変更があったときは、その都度その内容を通知するものとする。

- (1) ヘリポート等の所在地及び位置図
- (2) 食料及び生活必需品の備蓄状況
- (3) 備蓄倉庫の所在地
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(訓練)

第5条 協定第10条の規定による応急対策等に関する訓練を実施するに当たっては、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、この実施細目に定める広域応援要請等の演習を盛り込むよう努めるものとする。



(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項については、四国4県が協議して別に定める。

附 則

- 1 この実施細目は、平成27年11月25日から施行する。
- 2 平成19年2月5日に締結した「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目」は、これを廃止する。

この実施細目を締結したことを証するため、本書4通を作成し、各県の危機管理を統括する職の者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年11月25日

徳島県危機管理部長

黒石 康夫

香川県危機管理総局長

泉川 雅俊

愛媛県防災安全統括部長

岡田 清隆

高知県危機管理部長

野々村 毅

## 別紙

### 応援経費の負担等基準

#### 1 職員の派遣に要する経費の負担等

協定第5条第1項第3号の規定による職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 応援を受けた県が負担する経費の額は、応援を行う県が定める規定により算出した当該職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた県の負担とする。

ウ 職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務に従事中に生じたものについては応援を受けた県が、応援を受けた県への往復の途中において生じたものについては応援をした県が賠償責任を負う。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた県及び応援をした県が協議して定める。

#### 2 経費の一時繰替え支弁等

(1) 応援をした県は、協定第7条第2項の規定により応援に要する経費を一時繰替え支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた県に請求する。

応援の区分	経費
協定第5条第1項第1号の物資の提供に係るもの	購入費及び輸送料
協定第5条第1項第1号の資機材の提供に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、破損費及び故障が生じた場合の修理費
協定第5条第1項第2号の施設の使用に係るもの	借上料
協定第5条第1項第2号の設備及び機器の使用又は貸与に係るもの	輸送費及び故障が生じた場合の修理費
協定第5条第1項第3号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費

協定第5条第1項第4号の試験検査等の実施に係るもの	実施に要した経費
協定第5条第1項第5号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1) の請求は、応援した県の知事名による請求書により、連絡担当部局を經由して応援を受けた県の知事に請求するものとする。
- (3) (1) 及び (2) により難しいときは、応援を受けた県及び応援をした県が協議して定める。

17-5

危機事象発生時の四国4県  
広域応援に関する基本協定に基づく  
支援・受援マニュアル

平成27年11月

(令和元年8月修正)

# 目 次

## 第1編 総則

第1章 基本方針	1
第2章 広域支援体制	2

## 第2編 支援編

第1章 情報収集体制の確立と連絡員の派遣	12
第2章 物的支援	15
第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保	18
第4章 人的支援	20
第5章 広域避難（避難施設の提供）	24

## 第3編 受援編

第1章 受援体制の整備	26
第2章 物的支援の受入れ	28
第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保	30
第4章 人的支援の受入れ	31
第5章 広域避難	33

## 【別表】

（別表1）参集場所一覧表	34
（別表2）支援物資の要請品目・単位	37
（別表3）各県の1次受入拠点一覧	38

## 【別記様式】

（別記様式1号）被害状況等報告書	40
（別記様式2号）応援要請（計画）内訳書	41
（別記様式3号）支援要請書	44
（別記様式4号）支援状況等報告書	45

## 【資料】

危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定	46
--------------------------	----

# 第1編 総則

## 第1章 基本方針

### 1 基本的な考え方

- (1) このマニュアルは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等が実施できない場合に、広域応援が円滑に実施できるよう、「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づく手続や内容を、具体的に定める。
- (2) 四国4県は、広域応援を円滑かつ迅速に実施するため、あらかじめ応援幹事県とカウンターパートによる支援を行う県（以下「支援担当県」という。）を定める。
- (3) 応援幹事県は、四国知事会の常任世話人県とする。
- (4) 支援担当県は、自県だけで支援が可能かどうか判断し、四国ブロック全体や、中国ブロックも含めた広域支援が必要と判断した場合、応援幹事県に四国ブロック内各県、他ブロック及び全国知事会等と広域支援に係る包括的な調整を行う「四国4県広域支援本部」（以下「広域支援本部」という。）の設置を要請する。
- (5) 広域支援本部は、被災の状況等に応じて、支援を行うブロック内各県に対し、被災県の市町村ブロック圏域又は市町村を応援地域として割り当てることができるものとする。
- (6) 本マニュアルについては、合同訓練等を通じた検証や県、市町村などの防災関係機関との協議等を踏まえ、随時見直しを行う。
- (7) 複数のブロックが被災するなどの大規模広域災害時については、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「全国知事会協定」という。）や「被災市区町村応援職員確保システム」（以下「確保システム」という。）に基づき、広域支援・受援を行うことになるが、このマニュアルに定める支援・受援に係る標準的な体制・活動手順等を基本に、柔軟に対応する。
- (8) 被災県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合で、かつ、複数の被災市町村に対して同時並行的又は複層的な支援を要するなど全国的な支援によらないと十分な支援が困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、確保システムによる支援を要請することを基本とする。  
なお、その場合であっても、物的支援及び被災県に対する人的支援は、地方公共

団体間の災害時相互応援協定で対応することとなるため、本マニュアルに基づき、継続して実施することに留意すること。

- (9) 四国4県以外の大規模広域災害に対しても、このマニュアルの定めを準用して被災都道府県の支援に当たる。
- (10) 本マニュアルに定めのない事項については、四国4県が協議して定め、適宜、本マニュアルの改定を行うこととする。
- (11) 本マニュアルの策定をもって、『「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」に基づく応援要請の手続等に関する要領』（平成15年10月15日策定）は廃止する。

## 2 本マニュアルの前提条件

本マニュアルは、使用する緊急輸送路等に甚大な被害が発生していないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ対応可能な経路等に変更する。

## 第2章 広域支援体制

### 1 カウンターパートと広域支援本部

四国4県は、発災当初から円滑かつ迅速に支援を行うため、被災県に対する支援（広域応援）を行う県をあらかじめ定めたカウンターパート制の導入に加え、被災状況に応じて、よりの確な支援を行うため、広域支援本部を応援幹事県に設置する。

#### (1) カウンターパート

##### ア カウンターパートによる支援担当県

- ・四国4県のカウンターパートは下表のとおりとし、第1順位から第3順位までの支援担当県をあらかじめ定める。
- ・あらかじめ定めた第1順位の支援担当県が、被災等により支援が困難な場合は、順次第2順位以降の県が支援担当県になるものとする。
- ・ただし、局所的・局地的な被災の場合等において、被災地域（市町村）に近い県による支援が合理的、効率的であることが見込まれるときは、第2順位又は第3順位の県を支援担当県にすることができるものとする。

被災県	支援担当県		
	第1順位	第2順位	第3順位
徳島県	香川県	高知県	愛媛県
香川県	徳島県	愛媛県	高知県
愛媛県	高知県	香川県	徳島県
高知県	愛媛県	徳島県	香川県

## イ 支援担当県の役割

- ①連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行い、被災地ニーズ等を把握する。
- ②被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施する。
- ③連絡員派遣の検討開始、連絡員派遣、被災地ニーズ、支援状況等の情報を随時応援幹事県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に報告する。

## ウ 支援担当県と被災県が被害状況等の情報共有を開始する時期

- ①被災県に災害対策本部が設置されたとき。  
※被災県は、災害対策本部を設置したときは、カウンターパートにFAX等により連絡する。
- ②被災県において、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は大津波警報が発表されたとき。
- ③被災県において、被害の規模が甚大な災害等が発生したとの情報を得たとき。

## エ 支援担当県が連絡員を派遣する時期

- ①被災県から支援担当県に対して、支援要請の意向が示されたとき。
- ②支援担当県が、災害等の実態に照らし支援が必要と判断したとき。
- ③通信の途絶等により、支援担当県が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、被災県に甚大な被害が推測される時。  
※支援担当県が被災県へ連絡員を派遣したときは、応援幹事県にその旨を連絡する。

## (2) 広域支援本部の設置

### ア 設置場所

- ①広域支援本部は、応援幹事県に設置する。
- ②応援幹事県は、常任世話人県とする。
- ③常任世話人県が被災等により応援幹事県の役割が果たせない場合は、あらかじめ定めた順位に従い応援幹事県を決定する。

なお、あらかじめ定めた順位により、広域支援本部の設置が困難な場合は、速やかに次の県に連絡するが、4県いずれも設置困難な場合は、常任世話人県の知事は、中国ブロックの会長県にその旨を連絡し、四国ブロックの広域支援本部の業務も含めて中国・四国ブロック全体の総合調整、後方支援を依頼する。



広域支援本部 設置県 (常任世話人県)	常任世話人県が被災した場合		
	第1順位	第2順位	第3順位
愛媛県	徳島県	高知県	香川県

※ 順位は、知事の在任期間の長い順、常任世話人互選の例に準拠

④被災県に広域支援本部現地連絡室を設置する。

## イ 設置の時期等

次の場合において、応援幹事県の知事が設置を決定する。

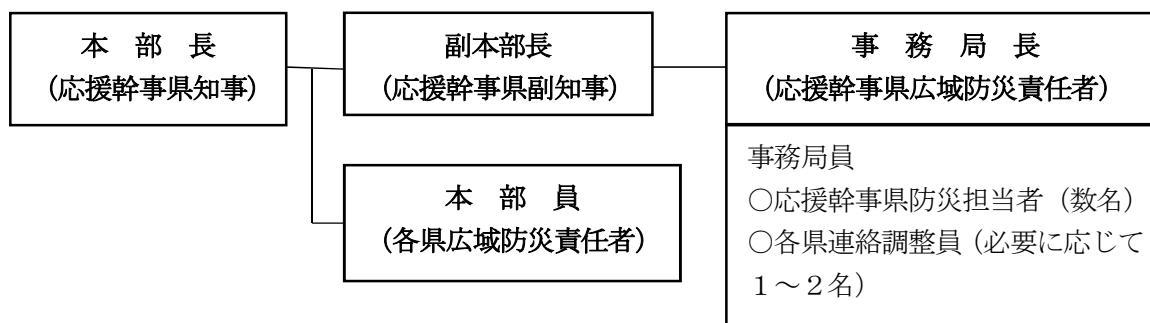
①四国ブロック内の被災県又は当該被災県の支援担当県から応援幹事県に支援要請があったとき。

※支援要請は（別記様式3号）によりFAX等で行う。ただし、FAX等が送信できない状況のときは、電話等により要請できるものとする（以下同じ）。

②災害等の実態に照らし、特に緊急を要し、被災県又は当該被災県の支援担当県からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

③中国ブロックの広域支援本部から応援幹事県に支援要請があったとき。

## ウ 広域支援本部の組織



## 2 広域支援本部の運営

### (1) 応援幹事県と広域支援本部

#### ア 応援幹事県の業務

応援幹事県は以下の業務を担う。

①支援担当県から報告された連絡員派遣、被災地ニーズ、支援状況等の情報を、ブロック内各県へFAX等により提供する。

②中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）への情報提供

## イ 広域支援本部の業務

広域支援本部は、応援幹事県の業務に加え、以下の業務を担う。

- ①広域支援本部が設置された時は、ブロック内各県にその旨を通知する。
- ②必要に応じて被災県を除く各県に広域支援本部への連絡調整員の派遣を要請する。（連絡調整員の派遣を要請しない場合は、本マニュアルに記載されている当該連絡調整員を通じて行う各県との調整は、広域支援本部とブロック内各県で、電話やFAX等により、直接実施するものとする。）
- ③被災県に連絡員を派遣する。
- ④現地に「広域支援本部現地連絡室（以下「現地連絡室」という。）」を設置する。
- ⑤広域支援本部で協議・決定した事項を連絡員（現地連絡室）へ伝達する。
- ⑥支援を行うブロック内各県の支援状況等の情報を集約する。
- ⑦被災県支援に係るブロック内各県との調整

### （i）物的支援

- ・被災県から支援物資の要請があった場合、連絡調整員と調整の上、ブロック内各県に支援物資提供数の割り当てを行う。
- ・被災県外に物資の臨時受入拠点を開設する場合、ブロック内各県と調整し、支援物資の輸送経路、受入拠点適地を考慮し決定する。

### （ii）人的支援

- ・被災県から人的支援の要請があった場合、連絡調整員と調整の上、ブロック内各県に人員の割り当てを行う。

### （iii）広域避難

- ・被災県から避難者受入れの要請があった場合、被災県から入手した避難者リスト、被災地の位置及び輸送手段等を勘案し、ブロック内各県に避難者の受入れを依頼するとともに、避難が可能となる施設（旅館・ホテル、公共住宅等）の斡旋・提供の検討を依頼する。

- ⑧被災県のカウンターパート（四国ブロックを除く。）との連携・調整
- ⑨中国ブロックとの連携・調整
  - ・支援情報等を共有
  - ・支援割当に係る調整
- ⑩被災県が属する、広域連携（中国ブロックを除く。）ブロックとの連携・調整
- ⑪全国知事会等との調整
  - ・全国知事会との窓口として、他ブロックへの支援要請や支援地域の割当等を実施
- ⑫その他被災地支援に必要な調整

## ウ 広域支援本部設置県以外の県の業務

- ①被災県は、支援担当県（現地連絡室が設置された場合は同室）を通じて、広域支援本部に被害状況等を報告する。
- ②広域支援本部が設置された場合は速やかに実施可能な支援内容について広域支援本部へ連絡する。また、広域支援本部からの求めに応じ、連絡調整員を派遣する。

- ③広域支援本部へ派遣された連絡調整員は、以下の業務を担う。
- ・広域支援本部に集約された情報を自県に報告する。
  - ・広域支援本部で協議した支援割当案等を自県に報告するとともに、支援割当案に対する自県の意見を広域支援本部へ報告する。
  - ・広域支援本部で決定した支援割当などの事項を自県に報告するとともに、自県の支援状況を広域支援本部へ報告する。

## エ 広域支援本部の廃止

- ①広域支援本部（現地連絡室を含む。）の廃止は、被災県の状況に応じて、被災県と広域支援本部が協議の上、決定する。
- ②被災県は、被災状況から受援継続が必要と判断した場合は、広域支援本部に受援の継続を要請する。

## （２）広域支援本部現地連絡室

### ア 広域支援本部現地連絡室の設置

広域支援本部は、被災県ごとに「広域支援本部現地連絡室」を設置する。

なお、「広域支援本部現地連絡室」は、広域支援本部から派遣された連絡員、及び被災県に連絡員を派遣していた支援担当県の連絡員で構成し、広域支援本部から派遣された連絡員が、現地連絡室の総括を担う。

また、必要に応じて、本部へ連絡員の増員を要請する。

### イ 広域支援本部現地連絡室の業務

現地連絡室は、現地における支援窓口として、被災県と広域支援本部等との連絡調整を中心とする業務を実施する。

なお、被災県と広域支援本部等との間で行われる諸調整は、原則、現地連絡室を経由して実施されることとなるため、随時、情報の整理等を行い、被災県及び広域支援本部等と情報共有を行う。

#### 【主な業務】

- ①被災県との情報連絡・共有体制の確立
- ②被災県の支援ニーズの把握
  - ・現地連絡室の総括責任者は、被災県の災害対策本部会議へ出席するなど、自主的・積極的に情報収集を行う。
- ③広域支援本部との連絡調整
  - ・現地連絡室は、収集した情報を支援活動に活用するほか、広域支援本部やブロック内各県に適時適切に情報提供を行う。
- ④広域避難を実施する場合の被災県との調整
- ⑤現地におけるブロック内外の応援県その他関係団体等との連絡調整
  - ・現地連絡室は、必要に応じ、応援県の連絡調整会議を開催するなど、現地における応援県や関係団体による応援活動の調整等を行う。
- ⑥その他現地における支援活動に必要な業務

### ウ 広域支援本部現地連絡室（連絡員の派遣）の終了

- ①広域支援本部現地連絡室（連絡員の派遣）の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と広域支援本部が協議の上、決定する。

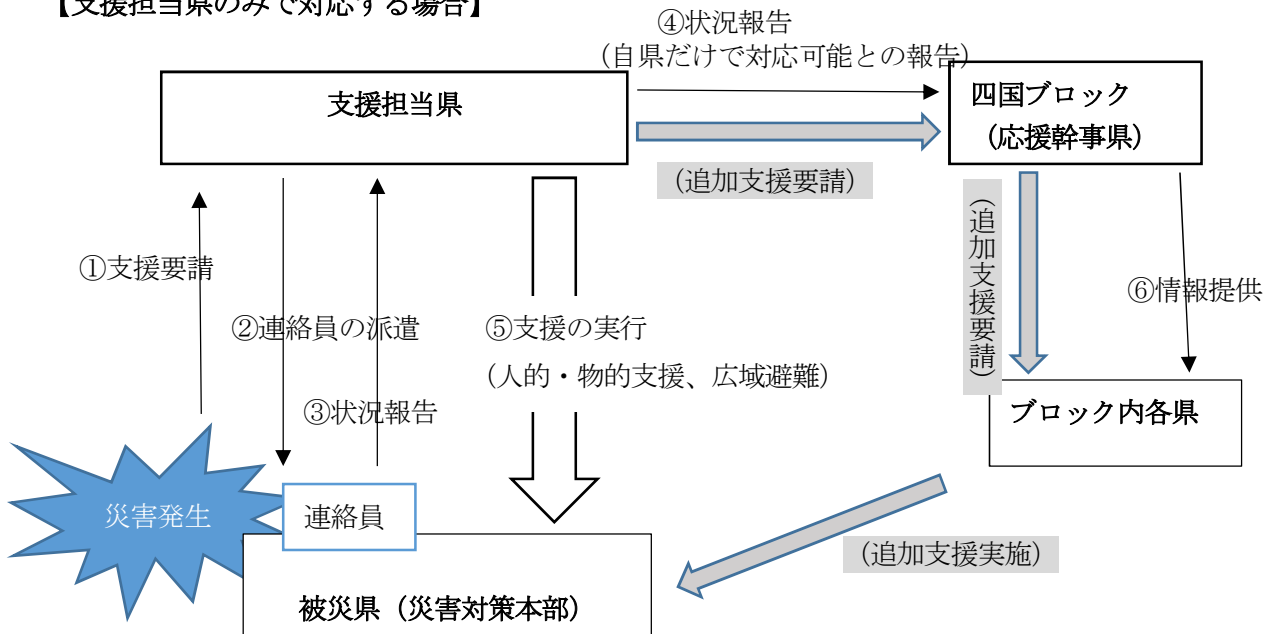
②被災県は、被災状況から受援継続が必要と判断した場合は、広域支援本部に現地連絡室（連絡員の派遣）の継続を要請する。

### 3 災害規模別の対応

#### (1) 局地的災害（支援担当県対応）

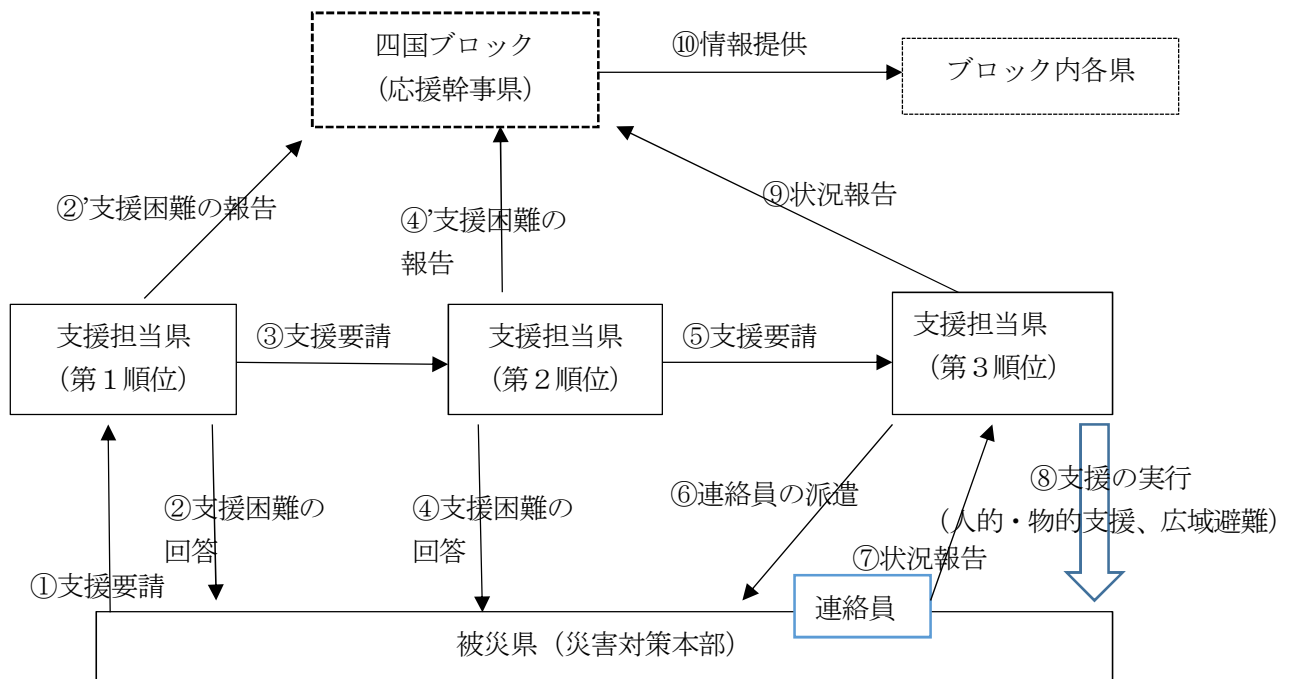
- ①ブロック内において災害が発生し、被災県単独で十分な応急措置等を実施できない場合は、支援担当県は被災県に連絡員等を派遣して、被害状況、被災地ニーズの情報収集を開始し、収集した情報を応援幹事県へ報告する。
- ②支援担当県は、収集した被害状況や被災地ニーズから、四国ブロックとして自県だけで支援することが適切かどうか判断し、自県だけの支援で対応可能と判断した場合は、応援幹事県へその旨を連絡する。また、一部の物的支援のみ自県で対応できない場合など、部分的にブロック内各県の支援が必要である場合は、応援幹事県に対し、追加の支援を要請する。
- ③支援担当県は、被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施する。

#### 【支援担当県のみで対応する場合】



※局所的・局地的な被災の場合等において、第2順位又は第3順位の県を支援担当県とする際も、同様の手順とする。

**【第1順位の支援担当県が被災等により支援が困難な場合】**



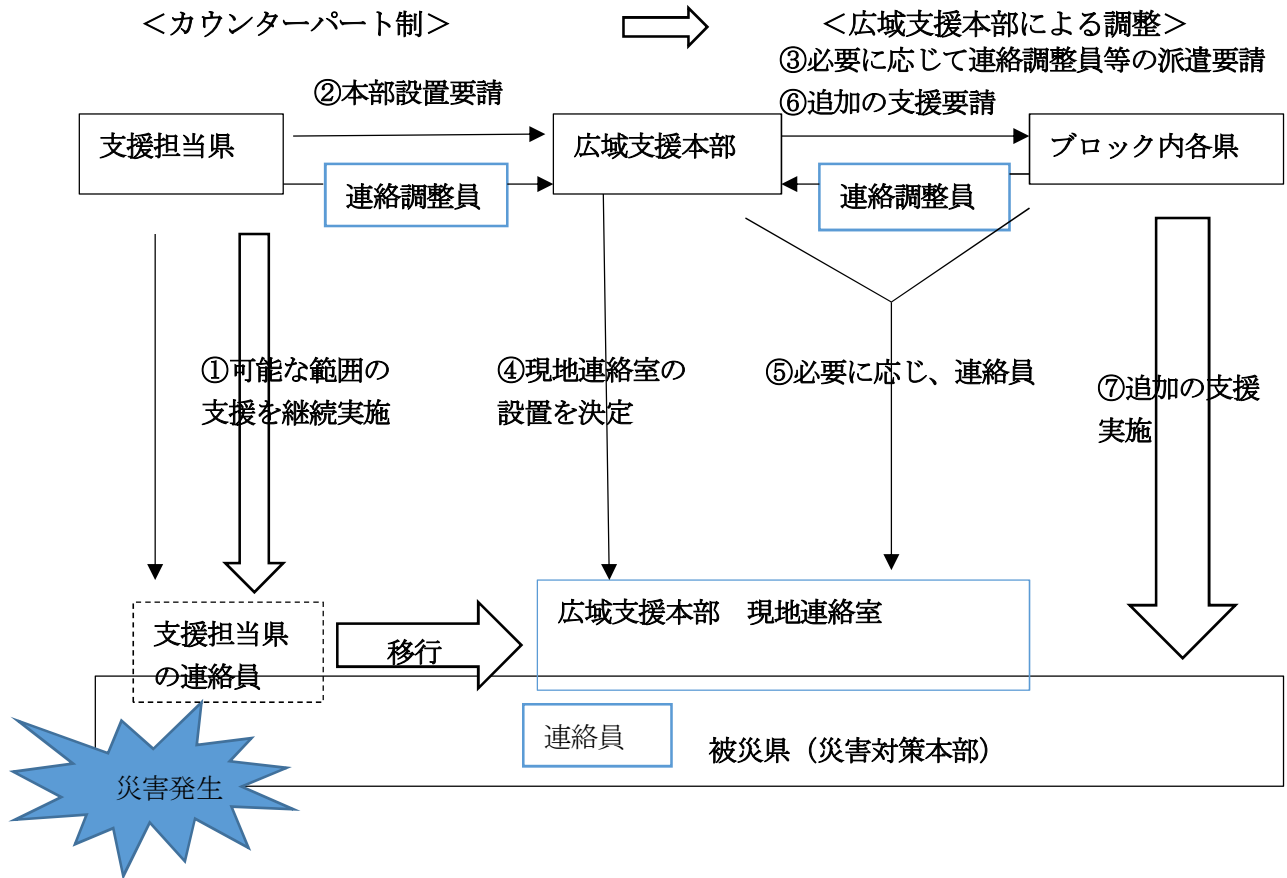
**(2) 局地的災害（広域支援本部対応に移行する場合）**

- ①支援担当県は、収集した被害状況や被災地ニーズから、自県だけの支援で対応可能か判断し、四国ブロック全体による支援が必要と判断した場合は、可能な範囲の支援を継続するとともに、応援幹事県に対し広域支援本部の設置を要請する。
- ②応援幹事県は、支援担当県から広域支援本部の設置要請（又は被災県から支援要請）を受けたときは、直ちに広域支援本部を設置するとともに、必要に応じて、ブロック内各県（被災県を除く。）へ連絡調整員の派遣を要請する。
- ③広域支援本部は、被災状況等から市町村単位での重点的な支援が必要と判断した場合は、支援担当県及びブロック内各県に対し、被災県の市町村ブロック圏域又は市町村を応援地域に割り当てる。
- ④広域支援本部は、「広域支援本部現地連絡室」を設置し、被災地ニーズの把握に努めるとともに、現地においてブロック内外の支援県その他関係団体との連絡調整（被害状況や支援ニーズ等の情報共有、応援県の連絡調整会議の開催、応援活動の調整等）を実施する。  
この場合、広域支援本部は、支援担当県に対し、引き続き、現地連絡室に連絡員の派遣（広域支援本部の連絡員を補佐）を要請するとともに、自らも一定の判断を行うことのできる総括責任者（管理職等を充てる。）を配置する。また、必要に応じて、ブロック内各県（被災県を除く。）に対し、連絡員の派遣を要請する。
- ⑤広域支援本部は、現地連絡室を通じて被災県の支援ニーズ等の情報収集を行い、必要に応じて四国ブロック内の各県に、被災県に対する支援実施を要請する。

**【四国ブロックで対応する場合】**

【四国ブロックで対応する場合】

<カウンターパート制>



#### 4 資料の交換等

広域応援における防災資機材等の提供に関し必要となる資料のうち、次に掲げるものについては、毎年見直しを行い、6月末までに各県相互に交換するものとする。

- (1) 担当課及び連絡責任者名簿
- (2) 防災資機材保有状況一覧



## 第2編 支援編

### 第1章 情報収集体制の確立と連絡員の派遣

#### 1 趣旨

支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、支援活動を迅速かつ的確に実施するため、被害状況、被災地ニーズ、対応状況等に関する情報収集を行い、関係機関・団体等と情報共有を図る。

#### 2 情報収集・共有体制の確立

支援担当県は、被災県において次の基準に該当する災害が発生した場合は、被害状況等を把握するとともに、支援の要否を検討するために、情報収集・共有体制を確立する。

把握した情報は、応援幹事県を通じてブロック内各県に適宜提供し、情報共有を図る。

##### 【情報収集・共有を開始する時期】

- ・被災県に災害対策本部が設置されたとき。
  - ※ 被災県は、災害対策本部を設置したときは、四国ブロック内の各県にFAX等により連絡する。
- ・被災県において、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は大津波警報が発表されたとき。
- ・被災県において、被害の規模が甚大な災害が発生したとの情報を得たとき。

#### 3 連絡員の派遣準備

支援担当県は、被災県において甚大な被害等の発生を覚知又は推測される場合は、直ちに被災県への連絡員の迅速な派遣に備えて、次のことを行う。

また、広域支援本部の設置が見込まれる場合の応援幹事県も同様とする。

- ①連絡員は、被災県の負担とならないよう、被災地における活動に必要な物資や食料・宿泊場所等は、原則、自己完結型として準備する。

##### 【連絡員の携行品】

車両等移動手段、携帯電話、衛星携帯電話、地図、食料、飲料水、事務用品、携帯用トイレ、ウェットティッシュ、ドライシャンプー、マスク、寝袋・毛布、防寒着、ライト、ヘルメット、手袋 等
---

- ②支援担当県は、被災県と通信連絡が取れない場合には、連絡員を迅速に派遣するための準備を進める。
- ③支援担当県は、連絡員の派遣期間が長期化することも踏まえ、交代要員を含む1チーム2～4名の派遣体制とする。
- また、連絡員は、被災県の受援調整担当者との窓口となり、様々な調整が必要とな

ることから、1チームのうち最低1名は管理職又はそれに相当する職員とする。

## 4 連絡員の派遣

### (1) 派遣の決定時期

- ①被災県から支援担当県に対して支援要請の意向が示されたとき。
- ②支援担当県が災害等の実態に照らし支援が必要と判断したとき。
- ③通信の途絶等により、支援担当県が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、被災県に甚大な被害が推測される時。

※ 支援担当県が被災県へ連絡員を派遣したときは、応援幹事県にその旨を連絡する。

### (2) 連絡員の参集場所

- ①被災県における連絡員の参集場所は、(別表1)のとおりとする。
- ②被災県は、災害の状況等により参集場所等が使用できない場合は、新たに使用可能なルート及び参集場所を確保するとともに、変更事項を支援担当県及び連絡員へ速やかに連絡する。

### (3) 参集場所への誘導に必要な情報の収集

被災県は、支援担当県へ緊急輸送路に関する情報を提供する。

## 5 連絡員の役割

### (1) 連絡員の業務

- ①被災地の被害状況、被災地ニーズ等の情報を収集
- ②収集した情報を(別記様式1号及び2号)により、速やかに自県及び応援幹事県へ報告
- ③支援実施に関する被災県との調整
- ④被災県を支援する四国以外の他県及び他ブロックとの調整

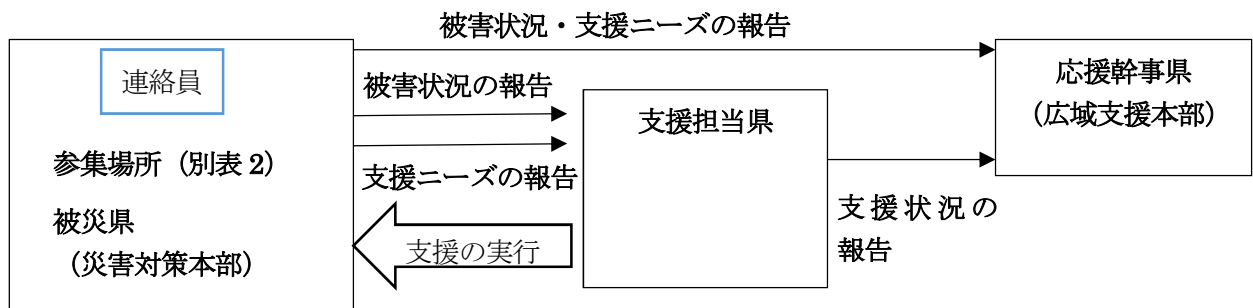
### (2) 情報収集項目

連絡員は、次の情報を自主的かつ積極的に収集し報告する。

- ①被害状況
- ②県又は市町村からの支援要請事項(被災地ニーズ)
- ③広域防災拠点等の活動拠点及び活動拠点までの緊急輸送路の状況
- ④応援要員の参集場所、活動区域、緊急輸送路の状況
- ⑤被災地域内における他機関の活動情報
- ⑥その他必要な事項

### (3) 情報連絡の流れ

<広域支援本部が設置されていない場合>



## 6 派遣の終了

(1) 連絡員の派遣の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上決定する。

(2) 現地連絡室が設置された場合は、支援担当県の連絡員が担っていた業務は現地連絡室が引き継ぐ。

なお、被災県に現地連絡室が設置され、ブロック内各県から現地連絡室へ連絡員が派遣される場合には、当該連絡員に対し、適切に業務の引継ぎを行い、支援業務に支障が生じないように留意する。

## 第2章 物的支援

### 1 趣旨

支援担当県は、被災県から要請があった時又は連絡員からの情報に基づいて支援が必要と判断した時は、備蓄物資等を支援物資として被災県の受入拠点まで輸送する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部は、被災県から要請があった時又は、連絡員からの情報に基づいて支援が必要と判断した時に、ブロック内各県と調整の上、備蓄物資等を支援物資として被災県の受入拠点まで輸送する。

### 2 支援物資の内容

- ・支援物資の品目・単位は別表2のとおりとするが、この表にない物資であっても、提供が可能な場合は、支援物資とする。
- ・支援物資の備蓄量については、支援物資の単位（〇ℓ・〇本など）を統一した上で、ブロック内各県で定期的に情報共有を行うこととする。  
（例えば、飲料水の場合は「何mlのペットボトルが〇本」など）
- ・支援物資は、可能な限り荷姿の情報を共有する。

### 3 支援の準備

支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、必要な支援を遅滞なく実施するため、連絡員を通じて、被災県から情報収集を行い、被災地ニーズを把握する。

併せて、受入拠点から各避難所までの輸送体制についても、情報収集を行う。

### 4 支援の実施

#### （1）支援内容の決定

支援物資の品目及び数量は、原則として被災県からの要請内容に基づくものとする。

ただし、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、被災県から要請がない場合又は被災県からの要請内容が連絡員からの情報に基づいて把握した被災地ニーズと大きく乖離している場合は、把握したニーズに応じ配送体制を考慮の上、支援物資の品目及び数量を決定する。

なお、連絡員からの情報に基づく支援の継続は、被災地での物資の滞留を招く懸念もあるため、被災県からの要請に基づく支援へ切り替えるよう努める。

#### （2）物資の調達

支援担当県は、自らの備蓄物資（各県共有情報参照）に加え、管内市町村や災害時の物資調達に係る協定を締結している事業者等から必要な物資を調達し、受入拠点へ輸送する。

支援担当県で必要な物資を調達できない場合は、その旨を応援幹事県に連絡し、広域支援本部の設置を要請する。

広域支援本部が設置された場合、広域支援本部は、ブロック内各県と調整を行い、支援担当県以外の県に支援物資の提供を要請する。

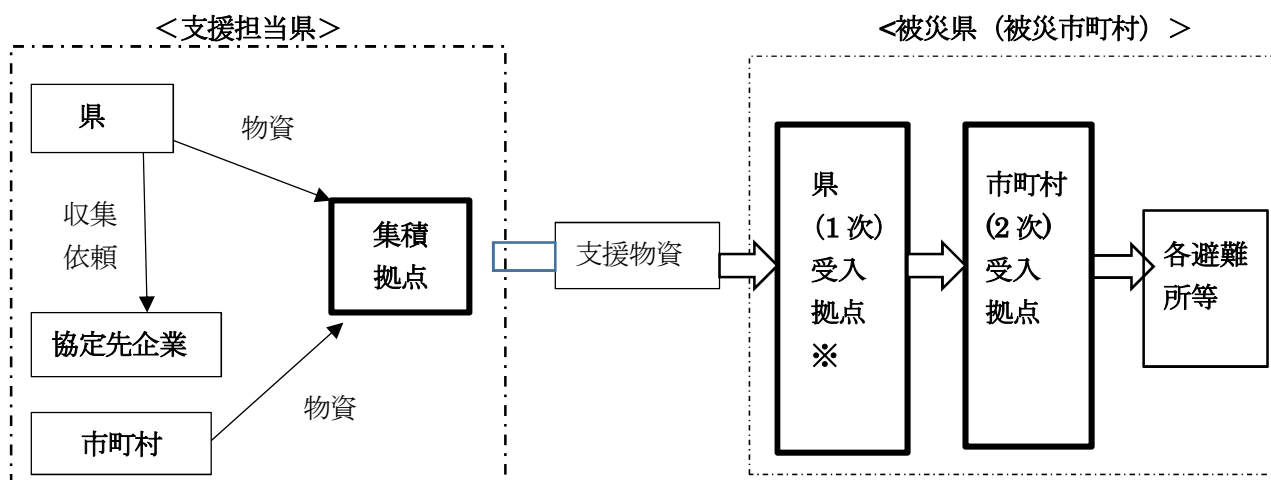
広域支援本部から支援要請を受けたブロック内各県は、広域支援本部の全体調整の下、要請があった物資を調達し、支援を実施する。

### (3) 提供可能物資リストの配布

支援担当県は、支援物資として提供可能物資リストを作成し、被災県に提供する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部が整理した提供可能物資リストを広域支援本部現地連絡室を通じて被災県に提供する。

### (4) 支援物資の具体的な流れ



※ 各県の1次受入拠点については、（別表3）を参照

### (5) 他県の受入拠点の利用

被災県内に必要な受入拠点を確保できないため、被災県から被災県外に臨時受入拠点を開設するよう要請があった場合は、支援担当県内の1次受入拠点のうち、利用可能な拠点を被災県の代替受入拠点として開設するか、又は広域支援本部が調整のうえ、ブロック内のいずれかの県の1次受入拠点のうち、利用可能な拠点を被災県の代替受入拠点として開設する。

### (6) 中継

支援担当県は、必要に応じ、支援物資を支援担当県内の集積拠点で一次保管し、被災県及び被災市町村の受入拠点における物資の充足状況や滞留状況を確認しながら、物資の需要調整を行う。

なお、広域支援本部設置後は、これらの物資の需要調整は、広域支援本部が実施する。

### (7) 梱包方法

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、開封しなくても内容物が判別できるように、下記に例示した項目を1箱毎に明示する。

- ①支援物資品目
- ②規格毎の数量

③有効期限（消費期限）

④提供元機関名

なお、混載する場合には、被災地で作業を行うことなく、そのまま被災者に配布できるようにする（例えば、避難所において最低限必要な生活・衛生用品をパッケージ化する。）などの工夫をする。

#### **（８）輸送時の情報共有**

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、発送時に、下記に例示した項目を伝票化し、被災県担当部署と情報を共有する。

①支援物資品目

②品目・規格毎の数量及び梱包数量

③有効期限（消費期限）

④輸送先

⑤輸送方法、輸送日・時間

⑥提供元機関名・担当者名、連絡先

#### **（９）支援状況の報告**

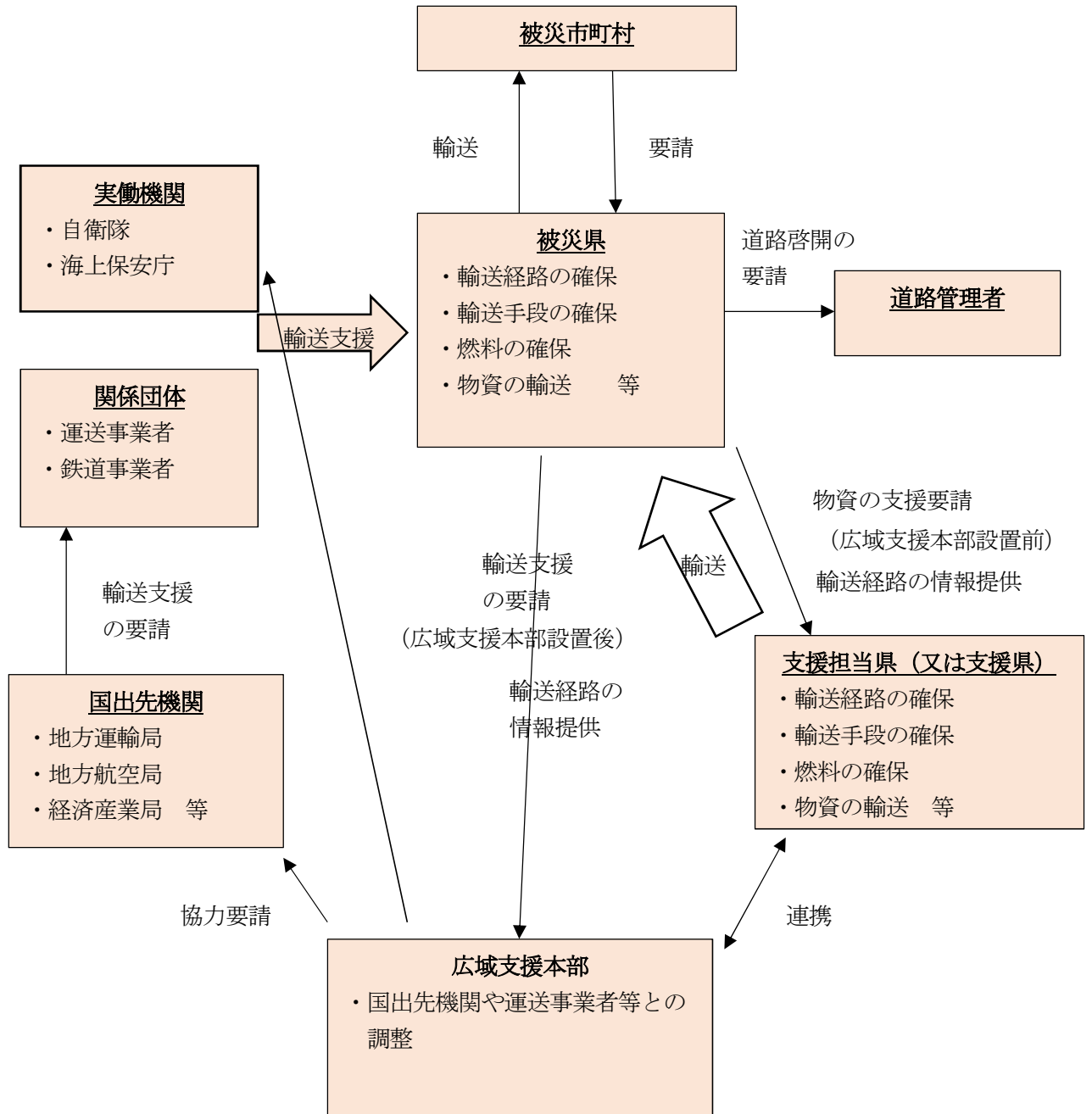
支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、支援状況を適正に管理し、支援状況を報告書（別記様式４号）により、広域支援本部へ報告する。

## **４ 支援の終了**

- (1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断した場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

### 第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保

#### 【支援・受援の概要図】



## 1 趣旨

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、物資・人員の緊急輸送を迅速に行うため、関係機関の協力を得て、陸路のみならず、海路、空路も含め、多様な輸送経路・手段を確保する。

## 2 調整担当者の配置

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、支援のため、緊急輸送路及び輸送手段の確保に関する調整担当者を置き、次のことを行う。

- ①緊急輸送路及び輸送手段の調整に関すること。
- ②関係機関との連絡調整に関すること。
- ③その他必要な事項に関すること。

## 3 緊急輸送路の確保

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、鉄道の運行状況や港湾施設、船舶の状況も把握し、被災県までの輸送経路を確保する。

## 4 輸送手段の確保

- (1) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、公用車やレンタカー等の活用により車両を確保する。
- (2) 県トラック協会等運送事業者に対し、輸送手段の確保について協力を要請する。
- (3) ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、自県内の消防防災ヘリコプター等を活用する。
- (4) 輸送手段の確保が困難な場合は、広域支援本部を通じて、国土交通省、海上保安庁に輸送手段の確保に関する協力（事業者に対する協力要請、緊急輸送活動の実施等）を要請する。

## 5 燃料の確保

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、輸送に必要な燃料（ガソリン・軽油）を確保する。



## 第4章 人的支援

### 1 趣旨

支援担当県は、被災県において必要な災害対策業務及び当該業務の実施に必要な応援要員の人数等を的確に把握し、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに応援要員を派遣する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部は、被災県において必要な災害対策業務及び当該業務の実施に必要な応援要員の人数等を的確に把握し、ブロック内各県（支援担当県を含む。以下、同じ）へ応援対応の可否、応援派遣可能人数等を確認した上で、応援要員の人数を割振り、派遣を要請する。派遣要請を受けたブロック内各県は、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに応援要員を派遣する。

### 2 支援担当県（又は広域支援本部）の業務

#### （1）情報収集

支援担当県は、連絡員を通じて、被災地のニーズを把握し、応援幹事県と情報を共有する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部は、現地連絡室を通じて、被災地のニーズを把握し、ブロック内各県と情報を共有する。

#### （2）応援要員の確保

支援担当県は、被災県から応援要員の要請があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内市町村と連携し、応援要員を確保する。

支援担当県で応援要員を確保できない場合、その旨を応援幹事県へ連絡する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部は、被災県から派遣内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により、応援が必要と判断されるときは、ブロック内各県へ応援対応の可否、応援派遣可能人数等を確認した上で、応援要員の人数を割振り、派遣を要請する。派遣要請を受けたブロック内各県は、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに応援要員を派遣する。

＜留意事項＞ 全国知事会等の「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー(支援)県の主な役割・活動モデル」（平成25年3月）より

- ・人的支援については、災害対応で忙殺される被災県において、必要とされる分野や人数等を整理し、過不足なく支援担当県や広域支援本部に要請を行うことは困難である。
- ・特に、避難所運営業務や物資運搬・配布業務など、平時の業務との関連が乏しく、発災と同時に新たに発生し、人命救助等に注力する警察や消防等では担うことが難しい業務については、支援の漏れ・落ちが発生しやすく、支援の窓口（所轄部署）も明確になっていない場合も多い。
- ・こうした業務は、いわば「人海戦術」で行う必要があり、発災直後から相当数の人員が必要とされることから、被災県からの要請がなかったり、必要数が明確でない段階であっても、支援担当県を中心にプッシュ型で人的支援を行う体制を早期に整える必要がある。

### (3) 業務の割当て

支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、被災県と協議の上、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。

### (4) 宿泊施設及び交通手段の確保

支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、応援要員の宿泊施設及び交通手段を確保する。

なお、交通手段の確保にあたっては、被災県を支援する他の県や管内市町村等と乗り合わせて往来するなど、効率的に行う。

### (5) 応援要員の派遣

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、応援要員、宿泊場所、移動手段が確保でき次第、応援要員を派遣する。また、必要に応じて、管内市町村が被災市町村へ応援要員を派遣する場合の派遣先の調整を行う。

<留意事項> 全国知事会等の「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー(支援)県の主な役割・活動モデル」(平成25年3月)より

(派遣形態)

- 自治体間の職員派遣の形態は、地方自治法第252条の17の規定による派遣(中長期派遣)を行うことが適当な場合を除き、派遣自治体の公務出張(短期派遣)とし、その期間は概ね最長1ヶ月とする。
- 地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合は、派遣職員の職・氏名、従事予定業務、派遣期間等について定めた派遣職員の取扱いに関する協定を派遣元自治体と派遣先自治体との間で締結する。

(自己完結型の派遣)

- 応援要員の派遣にあたっては、応援要員が消費又は使用する物資を携行させる等、できる限り派遣先自治体の負担とならないよう配慮する。

(連続性のある派遣)

- 被災県や被災市町村の負担を減らす観点から、1週間程度の連続した期間の派遣が望ましく、また、半数ずつ交代するなど現地で応援要員同士が引継ぎを行えるような継続的な派遣が望ましい。

(プッシュ型の派遣)

- 支援担当県は、応援要員のニーズの情報が得られない被災地についても、被災状況、避難者数等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても応援要員を確保し送り込む「プッシュ型」の要員派遣の実施を遅滞なく判断する。
- 「プッシュ型」の要員派遣については、被災県・市町村の被災状況を踏まえ、被災地に負担をかけないように配慮しつつ、十分な人員が速やかに充足されるよう積極的に実施する。
- 「プッシュ型」の要員派遣の継続が、被災県・市町村の主体的な災害対応を妨げることのないよう、要請に基づく「プル型」の派遣への切替えを早く行うよう努める。

### (6) 支援状況の報告

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、派遣状況を適正に管理し、広域支援本部へ報告する。

### 3 支援の内容

発災直後から復旧・復興の段階に至るまで、様々な分野・職種で人的支援が必要とされる。時系列別に派遣を行う分野・職種を例示すれば、次のとおりとなる。

時 期	派遣を行う分野・職種
<p style="text-align: center;"><b>初 動 期</b> (発災から 3日程度)</p>	<p>○連絡員（先遣隊）、現地連絡室要員 ○医療対策要員     ・救護班     ・ドクターヘリ ○避難所運営支援要員 ○物資集積・配送拠点運営要員</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※国等の関与により派遣調整が行われる要員</p> <p>○救助・救急対策要員     ・警察災害派遣隊（警察庁）     ・緊急消防援助隊（消防庁）</p> <p>○医療対策要員（DMAT（厚生労働省）） ○給水車、給水要員（厚生労働省、日本水道協会） ○被災建築物応急危険度判定士（国土交通省） ○被災宅地危険度判定士（国土交通省）</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※国が派遣する要員</p> <p>○自衛隊 ○海上保安庁 ○被災文教施設応急危険度判定士（文部科学省） ○災害対策現地情報連絡員（リエゾン）</p> </div>
<p style="text-align: center;"><b>応急対応期</b> (避難所) ・ <b>復 旧 期</b> (仮設住宅期)</p>	<p>○避難所運営支援要員 ○物資集積・配送拠点運営要員 ○保健・医療・福祉連絡要員 ○被災者の心のケア要員 ○応急仮設住宅整備要員 ○社会基盤施設復旧要員 ○災害廃棄物処理計画策定要員</p> <hr/> <p>○被災者生活支援窓口要員 ○被災市町村事務全般支援要員（家屋被害調査、罹災証明書の発行、市町村税の減免事務等の応援）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教員（教育支援要員）</li> <li>○文化財緊急保全要員</li> <li>○ボランティアコーディネーター</li> <li>○要配慮者支援要員（介助、意思疎通支援）</li> <li>○公衆衛生活動支援要員（災害時公衆衛生チーム等）</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※国等の関与により派遣調整が行われる要員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○警察災害派遣隊（一般部隊）（警察庁）</li> <li>○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）</li> <li>○水道復旧要員（（公社）日本水道協会）</li> <li>○下水道復旧要員（（公社）日本下水道協会）</li> <li>○農地・農業用施設復旧要員（農林水産省）</li> <li>○海外からの派遣（外務省）</li> </ul> </div>
<p style="text-align: center;"><b>復旧～復興期 （仮設～ 復興住宅期）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会基盤施設復旧要員</li> <li>○被災者の心のケア要員</li> <li>○被災者生活支援窓口要員</li> <li>○被災市町村事務全般支援要員（復興計画の策定等の応援）</li> </ul>

※「初動期」に掲載した要員は、引き続き「応急対応期・復旧期」でも活動することが想定されるが再掲は省略する。

※アンダーライン部分は、国等の関与が乏しく、地方公共団体が主体的に派遣調整することが望ましい分野・職種を示す。

※全国知事会等の「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」（平成25年3月）を参考にした。

#### 4 支援の終了

- (1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断した場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

## 第5章 広域避難（避難施設の提供）

### 1 趣旨

県内の複数の市町村が壊滅的な被害を受け、県内の各避難所において避難者を収容しきれず、避難者の生活環境が不十分な状態が長期化する可能性がある場合は、県域を越える広域避難を実施し、早期に避難者の生活環境を整える。

### 2 広域避難の受入れ準備

- (1) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、自県の市町村に対して避難所の開設を要請するとともに、受入可能人数を把握し、被災県と受入市町村間の調整を行う。
- (2) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難行動要支援者の避難にも配慮し、福祉避難所の開設、医療機関の空きベッド数や福祉施設等の受入可能数の把握等を速やかに行う。
- (3) 支援担当県は、自県のみで避難者を収容しきれない場合は、応援幹事県へ受入の要請を行う。
- (4) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、被災県から避難者の輸送に係る応援要請を受けた場合は、運送事業者や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を行う。

### 3 広域避難の実施

- (1) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難者の受入れにあたり、可能な限り、同一地域や同一市町村の避難者が同エリアの避難所で受入れられるよう配慮する。
- (2) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、総務省に対し、全国避難者情報システムの立ち上げを要請するとともに、自県の市町村を通じ、広域避難者に対し、同システムの利用を働きかける。
- (3) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難者リストを作成し被災県へ提供する。
- (4) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難の長期化が見込まれる場合、長期避難が可能となる施設（旅館・ホテルの斡旋、公営住宅の提供等）への避難

を検討する。

- (5) 被災県は、全国避難者情報システムを活用するなど、広域避難者に対する、情報・支援物資・サービス等の提供に支障が生じないように配慮する。
- (6) 被災県は、自主的な広域避難者も多数存在することから、各都道府県への照会や全国避難者情報システムを活用し、所在の把握を行う。

#### **4 受入状況の報告**

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、受入状況を適正に管理し、広域支援本部へ報告する。

#### **5 広域避難の終了**

- (1) 広域避難受入れの終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断した場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

## 第3編 受援編

### 第1章 受援体制の整備

#### 1 趣旨

各県は、被災県の立場となった場合、発災時に寄せられる多数の団体等からの応援の申出を効果的に活用できるよう、次のとおり、受援体制を整備するものとする。

#### 2 情報の提供と共有

##### (1) 迅速かつ的確な応援側への情報提供

被災県は、災害対策本部に集約された被災状況・支援ニーズ等の情報を、連絡員を通じて支援担当県や応援幹事県（広域支援本部）等に速やかに情報提供する。

##### (2) 応援側との情報共有体制の整備

被災県は、支援担当県の連絡員が被災県に向かって移動中においても、被災県の災害対策本部（受援担当者）に連絡できるよう、衛星携帯電話等受信可能な通信設備を整備しておく。

また、連絡員の受入後、支援担当県やその他の応援県と迅速かつ円滑な情報共有を図るため、被害状況等の情報共有や支援内容の調整等を行う。

#### 3 受援体制の確立

##### (1) 受援調整担当者の配置

被災県は、応援側の窓口となる「受援調整担当者」を置き、次の業務を行う。

- ① 応援の受入調整に関する事
- ② 支援担当県など応援側と災害対策本部や関係機関との連絡調整に関する事
- ③ その他必要な事項

##### (2) 応援側の活動環境の整備

被災県は、連絡員の活動拠点（業務スペース）を確保するほか、地図などの資料提供を行い、応援側が現地で円滑に活動できるよう必要な環境を整備する。

また、連絡員の活動は、被災県の負担とならないよう支援担当県等が自己完結型の装備を準備することが原則であるが、可能な範囲で被災県が、食料・宿泊（仮眠）場所等を確保する。

## 4 連絡員の受入れ

### (1) 連絡員の参集場所

- ①被災県における連絡員の参集場所は、(別表1)のとおりとする。
- ②被災県は、災害の状況等により参集場所等が使用できない場合、新たに使用可能なルート及び参集場所を確保し、変更事項を支援担当県及び連絡員へ速やかに連絡する。

### (2) 参集場所への誘導に必要な情報の提供

- ①被災県は、四国地方整備局、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察本部、市町村及び道路管理担当部局等から緊急輸送路に関する情報を入手し、支援担当県(広域支援本部設置後は、広域支援本部)に連絡する。



## 第2章 物的支援の受入れ

### 1 趣旨

被災県は、可能な限り正確な支援ニーズを把握し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ物資の支援を要請するとともに、支援物資の受入拠点を開設する。

### 2 支援物資の内容

被災県が要請する支援物資の品目・単位は、（別表2）を基本とする。

### 3 支援物資の受入れ準備

被災県は、可能な限り正確な支援ニーズを把握し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ支援を要請する。

なお、被災県は、被災市町村が避難所の物資支援ニーズを把握できない場合は、被災市町村や避難所に職員を派遣し、ニーズの把握に努める。

### 4 支援物資の受入れ

#### （1）受入拠点の開設

- ①被災県は、県内における支援物資の受入拠点（各県共有情報参照）を開設し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。
- ②被災県は、支援物資の円滑な受入れを行うため、受入拠点に誘導員を待機させる。
- ③災害の状況等により受入拠点が使用できない場合は、使用可能な受入拠点を確保するとともに、変更事項を支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ速やかに連絡する。
- ④被災県内の受入拠点だけでは不足する場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に被災県外に臨時受入拠点を開設するよう要請する。

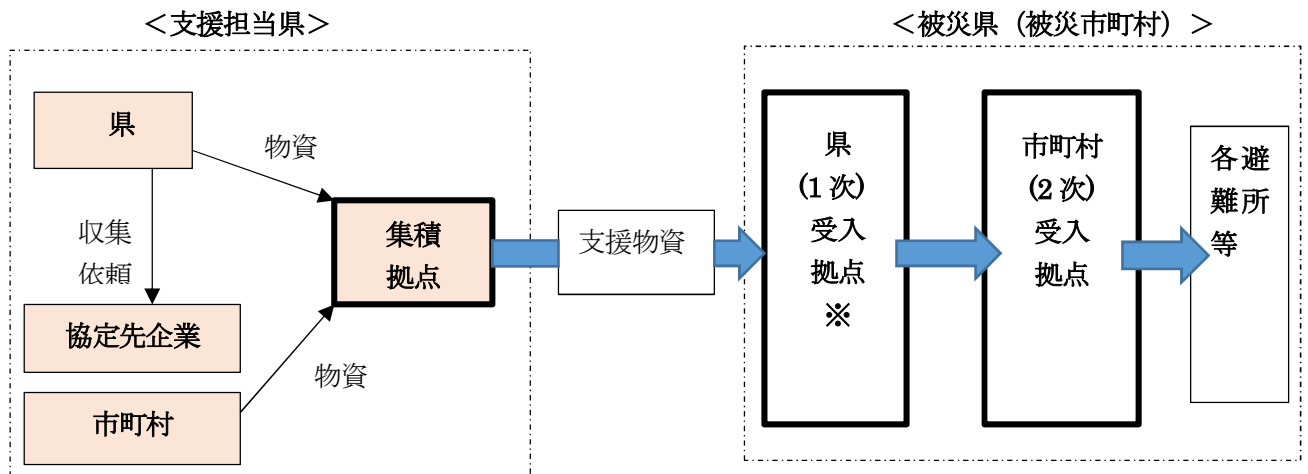
#### （2）受入拠点への誘導に必要な情報の提供

被災県は、四国地方整備局、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察本部、市町村及び道路管理担当部局から緊急輸送路に関する情報を入手し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。

#### （3）民間事業者の活用

被災県は、災害対策本部又は受入拠点に物流専門家を派遣するなど、民間事業者のノウハウを活用する。

#### (4) 支援物資の受入れの流れ



※ 各県の1次受入拠点については、(別表3)を参照

### 5 支援の終了

- (1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断した場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

## 第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保

### 【支援・受援の概要図】

第2編第3章の概念図を参照

#### 1 趣旨

被災県は、物資・人員の緊急輸送を迅速に行うため関係機関の協力を得て、陸路のみならず、海路も含め多様な輸送経路・手段を確保する。

#### 2 緊急輸送路の確保

被災県は、道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、道路管理者に要請して道路の啓開を行う等により、被災県内への輸送経路を確保する。（通行不能ルートに代わる代替ルートの選定、陸路が通行不能の場合の空路・海路の確保を含む。）

また、鉄道の運行状況や港湾施設、船舶等の状況も把握した上で、被災市町村、支援担当県、広域支援本部等に通行可能な輸送経路の情報を提供する。

#### 3 輸送手段の確保

- (1) 被災県は、県トラック協会、海上運送事業者、道路運送事業者等に対し、物資又は人員の輸送について協力を要請する。
- (2) ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、自県内の消防防災ヘリコプター等を活用する。
- (3) 輸送手段の確保が困難な場合は、自衛隊に輸送支援を要請するとともに、広域支援本部を通じて、国土交通省地方運輸局又は地方航空局、海上保安庁に輸送手段の確保に関する協力（事業者に対する協力要請、緊急輸送活動の実施等）を要請する。

#### 4 燃料の確保

被災県は、輸送に必要な燃料（ガソリン・軽油）を確保する。燃料が不足する場合は、業界団体等に燃料の確保について協力を要請する。

#### 5 支援の終了

- (1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断した場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

## 第4章 人的支援の受入れ

### 1 趣旨

被災県は、支援担当県等の協力を得ながら、必要な応援要員のニーズを的確に把握し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に対し、応援内容を伝達する。

### 2 被災県の業務

#### （1）必要な応援要員の把握

- ①被災県は、当面必要な業務を確認し、当該業務の実施に必要な応援要員に関する情報（職種、活動内容、人数、期間、場所等）を把握する。
- ②庁内の職員配置を組み替え、可能な限り、災害対策部門に人員を集中させる。
- ③特定の課や班に業務が集中し災害対応が滞ることのないよう業務分担に配慮する。

#### （2）応援内容の連絡

- ①被災県は、人員の不足が見込まれる場合、応援要員が交替すること等を考慮しながら、必要とする応援要員に関する情報を取りまとめ、（別記様式3号）により、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。
- ②被災県は、被災市町村の人員の不足が見込まれる場合、他の管内市町村に応援要員として職員の派遣を要請する。

#### （3）業務の割当て

- ①被災県は、管内市町村の派遣申出を取りまとめ、被災市町村への応援要員の振り分けの調整を行う。

#### （4）執務スペース等の確保及び提供

- ①被災県は、応援業務の実施に必要な執務スペースを確保し提供する。
- ②被災地における活動に必要な資機材や応援要員の食料・宿泊（仮眠）場所等は、応援側で準備することが原則であるが、被災県においても、可能な範囲で確保、提供する。

### **3 支援の内容**

第2編第4章の3と同じ。

### **4 支援の終了**

- (1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断した場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

## 第5章 広域避難

### 1 趣旨

県内の複数の市町村が壊滅的な被害を受け、県内の各避難所において避難者を収容しきれず、避難者の生活環境が不十分な状態が長期化する可能性がある場合は、県域を越える広域避難を実施し、早期に避難者の生活環境を整える。

### 2 広域避難の実施準備

- (1) 被災県は、被災市町村と連携して、広域避難希望者の人数、性別、健康状態、援護の要否、居住地等を把握するとともに、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ受入要請を行う。
- (2) 被災県は、広域避難者を支援担当県の避難所へ輸送するため、交通機関や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を行う。  
なお、避難行動要支援者については、障がいや健康状態に配慮した輸送ができるよう計画する。

### 3 広域避難の実施

- (1) 被災県は、全国避難者情報システムを活用するなど広域避難者に対する情報・支援物資・サービス等の提供に支障が生じないよう配慮する。
- (2) 被災県は、自主的な広域避難者も多数存在することから、各都道府県への照会や全国避難者情報システムを活用し、所在の把握を行う。

### 4 広域避難の終了

- (1) 広域避難の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断した場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

## 別表 1

### 参集場所一覧表

参集場所所在地

	参集場所	所在地
徳島県	【第1順位】 徳島県庁本庁舎	徳島県徳島市万代町一丁目1番地
	【第2順位】 県立防災センター・消防学校	徳島県板野郡北島町鯛浜字大西165
	【第3順位】 西部総合県民局美馬庁舎	徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
香川県	【第1順位】 香川県庁本庁舎	香川県高松市番町四丁目1-10
	【第2順位】 高松土木事務所	香川県高松市多肥上町1251-1
	【第3順位】 —	
愛媛県	【第1順位】 愛媛県庁本庁舎内 第一別館3階災害対策室	愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
	【第2順位】 中予地方局	愛媛県松山市北持田町132
	【第3順位】 —	
高知県	【第1順位】 高知県庁本庁舎	高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号
	【第2順位】 高知県庁西庁舎及び北庁舎	北庁舎：高知市丸ノ内二丁目4番1号 西庁舎：高知市丸ノ内一丁目7番52号
	【第3順位】 高知県警察本部庁舎	高知県高知市丸ノ内二丁目4番30号

◆徳島県庁周辺図

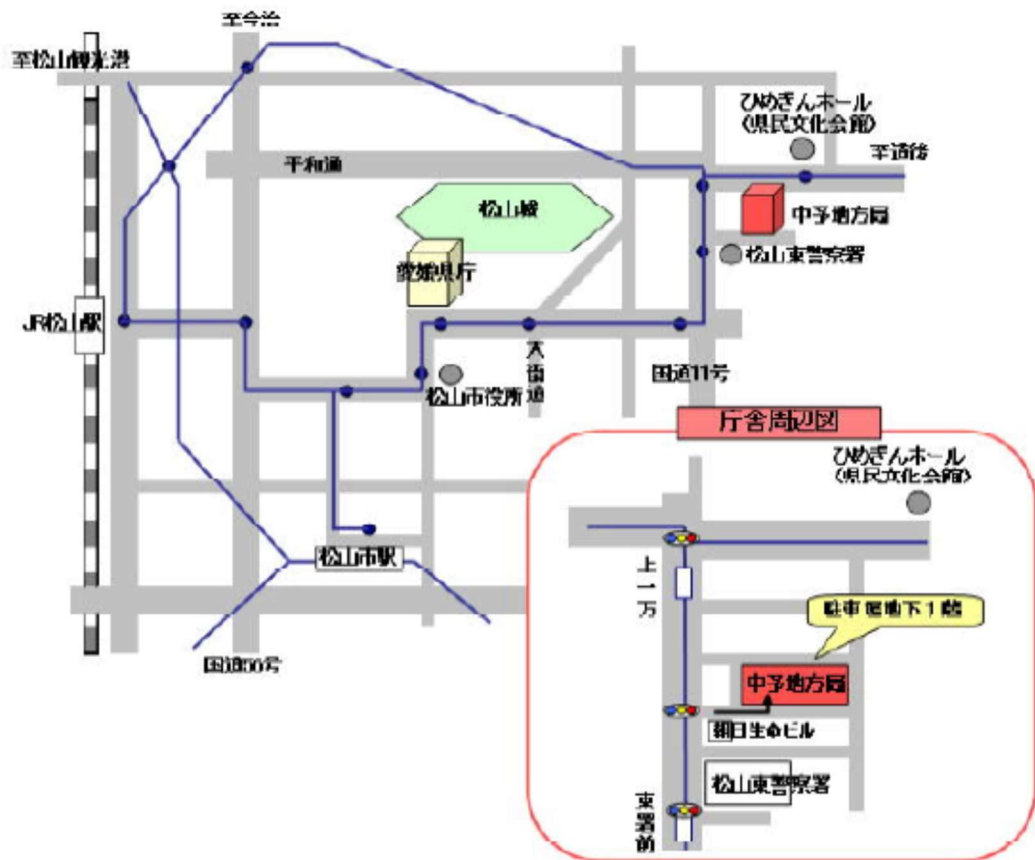


◆香川県庁周辺図





◆愛媛県庁周辺図



◆高知県庁周辺図



- ①高知県庁・本庁舎 ②高知県庁・西庁舎 ③高知県庁・北庁舎  
 ④職員能力開発センター ⑤高知電気ビル ⑥高知県議会 ⑦高知県警察本部

別表 2

支援物資の要請品目・単位

分類	要請品目	単位
食料	食料品（精米、即席麺、おにぎり、弁当、パン、缶詰、育児用調整粉乳等）	食
	飲料水	リットル
衛生用品	おむつ（大人用）	枚
	マスク	枚
	トイレットペーパー	巻
	生理用品	枚
小児用品	おむつ（小児用）	枚
	おしりふき	枚
衣類	下着	セット
	防寒着	着
日用雑貨	毛布	枚
	タオル	枚
災害用資機材	簡易トイレ （屋外設置式・簡易式）	台
	敷物（ビニールシート等）	枚

※ 上記に定めのない物資であっても、提供が可能な場合は提供の対象とする。

別表 3

各県の1次受入拠点一覧

基本協定第4条等に基づく資料交換「別表10 応援物資集積予定場所一覧（受入拠点一覧）」による

県名	番号	施設名	所在地	敷地面積 (㎡)	屋内面積 (㎡)	敷地内 ヘリポート
徳島	徳一1	徳島県立防災センター	板野郡北島町 鯛浜字大西 165	20,000	1,450	有：臨時着 陸場
	徳一2	徳島県立産業観光交流センター	徳島市山城町 東浜傍示 1-1	15,000	3,000	
	徳一3	徳島県蔵本公園	徳島市庄町 1- 76-2	20,000	900	
	徳一4	徳島県鳴門総合運動公園陸 上競技場バックスタンド	鳴門市撫養町 立岩字四枚 61	200,000	620	
	徳一5	まぜのおか	海部郡海陽町 浅川字ヒムロ 谷 59	40,000	450	有：臨時着 陸場
	徳一6	阿波市交流防災拠点施設	阿波市市場町 切幡字古田 190	15,000	735	
	徳一7	南部健康運動公園 屋内多 目的練習場	阿波市桑野町 桑野谷 34-1	1,630	1,630	
香川	香一1	香川県産業交流センター (サンメッセ香川)	高松市林町 2217-1	37,426	4,015	
愛媛	愛一1	山根公園	新居浜市角野 新田町 3-10	17,326	1,326	有：適地
	愛一2	石鎚山ハイウェイオアシス	西条市小松町 新屋敷乙 22- 29	6,325	3,325	有：準適地
	愛一3	愛媛県総合運動公園	松山市上野町 乙 21-23	43,300	3,300	
	愛一4	愛媛県生涯学習センター及 びえひめ青少年ふれあいセ ンター	松山市上野町 650	24,505	1,236	有：広域拠 点
	愛一5	愛媛国際貿易センター（ア イテムえひめ）	松山市大可賀 2-1-28	11,751	7,651	
	愛一6	西予市宇和運動公園	西予市宇和町 卯之町 3-517	23,557	1,857	有：地域拠 点
	愛一7	宇和島市総合交流拠点施設 (道の駅 みま)	宇和島市三間 町務田 180-1	5,825	2,284	
高知	高一1	高知県立室戸広域公園	室戸市領家 800	30,929	2,500	有：適地

高 知	高一2	安芸市総合運動場	安芸市桜ヶ丘 町 2248-1	28,234		有：適地
	高一3	高知県立春野総合運動公園	高知市芳原 2485	109,588	6,679	有：適地
	高一4	高知県立青少年センター	香南市野市町 西野 303-1	41,197	3,141	有：適地
	高一5	宿毛市総合運動公園	宿毛市山奈町 芳奈 4024	65,942	1,710	有：適地
	高一6	土佐清水総合公園	土佐清水市清 水字笹原谷 853-3	27,031		有：適地

(別記様式1号)

## 被害状況等報告書

発信日時: 月 日 時 分

送信枚数: 枚(本書含む)

〇〇県〇〇課(支援担当県) 御中  
四国4県応援幹事県(広域支援本部)

1 被災県災害体制  
〇〇〇〇体制  
平成 年 月 日( ) 時 分設置

2 とりまとめ日時  
平成 年 月 日( ) 時 分現在

### 3 被害状況

市町村名	体制	被害状況						避難状況				備考	
		人的被害(人)			住家被害(棟)			避難指示		自主避難			
		死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	避難指示 避難勧告 避難準備情報	自主避難		
								(世帯)	(人)	(世帯)	(人)		
〇〇市	災害警戒対策本部 (〇〇〇〇〇〇〇分設置)												
被災県合計													

※災害対策本部資料等を添付し送付すること。

#### 【連絡者】

〇〇県 連絡員 〇〇 〇〇

#### 【連絡先】

固定電話:

携帯電話:

衛星携帯電話:

(別記様式2号-1)

応援要請(計画)内訳書1(職員派遣)

〇〇年〇〇月〇〇日作成

記入者	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災県						
ボランティア支援県						
広域支援本部						

応援要請内訳(被災県 記入欄)							応援計画内訳(支援県・広域支援本部 記入欄)						
作成日時	職種	活動内容	人数	期間	場所 ※1	交通手段 ※2	連絡先 [ 担当部署名 担当者名 電話/FAX E-mail ]	応援県名	人員	期間	場所	交通手段	連絡先 [ 担当部署名 担当者名 電話/FAX E-mail ]
00月00日 00時	土木職	道路災害復旧事業 (設計書作成等)	30人	00月00日 ~00月00日	〇〇土木事務所 (〇〇市〇〇)ほか ※詳細は右記担当部署 と調整してください。	踏踏可	〇〇県 TEL: 〇〇 FAX: 〇〇 E-Mail: 〇〇	〇〇県	5人	00月00日 ~00月00日	〇〇土木事務所 (〇〇市〇〇)	公用車	〇〇県 TEL: 〇〇 FAX: 〇〇 E-Mail: 〇〇
								〇〇県	10人	00月00日 ~00月00日	〇〇土木事務所 (〇〇市〇〇) 〇〇土木事務所 (〇〇市〇〇) 5人(〇〇市〇〇)	電車、 バス	〇〇県 TEL: 〇〇 FAX: 〇〇 E-Mail: 〇〇
									強15人		※全国知事会を通じて 地プロツツの 輸送所県に要請 中		

- ※1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。
- ※2 交通手段欄に踏踏の可・不可を記入すること。また、踏踏が不可の場合は、空路(農畜リポート等)又は水路(農畜リ港等)を記入すること。
- ※3 可能な限り内容を明記すること。
- ※4 随時更新し提出すること。(充足した職種は削除し、不足している職種のみ記載すること。)
- ※5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(別記様式2号-2)

応援要請(計画)内訳書2(物資・資機材の提供)

〇〇年〇〇月〇〇日作成

記入者	団体名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被 災 県					
カテゴリー-バード支援県					
広域支援本部					

応援要請内訳(被災県 記入欄)						応援計画内訳(支援県・広域支援本部 記入欄)											
作成日時	必要時期	品目	品目・用途	数量		場所 ※1	輸送手段 ※2	連絡先 [ 支援県名 担当者名 電報/FAX E-mail ]	応援県名	発送時期	品目	規格	数量		場所	交通手段	連絡先 [ 支援県名 担当者名 電報/FAX E-mail ]
				単位	数量								単位	数量			
00月00日 00時	00月00日 ~未定	資材 ※要請が備 庫なもの		100,000	資	〇〇市〇〇 ※詳細は右記起 点部署と調整して ください、	陸路可	〇〇県 〇〇,〇〇 TEL: FAX: E-Mail:	〇〇県	00月00日	7kg7P 化米	五目こは ん 100g/袋	40,000	資	〇〇県〇〇市 〇〇体育館	陸路 Or トラック 〇台 〇〇 運輸機	〇〇県 〇〇,〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
									〇〇県	00月00日	靴/巾	100g/缶	30,000	資	〇〇県〇〇市 〇〇センター	陸路 Or トラック 〇台 〇〇 運輸機	〇〇県 〇〇,〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
													30,000	機	※全国知事会を通じて他ドロック の都道府県に要請中		

- ※1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。
- ※2 輸送手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港等)を記入すること。
- ※3 可能な限り内容を精記すること。
- ※4 随時更新し提出すること。(※4した品目は削除し、不足している品目のみ記載すること。)
- ※5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(別記様式2号-3)

応援要請(計画)内訳書3(その他)

〇〇年〇〇月〇〇日作成

記入者	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
渡 眞 暁						
ボランティア・ネット支援員						
広 域 支 援 本 部						

応援要請内訳(被災県 記入欄)				応援計画内訳(支援県・広域支援本部 記入欄)							
作成日時	内容	要請元等	期間	備考	連絡先 [ 担当部署名 電話番号 E-mail ]	応援県名	内容	受入先等	期間	備考	連絡先 [ 担当部署名 電話番号 E-mail ]
00月00日 00時	避難所の受入れ (避難者数約500名)	〇〇市	00月00日～ (1か月程度)	移動用、又は被災 県で確保可	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: 〇〇、〇〇 FAX: 〇〇、〇〇 E-Mail: 〇〇、〇〇	〇〇県	避難所の受入れ (避難者数約500名)	〇〇総合庁舎 (〇〇市〇〇)	00月00日～ (1か月程度)		〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: 〇〇、〇〇 FAX: 〇〇、〇〇 E-Mail: 〇〇、〇〇
00月00日 01時	罹病者の受入れ (罹病者1名)	〇〇病院 (〇〇市〇〇)	00月00日～ (終期未定)	〇〇産 〇〇市の救急車に で搬送予定	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: 〇〇、〇〇 FAX: 〇〇、〇〇 E-Mail: 〇〇、〇〇	〇〇県	罹病者の受入れ (罹病者1名)	〇〇病院 (〇〇市〇〇)	00月00日～ (終期未定)		〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: 〇〇、〇〇 FAX: 〇〇、〇〇 E-Mail: 〇〇、〇〇
00月00日 02時	遺体の火葬 (遺体100体)	〇〇町	00月00日～	搬送手段は被災県 で確保可	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: 〇〇、〇〇 FAX: 〇〇、〇〇 E-Mail: 〇〇、〇〇	〇〇県	遺体の火葬 (遺体100体)	〇〇火葬場 (〇〇市〇〇)	00月00日～		〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: 〇〇、〇〇 FAX: 〇〇、〇〇 E-Mail: 〇〇、〇〇
00月00日 03時	災害廃棄物の処理 (可燃物105t)	〇〇市	00月01日～		〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: 〇〇、〇〇 FAX: 〇〇、〇〇 E-Mail: 〇〇、〇〇	〇〇県	災害廃棄物の処理 (可燃物105t)	〇〇処分場 (〇〇市〇〇)	00月01日～		〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: 〇〇、〇〇 FAX: 〇〇、〇〇 E-Mail: 〇〇、〇〇

※1 可能な限り内容を明記すること。  
 ※2 随時更新し提出すること。(充足した搬送は削除し、不足している搬送のみ記載すること。)  
 ※3 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。



(別記様式3号)

〇〇〇〇第〇〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

応援幹事県（支援担当県）  
〇〇県知事 〇〇〇〇 様

〇〇県知事 〇〇〇〇

## 支援要請書

危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり支援を要請します。

### 記

- 1 災害の概況
  - (1) 災害名等
  - (2) 発生日時
  - (3) 発生場所
  - (4) 被害状況
  - (5) 他機関の応援状況
  
- 2 要請の理由
  
- 3 要請の内容
  - (1) 支援内容(期間)
  - (2) 数量・人数(職種)等
  - (3) 受入場所
  - (4) 受入希望日時
  - (5) 連絡先

### 【担当】

所属：  
氏名：  
電話：  
FAX：

(別記様式4号)

〇〇〇〇第〇〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

四国4県広域支援本部長  
〇〇県知事 〇〇〇〇 様

〇〇県知事 〇〇〇〇

### 支援状況等報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在の被災地支援状況について、下記のとおり報告します。

#### 記

##### 1 物資等の支援

種別	支援ニーズ	支援実績	今後の予定数	過不足

##### 2 職員等の派遣

種別	支援ニーズ	支援実績	今後の予定数	過不足

##### 3 その他

種別	支援ニーズ	支援実績	今後の予定数	過不足

※ 本表内への記載が困難な場合は、「別紙のとおり」とし、別紙を添付のこと。

#### 【担当】

所属:

氏名:

電話:

FAX:

## 【資料】

### 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「四国4県」という。）は、南海地震等自然災害はもとより、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態その他県民や滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる危機事象の発生時における応援・協力体制を構築し、応急対策、応急復旧等を円滑に行うため、広域応援に関する協定（平成7年10月20日締結）を発展的に見直し、この協定を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、四国4県のいずれかにおいて、南海地震をはじめとして、次の各号に掲げる事態（以下「危機事象」という。）が発生し、危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、危機事象発生県からの要請に基づき、四国内での広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（応援幹事県の決定等）

第2条 危機事象発生県以外の県は、速やかに連絡を取り合い、危機事象発生県の広域応援計画の立案や広域応援活動を中心となって行う県（以下「応援幹事県」という。）を決定し、広域応援体制の調整を行うものとする。

2 各県は、あらかじめ広域応援に関する連絡担当部局を定めるなど、連絡体制を整備し、危機事象発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（自主的応援出動）

第3条 震度6以上の地震が観測された場合又は県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県以外の県は、危機事象発生県からの広域応援の要請がなくとも、速やかに情報収集活動をはじめ、必要な応急措置をとるものとする。

（情報の共有）

第4条 四国4県は、広域応援を行う場合における提供可能な物資及び資機材の品目及び数量、救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

（広域応援の種類等）

第5条 広域応援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 物資及び資機材の提供
- （2） 施設、設備及び機器の使用又は貸与
- （3） 職員の派遣
- （4） 試験検査等の実施その他の役務の提供
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項各号に掲げる応援が速やかに行われるよう、各県は平素から関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

3 具体的な広域応援内容等については、必要に応じて危機事象ごとに別に定めるものとする。

(広域応援の要請の手続等)

第6条 広域応援が円滑に実施できるよう、あらかじめ広域応援の要請手続、活動の内容等については、別に定めるものとする。

(広域応援の経費の負担等)

第7条 広域応援に要した経費は、原則として、広域応援を受けた県の負担とする。

2 広域応援を受けた県が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、広域応援を受けた県から要請があった場合には、広域応援をした県は、一時繰替え支弁するものとする。

3 第3条の自主的応援出動を行う県については、広域応援の要請があったものとみなし、自主的応援出動に要した経費の負担については前2項に準じて取り扱うものとする。ただし、危機事象の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費は、広域応援を行う県の負担とする。

(物資等の携行)

第8条 広域応援をする県は、危機事象発生県の要請又は第3条の自主的応援出動により職員の派遣をする場合には、派遣職員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換等)

第9条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、毎年4月1日現在の地域防災計画、国民保護計画、危機事象ごとの担当部局一覧その他広域応援活動に必要な資料を相互に交換するものとする。

(訓練)

第10条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策等に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議が必要なものが生じた場合には、その都度四国4県が協議して定めるものとする。

(施行)

第12条 この協定は、平成19年2月5日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書4通を作成し、各県の知事が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成19年2月5日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

香川県知事 真 鍋 武 紀

愛媛県知事 加 戸 守 行

高知県知事 橋 本 大二郎



17-6

四国4県広域応援協定に基づく  
愛媛県広域応援計画

平成19年2月

愛 媛 県

## 目 次

第1章	基本方針	1
第2章	愛媛県応援隊の編成	2
第3章	情報連絡	3
第4章	応援隊携行資機材等	4
第5章	応援出動	4
第6章	被災現場における指揮命令	5
第7章	後方支援活動	5
別表	集結場所一覧表	6

## 第1章 基本方針

### 1 基本的な考え方

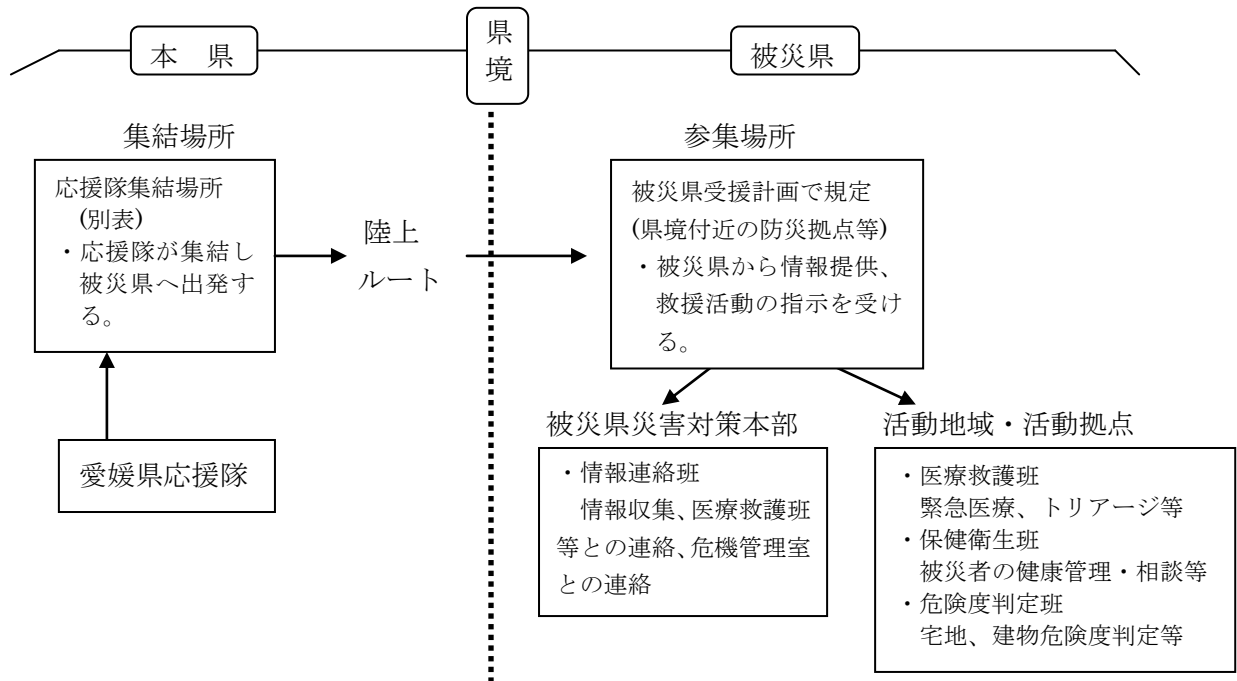
- (1) 大規模災害が発生した場合、本県が迅速かつ円滑に応援を実施する体制を確保するため、愛媛県地域防災計画との整合を図りつつ、愛媛県広域応援計画を定める。
- (2) 本計画は、「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」（以下「四国4県広域応援協定」という。）に基づき、大規模災害発生直後の応援隊の派遣について定める。
- (3) 本県は、本計画に基づき、速やかに被災県に応援部隊を派遣し、災害応急対策を実施する。
- (4) 本計画については、さらに、合同訓練等を通じた検証や他県、市町及び防災関係機関との協議等を踏まえ、随時見直しを行う。
- (5) 国の「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく全国的な応援計画が検討されている南海地震等への対応については、国計画に基づく活動を優先する。

### 2 本計画の前提条件

- (1) 本計画は、「四国4県広域応援協定」を締結する他県が、激甚な被害を受けた場合を想定して策定する。
- (2) 本計画は、応援隊が使用する緊急輸送道路等に甚大な被害が発生していないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ経路等を変更する。
- (3) 本計画は、本県の被害が軽微であり、他県に応援隊を派遣しても県内の対応が十分になされることを前提とする。



### 3 応援隊の県外への進出の流れ



## 第2章 愛媛県応援隊の編成

### 1 応援隊の編成等

(1) 応援には、四国4県広域応援協定第5条(3)の規定に基づき、災害応急活動等に必要な、次の職員を派遣する。

- ①情報連絡事務等に必要な職員
- ②医師、保健師、看護師等の職員
- ③建物、宅地の危険度判定に必要な職員

(地震被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士等)

(2) 前項に列記する職員を所管する部局は、あらかじめ、派遣が可能な職員を把握し名簿を作成しておく。

(3) 応援隊は、災害発生時に危機管理室からの指示を受け、所管部局が、名簿に登録している職員の中から次のとおり班編成を行うとともに、班責任者を定める。

- |         |                                |
|---------|--------------------------------|
| ①情報連絡班  | 2名                             |
| ②医療救護班  | 医師1~2名、看護師等数名、事務職員(運転業務含む)1~2名 |
| ③保健衛生班  | 保健師等2~3名、事務職員(運転業務含む)1~2名      |
| ④危険度判定班 | 危険度判定士等2~4名(運転業務含む)            |

(4) 危機管理室は、各班責任者の中から応援隊総括責任者を定める。

## 2 集結場所

(1) 応援隊の集結場所は、別表のとおりとする。

(2) 危機管理室は、緊急輸送道路と応援隊の集結場所を選定し、必要に応じ県警察本部に対して交通規制等を要請する。

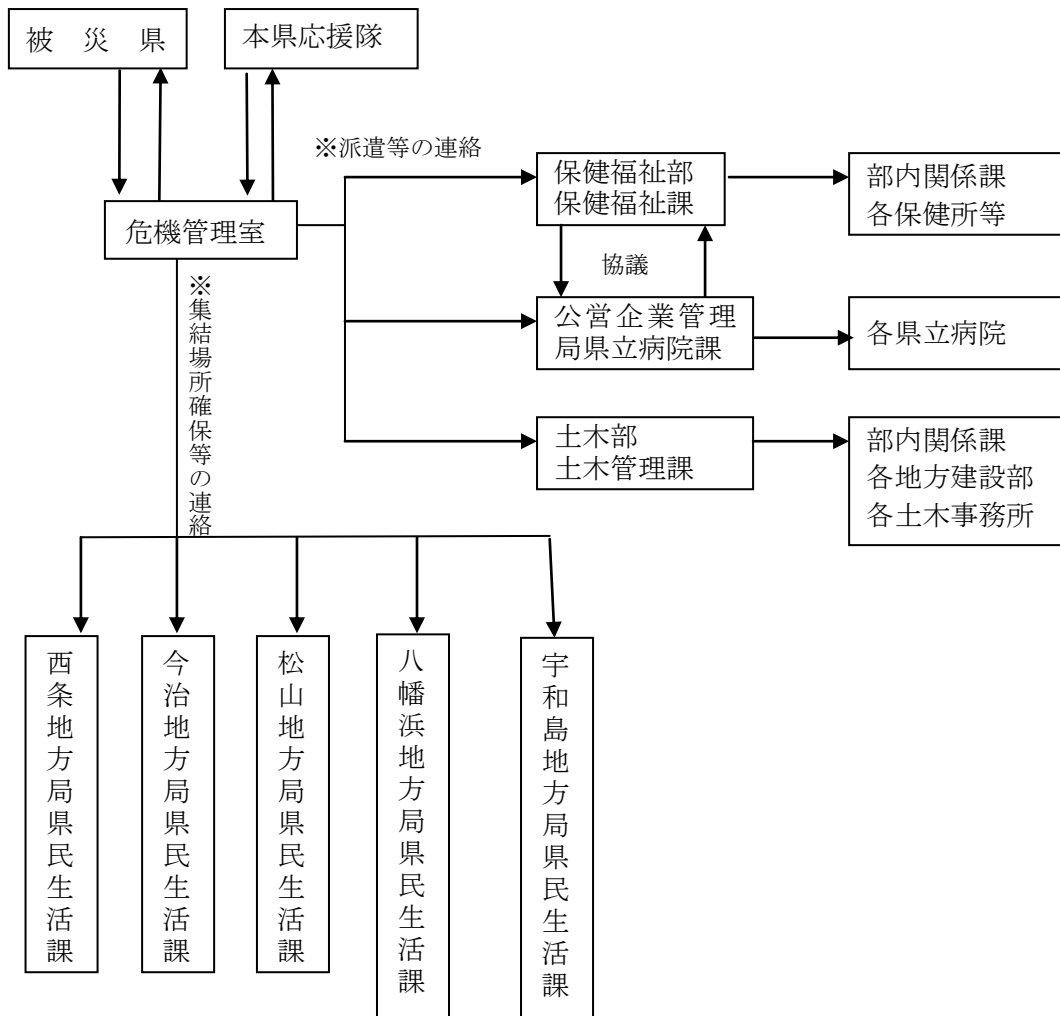
(3) 応援隊は、二次被害を防ぐため、安全管理に留意し行動する。

## 第3章 情報連絡

1 愛媛県の情報連絡体制は、次図のとおりとする。

2 愛媛県の情報連絡窓口は、県民環境部管理局消防防災安全課危機管理室とする。

3 情報連絡の手段は、原則として防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、消防防災無線、衛星携帯電話、NTT回線を使用する。



## 第4章 応援隊携行資機材等

- 1 応援資機材は、県備蓄資機材の活用を中心に、所管部局と危機管理室等が協力し準備する。
- 2 応援派遣車両については、県所有車両から、所管部局と危機管理室が協力し準備する。  
また、危機管理室は、必要に応じ、緊急通行車両の証票及び確認証明書を交付し、応援派遣車両に配備する。

## 第5章 応援隊の派遣

- 1 応援隊派遣の準備  
危機管理室は、他県で、激甚な被害の発生を覚知又は認知した場合に、直ちに応援隊所属部局に連絡し派遣職員を参集させ、応援隊派遣の準備を行う。
- 2 派遣の決定  
応援隊の派遣は、被災県からの要請があった時又は自主的な判断により知事が決定する。
- 3 要請及び出動
  - (1) 危機管理室は、応援隊所管部所に対し、応援隊派遣の指示を行うとともに、次の事項について、可能な限り情報提供するものとする。  
なお、応援隊は、原則として72時間活動可能な食料、飲料水及び個人装備品等を携行する。
    - ア 災害発生日時
    - イ 災害状況
    - ウ 人的、物的被害状況
    - エ 派遣先、派遣班数、資機材等
    - オ 被災県の参集場所及びルート
    - カ 被災県災害対策本部等の連絡先
  - (2) 応援隊を派遣した部所は、危機管理室に次の事項を報告する。
    - ア 応援隊員の職氏名
    - イ 応援隊の携行資機材、車両
    - ウ 出発時間及び参集場所到着予定時間
    - エ その他必要事項
  - (3) 危機管理室は、被災県災害対策本部に次の事項を連絡する。  
なお、被災県との通信が途絶している場合は、ア及びイについて応

援隊が参集場所で被災県に報告する。

- ア 応援隊員の職氏名
- イ 応援隊の携行資機材、車両
- ウ 出発時間及び参集場所到着予定時間

## 第6章 被災地における指揮

- 1 被災地での活動においては、災害対策基本法第74条第2項の規定により、被災県知事の指揮により行動する。
- 2 応援隊は、被災県が定める参集場所において応援隊の到着を報告し、活動地域等の指示と必要な情報の提供を受ける。  
なお、活動地域では、被災県災害対策本部の指示を受け、被災地の災害対策本部（市町災害対策本部等）と連携し活動する。

## 第7章 後方支援活動

後方支援活動は、危機管理室及び関係部局が協力して実施するものとし、応援隊が円滑に活動できるよう、次に掲げる活動を行う。

- 1 応援隊への資機材の調達と補給
- 2 交替要員の調整、派遣
- 3 被災状況など情報提供
- 4 被災県災害対策本部との連絡調整

別表

## 集 結 場 所 一 覧 表

応援方面	道路別	集結場所	担当支部
香川県方面	松山自動車道 国道11号	県四国中央総合庁舎	西条支部
		県西条総合庁舎	西条支部
徳島県方面	松山自動車道 国道192号	県四国中央総合庁舎	西条支部
		県西条総合庁舎	西条支部
高知県方面	松山自動車道 国道32号	県四国中央総合庁舎	西条支部
		県西条総合庁舎	西条支部
	国道194号	県西条総合庁舎	西条支部
	国道33号	県久万高原総合庁舎	松山支部
		県松山総合庁舎	松山支部
	国道197号	県大洲総合庁舎	八幡浜支部
	国道56号	県愛南総合庁舎	宇和島支部
		県宇和島総合庁舎	宇和島支部

注記) 応援隊派遣経路については、被害が発生していないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ利用可能な道路等を使用する。

四国4県広域応援協定に基づく  
愛媛県広域受援計画

平成19年2月

愛 媛 県

## 目 次

第1章	基本方針	1
第2章	応援隊の受入れ準備	2
第3章	通信連絡	2
第4章	応援隊の受入れ	3
第5章	参集場所・活動拠点での情報提供等	3
第6章	被災地における指揮命令	4
第7章	応援隊の活動地域の調整	5
第8章	現地連絡調整会の開催	5
第9章	応援の終了	6
別表	参集場所一覧表	7

## 第1章 基本方針

### 1 基本的な考え方

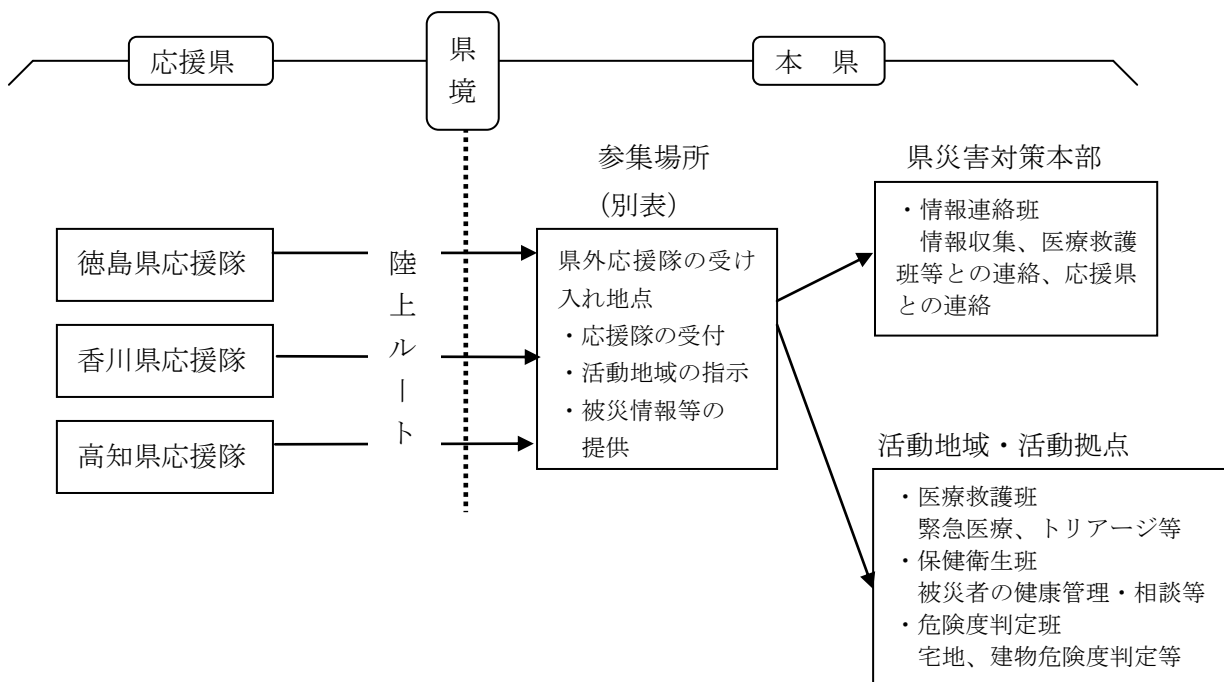
- (1) 大規模災害が発生した場合、本県が迅速かつ円滑に他県からの応援を受入れる体制を確保するため、愛媛県地域防災計画との整合を図りつつ、愛媛県広域受援計画を定める。
- (2) 本計画は、大規模災害発生直後で、「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」（以下「四国4県広域応援協定」という。）に基づき派遣される応援隊の受入れについて定める。
- (3) 大規模災害発生時に、本県は、本計画に基づき速やかに他県の応援を受入れ、災害応急対策を実施する。
- (4) 本計画については、さらに、合同訓練等を通じた検証や他県、市町及び防災関係機関との協議等を踏まえ、随時見直しを行う。
- (5) 国の「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく全国的な応援計画が検討されている南海地震等への対応については、国計画に基づく活動を優先する。

### 2 本計画の前提条件

- (1) 本計画は、本県が激甚な被害を受けた場合を想定して策定する。
- (2) 本計画は、応援隊が使用する緊急輸送道路等に甚大な被害が発生していないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ経路等を変更する。



### 3 応援隊に係る県内への受入れの流れ



## 第2章 応援隊の受入れ準備

県は、被災地への他県応援隊の受入れに備えて、次のことを行う。

- 1 県は、応援隊受入れのための応援等調整担当を県災害対策本部及び支部に置き、次の業務を行わせる。
  - (1) 他県応援隊の活動地域の調整に関する事。
  - (2) 関係機関との連絡調整に関する事。
  - (3) 他県応援隊等の後方支援に関する事。
  - (4) その他必要な事項に関する事。
- 2 県災害対策本部（土木対策部）は、緊急輸送道路の道路パトロールを実施する。
- 3 県災害対策本部は、県災害対策本部支部及び市町災害対策本部との通信連絡を確保し、県内の被害状況を収集する。
- 4 県災害対策本部は、他県との通信連絡が取れない場合においても、応援を想定して、参集場所を開設し応援隊の受入準備を進める。

## 第3章 通信連絡

### 1 各県間の通信連絡

災害発生時の通信連絡については、原則として、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、消防防災無線、衛星携帯電話、NTT回線を使用する。

## 2 応援隊との通信連絡

応援隊と県災害対策本部・支部及び市町災害対策本部との通信連絡は、携帯電話、衛星携帯電話等により行う。

## 第4章 応援隊の受入れ

### 1 応援隊の参集場所

- (1) 県内における他県応援隊の参集場所及び到達ルートは、別表のとおりとする。
- (2) 災害の状況等により参集場所等が使用できない場合、県災害対策本部は、使用可能なルート及び参集場所を確保するとともに、変更事項を応援県へ速やかに連絡する。
- (3) 県災害対策本部及び支部は、応援隊受入れのため、参集場所に要員を配置する。

### 2 緊急輸送道路の確保

県災害対策本部は、四国地方整備局、西日本高速道路株式会社、県警察本部、市町及び県土木部から緊急輸送道路に関する情報を入手し、応援県に連絡するとともに、通行不能の場合は関係機関に早期復旧を要請する。また、県警察本部に対しては、必要な交通規制等を要請する。

### 3 活動拠点の確保

県災害対策本部は、市町災害対策本部と協議のうえ、宿泊施設や活動車両の駐車スペースを考慮し、活動地域における応援隊の活動拠点を選定する。

## 第5章 参集場所・活動拠点の情報提供等

### 1 参集場所へ誘導するための情報提供

県災害対策本部は、応援県に対して、次の情報を提供する。

- ・参集場所、緊急輸送道路の情報
- ・県内の被害状況

### 2 活動拠点へ誘導するための情報提供

県災害対策本部及び支部は、被害状況や市町からの救助要請等の災害応急対策に関する各種情報を迅速かつ的確に把握し、活動拠点に参集する応援隊に対して情報提供を行う。

(1) 応援隊への活動地域の指示

県災害対策本部及び支部は、参集場所に参集した応援隊に対して、活動地域及び活動拠点を指示するとともに、必要に応じて、活動拠点への交通誘導を行う。

(2) 応援隊への情報提供

県災害対策本部及び支部は、応援隊に次の情報を提供する。

- ・被害状況
- ・県災害対策本部及び支部、市町災害対策本部への連絡方法、連絡先一覧
- ・割り当てた活動拠点
- ・県又は該当市町からの応援要請事項
- ・活動地域内における他機関の活動情報
- ・その他必要な事項

(3) 応援隊用地図等の配布

県災害対策本部支部又は市町災害対策本部は、必要に応じて、活動地域に関する地図等を応援隊に配布する。なお、地図等に盛り込むべき主な内容は次のとおりとする。

- ・応援隊の活動区域
- ・活動拠点までの緊急輸送道路
- ・災害拠点病院、救護病院等の位置
- ・臨時ヘリポートの位置
- ・その他応援隊が求める事項

3 活動拠点の開設及び報告

(1) 活動拠点の開設

活動拠点の開設は、応援隊が行う。

県災害対策本部は、市町災害対策本部を通じ、活動拠点の施設管理者に対して、応援隊が活動拠点を開設するための施設の開錠、施設内における立入り禁止区域の設定等を依頼する。

(2) 開設の報告

応援隊は、活動拠点の開設が完了したことを県災害対策本部に報告する。県災害対策本部は、応援隊活動拠点の開設状況を市町災害対策本部に通知する。

## 第6章 被災地における指揮命令

各県応援隊は、被災地においては、災害対策基本法第74条第2項の規定により、本県知事（県災害対策本部長）の指揮により活動する。

また、被災地の災害対策本部（市町災害対策本部）と連絡をとり、連携して活動する。

## 第7章 応援隊の活動地域の調整

救援活動は、県内の市町、県警察及び防災関係機関等複数の機関が実施していることから、県災害対策本部は各機関の活動状況を勘案のうえ、応援隊の活動地域を調整する。

### 1 医療応援隊の活動に係る調整

- (1) 県災害対策本部及び支部は、被害状況に基づき応援隊の活動地域を調整する。
- (2) 市町災害対策本部は、被害状況、避難所の設置状況等を、県災害対策本部支部に報告する。
- (3) 県災害対策本部支部は、被害状況、避難所等の情報を市町から収集・整理し、応援隊に提供する。

### 2 宅地、建物危険度判定応援隊の活動に係る調整

- (1) 県災害対策本部及び支部は、被害状況に基づき応援隊の活動地域を調整する。
- (2) 市町災害対策本部は、建物等の被災状況を調査し、県災害対策本部支部に報告する。
- (3) 県災害対策本部支部は、建物等の被災情報を市町から収集・整理し、他県応援隊に提供する。

## 第8章 現地連絡調整会の開催

救助活動等は、県内の市町、消防、警察に加え、自衛隊、海上保安部等多数の機関が合同で実施することから、相互に調整、連携することが必要であり、広域的な応援を受け、救助活動を円滑に実施するため、現地調整会議を開催する。

### 1 主催

県災害対策本部支部

### 2 主な調整事項

- ・ 県災害対策本部での決定事項の伝達等
- ・ 支部管内の救助活動等の調整
- ・ 県災害対策本部への救助活動等に係る要請事項

### 3 構成機関

- ・ 支部管内で救助活動等を行う機関

- ・他県応援隊
- ・市町
- ・県

## 第9章 応援の終了

「四国4県広域応援協定」第3条（自主的応援出動）に基づく場合、応援の終了は、応援隊派遣県が決定する。

ただし、県災害対策本部は、被災状況から応援継続が必要な場合、「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定細目」第2条により応援の要請を行う。

別表 参集場所一覧表

応援県	道路別	参集場所	担当支部
香川県	松山自動車道	上分P A	西条支部
	国道11号	県四国中央総合庁舎	西条支部
徳島県	松山自動車道	上分P A	西条支部
	国道192号	県四国中央総合庁舎	西条支部
高知県	松山自動車道	上分P A	西条支部
	国道11号	県四国中央総合庁舎	西条支部
	国道194号	県西条総合庁舎	西条支部
	国道33号	県久万高原総合庁舎	松山支部
	国道197号	県大洲総合庁舎	八幡浜支部
	国道56号	愛南総合庁舎	宇和島支部
県宇和島総合庁舎		宇和島支部	

注記) 応援隊受入経路については、被害が発生していないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ利用可能な道路等を使用する。

## 17-7 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。

2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。

3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

(3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあっ旋並びに資機材の提供

(4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

(5) 避難者を受け入れるための施設の提供

(6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあっては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあっては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(支援に要する経費の負担等)

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

- 1 この協定は平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

鳥取県代表者	鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県代表者	島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県代表者	岡山県知事	石	井	正	弘
広島県代表者	広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県代表者	山口県知事	二	井	関	成
徳島県代表者	徳島県知事	飯	泉	嘉	門
香川県代表者	香川県知事	浜	田	恵	造
愛媛県代表者	愛媛県知事	中	村	時	広
高知県代表者	高知県知事	尾	崎	正	直



## 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定の運用に関し、必要な総括的事項を定めるものとする。

(カウンターパート制により支援を行う県)

第2条 協定第1条第1項に規定するカウンターパート制により被災県に対する支援を行う県の組合せを別表1のとおり定める。

2 前項に定めるもののほか、カウンターパート制による支援の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(広域支援本部の設置の時期)

第3条 協定第2条第1項に規定する広域支援本部の設置の時期は、次のとおりとする。

- (1) 中国5県広域支援本部の設置県の知事から常任世話人県の知事に支援の要請があったとき
  - (2) 四国4県広域支援本部の設置県の知事から会長県の知事に支援の要請があったとき
- 2 中国・四国各ブロックにおける広域支援本部の設置・運営に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(広域支援本部による支援の要請)

第4条 協定第4条の規定に基づく広域支援本部による支援の要請は、必要な事項を明らかにして、会長県又は常任世話人県の連絡担当部局を通じて、別記様式（支援要請書）により行うものとする。

(職員の派遣に要する経費の負担)

第5条 協定第5条に規定する経費のうち、協定第3条第4号の職員の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被支援県が負担する経費の額は、支援を実施した県（以下「支援県」という。）が定める規定により算定した当該派遣職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 派遣職員が支援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、支援県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、被支援県の負担とする。
- (3) 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が支援業務の従事中に生じたものについては被支援県が、被支援県への往復の途中において生じたものについては支援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、職員の派遣に要する経費については、被支援県及び支援県が協議して定める。

(経費の支払方法)

第6条 支援県は、協定第5条第2項に定める支援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被支援県に請求する。

- (1) 協定第3条第1号及び第2号の物資に係る購入費及び輸送費
  - (2) 協定第3条第1号から第3号までの資機材（同条第3号の車両、舟艇及び航空機を含む。）に係る借上料、燃料費、輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費
  - (3) 協定第3条第4号の職員の派遣に係る前条に定める経費
  - (4) 協定第3条第5号の施設の提供に係る借上料
  - (5) 協定第3条第6号の特に要請があった事項の実施に要した経費
- 2 前項に規定する請求は、支援県の知事名による請求書により、連絡担当部局を經由して被支援県の知事に請求するものとする。
- 3 前2項により難いときは、被支援県及び支援県が協議して定める。

(連絡担当部局)

第7条 各県は、協定の運用に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、災害等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

- 2 前項に定める連絡担当部局は別表2のとおりとする。

(資料の交換等)

第8条 協定第6条に規定するその他参考資料のうち、次に掲げるものについては、毎年見直しを行い、各県相互に交換するものとする。

- (1) 担当課及び責任者等名簿
  - (2) 支援物資等保有状況一覧
- 2 前項第2号については、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」及び「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」において作成されたものを交換するものとする。

(派遣職員の指揮等)

第9条 派遣職員は、支援の実施については、被支援県の指揮の下に行動するものとする。

- 2 支援を受けるべき県が指揮不能の場合は、派遣職員は被支援県の所属するブロックに設置される広域支援本部の調整の下に行動するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの要領に定めのない事項については、各県が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

別表1（第2条）

グループ	構成県
グループ1	鳥取県 徳島県
グループ2	岡山県 香川県
グループ3	広島県 愛媛県
グループ4	島根県 山口県 高知県

別表2（第7条関係）

県名	部(局)	課(室)	係(班等)	電話 (消防防災無線)	ファクシミリ (消防防災無線)
鳥取県	危機管理局	危機管理政策課	企画担当	0857-26-7584 (31-304)	0857-26-8137 (31-311)
島根県	総務部	消防防災課	防災グループ	0852-22-5885 (32-25884)	0852-22-5930 (32-875)
岡山県	(知事直轄)	危機管理課	危機管理 ・国民保護班	086-226-7385 (33-2572)	086-225-4659 (33-5730)
広島県	危機管理監	危機管理課	危機管理 グループ	082-513-2785 (34-89)	082-227-2122 (34-84)
山口県	総務部	防災危機管理課	危機対策班	083-933-2370 (35-821)	083-933-2408 (35-868)
徳島県	危機管理部	危機管理政策課 南海地震防災課	危機管理担当 防災業務担当	088-621-2713 088-621-2716 (36-56)	088-621-2849 (36-57)
香川県	防災局	危機管理課	防災企画・南海 地震グループ	087-832-3188 (37-2484)	087-831-8811 (37-2479)
愛媛県	県民環境部防災局	危機管理課	防災企画係 危機管理係	089-912-2335 (38-2335)	089-941-2160 (38-2328)
高知県	危機管理部	危機管理・防災課	危機管理・防災担当	088-823-9320 (39-11)	088-823-9253 (39-11)

(別記様式)

〇〇〇〇第〇〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

中国地方知事会会長  
四国知事会常任世話人  
〇〇県知事 〇〇〇〇 様

中国 5 県広域支援本部長  
四国 4 県広域支援本部長  
〇〇県知事 〇〇〇〇

## 支 援 要 請 書

中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定第4条に基づき、下記のとおり支援を要請します。

### 記

- 1 災害の概況
  - (1) 災害名等
  - (2) 発生日時
  - (3) 発生場所
  - (4) 被害状況
  - (5) 他機関の応援状況
- 2 要請の理由
- 3 要請の内容
  - (1) 支援内容(期間)
  - (2) 数量・人数(職種)等
  - (3) 受入場所
  - (4) 受入希望日時
  - (5) 連絡先

【担 当】  
所 属：  
氏 名：  
電 話：  
F A X：

## 中国・四国9県カウンターパート制運用規程

### (趣旨)

第1条 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（以下「協定」という。）

第1条第1項及び協定実施要領第2条第2項に基づき、カウンターパート制による支援の実施に関し必要な事項を定める。

### (支援を行う県の役割)

第2条 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県（以下「支援担当県」という。）の役割は、次のとおりとする。

- (1) 連絡員を被災県に派遣して情報収集を行い、被災地ニーズ等を把握
- (2) 被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施
- (3) 被災地ニーズ、支援状況等を支援担当県の所属するブロックに設置される広域支援本部に報告

### (災害情報の共有)

第3条 支援担当県と支援の相手方となる県（以下「支援対象県」という。）は、相互に連絡し、被害状況等の情報を共有する。

2 前項の情報共有を開始する時期は、次のとおりとする。ただし、カウンターパートグループ構成県において別の定めをした場合はこの限りでない。

- (1) 支援対象県に災害対策本部が設置されたとき
- (2) 支援対象県において、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は津波警報（大津波）が発表されたとき
- (3) 支援対象県において、被害の規模が甚大な災害等が発生したとの情報を得たとき

### (連絡員の派遣)

第4条 支援担当県が支援対象県に連絡員を派遣する時期は、次のとおりとする。ただし、カウンターパートグループ構成県において別の定めをした場合はこの限りでない。

- (1) 前条の情報共有の過程において、支援対象県から支援担当県に対して支援要請の意向が示されたとき
  - (2) 支援担当県が災害等の実態に照らし、支援が必要と判断して連絡員派遣の申し出を行った場合において、支援対象県がその受け入れを了承したとき
  - (3) 通信の途絶等により、支援担当県が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、支援対象県に甚大な被害が推測されるとき
- 2 支援担当県が支援対象県に連絡員を派遣したときは、支援担当県が中国ブロックに所属する場合にあっては会長県に、支援担当県が四国ブロックに所属する場合にあっては常任世話人県に対し、その旨連絡するものとする。

### (広域支援本部との連携)

第5条 広域支援本部から支援対象県に連絡員の派遣があった場合は、支援担当県及び広域支援本部の連絡員は、相互に連携して情報収集及び連絡調整を行うものとする。

(支援の実施)

第6条 支援担当県は、連絡員からの情報に基づいて、被災県が必要とする支援を実施するものとする。ただし、通信の途絶等により被災県の被害状況等の情報を収集することが困難なときには、連絡員からの情報を待たずに支援を実施することができる。

(支援担当県の調整)

第7条 前4条に定める事項については、協定実施要領第2条第1項の別表1に定めるグループ構成県のうち、被災県以外の県が行うものとする。

2 グループ構成県がすべて被災した場合には、広域支援本部が他のグループ構成県に支援の割当を行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項は、各県が協議して定める。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

## 四国4県広域支援本部設置・運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、四国4県広域支援本部（以下「広域支援本部」という。）の設置運営に関し、中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領第3条第2項に基づき、必要な事項を定める。

(広域支援本部の設置)

第2条 被災県への支援が、被災県の所属ブロック構成県及びカウンターパート支援県だけでは困難な場合、被災県の被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、常任世話人県に広域支援本部を設置する。

2 常任世話人県が被災等により、広域支援本部が設置できない場合には、常任世話人県及び被災県以外の県のうち、知事在任期間が最も長い県に広域支援本部を設置する。

(広域支援本部の設置時期等)

第3条 広域支援本部の設置時期は、次のとおりとする。

- (1) 四国ブロックの被災県から広域支援本部が設置される県に様式1（四国4県広域支援本部設置要請書）により広域支援本部の設置要請があったとき
  - (2) 中国5県広域支援本部の設置県から、常任世話人県に支援の要請があったとき
- 2 広域支援本部の設置県は、前項により広域支援本部を設置したときには、様式2（四国4県広域支援本部設置通知書）により、四国各県に連絡するものとする。

(広域支援本部の役割)

第4条 広域支援本部は、次の役割を担う。

- (1) 四国ブロック内の支援調整等を行うこと
- (2) 被災地ニーズや被災県への支援状況等の情報を集約すること
- (3) 中国ブロックとの連携・調整に関すること
- (4) 全国知事会及び他ブロック知事会等との調整に関すること
- (5) その他被災地支援に必要な調整に関すること

(広域支援連絡員の派遣)

第5条 広域支援本部の設置県は、四国ブロックの被災県に広域支援連絡員を派遣するものとする。

(広域支援連絡員の役割)

第6条 広域支援連絡員は、次の役割を担う。

- (1) 四国ブロックの被災県から必要な支援ニーズの情報を収集すること
- (2) 四国ブロックの被災県において、他の県から派遣されている連絡員と支援調整を行い、その情報を広域支援本部に連絡すること

(広域支援本部による支援調整)

第7条 広域支援本部は、広域支援本部の設置が、四国ブロックの被災県からの設置要請による場合には、応援幹事県が実施している支援調整を引き続き実施するとともに、中国5県広域支援本部と連携して支援調整を行うものとする。

2 広域支援本部は、広域支援本部の設置が、中国5県広域支援本部からの支援要請による場合には、四国ブロック内の各県（カウンターパート制による支援県を除く）から、実施可能な支援内容の報告を受け、中国5県広域支援本部と連携して支援調整を行うものとする。

(支援の集約)

第8条 被災県への支援を行う県は、広域支援本部からの求めに応じ、被災県に対する支援状況を様式3（支援状況等報告書）により、広域支援本部に報告するものとする。

(広域支援本部の組織)

第9条 広域支援本部は、本部長、事務局長、支援調整員及び事務局員をもって組織する。

- 2 本部長は、広域支援本部の知事をもって充て、広域支援本部を統括する。
- 3 事務局長は、広域支援本部の広域防災責任者をもって充てる。
- 4 支援調整員は、被災県以外の四国ブロック各県の広域防災担当課長をもって充てる。
- 5 事務局員は、広域支援本部の職員をもって充てる。

(支援調整員の役割)

第10条 前条第4項による支援調整員は、各県の支援調整の窓口として、広域支援本部から発信される被災県の情報を共有し、被災県への必要な支援に努める。

(中国ブロックとの連携・調整)

第11条 広域支援本部は、中国ブロックに設置される中国5県広域支援本部と連携して、被災地支援を実施するものとする。

(全国知事会等との調整)

第12条 中国・四国ブロックで対応できない場合は、広域支援本部は、全国知事会等に対して支援を要請し、中国・四国ブロック以外からの支援の受け入れについて調整を行うものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項は、各県が協議して定める。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。



【様式 1】

〇〇第〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

広域本部設置県  
〇〇県知事 〇〇〇〇 様

〇〇県知事 〇〇〇〇

### 四国 4 県広域支援本部設置要請書

四国 4 県広域支援本部設置・運営要領第 3 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおり設置を要請します。

#### 1 災害の概況

- (1) 災害名等
- (2) 発生日時
- (3) 発生場所
- (4) 被害状況
- (5) 他機関の応援状況

#### 2 支援要請の内容

- (1) 支援内容（期間）
- (2) 数量・人数（職種）等
- (3) 受入場所
- (4) 受入希望日時
- (5) 連絡先

【様式 2】

〇〇第〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 〇〇〇〇様

四国 4 県広域支援本部  
本部長 〇〇県知事 〇〇〇〇

#### 四国 4 県広域支援本部設置通知書

四国 4 県広域支援本部を設置しましたので、四国 4 県広域支援本部設置・運営要領第 3 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

- 1 設置事由  
例) 〇〇県からの設置要請、中国 5 県広域支援本部からの支援要請、
- 2 災害の概況
  - (1) 災害名等
  - (2) 発生日時
  - (3) 発生場所
  - (4) 被害状況
  - (5) 他機関の応援状況
- 3 支援要請の内容
  - (1) 支援内容 (期間)
  - (2) 数量・人数 (職種) 等
  - (3) 受入場所
  - (4) 受入希望日時
  - (5) 連絡先

※被災県等から文書で支援要請があった場合は、「別添のとおり」とし、支援要請書を添付。

【様式3】

〇〇第〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

四国4県広域支援本部

本部長 〇〇県知事 〇〇〇〇 様

〇〇県知事 〇〇〇〇

支 援 状 況 等 報 告 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在の被災地支援状況について、次のとおり報告します。

1 物資の支援状況

種 別	支援実績	今後の支援予定

2 職員等の派遣

種 別	支援実績	今後の支援予定

3 その他

種 別	支援実績	今後の支援予定

## 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定に基づく 応援要請の手続等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」(以下「協定」という。)第6条及び「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目」に基づく広域応援の要請の手続等に関し必要な事項等を定めるものとする。

(応援幹事県)

- 第2条 協定第2条に定める応援幹事県は、四国知事会の常任世話人県(以下「常任世話人県」という。)とするものとする。
- 2 常任世話人県が被災等により、応援幹事県の役割が果たせない場合には、常任世話人県及び被災県以外の県のうち、知事在任期間が最も長い県を応援幹事県とするものとする。
  - 3 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定第2条による四国4県広域支援本部が設置された場合には、応援幹事県が行う応援調整等の事務は応援幹事県に代わって、四国4県広域支援本部が実施するものとする。

(応援要請手続等)

- 第3条 広域応援を要請する県(以下「応援要請県」という)は、要請連絡票(様式1)により、応援幹事県に対し、応援要請するものとする。
- 2 応援幹事県は、応援内容を調整し、協力要請連絡票(様式2)により、応援県に通知するものとする。
  - 3 応援県は、提供できる緊急援護物資の数量等を決定し、協力要請回答票(様式2)により、応援幹事県に回答するものとする。
  - 4 応援幹事県は、応援内容を再調整し、職員派遣・資機材等提供決定連絡票(様式3)により、要請県及び応援県に対し、通知するものとする。

(応援部隊の誘導)

第4条 応援要請県は、応援隊の集結場所又は防災資機材等の受領場所に指導員を待機させ、応援隊等の指導に努めるものとする。

(応援経費の清算)

第5条 応援幹事県及び応援県は、応援経費清算結果報告書(様式4)により、応援要請県に対し、応援に要した経費を請求するものとする。

(資料の交換等)

- 第6条 防災資機材等の提供に関し必要となる資料のうち、次の掲げるものについては、毎年見直しを行い、6月末までに各県相互に交換するものとする。
- (1) 担当課及び責任者等名簿(様式5)
  - (2) 防災資機材保有状況一覧

(その他)

第7条 この要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの要領に定めのない事項については、各県協議のうえ定めるものとする。

附則 この要領は、平成15年10月15日から適用する。

附則 この要領は、平成20年6月12日から適用する。

附則 この要領は、平成21年3月18日から適用する。

附則 この要領は、平成24年3月1日から適用する。

中国・四国地方の災害等発生時の  
広域支援に関する協定に基づく  
支援・受援マニュアル

令和3年1月

## 目 次

### 第1編 総則

第1章 基本方針	1
第2章 広域支援体制	4

### 第2編 支援編

第1章 情報収集体制の確立と連絡員の派遣	13
第2章 物的支援	16
第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保	19
第4章 人的支援	21
第5章 広域避難（避難施設の提供）	26

### 第3編 受援編

第1章 受援体制の整備	28
第2章 物的支援の受入れ	30
第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保	32
第4章 人的支援の受入れ	33
第5章 広域避難	35

#### 【様式】

(別記様式1号) 被害状況等報告書	37
(別記様式2号) 応援要請（計画）内訳書	39
(別記様式3号) 報道発表資料	42
(別記様式4号) 支援状況等報告書	47

#### 【別表】

(別表1) 応援要請時連絡先一覧表	48
(別表2) 参集場所一覧表	50
(別表3) 支援物資の要請品目・単位	57

#### 【資料】

○各県連絡担当部局	1
○支援要請書様式	2
○中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	3
○中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領	5
○中国・四国9県カウンターパート制運用規程	9

## 【本マニュアルにおける用語の定義】

用語	定義
災害等	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される災害
中国協定	中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定（H23. 1. 11）
四国協定	危機事象発生時の四国 4 県広域応援に関する基本協定（H19. 2. 5）
協定	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（H24. 3. 1）
要領	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領（H24. 3. 1）
規程	中国・四国 9 県カウンターパート制運用規程（H30. 3. 1）
全国知事会協定	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
確保システム	「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づく被災市区町村に対する応援職員の派遣システム
カウンターパート制	協定第 1 条に基づき、要領第 2 条別表 1 に定めた中国・四国 9 県での支援対象県に対する支援を行う支援担当県を予め定めたもの
会長県	中国地方知事会会長県
常任世話人県	四国知事会常任世話人県
広域支援本部	支援ブロックの会長県又は常任世話人県に設置する広域支援本部 （注）支援ブロック以外の広域支援本部については、その旨表記する。
支援担当県	カウンターパート制により被災県に対する支援を行う、支援ブロックの県（規程第 2 条） （注）被災ブロックの支援担当県については、その旨表記する。
被災県	支援担当県の支援の相手方となる県（規程第 3 条）
連絡員	支援ブロックの支援担当県等から支援対象県へ連絡要員として派遣する職員 （注）被災ブロックの連絡員については、その旨表記する。
連絡調整員	支援ブロック内各県から広域支援本部の事務局員として派遣する職員 （注）被災ブロックの広域支援本部の連絡調整員については、その旨表記する。
応援要員	支援担当県及び支援ブロックから派遣される事務職員、保健師及び土木職員などの派遣職員（要領第 4 条）
現地連絡室	支援対象県内に設置する広域支援本部現地連絡室 ※原則、被災ブロックの広域支援本部が設置するが、被災ブロックに広域支援本部が設置できない場合は、支援担当県が設置する。



# 第1編 総則

## 第1章 基本方針

### 1 基本的な考え方

- (1) 災害等が発生した中国・四国各ブロックの被災県が、単独では十分な応急措置及び国民保護措置等が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、「大規模広域的災害に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書」を踏まえて締結した協定や要領、規程に基づく支援・受援マニュアルを定める。
- (2) 中国・四国9県は、被災県に対して支援を行う県を予め定めたカウンターパート制に基づき、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。
- (3) 広域支援本部と被災ブロックの広域支援本部は相互に連携し、被災の状況等に応じて、中国・四国9県の被災県以外の県に対し、被災県の市町村ブロック圏域又は市町村を応援地域として割り当てることができるものとする。
- (4) 本マニュアルについては、合同訓練等を通じた検証や県、市町村などの防災関係機関との協議等を踏まえ、随時見直しを行う。
- (5) 全国で複数のブロックが被災するなどの大規模広域災害時については、全国知事会協定や確保システムに基づき広域支援・受援を行うことになるが、このマニュアルに定める支援・受援に係る標準的な体制・活動手順等を基本に、柔軟に対応することとする。
- (6) 被災県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合で、かつ、複数の被災市町村に対して同時並行的又は複層的な支援を要するなど全国的な支援によらないと十分な支援が困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、確保システムによる支援を要請することを基本とする。  
なお、その場合であっても、物的支援及び被災県に対する人的支援は、地方公共団体間の災害時相互応援協定で対応することとなるため、本マニュアルに基づき、継続して実施することに留意すること。

### 2 本マニュアルの前提条件

- (1) 中国ブロックカウンターパート制及び四国ブロックカウンターパート制  
ア 中国ブロックカウンターパート制（中国協定）

- 隣接県による支援を基本的な考え方として、下表のとおり、第1順位から第4順位までをあらかじめ定める。
- 第1順位の県が被災したことにより支援ができない場合は、第2順位から第4順位までの県がそれぞれの順位により支援を実施する。
- 災害等の実態に照らし、被災県の被害が甚大な場合には、当該被災県の市町村ブロック圏域又は市町村を応援地域として割り当てる支援の実施が可能

被災県	支援担当県			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

※支援担当県が被災している場合は、次の順位の支援担当県に被災県の支援を要請

イ 四国ブロックカウンターパート制（四国協定）

- 四国4県のカウンターパートは下表のとおりとし、第1順位から第3順位までの支援担当県をあらかじめ定める。
- あらかじめ定めた第1順位の支援担当県が、被災等により支援が困難な場合は、順次第2順位以降の県が支援担当県となる。
- ただし、局所的・局地的な被災の場合等において、被災地域（市町村）に近い県による支援が合理的、効率的であることが見込まれるときは、第2順位又は第3順位の県を支援担当県にすることができるものとする。
- 災害等の実態に照らし、被災県の被害が甚大な場合には、当該被災県の市町村ブロック圏域又は市町村を応援地域として割り当てる支援の実施が可能

被災県	支援担当県		
	第1順位	第2順位	第3順位
徳島県	香川県	高知県	愛媛県
香川県	徳島県	愛媛県	高知県
愛媛県	高知県	香川県	徳島県
高知県	愛媛県	徳島県	香川県

※支援担当県が被災している場合は、次の順位の支援担当県に被災県の支援を要請

- (2) 本マニュアルは、使用する緊急輸送路等に甚大な被害が発生していないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ対応可能な経路等に変更する。

(3) 本マニュアルは、各県が別に策定している災害時における相互応援に関する要領、規程、マニュアル等を妨げるものではない。

(4) 国の確保システムでは、中国ブロックと四国ブロックを併せて一つのブロックとされていることから、被災地域ブロック幹事県は、運用上、偶数年は中国ブロックの会長県が、奇数年は四国ブロックの常任世話人県が担うこととしている。

しかしながら、確保システムと本マニュアルに基づく支援が並行して実施される場合は、原則、被災ブロックの広域支援本部が、確保システムによる支援状況も含め全体を把握することが求められる。

したがって、被災の状況に応じて、中国ブロックの会長県と四国ブロックの常任世話人県が調整し、確保システム上の被災地域ブロック幹事県を変更するなど、柔軟に運用する必要がある。

## 第2章 広域支援体制

### 1 カウンターパート制と広域支援本部

被災県に対する支援を行う県をあらかじめ定めたカウンターパート制に加え、被災ブロックの被災状況に応じて、よりの確な支援を実施するため、支援ブロック内各県、他ブロック及び全国知事会等と広域支援に係る包括的な調整を行う広域支援本部を設置する。広域支援本部での調整は、被災ブロックの広域支援本部と連携して行う。

#### (1) カウンターパート制（協定第1条並びに要領第2条及び別表1）

##### ア カウンターパート制による支援担当県の構成

グルーピング	構成県
グループ1	鳥取県 徳島県
グループ2	岡山県 香川県
グループ3	広島県 愛媛県
グループ4	島根県 山口県 高知県

##### イ 支援担当県の役割（規程第3条）

- ① 連絡員を被災県に派遣し、中国協定又は四国協定に基づき被災ブロックの支援担当県から派遣された連絡員とともに、情報収集を行い、被災地ニーズを把握する。

また、中国協定又は四国協定に基づく現地連絡室が設置された場合は、引き続き、現地連絡室に連絡員を派遣する。

- ② 被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施する。
- ③ 被災地ニーズ、支援状況等を支援担当県の所属する会長県（広域支援本部）又は常任世話人県（広域支援本部）に報告する。

##### ウ 支援担当県と被災県が被害状況等の情報共有を開始する時期（規程第4条第2項）

- ① 被災県に災害対策本部が設置されたとき  
※被災県は、災害対策本部を設置したときは、支援担当県にFAX等により連絡する。
- ② 被災県において、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は大津波警報が発表されたとき。
- ③ 被災県において、被害の規模が甚大な災害等が発生したとの情報を得たとき。

## エ 支援担当県が連絡員を派遣する時期等（規程第5条）

- ① 被災県から支援担当県に対して、支援要請の意向が示されたとき
- ② 支援担当県が災害等の実態に照らし、支援が必要と判断して連絡員派遣の申し出を行った場合において、被災県がその受け入れを了承したとき
- ③ 通信の途絶等により、支援担当県が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、被災県に甚大な被害が推測されるとき

※連絡員を派遣したときは、支援担当県が中国ブロックに所属する場合にあっては会長県に、四国ブロックに所属する場合にあっては、常任世話人県に対し、その旨を連絡する。

## 2 広域支援本部の設置・運営

### （1）広域支援本部の設置（協定第2条及び要領第3条）

設置の時期、設置場所等は以下のとおりであるが、被災ブロック内の全県が被災し、被災ブロック側で広域支援本部が設置できない場合は、被災ブロックの会長県又は常任世話人県の知事は、相手方ブロックの会長県又は常任世話人県の知事にその旨を連絡し、被災ブロックの広域支援本部の業務も含めて、中国・四国ブロック全体の総合調整、後方支援を行う広域支援本部の設置を要請する。

### ア 設置の時期等

- ① 中国5県の広域支援本部の設置県の知事から常任世話人県の知事に支援の要請があったとき。
- ② 四国4県の広域支援本部の設置県の知事から会長県の知事に支援の要請があったとき。
- ③ 現地連絡室又は支援担当県からの情報・要請により、会長県又は常任世話人県の知事が広域支援本部の設置が必要と判断したとき。

※被災ブロックの広域支援本部の設置県からの支援の要請は、要領に定める別記様式（支援要請書）により行うものとする。

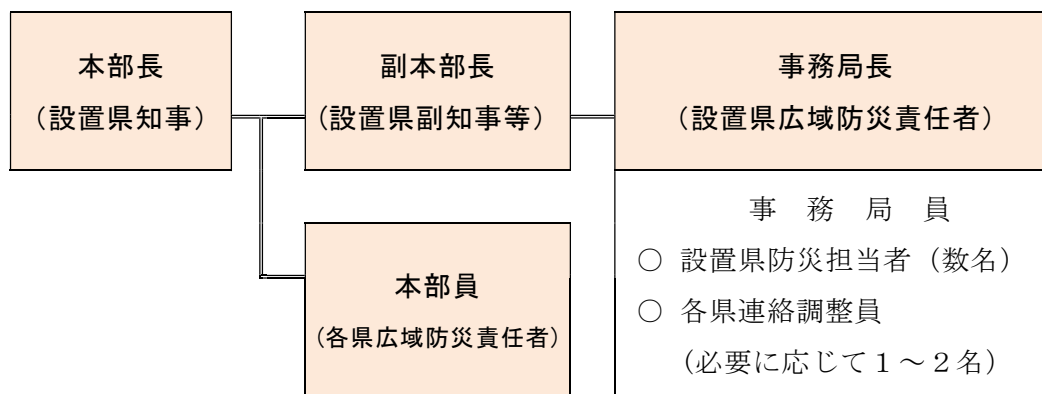
### イ 設置場所

- ① 中国ブロックにおいては会長県に、四国ブロックにおいては常任世話人県に広域支援本部を設置する。
- ② 会長県又は常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、あらかじめ定めた順位に従い広域支援本部を設置し、相手方ブロックの広域支援本部に速やかに連絡する。

本部設置県	会長県又は常任世話人県が被災した場合			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
山口県	島根県	鳥取県	広島県	岡山県
愛媛県	徳島県	高知県	香川県	

※ 順位は、知事在任期間の長い順、会長及び常任世話人互選の例に準拠。

#### (参考) 広域支援本部の組織



#### ウ 広域支援本部の業務

広域支援本部は以下の業務を担う。

- ① 広域支援本部が設置された時は、必要に応じて、被災県を除くブロック内各県に連絡調整員の派遣を要請する。(連絡調整員の派遣を要請しない場合は、本マニュアルに記載されている当該連絡調整員を通じて行う各県との調整は、広域支援本部とブロック内各県で、電話やFAX等により、直接実施するものとする。)
- ② 状況に応じて、被災県に連絡員を追加派遣する。派遣された職員は、現地連絡室に所属する。
- ③ 現地連絡室を通して、被災県のニーズを把握し、支援ブロック内各県と情報を共有(FAXを基本とする。)する。広域支援本部で協議・決定した事項を、現地連絡室へ伝達する。
- ④ 応援地域の割当てに係るブロック内各県との調整を行う。
- ⑤ 支援担当県及び被災ブロックだけで支援対応が出来ない場合、協定第4条に定める支援を行う。

##### (ア) 物的支援

- ・被災ブロックの広域支援本部(又は現地連絡室)から、必要な食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材が調達できない旨の連絡があった場合、支援ブロック内各県に支援物資提供数等の割当を行う。
- ・被災県外に物資の臨時受入拠点を開設する場合、支援担当県及び支援ブロック内各県と調整し、支援物資の輸送経路、受入拠点適地を考慮し決定する。

#### (イ) 人的支援

- ・被災ブロックの広域支援本部（又は現地連絡室）から、必要な人員が確保できない旨の連絡があった場合、協定及び要領に基づき、支援ブロック内各県と調整の上、応援要員の割当を行う。

#### (ウ) 広域避難

- ・支援担当県及び被災ブロックのみで避難者の受入れが困難な場合、被災ブロックの広域支援本部（又は現地連絡室）からの要請に基づき、現地連絡室から入手した避難者リスト、被災地の位置及び輸送手段等を勘案し、支援ブロック内各県に避難者の受入れを依頼するとともに、避難が可能となる施設（旅館・ホテルの斡旋、公共住宅の提供等）の提供の検討を依頼し、調整を行う。

#### ⑥ 支援ブロック内各県の支援状況等の情報を集約する。

#### ⑦ 支援実績の取りまとめ及び公表

支援担当県や支援ブロック内各県の支援実績を取りまとめ、支援ブロック内各県に情報提供を行い、報道発表資料（別記様式3号）により報道発表する。

#### ⑧ 全国知事会等との調整

広域支援本部は、被災ブロックの広域支援本部と連携し、状況に応じて、他ブロックや全国知事会等への支援要請などの総合調整、後方支援を担う。

#### ⑨ その他支援対象県支援に必要な調整

### エ 広域支援本部設置県以外の県の業務

#### ① 広域支援本部設置県以外の県は、以下の役割を担う。

- ・災害対策本部を設置した場合は、速やかに会長県又は常任世話人県に被害状況等を報告する。
- ・広域支援本部が設置され、広域支援本部からの要請があった場合は、速やかに広域支援本部へ連絡調整員（1～2名）を派遣する。

#### ② 広域支援本部へ派遣された連絡調整員は、以下の業務を担う。

- ・広域支援本部に集約された情報を自県に報告する。
- ・広域支援本部で協議した支援割当案等を自県に報告するとともに、支援割当案に対する自県の意見を広域支援本部へ報告する。
- ・広域支援本部で決定した支援割当などの事項を自県に報告するとともに、自県の支援状況を支援状況等報告書（別記様式4号）により広域支援本部へ報告する。

### オ 広域支援本部の廃止

#### ① 広域支援本部の廃止は、被災県の状況に応じて、被災県、支援担当県及び両ブロックの広域支援本部が協議の上、決定する。

#### ② 被災県は、被災状況から支援継続が必要と判断される場合は、支援担当県及び両ブロックの広域支援本部に支援の継続を要請する。

## (2) 現地連絡室

### ア 現地連絡室の設置

被災ブロックの広域支援本部は、被災県ごとに現地連絡室を設置する。現地連絡室の総括責任者は、被災ブロックの広域支援本部から派遣された連絡員（管理職又は相当職）が担い、被災ブロック及び支援ブロックの支援担当県から派遣された連絡員（管理職又は相当職）は、総括代理として総括責任者を補佐する。

また、必要に応じて、両ブロックの広域支援本部へ連絡員の増員を要請する。

※被災がブロック全県に及び、被災ブロックで広域支援本部を立ち上げることができない場合、その機能は支援ブロックの広域支援本部が補完することになるが、その場合、支援担当県の連絡員は、到着後、直ちに現地連絡室を立ち上げ、連絡員のうち、管理職又は相当職を総括責任者とする。

### イ 現地連絡室の業務

現地連絡室は、現地における支援窓口として、被災県と両ブロックの広域支援本部との連絡調整を中心とする業務を実施する。

なお、被災県と支援県等との間で行われる諸調整は、原則、現地連絡室を經由して実施されることとなるため、随時、情報の整理等を行い、被災県及び広域支援本部等と情報共有を行う。

#### 【主な業務】

- ① 被災県との情報連絡・共有体制の確立
- ② 被災県の支援ニーズの把握
  - ・現地連絡室の総括責任者及び総括補佐は、被災県の災害対策本部会議へ出席するなど、自主的・積極的に情報収集を行う。
- ③ 両ブロックの広域支援本部との連絡調整
  - ・現地連絡室は、収集した情報を支援活動に活用するほか、両ブロックの広域支援本部及びブロック内各県に適時適切に情報提供を行う。
- ④ 広域避難を実施する場合の被災県との調整
- ⑤ 被災ブロック内外の応援県その他関係団体等との連絡調整
  - ・現地連絡室は、必要に応じて連絡調整会議を開催するなど、現地における応援県や関係団体による応援活動の調整等を行う。
- ⑥ その他、現地における支援活動に必要な業務

### ウ 現地連絡室の廃止及び連絡員の派遣終了

- ① 現地連絡室の廃止及び連絡員の派遣の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの広域支援本部及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。



- ② 被災県は、被災状況から引き続き連絡員の派遣継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの広域支援本部及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に現地連絡室の継続及び連絡員の派遣継続を要請する。

### 3 災害規模別の対応

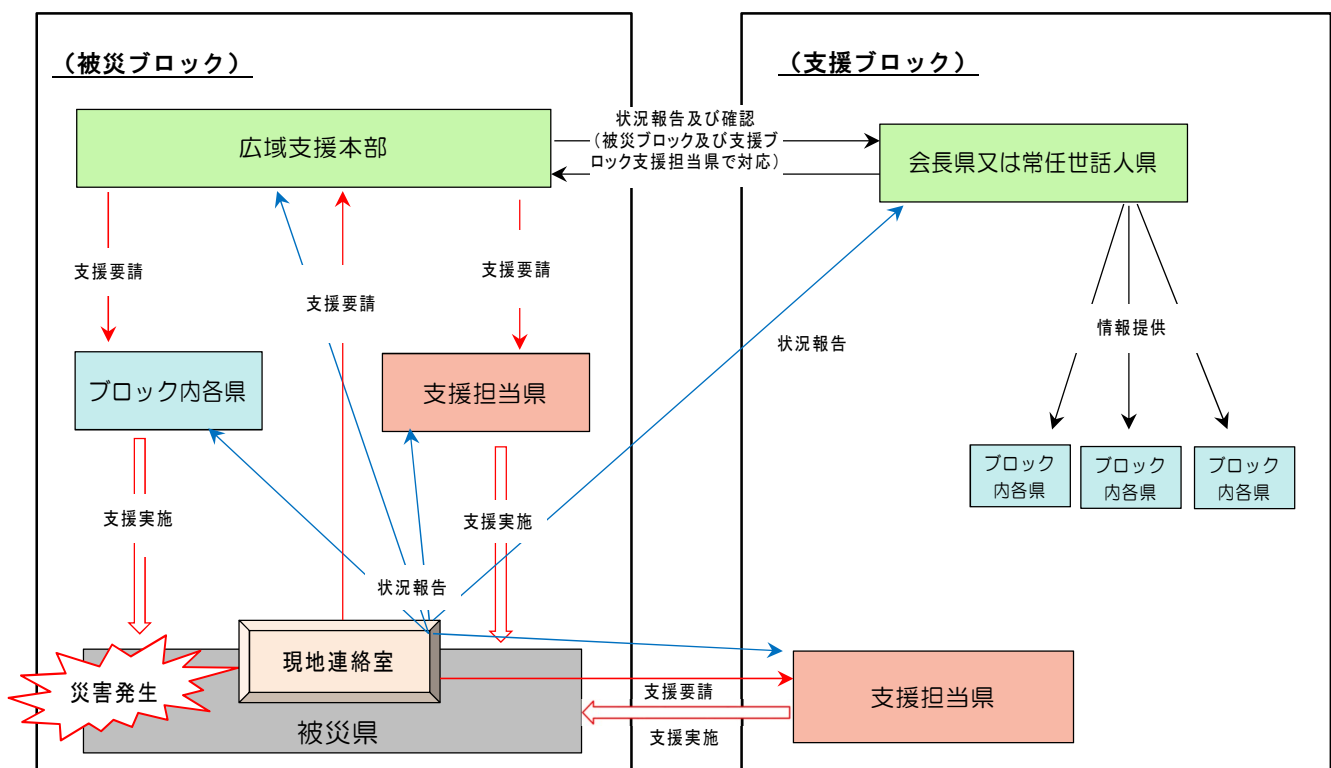
#### (1) 局地的災害（被災ブロック及び支援担当県対応）

- ① 相手方のブロック内において災害等が発生し、被災県単独で十分な応急措置等を実施できない場合は、支援担当県は被災県に連絡員を派遣して、被災ブロックの支援担当県の連絡員とともに、被害状況、被災地ニーズの情報収集を開始し、収集した情報を自県及び会長県又は常任世話人県へ報告する。

なお、被災ブロックの現地連絡室が設置された場合は、支援担当県は、引き続き現地連絡室へ連絡員を派遣し、情報収集等の業務を実施する。

- ② 被災ブロック及び支援担当県だけで支援が可能かどうかの判断は、支援担当県と被災ブロックの広域支援本部が協議の上、決定する。
- ③ 支援担当県は、被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施する。

#### 【被災ブロック及び支援担当県のみで対応する場合】

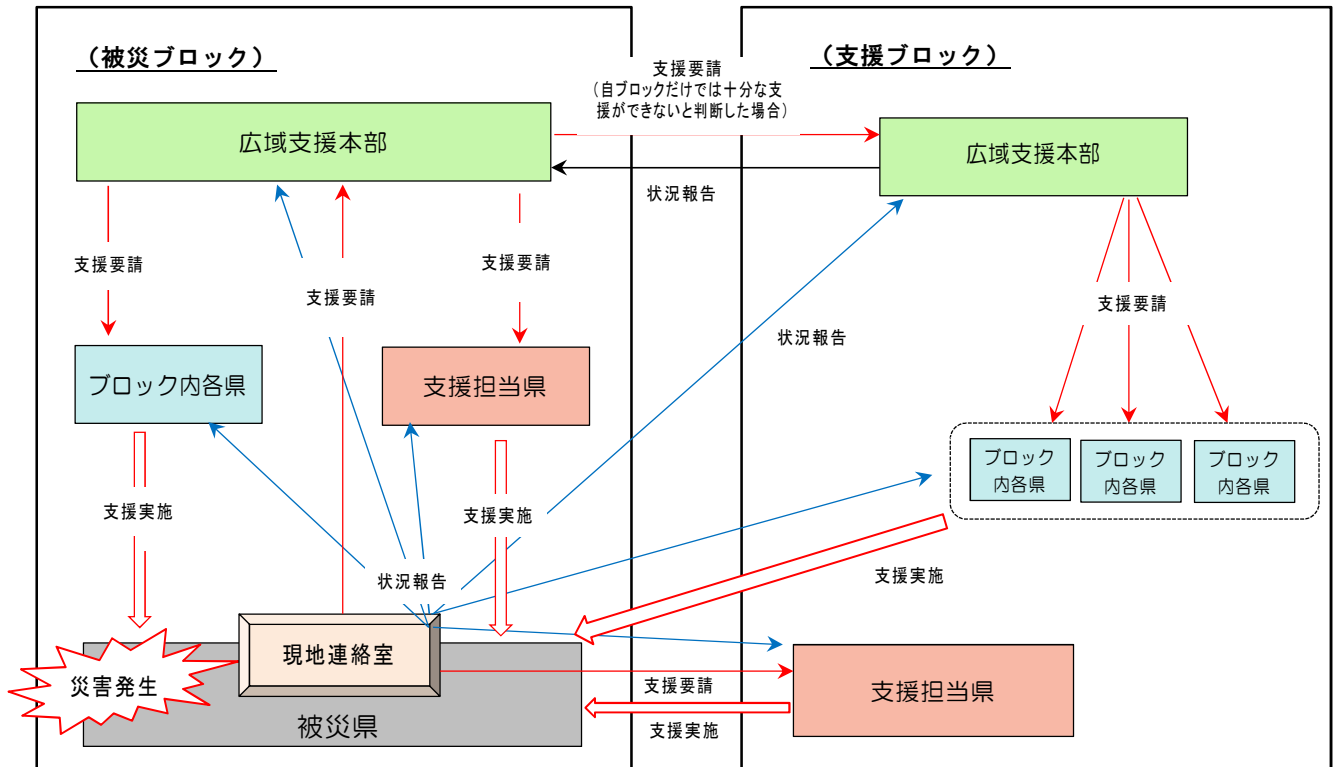


## (2) 局地的災害（中国・四国ブロックで対応）

- ① 相手方のブロック内（被災が1～3県を想定）において災害等が発生し、被災県単独で十分な応急措置等を実施できない場合は、支援担当県は被災県に連絡員を派遣して、被災ブロックの支援担当県の連絡員とともに、被害状況、被災地ニーズの情報収集を開始する。
- ② 被災ブロックの広域支援本部設置県の知事は、収集した被害状況や被災地ニーズから、支援ブロックによる支援が必要と判断した場合は、会長県又は常任世話人県に対し、広域支援本部の設置を要請する。
- ③ 会長県又は常任世話人県は、被災ブロックの広域支援本部設置県の知事から広域支援本部の設置要請を受けたときは、直ちに広域支援本部を設置するとともに、必要に応じて、支援ブロック内各県（被災県を除く。）へ連絡調整員の派遣を要請する。
- ④ 両ブロックの広域支援本部は相互に連携し、被災の状況等に応じて、両ブロック内の被災県以外の県に対し、被災県の市町村ブロック圏域又は市町村を応援地域として割り当てる。
- ⑤ 両ブロックの広域支援本部は、現地連絡室からの情報により、被災地ニーズの把握に努めるとともに、現地連絡室は両ブロック内外の支援県その他関係団体との連絡調整（被害状況や支援ニーズ等の情報共有、応援県の連絡調整会議の開催、応援活動の調整等）を実施する。

また、現地連絡室から連絡員の増員要請があった場合は、支援ブロック内各県（被災県を除く。）に対し、連絡員の派遣を要請する。
- ⑥ 広域支援本部は、現地連絡室を通じて被災県の支援ニーズ等の情報収集を行い、必要に応じて、支援ブロック内各県に、被災県に対する追加の支援実施を要請する。
- ⑦ 広域支援本部は、被災ブロックの広域支援本部と連携し、状況に応じて、他ブロックや全国知事会等への支援要請などの総合調整、後方支援を担う。

【中国・四国ブロックで対応する場合】



(3) 大規模災害（他ブロックも含めた支援対応に移行する場合）

被災ブロックの広域支援本部は、支援ブロックの広域支援本部と調整の上、収集した被害状況や被災地ニーズから、中国・四国ブロックだけで支援が可能かどうか判断し、他ブロックからの支援が必要と判断した場合は、次の自治体間協定に基づく支援を要請する。

【協定別の支援要請先等一覧】

協定等の名称		人的支援		物的支援		要請先等	関係マニュアル等
		被災市町	被災県	被災市町	被災県		
自治体間協定	関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	○	○	○	○	被災県⇒会長県⇒関西広域連合 ⇒中国地方知事会 ⇒広域防災局	関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定実施要領
	関西広域連合と四国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	○	○	○	○	被災県⇒常任世話人県⇒関西広域連合 ⇒広域防災局	—

	全国知事会協 定	×	○	○	○	被災県⇒会長県 又は常任世話人 県⇒全国知事会 事務局	全国都道府県にお ける災害時等の広 域応援に関する協 定実施細目
--	-------------	---	---	---	---	--------------------------------------	---

<参考>

確 保 シ ス テ ム	被災市区町村 応援職員確保 システム	○	×	×	×	被災県⇒ブロック幹 事県⇒現地調整 会議（総務省）	被災市区町村応援 職員確保システム に関する要綱
----------------------------	--------------------------	---	---	---	---	---------------------------------	--------------------------------

## 第2編 支援編

### 第1章 情報収集体制の確立と連絡員の派遣

#### 1 趣旨

支援担当県は、支援活動を迅速かつ的確に実施するため、被害状況、被災地ニーズ、対応状況等に関する情報収集を行い、関係機関・団体等と情報共有を図る。

#### 2 情報収集・共有体制の確立

支援担当県は、被災県において次の基準に該当する災害が発生した場合は、被害状況等を把握し、支援の要否を検討するために、情報収集・共有体制を確立する。

把握した情報は、会長県又は常任世話人県を通じて支援ブロック内各県に適宜提供し、情報共有を図る。

##### 【情報収集・共有を開始する時期】

- ・被災県に災害対策本部が設置されたとき

※被災県が災害対策本部を設置したときは、支援担当県及び相手方の会長県又は常任世話人県は、被災県からFAX等により連絡を受ける。

- ・被災県において、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は大津波警報が発表されたとき
- ・被災県において、被害の規模が甚大な災害が発生したとの情報を得たとき

#### 3 連絡員の派遣準備

支援担当県は、被災県において甚大な被害等の発生を覚知又は推測される場合は、直ちに被災県への連絡員の派遣に備えて、次のことを行う。

- ① 連絡員は、被災県の負担とならないよう、被災地における活動に必要な物資や食料・宿泊場所等は、原則、自己完結型として準備し、1週間程度の活動可能な食料、飲料水等を携行する。

##### 【連絡員の携行品】

車両等移動手段、携帯電話、衛星携帯電話、地図、食料、飲料水、事務用品、携帯用トイレ、ウエットティッシュ、ドライシャンプー、マスク、寝袋・毛布、防寒着、ライト、ヘルメット、手袋 等
---

- ② 支援担当県は、被災県と通信連絡が取れない場合においても、連絡員の派遣を想定して準備を進める。
- ③ 支援担当県は、連絡員の派遣期間が長期化することも踏まえ、交代要員を含む1チーム2～4名の派遣体制とする。
- ④ 連絡員は、被災県及び被災ブロックの広域支援本部との様々な調整が必要とな

ることから、可能な限り1チームのうち最低1名は管理職又は、それに相当する職員とする。

## 4 連絡員の派遣

### (1) 派遣の決定時期

- ① 被災県から、支援担当県に対して支援要請の意向が示されたとき
- ② 支援担当県が災害等の実態に照らし、支援が必要と判断して連絡員の派遣申し出を行った場合において、被災県がその受入れを了承したとき
- ③ 通信の途絶等により、支援担当県が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、被災県に甚大な被害が推測される時

※連絡員を派遣したときは、支援担当県が中国ブロックに所属する場合にあっては会長県に、四国ブロックに所属する場合にあっては、常任世話人県に対し、その旨を連絡する。

### (2) 連絡員の参集場所

- ① 被災県における連絡員の参集場所は、(別表2)のとおりとする。
- ② 支援担当県は、災害の状況等により参集場所等が使用できない場合を想定し、被災県に対して参集場所等の確認を速やかに行う。

### (3) 参集場所への誘導に必要な情報の収集

- ① 支援担当県は、被災県から緊急輸送路に関する情報を入手する。
- ② 支援担当県は、被災県からの情報収集が困難な場合は、被災県警察本部等から情報を入手する。

## 5 現地連絡室及び連絡員の役割

### (1) 現地連絡室及び連絡員の業務

- ① 支援担当県は、連絡員(職員2~4名:うち最低1名は可能な限り管理職又はそれに相当する職員を充てる。)を被災県に派遣し、被災ブロック支援担当県の連絡員とともに、情報収集を行い、支援ニーズ等を把握する。

また、中国協定又は四国協定に基づく現地連絡室が設置された場合は、引き続き、現地連絡室に連絡員を派遣する。

- ② 現地連絡室の総括責任者は、原則、被災ブロックの広域支援本部から派遣された職員(可能な限り管理職又は相当職)が担い、被災ブロック及び支援ブロックの支援担当県の職員(管理職又は相当職)は、総括代理として総括責任者を補佐する。
- ③ 被災が相手方ブロック全県に及び、被災ブロックで広域支援本部を立ち上げ

ることができない場合、その機能は支援ブロックの広域支援本部が補完することになるが、その場合、支援担当県の連絡員は4名以上とし、到着後、直ちに現地連絡室を立ち上げ、連絡員のうち、管理職又は相当職を総括責任者とする。

- ④ 支援担当県の連絡員は、収集した情報を、（別記様式1号又は2号）により、支援担当県及び会長県又は常任世話人県へ報告する。（広域支援本部設置後は、別記様式1号は広域支援本部、支援担当県及び支援ブロック内各県へ、別記様式2号は広域支援本部へ報告）
- ⑤ 支援実施に関する被災県との調整を行う。

## （2）情報収集項目

現地連絡室は、次の情報を自主的かつ積極的に収集し報告する。

- ① 被害状況
- ② 被災県又は市町村からの支援要請事項（被災地ニーズ）
- ③ 広域防災拠点等の活動拠点及び活動拠点までの緊急輸送路の状況
- ④ 応援要員の参集場所、活動区域、緊急輸送路の状況
- ⑤ 被災地域内における他機関の活動情報
- ⑥ その他必要な事項

## 6 現地連絡室の廃止及び連絡員の派遣終了

- （1）現地連絡室の廃止及び連絡員の派遣の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの広域支援本部及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- （2）被災県は、被災状況から引き続き連絡員の派遣継続が必要と判断される場合は、被災県と被災ブロックの広域支援本部及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に現地連絡室の継続及び連絡員の派遣継続を要請する。

## 第2章 物的支援

### 1 趣旨

支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して被災県から要請（別記様式2号-2）があった場合、備蓄物資等を支援物資として被災県の受入拠点まで輸送する。

### 2 支援物資の内容

- ・支援物資の品目・単位は（別表3）とするが、この中になく物資であっても、提供が可能な場合は、支援物資とする。
- ・支援物資の備蓄量については、支援物資の単位（〇ml・〇本など）を統一した上で、協定及び要領に基づき、定期的に情報共有を行うこととする。  
（例えば、飲料水の場合は「何mlのペットボトルが〇本」など）

### 3 支援の準備

支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、必要な支援を遅滞なく実施するため、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して、被災県から情報収集を行い、被災地ニーズを把握する。

併せて、受入拠点から各避難所までの輸送体制についても、情報収集を行う。

### 4 支援の実施

#### （1）支援内容の決定

支援物資の品目及び数量は、被災県から連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通しての要請（別記様式2号-2）を原則とする。

#### （2）物資の調達

支援担当県は、自らの備蓄物資（各県共有情報参照）に加え、管内市町村や災害時の物資調達に係る協定を締結している事業者等から必要な物資を調達し、受入拠点へ輸送する。

支援担当県で必要な物資を調達できない場合は、その旨を被災ブロックの支援担当県（被災ブロックの広域支援本部設置後は、被災ブロックの広域支援本部）及び会長県又は常任世話人県に連絡する。

会長県又は常任世話人県は、被災ブロックの会長県又は常任世話人県（被災ブロックの広域支援本部設置後は、被災ブロックの広域支援本部）と調整の上、必要に応じて、支援ブロック内各県と調整を行い、支援担当県以外の県に支援物資の提供を要請する。

会長県又は常任世話人県から要請を受けた支援ブロック内各県は、支援担当県と連携して支援を実施する。

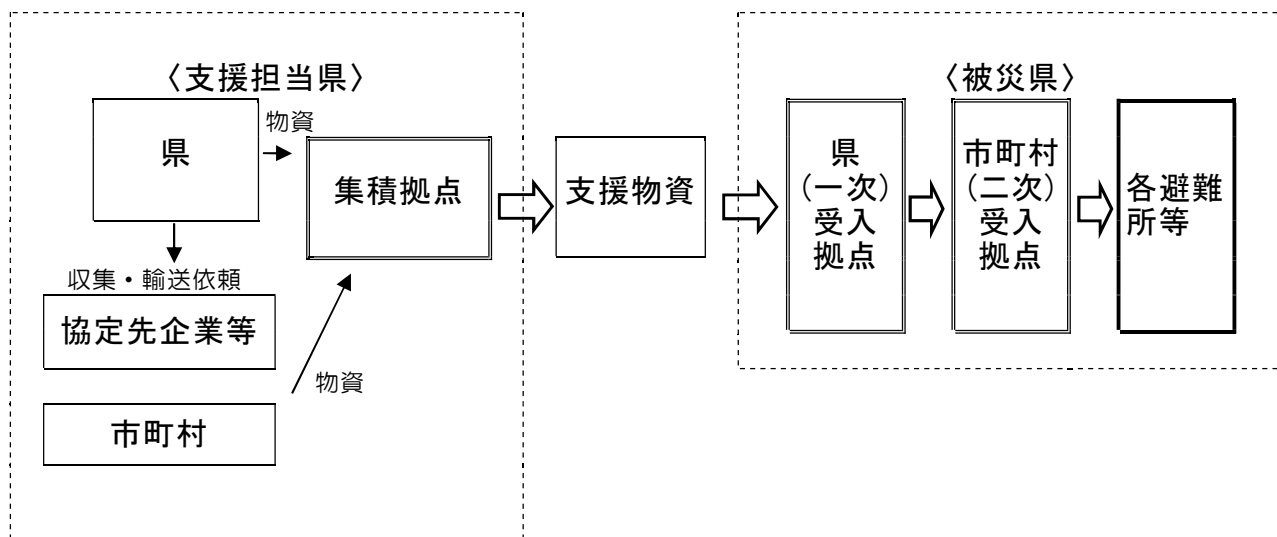
また、広域支援本部設置後は、広域支援本部から支援要請があった支援担当県を含む支援ブロック内各県（以下「支援県」という。）は、広域支援本部の全体調整の下、要請があった物資を調達し、支援を実施する。



### (3) 提供可能物資リストの配布

支援担当県は、支援物資として提供可能物資リストを作成し、被災県に提供する。  
また、広域支援本部設置後は、広域支援本部は支援ブロック内各県の提供可能物資リストを取りまとめ、被災ブロックの広域支援本部を通じ、被災県に提供する。

### (4) 支援物資の具体的な流れ



### (5) 臨時受入拠点の開設

被災県内に必要な受入拠点を確保できないため、被災県から県外に臨時受入拠点を開設するよう要請があった場合は、支援担当県内に臨時受入拠点を開設するか、又は連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通じて被災ブロックの会長県又は常任世話人県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）と調整のうえ、被災ブロック内に臨時受入拠点を開設する。

### (6) 中継

支援担当県は、必要に応じ、支援物資を支援担当県内の集積拠点で一次保管し、被災県及び被災市町村の受入拠点における物資の充足状況や滞留状況を確認しながら、物資の需要調整を行う。

なお、広域支援本部設置後は、これらの物資の需給調整は、広域支援本部が実施する。

### (7) 梱包方法

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、開封しなくても内容物が判別できるように、下記に例示した項目を1箱毎に明示する。

- ①支援物資品目
- ②規格毎の数量
- ③有効期限（消費期限）
- ④提供元機関名

なお、混載する場合には、被災地で作業を行うことなくそのまま被災者に配布できるようにする（例えば、避難所において最低限必要な生活・衛生用品をパッケージ化する）などの工夫をする。

## (8) 輸送時の情報共有

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、発送時に、下記に例示した項目を伝票化し、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して被災県の担当部署と情報を共有する。

- ①支援物資品目
- ②品目・規格毎の数量及び梱包数量
- ③有効期限（消費期限）
- ④輸送先
- ⑤輸送方法、輸送日・時間
- ⑥提供元機関名・担当者名、連絡先

## (9) 輸送に係る調整

連絡員は、被災県の受援調整担当者との以下の事項について調整し、自県（広域支援本部設置後は、広域支援本部及び支援県）に連絡する。

### 【連絡員の調整事項】

- ・輸送品目・輸送数量
- ・出発・到着日時、輸送方法・ルート
- ・輸送業者名、ドライバー連絡先
- ・車両規格、車両仕様、車両ナンバー

### 【受援調整担当者の主な調整事項】

- ・受入拠点所在地、現地担当者名・連絡先
- ・受入日時、輸送ルート
- ・受入拠点の仕様、作業員の要否
- ・燃料の供給状況、供給可能場所

## (10) 支援状況の報告

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、支援状況を適正に管理し、支援状況等報告書（別記様式4号）により、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）及び両ブロックの会長県又は常任世話人県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ報告する。

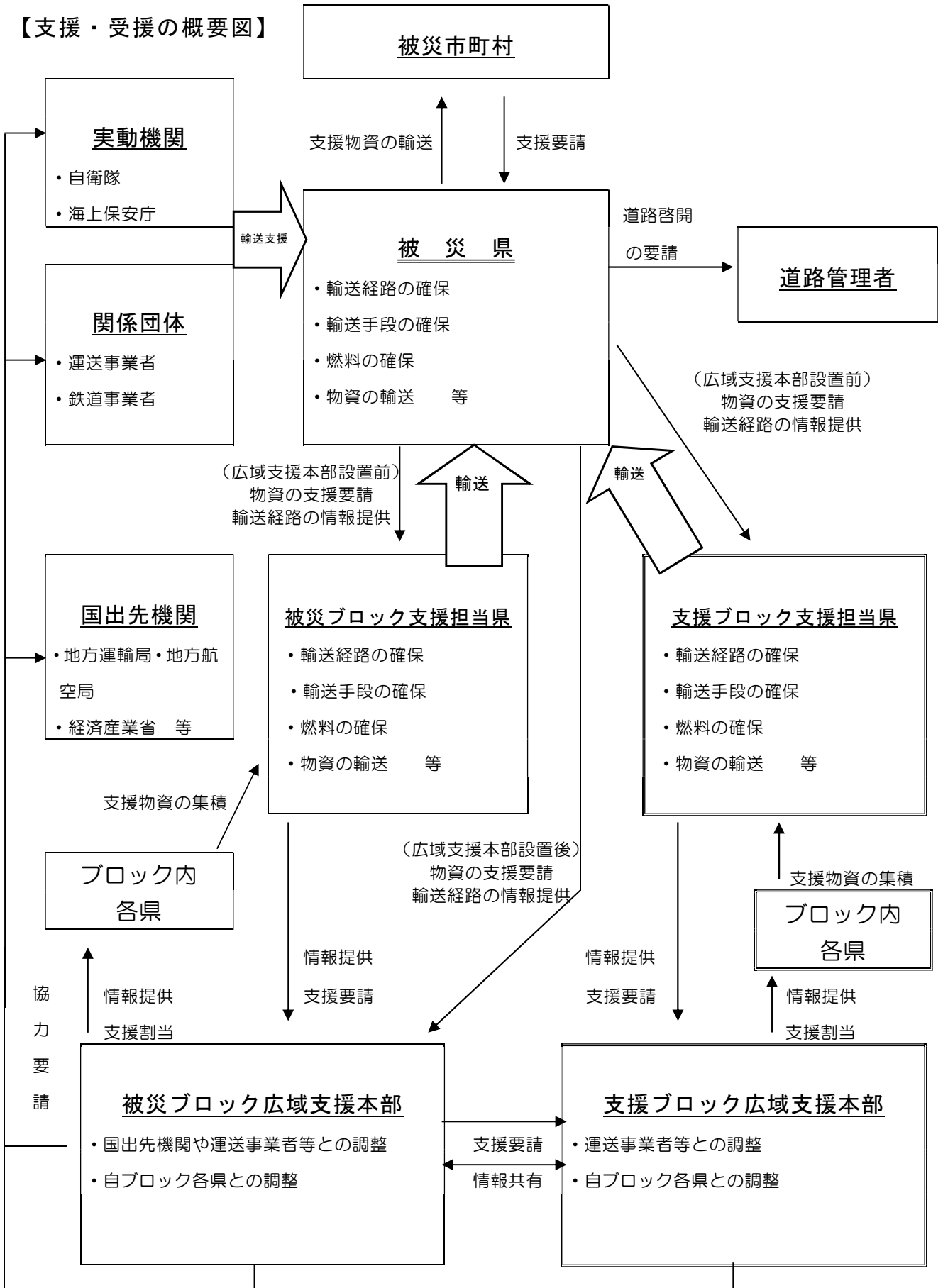
## 5 支援の終了

(1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。

(2) 被災県は、被災状況から支援継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に支援の継続を要請する。

### 第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保

【支援・受援の概要図】



## 1 趣旨

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、物資・人員の緊急輸送を迅速に行うため、関係機関の協力を得て、陸路のみならず、海路、空路も含め、多様な輸送経路・手段を確保する。

## 2 調整担当者の配置

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、支援のため、緊急輸送路及び輸送手段の確保に関する調整担当者を置き、次のことを行う。

- ①緊急輸送路及び輸送手段の調整に関すること
- ②関係機関との連絡調整に関すること
- ③その他必要な事項に関すること

## 3 緊急輸送路の確保

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、鉄道の運行状況や港湾施設、船舶の状況も把握し、被災県までの輸送経路を確保する。

## 4 輸送手段の確保

- (1) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、公用車やレンタカー等の活用により車両を確保する。
- (2) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、県トラック協会等運送事業者に対し、輸送手段の確保について協力を要請する。
- (3) ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、自県内の消防防災ヘリコプター等を活用する。
- (4) 輸送手段の確保が困難な場合は、両ブロックの広域支援本部が協議を行い、役割分担を明確にした上で、自衛隊に輸送支援を要請するとともに、国土交通省地方運輸局又は地方航空局、海上保安庁に輸送手段の確保に関する協力（事業者に対する協力要請、緊急輸送活動の実施等）を要請する。

## 5 燃料の確保

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、輸送に必要な燃料（ガソリン・軽油）を確保する。

## 第4章 人的支援

### 1 趣旨

支援担当県は、被災県において必要な災害対策業務及び当該業務の実施に必要な応援要員の人数等を的確に把握し、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに応援要員を派遣する。派遣された応援要員は、被災県の指揮の下に行動する。また、被災県が指揮不能の場合は、被災県の所属するブロックに設置される広域支援本部の調整の下に行動する。

広域支援本部設置後は、広域支援本部は被災ブロックの広域支援本部や現地連絡室を通じて被災県において必要な災害対策業務及び当該業務の実施に必要な応援要員の人数等を的確に把握し、ブロック内各県（支援担当県を含む。以下、同じ）へ応援対応の可否、応援派遣可能人数等を確認した上で、応援要員の人数を割振り、派遣を要請する。派遣要請を受けたブロック内各県は、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに応援要員を派遣する。

### 2 支援担当県の業務

#### (1) 情報収集

支援担当県は、連絡員を通して被災県のニーズを把握し、会長県又は常任世話人県（広域支援本部設置後は広域支援本部）と情報を共有する。

#### (2) 応援要員の確保

支援担当県は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して被災県から応援要員の派遣要請（別記様式2号-1）があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内市町村と連携し、応援要員を確保する。支援担当県で応援要員を確保できない場合は、その旨を被災ブロックの支援担当県（被災ブロックの広域支援本部設置後は、被災ブロックの広域支援本部）及び会長県又は常任世話人県へ連絡する。

また、広域支援本部設置後は、被災ブロックの広域支援本部から要請があったとき、又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、広域支援本部はブロック内各県へ応援対応の可否、応援派遣可能人数等を確認した上で、応援要員の人数を割振り、派遣を要請する。派遣要請を受けたブロック内各県は、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに応援要員を派遣する。

＜留意事項＞ 全国知事会等の「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」（平成25年3月）より

・人的支援については、災害対応で忙殺される被災県において、必要とされる分野や人

数等を整理し、過不足なく支援担当県や広域支援本部に要請を行うことは困難である。

- ・特に、避難所運營業務や物資運搬・配布業務など、平時の業務との関連が乏しく、発災と同時に新たに発生し、人命救助等に注力する警察や消防等では担うことが難しい業務については、支援の漏れ・落ちが発生しやすく、支援の窓口（所轄部署）も明確になっていない場合も多い。
- ・こうした業務は、いわば「人海戦術」で行う必要があり、発災直後から相当数の人員が必要とされることから、被災県からの要請がなかったり、必要数が明確でない段階であっても、支援担当県を中心にプッシュ型で人的支援を行う体制を早期に整える必要がある。

### （３）業務の割当て

支援担当県（被災ブロックの広域支援本部設置後は、被災ブロックの広域支援本部）は、被災県と協議の上、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。

### （４）宿泊施設及び交通手段の確保

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、応援要員の宿泊施設及び交通手段を確保する。

なお、交通手段の確保にあたっては、被災県を支援する他の県や管内市町村等と乗り合わせて往来するなど、効率的に行う。

### （５）応援要員の派遣

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、応援要員、宿泊場所、移動手段が確保でき次第、応援要員を派遣する。また、必要に応じて、管内市町村が被災市町村へ応援要員を派遣する場合の派遣先の調整を行う。

＜留意事項＞ 全国知事会等の「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」（平成 25 年 3 月）より

（派遣形態）

- ・自治体間の職員派遣の形態は、地方自治法第 252 条の 17 の規定による派遣（中長期派遣）を行うことが適当な場合を除き、派遣自治体の公務出張（短期派遣）とし、その期間は概ね最長 1 ヶ月とする。
- ・地方自治法第 252 条の 17 の規定による派遣の場合は、派遣職員の職・氏名、従事予定業務、派遣期間等について定めた派遣職員の取扱いに関する協定を派遣元自治体と派遣先自治体との間で締結する。

（自己完結型の派遣）

- ・ 応援要員の派遣にあたっては、応援要員が消費又は使用する物資を携行させる等、できる限り派遣先自治体の負担とならないよう配慮する。

#### （連続性のある派遣）

- ・ 被災県や被災市町村の負担を減らす観点から、1週間程度の連続した期間の派遣が望ましく、また、半数ずつ交代するなど現地で応援要員同士が引継ぎを行えるような継続的な派遣が望ましい。

#### （プッシュ型の派遣）

- ・ 支援担当県は、応援要員のニーズの情報が得られない被災地についても、被災状況、避難者数等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても応援要員を確保し送り込む「プッシュ型」の要員派遣の実施を遅滞なく判断する。
- ・ 「プッシュ型」の要員派遣については、被災県・市町村の被災状況を踏まえ、被災地に負担をかけないように配慮しつつ、十分な人員が速やかに充足されるよう積極的に実施する。
- ・ 「プッシュ型」の要員派遣の継続が、被災県・市町村の主体的な災害対応を妨げることのないよう、要請に基づく「プル型」の派遣への切替えを早く行うよう努める。

### （6）支援状況の報告

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、派遣状況を適正に管理し、支援状況等報告書（別記様式4号）により、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）及び両ブロックの会長県又は常任世話人県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ報告する。

### 3 支援の内容

発災直後から復旧・復興の段階に至るまで、様々な分野・職種で人的支援が必要とされる。時系列別に派遣を行う分野・職種を例示すれば、次のとおりとなる。

時 期	必要とされる分野・職種
<p>初 動 期 (発災から 3日程度)</p>	<p>○医療対策要員 ・救護班 ・ドクターヘリ</p> <p>○<u>避難所運営支援要員</u> ○<u>物資集積・配送拠点運営要員</u></p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>※国等の関与により派遣調整が行われる要員</p> <p>○救助・救急対策要員 ・警察災害派遣隊（即応部隊）（警察庁） ・緊急消防援助隊（消防庁）</p> <p>○医療対策要員（DMAT（厚生労働省）） ○給水車、給水要員（(社)日本水道協会） ○被災建築物応急危険度判定士 （中国・四国被災建築物応急危険度判定協議会） ○被災宅地危険度判定士（国土交通省）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>※国が派遣する要員</p> <p>○自衛隊 ○海上保安庁 ○被災文教施設応急危険度判定士（文部科学省） ○災害対策現地情報連絡員（リエゾン）（国土交通省） ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省）</p>
<p>応急対応期 （避難所） ・ 復 旧 期 （仮設住宅期）</p>	<p>○<u>避難所運営支援要員</u> ○<u>物資集積・配送拠点運営要員</u></p> <p>○保健・医療・福祉連絡要員 ○公衆衛生・感染症対策要員 ○被災者の心のケア要員 ○応急仮設住宅整備要員 ○社会基盤施設復旧要員 ○災害廃棄物処理計画策定要員 ○被災者生活支援窓口要員</p>



<p>応急対応期 (避難所)</p> <p>・</p> <p>復旧期 (仮設住宅期)</p>	<p>○被災市町村事務全般支援要員（家屋被害調査、罹災証明書の発行、市町村税の減免事務等の応援）</p> <p>○教員（教育支援要員）</p> <p>○文化財緊急保全要員</p> <p>○ボランティアコーディネーター</p> <hr/> <p>※国等の関与により派遣調整が行われる要員</p> <p>○警察災害派遣隊（一般部隊）（警察庁）</p> <p>○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）</p> <p>○水道復旧要員（（公社）日本水道協会）</p> <p>○下水道復旧要員（（公社）日本下水道協会）</p> <p>○農地・農業用施設復旧要員（農林水産省）</p> <p>○海外からの派遣（外務省）</p>
<p>復旧～復興期 (仮設～復興住宅期)</p>	<p>○社会基盤施設復旧要員</p> <p>○被災者の心のケア要員</p> <p>○被災者生活支援窓口要員</p> <p>○被災市町村事務全般支援要員（復興計画の策定等の応援）</p>

※「初動期」に掲載した要員は、引き続き「応急対応期・復旧期」でも活動することが想定されるが再掲は省略する。

※アンダーライン部分は、国等の関与が乏しく、地方公共団体が主体的に派遣調整することが望ましい分野・職種を示す。関西広域連合「関西広域応援・受援実施要綱（案）」を一部修正

※全国知事会危機管理・防災特別委員会広域応援推進検討WGの「大規模広域発生時における都道府県相互の広域応援の今後の方向性について（報告）」（平成27年7月）による。

#### 4 支援の終了

- (1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

## 第5章 広域避難（避難施設の提供）

### 1 趣旨

被災県の複数の市町村が壊滅的な被害を受け、被災県の各避難所において避難者を収容しきれず、避難者の生活環境が不十分な状態が長期化する可能性がある場合は、県域を越える広域避難を実施し、早期に避難者の生活環境を整える。

※中国ブロックの中国電力(株)島根原子力発電所において、原子力災害が発生し広域避難が必要となる場合は、「島根県広域避難計画」及び「鳥取県広域住民避難計画」に基づき避難を実施する。

※四国ブロックの四国電力(株)伊方原子力発電所において、原子力災害が発生し広域避難が必要となる場合は、「愛媛県広域避難計画」に基づき避難を実施する。

### 2 広域避難の受入れ準備

(1) 支援担当県は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して被災県及び被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）と調整を行い、被災ブロックだけでは避難者を収容しきれない場合、自県の市町村に対して避難所の開設を要請するとともに、受入可能人数を把握し、被災県及び被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）と受入市町村間の調整を行う。

なお、支援担当県は、自県のみで避難者を収容しきれない場合は、会長県又は常任世話人県及び被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ連絡する。

また、広域支援本部設置後は、被災ブロックの広域支援本部から要請があった場合は、広域支援本部は、支援ブロック内各県を通じて、市町村に対して避難所の開設を要請するとともに、受入可能人数を把握し、被災県及び被災ブロックの広域支援本部と受入市町村間の総合調整を行う。

(2) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難行動要支援者の避難にも配慮し、福祉避難所の開設、医療機関の空きベッド数や福祉施設等の受入可能数の把握等を速やかに行う。

(3) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して被災県から避難者の輸送に係る応援要請を受けた場合は、運送事業者や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を行う。

### 3 広域避難の実施

(1) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難者の受入れにあたり、可能な限り、同一地域や同一市町村の避難者が同エリアの避難所で受け入れられるよう配慮する。

(2) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難者リストを作成し、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して被災県及び両ブロックの会長県又は常任世話人県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ提供する。

(3) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難の長期化が見込まれる場

合、長期避難が可能となる施設（旅館・ホテルの斡旋、公営住宅の提供等）への避難を検討する。

- (4) 広域支援本部設置後は、避難者の受入調整は広域支援本部が行い、割り当てられた支援ブロック内各県は、支援担当県と同様に、上記（1）から（3）の調整等を行うことになるが、広域支援本部はその情報の集約を行い、避難者リストを取りまとめ、現地連絡室を通して被災県及び被災ブロックの広域支援本部に情報提供を行う。
- (5) 総務省に対する全国避難者情報システムの立ち上げ要請は、被災ブロックの広域支援本部が行うこととするが、被災ブロック内の全県が被災し、被災ブロックの広域支援本部を設置できない場合には、支援ブロックの広域支援本部が行い、支援担当県及び避難者を受け入れた支援ブロック内各県は市町村を通じ、広域避難者に対し、同システムの利用を働きかける。
- (6) 被災県は、全国避難者情報システムを活用するなど、広域避難者に対する、情報・支援物資・サービス等の提供に支障が生じないように配慮する。
- (7) 被災県は、自主的な広域避難者も多数存在することから、各都道府県への照会や全国避難者情報システムを活用し、所在の把握を行う。

#### 4 広域避難の終了

- (1) 広域避難受入れの終了は、被災県の状況に応じて被災県と被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から支援継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に支援の継続を要請する。

## 第3編 受援編

### 第1章 受援体制の整備

#### 1 趣旨

各県は、被災県の立場となった場合、発災時に寄せられる多数の団体等からの支援の申出を効果的に活用できるよう、次のとおり、受援体制を整備するものとする。

#### 2 情報の提供と共有

##### (1) 迅速かつ的確な応援側への情報提供

災害対策本部に集約された被災状況・支援ニーズ等の情報を、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県や支援ブロックの会長県又は常任世話人県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）等に速やかに情報提供（別記様式1号又は2号）する。

※被災県は、災害対策本部を設置したときは、支援担当県及び支援ブロックの会長県又は常任世話人県にFAX等により連絡する。

##### (2) 応援側との情報共有体制の整備

被災県は、支援担当県の連絡員が被災県に向かって移動中においても、被災県の災害対策本部（受援調整担当者）に連絡できるよう、発災時に電話等を受信できる衛星通信設備等を整備しておく。

また、連絡員の受入後、支援担当県やその他の応援県と迅速かつ円滑な情報共有を図るため、被害状況等の情報共有や支援内容の調整等を行う連絡調整会議を開催することにより、応援側との情報共有を図る。

#### 3 受援体制の確立

##### (1) 受援調整担当者の配置

被災県は、応援側に対する窓口となる「受援調整担当者」を置き、次の業務を行う。

- ① 応援の受入調整に関すること
- ② 支援担当県など応援側と災害対策本部や関係機関との連絡調整に関すること
- ③ その他必要な事項

##### (2) 応援側の活動環境の整備

被災県は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）の活動拠点（業務スペース）を確保するほか、地図などの資料提供を行い、応援側が現地で円滑に活動できるよう必要な環境を整備する。

また、連絡員の活動は、被災県の負担とならないよう応援側が自己完結型の装備を準備することが原則であるが、可能な範囲で被災県が、食料・宿泊（仮眠）場所

等を確保する。

#### 4 連絡員の受入れ

##### (1) 連絡員の参集場所

- ① 被災県における連絡員の参集場所は、(別表2)のとおりとする。
- ② 被災県は、災害の状況等により参集場所等が使用できない場合、新たに使用可能なルート及び参集場所を確保し、変更事項を支援担当県及び連絡員へ速やかに連絡する。

##### (2) 参集場所への誘導に必要な情報の提供

- ① 被災県は、中国地方整備局、四国地方整備局、西日本高速道路株式会社、県警察本部、市町村及び道路管理担当部局等から緊急輸送路に関する情報を入手し、支援担当県(広域支援本部設置後は、広域支援本部)に連絡する。
- ② 被災県は、上記の情報収集が困難な場合は、その旨を支援担当県(広域支援本部設置後は、広域支援本部)に連絡する。

## 第2章 物的支援の受入れ

### 1 趣旨

被災県は、可能な限り正確な支援ニーズを把握し、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ物資の支援を要請するとともに、支援物資の受入拠点を開設する。

### 2 支援物資の内容

被災県が要請する支援物資の品目・単位は、（別表3）を基本とする。

### 3 支援物資の受入れ準備

被災県は、可能な限り正確な支援ニーズを把握し、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ支援を要請（別記様式2号-2）する。

なお、被災県は、被災市町村が避難所の物資支援ニーズを把握できない場合は、被災市町村や避難所に職員を派遣し、ニーズの把握に努める。

### 4 支援物資の受入れ

#### （1）受入拠点の開設

- ① 被災県は、県内における支援物資の受入拠点（共有情報参照）を開設し、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。
- ② 被災県は、支援物資の円滑な受入れを行うため、受入拠点に誘導員を待機させる。
- ③ 被災県は、災害の状況等により受入拠点が使用できない場合は、使用可能な受入拠点を確保するとともに、変更事項を連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県へ速やかに連絡する。
- ④ 被災県は、県内だけでは受入拠点が不足する場合は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して、被災ブロックの広域支援本部に対し、被災県外に臨時受入拠点を開設するよう要請することとなるが、必要に応じて支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に被災県外に臨時受入拠点を開設するよう要請する。

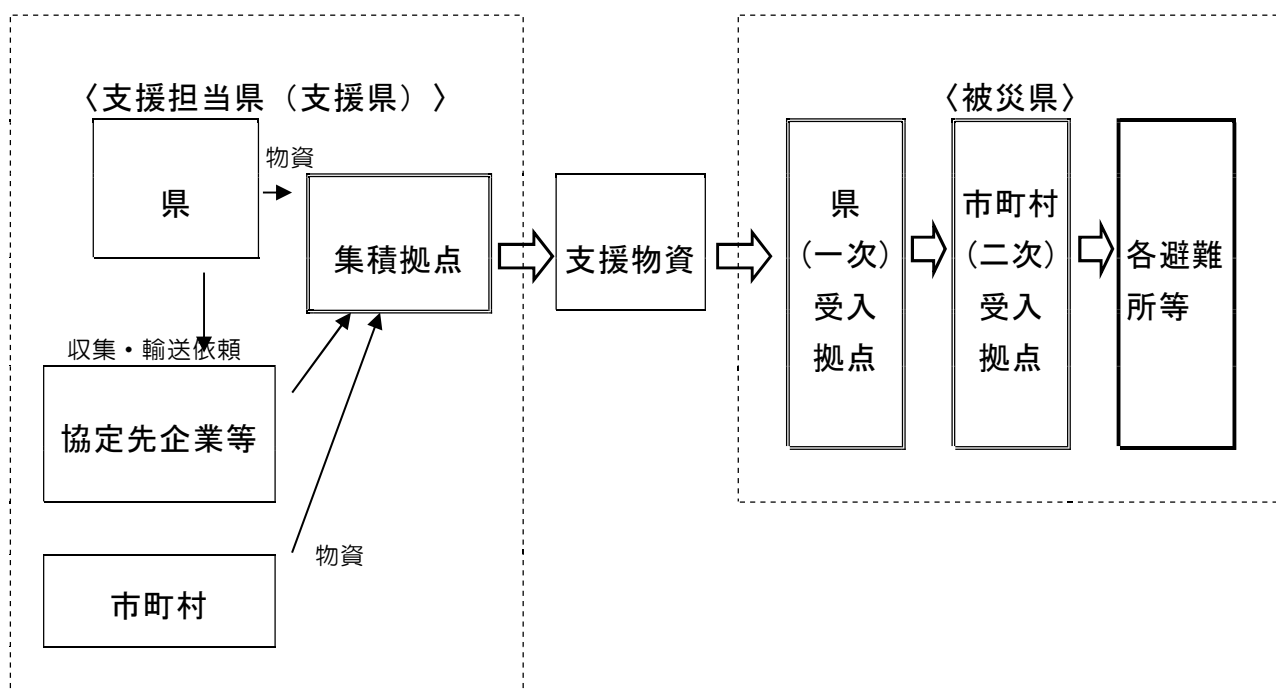
#### （2）受入拠点への誘導に必要な情報の提供

被災県は、中国地方整備局、四国地方整備局、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察本部、市町村及び道路管理担当部局から緊急輸送路に関する情報を入手し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。

#### （3）民間事業者の活用

被災県は、災害対策本部又は受入拠点に物流専門家を派遣するなど、民間事業者のノウハウを活用する。

#### (4) 支援物資の受入れの流れ



#### (5) 受入れに係る調整

受援調整担当者は、支援担当県の連絡員と以下の事項について調整する。

##### 【受援調整担当者の主な調整事項】

- ・受入拠点所在地、現地担当者名・連絡先
- ・受入日時、輸送ルート
- ・受入拠点の仕様、作業員の要否
- ・燃料の供給状況、供給可能場所

##### 【連絡員の調整事項】

- ・輸送品目・輸送数量
- ・出発・到着日時、輸送方法・ルート
- ・輸送業者名、ドライバー連絡先
- ・車両規格、車両仕様、車両ナンバー

### 5 支援の終了

(1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。

(2) 被災県は、被災状況から支援継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に支援の継続を要請する。

## 第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保

### 【支援・受援の概要図】

第2編第3章の概念図を参照

#### 1 趣旨

被災県は、物資・人員の緊急輸送を迅速に行うため関係機関の協力を得て、陸路のみならず、海路も含め多様な輸送経路・手段を確保する。

#### 2 緊急輸送路の確保

被災県は、道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、道路管理者に要請して道路の啓開を行う等により、被災県内の輸送経路を確保する。（通行不能ルートに代わる代替ルートの選定、陸路が通行不能の場合の空路・海路の確保を含む。）

また、鉄道の運行状況や港湾施設、船舶等の状況も把握した上で、被災市町村、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に通行可能な輸送経路の情報を提供する。

#### 3 輸送手段の確保

- (1) 被災県は、県トラック協会、海上運送事業者、道路運送事業者等に対し、物資又は人員の輸送について協力を要請する。
- (2) ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、自県内の消防防災ヘリコプター等を活用する。
- (3) 輸送手段の確保が困難な場合は、被災ブロックの広域支援本部及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議を行い、役割分担を明確にした上で、自衛隊に輸送支援を要請するとともに、国土交通省地方運輸局又は地方航空局、海上保安庁に輸送手段の確保に関する協力（事業者に対する協力要請、緊急輸送活動の実施等）を要請する。

#### 4 燃料の確保

被災県は、輸送に必要な燃料（ガソリン・軽油）を確保する。燃料が不足する場合は、業界団体等に燃料の確保について協力を要請する。

#### 5 支援の終了

- (1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から支援継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に支援の継続を要請する。



## 第4章 人的支援の受入れ

### 1 趣旨

被災県は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）の協力を得ながら、必要な応援要員のニーズを的確に把握し、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に対して応援内容を伝達し、応援要員の派遣を要請する。

### 2 被災県の業務

#### （1）必要な応援要員の把握

- ① 被災県は、当面必要な業務を確認し、当該業務の実施に必要な応援要員に関する情報（職種、活動内容、人数、期間、場所等）を把握する。
- ② 庁内の職員配置を組み替え、可能な限り、災害対策部門に人員を集中させる。
- ③ 特定の課や班に業務が集中し災害対応が滞ることのないよう業務分担に配慮する。

#### （2）応援内容の連絡

- ① 被災県は、人員の不足が見込まれる場合、応援要員が交替すること等を考慮しながら、必要とする応援要員に関する情報を取りまとめ、（別記様式1号）により、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。
- ② 被災県は、被災市町村の人員の不足が見込まれる場合、他の管内市町村に応援要員として職員の派遣を要請する。

#### （3）業務の割当て

- ① 支援担当県（被災ブロックの広域支援本部設置後は、被災ブロックの広域支援本部）は、被災県と協議の上、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。
- ② 被災県は、管内市町村の派遣申し出を取りまとめ、被災市町村への応援要員の振り分けの調整を行う。

#### （4）執務スペース等の確保及び提供

- ① 被災県は、応援業務の実施に必要な執務スペースを確保し提供する。
- ② 被災県は、被災地における活動に必要な資機材や応援要員の食料・宿泊（仮眠）場所等は、応援側で準備することが原則であるが、支援対象県においても、可能な範囲で確保、提供する。

### 3 支援の内容

第2編第4章の3と同じ。

### 4 支援の終了

- (1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
  
- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

## 第5章 広域避難

### 1 趣旨

県内の複数の市町村が壊滅的な被害を受け、県内の各避難所において避難者を収容しきれず、避難者の生活環境が不十分な状態が長期化する可能性がある場合は、県域を越える広域避難を実施し、早期に避難者の生活環境を整える。

※中国ブロックの中国電力(株)島根原子力発電所において、原子力災害が発生し広域避難が必要となる場合は、「島根県広域避難計画」及び「鳥取県広域住民避難計画」に基づき避難を実施する。

※四国ブロックの四国電力(株)伊方原子力発電所において、原子力災害が発生し広域避難が必要となる場合は、「愛媛県広域避難計画」に基づき避難を実施する。

### 2 広域避難の実施準備

(1) 被災県は、被災市町村と連携して、広域避難希望者の人数、性別、健康状態、援護の要否、居住地等を把握するとともに、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に受入を要請（別記様式2号-3）する。

(2) 被災県は、広域避難者を支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）の避難所へ輸送するため、交通機関や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を行う。

なお、避難行動要支援者については、障がいや健康状態に配慮した輸送ができるよう計画する。

(3) 被災県は、自県だけで広域避難者の輸送が困難な場合、現地連絡室を通して支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）に輸送に係る応援要請と調整を行う。

### 3 広域避難の実施及び情報収集

(1) 被災県は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）と常時連絡を取り合い、交通機関や旅行会社等の協力を得て、障がいや健康状態に配慮した輸送を行う。

(2) 被災県は、全国避難者情報システムを活用するなど、広域避難者に対する、情報・支援物資・サービス等の提供に支障が生じないように配慮する。

(3) 被災県は、自主的な広域避難者も多数存在することから、各都道府県への照会や全国避難者情報システムを活用し、所在の把握を行う。

### 4 広域避難の終了

- (1) 広域避難受入れの終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から支援継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に支援の継続を要請する。

(別記様式 1 号)

## 被害状況等報告書

発信日時: 月 日 時 分

送信枚数: 枚(本書含む)

〇〇県〇〇課(支援担当県)  
中国会長県・四国常任世話人県(広域支援本部) 御中  
(ブロック内各県)

1 被災県災害体制  
〇〇〇〇体制  
年 月 日( ) 時 分設置

2 とりまとめ日時  
年 月 日( ) 時 分現在

3 被害状況  
(1) 人的・物的被害等

市町村名	体制	被害状況							避難状況				備考			
		人的被害(人)			住家被害(棟)				避難準備情報		自主避難					
		死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	避難標準	避難勧告	避難指示		による避難	(世帯)	(人)
〇〇市	災害警戒対策本部 (〇月〇日〇時〇分設置)															
被災県合計																

(2) ライフライン関係  
① 停電

場所	日時	戸数	備考

② 断水

場所	日時	戸数	備考

(3) 交通関係

① 道路

路線名等	被災内容(規制理由)	備考

② 鉄道・バス・船舶等

路線名等	被災内容(規制理由)	備考

4 避難所等状況

(1) 物資提供状況(食料・飲料水・生活必需物資等)

場所	状況	備考

(2) 要員派遣状況(医療対策要員、避難所運営要員等)

場所	状況	備考

5 その他

--

※1 災害対策本部資料等を添付することにより、これに代えることができる。

【連絡者】

〇〇県 連絡員 〇〇 〇〇

【連絡先】

固定電話:

携帯電話:

衛星携帯電話:

応援要請(計画)内訳書1(職員派遣)

【送信元】 県 →【送信先】 県

年月日：作成[ / ]

記入者	団体名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災県					
カウンターパート支援係					
広域支援本部					

応援要請内訳(被災県 記入欄)					応援計画内訳(支援県・広域支援本部 記入欄)								
作成日時	職種	活動内容	人数	期間	場所 ※1	交通手段 ※2	連絡先 担当者名 電話/FAX E-mail	応援県名	人員	期間	場所	交通手段	連絡先 担当者名 電話/FAX E-mail
00月00日 00時	土木職	道路災害復旧事業(設計書作成等)	30人	00月00日 ~00月00日	〇〇土木事務所 (〇〇市〇〇)ほか ※詳細は右記担当部署と調整してください。	陸路可	〇〇県 〇〇,〇〇 TEL: FAX: E-Mail:	〇〇県	5人	00月00日 ~00月00日	〇〇土木事務所 (〇〇市〇〇)	公用車	〇〇県 〇〇,〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
								〇〇県	5人	00月00日 ~00月00日	〇〇土木事務所 (〇〇市〇〇)	公用車	〇〇県 〇〇,〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
								〇〇県	5人	00月00日 ~00月00日	〇〇土木事務所 (〇〇市〇〇)	公用車	〇〇県 〇〇,〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
								〇〇県	10人	00月00日 ~00月00日	〇〇土木事務所 5人(〇〇市〇〇) 〇〇土木事務所 5人(〇〇市〇〇)	電車、 バス	〇〇県 〇〇,〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
								合計	25人				
								不足分	5人				

※1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。  
 ※2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港湾等)を記入すること。  
 ※3 可能な限り内容を明記すること。  
 ※4 随時更新し提出すること。(充足した職種は削除し、不足している職種のみ記載すること。)  
 ※5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

応援要請(計画)内訳書2(物資・資機材の提供)

【送信元】 県 →【送信先】 県

年 月 日 : 作成[ / ]

記入者	団体名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災県					
カウンターパート支援県					
広域支援本部					

応援要請内訳(被災県 記入欄)				応援計画内訳(支援県・広域支援本部 記入欄)								
作成日時	必要時期	品目・用途	数量 単位	場所 ※1	輸送手段 ※2	連絡先 担当者名 電話/FAX E-mail	品目	規格	数量 単位	場所	交通手段	連絡先 担当者名 電話/FAX E-mail
00月00日 00時	00月00日 ~未定	食料 ※調理が簡単なもの	100,000 食	〇〇市〇〇 ※詳細は右記担当 部署と調整し てください。	陸路可	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:	アルファ 化米	五目ごはん 100g/袋	40,000 食	〇〇県〇〇 市 〇〇体育館	陸路 〇トラック〇台 〇〇運輸株	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
						〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:	乾パン	100g/缶	10,000 食	〇〇県〇〇 市 〇〇セン ター	陸路 〇トラック〇台 〇〇運輸株	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
						〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:	アルファ 化米	五目ごはん 100g/袋	10,000 食	〇〇県〇〇 市 〇〇体育館	陸路 〇トラック〇台 〇〇運輸株	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
						〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:	乾パン	100g/缶	30,000 食	〇〇県〇〇 市 〇〇セン ター	陸路 〇トラック〇台 〇〇運輸株	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
合計				合計				90,000 食				
不足分				不足分				10,000 食	※全国知事会を通じて他ブロックの都道府県に要 請中			

※1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。  
 ※2 輸送手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港湾等)を記入すること。  
 ※3 可能な限り内容を明記すること。  
 ※4 随時更新し提出すること。(充足した品目は削除し、不足している品目のみ記載すること。)  
 ※5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。



応援要請(計画)内訳書3(その他)

記入者	団体名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災県					
カウンターパート支援県					
広域支援本部					

応援要請内訳(被災県 記入欄)				応援計画内訳(支援県・広域支援本部 記入欄)							
作成日時	内容	数量	要請元等	期間	備考	応援県名	数量等	受入先等	期間	備考	連絡先 [担当者名 電話/FAX E-mail]
00月00日 00時	避難所の受入れ	避難者数 約1,000名	〇〇市	00月00日～ (1か月程度)	移動用バスは被災 県で確保可	〇〇県		〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:			〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
						〇〇県	約300名	〇〇総合体育館 (〇〇市〇〇)	00月00日～ (1か月程度)		〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
						〇〇県	約100名	〇〇病院 (〇〇市〇〇)	00月00日～ (終期末定)		〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
						〇〇県	約100名	〇〇総合体育館 (〇〇市〇〇)	00月00日～ (1か月程度)		〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
						〇〇県	約100名	〇〇病院 (〇〇市〇〇)	00月00日～ (終期末定)		〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
						合計	約600名				
						不足分	約100名				

※全国知事会を通じて他ブロックの都道府県に要請中

※1 可能な限り内容を明記すること。  
 ※2 原則、要請項目ごとに別業で作成すること。  
 ※3 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(別記様式3号)

資料提供	
年 月 日	
担当課 (担当者)	〇〇課 (〇〇)
電話	

(災害の名称) について

1. 災害等の概要

- (1) 発生日時
- (2) 発生場所 (震源地、震源の深さ等)
- (3) その他 (規模、各地の震度、津波の状況等)

2. 被害状況等

団体名	被害状況								避難状況			
	人的被害			住家被害					避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)による避難		自主避難	
	死者 (人)	行方不明者 (人)	負傷者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	一部破損 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
団	被害状況								避難状況			

体名	人的被害			住家被害					避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）による避難		自主避難	
	死者 (人)	行方不明者 (人)	負傷者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	一部破損 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												

### 3. 各県の主な対応

鳥取県	
島根県	
岡山県	
広島県	
山口県	
徳島県	
香川県	
愛媛県	
高知県	

#### 4. 被災地応援状況

##### (1) 職員派遣状況

(短期派遣(公務出張による派遣)が中心で派遣内容の変動が多い場合)

( 年 月 日現在)

業務	派遣先				合計
	○県内の自治体	○県内の自治体	○県内の自治体	○県内の自治体	
①連絡員 (事務職員等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
②医療対策 (医師、看護師等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
③避難所運営 (事務職員等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
④物資供給 (事務職員等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑤健康対策 (保健師等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑥住宅対策 (応急危険度判定士等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑦公共土木施設等の復旧 (土木・建築職員等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑧ライフラインの復旧 (土木職員等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑨教育対策 (教員等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑩その他 (事務職員等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)

(中期的派遣(地方自治法第 252 条の 17 に基づく派遣等)が中心で派遣内容の変動が少ない場合)

( 年 月 日現在)

職種	派遣先				合計
	○県内の自治体	○県内の自治体	○県内の自治体	○県内の自治体	
○○○ (○○施設の復旧)	人	人	人	人	人
○○○ (○○)	人	人	人	人	人
○○○ (○○)	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人

派遣人数の累計	人・日
---------	-----

(2) 物資供給状況(主なもの)

( 年 月 日現在)

品目		供給先				合計
		○県内の自治体	○県内の自治体	○県内の自治体	○県内の自治体	
食料	アルファ化米	食	食	食	食	食
	乾パン	食	食	食	食	食
	缶詰	食	食	食	食	食
	○○○	食	食	食	食	食
飲料	飲料水	本	本	本	本	本
	その他	本	本	本	本	本
生活必需品	毛布	枚	枚	枚	枚	枚
	トイレットペーパー	個	個	個	個	個
	簡易トイレ	台	台	台	台	台
	大人用おむつ	枚	枚	枚	枚	枚
	子供用おむつ	枚	枚	枚	枚	枚
	生理用品	枚	枚	枚	枚	枚
	その他					
の	ブルーシート	枚	枚	枚	枚	枚
	土嚢袋	袋	袋	袋	袋	袋
他	燃料	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル

(3) 県外避難の状況

( 年 月 日現在)

避難元 避難先	〇〇県	〇〇県	〇〇県	〇〇県	合計
〇〇県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
〇〇県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
〇〇県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
〇〇県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
合計	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人

(別記様式 4 号)

〇〇〇〇第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

中国・四国 9 県広域支援本部長  
〇〇県知事 様

〇〇県知事

### 支 援 状 況 等 報 告 書

〇〇年〇〇月〇〇日現在の被災地支援状況について、下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1 物資等の支援

種 別	規 格	支援ニーズ	支援実績	今後の予定数	過不足

#### 2 職員等の派遣

種 別	支援ニーズ	支援実績	今後の予定数	過不足

#### 3 その他

種 別	支援ニーズ	支援実績	今後の予定数	過不足

※ 本表内への記載が困難な場合は、「別紙のとおり」とし、別紙を添付のこと。

【担 当】  
所 属：  
氏 名：  
電 話：  
F A X：

## 別表 1

## 応援要請時連絡先一覧表

県名	連絡担当局	連絡先 (時間内)	備考
鳥取県	危機管理政策課	○NTT (直)	0857-26-7064 0857-26-7584 0857-26-7894
		○NTT FAX	0857-26-8137
		○地域衛星電話 " FAX	031-200-7584 031-200-8137
		○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	31-304 31-311
		○ E-mail アドレス	kikikanri-seisaku@pref.tottori.lg.jp
島根県	防災危機管理課	○NTT (直)	0852-22-5885 0852-22-6380
		○NTT FAX	0852-22-5930
		○地域衛星電話 " FAX	032-300-25885 032-300-25930
		○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	32-25885 32-25930
		○ E-mail アドレス	bosai-kikikanri@pref.shimane.lg.jp
岡山県	(知事直轄組織)	○NTT (直通)	086-226-7385 086-226-7293 086-226-7294
		○NTT FAX	086-225-4559
		○地域衛星電話 " FAX	033-101-2572 033-101-5730
		○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	33-2572 33-5730
		○ E-mail アドレス	kikikanri@pref.okayama.lg.jp
広島県	危機管理課	○NTT (ダイヤル) NTT (直)	082-513-2786 082-511-6720
		○NTT FAX	082-227-2122
		○地域衛星電話 " FAX	034-101-2784 034-101-119
		○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	34-89 34-84
		○ E-mail アドレス	kikikanri@pref.hiroshima.lg.jp
山口県	総務管理課	○NTT (直)	083-933-2360
		○NTT FAX	083-933-2408
		○地域衛星電話 " FAX	035-201-2360 035-201-2408
		○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	35-7-2360 35-7-2408
		○ E-mail アドレス	a10900@pref.yamaguchi.lg.jp



県名	連絡担当 部局		連 絡 先 (時 間 内)		備 考
徳島県	危機管理部	とくしまゼロ作戦課	○NTT (直)	088-621-2716 088-621-2281	
			○NTT FAX	088-621-2887 088-621-2849	
			○地域衛星電話	036-211-2716	
			○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	36-9362 36-9366	
			○ E-mail アドレス	tokushimazerosakusenka@pref.tokushima.lg.jp	
香川県	危機管理総局	危機管理課	○NTT (直) NTT (代) 内線	087-832-3189 087-831-1111 2470	
			○NTT FAX	087-831-8811	
			○地域衛星電話	037-200-5062	
			○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	37-2466 37-2479	
			○ E-mail アドレス	kikikanri@pref.kagawa.lg.jp	
愛媛県	防災環境部	防災危機管理課	○NTT (代) 内線 NTT (直)	089-912-2335 2317 089-912-2317	
			○NTT FAX	089-941-2160	
			○地域衛星電話 " FAX	038-200-2317 038-200-2326	
			○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	38-2335 38-2328	
			○ E-mail アドレス	bousaikikikanri@pref.ehime.lg.jp	
高知県	危機管理部	危機管理・防災課	○NTT (代) 内線 ○NTT (直)	088-823-1111 9320 088-823-9320	
			○NTT FAX	088-823-9253	
			○地域衛星電話 " FAX	039-800-72-9320 039-800-72-9253	
			○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	39-11 39-11	
			○ E-mail アドレス	010101@ken.pref.kochi.lg.jp	

別表 2

参集場所一覧表

	参集場所	所在地
鳥 取 県	【第1順位】 県庁第2庁舎	鳥取市東町一丁目 220
	【第2順位】 東部庁舎	鳥取市立川町六丁目 176
	【第3順位】 西部総合事務所	米子市糺町一丁目 160
島 根 県	【第1順位】 県庁本庁舎 6階 防災センター室	松江市殿町 1
	【第2順位】 松江合同庁舎	松江市東津田町 1741-1
	【第3順位】 浜田合同庁舎	浜田市片庭町 254
岡 山 県	【第1順位】 防災・危機管理センター集中配備室	岡山市北区内山下二丁目 4-6
	【第2順位】 県立図書館	岡山市北区丸の内二丁目 6-30
	【第3順位】 備前県民局	岡山市北区弓之町 6-1
広 島 県	【第1順位】 県庁北館 4階 危機管理センター	広島市中区基町 10-52
	【第2順位】 本庁東館 6階 601会議室	同上
	【第3順位】 防災拠点施設	三原市本郷町善入寺 94-22
山 口 県	【第1順位】 県庁本館棟 2階 災害対策室	山口市滝町 1-1
	【第2順位】 被災状況に応じて決定する	
	【第3順位】 被災状況に応じて決定する	

注記) 受入経路については、被害が発生しないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ利用可能な道路等を使用する。

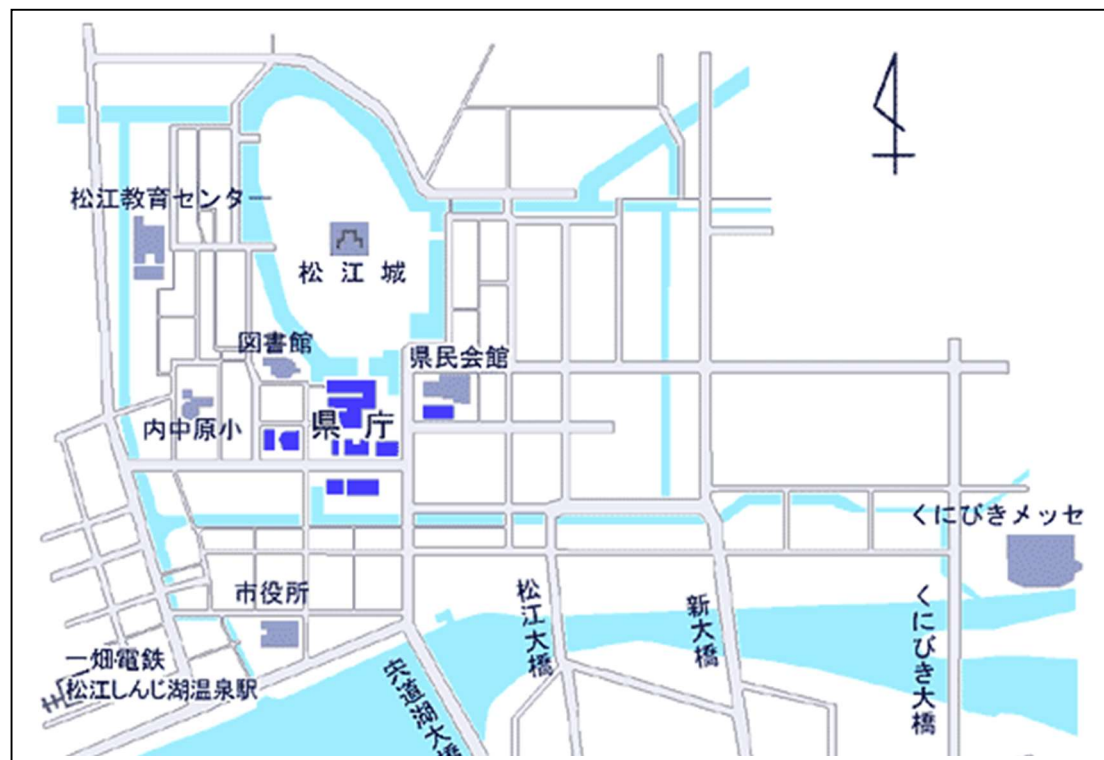
## 参集場所一覧表

	参集場所	所在地
徳 島 県	【第1順位】 県庁本庁舎	徳島市万代町一丁目1番地
	【第2順位】 県立防災センター・消防学校	板野郡北島町鯛浜字大西165
	【第3順位】 西部総合県民局美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
香 川 県	【第1順位】 県庁本庁舎	高松市番町四丁目1-10
	【第2順位】 高松土木事務所	高松市多肥上町1251-1
	【第3順位】 —	
愛 媛 県	【第1順位】 県庁本庁舎内 第一別館3階災害対策室	松山市一番町四丁目4番地2
	【第2順位】 中予地方局	松山市北持田町132
	【第3順位】 —	
高 知 県	【第1順位】 県庁本庁舎	高知市丸ノ内一丁目2番20号
	【第2順位】 県庁西庁舎及び北庁舎	北庁舎：高知市丸ノ内二丁目4番1号 西庁舎：高知市丸ノ内一丁目7番52号
	【第3順位】 高知県警察本部庁舎	高知市丸ノ内二丁目4番30号

◆鳥取県庁周辺図



◆島根県庁周辺図



◆岡山県庁周辺図



◆広島県庁周辺図



◆山口県庁周辺図



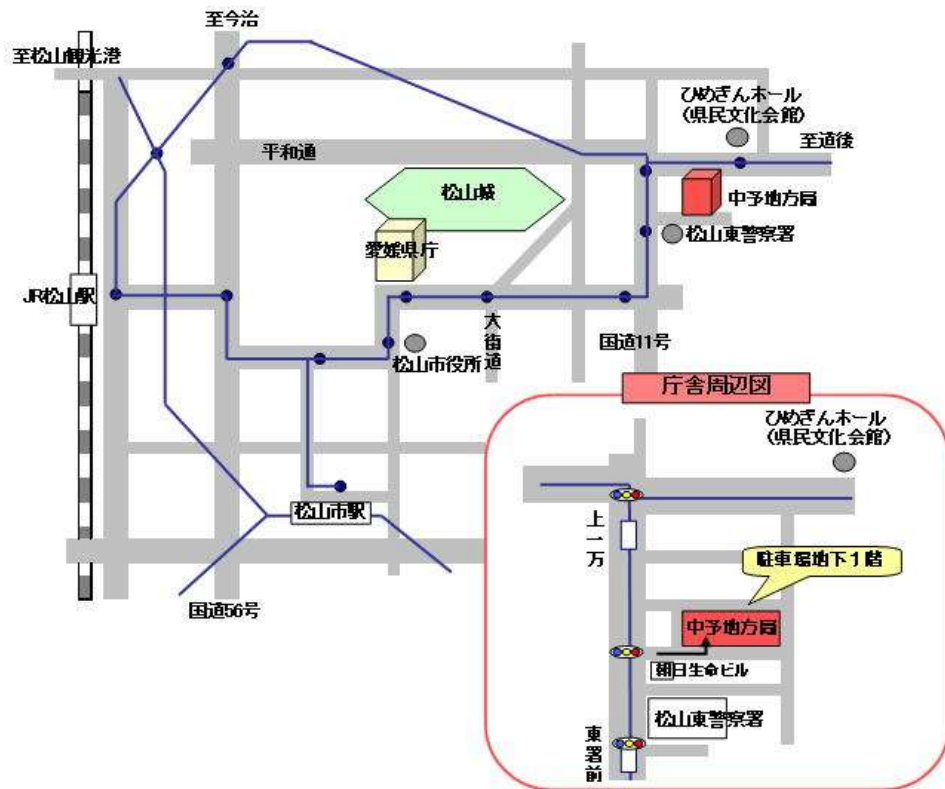
### ◆徳島県庁周辺図



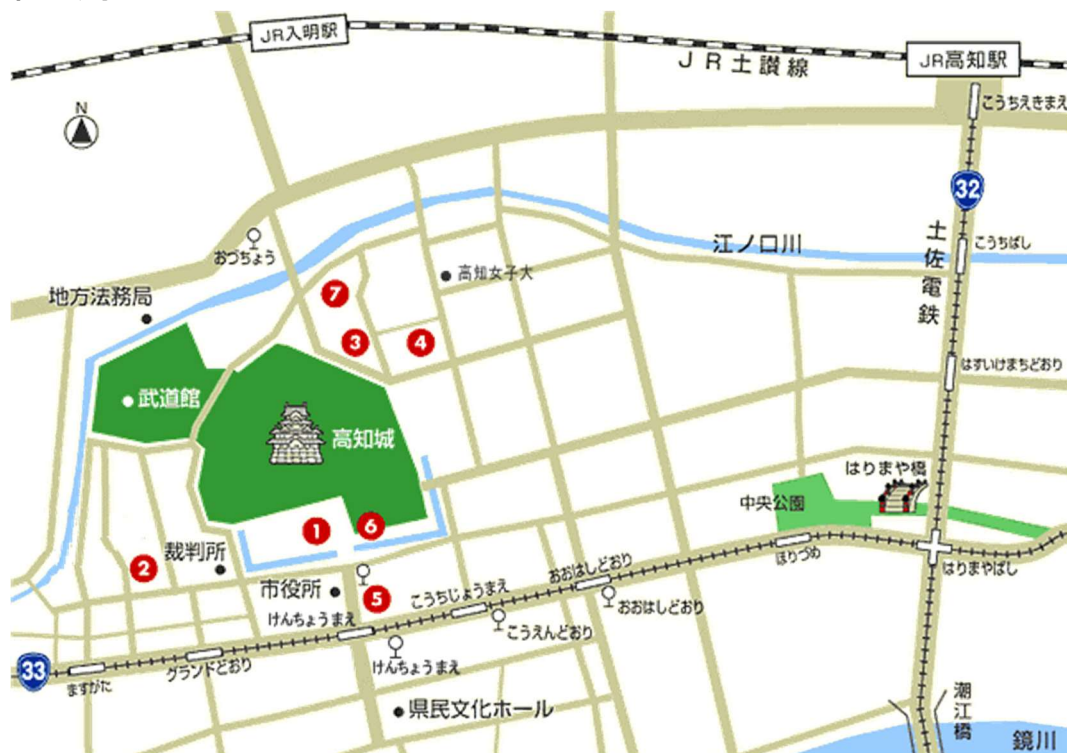
### ◆香川県庁周辺図



◆愛媛県庁周辺図



◆高知県庁周辺図



- ① 高知県庁・本庁舎
- ② 高知県庁・西庁舎
- ③ 高知県庁・北庁舎
- ④ 職員能力開発センター
- ⑤ 高知電気ビル
- ⑥ 高知県議会
- ⑦ 高知県警察本部



## 別表 3

## 支援物資の要請品目・単位

分類	要請品目	単位
食料	食料品（精米、即席麺、おにぎり、弁当、パン、缶詰、育児用調整粉乳等）	食
	飲料水（推奨規格：500mlペットボトル、軟水（硬度60未満））	本
衛生用品	おむつ（大人用）	枚
	マスク	枚
小児用品	おむつ（小児用）	枚
	おしりふき	枚
衣類	下着	セット
	防寒着	着
日用雑貨	毛布	枚
	タオル	枚
災害用資機材	簡易トイレ（屋外設置式・簡易式）	台
	敷物（ビニールシート等）	枚

※ 上記に定めのない物資であっても、提供が可能な場合は提供の対象とする。

## 17-9 関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定（防災危機管理課）

### （目的）

**第1条** この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び四国知事会（以下「乙」という。）を構成するいずれかの府県市（以下「構成府県市」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成府県市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織の構成府県市の応援を受けることにより、被災した構成府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

### （定義）

**第2条** この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1）災害等 次に掲げる事象をいう。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害

ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条第1項に規定する緊急処理事態

ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成府県市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（2）連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。

（3）被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成府県市の属する連合組織をいう。

（4）災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

### （応援の種類）

**第3条** 応援の種類は、次のとおりとする。

（1）職員の派遣

（2）食料、飲料水及び生活必需品の提供

（3）資機材の提供

（4）避難者及び傷病者の受入れ

（5）車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保

（6）医療支援

(7) その他被災した構成府県市が要請した措置

#### (応援の要請)

**第4条** 被災した構成府県市は、当該被災した構成府県市単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに被災連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の被災連合組織は、自らの構成府県市のみでは被災した構成府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

(1) 被害の状況

(2) 要請する応援の内容

(3) 応援を要請する構成府県市及び当該構成府県市が指示する場所までの経路

(4) その他留意すべき事項

4 被災連合組織は、第2項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

#### (応援の実施)

**第5条** 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成府県市に対し、被災連合組織の構成府県市のうち応援の対象とする構成府県市（以下「対象府県市」という。）を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた構成府県市（以下「応援府県市」という。）は、当該対象府県市を応援するものとする。

4 応援府県市は、対象府県市のほか、他の対象府県市を割り当てられた応援府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援府県市が応援する対象府県市についても応援するよう努めるものとする。

5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による対象府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

#### (応援の自主出動)

**第6条** 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、第4条第2項の要請があったものとみなして、被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県市に対象府県市を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた応援府県市は、必要に応じて職員を当該対象府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

#### (応援経費の負担)

**第7条** この協定に基づく応援に要した経費は、原則として支援を受けた府県市が負担するものとする。ただし、被災県と応援を行った構成府県市との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 前項に関わらず前条の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援府県市が負担するものとする。

3 第1項の対象府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象府県市から要請があったときは、応援府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

#### (平常時の協力)

**第8条** 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

#### (事務局)

**第9条** 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

2 前項の事務局は、甲乙間及びそれぞれの連合組織における協定の運用に係る調整に当たる。

3 甲の事務局は、関西広域連合広域防災局とする。

4 乙の事務局は、四国知事会常任世話人県防災担当部局とする。

(他の協定との関係)

第 10 条 この協定は、甲及び乙並びにその構成府県市が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 29 年 6 月 6 日

甲 関西広域連合  
広域連合長 井戸敏三

乙 四国知事会  
常任世話人  
香川県知事 浜田恵造

## 17-10 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

#### （災害対策本部等の設置）

第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置することができる。

- 2 対策本部の設置及び運営等は、別に定める。

#### （広域応援の実施）

第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

#### （業務の代行）

第6条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。



この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和3年11月22日

全国知事会 会長  
鳥取県知事 平 井 伸 治

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長  
静岡県知事 川 勝 平 太

北海道東北地方知事会 会長  
青森県知事 三 村 申 吾

関東地方知事会 会長  
山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

中部圏知事会 会長  
愛知県知事 大 村 秀 章

近畿ブロック知事会 会長  
大阪府知事 吉 村 洋 文

中国地方知事会 会長  
山口県知事 村 岡 嗣 政

四国知事会 常任世話人  
愛媛県知事 中 村 時 広

九州地方知事会 会長  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

## 17-11 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定等)

第2条 協定第3条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、次表を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック幹事県の間で協議のうえ、決定する。

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県 長野県 三重県	中部圏知事会
福井県 滋賀県	近畿ブロック知事会
鳥取県 山口県	中国地方知事会
徳島県	四国知事会

- 2 各ブロックの幹事県は、幹事県を定めたとき又は変更したときは、全国知事会に報告するものとする。
- 3 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第3条 協定第7条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第4条 協定第7条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事から、被災県の知事に請求する。

(その他)

第5条 その他、協定及び協定実施細目の実施に関して必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成30年11月9日から適用する。

2 平成24年5月18日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和2年12月1日から適用する。

2 平成30年11月9日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和3年11月22日から適用する。

2 令和2年12月1日から適用した実施細目は、これを廃止する。

## 17-12 全国知事会災害対策本部等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定第4条の規定に基づき、全国知事会災害対策本部等の組織及び運営についての必要な事項を定める。

(災害対策都道府県連絡本部の設置)

第2条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上が観測された地震又は大雨特別警報や顕著な大雨に関する情報が発表された大雨、もしくはそれらに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進めるため、速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置し、各都道府県知事あてに通知する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県の所属するブロックの幹事県並びに国等の関係団体から、被災情報等の収集に努めるとともに、広域応援に係る調整を行う。
- 3 連絡本部は、収集した被災情報等について、各都道府県に連絡を行う。

(災害対策都道府県連絡本部の組織・情報連絡室の設置)

第3条 連絡本部は、本部長である全国知事会事務総長の下、全国知事会事務局次長及び全国知事会事務局の各部長並びに公益財団法人都道府県センターの各部長により構成する。

- 2 大雨特別警報や顕著な大雨に関する情報等が発表前であっても、気象庁情報等により大規模・広域災害の発生が事前に見込まれる場合には、全国知事会は、調査第二部に情報連絡室を設置し、被害情報等の収集を行う。

(災害対策都道府県連絡本部の廃止)

第4条 国の発表等により被害拡大が見込まれない場合、全ての都道府県の災害対策本部が廃止された場合及び被災県への広域応援（短期）が終了した場合には、全国知事会は、連絡本部を廃止する。

(災害対策都道府県現地連絡本部の設置等)

第5条 連絡本部が設置された場合にあつて、被災県での情報収集等が必要と認められる場合には、全国知事会は、被災県に情報収集要員（リエゾン）を派遣する。

- 2 複数の県において被害が見込まれる大規模・広域災害時にあつては、全国知事会は、情報収集要員の派遣に、危機管理・防災特別委員会委員長県及び副委員長県の協力を得る。
- 3 情報収集要員からの情報等に基づき、被災県において広域応援の調整が必要と見込まれるときは、全国知事会は、被災県に災害対策都道府県現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を設置する。
- 4 現地連絡本部は、全国知事会の情報収集要員やブロック幹事県の職員等で構成し、被災情報等の収集に努めるとともに、国や関係団体との広域応援に係る調整を行う。

(緊急広域災害対策本部の設置)

第6条 複数の都道府県において被害が見込まれる大規模・広域災害の発生時には、全国知事会は、全国知事会会長を本部長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長を副本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、各都道府県知事あてに通知する。

- 2 前項に定めるもののほか、全国知事会会長が必要と認める場合には、対策本部を設置することができる。
- 3 対策本部は、第2条第1項の連絡本部の事務を引き継ぎ、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進める。

(緊急広域災害対策本部の組織)

第7条 対策本部は、本部長である全国知事会会長及び、副本部長である全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長の下、各ブロック幹事県知事及び危機管理・防災特別委員会副委員長を本部員として構成する。

- 2 本部長に事故のあった場合は、副本部長がその事務を代行する。
- 3 本部長は、前項に定める本部員以外の知事について、必要に応じて対策本部への参画を求めることができる。

(緊急広域災害対策本部の廃止)

第8条 国の発表等により被害拡大が見込まれない場合、各都道府県の災害対策本部体制が縮小された場合並びに被災市区町村応援職員確保調整本部及びブロック幹事県から新たな広域応援（短期）の要請が見込まれない場合には、全国知事会は、対策本部を廃止し、又は連絡本部に移行する。

(実施細目)

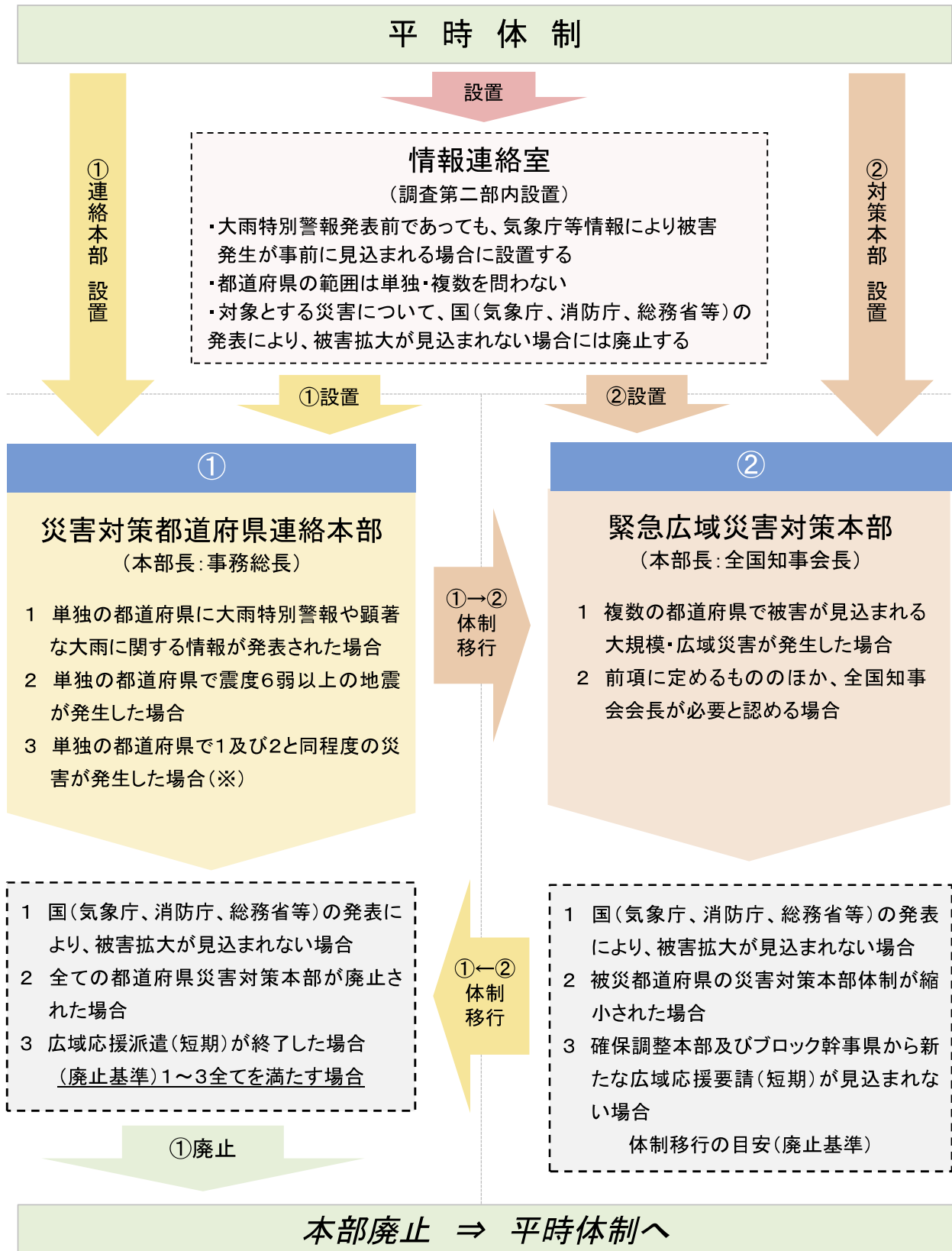
第9条 その他、災害対策本部等の設置に関して必要な事項又は定めのない事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則 この要綱は、令和3年11月22日から施行する。

別表 1

## 全国知事会災害対策本部等の設置及び運用について

「災害対策都道府県連絡本部」及び「緊急広域災害対策本部」の設置及び運用について、近年の自然災害激甚化・頻発化を踏まえ、下記のとおり運用する。



※暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪・津波・火山・地震に係る特別警報等の他、国民保護法が適用される事態等をいう。

## 別表 2

## 令和 3 年度（2021）緊急広域災害対策本部構成員

令和 3 年 9 月 3 日現在

本部長	平井 伸治	全国知事会長（鳥取県知事）
副本部長	黒岩 祐治	危機管理・防災特別委員長（神奈川県知事）
本部員	三村 申吾	青森県知事（北海道東北地方知事会幹事県）
	長崎 幸太郎	山梨県知事（関東地方知事会幹事県）
	川勝 平太	静岡県知事（中部圏知事会幹事県）
	齋藤 元彦	兵庫県知事（近畿ブロック知事会幹事県）
	村岡 嗣政	山口県知事（中国地方知事会幹事県）
	中村 時広	愛媛県知事（四国知事会幹事県）
	広瀬 勝貞	大分県知事（九州地方知事会幹事県）
	村井 嘉浩	危機管理・防災特別委員会副委員長（宮城県知事）

※ 本部長は、本部員以外の知事について、必要に応じて緊急広域災害対策本部への参画を  
求めることができる。（全国知事会災害対策本部等設置要綱第 6 条 2 項）

# 17-13 四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ

## (土木管理課技術企画室)

国土交通省四国地方整備局企画部長（以下「甲」という。）と徳島県県土整備部長、香川県土木部長、愛媛県土木部長、及び高知県土木部長（以下「乙」という。）は、四国地方における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の応援について次のとおり申し合わせを締結する。

(目的)

第1条 四国地方における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、甲及び乙が連携することにより初動時の情報収集を迅速に実施し、所管施設等の円滑な応急復旧及び被害の拡大や二次災害の防止を図ることを目的とする。

(応援内容)

第2条 応援内容は、次の業務の実施に係る災害対策用資機材の提供及び人員の応援に関するものとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

(被災状況等の連絡)

第3条 甲及び乙は災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、相互に連絡するものとする。

2 甲及び乙は連絡体制を予め定めておくものとする。

(応援の要請)

第4条 四国地方の国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて、乙は甲に対し応援要請を伝え、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲は、前項の要請を受け、応援を行う場合は、乙に対し応援する旨を伝え、速やかに文書にて応援内容を通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 甲は乙からの応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員の配備状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

(応援の要請ができない場合等の応援の実施)

第6条 災害が発生し、被災による連絡不能等のため乙より応援の要請がないが、特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合においては、甲は、自らの判断で応援を行うことができる。この場合連絡手段が復旧しだい速やかに乙に対しその旨を通知するとともに、文書にて応援内容を通知する。

(経費の負担)

第7条 第2条に規定する応援を行った場合の経費負担については下記のとおりとする。

### 【甲が災害初動時に第2条（1）（2）の応援を行う場合】

原則として甲の負担とする。また災害初動時とは、原則として甲が支援本部を設置している期間とする。

### 【甲が災害初動時に第2条（3）（4）の応援を行う場合】

原則として応援を受けた機関の負担とする。

ただし、第2条（3）の応援を行う場合で、下記の①～⑤の全てに該当する場合は、甲において経費を負担する。



- ①災害種別が大規模自然災害である場合
- ②被害拡大や二次災害の防止のための、必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧ではない）
- ③広域災害等で、本来緊急対応をすべき者による対応が困難な場合
- ④国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合
- ⑤甲が独自の判断で応援を行った場合

（平常時の連絡）

第8条 甲及び乙は、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

2 甲の保有する災害対策用資機材の保有状況については、毎年乙に通知するとともに、変更が生じた場合はその都度通知するものとする。

（訓練等の実施）

第9条 乙は甲において実施する、災害対策用機械等の操作訓練等に参加し、操作技術を習得するものとする。

（その他）

第10条 この申し合わせに定めない事項は、甲及び乙はその都度協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この申し合わせの有効期間平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、引き続き、この協定の有効期間を1年間延長したものとみなし、その後もまた同様とする。

#### 附則

甲及び乙が締結している「四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ」（平成11年7月7日締結）はこの申し合わせの締結をもって失効するものとする。

この申し合わせの証として本書5通を作成し、捺印のうえ各自1通を保有する。

平成21年3月31日

甲 高松市サンポート3番33号  
四国地方整備局 企画部長 小池 剛

乙 徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県 県土整備部長 海野 修司

乙 高松市番町4丁目1番10号  
香川県 土木部長 久保 市郎

乙 松山市一番町4丁目4番地2号  
愛媛県 土木部長 井上 要

乙 高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県 土木部長 石井 一生

## 17-14 災害復旧技術専門家派遣制度（河川課）

〔 社団法人 全国防災協会 〕  
〔 (R4 災害手帳 P551 より) 〕

### 1. 制度の趣旨

災害現場においては、時と場合によって迅速かつ的確な対応が求められる。しかし、いざ災害となると、技術者のマンパワーや実務経験を積んだ技術者が不足しており、その対応が大きな負担となっている現状が見受けられる。

このような事態を支援するため、(公社)全国防災協会では、平成15年から災害復旧技術専門家を災害現地に派遣し、地方公共団体が行う災害復旧事業の支援・助言について、ボランティアとして活動する「災害復旧技術専門家派遣制度」を創設した。

### 2. 災害復旧技術専門家

災害復旧技術専門家とは、国や都道府県の災害復旧業務に長年携わり、制度を熟知し災害復旧事業に関する高度な技術的知見を有する(公社)全国防災協会が認定・登録した経験豊富な技術者であり、北海道から沖縄まで全国各地に379名いる。(令和4年6月23日現在)

なお、技術専門家は、災害復旧技術の維持・向上のため講習会等に参加するなど研鑽を積んでいる。

### 3. 災害復旧技術専門家が行う主な支援・助言

#### 1) 災害調査に関する支援

- ・申請等に必要となる調査に関する事項
- ・被災原因の把握のための調査に関する事項
- ・対策工法検討のための調査に関する事項 など

#### 2) 復旧工法に関する技術的支援

- ・復旧工法に関する事項
- ・改良復旧に関する事項
- ・応急復旧に関する事項 など

#### 3) その他、地方公共団体等の災害復旧に関する支援・助言

- ・災害復旧制度に関する事項
- ・災害復旧申請に関する事項
- ・災害復旧に携わる職員等育成のための研修講師
- ・その他、災害復旧事業に関する事項 など

### 3. 派遣手続き

災害復旧技術専門家の支援・助言が必要となった場合には、地方公共団体等の災害担当所属長から(公社)全国防災協会あて派遣要請を行う。緊急を要する場合は電話連絡等によっても要請をすることができる。

### 5. 留意事項

制度の活用にあたっては、次の点に留意する必要がある。

- 1) 市町村長が災害復旧技術専門家の派遣を要請する場合には、都道府県知事を経由して行う。
- 2) 災害復旧技術専門家が行う支援・助言はボランティア活動として行うため無報酬となるが、派遣に要する交通費、宿泊費の実費は、派遣要請を行った地方自治体等の負担となる。

## 災害復旧技術専門家派遣制度要綱（案）

（公社）全国防災協会

（目的）

第1条 災害復旧技術専門家派遣制度（以下「本制度」という。）は、異常天然現象により公共土木施設に被災が発生した際、国土交通省水管理・国土保全局防災課及び地方公共団体等からの要請（以下「要請」という。）に基づいて「災害復旧技術専門家（以下「技術専門家」という。）」を災害現地に派遣し、地方公共団体等の行う災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行い、もって円滑な災害復旧事業の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における技術専門家とは、災害復旧制度を熟知し、災害発生時等に地方公共団体等の求めに応じて現地に参加し、技術的助言等が可能な者として、（公社）全国防災協会会長（以下「会長」という。）が認定し、登録された者をいう。

（認定申請）

第3条 技術専門家の認定を受けようとする者は、別に定める必要書類を添えて会長あて申請する。

（派遣）

第4条 技術専門家は、別に定める派遣基準を踏まえ災害復旧技術専門家派遣制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審議（電磁的会議でも可）をへて派遣する。

2 災害規模、災害の範囲及び災害の特殊性を鑑みて、現地調査等が必要になった場合、運営委員会委員等（有識者も含む）による調査団を構成し、現地調査を行う。現地調査の結果は会長に報告する。

（派遣手続）

第5条 技術専門家の派遣は、別に定める派遣手続により行う。

（業務）

第6条 技術専門家は地方公共団体等の要請に基づいて、次に掲げる業務を行う。

- （1）災害調査に関する支援。
- （2）復旧工法に関する技術的助言。
- （3）その他地方公共団体等の災害復旧に関する支援・助言。

（責務）

第7条 技術専門家は次に掲げる責務を有する。

- （1）技術専門家は、講習会の受講等、災害復旧に係る技術の研鑽等に努める。
- （2）災害現地に派遣された場合には、別に定める様式により現地活動の概況をとりまとめて会長に報告する。

（災害復旧技術専門家派遣制度運営委員会）

第8条 本制度を的確に運営するために運営委員会を設ける。運営委員会は、会長が委嘱した者をもって構成する。

- 2 運営委員会には委員長を設け、委員の互選により選出する。
- 3 運営委員会は、本制度の運用に関する技術的助言を受ける等必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
- 4 運営委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。
  - （1）技術専門家の認定登録審査（認定判断基準は、別に定める。）
  - （2）技術専門家の派遣に関する審議（電磁的審議も可。）
  - （3）本制度の運営に関する事項についての審議
- 5 運営委員会にブロック会議を設置し、技術専門家の教育・研修及び派遣時の候補者の人選等を行う。

（災害復旧技術専門家派遣制度事務局）

第9条 本制度を円滑に運用するため「災害復旧技術専門家派遣制度事務局」（以下「事務局」という。）を設ける。事務局は次に掲げる事を行うものとし、（公社）全国防災協会内に設けるものとする。

- （1）技術専門家の認定登録に関する事務。
- （2）運営委員会開催に関する事務。
- （3）技術専門家派遣に関する事務。
- （4）災害規模が甚大で広域に及ぶ場合の現地支援本部の設営、運営に関する事務。
- （5）技術専門家の研修等技術の研鑽支援に関する事務。
- （6）技術専門家の活動のための費用の支弁・会計・契約に関する事務。

(7) その他、本制度を円滑に運用するために必要な事務。

(派遣費用)

第10条 技術専門家派遣に要する費用(交通費、宿泊費等)は、以下のとおりとする。

(1) 別に定める派遣基準及び災害復旧・改良復旧事業の技術的助言などの支援(試行)について(国水防第18号平成26年5月1日国土交通省水管理・国土保全局防災課長)は、(公社)全国防災協会が負担する。

(2) 上記以外は、要請した地方公共団体等が負担する。

(その他)

第11条 本要綱に定めるものの他、本制度の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(附 則)

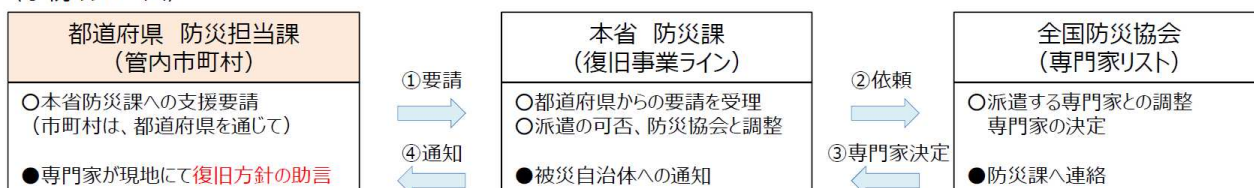
1. この要綱は、平成27年10月26日より適用する。
2. 平成15年11月20日の要綱は廃止する。

### (1) 問い合わせ先

(公社)全国防災協会
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8 新小伝馬ビル6F
TEL: 03-6661-9730 FAX: 03-6661-9733
<a href="http://www.zenkokubousai.or.jp/">http://www.zenkokubousai.or.jp/</a>
E-mail:zenkokubousai@pop02.odn.ne.jp

### (2) 災害復旧技術専門家派遣制度のフロー

〈手続のフロー図〉



(3) 派遣にかかわる申請書等

(様式-A)

令和 年 月 日

(公社)全国防災協会  
会長 脇 雅史 様

(地方公共団体)  
災害担当所属長

災害復旧技術専門家の派遣について (要請)

今回発生した別記災害について、復旧にあたり専門家の支援・助言を必要としますので、下記のとおり災害復旧技術専門家を派遣くださるよう要請します。

記

1. 派遣希望期間 令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)

2. 派遣希望地 ○○県○○市

3. 派遣希望災害箇所 別記の通り

4. 派遣費用 当方負担

5. 担当者所属  
氏名  
連絡先 (TEL)

(別記-1)「記載例」 (NO. )

派遣要請災害箇所一覧表

災害名：台風○○号による豪雨 派遣要請機関名：○○県○○市

発生年月日：令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日 (令和 年 月 日現在状況)

番号	工種	河川名・路線名等	地先名	災害状況
1	河川	2級河川○○川1次支川○○川	○○郡○○町○○地先	床土工破損、護岸工欠壊
2	道路	町道○○○~○○線	○○郡○○町○○地先	路肩欠壊、法面崩壊、排水路工破損
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(様式一B)

令和 年 月 日

(地方公共団体)  
災害担当所属長 様

(公社)全国防災協会  
会長 脇 雅 史

### 災害復旧技術専門家の派遣について (回答)

令和 年 月 日付で要請のあった標記については、下記のとおり災害復旧技術専門家を派遣します。

記

1. 災害復旧技術専門家 氏 名
2. 派 遣 期 間 令和 年 月 日 ~ 月 日 ( 日間)
3. 派 遣 地 ○○県○○市
4. 派 遣 費 用 旅費、宿泊費等の活動経費は要請者負担  
(派遣費用は当協会「災害復旧技術専門家派遣制度事務局」に納付して下さい)

(様式一C)

防災協第 号  
令和 年 月 日

災害復旧技術専門家  
様

(公社)全国防災協会  
会長 脇 雅 史

### 災害復旧技術専門家の派遣について (依頼)

今回発生した別記災害について、(地方公共団体名)から災害復旧技術専門家の派遣要請があったので、下記により災害復旧技術専門家として災害復旧活動の支援・助言活動にあたられたく依頼します。

記

1. 派遣希望期間 令和 年 月 日 ~ 月 日 ( 日間)
2. 派遣要請機関名 ○○県○○土木事務所 (あるいは○○県○○市建設部など)
3. 派遣希望災害箇所 別記の通り
4. 派 遣 費 用 ①交通費(実費) ②宿泊費等(当協会規定による)  
(当協会より支弁)
5. 担 当 者 所 属  
氏 名  
連絡先 (TEL)

(様式一D)

(※手続きに必要な場合のみ使用)

防災協第 号  
令和 年 月 日

(災害復旧技術専門家の所属する機関の長)  
様

(公社)全国防災協会  
会長 脇 雅 史

### 貴社所属社員の派遣について (依頼)

今回発生した別記災害について、(地方公共団体名)から災害復旧技術専門家の派遣要請があったので、下記により貴社所属社員を災害復旧技術専門家として派遣くださるようお願い申し上げます。

記

1. 派 遣 職 員
2. 派 遣 期 間 令和 年 月 日 ~ 月 日 ( 日間)
3. 派 遣 地 ○○県○○市
4. 派 遣 目 的 災害復旧活動の支援・助言活動
5. 派 遣 費 用 当協会で支弁します

災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）並びに徳島県知事、香川県知事、坂出市長、愛媛県知事、今治市長、新居浜港務局委員会委員長、八幡浜市長、高知県知事（以下「乙」という。）と民間協力者（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合における応急対策業務に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（民間協力者）

第2条 本協定における民間協力者は一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部長、四国港湾空港建設協会連合会会長、一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部長、全国浚渫業協会関西支部長、一般社団法人日本潜水協会会長、一般社団法人海洋調査協会会長及び一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長を指す。

（定義）

第3条 本協定において、

- (1) 「災害」とは、地震・津波・台風その他の異常な自然現象による被害をいう。
- (2) 「大規模災害」とは、複数の港湾管理者が管理する港湾にわたる災害をいう。
- (3) 「応急対策業務」とは、施設の応急復旧や障害物の撤去その他の緊急的な応急対策に関する活動をいう。
- (4) 「港湾施設等」とは、港湾法第二条第五項の港湾施設、同法第二条第八項の開発保全航路及び同法第五十五条の三の五で規定する緊急確保航路をいう。
- (5) 「事務所長」とは、四国地方整備局の港湾空港関係事務所の長をいう。
- (6) 「地方機関の長」とは、乙の所掌する地方機関の長をいう。
- (7) 「資機材等情報」とは、使用可能な資機材等の数量・配置等の情報をいう。
- (8) 「テックフォース活動」とは、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体に対する国の技術的な支援活動をいう。  
「テックフォース隊」とは、災害支援活動を行うために国の職員から構成された組織をいう。

（応急対策業務の範囲）

第4条 応急対策業務の範囲は、第3条に規定する港湾施設等における災害発生箇所及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とし、対象とする港湾は以下のとおりとする。

徳島県管理：徳島小松島港、橘港、浅川港

香川県管理：高松港、津田港、三本松港、丸亀港、詫間港、観音寺港、土庄港、坂手港、宮浦港

坂出市管理：坂出港

愛媛県管理：松山港、東予港、三島川之江港、宇和島港、中島港、三崎港

今治市管理：今治港

新居浜港務局管理：新居浜港

八幡浜市管理：八幡浜港

高知県管理：高知港、須崎港、宿毛湾港、奈半利港、甲浦港、室津港、久礼港

(応急対策業務の内容等)

第5条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとする。

2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に丙に対して資機材等情報の報告を求めるものとし、丙は求めに応じて速やかに資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。

ただし、四国地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は自発的に、資機材等情報の収集を開始するものとする。

3 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は丙の会員へ出動要請を行った際、その状況を甲乙相互に情報共有するものとする。

4 丙の会員は、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長から出動要請があった場合、可能な限り速やかに港湾施設等の被災状況を調査するとともに、出動要請者の指示により、緊急的な応急対策を実施するものとする。

なお、四国地方整備局がテックフォース活動を開始し、甲より出動要請があった場合、丙の会員は同活動を迅速かつ円滑に実施するため、テックフォース隊とともに被災地へ向かい同活動の支援を行うものとする。

5 丙は、甲の出動要請があった場合、四国地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

なお、四国地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、可能な範囲で四国地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

6 甲及び乙と丙は、緊急時の連絡体制を整えるものとする。加えて、丙は会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。

7 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員の有する人員及び資機材等の資機材数等情報について毎年4月末までに甲及び乙に連絡するものとする。

8 丙の会員は、応急対策業務を迅速に実施できるよう、人員及び資機材の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

9 乙が丙と前2項と同様の報告を求める協定を締結している場合は、同項における連絡先は、乙を除く。



(契約の締結)

第6条 甲又は事務所長及び乙又は地方機関の長は、丙の会員に出動要請したときは、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

2 甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長は、丙の複数の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する応急対策業務の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。

3 前項に基づき指名された者は、会員間での連絡体制を定め、甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長に報告するものとする。

(大規模災害時等の場合)

第7条 大規模災害が発生した場合は、第5条にかかわらず、乙が行う丙の会員への出動要請に対して、甲は秩序ある応急対策業務のため必要な調整を行うことができるものとする。

(訓練の実施)

第8条 本協定の締結者は、相互協力体制の充実・強化を図るために、出動要請に関する情報伝達等の訓練を少なくとも年1回実施するものとする。

(本協定の適用範囲)

第9条 本協定は、甲又は乙と丙が締結する同じ目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害が発生した場合においては、本協定を優先するものとし、甲が第7条に基づき必要な調整を行うことができるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の期間は、協定締結日より令和5年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第11条 応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員及び資機材等に損害が生じた場合、丙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲若しくは事務所長の要請に係るものについては甲若しくは事務所長に、乙若しくは地方機関の長の要請に係るものについては乙若しくは地方機関の長に報告し、その負担について甲若しくは事務所長に係るものについては甲若しくは事務所長と、乙若しくは地方機関の長に係るものについては乙若しくは地方機関の長と協議して決定するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

附 則

甲及び乙及び丙が締結している「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(平成27年11月5日締結)は、この協定書の締結をもって廃止するものとする。

この協定の証として、本書16通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和 4年12月13日

甲 国土交通省四国地方整備局次長

小林 知宏



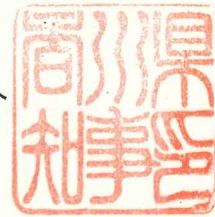
乙 徳島県知事

飯泉 嘉門



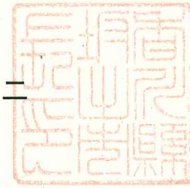
香川県知事

池田 豊人



坂出市長

有福 哲二



愛媛県知事

中村 時広



今治市長

徳永 繁樹



新居浜港務局委員会委員長

原 一之





八幡浜市長 大城 一郎



高知県知事 濱田 省司



丙

一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部長



長岡 晃

四国港湾空港建設協会連合会会長



長岡 晃

一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部長



尾崎 憲祐

全国浚渫業協会関西支部長



寄神 正文

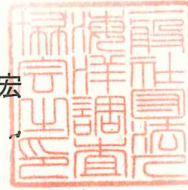
一般社団法人日本潜水協会会長代行副会長



田原 安

一般社団法人海洋調査協会会長

川嶋 康宏



一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長

柴木 秀之



## 17-16 愛媛県緊急消防援助隊受援計画（消防防災安全課）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1 この計画は、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第25条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

#### （用語の定義）

第2 代表消防機関は、松山市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、新居浜市消防本部とする。

3 県内消防本部をブロック分けし、各ブロックにブロック幹事をおく。（資料1）

4 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

### 第2章 応援要請

#### （応援要請の手続き）

第3 緊急消防援助隊の応援要請は、別紙第1のとおり行うものとする。

2 被災地の市町長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町を管轄する消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、愛媛県知事（以下「知事」という。）に対して、運用要綱別記様式1-2により応援要請を行うものとする。なお、知事と連絡が取ることができない場合は、消防庁長官（以下「長官」という。）に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。

3 知事は、被災地の市町長から応援要請を受けた場合は、災害規模、被害状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して運用要綱別記様式1-1により応援要請を行うものとする。

4 知事は、被災地の市町長から応援要請がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して運用要綱別記様式1-1により応援要請を行うものとする。

5 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

#### （緊急消防援助隊の応援決定通知）

第4 知事は、長官から運用要綱別記様式2-3により応援決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

#### （被害情報等の報告）

第5 被災地の市町長は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに次に掲げる事項について知事に対して報告するものとする。

(1) 被害状況

(2) 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域

(3) 緊急消防援助隊の任務

(4) その他必要な事項

2 知事は、前項の規定に基づく報告を受けた場合は、速やかにその旨を長官に対して報告するものとする。

(連絡体制)

第6 応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援要請時の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時には、県内共通波、地域衛星ネットワーク等を活用するものとする。

### 第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第7 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊が出勤し、かつ、被災地が複数の場合は、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても知事が必要と認める場合は、調整本部を設置するものとする。

2 調整本部は、県庁第一別館3階災害対策室に設置するものとする。ただし、必要に応じて被災地において連絡調整に適する場所に設置することができるものとする。

3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事とする。ただし、部隊移動及び調整本部に係る知事の権限に属する事務を、県消防防災安全課長に委任するものとする。（地方自治法第153条）

4 県消防防災安全課長に事故があるときは、県消防防災安全課主幹が代行するものとする。

5 調整本部の副本部長は、代表消防機関派遣職員及び指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

6 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 県民環境部防災局消防防災安全課の職員
- (2) 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
- (3) 被災地を管轄する消防本部の職員
- (4) 消防防災航空隊の職員

7 調整本部は、「愛媛県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

8 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員等について長官に対し、連絡するものとする。

9 調整本部は、消防庁、愛媛県災害対策本部（以下「災対本部」という。）及び緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）と連携し、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 現地消防本部の活動、県内の消防相互応援部隊の活動及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
- (3) 各種情報の集約及び整理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察等の関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

10 県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。

11 調整本部は、別紙第2を活用し、運用するものとする。

12 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者の会議への出席の必要を認めその要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。

13 調整本部長は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

(現地消防本部の対応)

第8 現地消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、愛媛県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

2 現地消防本部の消防長は、被害が発生している構成市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

(応援等サポート本部の設置)

第9 緊急消防援助隊の出動決定の連絡を受けた災害発生地のブロック幹事は、被災状況等から判断し、最も適当と認める消防機関内に、応援等サポート本部を設置するとともに、ブロック内消防機関からの派遣職員による応援等サポート部隊を編成し、次に掲げる事務を行う。

なお、応援等サポート本部の本部長は、ブロック幹事消防長とし、災害発生地消防本部と連携・協力しながら緊急消防援助隊の活動のサポート体制を確立する。

- (1) 進出拠点への誘導及び進出拠点の現地整理
- (2) 進出拠点から活動拠点への通行路の確保及び誘導
- (3) 緊急交通路、消防水利等に関する情報の提供
- (4) 燃料、食料、建設機械等に係る調達先の確保及び手配
- (5) 野営場所の設置、運営
- (6) 携帯無線機の手配、貸与
- (7) 後方支援部隊のサポート

2 ブロック幹事が、管内災害対応等のため応援等サポート本部を設置することができないときは、調整本部において設置する消防機関を決定する。

3 ブロック幹事は、応援等サポート本部の設置・運営等について計画を策定するとともに、ブロック内消防機関の受援に関する計画及び情報等を整理保管し、緊急消防援助隊に速やかに提供できる体制を構築しておくこと。

#### 第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第10 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

2 指揮支援部長は、愛媛県内で活動する指揮支援部隊を統括し、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。

3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県隊の活動を指揮するものとする。

4 緊急消防援助隊の連絡体制は、運用要綱別記様式5のとおりとする。

(通信運用体制)

第11 愛媛県内の無線通信運用体制は、別表第4のとおりとする。

2 各消防本部の使用無線周波数は、別表第5のとおりとする。

#### 第5章 消防応援活動の調整等

(迅速出動時の部隊の受入れ)

第12 愛媛県は、迅速出動要綱に規定する災害が発生した場合は、早期に調整本部を設置するとともに、被害情報等の収集を行うものとする。

2 指揮者は、迅速出動が適応になった場合は早期に被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、調整本部に対して報告するとともに、緊急消防援助隊の受入れ体制を整えるものとする。

3 調整本部は、早期に愛媛県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

(進出拠点)

第13 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び現地消防本部と協議するものとする。なお、進出拠点の決定は、消防庁が行うものとする。

(1) 陸上部隊及び水上部隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第6のとおりとする。

(2) 航空部隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第7のとおりとする。

2 調整本部は、決定した進出拠点について、進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。



- 3 進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
- 4 調整本部は、必要と認めた場合には、進出拠点あるいは現地指揮本部に、県地方局の職員又は県防災局の職員を、連絡員等として派遣する。
- 5 連絡員等は、到着した応援都道府県隊名及び部隊規模について確認し、調整本部に対して報告するとともに、応援都道府県隊長に対して応援先市町、任務等の情報提供を行うものとする。

(任務付与)

第14 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県隊長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動指針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 使用無線系統
- (5) 地水利状況
- (6) その他必要な事項

(資機材の貸出し)

第15 指揮者は、応援都道府県隊長に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

- 2 各市町のスピンドルドライバーの形状は、別表第8のとおりとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第16 ヘリコプター離着陸場所は、別表第9のとおりとする。

(宿営場所)

第17 調整本部は、現地消防本部と協議して別表第10のうちから宿営場所を決定し、消防庁に対して報告するものとする。

- 2 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、被災者の避難施設と共用しない場所から決定するものとする。

(燃料補給場所)

第18 陸上部隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。

- 2 航空部隊の燃料補給場所は、別表第12のとおりとする。

(燃料調達要請)

第19 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定等に基づき要請するものとする。

- 2 前項の要請により関係団体から燃料補給の協力があつた場合、調整本部長は、燃料補給場所を現地消防本部、代表消防機関及び指揮支援本部長を通じて応援都道府県隊長に通知するものとする。

(重機等派遣要請)

第20 調整本部長は、重機等保有団体の協力が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における重機等派遣に関する協定等に基づき要請するものとする。

- 2 災害時における重機等派遣に関する協定等を締結している団体は、別表第13のとおりとする。

(物資等調達要請)

第21 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定等に基づき要請するものとする。

- 2 災害時における物資調達に関する協定等を締結している団体は、別表第14のとおりとする。

(部隊移動)

第22 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別紙第3のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第23 知事は、長官から運用要綱別記様式4-1により意見を求められた場合は、指揮者に対して意見を求めるものとする。

2 指揮者は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して運用要綱別記様式4-2により回答するものとする。

3 知事は、指揮者の意見を付して、長官に対して運用要綱別記様式4-3により回答するものとする。

4 知事は、長官から運用要綱別記様式4-6により連絡を受けた場合は、指揮者に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

第24 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、指揮者の意見を把握するよう努めるとともに、県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援部隊長及び指揮支援本部長を経由して都道府県隊長に対し、運用要綱別記様式4-7により指示を行うものとする。

4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して運用要綱別記様式4-8により通知するものとする。

5 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第25 調整本部は、部隊移動を行う場合は、災対本部に対して部隊規模、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の処置を要求するものとする。

(活動報告)

第26 指揮支援本部は、都道府県隊長から運用要綱別記様式6-2により活動日報の報告を受けた場合は、各都道府県隊長の報告を取りまとめ、調整本部に報告するものとする。

2 調整本部は、各指揮支援本部からの報告を取りまとめ、消防庁へ報告するものとする。

## 第6章 活動終了

(活動終了)

第27 指揮者は、被害状況等を考慮して緊急消防援助隊の活動が必要ないと判断した場合は、調整本部及び指揮支援本部と協議し、指揮支援本部長及び都道府県隊長に対して緊急消防援助隊の引揚げを指示するものとする。

2 調整本部長は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。

## 第7章 その他

(情報提供)

第28 調整本部、指揮支援本部及び現地消防本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

(地理情報)

第29 愛媛県及び各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町別の地図を作成しておくものとする。

(1) 各部隊の進出拠点

- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

(災害時の体制整備)

第30 知事、各市町長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(受援計画の策定)

第31 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を作成するよう努めるものとする。

2 各消防本部の消防長は、当該計画を作成した場合は、知事に対して報告するものとする。

附 則

この計画は、平成 16 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 30 日付け消防震第 15 号及び平成 18 年 2 月 14 日付け消防応第 15 号通知により改訂)

附 則

この計画は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

(平成 20 年 7 月 31 日付け消防応第 134 号通知により改訂)

附 則

この計画は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 25 年 7 月 12 日から施行する。

(平成 24 年 12 月 26 日付け消防広第 221 号通知により改訂)

緊急消防援助隊応援要請連絡票
----------------

第	報
---	---

平成	年	月	日
----	---	---	---

消 防 庁 長 官 殿

愛 媛 県 知 事

## 緊急消防援助隊の応援要請について

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、次のとおり応援要請を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的 被害の状況					
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要応援部隊  (応援の必要がある 部隊名に○をし、 希望する部隊数を 記入)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特殊 災害 部隊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 部 隊			N災害対応隊	
	救 急 部 隊			B災害対応隊	
	航 空 部 隊			C災害対応隊	
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特 に 指 定 な し		密 閉 空 間 火 災 等 対 応 隊		
			特殊 装備 部隊	遠 距 離 大 量 送 水 隊	
		その他の部隊			
応援部隊の集結場所及び到達ルート				決定(添付書類 部)・未決定	
指揮体制及び無線運用体制				決定(添付書類 部)・未決定	
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
その他の添付書類					
連絡 責任 者	区 分	担 当 課	職	氏 名	電 話 ・ FAX 番 号
	愛媛県民環境 部防災局	消 防 防 災 安全課			TEL - - FAX - -

緊急消防援助隊応援要請連絡票
----------------

第	報
平成	年 月 日

愛媛県知事 殿

〇〇市町長

## 緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要応援部隊  (応援の必要がある 部隊名に○をし、 希望する部隊数 を記入)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特殊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 部 隊			N災害対応隊	
	救 急 部 隊		災害	B災害対応隊	
	航 空 部 隊			C災害対応隊	
	水 上 部 隊		部隊	大規模危険物火災等対応隊	
	特 に 指 定 な し			密閉空間火災等対応隊	
		特殊 装備 部隊	遠距離大量送水隊		
			その他の部隊		
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡	区 分	担 当 課	職	氏 名	電 話 ・ FAX 番 号
責任者	市町長				TEL - - FAX - -

愛媛県緊急消防援助隊航空部隊  
航空指揮支援隊  
受援計画

令和4年4月

愛 媛 県

# 目 次

	頁
第1章 総則	1
第2章 事前計画	2
第3章 災害発生時の活動拠点ヘリベースの体制等	2
第4章 航空部隊等の運用等	4
第5章 通信運用	5
第6章 その他	6
(資 料)	
資料1 要請から出動までの系統図	7
資料2 愛媛県消防防災航空隊の参集基準	8
資料3 松山空港ヘリベース等基本情報	10
資料4 ヘリベース及びフォワードベース一覧	11
資料5 ヘリベースにおける班編成及び各班の任務	12
資料6 ヘリベース配置図	13
資料7 航空機燃料取扱業者	15
資料8 ランディングポイント一覧	16
資料9 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場	19
資料10 無線通信周波数リスト	20
(様 式)	
様式1 受援航空隊情報提供事項	
様式2 航空部隊等情報提供事項	
様式3 緊急消防援助隊航空部隊等受入一覧表	
様式4 事案受付・活動指示及び結果報告書	
様式5 事案管理一覧表	

# 愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画

## 第1章 総則

### 1 目的

この計画は、愛媛県内の市町において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、航空部隊及び航空指揮支援隊（以下「航空部隊等」という。）が円滑に活動できる体制の確保等を図るため、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条に基づく愛媛県緊急消防援助隊受援計画（以下「全体受援計画」という。）に定めるもののほか、航空部隊等の受援について必要な事項を定める。

### 2 用語の定義

この愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画（以下「航空部隊等受援計画」という。）において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

#### (1) 活動拠点ヘリベース（HB）

災害の終始を通じて、航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮（指示及び任務付与）を実施し、かつ、駐機、給油、装備、整備及び宿泊（近隣への宿泊を含む。）をすることが可能な活動拠点並びに航空部隊の進出拠点（集結場所）をいう。

#### (2) フォワードベース（FB）

被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、活動拠点ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全かつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。

#### (3) ランディングポイント（LP）

上記（1）（2）に掲げるもののほか、救助者や緊急物資の陸上部隊への引継ぎ等災害対応をするための離着陸を行う地点をいう。

#### (4) 消防応援活動調整本部

災害発生市町村の消防の応援等のため被災地の属する都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するものであって、消防組織法第44条の2に基づき当該都道府県の知事が設置するものをいう。

#### (5) 航空運用調整班

大規模災害発生時に、消防、警察、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT等の都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行い、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものをいう。

#### (6) ヘリベース指揮者

活動拠点ヘリベースで航空機を用いた消防活動の指揮（指示及び任務付与）を行う者をいい、原則として愛媛県消防防災航空隊の隊長がその任に当たるものとする。

#### (7) 航空部隊

航空小隊により編成され、必要に応じ、航空後方支援小隊を加えたものをいう。

#### (8) 航空小隊

主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とするものをいう。

#### (9) 航空後方支援小隊

主として活動拠点ヘリベースにおける緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とするものをいう。

#### (10) 航空指揮支援隊

ヘリベース指揮者を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする航空指揮支援隊長によって編成されるものをいう。

### 3 航空部隊等の活動分類

この航空部隊等受援計画において、航空部隊等の活動分類については、次のとおりとする。

#### (1) 統括指揮支援隊、指揮支援隊又は航空指揮支援隊の輸送活動

#### (2) 情報収集活動

#### (3) 救助・救急・輸送活動

#### (4) 消火活動



- (5) 航空後方支援活動
- (6) 航空指揮支援活動
- (7) その他（SCU（航空拠点搬送臨時医療施設をいう。以下同じ。）支援活動、避難誘導、広報等）

## 第2章 事前計画

- 1 要請から出動までの体系  
応援活動に従事する航空部隊等の要請から出動までの系統図は、資料1「要請から出動までの系統図」のとおりとする。
- 2 愛媛県消防防災航空隊の参集基準  
愛媛県消防防災航空隊の参集基準は、資料2「愛媛県消防防災航空隊の参集基準」のとおりとする。
- 3 活動拠点ヘリベースの決定  
愛媛県における活動拠点ヘリベースは、原則として松山空港（愛媛県消防防災航空隊基地）とする（最大受入機体数は6機）。  
愛媛県消防防災航空隊は、資料3「松山空港ヘリベース等基本情報」を作成し、航空部隊として登録されている航空隊へ情報提供するものとする。  
松山空港（愛媛県消防防災航空隊基地）が使用できない場合及び松山空港から被災地が遠隔地である場合を想定して、消防応援活動調整本部が、被災市町等及びヘリベース指揮者と協議の上、代替ヘリベースを資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中から、決定するものとする。
- 4 活動拠点ヘリベースにおける班構成及び各班の任務  
活動拠点ヘリベースにおける班構成及び各班の任務については、資料5「ヘリベースにおける班編成及び各班の任務」のとおりとする。
- 5 活動拠点ヘリベースの配置  
活動拠点ヘリベースの配置等の各種情報を資料6「ヘリベース配置図」により作成し、駐機スポットの空港事務所との調整結果等について、航空部隊等に周知するものとする。
- 6 食料の備蓄計画等  
愛媛県消防防災航空隊は、活動拠点ヘリベースの食料等を確保するため、必要な食料、飲料水等を備蓄しておくものとする。  
航空部隊等の部隊数に応じて、宿泊場所について事前に把握し、周知するものとする。

## 第3章 災害発生時の活動拠点ヘリベースの体制等

- 1 航空部隊等の要請時の協議  
愛媛県消防防災航空隊は、航空部隊等の応援が必要な場合は、任務、必要機体数及び活動拠点ヘリベース受入可能機体数等について、愛媛県災害対策本部と協議するものとする。  
被害状況が把握できない場合は、速やかに総務省消防庁災害対策本部広域応援班航空グループ（以下「消防庁航空グループ」という。）と協議するものとする。
- 2 航空指揮本部の設置  
愛媛県消防防災航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、活動拠点ヘリベースの指揮本部（以下「航空指揮本部」という。）を設置するものとする。  
航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
  - (1) 被害情報の収集に関すること。
  - (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
  - (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
  - (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 航空指揮支援隊の出動要請  
大規模災害時において、ヘリベース指揮者が多数の航空小隊の活動管理が必要と認めるときは、航空指揮支援隊の出動を消防応援活動調整本部に要請するものとする。
- 4 航空指揮支援本部の設置  
指揮支援部長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。  
航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一場所に設置するものとする。

航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。

航空指揮支援本部長は航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は都道府県大隊の後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

#### 5 活動拠点ヘリベース（松山空港）への受入体制

消防応援活動調整本部は、航空小隊の応援要請を行った場合（要請要綱第31条に基づき迅速出動をする場合を含む。）は、松山空港事務所長に対し、航空小隊の受入れについて、次のとおり依頼するものとする。

##### (1) 運用時間内における受入れ

松山空港エプロンへ航空小隊が駐機できるよう、松山空港事務所長にエプロンの駐機スポットの拡大を依頼するものとする。

##### (2) 運用時間外の夜間における受入れ

夜間においては5（1）に加え、夜間照明の点灯、リモートコントロール等を依頼するものとする。

#### 6 燃料補給体制の確保

燃料補給基地は、原則として松山空港とし、消防応援活動調整本部は、資料7「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者に対し、航空小隊の活動に必要な燃料補給を依頼するものとする。

活動拠点ヘリベースが松山空港以外に設置された場合及びフォワードベースが設置された場合で燃料補給が必要なときは、資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の燃料備蓄方法・燃料備蓄量を勘案し、ヘリベース指揮者において、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と協議の上、燃料確保の方法を決定するものとする。

ヘリベース指揮者は、活動拠点ヘリベースが松山空港以外に設置された場合又はフォワードベースが設置された場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮の貯蔵又は取扱いについての承認がなされたことを確認の上、資料7「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者にドラム燃料の搬送を依頼するものとする。

#### 7 航空部隊等との情報連絡

応援要請を行った後における消防庁及び航空部隊等との情報連絡については、次のとおりとする。

##### (1) 航空部隊等への情報提供

ヘリベース指揮者は、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と調整の上、活動拠点ヘリベースの状況等の情報を別記様式1「受援航空隊情報提供事項」により、速やかに航空部隊等及び消防庁航空グループに情報提供するものとする。

##### (2) 航空部隊等からの情報収集

ヘリベース指揮者は、航空小隊の機体、出動人員及び人員構成等の情報を別記様式2「航空部隊等情報提供事項」により、航空部隊等及び消防庁航空グループから速やかに収集するものとする。

##### (3) 航空部隊等の連絡先

航空部隊等の連絡先については、あらかじめ消防庁から配布されているデータベース等を活用するものとする。

##### (4) 情報連絡方法

連絡方法については、原則として、防災行政無線、有線（携帯）電話、ファクシミリ及び電子メールによるものとするが、これらが途絶している場合は、イリジウム衛星電話等の衛星電話を活用するものとする。

#### 8 航空隊員の消防応援活動調整本部への派遣

愛媛県消防防災航空隊は、応援要請を行い、消防応援活動調整本部が設置された後、消防応援活動調整本部の本部員として航空隊員（副隊長等）を派遣するものとする。

消防応援活動調整本部に派遣された航空隊員は、統括指揮支援隊等と航空運用調整班との連絡調整及び消火、救助活動等を行う航空部隊と陸上部隊との連絡調整に当たるものとする。

消防応援活動調整本部に派遣された航空隊員は、災害の規模等により、航空運用調整班の班員と兼務することができる。

#### 9 航空隊員の航空運用調整班への派遣

愛媛県災害対策本部内に航空運用調整班が設置された場合、航空隊員（副隊長等）を派遣するものとする。

#### 10 統括指揮支援隊等の受入体制

統括指揮支援隊及び消防庁職員等の受入れについては、全体受援計画によるほか、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者とで調整の上、次のとおり行うものとする。消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、被災状況により、受入困難な状況が確認されたときは、速やかに消防庁航空グループに連絡するものとする。

- (1) 日中における離着陸場所は、原則として松山空港とし、離着陸の際の安全管理は航空隊員が行うものとする。
- (2) 松山空港からは、松山市消防局又は愛媛県の車両により愛媛県庁（消防応援活動調整本部）へ移動するものとする。

指揮支援隊及び航空指揮支援隊の受入れについては、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者との間で調整の上、次のとおり行うものとする。
- (3) 指揮支援隊の離着陸場所は、原則として松山空港とし、その後、空路又は陸路で被災市町（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動するものとする。
- (4) 松山空港から空路で被災市町（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動する場合の離着陸場所については、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者で調整の上、速やかに決定するものとする。
- (5) 松山空港から陸路で被災市町（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動する場合の車両については、消防応援活動調整本部で調達するものとする。
- (6) 航空指揮支援隊は、航空指揮支援隊輸送航空小隊又は自隊の車両等により出動するものとする。

#### 1 1 フォワードベースの設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、被災地が活動拠点ヘリベースから遠隔地である等、航空小隊の活動上必要と認める場合は、航空運用調整班と協議の上、資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中からフォワードベースを設定するものとする。

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、フォワードベースの設定に当たり、航空運用調整班及び当該場所を管轄する消防本部と調整の上、フォワードベース管理者等と使用の可否等について協議し、被災地消防本部に連絡するものとする。

#### 1 2 フォワードベースの安全管理体制等

航空隊員、フォワードベースを管轄する消防本部職員等による安全管理体制を確保するものとする。

ヘリベース指揮者は、フォワードベースの運用を行う上で必要がある場合は、航空隊員を派遣するものとする。

ヘリベース指揮者は、フォワードベースにおける消防法第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮の貯蔵又は取扱いについての承認がなされたことを確認の上、資料7「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者にドラム燃料の搬送を依頼するものとする。

#### 1 3 ランディングポイントの設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、任務、被災状況等により、航空小隊の活動上必要と認める場合は、資料8「ランディングポイント一覧」の中からランディングポイントを設定するものとする。

ヘリベース指揮者は、災害救助活動上の必要性からパイロットの現地視認による判断に基づいた適地を、必要に応じてランディングポイントに設定することができるものとする。

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者はランディングポイントの設定に当たり、航空運用調整班及び被災地消防本部又はランディングポイントの管理者等と協議するものとする。

#### 1 4 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場所の設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、ヘリコプターにより傷病者を災害拠点病院へ搬送する場合の離着陸場所について、資料9「災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場」の中から設定するものとし、設定に当たっては、航空運用調整班、離着陸場所管轄消防本部又は院内ヘリポートを有する病院等施設管理者、DMAT等と協議するものとする。

航空搬送拠点（広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であって、SCUが設置可能なものをいう。）に多数の傷病者を搬送する等、ヘリコプターの離着陸スペースが複数必要となる場合は、消防応援活動調整本部、航空運用調整班、被災地消防本部、フォワードベースの管理者、DMAT等医療班と協議の上、資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中から設定するものとする。

## 第4章 航空部隊等の運用等

### 1 航空部隊等の受付

航空部隊等が活動拠点ヘリベースに到着した後、別記様式3「緊急消防援助隊航空部隊等受入一覧表」により受付を行うものとする。

## 2 航空部隊への活動要請及び任務付与

活動要請及び任務付与は次のとおり行うものとする。

- (1) 消防応援活動調整本部は、ヘリベース指揮者に別記様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」によりヘリコプターの活動要請を行うものとする。ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動の可否を確認し、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班に回答するものとする。
- (2) ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動が可能と確認した場合は、別記様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」により、航空部隊に事案に対する任務を付与し、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班に情報提供するものとする。  
ヘリベース指揮者は、別記様式5「事案管理一覧表」により、事案に対する任務付与状況を管理するものとする。
- (3) 任務付与に当たっては、活動場所周辺の案内図（活動場所の緯度・経度記載）、活動場所付近の地図（送電線等の障害情報記載）、ランディングポイントの地図（要図を含む。）等を添付し、行うものとする。

## 3 航空情報（ノータム）の発出要請

ヘリベース指揮者は、多数の航空機の飛行により必要があると判断した場合には、国土交通省松山空港事務所、航空運用調整班等と調整し、国土交通省航空局安全部運航安全課に航空情報の発出を要請するものとする。

ヘリベース指揮者は、サイレントタイムが設定される場合は、活動拠点ヘリベースに駐機する航空小隊に周知を図る等の協力をするものとする。

## 4 航空部隊の活動報告

航空指揮支援本部長（航空指揮支援本部長が置かれていない場合にあつては、ヘリベース指揮者。以下この章において同じ。）は、航空部隊の事案に対する任務が完了した時は、別記様式4「事案受付・活動指示書及び結果報告書」及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第31条に規定する活動日報の作成及び提出を求めるものとする。

航空指揮支援本部長は、運用要綱第31条に規定する活動日報を作成するとともに、航空小隊長及び航空後方支援小隊長から報告のあった活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長及び消防庁航空グループに対して報告するものとする。

## 5 航空部隊の引揚げ

航空部隊の引揚げは、ヘリベース指揮者の意見を踏まえ、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班が協議の上、災害対策本部長（知事）の指示により決定し、指揮支援部隊長から引揚げ決定の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに引揚げ決定を連絡するものとする。

消防応援活動調整本部は、消防庁航空グループに、航空部隊の引揚げの報告を行うものとする。

## 第5章 通信運用

### 1 航空機の無線運用体制

ヘリベース指揮者は、航空部隊等の活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については資料10「無線通信周波数リスト」のとおりとし、運用に当たっては消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と調整するものとする。

被災地が複数の都道府県にわたり、各都道府県において航空部隊等が活動する場合にあつては、各都道府県の消防応援活動調整本部間において、使用する統制波等について調整を行うものとする。この場合において、各都道府県の消防応援活動調整本部は、調整した結果をヘリベース指揮者に連絡するものとする。

### 2 ヘリコプター動態管理システムの運用

ヘリベース指揮者は、ヘリコプター動態管理システムを積極的に活用し、航空小隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

### 3 ヘリコプターテレビ電送システムの運用

航空小隊が搭載するヘリコプターテレビ電送システム（以下「ヘリテレ」という。）の受信及び運用体制は、次のとおりとする。

(1) 愛媛県庁統制局

愛媛県庁統制局は、ヘリテレの受信操作及び監視、映像配信の活用管理、映像・音声電波受信に係る連絡用無線の運用等を行うものとする。

ただし、映像配信の活用管理は、県災害対策本部及び消防応援活動調整本部の指示により、これを行うものとする。

(2) 愛媛県受信局

ア 受信局設備の位置

ヘリテレの映像・音声電波（15GHz帯）は、壺神山中継所（大洲市）及び新居浜中継所（新居浜市）に設置されている受信アンテナにより受信する。

15GHz帯の指向性電波を使用する場合には、壺神山中継所の位置「北緯33度36分15秒」「東経132度33分28秒」又は新居浜中継所の位置「北緯33度56分26秒」「東経133度14分59秒」に設定する。

イ サービスエリア

愛媛県受信局のサービスエリアの目安はおおむね次のとおりであり、サービスエリア外からの電送については、可搬型受信装置による受信又は録画映像の電送等、適切な手段により対応するものとする。

ヘリベース指揮者又は愛媛県庁統制局が撮影地に於いて撮影地域の見通し状況及び電送必要高度の目安等の情報を連絡用無線等により連絡するものとする。

(ア) 指向性電波の場合

壺神山中継所又は新居浜中継所を中心に見通しで半径約100km

(イ) 無指向性電波の場合

壺神山中継所又は新居浜中継所を中心に見通しで半径約40km

(ウ) 当県が保有する可搬型受信装置の場合

無指向性電波で約15km

(3) ヘリコプター位置情報システムの併用

ヘリテレの運用時、「ヘリコプター位置情報システム（消防庁規格）」を搭載した航空機は、原則として、ヘリコプター位置情報（消防庁規格）を電送するものとする。

(4) 地域衛星通信ネットワークによる配信

緊急消防援助隊の活動に必要な被害情報等の映像情報を受信した場合は、総務省消防庁及び被災地市町（消防本部）に対して、積極的に地域衛星通信ネットワークを経由して配信するものとする。

4 衛星電話等の運用

航空波、消防波等の無線不感地域においては、必要に応じて、衛星電話等を活用するものとし、その運用については、消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者の指示によるものとする。

(1) 衛星電話（地域衛星通信ネットワーク）

活動拠点ヘリベース（038-200-5202（着信のみ））

消防応援活動調整本部（038-200-2316）

(2) 衛星携帯電話

活動拠点ヘリベース（Isat Phone 870-776397695）

フォワードベース（Isat Phone 870-776397696）

(3) 航空小隊搭載衛星電話

あらかじめ消防庁から配布されているデータベース記載の番号

第6章 その他

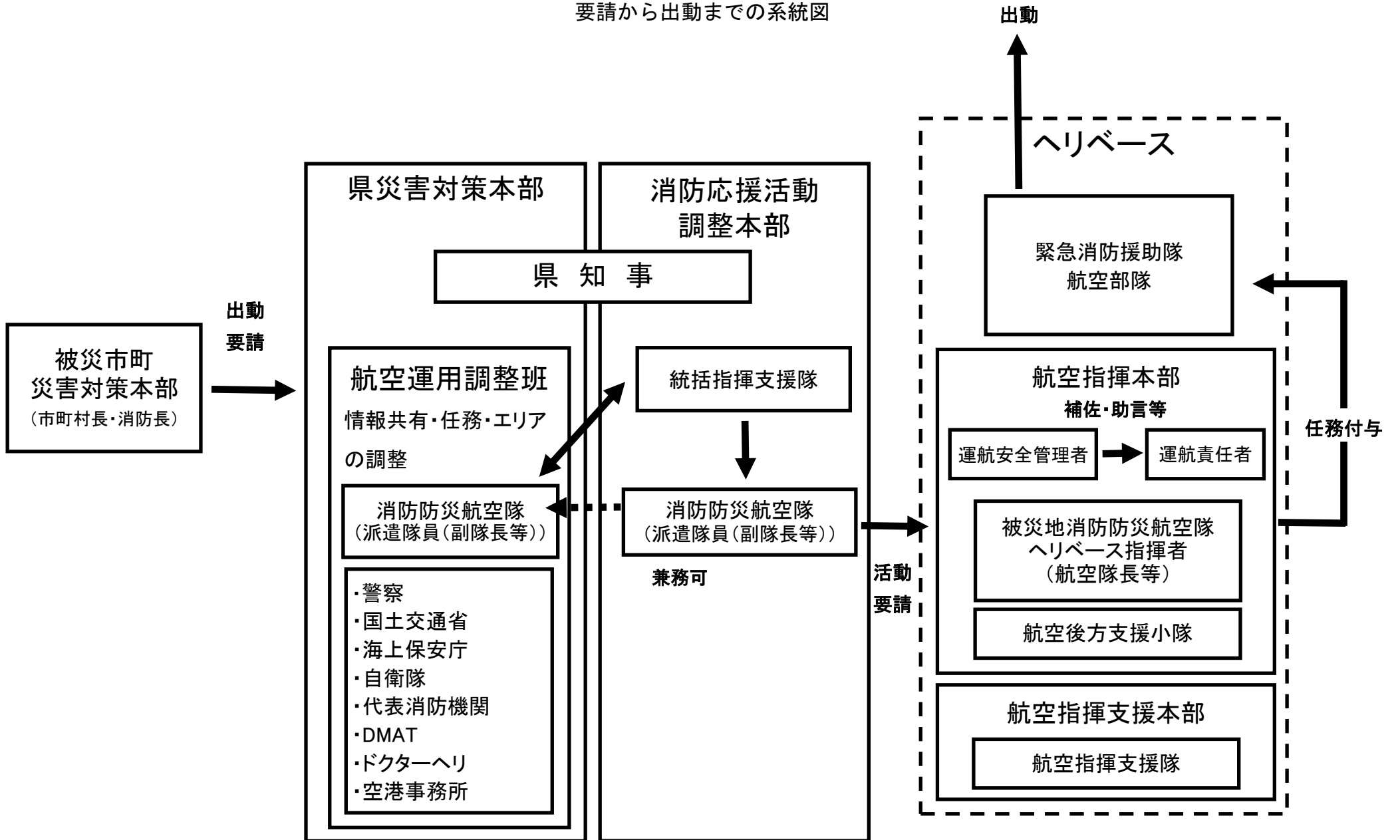
航空部隊等の受援に関する対応訓練の実施

愛媛県消防防災航空隊長は、航空部隊等の受援時において円滑かつ迅速な対応を図るため、防災訓練等の機会を捉え、航空部隊等受援計画を踏まえた受援に関する活動拠点ヘリベース等の運営訓練を定期的に実施するものとする。

附 則

この受援計画は、令和4年4月1日から施行する。

要請から出動までの系統図



## 愛媛県消防防災航空隊の参集基準

## 【県内（地震・津波）】

最大震度	昼 間	夜 間
震度 5 弱以上又は津波警報、 津波被害発生	【消防防災航空隊】 【運航委託会社】 全員参集	【消防防災航空隊】 【運航委託会社】 全員参集  ※夜間において日の出より運航の必要が あると判明したときは、日の出 1 時間前 に参集することとする。
震度 4 又は津波注意報	通常体制	【消防防災航空隊】 所長・隊長公用携帯電話にて対応 【運航委託会社】 運航に関する情報があれば提供  ※夜間において日の出より運航の必要が あると判明したときは、日の出 1 時間前 に参集することとする。

※全員参集・・・災害状況に応じて運航体制を確保する。

## 【県外（地震・津波）】

最大震度	昼 間	夜 間	対象都道府県（政令市）
震度 7	≪第 1 次出動・出動準備≫ <b>【消防防災航空隊】</b> <b>【運航委託会社】</b> 全員参集	≪第 1 次出動≫ <b>【消防防災航空隊】</b> <b>【運航委託会社】</b> 全員参集  ≪出動準備≫ <b>【消防防災航空隊】</b> 隊長・副隊長参集 隊員必要に応じ呼出しのため待機 <b>【運航委託会社】</b> 必要に応じ呼出しのため待機	≪第 1 次出動都道府県≫ ・島根県 ・岡山県（岡山市） ・広島県（広島市） ・山口県 ・徳島県 ・香川県 ・高知県 ・福岡県（北九州市） （福岡市） ・佐賀県 ・大分県 ・宮崎県 ・鹿児島県 ・沖縄県
震度 6 強			≪出動準備都道府県≫ ・鳥取県 ・長崎県 ・熊本県（熊本市）
震度 6 弱 （政令市は 震度 5 強） 又は大津波 警報			

※全員参集・・・災害状況に応じて運航体制を確保する。



## 松山空港ヘリベース等基本情報

項目	情報欄
航空隊	愛媛県消防防災航空隊
所在地	愛媛県松山市南吉田町2731 (松山空港)
航空隊 TEL	089-972-2133 (愛媛県防災航空事務所) 090-8975-9354 (隊長緊急公用携帯)
航空隊 FAX	089-972-3655
航空隊 e-mail	bousaikoukuu@pref.ehime.lg.jp
運航基地	松山空港
運用時間	07:30~21:30
ヘリベース周辺ローカルルール	有 (愛媛県消防防災航空隊に確認要)
緯度・経度	北緯33度49分39秒 東経132度42分01秒
情報官 TEL	089-972-0393
情報官 FAX	089-974-8185
緊援隊駐機スポット数	6機
スポット地盤状況	アスファルトコンクリート
燃料関係	藤村石油(株) 089-972-1319 給油形態 タンクローリー 航空隊保有ドラム ドラム缶×4本
航空隊支援車駐車場所	航空隊敷地内 無 松山空港駐車場 有 (大型車可)
宿泊施設	タクシー15分
コンビニ	徒歩20分
ヘリベース付近の飲食施設	空港ターミナル (徒歩1分)
ヘリベース付近のレンタカー会社	5社 (徒歩5分以内)

ヘリコプターテレビ電送システム	有
使用チャンネル	Dチャンネル
受信局	壺神山中継所 北緯33度36分15秒 東経132度33分28秒 新居浜中継所 北緯33度56分26秒 東経133度14分59秒
連絡無線	有 (Dチャンネル)

	有・無	借用可否	保有タイプ
地上電源車(GPU)	有	可	ホバート Jet-EX4
トーイング車	有	可	トヨタ GT-10
機体洗浄可否		可	水道、高圧洗浄機
荷物運搬カート	有	可	手押し車
荷物保管場所	有	可	
高所作業台	有	可	手摺付ステップ
トーイングバー・ハンドリングホイール	有	可	BK-117E用
MOBIL Jet OIL II	有	可	

都道府県庁舎直近ヘリポート情報	無
HB から県庁舎までの距離 (時間)	8km (車で20分)

## ヘリベース及びフォワードベース一覧

No.	分類	地区	市町村名	名称	所在地	座標(緯度・経度)		駐機数	燃料備蓄方法・ 燃料備蓄量	責任者・管理者等	
						※世界測地系				電話番号	電話番号
1	第1順位 HB	中予	松山市	松山空港	松山市南吉田町2731	北緯 33度49分38秒 東経 132度41分59秒	中 3 大 3	タンクローリー	松山空港事務所長 089-972-0319	愛媛県消防防災航空隊 089-972-2133	
2	第2順位 HB	中予	松山市	愛媛県総合運動公園 陸上競技場	松山市46番地内	北緯 33度46分05秒 東経 132度47分50秒	中 4 大 2		愛媛県土木部都市整備課 089-912-2746	松山市消防局 089-926-9200	
3		中予		愛媛県総合運動公園 補助競技場	松山市46番地内	北緯 33度45分57秒 東経 132度47分44秒	中 4 大 2		愛媛県土木部都市整備課 089-912-2746	松山市消防局 089-926-9200	
4		中予		愛媛県総合運動公園 多目的広場	松山市46番地内	北緯 33度45分56秒 東経 132度47分48秒	中 2 大 ×		愛媛県土木部都市整備課 089-912-2746	松山市消防局 089-926-9200	
5		中予		愛媛県総合運動公園 球技場	松山市46番地内	北緯 33度45分05秒 東経 132度48分57秒	中 4 大 2		愛媛県土木部都市整備課 089-912-2746	松山市消防局 089-926-9200	
6		中予		愛媛県総合運動公園 自由広場	松山市46番地内	北緯 33度46分10秒 東経 132度47分02秒	中 3 大 1		愛媛県土木部都市整備課 089-912-2746	松山市消防局 089-926-9200	
7	FB	東予	西条市	西条運動公園 野外ステージ広場	西条市 西ひうち1番の2	北緯 33度56分07秒 東経 133度11分09秒	中 2 大 ×	ドラム燃料 400ℓ 【西条東署200ℓ】 【西条西署200ℓ】	西条市スポーツ健康課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119	
8	FB	東予	西条市	西条運動公園 野球場	西条市 西ひうち1番の2	北緯 33度56分09秒 東経 133度11分04秒	中 3 大 1		西条市スポーツ健康課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119	
9	FB	東予	西条市	西条運動公園 陸上競技場	西条市 西ひうち1番の2	北緯 33度56分03秒 東経 133度11分07秒	中 4 大 2		西条市スポーツ健康課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119	
10	FB	東予	西条市	西条運動公園 レクリエーション広場	西条市 西ひうち1番の2	北緯 33度56分08秒 東経 133度11分15秒	中 2 大 ×		西条市スポーツ健康課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119	
11	FB	東予	西条市	東予運動公園 サッカー場	西条市 河原津新田甲157番地	北緯 33度57分49秒 東経 133度04分28秒	中 4 大 1		西条市スポーツ健康課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119	
12	FB	東予	西条市	東予運動公園 野球場	西条市 河原津新田甲157番地	北緯 33度57分55秒 東経 133度04分28秒	中 3 大 1		西条市スポーツ健康課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119	
13	FB	南予	宇和島市	丸山公園 野球場	宇和島市 和霊町555-1	北緯 33度13分45秒 東経 132度34分33秒	中 3 大 1	ドラム燃料 800ℓ 【丸山公園ふれあい広場】	宇和島市文化スポーツ振興課 0895-24-1111	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500	
14	FB	南予	宇和島市	丸山公園運動広場 ソフトボール場	宇和島市 和霊町555-1	北緯 33度13分43秒 東経 132度34分28秒	中 2 大 ×		宇和島市文化スポーツ振興課 0895-24-1111	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500	
15	FB	南予	宇和島市	丸山公園多目的 グラウンドサッカー場	宇和島市 和霊町555-1	北緯 33度13分34秒 東経 132度34分42秒	中 4 大 ×		宇和島市文化スポーツ振興課 0895-24-1111	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500	
16	FB	南予	宇和島市	丸山公園 ふれあい広場	宇和島市 和霊町555-1	北緯 33度13分39秒 東経 132度34分45秒	中 1 大 ×		宇和島市文化スポーツ振興課 0895-24-1111	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500	
16	FB	南予	宇和島市	丸山公園 陸上競技場	宇和島市 和霊町555-1	北緯 33度13分43秒 東経 132度34分41秒	中 4 大 2		宇和島市文化スポーツ振興課 0895-24-1111	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500	

※ 第一順位のHBが使用できない場合及び被災地が遠隔地である場合は、消防応援活動調整本部が、被災市町村等及びHB指揮者と協議の上、代替HBを本表の第二順位HB以降から決定する。

※ 備蓄燃料は松山空港以外ドラム燃料の備蓄量であり、消防本部からの陸送となる。

※ 適用機：中（中型機）・・・BK117及び陸自ハンタークラス、大（大型機）・・・自衛隊CH-47クラス

## ヘリベースにおける班編成及び各班の任務

班 等	構 成 員	任 務
ヘリベース 指揮者	・ 受援都道府県の航空隊長等	・ ヘリベースにおける指揮全般
指揮調整班	・ 受援都道府県の航空隊員（操縦士及び整備士を含む。） ・ 航空小隊の航空隊員（隊長及び操縦士を含む。）	・ 消防応援活動調整本部との連絡調整に関すること。 ・ 応援航空隊との連絡調整に関すること。 ・ ヘリコプター運航の指揮、調整及び管理に関すること。 ・ 任務付与の割り振り等に関すること。 ・ 無線の運用及び調整に関すること。
庶務班	・ 受援都道府県航空隊員 ・ 航空小隊の航空隊員	・ 応援航空隊の受入れ（宿泊に関する情報提供等を含む。）に関すること。 ・ ヘリベース、フォワードベース及びランディングポイントにおける航空燃料に関すること。 ・ 受援（応援）航空隊員の勤務管理に関すること。 ・ 活動記録及び統計に関すること。
飛行班	・ 受援都道府県航空隊員（操縦士及び整備士を含む。） ・ 航空小隊の航空隊員（操縦士及び整備士を含む。）	・ ヘリコプターによる各種任務（運航）に関すること。 ・ 航空局との連絡調整に関すること。 ・ 航空管制及びノータムに関すること。 ・ 気象情報の収集に関すること。
整備班	・ 受援都道府県航空隊の整備士 ・ 航空小隊の整備士	・ 飛行時間の管理に関すること。 ・ 航空機及び資機材の整備に関すること。

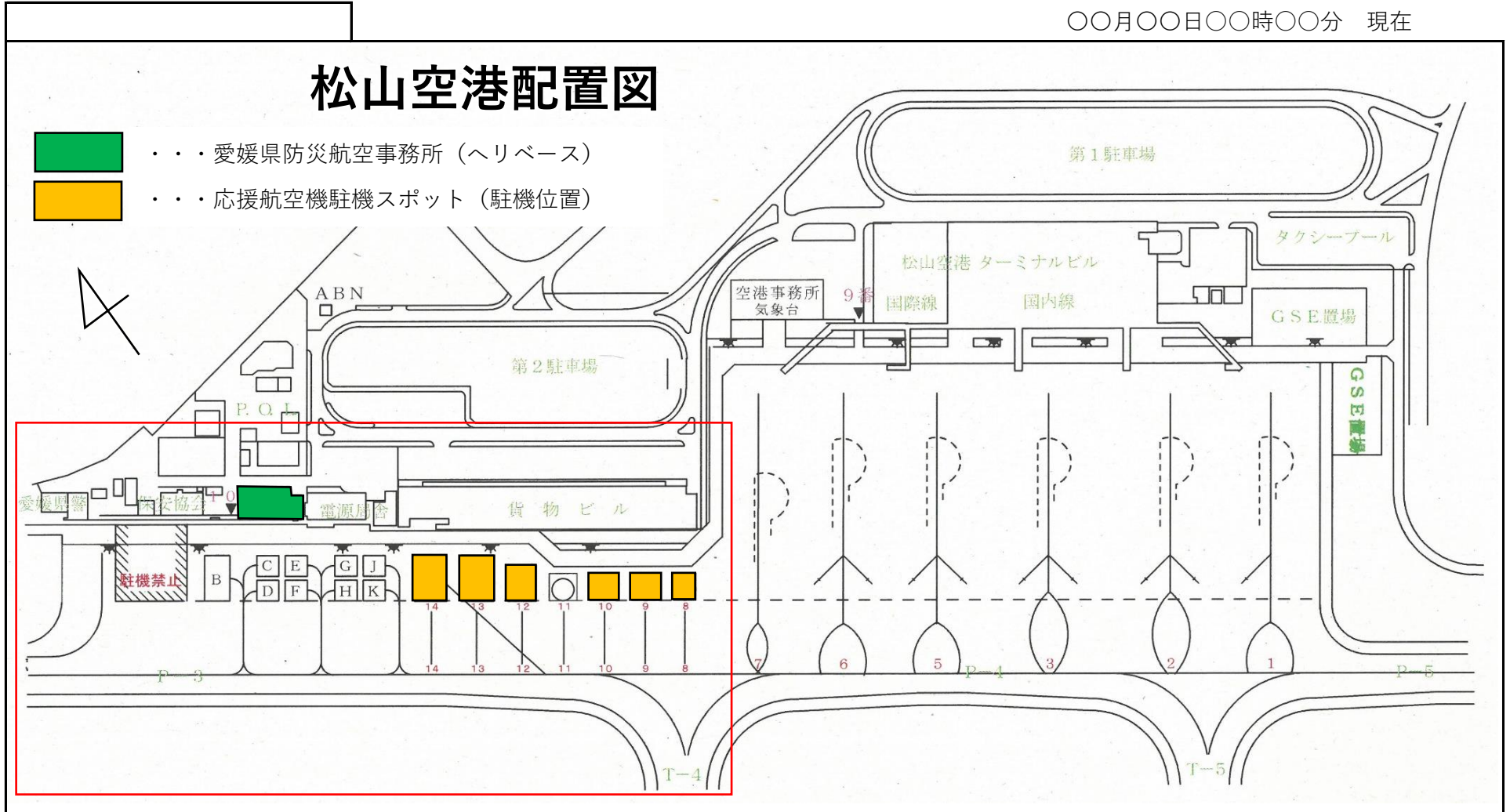
※：各班には、任務の内容に応じ、航空指揮支援隊員及び航空後方支援小隊員を配置するものとする。

「ヘリベース配置図」

〈災害名称〉

〈発表日時〉

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 現在

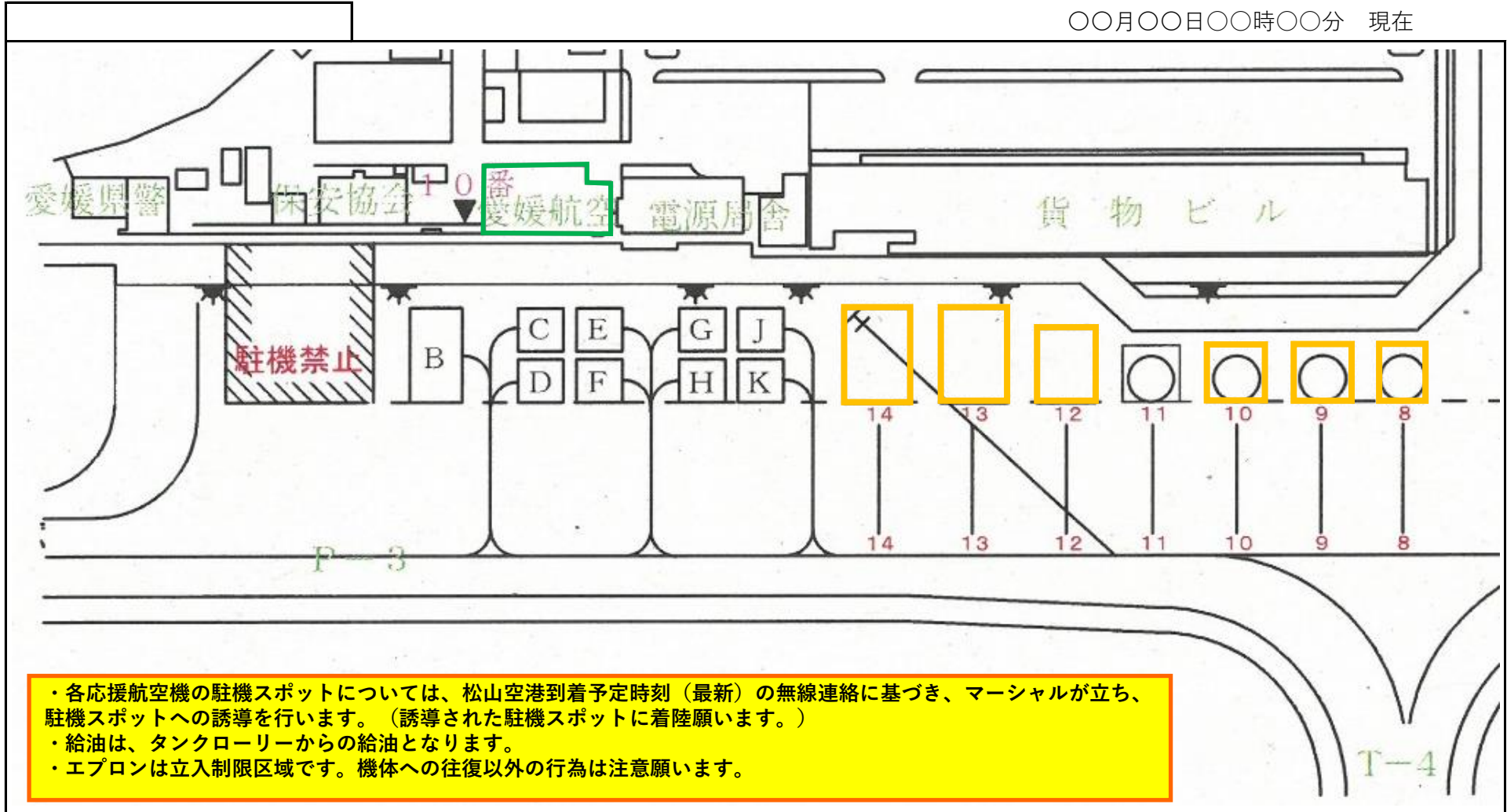


「ヘリベース配置図」

〈災害名称〉

〈発表日時〉

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 現在



## 航空機燃料取扱業者

No.	住所	業者名	連絡先（TEL）	FAX	搬送方法	備考
1	愛媛県松山市 南吉田町	藤村石油(株)	089-972-1319	089-974-1254	タンクローリー	当日又は翌日に 搬送可能

## ランディングポイント一覧【県内飛行場外離着陸場】

No.	市町村名	名称	所在地	座標（緯度・経度） ※世界測地系		駐機数	燃料備蓄方法・ 燃料備蓄量	責任者・管理者等	
								電話番号	管轄消防本部等 電話番号
1	四国中央市	新田公園	四国中央市 柴生町字山瀬乙169	北緯 33度59分35秒	中 1	4000 【四国中央市消防本部】		四国中央市都市計画課	四国中央市消防本部
				東経 133度36分59秒	大 ×			0896-28-6231	0896-28-9119
2	四国中央市	三島運動公園	四国中央市 中之庄町1678-5	北緯 33度58分43秒	中 4	4000 【四国中央市消防本部】		四国中央市文化・スポーツ振興課	四国中央市消防本部
				東経 133度31分35秒	大 2			0896-28-6046	0896-28-9119
3	四国中央市	やまじ風公園	四国中央市 土居町畑野1637番地	北緯 33度56分47秒	中 3	4000 【四国中央市消防本部】		四国中央市文化・スポーツ振興課	四国中央市消防本部
				東経 133度24分43秒	大 2			0896-28-6046	0896-28-9119
4	四国中央市	三島ヘリポート	四国中央市 中之庄町1670-4	北緯 33度58分51秒	中 1	4000 【四国中央市消防本部】		四国市中央市消防本部	四国中央市消防本部
				東経 133度31分32秒	大 1			0896-28-9119	0896-28-9119
5	四国中央市	土居ヘリポート	四国中央市 土居町土居海通橋北東関川	北緯 33度58分10秒	中 1	4000 【四国中央市消防本部】		四国市中央市消防本部	四国中央市消防本部
				東経 133度25分48秒	大 ×			0896-28-9119	0896-28-9119
6	新居浜市	国領川河川敷	新居浜市 東雲町3丁目国領川河川敷	北緯 33度57分37秒	中 1	4000 【新居浜市北消防署2000】 【新居浜市南消防署2000】		新居浜市都市計画課	新居浜市消防本部
				東経 133度17分54秒	大 ×			0897-65-1276	0897-34-0119
7	新居浜市	新居浜病院	新居浜市 本郷3-1-1	北緯 33度56分01秒	中 1	4000 【新居浜市北消防署2000】 【新居浜市南消防署2000】		県立新居浜病院事務局総務課	新居浜市消防本部
				東経 133度16分44秒	大 ×			0897-43-6161	0897-34-0119
8	新居浜市	国領川多目的広場	新居浜市 南小松原町国領川河川敷	北緯 33度58分14秒	中 1	4000 【新居浜市北消防署2000】 【新居浜市南消防署2000】		新居浜市都市計画課	新居浜市消防本部
				東経 133度17分32秒	大 ×			0897-65-1276	0897-34-0119
9	新居浜市	新居浜病院屋上	新居浜市 本郷3-1-1	北緯 33度55分57秒	中 1	4000 【新居浜市北消防署2000】 【新居浜市南消防署2000】		県立新居浜病院事務局総務課	新居浜市消防本部
				東経 133度16分50秒	大 ×			0897-43-6161	0897-34-0119
10	西条市	西条運動公園	西条市 西ひうち1-2	北緯 33度56分07秒	中 2	4000 【西条市東消防署2000】 【西条市西消防署2000】		西条市スポーツ健康課	西条市消防本部
				東経 133度11分09秒	大 ×			0897-56-5151	0897-55-0119
11	西条市	加茂川河川敷	西条市 大町大南加茂川河川敷	北緯 33度53分57秒	中 3	4000 【西条市東消防署2000】 【西条市西消防署2000】		西条市都市計画整備課	西条市消防本部
				東経 133度11分31秒	大 ×			0897-56-5151	0897-55-0119
12	西条市	西条西署	西条市 周布1684番地	北緯 33度54分59秒	中 1	4000 【西条市東消防署2000】 【西条市西消防署2000】		西条市消防本部	西条市消防本部
				東経 133度04分25秒	大 ×			0897-56-0250	0897-55-0119
13	西条市	東予運動公園	西条市 河原津新田甲157番地	北緯 33度57分49秒	中 4	4000 【西条市東消防署2000】 【西条市西消防署2000】		西条市スポーツ健康課	西条市消防本部
				東経 133度04分28秒	大 1			0897-56-5151	0897-55-0119
14	西条市	丹原文化会館	西条市 丹原町田野上方2131番地1	北緯 33度53分04秒	中 2	4000 【西条市東消防署2000】 【西条市西消防署2000】		西条市総務課	西条市消防本部
				東経 133度02分51秒	大 ×			0897-56-5151	0897-55-0119
15	今治市	今治球場	今治市 大新田町5丁目1-17	北緯 34度04分43秒	中 2	8000 【今治市中央消防署4000】 【今治市北消防署4000】		今治市スポーツ振興課	今治市消防本部
				東経 132度59分22秒	大 1			0898-24-2351	0898-32-6666
16	今治市	多々羅公園	今治市 上浦町井口7074番地20	北緯 34度15分37秒	中 2	8000 【今治市中央消防署4000】 【今治市北消防署4000】		今治市上浦支所地域教育課	今治市消防本部
				東経 133度02分53秒	大 1			0898-87-3000	0898-32-6666
17	今治市	藤山公園	今治市 大西町宮脇乙579番地1	北緯 34度03分38秒	中 2	8000 【今治市中央消防署4000】 【今治市北消防署4000】		今治市大西支所住民サービス課	今治市消防本部
				東経 132度55分47秒	大 1			0898-53-3500	0898-32-6666
18	今治市	吉海バラ公園	今治市 吉海町福田1290番地	北緯 34度09分15秒	中 1	8000 【今治市中央消防署4000】 【今治市北消防署4000】		今治市吉海支所住民サービス課	今治市消防本部
				東経 133度02分25秒	大 ×			0898-84-2111	0898-32-6666

No.	市町村名	名 称	所 在 地	座 標 (緯度・経度) ※世界測地系		駐機数	燃料備蓄方法・ 燃 料 備 蓄 量	責 任 者 ・ 管 理 者 等	管轄消防本部等
								電 話 番 号	電 話 番 号
19	今治市	関前	今治市 関前岡村甲1013番地4	北緯 34度10分42秒 東経 132度52分52秒	中 1 大 ×	8000 【今治市中央消防署4000】 【今治市北消防署4000】	今治市関前支所 0898-88-2111	今治市消防本部 0898-32-6666	
20	今治市	西部丘陵公園	今治市 高地町2丁目乙429番地1	北緯 34度04分27秒 東経 132度58分23秒	中 2 大 1		今治市公園緑地課 0898-36-1563	今治市消防本部 0898-32-6666	
21	今治市	今治北署	今治市 伯方町叶浦1667番地4	北緯 34度12分07秒 東経 133度04分33秒	中 1 大 ×		今治市消防本部 0898-32-6666	今治市消防本部 0898-32-6666	
22	今治市	菊間分署	今治市 菊間町浜1500番地17	北緯 34度02分40秒 東経 132度51分00秒	中 1 大 1		今治市消防本部 0898-32-6666	今治市消防本部 0898-32-6666	
23	上島	弓削港	上島町 弓削下弓削1035番地	北緯 34度15分34秒 東経 133度12分00秒	中 2 大 ×		上島町弓削総合庁舎 0897-77-2500	上島町消防本部 0897-77-3136	
24	上島	岩城漁港物揚場	上島町 岩城1414番地先	北緯 34度14分38秒 東経 133度08分45秒	中 1 大 ×		上島町岩城総合支所 0897-75-2500	上島町消防本部 0897-77-3136	
25	上島	生名立石港多目的広場	上島町 生名1881番地3	北緯 34度16分35秒 東経 133度10分41秒	中 1 大 1		上島町生名総合支所 0897-76-3000	上島町消防本部 0897-77-3136	
26	東温市	東温消防前	東温市 横河原1376番地先	北緯 33度48分02秒 東経 132度53分02秒	中 3 大 ×		中予地方局建設部管理課 089-941-1111	東温市消防本部 089-964-5210	
27	東温市	東温総合公園	東温市 西岡1284-1	北緯 33度48分34秒 東経 132度52分02秒	中 1 大 ×	東温市都市整備課 089-964-4412	東温市消防本部 089-964-5210		
28	久万高原町	久万ラグビー場 メイングラウンド	久万高原町 菅生3番耕地589番地5	北緯 33度39分10秒 東経 132度54分33秒	中 3 大 1	4000 【久万高原町消防本部】	久万高原町教育委員会 0892-21-0139	久万高原町消防本部 0892-21-2411	
29	久万高原町	美川中学校	久万高原町 上黒岩2890	北緯 33度36分56秒 東経 132度58分25秒	中 2 大 ×		久万高原町教育委員会 0892-21-0139	久万高原町消防本部 0892-21-2411	
30	久万高原町	柳谷小学校	久万高原町 柳井川3542	北緯 33度32分17秒 東経 133度00分04秒	中 1 大 ×		久万高原町教育委員会 0892-21-0139	久万高原町消防本部 0892-21-2411	
31	久万高原町	面河ダム	久万高原町 笠方1261番地他	北緯 33度44分12秒 東経 133度01分13秒	中 1 大 ×		久万高原町企画観光課 0892-21-1111	久万高原町消防本部 0892-21-2411	
32	久万高原町	笛ヶ滝ラグビー場	久万高原町 上野尻甲970-3	北緯 33度39分01秒 東経 132度54分04秒	中 2 大 ×		久万高原町教育委員会 0892-21-0139	久万高原町消防本部 0892-21-2411	
33	久万高原町	久万公園グラウンド	久万高原町 菅生2番耕地1644-1	北緯 33度39分52秒 東経 132度54分23秒	中 1 大 ×		久万高原町教育委員会 0892-21-0139	久万高原町消防本部 0892-21-2411	
34	久万高原町	美川スキー場	久万高原町 日野裏大谷4381番地	北緯 33度35分06秒 東経 132度56分50秒	中 2 大 ×		久万高原町企画観光課 0892-21-1111	久万高原町消防本部 0892-21-2411	
35	伊予市	伊予市民球場	伊予市 森甲91番地1	北緯 33度44分44秒 東経 132度41分05秒	中 2 大 1		しおさい公園管理事務所(株)第一ビルサービス 089-982-2367	伊予消防等事務組合消防本部 089-982-0119	
36	伊予市	栗の里公園	伊予市 中山町中山戌729-1	北緯 33度37分57秒 東経 132度42分15秒	中 1 大 ×		伊予市中山地域事務所地域振興課 089-967-1111	伊予消防等事務組合消防本部 089-982-0119	
37	大洲市	大洲防災センター	大洲市 若宮1869-1	北緯 33度31分43秒 東経 132度33分43秒	中 1 大 ×		四国地方整備局大洲河川国道事務所肱川出張所 0893-24-5185	大洲地区広域事務組合消防本部 0893-24-0119	



No.	市町村名	名 称	所 在 地	座標（緯度・経度） ※世界測地系		駐機数	燃料備蓄方法・ 燃 料 備 蓄 量	責 任 者 ・ 管 理 者 等		管轄消防本部等	
								電 話 番 号		電 話 番 号	
38	内子町	小田川河川敷	内子町 平岡甲 2 2 0 番地	北緯 3 3 度 3 1 分 4 5 秒 東経 1 3 2 度 3 9 分 2 7 秒	中 4 大 2		五十崎自治センター 0 8 9 3 - 4 3 - 1 2 2 1	大洲地区広域事務組合消防本部 0 8 9 3 - 2 4 - 0 1 1 9			
39	内子町	城の台公園	内子町 小田 4 2 0 番地	北緯 3 3 度 3 4 分 0 8 秒 東経 1 3 2 度 4 8 分 2 3 秒	中 1 大 ×		小田自治センター 0 8 9 2 - 5 2 - 3 1 1 7	大洲地区広域事務組合消防本部 0 8 9 3 - 2 4 - 0 1 1 9			
40	八幡浜	若山	八幡浜市 若山9番耕地45番地	北緯 3 3 度 2 5 分 3 6 秒 東経 1 3 2 度 2 7 分 0 8 秒	中 1 大 ×		八幡浜市建設課 0 8 9 4 - 2 2 - 3 1 1 1	八幡浜地区施設事務組合消防本部 0 8 9 5 - 2 2 - 7 5 1 5			
41	伊方町	瀬戸球場	伊方町 三机乙 3 3 4 0 番地 1	北緯 3 3 度 2 6 分 5 9 秒 東経 1 3 2 度 1 5 分 1 1 秒	中 2 大 ×		伊方町瀬戸地域教育課 0 8 9 4 - 5 2 - 0 1 1 1	八幡浜地区施設事務組合消防本部 0 8 9 5 - 2 2 - 7 5 1 5			
42	八幡浜	市立八幡浜総合病院	八幡浜市 大平 1 番耕地 6 3 8 番地	北緯 3 3 度 2 8 分 0 6 秒 東経 1 3 2 度 2 5 分 2 8 秒	中 1 大 ×		市立八幡浜総合病院 0 8 9 4 - 2 2 - 3 2 1 1	八幡浜地区施設事務組合消防本部 0 8 9 5 - 2 2 - 7 5 1 5			
43	西予市	宇和運動公園陸上競技場	西予市 宇和町卯之町 3 丁目 5 1 7 番地	北緯 3 3 度 2 1 分 3 1 秒 東経 1 3 2 度 3 0 分 3 3 秒	中 2 大 ×		西予市文化体育振興課 0 8 9 4 - 6 2 - 6 4 1 6	西予市消防本部 0 8 9 4 - 6 2 - 1 1 9			
44	西予市	明浜キャンパ	西予市 明浜町高山甲 4 6 1 - 1 番地	北緯 3 3 度 1 8 分 5 3 秒 東経 1 3 2 度 2 6 分 3 4 秒	中 1 大 ×		あけはまシーサイドサンパーク株式会社 0 8 9 4 - 6 4 - 1 3 3 0	西予市消防本部 0 8 9 4 - 6 2 - 1 1 9			
45	西予市	野村球場	西予市 野村町野村 1 3 号 3 6 6 番地	北緯 3 3 度 2 2 分 4 1 秒 東経 1 3 2 度 3 8 分 1 0 秒	中 2 大 ×		西予市野村支所教育課 0 8 9 4 - 7 2 - 1 1 1 7	西予市消防本部 0 8 9 4 - 6 2 - 1 1 9			
46	西予市	城川運動公園	西予市 城川町土居 3 0 - 2	北緯 3 3 度 2 2 分 5 1 秒 東経 1 3 2 度 4 5 分 5 6 秒	中 2 大 ×		西予市城川支所教育課 0 8 9 4 - 8 2 - 1 1 1 7	西予市消防本部 0 8 9 4 - 6 2 - 1 1 9			
47	西予市	愛媛県オフサイトセンター	西予市 宇和町明石 2 5 6 - 2	北緯 3 3 度 2 1 分 5 9 秒 東経 1 3 2 度 3 1 分 0 7 秒	中 1 大 ×		愛媛県 0 8 9 - 9 1 2 - 2 3 4 0	西予市消防本部 0 8 9 4 - 6 2 - 1 1 9			
48	宇和島市	丸山公園運動広場 ソフトボール場	宇和島市 和霊町 5 5 5 - 1	北緯 3 3 度 1 3 分 4 3 秒 東経 1 3 2 度 3 4 分 2 8 秒	中 2 大 ×	8 0 0 0 【丸山公園ふれあい広場】	宇和島市文化スポーツ振興課 0 8 9 5 - 2 4 - 1 1 1 1	宇和島地区広域事務組合消防本部 0 8 9 5 - 2 2 - 7 5 0 0			
49	宇和島市	津島公園	宇和島市 津島町近家 1 7 1 7 番地 1	北緯 3 3 度 0 7 分 1 9 秒 東経 1 3 2 度 3 0 分 3 7 秒	中 1 大 ×		宇和島市都市整備課 0 8 9 5 - 2 4 - 1 1 1 1	宇和島地区広域事務組合消防本部 0 8 9 5 - 2 2 - 7 5 0 0			
50	宇和島市	市立宇和島病院	宇和島市 御殿町 1 - 1	北緯 3 3 度 1 2 分 5 8 秒 東経 1 3 2 度 3 3 分 5 5 秒	中 1 大 ×		市立宇和島病院 0 8 9 5 - 2 5 - 1 1 1 1	宇和島地区広域事務組合消防本部 0 8 9 5 - 2 2 - 7 5 0 0			
51	宇和島市	丸山公園ふれあい広場	宇和島市 和霊町 5 5 5 - 1	北緯 3 3 度 1 3 分 3 9 秒 東経 1 3 2 度 3 4 分 4 7 秒	中 1 大 ×		宇和島市都市整備課 0 8 9 5 - 2 4 - 1 1 1 1	宇和島地区広域事務組合消防本部 0 8 9 5 - 2 2 - 7 5 0 0			
52	愛南町	僧都川河川敷	愛南町 城辺甲 2 4 3 3 - 1 番地先	北緯 3 2 度 5 7 分 5 3 秒 東経 1 3 2 度 3 5 分 0 4 秒	中 2 大 ×	4 0 0 0 【愛南町消防本部】	南予地方局愛南土木事務所 0 8 9 5 - 7 2 - 1 1 4 5	愛南町消防本部 0 8 9 5 - 7 2 - 0 1 1 9			
53	愛南町	城辺球技場	愛南町 蓮乗寺 2 9 8 - 1	北緯 3 2 度 5 7 分 0 2 秒 東経 1 3 2 度 3 5 分 1 1 秒	中 1 大 ×		南予地方局愛南土木事務所 0 8 9 5 - 7 2 - 1 1 4 5	愛南町消防本部 0 8 9 5 - 7 2 - 0 1 1 9			

## 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場

No.	地区	市町村名	病院名称	離着陸場所在地	座標（緯度・経度） ※世界測地系	責任者・管理者等	管轄消防本部等
						電話番号	電話番号
1	東予	四国中央市	四国中央病院 (四国中央市川之江町)	三島運動公園 四国中央市中之庄町1678-5	北緯 33度58分43秒 東経 133度31分35秒	四国中央市都市計画課 0896-28-6231	四国中央市消防本部 0896-28-9119
2	東予	新居浜市	愛媛県立新居浜病院 (新居浜市本郷)	新居浜病院 新居浜市本郷3-1-1	北緯 33度56分01秒 東経 133度16分44秒	県立新居浜病院事務局総務課 0897-43-6161	新居浜市消防本部 0897-34-0119
2	東予	新居浜市	愛媛県立新居浜病院 (新居浜市本郷)	新居浜病院屋上HP 新居浜市本郷3-1-1	北緯 33度55分57秒 東経 133度16分50秒	県立新居浜病院事務局総務課 0897-43-6161	新居浜市消防本部 0897-34-0119
3	東予	今治市	愛媛県立今治病院 (今治市石井町)	藤山公園 今治市大西町宮脇乙579番地1	北緯 34度03分38秒 東経 132度55分47秒	今治市大西支所産業建設課 0898-53-3500	今治市消防本部 0898-32-6666
4	中予	松山市	愛媛県立中央病院 (松山市春日町)	県立中央病院屋上HP 松山市春日町83	北緯 33度49分53秒 東経 132度45分54秒	愛媛県公営企業管理者 089-947-1111	松山市消防局 089-926-9200
5	中予	松山市	松山市赤十字病院 (松山市文京町)	松山空港 松山市南吉田町2731	北緯 33度49分38秒 東経 132度41分59秒	松山空港事務所 089-972-0319	松山市消防局 089-926-9200
6	中予	東温市	愛媛大学医学部附属病院 (東温市志津川)	東温消防前 東温市横河原1376番地先	北緯 33度48分02秒 東経 132度53分02秒	中予地方局建設部管理課 089-941-1111	東温市消防本部 089-964-5210
7	南予	八幡浜市	市立八幡浜総合病院 (八幡浜市大平)	市立八幡浜総合病院屋上HP 八幡浜市大平1番耕地638番地	北緯 33度28分06秒 東経 132度25分28秒	市立八幡浜総合病院 0894-22-3211	八幡浜地区施設事務組合消防本部 0894-22-0119
8	南予	宇和島市	市立宇和島病院 (宇和島市御殿町)	市立宇和島病院屋上HP 宇和島市御殿町1-1	北緯 33度12分58秒 東経 132度33分55秒	市立宇和島病院 0895-25-1111	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500

## 無線通信周波数リスト

&lt;発表日時&gt;

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 現在

区 分	周波数		呼び出し	備 考
統制波1	265.90625	MHz	愛媛県防災ヘリ 【しょうぼうえひめヘリ1】	主に緊援隊陸上部隊が使用する。
統制波2	265.23125	MHz	愛媛県防災航空事務所 【しょうぼうえひめこうくうたい1】	主に緊援隊陸上部隊が使用する。
統制波3	265.53125	MHz	可搬 【しょうぼうえひめこうくうたい32】	主に緊援隊陸上部隊が使用する。
主運用波2	265.38125	MHz		
署活動系波(400MHz帯)				
愛媛県専用防災波	152.570	MHz	愛媛県防災ヘリ 【ぼうさいえひめヘリ1】 愛媛県防災航空事務所 【ぼうさいえひめこうくうたい】	県内主要医療機関(屋上HP)との交信
防災相互通信波 (防災機関相互波)	158.350	MHz	携帯局 【ぼうさいえひめこうくうたい1】 【ぼうさいえひめこうくうたい2】	防災関係機関との交信
運航管理通信周波数	130.150	MHz	【えひめこうくうまつやま】	
航空機相互間通信周波数	122.600	MHz	愛媛県防災ヘリ 【JA117E】	
松山タワー(管制)	118.350	MHz	【まつやまタワー】	
災害時飛行援助通信周波数	131.875	MHz	可搬局 【えひめけんいどう70】 携帯局 【えひめけんいどう71】	災害時飛行援助に関する通信
	123.450	MHz	可搬局 【えひめけんフライトサービス70】 携帯局 【えひめけんフライトサービス71】	
ヘリテレ周波数 D(映像周波数)	14.86	GHz	愛媛県防災ヘリ 【ぼうさいえひめヘリテレ1】 愛媛県受信局壺神山中継所 【ぼうさいえひめヘリテレつぼがみ】	15GHz帯消防指定4波のうち、愛媛県庁統制局が指定する場合を除き、愛媛県主運用波である「4 ch(14.86GHz)」を使用するものとする。
(音声周波数)	399.650	MHz	愛媛県受信局新居浜中継所 【ぼうさいえひめヘリテレにいほま】 可搬型受信局 【ぼうさいえひめヘリテレかはん1】	連絡用無線に係る400MHz帯消防指定4波のうち、愛媛県庁統制局が指定する場合を除き、愛媛県主運用波である「4 ch(399.65MHz)」を使用するものとする。

消防庁広域応援班（航空グループ）宛

〇〇県防災航空隊 宛

〇〇市消防航空隊 宛

〇〇月〇〇日〇〇時 現在

愛媛県消防防災航空隊

### 受援航空隊情報提供事項

1 活動拠点ヘリベース

(1)	名称	松山空港			
(2)	位置座標 (世界測地系)	北緯	33度	49分	39秒
		東経	132度	42分	01秒
(3)	駐機可能数	6機			
(4)	夜間照明	あり ・ なし			
(5)	給油設備	あり ・ なし			
		<input type="checkbox"/> 固定給油設備	(		kl)
		<input type="checkbox"/> 給油タンク	(		kl)
		<input type="checkbox"/> その他	(		kl)
(6)	その他 (誘導等)				

2 無線

【航空無線】 運航管理通信 130.150MHz (えひめこうくうまつやま)
【消防無線】 統制波・主運用波 (しょうぼうえひめこうくうたい1) ※防災航空事務所

3 被災地天候 (予報)

〇時予報
------

4 主な進入ルート

	地名	天候	視界

5 活動拠点ヘリベース付近状況

(1) ライフライン

①	電気	異常なし	あり ( )
②	水道	異常なし	あり ( )
③	ガス	異常なし	あり ( )
④	交通	異常なし	あり ( )

(2) コンビニ等食料品店

あり (距離 1.1 ) km	徒歩 20分	なし
-----------------	--------	----

(3) 宿泊施設

あり (距離 ) km	タクシー 15分圏内	なし
-------------	------------	----

6 その他特記事項

被災地の状況
任務
携行資機材名等

送信者
職・氏名
電話
FAX
メールアドレス

消防庁広域応援班（航空グループ）宛  
愛媛県消防防災航空隊 宛

〇〇月〇〇日〇〇時 現在  
××県防災航空隊

### 航空部隊等情報提供事項

1. 航空隊名称				
2. 派遣航空機	機種	愛称	機体番号	
3. 派遣代表者	職	氏名	携帯番号	
4. 派遣人数	総数	操縦士	整備士	その他
5. 出動予定	時間	場所	備考（経由地、進入ルート等）	
出発（予定）				
到着（予定）				
6. 装備	<input type="checkbox"/> 可視カメラ	<input type="checkbox"/> 赤外線カメラ		
	<input type="checkbox"/> 高感度カメラ	<input type="checkbox"/> ヘリTV電送装置		
	<input type="checkbox"/> ホイスト	<input type="checkbox"/> EMSキット		
	<input type="checkbox"/> 消火タンク	<input type="checkbox"/> 消火バケツ		
	<input type="checkbox"/> 照明装置	<input type="checkbox"/> 広報装置		
	<input type="checkbox"/> その他（		）	
	<input type="checkbox"/>			
7. 点検等までの飛行時間		時間		分

送信者 職・氏名 電話 FAX メールアドレス
-------------------------------------

緊急消防援助隊航空部隊等受入一覧表

	航空隊名称	受付日	機種	機番	機体名称	活動人員							隊長名	駐機場所	動態管理	活動可能任務					衛星電話	衛星携帯電話	活動可能残時数	その他				
		受付時間				計	P	M	R	A	Q	C				L	ヘリテレ	消火	救助	救急		その他			携帯電話			
1																												
2																												
3																												
4																												
5																												
6																												
7																												
8																												
9																												
10																												
11																												
12																												
13																												
14																												
15																												
16																												
17																												
18																												
19																												
20																												
21																												
22																												
23																												
24																												
25																												

※ P 機長・M 整備士・R 救助員・A 救急員・Q 救命士・C 航空指揮支援隊員 L 航空後方支援小隊員

※ 活動内容凡例：R=救助、A=救急、F=火災、I=情報収集、T=人員輸送、C=物資輸送



事案管理一覧表

〇〇県

事案番号	受信時刻	受付者	発信者		指示先		任務	活動内容		備考
			名称 氏名	連絡先	名称 氏名	連絡先				
	:									
	:									
	:									
	:									
	:									
	:									

※ 活動内容凡例：R = 救助、A = 救急、F = 火災、I = 情報収集、T = 人員輸送、C = 物資輸送



# 17-18 緊急消防援助隊愛媛県隊応援等実施計画（消防防災安全課）

## 第1章 総則

（目的）

第1 この計画は、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第3条第3項の規定に基づき、緊急消防援助隊愛媛県隊（以下「愛媛県隊」という。）の応援等について必要な事項を定め、愛媛県隊が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

（用語の定義）

第2 代表消防機関は、松山市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、新居浜市消防本部とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

## 第2章 愛媛県隊の編成

（県内ブロック）

第3 愛媛県隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第2のとおりブロック分けするものとする。

2 各ブロックに幹事消防本部を置き、ブロック内の次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 出動に係る連絡及び調整
- (2) 後方支援活動に係る連絡及び調整
- (3) その他必要な事項

（連絡体制等）

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。

(2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。

(3) 代表消防機関は幹事消防本部に対して連絡し、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。

(4) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時には県内共通波、地域衛星ネットワーク等を活用するものとする。

（愛媛県隊の編成）

第5 愛媛県隊の登録部隊は、別表第4のとおりとする。

2 愛媛県隊は、緊急消防援助隊に登録された部隊のうち、被災地において行う応援等に必要の部隊をもって編成するものとする。

3 愛媛県隊を大隊とし、愛媛県隊と呼称するものとする。なお、愛媛県隊長は、代表消防機関の松山市消防局の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場

合は、代表消防機関代行の新居浜市消防本部の職員をもって充てるものとする。

- 4 部隊（中隊）は、ブロック単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「〇〇ブロック部隊（中隊）（又は消火部隊（中隊）等）」と呼称するものとする。なお、部隊長（中隊長）は愛媛県隊長が指定するものとする。
- 5 隊（小隊）は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊（又は各消防本部の呼出し名称）」と呼称するものとする。
- 6 後方支援部隊の編成は、別表第5のとおりとし、愛媛県（又はブロック）単位で後方支援部隊（中隊）を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援部隊長（中隊長）は、松山市消防局の職員（又は出動消防本部の職員）の内から愛媛県隊長が指定するものとする。
- 7 愛媛県隊を編成する期間は、「愛媛県隊発隊式」（原則として集結場所で行う。）から「愛媛県隊解散式」までの間とする。ただし、迅速出動等に伴い、愛媛県隊発隊式等ができない場合は、この限りでない。

（各隊の保有資機材等）

第6 後方支援部隊の保有資機材は、別表第5のとおり。

- 2 後方支援部隊を除く各消防本部の応援可能資機材は、別表第6のとおり。

（指揮体制等）

第7 愛媛県隊の基本的な指揮体制は、別紙第1のとおりとする。

- 2 受援都道府県内での連絡体制は、運用要綱別記様式5のとおりとする。
- 3 愛媛県隊長は、愛媛県隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長の管理を受け、愛媛県隊の活動を管理するものとする。
- 4 部隊長（中隊長）は、愛媛県隊長の管理の下に隊（小隊）の活動を管理するものとする。
- 5 隊長（小隊長）は、部隊長（中隊長）の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。
- 6 各級指揮者の階級は、原則として県隊長は消防司令長、各部隊長は消防司令又は消防司令補、隊長は消防司令補又は消防士長とする。

（出動時における無線通信運用体制）

第8 出動時の無線通信運用体制は、別表第7のとおりとする。

### 第3章 愛媛県隊の出動

（出動基準及び集結場所等）

第9 愛媛県隊の出動基準、第一次出動都道府県及び出動準備都道府県並びに集結場所は、別表第8のとおりとする。

（出動準備及び出動可能隊数の報告）

第10 各消防本部は、愛媛県隊が第一次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊となる都道府県において震度6弱（政令市等については5強）以上の地震災害が発生した場合、津波警報（大津波）が発表された場合又は火山の噴火災害が発生した場合は、出動準備

を行うものとする。この場合において、各消防本部は、直ちに愛媛県及び代表消防機関に対して運用要綱別記様式 3-3 により出動可能隊数の報告を行うものとし、愛媛県は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して運用要綱別記様式 3-2 により出動可能隊数の報告を行うものとする。

- 2 愛媛県は、消防庁から運用要綱別記様式 3-1 により出動準備を求められた場合は、各消防本部に対して出動準備を求めるものとする。この場合において、各消防本部は出動準備を行うとともに、速やかに愛媛県及び代表消防機関に対して運用要綱別記様式 3-3 により出動可能隊数の報告を行うものとし、愛媛県は、速やかに消防庁に対して運用要綱別記様式 3-2 により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- 3 愛媛県は、消防庁から出動準備の求めがない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

#### (愛媛県隊の出動)

- 第11 愛媛県知事は、消防庁長官から運用要綱別記様式 2-1 又は 2-2 により出動の求め又は指示を受けた場合は、直ちに代表消防機関及び県内の消防本部と、別表第 9 の「愛媛県派遣部隊割当」(出動順位)に基づいて、愛媛県隊として派遣する部隊を調整し、各市町長(各消防本部)に対して出動の求め又は指示を行うものとする。
- 2 各消防本部は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに部隊を出動させるとともに、愛媛県に対して出動隊数を報告するものとする。
- 3 愛媛県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して出動隊数を報告するものとする。
- 4 愛媛県知事は、愛媛県隊に帯同して被災地及び後方支援本部に県職員を派遣することができるものとする。
- 5 代表消防機関は、愛媛県隊の集結場所及び集結時間を決定し、愛媛県及び幹事消防本部に対して連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。
- 6 部隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について愛媛県及び代表消防機関に対し、報告するものとする。
  - (1) 指揮者の階級、職及び氏名
  - (2) 出動隊数、車両及び資機材
  - (3) 集結場所到着予定時刻
  - (4) その他必要な事項

#### (迅速出動)

- 第12 迅速出動に係る部隊の編成は、別表第 9 に基づき愛媛県隊として派遣する部隊を調整するものとする。
- 2 代表消防機関は、迅速出動要綱区分Ⅰに該当する事案が発生した場合は、集結場所及び集結時間を決定し、愛媛県及び幹事消防本部に対して連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 陸上部隊先遣隊は、別表第10のとおりとし、迅速出動要綱区分Ⅱに該当する事案が発生した場合は、速やかに出動するものとする。
- 4 各消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅰに該当する事案が発生した場合は、速やかに第一

次編成陸上部隊を出動させるものとする。なお、第一次編成陸上部隊の部隊長（中隊長）は、出動消防本部の職員の内から愛媛県隊長が指定するものとする。

- 5 代表消防機関は、各消防本部の参集状況等を考慮し、第二次編成陸上部隊の集結場所及び集結時間を決定し、愛媛県及び幹事消防本部に対して連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。
- 6 後方支援部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊は、第二次編成陸上部隊として編成するものとする。なお、第二次編成陸上部隊の部隊長（中隊長）は、出動消防本部の職員の内から愛媛県隊長が指定するものとする。
- 7 各消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅰ及びⅡに該当する事案が発生し出動する場合は、速やかに出動予定隊数を愛媛県及び代表消防機関に報告するものとし、愛媛県は、各消防本部の報告を取りまとめて消防庁に対して報告するものとする。なお、既に出動した場合は、出動隊数を報告するものとする。
- 8 各消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅱ及びⅢに該当する事案が発生した場合は、速やかに出動準備を行うとともに、情報収集に努めるものとする。

（集結場所への集結完了）

第13 愛媛県隊長（又はブロック部隊長）は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

- 2 後方支援本部は、前項の内容について愛媛県に対して報告するものとする。

（進出拠点への進出）

第14 愛媛県隊長（又はブロック部隊長）は、進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁及び後方支援本部に対して報告するものとする。

- 2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- 3 愛媛県隊長（又はブロック部隊長）は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各部隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。
  - (1) 被災地の被害状況
  - (2) 愛媛県隊の活動地域及び任務
  - (3) 愛媛県隊の進出拠点及び出動ルート
  - (4) その他必要な事項

（進出拠点到着）

第15 愛媛県隊長（又はブロック部隊長）は、進出拠点到着後、速やかに県名及び部隊規模について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村及び任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

- 2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、愛媛県隊長（又はブロック部隊長）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により愛媛県隊に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第16 愛媛県隊長（又はブロック部隊長）は、応援先市町村到着後、速やかに都道府県隊名、部隊規模等について指揮者及び緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 愛媛県隊本部を設置する場合はその位置
- (5) 使用無線系統
- (6) 地水利状況
- (7) その他活動上必要な事項

(愛媛県隊本部の設置)

第17 愛媛県隊長は、必要に応じて愛媛県隊長を本部長とする愛媛県隊本部を設置するものとする。

2 愛媛県隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

#### 第4章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第18 愛媛県隊が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部長は、松山市消防局長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。

3 本部員は、松山市消防局の職員をもって充てるものとする。

4 後方支援本部長は、愛媛県及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。

5 後方支援本部は、愛媛県隊の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 消防庁、指揮支援（部）隊長、愛媛県隊長及び関係機関との各種連絡調整
- (2) 愛媛県隊の出動、集結及び活動に係る調整
- (3) 愛媛県隊の活動記録の集約
- (4) 各消防本部に対する愛媛県隊の活動状況に関する情報提供
- (5) 愛媛県隊に対する災害に関する情報提供
- (6) 必要な資機材等の手配及び提供
- (7) 増援部隊及び交替部隊の派遣に関する調整
- (8) 後方支援に関し、愛媛県との調整
- (9) その他必要な事項

(後方支援部隊の任務等)

第19 後方支援部隊は、愛媛県隊長の指揮の下、愛媛県隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援本部との連絡調整
- (2) 宿営場所の設置及び維持
- (3) 物資の調達及び搬送
- (4) 車両及び資機材の保守管理
- (5) 交替要員の搬送
- (6) 活動の記録
- (7) その他必要な事項

(相互協力)

第20 愛媛県及び各消防本部は、愛媛県隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。

## 第5章 活動終了

(部隊の引揚げ)

第21 愛媛県隊長は、指揮者から引揚げ指示があった場合は、速やかに調整本部及び指揮支援本部に報告するとともに、現場における活動を終了するものとする。

2 愛媛県隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮者及び調整本部に報告し、指揮支援部隊長の指示により被災地から引揚げるものとする。

- (1) 愛媛県隊の活動概要（時間、場所、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(帰署報告)

第22 緊急消防援助隊として出動した部隊の所属する消防本部は、部隊が被災地から帰署（所）した場合は、その旨を愛媛県及び後方支援本部に対して報告するものとし、愛媛県は消防庁に対して報告するものとする。

## 第6章 活動報告等

(日報)

第23 愛媛県隊長は、指揮支援本部に対して運用要綱別記様式6-2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

(活動報告)

第24 緊急消防援助隊として出動した部隊の所属する消防本部は、全部隊が被災地から帰署（所）した場合は、愛媛県及び代表消防機関に対して運用要綱別記様式6-1により活動報告を行うものとする。

2 愛媛県は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して活動報告を行うものとする。

(高速自動車国道等の通行に係る報告)

第 25 緊急消防援助隊として出動した部隊の所属する消防本部は、部隊帰署(所)後5日以内に、代表消防機関に対して別紙第2により報告するものとする。なお、活動が長期に及び部隊の交代がある場合は、交代した部隊単位で報告するものとする。

2 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、愛媛県隊の最終部隊帰署(所)後7日以内に、愛媛県及び消防庁に対して報告を行うものとする。

## 第7章 その他

(緊急消防援助隊の車両表示)

第 26 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(高速自動車国道等の通行)

第 27 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 被災地への出動途上等での緊急走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。

(2) 被災地からの帰署(所)途上等の通常走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動途上又は帰署(所)途上である旨を申し出るとともに、車両ごとに別紙第3に必要事項を記入し提出するものとする。なお、緊急やむを得ず当該証明書を持参することができない場合は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出するものとする。

(情報共有)

第28 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

(消防本部等における事前準備)

第29 各消防本部等は、愛媛県隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 各消防本部等は、後方支援資機材、食料等の整備に努めるものとする。

(航空部隊の応援等)

第30 航空部隊に係る応援等については、愛媛県が別に定めるものとする。

(水上部隊の応援等)

第31 水上部隊に係る応援等については、今治市消防本部が別に定めるものとする。

附 則

この計画は、平成 16 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 18 年 2 月 14 日付け消防応第 15 号通知により改訂)

附 則

この計画は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

(平成 20 年 7 月 31 日付け消防応第 134 号通知により改訂)

附 則

この計画は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 25 年 7 月 12 日から施行する。

(平成 24 年 12 月 26 日付け消防広第 221 号通知により改訂)



## 別表第 1

## 用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日策定)」をいう。	
3	運用要綱	「緊急消防援助隊運用要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
4	迅速出動要綱	「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱(平成20年7月1日消防応第104号)」をいう。	
5	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
6	ブロック	都道府県隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、都道府県内の消防本部をグループ分けしたものをいう。	
7	幹事消防本部	ブロック内の緊急消防援助隊に係る連絡及び調整の取りまとめを行う消防本部をいう。	
8	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	運用要綱第2条(1)
9	現地消防本部	被災地に係る消防本部をいう。	運用要綱第2条(2)
10	指揮本部	現地消防本部の指揮所をいう。	運用要綱第2条(3)
11	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
12	指揮支援本部	部隊配備された都道府県隊の活動管理、関係機関との連絡調整、調整本部との連絡等を行うため、指揮支援隊長を本部長(以下「指揮支援本部長」という。)として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第18条
13	都道府県隊本部	都道府県隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第19条
14	後方支援本部	出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、代表消防機関に設置する本部をいう。	運用要綱第12条
15	指揮者	被災地に係る市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	基本計画 第2章第1節2(3)
16	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で速やかに被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第1節2
17	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第1節2(3)
18	指揮支援隊長	指揮支援部隊長から指定された地区の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け、その地区で活動する緊急消防援助隊の活動管理を任務とする者をいう。	基本計画 第2章第1節2(3)
19	都道府県隊長	都道府県隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援部隊長(又は指揮支援隊長)の管理を受け、被災地における都道府県隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第1節3
20	都道府県隊指揮隊	都道府県隊長の任務を遂行するために設置され、指揮及び情報の収集伝達・通信等を任務とする隊をいう。	基本計画 第2章第1節3
21	集結場所	都道府県隊が、被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第13条
22	進出拠点	出動した緊急消防援助隊が被災地に進出し、又は進出する際、被災都道府県又はその隣接地域内における一時的な進出の目標とする拠点をいう。	運用要綱第2条(15)

23	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	運用要綱第2条(6)
24	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(7)
25	第一次出動都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。	基本計画 第2章第3節2
26	出動準備都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画 第2章第3節2
27	登録市町村	緊急消防援助隊として登録された部隊が属する市町村(東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。)をいう。	運用要綱第2条(10)
28	政令市等	東京都特別区及び政令指定都市をいう。	基本計画 第2章第3節1
29	迅速出動	法第44条に基づき、予め消防庁長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定の条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	迅速出動要綱2(1)
30	陸上部隊	都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊をいう。	迅速出動要綱2(6)
31	陸上部隊先遣隊	迅速出動対象災害が発生した場合、地震発生直後に直ちに出動して、被災地において初期の緊急消防援助隊活動を行う陸上部隊をいう。	迅速出動要綱2(7)
32	第一次編成陸上部隊	迅速出動対象災害が発生した場合、地震発生後に直ちに出動可能な都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊等をいう。	迅速出動要綱11
33	第二次編成陸上部隊	第一次編成陸上部隊の後に編成される部隊をいう。 比較的走行速度が遅い車両(後方支援部隊、特殊災害部隊、特殊装備部隊等)を含む。	迅速出動要綱11
34	NBC災害	次に掲げる災害の総称をいう。 ・ N災害とは、放射性物質もしくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。 ・ B災害とは、生物剤もしくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。 ・ C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。	運用要綱 第2条(12)～(14)
35	部隊移動	法第44条の規定に基づく消防庁長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が別の被災地に出動することをいう。	運用要綱第2条(16)

## 愛媛県緊急消防援助隊ブロック構成及び連絡先

ブロック及び構成消防本部 ◎印…ブロック幹事消防本部	連絡先		N T T 回線		衛星回線		防災行政無線	
			電話	F A X	電話	F A X		
東予ブロック	◎今治市消防本部	昼間	通信指令室	0898-32-6666	0898-32-0119	038-428-341	038-428-388	6124
		夜間	通信指令室	0898-32-6666	0898-32-0119	038-428-341	038-428-388	6124
	四国中央市消防本部	昼間	安全・危機管理課	0896-23-6613	0896-23-6614	038-316-210	038-316-296	-
		夜間	通信指令室	0896-23-6611	0896-23-6614	038-316-291	038-316-296	-
	新居浜市消防本部	昼間	総務警防課	0897-34-0119	0897-34-1189	038-321-2751	038-321-2997	-
		夜間	通信指令室	0897-34-0119	0897-34-1179	038-321-2785	038-321-2997	6105
	西条市消防本部	昼間	警防課	0897-56-5119	0897-55-0180	038-323-2	038-323-3	6107
		夜間	通信指令室	0897-55-0119	0897-55-5558	038-323-2	038-323-3	6107
	上島町消防本部	昼間	消防本部	0897-77-4118	0897-77-4111	-	-	6136
		夜間	消防署	0897-77-4118	0897-77-4111	-	-	6136
中予ブロック	◎伊予消防等事務組合消防本部	昼間	警防課	089-982-0119	089-983-4311	038-537-161	038-537-181	6215
		夜間	通信指令室	089-982-0119	089-987-1119	038-537-161	038-537-181	6215
	松山市消防局	昼間	警防課	089-926-9220	089-926-9188	038-518-7220	038-518-7188	-
		夜間	通信指令室	089-926-9200	089-926-9198	038-518-7200	038-518-7198	5410
	東温市消防本部	昼間	消防課	089-964-5210	089-964-5503	038-517-202	038-517-300	6211
		夜間	通信室	089-964-5210	089-964-5503	038-517-101	038-517-300	6211
	久万高原町消防本部	昼間	総務課	0892-21-2411	0892-21-2656	038-526-2	038-526-3	-
		夜間	総務課	0892-21-2411	0892-21-2656	038-526-2	038-526-3	-

愛媛県緊急消防援助隊ブロック構成及び連絡先

ブロック及び構成消防本部 ◎印…ブロック幹事消防本部	連絡先		N T T 回線		衛星回線		防災行政無線
			電話	F A X	電話	F A X	
南予ブロック	◎宇和島地区広域事務組合消防本部	昼間	0895-20-0119	0895-24-1554	038-718-363	038-718-802	6310
		夜間	0895-22-7500	0895-24-1554	038-718-311	038-718-802	6310
	大洲地区広域消防事務組合消防本部	昼間	0893-24-0119	0893-24-4583	038-617-2	038-617-3	6338
		夜間	0893-24-0119	0893-24-4583	038-617-2	038-617-3	6338
	八幡浜地区施設事務組合消防本部	昼間	0894-22-0119	0894-22-5227	038-627-300	038-627-320	6326
		夜間	0894-22-0119	0894-22-5227	038-627-300	038-627-320	6326
	西予市消防本部	昼間	0894-62-0119	0894-62-3780	038-635-10	038-635-31	6346
		夜間	0894-62-0119	0894-62-3780	038-635-10	038-635-31	6346
	愛南町消防本部	昼間	0895-72-0119	0895-73-1119	038-726-10	038-726-59	6357
		夜間	0895-72-0119	0895-73-1119	038-726-11	038-726-59	6357

別表第3

## 関係機関連絡先

関係機関名	連絡先		N T T 回線		衛星回線		消防無線
	昼間	夜間	電話	F A X	電話	F A X	
国・県関係	総務省消防庁	昼間	03-5253-7527	03-5253-7552	048-500-90-49013	048-500-90-49033	90-49013
		夜間	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49102	048-500-90-49036	90-49033
愛媛県	消防防災安全課	昼間	089-912-2316	089-941-0119	038-200-2316	038-200-2327	38-2316
	宿直担当	夜間	089-941-2160	089-941-0119	038-200-2335	038-200-2327	38-2335
広島県	消防保安課	昼間	082-513-2778	082-227-2122	034-101-2778	034-101-119	34-89
	危機管理連絡員	夜間	082-513-2778	082-227-2122	034-101-2778	034-101-119	34-89
徳島県	消防保安課	昼間	088-621-2109	088-621-2849	036-211-7102	036-211-7915	36-56
	監視室	夜間	088-621-2057	088-621-2849	036-211-2-2057	036-211-7916	-
香川県	危機管理課	昼間	087-832-3186	087-831-8811	037-200-5066	037-200-5821	37-2473
	守衛室	夜間	087-831-1111	-	-	-	-
高知県	消防政策課	昼間	088-823-9318	088-823-9253	039-800-72-9318	039-800-72-9253	39-11
	守衛室	夜間	088-823-1111	088-823-9253	039-800-72-9318	039-800-72-9253	-
陸上自衛隊第14特科隊	第3科	昼間	089-975-0911	089-975-0911	-	-	-
	第3科	夜間	089-975-0911	089-975-0911	-	-	-
愛媛県警察本部	交通規制課	昼間	089-934-0110	089-934-0152	-	-	-
	警備課	夜間	089-934-0110	089-934-0152	-	-	-

第一次出動都道府県

関係機関

## 愛媛県隊の登録部隊

平成25年4月1日現在

消防本部名	指揮支援部隊	都道府県隊指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊	特殊災害部隊				特殊装備部隊					合計		
							毒劇物等対応隊	大規模危険物 火災等対応隊	火災等対応隊	密閉空間	遠距離大量送水隊	消防活動三輪隊	震災対応特殊車両隊	水難救助隊	その他	航空部隊	水上部隊	部隊数
東予ブロック	四国中央市		2		1	1											4	4
	新居浜市	1	2	1	1	2								1			8	8
	西条市		2		2												4	4
	今治市		3	1	1	1										1	7	7
	上島町				1												1	1
	ブロック内小計	1	9	2	6	4								1		1	24	24
中予ブロック	松山市	1	3	2	1	4	1	3		2							19	18
	東温市			1	1												2	2
	伊予		2		1												3	3
	久万高原町		1		1												2	2
	ブロック内小計	1	6	3	4	4	1	3		2				2			26	25

愛媛県隊の登録部隊

平成25年4月1日現在

消防本部名	指揮支援部隊	都道府県隊指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊	特殊災害部隊				特殊装備部隊					合計	
							毒劇物等対応隊	大規模危険物 火災等対応隊	火災等対応隊 密閉空間	遠距離大量送水隊	消防活動二輪隊	震災対応特殊車両隊	水難救助隊	その他	航空部隊	水上部隊	部隊数
大洲地区			1	1	1											3	3
八幡浜地区			1	1	1	1				1						6	5
西予市			1		1	1										3	3
宇和島地区			1		2	1										4	4
愛南町			1		1											2	2
ブロック内小計			5	2	6	3	1			1						18	17
愛媛県														1		1	1
愛媛県合計		2	20	7	16	11	2	3	2	1				3	1	69	67







## 応 援 可 能 資 機 材 一 覧 表 (2)

区 分	保護具						破壊用具					林野火災用具				呼吸保護具	
	陽圧式化学防護服	化学防護服	簡易型防護服	放射線防護服	耐熱服	ドライスーツ	エンジンカッター	ガス溶断機	削岩機	バッテリー式救助用破壊器具	万能斧	水のう	水槽	背負式ポンプ	ジェットシューター	空気呼吸器	酸素呼吸器
松山市消防局	10	10	25	4	6	5	2	2	2	2	4					39	10
新居浜市消防本部	5						1	1	1	1	5					16	
今治市消防本部	2	2	2	2	2	5	1	1	1	1	3				5	5	2
宇和島地区広域事務組合消防本部			5		2							1			3	5	
西条市消防本部							1				3				2	7	
八幡浜地区施設事務組合消防本部	4			4						1	1					4	
四国中央市消防本部	1				1		1	1	1		3	2		10	10		
大洲地区広域消防事務組合消防本部	2				2			1		1	1					6	
伊予消防等事務組合消防本部											1	1		3	8		
愛南町消防本部							1				1			5	2		
西予市消防本部											1			2	2		
東温市消防本部										1	1				4		
久万高原町消防本部								1				1	1	5	3		
上島町消防本部											1			2	1		



## 愛媛県隊無線通信運用体制

対象範囲	使用無線チャンネル等	備考
各部隊間	県内共通波	無線統制は、県隊長が行う。
県隊本部 ↓ 調整本部 指揮支援本部 各都道府県隊本部	全国共通波 1 (指揮支援部隊長)	無線統制は、調整本部又は指揮支援本部の指示により行う。

※ 出動時における無線通信運用体制は、運用要綱第22条に基づき行うとともに、次に掲げる事項を考慮するものとする。

ただし、使用無線系統は現地消防本部の指示に従うものとする。

- 1 全国共通波統制局は、指揮本部（又は消防応援活動調整本部）におくものとする。
- 2 県内共通波統制局は、県隊本部におくものとする。
- 3 県内共通波の使用は、原則として県隊長と各部隊長間とするが、無線運用上必要がある場合は、各部隊間で使用することができるものとする。
- 4 県隊内の無線機の貸し借りにより、各部隊内の無線連絡は同一の周波数で行うよう努めるものとする。
- 5 中継送水体系をとるときは、原則として同一周波数の無線をそのラインごとに確保するものとするが、それによりがたいときでも、少なくとも、筒先担当と水源担当は同一周波数の無線とするものとする。
- 6 通信は必要最小限にとどめるものとする。

愛媛県隊の出動対象都道府県等一覧

基本計画	出動計画・出動対象災害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大震度6弱(政令市等は5強)の地震災害が発生した場合</li> <li>・津波警報(大津波)が発表された場合</li> <li>・火山の噴火災害が発生した場合</li> </ul>
迅速出動	区分Ⅰ <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大震度7(政令市等は6強)の地震災害が発生した場合(震央が海域の場合は除く)</li> </ul>
	区分Ⅱ <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大震度6強(政令市等は6弱)の地震災害が発生した場合(震央が海域の場合は除く)</li> </ul>



区分	応援先都道府県	進出経路	集結場所	集結場所担当消防本部
第一次出動の対象となる場合	広島県	西瀬戸自動車道 松山観光港	来島SA 松山市西消防署	今治市消防本部 松山市消防局
	徳島県	松山自動車道 国道192号線	上分PA 四国中央市消防本部	四国中央市消防本部
	香川県	松山自動車道 国道11号線	上分PA 四国中央市消防本部	四国中央市消防本部
出動準備の対象となる場合	高知県	松山自動車道 国道33号線 国道56号線	上分PA 久万高原町消防本部 南レク蓮乗寺グラウンド	四国中央市消防本部 久万高原町消防本部 愛南町消防本部
	中国方面(鳥取県、島根県、岡山県、山口県)	西瀬戸自動車道 松山観光港	来島SA 松山市西消防署	今治市消防本部 松山市消防局
	九州方面(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)	八幡浜港	八幡浜港	八幡浜地区施設事務組合消防本部

※集結場所は代表的な場所を指定したもので、災害発生地域の状況により変更することがある。

出動計画・出動対象災害	応援先都道府県	集結場所	集結場所担当消防本部	進出拠点	進出拠点(高速道路以外)
＜東海地震＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・東海地震に係る注意情報が発表又は警戒宣言が発令された場合に、対象8都府県中1の都府県で震度6弱(政令市等は5強)以上の地震災害が発生した場合</li> <li>・想定震源域内を震源とし、対象8都府県中2以上の都府県で震度6弱(政令市等は5強)以上の地震災害が発生した場合</li> </ul>	静岡県	松山自動車道 上分PA	四国中央市消防本部	東名道(上り) 浜名湖SA	浜松オートレース場
＜首都直下地震＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災4都府県中2以上の都府県で震度6弱(政令市等は5強)以上の地震災害が発生した場合</li> </ul>	被害状況に応じて応援先を決定する	松山自動車道 上分PA	四国中央市消防本部	東名道 足柄SA 東名道 東京IC 中央道 新井宿IC 東名道 湾岸幕張PA	国府津中学校 第三方面訓練場 川口市グリーンセンター 花見川終末処理場
＜東南海・南海地震＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定震源域内を震源とし、対象6府県中2以上で震度6弱(政令市等は5強)以上の地震災害が発生した場合</li> </ul>	被害状況に応じて応援先を決定する	—	—	—	—

愛媛県緊急消防援助隊航空部隊  
航空指揮支援隊  
応援等実施計画

令和4年4月

愛 媛 県

# 目 次

	頁
第1章 総則 . . . . .	1
第2章 航空部隊等の編成等 . . . . .	1
第3章 情報連絡体制及び参集体制 . . . . .	2
第4章 資機材等に関する事項 . . . . .	2
第5章 航空部隊の応援等出動 . . . . .	2
第6章 航空指揮支援隊の応援等出動 . . . . .	3
第7章 その他 . . . . .	4

## (別 表)

- 別表1 情報連絡体制一覧表
- 別表2 愛媛県消防防災航空隊参集体制表
- 別表3-1 情報収集任務積載資機材一覧
- 別表3-2 救助・救急活動任務積載資機材一覧
- 別表3-3 航空後方支援小隊積載資機材一覧
- 別表3-4 航空指揮支援隊積載資機材一覧
- 別表4 愛媛県消防防災航空隊応援出動先一覧

# 愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊応援等実施計画

## 第1章 総則

### 1 目的

この計画は、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援等の要請があった場合において、航空部隊及び航空指揮支援隊（以下「航空部隊等」という。）が被災地、受援都道府県及び消防庁と連携の上、迅速に被災地に出勤し、的確な応援等の活動を実施できる体制の確保等を図るため、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条に基づく緊急消防援助隊愛媛県隊応援等実施計画に定めるもののほか、航空部隊等の応援等について必要な事項を定める。

### 2 用語の定義

この愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊応援等実施計画（以下「航空部隊等応援等実施計画」という。）において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

#### (1) 航空部隊

航空小隊により編成され、必要に応じ、航空後方支援小隊を加えたものをいう。

#### (2) 航空小隊

主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とするものをいう。

#### (3) 航空後方支援小隊

主として活動拠点ヘリベースにおける緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とするものをいう。

#### (4) 航空指揮支援隊

ヘリベース指揮者を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする航空指揮支援隊長によって編成されるものをいう。

#### (5) 航空隊員等

愛媛県消防防災航空隊の航空隊長、航空隊副隊長及び航空隊員をいう。

#### (6) 出勤準備及び迅速出勤の対象となる地震

要請要綱別表A-1又は別表A-2において、愛媛県消防防災航空隊が、それぞれ第一次出勤航空小隊又は出勤準備航空小隊に該当する都道府県内で発生した地震をいう。

#### (7) アクションプラン該当地震

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日付け消防震第9号）に基づき示された南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震における緊急消防援助隊アクションプランが適用される地震をいう。

## 第2章 航空部隊等の編成等

### 1 航空部隊の編成

#### (1) 基本的な航空小隊の編成

ア 航空小隊長 1名

イ 航空小隊副隊長 1名

ウ 航空小隊員 2名

エ 操縦士 2名

オ 整備士 1名

#### (2) 救助・救急航空小隊の編成

ア 航空小隊長 1名

イ 航空小隊副隊長 1名

ウ 航空小隊員 2名（原則として、救助隊員及び救急救命士を搭乗させるものとする。）

エ 操縦士 2名

オ 整備士 1名



(3) 航空後方支援小隊の編成

- ア 航空後方支援小隊長 1名
- イ 航空後方支援小隊員 3名
- ウ 航空隊支援車 1台

2 航空指揮支援隊の編成

- (1) 航空指揮支援隊長 1名
- (2) 航空指揮支援隊副隊長 1名
- (3) 航空指揮支援隊員 3名

3 航空指揮支援隊の搭乗場所

航空指揮支援隊の搭乗場所は、航空指揮支援隊が指定した場所又は愛媛県消防防災航空隊基地とする。

第3章 情報連絡体制及び参集体制

1 応援等出動手続に係る情報連絡体制

消防庁長官の求め又は指示を受けた場合の航空部隊等の出動に係る連絡体制は別表1「情報連絡体制一覧表」のとおりとする。

2 航空隊員等の参集体制

- (1) 愛媛県消防防災航空隊の参集基準は、出動準備及び迅速出動の対象となる地震が発生した場合又はアクションプラン該当地震が発生した場合とする。
- (2) 夜間・休日等における航空隊員等の参集体制は別表2「愛媛県消防防災航空隊参集体制表」のとおりとする。
- (3) 航空隊員等の参集場所は愛媛県消防防災航空隊基地とする。

第4章 資機材等に関する事項

1 航空小隊で出動するヘリコプターに積載する資機材は任務別に次のとおりとする。

- (1) 航空隊員等は、各自3日間分程度の日常生活品（着替え、洗面具等）を携行するとともに、おおむね3日間分程度の食料及び飲料水を積載するものとする。
- (2) 情報収集活動任務で出動する場合は、別表3-1「情報収集任務積載資機材一覧」に掲げる資機材を積載するものとする。
- (3) 救助・救急活動任務で出動する場合は、別表3-2「救助・救急活動任務積載資機材一覧」に掲げる資機材を積載するものとする。

2 航空後方支援小隊の任務で出動する場合は、別表3-3「航空後方支援小隊積載資機材一覧」に掲げる資機材を積載するものとする。

3 航空指揮支援隊の任務で出動する場合は、別表3-4「航空指揮支援隊積載資機材一覧」に掲げる資機材を積載するものとする。

第5章 航空部隊の応援等出動

1 出動体制

航空小隊は、別表4「愛媛県消防防災航空隊応援出動先一覧」に記載する都道府県に出動するものとする。

航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に出動するものとする。

2 情報共有等

航空小隊及び航空後方支援小隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

3 活動報告等

航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第31条に規定する活動日報を作成し、航空指揮支援本部長（航空指揮支援本部長が置かれていない場合にあつては、ヘリベース指揮者。以下この章におい

て同じ。) に対して報告するものとする。

#### 4 引揚げ

航空指揮支援本部長から緊急消防援助隊の引揚げ決定の連絡を受けた航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げのものとす。

- (1) 活動概要(場所、時間、隊員数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

### 第6章 航空指揮支援隊の応援等出動

#### 1 出動体制

航空指揮支援隊は、消防庁長官から出動の求め又は指示があった場合、消防庁が指定する航空指揮支援隊輸送航空小隊により出動するものとする。ただし、出動先までの距離、災害発生の時間、天候等から車両で先着できる場合は、自隊の車両等で出動するものとする。

#### 2 航空指揮支援本部の設置

指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部(以下「航空指揮支援本部」という。)を設置するものとする。

指揮支援部隊長は航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。

航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (3) 消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)に対する報告に関すること。
- (4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

航空指揮支援本部は、活動拠点ヘリベースの指揮本部(以下「航空指揮本部」という。)と同一場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、上記に掲げる事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。

航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。

航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。

航空指揮支援本部長は航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は都道府県大隊の後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

#### 3 安全管理

航空指揮支援本部長は、安全な運航を維持するため、航空情報が発出された場合は、航空小隊等と情報を共有し、二次災害の防止を図るものとする。

#### 4 航空指揮支援本部における防災関係機関との連携

航空指揮支援本部は、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮本部及び航空後方支援小隊と航空に係る緊急消防援助隊の活動が効果的に円滑に行われるように、航空に係る緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

航空指揮支援本部は、航空に係る緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

#### 5 情報共有等

航空指揮支援本部は、運用要綱第30条に規定する緊急消防援助隊連絡体制により、情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

航空指揮支援本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

る。

#### 6 通信連絡体制等

緊急消防援助隊に係る情報連絡体制は、原則として次のとおり行うものとする。

- (1) 航空指揮支援本部は、消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮本部及び関係機関と相互に通信連絡をするときは、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線その他の無線を使用する。
- (2) 航空指揮支援本部は、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊と相互に無線通信をするときは、航空波を使用する。

#### 7 活動報告等

航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

航空指揮支援本部長は、航空小隊長及び航空後方支援小隊長に対し、運用要綱第31条に規定する活動日報の作成及び報告を求めるものとする。

航空指揮支援本部長は、運用要綱第31条に規定する活動日報を作成するとともに、航空小隊長及び航空後方支援小隊長から報告のあった活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長及び総務省消防庁災害対策本部広域応援班航空グループに対して報告するものとする。

#### 8 引揚げ

指揮支援部隊長から航空に係る緊急消防援助隊の引揚げ決定の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

航空指揮支援本部長は、上記の連絡を受けた航空部隊の各小隊長から次に掲げる事項の報告を受け、引揚げを了承するものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊員数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

上記の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て自隊の車両等により引揚げるものとする。

### 第7章 その他

#### 航空部隊等の応援等に関する運用訓練の実施

愛媛県消防防災航空隊は、航空部隊等の応援等の要請時において円滑かつ迅速な対応を図るため、防災訓練等の機会を捉え、航空部隊等応援等実施計画を踏まえた応援等に関する運用訓練を定期的実施するものとする。

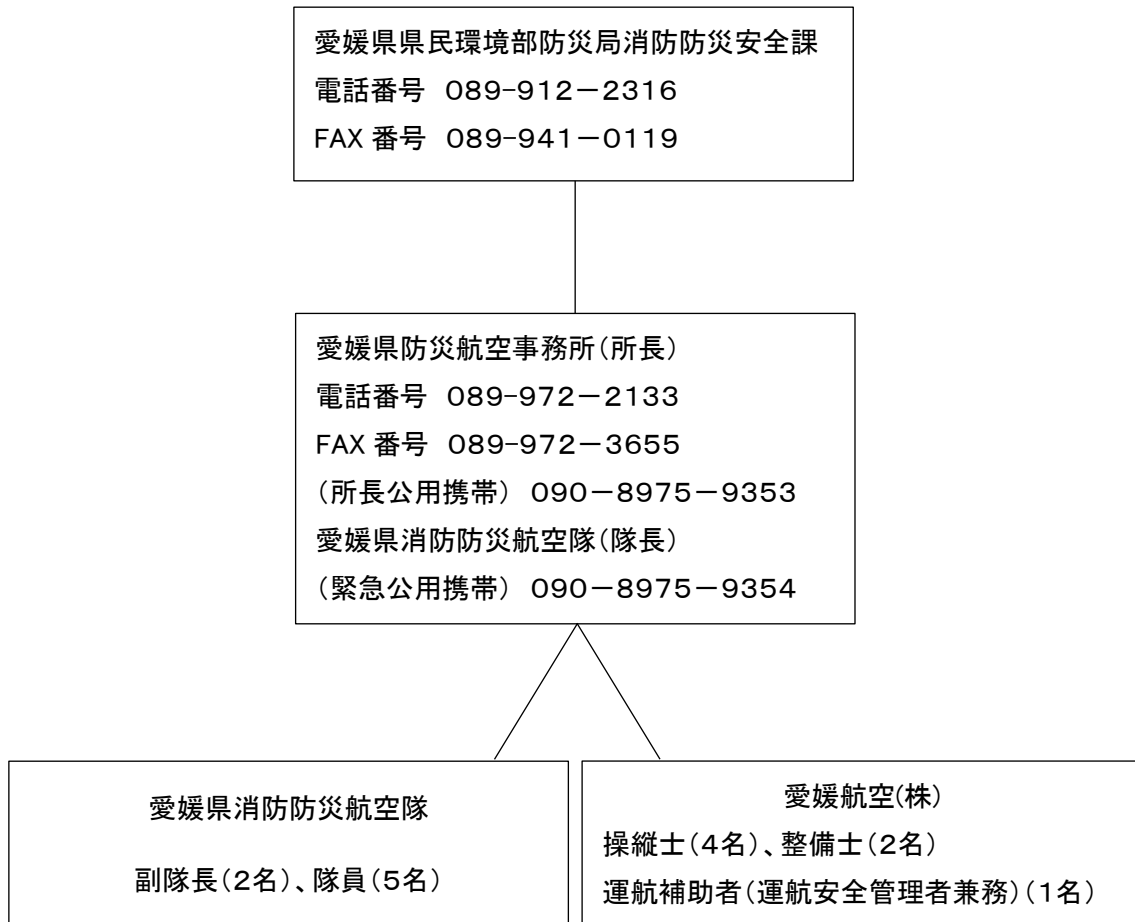
#### 附 則

この実施計画は、令和4年4月1日から施行する。

## 情報連絡体制一覧表

連絡順番	機関	時間 帯別	連絡先	電話番号	FAX 番号	無 線 呼出名称
1 ↓	消防庁	昼間	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	
		夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	
2 ↓	愛媛県	昼間	消防防災安全課	089-912-2316	089-941-0119	
		夜間	宿直担当	089-941-2160	089-941-2160	
3	愛媛県 消防防災航空隊	昼間	防災航空事務所	089-972-2133	089-972-3655	消防愛媛 航空隊 1
		夜間	隊長緊急携帯	090-8975-9354		
		昼間				
		夜間				
		昼間				
		夜間				
		昼間				
		夜間				
		昼間				
		夜間				
		昼間				
		夜間				

### 愛媛県消防防災航空隊参集体制表



※隊長から職員個人携帯へメール送信し、職員はメール受信後速やかに返信



## 救助・救急活動任務積載資機材一覧

## 1 各任務共通資機材

資機材名称	積載個数	積載方法
ノート型パソコン	1	ヘリコプターに積載
ヘリベース管理様式	1式	〃
デジタルカメラ	1	〃
隊長緊急公用携帯	1	〃
携帯無線機	4	〃
隊員個人装備	隊員数	〃
各隊員3日間程度の生活用品	隊員数	〃
機体カバー	1式	〃
地図	1式	〃

## 2 救助・救急活動任務資機材

資機材名称	積載個数	積載方法
大型デラックスエバックハーネス	3	ヘリコプターに積載
パーティカルストレッチャー	2	〃
誘導ロープ	2	〃
デラックスサバイバースリング	3	〃
ペリカンバッグ	1	〃
エンジェルハーネス	2	〃
ザイルセット	1	〃
酸素	1	〃
モニター	1	〃
救急セット	1	〃
吸引器	1	〃
AED	1	〃
ヘッドセット	3	〃







## 愛媛県消防防災航空隊応援出動先一覧

## 1 第一次出動

被災都道府県	任務	被災都道府県のヘリコプター集結場所（進出拠点）までの飛行経路	燃料補給ポイント	総運航距離	予定運航時間
島根県	救助・救急 輸送等	松山空港 ～ 出雲空港	出雲空港	約 110 マイル	約 55 分
岡山県	救助・救急 輸送等	松山空港 ～ 岡山空港	岡山空港	約 92 マイル	約 46 分
広島県	救助・救急 輸送等	松山空港 ～ 広島空港	広島空港	約 44 マイル	約 22 分
山口県	情報収集	松山空港 ～ 山口宇部空港	山口宇部空港	約 82 マイル	約 41 分
徳島県	情報収集	松山空港 ～ 徳島空港	徳島空港	約 112 マイル	約 56 分
香川県	救助・救急 輸送等	松山空港 ～ 高松空港	高松空港	約 80 マイル	約 40 分
高知県	情報収集	松山空港 ～ 高知空港	高知空港	約 59 マイル	約 30 分
福岡県	救助・救急 輸送等	松山空港 ～ 奈多ヘリポート or 北九州空港	奈多ヘリポート 北九州空港	奈多ヘリポート 約 133 マイル 北九州空港 約 93 マイル	約 67 分 約 47 分
佐賀県	救助・救急 輸送等	松山空港 ～ 佐賀空港	佐賀空港	約 146 マイル	約 73 分
大分県	情報収集	松山空港 ～ 大分県央飛行場	大分県央飛行場	約 88 マイル	約 44 分
宮崎県	救助・救急 輸送等	松山空港 ～ 宮崎空港	宮崎空港	約 154 マイル	約 77 分
鹿児島県	救助・救急 輸送等	松山空港 ～ 枕崎ヘリポート	枕崎ヘリポート	約 223 マイル	約 112 分
沖縄県	救助・救急 輸送等	松山空港 ～ 宮崎空港 ～ 屋久島空港 ～ 奄美空港 ～ 那覇空港	経由地すべて	約 533 マイル	約 267 分

※中継空港において燃料補給を行う場合、1箇所につき約 30 分加算する。

## 2 出動準備

被災都道府県	任務	被災都道府県のヘリコプター集結場所（進出拠点）までの飛行経路	燃料補給ポイント	総運航距離	予定運航時間
鳥取県		松山空港 ～ 鳥取空港	鳥取空港	約 114 マイル	約 57 分
長崎県		松山空港 ～ 長崎空港	長崎空港	約 173 マイル	約 67 分
熊本県		松山空港 ～ 熊本空港	熊本空港	約 127 マイル	約 64 分

※中継空港において燃料補給を行う場合、1箇所につき約 30 分加算する。

## 3 首都直下地震アクションプラン

被災都道府県	任務	被災都道府県のヘリコプター集結場所（進出拠点）までの飛行経路	燃料補給ポイント	総運航距離	予定運航時間
千葉県		松山空港 ～ 県営名古屋空港 ～ 静岡 HP ～ 千葉市消防局 HP	経由地すべて	約 445 マイル	約 226 分

※中継空港において燃料補給を行う場合、1箇所につき約 30 分加算する。

# 17-20 自衛隊派遣要請計画（防災危機管理課）

自衛隊派遣要請様式

様式 災害派遣要請

年 月 日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

(1)連絡場所

(2)連絡責任者

(3)気象状況等

(4)その他

様式 撤収要請

年 月 日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日

2 派遣要請依頼日時

年 月 日

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

様式 救急患者空輸要請

年 月 日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊航空機の派遣要請依頼について

救急患者空輸のため、下記のとおり自衛隊航空機の派遣を要請します。

記

- 1 派遣要請の理由
- 2 派遣を要する日時
- 3 派遣を要する場所及び輸送場所
- 4 空輸を必要とする救急患者  
氏名                      血液型                      生年月日
- 5 同乗者（医師、親族）  
氏名                      血液型                      生年月日  
"                              "                              "
- 6 その他

医療機材、特記事項等

様式 救急患者空輸撤収要請

年 月 日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊航空機の撤収要請依頼について

平成 年 月 日 時 分要請した航空機等の出動については、目的地（ ）へ空輸できましたので、下記のとおり下記のとおり撤収要請を依頼します。

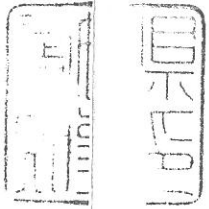
記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日

17-21

# 協定書



愛媛県  
陸上自衛隊第14特科隊



## 災害派遣に関する愛媛県と陸上自衛隊第14特科隊との協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第14特科隊（以下「乙」という。）とは、災害派遣に関し、その要請の適正と円滑な運営を期するため、次のとおり協定を締結する。

（自衛隊の任務の周知徹底）

第1条 甲は、自衛隊の実施する災害派遣の目的及び精神を平時から関係公共機関に周知徹底し災害派遣要請の適正を期するものとする。

（平時における意思の疎通）

第2条 甲及び乙は、平素から災害派遣に係わる連絡・調整を密接に行うものとする。

2 甲は、災害に関する資料を提供するなど、自衛隊が行う情報収集活動に対し、積極的な援助を行うものとする。

（甲が行う訓練（演習）の支援）

第3条 乙は、甲が実施する災害救助訓練等の防災訓練を支援するため、業務に支障のない限り部隊等を参加させる。この場合、甲は、あらかじめ当該訓練の計画を通知するとともに、必要とする参加部隊の人員、装備等を乙に要請するものとする。

2 甲は、各市町が計画する防災訓練について、自衛隊の支援を必要とする場合は、あらかじめ当該各市町と調整のうえ、前項に基づいて要請するものとする。

（災害の発生が予想される場合の連絡）

第4条 甲は、自衛隊の災害派遣を要請する災害の発生が予想される場合は、速やかに乙にその状況及びじ後の見通し等を通報するものとする。

2 乙は、前項の通報に基づき、必要に応じ連絡班の自主派遣等の措置を講ずるものとする。

3 乙が連絡班を県庁に派遣した場合、甲は、連絡所等の開設に必要な施設及び電話機の提供などの支援を行うものとする。

(偵察班の派遣)

第5条 災害の発生が予想され、又は発生し、乙が現地に偵察班を派遣する場合は、甲は必要に応じ、関係職員を当該偵察班に同行させて現地関係者との連絡調整に当たらせるものとする。

(現地責任者の指定等)

第6条 甲及び乙は、災害の救援に関し、現地における責任者を指定し、相互の連絡調整に当たらせるものとする。

(合同連絡所等の設置)

第7条 災害の規模、様相等によって必要がある場合、双方協議の上、現地に合同連絡所等を設置し、業務の円滑かつ効果的な実施を図るものとする。

2 合同連絡所等に必要な施設等は、甲が準備するものとする。

(救援資材の集積及び補償等の責任)

第8条 災害救援に使用する資材は、甲が準備及び集積を行うものとする。

2 災害派遣に当たり、甲が準備及び集積した救援資材の使用に伴う補償等は、甲が負担するものとする。

(経費の負担)

第9条 災害派遣部隊の救援活動に伴い、関係公共機関及び民間の施設等を使用する場合の経費負担は、次のとおりとする。

(1) 甲の負担するもの

施設の借用料及び損料、電気料(施設費を含む。)、水道料、入浴料、汲取料等

(2) 上記以外の経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(救援物資の無償貸付又は譲与)

第10条 防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等については、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令(昭和33年総理府令第1号)」による。

但し、譲与は县市町その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命身体が危険であると認められる場合に限る。

(災害派遣の要請様式及び通信体制)

第11条 災害派遣及び撤収の要請様式及び災害派遣に伴う通信体制は、別紙1、2及び3のとおりとする。

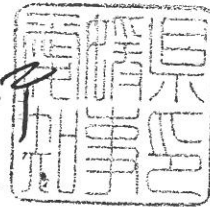
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を有する。

平成18年8月22日

松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛媛県  
知事

加戸守



松山市南梅本町乙-115

乙 陸上自衛隊第14特科隊長  
1等陸佐

幸野英明



別紙1

発 第 号  
平成 年 月 日

陸上自衛隊第14特科隊長 様

愛 媛 県 知 事

災害派遣に関する要請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

自 平成 年 月 日 時から  
至 平成 年 月 日 災害が終了するまで

3 派遣を希望する人員等

4 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣を希望する区域
- (2) 活動内容

5 その他参考事項

- (1) 宿舎状況
- (2) 食 糧
- (3) 使用資材

(注) 緊急の場合、電話等により要請し、じ後、文書（2部）を提出する。

別紙2

発 第 号  
平成 年 月 日

陸上自衛隊第14特科隊長 様

愛 媛 県 知 事

災害派遣の撤収に関する要請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の撤収を要請します。

記

- 1 派遣部隊の撤収を要請する事由
- 2 派遣部隊の撤収開始日時  
平成 年 月 日 ( ) ; 以降
- 3 派遣部隊の撤収を希望する区域及び撤収区域の状況
  - (1) 撤収を希望する区域
  - (2) 撤収区域の状況
- 4 その他参考事項
  - (1) 宿舎撤収
  - (2) 食 糧
  - (3) 貸与資材の返納

(注) 緊急の場合、電話等により要請し、じ後、文書(2部)を提出する。

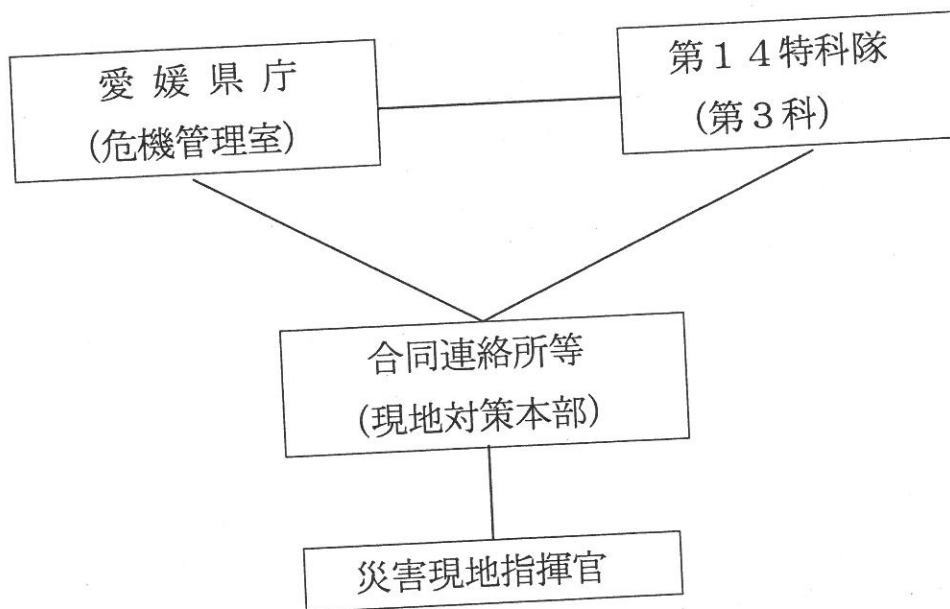
別紙第3

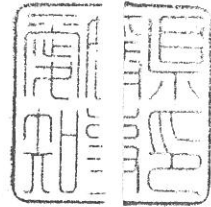
災害派遣に伴う通信

1 連絡先

区 分		連 絡 先	電 話 番 号
県 庁	平 時	危機管理室 県庁守衛室	089-912-2335 (直通)
	夜 間 (休日)		089-941-2111
自 衛 隊	平 時	第14特科隊第3科 駐屯地当直司令室	089-975-0911 内線237.238
	夜 間 (休日)		089-975-0911 内線302

2 災害派遣時における自衛隊との通信組織





災害派遣に関する愛媛県と陸上自衛隊第14特科隊との協定書の  
一部を改正する協定書

平成18年8月22日に締結した「災害派遣に関する愛媛県と陸上自衛隊第14特科隊との協定書」（以下「災害派遣に関する協定」という。）の一部を改正する協定を締結する。

災害派遣に関する協定の一部を次のように改正する。

第10条中 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等については、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」を「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等については、「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に改正する。

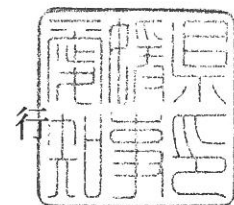
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各自その1通を有する。

平成19年3月9日

松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛 媛 県

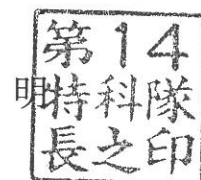
知 事 加 戸 守



松山市南梅本町乙-115

乙 陸上自衛隊第14特科隊長

1等陸佐 幸 野 英





17-22 陸上自衛隊災害派遣装備品（陸上自衛隊）

1 松山駐屯地が保有する装備品

区分	品目	能力等	備考
食	野外炊具1号		
	野外炊具2号		
	20l水缶		
	水トレーラー		
衛 正	担架		
	応急セット		
	治療セット		
	救護用医療のう		
	人工蘇生器		
	副木セット		
需 品	救急車		
	業務用天幕1号		
	業務用天幕2号		
通 信	屋根型天幕		
	AM無線機		
	FM車両無線機		
	FM携帯無線機		
車 両	野外電話		
	小型車両		
	中型車両		
	大型車両		
	特大車両		
施 設	指揮通信車(CCV)		
	人命救助システム	油圧救助器具	エンジンポンプ 1 ハンドポンプ 1 スプレッタ 1 切断機 1 ラムシリンダ 1 ホースリール 1
		防音型発電機	1
		投光器(発動発電機付)	1
		発電機	1
		万能運搬具	1
		台車	1
		エンジンカッター	2
		携帯用削岩機	1
		手動式コンピソール	1
		繊維ロープ	4
		携帯式便所	1
		巻き取り具	4
		フィルターチェッカー	1
		トランジスタメガホン	2
		背負い式散水装置	2
		災害救助用スコープ	1
		主動ウインチ(チルホール)	1
		チルベルト トラッキング	1
		爪付き油圧ジャッキ	1
		非常用メガホン	2
		ジェネレータ	1
		レバーチェーンブロック	4
		空気呼吸器(ボンベ付き)	4
		チェンソー	2
		防災作業用マスク	30
		防塵メガネ	30

2 中部方面隊が保有する装備品(松山駐屯地保有装備も含む)

区分	品目	能力等	備考
食	水タンク		
	浄水セット		
衛 生	衛生野外手術システム		
需 品	宿泊用天幕		
	整備所天幕		
	病院天幕		
	野外入浴セット		
	野外洗濯セット		
へ り	OH-6		
	UH-1		
	V-107		
	CH-47		
航 空 機	LR-1		
	C1		松山空港のみ 利用可能
	C130		
そ 他	ドーザ、油圧ショベル、バケットローダ、除洗車を保有 人命救助システム		

17-23 愛媛県広域防災拠点一覧

地区名	No.	拠点機能		名称	住所	施設所有者	屋外活動スペース			屋内活動スペース		各種設備							その他併設施設
		進出活動	物資				名称	面積(m <sup>2</sup> )	照明の有無	名称	面積(m <sup>2</sup> )	(駐 車 場 面 積 m <sup>2</sup> )	自家 発 電 設 備	貯 水 槽	無 線 通 信 設 備	盛 土 イ レ の 許 容 ( 人 槽 )	宿 泊 施 設	離 レ コ ロ ン タ ー	
東予地区	1	活動		やまじ風公園	四国中央市土居町畑野1637	四国中央市	多目的グラウンド	17,518	○			1,390	×	○	×	260	×	○	管理棟、遊具等
	2	進出活動	物資	山根公園	新居浜市角野新田町3-10	新居浜市	グラウンド、多目的広場	16,000	○	体育館	1,326	3,800	×	○	×	10	×	○	屋内プール、テニスコート、トリム広場
	3	進出活動		小松中央公園	西条市小松町新屋敷甲2427	西条市	多目的広場、憩いの広場	14,151	○			6,580	×	×	×	237	×	○	テニスコート、グラウンドゴルフ場、キャンプサイト等
	4	進出活動	物資	アウトドアオアシス石鎚	西条市小松町新屋敷乙22-29	西条市	イベント広場	3,000	○	アウトドアオアシス館	3,325	8,810	○	○	×	800	×	○	
	5	活動		今治西部丘陵公園	今治市高地町2丁目乙429-1	今治市	イベント広場、芝生広場	9,300	×	管理事務所	165	6,515	×	×	×	下水	×	○	
中予地区	1		物資	愛媛国際貿易センター (アイテムえひめ)	松山市大可賀2丁目1番28号	愛媛県ほか (二者で区分所有)	FAZプラザ、小展示場屋上	4,100	×	大展示場、小展示場、会議室等	7,651	16,933	○	○	×	下水	×	×	
	2	進出活動	物資	県営総合運動公園	松山市上野町乙46番地 他	愛媛県	陸上競技場、多目的広場他	40,000	○	体育館	3,300	58,000	×	×	×	1,000	×	○	動物園、テニスコート、キャンプ場など
	3	進出活動	物資	生涯学習センター及び えひめ青少年ふれあいセンター	松山市上野町650番地	愛媛県	駐車場・グラウンド	23,269	×	体育館	1,236	23,269	○	○	×	1,120	○	×	えひめ青少年ふれあいセンター(宿泊棟・研修棟) 生涯学習センター(研修室など)
	4	進出活動		ウェルビア伊予	伊予市下三谷1761番地1	伊予市	野球場、いこいの広場	14,800	×	体育館	2,766	10,000	○	×	×	2,400	○	○	テニスコート、プール、ゴルフ練習場、宿泊施設等
	5	活動		久万公園グラウンド	久万高原町菅生2-1546	久万高原町	グラウンド	38,157	○	体育館	1,716	2,200	×	×	×	50	×	○	テニスコート、管理棟、プール
				道の駅「天空の郷さんさん」	久万高原町入野1855-6	久万高原町	駐車場	4,900	○	防災センター	238	4,900	○	○	○	下水	×	×	
南予地区	1	活動		八幡浜・大洲地区運動公園	大洲市平野町野田乙1644番地	八幡浜・大洲地区 広城市町村圏組合	自由広場、野球場、陸上 競技場	50,729	○	体育館	988	12,330	×	○	×	520	×	○	テニスコート、管理棟、屋外プール等
	2	活動		伊方町民ランド	伊方町川永田乙43	伊方町	多目的広場	13,200	○	管理事務所	169	1,500	×	×	×	195 95	×	○	テニスコート、管理棟・更衣室、ケールテレビ社屋(近隣)
	3	進出活動	物資	西予市宇和運動公園	西予市宇和町卯之町三丁目517番地	西予市	陸上競技場、多目的広場 他	21,700	○	体育館	1,857	3,000	×	×	×	26	×	○	テニスコート、キャンプ場等
	4		物資	宇和島市総合交流拠点施設	宇和島市三間町務田180番地1	宇和島市	公園	3,541	○	特産品売場・レストラン・美 術館	2,284	7,659	×	×	×	18	×	×	レンタサイクルターミナル
	5	進出活動		丸山公園	宇和島市和霊町555番地の1	宇和島市	野球場、陸上競技場、運 動広場	41,500	○	多目的体育館	2,000	7,000	×	○	○	下水	×	○	弓道場、庭球場、多目的グラウンド、ふれあい広場
	6	活動		鬼北総合公園	鬼北町大字永野市1290番地1	鬼北町	グラウンド	23,444	○	体育館	4,747	3,000	×	×	×	360	×	○	テニスコート、グラウンドゴルフ場など
	7	活動		第3号南予レクリエーション都市 公園	愛南町蓮乗寺295番地 他	愛媛県	多目的広場、球技広場、 野球場	41,640	○	屋内運動場	690	5,000	×	×	×	503	×	○	テニスコート、キャンプ場など

※ 東予地区の「小松中央公園」と「アウトドアオアシス石鎚」は近接していることから、一体的な使用を想定。

※ 中予地区の「県営総合運動公園」と「生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンター」は近接していることから、一体的な使用を想定。

※ 中予地区の「久万公園グラウンド」と「道の駅天空の郷さんさん」は近接していることから、一体的な使用を想定。

## 愛媛県広域防災活動要領の概要

### 1 策定の背景

東日本大震災では、自衛隊や消防などの救助機関等の連携がとれず、活動に支障をきたした事例や、全国から送られてきた救援物資が滞留し被災者に適切に届かなかった事例等が発生したことから、本県においても、南海トラフ地震をはじめとした大規模災害の発生に備えるため、**人的・物的支援を円滑に被災地や被災者まで届けるための計画を策定**

### 2 策定方法

県広域防災・減災対策検討協議会のワーキンググループ（地方局、20市町、県警）により検討を行うとともに、学識経験者の意見や他県の事例等を参考に策定

### 3 内容

#### 第1章 策定の背景

南海トラフ地震等の大規模災害発生時に、県内外からの人的・物的支援を、円滑に受け入れるための計画を策定するに至った背景

#### 第2章 広域防災拠点

県内外から人的・物的支援を受け入れる際に拠点となる「広域防災拠点」に関する考え方や選定理由等

##### 【進出・活動拠点】 16施設

山根公園、小松中央公園、アウトドアオアシス石鎚、今治西部丘陵公園、やまじ風公園、県総合運動公園、生涯学習センター・えひめ青少年ふれあいセンター、ウェルピア伊予、久万公園グラウンド、道の駅「天空の郷さんさん」、丸山公園、西予市宇和運動公園、八幡浜・大洲地区運動公園、伊方町民グラウンド、鬼北総合運動公園、第3号南予レクリエーション都市公園

##### 【物資拠点】 7施設（うち再掲5施設）

山根公園、アウトドアオアシス石鎚、県総合運動公園、生涯学習センター・えひめ青少年ふれあいセンター、愛媛国際貿易センター（アイテムえひめ）、西予市宇和運動公園、宇和島市総合交流拠点施設（道の駅みま）

#### 第3章 要領の趣旨

支援の受け入れ手順等に関する基本的な考え方や実効性を担保する方策についての取り組み

#### 第4章 救助機関等の受入体制

自衛隊、消防、警察の派遣要請や広域防災拠点の開設における手続き、各機関との情報の共有体制などについて整理

#### 第5章 支援物資の受入体制

支援物資の調達や広域防災拠点の開設における手続き、民間の優先活用などを整理

# 愛媛県広域防災拠点 配置図



**今治西部丘陵公園**  
**やまじ風公園**  
**山根公園**  
**小松中央公園**  
**アウトドアオアシス石鎧**  
**愛媛国際貿易センター**  
**ウェルピア伊予**  
**県総合運動公園**  
**生涯学習センター・えひめ青少年ふれあいセンター**  
**久万公園グラウンド**  
**道の駅「天空の郷さんさん」**  
**伊方町民グラウンド**  
**八幡浜・大洲地区運動公園**  
**西予市宇和運動公園**  
**宇和島市総合交流拠点施設**  
**鬼北総合公園**  
**丸山公園**  
**第3号南予レクリエーション都市公園**

17-25 広域防災拠点用資機材一覧表

(平成30年3月31日現在)

地区名	No.	拠点機能		名称	担架	捜索・救助用ポット	パレット	パレット台車	段差解消機材	手動フォークリフト	カゴ台車	発電機付投光機	発電機	ガンリン携行缶	ブルーシート	コードリール	ロープ	カラーコーン及びコーンバー	リヤカー	現地本部用テント	机	椅子	保管用倉庫	発電機用圧力調整器	大型エアータント	屋外応援活動拠点用テント	分配指示等実施用テント	就寝用寝袋	携帯充電機能付ソーラーラジオ		
		進出活動	物資																												
東予地区	1	活動		やまじ風公園	10	1						2	2	2	30	2	2	10	1	1	6	18	1								
	2	進出活動	物資	山根公園	10	1	30	2	1	1	5	2	2	1	25	2	2	10	1	1	6	18	1	1	1		3				
	3	進出活動		小松中央公園	10	1						2	2	2	30	2	2	10	1	1	6	18	1								
	4	進出活動	物資	アウトドアオアシス石鎚			30	2	1	1	5	2	2	2	30	2	2	10	1	1	6	18	1								
	5	活動		今治西部丘陵公園	10							2	2	2	30	2	2	10	1	1	6	18	1								
中予地区	1		物資	愛媛国際貿易センター(アイテムえひめ)			30	2	1	1	5	2	2	2	30	2	2	10	1	1	6	18	1								
	2	進出活動	物資	県総合運動公園	10		40	2	1	1	5	2	2	1	50	2	2	10	1	1	6	18	1	1	1	5	3	20	20		
	3	進出活動	物資	生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンター			30	2	1	1	5	2	2	2	30	2	2	10	1	1	6	18	1								
	4	進出活動		ウェルピア伊予	10							2	2	2	30	2	2	10	1	1	6	18	1								
	5	活動		久万公園グラウンド	10							2	2	2	30	2	2	10	1	1	6	18	1								
南予地区	1	活動		八幡浜・大洲地区運動公園	10	1						2	2	2	30	2	2	10	1	1	6	18	1								
	2	活動		伊方町民グラウンド	10	1						2	2	2	30	2	2	10	1	1	6	18	1								
	3	進出活動	物資	西予市宇和運動公園	10	1	30	2	1	1	5	2	2	1	25	2	2	10	1	1	6	18		1	1		3				
	4		物資	宇和島市総合交流拠点施設(道の駅みま)			30	2	1	1	5	2	2	2	30	2	2	10	1	1	6	18	1								
	5	進出活動		丸山公園	10	1						2	2	2	30	2	2	10	1	1	6	18	1								
	6	活動		鬼北総合公園	10							2	2	2	30	2	2	10	1	1	6	18	1								
	7	活動		第3号南予レクリエーション都市公園	10	1						2	2	2	30	2	2	10	1	1	6	18	1								
合計					130	8	220	14	7	7	35	34	34	31	520	34	34	170	17	17	102	306	16	3	3	5	9	20	20		

令和4年4月1日現在

番号	市町名	全世帯数	自主防災組織数	自主防災組織世帯数	組織率(%)	自主防災組織連絡協議会
1	松山市	239,436	753	239,436	100	松山市自主防災組織ネットワーク会議 (H20.6.7設立)
2	今治市	75,611	529	54,901	72.6	今治市連合自治会防災部会 (H24.4.27設立)
3	宇和島市	35,355	444	33,514	94.8	宇和島市自主防災組織連絡協議会 (H28.3.13設立)
4	八幡浜市	15,607	98	15,607	100	八幡浜市自主防災会連絡協議会 (H20.1.10設立)
5	新居浜市	57,607	143	57,607	100	新居浜市連合自治会防災部 (H28.4.1設立)
6	西条市	50,651	351	47,025	92.8	
7	大洲市	19,673	33	19,673	100	大洲市自主防災組織連絡協議会 (H23.10.26設立)
8	伊予市	16,106	70	16,106	100	伊予市自主防災会連絡協議会 (H20.10.25設立)
9	四国中央市	38,815	137	27,680	71.3	四国中央市自主防災組織連絡協議会 (H29.12.21設立)
10	西予市	17,340	67	17,340	100	
11	東温市	15,474	35	15,474	100	東温市自主防災組織連絡協議会 (H24.5.13設立)
12	上島町	3,717	21	3,717	100	
13	久万高原町	4,201	141	4,201	100	
14	松前町	13,687	23	13,687	100	松前町自主防災組織連合会 (H23.8.30設立)
15	砥部町	9,394	56	9,373	99.8	砥部町自主防災組織連絡協議会 (H25.6.10設立)
16	内子町	7,041	42	7,041	100	
17	伊方町	4,486	55	4,486	100	伊方町自主防災会連絡協議会 (H20.6.27設立)
18	松野町	1,993	10	1,993	100	松野町自主防災会連絡協議会 (H17.11.27設立)
19	鬼北町	4,890	56	4,890	100	鬼北町自主防災組織等連絡協議会 (H21.9.11設立)
20	愛南町	10,051	86	10,051	100	愛南町自主防災組織連絡協議会 (H20.5.18設立)
合計		641,135	3,150	603,802	94.2	(1組織あたり 平均約192世帯)

(注) 世帯数は、令和4年4月1日現在の住民基本台帳月報の数値

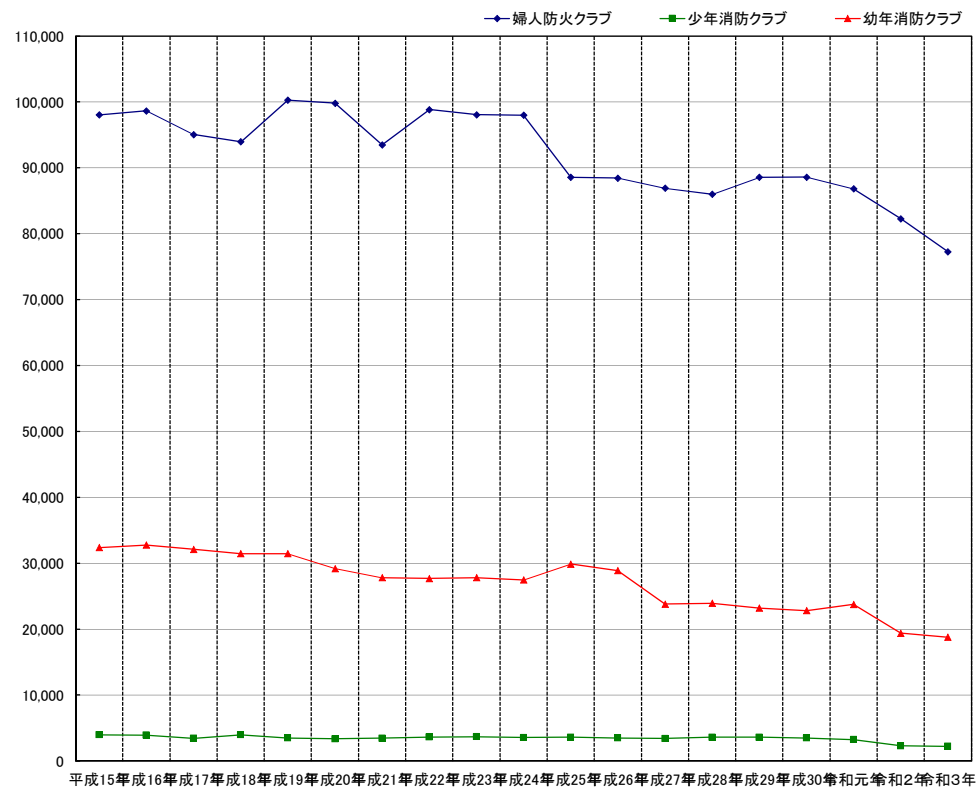
【参考】

H15. 4. 1現在の全国平均	61. 3%(消防庁調査)	※本県21. 9%	H25. 4. 1現在の全国平均	77. 9%(消防庁調査)	※本県89. 7%
H16. 4. 1現在の全国平均	62. 5%( " )	※本県26. 2%	H26. 4. 1現在の全国平均	80. 0%( " )	※本県90. 6%
H17. 4. 1現在の全国平均	64. 5%( " )	※本県33. 7%	H27. 4. 1現在の全国平均	81. 0%( " )	※本県91. 0%
H18. 4. 1現在の全国平均	66. 9%( " )	※本県43. 6%	H28. 4. 1現在の全国平均	81. 7%( " )	※本県93. 0%
H19. 4. 1現在の全国平均	69. 9%( " )	※本県62. 1%	H29. 4. 1現在の全国平均	82. 7%( " )	※本県93. 4%
H20. 4. 1現在の全国平均	71. 7%( " )	※本県78. 2%	H30. 4. 1現在の全国平均	83. 2%( " )	※本県93. 7%
H21. 4. 1現在の全国平均	73. 5%( " )	※本県84. 0%	H31. 4. 1現在の全国平均	84. 1%( " )	※本県94. 0%
H22. 4. 1現在の全国平均	74. 4%( " )	※本県86. 2%	R2. 4. 1現在の全国平均	84. 3%( " )	※本県93. 6%
H23. 4. 1現在の全国平均	75. 8%( " )	※本県87. 4%	R3. 4. 1現在の全国平均	84. 4%( " )	※本県93. 7%
H24. 4. 1現在の全国平均	77. 4%( " )	※本県88. 9%			

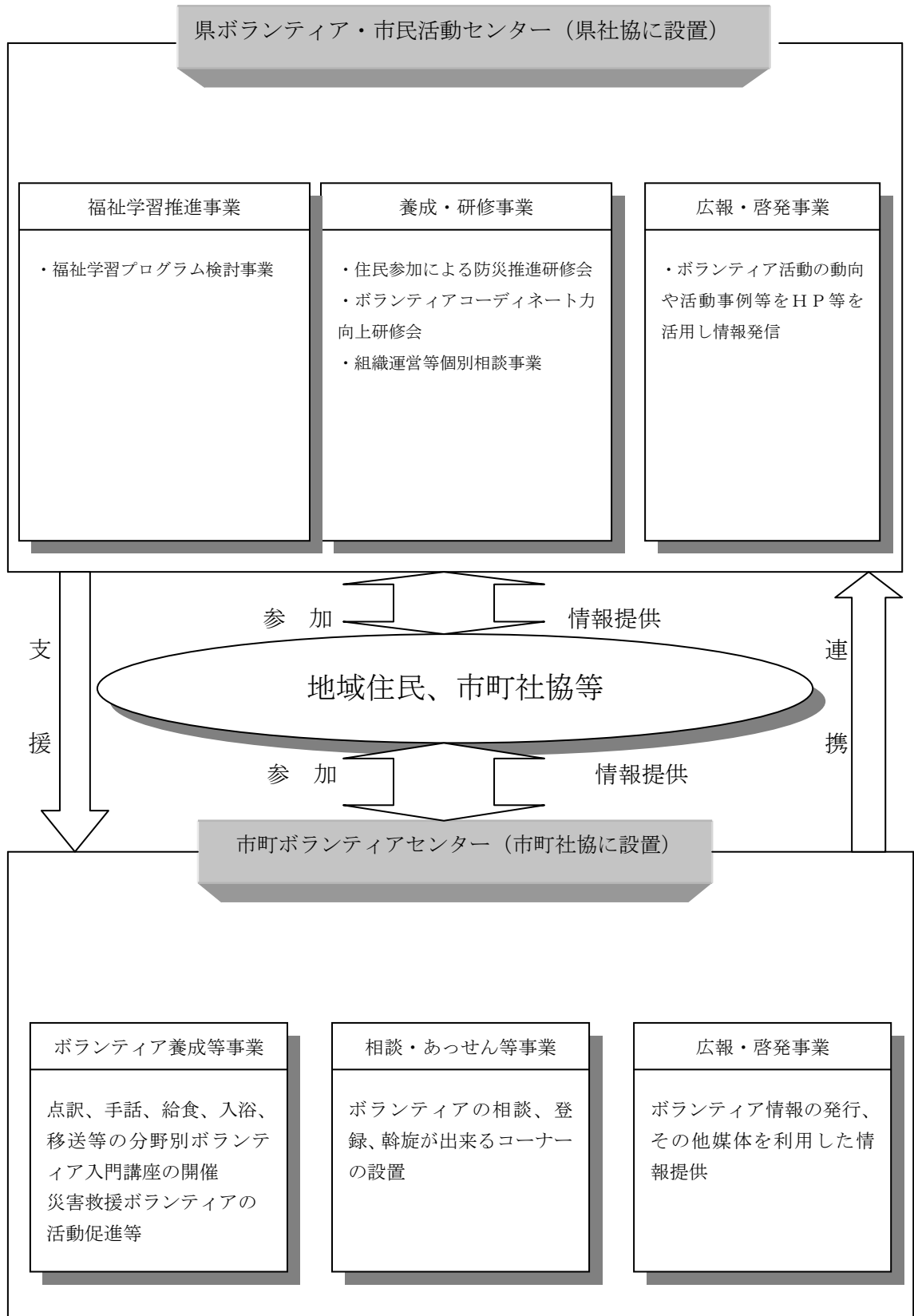
18-2 婦人・少年・幼年消防クラブの現状(消防防災安全課)

クラブ名	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
婦人防火クラブ	98,014	98,630	95,045	93,948	100,270	99,799	93,473	98,832	98,038	97,969	88,561	88,421	86,893	85,975	88,560	88,575	86,816	82,266	77,264
少年消防クラブ	3,966	3,924	3,442	3,979	3,480	3,349	3,457	3,634	3,671	3,542	3,597	3,489	3,413	3,592	3,598	3,483	3,231	2,286	2,244
幼年消防クラブ	32,363	32,777	32,099	31,458	31,455	29,202	27,797	27,676	27,812	27,460	29,868	28,880	23,808	23,920	23,195	22,810	23,761	19,374	18,774

各クラブ員数推移

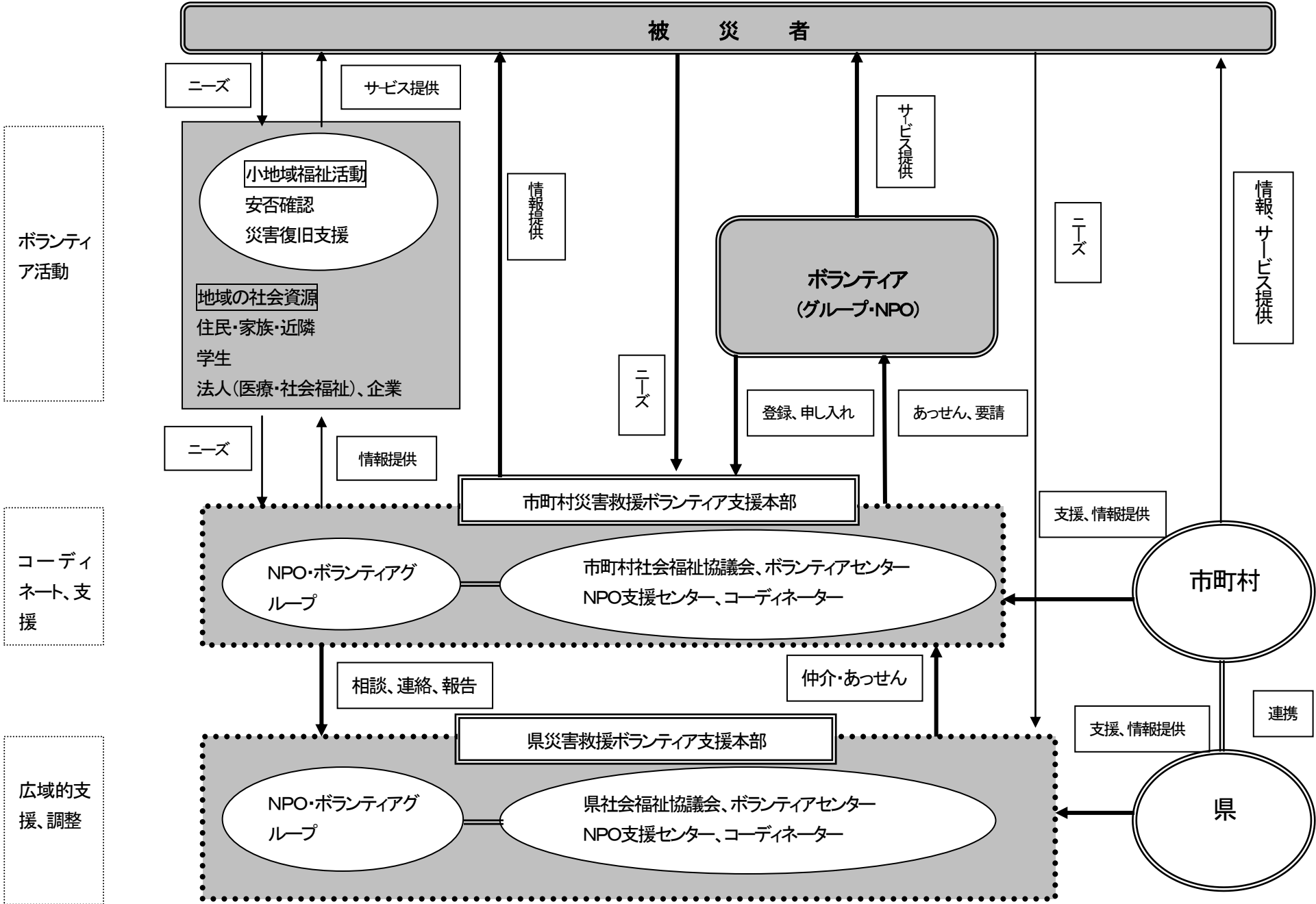


### 18-3 ボランティア養成等事業概念図





18-4 ボランティア等の応援活動



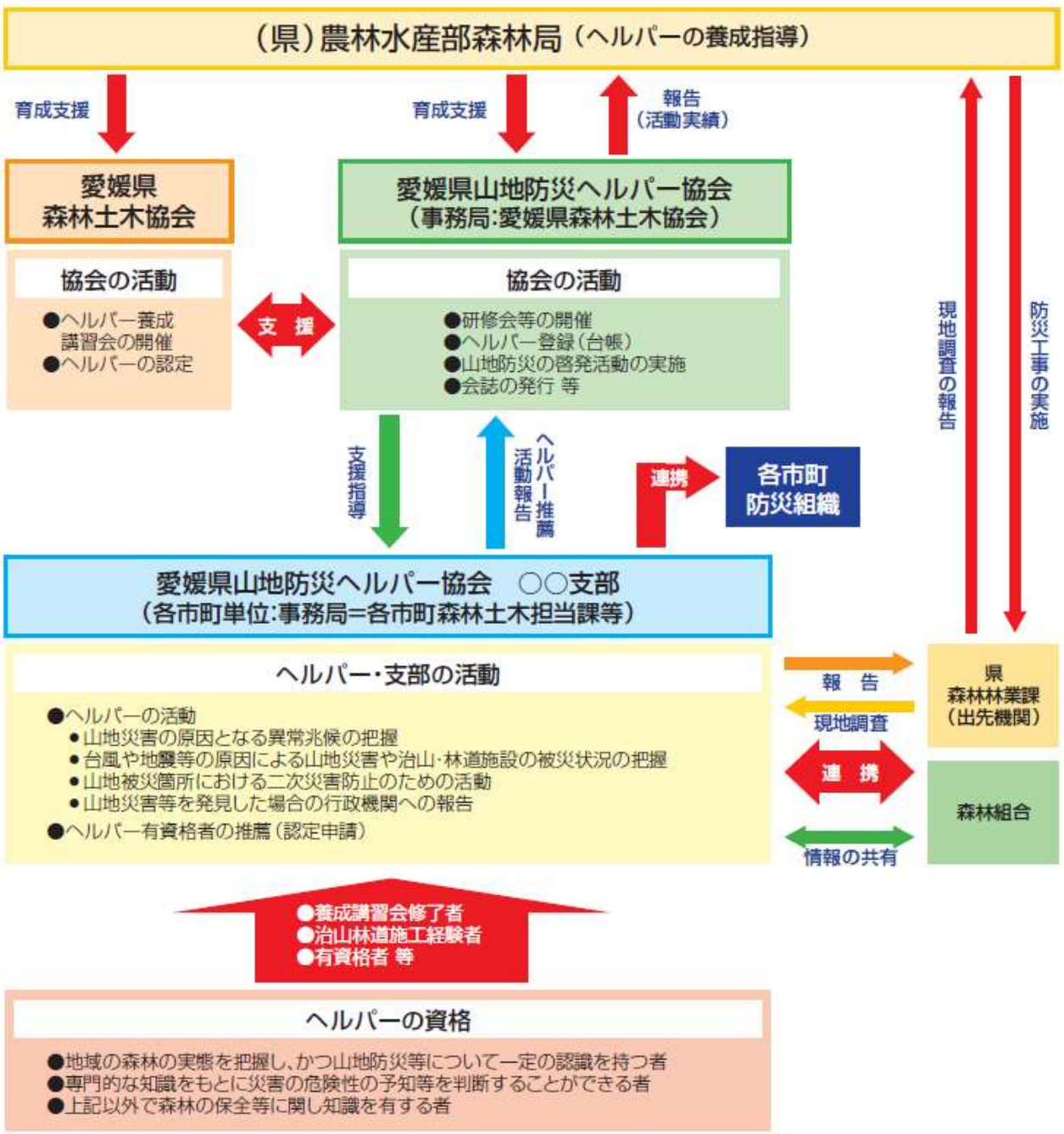
18-5 愛媛県山地防災ヘルパー制度の概要

# 山地防災ヘルパー

## 愛媛県山地防災ヘルパー制度の概要

- この制度は、山地防災に関する一定の知識を持つ方々を「山地防災ヘルパー」として活用し、山地災害情報の収集・提供等を行うものであり、その活動の中心となるものが「愛媛県山地防災ヘルパー協会（支部）」です。
- 山地防災ヘルパーの役割は、通常的生活や仕事の中であるいはボランティア活動を通じて山地災害に関する情報を収集し提供していくことです。
- この活動は、あくまでもボランティア的性格を有したものです。

### ■愛媛県山地防災ヘルパー制度の概要



18-6 防災業務に従事する人員の状況（県警本部）  
「警察本部及び警察署」

R4.4.1現在

所 属		警 察 官	一 般 職 員	計
本 部 所 属		821	276	1,097
小 計		821	276	1,097
警 察 署	四 国 中 央	98	6	104
	新 居 浜	136	11	147
	西 条	74	6	80
	西 条 西	61	6	67
	今 治	168	14	182
	伯 方	40	5	45
	松 山 東	297	23	320
	松 山 西	146	13	159
	松 山 南	154	15	169
	久 万 高 原	31	3	34
	伊 予	78	6	84
	大 洲	84	8	92
	八 幡 浜	64	6	70
	西 予	54	4	58
	宇 和 島	123	10	133
愛 南	34	3	37	
小 計		1,642	139	1,781
計		2,463	415	2,878

18-7 愛媛県警察災害警備用具装備資機材一覧表

R4.4.1現在

配分所属	品名等	本部		四国中央	新居浜	西条	西条西	今治	伯方	松山東	松山西	松山南	久万高原	伊予	大洲	八幡浜	西予	宇和島	愛南	合計		
		機動隊	その他																			
救助用具装備	1 救命索発射器	国	2																		2	
	2 ファイバースコープ	国	1																			1
	3 伸縮式画像探索機	国	1																			1
	4 エアー救助マット	国	2																			2
	5 可搬式ウインチ	国	2																			2
	6 携帯用削岩機	国	4																			4
	7 エンジンカッター	国	10							1												11
	8 ガラスカッター	国	2																			2
	9 エアーツールセット	国	2																			2
	10 携帯用コンクリート破壊工具	国	2																			2
	11 破壊用具(フォース)	国	23																			23
	12 レスキューユニット	国	5																			5
	13 酸素ガス溶断機	国	2																			2
	14 油圧式救助用具	国	2																			2
	15 レスキュー車	国	1																			1
	16 高性能チェーンソー	国	3																			3
	17 救助用支柱用具	国	1																			1
	18 津波対策用潜水用具	国	8																			8
	19 救命ボート(ゴムボート)	国	4				1									1		1				7
	20 災害活動用コンベアセット	国	1																			1
	21 救命ボート(FRP)	県	1													1	1	1	1	1	1	6
	22 救命ボート(ゴムボート)	県			1										1							2
	23 チェーンソー	県	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	39
	24 エアージャッキ	県	5		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	21
	25 災害救助用ツールセット	県	2	8	16	16	11	15	25	14	17	21	15	9	12	26	16	18	32	8		281
	26 水難救助用ストレッチャー	県															1	1	1	1		4
	27 胴付長靴	県	20		6	6		6	6		6	6	6		6		32	20	69	9		198
	28 伸縮式とび口棒	県	60																			60
	29 有毒ガス検知機	県	1			1			1			1	1							1		6
	30 ライフジャケット	県	20	4	25	30	21	25	32	16	6	37	6		22	11	43	28	85	18		429
	31 救命胴衣	県																			20	20
	32 水中音響機器	県	2																			2
	33 水中無線機陸上局	県	1																			1
	34 救出救助用水上プラットフォーム	県	2																			2
	35 津波対策用トラメガ	県				5	5	5	5	3		3			4	3	6	3		8		50
	36 ハンズフリー拡声器	県	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	22
	37 災害対策用折り畳み式リアカー	県	1			1		1		1	1			1	1		1		1			9
	38 保護メガネ	県	60																			60
	39 踏み抜き防止中敷き	県	169		10	30	10	9		10						7						245
	40 金属製バケツ	県			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	80
	41 シャベル(スコップ)	県	60	92	18	12	12	6	18	5	21	5	13	8	12	10	11	9	28	5		345
	42 ケブラー手袋	県				10		10							10		15					45
	43 水中作業用ヘルメット	県			6	6		6	6		6	6	6		6							48
照明用具装備	44 発動発電機	国	9	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	33	
	45 発動発電機付投光器	国	2	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28	
	46 大型投光器	国	1																			1
	47 投光器	国	3			1																4
	48 投光車	国	1																			1
	49 救助活動用防水ライト	県	10	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	44
	50 ヘッドライト(特殊)	県	10																			10
	51 ヘッドランプ	県	80			10	10		10							5						115
	52 ランタン	県			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	80
後方支援用具装備	53 トイレカー	国	1																		1	
	54 エアータント	県	2	1		1														1		5
	55 災害救出活動拠点用テント	県			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32
	56 簡易トイレテントセット	県		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	34
	57 衛星携帯電話	県	2	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1		24
	58 災害用ブルーシート	県			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32
	59 簡易トイレ100	県	1	5	1	1	1	1	2		3	2	2		1	1	1	1	1			24
	60 簡易トイレ50	県				1				1	1			1						1	1	6

## 19-1 土地区画整理事業実施状況（都市計画課）

### (1) 公共団体施行

都市名	地区名	施行者	施行面積 (h a)	事業費 (百万円)	事業年度	摘 要
松山市	大可賀	松山市	35.8	297	s 36～s 45	完了
	内 浜	〃	30.2	414	s 46～s 52	完了
	城北	〃	27.5	1,374	s 49～s 57	完了
	勝 岡	〃	21.7	1,891	s 61～H 3	完了
	松山北部	〃	41.8	5,120	H12～H20	完了
	松山駅周辺	〃	16.7	28,900	H20～R13	施行中
東温市	野 田	重信町	27.3	3,156	H元～H 8	完了
西条市	三津屋	東予市	30.6	1,098	s 42～s 52	完了
新居浜市	新居浜駅前	新居浜市	27.8	25,960	H10～H29	完了
今治市	今治駅西	今治市	14.9	18,869	s 62～H17	完了
四国中央市	下 秋 則	伊予三島市	5.0	1,187	H 6～H11	完了
大洲市	大和（郷）	大洲市	4.2	333	H13～H20	完了
	上老松	〃	3.8	444	H19～H27	完了
合 計	13地区	7市	287.3	89,043		

### (2) 組合等施行

都市名	地区名	施行者	施行面積 (h a)	事業費 (百万円)	事業年度	摘 要
今治市	今治新都市第1地区	機構	88.0	8,858	H15～H25	完了
	今治新都市第2地区	機構	47.2	6,206	H14～H22	完了
松山市	畑寺辻の内	組合	2.4	1,042	H14～H17	完了
東温市	田 窪	組合	5.0	548	H13～H16	完了
	志津川	組合	23.1	3,244	H21～R2	完了
西条市	三津屋東	組合	19.6	1,818	s 59～H 6	完了
大洲市	柚木北只	組合	12.4	1,023	s 61～H10	完了
	五郎駅前	組合	1.3	53	s 63～H 2	完了
	肱 川	組合	3.1	308	H8～H13	完了
	東若宮	組合	16.8	1,201	H12～H17	完了
合 計	10地区	5市	218.9	24,301		

### (3) 行政庁施行

都市名	種 別	施行者	施行面積 (h a)	事業費 (百万円)	事業年度	摘 要
松山市	戦災復興	松山市長	348.1	355	s 21～s 39	完了
今治市	〃	今治市長	238.2	544	s 21～s 43	完了
宇和島市	〃	宇和島市長	119.8	650	s 21～s 51	完了
大洲市	火災復興	長浜町長	2.9	4	s 24～s 35	完了
合 計	4地区	4市	709.0	1,553		

### (4) 個人施行

都市名	地区名	施行者	施行面積 (h a)	事業費 (百万円)	事業年度	摘 要
松山市	大新田	帝人（株）	5.8	165	s 48～s 49	完了
	石風呂	東急不動産（株）他	16.4	2,233	s 57～s 61	完了
	河野中須賀	㈱タニグチ	0.6	66	H23～H24	完了
今治市	国分台	大栄ハウス（株）	5.0	1,876	H 6～H 9	完了
西条市	喜多川	住宅営団	2.5	0.1	s 19	完了
合 計	5地区	3市	30.3	4,340.2		

全 体 計	32地区		1,245.5 h a		119,237 百万円	
-------	------	--	-------------	--	-------------	--

（※令和3年3月現在）

## 19-2 災害援護資金貸付制度の概要（保健福祉課）

### (1) 趣旨

自然災害により、住民や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とする貸付制度

### (2) 貸付けの対象となる災害

県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

### (3) 貸付対象者

#### ①貸付けの対象となる被害

(ア) 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷

(イ) 住居が半壊・全壊・滅失・流出した場合

(ウ) 家財の被害があつて、被害額が当該家財の価額のおおむね3分の1以上である場合

#### ②貸付け対象者

・被害を受けた世帯の世帯主

#### ③世帯の所得制限

世帯の所得の合計額が次の基準以下でなければならない

減失世帯以外	世帯人員	市町村民税における総所得額
	1人	220万円
	2人	430万円
	3人	620万円
	4人	730万円
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
滅失世帯	—	1,270万円

### (4) 貸付条件

#### ①貸付限度額

世帯主1か月以上の負傷	150万円	
家財の1/3以上の損害	150万円	
住居の半壊	170万円 (250万円)	
住居の全壊	250万円 (350万円)	
住居の全体が滅失	350万円	

( )内は被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるをえない等特別の事情がある場合  
(住居の全壊とは、損壊部分の床面積が述面積の70%以上に達した場合、または、被害額が住家の時価の50%に達したものをいう。)

②償還期間 10年（うち据置期間3年）

③償還方法 年賦、半年賦又は月賦

④利率 年3%以内で市町が条例で定める率（据置期間3年は無利子）

### 19-3 災害復旧貸付制度の概要（経営支援課）

- |   |      |  |
|---|------|--|
| 1 | 取扱機関 | 日本政策金融公庫中小企業事業、日本政策金融公庫国民生活事業、商工組合中央金庫   |
| 2 | 目的   | 暴風、豪雨、地震や大規模な火災などの災害を受けた中小企業者の事業の復旧を図る。  |
| 3 | 貸付限度 | 日本政策金融公庫中小企業事業 別枠1億5千万円<br>日本政策金融公庫国民生活事業 別枠3千万円<br>商工組合中央金庫 必要に応じ一般限度額を超える額   |
| 4 | 貸付金利 | 日本政策金融公庫中小企業事業 基準金利<br>日本政策金融公庫国民生活事業 基準金利<br>商工組合中央金庫 所定の利率   |
| 5 | 貸付期間 | 日本政策金融公庫中小企業事業 運転：10年以内（据置2年以内）<br>設備：10年以内（据置2年以内）<br>日本政策金融公庫国民生活事業 日本政策金融公庫中小企業事業と同じ<br>商工組合中央金庫 運転：10年以内（据置3年以内）<br>設備：20年以内（据置3年以内） |

## 19-4 中小企業振興資金（災害関連対策資金）の概要（経営支援課）

- 1 目的 災害の影響を受け、事業活動に支障を生じている県内中小企業者に対する融資を促進し、もってその経営の安定を図る。
- 2 融資条件等 災害等の発生の都度知事が定めるところによる。

（参考）

平成30年度から実施していた「災害関連対策資金（平成30年7月豪雨）」の概要

### 1 融資対象者

県内に事業所を有し、愛媛県信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を引き続き6か月以上営む法人又は個人であって、次の各号いずれかに該当する者。ただし、いずれの場合も市町が発行する「り災証明書」又は「被災証明書」が必要。

- (1)平成30年7月豪雨による災害（以下「災害」という。）の影響を受けて営業又は操業等を短縮し、若しくは停止していること。
- (2)災害の影響を受けて最近1か月間の売上高が、前年同期の売上高に比して10%以上減少し、又は減少することが見込まれること。
- (3)その他、災害の対応策として、一時的に資金を必要としていること。

### 2 融資条件

- (1) 資金用途 運転資金、設備資金
- (2) 融資利率 年1.0%
- (3) 保証料率 年0.35～1.80%（県が全額負担）
- (4) 融資限度額 運転資金 2,000万円  
設備資金 3,000万円
- (5) 融資期間 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）  
設備資金 10年以内（うち据置1年6か月以内）

### 3 取扱金融機関

伊予銀行、愛媛銀行、県内各信用金庫、商工組合中央金庫、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行

### 4 取扱期間

平成30年7月20日～令和2年3月31日



## 19-5 災害復旧貸付（高度化事業）の概要（経営支援課）

### 1 災害復旧貸付とは

次のいずれかの場合に対する貸付けを災害復旧貸付といいます。

- (1) 既往の高度化事業の貸付けを受けた事業用施設が災害による被害を受けたため、施設の復旧を図りたいとき
- (2) 災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって、新たに高度化事業の貸付対象事業を実施するとき

### 2 「災害」とは

「災害」とは、次のいずれかの事態をいいます。

- (1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する被害が発生した事態（これに準ずる事態であると都道府県知事が認めたものを含みます。）
- (2) 相当数の者の事業活動の運営が、著しい地盤沈下による被害により著しく困難になっていると都道府県知事が認める事態

### 3 災害復旧貸付を受ける主な要件等

#### (1)貸付けの対象者

過去に高度化資金の貸付けを受けて整備した施設の復旧を図る者又は施設の復旧に当たって新たに高度化事業の貸付対象事業を行う者

#### (2)貸付け対象施設

貸付けの対象施設については、災害復旧に当たって必要な土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

#### (3)制度要件

原則として、実施するそれぞれの高度化事業の貸付対象事業ごとに定められた要件を満たす必要がありますが、併せて次の要件を満たす必要があります。

- ①既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は整備した施設が罹災して、当該施設の復旧を図る場合であって、当該施設の相当部分が滅失若しくは消失し、又は使用不可の状態となったと認められること。
- ②罹災した施設の復旧に当たって、新たに準則第1条に規定する事業を行う場合にあっては、事業に参加する者の相当数が罹災地域内に事業を有していると認められること。
- ③既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は整備した施設が著しい地盤沈下により被害を受け、当該施設の復旧を図る場合であること。

#### (4)貸付けを受ける場合に必要となるもの

災害復旧貸付に係る高度化資金の貸付けを受ける場合には、罹災証明書又は都道府県知事による罹災の認定により、施設の罹災が確認され、被害により事業活動の運営が著しく困難となっていることが認められる必要があります。

#### (5)貸付けの適用期間

災害復旧貸付に係る資金の貸付けの適用は、施設が罹災したと認められる日から起算して、原則として、1年以内に事業計画書の提出が行われたものに限られます。

ただし、地盤沈下により施設が被害を受けた場合など都道府県知事が認めた場合には、この限りではありません。

### 4 貸付条件

貸付割合	貸付対象施設の整備資金の90%以内
償還期限	据置期間を含む20年以内であって、都道府県が適当と認める期限
据置期間	3年以内であって、都道府県が適当と認める期間
金利	無利子

19-6 日本政策金融公庫災害資金等の概要（農業経済課、林業政策課、漁政課）

農 林 関 係

(令和4年11月現在)

資 金 名		貸付対象事業	利率 (%)	償還期限 (据置期間)	貸付金額の 最高限度額	備 考	
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農業基盤整備	災害により流失、埋没した農地・牧地・かんがい排水施設、農道等の復旧	0.35 ～ 0.80	25年 (10年)	受益者が負担する額		
	林業基盤整備	造 林	台風、異常降雪等による被害造林地の復旧	0.35 ～ 0.80	30年 (20年)	事業費 ×80～90%	
			樹苗養成施設の復旧	0.35 ～ 0.65	15年 (5年)	事業費×80%	
	林 道	林道及びこれら附帯施設の復旧	0.35 ～ 0.80	20年 (3年)	事業費×80%		
			災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金（対象とする災害は原則として、風水害、震災等の天災に限るものとするが、天災以外のものでも、通常の注意をもってしても避けられない物的損害で、農林漁業経営に著しい支障を及ぼすもの（火災、海洋汚染等）を含むものとする）	0.35 ～ 0.65	15年 (3年)	600万円 (特認年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額)	
	農林漁業施設 (主務大臣 指定施設)	農業・林業用施設の復旧 (農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設等の復旧。 被害園地の果樹の改植・補植、地ごしらえ等の樹園地整備、果樹棚の設置)	0.35 ～ 0.80	15年 (3年)  果樹改植 25年 (10年)	事業費×80% に相当する額又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額		
	農業経営基盤 強化資金	農地・農業用施設等の復旧	0.35 ～ 0.80	25年 (10年)	個人 3億円 法人10億円		
農業近代化資金	損壊した農業用施設等の復旧、流失した果樹等の植栽、育成資金  (認定農業者及び集落営農組織に限る。)	0.35 ～ 0.80	〈原則〉 認定農業者 15年 (7年)  その他農業者 15年 (3年)	通算残高が個人1,800万円 法人等2億円に達するまで	申請窓口 農協等  借入までの期間 申請後約15～ 40日  必要書類 借入申込書等		

漁業関係

(令和4年11月現在)

資金名		貸付対象事業	利率 (%)	償還期限 (据置期間)	貸付金額の最高限度額
日本 政策 金融 公庫 資金	漁業 基盤 整備	漁港	0.35 ～ 0.80	20年 (3年)	事業費×80%
		漁場整備	0.35 ～ 0.80	20年 (3年)	事業費×80%
	漁船資金		0.35 ～ 0.80	5～12年 (2年)	事業費×80%又は450,000千円のいずれか低い額
	農林 漁業 施設	共同利用	0.35 ～ 0.80	20年 (3年)	事業費×80%
		主務大臣 指定施設	0.35 ～ 0.80	15年 (3年)	事業費×80%又は1施設当たり300万円(漁船1,000万円)のいずれか低い額
漁業近代化資金		漁船の建造・取得、その他の施設、機具等の取得、種苗の購入・育成	0.80	5～15年 (2～3年)	9,000万円 (養殖法人 18,000万円)

19-7 天災資金の概要（農業経済課、林業政策課、漁政課）

事 項		内 容
天	1 天災融資法の発動基準	天災による被害が著しくかつ国民経済に及ぼす影響が大である場合（具体的な基準についての規定はない。）
	2 特別被害地域の指定 (法第2条第5項)	<p>(農業)</p> <p>政令で定める県において、旧市町村単位に <math>\frac{30 \text{ (減収量)}}{100 \text{ (平年収穫量)}}</math> 以上で、かつ、<math>\frac{50 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年農業総収入額)}}</math> 又は、樹体被害が <math>\frac{50 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}</math> 以上の特別被害農業者数が <math>\frac{10 \text{ (特別被害農業者)}}{100 \text{ (被害農業者)}}</math> 以上の区域で、県が指定する区域</p> <p>(林業及び漁業)</p> <p>政令で定める県において、旧市町村単位に <math>\frac{50 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年林漁業総収入額)}}</math> 以上、又は <math>\frac{70 \text{ (施設損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}</math> 以上の特別被害林漁業者数が <math>\frac{10 \text{ (特別被害林漁業者)}}{100 \text{ (被害林漁業者)}}</math> 以上の区域で、県が指定する区域</p>
災	3 借受資格者 (法第2条第1項、第2項)	(農業者) 県が特別被害地域の指定をした地域のものに限る。 $\frac{30 \text{ (減収量)}}{100 \text{ (平年収穫量)}}$ 以上で、かつ、 $\frac{50 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年農業総収入額)}}$ 以上の場合 又は、樹体被害が $\frac{50 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上の場合
	①3.0%以内資金	(林業者及び漁業者) $\frac{50 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年林漁業総収入額)}}$ 以上の場合、又は $\frac{70 \text{ (施設損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上の場合
	②5.5%以内資金	(農業者) $\frac{30 \text{ (減収量)}}{100 \text{ (平年収穫量)}}$ 以上で、かつ、 $\frac{30 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年農業総収入額)}}$ 以上の場合 (林業者及び漁業者) $\frac{30 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年林漁業総収入額)}}$ 以上の場合
融	③6.5%以内資金	(農業者) $\frac{30 \text{ (減収量)}}{100 \text{ (平年収穫量)}}$ 以上で、かつ、 $\frac{10 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年農業総収入額)}}$ 以上の場合 又は、樹体被害が $\frac{30 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上の場合 (林業者及び漁業者) $\frac{10 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年林漁業総収入額)}}$ 以上の場合、又は $\frac{50 \text{ (施設損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上の場合
	注：金利は天災融資法発動時に設定される	の場合
資	4 資金使途 (法第2条第4項)	経営資金
		<p>農業 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（12万円以下）、家畜等の購入及びその他の農業経営に必要な資金（労賃、水利費、簡易な施設の復旧費、共済掛金等）</p> <p>林業 種苗、肥料、薪炭原木、しいたけほだ木等の購入、炭がま構築資金及びその他林業経営に必要な資金（労賃、簡易な施設の復旧費）</p> <p>漁業 稚魚、稚貝、餌料、漁具、漁業用燃油等の購入資金、漁船（5トン未満）の建造又は取得資金その他漁業経営に必要な資金（共済掛金等）</p>
法		

事 項		内 容												
天 災	5 利子補給率の負担区分 (法第4条) (例：平成3年 台風19号)	(単位：%)												
		区分	基準金利	利子補給率	負担率区分									
					国	県	計	市町村						
		3.0%資金	7.95	4.95	3.2175	0.86625	4.08375	0.86625						
5.0%資金	7.95	2.95	1.475	0.7375	2.2125	0.7375								
6.0%資金	7.95	1.95	0.975	0.4875	1.4625	0.4875								
融 資 法	6 貸付限度額及び償還期限													
	区 分		天 災 融 資 法						激 甚 災 害 法					
			貸付限度額			償還期限			貸付限度額			償還期限		
			A % (損失額)	B 万円		6.5%	5.5%	3%	A % (損失額)	B 万円		6.5%	5.5%	3%
		個人	法人	資金	資金	資金	(損失額)	個人	法人	資金	資金	資金		
	被害 農林 漁業者	果樹栽培者	55	500	2500	5	5	6	80	600	2500	6	7	7
		家畜等飼育者	55	500	2500	5	5	6	80	600	2500	6	7	7
	農業者	一般農業者	45	200	2000	3	5	6	60	250	2000	4	6	7
		業者	45	200	2000	3	5	6	60	250	2000	4	6	7
	漁業者	漁具購入資金	80	5000	5000	3		6	80	5000	5000	4		7
		漁船建造資金	80	500	2500	5		6	80	600	2500	6		7
		水産養殖資金	50	500	2500	5	5	6	60	600	2500	6	7	7
		一般漁業者	50	200	2000	3	5	6	60	250	2000	4	6	7
	貸付限度額は、A %、B 万円のいずれか低い額													

## 19-8 被災者生活再建支援法の概要（防災危機管理課）

### 1. 目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

### 2. 制度の対象

#### (1) 対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

#### (2) 支給対象世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

### 3. 支給条件

#### (1) 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

##### ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 2(2)①に該当	解体 2(2)②に該当	長期避難 2(2)③に該当	大規模半壊 2(2)④に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

##### ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

### 4. 支援金の支給申請

（申請窓口）

市町村

（申請時の添付書面）

①基礎支援金： 罹災証明書、住民票 等  
②加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃借等） 等

（申請期間）

①基礎支援金： 災害発生日から13月以内  
②加算支援金： 災害発生日から37月以内

### 5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

## 19-9 局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）

改正 昭和46年10月11日  
同 56年10月14日  
同 58年6月11日  
平成12年3月24日  
同 19年2月27日  
同 19年4月19日  
同 20年7月3日  
同 21年3月10日  
同 23年1月13日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（1）に掲げる市町村における（1）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（2）に掲げる市町村の区域における（2）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。））、（3）に掲げる市町村の区域における（3）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（4）に掲げる市町村の区域における（4）に掲げる災害については、法第十二条及び第十三条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

### （1）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）

（イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）

（ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の20%を超える市町村

（ハ）当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村

② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

### （2）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る

漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の10%を超える市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）

② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね25%を超える市町村が一以上ある災害

(4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和43年1月1日以後に発生した災害について適用する。

注 昭和46年10月11日改正の指定基準は、昭和46年1月1日以後に発生した災害について適用。  
昭和56年10月14日改正の指定基準は、昭和56年8月21日以後に発生した災害について適用。  
昭和58年6月11日改正の指定基準は、昭和58年4月27日以後に発生した災害について適用。  
平成12年3月24日改正の指定基準は、平成12年1月1日以後に発生した災害について適用。  
平成19年2月27日改正の指定基準は、平成18年10月6日以後に発生した災害について適用。  
平成19年4月19日改正の指定基準は、平成19年3月25日以後に発生した災害について適用。  
平成20年7月3日改正の指定基準は、平成20年6月14日以後に発生した災害について適用。  
平成21年3月10日改正の指定基準は、平成20年10月1日以後に発生した災害について適用。  
平成23年1月13日改正の指定基準は、平成22年1月1日以後に発生した災害について適用。



## 19-10 大規模災害からの復興に関する法律の概要（防災危機管理課）

### 1. 背景

東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについて措置した平成 24 年 6 月の災害対策基本法の改正法の附則及び附帯決議で、引き続き検討すべきとされた復興の枠組みについて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（平成 24 年 7 月）も踏まえ、あらかじめ法的に用意するもの。

### 2. 法律の概要

#### (1) 復興に関する組織等

##### ① 復興対策本部の設置

内閣総理大臣は、大規模災害が発生した場合において、復興を推進するために特別の必要があると認めるときは、内閣府に復興対策本部を設置することができるものとする。

##### ② 復興基本方針の策定

政府は、当該災害からの復興のための施策に関する基本的な方針を定めるものとする。

#### (2) 復興計画の作成等

① 大規模災害を受けた市町村が、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できるものとする。

② 大規模災害を受けた都道府県が、復興基本方針に即して、都道府県復興方針を定めることができるものとする。

#### (3) 復興計画等における特別の措置

① 復興計画に関する協議会を設けて、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できるものとする。

② 復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設けること。

③ 復興の拠点となる市街地を整備するため一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること。

④ 大規模災害を受けた市町村等からの要請により都道府県等が都市計画の決定等を代行できるものとする。

#### (4) 災害復旧事業に係る工事の国等による代行

① 大規模災害による被害を受けた地方公共団体を補完するため要請に基づいて、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業について国等が代行できるものとする。

#### (5) その他

① 国は、大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずるものとする。

## 20-1 愛媛県災害対策本部条例

昭和 37 年 10 月 16 日

条例第 50 号

改正 平成 8 年 7 月 12 日 条例第 22 号

平成 24 年 10 月 23 日 条例第 43 号

愛媛県災害対策本部条例を次のように公布する。

愛媛県災害対策本部条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 8 項の規定に基づき、愛媛県災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 7 月 12 日 条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 23 日 条例第 43 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 20-2 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例

昭和37年10月16日

愛媛県条例第50号

改正 昭和57年7月16日条例第19号

平成25年10月15日条例第45号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事したものがそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第12条の扶助金の支給の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受けた損害を補償する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年7月16日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月15日条例第45号）

この条例は、公布の日（同日において、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）附則第1条第1号に掲げる規定が施行されていない場合にあっては、当該規定施行の日）から施行する。

## 20-3 災害派遣手当の支給に関する条例

昭和38年10月11日

愛媛県条例第28号

改正 平成12年12月22日条例第58号

平成17年3月25日条例第17号

平成25年7月12日条例第36号

平成25年12月20日条例第51号

（災害派遣手当の支給）

第1条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）に対し、この条例の定めるところにより災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）を支給する。

（災害派遣手当の額）

第2条 災害派遣手当の額は、派遣職員が愛媛県の区域内に滞在することを要する期間について、災害対策基本法第32条第1項に規定する職員に対して支給する場合にあつては災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第38条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第10条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき総務大臣が定めた基準による額とし、大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員に対して支給する場合にあつては大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条の規定に基づき内閣総理大臣が定めた基準による額とする。

（支給方法）

第3条 災害派遣手当の支給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員の給料の支給の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第58号）  
この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第17号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月12日条例第36号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第51号）  
この条例は、公布の日から施行する。

## 20-4 災害派遣手当の額の基準

○災害対策基本法施行令第19条の規定に基づく災害派遣手当の額の基準

昭 和 3 7 年  
自治省告示第118号

災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

施設の利用区分 派遣を受けた都道府県又は 市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又は これに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

○大規模災害からの復興に関する法律施行令第43条の規定に基づく災害派遣手当の額の基準

平 成 2 5 年  
内閣府告示第204号

大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定め、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年8月20日）から施行する。

施設の利用区分 派遣を受けた都道府県又は 市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又は これに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

## 愛媛県災害対策本部要綱

### 目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 災害対策本部（第3条～第18条）
- 第3章 災害警戒本部（第19条～第24条）
- 第4章 服務（第25条～第27条）
- 第5章 雑則（第28条～第29条）
- 附則

### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この要綱は、愛媛県災害対策本部条例（昭和37年愛媛県条例第50号）第5条の規定に基づく愛媛県災害対策本部（以下「対策本部」という。）及び対策本部の設置に至るまでの災害応急対策を実施するために設置する愛媛県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）に関し、必要な事項について定めるものとする。

（対策本部及び警戒本部の設置等）

- 第2条** 対策本部及び警戒本部の設置基準並びに職員の参集基準及び配備基準は、別表第1のとおりとする。
- 2 警戒本部を設置している場合において対策本部を設置する必要が生じたときは、警戒本部は、対策本部に移行する。
  - 3 対策本部及び警戒本部は、知事が、災害に係る危険がなくなつたと認めたとき又は災害応急対策が完了したと認めるときに解散する。
  - 4 対策本部又は警戒本部は、県庁第1別館3階災害対策室及び災害対策本部オペレーションルームに設置する。ただし、災害対策室等が被災して使用できない場合は、庁舎の被災状況に応じて、中予地方局庁舎内、その他、県災害対策本部長（以下「本部長」という。）が指定する施設の順に定めた代替場所に設置するものとする。

### 第2章 災害対策本部

（対策本部）

- 第3条** 対策本部の組織は、別表第2のとおりとする。
- 2 対策本部に災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）、災害対策本部付（以下「本部付」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）を置く。
  - 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
  - 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 5 本部付は、教育長、公営企業管理者及び参与をもって充てる。
  - 6 本部付は、本部長の特命にかかる事務を処理するとともに本部長を補佐する。
  - 7 本部員は、次の職員をもって充てる。
    - (1) 防災安全統括部長
    - (2) 愛媛県行政組織条例（平成7年愛媛県条例第17号）の部長
    - (3) 会計管理者

- (4) 公営企業管理局長
- (5) 副教育長
- (6) 警察本部長

(統括司令部及び対策部)

**第4条** 条例第3条第1項の規定により、対策本部に統括司令部及び対策部を置く。

- 2 統括司令部は、別表第3に掲げる事務を所掌する。
- 3 統括司令部に統括司令部付を置く。
- 4 統括司令部付は、会計管理者をもって充て、統括司令の特命にかかる事務を処理する。
- 5 統括司令部の職員は、別表第4の職員及び災害対策本部統括司令部等の応援職員に関する要綱（平成29年3月21日制定）による応援職員（以下「統括司令部等応援職員」という。）をもって充てるほか、災害応急対策を円滑に実施するため、本部長が予め職員を指名するものとする。
- 6 対策部は、別表第5に掲げる事務を所掌する。
- 7 対策部の職員は、別表第6の職員をもって充てるほか、災害応急対策を円滑に実施するため、本部長が予め職員を指名するものとする。

(連携対応グループ)

**第5条** 統括司令部及び各対策部が実施する災害応急対策のうち、連携対応が必要な業務を円滑に実施するため、統括調整・司令室に当該業務を担当する者をもって構成するグループ（以下「連携対応グループ」という。）を置く。

- 2 連携対応グループは、本部長が連携対応業務の必要性にあわせて設置又は解散する。
- 3 連携対応グループにグループ統括リーダー、副統括リーダー及びグループ員を置く。
- 4 グループ統括リーダー及び副統括リーダーは、本部長が指名する。
- 5 グループ員は前条第5項及び第7項の規定に基づき連携対応グループの業務に従事する職員として指名された職員とし、別表第7に掲げる事務を所掌する。
- 6 本部長は、連携対応グループについて必要があると認めるときは、別表第7に掲げる以外のグループを設置することができる。

(本部会議)

**第6条** 本部長は、災害応急対策について協議するため、必要に応じて災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を招集し、主宰する。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長、本部付及び本部員をもって構成する。
- 3 本部会議は、原則として、対策本部設置後2時間以内に開催し、以後は、必要に応じて開催するものとする。
- 4 第9条第5項に規定する地方本部長及び支部長は必要に応じ、テレビ会議により本部会議に出席するものとする。

(統括司令部内の会議)

**第7条** 統括司令部内に、災害応急対策について協議するため、別表第8に掲げる会議を置く。

(統括司令部及び各対策部の職員の派遣)

**第8条** 本部長は、必要があると認めるときは、統括司令部又は各対策部に所属する職員を、地方本部、支部又は市町に派遣することができる。

(地方本部及び支部)

- 第9条** 地方局における災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、対策本部に地方本部を置き、地方本部に支部を置く。
- 2 地方本部及び支部の名称、位置及び所管区域は、別表第9のとおりとする。
  - 3 地方本部及び支部の設置基準並びに職員の参集基準及び配備基準は、別表第10のとおりとする。
  - 4 地方本部及び支部の組織は別表第11のとおりとし、別表第12に掲げる事務を所掌する。
  - 5 地方本部に地方本部長を置き、支部に支部長を置く。
  - 6 地方本部長は各地方局長をもって充て、支部長は各支局長をもって充てる。
  - 7 地方本部長は、必要があると認めるときは、別表第12に掲げる班を構成する課室を変更することができる。
  - 8 その他の地方本部及び支部の職員は、別表第13の職員及び統括司令部等応援職員をもって充てるほか、災害応急対策を円滑に実施するため、本部長が予め職員を指名するものとする。

**第10条** 地方本部長は、災害応急対策について協議するため、必要に応じて災害対策本部地方本部会議（以下「地方本部会議」という。）を招集し、主宰する。

- 2 地方本部会議は、地方本部長、支部長及び別表第13の職員（地方司令部の各副班長及び地方司令室室長補佐を除く。）をもって構成する。
- 3 地方本部会議は、原則として、地方本部設置後2時間以内に開催し、以後は、必要に応じて開催するものとする。

**第11条** 第7条の規定は、地方本部長が当該地方本部における災害応急対策等について協議する必要がある場合について準用する。

**第12条** 地方本部長は、必要があると認めるときは、所属職員を市町に派遣することができる。

（現地災害対策本部）

**第13条** 本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な災害応急対策を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

- 2 現地本部は、被災地を主として所管する地方本部又は支部に設置する。その際、当該地方本部又は支部の組織は現地本部に包含される。

**第14条** 現地本部の長（以下「現地本部長」という。）は、副本部長、本部付、本部員、地方本部長及び支部長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。
- 3 現地本部員は、統括司令部又は各対策部の職員のうちから本部長が指名する者及び現地本部を設置した地方本部又は支部の職員をもって充てる。

**第15条** 本部長は、現地本部を設置したときは、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するために必要な権限を現地本部長に委任することができる。

**第16条** 本部長は、現地における災害応急対策がおおむね完了したと判断した場合に、現地本部を解散する。

（被災市町支援班）

**第17条** 本部長は、被災した市町の支援のため特に必要があると認めるときは、統括司令部、各対策部、地方本部又は支部の職員のうちから職員を指名して被災市町支援班を構成し、当該市町へ派遣することができる。

（県外連絡部）

**第18条** 本部長は、災害応急対策に関し、国会、各省庁、公共機関、地方行政機関等との

連絡事務を円滑に処理するため、必要に応じ、県外連絡部を置く。

- 2 県外連絡部の名称、位置及び所掌事務は、別表第14のとおりとする。
- 3 県外連絡部に県外連絡部長を置き、東京事務所長をもって充てる。
- 4 県外連絡部に県外連絡部職員を置き、県外連絡部職員は東京事務所所属職員とする。

### 第3章 災害警戒本部

(警戒本部)

**第19条** 警戒本部の組織は別表第15のとおりとする。

- 2 警戒本部に本部長（以下「警戒本部長」という。）を置く。
- 3 警戒本部長は、防災安全統括部長をもって充てる。
- 4 警戒本部に災害警戒室及び対策部を置く。
- 5 災害警戒室は、別表第16に掲げる事務を所掌する。
- 6 災害警戒室の職員は別表第17の職員をもって充てるほか、第4条第5項の規定に基づき本部長が指名する職員とし、災害警戒室長が災害応急業務の必要性にあわせて順次招集するものとする。
- 7 対策部は別表第5に掲げる事務を所掌する。
- 8 対策部の職員は別表第6の職員をもって充てるほか、対策部を構成する各課室の職員とし、各対策部長が災害応急業務の必要性にあわせて順次招集するものとする。

(災害警戒本部会議)

**第20条** 警戒本部長は、災害応急対策について協議するため、必要に応じて災害警戒本部会議（以下「警戒本部会議」という。）を招集し、主宰する。

- 2 警戒本部会議は、警戒本部長、災害警戒室長及び各対策部長をもって構成する。

(地方災害警戒本部)

**第21条** 警戒本部に地方本部（以下「地方警戒本部」という。）を置き、地方警戒本部に支部（以下「地方警戒支部」という。）を置く。

- 2 地方警戒本部及び地方警戒支部の名称、位置及び所管区域は別表第18のとおりとする。
- 3 地方警戒本部及び地方警戒支部の設置基準並びに職員の参集基準及び配備基準は、別表第10のとおりとする
- 4 地方警戒本部の組織は別表第19のとおりとし、別表第20に掲げる事務を所掌する。
- 5 地方警戒本部に地方本部長を置き、地方警戒支部に支部長を置く。
- 6 地方本部長は各地方局長をもって充て、支部長は各支局長をもって充てる。
- 7 地方本部長は、必要があると認めるときは、別表第20に掲げる班を構成する課室を変更することができる。
- 8 地方警戒本部及び地方警戒支部の職員は別表第21の職員をもって充てるほか、地方警戒本部及び地方警戒支部を構成する各課室の職員とし、地方本部長が災害応急業務の必要性にあわせて順次招集するものとする。

**第22条** 第20条の規定は、地方本部長が当該地方警戒本部における災害応急対策等について協議する必要がある場合について準用する。

**第23条** 地方本部長は、必要があると認めるときは、所属職員を市町に派遣することができる。

(現地災害警戒本部の設置等)

**第24条** 第13条から第16条までの規定は、警戒本部長が、災害の現地において緊急に統一



的な災害応急対策を実施する必要があると認め、現地災害警戒本部を設置する場合に準用する。

- 2 前項に定めるもののほか、原子力災害時において、南予地方局八幡浜支局管内に現地災害警戒本部を設置した場合の取扱いは、別に定める。

## 第4章 服務

(職員参集及び配備計画の整備)

**第25条** 副統括司令、各対策部長及び各地方本部長は、災害応急対策を円滑に実施するため、別表第1及び別表第10に基づき、それぞれ統括司令部、各対策部及び各地方本部の職員参集及び配備計画（以下「職員参集・配備計画」という。）をあらかじめ整備するものとする。

- 2 職員参集・配備計画は、勤務時間外、休日等に発生した災害においても、所属する職員が迅速に対応できるように、職員の居住地等を考慮して整備するものとする。

(緊急参集)

**第26条** 職員は、勤務時間以外の時間に、対策本部又は警戒本部が設置されたとき、又は大規模災害の発生を覚知したときは、職員参集・配備計画に定めるところにより、直ちに勤務公署に参集するものとする。

- 2 職員は、交通機関の不通や道路の決壊等により、登庁できない場合は、最寄の自己の所属する部局の関係機関に参集し、災害応急業務に従事するものとする。
- 3 職員は、所属する機関に参集することができない場合は、所属長に連絡し、その指示を受けるものとする。

(適用除外)

**第27条** 前2条の規定は、統括司令部等応援職員については、適用しない。

## 第5章 雑則

(事務局)

**第28条** 対策本部及び警戒本部を設置しない間における対策本部又は警戒本部に関する庶務は、県民環境部防災局防災危機管理課で処理する。

(その他)

**第29条** この要綱に定めるもののほか、対策本部及び警戒本部に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成22年6月11日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年6月16日から施行する。  
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成30年12月10日から施行する。  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和元年5月23日から施行する。  
この要綱は、令和元年7月16日から施行する。  
この要綱は、令和元年10月9日から施行する。  
この要綱は、令和2年2月20日から施行する。  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和2年6月1日から施行する。  
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

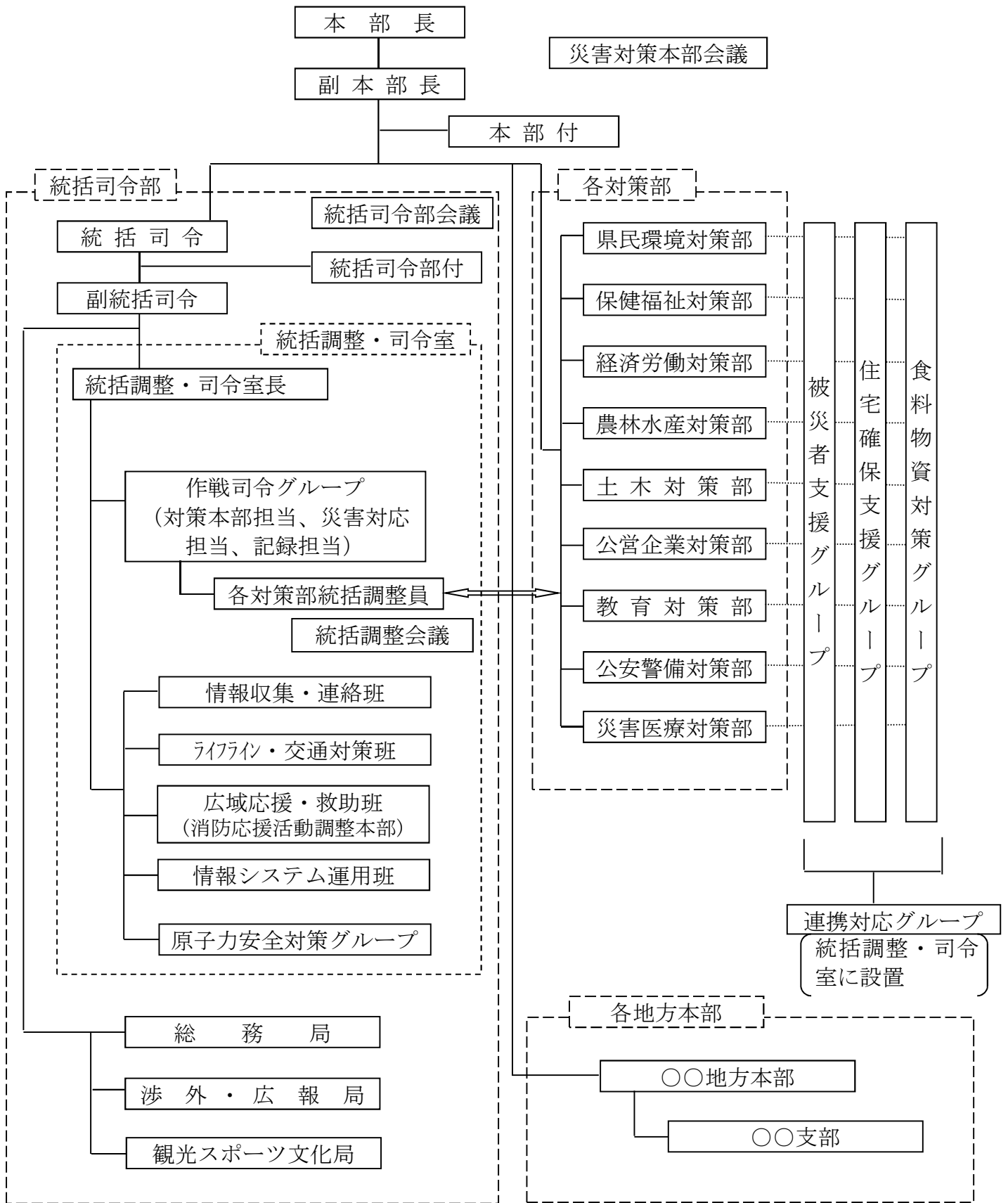
災害対策本部及び災害警戒本部 設置・参集・配備基準

種類		設置基準	参集基準	配備基準
風水害等一般災害	災害警戒本部	① 県内に気象業務法第13条第1項に基づく警報が発表されたとき(波浪、大雪、高潮警報を除く) ② その他知事が必要と判断するとき	初期の情報収集活動を実施するために必要な人員	同左 ※ 災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
	災害対策本部	① 県内に気象業務法第13条の2第1項に基づく特別警報が発表されたとき ② 相当規模の災害が発生し、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事が判断するとき ③ その他知事が必要と判断するとき	大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員	同左
地震・津波災害	災害警戒本部	① 県内で最大震度5弱の揺れが発生したとき ② 県内沿岸に津波注意報が発表され被害が発生したとき ③ 県内沿岸に津波警報が発表されたとき ④ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき ⑤ その他知事が必要と判断するとき	災害応急対策を実施するために必要な人員	同左 ※ 災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
		① 県内で最大震度5強の揺れが発生したとき ② その他知事が必要と判断するとき	職員の1/3	情報収集活動及び初期の災害応急対策を実施するために必要な人員
	災害対策本部	① 県内で最大震度6弱以上の揺れが発生したとき ② ①未満の震度であっても、県内の被害程度が甚だしく、若しくは本県を含め複数の県が被災する広域災害で、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事が判断するとき ③ 県内沿岸に大津波警報が発表されたとき ④ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき ⑤ その他知事が必要と判断するとき	全職員	県の組織をあげて大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員
原子力災害	災害警戒本部	① 警戒事態(愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)で定める県災害対策本部等の判断基準別表1の事態)が発生したとき ② その他知事が必要と判断するとき	災害応急対策を実施するために必要な人員	同左 ※ 災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
	災害対策本部	第1配備 ① 施設敷地緊急事態(愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)で定める県災害対策本部等の判断基準別表2の事態)が発生したとき ② その他知事が必要と判断するとき	左記の特定事象時に係る災害応急対策を実施するために必要な人員	同左
		第2配備 ① 全面緊急事態(愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)で定める県災害対策本部等の判断基準別表3の事態)が発生したとき ② その他知事が必要と判断するとき	左記の緊急事態発生時に係る災害応急対策を実施するために必要な人員	同左

(注)・地震・津波災害にあつては、県内で最大震度4の揺れが発生したとき又は津波注意報が発表されたときは、県民環境部防災局職員及び関係課職員による情報収集を行う警戒体制をとる。  
・その他、県内で大雪等により被害が発生するおそれのあるときは、県民環境部防災局、地方局総務県民課(支局総務県民室)及び市町等による連絡体制をとり、松山地方気象台から「大雪に対する一層の警戒を呼びかける情報」が発表された場合には、災害応急業務の必要性に合わせ、県民環境部防災局職員及び関係課職員による情報収集を行う警戒準備体制又は警戒体制をとる。

別表第2 (第3条関係)

災害対策本部組織図



別表第3（第4条関係）

統括司令部所掌事務

部		局・グループ		分掌事務
統括司令部	統括調整・司令部室	作戦司令グループ	対策本部担当	・ 災害対策本部の設置及び解散の検討に関する事
				・ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関する事
				・ 災害対策本部会議等の招集に関する事
				・ 災害対策本部情報の作成に関する事
				・ 災害対策本部長への報告に関する事
				・ 消防庁災害即報の作成及び報告に関する事
				・ 災害対策本部会議等各種会議資料及び記者発表用資料の原案の作成に関する事
				・ 現地災害対策本部の設置に関する事
				・ 災害警戒及び注意喚起の発信に関する事
				・ 事務分掌外事案に係る対応調整に関する事
		各対策部統括調整員	・ 所管対策部の応急対策等の把握に関する事	
			・ 作戦司令グループからの所管対策部への応急対策等の指示に関する事	
			・ 所管対策部の応急対策等の進捗管理に関する事	
		災害対応担当	・ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関する事	
			・ 災害応急対策に必要な情報の収集・整理に関する企画及び進行管理に関する事	
			・ 被災市町への被害状況等収集要員の派遣の要否の決定に関する事	
・ 統括司令部及び各対策部が収集した情報の分析及び重要な情報の確認に関する事				
・ 市町からの応急対応要請の総合調整に関する事				
・ 国現地対策本部との連絡調整に関する事				
・ 災害対策基本法第60条第6項の規定による避難指示に関する事				
・ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊、自衛隊、第六管区海上保安本部、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請（他部の所管に属する事項を除く。）の要否の決定に関する事				
記録担当	・ 収集情報の記録・整理に関する事			
	・ 地図情報の統括に関する事			
	・ 災害資料の作成に関する事			
情報収集・連絡班	・ 市町、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集に関する事			
	・ 市町への情報提供に関する事			
	・ 各対策部からの被害状況の収集に関する事			
	・ 県警との被害状況に関する情報の相互提供及び確認に関する事			
	・ 作戦司令グループからの指示による市町等関係機関、各対策部への連絡に関する事			

統 括 司 令 部	統 括 調 整 ・ 司 令 室	情報収集・連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関すること</li> <li>避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集及び各対策部等への伝達に関すること (被災者支援グループ)</li> </ul>
		ライフライン ・交通対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通（道路、鉄道等）の規制、運行等に関する情報の取りまとめ、整理及び記録並びに各対策部等への伝達に関すること</li> <li>交通（道路）の規制、運行等に関する情報収集に関すること</li> <li>災害派遣等従事車両証明に関すること</li> <li>ライフライン（電気・ガス・水道・通信）の被害状況及び復旧状況に関する情報の取りまとめ、整理及び記録並びに各対策部等への伝達に関すること</li> <li>ライフライン（電気及び工業用水）の被害状況等に関する情報収集に関すること</li> <li>ライフライン（ガス）の被害状況等に関する情報収集に関すること</li> <li>ライフライン（水道施設）の被害調査及び災害応急対策に関すること</li> <li>ライフライン（通信）の被害状況等に関する情報収集に関すること</li> <li>四国運輸局、愛媛県トラック協会等への運送要請に関すること (食料物資対策グループ)</li> <li>支援物資等の航空輸送の調達手配に関すること (食料物資対策グループ)</li> <li>支援物資等の輸送に係る臨時ヘリポートの確保に関すること (食料物資対策グループ)</li> <li>支援物資等の輸送に係る空港の時間外使用に関すること (食料物資対策グループ)</li> <li>支援物資等の輸送に係る鉄道事業者への輸送応援要請に関すること (食料物資対策グループ)</li> </ul>
		広域応援・救助班 (消防応援活動調整本部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>救助部隊（陸上・航空）の活動調整に関すること</li> <li>ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記録に関すること</li> <li>救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関すること</li> </ul>

統 括 司 令 部	統 括 調 整 ・ 司 令 室	広域応援・救助班 (消防応援活動調整本部)		<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊、自衛隊、第六管区海上保安本部、指定行政機関、指定地方行政機関及び他都道府県の活動調整（他部の所管に属する事項を除く。）に関する事</li> </ul>				
				<ul style="list-style-type: none"> <li>救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関する事</li> </ul>				
				<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者搬送に使用する車両、ヘリコプター、船艇等の確保に関する事</li> </ul>				
				<ul style="list-style-type: none"> <li>県備蓄物資の供給手配に関する事 (食料物資対策グループ)</li> </ul>				
				<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊に対する炊き出し等の要請に関する事 (食料物資対策グループ)</li> </ul>				
	情報システム 運用班			<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報システムの機能確保に関する事</li> <li>災害情報システムを使用した被災地映像等の受発信に関する事</li> <li>気象情報等の収集及び市町への伝達に関する事</li> <li>消防防災GISの運用に関する事</li> <li>通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関する事</li> <li>臨時災害放送局の開設支援など、住民への情報伝達手段の確保に関する事</li> <li>自衛隊の通信支援の受入れに関する事</li> <li>マスメディア（テレビ等）のモニタリングによる情報収集及び記録に関する事</li> <li>県ホームページを活用した各種情報提供に関する事</li> </ul>				
				グ ル ー プ	原 子 力 安 全 対 策	原子力防災担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線防護対策に関する事</li> <li>原子力行政機関及び事業所等との連絡調整に関する事</li> <li>県オフサイトセンターとの連絡調整に関する事</li> </ul>	
						原子力監視担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故情報・プラント情報等の把握に関する事</li> <li>緊急時モニタリングに関する事</li> <li>気象情報等に関する事</li> </ul>	
				総 務 局	総務班		本部運営後方支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部会議の開催に係る補助に関する事</li> <li>関係機関連絡員室の設置に関する事</li> <li>本部業務に必要な場所の確保に関する事</li> <li>自衛隊派遣部隊等の受入体制の確保に関する事</li> <li>地方本部の運営支援に関する事</li> </ul>
							財産管理・庁舎管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>県有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事</li> <li>統括司令部の入室管理に関する事</li> <li>県庁舎への車両駐車規制に関する事</li> <li>県有車両の集中管理に関する事（防災対策専用車両を除く）</li> <li>庁舎内被災者及び帰宅困難者の対応に関する事</li> </ul>

統 括 司 令 部	総 務 局	総務班	庶務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括調整・司令室内職員の出張等の庶務に関する事</li> <li>・ 災害対策本部の物品、食料、寝具等の確保に関する事</li> <li>・ 統括司令部の対応要員の確保及びローテーションに関する事</li> </ul>	
			激甚災害取りまとめ業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 激甚災害に関する取りまとめに係る業務に関する事</li> </ul>	
			私学関係業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私立学校の被害状況の収集及び応急対策に関する事</li> <li>・ 私立学校応急対策に関する教育対策部学校対策班との連携に関する事</li> </ul>	
			生活再建支援関係業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の実施に関する事</li> </ul>	
			職員派遣調整業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内市町間の職員派遣調整に関する事</li> <li>・ 県・市町間の職員派遣調整に関する事</li> </ul>	
			職員管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員（家族も含む）の被災状況の把握に関する事</li> <li>・ 職員の非常招集に関する事</li> <li>・ 災害対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関する事</li> <li>・ 災害時における職員の動員に関する事</li> </ul>	
			支援職員管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、他都道府県等からの支援職員の全体把握に関する事</li> <li>・ 国、他都道府県等からの支援職員の派遣調整（他部の所管に属する事項を除く。）に関する事</li> <li>・ 国及び他都道府県の災害応援職員の受入れ、身分取扱い及び宿舎確保に関する事</li> </ul>	
			職員厚生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部職員等の保健衛生に関する事</li> <li>・ 災害応急対策のための要請に係る職員互助会及び共済組合との連携に関する事</li> <li>・ 職員の災害補償に関する事</li> <li>・ 被災職員の住宅確保の支援に関する事</li> </ul>	
			財務班	財務関係業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定金融機関等の営業状況の情報収集に関する事</li> <li>・ 営業時間の延長、休日臨時営業等の非常金融措置に係る日本銀行との協議及び金融機関へのあっせん、指導に関する事</li> </ul>
				義援金業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 義援金の受付及び公表等に関する事</li> </ul>



統 括 司 令 部	渉 外 ・ 広 報 局	渉外・視察班	渉外業務（他部の所管に属する事項を除く）
			・ 国への要望に関すること
			・ 国への要望等に係る東京地方連絡部との連絡調整に関すること
			視察・接遇業務（他部の所管に属する事項を除く）
			・ 本部長及び副本部長の被災地の視察、慰問、激励等に関すること
	・ 皇室の災害見舞の対応に関すること		
	・ 大臣等主要来県者の視察に関すること		
	・ 国会議員の視察、他都道府県の職員の視察等に関すること		
	広 報 ・ 広 聴 班	広報・広聴班	報道業務
			・ 災害対策本部のプレス発表に関すること
			・ 報道機関からの照会に対する対応に関すること
			・ 臨時災害放送局との情報連携・提供に関すること
			・ 報道機関への緊急報道要請に関すること
			・ 報道機関に提供する公表資料作成に係る対策本部担当との連携に関すること
			広報業務
・ 災害広報活動の実施に関すること			
・ 災害対策本部長による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関すること			
・ 県民への生活関連情報の提供に関すること			
・ 県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関すること			
・ 在県外国人への情報提供に関すること			
観 光 ス ポ ー ツ 文 化 局	スポーツ文化班	文化施設・所管県営体育施設関係業務	
		・ 文化施設及び所管県営体育施設の被害調査及び災害応急対策等に関すること	
	観光交流班	観光・国際関係業務	
		・ 観光施設の被害調査及び災害応急対策に関すること	
		・ 観光客の避難状況等の把握に関すること	
		・ 観光客の避難その他災害応急対策に関すること (被災者支援グループ)	
		・ 風評被害対策に関すること	
・ 外国からの応援活動に係る支援に関すること			
・ 外国人に情報提供等が必要となった場合の支援に関すること (被災者支援グループ)			

広域応援・救助班に必要に応じ、航空運用調整班を設置するものとし、その内容は別に定める。

別表第4（第4条関係）

統括司令部の職員

部	対策本部の役職名		職員	
統括司令部	統括司令		副知事（防災担当）	
	副統括司令		防災安全統括部長	
	統括調整・司令室	統括調整・司令室長		県民環境部防災局長
		作戦司令グループ	作戦司令グループ長	防災危機管理課長
			作戦司令グループ対策本部担当チーフ	防災危機管理課主幹
			作戦司令グループ対策本部担当サブチーフ	防災危機管理課南海トラフ対策グループ担当係長
			作戦司令グループ各対策部統括調整員	各部局幹事課長補佐 ※総務部、企画振興部、観光スポーツ文化部、出納局を除く
			作戦司令グループ災害対応担当チーフ	危機管理監
			作戦司令グループ災害対応担当サブチーフ	防災危機管理課防災企画グループ担当係長
			作戦司令グループ記録担当チーフ	防災危機管理課防災訓練係長
		情報収集・連絡班長		防災危機管理課主幹
		情報収集・連絡班副班長		市町振興課主幹
	ライフライン・交通対策班長		消防防災安全課主幹	
	ライフライン・交通対策班副班長		消防防災安全課交通安全推進係長	
	ライフライン・交通対策班副班長		消防防災安全課保安係長	
	広域応援・救助班長		消防防災安全課長	
	広域応援・救助班副班長		消防防災安全課主幹	
	情報システム運用班長		スマート行政推進課長	
	情報システム運用班副班長		スマート行政推進課主幹 デジタルシフト推進課主幹 防災危機管理課主幹	
	原子力安全対策グループ	原子力安全対策グループ長		原子力安全対策課長
原子力防災担当チーフ		原子力安全対策課長		
原子力防災担当サブチーフ		原子力安全対策課主幹		
原子力監視担当チーフ		原子力安全対策推進監		
原子力監視担当サブチーフ		原子力安全対策課技幹 原子力安全対策課主幹(技術)		

部	対策本部の役職名	職 員	
統 括 司 令 部	総務局	総務局長	総務部長
		総務局副局長	総務管理局長 行財政改革局長
		総務局総務班長	総務管理課長
		総務局総務班副班長	私学文書課長
		総務局応援職員調整班長	人事課長
		総務局応援職員調整班副班長	市町振興課長 行革分権課長
		総務局職員厚生班長	職員厚生室長
		総務局職員厚生班副班長	職員厚生室主幹
		総務局財務班長	会計課長
		総務局財務班副班長	審査課長
	渉外・広報局	渉外・広報局長	企画振興部長
		渉外・広報局副局長	秘書広報統括監 政策企画局長 デジタル戦略局長
		渉外・広報局渉外・視察班長	総合政策課長
		渉外・広報局渉外・視察班副班長	総合政策課課長補佐
		渉外・広報局広報・広聴班長	広報広聴課長
		渉外・広報局広報・広聴班副班長	広報広聴課主幹
	観光スポーツ文化局	観光スポーツ文化局長	観光スポーツ文化部長
		観光スポーツ文化局副局長	スポーツ局長 文化局長 観光交流局長
		観光スポーツ文化局スポーツ文化班長	地域スポーツ課長
観光スポーツ文化局スポーツ文化班副班長		文化振興課長	
観光スポーツ文化局観光交流班長		観光国際課長	
観光スポーツ文化局観光交流班副班長		観光国際課主幹	

別表第5（第4条・第19条関係）

各対策部所掌事務

部	班名等	分掌事務		
県民環境対策部	県民生活対策班	・ 生活関連物資の価格需給動向の調査、情報提供及び国の緊急措置の要請に関すること		
		・ 生活必需物資の調達・運搬に関すること (食料物資対策グループ)		
		・ NPO・ボランティア活動の支援に関すること (被災者支援グループ)		
	環境対策班	・ 被災者生活再建支援法関係業務に関すること		
		・ 飲料水及び生活用水の確保並びに供給に関すること (食料物資対策グループ)		
		・ 有害物質による二次災害未然防止対策に関すること		
		・ ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策に関すること		
		・ 廃棄物処理施設の被害調査及び災害応急対策に関すること		
		・ 廃棄物等の処理に係る県民、事業者の指導に関すること		
		・ えひめ産業資源循環協会及び愛媛県浄化槽協会への応援要請に関すること		
		・ 損壊家屋の解体に関すること		
		・ 災害廃棄物仮置場の確保に関すること		
		・ 災害廃棄物処理実行計画に関すること		
		・ 愛媛県がれき・残骸物処理マニュアルの運用に関すること		
		・ 仮設トイレの確保に関すること (被災者支援グループ)		
		・ 自然公園施設等の災害応急対策に関すること		
		保健福祉対策部	保健福祉対策班	・ 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関すること
				・ 災害弔慰金、災害障害見舞金等に関すること
				・ 義援金の配分に関すること
・ 災害援護資金に関すること				
・ 日本赤十字社愛媛県支部との連絡調整に関すること (食料物資対策グループ)				
・ 社会福祉施設（他の所管に属するものを除く）の災害対策及び情報収集伝達に関すること				
・ 社会福祉入所施設（他の所管に属するものを除く）被災等に伴う緊急入所可能施設の情報提供に関すること (被災者支援グループ)				
・ 福祉避難所開設等支援に関すること (被災者支援グループ)				
・ 県災害救援ボランティア本部に対する支援に関すること (被災者支援グループ)				
・ 市町ボランティア本部との連携調整に関すること (被災者支援グループ)				
・ 総合的ボランティアニーズの把握及び分析に関すること (被災者支援グループ)				
・ ボランティアの要請、受入、登録及び派遣に係る調整に関する				

保健福祉対策部	保健福祉対策班	こと (被災者支援グループ)
	・保健福祉課 ・医療保険課	・保健師等の派遣に関すること (被災者支援グループ)
	健康衛生対策班	・被災地の感染症予防に関すること (被災者支援グループ)
		・被災者に対する保健指導、栄養指導に関すること (被災者支援グループ)
		・健康調査及び健康診断の実施に関すること (被災者支援グループ)
		・被災妊産婦、新生児の保健医療に関すること (被災者支援グループ)
		・感染症指定医療機関等防疫関係施設の被害調査及び災害応急対策に関すること
		・精神科病院の被害調査及び災害応急対策に関すること
		・難病患者対策に関すること
		・被災者の心のケア対策に関すること (被災者支援グループ)
		・環境衛生の確保に関すること
		・火葬場の被害調査及び災害応急対策に関すること
		・死体の埋火葬等処理に関すること
		・と畜場の被害調査及び災害応急対策に関すること
		・被災地における愛玩動物の保護対策に関すること (被災者支援グループ)
		・災害時におけるへい死獣に関すること
	・食品衛生の確保に関すること (被災者支援グループ)	
	・避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること (被災者支援グループ)	
	・放射能汚染を受け、又は受けたおそれのある飲料水源の使用規制及び飲食物の規制制限に関すること (原子力災害)	
	福祉対策班	・被災児童、ひとり親世帯の援護に関すること
・被災ひとり親世帯等に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関すること		
・被災障がい者の援護に関すること		
・意思疎通支援者の派遣に関すること		
・点字資料の作成に関すること		
・被災老人の援護に関すること		
・社会福祉施設 (児童福祉施設、障がい者福祉施設、老人福祉施設、老人保健施設、有料老人ホーム等) 及び私立幼稚園の被害調査、災害応急対策及び情報収集に関すること		
・社会福祉入所施設 (児童福祉施設、障がい者福祉施設、老人福祉施設、老人保健施設、有料老人ホーム等) 被災等に伴う緊急入所可能施設の情報提供に関すること (被災者支援グループ)		

経 済 労 働 対 策 部	産 業 雇 用 対 策 班  ・ 産業政策課 ・ 企業立地課 ・ 労政雇用課	・ 中小企業関係の激甚災害指定に係る被害の取りまとめに関する こと
		・ 船舶輸送の要請に関する こと  (食料物資対策グループ)
		・ 企業等からの義援物資の受け入れ窓口の設置及び配分に関する こと  (食料物資対策グループ)
		・ 生活必需品調達等に係る大阪事務所との調整に関する こと  (食料物資対策グループ)
		・ 事業再開に係る相談窓口の設置に関する こと
		・ 専門家の派遣等事業再開に係る支援に関する こと
		・ 鉱山及び旧廃止鉱山（他の所管に属するものを除く）の被害調 査及び災害応急対策に関する こと
		・ 被災後の労働相談に関する こと
		・ 被災離職者の再就職促進のための職業能力開発に関する こと
		・ 愛媛労働局との連絡調整に関する こと
	・ 被災者に対する雇用保険の特別措置に関する こと	
	産 業 支 援 対 策 班  ・ 産業創出課 ・ 産業人材課 ・ 経営支援課	・ 被災中小企業に対する技術相談に関する こと
		・ 中小企業の災害応急対策に関する こと
		・ 商工関係施設（他の所管に属するものを除く）の災害応急対策 に関する こと
		・ 中小企業相談窓口の設置、相談会の開催に関する こと
		・ 緊急物資（食料・生活必需品）の調達及びあっせんに関する こと  (食料物資対策グループ)
		・ 市町からの生活必需品等供給応援要請の受付及び把握に関する こと  (食料物資対策グループ)
		・ 生活必需品等供給に係る被災地外市町への供給調整及び斡旋に 関する こと  (食料物資対策グループ)
		・ 国の機関に対する生活必需品等供給に係る応援要請に関する こと  (食料物資対策グループ)
		・ 中小企業に対する災害金融支援に関する こと
・ セーフティネット指定に向けた調査の実施に関する こと		
・ 労働者の確保に関する こと		
・ 被災者の就職支援に関する こと		

農 林 水 産 対 策 部	農政企画対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産物、農林水産関係施設の被害の取りまとめに関する事</li> <li>と</li> <li>・ 農作物等の被害情報の収集に関する事</li> <li>・ 農林水産関係の激甚災害指定の取りまとめに関する事</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農政課</li> <li>・ 農地・担い手対策室</li> <li>・ 農業経済課</li> <li>・ ブランド戦略課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業団体に対する災害応急対策の応援協力要請に関する事</li> <li>・ 被災農家に対する支援対応に関する事</li> <li>・ 農業者の災害金融に関する事</li> <li>・ 農業保険に関する事</li> <li>・ 信用事業に関する事</li> <li>・ 風評被害に関する事</li> </ul>
	農業対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地、農業用施設等の被害調査及び災害応急対策に関する事</li> <li>・ 海岸及び地すべり防止施設の被害調査及び災害応急対策に関する事</li> <li>・ 米麦、雑穀類の被害情報の収集に関する事</li> <li>・ 園芸作物の被害情報の収集に関する事</li> <li>・ 農作物等の災害技術対策に関する事</li> <li>・ 二次災害防止のための農業協同組合又は農家への指導及び指示に関する事</li> <li>・ 市町からの食料供給応援要請の受付及び把握に関する事 (食料物資対策グループ)</li> <li>・ 食料供給に係る協定締結団体等への要請に関する事 (食料物資対策グループ)</li> <li>・ 食料品供給に係る被災地外市町への供給調整及び斡旋に関する事 (食料物資対策グループ)</li> <li>・ 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関する事 (食料物資対策グループ)</li> <li>・ 被災畜産家に対する支援対応に関する事</li> <li>・ 家畜、畜産物、畜産施設の被害情報の収集及び災害応急対策に関する事</li> <li>・ 家畜飼料及び畜産物の斡旋に関する事</li> <li>・ 二次災害防止のための畜産家への指導及び指示に関する事</li> <li>・ 放射能汚染を受け、又は受けたおそれのある農作物、畜産物、家畜及び家きんの出荷及び出荷制限並びにその廃棄処分に関する事 (原子力災害)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地整備課</li> <li>・ 農産園芸課</li> <li>・ 畜産課</li> </ul>	
	林業対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林産物及び林道の被害調査及び災害応急対策に関する事</li> <li>・ 放射能汚染を受け、又は受けたおそれのある林産物の集荷及び出荷等の制限並びにその操業処分等に関する事 (原子力災害)</li> <li>・ 災害対策用木材等の斡旋に関する事</li> <li>・ 被災林業家に対する支援対応に関する事</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業政策課</li> <li>・ 森林整備課</li> </ul>	

農 林 水 産 対 策 部	林業対策班  ・ 林業政策課 ・ 森林整備課	・ 二次被害防止のための森林組合又は林業家への指導及び指示に関すること		
		・ 林業金融に関すること		
		・ 造林地等の被害情報の収集に関すること		
		・ 治山関係の被害調査及び災害応急対策に関すること		
		・ 森林火災の被害調査に関すること		
	水産業対策班  ・ 漁政課 ・ 水産課 ・ 漁港課	・ 水産施設、水産物等の被害調査及び災害応急対策に関すること		
		・ 水産金融に関すること		
		・ 水産被害状況の把握及び対策に関すること		
		・ 緊急物資（水産物）の調達及び斡旋に関すること		
		・ 所管取締船舶による海上輸送に関すること (食料物資対策グループ)		
		・ 海上輸送に係る漁船調達の要請に関すること (食料物資対策グループ)		
		・ 被災漁家に対する支援対応に関すること		
		・ 二次被害防止のための漁業協同組合又は漁家への指示・要請に関すること		
		・ 漁港施設、漁港海岸の被害情報の収集及び災害応急対策に関すること		
		・ 防災拠点漁港の漁港施設の応急復旧、航路啓開等緊急輸送機能の確保に関すること		
		・ 防災拠点漁港の漁港施設を利用した緊急物資集積場所の確保に関すること (食料物資対策グループ)		
		・ 原子力災害時の海上モニタリングの支援に関すること（原子力災害）		
		土 木 対 策 部	土木管理対策班  ・ 土木管理課 ・ 技術企画室 ・ 用地課	・ 土木災害対策の総合調整に関すること
				・ 災害対策用資機材の確保の調整に関すること
・ 建設業者に対する災害対策指導に関すること				
・ 国等機関との対応に関すること				
・ 建設業者の確保対策に関すること				
・ 各種土木部災害情報システムの復旧に関すること				
・ がれき、残骸物の仮置き用公共空地の調査に関すること				
・ 取得済公共用地の被害調査及び災害応急対策への応急使用に関すること				
河川港湾対策班  ・ 河川課 ・ 港湾海岸課 ・ 砂防課	・ 水防本部及び水防活動に関すること			
	・ 河川及びダム施設の被害調査及び災害応急対策に関すること			
	・ 水防資器材の調達に関すること			
	・ 公共土木施設災害の情報収集、伝達に関すること			
	・ 河川・砂防情報システムの復旧に関すること			
	・ 河川、海岸の津波、高潮対策に関すること			
・ 港湾施設、海岸保全施設の被害調査及び災害応急対策に関すること				



土 木 対 策 部	河川港湾対策班  ・河川課 ・港湾海岸課 ・砂防課	こと
		・ 港湾内の緊急物資集積場所の確保に関すること (食料物資対策グループ)
		・ 防災拠点となる港湾等の港湾施設の応急復旧に関すること
		・ 航路啓開等緊急輸送機能の確保に関すること
		・ 砂防施設等の被害調査及び災害応急対策に関すること
		・ 地すべり、がけ崩れ、土石流の災害対策に関すること
		・ 土砂災害警戒情報の伝達に関すること
	道路都市対策班  ・道路建設課 ・道路維持課 ・都市計画課 ・都市整備課 ・建築住宅課 ・営繕室	・ 斜面危険度判定に関すること
		・ 道路施設の被害調査及び災害応急対策に関すること
		・ 高速道路の被害状況把握に関すること
		・ 国道の被害状況把握に関すること
		・ 緊急輸送道路その他道路施設における緊急輸送機能の確保に関すること
		・ 都市施設の被害調査及び災害応急対策に関すること
		・ 都市復興計画の策定に関すること
		・ 被災宅地危険度判定に関すること
		・ 公営住宅の被害調査に関すること
		・ 建築物の災害復旧の技術指導に関すること
		・ 地震被災建築物応急危険度判定に関すること
		・ 住宅被災者に対する災害融資、建築・入居相談等支援に関する こと (住宅確保支援グループ)
		・ 応急仮設住宅の建設及び公営住宅への一時入居に関する こと (住宅確保支援グループ)
・ 応急仮設住宅に係る関係団体等との連絡調整に関する こと (住宅確保支援グループ)		
・ 災害時の公営住宅の供給及び指導等に関する こと (住宅確保支援グループ)		
・ 民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に 関する こと (住宅確保支援グループ)		
・ 県営住宅の災害応急対策に関する こと		
・ 被災建築物の緊急解体の技術支援に関する こと		
・ 営繕工事にかかる被災状況の把握に関する こと		
公 営 企 業 対 策 部	公 営 企 業 対 策 班 ・ 総務課 ・ 発電工水課	・ 発電施設及び工業用水施設の被害調査及び災害応急対策に 関する こと
		・ 電力及び工業用水の応急対策及び供給に関する こと
		・ 工業用水施設の復旧に係る広域支援に関する こと
教	管 理 班	・ 教職員の動員及び調整に関する こと

<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育総務課</li> <li>・教職員厚生室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他都道府県に対する応援教職員等の派遣要請及び受け入れ調整に関する事</li> <li>・教職員の災害補償に関する事</li> <li>・被災教職員の住宅確保に関する事</li> <li>・被災生徒に対する奨学資金の貸付に関する事</li> <li>・被災者電話教育相談窓口の開設に関する事</li> </ul>
	<p>学校対策班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育課</li> <li>・文化財保護課</li> <li>・保健体育課</li> <li>・義務教育課</li> <li>・高校教育課</li> <li>・人権教育課</li> <li>・特別支援教育課</li> </ul>

教育 対策 部	学校対策班 ・社会教育課 ・文化財保護課 ・保健体育課 ・義務教育課 ・高校教育課 ・人権教育課 ・特別支援教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立幼稚園、小中学校、県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校への避難所設置に伴う運営協力等に関すること</li> </ul> <p style="text-align: right;">(被災者支援グループ)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>休校その他学校管理に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財等の被害調査及び災害応急対策等に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の学校給食に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災児童生徒の保健、衛生に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食施設の災害時の活用に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>所管県有体育施設の災害応急対策及び連絡調整に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>所管船舶による海上輸送に関すること</li> </ul> <p style="text-align: right;">(食料物資対策グループ)</p>
公安 警備 対策 部	警備・交通 地域対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害警備活動に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び警察との連絡調整に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急通行車両の確認手続及び車両証の交付に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪予防等社会秩序維持に必要な対策の実施に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒区域・防護対策区域における立ち入り規制に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>他機関との連絡調整に関すること</li> </ul>
災害 医療 対策 部	災害医療対策班 ・医療対策課 ・薬務衛生課 ・県立病院課	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の医療救護に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>救護所の開設に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関等の被害調査及び災害応急対策に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>医師等医療従事者の確保及び派遣に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>死体の検案等処理に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ドクターヘリの運用に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害時における被災者の汚染の除去に関すること (原子力災害)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害医療救護に関すること (原子力災害)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>救急用医薬品及び医療材料の確保及び供給に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>輸血用血液の確保及び供給に関すること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>毒物、劇物による災害情報の収集伝達及び応急対策に関すること</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>県立病院の連絡・調整に関すること</li> </ul>		
(共通事項)		
各部	各部局幹事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>部内各班及び関係機関との連絡調整に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>部関係の災害情報の収集伝達に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>部関係の被害の取りまとめに関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>部関係の視察対応に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>部関係の応援職員に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>部内の災害応急対策の推進に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>部内職員の動員及び要員の確保に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>部内職員の安否の取りまとめに関すること</li> </ul>

別表第6（第4条・第19条関係）

対策部の職員

部	対策本部の役職名	職員
県民環境対策部	県民環境対策部長	県民環境部長
	県民環境対策部副部長	県民生活局長 環境局長
	県民生活対策班長	県民生活局長 県民生活課長 男女参画・県民協働課長
	環境対策班長	環境局長 環境政策課長 循環型社会推進課長
保健福祉対策部	保健福祉対策部長	保健福祉部長
	保健福祉対策部副部長	医療政策監（健康衛生局長） 社会福祉医療局長 生きがい推進局長
	保健福祉対策班長	社会福祉医療局長 保健福祉課長 医療保険課長
	健康衛生対策班長	健康衛生局長 健康増進課長 薬務衛生課技幹
	福祉対策班長	生きがい推進局長 障がい福祉課長 長寿介護課長
経済労働対策部	経済労働対策部長	経済労働部長
	経済労働対策部副部長	産業雇用局長 産業支援局長
	産業雇用対策班長	産業雇用局長 産業政策課長 労政雇用課長
	産業支援対策班長	産業支援局長 産業創出課長 産業人材課長 経営支援課長

部	対策本部の役職名	職 員
農林水産対策部	農林水産対策部長	農林水産部長
	農林水産対策部副部長	農政企画局長 農業振興局長 農業振興局技術監 森林局長 水産局長
	農政企画対策班長	農政企画局長 農政課長 農業経済課長
	農業対策班長	農業振興局長 農地整備課長 農産園芸課長
	林業対策班長	森林局長 林業政策課長 森林整備課長
	水産業対策班長	水産局長 漁政課長 水産課長
土木対策部	土木対策部長	土木部長
	土木対策部副部長	土木管理局長 土木管理局技術監 河川港湾局長 道路都市局長
	土木管理対策班長	土木管理局長 土木管理課長 技術企画室長
	河川港湾対策班長	河川港湾局長 河川課長 港湾海岸課長
	道路都市対策班長	道路都市局長 道路建設課長 道路維持課長

部	対策本部の役職名	職 員
公営企業対策部	公営企業対策部長	公営企業管理局長
	公営企業対策班長	公営企業管理局総務課長 発電工水課長
教育対策部	教育対策部長	副教育長
	教育対策部副部長	教育委員会事務局管理部長指導部長
	管理班長	教育委員会事務局管理部長 教育総務課長 教職員厚生室長
	学校対策班長	指導部長 義務教育課長 高校教育課長
公安警備対策部	公安警備対策部長	警察本部長
	警備・交通地域対策班長	交通部長 警備部長
災害医療対策部	災害医療対策部長	県立中央病院長
	災害医療対策部副部長	県立中央病院災害医療センター長
	災害医療対策班長	医療対策課長 薬務衛生課長 県立病院課長

別表第7（第5条関係）  
連携対応グループ 職員及び所掌事務

（被災者支援グループ）

区分	分掌事務	構成課
避難所支援 ・総合ニーズ把握 ・市町運営支援 ・避難場所確保 ・避難所環境整備	・ 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録に関すること	防災危機管理課
	・ 避難所運営等に係る県内市町職員の応援派遣の協力依頼に関すること	観光国際課
	・ 社会福祉入所施設被災等に伴う緊急入所可能施設の情報提供に関すること	循環型社会推進課
	・ 避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること	薬務衛生課
	・ 福祉避難所の開設に関すること	子育て支援課
	・ 教育施設の避難所開設等の協力に関すること	障がい福祉課
	・ 観光客、外国人の避難所受け入れ等に関すること	長寿介護課
	・ 被災地における愛玩動物の保護対策に関すること	義務教育課
	・ 仮設トイレの確保に関すること	高校教育課
被災者総合支援	・ 被災地の感染症予防に関すること	保健福祉課
	・ 被災者に対する保健指導、栄養指導に関すること	健康増進課
	・ 健康調査及び健康診断の実施に関すること	薬務衛生課
	・ 保健師等の派遣に関すること	
	・ 被災妊産婦、新生児の保健医療に関すること	
	・ 被災者に対する心のケアに関すること	
	・ 食品衛生の確保に関すること	
NPO・ボランティア支援	・ 総合的ボランティアニーズの把握及び分析に関すること	男女参画・県民協働課
	・ ボランティアの要請、受入、登録及び派遣に係る調整に関すること	保健福祉課
	・ 県災害救援ボランティア本部に対する支援に関すること	
	・ 市町ボランティア本部との連携調整に関すること	
	・ NPO・ボランティア活動の支援に関すること	

(住宅確保支援グループ)

区 分	分 掌 事 務
住宅確保支援	・ 応急仮設住宅の供与に関する事
	・ 公営住宅その他県が管理する住宅への一時入居に関する事
	・ 善意の住宅の紹介に関する事
	・ 被災住宅の応急修理に関する事
	・ 住宅被災者に対する災害融資、建築・入居相談等支援に関する事

グループ構成課：職員厚生室、県民生活課、保健福祉課、建築住宅課、公営企業管理局総務課、高校教育課

(食料物資対策グループ)

区 分	分 掌 事 務
ニーズ把握	・ 市町からの水・食料・生活必需品等支援要請の情報収集、整理及び記録に関する事
支援物資全体把握	・ 国、他都道府県等からの支援物資の全体把握に関する事
支援物資 ・ 物資確保	・ 支援物資の調達及び斡旋に関する事
	・ 支援物資供給に係る国、他都道府県、協定締結団体等への要請に関する事
	・ 県備蓄物資の供給手配に関する事
	・ 自衛隊に対する炊き出し等の要請に関する事
	・ 日本赤十字社に対する炊き出し等の要請に関する事
	・ 企業等からの義援物資受け入れ把握に関する事
支援物資 ・ 市町間調整	・ 支援物資供給に係る被災地外市町への供給調整及び斡旋に関する事
支援物資・供給決定	・ 支援物資の供給決定に関する事
物資輸送 ・ 輸送手段確保	・ 四国運輸局、愛媛県トラック協会等への運送要請に関する事
	・ 物資の航空輸送の調達手配に関する事
	・ 物資の輸送に係る臨時ヘリポートの確保に関する事
	・ 物資輸送に係る空港の時間外使用許可に関する事
	・ 鉄道事業者への輸送応援要請に関する事
	・ 県所管船舶による海上輸送に関する事
	・ 物資の輸送に係る船舶等の調達斡旋に関する事
物資輸送 ・ 集積場所確保	・ 広域防災拠点（物資拠点）の開設・運用状況の把握に関する事
	・ 防災拠点漁港や港湾内の緊急物資集積場所の確保に関する事
物資輸送 ・ 輸送手段決定	・ ライフライン・交通対策班との連携による道路被災状況の把握に関する事
	・ 輸送手段及び輸送経路の決定に関する事
物資輸送 ・ 物資管理	・ 水・食料・生活必需品の一次集積、保管、分類の指示及び在庫管理状況の把握に関する事

グループ構成課：交通政策室、航空政策室、県民生活課、防災危機管理課、環境政策課、産業政策課、経営支援課、農産園芸課、水産課、漁港課、港湾海岸課及び高校教育課



別表第8（第7条関係）

統括司令部内会議

会議名	目的	構成員
統括司令部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な災害対策の対処方針等について協議</li> </ul>	統括司令、副統括司令、統括調整・司令室長、作戦司令グループ長、同チーフ、原子力安全対策グループ長、同チーフ、総務局長、渉外・広報局長、観光スポーツ文化局長、各対策部統括調整員
統括調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策の対処方針等について協議</li> <li>各対策部の業務進行管理報告及び調整、指示等について協議</li> </ul>	統括調整・司令室長、作戦司令グループ長、同チーフ、情報収集・連絡班長、ライフライン・交通対策班長、広域応援・救助班長、情報システム運用班長、原子力安全対策グループ長、同チーフ、各対策部統括調整員

別表第9（第9条関係）

災害対策本部〇〇地方本部及び〇〇支部の名称、位置及び所管区域

名称	位置	所管区域
東予地方本部	東予地方局	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市及び上島町
今治支部	東予地方局今治支局	今治市及び上島町
中予地方本部	中予地方局	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町及び砥部町
南予地方本部	南予地方局	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町
八幡浜支部	南予地方局八幡浜支局	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町及び伊方町

別表第10（第9条・第21条関係）

## 地方本部及び支部並びに地方警戒本部及び地方警戒支部 設置・参集・配備基準

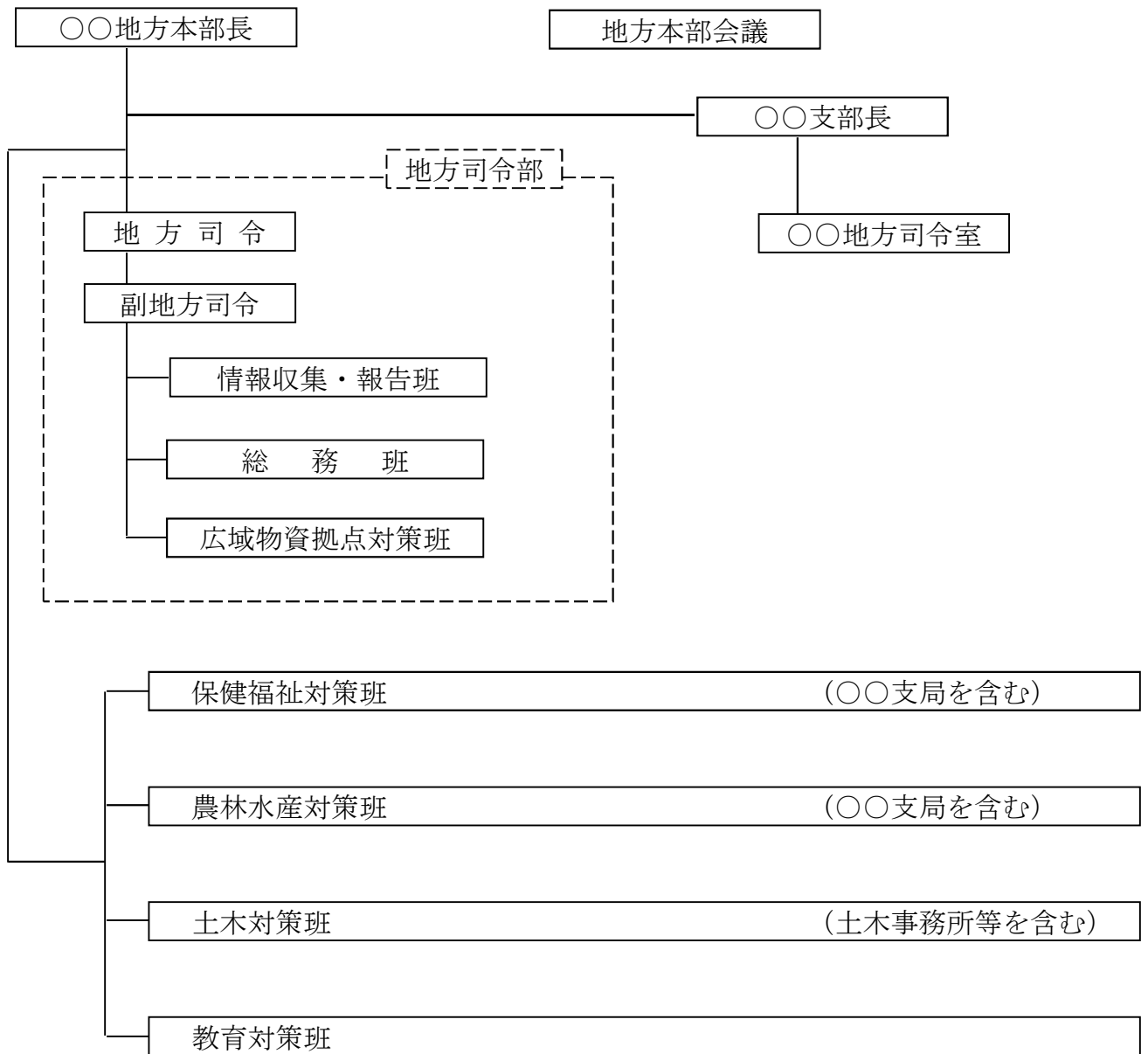
種類	設置基準		参集基準	配備基準
風水害等一般災害	本部・地方警戒支部	① 管内に気象業務法第13条第1項に基づく警報が発表されたとき（波浪、大雪、高潮警報を除く） ② その他地方局長が必要と判断するとき	初期の情報収集活動を実施するために必要な人員	同左 ※ 災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
	地方本部・支部	① 管内に気象業務法第13条の2第1項に基づく特別警報が発表されたとき ② 県内で相当規模の災害が発生し、連携して対応する必要があると知事または地方局長が判断するとき ③ その他地方局長が必要と判断するとき	大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員	同左
地震・津波災害	地方警戒本部・支部	① 管内で最大震度5弱の揺れが発生したとき ② 管内沿岸に津波注意報が発表され被害が発生したとき ③ 管内沿岸に津波警報が発表されたとき ④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ⑤ その他地方局長が必要と判断するとき	災害応急対策を実施するために必要な人員	同左 ※ 災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
		① 県内で最大震度5強の揺れが発生したとき ② その他地方局長が必要と判断するとき	職員の1/3	情報収集活動及び初期の災害応急対策を実施するために必要な人員
	地方本部・支部	① 県内で最大震度6弱以上の揺れが発生したとき ② ①未満の震度であっても、県内の被害程度が甚だしく、若しくは本県を含め複数の県が被災する広域災害で、連携して対応する必要があると知事または地方局長が判断するとき ③ 県内沿岸に大津波警報が発表されたとき ④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ⑤ その他地方局長が必要と判断するとき	全職員	県の組織をあげて大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員
原子力災害	本部・地方警戒支部	① 警戒事態（愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）で定める県災害対策本部等の判断基準別表1の事態）が発生したとき ② その他地方局長が必要と判断するとき	災害応急対策を実施するために必要な人員	同左 ※ 災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
	地方本部・支部	第1配備 ① 施設敷地緊急事態（愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）で定める県災害対策本部等の判断基準別表2の事態）が発生したとき ② その他地方局長が必要と判断するとき	左記の特定事象時に係る災害応急対策を実施するために必要な人員	同左
		第2配備 ① 全面緊急事態（愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）で定める県災害対策本部等の判断基準別表3の事態）が発生したとき ② その他地方局長が必要と判断するとき	左記の緊急事態発生時に係る災害応急対策を実施するために必要な人員	同左

(注)・地震・津波災害にあつては、管内で最大震度4の揺れが発生したとき、津波注意報が発表されたとき又はその他地方局長が必要と判断するときは、地方局総務県民課（支局総務県民室）職員及び関係課職員による情報収集を行う警戒体制をとる。

・その他、管内で大雪等により被害が発生するおそれのあるときは、県民環境部防災局、地方局総務県民課（支局総務県民室）及び市町等による連絡体制をとり、松山地方気象台から「大雪に対する一層の警戒を呼びかける情報」が発表された場合には、災害応急業務の必要性に合わせ、地方局総務県民課（支局総務県民室）職員及び関係課職員による情報収集を行う警戒準備体制又は警戒体制をとる。

別表第11（第9条関係）

災害対策本部〇〇地方本部組織図



別表第12（第9条関係）

災害対策本部〇〇地方本部所掌事務

部	班名等	分掌事務	
地方司令部	情報収集・報告班  ・総務県民課 ・地域政策課 ・商工観光課 ・税務管理課、課税課（東予・中予） ・税務課（南予） ・出納室（東予・南予）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害現地調査に関する各班調整に関する事</li> <li>・ 市町災害対策本部との連絡調整に関する事</li> <li>・ 被災市町への被害状況等収集要員の調整に関する事</li> <li>・ 地方本部内の連絡調整及び地方本部会議に関する事</li> <li>・ 各対策班の応急対策等の把握及び進捗管理に関する事</li> <li>・ 市町の被害、応急対策等の情報収集・整理及び災害対策本部への報告に関する事</li> <li>・ 市町への情報提供に関する事</li> <li>・ 重要な情報の確認及び地方本部長への伝達に関する事</li> <li>・ 災害対策本部から指示された事項の処理に関する事</li> <li>・ 交通（道路）の規制、運行等に関する情報収集に関する事</li> <li>・ 災害派遣等従事車両証明に関する事</li> <li>・ ライフライン（電気・ガス・水道・通信）の被害状況及び復旧状況に関する情報収集・整理に関する事</li> <li>・ 原子力災害対策に関する事</li> </ul>	
	総務班  ・総務県民課 ・地域政策課 ・商工観光課 ・税務管理課、課税課（東予・中予） ・税務課（南予） ・出納室（東予・南予）	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方本部職員（家族も含む）の被災状況の把握に関する事</li> <li>・ 地方本部職員の非常招集に関する事</li> <li>・ 地方本部内における応援職員の調整に関する事</li> <li>・ 事務分掌外事案及び各班に属さない事項の処理に関する事</li> <li>・ 被災市町への被害状況等収集要員及び応援職員等の派遣対応に関する事</li> <li>・ 被災地視察の受入調整に関する事</li> <li>・ 地方本部職員、他機関の応援職員の飲食料等の調達に関する事</li> <li>・ 地方本部職員、他機関の応援職員の福利厚生に関する事</li> <li>・ 地方司令部職員の出張等の庶務に関する事</li> <li>・ 広域防災拠点（進出・活動拠点）の設営に関する事</li> <li>・ 広域防災拠点（進出・活動拠点）との連絡調整に関する事</li> <li>・ 県庁舎の被災状況の把握及び応急対策に関する事</li> <li>・ 県庁舎の電気・電話・給排水設備の復旧及び確保に関する事</li> <li>・ 県庁舎への車両駐車規制に関する事</li> <li>・ 庁舎内被災者及び帰宅困難者の対応に関する事</li> <li>・ 県民からの問い合わせへの対応に関する事</li> </ul>

地方司令部	広域物資拠点对策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域防災拠点（物資拠点）との連絡調整に関すること</li> <li>・ 物資の受入れ・保管・配送等に係る災害対策本部との連絡調整に関すること</li> </ul>
	・ 総務県民課	・ 災害対策本部から指示された事項の処理に関すること
	・ 地域政策課	・ 広域防災拠点（物資拠点）の運営等に関すること
	・ 商工観光課	・ 物資の受入れ・保管・配送等に係る連絡調整に関すること
	・ 税務管理課、課税課（東予・中予）	・ 広域防災拠点（物資拠点）の設営に関すること
	・ 税務課（南予）	・ 物資の受入れ・保管・配送等に関すること
	・ 出納室（東予・南予）	

班 名 等	分 掌 事 務
保健福祉対策班 ・ 企画課、地域福祉課、健康増進課、生活衛生課、環境保全課（支局を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管事項の被害状況調査及び応急対策に関すること</li> <li>・ 県民環境対策部、保健福祉対策部及び災害医療対策部から指示された事項及び同対策部が所掌する事項に関すること</li> <li>・ 所管事項の被害状況及び応急対策状況の地方司令部への報告に関すること</li> <li>・ 地方司令部から指示された事項の処理に関すること</li> </ul>
農林水産対策班 ・ 農業振興課、農村整備課、森林林業課、水産課、家畜保健衛生所（支局を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管事項の被害状況調査及び応急対策に関すること</li> <li>・ 農林水産対策部から指示された事項及び同対策部が所掌する事項に関すること</li> <li>・ 所管事項の被害状況及び応急対策状況の地方司令部への報告に関すること</li> <li>・ 地方司令部から指示された事項の処理に関すること</li> </ul>
土木対策班 ・ 建設部各課、〇〇土木事務所、〇〇ダム管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管事項の被害状況調査及び応急対策に関すること</li> <li>・ 土木対策部から指示された事項及び同対策部が所掌する事項に関すること</li> <li>・ 所管事項の被害状況及び応急対策状況の地方司令部への報告に関すること</li> <li>・ 地方司令部から指示された事項の処理に関すること</li> </ul>
教育対策班 ・ 〇〇教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管事項の被害状況調査及び応急対策に関すること</li> <li>・ 教育対策部から指示された事項及び同対策部が所掌する事項に関すること</li> <li>・ 所管事項の被害状況及び応急対策状況の地方司令部への報告に関すること</li> <li>・ 地方司令部から指示された事項の処理に関すること</li> </ul>

〇〇支部

班名等	分掌事務
〇〇地方司令室 ・総務県民室、税務室、 地域産業振興部〇〇支 局商工観光室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部管内市町災害対策本部との連絡調整に関する事</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部管内市町の被害、応急対策等の情報収集・整理並びに統括司令部及び地方司令部への報告に関する事</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な情報の確認及び支部長への伝達に関する事</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員（家族も含む）の被災状況の把握に関する事</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部における応援職員の調整に関する事</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎の被災状況の把握及び応急対策に関する事</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎の電気・電話・給排水設備の復旧及び確保に関する事</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部職員、他機関の応援職員の飲食料等の調達に関する事</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域防災拠点の設営、連絡調整、運営等の補助に関する事</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方司令部から指示された事項の処理に関する事</li> </ul>	

(共通事項)

班名等		分掌事務
各部	各部幹事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内各班及び関係機関との連絡調整に関する事</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部関係の災害情報の収集伝達に関する事</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部関係の被害の取りまとめに関する事</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内の災害応急対策の推進に関する事</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内職員の動員及び要員の確保に関する事</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内職員の安否の取りまとめに関する事</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎等管理施設・設備の被害状況調査及び応急対策に関する事</li> </ul>

別表第13（第9条関係）

災害対策本部〇〇地方本部の職員

地方本部の役職名		職名
地方司令部	地方司令	地域産業振興部長
	副地方司令	総務県民課長
	情報収集・報告班長	防災対策室長
	情報収集・報告班副班長	地域政策課主幹
	総務班長	地域政策課長
	総務班副班長	総務県民課長補佐
	広域物資拠点対策班長	税務管理課長（東予・中予） 税務課長（南予）
	広域物資拠点対策班副班長	課税課長（東予・中予） 税務課主幹（南予）
対策班	保健福祉対策班長	健康福祉環境部長
	保健福祉対策班副班長	保健統括監
	保健福祉対策班副班長	企画課長
	農林水産対策班長	農林水産振興部長
	農林水産対策班副班長	農業振興課長
	土木対策班長	建設部長
	土木対策班副班長	管理課長
	教育対策班長	〇〇教育事務所長
教育対策班副班長	〇〇教育事務所次長	

災害対策本部〇〇地方本部〇〇支部の職員

支部の役職名	職名
〇〇地方司令室長	支局総務県民室長
〇〇地方司令室室長補佐	総務県民室主幹

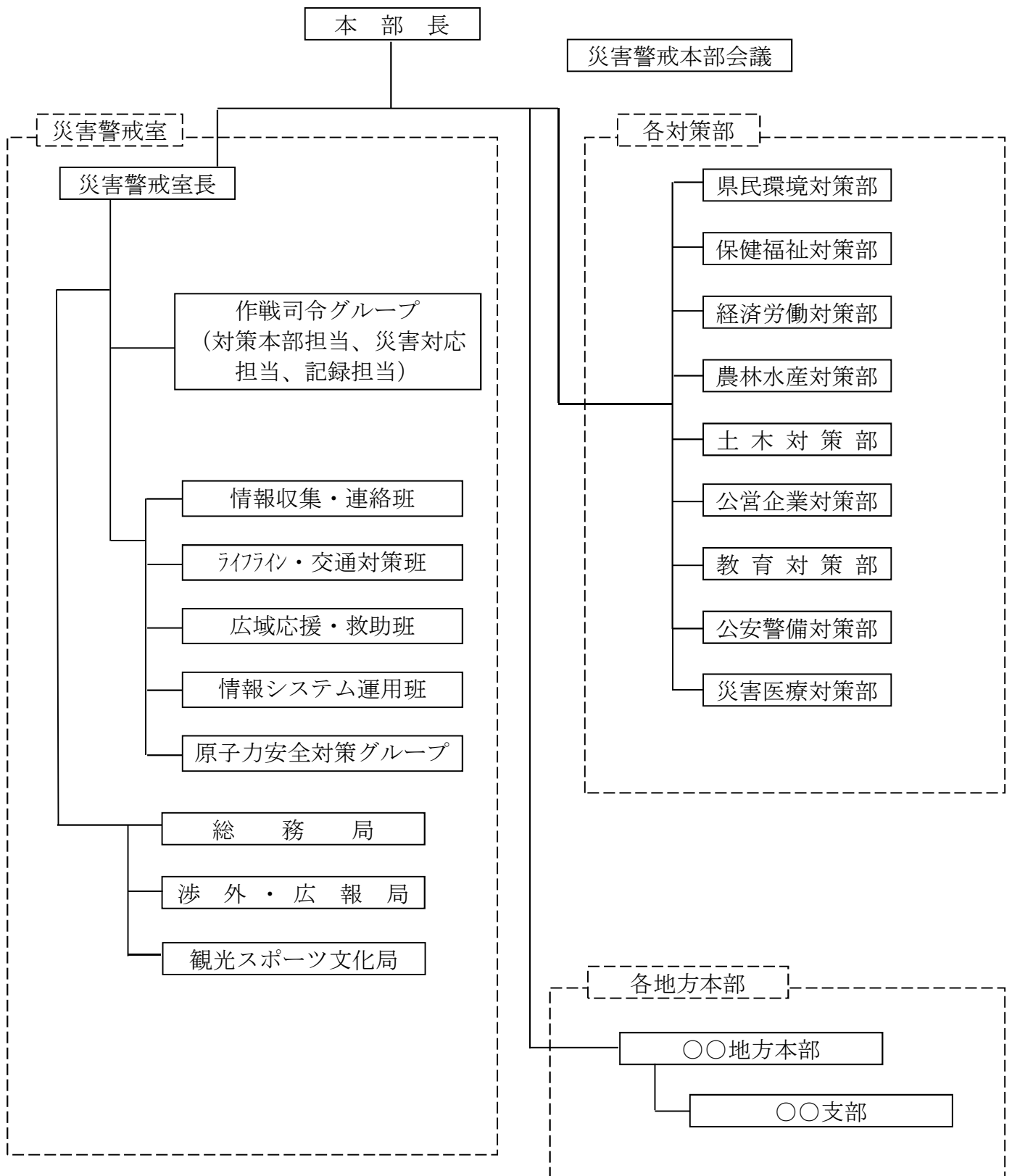
別表第14（第18条関係）

県外連絡部の名称、位置及び所掌事務

名称	位置	所掌事務
東京地方連絡部 部長 東京事務所長	東京事務所	1 被害状況、災害関係事項の国その他関係方面に対する連絡。 2 中央における情報資料の収集調査 3 その他本部長の特命事項

別表第15（第19条関係）

災害警戒本部組織図





別表第16（第19条関係）

災害警戒室所掌事務

部	局・グループ		分掌事務	
災害警戒室	作戦司令グループ	対策本部担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害警戒本部の設置及び解散の検討に関すること</li> <li>・ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関すること</li> <li>・ 災害警戒本部会議の招集に関すること</li> <li>・ 災害警戒本部情報の作成に関すること</li> <li>・ 災害警戒本部長への報告に関すること</li> <li>・ 消防庁災害即報の作成及び報告に関すること</li> <li>・ 災害警戒本部会議等各種会議資料及び記者発表用資料の原案の作成に関すること</li> <li>・ 現地災害警戒本部の設置に関すること</li> <li>・ 災害警戒及び注意喚起の発信に関すること</li> <li>・ 事務分掌外事案に係る対応調整に関すること</li> </ul>	
		災害対応担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること</li> <li>・ 災害応急対策に必要な情報の収集・整理に関する企画及び進行管理に関すること</li> <li>・ 被災市町への被害状況等収集要員の派遣の要否の決定に関すること</li> <li>・ 災害警戒室及び各対策部が収集した情報の分析及び重要な情報の確認に関すること</li> <li>・ 市町からの応急対応要請の総合調整に関すること</li> <li>・ 国現地対策本部との連絡調整に関すること</li> <li>・ 災害対策基本法第60条第6項の規定による避難指示に関すること</li> <li>・ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊、自衛隊、第六管区海上保安本部、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請（他部の所管に属する事項を除く。）の要否の決定に関すること</li> </ul>	
		記録担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集情報の記録・整理に関すること</li> <li>・ 地図情報の統括に関すること</li> <li>・ 災害資料の作成に関すること</li> </ul>	
		情報収集・連絡班		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集に関すること</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町への情報提供に関すること</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各対策部からの被害状況の収集に関すること</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県警との被害状況に関する情報の相互提供及び確認に関すること</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作戦司令グループからの指示による市町等関係機関、各対策部への連絡に関すること</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関すること</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集及び各対策部等への伝達に関すること</li> </ul>

災害警戒室	ライフライン ・交通対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通（道路、鉄道等）の規制、運行等に関する情報の取りまとめ、整理及び記録並びに各対策部等への伝達に関する事</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>交通（道路）の規制、運行等に関する情報収集に関する事</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害派遣等従事車両証明に関する事</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン（電気・ガス・水道・通信）の被害状況及び復旧状況に関する情報の取りまとめ、整理及び記録並びに各対策部等への伝達に関する事</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン（電気及び工業用水）の被害状況等に関する情報収集に関する事</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン（ガス）の被害状況等に関する情報収集に関する事</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン（水道施設）の被害調査及び災害応急対策に関する事</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン（通信）の被害状況等に関する情報収集に関する事</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>四国運輸局、愛媛県トラック協会等への運送要請に関する事</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>支援物資等の航空輸送の調達手配に関する事</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>支援物資等の輸送に係る臨時ヘリポートの確保に関する事</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>支援物資等の輸送に係る空港の時間外使用に関する事</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>支援物資等の輸送に係る鉄道事業者への輸送応援要請に関する事</li> </ul>
		広域応援・救助班
<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記録に関する事</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関する事</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊、自衛隊、第六管区海上保安本部、指定行政機関、指定地方行政機関及び他都道府県の活動調整（他部の所管に属する事項を除く。）に関する事</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関する事</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者搬送に使用する車両、ヘリコプター、船艇等の確保に関する事</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>県備蓄物資の供給手配に関する事</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊に対する炊き出し等の要請に関する事</li> </ul>		
情報システム運用班	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報システムの機能確保に関する事</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報システムを使用した被災地映像等の受発信に関する事</li> </ul>	

災害警戒室	情報システム運用班		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報等の収集及び市町への伝達に関する事</li> <li>・ 消防防災GISの運用に関する事</li> <li>・ 通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関する事</li> <li>・ 臨時災害放送局の開設支援など、住民への情報伝達手段の確保に関する事</li> <li>・ 自衛隊の通信支援の受入れに関する事</li> <li>・ マスメディア（テレビ等）のモニタリングによる情報収集及び記録に関する事</li> <li>・ 県ホームページを活用した各種情報提供に関する事</li> </ul>			
			原子力安全対策グループ	原子力防災担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線防護対策に関する事</li> <li>・ 原子力行政機関及び事業所等との連絡調整に関する事</li> <li>・ 県オフサイトセンターとの連絡調整に関する事</li> </ul>	
				原子力監視担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故情報・プラント情報等の把握に関する事</li> <li>・ 緊急時モニタリングに関する事</li> <li>・ 気象情報等に関する事</li> </ul>	
			総務局	総務班		本部運営後方支援業務
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害警戒本部会議の開催に係る補助に関する事</li> <li>・ 関係機関連絡員室の設置に関する事</li> <li>・ 本部業務に必要な場所の確保に関する事</li> <li>・ 自衛隊派遣部隊等の受入体制の確保に関する事</li> <li>・ 地方警戒本部の運営支援に関する事</li> </ul>
						財産管理・庁舎管理業務
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事</li> <li>・ 災害警戒室の入室管理に関する事</li> <li>・ 県庁舎への車両駐車規制に関する事</li> <li>・ 県有車両の集中管理に関する事（防災対策専用車両を除く）</li> <li>・ 庁舎内被災者及び帰宅困難者の対応に関する事</li> </ul>					
	庶務					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括調整・司令室内職員の出張等の庶務に関する事</li> <li>・ 災害警戒本部の物品、食料、寝具等の確保に関する事</li> <li>・ 災害警戒室の対応要員の確保及びローテーションに関する事</li> </ul>					
				激甚災害取りまとめ業務		
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 激甚災害に関する取りまとめに係る業務に関する事</li> </ul>		
				私学関係業務		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私立学校の被害状況の収集及び応急対策に関する事</li> <li>・ 私立学校応急対策に関する教育対策部学校対策班との連携に関する事</li> </ul>						
生活再建支援関係業務						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の実施に関する事</li> </ul>						

災害警戒室	総務局	応援職員調整班	職員派遣調整業務
			・ 県内市町間の職員派遣調整に関する事
			・ 県内市町間の職員派遣調整に関する事
			職員管理業務
			・ 職員（家族も含む）の被災状況の把握に関する事
			・ 職員の非常招集に関する事
			・ 災害対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関する事
			・ 災害時における職員の動員に関する事
			支援職員管理業務
			・ 国、他都道府県等からの支援職員の全体把握に関する事
	・ 国、他都道府県等からの支援職員の派遣調整（他部の所管に属する事項を除く。）に関する事		
	・ 国及び他都道府県の災害応援職員の受入れ、身分取扱い及び宿舎確保に関する事		
	職員厚生班	福利厚生業務	
		・ 本部職員等の保健衛生に関する事	
		・ 災害応急対策のための要請に係る職員互助会及び共済組合との連携に関する事	
		・ 職員の災害補償に関する事	
	財務班	被災職員の住宅確保の支援に関する事	
		財務関係業務	
		・ 指定金融機関等の営業状況の情報収集に関する事	
		・ 営業時間の延長、休日臨時営業等の非常金融措置に係る日本銀行との協議及び金融機関へのあっせん、指導に関する事	
渉外・広報局	渉外・視察班	義援金業務	
		・ 義援金の受付及び公表等に関する事	
		渉外業務（他部の所管に属する事項を除く）	
		・ 国への要望に関する事	
		・ 国への要望等に係る東京地方連絡部との連絡調整に関する事	
	視察・接遇業務（他部の所管に属する事項を除く）		
	・ 本部長及び副本部長の被災地の視察、慰問、激励等に関する事		
	・ 皇室の災害見舞の対応に関する事		
	・ 大臣等主要来県者の視察に関する事		
	・ 国会議員の視察、他都道府県の職員の視察等に関する事		
広報・広聴班	報道業務		
	・ 災害警戒本部のプレス発表に関する事		
	・ 報道機関からの照会に対する対応に関する事		
	・ 臨時災害放送局との情報連携・提供に関する事		
	・ 報道機関への緊急報道要請に関する事		
・ 報道機関に提供する公表資料作成に係る対策本部担当			

災害警戒室	渉外・広報局	広報・広聴班	との連携に関すること
			広報業務
			・ 災害広報活動の実施に関すること
			・ 県民への呼びかけ及び対応方針説明に関すること
			・ 県民への生活関連情報の提供に関すること
			・ 県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関すること
			・ 在県外国人への情報提供に関すること
	広聴業務		
	・ 災害情報に係る県民からの問い合わせへの対応に関すること		
	・ 被災者等からの相談・苦情・要望の受付に関すること		
	観光スポーツ文化局	スポーツ文化班	文化施設・所管県営体育施設関係業務
			・ 文化施設及び所管県営体育施設の被害調査及び災害応急対策等に関すること
		観光交流班	観光・国際関係業務
			・ 観光施設の被害調査及び災害応急対策に関すること
・ 観光客の避難状況等の把握に関すること			
・ 観光客の避難その他災害応急対策に関すること (被災者支援グループ)			
・ 風評被害対策に関すること			
・ 外国からの応援活動に係る支援に関すること			
・ 外国人に情報提供等が必要となった場合の支援に関すること (被災者支援グループ)			

広域応援・救助班に必要に応じ、航空運用調整班を設置するものとし、その内容は別に定める。

別表第17（第19条関係）

災害警戒室の職員

室	警戒本部の役職名		職員	
災害警戒室	災害警戒室長		県民環境部防災局長	
	作戦司令グループ	作戦司令グループ長	防災危機管理課長	
		作戦司令グループ対策本部担当チーフ	防災危機管理課主幹	
		作戦司令グループ対策本部担当サブチーフ	防災危機管理課南海トラフ対策グループ担当係長	
		作戦司令グループ災害対応担当チーフ	危機管理監	
		作戦司令グループ災害対応担当サブチーフ	防災危機管理課防災企画グループ担当係長	
		作戦司令グループ記録担当チーフ	防災危機管理課防災訓練係長	
	ライフライン・交通対策班長		消防防災安全課主幹	
	ライフライン・交通対策班副班長		消防防災安全課交通安全推進係長	
	ライフライン・交通対策班副班長		消防防災安全課保安係長	
	情報収集・連絡班長		防災危機管理課主幹	
	情報収集・連絡班副班長		市町振興課主幹	
	広域応援・救助班長		消防防災安全課長	
	広域応援・救助班副班長		消防防災安全課主幹	
	情報システム運用班長		スマート行政推進課長	
	情報システム運用班副班長		スマート行政推進課主幹 デジタルシフト推進課主幹 防災危機管理課主幹	
	原子力安全対策グループ	原子力安全対策グループ長		原子力安全対策課長
		原子力防災担当チーフ		原子力安全対策課長
		原子力防災担当サブチーフ		原子力安全対策課主幹
		原子力監視担当チーフ		原子力安全対策推進監
原子力監視担当サブチーフ		原子力安全対策課技幹 原子力安全対策課主幹 (技術)		

室	警戒本部の役職名		職員
災害警戒室	総務局	総務局長	総務部長
		総務局副局長	総務管理局长 行財政改革局长
		総務局総務班長	総務管理課長
		総務局総務班副班長	私学文書課長
		総務局応援職員調整班長	人事課長
		総務局応援職員調整班副班長	市町振興課長 行革分権課長
		総務局職員厚生班長	職員厚生室長
		総務局職員厚生班副班長	職員厚生室主幹
		総務局財務班長	会計課長
		総務局財務班副班長	審査課長
渉外・広報局	渉外・広報局	渉外・広報局長	企画振興部長
		渉外・広報局副局長	秘書広報統括監 政策企画局长 デジタル戦略局长
		渉外・広報局 渉外・視察班長	総合政策課長
		渉外・広報局 渉外・視察班副班長	総合政策課課長補佐
		渉外・広報局 広報・広聴班長	広報広聴課長
		渉外・広報局 広報・広聴班副班長	広報広聴課主幹
観光スポーツ文化局	観光スポーツ文化局	観光スポーツ文化局长	観光スポーツ文化部長
		観光スポーツ文化局副局長	スポーツ局长 文化局长 観光交流局长
		観光スポーツ文化局 スポーツ文化班長	地域スポーツ課長
		観光スポーツ文化局 スポーツ文化班副班長	文化振興課長
		観光スポーツ文化局 観光交流班長	観光国際課長
		観光スポーツ文化局 観光交流班副班長	観光国際課主幹

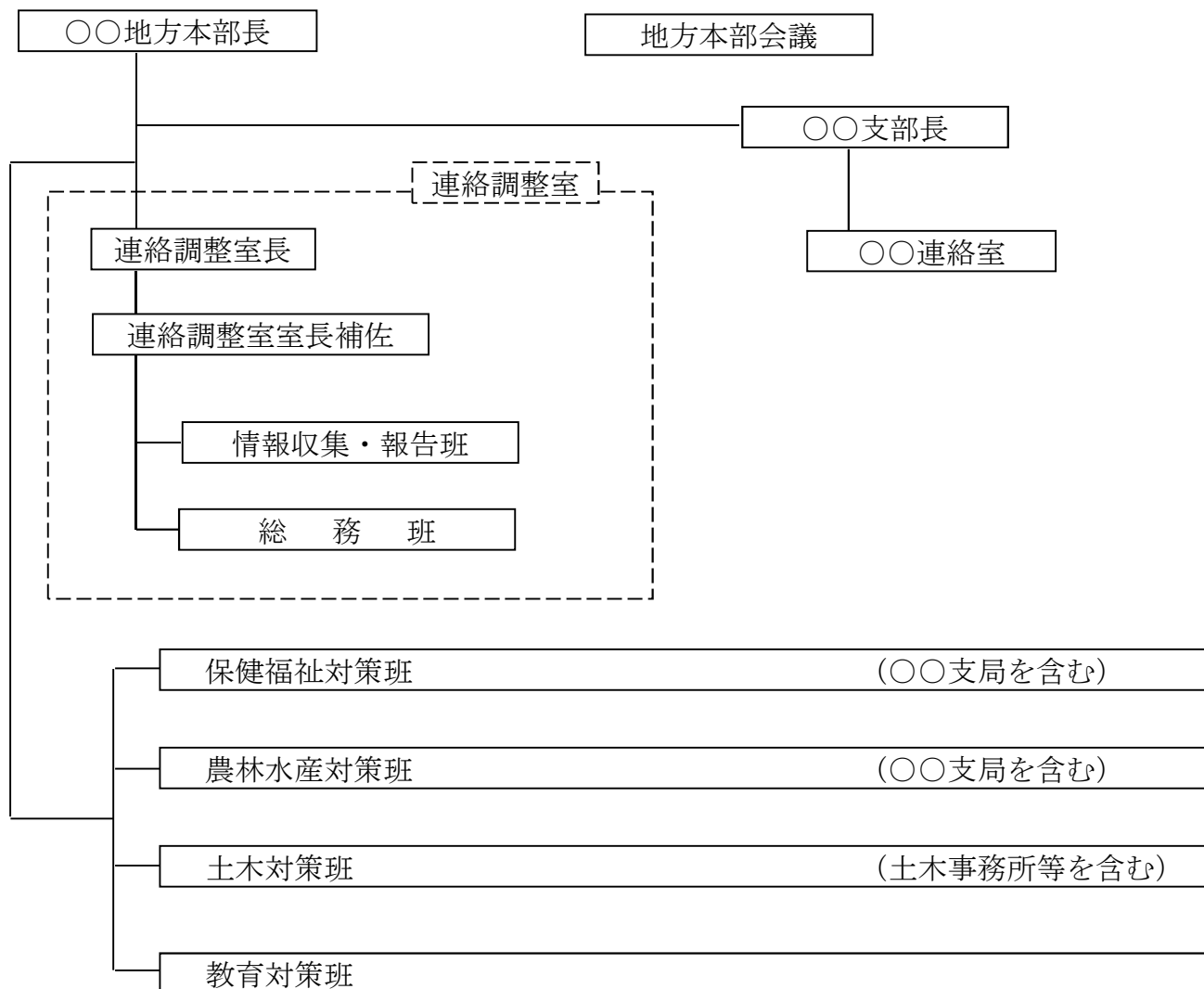
別表第18（第21条関係）

災害警戒本部〇〇地方本部及び〇〇支部の名称、位置及び所管区域

名 称	位 置	所 管 区 域
東予地方本部	東予地方局	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市及び上島町
今治支部	東予地方局今治支局	今治市及び上島町
中予地方本部	中予地方局	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町及び砥部町
南予地方本部	南予地方局	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町
八幡浜支部	南予地方局八幡浜支局	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町及び伊方町

別表第19（第21条関係）

災害警戒本部〇〇地方本部組織図





別表第20（第21条関係）

災害警戒本部〇〇地方本部所掌事務

室	班名等	分掌事務	
連絡調整室	情報収集・報告班 ・総務県民課 ・地域政策課 ・商工観光課 ・税務管理課、課税課（東予・中予） ・税務課（南予） ・出納室（東予・南予）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害現地調査に関する各班調整に関する事</li> <li>・ 市町災害対策本部等との連絡調整に関する事</li> <li>・ 被災市町への被害状況等収集要員の調整に関する事</li> <li>・ 地方本部内の連絡調整及び地方本部会議に関する事</li> <li>・ 各対策班の応急対策等の把握及び進捗管理に関する事</li> <li>・ 市町の被害、応急対策等の情報収集・整理及び災害警戒本部への報告に関する事</li> <li>・ 市町への情報提供に関する事</li> <li>・ 重要な情報の確認及び地方本部長への伝達に関する事</li> <li>・ 災害警戒本部から指示された事項の処理に関する事</li> <li>・ 交通（道路）の規制、運行等に関する情報収集に関する事</li> <li>・ 災害派遣等従事車両証明に関する事</li> <li>・ ライフライン（電気・ガス・水道・通信）の被害状況及び復旧状況に関する情報収集・整理に関する事</li> <li>・ 原子力災害対策に関する事</li> </ul>	
		総務班 ・総務県民課 ・地域政策課 ・商工観光課 ・税務管理課、課税課（東予・中予） ・税務課（南予） ・出納室（東予・南予）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方本部職員（家族も含む）の被災状況の把握に関する事</li> <li>・ 地方本部職員の非常招集に関する事</li> <li>・ 地方本部内における応援職員の調整に関する事</li> <li>・ 事務分掌外事案及び各班に属さない事項の処理に関する事</li> <li>・ 被災市町への被害状況等収集要員及び応援職員等の派遣対応に関する事</li> <li>・ 被災地視察の受入調整に関する事</li> <li>・ 地方本部職員、他機関の応援職員の飲食料等の調達に関する事</li> <li>・ 地方本部職員、他機関の応援職員の福利厚生に関する事</li> <li>・ 連絡調整室職員の出張等の庶務に関する事</li> <li>・ 県庁舎の被災状況の把握及び応急対策に関する事</li> <li>・ 県庁舎の電気・電話・給排水設備の復旧及び確保に関する事</li> <li>・ 県庁舎への車両駐車規制に関する事</li> <li>・ 庁舎内被災者及び帰宅困難者の対応に関する事</li> <li>・ 県民からの問い合わせへの対応に関する事</li> </ul>

班名等	分掌事務
保健福祉対策班 ・企画課、地域福祉課、健康増進課、生活衛生課、環境保全課 (支局を含む)	・ 所管事項の被害状況調査及び応急対策に関すること
	・ 県民環境対策部、保健福祉対策部及び災害医療対策部から指示された事項及び同対策部が所掌する事項に関すること
	・ 所管事項の被害状況及び応急対策状況の連絡調整室への報告に関すること
	・ 連絡調整室から指示された事項の処理に関すること
農林水産対策班 ・ 農業振興課、農村整備課、森林林業課、水産課、家畜保健衛生所 (支局を含む)	・ 所管事項の被害状況調査及び応急対策に関すること
	・ 農林水産対策部から指示された事項及び同対策部が所掌する事項に関すること
	・ 所管事項の被害状況及び応急対策状況の連絡調整室への報告に関すること
	・ 連絡調整室から指示された事項の処理に関すること
土木対策班 ・ 建設部各課、〇〇土木事務所、〇〇ダム管理事務所	・ 所管事項の被害状況調査及び応急対策に関すること
	・ 土木対策部から指示された事項及び同対策部が所掌する事項に関すること
	・ 所管事項の被害状況及び応急対策状況の連絡調整室への報告に関すること
	・ 連絡調整室から指示された事項の処理に関すること
教育対策班 ・ 〇〇教育事務所	・ 所管事項の被害状況調査及び応急対策に関すること
	・ 教育対策部から指示された事項及び同対策部が所掌する事項に関すること
	・ 所管事項の被害状況及び応急対策状況の連絡調整室への報告に関すること
	・ 連絡調整室から指示された事項の処理に関すること

〇〇支部

班名等	分掌事務
〇〇連絡室 ・ 総務県民室、税務室、地域産業振興部〇〇支局商工観光室	・ 支部管内市町災害対策本部等との連絡調整に関すること
	・ 支部管内市町の被害、応急対策等の情報収集・整理並びに災害警戒室及び地方本部連絡調整室への報告に関すること
	・ 重要な情報の確認及び支部長への伝達に関すること
	・ 職員（家族も含む）の被災状況の把握に関すること
	・ 支部における応援職員の調整に関すること
	・ 庁舎の被災状況の把握及び応急対策に関すること
	・ 庁舎の電気・電話・給排水設備の復旧及び確保に関すること
	・ 支部職員、他機関の応援職員の飲食料等の調達に関すること
	・ 地方本部連絡調整室から指示された事項の処理に関すること

## (共通事項)

班 名 等		分掌事務
各部	各部幹事課	・ 部内各班及び関係機関との連絡調整に関すること
		・ 部関係の災害情報の収集伝達に関すること
		・ 部関係の被害の取りまとめに関すること
		・ 部内の災害応急対策の推進に関すること
		・ 部内職員の動員及び要員の確保に関すること
		・ 部内職員の安否の取りまとめに関すること
		・ 庁舎等管理施設・設備の被害状況調査及び応急対策に関すること

## 別表第21 (第21条関係)

## 災害警戒本部〇〇地方本部の職員

地方本部の役職名		職 名
連絡調整室	連絡調整室長	地域産業振興部長
	連絡調整室室長補佐	総務県民課長
	情報収集・報告班長	防災対策室長
	情報収集・報告班副班長	地域政策課主幹
	総務班長	地域政策課長
	総務班副班長	総務県民課長補佐
対策班	保健福祉対策班長	健康福祉環境部長
	保健福祉対策班副班長	保健統括監
	保健福祉対策班副班長	企画課長
	農林水産対策班長	農林水産振興部長
	農林水産対策班副班長	農業振興課長
	土木対策班長	建設部長
	土木対策班副班長	管理課長
	教育対策班長	〇〇教育事務所長
教育対策班副班長	〇〇教育事務所次長	

## 災害警戒本部〇〇地方本部〇〇支部の職員

支部の役職名	職 名
〇〇連絡室長	支局総務県民室長
〇〇連絡室室長補佐	総務県民室主幹

## 20-6 災害対策本部統括司令部等の応援職員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模災害の発生時において、過去に防災局等において災害対応業務に従事した職員を、その経験を生かし、災害対策本部統括司令部等の応援職員として初動対応業務に従事させるために必要な事項について定めるものとする。

(応援職員の対象)

第2条 災害対策本部統括司令部統括調整・司令室又は地方本部地方司令部若しくは支部地方司令室（以下「統括司令部等」という。）の応援に当たる職員（以下「応援職員」という。）は、次のいずれにも該当する職員であって、知事が適当と認めたものとする。

(1) 県民環境部防災局又は地方局防災対策室若しくは支局総務県民室で災害対応業務に従事した職員で、異動後3年以内のもの

(2) 管理職以外の職員

(応援職員の人選及び兼務発令)

第3条 防災安全統括部長は、人事異動内示後に、前条各号に該当する翌年度の応援職員の人選及び応援先について、総務部長と協議し、その結果を県民環境部長及び地方局長に通知するものとする。

2 前項の応援先は、原則として、防災局で災害対応業務に従事した職員にあつては災害対策本部統括司令部統括調整・司令室と、地方局防災対策室又は支局総務県民室で災害対応業務に従事した職員にあつては地方本部地方司令部又は支部地方司令室とする。ただし、応援職員の所属課所や居住状況によっては、この限りでない。

3 県民環境部長及び地方局長は、第1項の協議結果に基づき、応援職員の防災危機管理課又は総務県民課（室）の兼務について知事に内申し、知事又は地方局長が兼務を命じるものとする。

(応援職員の業務)

第4条 応援職員は、統括司令部等の職員として、初動対応業務に不慣れな職員の手ほどきや被災して参集できない職員の代行業務などの応援業務に従事するものとする

(参集)

第5条 愛媛県災害対策本部要綱（平成22年6月11日制定。以下「本部要綱」という。）の規定により災害対策本部が設置された場合においては、副統括司令（防災安全統括部長）等統括司令部等の責任者（以下「責任者」という。）は、必要に応じて、応援職員に参集を依頼し、前条の業務を命ずることができる。

- 2 前項の依頼があったときは、応援職員は、統括司令部等に直ちに参集するものとし、当該応援職員の所属長は、他の全ての事務に優先してこれに協力するものとする。
- 3 応援職員の参集場所は、防災危機管理課に兼務を命ぜられた者にあつては統括司令部統括調整・司令室と、総務県民課（室）に兼務を命ぜられた者にあつては地方司令部若しくは支部地方司令室とする。ただし、交通状況等により当該参集場所に参集できないときは、参集可能な最寄りの統括司令部等に参集するものとする。
- 4 応援職員は、前項の参集場所に参集することができない場合は、統括司令部等に連絡し、その指示を受けるものとする。

（従事期間）

第6条 応援職員の従事期間は、被害状況等を勘案して責任者が決定するものとする。また、職員の被災等により統括司令部等の職員の補充が容易でない場合その他被害の状況によりやむを得ない場合は、従事期間の延長を妨げない。

- 2 前項の場合において、責任者は、参集した応援職員の所属長に対し、決定した従事期間を通知するものとする。
- 3 責任者は、業務遂行の必要がなくなったときは、参集した応援職員の任務を直ちに解除するものとする。

（災害対策本部指名職員との関係）

第7条 応援職員には、原則として、応援業務以外の業務に従事するための本部要綱第4条第5項若しくは第7項又は第9条第7項の規定による統括司令部若しくは対策部又は地方本部（支部）の職員としての指名は行わないものとする。ただし、やむを得ない事情により、当該指名が行われた場合には、応援職員の業務を優先して遂行するものとする。

（研修）

第8条 防災危機管理課長は、応援職員に対し、応援業務など災害対応業務の遂行に必要な研修を行うものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、応援職員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するため必要な応援職員の人選その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

## 20-7 災害対策本部統括司令部等の応援職員の兼務発令に関する取扱要領

(平成 29 年 3 月 21 日制定)

### 第1 兼務発令の内申手続について

兼務発令の内申手続は、次のとおりとする。

- ① 過去3年間に災害対応業務に従事した職員のリストの作成（防災危機管理課対応）
- ② 人事異動内示後、速やかに①の対象職員の異動状況の確認（防災危機管理課対応）
- ③ 異動先に対し、2の兼務除外相当の事由の有無について照会（防災危機管理課対応）
- ④ 兼務対象職員のリスト及び兼務先を防災危機管理課が人事課と協議の上作成し、県民生活課及び地方局総務県民課に通知する。
- ⑤ 県民生活課及び地方局総務県民課から人事課に対し、兼務発令の内申を行う。

### 第2 兼務対象から除外する職員について

次の①から⑥までのいずれかに該当する職員は、兼務対象職員から除外するものとする。

- ① 災害警戒本部体制時において災害対応業務に従事したことがない職員（原子力監視グループに所属していた職員を除く。）
- ② 管理職に昇任した職員
- ③ 再任用をされた職員
- ④ 警察、消防、他県又は市町等から県に出向していた職員
- ⑤ 異動先が県民環境部防災局又は地方局防災対策室若しくは支局総務県民室であって、災害対応業務に従事する職員
- ⑥ 異動先の勤務地が県外である職員又は市町若しくは財団等への派遣職員
- ⑦ 心身の故障その他これに準じる理由により、応援業務の遂行ができないと認められる職員

### 第3 兼務先について

平日昼間の勤務時間中における発災を基本に考えており、防災局で災害対応業務に従事した職員にあっては防災危機管理課、地方局防災対策室又は支局総務県民室で災害対応業務に従事した職員にあっては地方局総務県民課（室）に兼務発令を行うが、応援職員の所属課所や居住状況を考慮して、次のとおりとする。

区分	従前の所属箇所	異動箇所	参集場所	兼務先
1	防災局	本庁	災害対策本部	防災危機管理課
2		地方局（中予）	災害対策本部	防災危機管理課
3		地方局（中予以外）	配属先の地方本部	配属先の地方局総務県民課(室)
4	地方局	本庁	地方本部（中予局）	中予地方局総務県民課
5		地方局	配属先の地方本部	配属先の地方局総務県民課(室)

防災・危機管理セルフチェック項目一覧

大項目	中項目	番号	チェック項目	マニュアル等の根拠	マニュアル等からの引用文
平時からの備え	市町村の業務継続	1	市町村長不在時にはあらかじめ定められた代行者が在庁する体制がとられているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.41	2.4.2 職務代行 「首長不在時に首長の職務を代行する者を定めることは、必要不可欠である。」 [代行にあたっての留意点] ・職務代行者が全員不在となることがないように運用方法を定める。
		2	災害時に防災・危機管理担当職員から、市町村長や担当幹部に、直接連絡できる体制を整備しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.41,43	2.4.2 職務代行 「発災時においても職務代行の連絡がスムーズにいくよう、関係者について、役職名、電話番号、携帯番号等を把握しておく。」 2.4.4 緊急連絡先の整理 「部署ごとに発災時に必要となる緊急連絡先等をあらかじめ整理し、更新しておく。」
		3	執務時間外及び休日の災害発生時に備え、宿日直体制(これに相当する参集体制を含む。)を整備しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.50	2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 1)~② 「夜間・休日の発災時の初動に最低限必要な職員を、交替制で宿日直要員として指定」
		4	災害事象毎の参集基準、手段を定めるなど災害時に必要な職員が参集する体制を構築しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.43	2.4.3 職員の参集体制の確立 「災害の区分ごとに参集基準を定めるとともに、参集対象の課室や職員等を定める。」
		5	本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を定めているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.54	2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 2)~② 「国や都道府県の既存の被害想定にかかわらず、局地的豪雨や豪雪、火災等、被害想定のない事象により、庁舎が使用できなくなる可能性があるため、全ての地方公共団体が「代替庁舎」の特定が必要」
		6	災害対策本部が設置される庁舎に、非常用電源を設置し、72時間以上の燃料を備蓄しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.58	2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 4)~② 「非常用発電機の購入、燃料の備蓄等による非常用の電力の確保」
		7	災害対応業務にあたる職員用の飲料水、食料、仮設トイレ等を、3日以上備蓄しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.65	2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 8) 「3日から1週間分の職員用の水・食料等の備蓄」
		8	安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータをバックアップし、庁舎外で保管するなど同時被災しないようにしているか。	「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画(BCP)策定に関するガイドライン」p.30 「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.63	第3章第1部 ステップ5 「重要な情報については、最低限の対策としてバックアップを実施し、さらに、そのバックアップが同時に被災しないように対策を考える必要がある。」 2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 7) 「重要な行政データのバックアップ対策」
		9	避難勧告等発令、安否確認、被害情報収集などの「非常時優先業務」を整理しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.25	2.3 非常時優先業務の整理 「発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込むことが必要となる。」
		10	全庁的な役割分担を行い、防災・危機管理担当以外の職員も迅速かつ的確に災害対応ができるよう職員対応マニュアルを作成しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.11	1. 災害対応体制の実効性の確保 ●全庁的な水害対応業務の実施体制の確保 「防災担当以外の職員も、特に初動対応時に迅速かつ的確に災害対応できるよう各職員の業務を明確化した職員対応マニュアル等を整備し、…」
住民の避難への備え		11	各地域において発生が懸念される災害リスク情報について、ホームページ等で公表するなど平時から住民等に周知しているか。	「避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)」p.16	3.1 平時からの情報提供 「市町村は、居住者・施設管理者等が過去の被災実績に捉われず、これまでにない災害リスクにも自ら対応できるよう、平時から居住者・施設管理者等に対して災害リスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動、避難勧告等の発令単位となる地区名について、その考え方も含めて説明を徹底すべきである。」
		12	避難勧告等が発令された場合に、災害種別ごとに住民がとるべき避難行動(例:防災マップや災害・避難カードの作成、防災訓練の実施等)を理解できるようにするための取組を実施しているか。	「避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)」p.16	3.1 平時からの情報提供 「特に、避難行動に関しては、避難勧告等が発令された段階で指定緊急避難場所へ立退き避難すること等のとるべき避難行動をあらかじめ考えておくこと、災害時には状況に応じて「近隣の安全な場所」への立退き避難、「屋内安全確保」といった臨機応変な避難行動をとらなければならない場合があることを十分に周知するとともに、居住者等が最終的に避難行動を判断しなければならないことを確実に伝えるべきである。」
		13	災害種別毎に指定緊急避難場所を指定した上で、都道府県にその旨を通知し、住民に周知しているか。	「災害対策基本法等(地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項)の運用について」p.6	法第49条の4第1項においては、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、例えば学校や公民館などの施設や高台にある公園や広場などの指定緊急避難場所と、指定緊急避難場所として指定することとしている。
		14	指定緊急避難場所の開設について、施設の開放を行う担当者等をあらかじめ定めるとともに、管理体制を確立しているか。	「災害対策基本法等(地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項)の運用について」p.6	管理条件(令第20条の3第1号等) 「指定緊急避難場所がその役割を果たすためには、災害が差し迫った状況や発災時において居住者等(居住者、滞在外者)の避難をうけ、以下同様。)が緊急的に避難し、身の安全を確保することができるよう指定緊急避難場所が確実に開放されることなどがなければならないことから、本条件を設けることとしたものである。」
災害対策本部の設置・運営		15	災害事象毎に設置基準を定めるなど災害対策本部を迅速に設置する備えがとられているか。	「防災基本計画」p.44	第2編 第2章 第2節 3 地方公共団体の活動体制 「地方公共団体は、発災後(風水害、火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。)、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うとともに、…市町村には、市町村災害対策本部の設置、市町村現地災害対策本部の設置、石油コンビナート等現地防災本部の設置等必要な体制をとるものとする。」
		16	各班及び関係機関との情報共有・調整を円滑に行うため、災害対策本部用に、平時の執務室から独立した広いスペース(会議室等)を確保しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.12	1. 災害対応体制の実効性の確保 ●独立した災害対策本部事務室の確保 「災害対策本部は平時の執務室とは独立したスペース(会議室等)を確保する」
		17	災害対策本部において、道路、河川カメラ、ヘリテレ、119番入電状況等の情報を収集するための防災情報システムを整備しているか。	「防災基本計画」p.20	第2編 第1章 第6節 2 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 「国、公共機関及び地方公共団体は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。」
		18	災害対策本部において把握、対応すべき事項(人的被害、建物被害の状況等)を、災害事象毎に事前に想定しているか。	「防災基本計画」p.41	第2編 第2章 第2節 1(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡 「市町村は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害、火災、津浪、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ報告するものとする。」
		19	災害対策本部において、国・都道府県等の関係機関との連絡のため、災害時優先電話(固定電話又は携帯電話)、防災行政無線(移動系)、衛星携帯電話等の通信手段を、複数確保しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.60	2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 5)~② 「複数の手段を準備しておき、災害時に優先して使用する機器を確認し、関係者間で周知」
		20	災害対策本部の収集情報、意思決定などについて、どのように公表するか、あらかじめ方針を決定しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.19	2. 情報の収集・発信と広報の円滑化 ●報道機関への対応ルールの明確化【参考1】 「本部会議の公開・非公開について、公開のメリット・デメリットを踏まえ、対応を検討しておく」
		21	広報・報道対応の責任者を明確に位置づけ、窓口を一元化する体制をとっているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.19	2. 情報の収集・発信と広報の円滑化 ●報道機関への対応ルールの明確化 「災害対策本部に広報責任者を明確に位置づけ、広報・報道対応窓口を一元化する」
		22	災害対応業務に利用する計画、マニュアル、ガイドライン等について、発災後直ちに活用できるよう、あらかじめ印刷してファイルにまとめているか。	「防災基本計画」p.25	第2編 第1章 第6節 2 (7) 公的機関等の業務継続性の確保 「地方公共団体等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。」
災害応急対策(事前段階)	避難勧告等の発令基準の策定	23	災害種別毎に避難勧告等の具体的でわかりやすい発令基準を、あらかじめ策定しているか。	「避難勧告等に関するガイドライン②(発令基準・防災体制編)」p.4	1.3 避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方 「市町村は対象とする災害の種類毎に避難行動が必要な地域を示して、居住者等が適切な避難行動がとれるように、判断基準を基に避難勧告等を発令する。」 ※ガイドライン全体で、災害種別毎に発令基準の考え方が記載されている
		24	避難勧告等の発令基準を、関係機関等からの助言を受けた上で策定しているか。	「避難勧告等に関するガイドライン②(発令基準・防災体制編)」p.8	1.5 判断基準の設定にあたっての関係機関の協力・助言 「災害対策基本法では、市町村は国・都道府県等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができることとされていることから、避難勧告等の判断基準を設定する際は、これらの機関の協力・助言を積極的に求める必要がある。」
		25	策定した避難勧告等の発令基準について、住民等にホームページ等で公表するなど周知しているか。	「避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)」p.16	3.1 平時からの情報提供 「市町村は、居住者・施設管理者等が過去の被災実績に捉われず、これまでにない災害リスクにも自ら対応できるよう、平時から居住者・施設管理者等に対して災害リスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動、避難勧告等の発令単位となる地区名について、その考え方も含めて説明を徹底すべきである。」
避難勧告等の伝達手段		26	住民への迅速・確実な情報伝達のために、複数の伝達手段を確保しているか。	「避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)」p.28	4. 避難勧告等の伝達手段と方法 「避難勧告等を居住者・施設管理者等に広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段を組み合わせることが基本である。」
		27	伝達手段を災害時に最大限活用できるよう、平時から各伝達手段の点検、操作訓練等を実施しているか。	「避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)」p.28	4. 避難勧告等の伝達手段と方法 「また、利用可能な情報手段を最大限活用できるよう、平時から各伝達手段の点検や災害を想定した操作訓練等を行うべきである。」
要配慮者、要支援者の避難	避難勧告等の発令時の対応	28	避難勧告等発令時に、その対象者、対象地区を明確にして分かりやすく伝達することとしているか。	「避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)」p.19	3.3 避難勧告等の伝達 「避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すべきである。」
		29	避難行動要支援者名簿を平時より避難支援等関係者に対して提供しているか。	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」p.20~21	第1部第2 避難行動要支援者名簿の作成等 4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 「〇…市町村は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することが求められること(法49条の11第2項。)」等
		30	避難行動要支援者、要配慮者利用施設に対する避難勧告等の伝達方法、担当を定めているか。	「避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)」p.36,39	5.3.1 要配慮者利用施設等への情報の伝達 「市町村は、要配慮者利用施設等へ情報が確実に伝達されるよう、市町村内の情報共有の仕組みと情報伝達体制を定め、かつ必要に応じて施設を整備しておくべきである。具体的には、避難勧告等の伝達であれば、実際に避難勧告等の発令を担う防災担当部署の情報、指定河川洪水予報や土砂災害警戒情報等であれば、それを受け取る部署(防災担当部署や土木部局)の情報に基づき、施設との関係が深い市町村の担当部署(社会福祉施設であれば福祉部局)が行うことが望ましい。」 5.3.2 在宅の避難行動要支援者への情報伝達 「在宅の避難行動要支援者への情報伝達にあたっては、それぞれの特性に応じた、多様な伝達手段や方法を活用し、確実に情報周知できる体制と環境を整えておくべきである。」

防災・危機管理セルフチェック項目一覧

大項目	中項目	番号	チェック項目	マニュアル等の根拠	マニュアル等からの引用文
災害応急対策(人命救助等)	警戒・被害情報の収集及び分析	31	災害発生時の危険性が高まっている段階から、又は発災直後から情報収集等を確実にするため、災害対策本部に、情報収集、情報分析を行う担当を設けているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.70 「避難勧告等に関するガイドライン②(発令基準・防災体制編)」p.47	2.6 緊急時の対応手順(行動計画)の検討 表2-11 ① 災対本部〇〇班を中心に、(中略)情報を収集 8.1 躊躇なく避難勧告等を発令するための体制 (2) 河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制の構築 ・ホットラインによる連絡があった際には、市町村長が状況を確実に把握できるような体制を市町村は構築しておくべきである。例えば、先に述べた緊急情報を収集・分析する組織を専任で設置し、当該組織はホットライン等の緊急情報を確実に市町村長に報告するとともに、避難勧告等の発令に資する情報の分析を一元的に担うことで、市町村長の意思決定を補佐する組織とすることが考えられる。
		32	人的・物的被害、孤立地区の発生状況等、被害の規模等を把握するため、情報収集先、方法、聞き取り項目を、あらかじめ設定しているか。	「防災基本計画」p.41	第2編 第2章 第2節 1(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡 「市町村は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害、火災、津浪、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ報告するものとする。」
		33	行方不明者数を含む人的被害の状況把握のため、被災者の安否確認の方法、消防・警察などの情報収集先についてあらかじめ定めているか。	「防災基本計画」p.41	第2編 第2章 第2節 1(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡 「市町村は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害、火災、津浪、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ報告するものとする。」
		34	住民からの問合せに円滑に対応し、本来の災害対応業務に支障が生じないよう、問合せ窓口を一元化する体制をとっているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.20	2. 情報の収集・発信と広報の円滑化 ●住民からの問合せ窓口の一元化 「問合せ窓口を一元化して本来業務に集中できる環境を作り、窓口の連絡先等の情報を、広く迅速に公表することが重要である」
	救助・救急活動	35	緊急消防援助隊や自衛隊等の災害派遣を要請する場合の手順、連絡先等をあらかじめ明確にしているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.25	5. 応援の受け入れ体制の確保 「国・都道府県、他市町村・救助機関・医療機関・ボランティア等様々な主体からの支援を十分活用できるよう、応援要員の到着時期や支援内容等を事前に把握しておく」
		36	被害状況等の早急な把握に努め、救助・救急活動のため関係機関と情報共有を図る連絡体制を確保しているか。	「防災基本計画」p.52	第2編 第2章 第4節 1(2) 被災地方公共団体による救助・救急活動 「被災地方公共団体は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部等との各機関や他の地方公共団体へ応援を要請するとともに…」
		37	救助活動等を行う、警察・消防・自衛隊等の活動拠点をあらかじめ指定、確保しているか。	「防災基本計画」p.52	第2編 第2章 第4節 1(2) 被災地方公共団体による救助・救急活動 「被災地方公共団体は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、……警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図るものとする」
災害応急対策(被災者支援)	災害救助法の適用	38	避難所の開設・運営、住宅の応急修理、仮設住宅の確保等に必要費用等を整理するため、災害救助法の各救助項目ごとに発災時の対応を検討しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.38	8. 災害救助法の適用 ●緊急救助の実施検討 「市町村は、平時より、都道府県から委任を受けて行う災害救助法の救助項目ごとに、発災時の対応を検討しておく」
		39	指定避難所をあらかじめ指定をした上で、都道府県にその旨を通知し、住民に周知しているか。	「災害対策基本法等(地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項)の運用について」p.15	法第49条の7第1項において、被災者が一定期間滞する場としての避難所については、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、「政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設」を指定避難所として指定することとしたものである。
	避難所の運営	40	高齢者や障害者、妊産婦等の特に配慮が必要な方々を受け入れる福祉避難所を設置できるよう、あらかじめ候補となる施設を選定しているか。	「避難所運営ガイドライン」p.13	1 運営体制の確立(平時) 2. 避難所の指定 「対策項目2 福祉避難所/スペースを確保する」
		41	各避難所の運営を支援するため、避難所運営の担当(部署、職員)をあらかじめ決定しているか。	「避難所運営ガイドライン」p.10	1 運営体制の確立(平時) 1. 避難所運営体制の確立 「対策項目1 災害対策本部・避難所支援班を確保する」
		42	避難所の開設・運営に必要なマニュアルや書類(避難者名簿、備蓄物資一覧表等)を作成しているか。	「避難所運営ガイドライン」p.15,16	1 運営体制の確立(平時) 3. 初動の具体的な事前想定 「いざ避難所を立ち上げるためには、避難所運営のためのマニュアルや書式等を事前に準備しておき、関係者で共有し、訓練等でその実効性を検証しておく必要がある」 「対策項目2 必要な書式等を作成する」
		43	各避難所におけるニーズに対応できるよう、災害対策本部と避難所間の通信手段を確保し、避難所ニーズを把握・連絡する体制を整えているか。	「避難所運営ガイドライン」p.11	1 運営体制の確立(平時) 1. 避難所運営体制の確立 「対策項目3 災害対策本部と避難所の連絡体制を確立する」
		44	早期に自主避難に移行できるよう、住民用の避難所生活の心構え等の啓発資料を作成するとともに、自主防災組織や自治会等と協働で避難所運営訓練を実施しているか。	「避難所運営ガイドライン」p.15,17	1 運営体制の確立(平時) 3. 初動の具体的な事前想定 「いざ避難所を立ち上げるためには、避難所運営のためのマニュアルや書式等を事前に準備しておき、関係者で共有し、訓練等でその実効性を検証しておく必要がある」 「対策項目4 避難所運営マニュアルを用いた訓練を実施する」
		45	災害対策本部に、応援受け入れの総合窓口として、人的支援の申出の受付、支援ニーズの把握など、支援を調整する担当組織を設けることをあらかじめ定めているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.28	5. 応援の受け入れ体制の確保 ●受援計画の策定(受援調整組織を設置し対応を一元化) 「支援を総括する組織(受援調整担当)を災害対策本部内に設置し、専任の職員を配置する」
	受援体制	46	発災時早期から応援を受けることができるよう、近隣市町村と相互応援協定を締結しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.27	5. 応援の受け入れ体制の確保 ●災害時相互応援協定の締結 「発災早期から応援を受けられるよう近隣市町村と相互応援協定を締結する」
		47	同時的な被災を避ける観点から、遠方の地方公共団体と相互応援協定を締結しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.27	5. 応援の受け入れ体制の確保 ●災害時相互応援協定の締結 「同時被災を避ける観点から遠方の地方公共団体との協定締結も考慮する」
		48	他団体に迅速に支援を要請するため、防災関係機関の連絡先リストをあらかじめ作成しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.43	2.4.4 緊急連絡先の整理 「緊急連絡先等をあらかじめ整理し、更新しておく。」
		49	支援物資確保、ライフライン復旧等のために、民間企業等と災害時相互応援協定を締結しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.27	5. 応援の受け入れ体制の確保 ●災害時相互応援協定の締結
		50	被害情報収集、安否確認、避難所運営、被災者の生活再建支援などの災害応急対策を応援を受けながら遂行する体制がとられているか。	「防災基本計画」p.23	第2編 第1章 第6節 2(5) 防災関係機関相互の連携体制 「地方公共団体及び防災関係機関は、……応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援期間の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。」
	物資輸送	51	大規模災害が発生した場合には平常時のように物資を確保できないことを想定し、想定避難者数に応じて、毛布・飲料水・非常食等を備蓄するとともに、追加調達ができるよう、手順等を定めているか。	「防災基本計画」p.35 「避難所運営ガイドライン」p.14	第2編 第1章 第6節 8 物資の調達、供給活動関係 「地方公共団体は、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立ち、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、……」 1 運営体制の確立(平時) 2. 避難所の指定 「対策項目5 避難所として確保すべき備蓄を実施する」
		52	国、都道府県など他地域からの支援物資を受け入れるための物資の集積拠点をあらかじめ複数箇所確保しているか。	「防災基本計画」p.35	第2編 第1章 第6節 8 物資の調達、供給活動関係 「国及び地方公共団体の備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。」
53		民間の物流事業者と協定を締結するなど、救援物資を各避難所に届けるための手段、手順をあらかじめ定めているか。	「防災基本計画」p.71	第2編 第2章 第7節(2) 地方公共団体による物資の調達、供給 「被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について、被災者への供給を行うものとする。」	
ボランティアの受け入れ	54	災害ボランティアセンターの開設・運営主体となる市町村社会福祉協議会等との間で、双方の役割分担を決定しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.29	6. ボランティアとの連携・協働 ●ボランティア受入に関する役割の分担と平時からの連携 「災害VC開設・運営等発災時の対応について、(中略)市町村社協や、都道府県、都道府県社協等と事前に協議するなどの検討を実施する」	
	55	市町村社会福祉協議会、ボランティア団体等と協働して、定期的に、連携訓練、研修、交流会等を実施しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.29	6. ボランティアとの連携・協働 ●ボランティア受入に関する役割の分担と平時からの連携 「平時から、市町村社協や、ボランティア団体等と協働して、連携訓練や研修、交流会を実施するなど、「顔の見える関係」の構築を図る」	
復旧	廃棄物の処理	56	発災直後から行われる廃棄物の撤去、適正処理等のため、仮置き場の候補地を選定しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.41	9. 災害廃棄物対策 ●災害廃棄物処理計画の策定 「発災直後から行われる廃棄物の撤去、被災家屋からの持ち込み廃棄物(片付けごみ)等を適正に処理するため、ある程度の広さの仮置き場を複数箇所選定する」
		57	被災者台帳に記載・記録する事項を具体的に定めているか。	「被災者台帳作成チェックリスト」	1-1 「被災者台帳掲載項目を定めているかどうか。」
	被災者台帳	58	被災者台帳作成に必要な情報の保有部署を把握し、情報収集の方法を定めているか。	「被災者台帳作成チェックリスト」	1-2 「被災者台帳掲載項目に関する情報(データ)を有している、または、発災後に作成・収集する部署(情報保有部署)を把握しているか。」 1-3 「情報保有部署における被災者台帳掲載項目に関する情報(データ)の保有形態は把握しているか。」
		59	被災者台帳情報の利用ルールを定めているか。	「被災者台帳作成チェックリスト」	1-11 「被災者台帳情報提供ルールを定めているか。」 1-12 「被災者台帳共有ルールを定めているか。」 1-13 「被災者台帳活用ルールを定めているか。」
	被害認定・罹災証明書	60	住家被害認定及び罹災証明書の発行を速やかにできるよう、担当部署を決定しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.33	7. 生活再建支援 ●住家被害認定調査・罹災証明書交付に係る実施体制の整備 「担当部署と庁内応援体制の決定」
		61	住家被害調査及び罹災証明書の交付について、他の市町村等からの受援体制を整備しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.33	7. 生活再建支援 ●住家被害認定調査・罹災証明書交付に係る実施体制の整備 「他の地方公共団体・民間団体との協定締結等」
62		住家被害認定及び罹災証明書の発行を速やかにできるよう、マニュアルを整備するとともに、研修を実施しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.33	7. 生活再建支援 ●住家被害認定調査・罹災証明書交付に係る実施体制の整備 「担当部署と庁内応援体制の決定」 実施体制、業務フロー、必要な資機材等をマニュアル等としてまとめておく。	



## 21-1 愛媛県防災会議条例

昭和37年10月16日  
条例第49号

改正 平成24年10月23日 条例第43号

愛媛県防災会議条例を次のように公布する。

愛媛県防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第8項の規定に基づき、愛媛県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、40人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔昭和47年条例36号・平成16年47号・平成24年43号〕

(幹事)

第3条 防災会議に幹事62人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

一部改正〔昭和47年条例36号・平成24年43号〕

(部会)

第4条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年10月13日 条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月24日 条例第47号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。（後略）

附 則（平成24年10月23日条例第43号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の愛媛県防災会議条例第2条第2項に掲げる委員のうち、この条例の施行の日から平成25年9月19日までの間に新たに任命された委員（同項ただし書の補欠の委員を除く。）の任期は、同項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成25年9月19日までとする。

## 2 1 - 2 愛媛県防災会議運営内規

(目 的)

第1条 この内規は、愛媛県防災会議条例（昭和37年愛媛県条例第49号）第5条の規定により、愛媛県防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の召集)

第2条 会議は、会長が召集し、議長となる。

(部 会)

第3条 部会は、必要に応じ部会長が召集し、その議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。

(幹事会)

第4条 会長は、会議の運営について必要があるときは、幹事会を開催することができる。

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課において処理する。

(補 則)

第6条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度会議にはかって定める。

## 2 1 - 3 愛媛県防災会議の権限に属する事項のうち知事が処理できる委任事項について

平成26年 3月27日  
愛 媛 県 防 災 会 議

愛媛県防災会議運営内規第6条の規定により、次の事項は、知事において処理することができる。

- 1 愛媛県地域防災計画の軽易な内容の一部修正に関すること。
- 2 市町地域防災計画の作成又は修正についての意見に関すること。

21-4 愛媛県防災会議委員名簿

R5. 1. 1現在

No	区 分		氏 名		職 名	充て職	機関の長等	任 期	21名	災害対策基本法第15条第5項第1号から4号で指定する職員
1	知 事	法第15条第2項	会長	中村 時広	愛媛県知事	○	○	在任中		
2	指定地方行政機関	法第15条第5項第1号	委員	山本 真吾	中国四国管区警察局長	○	△	在任中		
3	"	"	"	西岡 邦彦	四国総合通信局長	○	○	在任中		
4	"	"	"	栗野 節夫	四国財務局松山財務事務所長	○	△	在任中		
5	"	"	"	榎本 芳人	四国厚生支局長	○	△	在任中		
6	"	"	"	瀧原 章夫	愛媛労働局長	○	○	在任中		
7	"	"	"	山本 徹弥	中国四国農政局長	○	○	在任中		
8	"	"	"	遠藤 順也	四国森林管理局長	○	○	在任中		
9	"	"	"	原 伸幸	四国経済産業局長	○	○	在任中		
10	"	"	"	山下 宜範	中国四国産業保安監督部四国支部長	○	△	在任中		
11	"	"	"	荒瀬 美和	四国地方整備局長	○	○	在任中		
12	"	"	"	山本 充一	四国運輸局愛媛運輸支局長	○	△	在任中		
13	"	"	"	井部 夏樹	大阪航空局松山空港事務所長	○	△	在任中		
14	"	"	"	小室 勝也	国土地理院四国地方測量部長	○	○	在任中		
15	"	"	"	金田 芳彦	大阪管区気象台松山地方気象台長	○	△	在任中		
16	"	"	"	木室 貴行	松山海上保安部長	○	△	在任中		
17	"	"	"	今給黎 学	中国四国防衛局長	○	○	在任中		
18	"	"	"	常富 豊	中国四国地方環境事務所四国事務所長	○	△	在任中		
19	陸上自衛隊	法第15条第5項第2号	"	細川 香宣	陸上自衛隊中部方面特科隊兼松山駐屯地司令	○	△	在任中		
20	教育委員会	法第15条第5項第3号	"	田所 竜二	愛媛県教育長	○	○	在任中		
21	警察本部	法第15条第5項第4号	"	森本 敦司	愛媛県警察本部長	○	○	在任中		
22	県 職 員	法第15条第5項第5号	"	田中 英樹	愛媛県副知事			在任中	39名	愛媛県防災会議条例第2条に基づく定数
23	"	"	"	山口 真司	愛媛県公営企業管理者			在任中		
24	"	"	"	井上 敬之	愛媛県防災安全統括部長			在任中		
25	"	"	"	目見田 貴彦	愛媛県民環境部長			在任中		
26	"	"	"	菅 規行	愛媛県保健福祉部長			在任中		
27	"	"	"	末永 洋一	愛媛県農林水産部長			在任中		
28	"	"	"	葛原 健二	愛媛県土木部長			在任中		
29	市 町	法第15条第5項第6号	"	武智 邦典	愛媛県市長会会長		○	R3. 9. 20～R5. 9. 19		
30	"	"	"	佐川 秀紀	愛媛県町村会長		○	R3. 9. 20～R5. 9. 19		
31	消防機関	"	"	金澤 英雄	愛媛県消防長会会長		○	R3. 9. 20～R5. 9. 19		
32	"	"	"	大西 浩司	公益財団法人愛媛県消防協会会長		○	R3. 9. 20～R5. 9. 19		
33	指定公共機関	法第15条第5項第7号	"	臼井 智博	日本銀行松山支店長			R3. 9. 20～R5. 9. 19		
34	"	"	"	藤井 晃一	日本赤十字社愛媛県支部事務局長			R3. 9. 20～R5. 9. 19		
35	"	"	"	桑野 毅	日本放送協会松山放送局長			R3. 9. 20～R5. 9. 19		
36	"	"	"	岡 実喜義	日本郵便㈱四国支社経営管理本部 総務部長			R3. 9. 20～R5. 9. 19		
37	"	"	"	三浦 正行	四国旅客鉄道㈱鉄道事業本部安全推進室長			R3. 9. 20～R5. 9. 19		
38	"	"	"	立石 篤志	西日本電信電話㈱四国支店長			R3. 9. 20～R5. 9. 19		
39	"	"	"	安藤 誠一	四国電力㈱執行役員愛媛支店長			R3. 9. 20～R5. 9. 19		
40	"	"	"	佐伯 和久	日本通運㈱四国支店次長			R3. 9. 20～R5. 9. 19		
41	"	"	"	田中 満	西日本高速道路㈱四国支社愛媛高速道路事務所長			R3. 9. 20～R5. 9. 19		
42	"	"	"	梶尾 光邦	本州四国連絡高速道路㈱しまなみ今治管理センター所長			R3. 9. 20～R5. 9. 19		
43	"	"	"	小野川 雅士	㈱NTTドコモ四国支社愛媛支店長			R3. 9. 20～R5. 9. 19		
44	"	"	"	松浦 孝寿	太陽石油㈱四国事業所 常務執行役員所長			R3. 9. 20～R5. 9. 19		
45	指定地方公共機関	"	"	清水 一郎	㈱伊予鉄グループ代表取締役社長		○	R3. 9. 20～R5. 9. 19		
46	"	"	"	清水 一郎	(一社) 愛媛県バス協会会長		○	R3. 9. 20～R5. 9. 19		
47	"	"	"	御手洗 安	(一社) 愛媛県トラック協会会長		○	R3. 9. 20～R5. 9. 19		
48	"	"	"	清水 一郎	石崎汽船㈱代表取締役社長(愛媛県旅客船協会会長)		○	R3. 9. 20～R5. 9. 19		
49	"	"	"	佐藤 秀樹	四国ガス㈱常務執行役員営業本部長			R3. 9. 20～R5. 9. 19		
50	"	"	"	大西 康司	南海放送㈱代表取締役社長			R3. 9. 20～R5. 9. 19		
51	"	"	"	高市 真美	㈱テレビ愛媛編成局放送部長			R3. 9. 20～R5. 9. 19		
52	"	"	"	土居 英雄	㈱愛媛新聞社代表取締役社長		○	R3. 9. 20～R5. 9. 19		
53	"	"	"	村上 博	(一社) 愛媛県医師会会長		○	R3. 9. 20～R5. 9. 19		
54	"	"	"	小椋 史香	(公社) 愛媛県看護協会会長		○	R3. 9. 20～R5. 9. 19		
55	"	"	"	杉野 洋介	(社福) 愛媛県社会福祉協議会常務理事			R3. 9. 20～R5. 9. 19		
56	自主防災組織 学識経験者	法第15条第5項第8号	"	小国 恵子	森松町自主防災会 防災士			R3. 9. 20～R5. 9. 19		
57	"	"	"	バンブリック アツタ	愛媛大学防災情報研究センター長			R3. 9. 20～R5. 9. 19		
58	"	"	"	秋山 昌江	聖カタリナ大学教授			R3. 9. 20～R5. 9. 19		
59	"	"	"	越智 やよい	男女共同参画センター館長			R3. 9. 20～R5. 9. 19		
60	"	"	"	宮前 港	県婦人防火クラブ連絡協議会会長			R3. 9. 20～R5. 9. 19		
						21	32			

## 21-5 災害対策基本法による指定地方公共機関の指定

昭和37年10月12日  
告示第786号

[沿革] 昭和47年12月19日告示第1172号  
昭和57年 6月25日告示第 861号  
平成4年10月 1日告示第1294号  
平成7年 4月 1日告示第 549号  
平成7年 9月 1日告示第1122号  
平成15年 8月 5日告示第1480号  
平成25年 2月 8日告示第 101号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号の規定により知事が指定する指定地方公共機関は、次のとおりとする。

南海放送株式会社  
伊予鉄道株式会社  
株式会社テレビ愛媛  
社団法人愛媛県医師会  
株式会社エフエム愛媛  
株式会社あいテレビ  
株式会社愛媛朝日テレビ  
四國瓦斯株式会社  
社団法人愛媛県歯科医師会  
社団法人愛媛県薬剤師会  
公益社団法人愛媛県看護協会  
株式会社愛媛CATV  
今治シーエーティービー株式会社  
宇和島ケーブルテレビ株式会社  
株式会社ハートネットワーク  
株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸  
株式会社四国中央テレビ  
西予CATV株式会社  
財団法人八西地域総合情報センター  
株式会社愛媛新聞社  
社団法人愛媛県バス協会  
社団法人愛媛県トラック協会  
石崎汽船株式会社  
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

## 21-6 防災関係機関及び連絡窓口

### (1) 指定行政機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
内 閣 府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町1-6-1	03-5253-2111
	政策統括官(防災担当)付 参事官(総括担当)	〃 〃 霞が関1-2-2	03-3593-3311
国家公安委員会 警察庁	警備局警備課	〃 〃 霞が関2-1-2	03-3581-0141
金融庁	総合政策局総務課	〃 〃 霞が関3-2-1	03-3506-6000
消費者庁	総 務 課	〃 〃 霞が関3-1-1	03-3507-8800
総 務 省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関2-1-2	03-5253-5111
消 防 庁	防 災 課	〃 〃 霞が関2-1-2	03-5253-7525
法 務 省	大臣官房秘書課 大 広 報 室	〃 〃 霞が関1-1-1	03-3580-4111
外 務 省	大臣官房総務課 大 危 機 管 理 調 整 課 室	〃 〃 霞が関2-2-1	03-3580-3311
財 務 省	大臣官房総合政策課	〃 〃 霞が関3-1-1	03-3581-4111
文 部 科 学 省	大臣官房文教施設企画・防災部 施 設 企 画 課	〃 〃 霞が関3-2-2	03-5253-4111
文 化 庁	政 策 課	〃 〃 霞が関3-2-2	03-5253-4111
厚 生 労 働 省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関1-2-2	03-5253-1111
農 林 水 産 省	大臣官房地方課 大 災 害 総 合 対 策 室	〃 〃 霞が関1-2-1	03-3502-8111
経 済 産 業 省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関1-3-1	03-3501-1511
資源エネルギー庁	長官官房総合政策課	〃 〃 霞が関1-3-1	03-3501-1511
中 小 企 業 庁	事業環境部企画課 経 営 安 定 対 策 室	〃 〃 霞が関1-3-1	03-3501-1511
国 土 地 理 院	企画部防災推進室	茨城県つくば市北郷1番	029-864-1111
国 土 交 通 省	水管理・国土保全局 防 災 課 災 害 対 策 室	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111
気 象 庁	総 務 部 企 画 課	〃 港区虎ノ門3-6-9	03-6758-3900
海 上 保 安 庁	警 備 救 難 部 環 境 防 災 課	〃 千代田区霞が関2-1-3	03-3591-6361
環 境 省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関1-2-2	03-3581-3351
原子力規制委員会 原 子 力 規 制 庁	災害対策・核物質防護課	〃 港区六本木1-9-9	03-5114-2121
防 衛 省	防衛政策局運用政策課	〃 新宿区市谷本村町5-1	03-3268-3111

## (2) 指定地方行政機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
中国四国管区警察局 四国警察支局	総務監察・広域調整部 災害対策官	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-821-3111 (内5862)
四国総合通信局	無線通信部 陸上課	松山市味酒町2-14-4	089-936-5066
四国財務局 松山財務事務所	総務課	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-941-7185 (内611)
四国厚生支局	総務課	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-851-9565
愛媛労働局	総務部 総務課	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5200 (内415)
中国四国農政局	企画調整室	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-224-4511 (内2123)
四国森林管理局	企画調整課	高知市丸ノ内1-3-30	088-821-2160
四国経済産業局	総合調整・防災担当 参事官	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8503
中国経済産業局	総務企画部	広島市中区上八丁堀6番30号	082-224-5618
中国四国産業保安 監督	管理課	広島市中区上八丁堀6-30	082-224-5753
中国四国産業保安 監督部四国支部	管理課	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8582
四国地方整備局	企画防災部 室	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8310 (内2161)
	松山河川国道事務所	松山市土居田町797-2	089-972-0034
	松山港湾・空港 整備事務所	松山市海岸通2426-1	089-951-0161
四国運輸局 愛媛運輸支局	総務・企画観光部門	松山市森松町1070	089-956-9957
大阪航空局 松山空港事務所	総務課	松山市南吉田町空港内	089-972-0319 (内202)
国土地理院 四国地方測量部	防災情報管理官	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館5階	087-811-1901
大阪管区气象台 (松山地方气象台)	松山地方气象台	松山市北持田町102	089-933-3610
第六管区 海上保安本部	松山海上保安部 警備救難課	松山市海岸通2426-5	089-951-1197
中国四国 地方環境事務所	総務課	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2階	087-811-7240
中国四国防衛局	企画部地方調整課 地方協力確保室	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	082-223-7153

## (3) 自衛隊

部 隊 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊松山駐屯地 中部方面特科隊	松山市南梅本町乙115	089-975-0911 (内436)
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031
海上自衛隊 呉地方総監部	広島県呉市幸町8-1	0823-22-5511

## (4) 指定公共機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便株式会社 四国支社	経営管理本部 総務本部	松山市宮田町8-5	089-936-5121
日本銀行	松山支店 総務課	松山市三番町4-10-2	089-933-2211
日本赤十字社	愛媛県支部 事務局	松山市岩崎町2-3-40	089-921-8603
日本放送協会	松山放送局 放送部	松山市堀之内5	089-921-1111
西日本高速道路株式会社	四国支社 保全サービス事業部 保全サービス統括課	香川県高松市朝日町4-1-3	087-823-2111
独立行政法人 水資源機構	池田総合管理所 第1管理課	徳島県三好市池田町 字西山谷尻4235-1	0883-72-2050
本州四国連絡高速 道路株式会社	しまなみ今治管理センター 計画課	今治市山路751-2	0898-23-7250
電源開発株式会社	西日本支店 高松事務所	高松市番町1-1-5 ニッセイ高松ビル6F	087-822-0821
電源開発送変電 ネットワーク株式会社	岡山送変電事業所	倉敷市児島通生1600-1	086-472-6511
四国旅客鉄道株式会社	安全推進室	高松市浜ノ町8-33	087-825-1666
日本貨物鉄道株式会社	松山営業所	伊予市上三谷字柿ノ木甲4256	089-984-6010
西日本電信電話株式会社	四国支店 設備部 災害対策室	松山市南江戸町1283-1 NTT西日本 松山研修センタビル A棟 2F	089-909-6033
NTTドコモ株式会社	四国支社 ネットワーク部 災害対策室	高松市天神前9-1	087-832-2143
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	カスタマサービス部 危機管理室	東京都千代田区大手町2-3-5 NTT大手町ビル本館6F	0570-03-9909
太陽石油株式会社 四国事業所	環境安全部 環境安全グループ	今治市菊間町種4070-2	0898-36-3538
日本通運株式会社	松山支店 総務課	松山市大手町2-26-3	089-941-5112
福山通運株式会社	松山支店	松山市富久町420	089-972-3333
佐川急便株式会社	松山営業所	伊予郡砥部町八倉125	089-958-1181
ヤマト運輸株式会社	愛媛主管支店	松山市大橋町466-1	089-963-5500
四国電力株式会社	愛媛支店 総務課	松山市湊町6-6-2	089-946-9707
四国電力送配電株式会社	松山支社 総務課	松山市湊町6-6-2	089-946-9729
中国電力株式会社	地域共創本部	広島市中区小町4-33	082-544-2854
中国電力ネットワーク株式会社	広島ネットワークセンター	広島市中区竹屋町2-42	082-545-2106
KDDI株式会社	四国総支社	高松市番町1-6-8 高松興銀ビル7F	087-823-6777
ソフトバンク株式会社	九州・中四国総務課	高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル5F	087-825-1801
楽天モバイル株式会社	西日本エリア本部 中四国営業部	広島市中区紙屋町1-2-29 損保ジャパン広島紙屋町ビル12F	050-5432-0260
独立行政法人 国立病院機構	中国四国グループ	東広島市西条町寺家513	082-493-6606



機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
イ オ ン 株 式 会 社	イオンリテール(株) 中 四 国 カ ン パ ニ ー	広島県広島市南区段原南1-3-52	082-535-7600
株 式 会 社 セブン-イレブン・ジャパン	Q C ・ 物 流 管 理 本 部	東京都千代田区二番町8-8 渉外部	03-6238-3711
株 式 会 社 ロ ー ソ ン	リスク・情報セキュリティ統括部	東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー6F	03-5435-1594
株 式 会 社 フ ァ ミ リ ー マ ー ト	CSR・コンプライアンス部	東京都豊島区東池袋3-1-1	03-3989-7658

(5) 指定地方公共機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
伊 予 鉄 道 株 式 会 社	総 務 部 総 務 課	松山市湊町4-4-1	089-948-3222
一 般 社 団 法 人 愛 媛 県 医 師 会	事 務 局	松山市三番町4-5-3	089-943-7582
一 般 社 団 法 人 愛 媛 県 薬 剤 師 会	事 務 局	松山市三番町7-6-9	089-941-4165
公 益 社 団 法 人 愛 媛 県 看 護 協 会	事 務 局	松山市道後町2-11-14	089-923-1287
一 般 社 団 法 人 愛 媛 県 歯 科 医 師 会	事 務 局	松山市柳井町2-6-2	089-932-5048
南 海 放 送 株 式 会 社	総 合 企 画 局	松山市本町1-1-1	089-915-3333
株 式 会 社 テ レ ビ 愛 媛	総 務 部	松山市真砂町119	089-943-1111
株 式 会 社 あ い テ レ ビ	総 務 部	松山市竹原町1-5-25	089-921-2121
株 式 会 社 愛 媛 朝 日 テ レ ビ	総 務 局	松山市和泉北1-14-11	089-946-4600
株 式 会 社 エ フ ェ ム 愛 媛	放 送 部	松山市竹原町1-10-7	089-945-1111
株 式 会 社 愛 媛 C A T V	総 務 部	松山市大手町1-11-4	089-943-5029
今 治 シ ー エ ー テ ー ビ 株 式 会 社	技 術 部	今治市南大門町2-1-2	0898-22-0001
宇 和 島 ケ ー ブ ル テ レ ビ 株 式 会 社	営 業 技 術 部	宇和島市丸之内5-4-7	0895-24-3939
株 式 会 社 ハ ー ト ネットワーク	業 務 局 総 務 課	新居浜市坂井町2-3-17	0897-32-7777
株 式 会 社 ケ ー ブ ル ネットワーク 西 瀬 戸	制 作 ・ 編 成 部	大洲市徳森248	0893-25-0212
株 式 会 社 四 国 中 央 テ レ ビ	総 務 部	四国中央市三島宮川4-6-48 愛媛新聞宇摩支社2F	0896-24-0130
西 予 C A T V 株 式 会 社	総 務 営 業 課	西予市宇和町卯之町2-449	0894-62-7811
一 般 財 団 法 人 八 西 C A T V	事 務 局	西宇和郡伊方町川永田甲1534-1	0894-38-2211
株 式 会 社 愛 媛 新 聞	総 務 企 画 局 総 務 部	松山市大手町1-12-1	089-935-2132
四 国 ガ ス 株 式 会 社	総 務 部 庶 務 グ ル ー プ	今治市南大門町2-2-4	0898-32-4500
一 般 社 団 法 人 愛 媛 県 バ ス 協 会	事 務 局	松山市大手町1-7-4	089-931-4094

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
一 般 社 団 法 人 愛 媛 県 ト ラ ッ ク 協 会	業 務 部 業 務 課	松 山 市 井 門 町 1081-1	089-957-1069
石 崎 汽 船 株 式 会 社 ( 愛 媛 県 旅 客 船 協 会 )	安 全 統 括 管 理 者 運 航 管 理 者	松 山 市 高 浜 町 5-2259-1 松 山 観 光 港 ターミナル内	089-951-0128
社 会 福 祉 法 人 愛 媛 県 社 会 福 祉 協 議 会	経 営 管 理 課	松 山 市 持 田 町 3-8-15	089-921-8344

(6) 愛媛県(本庁及び主な地方機関)

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
愛 媛 県 庁	県 民 環 境 部 防 災 局 防 災 危 機 管 理 課	松 山 市 一 番 町 4-4-2	089-941-2111 (内線2335)
東 予 地 方 局	総 務 県 民 課	西 条 市 喜 多 川 796-1	0897-56-1300
東 予 地 方 局 今 治 支 局	総 務 県 民 室	今 治 市 旭 町 1-4-9	0898-23-2500
中 予 地 方 局	総 務 県 民 課	松 山 市 北 持 田 町 132	089-941-1111
南 予 地 方 局	総 務 県 民 課	宇 和 島 市 天 神 7-1	0895-22-5211
南 予 地 方 局 八 幡 浜 支 局	総 務 県 民 室	八 幡 浜 北 浜 1-3-37	0894-22-4111

## (7) 市町

市町名	連絡窓口	所在地	電話番号
松山市	総合政策部防災・危機管理課	松山市二番町4-7-2	089-948-6794
今治市	総務部防災危機管理課	今治市別宮町1-4-1	0898-36-1558
宇和島市	総務企画部危機管理課	宇和島市曙町1	0895-49-7006
八幡浜市	総務企画部総務課 危機管理・原子力対策室	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111
新居浜市	市民環境部危機管理課	新居浜市一宮町1-5-1	0897-65-1282
西条市	経営戦略部危機管理課	西条市明屋敷164	0897-56-5151
大洲市	総務部危機管理課	大洲市大洲690-1	0893-24-2111
伊予市	総務部危機管理課	伊予市米湊820	089-982-1111
四国中央市	総務部防災まちづくり推進課	四国中央市三島宮川4-6-55	0896-28-6934
西予市	総務部危機管理課	西予市宇和町卯之町3-434-1	0894-62-6491
東温市	危機管理課	東温市見奈良530-1	089-964-2001
上島町	消防本部消防防災課	越智郡上島町弓削下弓削1037	0897-77-4118
久万高原町	総務課危機管理室	上浮穴郡久万高原町久万212	0892-21-1111
松前町	危機管理課	伊予郡松前町大字筒井631	089-985-2111
砥部町	総務課	伊予郡砥部町宮内1392	089-962-2323
内子町	総務課危機管理班	喜多郡内子町平岡甲168	0893-44-2111
伊方町	総務課	西宇和郡伊方町湊浦1993-1	0894-38-0211
松野町	防災安全課	北宇和郡松野町松丸343	0895-42-1111
鬼北町	危機管理課	北宇和郡鬼北町大字近永800-1	0895-45-1111
愛南町	消防本部防災対策課	南宇和郡愛南町蓮乗寺473	0895-72-0119

## (8) 消防機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
松山市消防局	松山市本町6-6-1	089-926-9200
新居浜市消防本部	新居浜市一宮町1-5-1	0897-34-0119
西条市消防本部	西条市新田183-1	0897-56-0250
今治市消防本部	今治市南宝来町2-1-1	0898-32-6666
四国中央市消防本部	四国中央市中曾根町500	0896-23-6611
西予市消防本部	西予市宇和町卯之町2-377	0894-62-0119
東温市消防本部	東温市横河原1376	089-964-5210
久万高原町消防本部	上浮穴郡久万高原町下野尻甲33	0892-21-2411
愛南町消防本部	南宇和郡愛南町蓮乗寺473	0895-72-0119
上島町消防本部	越智郡上島町弓削下弓削1037	0897-77-4118
八幡浜地区施設事務組合 消防本部	八幡浜市松柏丙796	0894-22-0119
伊予消防等事務組合消防本部	伊予市下吾川950-3	089-982-0119
宇和島地区広域事務組合 消防本部	宇和島市丸の内5-1-18	0895-22-7500
大洲地区広域事務組合消防本部	大洲市大洲1034-4	0893-24-0119

## (9) 愛媛県警察本部

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
愛 媛 県 警 察 本 部 ( 警 備 部 警 備 課 )	松山市南堀端町2-2	089-934-0110
警 察 学 校	伊予市松前町西古泉646	089-984-1405
愛 媛 県 運 転 免 許 セ ン タ ー	松山市勝岡町1163-7	089-934-0110
四 国 中 央 警 察 署	伊予三島市中央5-4-20	0896-24-0110
新 居 浜 警 察 署	新居浜市久保田町3-9-8	0897-35-0110
西 条 警 察 署	西条市新田133-1	0897-56-0110
西 条 西 警 察 署	西条市壬生川124-1	0898-64-0110
今 治 警 察 署	今治市旭町1-4-2	0898-34-0110
伯 方 警 察 署	越智郡伯方町木浦甲4639-1	0897-72-0110
松 山 東 警 察 署	松山市勝山町2-13-2	089-943-0110
松 山 西 警 察 署	松山市須賀町5-36	089-952-0110
松 山 南 警 察 署	松山市北土居3-6-17	089-958-0110
久 万 高 原 警 察 署	上浮穴郡久万町542-4	0892-21-0110
伊 予 警 察 署	伊予市下吾川960	089-982-0110
大 洲 警 察 署	大洲市東大洲1686-1	0893-25-1111
八 幡 浜 警 察 署	八幡浜市広瀬2-1-5	0894-22-0110
西 予 警 察 署	西予市宇和町卯之町4-659	0894-62-0110
宇 和 島 警 察 署	宇和島市並松2-1-30	0895-22-0110
愛 南 警 察 署	南宇和郡愛南町御荘平城2982-2	0895-72-0110

## (10) 都道府県

	都道府県名	所在地	部局名	電話番号	消防防災 無線	TEL
			課室名			FAX
1	北海道	〒060-8588 札幌市中央区北三条西6	総務部危機対策局 危機対策課	011-204-5077	01-11 01-11	
2	青森	〒030-8570 青森市長島1-1-1	危機管理局 防災危機管理課	017-734-9089	02-221 02-229	
3	岩手	〒020-8570 盛岡市内丸10-1	総務部 総合防災室	019-629-5155	03-17 03-40	
4	宮城	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	総務部 危機対策課	022-211-2375	04-8-2375 04-8-2398	
5	秋田	〒010-8572 秋田市山王3-1-1	総務部 総合防災課	018-860-4562	05-11 05-52	
6	山形	〒990-8570 山形市松波2-8-1	防災くらし安心部 防災危機管理課	023-630-2230	06-531 06-500	
7	福島	〒960-8670 福島市杉妻町2-16	危機管理部 災害対策課	024-521-7194	07-61 07-60	
8	茨城	〒310-8555 水戸市笠原町978-6	防災・危機管理部 防災・危機管理課	029-301-2885	08-2885 08-2898	
9	栃木	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20	県民生活部 危機管理課	028-623-2136	09-7502 09-7505	
10	群馬	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1	総務部 危機管理課	027-226-2244	10-353 10-310	
11	埼玉	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	危機管理防災部 災害対策課	048-830-8181	11-68181 11-68159	
12	千葉	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	防災危機管理部 危機管理課	043-223-2175	12-7611 12-7298	
13	東京	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1	総務局総合防災部 防災対策課	03-5388-2456	13-70213 13-70096	
14	神奈川	〒231-8588 横浜市中区日本大通1	くらし安全防災局防災部 災害対策課	045-210-3430	14-9721 14-9734	
15	新潟	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1	防災局 危機対策課	025-282-1638	15-11 15-11	
16	富山	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7	総合政策局 防災・危機管理課	076-444-3187	16-3363 16-2827	
17	石川	〒920-8580 金沢市鞍月1-1	危機管理監室 危機対策課	076-225-1482	17-4289 17-6897	
18	福井	〒910-8580 福井市大手3-17-1	安全環境部 危機対策・防災課	0776-20-0308	18-111 18-113	
19	山梨	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	防災局 防災危機管理課	055-223-1432	19-2512 19-2529	
20	長野	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	危機管理部 危機管理防災課	026-235-7184	20-213 20-241	
21	岐阜	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1	危機管理部 防災課	058-272-1125	21-671 21-679	
22	静岡	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	危機管理部 危機対策課	054-221-2072	22-21 22-26	
23	愛知	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	防災安全局 災害対策課	052-954-6193	23-1128 23-4612	

	都道府県名	所在地	部局名	電話番号	消防防災 無線	TEL
			課室名			FAX
24	三重	〒514-8570 津市広明町13	防災対策部 災害対策課	059-224-2189	24-11 24-11	
25	滋賀	〒520-8577 大津市京町4-1-1	(知事直轄組織)防災危機管理局 地震・危機管理室	077-528-3432	25-820 25-850	
26	京都	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	危機管理部 災害対策課	075-414-4475	26-11 26-13	
27	大阪	〒540-8570 大阪市中央区大手前2-1-22	政策企画部 危機管理室災害対策課	06-6944-6021	27-4880 27-4870	
28	兵庫	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	企画県民部防災企画局・災害対策局 災害対策課	078-362-9988	28-30 28-40	
29	奈良	〒630-8501 奈良市登大路町30	総務部知事公室 防災統括室	0742-27-8425	29-9011 29-9210	
30	和歌山	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	総務部危機管理局 災害対策課	073-441-2262	30-82271 30-499	
31	鳥取	〒680-8570 鳥取市東町1-271	危機管理局 危機管理政策課	0857-26-7894	31-304 31-311	
32	島根	〒690-8501 松江市殿町1	防災部 防災危機管理課	0852-22-6353	32-2-5885 32-2-5930	
33	岡山	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6	知事直轄 危機管理課	086-226-7293	33-2510 33-5730	
34	広島	〒730-8511 広島市中区基町10-52	危機管理監 危機管理課	082-513-2785	34-89 34-84	
35	山口	〒753-8501 山口市滝町1-1	総務部 防災危機管理課	083-933-2360	35-72365 35-868	
36	徳島	〒770-8570 徳島市万代町1-1	危機管理部 とくしまゼロ作戦課	088-621-2281	36-9362 36-9366	
37	香川	〒760-8570 高松市番町4-1-10	危機管理総局 危機管理課	087-832-3111	37-2473 37-2479	
38	愛媛	〒790-8570 松山市一番町4-4-2	県民環境部防災局 防災危機管理課	089-912-2335	38-2317 38-2328	
39	高知	〒780-8570 高知市丸の内1-2-20	危機管理部 危機管理・防災課	088-823-9320	39-11 39-11	
40	福岡	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7	総務部防災危機管理局 防災企画課	092-643-3112	40-7022 40-7399	
41	佐賀	〒840-8570 佐賀市城内1-1-59	政策部危機管理・報道局 危機管理防災課	0952-25-7362	41-721 41-728	
42	長崎	〒850-8570 長崎市江戸町2-13	危機管理監 危機管理課	095-895-2143	42-7221 42-7228	
43	熊本	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1	知事公室 危機管理防災課	096-333-2112	43-7605 43-7610	
44	大分	〒870-8501 大分市大手町3-1-1	生活環境部 防災対策企画課	097-506-3155	44-152 44-159	
45	宮崎	〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1	総務部危機管理局 危機管理課	0985-26-7066	45-2140 45-2640	
46	鹿児島	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1	危機管理防災局 災害対策課	099-286-2276	46-9822 46-9833	
47	沖縄	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2	知事公室 防災危機管理課	098-866-2143	47-69-2090 47-69-4819	

## 21-7 愛媛県地域防災計画の沿革

作成・修正年度	作成・修正概要
作成 (S 38. 8. 2 施行) 〔地域防災計画の策定〕	災害応急対策計画を主眼として作成した。 災害予防計画及び災害復旧計画については、作成基準の項目、または作成要領の作成にとどめた。
昭和39年度 修正 (S 39. 9. 1 施行) 〔地域防災計画の修正〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害予防計画について、具体的な計画を策定した。</li> <li>2. 災害応急対策計画については、現況にあわせて修正した。</li> <li>3. 災害復旧計画については、昭和36年度以降の事業計画を揚げた。</li> </ol>
昭和43年度 修正 (S 44. 4. 14 施行) 〔地域防災計画の修正 防災会議地震部会の設置〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種計画並びに各資料を昭和43年度を起点とするものに修正した。</li> <li>2. 災害応急対策計画に 地震災害応急対策計画、海上災害応急対策計画を新たに加えた。</li> </ol>
昭和44年度 修正 (S 45. 10. 5 施行) 〔地域防災計画の修正〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害予防計画 予防事業の進捗等により、それぞれの予防計画を修正した。</li> <li>2. 災害応急対策計画 災害対策本部の組織及び事務分掌、気象予警報伝達系統、救助の支給基準、非常災害緊急自動車出動計画表等を現況にあわせて修正した。</li> <li>3. 災害復旧計画 復旧事業の進展並びに44年中災害により復旧事業計画を全面修正した。</li> </ol>
昭和45年度 修正 〔地震部会調査報告〕	「愛媛県の地質と地盤の概要」 「地震対策基礎調査報告書」 を作成した。
昭和46年度 修正 (S 46. 11. 19 施行) 〔地域防災計画の修正 石油コンビナート地帯の指定〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本編中、毎年数字の変更される部分を分離して、資料編に一括するとともに、本文の表現も変更した。</li> <li>2. 県の機構改革並びに防災主管課の名称変更に伴い、所要の修正を加えた。</li> </ol>
昭和47年度 修正 (S 47. 11. 19 施行) 〔地域防災計画の修正 石油コンビナート災害対策計画の作成〕	石油コンビナート災害対策計画を策定し、これを地域防災計画の別冊とした。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象地域を松山市、新居浜市、菊間町、松前町の県指定石油コンビナート地帯とした。</li> <li>2. 石油コンビナート災害対策協議会を設置した。</li> <li>3. 災害予防計画、災害応急対策計画を策定した。</li> </ol> 地域防災計画については、関係機関からも特に修正意見がなかったため、資料編の整理のみにとどめた。
昭和48年度 修正 (S 48. 11. 7 施行) 〔地域防災計画の修正〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 予防計画として、地すべり、山くずれ、がけくずれ災害予防計画、林野火災予防計画、海上災害予防計画を追加した。</li> <li>2. 災害対策本部組織編成表を現況にあわせて修正した。</li> <li>3. 災害応急対策計画について、動員、災害気象予警報伝達、電力施設関係、海上災害等の対策を修正し充実した。</li> <li>4. 資料編の数値等を現況に修正した。</li> </ol>
昭和49年度 修正 (S 50. 1. 22 施行) 〔地域防災計画の修正〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本年度は資料編の修正を行い、計画編については、資料編の修正に伴う必要最少限度の訂正にとどめた。</li> <li>2. 資料の作成にあたっては、実際の災害時等に活用できる利用価値の高いものとした。</li> </ol>



作成・修正年度	作成・修正概要
昭和50年度 修正 (S 51. 5. 21 施行) [石油コンビナート災害 対策計画の修正]	1. 災害予防並びに災害応急対策において、防災関係機関及び関係企業の業務、責務を具体的かつ明確化させるとともに、発災の際には関係機関相互が密接な連絡のもとに応急対策にあたることを明示した。 2. 資料編については、災害時に実際に活用できる利用度の高いものとした。
昭和51年度 修正 (S 52. 2. 18 施行) [原子力防災計画の作成]	四国電力(株)伊方発電所の運転開始(S 52. 9. 30)に先だって、計画の目的等を定めた総則、予防対策、応急対策、復旧対策を作成した。
昭和53年度 修正 (S 54. 8. 27 施行) [地域防災計画の修正]	1. 総 則 防災関係機関の業務の大綱を現況にあわせて修正した。 2. 災害予防計画 水害予防計画、地すべり、山くずれ、がけくずれ、災害予防計画、道路防災計画、気象予警報の発表、伝達計画を現況にあわせて修正した。 3. 災害応急対策計画 県の防災組織及び編成、動員計画、輸送計画、生業資金貸付計画、電力施設関係災害応急対策計画、通信施設関係災害応急対策計画を現況にあわせて修正した。
昭和54年度 修正 (S 55. 2. 27 施行) [原子力防災計画の修正]	米国スリーマイル島原発事故発生(S 54. 3. 28)及び原子力防災対策の変せんに伴い、原子力防災計画を修正した。 防災対策発動の判断基準 退避避難措置の基準 通信連絡網の整備 緊急時における調査測定機材の拡充 等を規定した。
昭和55年度 修正 (S 56. 9. 10 施行) [地域防災計画の修正 原子力防災計画の修正]	国から「原子力発電所周辺の防災対策について」(S 55. 6. 30)の指導指針に基づき、原子力防災計画を修正した。 (1) 原子力防災対策地域の範囲を規定した。 (2) 災害対策本部の設置基準について、国の準備基準を採用した。 (3) 屋内退避、コンクリート屋内退避及び避難に関する指標を明記した。 (4) その他モニタリング実施方法、緊急医療体制等を具体的に示した。 地域防災計画の修正 各計画の数値及び機構等を現況にあわせて修正した。
昭和59年度 修正 (S 60. 2. 14 施行) [地域防災計画の修正]	1. 気象予警報の発表基準を現行にあわせて修正した。 2. 地震発生時の緊急配備体制を明記した。
昭和60年度 修正 (S 61. 12. 18 施行) [地域防災計画の修正]	1. 地震災害対策について 対策本部の設置及び緊急配備体制等を明確にし、地震発生時に即応できる体制をとり、一層徹底した情報の伝達と収集を迅速かつ円滑に行うため全面修正した。 (1) 県対策本部の設置基準及び本部設置までの緊急配備体制について明記した。 (2) 津波予報等の伝達について発表要領及び伝達系統を明記した。 (3) 津波に対する自衛措置について規定した。 2. その他 (1) 現行の組織、所掌事務に合致するよう修正した。 (2) 各般にわたり現行に即した字句及び数字に修正した。

作成・修正年度	作成・修正概要
<p>昭和62年度 修正 (S 63. 7. 1 施行)</p> <p>〔地域防災計画震災対策編の策定〕</p>	<p>地震災害は、広域にわたり大規模な災害が発生するおそれがあることから、県地域防災計画震災対策編を策定した。</p> <p>(1) 目的を定めた総則 (2) 予防対策 (3) 応急対策 (4) 復旧対策を規定</p>
<p>平成 7年度 修正 (H 8. 3. 25 施行)</p> <p>〔愛媛県地震防災計画の修正〕</p>	<p>阪神・淡路大震災を契機に地域防災計画震災対策編を全面修正し、愛媛県地震防災計画を策定した。</p> <p>計画は、震度7に対応しうる計画を基本とし、特に本県震災対策の強化を図るうえで重要な</p> <p>(1) 情報連絡・伝達体制の強化 (2) 広域的な防災体制の確立 (3) ライフライン及び交通通信の確保 (4) 特殊土壌や原子力発電所立地等特殊事情への対応 (5) ボランティアの活用や災害弱者対策等について、具体的に対応。</p>
<p>平成 8年度 修正 (H10. 2. 13 施行)</p> <p>〔風水害等対策編の修正〕</p>	<p>地震防災計画の修正に伴い、県地域防災計画全体の整合性、一貫性を確保するため、新規項目の追加、内容の充実を図った</p> <p>また、県消防防災ヘリコプターなどの新たな防災システムの活用を盛り込むとともに、ロシアタンカー重油流出事故の教訓を生かし、海上災害の強化を図った。</p> <p>(1) 情報連絡・伝達体制の強化 (2) 広域的防災体制の確立 (3) ライフライン、交通通信の確保 (4) 海上災害対策の強化</p>
<p>平成 12年度 修正 (H12. 10. 27 施行)</p> <p>〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>平成11年9月に発生した茨城県東海村ウラン加工施設における臨界事故を踏まえた「原子力災害対策特別措置法」(平成12年6月施行)に合わせ、防災基本計画の原子力災害対策編が修正されたことに伴い、これに合わせて、県原子力防災計画の修正を行った。</p> <p>(1) 国が中心となった原子力防災体制の明確化 (2) 原子力防災対策のために必要なオフサイトセンターなどの整備 (3) 防災業務計画の作成など原子力事業者の防災体制の強化</p>
<p>平成 14年度 修正 (H15. 9. 3 施行)</p> <p>〔震災対策編、風水害等対策編の修正〕</p>	<p>震災対策編の修正にあたっては、次のことを基本として修正作業を行った。</p> <p>(1) 愛媛県地震被害想定調査で明らかとなった、防災上の問題点、課題等への対応 (2) 県、市町村、県民及び自主防災組織の役割分担の明確化 (3) 民間共助を求めるシステムづくりの推進</p> <p>また、風水害等対策編の修正にあたっては、震災対策編に合わせて所定の修正を行ったほか、防災基本計画の修正等を踏まえて、主に次の修正を行った。</p> <p>(1) 水防法の改正に伴う指定河川洪水予報の追加 (2) 土砂災害防止法の施行に伴う土砂災害警戒区域指定等の対策の追加 (3) 高潮災害軽減のための警戒・避難等の防災体制の強化を追加 (4) 航空災害に係る予防及び応急対策計画の追加</p>

作成・修正年度	作成・修正概要
<p>平成 15 年度 修正 (H16. 3. 31 施行)</p> <p>〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>国の防災基本計画の修正及び原子力防災指針の見直し等を踏まえて、修正作業を行った。</p> <p>(1) 防災基本計画及び原子力防災指針の改訂との整合性を図るための該当箇所の改訂</p> <p>ア 緊急被ばく医療体制を、初期、二次、三次の各医療体制に分類し、それぞれの役割分担を明確化</p> <p>イ 安定ヨウ素剤の予防服用に係る基準を改正し、それに伴う安定ヨウ素剤の備蓄数量を改訂</p> <p>ウ 原子力災害時におけるメンタルヘルス対策の追加</p> <p>エ 被ばく患者の処置を行った医療機関等に対する汚染の有無の確認及びその結果の公表を明記</p> <p>(2) 県地域防災計画（風水害対策編、震災対策編）との整合性</p> <p>ア 避難、広報、物資の確保等における自主防災組織の活動等に関する記載を追加</p> <p>イ 県内大手小売業者との協定に基づく緊急物資の確保に関する記載を追加</p> <p>(3) 前回の計画改訂以降に締結した「原子力災害時の相互応援に関する協定」やオフサイトセンターの整備に伴う所要の改訂等</p>
<p>平成 16 年度 修正 (H16. 8. 3 施行)</p> <p>〔震災対策編 第 5 編 東南海・南海地震防災対策推進計画の策定〕</p>	<p>「東南海・南海地震に係る地震防災特別措置法」に基づき、震災対策編第 5 編として「東南海・南海地震防災対策推進計画」を作成した。</p> <p>(1) 市町村における住民の津波からの円滑かつ安全な避難</p> <p>(2) 県が管理する施設における津波に対する施設の点検、整備等方針</p> <p>(3) 津波被害を想定した防災訓練</p>
<p>平成 17 年度 修正 (H18. 3. 27 施行)</p> <p>〔震災対策編、風水害等対策編の修正〕</p>	<p>平成 16 年の本県における災害対応の課題や、国の防災基本計画の修正を踏まえて、修正作業を行った。</p> <p>1 風水害等対策編、震災対策編共通</p> <p>(1) 災害への備えを实践する県民運動の展開</p> <p>(2) 災害時要援護者の避難支援体制整備のため市町による要援護者支援プランの作成</p> <p>(3) 避難所における、プライバシーや男女のニーズの違い等への配慮</p> <p>(4) 通信・輸送手段の確保等による孤立地区対策の推進</p> <p>(5) 県による災害派遣医療チーム（DMAT）の編成・派遣</p> <p>2 風水害等対策編</p> <p>○ 市町による避難準備情報の提供や地域ごとの避難勧告等の客観的基準の設定</p> <p>3 震災対策編</p> <p>(1) 県及び市町による南海地震等の減災目標の策定</p> <p>(2) 平成16年度策定の東南海・南海地震対策推進計画の震災対策編への組み入れ</p>

作成・修正年度	作成・修正概要
<p>平成 21 年度 修正 (H23. 1. 6 施行)</p> <p>〔震災対策編、風水害等対策編の修正〕</p>	<p>県災害対策本部体制の見直しや県防災対策基本条例の制定、国の防災基本計画の修正等を踏まえて、修正作業を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部体制見直しに係る修正 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対応の必要性に応じて、災害警戒本部と災害対策本部の２段階の体制とするほか、災害対策本部の事務局体制を組織人員ともに強化するとともに、対策部における部局連携対応の仕組みを創設することを柱とする体制の見直しを行い、災害対策本部機能を強化することとしたことに伴い、それぞれの体制の設置や職員参集基準等を規定</li> </ul> </li> <li>2 愛媛県防災対策基本条例の反映 <ul style="list-style-type: none"> <li>県防災対策基本条例の内容を地域防災計画に反映するとともに、条例の規定と地域防災計画の内容を対比するため、本文の横に新たに欄を設け、関係する条例の条項を明記</li> </ul> </li> <li>3 国の防災基本計画の修正事項の反映 <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の事業継続計画の策定の取組みを支援する環境整備の促進を追加</li> <li>・土砂災害警戒情報に係る規定の追加</li> <li>・緊急地震速報に係る規定の追加</li> <li>・被災者生活再建支援制度の改正に伴う修正</li> </ul> </li> <li>4 業務継続計画（BCP）の策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町の業務継続計画への取組について記載</li> </ul> </li> </ol>
<p>平成 21 年度 修正 (H23. 1. 6 施行)</p> <p>〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>県災害対策本部体制の見直しや国の防災基本計画の修正等を踏まえたほか、原子力災害と自然災害の等との複数の事象に対応する必要がある場合における複合災害対策を取り入れ、修正作業を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の状況に対応した組織体制の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部設置以前の体制を災害警戒本部体制とし、災害状況に対応した２段階の体制とするほか、災害の状況により一定割合の職員を配備する方法から、災害応急対策を行う組織ごとに参集基準を定め、必要な人員を配備する体制へ移行</li> </ul> </li> <li>2 複合災害への対応を明記 <ul style="list-style-type: none"> <li>「新潟県中越沖地震」を契機に、平成 19 年 11 月に実施した県原子力防災訓練から、一部の訓練項目で「複合災害」を想定して実施し、具体的応急対策について検証。複合災害時の対応を迅速、的確に行うため、複合災害時における対応方針や留意事項について計画（原子力災害対策編）へ反映</li> </ul> </li> <li>3 国の「防災基本計画」との整合性 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 原子力事業者における平常時からの火災等への対処に係る「自衛消防体制」の整備</li> <li>イ 原子力発電所内で火災が発生した場合における、原子力事業者と消防機関の連携</li> <li>ウ 被ばく医療体制における初期、二次、三次被ばく医療機関の役割の見直し、具体化</li> </ul> </li> </ol>

作成・修正年度	作成・修正概要
<p>平成 22 年度 修正 (H23. 7. 27 施行)</p> <p>〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>平成 22 年 10 月 1 日に愛媛県原子力センターを設置したことに伴い、「緊急時環境モニタリングの実施」に係る内容を修正。</p>
<p>平成 24 年度 修正 (H24. 10. 30 施行)</p> <p>〔津波災害対策編の策定 震災対策編、風水害等対策編の修正〕</p>	<p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を教訓に「愛媛県地域防災計画検討会」や「津波災害対策検討会」を設置し、とりまとめた地域防災計画の見直しの方向性や、国の防災基本計画の修正、災害対策基本法の改正内容を踏まえて地域防災計画を修正した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 津波災害対策編の新設</li> <li>2 国の防災基本計画の修正、災害対策基本法の改正事項の反映 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成 23 年 12 月 27 日防災基本計画修正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「津波災害対策編」の新設</li> <li>・東日本大震災を踏まえた地震・津波想定の実施</li> <li>・最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映</li> </ul> </li> <li>(2) 平成 24 年 6 月 27 日災害対策基本法改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模広域な災害に対する即応力の強化</li> <li>・大規模広域な災害時における被災者対応の改善</li> <li>・教訓伝承、防災教育強化等による防災意識の向上</li> </ul> </li> <li>(3) 平成 24 年 9 月 6 日防災基本計画修正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法の改正事項の反映</li> <li>・中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告の反映</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>3 地域防災計画の見直しの方向性に係る修正 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成 23 年 4 月に「愛媛県地域防災計画検討会」を設置し、本県における防災対策の課題洗い出しと対策の検討を行い、61 項目にのぼる計画修正の方向性をとりまとめた。</li> <li>(2) 平成 23 年 7 月に「愛媛県津波災害対策検討会」を設置し、巨大津波に対する課題を洗い出し、ソフト対策を中心にその方向性をとりまとめた。</li> </ol> </li> </ol>
<p>平成 24 年度 修正 (H25. 2. 20 施行)</p> <p>〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災教訓に、「愛媛県原子力防災対策検討協議会」を設置し、防災対策の課題や対策を検討するとともに、「原子力防災広域避難訓練」を実施・検証し、「原子力防災対策における当面の方針について」をとりまとめた。</p> <p>また、国においても、原子力災害対策特別措置法の改正、防災基本計画の修正、原子力災害対策指針を策定したことを踏まえ、地域防災計画を修正した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力防災対策重点区域の設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の設定 原子力施設を中心として概ね半径 5km の地域（伊方町）</li> <li>・緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）の設定 原子力施設を中心として概ね半径 30km の地域から PAZ を除いた地域（伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町）</li> </ul> </li> <li>2 原子力防災対策重点区域拡大に伴う地域の防災体制の強化 (通信連絡体制、防災資機材の拡充)</li> <li>3 広域避難への対応 (市町の枠組みを越えた避難計画作成や対応)</li> </ol>

作成・修正年度	作成・修正概要
<p>平成 25 年度 修正 (H25. 7. 12 施行)</p> <p>〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>原子力災害対策指針が改定され、「緊急時における判断及び防護措置実施基準」及び「緊急時モニタリング等の在り方」、「緊急被ばく医療の在り方（安定ヨウ素剤の配布・服用）」が反映されたことから、地域防災計画を修正した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急事態区分及び重点区域区分等に応じた防護措置の準備及び実施 (緊急事態区分(EAL)等に応じた予防的防護措置、防護措置実施の判断基準(OIL))</li> <li>2 緊急時モニタリング体制の整備及び実施 (緊急時モニタリングセンターの体制準備、要員・資機材動員計画及び緊急時モニタング計画等の作成)</li> <li>3 緊急被ばく医療体制の整備及び実施 (安定ヨウ素剤の P A Z 内への事前配布、服用指示及び服用の方法等)</li> </ol>
<p>平成 25 年度 修正 (H26. 3. 27 施行)</p> <p>〔津波災害対策編、地震災害対策編、風水害等対策編の修正〕</p>	<p>災害対策基本法の改正とこれに伴う防災基本計画の修正、愛媛県地震被害想定調査結果等を踏まえて、地域防災計画を修正した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策基本法の改正、防災基本計画の修正事項等の反映 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災の基本方針の拡充</li> <li>(2) 平素からの防災への取組の強化</li> <li>(3) 大規模災害への即応力の強化</li> <li>(4) 住民等の円滑かつ安全な避難の確保</li> <li>(5) 被災者保護対策の改善</li> <li>(6) 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興</li> </ol> </li> <li>2 愛媛県地震被害想定調査の反映 平成 25 年度に公表した新たな地震被害想定について記載</li> </ol>
<p>平成 25 年度 修正 (H26. 3. 27 施行)</p> <p>〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>原子力災害対策指針及び原子力災害対策特別措置法施行令の改正とこれに伴う防災基本計画の修正事項等を踏まえて、地域防災計画を修正した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力緊急事態区分を判断する詳細な E A L（緊急時活動レベル）の具体化 (警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態を判断する EAL の明記)</li> <li>2 防災基本計画の修正事項等の反映</li> </ol>
<p>平成 26 年度 修正 (H26. 11. 28 施行)</p> <p>〔津波災害対策編、地震災害対策編、風水害等対策編の修正 南海トラフ地震防災対策推進計画の策定〕</p>	<p>「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、南海トラフ地震防災対策推進計画に係る事項を、津波災害対策編及び地震災害対策編に盛り込んだ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に係るその具体的な整備目標及び達成期間の設定</li> <li>(2) 南海トラフ地震の発生に伴う津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助</li> <li>(3) 関係者との連携協力の確保</li> </ol>

作成・修正年度	作成・修正概要
<p>平成 27 年度 修正 (H27. 8. 18 施行)</p> <p>〔津波災害対策編、地震災害対策編、風水害等対策編の修正〕</p>	<p>災害対策基本法等の改正と防災基本計画の修正、新たに県が策定した計画などを地域防災計画に反映した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策基本法・防災基本計画改正の反映（道路管理者による放置車両等の移動等）</li> <li>2 土砂災害防止法改正の反映</li> <li>3 えひめ震災対策アクションプランの策定、愛媛県広域防災活動要領の策定の反映</li> </ol>
<p>平成 27 年度 修正 (H27. 8. 18 施行)</p> <p>〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>原子力災害対策指針の改正及び防災基本計画の修正等を地域防災計画に反映した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 内閣府防災専門部署新設による命令系統等の変更及び地域原子力防災協議会の設置</li> <li>2 愛媛県緊急時モニタリング計画の反映</li> <li>3 緊急時予測システムに関する記載の削除</li> </ol>
<p>平成 28 年度 修正 (H29. 3. 29 施行)</p> <p>〔津波災害対策編、地震災害対策編、風水害等対策編の修正〕</p>	<p>災害対策基本法等の改正と防災基本計画の修正、新たに県が策定した計画などを地域防災計画に反映した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策基本法・防災基本計画改正の反映（放置車両等の移動等の実施主体に港湾管理者及び漁港管理者を追加）</li> <li>2 愛媛県防災対策基本条例の改正の反映</li> <li>3 愛媛県地域強靱化計画の策定の反映</li> <li>4 愛媛県災害廃棄物処理計画の策定の反映</li> <li>5 避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴い「避難準備情報」等の名称について変更</li> </ol>
<p>平成 29 年度 修正 (H29. 9. 11 施行)</p> <p>〔津波災害対策編、地震災害対策編、風水害等対策編の修正〕</p>	<p>防災基本計画の修正及び平成 28 年熊本地震を県独自に取りまとめた「熊本地震の課題と本県の現状等及び課題への対応」の内容等を地域防災計画に反映した。（下線は県独自項目）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県及び市町の物資拠点の開設及び避難所までの輸送体制の強化</li> <li>2 住家被害認定調査や罹災証明書の交付に関する体制の強化</li> <li>3 避難勧告等の対象者及び取るべき避難行動を明確にし、積極的な避難行動の喚起</li> <li>4 <u>物資供給マニュアルの作成や情報共有方法を検討し、物資供給体制の強化</u></li> <li>5 <u>福祉避難所の運営訓練や物資配備等の支援</u></li> <li>6 <u>災害対応業務に従事した職員を応援職員として防災担当課への兼務発令</u></li> <li>7 <u>スマートフォン向け避難支援アプリを構築し、災害時の円滑な避難を支援</u></li> </ol>

作成・修正年度	作成・修正概要
<p>平成 29 年度 修正 (H29. 9. 11 施行) 〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>原子力災害対策指針の改正及び防災基本計画の修正等を地域防災計画に反映した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難等の実施方針の確認及び共有</li> <li>2 複合災害時における屋内退避中の避難指示</li> <li>3 原子力災害医療体制の強化</li> <li>5 緊急時活動レベル（EAL）の見直し</li> <li>6 予防避難エリアの明確化</li> <li>7 広域避難計画における複数の避難経路の設定</li> </ol>
<p>令和元年度 修正 (R 1. 6. 10 施行) 〔津波災害対策編、地震災害対策編、風水害等対策編の修正〕</p>	<p>防災基本計画の修正及び平成 30 年 7 月豪雨災害対応検証委員会により取りまとめた「平成 30 年 7 月豪雨災害における初動・応急対応に関する検証報告書」の内容等を地域防災計画に反映した。（<u>下線は県独自項目</u>）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町における洪水予報河川等への避難勧告等の発令基準の策定</li> <li>2 要配慮者利用施設の管理者による避難確保計画の作成</li> <li>3 被災市区町村応援職員確保システムに基づいた応援要請</li> <li>4 <u>防災士の資格取得の促進、地域防災リーダーの養成等</u></li> <li>5 <u>県内市町間のカウンターパート方式による相互応援</u></li> <li>6 <u>発災前からの関係機関の連携による警戒体制の強化</u></li> <li>7 <u>罹災証明書の交付体制の整備</u></li> </ol>
<p>令和元年度 修正 (R 1. 6. 10 施行) 〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>防災基本計画の修正及び原子力災害拠点病院等の施設要件の改正等を、地域防災計画に反映した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 複合災害時における防護措置の明確化</li> <li>2 原子力災害拠点病院等の基本的役割の明確化</li> <li>3 冷却告示を受けた施設の原子力災害対策重点区域の設定</li> <li>4 緊急時活動レベル（EAL）の修正</li> </ol>
<p>令和 2 年 2 月 修正 (R 2. 2. 20 施行) 〔津波災害対策編、地震災害対策編、風水害等対策編の修正〕</p>	<p>防災基本計画の修正及び令和元年台風 19 号等の被災地支援の知見等を踏まえた内容等を地域防災計画に反映した。（<u>下線は県独自項目</u>）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 5 段階の警戒レベルでの防災情報の提供</li> <li>2 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</li> <li>3 行政、社協、NPO・ボランティア等の三者連携「情報共有会議」の整備等</li> <li>4 液状化ハザードマップの作成・公表</li> <li>5 <u>市町における受援計画の策定</u></li> <li>6 <u>避難所ごとの運営マニュアルの策定</u></li> </ol>



作成・修正年度	作成・修正概要
令和2年2月 修正 (R2.2.20 施行) (原子力災害対策編の修正)	国の原子力災害対策指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改正等を、地域防災計画に反映した。 1 安定ヨウ素剤の配布方法の修正 2 安定ヨウ素剤の服用対象者等
令和3年2月 修正 (R3.2.2 施行) (津波災害対策編、地震災害対策編、風水害等対策編の修正)	防災基本計画の修正及び県の防災対策等の見直し等を踏まえて、地域防災計画を修正した。 1 防災基本計画の修正内容の反映(令和元年東日本台風及び房総半島台風に係る検証を踏まえた修正) (1) ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知 (2) 避難に関する情報の理解促進、被災者への情報提供の体制整備 (3) 事業者における停電・通信障害発生時の被害状況把握 (4) 重要施設の非常用電源対策の促進 2 新型コロナウイルス等感染症対策の反映 (1) 新型コロナウイルスを含む感染症対策を踏まえた、県民による分散避難の事前検討 (2) 避難所運営における新型コロナ感染拡大防止のための「対策ガイドライン」の活用 3 その他の見直し (1) 自主防災組織等への男女共同参画の強化 (2) 新たに締結した愛媛県消防団広域相互応援協定の反映
令和3年2月 修正 (R3.2.2 施行) (原子力災害対策編の修正)	防災基本計画及び伊方発電所原子力事業者防災業務計画の修正並びに新型コロナウイルス等感染症対策を地域防災計画に反映した。 1 原子力被災者生活支援チームの早期設置 2 緊急時活動レベル(EAL)の修正 3 原子力事業者における損害賠償請求等に係る対応体制の早期設置 4 新型コロナウイルス等感染症対策の反映 (1) 「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」(内閣府作成)を踏まえた防護措置の考え方の追加 (2) 避難所運営における新型コロナ感染拡大防止のための「対策ガイドライン」(県作成)の活用
令和4年2月 修正 (R4.2.25 施行) (津波災害対策編、地震災害対策編、風水害等対策編の修正)	防災基本計画の修正等の見直し等を踏まえて計画を修正した。 1 防災基本計画の修正内容の反映(令和元年東日本台風及び房総半島台風に係る検証を踏まえた修正) (1) 避難勧告と避難指示の一本化など、避難情報のあり方を見直し (2) 避難行動要支援者の個別避難計画作成の努力義務化 (3) 災害発生前から広域避難に関する自治体間協議等を実施 2 新型コロナウイルス等感染症対策の反映 (1) 避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等 (2) 自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供 3 その他の見直し (1) 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保 (2) 正常性バイアスの克服等の適切な避難行動のための理解促進 (3) 医療救護対策等の後方医療機関に災害拠点精神科病院を追記

作成・修正年度	作成・修正概要
<p>令和4年2月 修正 (R4.2.25 施行) 〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>防災基本計画の修正及び原子力災害対策指針の改定並びに伊方発電所原子力事業者防災業務計画の修正を地域防災計画に反映した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 P A Z内及び予防避難エリアの全ての妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者等を施設敷地緊急事態要避難者とするなど施設敷地緊急事態要避難者の定義の変更</li> <li>2 「伊方発電所2号機冷却告示」や「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」の改正等に伴う緊急時活動レベル（E A L）の修正</li> </ol>
<p>令和5年2月 修正 (R5.2.28 施行) 〔津波災害対策編、地震災害対策編、風水害等対策編の修正〕</p>	<p>防災基本計画の修正等の見直し等を踏まえて計画を修正した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度に発生した災害を踏まえた修正 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 盛土による災害の防止に向けた対応</li> <li>(2) 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化</li> <li>(3) 海外で大規模噴火が発生した場合等の津波における避難指示の適切発令</li> </ol> </li> <li>2 関係法令の改正を踏まえた修正 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 津波対策の推進</li> <li>(2) 線状降水帯に関する情報の追加</li> </ol> </li> </ol>
<p>令和5年2月 修正 (R5.2.28 施行) 〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>防災基本計画の修正及び原子力災害対策指針の改定を地域防災計画に反映した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災基本計画の修正及び原子力災害対策指針の改正内容の反映 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 内部被ばくによる健康影響評価のための甲状腺被ばく線量モニタリングの実施</li> <li>(2) 原子力災害拠点病院等の定義の修正</li> </ol> </li> <li>2 海上モニタリング体制の具体化 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 伊方町における住民の安全安心のための海上モニタリングの実施</li> </ol> </li> </ol>